第七回国会
衆議院

委員会議録附録（其の一）

内閣委員会報告書

〔第七号参照〕

社会保障制度審議会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

社会保障制度審議会は、米国社会保障制度調査団の勧告に基き、昭和二十三年同設置法により設置されたのであるが、その後の運営に徴するに、現下の緊迫した社会需要に応じべき真に権威ある総合的社会保障制度の体系を確立するためには、是非とも事務局を設けて、各省庁の立場に拘束されない自主的且つ総合的見地から、調査、研究、立案に当るべき職員を充実せしめる必要が認められるに至つたので、新たに事務局を設けると同時に常務委員及び書記を廃して、これらの職務はすべて会長の命を受けて事務局長が掌理することに改め、公布の日から施行しようとするのが、本案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本案は、現下の事態にかんがみ必要にして妥当と認められるので、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月三日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

日本国憲法第八條の規定による議決案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

皇室経済法の規定によれば、天皇及び皇室経済法第四條第一項に規定する皇族が一年内になされる賜與又は譲り受けの財産の価額の限度が百二十万円を超える場合は、すべて国会の議決を要することとされているが、災害罹災者に対する見舞、あるいは各種の奨励等のためになされる賜與の価額は一年間に二百五十万円近くに上ると見込まれ、且つ、これらはその都度国会の議決を経ることが事実上困難である場合も多く、又その目的も定まつているので、昭和二十五年度においても、右価額の限度を前年度議決と同額の二百五十万円と議決しようとするのが、この議決案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本案は、昨年度の議決と同様に、必要にして妥当と認められるので、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月三日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

「第九号参照」

郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案の要旨及び目的は、行政機構簡素化のため、郵政省の附属機関である簡易生命保険郵便年金事業審議会を廃止し、同審議会の所掌事務を郵政審議会に移管することとし、昭和二十五年三月一日から施行しようとするのである。

二、議案の修正議決理由

本案は、国政運営上必要且つ妥当と認められるが、施行期日は四月一日と改めることを適切と認め、別紙の通りこれを修正議決した。

右報告する。

昭和二十五年三月十五日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

郵政省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附　則

この法律は、昭和二十年三四月一日から施行する。

法務府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案の主なる点は五項目に及び、第一は、弁護士法の改正に伴い、法務総裁官房の所掌事務に関する規定の調整を行い、第二は、検察官をして新刑事訴訟法の運用に遺憾なからしめるため、法務府の附属機関として検察研究所を設置し、第三は、訟務及び人権擁護に関する事務増加の実情にかんがみ、これらの事務を地方法務局にも法務局同様取扱わしめることとし、第四は、検察研究所の設置及び地方法務局の所掌事務の拡充等に伴い、法務府及びその所管各庁に置かれる職員（検察庁の職員を除く。）のうち検事をもつて充てうる職員の数を二十五人増加して百十五人に定め、第五は、別表の改正で、即ち、別表二は、審議会等の整理縮減、別表三は、地方法務局の所掌事務の拡大に伴う字句の修正であり、別表四は、四箇所の刑務支所をいずれも刑務所に昇格せしめるものである。

なお、附則において関係法令の整理を行うとともに検察研究所、検事をもつて充てうる職員の数及び刑務所に関する改正規定は四月一日から、その他の規定は、公布の日から施行しようとするものである。

二、議案の可決理由

本案は、国政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

三、施行に要する経費

昭和二十五年度一般会計予算において、総額六千五百二十五万九千八百二十七円が計上されている。なお、その内訳は次の通りである。

一、検察研究所設置関係　二千百万円

一、刑務所昇格関係　三千九百六十二万一千六百円

一、検事をもつて充て得る人員の増加のための費用　四百六十三万八千二百二十七円

右報告する。

昭和二十五年三月十五日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

文部省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案において改正を加えんとする主なるものは二つであり、いずれも行政機構簡素化を目的とするものである。即ち、その一つは、文部省の地方支分部局として全国八箇所に設置されてある文部省教育施設部出張所を廃止せんとするものである。同出張所は従来国立学校の建築工事の設計及び現場監督並びに臨時物資需給調整法に基く物資に関する事務を取扱つて来たのであるが、近来右のうち物資に関する事務は統制の縮減等により減少することとなつたので、この際同出張所を廃止することとし、国立学校の営繕工事の実施指導等のためには技術職員を全国の主要な国立大学数箇所に派遣して事務の遂行に支障なからしめんとするものである。他の一つは、従来文部省の

附属機関として置かれてあつた二十四の各種審議会等を整理統合して十八に減じようとするものである。即ち、職業教育及び職業指導審議会を教育課程審議会に、青少年教育審議会及び労働者教育審議会を社会教育審議会に、またローマ字調査審議会を国語審議会にそれぞれ統合し、更に教職員養成審議会及び教員検定審査会を統合して教育職員免許等審議会を、教科用図書審議会及び教科用図書検定調査会を統合して教科用図書検定調査審議会を、それぞれ新たに設けんとするものである。

二、議案の可決理由

本案は、国政運営上必要且つ妥当と認めこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年三月十五日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十一号参照〕

外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案における改正の主なるものは二点であつて、その一は、行政機構簡素化のため、中央連絡協議会並びに出入国管理連絡協議会を廃止するとともに、在外公館等借入金整理準備審査会法に基く在外公館等借入金整理準備審査会を設けようとするものである。

他の一は、連合国軍民事機構における府県単位の民事部の廃止に伴い、関東地方民事部の重要性がとみに加わつたので、これに対応して、新たに関東連絡調整事務局を設置し、これをして関東地方民事部との連絡に当らせようとするものである。

なお、附則において、関係法令の整理を行い、且つ公布の日から施行すべき旨を定めている。

二、議案の可決理由

本法律案は、国政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年三月二十七日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

電気通信省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案における主なる改正は二点であつて、その一は、経済の復興による生産の向上等によつて近来よくやく資材の需給関係が緩和され、資材の入手には、ほとんど困難を感じなくなつたので、電気通信調整審議会による電気通信に関する機器、設備及び工事の統制を撤廃することとして同審議会を廃止せんとするものである。他の一つは、従来電波監理業務は電気通信省の外局たる電波庁の所掌に属していたのであるが、今回電波庁を廃して新たに委員会形態による電波監理委員会を設置することに伴い、これが関連規定を電波監理委員会設置法に移すこととして、これを電気通信省設置法から削除せんとするものである。以上二点から所要の改正を加えて、電波監理委員会設置法施行の日から施行しようとするのが、本案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案は、国政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年三月二十七日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案の要旨及び目的は、行政機構の簡素化を図るため、総理府の附属機関として設置されてある各種審議会等を整備し、四月一日から施行せんとするものである。すなわち、交通事業調整審議会は、昭和十三年陸上交通事業調整法により陸上交通事業の調整上必要な事項を調査審議するため設置されたのであるが、終戦後はほとんど活動停止の状態にあり、地方制度調査会は、新憲法の制定に即応して地方自治制度の根本的改革を図る必要から設置されたのであるが、答申完了によつてその使命を大体果し、又地方税審議会は地方税法に基き地方税に関する審査を行うため設置されたのであるが、シャウプ勧告に基き地方税制の根本的改革に伴い、新たな構想による新機関がその機能を受け継ぐこととなつたので、この際これらの三機関を廃止するとともに、新たに中央青少年問題協議会を附属機関の一に加えんとするものである。同協議会は第五回国会における衆、参両院の決議に基き、昨年六月閣議決定をもつて、青少年の指導、保護及び矯正に関する総合的施策を樹立し、その適正な実施を図るため、内閣に設置されたのであるが、じ来青少年問題に関し、総合的な対策を樹立してこれを政府に答申するとともに、対策の実施についても有力な助言者として活発な活動を続け、その実績見るべきものがある。

青少年不良化、犯罪化の傾向が、なお極めて憂うべき状態にある今日、右協議会に法的根拠を付与してその機能を一段と発揮させるため、これを総理府の附属機関たらしめんとするものである。

二、議案の可決理由

本法律案は、国政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年三月二十七日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、新聞出版用紙の割当制度を明年三月三十一日限り廃止しようとするものである。即ち、新聞出版用紙の割当は、臨時物資需給調整法に基き、新聞出版用紙の割当に関する法律により実施されて来たのであるが、近来用紙の生産事情が好転し、これが需給関係は著しく改善されたのみならず、この割当制度の基本法である臨時物資需給調整法の存続期限が明年三月三十一日までと改正されることとなつたので、これらの事情にかんがみ、この際新聞出版用紙の割当制度の存続期限を定めることとし、附則に改正を加えて、新聞出版用紙の割当に関する法律は昭和二十六年四月一日にその効力を失うこととし、公布の日からこれを施行しようとするものである。

二、議案の可決理由

本案は、国政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年三月二十七日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、行政機構簡素化のため、厚生省の附属機関として設けられてある三十七の各種審議会等を整理統合して、これを二十一に減じようとするものであつて、即ち、国民体力審議会等五の審議会を廃止するとともに、医師国家試験審議会等二十の各種審議会を、医師試験審議会等八の各種審議会に統合し、新たに死体解剖資格審査会を加えようとするものである。

二、議案の可決理由

本案は、国政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した
右報告する。
昭和二十五年三月二十七日
内閣委員長　鈴木　明良
衆議院議長幣原喜重郎殿

運輸省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本案は、運輸省の附属機関たる船舶試験所を廃止し、運輸に関する総合的試験所研究機関として、新たに運輸技術研究所を設置するとともに、行政機構簡素化の立場から同省に設置されてある参與制度並びに附属機関たる特別地区船員職業安定審議会を廃止し、更に国家行政組織法の別表（二）の中の運輸省関係について、不備な点を改正しようとするものである。
二、議案の可決理由
本案は、国政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。
三、施行に要する経費
運輸技術研究所に必要な経費として、昭和二十五年度一般会計予算において、八千四百四十八万三千円が計上されている。
右報告する。
昭和二十五年三月二十七日
内閣委員長　鈴木　明良
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十二号参照〕

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本案は、特別調達庁の所掌事務のうちから調達の現業関係事務を分離して、これを新設する東京特別調達局に取扱わしめ、同庁は專ら調達に関する企画立案並びに地方局の指導監督に当ることとして、その内部部局を従来の五部制から四部制に改めるとともに、部の次長九人を四人に減じ、減じた部長と次長をもつて東京特別調達局の長及び次長に充てることとしている。
又、終戦処理費の所管が大蔵省から総理府に移ることに対応して各部の所掌事務を改め、従来長官の諸間機関として設けられてあつた五の審議会を三に減じて、これを設置法において規定した。
なお、漸増する接収不動産事務特に解除不動産補償事務と解除財産処理事務に万全を期するため、同庁の地方支分部局たる特別調達局に新たに、局長官房を設けるとともに、当分の間置くこととされていた管材部を管財部と改称して、明確に五部制とし、同庁役職員で同庁設置法により国家公務員となつた者について旧法による同庁の勤務年月を恩給年限に通算しようとするものである。
二、議案の可決理由
本案は、国政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。
右報告する。
昭和二十五年三月二十八日
内閣委員長　鈴木　明良
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十三号参照〕

北海道開発法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本案は、北海道における資源の総合的開発に関する基本的事項を規定することを目的とし、北海道総合開発計画の樹立並びにこれに基く事業を昭和二十六年度から実施する等総合開発計画に関する事項について規定するとともに、総理府の外局として、国務大臣を長とする北海道開発庁を設置し、同庁をして、右開発に関する事務の調整及び推進を專管せしめることとしている。なお、関係行政機関との連絡調整に当らしめるため関係行政機関の職員のうちから、長官がこれを命ずる非常勤の参與十人以内を置き、又衆議院議員五人、参議院議員三人、北海道知事、北海道議会議長及び学識経験者等について、内閣総理大臣の任命する任期二年、非常勤の委員二十人以内をもつて組織する北海道開発審議会を設置している。
二、議案の可決理由
本案は、国政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。
三、本案施行に要する経費
北海道総合開発審議会に要する経費として、昭和二十五年度一般会計予算に、八百二十三万円が計上されている。
右報告する。
昭和二十五年三月三十日
内閣委員長　鈴木　明良
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十四号参照〕

社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本案は、行政機構簡素化の一環として、厚生省の所管にかかる社会保険関係の各種審議会等を整理統合しようとするものである。
二、議案の可決理由
本案は、国政運営上必要且つ妥当と認めこれを可決すべきものと議決した。
右報告する。
昭和二十五年三月三十一日
内閣委員長　鈴木　明良
衆議院議長幣原喜重郎殿

国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
国家公務員の職階制に関する法律案の職級に関する規定に対応して、各行政機関の内部部局の長には、職階制による職級の名称の外に組織上の名称として局長、部長及び課長の名称を附することを明示し、且つ各行政機関に置かれる官房長、官房次長及び局又は部の次長の職の設置については、すべて法律によらねばならぬこととし、更に府、省、本部の官房又は局に置かれている部、及び庁に置かれている局の存続期間を一年延長しようとするものである。
二、議案の修正議決理由
本案は、国政運営上概ね妥当と認めるが、第二十條の規定は第一項第二項ともに、その規定せんとする事項を遺漏なく規定していないと認められるので、これを補完するため、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年三月三十一日
内閣委員長　鈴木　明良
衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

国家行政組織法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第二十條を次のように改める。
第二十條　第七條の局、部及び課には、それぞれ、その長を置くものとし、その長には、職階制による職級の名称の外、それぞれ左の組織上の名称を付するものとする。

局長
部長
課長

2　第七條の官房○に長、次長若しくはこれに準ずる職を置く場合又は同

○若しくは委員会の事務局

○官房、○局若しくは部○に次長若しくは委員会の事務局はこれに準ずる職を置く場合は、法律の定めるところによらなければならない。府及び省にその所掌事務の一部を総轄整理する職を置く場合も、また同様とする。

○又は庁若しくは委

第二十二條の次に次の一條を加える

（組織上の職名）

第二十二條の二　この法律の規定に基く職には、

職階制による職級の名称の外、それぞれ当該組織上の名称を付するものとする。

附則第二十四條の二中「昭和二十五年五月三十一日」を「昭和二十六年五月三十一日」に改める。

3　第二十條の規定は、前二項の規定により部又は局を置く場合に、準用する。

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、従来大蔵省の所掌していた賠償施設処理費の全部及び特殊財産処理費の一部の経理を賠償庁に移管し、業務と経理の所掌関係を一にし、もつて事務の簡易化と能率化を図らんとするものである。

二、議案の修正議決理由

本案は、国政運営上必要且つ妥当と認められるが、本法施行期日が四月一日とあるのは妥当でないので、これを別紙の通り修正議決した。

右報告する。

昭和二十五年三月三十一日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案

（小字及び――は修正）

賠償庁臨時設置法の一部を次のように修正する。

附　則

この法律は、○公布の日から施行し、○昭和二十五年四月一日から適用施行する。

〔第十八号参照〕

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案の主なる点の一は、現行給与法令が適用される前の俸給を基礎として、計算されている恩給年額の改訂であつて、昭和二十三年六月三十日以前並びに同年七月一日から昭和二十三年十一月三十日以前に給与事由の生じた恩給について、現行給与法令による俸給を基礎として計算した場合の恩給年額に改定し、昭和二十五年一月分から支給しようとするのである。

二は、増加恩給又は傷病年金の家族加給及び扶助料の扶養遺族加給の増額で、公務傷病恩給の家族加給又は扶養遺族加給の額について、現行の一人年額二千四百円を昭和二十五年一月から、四千八百円に増額支給しようとするのである。

三は、多額所得者の普通恩給の一部停止に関するもので、従来の恩給年額、一万五千円以上で、恩給外の所得年額二十万円をこえる者に、改めようとするものである。

四は、新たに恩給法上の公務員となつたものに関する恩給法上の措置に関するものであり、その一は、海上保安士たる海上保安官を、恩給法上、警察監獄職員として指定しようとするのである。その二は、恩給法上準公務員であつた特定郵便局長が引き続いて、公務員たる郵便局長となつたものについて、その準公務員としての在職年の二分の一を公務員としての在職年に通算しようとするのである。

五は、恩給法上の特殊公務及び在職年の加算に関するもので、その一は、恩給法上の公務員が、職務をもつて、海難、火災、その他の災害による危険を救助するに当り危険を予断し得るにかかわらず、これを冒して、その職務を執行したため受けた傷い、疾病及び職務をもつて、機雷の掃海作業中に受けた機雷による傷い、疾病を、特殊公務によるものとして取り扱い、その二は、海上保安庁の木船にして排水量百五十トン以下の巡視船又は排水量二百五十トン以下の掃海船の乗員としての勤務を不健康業務の加算のつく業務と指定し、その三は、静岡県賀茂郡神子元島及び福岡県糸島郡烏帽子島を「辺ぴ又は不健康地域」の加算のつく地域に指定しようとするのである。

六は、地方公務員に対する恩給法の準用規定の整備に関するもので、団家公務員であつた者が、引き続いて、地方公務員となつた場合における恩給関係規定の整備を行うものである。

七は、図書館法の制定並びに建設省建築出張所及び、教護院の職員の都道府県移管に伴う措置であつて、恩給法準用の善後措置を規定するものである。

二、議案の可決理由

最近の経済状況の推移並びに一般公務員の給与ベースの引上げの事実にかんがみ、その措置は適切であり、なお、改正点も妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費

昭和二十五年度恩給予算額は、五十六億二千六百三十一万四千円で、昨年度より、二十二億八千四百三十九万九千円増額されるとともに、恩給額改定事務に必要な経費として、新たに、一千六万二千円計上されてあり、合計二十二億九千四百四十六万一千円が本案の施行に当てられている。

右報告する。

昭和二十五年四月十七日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

経済安定本部設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、経済安定本部の機構を整備簡素化せんとするものである。その内容の主なるものは、

1　本部の任務を広く経済法令の励行の確保に改めること。

2　本部について、生産及び動力の二局を統合して産業局とし、生活物資局を民生局と改称するとともに、貿易局の所掌事務として、外国為替及び外国貿易管理法の制定に伴い、新たに関係審議会の事務を行わせることとし、従来の次長十一人を九人に減ずること。

3　従来、本部に附置されていた企業会計基準審議会、国民所得調査連絡協議会、河川総合開発調査審議会及び土地調査準備会を設置法に規定すること。

4　地方支分部局である地方経済安定局、地方物価局及び管区経済調査庁を廃止し、本部、物価庁及び経済調査庁の共通の地方機関として、管区経済局を全国八箇所に設置し、従来都道府県にある地方経済調査庁を地方経済調査局と改め、管区経済局の下部機関とすること。

5　本部の存続期間に関する規定を廃止するとともに、価格改訂による価格差益徴収の事務を大蔵省に移管すること。

二、議案の可決理由

本案は、国政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月十七日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

経済情勢の推移に即応して、通商産業省の組織を整備するため、通商産業省、工業技術庁及び中小企業庁各設置法の一部をそれぞれ改正しようとするものである。即ち、その主なるものは、通商産業省設置法においては、通商産業行政の重点を物資行政から企業行政、なかんずく企業合理化行政の推進に指向する旨を同省の任務のうちに特に規定すること、米国対日援助物資の特殊性にかんがみ、これが専管局として新たに臨時通商業務局を設けること、調達賠償部及び地方電気審議会を廃止すること並びに資源庁の石炭管理局及

び石炭生産局を統合して炭政局とすることであり、工業技術庁設置法においては、新たに長官官房を設けることであり、中小企業庁設置法においては、中小企業行政の強力化を図るため、同庁の所掌事務及び権限について整備することである。

二、議案の修正議決理由

本案は、国政運営上概ね妥当と認めるが、通商産業省設置法に関しては、輸出信用保険法及び輸出信用保険特別会計法の施行に伴い、その経理事務を通商振興局経理部に所掌せしめるとともに、通商産業局においても輸出信用保険の事務を取り扱わしめること、又今後貿易公団の全面的縮小が予想されるので、政府輸入業務を臨時通商業務局に所掌せしめること、工業技術庁設置法に関しては、工業技術協議会の委員の任命権者を国家公務員法に従つて工業技術庁長官とすること。

附則に関しては、本法の施行期日を公布の日と改め、都道府県商工資材事務所の廃止に伴い、都道府県吏員となる者に対する恩給継続の規定は、四月一日に遡つて適用すること、商工資材事務所の物品を都道府県に無償で譲渡すること等明記することを必要と認め、別紙の通り修正することを必要と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月十七日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

（通商産業省設置法の改正）

第一條　通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第五條―第十五條）」を「（第五條―第十五條の二）」に改める。

第三條第二号の次に次の一号を加え、同條第八号中「及び工業品規格」を削る。

二の二　商鉱工業の合理化を促進するため必要な指導、あつ旋及び助成に関する事務

第四條第一項第十四号中「許可すること。」を「制限し、又は禁止すること。」に改め、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　輸出及び輸入に関し税関長を指揮監督すること。

第五條第一項中「八局」を「九局」に、「通商鉄鋼局」を「通商鉄鋼局、臨時通商業務局」に改め、同條第二項を次のように改める。

2　大臣官房に調査統計部を、通商振興局に経理部を、通商機械局に電気通信機械部及び車両部を、通商化学局に化学肥料部を置く。

第六條第五項中「及び通商繊維局」を「、通商企業局及び臨時通商業務局」に改める。

第七條第一項第五号及び第六号中「貿易特別会計」の下に「、輸出信用保険特別会計、米国対日援助物資等処理特別会計」を加え、同項第八号を次のように改め、同條第二項中「第八号から第十号まで」を「第八号及び第九号」に改める。

八　調査及び統計の基本に関すること並びに調査及び統計の総合調整に関すること。

第八條第一号中「及び計画」を「、計画及び手続」に改め、同條第四号中「事業を行うこと。」の下に「（他の内部部局の所掌に係ることを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二　輸出及び輸入に関する税関長の指揮監督に関すること。

第九條第十一号の次に次の一号を加え、同條第十二号中「貿易特別会計」の下に「及び輸出信用保険特別会計」を加える。

十一の二　輸出信用保険に関すること。

第十條第一項第八号の次に次の一号を加え、同項第九号中「賠償の実施」の下に「及び賠償施設の活用」を加え、同條第二項を削る。

八の二　連合軍に対する役務の提供及び物資の供給に関すること。（通商振興局及び特別調達庁の所掌に係ることを除く。）

第十一條第一号中「輸出の増進」を「輸出及び輸入の増進」に改め、同條に次の一号を加える。

五　前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第十二條第一号中「輸出、」の下に「輸入、」を加え、同條に次の一号を加える。

四　前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第十三條第一項第一号及び第三号中「輸出、」の下に「輸入、」を加え、同項に次の一号を加える。

七　前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第十四條第一項第一号及び第二号中「輸出」を「輸出、輸入」に改め、同項第七号中「（火薬類の所持の取締に関することを除く。）」を削り、同項に次の一号を加える。

九　前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第十五條第一号中「輸出、」の下に「輸入、」を加え、同條に次の一号を加える。

四　前号の事業に関する調査及び統計に関すること。

第二章第一節中第十五條の次に次の一條を加える。

（臨時通商業務局の事務）

第十五條の二　臨時通商業務局においては、左の事務をつかさどる。

一　米国対日援助物資の引取、保管、売却○その他○の○輸入に関する事業を行うこと。

二　米国対日援助物資等処理特別会計の経理を行うこと。

第十九條第一項中「機械器具」の下に「並びに非鉄金属及びその圧延品」を加える。

第二十四條○第三号の次に次の一号を加え、同條○第七号中「賠償の実施」の下に「及び賠償施設の活用」を加え、同條第十七号中「及び工業品規格」を削る。

三の二　輸出信用保険に関すること。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條　削除

第二十八條の見出しを「（通商事務所等）」に改め、同條中「当分の間通商産業局の分室並びに」を削る。

第三十二條第一項中「五局」を「四局」に、「石炭管理局　石炭生産局」を「炭政局」に、同條第二項中「石炭生産局に開発部を、」を「炭政局に施設部を、」に改める。

第三十五條（見出しを含む。）中「石炭管理局」を「炭政局」に改め、同條第一号中「石炭の」の下に「生産、」を加え、同條第三号中「（石炭生産局の所掌に係ることを除く。）」を削り、同條第五号を次のように改める。

五　石炭鉱業の機械化その他石炭生産技術の向上に関すること。

第三十五條第五号の次に次の一号を加える。

五の二　新炭鉱及び新坑の開発並びに炭田開発及び石炭埋蔵量の調査に関すること。

第三十五條に次の一項を加える。

2　施設部においては、前項第五号及び第五号の二に掲げる事務をつかさどる。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條　削除

第六十七條第一項中「配炭公団」を削り、同條第二項中「配炭公団に関しては、配炭公団法（昭和二十二年法律第五十六号）、」を削る。

（工業技術庁設置法の改正）

第二條　工業技術庁設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三條第四号中「及び工業品規格」を削り、同條第四号の次に次の一号を加える。

四の二　試験研究に基く工業化試験及びその他の試験研究を助成すること。

第四條中「並びに」の下に「長官官房、」を加える。

第六條　第六項中「通商産業大臣の申出により、」を削り、「内閣が」を「工業技術庁長官が」に改める。

第六條の次に次の一條を加える。

（長官官房）

第六條の二　長官官房においては、工業技術庁の所掌に属する人事、会計、庶務その他他部及び他の機関の所掌に属しない事務を掌る。

第七條第四号を次のように改め、同條第五号を削る。

四　試験研究に基く工業化試験及びその他の試験研究の助成に関する事項

第八條中「及び工業品規格」を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日昭和二十五年四月一日から施行する。但し、附則第二項及び第二項の規定は、昭和二十五年四月一日から適用する

2　通商産業局の分室の廃止の際通商産業局の職員であつた者で、昭和二十五年三月三十一日において昭和二十この法律施行の際都道府県の商工資材事務所に勤務する官吏たるものが引き続き都道府県の職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八條に規定するものを除く。）となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條の規定の適用がある場合を除き、同條の規定を準用する。

3　昭和二十五年三月三十一日において、都道府県の商工資材事務所の用に供していた国の所有に属する品物であつて、通商産業大臣の指定するものは、当該商工資材事務所の所在する都道府県に無償で譲与するものとする

4　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一通商産業省の項公団の欄中「配炭公団」を削る。

別表第二中「通商企業局」調達賠償部」を削る。

別表第三中「石炭管理局　石炭生産局」を「炭政局」に改める。

〔第十九号参照〕

労働省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、労働行政の円滑なる運営を図るため、労働省設置法並びに職業安定法の一部を改正せんとするものであつて、労働省設置法においては、同省の権限中、失業保険に関する認可事項の改正、労働基準監督官研修所の設置、各種審議会の整理及び職業安定所の所掌事務の改正を行うものであり、職業安定法においては、審議会の整理に関するものである。

二、議案の可決理由

本案は、国政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費

労働基準監督官研修所経費として、昭和二十五年度一般会計予算において、労働基準行政の管理監督に必要な経費一千五百八十五万二千円のうち、二百九十六万一千五百二十四円が計上されている。

右報告する。

昭和二十五年四月十九日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、建設省の附属機関たる地理調査所が公共団体、日本国有鉄道又は日本專売公社の委託に基いて、土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影を行うことができることとし、官庁営繕審議会を廃止し、河川審議会及び道路審議会を統合して、土木審議会とするとともに、関東地方建設局の位置を船橋市から、東京都に移そうとするものである。

二、議案の可決理由

本案は、国政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月十九日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、農林行政の簡素化、能率化を主眼とするものであつて、主なる内容は次の通りである。

第一は、現在農業改良局の所管の下にある農事、茶業、園芸及び畜産の四試験場並びに開拓研究所を一つの農業技術研究所に、またそれぞれ、各地の支場を七つの農業試験場に整理統合すること。

第二は、物資需給統制の解除、緩和並びに地方自治権の強化に伴い地方出先機関たる資材調整事務所及び木炭事務所を廃止することとしたが、資材調整事務所の所掌事務中、電力、石油等の割当配給事務等は、当分の間、若干の食糧事務所に取り扱わしめること、その他の所掌事務は、昭和二十五年五月一日から都道府県に委譲することとし、木炭事務所については、その残務整理期間を考慮して昭和二十六年一月一日から実施すること。

第三は、本省の附属機関としておかれてある二十九の審議会等を、十二の審議会等に整理統合すること。

第四は、食糧庁の食糧部及び食品部を、それぞれ業務第一部、業務第二部に改め、現在総務部と食糧部で分掌している輸出入関係事務を一括して業務第二部に取り扱わしめんとするものである。

以上の外、種畜牧場の廃止、肥料検査所の増設、作物報告事務所を統計調査所に名称変更等所要の改正を加えている。

二、議案の可決理由

本案は、国政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月十九日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十一号参照〕

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案（受田新吉君提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

引揚同胞対策が、なお未解決の状況にあるにかんがみ、本法の有効期間を更に一年延長しようとするのが、本案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本案は、引揚対策の現状にかんがみ、必要且つ妥当と認められるので、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十三号参照〕

水産庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

漁業法による新漁業制度の実施並びに鮮魚介及び加工水産物の統制撤廃に即応して、水産庁の所掌事務及び権限並びに部の所掌について改正するとともに、同庁の附属機関たる東京水産大学の文部省移管並びに水産物規格審議会の廃止に伴う所要の改正を行おうとするものである。

二、議案の可決理由

本案は、国政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案の主なる点の第一は、経済統制の廃止、事務の地方移譲等に伴う定員の縮減を行う一方、電信電話業務、国立医療機関等の必要やむを得ない増員を行うもので、農林、通商産業、運輸、建設、経済安定本部等の経済統制関係各行政機関において、合計一一、四八二人を減じ、総理府、法務府、大蔵、文部、厚生、電気通信、労働の各省において、合計九、五一七人を増加し、総定員、八七一、二七二人とし、一、九六五人を減ぜんとするものである。

第二は、終戦処理事業費等の事務に従事する職員を二、三九二人とし、三、〇一四人を減ぜんとするものである。

第三は、電気通信省の本省の定員は、引揚援護庁の場合と同様、特に必要がある場合には、予算の範囲内で政令をもつて、増加できることとするものである。

第四は、定員縮減に伴う措置として、六月末日まで、一率に三箇月の猶予期間を設ける外、九月末日、十二月末日の三段階に分けて、定員を縮減せんとするものである。

第五は、定員の減少に伴う退職者については、前回と同様に、国家公務員法による審査請求の規定を適用しないこととするものである。

二、議案の可決理由

本案は、行政機関の所掌事務の増減に即応して、行政機関における職員の定員の適正化を図ろうとするものであり、必要にして且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

海上保安庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

海上保安行政の効率化を図るため、同庁の組織に若干の改正を加えようとするもので、その主なるものは、本庁については、長官官房を廃し、総務部及び船舶技術部を設けて、内部部局を六部とするとともに、沿岸警備業務の特殊性にかんがみ、これを専門的に統轄せしめるため、次長の外に、これと同格の警備救難監一人を置くこととし、地方機関については、大管区制を採用して、全国を六海上保安管区に分ち、各管区ごとに、管区海上保安本部を設け、その下部機関として所要の地に海上保安監部その他の事務所を置くことができることとするものである。

二、議案の修正議決理由

本案は、国政運営上概ね妥当と認めるが、次長の長官補佐事務中、総務部の所掌事務を除くこと並びに海上保安管区の数及びその本部の位置については、現在の海上保安本部の数（九）及びその本部の位置と同様にすることが妥当と認められるので、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

海上保安庁法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十一條第一項中「次長一人」を「次長一人及び警備救難監一人」に改め、○同條第二項中「庁務」を「庁務（総務部の所掌事務を除く。）」に改め、○同條に次の一項を加える。

警備救難監は、長官を助け、船舶技術部及び警備救難部の所掌事務を統轄する。

第十二條を次のように改める。

第十二條　全国を六海上保安管区に分ち、海上保安管区ごとに管区海上保安本部を置き、海上保安庁の所掌事務を分掌させる。

海上保安管区の区域及び名称並びに管区海上保安本部の位置及び名称は、別表の通りとする。

第四十三條の次に次の別表を加える。

別表

海上保安管区の区域	海上保安管区の名称	管区海上保安本部の位置	管区海上保安本部の名称
北海道の区域及びその沿岸水域	第一海上保安管区	小樽市	第一管区海上保安本部
宮城県、福島県、青森県、秋田県及び山形県の区域並びにその沿岸水域	第二海上保安管区	塩釜市	第二管区海上保安本部
東京都、茨城県、埼玉県、栃木県、群馬県、神奈川県、山梨県、静岡県、新潟県、長野県、富山県及び石川県の区域並びにその沿岸水域	第三海上保安管区	横浜市	第三管区海上保安本部
大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、三重県、愛知県、岐阜県、福井県、島根県及び鳥取県の区域並びにその沿岸水域	第四海上保安管区	名古屋市及び大阪市	第四管区海上保安本部
大阪府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県（豊岡市、城崎郡、美方郡及び出石郡を除く。）、徳島県及び高知県の区域並びにその沿岸水域	第五海上保安管区	神戸市	第五管区海上保安本部
広島県、岡山県、山口県（山口市、下関市、小野田市、美祢郡、阿武郡、厚狭郡、大津郡及び豊浦郡を除く。）、香川県、愛媛県、徳島県及び高知県の区域並びにその沿岸水域	第六海上保安管区	広島市	第五管区海上保安本部
福岡県、山口県（山口市、下関市、小野田市、萩市、宇部市、美祢郡、阿武郡、厚狭郡、大津郡及び豊浦郡に限る。）、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び宮崎県の区域並びにその沿岸水域	第七海上保安管区	福岡市門司市	第六管区海上保安本部
京都府、福井県、兵庫県（豊岡市、城崎市、美方郡及び出石郡に限る。）、島根県及び鳥取県の区域並びにその沿岸水域	第八海上保安管区	舞鶴市	第八管区海上保安本部
新潟県、長野県、富山県及び石川県の区域並びにその沿岸水域	第九海上保安管区	新潟市	第九管区海上保安本部

附則

1　この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。

2 海上保安庁長官は、当分の間、第十二條第二項の規定にかかわらず、第四管区海上保安本部及び第六管区海上保安本部をそれぞれ神戸市及び門司市に置くことができる。

3 2 水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六條中「海上保安本部、海上保安部、海上保安署又は港長事務所（以下「海上保安庁の事務所」という。）」を「海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所（以下「管区海上保安本部の事務所」という。）」に改める。

第二十七條及び第二十八條中「海上保安庁の事務所」を「管区海上保安本部の事務所」に改める。

4 3 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七條中「海上保安庁の事務所」を「管区海上保安本部若しくはその事務所」に改める。

5 4 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五條中「海上保安本部、海上保安部若しくは海上保安署の長」を「海上保安監部その他の管区海上保安本部の事務所の長」に改める。

第三十七條の二中「海上保安本部長」を「海上保安監部の長」に改める。

6 5 海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八條中「海上保安庁法第十二條に規定する海上保安庁の事務所（以下単に海上保安庁の事務所という。）」を「管区海上保安本部又はその事務所」に改める。

第三十條及び第五十八條中「海上保安庁の事務所」を「管区海上保安本部又はその事務所」に改める。

第五十四條及び第五十八條中「海上保安庁保安部」を「海上保安庁海事検査部」に改める。

経済調査庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、経済調査庁の機構を整備簡素化せんとするもので、即ち、中央経済調査庁を経済調査庁と改称し、その所掌事務の範囲を経済統制の面に止まらず、広く経済関係法令の励行の確保に改め、特別調達庁及び公団について業務の調査及び経理の監査を行うことができることとし、且つ、必要と認めるときは、それらの結果について関係機関に対し勧告をなし得るよう監査の面を強化し、更に経済安定本部設置法の一部改正と相まち、同本部関係の地方機関を一本に統合して、管区経済局とし、地方経済調査庁を地方経済調査局と改め、なお、中央及び管区経済調査庁に置かれている物資活用審議会を廃止しようとするものである。

二、議案の修正議決理由

本案は、国政運営上概ね妥当と認めるが、第一條の二の規定に関して特別調達庁については、その監査を行うことの期間を一年と限ることを妥当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

経済調査庁法の一部を改正する法律案

経済調査庁法の一部を次のように修正する。

第一條の二　経済調査庁は、前條に規定する事務の外、特別調達庁及び法令による公団の業務の調査及び経理の監査を行うことができる。但し、特別調達庁については、一年間を限り行うものとする。

同條の次に、次の一條を加える。

附　則

この法律中経済調査庁法第一條、第一條の二、第六條、第六條の二、第七條第二項、第十二條、第十二條の二、第十三條第二項、第十七條、第十九條、第三十一條、第三十二條、第三十三條、第三十四條及び別表第一に関する改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十五年六月一日から施行する。この場合において、昭和二十五年五月三十一日経済安定本部設置法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第　号）が制定施行されるまでは、第一條及び第一條の二中「経済調査庁」とあるのは「中央経済調査庁」と、○第十二條第一項及び第四項中「管区経済局の管轄区域」とあるのは「経済調査管区」と、第十三條第二項及び第三項中「経済調査庁長官」とあるのは「中央経済調査庁長官」と、「管区経済調査庁長官」とあるのは「管区経済局長」とあるのは「庁長」と、第十七條第三項中「経済調査庁長官」とあるのは「管区経済局長」とあるのは「地方経済調査庁長」とあるのは「地方経済調査局長」と、それぞれ読み替えるものとする。

地方財政委員会設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

地方税制度の改正及び地方財政平衡交付金制度の実施と相まち、地方公共団体の財政に関して、その利益を擁護し、もつて地方自治の確立強化を図るため、地方自治庁とは別個に総理府の外局として、合議制による強力な機関たる地方財政委員会を設置することとし、その所掌事務、権限、組織、事務局等について規定するとともに、地方自治庁設置法の一部を改正して同庁の機能を縮小し、その主たる性格を国と地方公共団体相互間の連絡機関たることに改めようとするものである。

二、議案の修正議決理由

本案は、国政運営上概ね妥当と認めるが、第五條第三項の委員推薦母体に関し議決機関の連合組織を加えて、これを各級地方公共団体の執行機関の連合組織との共同推薦にすることを適切とし、且つ最初の委員の国会閉会中の任命に関する規定の必要を認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

地方財政委員会設置法案の一部を次のように修正する。

（組織）

第五條　委員会は、委員五人をもつて組織する。

2　委員は、地方自治に関し優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。

3　前項の委員のうちには、左に掲げる者を含まなければならない。

一　全国の都道府県知事（及び都道府県議会の議長の各）の連合組織が○共同推薦した者　一人

二　全国の市長（及び市議会の議長の各）の連合組織が○共同推薦した者　一人

三　全国の町村長（及び町村議会の議長の各）の連合組織が○共同推薦した者　一人

4　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第二項の規定にかかわらず、地方自治に関し優れた識見を有する者のうちから、委員を任命することができる。

5　前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得ることができないときは、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第五條第二項の規定による委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律施行前においても行うことができる。

3　この法律施行後最初の委員の全員が任命されるまでの間は、第九條第一項の規定にかかわらず、逐次任命された委員だけで委員会の会務を処

理することができる。

4　この法律施行の際国会が閉会中である場合においては、内閣総理大臣は、第五條第二項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員会の最初の委員を任命することができる。

5　前項の場合においては、任命後最初の国会において、両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得ることができないときは、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

|4 6 委員会は、左の各号に掲げる事項について調査研究し、その結果に基いて、必要な事項を、この法律施行後最初の国会の常会が開かれるまでに、内閣及び内閣を経由して国会に勧告しなければならない。

一　日本国有鉄道、日本專売公社等に対し地方税を課さないことの可否その他地方税の免除の可否に関すること。

二　固定資産税に係る市町村の債権を担保する制度

三　各地方税について課税額の総額と非課税額の総額との関係

四　地方税の非課税団体及び非課税物件の範囲と国税の非課税団体及び非課税物件の範囲との関係

|5 7 地方自治庁設置法（昭和二十四年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

（所掌事務）

第三條　地方自治庁の所掌事務の範囲は、左の通りとする。

一　国と地方公共団体との連絡を図ること。

二　地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案及び運営に関し、地方自治権擁護の立場から必要な意見を内閣及び関係行政機関に申し出ること。

三　国家行政組織法第十六條第一項の規定に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

四　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

五　地方公共団体の行政及び財政並びに地方公共団体の職員に関する制度について、企画し、及び法令案を立案すること。

六　地方公共団体の行政及び地方公共団体の職員に関する調査を行い、統計を作成し、その他資料の収集及び配付を行うこと。

七　地方財政委員会に対し、地方財政に関する資料の提供を求めること。

八　地方自治に関する図書を刊行し、講習会を開催する等地方自治の普及徹底を図ること。

第四條第二項中「十二人」を「八人」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を第一号とし、以下順次二号ずつ繰り上げ、同項第九号中「四人」を「二人」に改め、同條第三項を次のように改める。

3　地方自治委員は、非常勤とする。

第五條第十二号（四）中「（昭和二十二年法律第六十七号）」及び同條同号（九）から同号（二十一）までを削る。

第六條を削り、第七條第二項中「整理し、各部局の事務を監督する。」を「整理する。」に改め、同條を第六條とし、第八條から第十條までを削る。

第十一條の見出しを「（地方自治委員会議の権限）」に改め、同條第一項中「議決を経なければならない。」を「意見を聴かなければならない。」に改め、同項第七号を次のように改め、同項第八号及び第九号を削り、同條を第七條とする。

七　前各号に掲げるものの外、地方自治に関する重要な事項

第十二條第二項中「委員六人」を「委員四人」に改め、同條を第八條とし、第十三條を削り、第十四條中「第九條第五号又は第十條第三号」を「第三條第五号」に改め、同條を第九條とし、第十五條を第十條とし、第十六條を第十一條とする。

|6 8 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百三十八條及び第二百四十二條第三項中「内閣総理大臣」を「地方財政委員会」に改める。

第二百四十六條中「所轄行政庁」を「地方財政委員会又は都道府県知事」に改める。

第二百四十八條中「所轄行政庁」を「都道府県にあつては内閣総理大臣、市町村にあつては都道府県知事」に改める。

|7 9 地方財政法の一部を次のように改正する。

第二十一條及び第二十二條中「地方自治庁長官」を「地方財政委員会」に改める。

第二十七條第三項及び第四項中「内閣総理大臣」を「地方財政委員会」に改める。

第二十八條第二項及び第三項中「地方自治庁長官」を「地方財政委員会」に改める。

第三十二條中「内閣総理大臣」を「地方財政委員会」に改める。

|8 10 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項委員会の欄中「国家公安委員会」を「国家公安委員会　地方財政委員会」に改める。

|9 11 当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中「内閣総理大臣」を「地方財政委員会」に改め、同條第一項後段を削る。

|10 12 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「内閣総理大臣」を「地方財政委員会」に改める。

|11 13 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「主務大臣」を「地方財政委員会」に改める。

|12 14 行政機関定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條の表総理府の項中「外国為替管理委員会　四四人」を「外国為替管理委員会　一〇一人」に、同項中「地方自治庁　一〇五人」を「地方自治庁　五七人」に、同項中「計　五八、一三三人」を「計　五八、八六人」に改め、同表合計の項中「八七三、二三七人」を「八七三、二九〇人」に改める。

|13 15 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「国家公安委員会」を「国家公安委員会　地方財政委員会」に改める。

第十八條の表中

国家公安委員会	警察
地方財政委員会	地方

を

国家公安委員会	警察
地方財政委員会	地方
六号）	

に改める。

|14 16 特別職の職員の給與に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

「地方自治委員等」を「全国選出議員選挙管理委員会委員等」に改める。

第一條中第十号の次に次の一号を加える。

十の二　地方財政委員会委員

同條第十九号及び第二十号を次のように改める。

十九及び二十　削除

別表中「国家公安委員会委員」を「国家公安委員会委員　地方財政委員会委員長」に、「公正取引委員会委員長」を「公正取引委員会委員　地方財政委員会委員」に改める。

[15]17 警察電話等の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項第四号中「地方自治委員」を「地方財政委員会委員」に、「地方自治庁」を「地方財政委員会事務局」に改める。

〔第二十四号参照〕

大蔵省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

法律の制定又は改正あるいは事務の移管等に伴つて、大蔵省及び証券取引委員会の所掌事務を整備し、公認会計士管理委員会を同省の外局とする外、国税庁について監察官に、その所属職員に対し職務上必要な監察を行い、且つ職務に関係ある犯罪の捜査権を有せしめることとするとともに、内国税に関する審査の請求について協議を行う機関として国税庁及び国税局に、それぞれ協議団を設置することとし、なお、本省及び外局における審議会等を整理しようとするものである。

二、議案の可決理由

本案は、国政運営上必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

請願に関する報告書

〔第二十四号参照〕

恩給法臨時特例改正に関する請願（請願者長野市県町八十番地松岡弘外五千七百九十四名）（吉川久衛君外十二名紹介）（第四七号）、同（請願者浦和市高砂町五丁目百四十八番地有元久五郎外千三百二名）（川島金次君外二名紹介）（第四十八号）、同（請願者埼玉県入間郡大家村大字厚川十七番地吉川與一外一千五十名）（清水逸平君外二名紹介）（第八一号）、同（請願者伊丹市大手町倉橋佐一郎外七十六名）（吉田吉太郎君紹介）（第八二号）、同（請願者埼玉県南埼玉郡越ヶ谷町四千六百九十三番地遠藤正市外百三十八名）（佐瀬昌三君紹介）（第八三号）、同（請願者兵庫県養父郡八鹿町九鹿百番地中西徳次外百二名）（北村徳太郎君紹介）（第八四号）、同外二件（請願者兵庫県川辺郡西谷村境野中島信司外七十六名）（塩田賀四郎君紹介）（第八五号）、同外一件（請願者岐阜市加納永井町二丁目一番地中島芳次外三千五十六名）（大野伴睦君紹介）（第八六号）、同（請願者長野市櫻馬場町七十一番地長野県連合教育会内春日重泰外三千二百四十六名）（本多市郎君外七名紹介）（第二〇六号）、同（請願者滋賀県大津市膳所木暮安水外二千八百十四名）（森幸太郎君外四名紹介）（第二〇七号）同（請願者岡山県淺口郡里庄村吉山医外九十八名）（若林義孝君外九名紹介）（第二〇八号）、同（請願者松江市奥谷町四十八番地柏木寛一郎外百九十二名）（大橋武夫君外四名紹介）（第二〇九号）、同（請願者宮崎市清水町六十番地中島矩英外三千百四十八名）（淵通義君外四名紹介）（第二一〇号）、同（請願者大分県東国東郡武蔵町字三井寺三百九十四番地ノ一白井通外三千八百七十七名）（西村英一君紹介）（第二一六九号）、同（請願者岡崎市井田町宇山三十三ノ一福若壽一外二百五名）（千賀康治君紹介）（第二一七〇号）、同（請願者大分県大野郡緒方村大字井上七百四十二番地多田貞成外二千三百八十二名）（羽田野次郎君紹介）（第二一一号）、同（請願者大分県大分郡西庄内村九十番地生野明造外二千六百二十三名）（金光義邦君外六名紹介）（第三二五号）同（請願者大分県佐伯市海崎駅前今山力吉外四千十四名）（村上勇君紹介）（第三二六号）、同（請願者弘前市大字袋町七十六番地中西酉藏外千三百二十七名）（奈良治二君紹介）（第四三七号）、同外三件（請願者名古屋市北区下飯田町四丁目六十一番地成田秀雄外七百二十五名）（田嶋好文君紹介）（第四三八号）、同（請願者大分県宇佐郡北馬城村和気三百九十一番地末宗嘉徳外千九百九十三名）（永田節君紹介）（第四三九号）、同（請願者熊本市坪井町木庭源三外二千七百六十四名）（松野頼三君外一名紹介）（第五三三号）、同（請願者京都市上京区塔之段桜木町三百九十五番地鈴木博也外五百一名）（水谷長三郎君紹介）（第五三四号）、同（請願者兵庫県川辺郡中谷村柏梨田村路小十郎外十四名）（塩田賀四郎君紹介）（第五三五号）、同（請願者中津市金谷山の神町二千百五十八番地屋形治作外千九百十四名）（福田喜東君外一名紹介）（第六九〇号）、同（請願者大阪府南河内郡藤井寺町御陵西小泉秀外三十名）（田中萬逸君紹介）（第七一〇号）、同（請願者愛知県西加茂郡挙母町大字宮口字上川の神五十一番地福岡春光外二百六名）（三宅則義君紹介）（第七一一号）、同（請願者大分県大野郡長谷村大字山内佐藤主外二千五百五十六名）（小玉治行君紹介）（第七一二号）、同（請願者愛知県北設楽郡田口町大字田口字中島五番地窪田五郎外十八名）（福井勇君紹介）（第八二三号）、同（請願者愛知県丹羽郡古知野町大字古知野今井富三郎外百二名）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第八二四号）、同外一件（請願者兵庫県川辺郡六瀬村笹尾字西平井三十五番地杉村正一外十六名）（塩田賀四郎君紹介）（第八二五号）、同外一件（請願者名古屋市瑞穂区上坂町一丁目二番地青木末太郎外五百八名）（田嶋好文君紹介）（第八五六号）、同（請願者宇都宮市三條町千三百八番地長沢末次郎外六十名）（小平久雄君外三名紹介）（第一一五三号）、同（請願者愛知県東春日井郡小牧町大字小牧二千七百三十一番地平手久之助外六十五名）（江崎真澄君紹介）（第一二〇九号）、同（請願者水戸市袴塚町二丁目八百九十八番地富田福次郎外五千九十七名）（鈴木明良君紹介）（第一二九三号）、同（請願者愛知県東加茂郡松平村大字久平沓沼倉治郎外六十七名）（三宅則義君紹介）（第一三一六号）、同（請願者甲府市富士見町五番地林音治外一千四百七十一名）（小林信一君紹介）（第一三一七号）、同（請願者名古屋市熱田区野立町童子二千九百八十四番地河合光郷外六十名）（田嶋好文君紹介）（第一三四一号）及び同（請願者一宮市小赤見七百十四番地淺井太一郎外百五十名）（江崎真澄君紹介）（第一七八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに、恩給法臨時特例の改正によつて、恩給が増額支給されたが、インフレの高進は、なお、止まるところなく、受給者の生活は、困窮の一途をたどりつつある現状にかんがみ、公務員の給與の改正に伴つて、恩給を増額支給する法的措置を講ずるとともに、改正恩給法臨時特例においてもなお、退職期日によつて、不合理の点があるので、これを是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近の物価事情にかんがみ、恩給及び扶助料を相当額増加するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

信州時報社に用紙割当の請願（請願者中央区京橋三丁目二番地信州時報支局片倉彌太郎）（小川平二君紹介）（第一七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日刊「信州時報」は、昭和二十年十二月創刊され、今日に至る紙齢千百有余を重ね、長野県岡谷市を中心に一市一町三箇村を対象として地方文化の向上に、産業の振興に、教育の刷新に寄与していることは多大である。創刊当時、自家印刷でなかつたため、用紙割当なく、昭和二十四年七月工場を設立し、日刊「信州時報」に一万部、「週間経済」に五千部の用紙割当を申請した。しかしながら、当時は平版用紙少く、巻取用紙は輪転機用であつて、輪転機購入資金の調達には「用紙配給証明書」が必要なため、断念のやむなきに至つているが、用紙配給を受けた後は、輪転機も設置して、印刷、編集の拡充、強化を計る計画であるから、地方新聞の使命にかんがみ、用紙割当を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は既に達成せられているので、本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者名古屋市中村区名古屋鉄道局内横山利秋）（赤松勇君紹介）（第五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

恩給支給額を増額し、裁定及び支拂の手続を簡素化し、退職後一定期間内に支給すること、または概算拂等によつて支拂を促進されたいというにある。

二、請願の議決理由

従来の恩給を増額すること並びに裁定及び支拂手続の簡素化によつて恩給支拂を促進するの必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

恩給法の一部改正に関する請願（請願者仙台市中島町八十番地山内才治外百七名）（千葉三郎君紹介）（第七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小中学校等の教育職員で、都道府県の視学、社会教育主事等に転補せられ、後再び元の職場の学校に復帰した者の恩給は、引続き小中学校に勤務した者の恩給に比し著しい差異を生ずることになつているので、同じ待遇を與えられるよう恩給法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

小中学校等の教育職員が、その永年在職の中間において、都道府県の視学等に転補せられたため、恩給待遇上、著しい不利益をこうむることのないよう恩給法の改正を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において、採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

恩給一時金即時支給の請願（請願者大阪市北区牛丸町六十五番地野口政夫）（立花敏男君外一名紹介）（第二五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は官公署関係労働者を大量に整理したが、整理後四箇月を経過しているにもかかわらず、恩給一時金がいまだに支拂われていない。ついては、同恩給一時金を即時支拂われたいというのである。

二、請願の議決理由

行政整理等による退職者の一時恩給をすみやかに支給するの必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

北海道開発に関する請願（請願者旭川市六條通二丁目坂東幸太郎）（林好次君紹介）（第一八六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道は、土地広大であるから、同地の資源開発には、鉄道の建設及び改良を除外しては考えられない。現在、鉄道は独立採算制であるから、採算が採れないという理由で鉄道の建設に着手しないならば、北海道の開発はおぼつかない。ついては、総合開発予算の一部を鉄道の独立採算制と矛盾しない形式の下に、建設のために充当して開発を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

傷い恩給の改正増額に関する請願（請願者神奈川県箱根町国立箱根療養所佐藤辰夫外七十三名）（苅田アサノ君外一名紹介）（第二三九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の傷い恩給は階級によつて大きい差異があるので階級制を撤廃するか二階級位に大別し、すべて傷いの程度により改訂増額され、その生

活を保障せられたいというのである。

二、請願の議決理由

前回の改正後における物価の高騰及び受給者の生活困窮の実情にかんがみ、傷い恩給を増額するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

傷い恩給改正に関する請願（請願者　東京都　目黒区　大原町千百二十四番地国立東京第二病院内全国国立病院患者同盟小田島健二郎外二名）（青柳一郎君紹介）（第二四五一号）、同（請願者横浜市戸塚区原宿町国立横浜病院丸山竹典外三十名）（門司亮君紹介）（第二四五二号）、同（請願者島根県浜田市国立浜田病院患者相互会日野原義丸）（山本利壽君紹介）（第二六二〇号）及び同（請願者東京都目黒区大原町千百二十四番地国立東京第二病院内全国国立病院患者同盟小泉錠次）（山口好一君紹介）（第二六二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十一年勅令第六十八号による傷い恩給は、昭和二十三年に改訂されたが、なお少額であつて、受給者の生活は、窮乏の極に達し、身体障害者福祉法、生活保護法等では充分でなく、このまま放置すれば社会不安を増加するものである。ついては、傷い恩給を改正して、傷いの程度によつて増額せられ、その生活を保障せられたいというのである。

二、請願の議決理由

前回の改正後における物価の高騰及び受給者の生活困窮の実情にかんがみ、傷い恩給を増額するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

恩給及び扶助料の増額並び国家公務員災害補償法制定に関する請願（請願者長野県北安曇郡大町下仲町四千六十七番地十号井上平治外六名）（植原悦二郎君紹介）（第二四八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公務員の恩給は、一昨年恩給法臨時特例をもつて、改正されたが、なお少額であつて、公務のため傷いを受けた者に至つては生活の窮状はたとえようもない有様である。ついては、退職公務員の恩給を増額し、公務傷病のため退職した公務員には、国家公務員法第九十三條の補償法を制定され、即時実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近の物価事情にかんがみ、従来の恩給を増額すること及び公務傷病のため、退職する公務員について、国家公務員法第九十三條の補償法を制定することを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において、採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

恩給法並びに未復員者給與法改正に関する請願（請願者山口市荒高町五十九番地　平野　林藏）（青柳一郎君紹介）（第二五五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十一年勅令第六十八号による傷い恩給は、昭和二十三年に改訂されたが、なお、少額であつて、受給者の生活は、窮乏の極に達しているから、これを改正し、増加恩給及び傷病賜金を増額されたい。また未復員者給與法を改正し、恩給と災害給與を併給できるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

前回の改正後における物価の高騰及び受給者の生活困窮の実情にかんがみ、傷い恩給を増額するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

内閣委員長　鈴木　明良

衆議院議長幣原喜重郎殿

閉会中審査に関する報告書

治山治水行政機構に関する件等

閉会中審査報告書

一　治山治水行政機構に関する件

二　地方開発機構に関する件

三　観光行政機構に関する件

四　地方出先機関に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和二十五年七月十一日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長幣原喜重郎殿

人事委員会報告書

〔第七号参照〕

国家公務員に対する臨時年末手当の支給に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は昭和二十四年度に限り国家公務員に対し、臨時年末手当を支給することを目的としたもので、その内容の主なる点は次の通りである。

（一）臨時年末手当の支給を受くべき国家公務員の範囲は、国家公務員法第二條に規定する一般職に属する職員で検事総長、次長検事及び検事長を除く全員並びに特別職に属する職員で最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官を除く裁判官、侍従、国家公務員法第二條第三項第八号及び第十二号に掲げる秘書官、食糧配給公団の職員、連合国軍の需要に応じ、連合国軍のために労務に服する者で、この法律施行の際現に在職し、且つ、常時勤務に服する者である。

（二）該手当の額は、給與月額の三分の一に相当する額に七百円を加え、その合計額に、勤務期間が六月以上の場合は十分の十、三月以上六月未満の場合は十分の六、三月未満の場合は十分の三を乗じた額に相当する金額であるが、但し五千円を超えることができない。

二、議案の可決理由

本法案の目的とするところは必要且つ妥当と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三、費用

本法案の実施に要する費用は次の通りである。

区分	人員	所要金額
一般会計	四〇〇、八六二人	一、一七〇、六八四千円
特別会計	四九一、一三五人	一、三四一、八四一千円
公団その他	三八九、四四九人	一、三六二、五五〇千円
合計	一、二八一、四四六人	三、八七五、〇七五千円

右報告する。

昭和二十四年十二月二十一日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十五号参照〕

国家公務員の職階制に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、国家公務員法第二十九條の規定に基き、同法第二條に規定する一般職に属する官職に関する職階制を確立し、官職の分類の原則及び職階制の実施について規定し、もつて公務の民主的かつ能率的な運営を促進せしめようとするものであつて、その要旨とするところは次のごとくである。

1　官職の分類を行うための計画を定めていること。すなわち職階制とは官職を職務の種類及び複雑と責任の度に応じ、この法律に定める原則及び方法に従つて分類整理する計画である。なお、その実施については、人事院の定めるところにより、逐次これを行うものと規定していること。

2　職階制の目的を明確にするとともに、人事院に対して、新しく官職を設け、又は在来の官職を変更し、若しくは廃止する権限を與えるものではないと規定していること。

3　職種及び職級の決定、職級明細書の作成及び使用、官職の格付その他職階制の実施についての原則を定めたこと。

4　職階制の実施の方法及び手続を定めるとともに、その実施の機関についても規定していること。すなわち官職の格付、格付の変更又は改訂、職種又は職級の改正について明確なる方法と手続を定め、人事院をもつて職階制を実施し、その責に任ずる機関たらしめるとともに、その具体的な権限を定めていること。

5　本法案の施行によつて、逐次官職の格付が行われるに伴い、その格付が政府職員の新給與実施に関する法律による職務の分類による級への格付に代るものとなしていること。但し、給與実施に関する法律による職務の級への格付が引続き効力をもつこととし、更に職階制に適合した給與準則が制定実施されるに際しては、この法律によつて行われる官職の格付によつて、給與の減額はしないとの方針を明らかにし、職階制実施に伴う給與についての不安を除こうとしていること。

二、議案の修正議決理由

本法案によれば実際に生れ出る職階制の具体的内容は、国会における審議の外におかれており、かくては、国会のもつ職階制の制定権は単に形式的なものとなり、国家公務員法の趣旨にも適合しないと考えられる。しかしながら、職階制の具体的な内容のすべてを法律に盛ることは、必ずしも妥当とはいえないので

1　人事院が職種を決定したときは、職種の名称及び定義を国会に提出せしめること

2　国会が人事院の決定の全部又は一部を廃棄すべきことを議決したときは、人事院をしてすみやかにその職種の決定が効力を失うよう、必要な措置を講ぜしめること

3　職種を新設し、変更し、若しくは廃止し、又はこれを併合し若しくは分割したときも、1及び2に従つてこれを行わなければならないこと

以上三点の修正を必要と認め、本法案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十三日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

国家公務員の職階制に関する法律案の一部を次のように修正する。

（人事院の権限）

第四條　人事院は、この法律の実施に関し、左に掲げる権限及び責務を有する。

一　職階制を実施し、その責に任ずること。

二　国家公務員法及びこの法律に従い、職階制の実施及び解釈に関し必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

三　職務の種類及び複雑と責任の度に応じて、職種及び職級を決定すること。

四　官職を格付する基準となる職種の定義及び職級明細書を作成し、及び公表すること。

五　官職を格付し、又は他の国の機関によつて行われた格付を承認すること。

六　国家公務員法第十七條の規定に基き、官職の職務と責任に関する事項について調査すること。

2　人事院は、前項第三号に規定する職種を決定したときは、職種の名称及び定義を国会に提出しなければならない。

3　前項の場合において、国会が人事院の決定の全部又は一部を廃棄すべきことを議決したときは、人事院は、すみやかに、その職種の決定が効力を失うように必要な措置をとらなければならない。

（職種又は職級の改正）

第十三條　人事院は、必要と認める場合には、職種、職級、職級の名称又は職級明細書を新設し、変更し、若しくは廃止し、又はこれを併合し、若しくは分割することができる。

但し、職種については、第四條第二項及び第三項の規定に従つてこれを行わなければならない。

2　人事院は、前項の措置を採つたときは、その旨をすみやかに各省各庁に通知しなければならない。

〔第十八号参照〕

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

政府職員の新給與実施に関する法律は、昭和二十五年三月三十一日限り効力を失うことになつているので、その有効期間を一年間更に延長しようとするのが本法案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

公務員の給與は、国民の負担能力によるものであつて、給與基準は財政経済を考慮して決定する必要があり、現状の如く実効価格が横這いの状況にあつては、給與の水準は現状のままに据置くのが妥当であり、政府職員の新給與実施に関する法律の有効期間を一年間更に延長する必要がある。以上の理由により本法案は適切且つ妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三、法案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和二十五年度において、総額八百三十七億一千六百二十二万六千百八十円であつて、この金額は本予算に計上されている。

なお、その内訳は次の通りである。

一般会計所属職員の分　三百九十九億八千四百七十四万二千一百円

特別会計所属職員の分　四百三十七億三千一百四十八万四千八十円

右報告する。

昭和二十五年三月三十日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十九号参照〕

一般職の職員の給與に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

一般職の職員の給與に関する法律の制定施行に伴い、裁判官の報酬等に関する法律その他各種の関係法律の規定の整理をしようとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本法律案は、国政運営上、必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月十八日
人事委員長　星島　二郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

請願に関する報告書
〔第二十二号参照〕

一、請願の要旨及び目的
公務員及び教員に対する年末賞與支給の請願（請願者宮城県大河原町大字大河原字町百八十四番地庄司隆外五十名）（庄司一郎君紹介）（第三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
官公吏、教員等は現在の賃金ベースでは生活が苦しく、その上、物価の上昇に伴いますます困窮に陥つている。ついては、勤労に対するほう賞の意味も含めて、公務員及び教員に対し年末及び年度末賞與支給の制度を復活してすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
人事委員長　星島　二郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

那智中学校教職員に地域給を支給の請願（請願者和歌山県東牟婁郡那智町天満百九十一番地那智中学校長二河良英外三名）（世耕弘一君紹介）（第三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県那智町那智中学校教職員は、勝浦町に所在する組合立勝浦小学校が乙地域の取扱いを受けているのに、同じ組合立でありながら、同校が那智町に所在するため、地域給の支給を受けておらないことは、まことに不合理で、大蔵当局はその支給を言明しているがすみやかに実現せられたいというのである。

二、請願の議決理由
前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
人事委員長　星島　二郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

米子市の官公職員の地域給廃止反対の請願（請願者米子市議会議長土谷栄一）（足鹿覺君紹介）（第五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今回人事院の全官公職員に対する地域給改訂により、米子市は地域給の支給を除外されるとのことであるが、地域給は給與体系の一部として取扱われておる現在、これが廃止は、職員の死活問題であるから、その廃止に反対するというのである。

二、請願の議決理由
前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
人事委員長　星島　二郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

生理休暇に関する請願（請願者東京都板橋区志村本蓮沼三百三十一番地鈴木はる子外二十四名）（門司亮君紹介）（第七四号）及び同（請願者東京都港区芝公園四号地全逓信労働組合本部婦人部神門元恵外六十六名）（田島ひで君外一名紹介）（第六五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
公務勤労女子は、今回の行政整理による人員不足等のため人事院規則による二日の生理休暇さえ返上して働かねばならぬ現状であり、さらに職場の衛生施設の不備のため、女体の保護に多大の支障をきたしている。ついては厚生施設の完備をはかるとともに、産前、産後休暇十五週間、最小限三日間の生理休暇ができるよう人事院規則を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
人事委員長　星島　二郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

有田、東有田両町の勤務地手当地域給を乙地域に引上げの請願（請願者佐賀県西松浦郡東有田町七百六十三番地大宅保）（小林信一君紹介）（第八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐賀県有田、東有田両町は、陶磁器製造以外にはなんらの生産もない純消費地であり、人口の三分の二は陶磁器製造に従事し、経済的には相当優遇されているが、残余の三分の一の官公庁職員は、高物価により困窮している。ついては、同町の官公庁職員の生活の窮状を察せられて、同地域給を乙地域に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
人事委員長　星島　二郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

鳥取市外三地域の地域給廃止反対の請願（請願者鳥取県知事西尾愛治外三千二百五十一名）（門脇勝太郎君紹介）（第一五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取、米子両市及び倉吉、境両町は勤務地手当乙地域であつたが、今般人事院における地域給支給の改訂に際し除外されると聞き、県下の全官公庁職員は不安と動揺に直面している。同市は山陰の地域的特殊事情より、職員の生計維持の困難な実情は、他都市以上であり、乙地としての不合理な條件はなく、現行指定級地乙地を維持せられたいというのである。

二、請願の議決理由
前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
人事委員長　星島　二郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

石炭手当増額の請願（請願者札幌市南二條齋藤純雄外七名）（岡田春夫君外一名紹介）（第三七三号）及び同（請願者札幌市南一條西九丁目北海道労働組合会議長山田長吉（柄澤もと子君外一名紹介）（第三七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道の官公吏に支給される本年度の石炭手当も先に決定された額では、とうてい冬期間使用する暖房炭を得ることは出来ない。ついては実情にそくした算定のもとに、妥当なる石炭手当の増額をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

外国小包郵便検査に従事する税関職員に重労務手当支給の請願（請願者横浜市中区日本大通全国税関労組木下孝雄ノ赤松勇君紹介）（第四二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

税関職員は通信職員と同様な條件で外国小包郵便の検査に従事しているが、通信職員にはすでに重労務手当を支給されているにもかかわらず同職員には未だに支給されずにいる。職務内容、場所もほとんど同じであるのに、このような不均衡は職員の能率に影響するから、重労務手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

税関職員に特別俸給表設定の請願（請願者横浜市中区日本大通全国税関労組木下孝雄ノ赤松勇君紹介）（第四二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

税関職員は税務、警察、海上保安庁等の職員と同様に困難かつ危険性をもつ特殊な性格があるが、現在その特殊性に対して他庁で受けているような特殊勤務手当は支給されず、前述した職員に比して職階格付けが低位にあることは均衡を失うことになる。ついては特別俸給表を同職員に設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

大阪府下各市町村の地域給引上げの請願（請願者大阪市北区堂島西町大阪電報局内全逓信労働組合大阪地区本部木村一三外百三十九名）（加藤充君外一名紹介）（第六一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪市内の勤務地手当地域給は特地として三割、府下衛星郡市は甲地二割その他は乙地として一割となつているが、同一経済状態の処で勤務地手当の割合が相違しているのである。今回の人事院の勧告にも現れているように、都市と郡部との物価差はなくなつている現在、大阪府下各市町村の勤務地手当地域給を、一率に市内特地なみ三割に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

公務員の昇給に関する請願（請願者大阪市北区堂島西町大阪電報局内全逓信労働組合大阪地区本部木村一三外四百十八名ノ加藤充君外一名紹介）（第六一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公務員の給與は、昭和二十三年十二月から現行の六千三百七円ベースに切換えられたが、職階制のため、二十年勤務した者でもそれぞれの職になければ昇給出来ず、給與は頭打となり、経済的、精神的の打撃が事業に及ぼす影響が大きい。ついては、勤労者の実状にそくし、三千七百円ベースの一率昇給による号俸是正をすみやかにされたいというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

公務員の超過勤務手当完全支給の請願（請願者大阪市北区堂島西町大阪電報局内全逓信労働組合大阪地区本部木村一三外二百五十名）（加藤充君外一名紹介）（第六一七号）、同（請願者和歌山市電話局内全逓信労働組合和歌山地区本部委員長茂野嵩外三百五十名ノ江崎一治君外一名紹介ノ第六九六号）及び同（請願者東京都中央区日本橋江戸橋一ノ十一番地全国特別調達庁職員労働組合三品延夫ノ土橋一吉君紹介）（第二一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

予算の不足を理由に超過勤務手当を支給せず、公務員のただ働きを強制するのは、はなはだしい不当である。ついては、超過勤務手当を完全に支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

公務員の超過勤務手当率引上げ等に関する請願（請願者東京都北区西ヶ原千百二十五番地横手行雄ノ中崎敏君紹介ノ第六一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現業官庁の特殊性にかんがみ、超過勤務手当率を百分の三十五として一般行政官庁と別箇に取扱うとともに、特殊勤務手当の適用範囲を拡張して、往診手当、印刷局病院伝染病取扱手当等を加入し、あわせて深夜作業手当を旧来どおり百分の五十とされたいというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

市に合併地域の公務員に地域給支給の請願（請願者東海市議会議長会長中西竹太ノ江崎真澄君紹介ノ第八四〇号）及び同（請願者釧路市校長会長瀬川清外七十一名ノ林好次君紹介ノ第一九七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年法律第二百六十五号をもつて、同年十二月二十二日以降新に市に合併した区域に勤務する公務員には、地域給が支給されないことになつているが、同一自治体の区

域内に勤務する公務員として事務遂行並びに人事交流等に多大の支障を来している。ついては、地域給が同一に支給されるよう関係法規の改正を要望するというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

営林労務者中専業労務者を常勤職員として取扱の請願（請願者東京都千代田区霞ヶ関二丁目二番地全国営林労働組合小谷春行）（松澤兼人君外一名紹介）（第一一五九号）、同（請願者東京都千代田区霞ヶ関二丁目二番地全国営林労働組合石井正男）（逢澤寛君紹介）（第一二一四号）、同（請願者東京都千代田区霞ヶ関二丁目二番地全国営林労働組合沖津米男）（江崎一治君外一名紹介）（第一三一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国有林事業に従事する営林労務者は、国家公務員として取扱われ、さらに昭和二十四年六月一日人事院細則第二号によつて非常勤職員として指定されている。これら営林労務者の中で、常時国有林事業に従事し、事実上の常勤職員を非常勤職員として取扱い、労働基準法の適用からも除外し、一方公務員としての諸手当も支給しないことは不合理である。ついては、営林労務者中、専業労務者を、常勤職員として取扱うよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

前原町外二箇村の勤務地手当地域給を甲地域に引上げの請願（請願者福岡県糸島郡糸島地方事務所内前原町、周船寺村、元岡村官庁協議会柴田茂生外三十五名）（池見茂隆君紹介）（第一三八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県糸島郡前原町、周船寺村及び元岡村は福岡市に隣接し、戰災疎開者多数移住し、人口は年とともに増大し、食糧物価は高騰し、消費生活は福岡市と大差ない有様である。ついては同地域の勤務地手当地域給を、甲地域に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

厳原町の勤務地手当地域給を特地域に指定の請願（請願者長崎県立対島高等学校長大浦精一）（岡西明貞君紹介）（第一八八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県対島厳原町は、官公庁員の数が割合少く、遠く都会地から離れているため、今日まで、勤務地手当地域給が無指定のまま放置されてきたが、物価は長崎市、福岡市にも劣らぬため、官公庁職員は困窮を極めている。ついては勤務地手当地域給を特地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

員弁郡及び三重郡を寒冷地手当支給地域に指定の請願（請願者三重県員弁郡白瀬村本郷藤田斎外三十一名）（水谷昇君紹介）（第一九三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年法律第二百号によつて、寒冷地帯に在勤する官公職員に対して寒冷地手当を支給する基本法が制定されたが、三重県はこれから除外されている。三重県でも最北端の員弁郡、三重郡は、寒冷度及び積雪度において、岐阜県関ヶ原の延長であり、寒冷地指定地帯の諸條件と同様の條件を備えている。ついては同地域を寒冷地手当支給地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

船舶公団外二公団廃止に伴う職員の退職手当に関する請願（請願者食料品配給公団従業員組合大久保貞藏）（成田知巳君紹介）（第二一七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年三月三十一日廃止される船舶公団、飼料配給公団及び食料品配給公団職員の退職金に関して、政令第二百六十四号を適用されれば、前記三公団以前に廃止された公団職員の退職金に比し、いちじるしく減額されることになる。ついては前記三公団退職者に対して政令第二百六十三号と同額の退職金を支給されるよう、臨時措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

閉鎖機関整理委員会外三政府機関職員の退職手当制度確立に関する請願（請願者閉鎖機関整理委員会職員組合柳田孝外三名）（松澤兼人君外一名紹介）（第二四二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

閉鎖機関整理委員会、持株会社整理委員会、証券処理調整協議会及び復興金融金庫の四機関職員三千有余名は、設立当初より平均四・五月分以上の退職金制度の確立を大蔵省に要求してきたが、政令第二百六十四号によつて、きわめて僅少な退職金の支給を受けねばならぬ。ついては職員が安心して働けるよう最低限現在公団職員と同率の退職金を支拂われたいというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的は妥当と認

め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

鴻巣町の勤務地手当地域給を乙地域に引上げの請願（請願者農林省埼玉作物報告事務所鴻巣出張所平野哲也外三百六名）（石野久男君紹介）（第二四三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県鴻巣町は現在丙地であつて、所在官公職員に対する勤務地手当の支給はない。しかるに同町は東京の近郊都市的性格を深くし、物価高のため生活は極度に困窮状態であつて、乙地指定を受けた同県内六市十二町一村と何等相違点はないから、同地の地域給を乙地域に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

人事委員長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

閉会中審査に関する報告書

公務員の福利厚生施設に関する件等閉会中審査報告書

一　公務員の福利厚生施設に関する件

二　公務員の勤務地手当支給地域に関する件

三　公務員の寒冷地手当及び石炭手当に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和二十五年七月十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方行政委員会報告書

〔第十一号参照〕

地方税法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、現行地方税法の一部を改正して、四月一日以降新年度当初における地方税法の施行に関して臨時の措置を講じようとするもので、二つの内容を含んでいる。その第一は、酒消費税及び同附加税を昭和二十五年四月一日以降廃止することであり、その第二は、昭和二十五年度分の道府県民税、地租、家屋税、事業税等二十有余の地方税は新地方税法の制定施行の日まで、これを徴収することができないものとすることである。

その目的は、別途提案にかかる地方税法案の成立実施は、昭和二十五年四月一日以後となることが必至と見られるに至つたので、その間の応急措置を講ずる必要を生じ、新税法の制定実施に至るまでの暫定措置を法定しようとするのである。

二、議案の可決理由

本法案の内容の第一点は、すでに国税である酒税が昭和二十五年四月一日以降実施されることになつているので、地方の負担過重をさけるため、これと歩調を合せる必要があり、第二点は、新税法成立の際、税制切換上徴税手続の複雑化をさけるために必要である。

よつて本委員会は、本法案が年度交代の直前にあつて緊急やむを得ざるものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十九日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十号参照〕

質屋営業法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現行質屋取締法は、その内容において時勢にそわぬ点が多いのでこれを廃止し、新立法によつて質物の取扱を公正且つ明朗にし、質屋の協力を得てぞう品の発見を容易にするため、その相手方を確認する方法を規定し、又帳簿の記載方を適確に示し、なお犯罪の温床となるもぐり業者に対する取締の徹底を期してこれに対する刑罰を重くしている。その他質置主及び盗犯による被害者の保護を図つている。

二、議案の可決理由

本法律案は、最近における犯罪激増の情勢のもとにおいて質物の取扱を公正明朗にし、もぐり業者を厳重に取り締り、業者の協力を得てぞう品の発見を容易にすることなどによつて、盗犯防止の万全を期することの極めて必要なるを認めると同時に、質置主及び盗犯による被害者を相当保護することの必要なるを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月十三日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十一号参照〕

都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

従来の立法によつて、警察の用に供されていた都道府県所有の財産等の中で、国家地方警察に必要なものは、都道府県から無償で国に譲渡されている。又警察法施行の後から昭和二十三年六月三十日までの間に、国家地方警察の用に供するため都道府県が取得した財産等も同様に無償で国に譲渡されている。次に警察法施行の際又はその施行の後において、市町村が新たに警察の責に任ずることになつた場合は、現に警察の用に供されている国有及び都道府県所有の財産等の中で国家地方警察には必要であるというものは、これを無償で当該市町村に譲渡することに法定されている。以上の如く警察用財産等の所有権の帰属関係については、すでに明確に法的措置が講ぜられているが、時の推移によつて、最近、国及び市町村の間で、一方の所有する警察用財産等が不必要となり、他方がこれを警察用として真に必要とするに至つた事例が生じたので、本法律案は適切な立法であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月十四日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十七号参照〕

地方税法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案は、第一に、地方税収入を拡充し、地方税制度の自主性を強

化して、地方自治の基盤を培うこと、第二に、国民の地方税負担の合理化及び均衡化を確保することを目標として、シャウプ勧告の趣旨に沿つて、地方税制を全面的に改革せんとするものである。

その具体的方針としては

第一には、財産課税の重課、流通課税の整理、消費課税の減少軽減、所得課税の増加、事業課税の軽減、雑税の整理等を行い、地方税全般にわたつてその負担の合理化と均等化を徹底することである。

第二には、課税標準、税率等に関する地方団体の権限を拡充して、地方税制の国への依存性を排除し、その自主性を強化するとともに、道府県税と市町村税とを完全に分離して、税務行政の責任の帰属を明確にすることである。

第三には、有力な直接税を市町村税として、その収入の強化を図るとともに、住民の市町村行政に対する関心の増大を求め、よつて地方自治の民主的運営を推進せしめようとすることである。

第四には、特別徴収の規定を整備し、納税秩序を強化すること等により、税収入確保の方途を講ずることである。

第五には、税率を全税目にわたつて明確に規定することにより、地域間の負担の公平を期することである。

かくして、新税目の創設、既存税目の変更、徴税手続の合理化等、現行地方税法に全文改正を行い、これによつて昭和二十五年度において、地方団体の収入し得る税額を千九百八億円と見込んでいるのであつて、昭和二十四年度千五百二十四億円に比し、三百八十四億円の増税となる予定である。この地方税収入の増加に加えて、地方財政平衡交付金の創設、災害復旧費全額国庫負担等の措置を実施することによつて、地方財源はある程度強化せられることが予想されるのである。

本法案の内容につき要点のみを記せば左の如きものである。

一　新たに創設された税目

（一）附加価値税

事業税及び特別所得税に代つて新設せられた道府県税であつて、法人又は個人の行う事業の附加価値に対してその額を標準として課税するものである。事業の種類範囲は、前二者と大体同様である（農業及び林業を除く）。

附加価値とは、当該事業が国民所得に附加した価値を指すのであつて、通常は製品価額が、その生産過程において費消された物品の価額を超過する額と考えられるものである。本法案では、一定期間における事業の総売上金額から、他の事業より購入した固定設備、原材料、消耗品の代価並びに諸種の用役に対して支拂う費用を控除する方式によつて、間接的に附加価値額を算出することとしてある。しかして計算を簡単にするため、且つ設備の拡張改善を奨励する趣旨から、資本財の控除は減価償却の方式によらず、その購入のとき、一時に控除する方式により、また棚卸資産の増減を勘定に入れないこととしている。しかして昭和二十五年度に限り、金融、運輸、倉庫の各業については、課税標準算定の特例として、以上の方法によらず、総売上金額の一定額をもつて附加価値額とすることができるものとして、負担の急激な変化を緩和する方途を考慮してある。

税率は、標準税率を四％、制限税率八％とし、原始産業、自由業等については、標準税率三％、制限税率六％としてある。

収入見込額は、昭和二十五年度四百十九億円、平年度四百四十一億円である。

（二）市町村民税

従来の住民税とはその性格が一変しているのであつて、市町村内に住所を有する個人に対しては、原則として、すべて均等割及び所得割により、事務所、事業所又は家屋敷を有する個人及び事務所又は事業所を有する法人に対しては、均等割によつて課する税である。

均等割については、市町村の人口数に応じて、個人、法人につきそれぞれ三段階の標準額を定め、所得割については、前年の所得税額あるいは課税総所得金額若しくは両者の差額のうちいずれか一つを選択し、これを標準として、これらに一定率を乗じたものを課税額とする方式を規定してある。但し、昭和二十五年度に限つては、第一の方式により課することと定められている。

なお、前年において所得のなかつた者及び生活保護法の適用を受ける者並びに不具者及び未成年者に対してはその全部を、同居の妻に対しては均等割を課さない。但し、一定額以上の資産所得又は事業所得を有し、独立生計を営む未成年者、不具者、夫が納税義務者とならない妻はこの限りでない。

本税の収入見込額は、昭和二十五年度五百七十五億円、平年度四百八十七億円である。

（三）固定資産税

従来の土地、家屋税を拡充したものであり、その主な相違点は、課税客体に、土地、家屋の外、償却資産が加えられたこと、課税標準が賃貸価格に代えて資本価格とされた点である。しかしてその価格は、毎年一月一日の時価を基準として、概ね各市町村に設置される固定資産評価員の行う評価に基き、市町村長が決定することとされている。ただ大規模な工場、発電施設が近隣市町村の公共費に直接且つ重要な関連を有する場合においては、地方財政委員会が指定して価格を決定し、これを関係市町村に配分することとしてある。

但し、昭和二十五年度に限つては、課税標準を、農地以外の土地及び家屋については、賃貸価格の九百倍の額、農地については、自作農創設特別措置法による買收農地の対価に二十二・五を乗じて得た額とする。

また、償却資産の価格については、原則としては、資産再評価法による再評価額の限度額を課税標準とするように考えられている。

税率は百分の一・七五を標準としているが、当分の間百分の三を最高とし、昭和二十五年度に限つては、百分の一・七五に一定してある。

税收見込は昭和二十五年度において約五百二十億円、平年度において五百七十八億円である。

二　既存税目に加えられた変更

（一）入場税は、先般国会提出の改正法により行われた税率の軽減（原則として三分の一引下）に加えて、新たに学校等の主催する素人の催物に対し課税除外の規定を設け、また徴税強化の方途を講じた。

（二）遊興飲食税は、徴税の適正化を図るため、税率を五割程度引き下げるとともに、徴税確保の措置を執つた。

（三）自動車税、荷車税、漁業権税、自転車税、広告税及び接客人税についても、新たに標準税率を定め、地域間の負担の均衡化を図るとともに、その課税手続を強化してある。

三　その他　賦課徴收について、種々の改正、整備を行い、各税目ごとに罰則を整備し、又雑税を廃止するなど、多くの改正が包含されている。

二、議案の可決理由

本法案は、国民生活に及ぼす影響が極めて重大である関係上、審議に当つては極めて愼重を期し、三月二十三日本委員会に付託せられてより四月二十日採決に至るまで、ほとんど連日委員会を開き審議を続行したのであるが、この間大蔵、水産、運輸、通商産業の各委員会と連合審査を行うこと二回、公聴会を開くこと三回、広く各方面の意見を聴取したのである。

質疑応答及び公述人の公述における論議は極めて広汎多岐にわたつたのであるが、その二三の点を摘録すれば左の如きものである。

一　本法案の実施は、主旨徹底並びに準備の関係上六箇月乃至一箇年延期することが適当である。

二　本税法は、一般物価に多大の影響を及ぼし、現行の物価水準を改訂する必要が起りはせぬか。

三　附加価値税の税率は、高きに失し、厳格に徴税するならば、遙かに予定収入を上廻ると考えられる。

四　水産業、畜産業の如きは、附加価値税の対象とすべきでない。

五　附加価値税は、事業税と異り、収益の伴わない事業に対しても課税することとなる結果、急激な負担の増加を来し、業種によつては経営を危殆にひんせしめる。殊に基幹産業、運輸業等において然り。

六　附加価値税は、人件費に課税する結果となり、従つて勤労者所得に転嫁されるおそれがある。

七　固定資産税の評価倍率は、高きに失する。

八　同税の税率も過重であり、地代、家賃の騰貴の原因となり、中小企業者乃至勤労者への圧迫となり、更に鉄道事業、倉庫業等の多大の固定資産を必要とする事業を不当に圧迫する。

九　固定資産中に償却資産が加えられたのであるが、その総価額の見積りが明確を欠き、従つてその徴税額も予想額を遙かに超過することとなりはせぬか。

一〇　市町村民税は、均等割の数的な資料も乏しく、その段階区分も問題であり、一般に必要以上の重課となるおそれがある。

一一　同税の所得割も更に軽減すべきである。又免税範囲を拡大する必要なきか。

一二　遊興飲食税の税率を更に一層軽減して取り易い税とするべきである。

一三　入場税その他の税率引下げ又は課税範囲の再検討。

一四　全体を通じて罰則が過重である印象が強い。その他徴税機構の問題、固定資産評価の問題等種々論議が行われたのである。

しかしながら、本法案の根本主旨たる地方財政の確立並びに国民負担の均衡化に寄与するという方向については何人もとより極めて適切なものであつて、個々の場合において多少の欠陥を認めるとしても、運用を適正に行うならば、概ね妥当なものと認められるのであつて、本委員会としては政府並びに地方自治体がその運用を適正に行うことを期待して本法案を可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十五年四月二十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十九号参照〕

地方財政平衡交付金一部概算交付暫定措置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

今回の税、財政制度の改革は、地方税制度の根本的改正と、地方財政平衡交付金制度の創設とをその根幹とするものであるが、後者については諸種の事情により未だ法案の提出を見るに至らない状態にある。しかも他方、従来の国庫負担金又は国庫補助金については、今回地方財政平衡交付金制度の創設を予定して、大幅の削減を行つたため、地方団体に対する国庫支出金の額もまた著しく減少しているのである。

かような事由により、地方団体においては年度当初において予定の収入を得られないため、歳入現金にはなはだしい不足を告げ財政運営を著しく阻害するに至つている。この支障を緩和するため、地方財政平衡交付金法案の成立施行に至るまでの間の暫定措置として、国の予算に計上されている地方財政平衡交付金の一部を四月中において概算交付する必要を認め、本案が提出されたのである。本案により交付しうる額は、道府県分として百十九億円、市町村分として八十一億円合計二百億円である。交付金額の算定方法は、道府県にあつては昨年度の配付税額と今回廃止されるべき国庫負担金又は補助金の合算額を基準とし、市町村にあつては、昨年度の配付税額を基準として算定される。しかしてその額の決定に当つては、今回の地方税制の改革を考慮して適宜調整を加えることとしてある。更に今回の措置による交付金は将来地方財政平衡交付金法案が制定された後は、その一部とみなされるのであつて、その決定額を超過した場合はその額を国に還付することとしてある。

二、議案の可決理由

本法案は、地方財政の現下の事情において、当然措置するを要するものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十五日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十三号参照〕

地方財政平衡交付金法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

地方公共団体の自主性を推進し、その発達を図ることは国政民主化の基礎を培う必然の要請であるが、そのためには地方自治制度の整備を行うとともに、地方税財政制度の確立を行うことが緊要である。しかして地方税財政制度確立のためには自主的、自律的な地方税法を設けるほか、更に、すべての地方団体を通じ、合理的にして妥当な自治活動のできるだけの歳入を保障することが必要である。すなわち富裕団体と貧困団体との間の財政力を均衡化し、すべての地方公共団体の財政の基盤の確立を期するため従来、地方配付税制度を実施して来たが、それは配分方法が簡略であり、配分資料としての各地方団体の課税力や財政需要の測定についても不徹底であつたので、多数の国庫負担金制度及び国庫補助金制度が現われて、地方公共団体に対し、しばしば国の干渉が行われ地方自治の運営を阻害するに至つた。本法案は以上の弊害を除去するとともに、更に財政的均衡化の方式に画期的な変更を加え、且つ課税力及び財政需要の測定方法を精密ならしめ総合的な地方財政調整の完璧を図ろうとするのである。

二、議案の可決理由

地方行政の質と量との地方団体間における均衡化の徹底を図るとともに、地方行政の一般的水準の向上を期するため、地方配付税制度に代えて、地方財政平衡交付金制度を設けることの適切妥当なるを認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は千五十億円余であるが、前年度地方配付金は六百六十六億円余、新たに本経費が設置されたため整理される前年度補助金は三百四億円余であるので、差引七十八億円余が増額される。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十四号参照〕

地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案は、地方自治運営の現状にかんがみ、地方公共団体における直接請求の手続、地方議会の運営、各種争訟の手続等の整備並びに地方公共団体の事務処理機構の刷新及び監査機能の強化を図る等の措置を講じようとするもので、その目的とするところは、これによつて地方公共団体の自主性及び自律性を更に徹底するとともに、地方自治の運営における公正と効率を確保し、もつて地方自治の本旨を実現しようとするにある。

二、議案の修正議決理由

本法案は、地方自治運営の現状にかんがみ、各種の機関、権限あるいは手続等に存する疑義を解消し、その関係を明確にし、公正と効率とを確保して地方自治の運営を適正円滑ならしめるとともに、地方公共団体の自主性及び自律性を強化しようとするものであるから、正しい民主化のために寄与するものであつて、その主旨は、概ね妥当であると認められるが、地方自治行政における民主的精神の実現を更に徹底せしめるために、修正の必要を認め、四月二十九日、一旦修正議決したのであるが、修正事項について再考を必要とするに至り、五月一日再議の上、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、修正の要旨は次の通りである。

1　普通地方公共団体の議会の常例会の回数は年六回以上の現行法通りとすること。

2　地方議会の事務局に法制的根拠を與えること。

3　地方公共団体の長に対する議会の不信任決議における議決定足数は、長が議会を解散した後の初めて招集した議会においては過半数の同意をもつて足りるとすること。

4　昭和二十三年法律第百七十九号の地方自治法の一部を改正する法律附則第二條を改正し、戦時中合併した市町村の分離に関する手続中、関係住民の投票については、過半数を三分の二以上と改め、当該都道府県の議会の議決については、議会に選挙管理委員会から投票の結果、三分の二以上の同意を得た旨の報告があつた日から三十日以内に議会において、その議員の発議により、出席議員の四分の三以上の多数でこれに同意すべきでないとの議決があつたときは、都道府県知事は、市町村の廃置分合又は境界変更を定めることができないこととすること。

5　本法の施行期日を昭和二十五年五月十五日とすること。

6　公職選挙法の施行その他法律制度の改廃に伴う関係條項の改正並びに法文上の整理を行うこと。

なお、本案の審議に当つて委員から、地方自治の拡充と行政の簡素化の徹底を期するために、政府は、その地方出先機関を都道府県に移譲し、都道府県は、その地方事務所を可及的に整理、統合することが、必要と認められるから、すみやかにその実施を要望するという発言があり、委員会はこれを了承した。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を次のように修正する。

第七十五條第一項中「及び当該普通地方公共団体の長」を「並びに当該普通地方公共団体の長及び選挙管理委員会、○公安委員会、○教育委員会その他法令又は條例に基く委員会又は委員」に改め、同條第三項中「長」の下に「並びに関係のある選挙管理委員会、○公安委員会、○教育委員会その他法令又は條例に基く委員会又は委員会又は委員」を加え、同條第五項中「前條第四項」を「第七十四條第四項」に改め、「その総数の五十分の一の数」の下に「、第七十四條の二乃至前條の規定は、同項の規定による請求者の署名に」を加える。

第百二條第二項中「定例会は、」の下に「都道府県にあつては毎年四回以上、市町村にあつては一」を加える。

第百二十一條中「及び教育委員会の委員」の下に「その他法令又は條例に基く委員会の代表者又は委員」を加える。

第百二十三條第一項中「議長は」の下に「事務局長又は」を加え、「市町村」を「町村」に改める。

第百二十五條中「若しくは監査委員」を、「、監査委員」に、「及び教育委員会」を「、教育委員会その他法令又は條例に基く委員会又は委員」に改める。

第六章第十一節を次のように改める。

第十一節　議会の事務局並びに事務局長、書記長及び書記

第百三十八條　都道府県の議会に條例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

事務局に事務局長及び書記を置く。

事務局を置かない市及び町村の議会に書記長及び書記を置く。但し、町村においては、書記長を置かないことができる。

事務局長、書記長及び書記は、議長が選任する。

事務局長及び書記長は、議長の命を受け議会の庶務を管理する。

書記は、上司の指揮を受け議会の庶務に従事する。

第百二十八條中「、第六十八條第一項若しくは第二項又は前條」を「又は第六十八條第一項若しくは第二項」に改める。

第百四十四條中「、第六十八條第一項若しくは第二項又は前條第二項」を「又は第六十八條第一項若しくは第二項」に改める。

第百七十八條第一項中「当該普通地方公共団体の長は、十日以内に議会を解散することができる。」を「直ちに議長からその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、普通地方公共団体の長は、その通知を受けた日から十日以内に議会を解散することができる。」に改める。

同條第二項○及び第三項を次のように改める。

議会において当該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の期間内に議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決があり、議長から当該普通地方公共団体の長に対しその旨の通知があつたときは、普通地方公共団体の長は、同項の期間が経過した日又は議長から通知があつた日においてその職を失う。

前二項の規定による不信任の議決については、議員数の三分の二以上の者が出席し、第一項の場合においてはその四分の三以上の者の、前項の場合においてはその過半数の者の同意がなければならない。

第百九十九條第四項の次に次の一項を加える。

監査委員は、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、貸付金その他財政的援助を與えているものの出納その他の事務の執行を監査することができる。

同條第五項中「長」の下に「並びに○公安委員会、関係のある選挙管理委員会、○教育委員会その他法令又は條例に基く委員会又は委員」を加える。

第二百四條第一項中「議会の」の下に「事務局長、」を加える。

第二百七條中「條例の定めるところにより、」の下に「第七十四條の三第三項及び」を加え、「第百九條第五項」の下に「、第百十條第四項」を加える。

第二百五十五條の二　普通地方公共団体における補充選挙人名簿、議会の議員又は長の選挙又は当選、直接請求の署名簿の署名、直接請求に基く議会の解散又は議員若しくは長の解職の投票及び副知事、助役、出納長、収入役、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の議決、議会において行う選挙又は決定、選挙管理委員会において行う資格の決定その他この法律に基く住民の賛否の投票に関する効力は、この法律に定める争訟の提起期間及び管轄裁判所に関する規定によることによつてのみこれを争うことができる。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年五月十五日から施行する。但し、附則第八項の規定は、昭和二十五年四月三十日から適用する。

2　地方自治法第百五十八條第一項の規定による都道府県の局部で同條第一項又は第三項の改正規定により存置させることができなくなつたものは、この法律施行の日から九十日以内に限り、存続させることができる。

3　都道府県知事は、昭和二十四年五月三十一日現在において、通商産業局出張所の所掌に属する事務及び道路運送監理事務所の所掌に属する事務でこの法律施行の際現にその権限に属するものを分掌させるため、改正後の地方自治法第百五十八條第一項から第三項まで及び第五項の規定にかかわらず、当分の間、條例で事務所を置くものとする。

4　前項の事務所の位置、名称その他必要な事項は、條例で定めなければならない。

5　地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第九項中「地方自治法」を次のように改める。

の下に「第七十四條の二から第七十四條の四までの規定は、第二項の規定による請求者の署名及び第三項の規定による請求者の署名に、同法」を、「投票に」の下に「、同法第二百五十五條の二の規定は、第二項の規定による請求者の署名及び第三項の規定による投票に関する争訟に」を加える。

第三項の投票において有効投票の三分の二以上の同意があつたときは、委員会は、都道府県知事及び都道府県の議会に報告し、都道府県知事は、当該報告に基き第六項に定める期間の経過後に市町村の廃置分合又は境界変更を定め、内閣総理大臣に届け出なければならない。

同條第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を第七項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

都道府県の議会に前項の報告があつた日から三十日以内に、当該都道府県の議会において、その議員の発議により、出席議員の四分の三以上の多数でこれに同意すべきでないとの議決があつたときは、都道府県知事は、市町村の廃置分合又は境界変更を定めることができない。

同條第十項中「政令で特別の定をするものを除く外、」の下に「地方自治法第七十四條の二から第七十四條の四までの規定は、第二項の規定による請求者の署名に、」を、「投票に」の下に「、地方自治法第二百五十五條の二の規定は、第二項の規定による請求者の署名及び第三項の規定による投票に関する争訟に」を加える。

6　この法律施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百七十九号）附則第二條第二項の規定に基きその手続を開始している請求については、改正後の同條の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

7　前項の規定は、この法律施行の際現に、地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百七十九号）附則第二條第二項の規定に基く請求に係る市町村の廃置分合又は境界変更で改正前の同條第五項の規定により当該都道府県の議会の議決において出席議員の過半数の同意が得られなかつたもの又は同條第二項の規定に基きその手続を開始している請求に係る市町村の廃置分合又は境界変更について、改正後の同條の規定に基くあらたな請求をすることを妨げるものと解してはならない。

8　公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律（昭和二十五年法律第百一号）の一部を次のやうに改正する。

第三條の規定による地方自治法第百二十八條及び第百四十四條の改正規定中「裁決若しくは」を「裁決又はに」に改め、「又は前條の規定による決定若しくは判決」を削る。

9　改正後の地方自治法第二百五十五條の二（地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百七十九号）附則第二條第九項において準用する場合を含む。）に規定する争訟で、この法律施行の際現に裁判所にかかつているものは、同條の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとする。

10　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

〔第三十五号参照〕

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案は、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び憲法第九十五條の規定による投票の執行について国が負担する経費の基準を定めることを目的とするものである。

従来これらの選挙ないし投票の事務は、大部分、地方の選挙管理委員会に委任して行われて来たのであるが、その経費の算定に当つては、拠るべき明確な基準が存しなかつたため、これをめぐつて国と地方との間に紛争の生ずることが少くなかつたのである。しかしてそのために国の財政にもまた地方選挙管理委員会の事務執行の上にも不安を與え、選挙の適正且つ円滑な執行に支障を来たす結果となつていた。

この際以上の欠陥を除くため国の負担すべき経費の基準を法定することにより、地方選挙管理委員会がその事務に使用しうる経費を予測せしめ、国の予算の不安定を防ぎ、紛議の発生を未然に防止することを適当と考えて、本法案が提出せられたのである。

その内容は、第一に基準額については、一般の選挙事務に関してはその行われる單位、すなわち各投票所、各開票所等についてそれぞれ別個に、有権者数及び区市町村の区別等による段階を設けて基準額を決定し、選挙運動の公営事務に関しては、その種類ごとにすなわち選挙公報の発行、演説会施設の公営、候補者氏名の掲示等の別に従つて、候補者の数、世帯数又は面積等を基礎とする段階を設けて経費を算定することとしてある。

経費の基本額は、過去の実績を検討した結果に基いて定めたのであり、距離、地域の特殊性又は時季等によつてそれぞれ必要な調整を加えうることとしてある。

第二に経費の配分については、これまでと同様全国選挙管理委員会において都道府県に配分し、都道府県より市町村に再配分することにしてある。更に不可避の事故、その他特別の事情のため、交付額で不足する地方に対しては、別に調整費を設けて追加の措置を講じ得ることとし、又不要分を生じた場合には、これを返還させることとしてある。

二、議案の可決理由

本法案の主旨は、地方の財政を安定せしめる上からも、選挙等の事務を公正に行わせる意味からも、極めて必要且つ妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

請願に関する報告書

〔第三十四号参照〕

鉱産税を市町村に移譲の請願（請願者長崎県江迎町長小林知一）（北村徳太郎君紹介）（第二六号）、同（請願者兵庫県朝来郡生野町長佐藤桂一郎外三名）（塩田賀四郎君紹介）（第八五二号）及び同（請願者兵庫県朝来郡山口村長山口金重郎外二名）（佐々木盛雄君紹介）（第九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回鉱産税を府県税に移されるとのことであるが、それでは市町村財政を危機に陥れ、自治体の運営を破壊するとともに鉱害の復旧費等の地元町村負担分支出を困難とするから、鉱業者の営業税ともいうべき鉄産税は、鉱山所在地の市町村に移譲して、同市町村財政を危機に陥れないように計られたいというのである。

二、請願の議決理由

鉱産税は鉱山とその所在市町村との密接な関係にかんがみて、市町村税とすることが本請願の主旨の如く適切であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣

に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

町村吏員恩給費の負担等に関する法律制定の請願外五件（請願者長野県南安曇郡倭村長高嶋眞金外千二百名）（降旗徳弥君紹介）（第一一〇号）及び同（請願者北海道礼文郡香深村長野村太郎外二百五十名）（松本六太郎君紹介）（第八〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昨年七月国家公務員の恩給増額が行われたが、ひとり町村吏員のみは従前のままであるから、同措置に準じ町村吏員の恩給を増額し、その事務を行う町村吏員恩給組合の運営を確保するため関係法律を急速に制定せられたいというのである。
二、請願の議決理由
国家公務員と同様に重要な公務に従事する町村吏員に対して、その待遇條件を同一にすることは当然であるから、本請願の主旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

町村吏員の恩給増額に関する請願（請願者長野県南安曇郡奈川村長奥原作平外百四名）（降旗徳弥君紹介）（第二〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昨年七月国家公務員の恩給増額が行われたが、ひとり町村吏員のみは従前のままであるから、同措置に準じ町村吏員の恩給を増額し、その事務を行う町村吏員恩給組合の運営を確保するため関係法律を急速に制定せられたいというのである。
二、請願の議決理由
国家公務員と同様に重要な公務に従事する町村吏員に対して、その待遇條件を同一にすることは当然であるから、本請願の主旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

地方議会事務局の法制化等に関する請願（請願者清水市議会議長稲名亀造）（畠山鶴吉君紹介）（第二三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
地方議会の機能を充分に発揮させるため、調査、立案その他の任務に従事させ目的をもつて、議会の補助機関としての議会事務局の設置を、地方自治法中に明文化され、また地方財政の窮状にかんがみ、旧制下の自治体警察吏員の恩給及び退職手当は、国県費を以て支給され、さらに国庫補助金は早期に交付されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方議会の活動を円滑ならしめるため、本請願の主旨は早急に実施する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

太田市警察吏員の定員増加に関する請願（請願者太田市長武藤傳次郎外四名）（松井豊吉君紹介）（第三〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十三年三月七日の警察法の施行によつて太田市は自治体警察を維持し定員六十五名を擁している。しかるに、同定員は昭和二十一年四月の人口調査によつたもので、同市は戦時中中島飛行機株式会社太田工場の所在地であつたので終戦時は同市を離散したものが多かつたが、その後占領軍駐とん地としてまた産業都市として再建されて人口は急激に復帰増加している。ついては、警察吏員の現在の定員では現人口に比して少くなすぎるから、七十七名に定員を増加されたいというのである。
二、請願の議決理由
人口の変動に伴い、自治体警察の定員の変更を行うべきことは、すでに久しく懸案となつてきたのであつて、治安維持の観点からその早急な実施が望ましいのであるから、本請願の主旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

高槻市警察吏員の定員増加に関する請願（請願者高槻市議会議長高谷多一）（井上良二君紹介）（第三七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高槻市は全国最大の犯罪都市の一つに数えられているが、同市が大阪、京都両大都市に近く、京阪両都市の衛星都市という特異の性格をそなえているため犯罪と犯人とを追込まれている状態である。しかるに警察吏員数は單に人口数にのみ基準をおいているため、現在人員にては激増する犯罪を防止し、公安の維持を期することができない。ついては、同警察吏員の定員増加を計られたいというのである。
二、請願の議決理由
人口の変動に伴い、自治体警察の定員の変更を行うべきことは、すでに久しく懸安となつてきたのであつて、治安維持の観点からその早急な実施が望ましいのであるから、本請願の主旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
地方行政委員長　中島　守利
衆議院議長幣原喜重郎殿

自治体警察制度改善に関する請願（請願者兵庫県自治体警察町村連合会長山路久治郎）（塩田賀四郎君紹介）（第四五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
自治体警察制度改善のため次の諸項を実施されたいというのである。
(一)自治体警察相互間及び国家地方警察への人事交流のあつせんを担当する機関を、各都道府県毎に設けること、(二)自治体警察吏員と国家地方警察官と一体をなした恩給を受けしめること、(三)非常警備に要する経費は、国庫で負担すること、(四)犯罪の捜査費及び装備費についは、平衡交付金中にとくにわくを設けて所要経費を配分すること、(五)前項の外、警察を維持、運営するに要する経費は、実情に即した必要額を平衡交付金から配分すること。
二、請願の議決理由
本請願は治安維持の見地からおおむね妥当な要望と考えられるのであ

つて、その実現を考慮する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方行政の確立並びに地方財政の強化に関する請願（請願者北海道市議会議長会長岩谷静衛）（苫米地英俊君外一名紹介）（第五四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

シャウプ勧告に基く税制の改正に併進して、官治行政と地方行政事務の現実的配分を明確化されるとともに、委任事務によつて生ずる経費は、政府の負担とされ、いやしくも地方財政の強化を阻害するような原因を除去して、地方行政、財政を確立強化されたいというのである。

二、請願の議決理由

先に設置された地方行政調査委員会議において実現せられるべく期待せられるのであるが、きわめて妥当な要請と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議院の会議に決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

公衆浴場営業者に対する附加価値税種別変更の請願（請願者山形市榮町百二十七番地ノ八山形県浴場連合会長桐井米次郎）（志田義信君紹介）（第七一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公衆浴場は、持たざる階級にとつては欠くべからざる営造物であつて、国民の健康増進と幸福には大きい関係があり、当然国または地方が公営するか、補助を與えるべきものである。しかるに、浴場営業者は入浴料金は釘付けにされており、欠損とは知りつつ大衆に奉仕している現状である。今般地方税附加価値税に規定せられようとする種別中、湯屋業を第一種に指定するのは、浴場が公共的非営利業であることを認識しないものであるから、医師、歯科医師、助産婦と同様第四種に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

公衆浴場は他の一般商工業と異り、公共性を有するものであるから、本請願の主旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

町村役場職員の給與改善に関する請願（請願者東京都千代田区東京都庁内日本自治団体労働組合総連合中央執行委員長信近高雄）（上村進君外一名紹介）（第七三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村役場に勤務する職員の給與は、現行官吏の給與水準六千三百七円ベースには程遠い給與であり、本給と同様に扶養家族手当も一般官吏とはさらに低い水準におかれている。このような実状は、地方自治行政の民主的運営を阻害するものであるから、町村吏員の給與を一般官公吏の水準まで引き上げるよう必要な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

町村吏員は、国家公務員と等しく重要な公務に従事するものであつて、その待遇において両者の間にはなはだしい差異があるべきではないのであるから、本請願の主旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

木材引取税を市町村に移譲の請願（請願者秋田県山本郡譽村長石山長五郎）（石田博英君紹介）（第八一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来市町村税であつた木材引取税を、今回の改正により都道府県税として取扱うようになつたが、市町村財政枯渇の今日、本税を除外することは市町村の財政維持を困難にする。ついては、木材引取税を、市町村に移譲されたいというのである。

二、請願の議決理由

木材引取税は市町村と密接不可分な税目であり、本請願の主旨の如く市町村税となすことが妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

入場税軽減の早期実施に関する請願（請願者東京都中央区築地三丁目六番地日本映画連合会長大谷竹次郎外一名）（野村專太郎君紹介）（第八〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大衆の税負担を軽減し、あわせて映画製作者及び興業者の企業及び経営の刷新を図り、もつて文化の向上発展に資するため、すみやかに入場税軽減の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

入場税軽減の早期実施については、本委員会においてもつとにその必要を認め、委員会提案の法案によつて実現を図り、既にその成立、実施を見たので、本請願の主旨はおおむね実現せられたものであるから、本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

特別都市計画事業の地元負担金に起債認可の請願（請願者東海市議会議長会長中西竹太）（江崎真澄君紹介）（第八三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方公共団体の財政窮乏に伴い、特別都市計画事業費の財源に乏しく、事業の完遂を期することが困難である。ついては、特別都市計画事業費の地元負担金に対して起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

特別都市計画事業の重要性にかんがみ、その実現を容易ならしめるために、起債の方法に依らしめることは適切であるから、本請願の主旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方議会事務局の法制化促進に関する請願（請願者東海市議会議長会長中西竹太）（江崎真澄君紹介）（第八四一号）及び同（請願者鹿児島県町村議会議長会長小幡兼重）（床次徳二君紹介）（第一四〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方議会の機能を充分発揮するには、議会の補助機関としての議会事務局の設置が必要であるが、いまだ完全な実現を見ないのははなはだ遺憾である。ついては、地方議会事務局を設置するよう明文化して法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方議会の活動を円滑ならしめるため、本請願の主旨は早急に実施する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

自治体警察吏員の恩給及び退職手当に関する請願（請願者東海市議会議長会長中西竹太）（江崎真澄君紹介）（第八四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自治体警察吏員の恩給及び退職手当は、警察法附則第七條によつて恩給のみ辛じて恩給勤続年数に通算されているが、退職手当は国家警察吏員のみ支給され、自治体警察吏員に対しては切替前の支給の明文がないため、未だに支給されず、その待遇は公平をかいている。昭和二十三年三月七日以後、すなわち切替後の支給は自治体において支弁すべきであるが、切替前の退職手当は国家で支弁すべきものであるから、早急に明文化して、予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

自治体警察吏員の士気をこう揚するため、本請願の主旨を実現することがきわめて必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

自治体警察における国家的警察経費全額国庫負担の請願（請願者東海市議会議長会長中西竹太）（江崎真澄君紹介）（第八四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自治体警察において担任している行政事務のうち、不法労働争議、隠退蔵物資の摘発、朝鮮連盟解散、皇族、進駐軍、大臣等の警備は、明らかに国家的事務であつて、これらのために市町村は多大な経費を負担している。ついては、これら経費を全額国庫負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

自治体警察の任務の中、本来国家の行うべきものが少くなく、その経費は当然国が負担すべきものであり、ことに地方財政の窮乏の折柄その必要が認められる。よつて、本請願の主旨を適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

根白石、吉田両村の境界確認に関する請願（請願者福島県西白河郡信夫村大字下新城字野寺九番地東部林産株式会社社長円谷勝）（庄司一郎君外一名紹介）（第九〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県宮城郡根白石村、大沢村及び吉田村の郡村界は、北泉岳三角点より、それぞれ峯界となつている。しかるに、同県加美郡中新田営林署は、右北辺の郡村界を越えて、同郡村界に添う根白石村の帯状の地帯を、黒川郡吉田村大字吉田地内と称し勝手に郡村界を主張している。このため、同営林署の一方的差押えをうけ、東部林産株式会社は多大の損害をこうむつた。ついては、根白石、吉田両村の境界を明確にされたいというのである。

二、請願の議決理由

地方公共団体の境界が不明であるため、諸種の紛争を生ずることは住民並びに関係者に不当の損害を與えるものであるから、速やかにこれを明確にする必要がある。よつて本請願の主旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

公衆浴場営業者に対する事業税を第三種に変更の請願（請願者東京都千代田区神田豊島町四番地全国浴場組合連合会会長坂下卯三郎外十六名）（佐藤榮作君外一名紹介）（第九〇四号）、同（請願者兵庫県浴場商業協同組合理事長丸岡太郎吉）（吉田吉太郎君紹介）（第九〇五号）、同（請願者北海道地区浴場組合連合会会長前野留次郎外二十四名）（降旗徳弥君外二名紹介）（第一一九二号）、同（請願者舞鶴市眞名井通り谷民藏）（大石ヨシエ君紹介）（第一三八六号）、及び同（請願者東北地区浴場組合連合会長高橋勝彦外六名）（立花敏男君外一名紹介）（第一三八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在公衆浴場営業者に対して、事業税は第一種の税率が課せられているが、公衆浴場は社会大衆の予防保健衛生に大きな役割を果しており、その業務形態も他の販売業と異り、入浴に対する低賃金をもつて営業しているのであるから、料理飲食業と同一の第一種として取扱うのは不合理である。ついては、今回の地方税の改正に当つては、公衆浴場営業者に対する事業税を第三種に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

公衆浴場は他の一般商工業と異り、公共性を有するものであるから、本請願の主旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

農家の製茶事業に対する附加価値税免除の請願（請願者宮崎市花殿町八番地宮崎県茶農業協同組合長溫水三郎）（小山長規君紹介）（第九四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業生産品が原始生産品であるので、附加価値税の対象とならないとすれば、農家の製茶事業は原始産業であるから、附加価値税を賦課するのは当を得ない措置である。また輸出産業の振興上にも茶に附加価値税

をかけないことが望ましいから、農家の製茶事業に対する附加価値税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

製茶業は元来農業に属すべき産業であつて、とくに輸出産業たる性格並びに国民の必需品たる面からも、附加価値税の対象とすることは適当でないと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方公務員の給與改訂に関する請願（請願者島根県濱田市殿町濱田市役所職員組合委員長川田茂明外九十八名）（山本利壽君紹介）（第九七四号）、同（請願者青森市大字大野字長嶋一番地青森県庁職員組合中央執行委員長村木市太郎）（春日正一君外一名紹介）（第一一二九号）、同（請願者富山県西礪波郡津澤町表輪三千三百六十一番地富山県職員労働組合西礪波支部長川原正一外二百五十名）（橘直治君紹介）（第一一三〇号）、同（請願者群馬県北甘楽郡小野村大字相田佐藤袈裟吉外百十八名）（小峯柳多君外一名紹介）（第一三四三号）、同（請願者伊勢崎市上植木本町二千七百二十一番地栗林憲一外百二名）（藤枝泉介君外一名紹介）（第一三四四号）、同（請願者清水市江尻天神町二十三番地堀修一外八十名）（西村榮一君外一名紹介）（第一三四五号）、同（請願者群馬県山田郡福岡村遠藤宗三外百十三名）（長谷川四郎君外一名紹介）（第一三四六号）、同（請願者八幡市大字熊手福岡県庁職員組合北九州支部長藤村正信外四百二十名）（田代文久君外一名紹介）（第一三四七号）、同（請願者福岡県糸島郡前原町四百七十七番地波多江强之助外五百名）（中村寅太君外一名紹介）（第一三四八号）、同（請願者福岡県筑紫郡那珂町麦野祝町福岡県職員組合本庁支部長甲斐正外千三百八十一名）（松本七郎君外二名紹介）（第一三四九号）、同（請願者前橋市清王寺町六十九番地坂口旭外八百五十七名）（金子與重郎君外二名紹介）（第一三五〇号）、同（請願者靜岡県榛上郡八屋町松永三郎外五百名）（鍋藤速君外二名紹介）（第一三七一号）、同（請願者福岡県八女郡地方事務所八女支部長木本士光外八百名）（甲木保君外一名紹介）（第一三七二号）、同（請願者鹿児島市郡元町市営住宅二十一区八班樂原東外三百五十名）（中馬辰稔君外二名紹介）（第一三七三号）、同（請願者福島県田村郡三春町字北町四十八番地橘須賀政雄外二百名）（前田種男君外三名紹介）（第一三七四号）、同（請願者鹿児島県庁内鹿児島県職員組合執行委員長新原鶴義外二千七百六十五名）（尾崎末吉君外二名紹介）（第一三七五号）、同外一件（請願者福島県庁職員組合中央執行委員長岡田宗治外七十八名）（土橋一吉君外一名紹介）（第一三七六号）同外一件（請願者群馬県新田郡尾島町大字前小屋三百二十九番地新田郡町村役場職員組合連合会長石川辰三郎外二百七名）（松井豊吉君外一名紹介）（第一三七九号）、同（請願者福岡市鳥別中浜町自治労連福岡県連合執行委員長保坂庄八）（青野武一君紹介）（第一五〇七号）、同（請願者千葉県千葉郡津田沼町大久保千葉県職員組合市原富士雄）（土橋一吉君外一名紹介）（第一五二八号）、同（請願者橘浜市中区山手町九十番地橘浜市従委員長河松宏弥）（今野武雄君外一名紹介）（第一五二九号）、同（請願者姫路市広畑区広畑三百三十三番地高松榮外三百八十二名）（堀川恭平君紹介）（第一五三〇号）、同（請願者東京都豊島区西巣鴨三丁目六百六十八番地森幸二外八百十二名）（石田一松君外一名紹介）（第一五三一号）、同（請願者松江市殿町松江市従委員長大木喜義）（木村榮君外一名紹介）（第一五八二号）、同（請願者浦和市前地三百二十番地鈴木達）（高田富之君外一名紹介）（第一五八三号）、同（請願者大津市東浦小林巖外千二百七名）（堤ツルヨ君外一名紹介）（第一五八四号）、同（請願者神戸市生田区兵庫県庁内平岡良夫外七百七十七名）（松澤兼人君外一名紹介）（第一五八五号）、同（請願者東京都西多摩郡五日市町五日市八百七十九番地伊藤岩雄外百九十名）（並木芳雄君外一名紹介）（第一五八六号）、同（請願者神戸市兵庫区再度筋町二百九番地ノ一川又一博）（立花敏男君外一名紹介）（第一五八七号）、同（請願者太田市大字内島飯田房松外九十名）（増田連也君紹介）（第一五八八号）、同（請願者富山県中新川郡釜ヶ淵村道源寺坂井三郎外三百五十名）（佐伯宗義君紹介）（第一五八九号）、同（請願者大津市中之庄小林巖外千六百五十名）（猪俣浩三君紹介）（第一五九〇号）、同外一件（請願者群馬県吾妻郡中之條町九百十四番地の一群馬県職員労働組合支部長小寺道隆外二百八十二名）（中曾根康弘君外一名紹介）（第一五九一号）、同外一件（請願者釧路市役所内職員組合執行委員長佐藤正雄外九百四十九名）（米窪滿亮君紹介）（第一五九二号）、同外二件（請願者山形市香澄町山形県庁職員組合委員長村上繁外六百七名）（小野孝君紹介）（第一五九三号）、同（請願者津山市小田中八百二十六番地津山市役所職員組合委員長稻本梅市外百十七名）（黒田壽男君紹介）（第一六一五号）、同（請願者鹿児島市職員組合委員長浮田春雄）（床次德二君紹介）（第一六四八号）、同（請願者福知山市役所職員組合執行委員長鬼田保外九十五名）（河田賢治君外二名紹介）（第一六九〇号）、同（請願者北海道札幌市北一條西四丁目北海道全市職員組合連合会執行委員長枝元政雄）（赤松勇君紹介）（第一七一七号）、同（請願者東京都千代田区丸の内都庁内自治労連書記長栫狩則男）（立花敏男君外一名紹介）（第一七一八号）、同外一件（請願者大阪府東区大手町府庁内大阪職員組合轉馬友吉外九百六十四名）（大矢省三君紹介）（第一七六九号）、同（請願者東京都大田区新井宿五丁目五百四十五番地小林正雄外一万九千百九十一名）（門司亮君紹介）（第一八〇七号）、同（請願者甲府市橘町十八番地山梨県職員労働組合清水正三）（小林信一君紹介）（第一八二六号）、同（請願者東京都港区三田豊岡町八番地菊池等外二万八千八百九十名）（加藤鎭造君外七名紹介）（第一八二七号）、同（請願者高松市天神前大西貞雄）（成田知巳君外一名紹介）（第一九二九号）、同外五件（請願者福島県北会津郡高野村大字上高野千二百七十三番地広沢要外五名）（立花敏男君外一名紹介）（第一九六五

号）、同外五件（請願者若松市西名子屋町二十五番地猪脇精男外五名）（池田峯雄君外一名紹介）（第一九六六号）、同（請願者甲府市橋町十八番地山梨県職員労働組合長瀬正左衛門外二千三十六名）（深澤義守君外一名紹介）（第二〇四九号）、同（請願者札幌市北一條西一丁目札幌市役所関係労働統合連絡協議会和田義秋外千五百六十二名）（岡田春夫君外二名紹介）（第二三三五号）、同（請願者長野県職員労働組合竹本哲一外千八百九十名）（林百郎君外一名紹介）（第二三六三号）、同（請願者埼玉県庁内埼玉県職員組合執行委員長鈴木達外三百二十四名）（高田富之君外一名紹介）（第二五二二号）、同（請願者熊本市役所内職員組合緒方美登次外七百二十九名）（田代文久君外一名紹介）（第二五二三号）、同（請願者熊本市役所職員組員鋤崎眞澄外五百十一名）（立花敏男君外一名紹介）（第二五二四号）、同外二件（請願者熊本市天神町一番地県庁内熊本県職員組合執行委員長高田秀男外三千五十三名）（土橋一吉君紹介）（第二五二五号）、同外三十件（請願者大分県速見郡日出町佐々木龍馬外千八十二名）（土橋一吉君外一名紹介）（第二五二六号）、同（請願者大津市東浦一番地滋賀県議会議長堀江喜一）（河原伊三郎君紹介）（第二五二七号）及び同（請願者和歌山県職員労働組合富田豫外一名）（早川崇君紹介）（第二六六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自治体職員の現行給與六千三百七円ベースは、昭和二十三年七月における物価及び生計費を基礎としたものであつて、昭和二十四年七月における消費物価指数は三〇%、実体生計費は三七%、工業者の平均賃金は七二%上昇しており、このことはいかに公務員の生活が窮乏の中にあるかを示しているものである。ついては、真に民主的地方自治団体の復興を促し、国民の期待する能率的な職場を確立するためには、自治体職員の現行賃金ベースを九千七百円に改訂されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方公務員の給與に関しては、国の公務員と同様にその任務遂行に支障なきよう充分考慮する必要があるので本請願は充分研究することを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

外食券食堂における酒類提供許可に関する請願（請願者東京都中央区築地五ノ一番地全国外食券食堂組合同盟会長　森本福司）（塚田十一郎君外一名紹介）（第一〇四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

外食券食堂は、客に酒類を提供してはならぬという規定はないが、しかし実際には、法の行政措置として、外食券食堂では酒の提供は禁ぜられている。酒が自由販売になつた今日、恵まれない外食勤労者のために飲食営業臨時規整法に対する運用上の行政措置を考慮され、外食券食堂で酒類を提供することを許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

外食勤労者の厚生の見地より適切であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

電気ガス税を市町村の移譲の請願（請願者川崎市長金剌不二太郎）（白井佐吉君外一名紹介）（第一一九一号）及び同（請願者山形県北村山郡大倉村長鈴木琇雄外二名）（池田正之輔君紹介）（第一九八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の税制の改正案において、電気ガス税は市町村税と予定されていたのが、最近府県税に変更されるよう聞きおよんでいる。地方自治の基礎でありながら、とくに財政に窮迫している市町村にとり、流通税、間接税として同税を除いては他に何等力となるものが與えていないとき、これを変更されることは市町村財政を一そう困難にするものである。ついては、電気ガス税を市町村に移譲せられたいというのである。

二、請願の議決理由

道府県に入場税、遊興飲食税の如き重要な間接税を附與する立前をとるならば市町村に対して間接税たる電気ガス税を附與することは、税制度の均衡上必要であると認められる。よつて、本請願は妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

市制施行に伴い豊岡町警察吏員の定員増加に関する請願（請願者　兵庫県城崎郡豊岡町公安委員会横山良造外二名）（佐々木盛雄君紹介）（第一二二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡豊岡町は、附近三箇村とともに解体して、昭和二十五年四月一日より豊岡市が設置されるのであるが、市制施行に伴い、区域の拡張、人口の増加にかんがみ、治安の維持を期するため、現在の豊岡町警察を、豊岡市警察として改変し、警察吏員定員を、二十七名から四十九名に増員されたいというのである。

二、請願の議決理由

人口の変動に伴い、自治体警察の定員の変更を行うべきことは、すでに久しく懸案となつてきたのであつて、治安維持の観点からその早急な実施が望ましいのであるから、本請願の主旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

住民税に高度累進制適用の請願（請願者名古屋市中区南鍛冶屋一丁目二番地の四全日本金属産業労働組合協議会東海支部小寺徳夫）（田島ひで君紹介）（第一三二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新地方税法によると、市町村税の負担額は、従来の平均額の三、五倍となる。これは、わずかに減税となる国税にかわり、負担をかけることになつて、勤労者にとつては税負担はますます増大するばかりである。しかも、地方税法によると、均等制となる結果、上に軽く、下に重くなり、国全体の税額は四百億円の減税となつても、勤労者の生活はますます貧困となつてしまう。ついては、住民税に高度累進制を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

税法改正により、市町村民税が多少の増額となることは已むを得ない所であるが、従来の税額に比して急

激な増額となることは避けなければならないところであつて充分研究の余地あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

選挙費用節減に関する請願（請願者東京都豊島区雑司谷町六ノ八百二十九番地斎藤ヨシ外二十九名紹介）（第一三六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の選挙法は、資産家の当選に都合よく、制定されており、婦人議員の進出を阻害して、真の民主主義国会の成立は期待できない。ついては、選挙費用を軽減するように選挙法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

選挙における経費の負担軽減をはかることは、民主国会の成立上きわめて重要事であるから、その主旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

北九州五市警察吏員の定員増加に関する請願（請願者小倉市長浜田良祐外二十九名紹介）（第一三八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北九州の門司、小倉、八幡、戸畑、若松五市の警察吏員は、現在千七十六名で治安の維持に当つているのであるが、同五市は北九州における文化、交通、産業、港湾等の中枢地域で、年年人口は急激に増加し、治安面より見る時は全く一市として見るべきものである。これを、人口その他治安対象のひとしい神戸市の警察力に比較しても、はなはだ弱小であつて、とうてい治安の維持は期せられない。ついては、実情にそくした合理的再配置を行い、同五市警察吏員の定員を少くとも千二百五十六名程度に増加せられたいというのである。

二、請願の議決理由

人口の変動に伴い、自治体警察の定員の変更を行うべきことは、すでに久しく懸案となつてきたのであつて、治安維持の観点からその早急な実施が望ましいのであるから、本請願の主旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方財政平衡交付金の配付に関する請願（請願者鹿児島県町村議会議長会長小幡兼重外二君紹介）（第一四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政平衡交付金は、各町村の財政実状に即応し配付されたい。とくに、鹿児島県の如く、全人口の八割が農業に従事しながらも、平均耕作面積は全国の最下位にあつて、県民所得は、全国平均の二分の一という実状にある町村には、同交付金を増額配付されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政平衡交付金の配付を地方の実情に即せしめることは、きわめて重要であるから、その主旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方公共団体予算科目中「会議費」の目に議会関係「交際費」設定の請願（請願者鹿児島県町村議会議長会会長小幡兼重外二君紹介）（第一四〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在地方公共団体の交際費は、役所費の中に一括されているが、議会の性格にかんがみ、議会関係の交際費は、会議費の中に目を設置して、これが支出の処理に便宜を與えられたいというのである。

二、請願の議決理由

議会の独立性を尊重する意味よりも、独自の交際費を有することが適当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方自治法の一部改正に関する請願（請願者東京都千代田区丸の内三丁目一番地全都道府県監査委員協議会連合会山崎芳次郎外二十九名紹介）（第一五八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治法における監査委員制度につき、監査の機能を十分に発揮し、地方自治法の所期する監査目的を達成するために、監査委員の定員の増加、権限の拡張、並びに監査委員に対する事務補助員の規定等を行うため、地方自治法第百九十五條第三項但書、第百九十九條、第二百條を改正せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方行政の健全なる発達を阻害する諸種の欠陥を是正するため、監査委員制度を強化することが適切であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

鉱山用主要坑道等に対する固定資産税免除の請願（請願者東京都中央区木挽町八丁目十九番地日本鉱業協会岡部桶男外二神田博君紹介）（第一六六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般の地方税法改正に当つて、地方自治庁の改正案によれば、減価償却をする有形固定資産は、すべて固定資産税を賦課するということであるが、この案によれば、従来課税されなかつた鉱業用工作物、器具、機械はもちろん、鉱山用道路、貯水池、沈でん池、並びに従来鉱業権と一体として取扱われてきた主要坑道にも課税されることになる。鉱業は他産業に比し、著しく固定資産が大きいので、他産業に比し、過重負担となる。ついては、地方税法改正案の、固定資産税の対象から、鉱山の主要坑道を除外し、鉱山用専用道路、沈でん池、貯水池等についても、右に準じて配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願にあげられている鉱山の主要坑道等は他の減価償却資産とは全くその性格を異にするものであるからこれを固定資産税の対象とするこ

とは適当でないことを認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

高山市等に対する地方財政平衡交付金算定に関する請願（請願者高山市長日下部礼一外二名）（岡村利右衞門君紹介）（第一八九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政平衡交付金法において、その第十三條の測定標準中に、寒冷度及び積雪度を加味し、政令をもつて補正係数を定められるようであるが、高山市地方の気温、積雪量等は北海道、北陸地方よりもさらに多いから、地方財政平衡交付金の算定にあたり、高山市、吉城郡、大野郡、及び益田郡の内朝日村、高根村の区域について、それぞれ補正係数を定めて、これら市町村の財政の緩和を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政平衡交付金の交付に当つては、地方の実状に即しかつ相互間の均衡を念とすべきものであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方財政委員会設置法案の一部修正に関する請願（請願者松江市殿町一番地島根県議会議長恒松安夫）（山本利壽君外一名紹介）（第一九七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政委員会設置法案において、委員の構成が、全国都道府県知事、市長及び町村長の連合組織の代表者が推薦した者、各一名を含まなければならないことを規定しているのに、全国都道府県議会の代表者は除外されている。同委員会を、執行部側を代表する委員だけをもつて構成することは、地方公共団体の民主的運営をかえつて阻害する結果となる。ついては、地方財政委員会の委員中に、地方議会の意思を代表するものをも一名任命するよう、同法案を修正されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政委員会の任務にかんがみ、地方議会側の意向をここに反映させることが適当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

消防機構強化に関する請願（請願者愛知県知事青柳秀夫）（川本末治君紹介）（第二〇九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

消防組織法の制定によつて、消防を警察から独立させ、消防の責任を全面的に市町村長に負わせたことは、消防自治の精神より当然なことであるが、一面財政的措置を講じないで、地方自治体に移管したため、一部には、かえつて消防機構の縮小、弱体化を来した例もあり、また、地方分権の行きすぎから、国家消防庁長官、道府県知事は、非常事態発生時においてさえ、何らの消防上の権限なく、災害救助活動にも支障を来たすこともある。ついては、都道府県知事は市町村長に対し、消防に関し指示をなし勧告及び助言を與える等の消防機構を強化するようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

自治体消防の強化のためには、これを単に市町村長にのみ委ねることなく道府県知事もまたこれに関心と協力を持つことが必要であるのでこれに消防に関する指示、勧告乃至助言をなす権限を與えることが適当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

大都市自治体警察の財源強化に関する請願（請願者大阪市会議長淺利弘次郎）（有田二郎君紹介）（第二一七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪市は、自治体警察の充実整備に努力して来たが、そのもつとも大きな障害は、警察財政の基礎の薄弱である。ついては、自治体警察において、当然国家が負担すべき経費、すなわち、検察庁に移つている四十八時間を経過した被疑者に関する費用、あるいは進駐軍関係の警備及び拾得物の取扱等に対する費用は、すみやかに国家が支弁するよう措置されたい。また昭和二十五年度の警察費に対して、大阪市のような大都市には、起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

自治体警察の任務の中、本来国家の行うべきものが少くなくその経費は当然国が負担すべきものでありことに地方財政の窮乏の折柄、その必要が認められる。その主旨を適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

宮崎県の県債償還延期並びに同利率引下げに関する請願（請願者宮崎県議会議長日高弥一〇川野芳滿君外五名紹介）（第二一五七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は地理的に台風の通路にあたり、とくに昭和二十四年度は、四回にわたる徹底的な災害をこうむり、これがため百三十五億円のぼう大な額を空費した。したがつて県財政は、財源が枯渇し、いよいよ困難な実情になつたから、この窮状を打開する一途として、同県県債償還延期と同利率を引下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の特殊事情に基く災害に対しては国がその財政的負担を軽減せしめる責任を負うべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

市町村による主食受給代金立替に関する請願（請願者多治見市矢場町三十三番地岐阜県製陶労働組合連合会古田　歳一）（加藤鐐造君紹介）（第二六九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

働いていても、主食の配給を満足に受けられない今日、失業者の家庭は、悲惨の極であり、文字どおりど

ん底生活にあえいでおり、また、その数もおびただしい。ついては、これらの人に対して主食受給代金の立替につき、町村の強力な援助によつて、もつとも民主的な、かつ簡易な運営機関を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の金詰りの状勢においてことに失業者が主食配給を受け得ない現実は誠に悲惨であつて何等かの措置を講ずる必要があるので極めて適切と認められる。その主旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方財政法第十一條規定の経費全額国庫負担に関する請願（請願者東海市議会議長会長松本一郎外七名紹介）（第二八二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

主として国の利害に関係ある事務を行うために要する経費に対しては、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わないのであるが、現実には支出を余儀なくされている。ついては地方財政法第十一條規定の経費につき、全額国庫負担の方途をすみやかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方行政法第十一條の規定は一部実現せられつつあるも未だ充分にその主旨が徹底せられていないのであつて地方財政の大なる負担となつている現状であるからその徹底を期することが妥当であると考えるため、その主旨を適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩見沢市の道路及び下水道整備事業費起債認可に関する請願（請願者岩見沢市長山本市英）（篠田弘作君紹介）（第二八四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩見沢市は、人口約五万、函館本線その地各鉄道の分岐点として、また夕張、三笠、萬字、美唄の各炭鉱を市の周辺にひかえ、北海道の中堅都市である。戦時中農村都市として生産の増強に專念した反面市街地区における道路、下水の設備がたち遅れ、交通衛生上憂慮すべき状態であり、これが改良整備を痛感しているが、現在の同市の財政状態を以てしては、その余裕がないから、起債を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通衛生上の見地から、道路並びに下水道を改良整備することは都市における緊急の要務であるためその主旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

調査に関する報告書

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する調査報告書

標記の件につき委員派遣の承認をえて国政調査をしたところ別冊のとおり報告する。

昭和二十五年二月十一日

地方行政委員長　中島　守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

別冊（一）

国政調査報告書

第一班東海班

目次

第一部　警察定員その他の問題
◎名古屋市について
◎岡崎市について
◎静岡市について
◎浜松市について
◎熱海市について
第二部　地方議会事務局の法制化の問題
◎愛知県議会事務局について
◎静岡県議会事務局について
◎名古屋市、静岡市、岡崎市、浜松市、熱海市等の各市の議会事務局について
第三部　地方税制改革に関する問題
第一　愛知県の意見
（一）附加価値税について
（二）遊興飲食税について
第二　静岡県の意見
（一）附加価値税について
（二）電気税について
第三　名古屋市の意見
（一）市（町村）民税について
（二）固定資産税の徴収確保について
第四　熱海市の意見
第五　伊豆長岡町の意見
第一部　警察定員その他の問題
◎名古屋市について、警察定員等に関する件。
(1)　警察法施行令第二條第二表に基く名古屋市警察吏員の定員は、自治体警察発足当時の人口調査によれば七一九、三八二名であつたので、定員は三、五九六名であつたが、本年一月十日現在の市内人口九八八、三八二名によれば四、九四一名でなければならない。つまり不足員数は一、三四五名である。すなわち現在は二七四・八五名に対して吏員一名ということになつている。
　しかして、定員の増加については、当市の当局は「定員を増加されるものとすれば、警察の適正なる運営を期する上に必要な標準経費によつて算出された一般平衡交付金の増額交付を要請する。」と述べている程度で、岡崎市、熱海市などの如く強烈なる要望とは見えなかつた。
(2)　名古屋市における警察吏員の採用状況は左表の如くである。
　警察吏員の採用状況調　（昭二五、一、一〇調）

緊急増員	期間	自昭二三、三、一〇日 至昭二三、六、三〇日	名古屋市巡査を任命した数	一、〇〇六名			
	備考						
試験採用	期間	自昭三、七、一日 至昭三五、一、一〇日					
採用試験実施回数	受験者数	学科、口述合格者数	身体、身許合格者数	入校したる者の数	名古屋市巡査を任命した数（卒業者）	受験者総数と入校者数の率	
二九回	四、六六六名	八二四名	五三三名	七二名	四四四名	三一七名	一〇・〇四%
右平均回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	
月一六・三	一五・七名	二・八名	一・八三名	〇・二四名	一・五名	一・〇名	
備考	入校したる者の数と名古屋市巡査を任命した数の不一致は入校中退職した者並びに現に入校中の者（一三六名）あるため						
再拝者	期間	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計
	自昭二三、三、七日 至昭二五、一、一〇日	一	二	二〇	四六	一一二	一八一名

備考　1　再拝者の内には実員外の復員者一四名を含んでいる。
2　再拝者は人事交流、純然たる再拝者、実員外となつている復員者の復帰を示す。

総計　期間　名古屋市警察吏員を任命した総数　七日　一、五〇四名
自昭二三、三、一〇日　至昭二五、一、一〇日

備考

(3)　名古屋市における警察吏員退職者の状況

退職者状況調査　昭和二五、一、一〇調

区分	退職旨免	職死亡	公務死亡	地官	国県内	県外	合計
自昭二三、三、七至昭二五、一、一〇	三八名	三六名	一七名	三名	一一名	一三名	六九〇名
一月平均の退職数	一・六九%	一・五四%	一・一七%	〇・七一%	〇・五一%	〇・五九%	三・二五%強

(4)　名古屋市における警察機構は次の如くである。

公安委員会―警察本部長―
- 秘書室
- 監察室
- 警務部
  - 警務課
    - 警視　一
    - 警部　九
    - 六九〇名
    - 警部補　二八
    - 巡査部長　七一
    - 巡査　五八一
  - 教養課
  - 警察学校
- 公安部
  - 交通課
  - 巡察課
  - 警備課
- 刑事部
  - 捜査課
  - 鑑識課
  - 経済防犯課
- 防犯部
  - 防犯少年課
  - 保安課

警察署
- 千種署　駐在所　一三
- 東警察署　派出所　一〇
- 北警察署　派出所　二
- 西警察署　派出所　一四
- 中村署　派出所　一八
- 中警察署　派出所　七
- 昭和署　駐在所　一三
- 瑞穂署　派出所　一〇
- 熱田署　派出所　一〇
- 中川署　派出所　一六
- 南警察署　派出所　一三
- 港警察署　駐在所　一五

◎岡崎市について、警察定員の過不足等に関する件。

(1)　警察法施行令第二條第二表に基く岡崎市警察吏員の定員は、自治体警察発足当時の人口調査によれば市の人口は七八、〇〇〇人程度であつたので、定員は一一九名と算せられた。（当市は人口十万以下のため人口六五〇人に対し警察吏員一名の割合で算定されたのである。）

しかるにその後の人口の動態を見るに、戦災復興は進捗して昭和二十四年十一月末の調査によると、人口は九四、二七九人という著しい増加を示し、なお出生、死亡、引揚、転出入の状況からして一箇月百人以上の自然増加が予想せられ、本年内に罹災前の十万人に達する勢であり、又学芸大学の新設に伴つて千五百人見当は増加するものと想われる。

(2)　岡崎市としては定員是正において三十名の増員を要望している。

その理由ないし事情として次の諸点を述べている。

(イ)　(1)に記載した通り人口増加の急速なる事情のあること。

(ロ)　吏員の勤務は激務といわざるを得ない程実に多忙であること。

昨年中の犯罪発生検挙の模様は被害発生一、八五〇件。検挙一、九五四件、一、二九九人。送致件数一、一八五件であつた。加うるにその間において、いわゆる重要事件の発生一八件で、その事件検挙のため特別捜査に当つたのは四一二人、一三二日。延人員四、七五五人に及んでおり、各種悪條件の下において吏員の激しい勤務によつて相当の成績を収めた次第である。

(ハ)　競馬場取締に相当の力をそがれる事情あること。競馬は昨年は七回施行せられ、その日数は四十二日で、取締延人員約八百人を数えたのである。

(ニ)　検問所関係の要員を充分に盡くし得ない事情あること。

進駐軍の強い指示によつて、西三河地方において岡崎市矢作橋詰に一箇所検問所が設けられ、その要員は巡査部長一人、巡査五人と命ぜられているが、吏員不足のため現在の岡崎市警の署員挙げて交替制で二人一組、八時間制で、一晝夜六人の陣容で実施している有様である。

(ホ)　労基法によつて隔日勤務者に対し、公休日を與えねばならないが、前記の如き種々の事情のため署員はほとんどこれを放棄している事実あること。

(ヘ)　巡察係の受持戸数、人口の特に多いのを示すと次の通りの事実あること。

針崎巡査駐在所管区　一、一五〇戸　六、五〇〇人
能見町巡査派出所能見町管区　七九二戸　四、〇五八人
（以上岡崎市）

◎静岡市について、警察定員の過不足等に関する件。

(1)　静岡市警察署の定員は、昭和二十一年四月二十六日官報告示の一八二、〇五八人を基礎として施行令第二條別表第二、第六の三によつて算定せられ、現在三六三名となつている。しかし昭和二十三年十二月七日官報告示によれば、当市の人口は二二〇、二八四人であるから、五五〇名に調整増加すべきであり、又当市としては、かく増員を希望する。

(2)　しかして、定員調整は現在の如くやや固定化しているものを更に軽易に融通し得るよう法文の改正を希望する。なおこれと併行して、又は別に法文を改正して自治体警察相互の援助義務並びに自治体警察より国家地方警察への援助義務を規定することを要望する。

この点を詳しく述べれば

(イ)　自治体警察相互の援助義務については、

1　自治体警察の公安委員会は他の公安委員会に対して援助の要請をなすことができる。

2　公安委員会は他の公安委員会の要請を正当の理由なくして拒否することができない。

3　要請に基いて派遣された警察職員は、援助の要請をした公安委員会の運営管理の下に職権を行うことができる。

4　費用は援助要請をした自治体の負担とする旨の規定に改正する。

理由

現下の警備対象は大衆による不法行為がその主たるものであり、従つて警察力もまたこれに匹敵する強力なものでなければならない。

その地域は主として自治体警察の管内に発生する公算が多いが、この場合現行の制度下においては市町村公安委員会の要請に基いて国警のみが援助でき得ることとなつているが、国警の管轄区域の地理的関係から急速に応じ得ないことを予想せられるので、これを補うために自治体警察相互間の援助義務を設定し、公安委員会の要請に応じた警察吏員はその要請をした公安委員会の管轄区域内において職権を行使することができるよう望んでいる。

（ロ）自治体警察より国家地方警察への援助義務については、

警察法第五十五條と同様、国家地方警察の要請があつた場合には自治体警察より国家地方警察へ援助できる規定を設ける。

理由

国家地方警察の管轄区域は自治体警察の区域に比し地理的に不便が多い。従つて国家警察の管内において重要事案が発生した場合国警の警察官のみを一箇所に集結することは相当困難が伴うとともに、遠隔地の警備力を手薄にする虞がある。これには国家地方警察の事案発生地に近接する自治体警察の応援を得ることによつて事態に急速に対応することができるものと思考される。この点について自治体警察より国家地方警察に援助できる規定を設けられることが望ましい。

◎浜松市について、警察定員の過不足等に関する件。

浜松市は現在の定員は二〇三名である。この定員割出しの基準となつた当時（昭和二十一年四月告示）の人口は一〇一、六五八人であつた。

しかるにその後疎開者の復帰その他で月平均一千人程度の人口増加を見ている。昨年十一月一日の人口調査によれば一四五、三六五人となつている。この状況は今後も相当続くものと思われ、過去における最高記録（昭和十九年）の一八七、四三三人に達するのも近いうちと思われる。

ともかく、最近の人口で算出すれば、定員は二八一名なければならないし、又事実左記の通りの事由があるからといつて、最少限度約八〇名の増員をもつて二八〇名程度にすることが必要であると強く要望していた。（註、しかし一般の斯界の人々の意見では熱海市の増員が県下第一に必要であるといわれていた。）

（イ）犯罪発生状況より見たる状況

自治体警察発足の昭和二十三年三月より昭和二十四年二月末までの一箇年の状況をみるに、全県の犯罪発生件数三九、八六六件に対し当署管内発生件数は四、六〇〇件で、一一・五％となり、これを警察官一人当りの負担率から見ると

県下	一五、六件
当署	二二、六件

となる。以上の統計が示すごとく当浜松地方は県下各地に比して犯罪が極めて多い状況である。

この状況は戦前、戦後を通じて見られる状況である。これが原因は人情、土地柄によるものでもあらうが、第三国人（朝鮮人）が当地方に多いことも原因している。

以上のごとく土地柄によりそれぞれ警察対象も変化のあるものであるから人口にもとずき画一的な警察定員の配分は矛盾がある。

（ロ）警察運営面より見たる定員

当市の面積五〇・〇六二平方粁であるが、昨年度においても隣接村の二部落の合併を見たのであるが、今後も合併は起り得ることである。

以上の観点より警察署を分離し警察本部を置く事を考慮されており、最少限度二八〇名程度は必要と思われる。

（以上浜松市）

◎熱海市について、警察定員の過不足等に関する件。

熱海市警察署の現在定員は、（警視一、警部一、警部補三、巡査部長一〇、巡査四三）五八名にすぎず、東京に近い観光温泉都市の特殊事情により、約二〇名の吏員を増員される必要を痛感していると強調して、当局はその主なる理由として次の如き事情を述べている。

増員を要する主なる事由

一　警察法施行時における定員決定の経緯

旧熱海市警察署は、熱海市、網代町、一市一町を管轄地域とし、定員六七名（警視一、警部一、警部補五、巡査部長九、巡査五一）なりしも、昭和二十三年警察法施行にともない旧管轄区域より網代町を除外、熱海市全域を管轄区域として、熱海市自治体警察署は発足す

しかして警察吏員の定員は警察法施行令第二條第二表の基準により、人口一〇万以下の市（昭和二十年十一月現在熱海市人口三四、七二五人）として人口六五〇に対し警察吏員一名の割合をもつて定員。五三名の割当を受けることとなりたるも、観光温泉都市の特別事情を勘案人口一〇万以上の市の基準、すなわち人口五〇〇に対し警察吏員一名の割合にて定員七〇名の配置を要請し、種々折衝わずか五名を増員定員五八名の決定を見たるもので、新定員決定に際し、人口基準にとらわれ特別事情の実体を無視したる憾がある。

二　警察制度改正前後における定員の比較

静岡県下の警察官の旧定員は、一、七八三名、警察法施行後における新定員は二、五五四名にして、これが増加比率は一四三％で、同比率により、熱海市警察署の仮想定員を算出すれば、九三名が適正定員となる。この事実を県内十一市警について左表をもつて説明する。

警察制度改正前後の定員比較表

市署名	新制度による市域新定員	新制度により旧警察署管区新定員 市部	郡部	部計	同上区域における旧定員	改正による増減 増	減	新旧制度の割合
静岡市警察署	三六三	三六三	三三	三九六	一九一	二〇五	—	二〇七％
浜松市警察署	二〇三	二〇三	七八	二八一	一九七	八四	—	一四三％
沼津市警察署	一二六	一二六	八〇	二〇六	一〇八	九八	—	一九一％
清水市警察署	一〇六	一〇六	一〇六	二一二	一二八	八四	—	一六六％
三島市警察署	六六	六六	四八	一一四	八一	三三	—	一四一％
富士宮市警察署	六〇	六〇	二五	八五	五七	二八	—	一四九％
熱海市警察署	五八	五八	四	六二	六七	—	五	九三％
伊東市警察署	五一	五一	八	五九	四四	一五	—	一三四％
島田市警察署	四五	四五	一〇	五五	三六	一九	—	一五三％
吉原市警察署	四三	四三	七二	一一五	七三	四二	—	一七四％
磐田市警察署	四二	四二	五四	九六	八七	九	—	一一三％

三　犯罪発生件数より見たる適正定員

昭和二十三年三月より昭和二十四年二月まで警察法施行後一年間の刑法犯罪発生状況の県下全般と当署を比較するに

区分　罪別　殺人　強盗強姦　放火窃盗詐欺その他　計

県下　四一　二八七　一八　三〇、四四一　二、六一八　六、四四一　三九、八四六

熱海市　四　一五　―　九四〇　八五　一五三　一、一九七

にして、これを現定員により警察官一人当の犯罪負担件数を算出すると

区分　発生件数　警察官数　警察官一人当りの負担件数

県下　三九、八四六件　二、五五四人　一五、六件

熱海市　一、一九七件　五八人　二〇、六件

となり、熱海市警察署における警察官一人当の負担件数は県下平均負担件数より五件（約三二％）の負担超過となり、今熱海市警察署における犯罪発生件数を県下平均負担件数にて除して見ると

1,197件÷15.6件＝76.7人

となり、刑法犯発生状況より見たる仮想定員は約七七名が適正定員と認められる。

なお当署の犯罪は、管轄地域内に住居を有せざる移動的犯人により犯罪を敢行せられ、検挙人員の約七五％が移動的流の犯罪である。

四　その他の特別事情

（甲）労働組合会議の開催地となることが特に多いこと

国鉄、電産、全逓等の労働組合を始め各種の労働組合会議の開催地にして、電産定期大会（七〇〇名）、国鉄第十五回中央執行委員会（四〇〇名）、全逓第八回全国大会（四六〇名）等を始め、昨年中に開催せられたる百名以上の労働組合会議は一五件に及び、警備上の特異事情が存在する。この事実は左表のごとくである。

各種労働組合集会開催状況

月　日　開催団体名　集合人員　備考

一月　二十七日　日本養蜂農業協同組合創立総会　四〇　つるや旅館

二月　十八日　同　一五〇　同

三月　一日　同　一五〇　同

〃　三日　全逓信労働組合全国電信協議会臨時評議員代表者会議　一〇〇　嶺南荘

〃　四日　同　一〇〇　同

〃　五日　同　一〇〇　同

〃　十日　電産沼津支部第五回定時大会　七〇〇　市公会堂

〃　十一日　同　七〇〇　同

〃　三十日　東鉄新橋管理部現場長会議　一三〇　つるや旅館

〃　三十一日　同　一三〇　同

四月　十九日　全日本亜炭産業労働組合連合会第二回大会　七〇　大黒屋旅館

五月　一日　国鉄施設部外十団体主催メーデー大会　七〇〇　国際劇場

六月　十五日　世界連邦建設講演会　四五〇　市公会堂

〃　二十三日　国鉄労働組合第十五回中央委員会　四〇〇　同

〃　二十四日　同　四〇〇　同

〃　二十五日　同　四〇〇　同

〃　〃　静岡県教職員組合熱海支部大会　三〇〇　第一校講堂

〃　二十九日　全逓信労働組合関東地方連絡協議会第六回委員会　四〇　嶺南荘

七月　五日　国鉄工作協議会常任執行委員会　四〇　山本旅館

〃　七日　国鉄労働組合国府津支部第九回支部臨時大会　三〇〇　市公会堂

〃　〃　五日　農業協同組合第一回通常総会　三五〇　同

〃　十一日　国鉄労働組合九地区評議会議長会議　四一　田原国鉄寮

七月　二十三日　日本精粉横浜工場労働組合会議　四〇　和田木静洋閣

九月　二十二日　国鉄熱海工事部労働組合第六回臨時大会　二〇〇　西山初島荘

〃　二十七日　鉱工品貿易公団従業員組合全国中央委員会　五〇　岡本旅館

〃　二十八日　同　五〇　同

十月　三日　民自党熱海支部結党一週年大会　三〇〇　市公会堂

〃　十八日　社会党熱海支部再建記念大会　二五〇　同

〃　二十二日　全逓第八回全国大会　四六〇　同

〃　二十三日　同　四六〇　同

〃　二十四日　同　四六〇　同

十一月　一日　日本放送労働組合第七回中央大会　九〇　同

〃　二日　同　九〇　同

〃　十一日　東鉄新橋管理部鉄道じゅん職者生計調査会議　二〇〇　一ふじ旅館

〃　二十六日　静岡県教職員組合熱海支部大会　二四〇　第一校

十二月　二日　連合国軍要員健康保険組合会議　六〇　つるや旅館

〃　三日　同　一二〇　同

〃　四日　同　一二〇　同

〃　十四日　司法労組全国大会　二〇〇　市公会堂

〃　十五日　同　二〇〇　同

〃　十六日　同　二〇〇　同

（乙）変死人並びに家出人の保護取扱件数が著しく多いこと

昭和二十四年度中における変死人取扱件数は、男六一人女四三人計一〇四人、その他自殺未遂者月三、四名を下らず、家出人の保護取扱件数は男八三人女四三人計一二六名、保護延人員五二四人となり、変死人の取扱家出人の保護等県下他警察署に見ざる特異事情も存在する。左に表をもつて明記する。

昭和二十四年度保護関係年間統計

一　捜索願受理件数

月別／男女別　一月　二月　三月　四月　五月　六月　七月　八月　九月　十月　十一月　十二月　計

男　一四　一八　二四　二二　二八　二〇　一五　一五　一二　一五　一四　二一　二一八

女　一七　二一　二八　二五　二五　二二　一九　一八　一一　一〇　一四　一六　二二六

計　三一　三九　五二　四七　五三　四二　三四　三三　二三　二五　二八　三七　四四四

二　家出人保護人員数

月別／男女別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
男	五一	一〇	四一	一一	六	二	七	五	六	四	一二	八三	
女	三	四	四	二	七	五	四	五	二	三	一	三	四三
計	八一	五	一四	六	一八	一一	六	一二	七	九	五	一五	一二六

三　家出人保護原因別数

自殺未遂	虞犯少年	求職	浮浪者	家庭不和	泥酔	売淫	精神異状	計
五一	二八	九	七	一七	六	四	四	一二六

四　変死傷者数

月別／男女別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
男	四五	六	八	五	二	七	六	七	四	二	五	六一	
女	一	一	五	四	六	四	二	五	二	三	四	六	四三
計	五	六	一	一	二	一	一	一	九	一	一	一〇四	
男	一	四	二	四	二	一	一	二	四	一	九	三三	
女		二	一		四	一		一		二	四	一八	
計	一	六	三	二	八	三	二	一	三	六	三	一三	五一
合計	六	一二	一四	一四	一九	九	一一	二	一二	一三	九	二四	一五五

（以上熱海）

◎静岡県庁警察隊長室において各公安委員、県の警察隊長、並びに主要市の警察長の会同の席で、左記のような話が持ちあがったので、警察定員の問題について結語の意味でここに記録する。

記

一　静岡県内公安委員側六一名の内三八名の者から回答して来たところでは、自治体警察の定員の増加を要望したものが二〇名の多きに達し、そしてその要望の総計は二三九名に及んでいる。次に、一七名の公安委員は現状維持論者である。最後に、定員を希望している公安委員は一名で、その吏員数は五名ということである。

二　更に、県内市長、町長（すなわち理事者）からの意向を問うと、一五名の理事者は現状維持論者で、次に、九名の理事者が減員を希望し、最後に、四名の理事者が増員を要望している。

三　なお往々にして自治体警察返上論者があるのは周知の事実であるが、これは財政措置の点に問題が、つながっていることは言を待たないから、この議論はしばらく預つておいて、自警は（イ）市制施行地のみに限ることとするか、（ロ）人口三万ないし五万以上の自治体に限定するか、はたまた、（ハ）組合警察の制度を普及徹底することにするかということに帰着するであろう。

警察力の能率ないし警察の運営管理の面からだけ論ずるならば、署の吏員数は四五名程度が上乗のようである。換言すれば人口三万というところが自治体警察設置の標準点とするが良いと思う。

四　しかるに人口五千を標準点にしておく現状では理論上、実際上無理を強うる結果に陥り、最近県内の公安委員側の主張としても、まず市制施行地に限るのが適当であるというのが圧倒的多数であり、又市長、町長（即ち理事者側）でさえ、人口一万以上の自治体とするのが適当であると主張している。

五　なお静岡県内において、警察隊長や二、三の市の警察長の意見を徴したところ、少くとも静岡県内においては左表の如く多数の町において自警が設けられているが、これらは新警察法実施以前においては警部補あるいは巡査部長派出所又は巡査駐在所であつて、一名ないし三名程度の警察職員で土地の治安を維持し得たにかかわらず、現在警察署として立派な署を設け、多数の職員を配置しているというのが偽わらざる姿である。真に治安保持上絶対必要なる自治体の定員を増加するためには、以上のような自治体（町村）には組合警察制度を敢行して、要員を産み出すのが最良の方策ではあるまいかと主張していた。

自治体警察設置市町村人口調

市町村名	新制度発足当時の官報告示人口	昭和二四年十月末現在人口	警察吏員の定員 現在定員	必要定員	増減	備考
静岡市	一八二、〇五八	二三一、〇七三	三六三	五七八	二一五	
浜松市	一〇一、八一八	一四五、三六五	二〇三	二九一	八八	
沼津市	八二、二二八	一〇〇、一九六	一二六	二〇〇	七四	
清水市	六八、八九二	八七、二〇〇	一〇六	一三四	二八	
熱海市	三三、五一四	三五、四〇六	五八	七〇	一二	
伊東市	三三、四七九	三五、八八九	五一	五五	四	
三島市	四三、一〇八	四七、一六二	六六	七三	七	
吉原市	二九、九四八	三三、〇六一	四三	五一	八	
富士宮市	三九、五五六	四一、八〇〇	六〇	六四	四	
島田市	二九、四九〇	三一、六〇八	四五	四九	四	
磐田市	三三、一一〇	三五、〇八四	四二	五四	一二	
下田町	八、二一二	八、九四六	一〇	一一	一	
稲取町	七、四一八	七、八六五	九	一〇	一	○
松崎町	五、六五二	五、七五六	七	七	○	○
伊豆長岡町	六、八六七	六、七二一	九	九	○	○
大仁町	一〇、〇三三	一〇、二五七	一三	一三	○	○
修善寺町	八、一六六	七、九五四	一〇	一〇	○	○
土肥町	七、四七一	七、七八二	九	一〇	一	○
御殿場町	一二、八五九	一三、一〇三	一六	一六	○	○
小山町	一六、四五四	一七、〇九一	二〇	二一	一	○
原町	九、五四一	九、六一七	一二	一二	○	○
富士町	一九、九四三	二二、一五八	二五	二八	三	○
鷹岡町	一一、三九一	一二、一三〇	一四	一五	一	○
富士川町	九、二二五	九、七三一	一二	一二	○	○
蒲原町	一六、一〇五	一七、五六六	二〇	二二	二	○

| | | |

| | | |

(3)　愛知県議会事務局定員調　（△印定員外）昭二四、一二、三一現在

課名	局長	課長	室長	主事	守衛	嘱託	雇	給仕	小使	計
総務課	一	一		四	四		二	一		一四
議事課		一		三			二		△一	六
調査課			一		二	△一	二		△一	三
図書室				一						一
計	一	一	一	八	六	△二	四	一	△二	二九

(4)　愛知県議会常任委員会等各開会状況

（昭和二十四年中各委員会開会状況調）　○印は県議会開会中に開催の委員会

委員会別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	一一月	一二月	計
常任委員会													
総務委員会	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一二回
民生委員会	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一二回
文教委員会	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一二回
経済委員会	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一二回
委員会													
土木委員会	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一二回
農林委員会	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一二回
建築委員会	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一二回
衛生委員会	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一二回
農地委員会	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一二回
労働委員会	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一	○一二回
特別委員会													
県政合理化委員会	二	二	一	二	一	七	一	一	一	一	一	一	一三回
名古屋港調査委員会													〇回
大学設置調査委員会						一							一回
出先官庁廃止促進委員会													〇回
各種委員会													
電力県営委員会													〇回
競輪委員会													〇回
治安委員会													〇回
愛知県三大河川綜合開発委員会													〇回
競馬委員会													〇回
条例等起草委員会													〇回
月別計	一一	一一	一一	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一三回

(5)　愛知県議会事務局提出の全国都道府県議員並びに議会事務局職員の現況表を示せば左の通りである。

全国都道府県議員並びに議会事務局職員現勢一覧　昭和二十四年八月一日現在

都道府県名	議員定数	現員	事務局職員数 定員	現員	比率	備考
大阪府	七四	（七四）	六五	（六七）	八七・八	（　）内は実員配列順位は事務局職員数の高位順
宮崎県	四五	（四四）	三四	（三四）	七五・五	
東京都	一二〇	（一一八）	九八	（八六）	八一・七	
廣島県	五八	（五八）	三九	（三九）	六七・二	
富山県	四四	（四四）	二八	（二八）	六三・六	
高知県	四一	（四一）	二五	（二五）	六一・〇	
和歌山県	四四	（四三）	二四	（二六）	五四・五	
大分県	四八	（四七）	二一	（二八）	四三・八	
福岡県	七三	（七九）	四三	（四四）	五八・九	
秋田県	四八	（四七）	二七	（二七）	五六・二	
愛媛県	五一	（四九）	三〇	（二八）	五八・八	
岩手県	四九	（四八）	不明	（二七）		
京都府	五四	（五四）	三三	（三〇）	六一・二	
奈良県	四〇	（四〇）	二二	（二二）	五五・一	
熊本県	五五	（五四）	二九	（二九）	五二・七	
山梨県	四一	（四一）	二一	（二一）	五一・二	
兵庫県	七二	（七二）	三四	（三四）	四七・三	
三重県	五一	（五一）	三〇	（二四）	五八・八	
山形県	五〇	（四九）	二三	（二三）	四五・八	
香川県	四三	（四三）	二一	（二〇）	四八・八	
鹿児島県	五一	（五〇）	三〇	（二三）	五八・八	
岡山県	五三	（五二）	二二	（二三）	四一・五	
長崎県	五一	（四八）	三一	（二一）	六〇・七	
鳥取県	四〇	（四〇）	二一	（一七）	五二・五	
神奈川県	六〇	（五九）	二八	（二五）	四六・七	
宮城県	五二	（五一）	二〇	（二一）	三八・五	
島根県	四二	（四二）	二一	（一七）	五〇・〇	
福井県	四〇	（四二）	一八	（一六）	四五・〇	
群馬県	五三	（五三）	二三	（二一）	四三・五	
静岡県	六三	（六一）	三五	（二四）	五五・五	
青森県	四七	（四六）	二六	（一八）	五五・四	
滋賀県	四二	（四二）	一九	（一六）	四五・〇	
山口県	五一	（五〇）	二二	（一九）	四三・一	

| | | |

数をこえないように同年九月三十日までの間に逐次整理されるものとし、それまでの間は、その定数をこえる員数の職員は、定数外とする。

3　前項の規定による整理を実施する場合においては、議長は、過員となつた職員を免職することができるものとする。

4　第二項の規定による整理により退職する職員に対して支給する退職手当については、昭和二十四年行政整理実施に伴う退職者の退職手当支給條例（昭和二十四年静岡県條例第三十三号）の例による。

◎名古屋、静岡、岡崎、浜松、熱海等の各市について、市議会事務局法制化の件。

各市においても、議会側としては事務局の活動の状況を詳述して、いよいよ地方民主化のためます〳〵陣容整備の必要ありとして、その事務局法制化の実現されるようにと熱心なる要望があつた。

第三部　地方税制改革に関する問題

(1)　今次の地方税制の根本的改革は、シヤウプ勧告の発表以来中央といわず全国津々浦々にまで一大衝撃を與えていることはいうを待たないところであるが、国政調査班として地方に派遣せられ、矢張り予想通りに、公署並びに民間一般に対して激しい刺戟を與えているのを充分に感知した次第である。

民間殊に各種の業界は事業の凋落衰滅を苦慮して叫訴し、公署は事予定の徴収困難又は不可能を深憂して不満を列べ、調査班をして応待に悩ましめるものがあつた。

(2)　以下各県、各市、各町村について大要を記述する。

第一　愛知県の意見

（一）　附加価値税について

（甲）　課税標準算定方法の簡素化

地方自治庁の第七次試案によれば、課税標準の算定が非常に複雑であり、法人は兎も角、個人においては、ほとんど収支の記帳ができていない現状から見て、このような複雑な課税標準の申告は到底望むことができず、又徴税者の側においては、附加価値金額と収入金額との比率が企業の状況、構成内容によつてそれぞれ異るため、課税標準の決定に当り基準率を定めることは不可能と考えられる。

一方個人々々につき規定通りの課税標準を調査算定することも、徴税事務上至難であるとともに、却つて負担の不均衡を招く原因となるとも考えられるので、課税標準の算定には特に簡易な方法を選ぶこととし、差当り所得税法において規定する所得金額に賃貸料、利子及び給料を加算したものをもつて課税標準とすること。

（乙）　業種により税負担に差等を設けること

附加価値税は、シヤウプ博士の勧告にもある通り流通税として扱われているが、製造業鉄道事業等においては多額の人件費を必要とするため、税の負担が著しく増大し、他に転嫁しきれない場合も想定せられるため――人件費の節約製品の値上げにも自ら限度がある。――右のような特定の事業については、附加価値額に特別控除（業種により控除率に差等を設ける。）を認めること、右の措置とともに国有鉄道にも課税することとし、私鉄事業との均衡を図ること。

（丙）　減価償却を認めること

附加価値金額の算定にあたつては、シヤウプ勧告に基き減価償却を認めず、固定資産購入の都度、その金額を経費として控除する方法が採用せられているが、各企業について見れば、税の負担が平均されていないため企業の安定性を欠くおそれがあるとともに、初年度以降に開業若しくは設備の拡張をするものとそれ以前にするものとの間に負担の不均衡をきたすこととなり、一方これを徴収する地方団体の側からみても毎年の税収入に著しい増減をきたし、地方財政の安定性を害するおそれがあるので、でき得れば従来通り減価償却を認めることにつき考慮されたい。

（二）　遊興飲食税について

遊興飲食税については税率を更に一段と軽減されたい。

遊興飲食税の税率は、現行地方税法においては最高を一五〇％とする四段階に分れているのを、改正案においては、これを最高一〇〇％とする三段階に改めるよう立案中の模様であるが、本税の徴収が現行県税のうち、最も困難とされている理由は、税率が高率に過ぎるため、特別徴収義務者が、規定の税額を徴収することができないという点にあるため、これをできる限り低率とし、規定通り徴収することができるよう左記の税率とすること。

芸妓の花代にたいするもの　百分の五十

料理店、貸席、カフエー、バー等における遊興飲食にたいするもの　百分の二十五

その他の飲食並びに宿泊にたいするもの　百分の二十（以上）

第二　静岡県の意見

（一）　附加価値税について

勧告によれば、課税標準たる附加価値額の算定方法として、収入金額から事業別に規定された一定費目を控除するところの控除方法を採用しているが、この方法によるときはきわめて複雑且つ難解であり、その算定は事務的に、又技術的に多くの困難に遭遇すると思われる。納税者側から見ても、法人はともかく一一法人においても貸借対照表、損益計算書等の作製の外、別に附加価値額を計算することになり、事務的に繁雑になることは、免れ得ないのであるが――個人企業にあつては、関係帳簿等を記帳所持する場合は、ほとんど稀であり、このような状態では到底充分なる申告納税は期待しえない。一方徴税者側からみても、課税標準の算定には、多大な困難が予想せられ、所得を課税標準とした従前の事業税に比し、県民負担の不均衡、不公平の増大は当然予測せられるのである。これらの諸点からみて課税標準の算定方法は特に簡易な方法を採用せられたい。たとえば所得額に給料、賃貸料利子を加算する等、いわゆる加算方法をもつて附加価値額の算定方法とせられたい。

（二）　電気税について

電気税を市町村税とすることに対しては反対である。その理由は、

(a)　市町村税としては、税源が余りにも遍在していること。

いうまでもなく電気の消費量は、都市がその大部を占め、町村と特に農山村にあつては、比較的僅少であり、仮令、市町村税としても、農山村においては、財源としての税収入はほとんどみるべきものはなく、他に幾多の有力財源を有する都市に厚い結果となり、地方財政の自主性確立の根本理念に合致せず、適当ではなく、県税としての姿が本来のものである。

(b)　徴収並びに分割が技術的に至難であること

電気ガス税の徴収方法とし

ては、諸般の事情により特別徴収の方法によるものと思われるが、本県の例を述べれば、中部配電株式会社、関東配電株式会社及び日本発送電株式会社がその主なるものであり、いずれも電気料金集金区域と市町村の区域とが一致せず、そのため県において、各々本税附加税を一括徴収し、配電会社、その他特別徴収義務者による資料の提出をもとめ附加税分を分割送付している現状にあり、これを市町村税にするときは、この手続を特別徴収義務者にもとめることとなり、その正確は期待し難いのではあるまいか。又配電会社の有する特殊性格――電産の圧力等――により、市町村においては、それが徴収に恐らく多大な困難を避け得ないであろう。

(c)　県税には、他に普偏性、安定性を有する税源がないこと

直接税たる附加価値税、間接税たる入場税及び遊興飲食税を主体とする県税においては、いずれも経済の変動に敏感な税種ばかりであり、安定性を有する有力税目は、遺憾ながら県税には存しないのであり、県民全部を一応納税者とし、県と県民と財政的に直結し、いわゆる負担分任の理念に適合する税種も又存在せず、県税体系としてはかなりの批判があるのである。しかして電気税は、この批判に解答をあたえるもつとも適当なる税であり、県税として存置することを妥当と考える次第である。

第三　名古屋市の意見

（一）　市(町村)民税について

市町村民税はその課税標準である「所得税額等」とは「前年の所得について算定したもの」とされては困るのである。

税収の確保と納税者の各納期ごとに生ずる一時的負担の苦痛を緩和すると、また個々の現実の経済及び所得の実情にマッチするため、本市始め五大市としてはつとに源泉徴収及び申告納税制を提唱し、共同して関係方面に諒解運動を続け、本年始めさらに五大市長連署の上、政府等に陳情、これが実現に努力している次第です。しかるにこれに対して町村会及び大蔵省等により反対意見があるので、各市町村それぞれ固有の事情に適合するよう「任意徴収形態制」の採用を法定化せられるよう希望する。

なお、これによる各市町村相互間における徴収形態の相違より発生する問題は、次の措置により調整できるものと考えるのである。

○調整要領

(a)　賦課期日前に、納税者が他市町村より転入した場合は、その者に対する所得割は、転入した日の属する月分より、当該市において源泉徴収すること。この場合その年一月分より転入した日の属する月の前月分までの徴収すべき所得割は年末調整の際に徴収すること。

(b)　賦課期日前に、納税者が他市町村へ転出した場合は、その年一月分より転出した日の属する月の前月分までに徴収した所得割は、納税者の申請により、これを還付すること。なお、この場合においては、還付加算金を附しないものとすること。

(c)　賦課期日後に、納税者が他市町村に転出した場合は、その者に対する所得割は転出した日の属する月分より当該市において源泉徴収しない。なお、この場合において転出した日の属する月分よりその年の十二月分までに徴収すべき所得割は、納税者の申告又は源泉徴収票等により、当該市において年末調整の上、徴収令書により徴収すること。

（二）　固定資産税の徴収確保について

固定資産税の実施により、徴収税額は従来に比して非常に多額となるため、これに伴い地代家賃統制令による価格の改訂は早晩実施されるものと考えられるが、この場合、土地及び家屋の所有者が増額分を使用者に要求するもこれに応じない場合には、所有者の訴訟の提起等に基く審判の結果によりその増額分の限度において、使用者に納税義務を転課せしめることのできるよう法的措置を講ぜられるよう要望する。

第四　熱海市の意見(痛訴)

地方税制改革の県及び市町村に及ぼす影響は、甚大なる打撃といわねばならない。そもそも熱海市は、国際的観光都市にして、国立公園法、風致地区取締規則、広告物取締規則等によつていわゆる風景資源の維持のためには、国家的制約を受けるとともにあらゆる生産業は抑制されて、観光的な形態によらなければならない現状で、その好むと好まざるとにかかわらず、天の恵示のようなものであつて、国際観光温泉都市形態は道路、上、下水道、衛生諸施設の完備を必要とするもので、過去においてもこの線に沿つて莫大なる経費を支出しているのであるが、将来も又一段の経費を必要としなければならない。しかしこうしたことは、ひとり熱海市だけのものでなく、県ひいては国の立場からも必要なるものと思考せらるるのである。

このような客観情勢の中にあつて、観光都市の形態維持が最大のものである。本市が今回のシャウプ勧告に基き遊興飲食税、事業税、入場税の移管と不動産取得税の廃止により、本市の主要財源は激減し、市税総額も「別表シャウプ勧告に基く税収入見込額調」の通り、三、二三一万円、すなわち昭和二十四年度税収入の四分の一が減収を来すのである。このことは将来の熱海の存立を危くするのみでなく、シャウプ勧告の原則であるいわゆる標準財源で、標準財政需要を賄うにたる財源は到底望み得べくもないのであつて、ただ単に人口、面積、道路、河川の延長、教育施設、児童数等々の平衡交付金算出の根拠をもつてした交付金では絶対そのバランスを維持することはできない。人口五万の都市には五万の都市としての標準財政があり、十万の都市には十万の都市としての標準財政が存在するわけであるが、ただ熱海のような場合においては固定人口三万六千で、その都市の形態を律することはできないのであつて、道路の整備も公園の設置も、その他あらゆる公共施設はいずれも国際観光客の利用を対照としたものでなければならない。市民のためのものではないのである。

その他これに関連して幾多の派生的負担が生じつつあることは申すまでもない。

右の特異性については充分な認識と御理解を願いたい。

市民の九十九％が観光によつて直接間接に生計を維持し、生産物資のごときはわずかに市民の口を糊する三日分も生産出来ない様な実情である。文字通り市民の死活問題となる重要な事柄である。

市政運営にも重大な支障を来たすから、事情御賢察下さいまして遊興飲食税、事業税、入場税並びに不動産取得税に匹敵する平衡資金を特別に増加して交付下さるよう御配慮を賜りたい。

第五　伊豆長岡町の意見

静岡県田方郡伊豆長岡長町も熱海市長とほぼ同様の意見を表明している。(詳細を略す。)

別冊(二)

国政調査報告書

第二班近畿班

目次

緒論
第一章　地方出先官庁の府県接収後の状況
第一節　調査の目的
第二節　接収の名称及び月日
第三節　接収に伴う人員、経費の増減
第四節　接収による事務の繁簡、能率の増減
第五節　関係業界の意見
第六節　その他参考事項
第七節　結論
第二章　地方議会事務局法制化の問題
第一節　調査の目的
第二節　地方議会事務局の構成、定員
第三節　各当局者の意見
第四節　結論
第三章　地方税改革の地方財政に及ぼす影響
第一節　調査の目的
第二節　概括的意見
第三節　入場税の府県移管に伴う市町村財政に及ぼす影響
第四節　地租、家屋税の増加と徴税難易の見込
第五節　固定資産税、附加価値税に関する地方公共団体及び当業者の意向
第一項　固定資産税に関する地方公共団体及び当業者の意向
第二項　附加価値税に関する地方公共団体及び当業者の意向
第六節　その他

緒論

今回の国政調査は、主として第六回国会までの期間において、本委員会が取上げて処理した重要問題のその後の経過及び第七回国会以後問題となり得べき諸案件の実地における状態等を調査して、これからのわが委員会が進むべき方途の参考に資せんとしてこれを行つたものであり、調査項目もこの範囲に局限して、一応別記の通り決定したものである。

この調査のため派遣すべき委員の数は、議院運営委員会において十名と制限せられたので、これを四班に分ち、第一班は東海、北陸地方、第二班は近畿地方、第三班は中国、四国地方、第四班は九州地方を担当することとした。

この報告書は、これらの中第二班に属するものである。

今回の調査に当つて面接した人々はおおむね、左の通りである。

一　京都府庁

知事	木村惇	
総務部長	神内徳次	
秘書課長	小川貢	
税務課長	大石硯平	
企画審議室	清水庶務課長	中西陽一
	主事	石村一男
	同	小谷成留
	同	山田定夫

二　京都市役所

助役	夏秋義太郎	
理財局長	中根武夫	
市議会事務局庶務課長	服部花松	
府議会議長	岩本義徳	

三　京都商工会議所

常務理事	中川甚太郎

四　大阪府庁

知事	赤間文三	
企画室長兼秘書課長	三宅友平	
税務第一課長	橘上真一	
府議会議長	亀井喜代丸	

五　大阪市役所

助役	田坂茂忠	
財政局長	下村進	
秘書係長	荒堀	
	副知事	山村庄之助
	事務局長	今井憲夫
	同	栗本
行政局調査室主幹	中尾正平	
	平田正二	

六　兵庫県庁

知事	岸田幸雄	
人事課長	一谷定之丞	
税務課長	加古勝次	
選挙管理委員会委員長	大久保直次郎	
県議会議長	山田平市郎	
副議長	井上寅蔵	
議員	豊岡町長	佐川辰夫
	副議長	浅野藤太郎
事務局長理事	横井征吉	
議員財政委員長	勝田真人	
	議事課長	村上精三
	消防委員	森野熊一
	同	漆原亀太郎
	副知事	吉川覚
	地方課長	松野武雄
	弘報室	佐藤準一

七　神戸市役所

市長	原口忠次郎	
助役	関外余男	
調査室長	木佐木義人	
理財局長	吉田	
主税局長	安岡	
市議会事務局庶務課長	山口光彦	
市議会課長	浅利弘次郎	
事務局長理事	横井征吉	
議員財政委員長	勝田真人	
議事課長	村上精三	
消防委員	森野熊一	
同	漆原亀太郎	

八　尼崎市役所

市長	出島誠之助	
助役	高寄一市	
総務部長	薄井一哉	
市議会議長	寺井彌市	

第一章　地方出先官庁の府県接収後の状況

第一節　調査の目的

地方出先官庁の整理は、地方自治発展の途上において、当然断行しなければならぬ問題であり、又都道府県知事からの要望も強かつたので、わが委員会としては、事の重大性にかんがみ、第一回国会以来、あるいはこれが対策審議のために小委員会を設け、あるいは具体的進行促進のため、実地につき国政調査を行つたりして、鋭意これが推進に努力し来つたところ、先般いよいよこれが実現を見るに至り、通商産業局府県分室、陸運局府県分室は、それぞれ、関係府県庁に接収せられるに至つた。

しかし、わが委員会が前記の慎重な調査過程において知り得た重要点、あるいは難点は、接収によつて果して幾何の人員や経費が節減せられるか、接収によつて当該事務は幾何の軽減を来し、又能率は幾何増減せられるか、当業者に及ぼす影響はいかんという諸点であつた。

そこで、接収後日なお浅き今日、すみやかにこれ等の諸点がいかに成行きつつあるかを究明し、その結果によつては必要な措置を講じ、もつて地方出先官庁整理の実行をして、意義あらしめるようにいたしたいと念願して、まずこの問題を調査したのである。

第二節　接收の名称及び月日
地方出先官庁の府県に接收せられたものの名称及び月日

接收月日	接收前	接收後	接收部課名
二四、一一、一	大阪通商産業局京都分室	京都府商工資材事務所	知事直属
〃	大阪陸運局京都分室	京都府陸運事務所	〃
〃	大阪通商産業局大阪分室	大阪府商工資材事務所	〃
〃	大阪陸運局総務部自動車部等	大阪府陸運事務所	〃
〃	大阪通商産業局神戸分室	兵庫県商工資材事務所	〃
〃	大阪陸運局神戸分室	兵庫県陸運事務所	〃

第三節　接收に伴う人員、経費の増減

(一)　京都府

(イ)　人　員

	京都府商工資材事務所			京都府陸運事務所		
	二級	三級	雇	計	二級	三級	雇	計
接收前	六	一四	一八	三八	一〇	三四	一五	五九
接收後	六	一四	一八	三八	七	二五	九	四一
差引	—	—	—	—	△三	△九	△六	△一八

(ロ)　経　費

	京都府商工資材事務所	京都府陸運事務所
接收前	六一二、二四六円	八、二四〇、八五五円
接收後	三三九、六六五	六、九九九、九〇四
節減額	二七二、五八一	一、二四〇、九五一
備考	十月、十一月の月予算額を対象とする	接收前は一年間の決算額 接收後は一年間の見込額

(二)　大阪府

(イ)　人　員

(1)　大阪府商工資材事務所

十月一日をもつて、大阪府に接收の商工資材事務所職員は、旧大阪通商産業局大阪分室の職員をそのまま移さるべきであると考えていたが、接收の直前、すなわち十月十五日附で大阪通商産業局に十四名引揚げられ、これに加えて八月一日大阪分室内に大阪電力事務所を併置し、従来ここに勤務していた電力事務関係専任職員をこれに切替えた八名まで同局に吸收せられ、結局六五名の定員(実員六四名)で、移管の態勢を執られたため、人員は減少したのである。

(2)　大阪府陸運事務所

本所は、昭和二十四年五月三十一日まで運輸省大阪道路運送監理事務所として、一八五名の総定員を有していたが、六月一日大阪陸運局の誕生と同時にこれに吸收せられ、更に十一月一日大阪府へ移管せられ、現在六八名である。

(ロ)　経　費

(1)　大阪府商工資材事務所

旧大阪分室当時は、職員給與を大阪通商産業局より支給せられ、消耗品及び備品は同局より現物支給を受け、光熱、水道料、電話費は必要額を同局で直拂されていた。

事業費についても、局主催の下に単に従属的に参加していたに過ぎなかつたが、本府接收と同時に事務所長に対して前渡資金官吏を命ぜられ、一箇月きざみに大阪通商産業局長より予算の令達を受けているのであるが、給與は、現員現給により、その他の物件費等については、極めて少額で日常の事務を行うにも事欠く状態であり、事業費は、全然皆無で手も足も出なくなつてしまつた。

(2)　大阪府陸運事務所

経費は、陸運局で取り纒め、一括運用を行い、必要経費はその都度陸運局会計課へ申し出ることになつているので、予算枠の内示もなく、経費の各時期別の決算整理が未完了なので、全貌は判明しない。

(三)　兵庫県

(イ)　人　員

(1)　兵庫県商工資材事務所

接收前の人員は五七名であつたが、接收後は四五名となり、一二名の減員となつた。

(2)　兵庫県陸運事務所

接收前は配置人員七二名であつたのが、接收後は四五名に減少した。但し、輸送課の全面移譲により、その要員一二名を合すれば五七名となる。

(ロ)　経　費

(1)　兵庫県商工資材事務所

接收前における諸経費は、大阪通商産業局において予算を掌握し、事務に要する諸物品は現物支給を受けていた関係上、総予算は不明であつたが、接收後は前渡資金の制度となり、現在のところ経費が僅少であつて、事務遂行に支障を来している現況である。

(2)　兵庫県陸運事務所

経費は、人員の減少に伴う予算の縮小の外、比例的にはなんらの変更はない。

第三節　接收による事務の繁簡、能率の増減

一　京都府商工資材事務所

地方移譲に伴い、全面的に権限が縮小せられ、幾多の煩雑な制度が附加せられ、事務の簡素化、能率の増進に逆行するが如き措置をとられたことは遺憾である。

今般行われたは行的移譲を一てきしてすみやかに全面的移譲を断行すべきである。

例えば、

1　移譲業種が僅少である。

従来分室で所管していた綿及び麻織物については、一社を除いて他は全部局所管となつた。

2　中小工場に対する資材割当証明書の発券事務

従来は約一、〇〇〇工場を所管していたが、現在は五〇工場に過ぎない。

3　労務物資関係事務

接收に伴い、鉱山関係労務物資割当事務が全部大阪通産局鉱山部に取り上げられた。

4　電力行政とのは行

生産行政と一体不離にある電力行政が分離されたため、生産に関する総合的指導の面には行の現象を来す。

二　大阪府商工資材事務所

府県接收による事務は、十月二十九日附通商産業省令第五六号「通商産業大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令」によつて行うものであるが、右省令による委譲業務は論ずるに足らない小範囲で、旧大阪分室所管関係業者にいたづらに混乱を與える處が多分にあつたから、大阪通商産業局では、特に当分の間従来の局、分室の所掌区分によつて処分するよう措置されたので、全体の事務費においては、実質的減少を見ず、むしろプラスであつたが、能率の増進により、減少した人員をもつて辛うじて支障なく処理している。

かくの如く、実質的に減少しない事務量を減少した人員で処理しているのであるから、能率においては減じていない。

三　兵庫県商工資材事務所

接收と同時に、前渡金制度が実施せられ、これに伴う関係事務が新しく加

わるとともに、県に委譲せられた業種、資材に対する事務並びに移譲せられた以外の業種、資材に対する事務も取り扱うことになり、更に今後のすう勢として、特に企業行政、金融行政に一層力を注ぐべき段階になり、従来の配置人員より減員となつたにかかわらず、却て事務は繁多を来しているのであるが、本所は局並びに県のちゆう帯となり、特に関係深き商工部と緊密な連繋を保ち、県商工行政の一体化を計り、人員は減少し、事務は繁多になつたにもかかわらず、全般に事務能率はむしろ増進されている。特に左の事務の能率化は顕著なものである。

1　企業指導、融資あつ旋、調査関係事務

2　労務物資配給関係事務

3　生産資材割当関係事務

四　京都府陸運事務所

従来分室長に専決処理せしめていた事項がほとんどそのまま陸運事務所長に専決せしめられているので、接収に伴う過渡的の繁忙はあつたが、常務においてはなんら変化を来していない。

五　大阪府陸運事務所

府庁との連絡事務、新設に伴う派生的雑務等、事務は実質的に増加している実情に対し、減少した人員で事務処理に当つているのであるから、必然的に各担当者の事務能率の向上が要請せられる結果、事務所員の能率は高度に発揮せられている。

六　兵庫県陸運事務所

目下のところ、接収に伴つて業務内容に大きな変更はなく、業務量にも増減はない。定員の削減を見たのみで、職員一人当りの業務が増大し、それだけに能率向上を図つて、これをカバーするよう努力している実情である。

第五節　関係業界の意見

一　京都府商工資材事務所関係

地方移譲に伴い、権限が縮小せられたため、業者の手続が煩雑となり、これが改善の声が高い。

二　大阪府商工資材事務所関係

（イ）　府県移管までの意見

従来の大阪通商産業局大阪分室の業務を府県に移管せられるやに聞き及んだ関係業者は、挙げてこれに反対したのであつた。これら業界の全部が抱いていた意見は、通商産業行政が余りにも一貫した体系でなく、旧大阪分室の所管工場、事業場でもその使用資材の割当を中央でなされるものもあり、又は通商産業局でなされるものもあり、これら資材を獲得するには、中小企業ないし零細工業であつても、あるいは中央に陳情を怠らず、あるいは通商産業局にお百度を踏まねばならない実情である。

このようなたゆまざる運動、歎願はこれら業者の堪えざる負担であるが、これをなさねば生きられない実情を関係当局に訴えるために投じた犠牲は実に驚くべきものがあり、かくては生産業者も「闇」のうち内に追い込まれざるを得ないのであるから、せめては、窓口一本の線に沿うて行政の機構を思い切つて簡素化されることを渇望していた際であり、府県移管によつて更に窓口が増えこそすれば業者としてはすべて事が面倒になるのを憂えたからである。

しかし、何も分室そのものを飽くまで固守しようという考でない。

大阪は、通産局あり、分室もあるのに結局は中央でなければ用が足せないという状況を極端に不便に考えたのである。

更に一部業界の注目すべき意見として次の二つがあつた。

1　通産局を廃して、本省と分室（又は府県）において関係事務（例えば資材割当事務等）を全面的に即決処理せよ。

2　中小企業の協同組合組織が確立し、強化されるまでは中小企業ないし零細工業専門の窓口として、分室（この場合形は何であつてもよい。分室又は分室に類したものを指している。）に依存する。

前者は、窓口一本の現論を徹底させようとするものであり、後者は単に資材割当のみならず、中小企業行政の拠点として、分室（又は府県）を目する考え方であると見られる。

（ロ）　府県移管後の意見

府県移管を敢行されたけれども、業界が久しく待望していたことは、単に役所の機構いぢりに過ぎなかつたという印象を與え、期待外れの感が支配的であるが、委譲業種の中でも、従来中央本省との繋がりが大きかつた業界（例えば軽金属業者の比較的大きい企業者）では、比較的関心が薄い。

しかして、移管の感想を叩いて見ると、異口同音に、

1　従来資材割当あつ旋に附随して機動的に処理していた金融の問題が、府県所管のものと重複するため役所の仕事から漸次重点を失つて来たこと。

2　生産と密接不可分に在る電力事務を委譲業種から断ち切つてしまわれたことを訴えているが、前者は府県所管部課との密接な連絡によつてその不便を償い得るが、後者に実に最大のマイナスであり、苛酷である。

しかし、府県移管によつて従来よりも事務の一貫性を漸次整えられるであろう。一般的に府県移管に対し、好感を持つている点は確かに現われる。

（ハ）　委譲業種ではないが、暫定措置として従前通り所掌されている業界の意見

前項において、一寸触れたように委譲はされなかつたが、従来旧分室の所掌であつたため、商工資材事務所で実際事務を扱われている業界は、これが周知徹底されるまでは迷惑を感じた。十二月十九日附通商産業省令第六八号で「通商産業大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令の一部を改正する省令」を公布し、一部の業種を追加されたが、まだ大部分の業種が宙ぶらりんであるから、一日も早く明確に移譲されることが望ましい。

以上の意見を概観して言い得ることは、

1　中小企業ないし零細企業が、いまだに行政官庁の指導育成を要請する気持を多分に持つていること。

2　金詰りという深刻な問題が経営合理化の資材の問題以上に彼らの関心事であること。

3　政治的問題に心を寄せて、行政機構の簡素化を期待すると同時に、事務体系の一貫性を強く望んでいること。

三　兵庫県商工資材事務所

接収後約二箇月の短期間であるので、業界全般の意見を確認することはできないが、従来は県と分室とはやや対立の関係にあつたため、商工行政の一体化を期し得ず、これがため生産業者に種々支障を来す嫌いがあつたが、現在の如く、県商工行政の一体化を見るに至つたことは、確に生産業者に対して増産促進に貢献するところ大なるものがあり、関係業者より喜ばれている。

四　京都府陸運事務所

陸運行政の地方移譲に対し、当初業者よりし烈な反対があつたが、現今においては事務所の権限に移動なきを見て、なんら意見がない。

五　大阪府陸運事務所

事務所新設後、日なお浅く、具体的意見の開陳がないので、正確な意見の把握が困難であるが、総合的に見て次のようである。

1　再三再四の機構改革は困る。

2　行政整理も必要であるが、実質的に業務の処理に要する人員の確保は更に必要である。

3　機構改革によつて手続が煩雑になり、事務処理に多くの日時を要すること。

4　運輸省であつても、地方庁であつても、窓口事務が一箇所で処理されることが望ましい。

5　でき得る限り権限の地方委譲により、中央を煩わさず地方事情を反映して、地方で適切な措置を急速にとられたい。

六　兵庫県陸運事務所

別段にない。

第六節　その他参考事項

一　京都府の意見

今般地方に移譲せられた前記二機関は、単に権限の一部が移譲せられたのみであつて、全面的な地方移譲を希望する。

二　大阪府の意見

（一）大阪府商工資材事務所

中央各省庁間において、急速に採らるべき措置に関する要望

（イ）委譲業種の追加等について

昭和二十四年十月二十九日附通商産業省令第五六号で「通商産業大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令」を公布せられ、更に十二月十九日附同省令第六八号で右省令の一部を改正する省令をもつて、委譲業種を追加する措置を採られ、同時にこれ等省令に規定するものの外、通商産業局長が必要と認め、通商産業大臣の承認を受けて委譲業種を定め得ることとせられたので、大阪府の実情に即するよう、更に大幅の委譲をせられたい希望を持つている。

なお委譲業者の需要者以外の需要者に対しても、府県知事が割当等を行うことができる品目及びその限度が示されているが、旧大阪分室で割当発券していた実績について検討して見ると、極めて不充分なものがあり、実情に即しないものがあるので、大阪府に対しては、他の都道府県の状況は、なん等顧慮せず、産業大阪の事情を諒解せられ、限度引上げにつき、特別の取計を願いたきこと、委譲資材の品目についても、是非急速に追加方措置を願いたいとの要望があつた。

（ロ）電力事務の移譲について

旧分室において、契約電力五〇KW以上一〇〇KWまでの割当事務を行つて来たが、昭和二十四年八月一日以降、旧分室区に設置せられた大阪電力事務所も、十月末をもつて、大阪府では、通商産業局所在地である故をもつて、同局に吸収されたのは不便が多い。電力は生産上欠くことのできないものであるばかりでなく、本府一般民生事業等にも重大な関係があるから、これら事務の円滑且つ迅速に処理するため、是非旧分室で行つて来た程度を超えて、少くとも三〇〇KWまでを委譲せられたいとの要望があつた。

なお電力事務は、電力の再編成並びに機構の問題等について、中央で考究中と推察せられるが、万一即時委譲を困難とする場合は、商工資材事務所内に電力事務所を急速に復活せられたい旨の要望があつた。

（ハ）輸出関係事務の委譲について

輸出生産用資材の割当事務は、昭和二十四年十二月十九日附通商産業省令（改正省令）においても依然として委譲しない方針に見受けられるが、直接又は間接輸出生産に従事する業態を把握している商工資材事務所にこれらの割当事務を行い得ないことは片手落であるし、輸出の許可制を廃せられた業種についても通産局又は通商産業事務所だけで行わねばならない理由はないから、当然輸出生産用資材割当事務の委譲をせられたい旨の要望があつた。

（ニ）商工資材事務所職員の身分切替について

本件については、地方自治法施行規程の一部を改正する政令において、地方事務官、地方技官とされたが、できるだけ近い機会において府吏員に切り替える措置を講ぜられたい旨の要望があつた。

（ホ）商工資材事務所の経費予算について

このことは、第三項において一寸触れたように、日常の事務にすら事欠く経費であるし、事業費についてはなんら令達を受けていない。通産局の下請機構であつた旧分室にあつては、局主催の下に参加する程度で済まされたかも知れないが、知事の監督下に移された以上、なんらの事業費を持たれないことは、旅費を與えずして旅を強いられるよりもなお寂しい。速やかに、事務費の増額とともに事業費の相当額を交付せられたく、その予算措置が困難ならば府費予算計上方について、何分の措置があるよう要望せられた。

（ヘ）大阪府陸運事務所

従来道路運送監理事務所、陸運局時代を通じ、最低限度の陸運行政事務を消極的に実施するため、最少限度の人員が配置せられていたが、かくては陸運行政の特異性ともいうべき指導育成の面が全然没却せられるから、もつと増員をして欲しいとの要望があつたが、元々本所の仕事は、ずつと以前には県の輸送課でやつていたものであり、その頃の人員を考えると、まだまだ整理の余地があるように思われる。経費に関しても、増額の要望があつたが、これまた同様である。人を殖やしさえすれば、そして経費を増しさえすればわが事成れりとする従来の役人の考えは、新時代においてはすみやかに清算すべきものであると思う。

三　兵庫県

地方行政の一体化のため通商産業大臣の権限をもつと大幅に地方に移譲し、地方問題はこれをその地方において迅速的確に行うべきであるという意見であつた。

第七節　結論

地方出先機関の都道府県への接収は、賛否両論が賑かに闘わされ、両論ともそれぞれ尤もな点もあつたのであるが、とに角これが実現を見たことは地方問題は当該都道府県知事が処理するという地方自治の本旨から見て、慶すべきことである。

しかし、民主主義の要ていが、人民のための政治ということにある以上、本問題に関しても、民衆の利便が先決問題として考慮せられなければならない。しかるに、本問題に関しても、官僚の偏狭な心理が強力に反映し、権限委譲の差控え、経費の出し惜しみ等により、折角多年の要望は実現したとはいえ、府県接収後の現状では、全部の事務を地方庁で処理することができず、民衆の満足を買うことはまだ遠いといわざるを得ない。

これは、吾人が先の国政調査に際しても、繰り返し警告したところである。政府はこの際出先機関の地方委譲による地方自治の徹底を一層強化するとともに、あわせて、すみやかに可及的多くの権限を地方に委譲して民衆の利便を図るべきである。

第二章　地方議会事務局法制化の問題

第一節　調査の目的

地方自治法は、地方自治の確立、民主主義の徹底を期する一つの方法として地方議会の使命を重要視し、その権限を拡大するとともに（法九六）その定例会の回数をも従来に比し、増加せしめた（法一〇二Ⅰ）。そこで、議会事務局の規模も従来に比しはなはだ拡張せられたのである。

地方自治法第百三十八條には、地方議会に書記長及び書記を置くとの規定があるが、かかる規定だけでは不充分であるから、もつとこの規定を強化し、事務局の法制化を徹底的に断行せられたいという要望が、都道府県議会議長会その他から盛になされ始めたので、この機会にこの問題を、国政調査の一事項として、つまびらかに地方の実情を明らかにし、もつて、この問題に

関する地方自治法改正問題の参考に資せんとしたのである。

もつとも地方議会と称しても、小さな町村のそれまでにも及ぶ必要はないと思われる。問題は、都、府、大県、大市に限定してもよいと思われるが、わが班に調査地域が大府県市にわたつているから、その全部について調査を致した次第である。

ちなみに、ここに地方議会と称するは、大阪、京都両府、兵庫県、京都、神戸各市の地方議会に関するものである。

第二節　地方議会事務局の構成、定員

地方議会事務局の法制化に当つては、前述の如く、弱小のものまでを考慮する必要はなく、その大きいものだけで充分である。しかして、その規模の大小を判定するためには、まずその構成、定員を調べ、次に経費、予算等に、及んで見なければならない。

そこで、まず構成定員について、これを調べて見ると、

	一級主事	二級主事	三級主事	其他	計
京都府	一人	三人	二〇人	一一	三五
大阪府	一	六	三三	二五	六五
兵庫県	一	一八		一五	三四
	書記長	書記		其他	計
京都市	一人	二五人		一三	三六
神戸市	一	一八		一三	三二

京都府、兵庫県、京都市、神戸市各議会事務局には、それぞれ、総務課又は庶務課、議事課及び調査課があり、大阪府議会事務局には右の外更に秘書課がある。

しかして、これらの議会事務局の定員は、どの位であるかを調べて見ると、左の通りである。

次に経費予算を調べて見ると

京都府約	七、七四五、二〇〇円
大阪府	一四、〇〇〇、〇〇〇円
兵庫県	四二、六八一、三四一円
京都市	二一、六五三、九二一円
神戸市	二九、九九八、四二六円

しかるに、現在の書記長及び書記の名目のみでは、その地位は極めて不安定で永続的且つ充実した事務の達成は計り難い。従つてこれ等の職員を政治から分離し、安定性を得しめるためにも、事務局設置の法制化は必要というべきである。

2　行政機構の縮小、人員整理途次の現段階において、事務局を法制化することにより、人員膨脹の結果を招く虞があるとの説もあるが、議会民主政治確立のため、議会の権威を保ち、その機能の昂揚を計ることの肝要性は中央、地方を通じて変らない。このために中央においては、すでに議会事務局設置が法文化されている。行政整理の建前は必要なものでも新規のものは一切やらぬという窮屈なものでもない。いわんや、地方議会の運営を円滑ならしめる事務局の不可欠なことは、法の解釈上及び実際上、絶対必要なことであり、これは現在各都道府県及び市町村に事務局の設置されている既成の事実をその儘国として認めること、即ち既存事実の明文化の必要を痛感する。

3　地方議会が必要を認めて、自主的に設置することが地方自主性尊重の建前から可なりという向もある。かかることは、地方自治拡充の線であれば無制限に放任することになる虞がある。いうまでもなく国全体の施策、方針の線に自ら限界があるので、地方議会の権威を高め、民意を反映せしめるために、法制的に事務局を確立するは、議会予算の膨脹を来たさず、却つて縮減を来し、行政部門である一定の力で制肘することが必要であると思う。

4　普通地方公共団体における執行機関の事務部局が地方自治法第百五十八條に明記せられ、教育委員会法で、事務局の法制化がある以上、地方議会の事務局もまた、地方自治法中に明らかに成文化さるべきである。

5　部課の設置の必要なことは、執行機関から独立した議会の議員の報酬及び費用弁償、公文書の保管作成、必要事項の調査、請願陳情等の取扱、議事録の作成、議会、委員会活動のための所要事務の整理等の異なる性質の事務があるので、これ亦当然である。

右の理由により、地方自治法第百三十八條を左のように改正することが必要である（六大府県議会事務協議会決議）

第十一節「書記長及び書記」を「事務局及び職員」に改める。

第百三十八條を左の通り改める。

普通地方公共団体の議会に事務局を置き、必要な部課を設ける。但し、市町村においては、職員のみを置くことができる。

事務局に局長及び必要なる職員を置く。

局長及び職員は、議長がこれを選任する。

局長は、議長の命を受け、議会の事務を掌理する。

職員は、上司の指揮を受け議会の事務に従事する。

第二　右の外、大阪府議会は、議会に対し、議会費についての予算執行権を付与せられたいと述べている。

第四節　結論

まず、今回の調査で、感じたことは大阪、京都両府議会事務局の当局者を除いては、いずれも議会事務局職員に熱がなく、国会に対してはあれ程沢山の請願、陳情、書面、電報等が殺到したのに、全く意外の感に打たれた。あらかじめ国政調査の事項を予報しておいたのに全然その準備のないもの、あるいは書類だけ提出しておいて、当局者が説明のため出席しないもの、出席してもよく説明のできないもの等があつて、これではこの問題の最も熱心な主張者が京都、大阪、兵庫各府県であると聞いていただけに、他の地方の熱意も推して知られるように感ぜられた。

思うに地方議会の需要性は申すまでもないことであるが、それがためにことさらに事務局を法制化する必要もなく、いわんや国策として行政整理が進められ、各方面とも不便を忍んでこの方針に従つている今日、独り地方議会のみがこの例外に立たねばならぬような緊要性を認めない。現在の地方自治法第百三十八條の規定の程度で充分である。

又今回提案せられている如く、地方議会の定例会六回を四回にしようという意見さえある今日、これに逆行して事務局を拡大する結果を来す法制化の問題には、にわかに賛成致し難い。

この問題は、宜しく、各地方の自主性に任せ、條例をもつて法制化する程

1　現在の地方自治法第百三十八條に、書記長及び書記の任免は、議長のなす所となつている点から考えると、書記長は政治性と事務性との両性格を有すると解せられる向もあるが、事務局は純然たる地方議会の事務を処理すべきもので、政治性を帯びるべき性質のものではない。

第三節　各当局者の意見

第一　まず、京都、大阪、兵庫各府県を含む六大府県議会事務協議会の決議は左の通りである。

一　結論

普通地方公共団体の議会に事務局を設置することを地方自治法の中に、成文化すべきである。

二　理由

度で充分であり、自分の繩張を拡張しなければ損だというが如き役人の悪い癖を認めるべきではないと思う。

という意見も、調査団の一部にたい頭した次第である。

もつとも本件は、大阪府の如きは極めて熱心であり、民主主義の徹底しつつある今日、議会が中心で調査立案を進めるべきことは、時宜にかなつたものとして、本委員会においてはすでに地方自治法改正案の修正案として本委員会において立案中であることを附記する。

第三章　地方税制改革の地方財政に及ぼす影響

第一節　調査の目的

地方税制の改革は、シヤウプ勧告によつて、根本的に断行せられる運命に立ち至つたが、その改革が根本的であると同時に、又広範囲にわたるものであつて、その徴税者・納税者ひいては社会、経済界に及ぼす影響はじん大である。

これを徴税者の側から観察するならば、税源を国に属せしめるか、地方に属せしめるかが、根本的の問題であり、更に地方においてもこれを都道府県のものとするか、あるいは市町村のものとするかによつて、これ亦相当考慮を要するものがある。

一方又これを納税者の側から観察するならば、成る程地方自治確立のためには、地方財源の裏付けが必要であり、そのためには大いに地方税の納付の面において、これに協力すべきことはいうまでもないが、しかし又、社会情勢、経済状態等から考えて、果して、それだけの課税に堪え得るか、更にこれを大きく考えれば重税によつて産業をい縮せしめる結果を来すことが、果して再建途上の日本にとつて策の得たものであるか否かの諸問題が山積している。

時偶々第七回国会は、地方税制改革のための会期であると称しても過言でない状態に在り、この際、地方の実情をよく調査研究して法案審議の参考に資することは、不可欠の喫緊事である。これ今回の国政調査の重要な一項として本問題を取上げたゆえんである。

ただ地方税制の改革は、前述の如く頗る広範囲にわたつているものであり、一方国政調査の期間は短時日に限定せられているので遺憾ではあるが、やむを得ず調査の範囲を差当り最も問題となつている入場税、地租家屋税、附加価値税、固定資産税等に限定したのである。

第二節　概括的意見

一　京都府の意見

シヤウプ税制使節団の勧告に基く地方税制の改革を府県税について見ると、府県税は附加価値税、入場税、遊興飲食税を重要税目として、これに若干の雑税を配した租税体系となるのであるが、附加価値税は現行事業税に代るものとして、全く新しい課税方式による新税であつて、流通税的色彩が強く、消費者に転嫁する立前が取られており、従つて経済界の好況時においては、税収入の確保が比較的容易であるが、現在の如き経済事情の下においては、逆進転嫁の傾向が強いため、企業経営に及ぼす影響も少からず、且つ新税を軌道に載せ、税収入の確保を図るには、容易ならぬ困難が予想されるのである。

又入場税は、元来最も脱税行為の多いものとされており、その取締には並々ならぬ苦労を要するところであつて、今回の税率引下げによつて、幾分緩和されるとはいえ、将来における税収入の確保にはこれ亦運営の困難が伴うのである。

更に遊興飲食税に至つては、国税当時においてすら、徴税困難の定評があり、府県税に委譲せられて以来、この税の徴収には各都道府県とも一様に苦悩しておる次第である。

かくの如く、府県税体系は主要税目においていずれも安定性彈力性に乏しく、特に地方税として重要な要素である普通性においては、全く欠如するのであつて、府民の協力による合理的税務行政の運営並びに財政を通じての政府の運営に影響するところ少しとしないのである。

よつて地方税制改革の法制化に当つては、次の諸点を考慮せられたい。

(一)　附加価値税は、シヤウプ勧告の線により、基本的理念を崩すことなく、且つ全般的税制改正と同時に実施されたいこと。但し、昭和二十五年度においては、課税の急激な変動を避けるため、課税額に経過的措置を講ずることが望ましい。

(二)　電気ガス税を全額府県税とせられたいこと。

(三)　遊興飲食税の税率を引き上げられたいこと。

(四)　改正税法は早急に実現せられたいこと。

二　神戸市の意見

今回の税制改革は、都市を始め地方自治体にとつては、単に税制のみならずその前提であり背景をなす行財政全般の機構と機能について、重大な影響をきたすものである。

戰後民主化の重要な一環として進められた地方分権の拡充は、今後の措置によつて、始めて明確な内容と具体的方向とを與えられたというべきであり、今回四〇〇億の税収入の増徴が、そのまま挙げて市町村に與えられたことは、戰災とインフレーションに伴う財源の喪失と支出の膨脹に窮迫の一途を辿り、窮乏その極に達した地方財政殊に大都市財政にとつて、誠に悦ばしいことである。

地方制度創設以来、長らく国家財政優先主義の鉄則の下に拘束せられた地方団体財政の基盤が始めて確立せられ、民主化促進の強力な推進力たり得るのである。

今回の税制改革により、独立税制度を採用されることになり、市町村の責任が明確化し、自主性が確立せられ、市町村当時者として誠に責任の重大さを痛感されるのである。

新市町村税の二大中核をなすものは、市町村民税と固定資産税とであるが、前者は二・六倍、後者は三・二倍と夫々大幅な引上となつている。両税とも、現在地方団体にとつて徴税状況の困難な税収入であるが、かかる大幅な引上げによつて果して予定通りの収入を確保でき得るであろうか。

なるほど、国税においては、可成の負担が軽減せられたが、地方税においてかかる大幅な税負担の増加に堪え得るであろうか、単に財政的問題たるのみならず、政治問題をも惹起するおそれなしとしない。大幅に増徴せられた税収の確保がなければ税制改革も単なる画餅に終り、延ては、地方財政の強化もこの面から崩れてしまうのである。

この点につき、特に強調したいのは、住民税の源泉徴収制度の排除である。当初自治庁の原案においては、給與所得については、源泉徴収制を採用していたが、その後大蔵省の反対により排除せられ、前年度実績により、賦課主義に改められたのである。源泉徴収の利点は、税収の確保、徴税費の低減、納税者の便利且つ容易であること、所得の変動に応じて、税負担が適正であること等であるが、前年実績による賦課主義においては、勤労階層が大部分を占める大都市では、納税意欲の欠除、納税困難から予定収の獲得は到底期し難いといわなければならない。

次に平衡交付金制度である。

平衡交付金制度は、今回の税財政制度改正の一切の帳尻であり、新税制の成否は、この制度のいかんにかかつているといえる。この制度運用の適否いかんは、現行の配付税制度にまして一層地方財政に大きな力を持つているものである。

配付税の配分が形式的外形標準による比率主義であるのに対し、これは標準化された実額主義によるものというべきであり、地方行政の適正財政需要の測定のいかんは重大な関心事である。平衡交付金の総額並びに配分方法についても、配付税以上に大きな問題でありかかる財源調整制度の拡充は、一歩誤れば地方財政

の自主制の障害となることをおそれるものである。

昭和二十四年度において決定せられた配付税が一挙にして半減せられた苦い体験を持つものであり、将来とも平衡交付金総額が国庫財政の都合により、削減されることなきよう、期待してやまない。

三　兵庫県の意見

シャウプ勧告に基く地方税制の改革については、現在の社会経済情勢の下において、合理的な運営を期し、所期の税収入を確保するには非常な困難が予想せられる。

特に事業税に代る附加価値税は理論的にもまた実際的にも、なお幾多の問題が残り、これが運営にあたつては、少からぬ困難が伴うことが予測せられ、従つて府県税の重要税目である附加価値税、入場税、遊興飲食税はいずれも安定性と普遍性を欠き、府県財政にぜい弱性が多分にあり、われ〳〵の衷心憂慮する所である。よつて、地方税の改正にあたつては特に次の諸点につき、留意せられ、明確にしてかつ合理的な統制を確立し、府県財政の健全性を維持強化せられるやう特に要望する。

1　附加価値税について

（これは第五節第二項に後述するからここには省略する。）

2　電気ガス税を府県税とすること

（これは第六節において、後述するからここには省略する。）

3　自動車税を府県税とすること

自動車税は、納税地を異動することが容易であるため、これを市町村税とすることは、課税の困難性と負担の不均衡、脱税の助長等の欠陥があり、かつ自動車の使用する道路は主として国府県道たるにかんがみ、この税を府県税とすることが適当であり、又府県財政の健全性を保持する点よりも、電気ガス税と同様の理由により府県税とせられたい。

四　遊興飲食税の税率を引下げること

遊興飲食税の徴収不振は、全府県共通の悩みであるが、これが原因は、税率が禁止的色彩を帯び、あまりにも高きに過ぎることにある。

現在の経済情勢下において、現行法定税率をもつて徴収することは、業者の生計保持並びに納税義務者吸引上全く不可能というも過言でなく、特別徴収義務者の利潤から負担せざるを得ない。現状はいかにこの税の運営に困難が伴うかを表明するものにして、これが打開を図り府県財政の確立を期するには、税法を合理的に適用し業者を圧迫することなく、完全徴収をなし得るところまで税率を引き下げる外ないのであつて、現在の経済情勢に適応した税率は改正せられたい。

芸者の花代　　百分の五十

料理店貸席における遊興飲食　　百分の二十

その他の飲食及び宿泊　　百分の十

五　尼崎市の意見

シャウプ勧告により、地方財政、なかんずく市町村財政の確立に寄与せられたことは、よろこぶべきことであるが、市町村税の形態が直接税中心主義により、市民の税負担が住民税、固定資産税の面において特に目立つて増加し徴税の上に、相当の苦心を伴うことは避けられないであろう。

第三節　入場税の府県移管に伴う市町村財政に及ぼす影響

シャウプ博士の所説によれば、入場税は町村のように小さな単位の地方には、不公平な財源である。小さな町や村はそれから一文も得られず、住民が隣接の大きな町に行つて映画を見て税金を拂うから間接的には損さえしている。それゆえに、シャウプ博士は入場税全部を都道府県に移し、それを都道府県の税務吏員だけで管理するように勧告している（第十三章B）。

これに対して、入場税を取り去られた市、貰つた府県の事情を調査して見る。

一　京都府

まず京都市の意見によれば、入場税は警察、消防の行政事務費の財源として、昭和二十三年度より地方に移譲せられ、昭和二十四年度における本市の入場税附加税額は四億であり、その税額において、事業税附加税に次ぐ市税収入の大宗であるばかりでなく、この税の特徴として、低率の徴税費と年間資金の平衡確保上、最も重要な役割を果して来た事実にかんがみ、本税が来年度から府県税となることは、市財政並びに資金操作の面より致命的な打撃を受けるものといつている。

これに対し京都府の意見としては、入場税は府県に移管せられたが、市町村は住民税その他の税により、財源が確保せられた。形式的には財政に影響ないように見えるが、実質的には入場税は毎月相当額の税金収入が確保せられ、市町村財政の経理がやり易かつたのと、一面弾力性があつたが、平衡交付金では弾力性が少いと言つている。

二　大阪府

大阪府の意見によれば、大阪市の入場税は、毎月一億円近くあるので、これを府に移管すれば仮令、新たに固定資産税及び住民税を貰つても、同市は財政経理の面において、相当困窮するものと思われる。

又都市中、入場税収入の多い布施市、堺市、岸和田市及び吹田市等においても、同様の状態であるが、特に枚方市等数市においては、入場税収入を見越して、これを財源とし各種施設を計画し又は実施したが、今般のシャウプ勧告によつて税収入がないこととなり、これが財源の補てんに苦しんでいる。

その他の市町村においては、入場税収入が少いから、これが廃止されても、財政面においては、特に支障を来すようなことはない。

三　兵庫県

神戸市の意見によれば、今回の新税制により、市町村は住民税、不動産税、府県は附加価値税、入場税が、税収入の二大支柱となつたが、入場税は、元来警察、消防の主財源として委譲せられた事情及びこれら遊興娯楽施設より醸される種々の社会悪の発生に対する公安の維持、環境衛生の維持、社会保護施設の設置が要請せられる点より見ても、大都市財源として存置されるのが適当であり、殊にこれがもたらす税収入は、現在本市予算においては、二億六千九百万円にも上り、普通税収入の二割を占める主要財源であり、かつ本税はほとんど徴税費をようせず毎月確実に収入できる利点からいつて財政資金の操作上重要な働きをなしているので、この税を失うことは相当打撃といわなければならない。

次に、兵庫県の意見によれば、シャウプ勧告による今次の税制改革は、市町村独立財源として四百億円の市町村税増加を見込まれており、計数的には一応市町村財政は強化拡充せられたことになる。

しかし県税との連りは切れ、賦課、徴収等繁雑な手続を市町村自体の手によつて、自主独立で執行し収入の確保を図らなければならないし、又新税は弾力性のない税目が大部分を占める外、資産の評価及び現行所得税の決定状況並びに負担の急激な増嵩にかんがみ、これが収入の確保は容易なことではなく、相当な滞納を生ずる虞も多分にあり、現行入場税附加税は、弾力性に富む間接課徴形態による財源であり、月ごとに一定額を容易に徴収し得るのみならず、市及び一部町村にとつては、内閣財政調整資金として、重要な役割を果しているので、これが移管の上は特に都市は財政経理上、相当大きな脅威を感ずることとなる。

この税は、県下市町村税総収入の一九％の割合を占めており、県に移管することは市町村の自主財源を全く弾力性のないものと化する外、新市町村税の全額は、直接課税により徴収することとなるので、住民に一層の税の重圧感を與えることとなり、徴税陣容の強化、納税義務者の協力態勢整備に努めても、完全徴収

は相当困難となるのみならず、ひいては健全財政の確保という上からも憂慮すべき状態である。

四　尼崎市

昭和二十四年度市税予算額二八三、〇五八、一三六円中入場税附加税は三五、四三六、二〇〇円の予定であるから、これが廃止により、市税予算額の一二、五％を失うこととなり、打撃はかなり大きい。

五　結　論

これを要するに、入場税は徴税上の容易性、税額の多大、市町村財政の依存性等から見て、これを市町村から取り去ることは市町村財政に大きな悪い影響を與えるものであり、これを賄う府県の例もかかる見地から必ずしも入場税の府県移管を喜んでいないような実情にあるものといわなければならない。

第四節　地租、家屋税の増加と徴税難易の見込

地租、家屋税は不動産税として、地方税の中の重要な一部門をなすものであるが、その課税標準は一般の価格水準が、インフレーションの結果、一九三八年の数字の一〇〇倍ないし二〇〇倍に騰貴しているにかかわらず、戦前のままの賃貸価格を基礎としている関係上極めて不合理な状態におかれている。そこで、シャウプ博士は地租家屋税は今年度の見積百四十億円の代りに、年五百億円の収入があるように徹底的に改革せねばならないといっている。これによると、われわれは年額三倍ないし四倍の税を納付しなければならないのであるが、果してこれが可能であろうか。徴税者の面からこれを調べて見る。

一　京都府

地租、家屋税の増加は、一般に住民負担の加重になるが、事務再配分の結果、必要欠くことのできないよい財源であると考えられる。

徴税の難易については、従来府県でやっていたものが、シャウプ勧告により、市町村自体の力で住民負担の約三倍になる税を徴収しなければならなくなったので非常に困難である。特に国税の場合は消費税等間接税が多くあつて、直接批判の対象にならないものがあつたが、これが今書で徴収するというところにも一つの困難がある。

二　京都市

イ、地租、家屋税については、従来の三倍近くの増税となる見込であるが、この租税負担に堪え得るように、地代家賃の統制を緩和せられない限り、徴税は至難である。

ロ、統制が緩和せられても、現下の経済状勢よりして、家賃地代の急激な値上りは至難であり、従つて固定資産税の徴収には非常な困難が当然予想せられる。

ハ、固定資産税中の土地、家屋以外の償却資産に関し、工具、器具、備品等の短期資産については課税対象の適確な掌握と徴税技術上から煩瑣になるので、初年度は一応長期資産のみを対象とし、逐年その課税対象を追加し、これを拡充強化する方策を採られたい。

ニ、固定資産の評価は、昭和二十五年度中に完了しなければならないことになつているが、最少限度二箇年間の調査準備期間を必要とするので考慮せられたい。

三　大阪府

今般のシャウプ勧告による税制改正によつて、現行の地租、家屋税は三、五倍程度増加して、賦課されることとなり、納税者においては相当税負担が過重となり、これが徴収についても困難を予想される。

その理由の主なものは、

1　農地以外の土地及び建物について、現在の台帳賃貸価格等の千倍又は八百倍程度に引き上げられようとするが、その台帳賃貸価格は大都市及び都市においては相当高額であり、且つ貸借関係によるものが多い反面、農山村においては貸借関係より自家用が多いため、その価格は比較的低く定められてあるから一率に何倍と定めると、高いところは特に高くなるその差がはなはだしくなり、負担の均衡がとれないこととなる。

2　価格統制の関係で貸借料金が現在の実情に即しない。すなわち現在の新旧家屋の賃貸料を比較すれば整然とするものと思料する。

なお現行においても、税の引上げに即応すべく、さきに地代、家賃等が、改訂されたが、これも漸く増税額程度であつて、所有者においては、なんら実収は増加していない。

以上のようなことが考えられるので、次のような方法について一考を願いたい。

(1)　客体制の課税標準の算定方法については、地域又は土地の状況等によつて適当な等差を設ける必要があると思料する。すなわち、土地、家屋の賃貸価格の高いところは倍率を低くし、賃貸価格の低いところは倍率を高くして時価算定の基礎を調整すること。

(2)　現在の賃貸料は、価格統制の線に沿つて定められているが、現実に即応した賃貸料が定められるよう価格統制についての法規を改変すること。

四　兵庫県

	現行県下総収入	改正県下総収入	倍率
地租附加税	一九、九九三千円		
家屋税附加税	二二八、八三二	二、九八七、七四七千円	約七倍
計	二四八、八二五		

現行地租、家屋税は新たに附加価値税等の対象となる減価償却可能な事業用固定資産を加え、固定資産税となつて現在地租附加税、家屋税附加税総収入額の約七倍に増加する。

右の結果、市町村税は市町村民税とともに固定資産税が大宗を占めることとなるので、これが収入の確保を図らなければならないが、現行税は当該市町村民との関連性と固着性とがあり、財源が地域的にどの市町村にも存在するという利点を有する反面、直接課税であるので、実際の徴税面においては多少問題がある。更に今次改正で新たに事業用固定資産が対象に加えられる外、課税標準も時価とせられ、その時価は資産評価員の評価に基いて決定せられることになるので、他市町村との均衡保持等実質的にも技術的にも相当困難を伴う外、市町村税のみ急激な負担増嵩をきたす特異性並びに従属課税から独立課税となるのみならず、事業用固定資産の評価が最も難関且つ複雑であり、相当の摩擦を予想せられる一方、現在の町村徴税陣容は極めて弱体であり、又量質共に新税制に対応し得ない状態にある。即ち貧弱な町村にあつては専門の徴税吏員が唯一人という処も少くない。よつて急速にこれが徴税機構を量的に充足し、職員の専門的訓練を行い、質的向上を図るとともに、今次勧告の趣旨、改革の内容を周知徹底せしめ、住民の協力と了解納得を與えるよう強力な運動を展開しなければ本税徴収の完璧を期するのは至難である。

五　神戸市

シャウプ勧告に係る改正税法が実施されれば、土地、家屋に対する税金は、昭和二十四年度に県市が賦課した総税額の約三倍半となり、これが徴税には非常な困難が伴うものと予想せられる。

本税の課税客体である土地家屋はその使用の状態によつて、

(イ)　所有者自身が現実に使用しているもの

(ロ)　所有者が他人に賃貸しているもの

(ハ)　進駐軍に接収せられているもの

(ニ)　種々の事情で、遊休の状態に在るもの

に大別されるのであるが、右(ロ)の物件に対する、地租家屋税は、地代家賃の統制、一般生計費と

の関連における地代家賃の引上げの困難あるいは権利金、闇地代、闇家賃との関係における収益者と担税者の不一致による不公平等によつて、又右㈠に該当する物件は、現実に使用料が低額であり、且つ支拂がはなはだしく遅延すること。右㈡に該当する物件は、収入皆無であるため、これ等の物件に対する地租家屋税は事実上、納税義務者に支拂資力なく、その徴収は特に困難を極めるものと考えられ、殊に都市においては前記㈠㈡㈢に該当する物件が非常に多い実状を考えるとき、徴収上の障害は一層激しいものがあるであろう。

次に、地租家屋税負担増加の前提として、使節団は地代家賃の統制緩和を要請しているがいまだその発展を見ないことは、遺憾であり、その緩和が遅れれば遅れる程、担税力を減殺し、益徴税を困難ならしめるであろう。

六　尼崎市

土地家屋に対する課税は、現在の三、五倍となり、市税収入は七倍となつて市財政面は明るくなるのであるが、これが徴税の面において相当困難を伴うのではないかと予想せられる。

更にこれに附随して、地代家賃の価格が値上り、一般大衆に転嫁せられる点も、担税力と睨み合せ相当看過致し難い問題を提供している。

以上は一般個人の場合であるが、大中小商工業者については土地家屋以外の償却資産にも課税となるため課税客体の評価が適正を欠き、それに伴う徴税の困難性は充分警戒しなければならないが、まだその発表を見ないことには遺憾であり、その緩和が遅れれば遅れる程、担税力を減殺し益々徴税を困難ならしめるであろう。

七　社団法人大阪土地協会の意見

㈠　シャウプ勧告では、新不動産税は、資本価格に対する課税として、現在の賃貸価格一、〇〇〇倍を見積つているが、左の如くいたしたい。

1　賃貸価格の一、〇〇〇倍の時価を有する土地は、最高の商業地域において、稀に出現しているが、一般的には二〇〇倍程度（賃借権のついている土地については、一〇〇倍程度）が妥当である。

2　賃貸価格の一、〇〇〇倍に対して一・七五％の租税が果して納付可能であるか。

現在においてすら、地代の遅拂、不拂は相当増加しつつあるとき、租税が三倍に上ることによつて、地代が更に上ることは各目地代としては可能であつても、実際には、土地所有者には収納できない。

即ち、現在労働基準法その他で法的保護を受けている賃銀すら、遅拂、不拂となつているとき、借主の好意的支拂いしか期待し得ないような土地所有者に対する薄い保護の下にかかる増加する地代を期待することはできない。

かくては、現在地代の八〇％に及ぶ租税が、更に租税の増加だけ地代が増加することとなり、愈々土地所有者は政府のために、地代を取立てる役のみになり不拂借主と強制取立政府との間に立つて、困窮せざるを得ない。

次に、土地租税が資本課税であり、資本を圧迫するために課せられるものならば、兎に角、収益課税であるならば、地租は従来より最も把握し易く最も抵抗のない税源として、収益の実に八〇％更にそれ以上の課税が行われていることは、他の収益諸税と比較して過重である。

かくしては、道路、下水道の維持改善、土地の造成開発等に関する受益者負担をなすを要するをもつて誠に困難である。

3　未稼動地租税の問題

戦災の復興がおくれているのは、土地所有者のみが負うべき責ではない。

特別都市計画の区画整理の遅延、土地需要の減退、建設資金の不定等にその大部分にも負わなければならない責がある。当大阪においては、内港問題による地盛工事、防潮堤工事等が行われんとしているし、地盤沈下、下水道不備、工場地帯の破壊等のため、土地所有者の責に帰さない理由で使用できない土地が多い。

かかる土地についての課税は、現在、当地では考慮せられているが、これを更に延長して貰うことが必要であるとともに、全国的な措置をあらかじめ講じて置いて頂きたい。

㈡　資産再評価について

1　過大評価に過ぎること

シャウプ勧告は、法人の土地については百三十二、都市用途別市街地価格指数平均によること、個人については財産税基準よりの平均土地価格指数を適用するように定められているが、当地の実情としては、特種の高級商業地域を除いては、過大評価となることが明らかである。

この結果は、不動産税の課税標準と再評価との関連、不良資産となること、売却益が到底できないこと等のため、特に法人についてはその存続が危くされる虞が多い。

かかる不合理の原因は、土地の地域別の騰貴が同一商品として、余りにも差が有りすぎること及び大都市の騰貴が特におくれていることより、平均の単一指数を使用することは、不可能であると思う。

すなわち勧銀指数の大阪市内価格は、昭和二十四年三月において、全国平均指数が、四七、〇三倍であるのに対して、三、八倍ないし六六、六倍である。又六大都市の平均指数は昭和二十四年三月において全国平均指数より五八％下位である。

2　土地の陳腐化について

土地についても、他の資産と同様、陳腐化が認められるべきである。すなわち、地盤沈下、水禍による地格の低下、住宅地の嗜好の変転、交通事情の変化等、あるいは特に維持整理に巨額の費用を要することとなる等、土地としての価格の低下等、土地の陳腐化は認められるべきである。

㈢　結　論

以上を要約して左の結論に到達する。

1　各市町村の評価人団を早急に組織して、昭和二十五年度において評価を行い、これによつて不動産税及び再評価の対象とすること。

2　若し評価人団による全国的評価が不可能であるなら、少くとも土地については今すこし地域別の時価にふさわしい見積資本価格を作成するに適当な倍数を各市町村において定めて貰いたい。

3　見積資本価格が特に高いと思われるときは、その価格で市町村が土地所有者の請求により、買取の義務を負うこととして貰いたい（物納制度）。

4　地代不拂に対抗する土地所有者の保護を考えて

イ　当該不拂地代の内、地租相当額を市町村に対する土地租税に充当して、市町村において強制徴収することとして欲しい。

ロ　租税納付のため、不動産金融を低利で行つて貰いたい。

5　資産再評価の場合、土地については時価評価以上には出ないことを原則として、その範囲内において企業に含みを持たせて低目の評価を認めて貰いたい。

6　土地所有者の責に帰せない戦災地の租税減免制度を全国的に

延長して貰いたい。

八　神戸地家保全協会の意見

（一）地租の課税標準としての資本価格を一率に賃貸価格の一千倍とするは適当に非ず。

1　地租、家屋税は、従来収益税であつたが、シャウプ勧告によれば、

「資本価格を課税標準とする。」と性格を一変せられ、資本価格の算出を、

「戦前の賃貸価格を二〇〇倍すること」

「この見積額を資本価格基準におくために、これを五倍とする。」

と勧告されているが、このように賃貸価格を基礎とし、一定の倍数をもつて資本価格とするは便法に過ぎず、その根拠は極めて薄弱であり、且つ自由市場における時価に比し、はなはだしき誤差があり、従つてこの方法によることは不公平である。

2　賃貸価格の一千倍を資本価格として適当とするのは、極めて例外であつて、神戸市内における平均時価は二〇〇倍である。従つて、右の如き算出方法による場合は、事実価値のないものに各目的資産価値を附与することとなり、これを標準にした課税は資産の没収的過酷課税とならざるを得ない。

3　土地、家屋の陳腐化により、賃貸価格の倍数のみにより、資産価格を算出し得ない場合がある。

4　しいて、賃貸価格を基礎とし、その一定倍数により、資本価格を算出しなければならないとするならば、

（イ）賃貸価格の倍率範囲を一〇〇ないし五〇〇とし、土地の状況に応じて分離せられたい。

（二）土地、家屋所有者の地租、家屋税負担力は、すでに限界に達している。

1　シャウプ勧告によつて、市町村の歳入中五〇％に近いものを不動産税に予定せられ、従来の地租、家屋税と称したものは、昭和二十四年度の三倍程度増徴となるが、この場合、地代家賃の収入をもつて、納税資金に充当すると言う考えの下に不動産の所有者に対して課税せられることは、いかに所有者が徴税代行機関の如き立場に置かれるにしても最早負担し得ず、すでに昭和二十四年度においてすらその限界点を越えているのである。

2　右の如く、不動産による市町村の歳入額を変更し得ないものとするならば、不動産の賃借権者等に対しても課税し、これを不動産税に一括編入せしめて、所得者の負担を軽減せられるよう考慮せられたい。

3　地代家賃の徴収には、強制力を附与せられたい。

すなわち租税の場合は、差押あるいは延滞日歩等の強制力を有するのに、地代家賃の徴収には、かくの如き強制力を與えられておらず、従つて、中間にある所有者すなわち納税者のみが苦境におかれているのである。

4　地租、家屋税増徴の沿革は、次表の通りであつて、特に地方税に改編せられて後の課税増大率は他に類例を見ないであろう。

	地租		家屋税	
	税額	増徴率	税額	増徴率
	円		円	
昭和十六年	九、三〇	一〇〇	七、三五	一〇〇
昭和二十年	一三、九〇	一四〇	一七、五〇	二三三
昭和二十二年	二四、八〇	二六八	五四、六〇	七三五
昭和二十四年	六二〇、〇〇	六、七二九	六三〇、〇〇	八、四〇〇
昭和二十五年	一、七五〇、〇〇	一九、〇三一	一、七五〇、〇〇	シャウプ勧告の予定額

（三）地租家屋税の増徴と地代家賃の値上問題

1　勧告されている地租家屋税の増徴を完全に遂行するためには、地代家賃も物価指数と同率の値上が前提条件である。

2　昭和十三年すなわち地代家賃統制令施行当時を基礎とし、昭和二十四年度の地租家屋税増徴率は約八〇倍、維持管理費高騰率約二五〇倍に対し、地代家賃の値上率はわずかに一〇倍である。この不均衡は税制の改正に伴つて、矯正されなければならない。

3　しかし、現在以上の地代家賃の値上は、賃料の支拂を遅滞せしめる虞があり、シャウプ勧告に、「標準家庭の生活費中、地代家賃の占める割合は、〇、七％から一、六％に上昇するであろう。」と予想されている。これを昭和十三年当時、神戸市において見るに、約一八、五％を占めていたものに比すれば、はなはだ低率となつているに拘わらず、現在においてすら賃料支拂は円滑でないから、これを値上すれば更に延滞あるいは不拂が予想せられる。

4　租税の増徴、地代家賃の値上は結局賃借人は支拂不可能となり、所有者は租税の転嫁方法がなく、誠に由々敷問題が予測されるのであるが、是において唯一の途は税額低減であると信ずる。

（四）地租、家屋税の納税制度について

1　地代家賃統制令と地租家屋税との両者の関係が所有権を脅すことを前提としたものならば、今回の資産再評価価額をもつて物納を承認せられ度い。

2　地租家屋税が、収益税から財産課税に性格を改変せられた以上、物納制度を設けて然るべきである。

3　地租家屋税の納期は、一年一期とせず分納制度を設け、且つ期末納税制度とせられ度い。

（五）土地の資産再評価について

1　シャウプ勧告によれば、土地資産再評価は一応日本勧業銀行の土地評価指数に従うようになされているが、この指数そのものが疑わしいものであり、これによる場合、神戸市内においては時価の二倍ないし五倍否応なしに過大評価とならざるを得ない。

2　資産再評価額は、地租の課税標準ともなる以上、前述せる如く評価の価額及び方法を決定せしめる評価人団を至急組織すること。

3　土地は、減価償却が認められないのであり、個人所有の場合はいかなる手段を講ずるも再評価によつて利益を生ずるものでないのであるから、再評価価額は他の物件に比較し特に低額に評価すべきものである。

4　過大評価されることにより、単に不動産税あるいは再評価益税のみならず、富裕税もまた不当に高額課税の取扱を受けることとなるが、かかる不公平のないよう、厳に考慮せられたい。

（六）賃借権、地上権に対する処置について

1　従来賃借権、地上権、に対しては積極的には法律的保護、消極的には経済的保護政策が取られて来たのであり、土地家屋所有者は一度かかる権利を承諾付與したが最後半永久的に泣寝入させられている。

2　これら権利の附随する物件は、所有者の意見による売買譲渡がきわめて困難であり、且つ売買価額もきわめて低額に見積られる現況よりして、資産再評

価に際しては、特別の軽減措置が必要であり、且つ一方これ等権利に対してもなんらかの課税対象の措置が講ぜらるべきである。

（七）不動産公団、不動産証券、不動産金庫等の設立を要望する。

1　物納制度を認めた場合、物納物件の運用管理を目的とする不動産公団を収納機関に接続して設立すること。

2　不動産購入資金あるいは不動産担保借入等に対し、低利の貸出を予約せられる不動産金庫なるものを設立すること。

3　不動産証券制度を設け、不動産取引並びに金額を円滑ならしめるよう取計われたいこと。

（八）税制改正並びに統制額改訂の思想について

1　シャウプ勧告を概観するに、資産運用の改善あるいは能力の進歩に従い、その努力の結果が蓄積されるように感得せられるのであるが、独り土地家屋に関する今までの制度は、統制令によつて収入を限定せられ、一方において統制額を越えた租税の強行徴収が行われ、経営運用の努力の結晶が得られるという途は、完全に閉鎖されていたのである。

2　土地家屋の経営運用の改善努力の結果は、すくなくも、資本に対し年六％の利潤を得られるよう統制額と租税との関係を調整せられたい。

（九）結　論

成程シャウプ博士の言う如く、地租家屋税の課税標準は戦前のままの賃貸価格を基礎としているから、他の一般物価水準が騰つた以上、当然この税をも増額すべきことは一理あるところではあるが、何分いわゆる金詰の経済状態に在る今日、そして、国民の担税力はほとんど最高限度に達し、一方地代家賃は急に増額しても、土地家屋の所有者は必ずしもその数字丈けの金額を入手し得ない実情に在る今日、この税額を一挙に三倍ないし四倍額増することは果して国民がその負担に堪え得るだろうか。徴税者の方から言えば果して満足に予定の徴税を行い得るだろうか。各方面とも不安の色が濃い。できるだけ徴税成績の確保を期する意味において、一、〇〇〇倍を八〇〇倍にするとか、あるいは税額を低減して貰いたいとかいう意見が圧倒的のようである。

第五節　固定資産税及び附加価値税に関する地方公共団体及び当業者の意向

固定資産税は、従来の地租、家屋税の外事業用工具、器具、備品等に至るまで課税の対象とするに至り、附加価値税は全く新たに創設せられるものであり、共に其の税率は相当飛躍的なものがあるので、これ等の税制を施行するに当つては、地方公共団体における徴税能力その他の実情、当業者の経済事情その他の意向を充分聴取しておくことが、地方税法審議の上に不可欠の重要事であるから、これを殊に今回の調査項目に加えたのである。

そこで、便宜固定資産税と附加価値税とに付、項をわけて調査の結果を記述することとする。

第一項　固定資産税に関する地方公共団体及び当業者の意向

固定資産税は大体従前の地租、家屋税の外に減価償却の対象になるすべての事業用資産に対してこれを課税するものであり、その額は二十四年度の地租、家屋税収入見込額が大体百四十億円であるのに対し、明年はこれを大体五百二十億円見当に持つて行かうとするものであり、約三倍の暴騰である。しかして、これを市町村税として市町村の収入に充当せんとするものである。この一躍三倍以下に飛躍した税を徴税者も納税者も果してうまくこなして行かれるだろうか、如何。各方面について意向を聴取して見る。

一　京都府の意向

1　土地、家屋について資産評価に関する市町村の不均衡を是正するために、はつきりした基準ができるか、どうかが問題である。

2　評価員の選出がむづかしい。

3　減価償却の資産について、特に評価の面について相当困難がある。

二　京都市の意向

1　地租、家屋税については、従来の三倍近くの増税となる見込であるが、この租税に堪え得るように、地代、家賃の統制を緩和せられない限り、徴税は至難である。

2　統制が緩和せられても、現下の経済状勢よりして家賃、地代の急激な値上は至難であり、従つて固定資産税の徴収には非常な困難が当然予想せられる。

3　固定資産税中の土地、家屋以外の償却資産に関し、工具、器具、備品等の短期資産については、課税対象の適確な掌握と徴税技術上から煩瑣になるので、初年度は一応長期資産のみを対象とし、逐年その課税対象を追加し、これを拡充強化する方策を取られたい。

4　固定資産の評価は、昭和二十五年度中に完了しなければならないことになつているが、最少限度二箇年の調査準備期間を必要とするのでその点を考慮せられたい。

三　京都商工会議所の意向

1　地方自治庁試案に示された一、七五％の課税は、高率に過ぎるから税率を一％に引下げること。総固定資産中、機械類の占める割合は時価計算によりおおむね四〇―五〇％である。工鉱業、公益事業等は異常な圧迫を受けるので、これが緩和のため前記の措置をとられたい。

2　地方自治庁第八次試案による農地以外の土地家屋についての課税標準は賃貸価格の当初一、〇〇〇倍から八〇〇倍に引き下げられたのであるが、なお現下の経済状態にかんがみ、過大でありかかる負担は企業のよく耐え得るところでない。少くとも最高五〇〇倍程度に引き下げ、且つ地域別差等を設けるよう考慮すること。

3　課税対象は土地、家屋、機械（但し、種類、範囲を判然と決定すること）の三者に限定し消耗工具等は課税圏外に置くこと。

4　本税の新設によつて、従来の地租、家屋税は現在の約三倍の増税となる見込であるが、地代、家賃は極端な抑制を受けている現在、かかる財産税的課税を行うならば、国民の経済活動は破たんせざるを得ないから、その租税負担に耐え得るよう地代、家賃の統制を太幅に緩和すること。

四　京阪神地区倉庫業税務委員会の意向

倉庫業はその資本の大部分が、土地、建物等の施設に固定するものであるから、固定資産税の課税率一、七五を特別に軽減するか、又は営業用倉庫については別に独立税として営業倉庫税を新設して特別の税率を定め船舶税あるいは軌道税の如く取扱われたい。

五　大阪府の意見

事業の用に供する減価償却の可能な有形固定資産の評価については次のような方途について考慮せられたい。

1　第八次試案によると、地方自治委員会は固定資産の評価に関する全国的な均衡を確保するために道府県ごとに固定資産の評価の基準を作成して道府県知事に示されることになつているが、いかなる方法によつて示されるか、又どの程度までが、早急にこれが方針を明示せられたい。

2　市町村ごとに固定資産評価員を置き、これによつて固定資産の価格を評価させることとなるが、かくては各市町村においてその評価が不均衡を来すものと思料せられる。

これについては道府県知事の勧告等の方法もあるが、これのみで

は完全に各市町村間の価格の均衡を図ることは至難であるから強力な国家機関を設ける必要はないか。

3　商店等においては、家屋等の外に無形資産であり、「しにせ」等が相当高く評価せられるので、これらについても課税すべきではないか。

4　固定資産の納税義務者は原則として所有者となるが、使用者に対しても課税してはどうか。

5　土地家屋の所有者が国又は地方公共団体であるときはその使用者に課することとなるが、個人については所有者のみに課し、使用者には課せず、国又は地方公共団体が所有者であるときは、その使用者に課することは不合理であると思料せられるから、前号とも勘案して同一の取扱とすべきではないか。

六　兵庫県の意見

（一）　市町村の意向

1　徴税吏員の指導訓練

現在の市町村徴税機構において、現行地租家屋税の三倍半に増高する固定資産税の確保を図ることは容易でなく、又技術的にも課税客体の評価が問題である。これが完全遂行のためには、専門的訓練を経た税務吏をあてる必要があるので、徴税一般について教養訓練についての方途を講ぜられたい。

2　課税標準

課税標準となる時価は、資産評価員の評価に基き決定せられるが、所得税法人税において再評価せられる額を下らないことを條件とされているによつて、所得税及び法人税における評価が最も問題となるのである。昭和二十五年度の徴税関係もあるので、評価が固定資産税の評価に直接影響するから実態に即する基準を定められたい。

3　評　価

イ　使用者課税の対象となる県市営復興住宅については、これが住宅居住者の特殊性及び負担の現況にかんがみ、特に課税の軽減規定を設けられたい。

ロ　土地家屋の時価算定の基本となる倍数は八〇〇倍以内とせられたい。

ハ　評価は相当困難を予想せられるので、実態に即する評価員を任意に設置し得るよう評価員定数を規定されないようせられたい。

（二）　業者の意向

1　政府接収財産（進駐軍関係）に対する借上料は微々たるもので、維持費も賄い得ない状況であるが、その資産評価額はぼう大な額となり、税負担至難である。ついては、接収財産は課税客体より除外するかあるいは税率の低減を図られたい。

2　工具・器具・備品類等の小物品で償却済のものは購入年及び価格等判然としないものが相当あり、再評価額基本を把握し得ないから、課税客体から除外、（償却未済小物品例　椅子、机等についても）せられたい。

3　事業用資産の耐用年数は、実態を勘案、実情に即するよう規定せられたい。

4　船舶に対する再評価額は莫大なものとなるが、国家管理船舶が相当ある外、戦時中建造せられた粗悪船舶が大部分であるのみならず、資金不足のため、戦後これら船舶の整備不充分であり、資本利潤も皆無である。又船舶は国際競争舞台に活躍する点より考慮するも評価基準を低減するか、あるいは税率の低減及び納税延期を認める等の措置を講ぜられたい。

5　倉庫業等は、現在資産の八五％が固定資産であるため帳簿価格によるも、二十五倍の増税となるからこの種のものについては、税率の低減を図られたい。

6　土地家屋の評価倍数は最高八〇〇倍とせられたい。特に宅地は五〇〇倍以内とされたい。（実際時価を超過する。）

7　電鉄は、現有資産中、固定資産が大部分であるため廃税による減一二〇万円なるに、帳簿価格による固定資産で算定すると税額五、〇〇〇万円となるので、特殊性を考慮せられたい。

8　備品は、一年又は三年ないし五年で償却しているから償却年数の決定について特に考慮せられたい。

七　神戸市の意見

（一）　本税は、その基本的考え方については納得もせられ妥当とも思われるのであるが、わが国経済の現状においてこれが運営の具体化に当つては多くの検討を要すべき問題と困難に逢着する。

1　資産再評価は昭和二十五年度一箇年で完了することは困難と思われる。

2　昭和二十五年度土地家屋に対する暫定資本価格を一率に賃貸価格の一、〇〇〇倍に見ることは両者の実際価格増加比較上、適当でないように思われる。

3　本税は、理論的には妥当であるが、収益すなわち担税力と考えている納税者に果して納得されるかどうか、税の負担が過重の限度に達している際、徴収上恐らく多くの摩擦を生ずるであろう。

4　地税、家屋税の増税

シャウプ使節団は、現在の地租、家屋税の収入を取るに足らぬ程度の歳入で全く意外であるとし、一躍三倍半の増税を勧告しているが、本税を負担する能力のない者に対しては課税上又は徴収上、なんらか特別の措置を講ずる必要があるように考えられる。現在でさえ納税者中には物権制度を要望する者さえある状態である。

5　償却資産は事業の性質によつて、ははなはだしくその必要の度を異にしている関係上、これを多く必要とする事業者に取つては、この税は相当に負担過重となり事業経営の困難を生ずる虞がある。

（二）　当業者の意向

神戸市において、本税に関する各業者の意見の希望を要約した所のものを見ると、大体次のようである。

1　大工場

イ　昭和二十五年度に採用する暫定課税標準は、家屋については賃貸価格の一、〇〇〇倍、宅地については賃貸価格の五〇〇倍程度が適当ではないか。

ロ　収益を伴はない陳腐化資産及び小器具、小工具等の償却資産は課税客体から除外せられたい。

ハ　遊休設備に対する課税には特別の考慮を拂つて欲しい。

2　倉庫業

イ　倉庫業における資産投下はほとんど固定施設に対するものであるから、固定資産税は資本課税の色彩を帯び、一般企業に比し特に重課せられる結果となり、低収益の本業者は負担困難であるので、倉庫業の土地家屋については税率を軽減せられたい。

ロ　地域的陳腐化倉庫及び接収倉庫については、特別の考慮を拂つて欲しい。

3　船会社

イ　船舶については、固定資産税を課せず、船舶保有税を存置せられたい。

ロ　船舶に対する課税権を、定繋港所在の市町村のみに帰属せしめることは、地方税負担精神より考えて不合理であるから、入港の都度、港所在の市町村において屯税、港税、

機械料等と同様の方法で徴収せられたい。

ハ　船舶評価に当つては、陳腐化の程度は慎重に考慮せられたい。

ニ　国内航路、就航路にあつては国有鉄道が競争相手であるから、これに対しても、徴税を考慮しなければ不公平である。

八　尼崎市の意見

いまだ税形態を完全に周知するに至らず、唯漠然と課税客体の評価に疑問を持ち不安の程度と推定せられる。

第二項　附加価値税に関する地方公共団体及び当業者の意向

附加価値税は学説としては、すでに少しずつ世に現われつつあつたが、これが実施はいまだ世界にその類例を見ず、シャウプ勧告によつて初めてわが国に導入せんとするものであるだけに、これに対する不安、批評、希望等が相当あるべきを想い、ここに国政調査の一環として取上げた次第である。もつて各方面の意向を摘録して見る。

一　京都府の意見

第三章　第二箇三で前述したからここにはこれを省略する。

二　大阪府の意見

附加価値税は、理論的にも実際的にも幾多の問題を包蔵しており、これが運営に当つては少からざる困難を予想せられるのであるが、シャウプ勧告による事業税に対する見解の中、左の二点すなわち

1　小営業者に対する事業税負担が特に重い結果となつている。

2　事業税は大企業等で収益が赤字のため地方公共団体の恩恵に対して応益的な税負担をしていない。については、これが是正について、常に痛感していたところであるから附加価値税の趣旨には賛成である。

ただ新税は、その負担の軽重関係が事業税と相当変る点及び常に「新税は悪税なり。」の観念を抱く納税者に充分な協力を得て、地方財政の基礎を確立するためには、関係当局において充分の研究を遂げ、完璧のものとして問題を実施後に残さないようにいたしたく、左の二点を要望する。

1　課税標準の算定方法を簡易化する。

地方税務機構の現状と一般納税者の税制に対する関心の程度は、課税に当り納税者との摩擦は避けられず、徴税には相当の困難を予想せられるので、課税標準算定の方法をできるだけ簡易化して、納税者の課税範囲の納得と徴収側の課税標準の補捉とを容易ならしめるようにすること。

2　税率の適正を図る。

税収入と睨み合せて、適正な税率を設定することが肝要であつて、できるだけ低い賦課率とすること。

二　大阪府当業者の意見

1　課税標準は、利益及び支拂給與額の合計に限定すべきである。但し、損失の場合は、右の課税標準により、これを控除する。

2　税率は、徴税予定額を超過していたずらに産業を圧迫しないよう、精密な資料に基いて決定すべきである。即ち、勧告で示された標準税率は明らかに高率であるから、これを引き下ぐべきである。

3　事業の性質上、附加価値税中に支拂給與額の占める割合が極めて大なるもの及び分益事業の如く、料金が押えられているものについては、一般事業と差等を設けて、税率を低くすべきである。

4　固定資産については、減価償却の方法によるべきである。

三　兵庫県の意見

1　業種によつて、税率に差等を設けること

企業の経営條件即ち一貫作業と分業的なもの、直営と請負、機械力と人力、自己労力と他人雇よう等によつて同一でないことは、理論上当然であつて、附加価値税の本質にかんがみ、純益課税に比し業種によつては著しく負担の増加もまた当然であるが、必然的に逆進転嫁が予想せられる現在の経済情勢下においては、急激な負担増加は企業を圧迫する結果を招来する虞があるから、経済界の安定過程にある現在、かかる結果となることは、租税の最重要原則である財源充足を図ることが至難である。よつて、次の三種に区分し適正な税率を定め、納税者の協力による税収入確保を図られたい。

イ、物品販売業

ロ、製造業

ハ、その他の加工修理運輸業等業務量の多い事業

2　申告納税制度を採用すること

納税者の租税に対する関心を高め、民主的納税の成果を促進し、徴税者の一方的課税を避け、徴税事務の簡しようを図るため、申告納税制度を採用し、所得税、法人税の帳簿との関係を明らかにした基本帳簿を法定し、青色申告を採用すること。

3　貿易業者に対する特例を設けられたいこと

貿易業者に対する附加価値税は、為替レートの関係上、前進転嫁が困難であつて、急激な負担増加は事業を圧迫するから、現下わが国の貿易事情の実態にかんがみ、負担合理化のため特例を設けられたい。

四　兵庫県当業者の意見

1　物品販売業（兼松株式会社）

イ、附加価値税における税率が百分の六では、現在の事業税の三倍程度になるが、四百四十億円の予算税収入であれば、百分の二程度で可能と思考する。

ロ、金融業に支拂う利息は、現在の企業では多額の借入金が多いので苛酷ではないか。又利息に課税することは二重課税となるので、この点考慮せられたい。

2　倉庫業（川西倉庫株式会社）

イ、附加価値税におけるサービス料は、神戸の如き大規模の港湾施設を擁するところの倉庫業において、この種の金額を附加価値税の計算上収入に算入するようになつているが、この点について例外措置を講ぜられたい。

ロ、倉庫業にも、物品販売業の原料費（控除部分）に相当するものを認めて貰いたい。すなわち、物的支出のみを控除の対象とせずに、多数の労務者を使用している倉庫業については、人的経費が附加価値税の大部分を占めているので、当該面の控除をなんらかの形において致されたい。人件費を控除しない場合は貿易品の価格にも影響すると思う。

ハ、通常の賃金と倉庫業者の労務収入とは性格を異にするので区分せられたい。

3　デパート（株式会社大丸）

イ、社内運賃（無料配達によるサービス料）が多額になるが、外部に支拂つたものと同様控除されたい。

ロ、デパートにおいては、盗難（万引）商品が相当多額に及ぶので、これらの商品は控除の対象とせられたい。

ハ、進駐軍の接収部面のエレベーター、ボイラー等の費用は、同一家屋であるためサービスしているが、この部分を考慮せられたい。

4　大工場（株式会社神戸製鋼所）

イ、附加価値税の税率を各業種別に区分してはどうか。区分方法は製造業者については人件費（賃金）が主であるから、人件費（賃金）のパーセンテージによつて定めてはどうか。

5　私鉄（山陽電鉄株式会社）

会社の全収入の半額が、人件費であるので、人件費を考慮しないのは酷である。

第六節　その他

今回の国政調査においては、改正地方税中、差当り最も問題となるべき入場税、固定資産税、附加価値税等に付、調査を行つたのであるが、その際多くの府県から電気ガス税に関する要望があつたので、ついでにこれを記述しておくこととする。なお本件は、最近、近畿府県知事会議において、決議せられたものの由である。

一　京都府の意見

電気ガス税を全額府県税とせられたい。

二　大阪府の意見

電気ガス税は、全額府県税とせられたい。

理　由

府県税の大宗をなす附加価値税は、理論的にも実際的にも幾多の問題があり、従つてこれが運営に当つては少からざる摩擦と抵抗が予測せられ、入場税、遊興飲食税とともに、安定性、普遍性を欠き、ために府県財政を危殆に陥れるおそれが多分にある実情にかんがみ、安定性と普遍性とに富み、且つ税収確実な電気ガス税を補完的に府県税に加えて、府県財政の健全性を強化する要切なるものがある。

仮に、電気ガス税を市町村税とすれば、特別徴収義務者が市町村別に区分徴税することの技術的困難とその手数の煩しさは想像にあまりあり、かくては、シャウプ勧告による税制の簡易化並びに運営の合理化の趣旨から著しく逸脱することとなるのであるから、この税は府県税として適切なものと思料せられるものである。

三　兵庫県の意見

電気ガス税を府県税とせられたい。

理　由

1　電気ガスの供給区域と行政区域とは異なるため、税額算定に困難が伴い、特別徴収義務者が市町村別に分割納付することは、事務的にも技術的にも困難であること。

2　府県民の大多数が負担する税種目を欠く府県税体系に電気ガス税を加え、住民の納税を通じて自治に参与する途をひらくことが府県自治体の発展を期するゆえんであること。

3　府県の主要税目は、いずれも安定性と普遍性とを欠き、しかも税源が市部方面に偏在する傾向があり、将来事業施設の地域的分布について、市部と郡部との間にあつれきを生じ、府県行政運営上、困難が予想せられること。

4　本税の創設に当つては、府県当局が多大の犠牲を拂い、ようやく円滑な運営をなし得る段階に到達し、現在府県の有力財源である本税を他に委譲せられることは直ちに府県財政に相当の欠陥を生じ、且つ又健全性を欠くこととなる。

閉会中審査に関する報告書

地方自治に関する件等閉会中審査報告書

一　地方自治に関する件
二　地方財政に関する件
三　警察及び消防に関する件
四　選挙に関する件
五　行政書士法案起草の件
六　競犬法案起草の件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

法務委員会報告書

〔第十五号参照〕

副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

この法律案は、副検事の任命の期間をもう一年間だけ延期しようとするものであつて、これは昨年中定員補充ができなかつたので、今年内だけ特例を延期しようとするのである。

二、議案の可決理由

やむを得ざる措置であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月十六日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十七号参照〕

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

この法案の改正点は二つある。

第一に、家庭裁判所の事務増加のため裁判官等を増加する。すなわち昨年度家庭裁判事件三十二万余件、少年裁判事件十万余件あつて、これを担当する判事は、百十数名にすぎなかつたので、その不均衡を是正しようとすることである。

第二に、ここに設置される裁判所書記官研修所に教官を置き、各家庭裁判所に少年調査官及び少年調査官補を設けようとすることである。

二、議案の可決理由

裁判所法の一部改正に伴い当然に家庭裁判事件を担当する判事、少年調査官等と、裁判所書記官研習所教官等につき、その定員の増加を認めねばならぬ、よつて本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する経費

昭和二十五年度予算において、裁判所職員増加に伴う経費の総額は五三、〇九七、〇一九円である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十二日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

裁判所法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

1　裁判所書記官の行う事務の増大と複雑化に伴う職責の重要性の加重にかんがみ、これに研究、修養の機会を與え、並びにこれを養成するため、最高裁判所に裁判所書記官研修所を置き、当分の間、必要な場合に、裁判官又は検察官をして、裁判所書記官研修所教官の職を行わせ、又裁判所書記官研修所教官を司法研修所教官と同等に取扱うことを相当と認める場合があるので、検察庁法、弁護士法、検察審査会法にそれぞれ改正を加える。

2　最近の不良少年問題の深刻化に対処するため、裁判所事務官又は裁判所技官を少年保護司に補する現行法を改め、新たに、家庭裁判所に少年調査官及び少年調査官補を置き、少年事件についての調査観察等の万全を期する。

3　裁判庁又は裁判官がその職務を執行するにつき、監廷等における秩序を維持するため必要とする場合、警察官等の派出をも要求することができる旨を明確にしようとするものである。

二、議案の可決理由

1　法廷における裁判事務が複雑困難なものとなつたこと及び裁判事務増加の現状にかんがみ、裁判所書記官研修所設置は適切な措置であり(一)少年調査官等の設置は現下の不良少年犯罪激増の傾向に対処するため必要であり(二)法廷等における秩序の維持に遺憾なからしめることは、裁判所及び裁判官の職務の執行の適正を期するため必要である。

よつて本法律案は、適切妥当なもの

と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する経費

昭和二十五年度予算として一千二百九万七千三百二十円が計上されている。

右報告する。

昭和二十五年三月二十二日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十八号参照〕

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

（一）土地の状況及び交通の便否等にかんがみ、簡易裁判所の管轄区域を変更し（二）市町村その他の行政区画の変更に伴いこの法律の別表を訂正し（三）簡易裁判所の所在地の名称変更に伴う裁判所の名称を変更しようとするものである。

二、議案の可決理由

本法律案は、国民の利便又は裁判所内部の事務の便宜のため、土地の状況、交通の便否等を考慮し、又は単に地理的事情等によつて、裁判所の管轄又は名称を変更しようとするもので、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十五日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

少年院法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的

この法律案は、昭和二十三年法律第百六十九号少年院法の一部を改正するものであつて、その目的は、同法実施一年の経験をとり入れ、これを合理化し実際化するため必要な改正を加えようとするのである。

二、議案の要旨

第一に、少年観護所と少年鑑別所とを一つにした。これは現在別々の機関となつているが、一つの機関に統合することが、一年間の運用の経験により、合理的且つ実際的であると考えられる。

第二に、收容少年を他の少年院に移送する場合の手続を改めた。すなわち移送には、矯正保護管区長の認可を得るのみで足ることとし、移送した後において家庭裁判所及び地方少年保護委員会等にその旨を通知することに改めた。

第三に、今回は十六歳の者でも、特別少年院に收容しうるように改めた。従来は十八歳であつたのである。

第四に、十六歳未満の少年でも単独護愼の処置を必要とする者が少くないので、これをなしうるように改めた。

三、議案の可決理由

少年院法には少年取扱に関する理念的要素が少なからずはいつているが、少年院法を施行した後の経験にかんがみ、是正する必要があることは、少年院法制定の当時から予見されたところであつて、今回の改正は概ね妥当と認める。よつて本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

四、本案施行に要する経費

少年院　四九五、〇〇〇円

少年保護鑑別所　一、三五九、〇〇〇

合計　一、八五四、〇〇〇

を昭和二十五年度予算に計上している。

右報告する。

昭和二十五年三月二十五日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

少年法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案は、家庭裁判所が、審判をすることができない事件について送致を受けた場合の措置を定める等少年法の実施一年の経験にかんがみ、その合理化と実際化を期せんとするものである。

改正の主な点は左の通りである。

（イ）二十歳以上（昭和二十五年末までは十八歳以上）の者が、年齢をいつわつて、家庭裁判所に少年として送致され、家庭裁判所の調査又は審判の結果、本人が二十歳以上であることが判明した場合、家庭裁判所は職権を有する検察官に、これを送致するものとしたこと。

（ロ）年齢をいつわつた者が保護処分の継続中の場合には、家庭裁判所は職権をもつて、その保護処分を取消し、これを検察官又は都道府県知事若しくは児童相談所長に送致するものとし、しかして、検察官に送致するにあたつては、その者が少年院に收容中である場合には、三日に限り更に少年院に收容しうることとしたこと。

（ハ）保護処分の決定を執行するとき、少年の保護上必要と認めるときは、呼出状を発せず、直ちに同行状を発しうることとしたこと。

（ニ）少年を少年院に收容するため同行状を執行する場合、必要があるときは、仮に最寄の少年保護鑑別所に收容できることとしたこと。

（ホ）司法保護委員又は児童委員に第十六條第一項の調査及び観察の援助をさせた場合、その費用の全部又は一部を支拂うことができることとしたこと。

（ヘ）家庭裁判所の審判に付すべき少年を調査するについて、家庭裁判所は特に少年保護鑑別所の鑑別の結果を活用すべきこととしたこと。

二、議案の可決理由

本法律案は、少年法の合理的且つ実際的運用を期するため妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十五日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十六号参照〕

国籍法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

現行国籍法の中には憲法及び民法の趣旨にそわない規定があるので、これを改めるため、あらたに国籍法を制定しようとするものである。

二、議案の要旨

本法律案は十三箇條及び附則よりなつているが、現行法と異る点は左の通りである。

1　現行法では、国籍を離脱することができる場合を狭く限定し、且つ、国籍の離脱について法務総裁の許可を必要とする場合があるが、これは国籍離脱の自由を保障した憲法第二十二條第二項の規定にい触するので、外国の国籍を有する日本国民は、すべて法務総裁に届け出ることによつて、自由に、日本国籍を離脱することができることとしたこと。

2　現行法では民法の「家」の制度に立脚する規定があるが、「家」の制度は憲法第二十四條の精神に反するので、本法律案では「家」の制度に立脚する規定を廃止したこと。

3　現行法は、夫又は父母の国籍の得喪に伴つて当然に妻又は子の意思に基かないで、その国籍の変更を生ずることになつているが、これは憲法第二十七條の精神に反するので、国籍の取得及び喪失に関して妻に夫からの地位の独立を認めその意思を尊重し、子についても、出生によつて日本国籍を取得する場合を除いて、子に父母からの地位の独立を認めたこと。

4　帰化人等が国務大臣その他国家の重要な官職につく資格を制限し

た現行法の規定は、憲法第十四條の精神に反するのでこれを廃止した。

5　現行法では、日本に特別の功労のある外国人につき、法務總裁は勅裁を経て帰化を許可することができることとなつているのを、法務總裁は国会の承認を得て帰化を許可することができることとしたこと。

6　二重国籍の発生を防止するため、外国で生まれたことによつてその国の国籍を取得した日本国民は、戸籍法の定めるところによつて日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、出生の時にさかのぼつて日本の国籍を失うこととしたこと。

7　現行法の国籍回復の制度を帰化の制度に統一したこと。

8　帰化及び国籍離脱の効力発生の時期を明確にするため、帰化及び国籍の離脱は官報に告示された日から効力を生ずることとしたこと。

以上の諸点を除いては、この法律案は現行法の規定の趣旨を踏襲したものである。

三、議案の可決理由

憲法の條規にそわない規定を含んでいる現行国籍法は、これを廃止して、新たに国籍法を制定することは必要である、講和会議後でなければ国籍に関する重要問題は解決されないから、暫定的措置として本法案を妥当なりと認める。よつて本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月十二日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

1　新国籍法の施行に伴い、国籍の取得及び喪失に関する戸籍の手続にも変更を生ずるので、戸籍法中国籍の得喪に関する規定に所要の改正を加えようとするものである。

2　新国籍法の施行に伴い、法務局及び地方法務局に法務總裁の管理する国籍事務を分掌させる必要があるので、法務府設置法に所要の改正を加えようとするものである。

3　明治三十一年法律第二十一号外国人ヲ養子又ハ入夫ト為スノ法律は、民法又は新国籍法の制定により必要がないのでこれを廃止する。

二、議案の可決理由

本法律案は、新国籍法の施行に伴い條文整理上の当然の措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月十二日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

【第三十三号参照】

土地台帳法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、今回の地方税法の改正に伴い、土地台帳法、家屋台帳法及び不動産登記法に対し、必要な整理改正を行わんとするものである。

すなわち、地租及び家屋税は今後市町村がこれを徴収することとなる。その結果、土地、家屋の賃貸価格の登録をする必要がなくなり、従つて、税務署において、台帳事務を掌る理由も消滅することとなつたので、土地台帳及び家屋台帳の事務は、これと最も関係の深い不動産登記の事務を掌る登記所に移管し、あわせて、台帳事務と登記事務との間に、ある程度の手続上の簡素化を図ろうとするものである。

二、議案の修正議決理由

土地台帳法、家屋台帳法及び不動産登記法に対する今回の一部改正は、地方税法の改正に伴う適当な措置と認め、本法の施行期日に関し、地方税法との関係上、昭和二十五年四月一日から施行とあるを、公布の日から施行と修正し、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十二日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

土地台帳法等の一部を改正する法律案の一部を次のように改正する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日（昭和二十五年四月一日）から施行する。

（家屋台帳法に関する経過規定）

2　家屋台帳法は、改正後の同法第五條の規定により家屋の価格を記載しない家屋には、当分の間適用しない。

3　従前の家屋台帳法附則第六條の家屋については、当分の間、政令の定めるところにより家屋台帳法を適用しないことができる。

（土地台帳法及び家屋台帳法に関する経過規定）

4　従前の土地台帳、家屋台帳及びその副本は、改正後の規定による土地台帳、家屋台帳及びその副本とみなす。

5　従前の土地台帳法又は家屋台帳法によつてした審査の請求、訴願及び訴訟に関しては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

6　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7　従前の土地台帳法又は家屋台帳法により賃貸価格を定めるべき旨の定のある土地又は家屋で改正後の土地台帳法第九條の規定により土地の価格を記載しない土地又は改正後の家屋台帳法第五條の規定により家屋の価格を記載しない家屋となつたものについては、当該土地又は家屋の所有者は、政令で定める事項を登記所に申告しなければならない。

（不動産登記法に関する経過規定）

8　この法律の施行の際登記用紙中表示欄に家屋番号の記載のない建物で家屋台帳に登録されているものについて、この法律の施行後最初に登記をする場合には、登記官吏は、家屋台帳に基き同欄に家屋番号を記載しなければならない。

9　第二項の規定により家屋台帳法を適用しない建物に関する登記については、当分の間、なお従前の例による。

10　家屋台帳に登録することを要しない建物が家屋台帳に登録すべきものとなつたときは、登記官吏は、家屋台帳に基き登記用紙中表示欄に家屋番号を記載しなければならない。

民事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、昨年一月一日から施行せられた新刑事訴訟法において、刑事事件に関する最高裁判所への上告範囲を、「憲法違反」「判例でい」触」及び「法令の解釈に関する重要事項」に制限して、裁判権の範囲につき、調整が行われたのであるが、今回、民事事件についても、同趣旨の措置を講ぜんとするのが、その目的である。

すなわち、最高裁判所は、旧大審院と異り、最終的違憲審査権を有し、且つ、規則制定権、司法行政権をも有するに至つたのであるが、その裁判官の数は、事務の重要性と事務量の増大に反比例し、旧大審院時代の裁判官の三分の一に過ぎない十五人に限定されている。従つて、最高裁判所の裁判権の範囲の調整問題は、新憲法と同時に施行せられた裁判所法制定当時から論議の対象となつていた。

よつて、今回、新刑事訴訟法における上訴制限の趣旨を、民事事件にも採り入れて、最高裁判所の裁判権の調整をはかろうとするのである。

二、議案の修正議決理由

当委員会の審議においては、最高裁判所にふさわしい新使命の達成と、国民の権利保護の保障との調整如何が最も論議の対象となつたのである。その結果、国民の権利保護に万全を期し難い現象の生じ得ることも想定され、なお、充分の研究を要すべき問題があることが判明し、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

その修正内容は、要するに、民事訴訟法の暫定的臨時特例とするため、名称も「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」と改め、昭和二十五年六月一日から二箇年間だけ効力を有することとし、従つて、民事訴訟法の一部改正でないという立場から、原案中の第四百九條ノ二及び第四百十九條ノ二第一項中の改正部分もこれを削除することとしたのである。

右報告する。

昭和二十五年四月二十二日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

民事訴訟法の一部を改正する法律案を次のように修正する。

（小字及び――は修正）

最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律

民事訴訟法の一部を改正する法律

民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第四百二條に次の但書を加える。

但シ最高裁判所ガ上告裁判所タル場合ニ於テハ上告理由ニシテ左ノ各号ニ該当スルモノノ外法令ノ解釈ニ関シ重要ナル主張ヲ含ムト認ムルモノニ基キ調査ヲ為スヲ以テ足ルモノニ基キ調査ヲ為スヲ以テ足ルものに基いて調査すれば足りる。

一　原判決ガ憲法ノ解釈ヲ誤リタルコト其ノ他憲法ニ違背シタルコト

原判決が憲法の解釈を誤つたこと、その他憲法に違反したこと。

二　原判決ガ最高裁判所ノ判例ト相反スル判断ヲ為シタルコト

原判決が最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

三　最高裁判所ノ判例ガナキ場合ニ於テ原判決ガ大審院又ハ上告裁判所タル高等裁判所ノ判例ト相反スル判断ヲ為シタルコト

最高裁判所の判例がない場合に、原判決が大審院又は上告裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

第四百十九條ノ二中「判決ニ於テ法律、命令、規則又ハ処分ガ憲法ニ適合スルヤ否ニ付為シタル判断ノ不当ナルコト」を「判決ガ憲法ノ解釈ヲ誤リタルコト其ノ他憲法ニ違背シタルコト」に改める。

第四百十九條ノ二第一項中「裁判ニ於テ法律、命令、規則又ハ処分ガ憲法ニ適合スルヤ否ニ付原裁判所ガ為シタル判断ノ不当ナルコト」を「裁判ガ憲法ノ解釈ヲ誤リタルコト其ノ他憲法ニ違背シタルコト」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。

2　この法律は、昭和二十七年六月一日から、その効力を失う。

3　この法律施行前、高等裁判所の第二審又は第一審の口頭弁論が終結した事件及び地方裁判所の第一審判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、なお従前の例による。

更生緊急保護法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案は、いわゆる犯罪前歴者の犯罪活動が最近の犯罪の激増とその兇悪化の一大原因となつている現状にかんがみ、再犯の防止と更生をはかるため、犯罪者予防更生法の適用からもれた者に対し応急の更生保護の措置を講じ、あわせて犯罪者予防更生法により、保護観察中の者に対する応急の救護を円滑に実施するとともに、更生保護に関する事業の健全な育成発達をはかろうとするものである。

本法律案は、十九箇條及び附則からなるが、主な点は次の通りである。

1　更生保護は、主として、(イ)懲役、禁こ又は拘留につき刑の執行を終つた者(ロ)懲役、禁こ又は拘留につき刑の執行を免除された者(ハ)十八歳以上で懲役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け猶予中の者(ニ)訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者の四つの場合の者のうち、刑事上の拘禁状態から解放されたにかかわらず、よるべもなく、生活保護法の適用もなく、当座の生活の方途に迷う者に対して行おうとすること。

2　更生保護の内容は、帰住のあつ旋、金品の給與貸與等の一時保護、又は一定の施設に収容して、宿泊所を供與し、必要な教養、訓練、医療、保養若しくは就職を助け、環境の改善を図る等の継続保護であること。

3　更生保護は、中央更生保護委員会又は地方少年（又は成人）保護委員会の監督の下に、保護観察所長がみづから行い、又は地方公共団体若しくは更生保護会に委託して行うものとすること。

4　更生保護は、本人の申出があり、且つ、保護観察所長が必要と認めたとき、六箇月を超えない範囲内において行うものとすること。

5　更生保護事業を営もうとするものは、中央更生保護委員会の認可をうけ、且つ、その監督をうけるものとしたこと。

6　更生保護を委託した場合には、国は委託によつて生じた費用を支弁し、且つ、必要な補助金を交付するものとし、又その費用については、負担能力がある場合には、本人若しくは扶養義務者から徴収するものとしたこと等である。

二、議案の可決理由

本法律案は、現下の憂うべき犯罪激増の現状に対処すべき適切な刑事政策的、社会政策的措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する経費

昭和二十五年度経費として一般会計予算において、二千六百六十五万七千四百円が計上されている。

右報告する。

昭和二十五年四月二十二日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

保護司法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的

司法保護事業法に規定する司法保護委員に替えて、新たに、保護司を置き、これに犯罪者予防更生法の規定による保護観察に関する事務を行わせ、同法の円滑な実施を期そうとするものである。

二、議案の要旨

主な点は左の通りである。

1　法務総裁が司法保護委員を任命又は解任する従来の制を改め、中央更生保護委員会が、保護司選考会の意見をきき、保護司を委嘱又は解嘱するものとする等、法の運用を犯罪者予防更生法の規定に調和させ、且つ保護司に適任者をうることを期している。

保護司の推薦及び委嘱、欠格條項、保護司選考会、保護司の任期並びに解嘱に関する規定がそれである。

2　保護司はその属する保護区において、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の指揮監督の下に社会奉仕の精神をもつてその職務を遂行すべきものとしたこと。

3　保護司は、これを無給とするが、国が予算の範囲内でその事務の執行に要した費用の全部又は一部を支給できることとし、且つ、特に功労のあつた保護司に対してはこれを表彰する途を開いたこと等である。

三、議案の可決理由

従来の司法保護委員制は、犯罪者の更生と犯罪の防あつに多大の役割を果してきたことは世人のひとしく

認めるところである。
今回の保護司制は、更にこれが民主的な形に一歩前進したものであるから、委員会はこれを妥当と認め、可決すべきものと議決した次第である。
四、本法案施行に要する経費
昭和二十五年度予算に七〇、三三四、〇〇〇円計上している。
右報告する。
昭和二十五年四月二十二日
法務委員長　花村　四郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十四号参照〕

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案（畠山鶴吉君外十三名提出）に関する報告書
一、議案の要旨及び目的
本法律案は、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害を「昭和二十五年四月三日及び同月十三日静岡県熱海市におこつた火災」と定め、又、同條の適用区域を「静岡県のうち熱海市」と定め、前記二回にわたる火災のため住宅を焼失した多数の罹災市民の借地問題等の解決を容易ならしめ、もつてそれらの者の再起とあわせて熱海市の復興に資せんとするのである。
二、議案の可決理由
本法律案は、火災のため住宅を失つた多数の熱海市民を保護する適切妥当な一方法と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年四月二十六日
法務委員長　花村　四郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十七号参照〕

商法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
一、議案の目的
現行商法は、明治三十二年に制定せられた法典であつて、その建前は、大陸法系のものであるが、終戦後わが国の政治、経済、社会、文化の全般にわたり、着々民主化が実現されつつあり、産業企業に密接な関係をもつ商法中、株式会社法についても、経営者の恣意的な支配の制限と、投資大衆の保護を目的とし、一昨年七月株金分割制が廃止されたのであるが、反面会社は自己資本のプールを失い、資本調達の便宜な機会を失う結果となる。しかして終戦後のわが国の産業復興のためには、資本調達が不可欠の要請であることは申すまでもない。財閥の解体、独占禁止の現状においては、企業資本は広く民衆投資に求めねばならない。本法律案は、この資本調達の便宜と株主保護を目的とするものである。
二、議案の要旨
本法案は、一部改正という形をとつているが、会社法に関しては、大陸法系から英米法系への転換であり、わが国企業の基本型態である株式会社に根本的変革を加えるところの全面的改正である。今ここで全面的改正の詳細を書くことはできないが、その内容の要点は左の通りである。
第一に、資本調達の便宜を図るために、
(イ)　英米で行われている授権資本制と無額面株式制を採用したこと
(ロ)　取締役会の会社経営権を強化したこと
(ハ)　監査役の業務監査をとりやめ、会計監査役を設けたこと
第二に、一般投資大衆保護の要請に応じ、株式会社機構の民主化と株主の権利強化を図るために、
(イ)　帳簿書類の閲覧、謄写権を認めたこと
(ロ)　取締役の不正行為、株式の不正発行の差止請求権を認めたこと
(ハ)　取締役に法令違反、定款違反又は不正行為があつた場合の解任の訴を認めたこと
(ニ)　会社に代り、取締役に対する責任追求の訴を認めたこと
(ホ)　取締役選任につき、累積投票制を認めたこと
(ヘ)　定款による議決権制限を認めないこと
(ト)　合併、営業譲渡に反対する株主に、自己株式の買取請求権を認めたこと
(チ)　株式の譲渡限を禁止したこと
等である。
三、議案の修正議決理由
本法案が画期的な大法典の改正を目的とすることに対応して、本法案の付託せられる一箇月前から下準備として小委員会を設けて研究に着手し、資料をしゅう集するとともに、修正を予想される重要問題につき、詳細なる説明を求め、各委員とも熟心に研究調査したのである。
次いで本法案は付託され、本格的審議にはいつたが委員会においては経済界の業種別代表、労働組合代表、商法学者、弁護士、公認会計士、裁判所等各界より二十名の参考人を招致して意見を聴取し、更に又名古屋市、大阪市及び福岡市に委員を派遣して、衆議院及び参議院が合同にて地方の側の参考意見を聴取したのである。
委員会における論議を要約すると、大体次のような点が問題となる。即ち
(一)　今回の会社法改正は、商法典の一部改正とするよりも特別法として単行法を制定してはどうか。
(二)　改正内容は、会社法の民主化を高め、外資導入の結果をも招来するであろうから、時期としても適切であるけれども、民主化のための諸規定が直ちに現在のわが国の実業界の実情に適合するかどうか、殊に会社経営倫理の低調なわが国の現状において、授権資本制及び無額面株式制は果して妥当であるか。
(三)　本法案は、昭和二十六年七月一日から施行される予定であるが、経過法及び附属法令ができていないから、実業界に不安の念を與えているのではないか。
(四)　各株主の権利保護が強化された結果、いわゆる会社あらしが横行するおそれはないか。
等、このように本委員会において愼重審議の結果、左記の如く修正するを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。
(一)　株主総会を開いて特別決議をする場合の定足数に関する規定を附則に設け、暫定規定として、本法公布の日から効力を生ぜしめ、本法施行の日の前日にその効力を失うものとすること
(二)　少数株主の資格の一條件として「六箇月前より引き続き株式を有すること」とし、これを七箇條の少数株主に関する規定に挿入すること
(三)　字句及び表現の不適当なところを二十数箇所にわたつて整理すること
なお、民主党は特に次の希望條件を附して賛成した次第である。
(一)　二十万円以下の小会社等のために有限会社法改正を希望する。
(二)　民族資本の自主性を喪失しないように他の法案によつて措置することを希望する。
四、本法案施行に要する経費
昭和二十五年度予算に七八二、〇〇〇円計上されている。
右報告する。
昭和二十五年四月二十九日
法務委員長　花村　四郎
衆議院議長幣原喜重郎殿
（小字及び――は修正）
商法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第十七條中「、株式会社又ハ株式合資会社」を「又ハ株式会社」に改める。
（第十八條第一項及び第二十二條中「千円」を「五百円」に改める。）
第五十三條中「、株式会社及株式合資会社」を「及株式会社」に、「四種」を「三種」に改める。
第百六十六條　発起人ハ定款ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス

一　目的
二　商号
三　会社ガ発行スル株式ノ総数並ニ額面無額面ノ別及数
四　額面株式ヲ発行スルトキハ一株ノ金額
五　会社ノ設立ノトキニ定メラレタル会社ガ発行スル株式ノ総数ニ付株主ニ対スル新株ノ引受権ノ有無又ハ制限ニ関スル事項若シ特定ノ第三者ニ之ヲ與フルコトヲ定メタルトキハ之ニ関スル事項
六　会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数並ニ額面無額面ノ別及数
七　会社ノ設立ニ際シテ無額面株式ヲ発行スルトキハ其ノ最低発行価額
八　本店及支店ノ所在地
九　会社ガ公告ヲ為ス方法
十　発起人ノ氏名及住所

会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ハ会社ガ発行スル株式ノ総数ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

会社ノ公告ハ官報又ハ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ之ヲ為スコトヲ要ス

第百八十八條第一項中「株式ノ総数」を「会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数」に改め、第二項中第一号から第十一号までを次のように改める。

一　第百六十六條第一項第一号乃至第四号及第九号ニ掲グル事項
二　本店及支店
三　第百七十五條第二項第三号乃至第六号及第十二号ニ掲グル事項
四　転換株式ヲ発行スルトキハ第二百二十二條ノ四ニ掲グル事項
五　発行済株式ノ総数、額面無額面ノ別、種類及数
六　資本ノ額
七　取締役及会計監査役ノ氏名及住所
八　代表取締役ノ氏名
九　数人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

第二百二十五條中第三号から第六号までを次のように改める。

三　会社ガ発行スル株式ノ総数並ニ額面無額面ノ別及数
四　額面株式ナルトキハ一株ノ金額
五　会社ノ成立後発行セラレタル株式ニ付テハ其ノ発行ノ年月日
六　数種ノ株式アルトキハ其ノ株式ノ内容
七　転換株式ナルトキハ第二百二十二條ノ四ニ掲グル事項

第二百三十條ノ二　総会ハ法令又ハ定款ニ定ムル事項ニ限リ決議ヲ為スコトヲ得

第二百三十七條第一項中「資本ノ十分ノ一以上ニ当ル」を「○発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル」に、同條第二項中「取締役ガ総会招集ノ手続ヲ為サザルトキハ」を「総会招集ノ通知ガ発セラレザルトキハ」に、同條第三項を次のように改める。

前二項ノ規定ニ依ル総会ニ於テハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査セシムル為特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

第二百四十條　総会ノ決議ニ付テハ議決権ナキ株主ノ有スル株式ノ数ハ発行済株式ノ総数ニ之ヲ算入セズ○前條第五項ノ規定ニ依リテ行使スルコトヲ得ザル議決権ノ数ハ同條第一項ノ別、種類及数
六、資本ノ額
七、取締役及会計監査役ノ氏名及住所
八、代表取締役ノ氏名
九、数人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

第二百二十五條中第三号から第六号までを次のように改める。

三、会社ガ発行スル株式ノ総数並ニ額面無額面ノ別及数
四、額面株式ナルトキハ一株ノ金額
五、会社ノ成立後発行セラレタル株式ニ付テハ其ノ発行ノ年月日
六、数種ノ株式アルトキハ其ノ株式ノ内容
七、転換株式ナルトキハ第二百二十二條ノ四ニ掲グル事項

第二百三十條ノ二　総会ハ法令又ハ定款ニ定ムル事項ニ限リ決議ヲ為スコトヲ得

第二百三十七條第一項中「資本ノ十分ノ一以上ニ当ル」を「○発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル」に、同條第二項中「取締役ガ総会招集ノ手続ヲ為サザルトキハ」を「総会招集ノ通知ガ発セラレザルトキハ」に、同條第三項を次のように改める。

前二項ノ規定ニ依ル総会ニ於テハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査セシムル為特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

第二百四十條　総会ノ決議ニ付テハ議決権ナキ株主ノ有スル株式ノ数ハ発行済株式ノ総数ニ之ヲ算入セズ○前條第五項ノ規定ニ依リテ行使スルコトヲ得ザル議決権ノ数ハ同條第一項

第二百五十七條ニ次ノ三項ヲ加ヘル。

前項ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルニ拘ラズ株主総会ニ於テ其ノ取締役ヲ解任スルコトヲ否決シタルトキハ○発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ハ三十日内ニ其ノ取締役ノ解任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第八十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百六十五條　取締役ガ会社ノ製品其ノ他ノ財産ヲ譲受ケ会社ニ対シ自己ノ製品其ノ他ノ財産ヲ譲渡シ会社ヨリ金銭ノ貸付ヲ受ケ其ノ他自己又ハ第三者ノ為ニ会社ト取引ヲ為スニハ取締役会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ民法第百八條ノ規定ヲ適用セズ

第二百六十七條　○株主ハ会社ニ対シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追求スル訴ノ提起ヲ請求スルコトヲ得

会社ガ前項ノ請求アリタル日ヨリ三十日内ニ訴ヲ提起セザルトキハ○株主ハ会社ノ為訴ヲ提起スルコトヲ得

前項ニ定ムル期間ノ経過ニ因リテ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ拘ラズ○株主ハ直ニ前項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

第二百七十二條　取締役ガ会社ノ目的ノ範囲内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ○株主ハ会社ノ為ニ取締役ニ対シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

第二百八十條ノ六　株式申込証ハ取締役之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　第百六十六條第一項第二号及第三号ニ掲グル事項
二　発行済株式ノ総数、額面無額面ノ別、種類及数並ニ資本ノ額
三　第二百八十條ノ二ニ掲グル事項
四　新株ガ額面株式ナルトキハ一株ノ金額
五　第百七十五條第二項第四号乃至第六号、第十号及第十二号ニ掲グル事項
六　株主ニ対スル新株ノ引受権ノ有無又ハ制限ニ関スル事項若シ特定ノ第三者ニ之ヲ與フルコトヲ定メタルトキハ之ニ関スル事項

第三百一條第二項第十号中「資本」を「資本及準備金」に改め、同項に次の一号を加える。

十六　名義書換代理人又ハ登録機関ヲ置キタルトキハ其ノ氏名及住所並ニ営業所

第三百四十七條　会社ガ発行スル株式ノ総数ノ発行済株式ノ総数ノ四倍ヲ超エテ之ヲ増加スルコトヲ得ズ会社ハ発行スル株式ノ総数ヲ増加スル場合決議ニ於テ○増加スベキ株式ニ付○株主ニ対シ新株ノ引受権ヲ與ヘ、制限シ又ハ排除スル旨若シ特定ノ第三者ニ対シ之ヲ與フルトキハ其ノ旨ヲ定ムルコトヲ要ス

公社ガ発行スル株式ノ総数ノ増加ニ因ル変更ノ登記ニ在リテハ前項ノ定ヲ登記スルコトヲ要ス

第三百七十五條　資本ノ減少ヲ為スニハ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

資本ノ減少ニ関スル議案ノ要領ハ第二百三十二條ニ定ムル通知及公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百八十一條第一項中「、監査役」を削り、「三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一」を「○発行済株式ノ総数ノ百分ノ三」に改め、同條第三項を削る。

第四百九條第一号から第五号までを次のように改める。

一　存続スル会社ガ合併ニ因リ発行スル株式ノ総数ヲ増加スルトキハ其ノ増加スベキ株式ノ総数、額面無額面ノ別、種類及数
二　存続スル会社ガ合併ニ際シテ発行スル新株ノ総数、額面無額面ノ別、種類及数並ニ合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ対スル新株ノ割当ニ関スル事項
三　存続スル会社ノ増加スベキ資本及準備金ノ額
四　合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ支拂ヲ為スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定
五　各会社ニ於テ第四百八條第一項ノ決議ヲ為スベキ株主総会ノ期日
六　合併ヲ為スベキ時期ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第四百二十六條第二項中「監査役又ハ三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一」を「○発行済株式ノ総数ノ百分ノ三」に改める。

第四百五十二條第一項中「監査役」を削り、「三月前ヨリ引続キ資本ノ十分ノ一」を「○発行済株式ノ総数ノ百分ノ三」に改める。

第四百九十四條第一項中「千円」を

「五万円」に改め、同項第二号中○「新ノ提起」の下に「第二百六十八條第二項及第三百八十五條ノ十一第二項ニ定ムル訴訟参加」を加え、「及第三百八十五條ノ十一第二項ニ定ムル訴訟参加ノ総数ノ百分ノ三若ハ十分ノ一」を「発行済株式ノ総数ノ百分ノ三若ハ十分ノ一」に○改める。同項第三号中「第三百八十一條第一項」を「第二百七十二條第一項」に、同條第三号中「閲覧」を「閲覧若ハ謄写」に、同條第九号中「第三百一條第二項、第三百五十條、第三百六十條第一項、第三百六十六條第一項又ハ第四百六十條第二項」を「第二百八十條ノ六、第二百二十二條ノ四、第三百一條第二項又ハ第三百四十一條ノ三第一項」に、同條第十号を「十　削除」に、同條第十五号中「第二百二十六條第一項、第三百七十條第三項」を「第二百二十六條第一項、第三百七十條第三項」に改め、同條第十九号中○「株主名簿」の下に「若ハ其ノ複本」を、「社債原簿」の下に「若ハ其ノ複本」を加え、同号中「帳簿」の下に「、第二百九十三條ノ五第一項ノ附属明細書」を、同條第二十号中「第二百八十二條第一項、」の下に「第二百九十三條ノ五第一項ノ附属明細書」を、同條第二十一号中「第二百八十八條ノ二」を加え、同條第二十九号中「又ハ第二項」を削り、同條に次の一項を加える。

○又ハ取締役　発起人○ガ株式ノ引受ニ因ル権利ヲ譲渡シタルトキ亦前項ニ同ジ

附　則

1　この法律施行の期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十六年七月一日後であつてはならない。

2　株主の員数が千人を超える株式会社は、定款の変更その他第三百四十三條に定める決議を要する事項については、資本の半額以上に当る株主が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

3　前項の規定は、第一項の規定にかかわらず、公布の日から施行し、この法律施行の日から、その効力を失う。

〔第三十八号参照〕

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法律案は、国会法及び議院事務局法の改正並びに議院法制局法の制定に伴い、国会の常任委員会の専門員で法務委員会に勤務する者及び国会の法制局の参事等について第二條の規定を整理するとともに、新たに設けられた常任委員会の調査員で法務委員会に勤務する者についても、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用に関し、右の専門員、参事と同様に、その在職年数をみなす必要があるので、これを第二條第三項に追加し、あわせて必要な経過規定を設けようというのである。

二、議案の可決理由

本法律案は、関係法律の改正又は制定に伴う、当然の措置であり、調査員の追加その他の事項も妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

請願に関する報告書

〔第三十六号参照〕

奈良地方裁判所葛城支部を甲号支部に昇格の請願（請願者大和高田市役所内海井芳一外八百八十七名）（前田正男君外四名紹介）（第一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県高田市は、昨二十三年に市制が実施された新興都市で、奈良県下唯一の活発な商工業都市である。従つて、同市にある奈良地方裁判所葛城支部には、民事、刑事、家事々件数も急激に増加しつつある。ついては、奈良地方裁判所葛城支部を甲号に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は諒承したが、現在のところ、合議制事件が比較的僅少で今直ちに甲号昇格の必要性はないと思うが、今後合議制の事件の増加の傾向を見た上適当な時期に考慮したい旨法務府及び最高裁判所の意見あり、よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

戸籍事務費全額国庫負担の請願（請願者出雲市長森山繁樹）（木村榮君紹介）（第三五号）及び同（請願者明石市長辻猛外十三名）（塩田賀四郎君紹介）（第八二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民法の改正により戸籍法も改正され、戸籍関係の事務量がいちじるしく増加し、それに要する人件費、物件費その他関係経費も膨大で、市町村財政上に少なからぬ負担を加えている。ついては、戸籍事務は国の委任事務であるから、同関係経費の全額を国庫で負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府の意見として、戸籍事務は、国の行政事務であり、国に重大な利害関係があるから、その費用の負担について目下根本策を検討中であり、請願の趣旨にそうようにしたい旨の答弁があつた。本委員会は請願の趣旨を諒とし、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

仙台地方裁判所登米支部及び登米簡易裁判所の管轄区域変更等の請願（請願者宮城県登米郡登米町長藏島重兵衞外二十一名）（角田幸吉君紹介）（第一三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台地方裁判所登米支部及び登米簡易裁判所の管轄区域は、ところにより区域内に他の裁判所の管轄に属するものがあり、地区警察署の管轄区域とも管轄を異にしているため業務上支障をきたし、関係民は、不便不利をこうむつておる。ついては、実情に即して、志津川簡易裁判所管轄区域を登米支部管轄区に、また、石越村を登米簡易裁判所管轄区域に編入し、さらに仙台地方裁判所登米支部を甲号支部に昇格の上、気仙沼支部をその管轄区域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府から、管轄区域の変更については諸般の状況調査の上善処したい旨の答弁があり、支部昇格についても予算的措置を講じ適当な時期に処置したい旨の意見があつた。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

福島市に仙台高等裁判所支所及び高等検察庁支部設置の請願（請願者福島市長佐藤元治）（大内一郎君外一名紹介）（第一三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島市には地方裁判所、家庭、簡易両裁判所、地方検察庁等があるが、これ等裁判所で行われた裁判の結果による控訴、抗告、上告等は、すべて仙台高等裁判所に申し立てをしなければならない。そのため地理的不便並びに経済的事情により、申し立を断念しなければならない虞れがあり、人権擁護上まことに遺憾で、また近時重大事件がひん発しておりこれら事務も繁劇を加えているとき、同市に仙台高等裁判所支所及び高等検察庁支部を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

法務府及び最高裁判所より、請願の趣旨は諒とするが、郡山市にも同様の請願があるので、諸般の情況調査の上適当な処置を講じたい旨の意見があり、よつて、委員会は本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

広瀬町に簡易裁判所及び家庭裁判所設置の請願（請願者島根県能義郡広瀬町長永井清志外一名）（大橋武夫君紹介）（第一七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県能義郡は県の東端に位し、管轄裁判所のある松江市へは遠くて不便なはなだしいため、同郡の中央部にあり、諸官庁の所在地である広瀬町に簡易裁判所並びに家庭裁判所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

不便の点は充分諒承しているので、早速諸般の状況調査の上適当に処置したい旨政府の意見があつた。委員会は請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

中津簡易裁判所に岐阜地方裁判所支部及び家庭裁判所支部併置の請願（請願者岐阜県惠那郡町村会長西尾禎二）（武藤嘉一君紹介）（第三〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県惠那郡は、人口では同県下第一位、面積では第二位を占めているので、民事、刑事事件が多いにもかかわらず、中津簡易裁判所で扱うことができるものは少く、関係者は遠く多治見市まで行かなければならない実情であるから、中津簡易裁判所に、岐阜地方裁判所及び家庭裁判所の支部を併置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了解しているから、調査の上将来適当な処置を講じたい旨政府及び最高裁判所の意見あり、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

不良出版物等の取締強化に関する請願（請願者熊本市坪井町百九十番地平野松枝外十九名）（松野頼三君紹介）（第二二七号）及び同（請願者岡山県議会議長生末近夫）（橋本龍伍君紹介）（第二八一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時世上に不良出版物がはん濫しているが、青少年、とくに児童に及ぼす悪影響は、毋としてまことに座視するに忍びないところであり、又幼児を対象とした俗悪卑わいなる紙芝居や抽せん等を以て射こう心を植えつける不健全な遊戯等がはびこり、それがいかに童心を害し不良化を助長しつつあるかを考えるとまことに憂慮に堪えない。ついては、すみやかにこれら不良出版物、不良紙芝居等の取締を励行し、童心を保護善導する措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

わいせつにわたる出版物または紙芝居、射こう心を唆るような抽せん等が刑法の規定に触れる疑ある場合は、随時取締りを励行し、違法行為の防あつに遺憾なきを期したい旨政府の答弁あり。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

戸籍事務費全額国庫負担並びに住民登録法制定の請願（請願山口市長山下太郎）（田中堯平君外一名紹介）（第三七一号）及び同（請願者鳥取市長森中豊治）（足鹿覺君紹介）（第三七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戸籍事務が国の委任事務であるにもかかわらず、この経費を市町村で負担することは、不合理であるばかりでなく、事務遂行上にも支障を生じるおそれがあるから、法制的に負担関係を明確にするため、地方財政法第十一條に「戸籍事務に要する経費」の項目を加え国費をもつて支出せられるよう、予算措置を講ぜられたいというのである。次に、現行寄留法は、制度自体の不備と届出が励行されないため、本来の使命が達せられていないから、これにかわるものとして、人口の居住状況、配給諸制度の改善等を計る上に便利な住民登録制を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府の意見として、戸籍事務費の国庫負担については請願の趣旨にそうよう努力したい旨の答弁があり、また住民登録制度の実施についても目下研究中であり調査の上本制度の早期実現を期したい旨の答弁があつた。現行寄留制度がほとんどその実効を挙げていない現状にかんがみ、請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日
法務委員長　花村　四郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

福岡地方裁判所田川支部昇格の請願（請願者田川市長久野保外十四名）（長尾達生君外四名紹介）（第三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
田川市には現在福岡地方裁判所田川支部（乙号）があるが、全国稀有の炭都である同市をはじめ、郡内には中小炭山ばつ興するに従つて、犯罪関係も激増している。支部取扱の犯罪件数と、事務の繁激とは甲号支部と同じ実績を持ち、また、乙号支部なるために地理的にも多大の不便と時間を空費している。その管轄区域が広大で特異性があるから、同支部を乙号より甲号支部に昇格するよう取計われたいというのである。

二、請願の議決理由
地理的事情は充分諒とするから、予算的措置を講じて考慮したい旨法務府及び最高裁判所の意見があり、委員会は請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十五年四月二十八日
法務委員長　花村　四郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

小山町に簡易裁判所並びに検察庁設置促進の請願（請願者栃木県下都賀郡小山町長高崎秀雄外十四名）（小平久雄君外二名紹介）（第五九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県小山町を中心とする下都賀郡東部三町九箇村は、人口二十一万一千余を有するが、昭和二十三年中における犯罪発生状況は、司法、経済事犯数三千百六十八件に上つた。これら事件の処理のためには簡易裁判所並びに検察庁と緊密な連絡を要するが、それらはこの拡大な地域を包含する下都賀郡には栃木市にあるばかりで、郡下の住民は時間的、経済的に多大の損失をこうむつている。ついては、小山町に簡易裁判所並びに検察庁を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
請願の趣旨は充分了解されるから、調査して善処したい旨、政府の意見あり、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十五年四月二十八日
法務委員長　花村　四郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

鳥取地方法務局米子支局焼失に伴う戸籍再調製費全額国庫負担の請願（請願者鳥取県西伯郡町村会長林原正二外二名）（米原昶君紹介）（第六九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十四年九月十三日鳥取地方法務局米子支局が保管していた、西伯郡、日野郡、米子市の戸籍除籍副本が焼失したため、この再調製を同市町村へ通達されようとしているが、戸籍事務は国家の要務であり、したがつてその経費も当然国庫において、負担さるべきものであるにもかかわらず、過大なる経費を要するこれらの経費を市町村の負担とすることは、極度に窮乏せる市町村の財政の堪え得られないところである。ついては、右副本の再調製費を全額国庫負担とせられたいというのである。

二、請願の議決理由
政府からこの救済対策として、昭和二十四年度において、再製に要する戸籍用紙は現物で、また、人件費等は特別配付税として一般財源に増額配付した。二十五年度分についても考慮している旨の答弁があつた。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十五年四月二十八日
法務委員長　花村　四郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

小豆郡に高松地方裁判所支部等設置の請願（請願者香川県小豆郡工庄町長中塚卓蔵外十六名）（玉置實君紹介）（第八〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
さきに香川県小豆郡には土庄簡易裁判所の設置を見たが、その権限はきわめて狭いため、権限以外の多くの事件については管轄裁判所の所在地である高松市に、船で出向かねばならず、関係住民の不利不便は大である。ついては、同郡に高松地方裁判所乙号支部、高松家庭裁判所乙号支部並びに高松地方検察庁支部を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
地元の不便は充分了解しているから、予算的措置を講じた上処置したい旨法務府及び最高裁判所の意見あり、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十五年四月二十八日
法務委員長　花村　四郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

増田町に簡易裁判所設置の請願（請願者秋田県平鹿郡増田町長石田理吉外二十五名）（飯塚定輔君紹介）（第九三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
秋田県雄勝郡東部の各村は、管轄裁判所の所在地である湯沢町に至るには、川連町より八キロの山谷峠を越えるか、あるいは五キロを距たる増田町を通過して十文字町に至り汽車に乗るかのいずれかをとる外なく、ことに冬季においては積雪のため、遠く十文字駅より回する外なく、交通上にも時間的にもはなはだ不便である。ついては、同郡東部地方の中心町である増田町に、簡易裁判所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
目下諸般の状況を調査中であるか

ら、調査の完了をまつて適当に処置したい旨政府の答弁があつた。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

尼崎市に神戸地方裁判所支部並びに検察庁支部設置の請願（請願者尼崎市長六島誠之助）（吉田吉太郎君紹介）（第一〇三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

尼崎市は大阪市に接続した工業都市で、住民の往来がひん繁をきわめ、従つて各種の犯罪数も次第に上昇している。しかし、これら被告人の公判、市民の民事事件、家事審判等の大多数は、交通不便な伊丹支部に出頭しなければならない。そのため、時間的にも経済的にも多大の不便であり、犯人逃走の機会も多く、治安上にも大きい支障をきたしている。ついては、すみやかに尼崎市に神戸地方裁判所支部及び検察庁支部を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了解しているから、近い将来において、適当な処置をとりたい旨、法務府及び最高裁判所の意見あり、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

北見市に地方裁判所設置促進等に関する請願（請願者北見市長伊谷半次郎外一名）（松田鐵藏君紹介）（第一〇三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北見市は北海道網走支庁管内における政治、経済、産業、交通、文化等の中心であり、地方民は同市に来ることによつて、きわめて短時間に、能率的にすべての用務を処理することができる。しかるに、ひとり司法事務のみにおいては、北紋別郡七箇町村は、旭川地方裁判所に、東紋別、常呂、網走、斜里の各郡、北見網走の二市二十一箇町村は、釧路地方裁判所にと管轄が二分されて、地方開発の障害になつている。ついては、第五回国会に採択されたとおり、同市に地方裁判所を設置することを促進され、なおその前提として、釧路地方裁判所北見支部並びに検察庁を甲号支部に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承しているので、目下慎重に考慮中である旨、政府の意見あり、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

紋別町に旭川地方裁判所支部設置の請願（請願者北海道紋別町長大西眞平外五名）（松田鐵藏君紹介）（第一〇三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

紋別町の簡易裁判所設置後、その事件発生数及び取扱件数は、先進地を凌駕している状況であり、今後ともますます増加する傾向にあることは明白である。ついては、現旭川地方裁判所名寄支部所管区域を分割し、紋別郡一円に、常呂郡、枝幸郡の一部を所管区域とする、旭川地方裁判所紋別支部を、紋別郡の中央である紋別町に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承しているので、近い将来に実現させたい旨、法務府及び最高裁判所の意見あり、よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

少年の保護観察制度強化に関する請願（請願者東京都世田谷区世田谷二丁目千九百九十一番地長瀧武外一名）（長野長廣君紹介）（第一四九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

少年の犯罪は、混乱した社会情勢の中でますます増加しつつあるが、この防止、善導及び保護に対する施策は、あまりにも傍観的であり、軽視されている。委嘱少年保護司の如きは、保護、善導にあらゆる努力をしているのであるが、無報酬のままで奉仕させている実情である。これでは活発な保護活動をすることができない。ついては、すみやかに、委嘱少年保護司に対し、その経費を国庫負担とし、少年保護観察制度の拡充強化を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

政府より、昭和二十五年度予算として、八四、九三六、〇〇〇円が、司法保護委員に対する謝金、交通通信費、援護委託費として計上されている旨答弁あり、本委員会は少年犯罪激増の現状にかんがみ請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

角田町に簡易裁判所設置の請願（請願者宮城県伊具郡角田町長佐藤貞治）（庄司一郎君紹介）（第一七〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

簡易裁判所は、宮城県では県北地方に七箇所設置されたにもかかわらず、県南地方では柴田郡大河原町に一箇所設置されたのみである。伊具郡は交通不便で、関係町村裁が判具

所関係用件で大河原町まで行くためには、早朝から夕刻まで終日を要し、用件によつては数日を要するため、伊具郡町村民は少なからず迷惑をしている。ついては、伊具郡の中心地である角田町に、簡易裁判所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府より、本請願については目下諸般の状況調査中である旨答弁あり、よつて委員会は本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

岡山地方法務局津山支局庁舎建設工事促進の請願（請願者津山市田町綿代淺倉精一外四名ノ若林義孝君外一名紹介）（第一八六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山地方法務局津山支局は、裁判所の一部を借り執務しているため、狭あいをきわめ、一般民衆、市町村関係官公署等に多大の不便を與えている。農地改革による事務が激増した上に、近く税務署で取扱つていた土地、家屋台帳に関する事務も、法務局に移管されようとしているので、ますます狭くなる。ついては、津山市田町に庁舎建設の敷地の候補地もあるから、すみやかに、同支局庁舎の建設工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了解しているから、昭和二十五年度においてはぜひ実現させたい旨政府の答弁あり、よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

田上町唐湊に決定の少年鑑護所設置位置変更に関する請願（請願者鹿兒島市田上町唐湊鹿兒島県立女子専門学校谷山國守外三名）（床次徳二君紹介）（第一八八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島市田上町唐湊の、新川近義氏所有地に少年鑑護所が設置されることについて、唐湊在住の町民が反対している。その理由は、同市の都市計画が完成すれば、予定地の地域は発展の根拠地であり、また観光地として、学校街として、子弟の教育上からみても影響するところが多大であること、また鑑護所自体としても狭すぎるという欠点があるから、土地の選定に関しては、後悔のないよう、十分検討して、民主的に決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨を確認するため、目下調査中である旨、政府の意見あり、よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

不良図書取締対策に関する請願（請願者神戸市灘区岩屋中町一丁目百三十六番地高田重清ノ松澤兼人君紹介）（第一八九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

不良図書のはん濫は、青少年に、計り知れない悪影響を與えている。ついては、不良図書を徹底的に追放する方策として、左記の措置を講ぜられたいというのである。（一）不良図書追放の法的措置を講じること、（二）優良図書については、用紙の増配等の方法により、廉価にて普及せしめること、（三）地方公共団体の経営する公民館、図書館に補助を與え、優良図書の閲覧を容易にすること。

二、請願の議決理由

現在のところ、刑法第百七十五條に該当する不良図書については、取締るよう措置を講じているが、それ以外のものについても充分研究の上適当に処置したい旨政府の答弁あり、本委員会は請願の趣旨を妥当と認め本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

佐賀地方裁判所唐津支部を甲号支部に昇格の請願（請願者唐津市長清水莊太郎外二十二名）（保利茂君外二名紹介）（第二一九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

唐津市は、漁業の中心港として、また海港として、出入船舶貨客の増加や、密輸出入や密入出国がひん繁であり、さらに、管内には多数の炭坑があり、稼働者の移動が激しいので、民、刑事その他の事件が急激に増加し、かつ事件の性質上、合議審判を必要とするものが多い。ついては、現在の如く、乙号支部で一人の裁判官では、審理上面白からぬ事もあり、果敢な判決もできにくいから、同支部を甲号支部に昇格され、裁判官二名を増員されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府より、請願の趣旨は充分了解したから、近い将来、実現を期したい旨の答弁あり、よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

札幌地方裁判所及び同家庭裁判所の各小樽支部昇格に関する請願（請願者小樽市議会議長岩谷靜衛）（古来地英俊君紹介）（第二三三二号）

一、請願の要旨及び目的

小樽市は、商都として、貿易港として北海道における経済的、社会的重要地位をしめているが、社会的並びに商取引上発生する各種事件を可及的すみやかに、かつ適正な裁判ないし措置を講じる必要がある。これがためには、ぜひとも地方裁判所定の員数を必要としている。現在、小樽支部の取扱う民事、刑事、家事審判その他各種調停事件を見ると、北海道内の各地方裁判所に比して、劣ることはない。ついては札幌地方裁判所及び同家庭裁判所小樽支部を、それぞれ同裁判所に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

法務府及び最高裁判所より、請願の趣旨は了承するが、財政上の都合もあり、北海道の他地方との均衡の問題もあるので充分検討したい旨意見あり、よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

八尾区検察庁舎建設促進に関する請願（請願者富山県婦負郡八尾町長益山虎吉）（内藤隆君紹介）（第二四九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県八尾町在の八尾区検察庁は、同町の役場庁舎の一部を仮庁舎として使用しているが、同仮庁舎は階上の一部を二室に仕切りの上、戸棚、書籍、寝具、雑品類と同居しているため、狭あいを感じ、事務処理にはなはだしい不便を来している。しかるに、二十五年度には同庁舎建設が施行されると聞き及んでいたが、これも予算の関係上本年度も実現至難の由ではなはだ遺憾である。ついては、すみやかに同検察庁舎の建設を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

八尾区検察庁舎は現在設計中であり、予算の計上も決定している旨政府の答弁あり、よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

武蔵野市に東京地方裁判所及び東京家庭裁判所の支部設置の請願（請願者武蔵野市長荒井源吉）（栗山長次郎君紹介）（第二五八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の地方裁判所八王子支部の位置は、三多摩の中心都市として八王子がその王座を占めていた時代そのままであつて、現在の新興都市としての武蔵野、立川の両市をはじめ、この周辺町村住民にとつては、地方裁判所八王子支部管下にあることは、ともに不便が多く、また同市のように、国鉄の三駅を併有することは、繁栄の原動力となる一面、また犯罪の数を多くする傾向がある。ついては、同市に東京地方裁判所、東京家庭裁判所の各支部を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は了解しているから目下慎重に検討中である。事情の許す限り実現を期したい旨法務府及び最高裁判所の意見あり、よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

安来町に簡易裁判所設置の請願（請願者島根県能義郡安来町長高橋隆外十九名）（木村小左衛門君紹介）（第二七四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

安来町は、島根県東端松江、米子両市の中間に位置する要地で、山陰本線はもとより、郡内交通の中心地となつている、また、国警能義地区署、安来町警察署の所在地で、これら官署との事務的関係、および、受益者が、全郡の六十五％にも及ぶ状況であるから、安来町に簡易裁判所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府より、請願の趣旨は充分了解しているから、諸般の状況調査の上、適当に処置したい旨意見あり、よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

宮崎地方法務局延岡支局庁舎新築に関する請願（請願者宮崎地方法務局延岡支局庁舎建設期成同盟会仲田又次郎外二名）（佐藤重遠君紹介）（第二八九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎地方法務局延岡支局は、戦災により焼失したので、現在宮崎地方裁判所延岡支部の一室に間借している。しかるに、同事務室の狭あいのため、職員の往来はもちろん、戸籍、登記、人権相談その他来客の応接、会議等にも事欠き、能率上大きい障害となつている。ついては、地方民も座視するに忍びず、敷地を選定しているから、すみやかに同庁舎を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了解せられるから、近い将来には着手できる見込である旨政府の答弁あり、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

調査に関する報告書

武生裁判所及び検察庁怪火事件調査報告書

標記の件につき、本委員会においては、委員派遣の承認を得て、委員田嶋好文君、田万廣文君及び大西正男君を派遣して現地調査をなし、一応の調査を終了したから、その経過並びに結果を別紙の通り報告する。

昭和二十四年十二月十四日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

第一　調査の目的

昭和二十四年九月二十日、福井県武生市所在、福井地方裁判所同検察庁武生支部庁舎が全焼し、同庁舎内に保管中の訴訟記録等重要書類の大部分が焼失したのであるが、新聞、ラジオの報道によれば、地元暴力団が、裁判及び処罰を免れんがためになした計画的、集団的放火によるものであるとされている。

当委員会においては、裁判及び処罰を免れんがためにする放火というが如きは、わが司法史上前代未聞のことであり、現下のわが治安状況にかんがみ、まことに由々しき大問題であると認め、事実の真相を国民の前に明らかにし、この種事件発生の未然防止に資せんがため、

（一）本件事犯の発生原因

（二）暴力分子の実体及び活動情況

（三）警察署、検察庁、裁判所の組織問題

（四）取締官憲の態度及び処置の当否

（五）記録焼失に対する裁判所、検察庁の責任問題

等につき、現地調査を行わんとするものである。

第二　調査の方法

一　当委員会においては、委員田嶋好文君、田万廣文君、大西正男君を現地に派遣し、専門員小木貞一君、調査員花村省三君を同行せしめた。

調査団は、十一月十八日から二十四日までの期間において、新聞記者、市会議員、公安委員、警察官、検察職員、裁判職員その他武生市における事情に精通している駅長、市民及び元朝連委員等四十数名を喚問し、又は事情の説明を求め、且つ現場を検分して真相究明に努めた。

第三　事件の概貌

武田太平、尹聖熙、林好視、武田勉、山口龍男、車東守等は武生支部又は簡易裁判所において、審理進行中又は判決言渡後未確定の状態にあつた者である。

ところが、これら一味は処罰を免れんがため、本年九月十九日夜から九月二十日未明にかけ、尹聖熙方に集り謀議の結果、同裁判所、検察庁を焼き記録及び証拠のいん滅を企て、午前五時頃佐藤勇、武田勉及び自動車修理工山口龍男（後二者は暴力団和田吉春の子分）をして消防自動車二台の配線を破壊せしめてその出動を妨げ、武田太平、崔鎭亮、澤田仁美、渡邊廣及び酒井正作等をして附近の見張をなさしめ、庁舎内事情に詳しい林好視が尹聖熙、李喜雨、車東守を裁判所庁内に誘導し、同人等において、事務室に放火し同裁判所、検察庁の庁舎を全焼せしめ、庁舎内所在記録の大部分（殊に進行中の刑事記録）を焼失せしむるに至つたものである。

第四　発生の原因

武生市附近南條地域は双物工業の盛んなせいもあつて、由来、一般に県内においても「気質が荒い」と伝えられており、又、名古屋高等裁判所管内においても福井県は、従来、難件の多い県とされている。

終戦後、県下において、博徒、的屋等暴力団の数も十七箇団体（約五百名）に及び、その内半数以上は子分三十名以上をもつ有力な暴力団であり、なかんずく津一家（子分四十名）は県下においてその名をうたわれた存在であつた（福井県下における暴力団の現情を別表一とし、全国暴力団の概況を別表二として添付する）。

武生市においては、和田善次和田吉春は博徒の親分として子分三十名をもち、又、木下繁も的屋の親分として子分四十名以上をもつている。同人は、従来、角力勧進元である府中山五代目であつたが、昭和二十三年その地位を退き、六代目を和田吉春に譲つた間柄である。一方、武生市会においては、まことに遺憾なことであるが、定員三十名の議員中その半数は前科者であるといわれており、市内の不良暴力分子はこれら市会議員と緊密な接触を保つている。

なお、本県には朝鮮人七千名（本県人口は約七十万）以上在住し、ドブロク製造、やみ売買等によつて生活している。

これに対し、警察の治安警備態勢は、国警地区署八（定員三九八名）、自治警一七（定員四三四名）合計二五署、定員八三二名という状態である。

一　武生市における暴力分子の実態

（イ）和田善次こと和田吉春

同人はさきにも述べたように、博徒の親分として子分三十数名を抱え、昭和二十三年頃木下繁（市議）から角力勧進元府中山を譲受け、その六代目として就任するに至つて、終戦後武生市におけるこの方面の第一人者となつたものであるが、木下繁、大澤清等の牛耳つていた市会公政会の院外団の役割を果していたのみならず、さきにも述べた県下における有力な博徒の一家津原の弟分に当り、同家の武生市における出張所の働きをしていたものである。

（ロ）木下　繁

同人は現在市会議員であるが、的屋の親分として輩下四十数名を有し、後に述べる高木正二（市議）に代つて府中山五代目となつていたが（後に和田吉春にその地位を譲つた。）、後に述べる大澤清（市議）とともに公政会を牛耳り、共に、和田吉春等を利用し、市会において暴威を振い、市会を極めて不明朗且つ非民主的なものと化していた。

（ハ）伊原忠成こと尹聖熙

同人は終戦後京都方面から流れ込み、輩下数名を有し、かつて朝連委員を勤め、市内に三階建競技場を経営しているが、九月初めの朝連解散にあたつては痛く憤激していた。なお同人は性兇暴で、従来、双物その他で暴力を振うことがしばしばあつたといわれている。（競技場建築に関し県土木出張所職員に対し暴行脅迫を加えたことについては後に述べる。）

（ニ）武田太平

同人は新福井新聞なる小新聞を発行していた者であるが、非行を暴くと称して、市民を脅迫、ゆすり（合計一万三千円位）を敢えてしていた。

尹、和田とは懇意な間柄であつた。

（ホ）高木正二

同人はかつて博徒の親分として鳴らしていたが、数年間郷土から姿をくらまし、さきに犯した犯罪の時効完成後帰郷し、市会議員となつた。

同人は武生支部副検事中田正七とは従来懇意の間柄であり、検察庁に同副検事をしばしば訪問し、今夏、同副検事が盲腸炎で林病院に入院するに当つては、そのあつ旋をしたといわれている。

又、高木正二、木下繁、大澤清は市会における暴力的存在である

と一般に評せられていた。

（ハ）大澤清

同人は元、新聞記者であつたが、市会においては木下繁等とともに公政会を牛耳り、和田を利用し市会において暴威を振つていた。

中田副検事とは同副検事が粟田部警察署の次席時代から、又服部検察庁庶務課長とも同人の巡査時代から、新聞記者として知り合い、数年来懇意な間柄であつた。

（ト）林好親

同人は武田太平と親戚（従兄弟）関係にあり、窃盗罪により武生裁判所において公判審理中本年七月二十日頃裁判所に侵入し、その事件記録（外五冊）を窃取し、これを焼き棄て、なおその後しばしば裁判所検察庁に侵入し、庁舎の事情を知悉していた。（この点、及び本件放火事件の誘導役を勤めた点、今立警察署に放火した点等については別にこれを述べる。）

（チ）以上の諸人物の相互の関係

和田吉春は尹聖熙とは従来懇意な間柄であり、尹聖熙と武田太平とは市署の留置場において、かたい知り合いとなり、

林は親戚である武田太平を通じ、和田吉春、尹聖熙と知り合いとなつたものである。

これら諸人物と市警察署及び検察庁との関係についてはそれぞれ別に述べる。

二　暴力分子と市署との関係―市署幹部の腐敗堕落

野邊前署長は、さきに述べた和田吉春とは、その巡査時代職務上知り合つた（当時、和田吉春は不良少年であつた。）ものであるが、市署長（昭和二十三年二月就任）として赴任後、和田はじつこんの間柄を利用し、又野邊もやくざ分子を善導すると称して、両者は爾来交際を厚うし、和田及び尹はしばしば市署に出入し、従来、市署幹部と再三ならず飲食を共にしていた。本件放火事件発生前後においても、

（イ）本件火災の前日九月十九日には重屋刑事課長外五名が、これら暴力不良分子と料理店において飲食を共にし、

（ロ）同月二十三日にも刑事室において同様飲食し、

（ハ）事件発生後四、五日を経て、野邊前署長は本件放火の捜査線上に浮んでいた前記尹聖熙と飲食を共にし、

（ホ）更に、奇怪なことには、野邊前署長は、出火の前日十九日辞職を決意し二十一日附辞表を懐ろにしていながら、二十日国警南條署において開かれた検察庁、国警、市署の合同捜査会議に出席している。

三　暴力分子と検察庁との関係

中田副検事及び服部庶務課長（捜査事務をも担当）はいずれも警察官出身であるが、さきに述べたように、両者は、大澤市会議員とは、かねて、懇意な間柄であり、中田副検事は高木市会議員とも接触していた。ところが、本年五、六月頃検察庁において、公金二万五千円紛失の事実が明かとなるや、黒川、服部両事務官は、これが穴埋めのため、大澤市会議員から無担保無証書で、二万五千円借り受けて一時をことしたが、中田副検事はこれを追認していた。

又、その頃中田副検事が盲腸で入院するについても、高木市会議員からあつ旋を受けたといわれている。

四　暴力分子と市会方面とのつながりについては、さきに述べたから省略する。

五　不良暴力分子の活動状況

市警に深く喰い込み、検察庁に取り入つていた実情及び市会に無言の圧力を加えていた事実はいずれも以上述べた通りである。

かくて、これら不良暴力分子は、飲食店、旅館、映画館、会社等善良な市民に対し、無銭飲食、無銭入場、ゆすり、脅迫等の暴威を振つていた。

今、その二、三の例をあげると、和田吉春は花角力において、入場券を配布して巧妙に寄附を強要し、（ゆすり）

七月頃、高木正二市会議員の案内により、小野谷市会議長私宅に赴き、同人に対し、抜身の短刀をつきつけて脅迫し、

九月頃、武田（太平）及び尹聖熙は朝日新聞記者清水桃一宅へ自動車で乗りつけ、同記者に対し、八月二十七日附「暴力の街武生市」なる記事に関し「記事が不真実な場合は殺すぞ。」と脅迫し、ために、清水記者は遺書をしたため、大阪本社の編輯局長に送付して、武生市の明朗化のために報道の任務を果そうと決死の覚悟をしなければならぬほどであつた。

又、尹聖熙は、遊技場の建築許可に関し、その頃、県土木出張所に赴き、所長室において、所長朝日作次郎に対し鞭をなげつけ、又は同所長の首を絞める等暴行に訴えて建築許可を強要し、更に、市の許可を受けるため、市会の了解工作あつ旋の意味をもつて、高木正二議員に金品（金一万円、牛肉若干）を贈与したが、高木はこれを尹聖熙に返還したと、いつている。

これら不良暴力分子は武生市における善良な市民の公私の生活をおびやかし、言論機関を圧迫する等乱暴狼藉をきわめていた。これがため、武生市は闇黒、暴力の街と化したのであるが、これに対し市警察署はさきに述べたような特殊関係から拱手傍観の態度をとつていたというも過言ではなかつた。

六　本件放火に至るまでの経過及び動機

このような諸情況の下において、一味である林好親は本年六月十八日窃盗罪により同裁判所において保釈の上審理が進められていたものであるが、裁判官の訊問追求に備えんがため書きとめおいたメモが押収されたところから、そのメモが記録（窃盗事件）中に綴込を想定して、その記録の盗み出しを企て、

七月二十日同裁判所に侵入し、自己の事件記録外合計六冊を窃取したが、問題のメモを発見し得なかつたので、その後三回（八月十一日、十三日、九月四日）にわたつて裁判所、検察庁に侵入したが所期の目的を達することができなかつた。しかし庁舎内の事情についての知識を得たものである。又、当時、

尹聖熙及び武田太平（尹は本年八月十五日、武田は八月八日起訴）は同裁判所において裁判中であり、又、武田勉、山口龍男（両者は前記和田吉春の子分）、及び車東守はそれぞれ判決未確定の状態にあつた。

ここにおいて、これら一味は、以上のような暴力団の支援、市署幹部との特殊関係及び検察庁、市会方面のつながりを背景に、磐石の安定感の上に立つて、記録、証拠をいん滅し、裁判処罰を免れんがため、本件放火を敢行するに至つたものである。

第五　結論

一　本件は、武田太平等日本人不良暴力分子と尹聖熙等朝鮮人不良暴力分子十数名の合作による計画的集団的放火であること、及び当時、裁判進行中の記録証拠等を滅消し、その処罰を免れんがためになされた、わが国司法史上前代未聞の大胆不敵な放火事件であることは疑う余地のないところであるが、更に、権力闘争の性格をもつものであるか否かは今後の調査にまつて決定せらるべき問題である。

今、この大胆不敵な放火の原因を考察するに、

（イ）これら一味は武生市における最も有力な暴力団和田吉春の支援を受けていたこと。（子分山口龍男、武田勉が参加している。）

（ロ）この和田吉春及び尹聖熙は前武生市署長野邊重太外刑事課長、巡査部長等市署幹部と平素極めて懇意な交際を続け飲食を共にし、市署幹部を自己薬籠中のものと化し手なづけていたこと。

（ハ）従つて、当時の市署幹部は彼

等不良暴力分子に対しては全く警察の権威を磨滅していたこと。

（ニ）市会議員中、木下繁、大澤清等は和田吉春を利用し院外団的役割を負わしめていたこと。

（ホ）このような特殊関係にある大澤清等は検察庁に対しても金融あつ旋等により恩義を売つていたこと。

このように、市署の深部に完全に喰いこみ、市会及び検察庁にも充分なわたりをつけていた彼等が磐石の安定感の上に立つて本件放火を敢行したものと推断せられる。

本件放火事件の発生後、福井地方検察庁の発議によつて初めて暴力団の一斉検挙が行われ、現在、放火犯人は十一月十六日附をもつて十二名起訴せられているが、未だ二、三名の犯人は逃走中である。

市中及び県下には別表の如く多数の暴力団が残存している。当委員会は、県市民に対しては、取締官憲と協力して、県市民生活の明朗化、民主化のため、これら不良暴力分子を壊滅せしむるよう努力されんことを望むと同時に、調査団帰京後も、国会の国政調査に協力し粛清の努力を続けつつある善良な市民から、生命身体の危険を感ずる旨の悲痛な陳情書状が来ている次第であるから、警察及び検察当局に対し、特に徹底的取締及び捜査を要望するものである。

二　市署幹部の非行に対する行政処分は市公安委員会の決定するところであるが、

さきにも述べたように、野邊前市署長は、放火の前日たる九月十九日に二十一日附の辞表を公安委員会に提出する決意を有しながら二十日の合同捜査会議に出席しているが、同人と武生市随一の暴力団和田吉春とは、さきに述べたように特殊な関係にあつたものである。しかも、和田吉春は、放火事件発生後市民に対し、「今度のような事件は検挙できるものではない。」と放言していたと伝えられている。野邊前署長は、調査団に対しては、「本年九月初旬岩崎、福井市署長の突然の辞職にかんがみ、深く感ずるところがあり、その後自らもすでに辞意を有し適当な時期をねらつていたものである。」と弁明しているが、野邊前署長は、放火事件後においても、放火の捜査線上に浮んでいる尹聖熙等暴力分子と飲食を共にしている事実が確認されている。放火前日の辞表作成は、偶然ということもあり得ること勿論であるが、以上のような諸状況に徴すると、前述のような野邊前署長の弁解では、奇怪な行動なりと論ぜざるを得ない。県、市民も深い疑惑の念を抱いている。

検察当局は、よろしく、県、市民の疑惑一掃のため、野邊前署長に対する捜査を徹底し、一般県、市民の納得できる事実の真相を明白にすべきである。

三　検察庁の綱紀問題について

中田副検事の行動に対し、従来とかくの風評があつたところ、本年五、六月頃、支部検察庁の公金二万五千円紛失の事実が明かとなつた際、黒川、服部事務官等は、さきにも述べたように、大澤市会議員から無担保、無証書で（同議員の証言によれば、都合のよいとき返えすとの寛大な條件で）、この公金の穴埋めのため金融を受けている。

検察庁及び法務府はこのような綱紀の弛緩に対しては、適宜の行政処置を講ずべきである。

四　裁判所、検察庁の記録焼失の責任問題について

武生裁判所、検察庁及び司法事務局は同一庁舎内にあり、七月二十日、記録盗難事件以前においては、毎日二人（裁判所、検察庁各一人）の職員をして宿直せしめていたが、裁判記録及び印鑑類保管の代用金庫（幅三尺、高さ八尺）は、六月末頃より扉の破損のため重要書類保管のためには極めて不完全なものとなつていた。その後七月二十日、刑事記録（林好視外五名）六冊の窃盗事件が発生し、次いで、何者かが八月十一日、十三日、九月四日引続き数回、同裁判所、検察庁に侵入し何事かを計る形跡があつたので、（これは、さきに述べたように、林好視の所為であることが判明した）爾来、裁判所、検察庁は各室に施錠し警戒を厳にしていたが、九月十三日、米子裁判所の放火事件の報ぜられるや、同裁判所及び検察庁は、同様の放火あるを恐れ、各室入口に、馬穴（一斗五升入）に水を入れて備えつけ、毎夜二人をもつて夜警を開始していた。

これらの処置は万全なものとはいいがたいが、行政責任を追及する程度の怠慢があつたものとは認められない。ただ、焼失を免れた隣接の煉瓦造り倉庫に、進行記録等重要書類を格納したならば、記録の焼失はこれを免れることができたであらうと思料される。

従来、ことに平穏な地方の裁判所、検察庁の記録が盗難にかかつた事例は稀有であり、又、裁判所、検察庁々舎に対する放火の如きは前例のないことであるから、最高裁判所及び法務府は、この際、本件を契機として、地方小都市における裁判所、検察庁についても、盗難に対する記録の保全及び火災に対する庁舎の安全確保につき格段の注意と施設整備をなす必要があるものと認める。

なお、現在、焼失記録については、復写、再成の方法が講ぜられているから、その後の裁判の進行に支障が生じていないことを附記しておく。

五　今後の調査の必要性について

本件放火事件と相前後して、裏日本においては、

（一）十月十日　武生市隣接今立地区警察署放火事件

（二）十月十五日　福井刑務所集団逃走、同裁判所、検察庁、国警焼拂計画事件

（三）九月十三日　鳥取県米子裁判所、検察庁放火事件

等類似事件が頻々として発生している。（これら事件の内、（二）、（三）は目下捜査中であるから、しばらくこれをおき、（一）の事件につき参考までに起訴事実の概略を、備考として、摘記しておく。）

武生事件の本件調査に際しても、その片鱗がうかがわれたのであるが、これら事件は単純な同時偶発として看過することのできない節々があつた。これら事件の「関連性」及び「背後関係」の有無については、今後徹底的に調査する必要性があるものと認める。

〔別表一〕

終戦後の新興顔役団体名一覧表

暴力団の種類	親分の住居氏名年齢	名称	組織	縄張勢力
博徒	福井県鯖江町東小路 佐々木勝治 当四十六年	附近博徒及朝鮮人にて組織	鯖江町及附近一円子分十二名	住込子分七名他に子分二十二名おり常習的に賭博をなすもの
右同	武生市新町裏 和田善次 当三十七年	府中一家	武生市丹生郡西田中今立郡鯖江等近郷	子分三十名位
右同	大野郡大野町 吉岡守		大野郡一円	子分十五名
右同	坂井郡三国町喜宝 生田托生 当五十七年	生田一家	坂井郡三国町、同郡芦原町、石川県山代、中等温泉地	子分三十名
				常習賭博者
				常習賭博

右同	同郡三国町真砂 松田和三郎 当五十五年	松田一家	右同	三国町一円 子分三十名
右同	坂井郡三国町上西三七 湯浅忍夫 当五十二年	湯浅一家	右同	三国町一円 子分三十名
右同	同郡雄島村宿 松村吾市	松村一家	右同	近郷一円 子分三十名位
右同	同郡春江町江留上 松本義夫			近郷の徒輩を擁す 春江町一円 子分七名
右同	福井市田原町 辻本伊太郎			常習賭博 市内及芦原町附近町村
右同	福井市葵町 板垣龍雄 当三十九年	関東一家	右同	右同 子分十名
右同	福井市九十九町 津原雅也 当四十七年	津一家	右同	右同 子分三十二名
賭博	福井市日の出元町 芳賀榮作	坂本組三代目	右同	市内及芦原町芦原附近町村 子分百七十名
右同	福井市九十九町 窪田暹		右同	右同
的屋	武生市蓬来町下 繁木橘一 当五十二年	家露店商		武生市内 子分四十四名
右同	坂井郡雄島村宿 永野順一		右同	坂井郡三国町附近 子分四名
不良団	坂井郡雄島村米ヶ脇 谷川喜信			興行師 近郷不良青少年 子分三十名位
的屋	福井市北島	合津若松 北島一家		常習賭博 市内 子分二十名

（別表二）

全国暴力主義的団体集計表

昭和二十四年三月三十一日現在

	博徒的屋		不良団		計	
	団体数	構成員	団体数	構成員	団体数	構成員
北海道	四	六二	五	六〇	三〇	一、四〇〇
青森	九	五三	一	一	一〇	五四
岩手	三	一二	一	一〇	四	一三
宮城	二	一五	六	一〇	七	一三
秋田		八二				一三
山形	四	五六	一	一三	五	一三
福島	四	五五	一、九六	八〇	五五	二、〇四九
茨城	三五	九二			三五	九二
栃木	一〇	三九	九	五〇	四	五七
群馬	七	二六四	二〇	一、二一三	二七	一、四九六
埼玉	一四	二八六	三	八四	五	三〇九
千葉	八	一、三二一	二九	九八	三七	一、四九七
東京	四九	三、七七	七	八、二四一	五〇	二、〇二三
神奈川	二六	一六一	三	一六六	四	三三
新潟			一六	五五〇	一六	五五〇
富山			二	四八五	二	四八五
石川			六	二八九	六	二八九
福井	五	七一	二	一九四	七	二六五
山梨	六	四一	三	四〇〇	一三	一、二九一
長野			二	九九五	二	九九五
岐阜	三	四〇三	八	一、五三	一三	三、四二九
静岡	二七	六二七	九	二四六	三六	一、三五六
愛知	二	二、四〇〇	八	四、二三八	二〇	六、六三八
三重	一	一〇	四	六〇	五	九〇
滋賀	二	二、一〇一	二	二三八	三	二、三五一
京都	三	三〇七	一〇	二三八	三	五四五
大阪	一八	五五一	三	六〇	一七	九七一
兵庫	一〇	一、七一三	三	七〇	一三	二、五四
奈良			六	八二	六	二、六
和歌山	一	三〇	五	一〇	一三	四五
鳥取	五	六六	七	一、二九〇	八	一、九四
島根			八	一、二九〇	五	一、九五
岡山	一	三〇	一三	一、三四	一三	一、三四
広島	二九	三四四	一	一〇	一三	一、三五三
山口	八	二一〇	四	一、九一七	一二	二、一二七
徳島	七	三五五	七	三三	一四	三五五
香川	三	八六	七	四八〇	一五	一、二六一
愛媛			二	三六七	二	三六七
高知			二	三〇〇	二	三〇〇
福岡	一四	一四五	一七	八八	三一	一、〇八八
佐賀	六	四八三	四	四六	一四	五二九
長崎	六	四八三	四	三、一七九	一三	三、一七九
熊本	三	一〇七	一四	三、一七九	一七	三、一七九
大分	二	一一	一〇	一、九七	一二	二、〇八七
宮崎			一五	一〇三	一五	一〇三
鹿児島	二	一一	一	五〇〇	三	五一一
計	二六五	一五、一八五	一五八	四〇、八一七	四二九	五五、九八二

〔別表三〕

焼失書類、記録の概要

第一　民事関係

一　第一審判決原本綴（自二二、五、一至二四、九、一九）　一冊
二　支拂命令綴（同）　一冊
三　民事特別調停調書（同）　一冊
四　借地借家調停調書（自二三、一、一至二四、九、一九）　一冊
五　第一審記録　二冊
六　督促事件記録　四一冊
七　金銭債務調停記録　二冊
八　借地借家調停記録　一二冊
九　商事調停記録　一冊
一〇　公示催告記録　一七冊
以上　簡易裁判所の分

第一一　第一審判決原本綴（自二二、五、三至二四、九、一九）　一冊
一二　強制競売記録　三冊
一三　任意競売記録　五冊
一四　第一審記録　三七冊
一五　仮差押仮処分記録　四冊
以上　福井地方裁判所武生支部の分

第二　刑事関係

一　進行記録　二八冊
二　判決後未確定記録　一二冊
以上　福井地方裁判所武生支部の分

三　進行記録　四冊
四　判決後未確定記録　三冊
五　略式記録　二四冊
以上　簡易裁判所の分

第三　家庭関係

一　二四年度家事審判決定原本綴　一冊
二　二三年度以降家事調停調書綴　一冊
三　二四年七―九月審判既済記録　二〇二件
四　二年一月以降家事調停成立記録　三〇件
五　同上不成立記録　二五件
六　二三年一月以降未済記録　一〇件
七　調停事件簿、審判事件簿　各一冊
八　二三年度以降期日簿　一冊
九　二四年度遞付簿　一冊
第四　民商事非訟、過料関係　同上関係書類記録　一四〇冊

「備考」

住居侵入、放火　林好視

公訴事実

被告人は昭和二十四年十月十日午前三時四十分頃福井県今立郡粟田部七十番地の一所在国家地方警察今立地区警察署南側より梯子を使用して同署二階司法室の施錠なき硝子窓を開いて屋内に侵入し右司法室北側板壁及び板戸附近に空炭俵一個薪数本及び紙屑籠一個を接近して置き携行したる一升壜内のガソリン約二合を右板壁、板戸、空炭俵及び薪等に振りかけ所携の燐寸にて前記紙屑籠内の紙屑に点火し、更に右司法室、南側窓際の梯子上にありたる座布団に前記一升壜内ガソリンの余滴を振りかけ之に紙屑籠を近附け右座布団及び紙屑籠内の紙屑に前記燐寸にて点火し以て放火し因て同警察署員巡査五島彦三郎外五名の現在する建造物の一部である右司法室の板壁、板戸及び床板の一部を燃燬したものである。

――――――

武生市、米子市所在裁判所検察庁怪火事件、今立地区警察署怪火事件、福井刑務所集団逃走未遂事件調査報告書

標記の件につき、本委員会においては、委員派遣の承認を得て、委員田嶋好文君、武藤嘉一君、猪俣浩三君、大西正男君を派遣して現地調査をなし、調査を終了したからその経過並びに結果を別紙の通り報告する。

昭和二十五年二月二十日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

第一　本調査の目的

昭和二十四年九月中旬から十月中旬まで、約一箇月の間に福井県、鳥取県等裏日本においては、裁判所、検察庁、警察署等権力機関の怪火事件及び刑務所の集団逃走、裁判所検察庁、警察署焼拂計画事件が続発した。すなわち、

一　九月十三日　鳥取県米子市所在鳥取地方裁判所同検察庁米子支部怪火事件（以下「米子事件」と称する。）

二　九月二十日　福井県武生市所在福井地方裁判所同検察庁武生支部放火事件（以下「武生事件」と称する。）

三　十月十日　福井県今立郡粟田部所在国警今立警察署放火事件（以下「今立事件」と称する。）

四　十月十四日　福井市所在福井刑務所における集団逃走、逃走後警察検察庁裁判所の焼拂計画事件（以下「福井事件」と称する。）

の四事件がこれである。

当委員会においては、二の武生事件については一応の調査を終え（昭和二十四年十二月十四日附中間報告書）たが、

これら四事件は、放火ないし怪火という新戦術であり、時間的には朝連解散（九月八日）直後のことであり、場所的には裏日本に続発したものであり、しかも、裁判所、検察庁、警察署、刑務所等権力機関に対して発生したという重大な類似性をもつているので、これら事件につき能う限りの真相を国民の前に明かにし、特に、

一　背後関係

二　関連性の有無

を究明し、もつて、国の内外において講和問題が論議せられつつある現状にかんがみ、国民自からの手による治安確保に資せんがため現地調査を行わんとするものである。

第二　調査の方法

当委員会においては委員田嶋好文君、武藤嘉一君、猪俣浩三君、大西正男君を現地に派遣し、専門員小木貞一君、調査員花村省三君を同行調査せしめた。

調査団は一月二十八日から二月六日までの間において各地区の裁判所、検察庁、警察署、刑務所等の関係職員、新聞記者、事情に精通した県市民、市会議員、公安委員、被疑者等の関係人四十数名を喚問し、あるいは事情の説明を求め、且つ現場を実地検分して真相究明につとめた。

第三　事件の概貌

一　福井事件

福井刑務支所第一舎房収容中の未決及び既決の囚人十数名が、共謀の上、昭和二十四年十月十六日（日曜日）を期し、外部にいる暴力破壊分子の応援の下に、集団逃走を企て、同刑務所に放火しようとしたところ、連絡不充分のため、同月十四日共謀者十四房茂住金太郎（左官）及び林銀珠等は、夕食後、署をもつて同房の壁の一部（高さ四尺幅三尺）を破壊して板壁一枚となし、同房者に脱走をすすめていたが、同房者中森川国夫及び岩本政一の制止密告によりその目的を遂げなかつたものである。

二　武生事件

本件については、さきに、昭和二十四年十二月十四日附報告書において中間報告をしてあるから詳細は省略するが、要約すると、

武田太平、林好視、武田勉、山口龍男等、日本人暴力不良分子と尹聖熙、車東守等朝鮮人暴力不良分子は昭和二十四年中武生裁判所（支部又は簡易裁判所）において刑事裁判の審理をうけつつあつた者、又は判決言渡後未確定の状態にあつたものであるが、これら日鮮の暴力不良分子谷計十二名は、処罰を免れんがため、九月十九日夜から翌二十日未明にかけ、同市幸町二十九番地尹聖熙方に集り、謀議の結果、同裁判所、検察庁を焼き記録及び証拠のいん滅を企て、午前五時頃、自動車修理工である山口龍男外二名をして消防自動車二台の配線を破壊せしめて、その出動を妨げ、武田太平外四名をして附近の見張にあたらしめ、庁舎内の事情に詳しい林好視が尹外二名の朝鮮人を裁判所庁舎内に誘導し、同人等において事務室に放火し、同裁判所、検察庁の庁舎を全焼せしめ、同庁舎内に保管してあつた大部分の記

録（殊に進行中の刑事記録）及び証拠品を焼失せしむるに至つたものである。

三　今立事件

武生事件において、発火地点への誘導役を果した林好視は、その後同年十月十日午前三時四十分頃福井県今立郡粟田部（七十番地の一）所在国家警察今立地区警察署を焼き拂わんことを企て、同署から一町ばかり離れた民家に立てかけてあつた梯子を持ち出し、同署南側に立てかけ、二階司法室の窓から屋内に侵入し、右司法室北側板壁及び板戸附近に空炭俵一個、薪数本及び紙屑籠一個を接近しておき、所持していたビール壜内のガソリン（約二合）を右板壁、板戸、空炭俵及び薪等にふりかけ、マッチで前記紙屑籠内の紙屑に点火し、更に右司法室南側窓際の椅子上にあつた座布団に前記ガソリンの余滴をふりかけ、これに紙屑籠を近づけ、右座布団及び紙屑籠内の紙屑にマッチで点火し、同署員巡査五島彦三郎外五名の現在する建造物の一部である司法室の板壁、板戸及び床板の一部を焼きしたものである。

四　米子事件

昭和二十四年九月十三日午前三時鳥取地方裁判所米子支部、同検察庁支部及び同法務局共同庁舎の検察事務室附近から出火、右庁舎及び附属建物は全焼、午前六時頃鎮火したが、当時夏期の断水と水圧低下のため手の施しようもなく、ついに丸焼けとなつたものである。これがため証拠品倉庫に保管中の生ゴム数百貫の他押収品多数及び現金二十万円も同時に焼失した。

第四　事件の発生原因―事件発生までの経緯

一　福井事件

県下における不良暴力分子の概況は別表一の通りである。すなわち、団体数二十四、構成分子数六、七百名で、その勢力も侮りがたいものがある。その横行ぶり、活動状況も、別表二の犯罪表の通りである。朝鮮人も県下に七千名以上居住している（県の人口約七十万）。

これに対し、警察力は国警、自治警合計二十五署、定員八百名余である。

ところで、福井刑務所は、戦震災のため焼失し、現在の建物はその後新築されたバラック式のもので、その設備についても後に述べるように極めて不完全なものであるが、収容能力定員百二十二名のところ三百名以上の未既決囚を収容し（定員に対する倍率二・六倍）、看守の定員は五十八名という状態であつた。

従つて、この福井刑務所は各房の室内においてすら他房との連絡ができる状態であり、かつ、書信台の設備もなく、通路に備附けられた長机を代用とし、数名同時に書信台として使用せしめていたため、秘密連絡には最も都合のよい場所であつた。又、書信場でチリ紙に書いたものを房へ投げ込んで連絡をとる方法もとられていた。この外、運動場における運動の時間が連絡にしばしば悪用されていた模様である。

今、本件発生までの刑務所内における受刑者、刑務所職員及び外部等関係者の動静並びに本件発生までの経過等について考察してみると、当時第一舎房に収容中の約二十名の朝鮮人は機会をうかがい、互に朝鮮語で連絡し、これら一部の者の間においても、つとに逃走の話があつたものの如くである。殊に、林銀洙（十四房）は入所以来「自分は以前広島の監獄を破つて逃げた。拳銃を持つて逃げ、現在二挺もつている。」等の話を房内においてしていたと言われている。又、同房の茂住に対し、向い側の七房（朝鮮人四名ないし五名雑居）の逃走計画の仲間入りをするよう勧誘したと言われている。逃走計画は茂住の共犯者たる十八房の正木にも通じていたが、同時に他方十七房収容中の受刑者の親分格と自他ともに許していた窪田暹の外十八房橋稔、十九房藤井澄太等の間においても逃走計画が進められていたものの如くである。就中、窪田暹は本脱走計画の中心人物と見られ、刑務所内において相当の威勢を示し、運動場においては「武生に放火があつたから今度はこちらの番や。やらにやあかんのや。こんどは福井の番やさかい。」とか「出れん場合には武生の手に訴えにやいかん。云々。」とか、あるいは「俺がやれば皆ついて来る。皆逃げよ。自分は未決や既決の方はギュッとも言わせぬ。担当の一人や二人はやつつけて、あとは火をつけて焼く。」等と豪語し、あるいは一受刑者に向つて「お前は五年も長い刑をつとめる心算か、七年逃げれば時効になるから、一所に逃げよう。」と勧誘したと言われている。又、事件の数日前「ブタ（看守のあだ名）近い中に丸焼きになるのを知らんでいる。」「うまくやれ。あとは俺が引受ける。」と放言していたともいわれている。

事件発覚後共謀者たる藤井が「林銀洙、茂住、森川が房を破つて出て、窪田の威勢で彼自身が未決の扉を鍵で開け、強制的に出させる計画だつた。」と語つたそうである。

更に、九月二十日の武生裁判所放火事件被疑者として入所中の山口龍男は、運動場及び書信場において、武生裁判所放火に際し、自分が、消防自動車のバッテリーを破壊したる事実その他放火の経過について、ひそひそ語り合つていたようである。逃走計画決行の時機をうかがつていた各房間において事件数日前から脱走の時日についての連絡をなし、初め十月十四日を決行の日と定めたようであるが、当日に至り窪田の意を受けたと思われる十九房藤井澄太より、壁越しに隣房十八房の子分橋稔に対し、「十六日でなければいけない。」と連絡した。しかして窪田一派は「十六日（日曜日）晩は、十時から十二時頃刑務所内外呼応して暴動を起して逃走する。担当看守を房内に入れて、藤井一派が躍り出して放火する。外部からピストルを持つて来て四ツの門から応援する。外部との連絡は窪田がやつて十五日の面会を通じて午前中にわかる。」と洩らしていたといわれている。

しかるに、十六日決行の連絡不徹底のため、十四房においては茂住等七名の間において十四日夕五時頃より夜十一時頃までに壁の一部を破壊し了り、房より脱走の態勢を整え、シャツ等を着かえた者もあつたが、ことの不成就をさとつた同房の森川及び岩本等が中止方を勧告したため、ついに未遂に終つたものである。

翌朝五時、森川及び岩本から十四房事件の報告を、十房西梨より十六日決行計画の報告を、それぞれ受けた看守は、これを所長に報告した。

所長からの報告を受けた福井地方検察庁は直ちに市警をして、刑務所内外及び裁判所検察庁々舎を警備せしめた。かくて、集団逃走、警察、検察庁、裁判所、焼拂計画事件と呼ばれた本件福井事件は完全に不成功に了つたのである。

二　武生事件

本件については、さきに述べた中間報告において詳細をつくしているから、これを省略する。

三　今立事件

さきに武生事件において、誘導役をつとめた林好視は、昨年六月十八日窃盗罪により同裁判所において審理中であつたが、裁判官の訊問追求に備えんがため書きとめておいたメモが押収されたところから、そのメモが右窃盗罪事件の記録中に綴り込まれているものと思いこみ、この記録の盗み出しを企て、七月二十日同裁判所に侵入し、自己の事件記録外合計六冊を窃取したが、問題のメモを発見し得なかつたところから、その後三回（八月十一日、十三日、九月四日）にわたつて裁判所、検察庁の庁内に侵入したが、所期の目的を達しなかつた。かくて、庁内の事情を詳しく知るに至つた林は、武生事件の誘導役をつとめ、裁判所、検察庁の放火を敢行したものであるが、その後、さきに述べたメモは国警今立署にあるものと想像し、十月十日

同署に放火したものである。

本件は、林個人の単独犯とみるには困難な諸事情があるが、この点は後に背後関係の部において述べることとする。

四　米子事件

当時は朝連解散（九月八日）の直後であり、裁判所には朝連関係者に対する刑事事件もけい属していたため、市内においては、あるいは裁判所、検察庁、警察署等の焼打ちが起るかも知れないとの噂がとび、裁判所、検察庁においては万一に備えて宿直の強化を行い、記録等重要書類搬出の訓練を行つていた。

しかして、同市における従来の火災の例を見ると、昭和二十三年一月六日鳥取食糧公団米子支所全焼（第一回目）、昭和二十四年一月十八日鳥取県標準米子保健所全焼、同年一月三十一日前記食糧公団全焼（第二回目、調査団到着の前日）の外、本件裁判所、検察庁全焼等官公庁々舎の火災事件が続発しており、市中の民家は二十年来焼けたことがないといわれ、市民は一般にこれら火災の原因について多分の疑念をもつていた。

本件火災の原因については、その直後に行われた合同捜査会議（検察庁、国警、自治警）において市警が捜査の直接担当者となり、検察庁及び国警は側面からこれを応援することに決定し、目下、失火、放火の両面から極力捜査を続行しているが、捜査当局からの捜査の経過報告及び当調査団の現地調査の結果、以下のような諸事情が明らかとなつた。

すなわち、朝連解散（九月八日）手続につき、県庁職員との間に混乱を生じた際、連盟員某（仮に甲と称する。）は居合せた梶川支部長検事をにらみつけ、「あの検事が来た、云々。」と放言し、又ある者は「このうらみは必ずはらしてやる。」と言つていた。

又、当時朝連関係者の公判が同裁判所にけい属中であつたが、火災の翌日はその判決言渡日に当つていた。しかもこの公判には彼等の間に重大な関心がもたれており、被告人と親密な間柄にあつた前述甲は公判ごとに来ていたといわれる。又その八月上旬の公判期日、廊下において、その被告人は「検事おぼえておれ。」とどなり、拘置所へ帰つてからも

「検事の頭をぶちわつてやる。梶川検事に会わせろ。」と、どなつていたといわれる。更に、火災の前後これらの同志は市内各所で頻々と会合していた模様である。

前述朝連員甲は常習博徒で賭場において夜明けまでやつているのを常としている者であるが、火災当夜に限り夜十時半頃賭場を出たまま約一時間の間その行先があいまいであつた上に、同夜午前一時頃火災現場から約一キロの地点において同人が検察庁を背にして帰宅するのを目撃した者があり、更に午前五時頃小崎斉宅の前にて小崎に向い、うれしそうに「検察庁も裁判所も焼けた。」と言つていたといわれており、右甲と火災の翌日裁判言渡をうけることとなつていた某とは極めて懇意な間柄にあつたことは前述した通りである。

他面、捜査機関内部における不正腐敗事実について考察してみると、

まず、米子検察庁内部においては、昭和二十三年十二月中、証拠金二十数万円紛失の事実が判明し、同月二十六日同庁より盗難届が提出され、その後、同庁正本庶務課長は、本紛失事件につき窃盗容疑で起訴されたが、証拠不充分の故をもつて無罪とされ、別に業務上横領（金額一万円）の罪により、懲役五箇月（執行猶予）の裁判を受けたのであつた。なお、火災当日は検事正の会計監査を行う日に当つていた。

朝連関係者特に前述甲は検察庁へ出入りする中因縁がつき、右正木とも懇意な間柄になつていたといわれている。なお、同庁検察事務官等の間にはかねてとかくの噂のあつた角田同庁前支部長検事が、正木庶務課長の件で検事正弾劾運動を行つた際、これに同調した者もあつたといわれている。また、次ぎに、米子市警察署永富刑事部長は十八年にわたり米子署に勤務しており、従つて市内の事情に精通し、ボス、暴力団、窃盗団、博徒、朝連員等と、あるいは親密に交際し、あるいはこれらと内通していたものであつたが、偶々本件火災事件の捜査中同人の偽証教唆及び人権じゅうりんの事実が判明し、十月十四日検察庁において同人を検挙すると同時に市警においても十一月中刑事の総入替えを断行した。これがため市内不良暴力分子の活動状況についても、情報が市署にたやすく入手できるようになつた。その後、十一月より十二月の間、市内の不良分子約五十名を検挙し、その一味の中には元市警刑事であつた但馬元市がいたのであるが、同人は窃盗団の一人として、ぞう物売りさばきの役をつとめると同時に犯罪捜査の情報提供者として、前記永富と共に同市における犯罪捜査の障害となつていたものである。この但馬元市は本件火災事件につき前記「甲が放火したものと思うが、もしこれを知らせれば殺される。」と言つて証言を拒んでいるといわれる。

この際、戦後における朝鮮との関係を一瞥しよう。元来、本県は朝鮮との密航には好適の地である。すなわち、境港から南鮮釜山までは約三八〇浬、北鮮元山までは約六二〇浬の近距離にあり、釜山からは時速六ノットの木造船によつても約一昼夜を要するに過ぎない。しかも、附近海岸地帯には松原が多く、その松原の中に朝鮮人部落が密集しており、その地理的環境たるや絶好の密航地点ということができる。鳥取県、特に米子市地方は弓ケ浜半島を中心とし、隠岐の島を中継して南鮮（主として釜山）北鮮（元山等）との間に密貿易密入国が行われており、繊維、雑貨類、自動車部分品、電気器具等が持ち出され、生ゴム、牛皮、ペニシリン、ストレプトマイシン等が持ち込まれている。昭和二十三年度において密輸出七に対し密輸入五の割合であつたが、昭和二十四年度においては十三対三の割合に密輸出が増大している。鳥取県の県境から島根県惠雲に至る海岸線において年間二百五、六十名の密入国者（昭和二十四年全国不法入国検挙数九五三名、密貿易検挙数四五三名）があるといわれる。西伯郡国警地区署管内の警備線はその内三十九マイルであるが、当地海上保安部その他治安機関の警備態勢の不備のため密貿易については僅かに数件の検挙を見るにすぎず、密航者については未だ検挙者を見ない状態である。

米子市及び隣接町村一帯の地域には終戦前からの来住者と終戦後の密入国者とを合し約二千名の朝鮮人が居住しているが、その比重は鳥取県における六割ないし七割を占めている。これら朝鮮人は終戦後ドブロク、飴、製造、養豚等に従事し、税務署、警察、検察庁との間に絶えず闘争を続けていた（例えば昭和二十三年十二月二日ドブロク取締に関する税務署襲撃事件）。

なお、鳥取県は従来山陰においても社会運動がすこぶる旺盛な土地であつたが、同市においては昭和二十四年七月頃いわゆる「地方事務所長つるし上げ事件の検挙者奪還事件」、検事に対する名誉き損をめぐる闘争（昭和二十四年五月）等があり、右関係者等は警察、検察に対し強い反感を抱いているもののようである。

第五　背後関係及び関連性

福井事件

本脱走計画は前述の如く所内において窪田逼、藤井澄太、橋稔等を主謀者とするものであつたが、同時にそれは刑務所外部の暴力破壊分子と連絡の上その応援を得ることを期待してなされた計画であることはほとんど疑う余地がない。

福井県下には別表の如く多数の暴力団、博徒等の団体が存在し、その数二十八（構成員七百余名）を

数え、中でも津一家（子分三、四十名、現在津一家二代目は前川元信）、関東一家（子分二、三十名）、坂本組（子分百七十名、現在二代目は芳賀栄作）等は戦前からの有力な封建的暴力団又は博徒団体として依然その勢力を張り、治安確保に対し大きなガンをなしていたものである。

本件主謀者と見られる窪田は十数年来右津一家の前代親分津原雅也と兄弟分の関係にあり、武生市の暴力団和田吉春（当委員会の第一回現地調査の結果、昭和二十五年一月十六日法務府から解散を命ぜられた。）もまた、津原の子分であり（中間報告書参照）、窪田と和田とは幼少の頃から現在に至るまで親密な間柄にある。しかしてこの窪田は終戦後鉄類乾物等の商業を営み、かたぎとなつたと称しているが、別表にあるように県下における暴力団の一味であり、前述の津原組、関東組、和田吉春その他の不良暴力分子と深い交際を続けているものの如くである。

当時、窪田は、既決囚であると同時に起訴中の恐喝罪等により未決囚として処遇せられていたため、その面会回数に制限なく、同人に対する面会は、本件発覚の十月十四日までの約四十日間に一日平均一、六人の多きにのぼつており、これら面会者は前記津一家初代津原雅也、津一家二代目前川元信、武生市和田吉春等の暴力団の親分を始め、その他多数の不良暴力分子であつた。藤田一夫、小森己之助等はあるいは窪田等の安否を問い、あるいは差入、商用等を理由としてしばしば面会し、殊に小森は福井支所入所中窪田、藤井と知り合いになつたもので、藤田等とともに外部との連絡の役に当つていたものである。

窪田は右親分等の外十月初旬、関東一家（子分二、三十名）の伊香賀久にも連絡をつけ、その面会を求めていたが、その頃窪田が「伊香賀も二、三日中に面会に来ることになつている。」と言うのを聞いた一味の藤井澄太は、「伊香賀さんにも話してあるのか。」と何か意味ありげに窪田と語り合つたといわれ、又、飛坂義市（津原の子分）は同年九月同刑務所に入所中窪田に煙草、マッチを與えたのであるが、窪田は十月初め藤井に対し「保釈で出た飛坂や岡田秀夫（津原の子分保釈出所中）が面会に来ることになつている、云々。」と語つていた。

更に、九月末頃窪田は書信場で藤井に対し「武生の坂田（？）等から連絡があつたが、向うからも来て刑務所も、検察庁も、裁判所も焼く。こんどは福井の番だ。」と言い、又、十月五、六日頃武生事件容疑者（消防自動車のバッテリー破壊）として入所した山口龍男に対し「逃走することについて外部との連絡ができているが、福井は進駐軍がいるし、ボンプも早いから一寸武生のようにはできぬから考えている。」とか「共産党の方も連絡ができている。外部から刑務所へ二、三十人やつてくる。裁判所も焼くのだ。」と言つていた。

殊に、兄貴分にあたる前記津原組津原雅也が九月中に二回、弟分にあたる和田吉春が十月十二日即ち本件集団脱走事件の前々日（武生放火事件の後未検挙の時期）に、窪田に面接していることは注目に価する。

なお、ここで一言しておかなければならぬことがある。すなわち、福井刑務所の看守中六、七名は窪田と特別に懇意であり、就中一、二の看守は元津原組の子分である。これがため、窪田は他の囚人に比し相当自由に振舞つていた。同人が煙草やマッチをもつていたのを見かけたという証人は一、二に止らなかつたし、面接の如きも未決の身分をもあわせ持つていたとはいいながら、九、十月の四十日間に一日平均一、六人という多数にのぼつており、窪田と看守とのこれらの悪因縁は遂に本件脱走にあたつても各房間の連絡及び外部との連絡を容易ならしめたという濃厚な疑惑を起さしめている一事である。

最後に、窪田邉の現地調査における証言によれば、窪田は大正十四、五年頃から共産主義に共鳴し、その後数年間当時共産党員であつた乾某、森田某、長杉某と同志として交際していたが、漸次共産主義の実現不能を悟り、その後共産党に入党したのである、とのことである。

しかるに、現地調査における証人石塚新三郎の証言によれば、最近窪田は再び共産党に対し深く関心をよせていたもののようであり、昭和二十四年八月頃福井市警察署に検挙された際当時たまたま同署に留置されていた石塚に対し「自分は共産党へも入党している。」と語り、又その後福井刑務支所入所後も共産党福井地区委員小林義親宛に石塚をしてはがきを代筆せしめて面会を求めたが、小林義親は九月十二日刑務所に来り「新田さんからも聞いて来た。」旨を告げて窪田に面会した。しかして、右新田某は「中龍鉱山つるし上げ事件」の関係者として起訴され、九月同刑務所に入所中窪田と知り合つたものであるが、窪田は同人に対しても逃走の意思を通じていたさうである。更に、窪田は九月中当時同一舎房の千震昊（元朝連幹部子分七十名別表参照）に対しても「共産党へ入党も済んでいるから今後応援してもらいたい。」と言つていたそうである。

今立事件

本件は検察庁の起訴状によれば武生事件の誘導役である林好視の単独犯行となつているが、さきにも事件の概貌においてふれたように（イ）警察署から一町も離れた民家から三間梯子を運び、放火用の薪数本及び炭俵を持参している点（ロ）二箇所に放火している点（ハ）人通りのある警察署前の街路を通り、しかも二階刑事室には百燭光の電燈のついている状況下において、かくの如き重量の物件をもち運びながら、短時間内に二箇所に放火している点等の諸事情から考察すると、単独犯行とみることはすこぶる困難である。目下検察庁においても共犯者の捜査を鋭意続行中である。

武生事件

本件については、さきに提出した中間報告書に記載されているから、これを省略する。捜査当局についてその後の調査の説明を求めたが見るべきものがなかつた。

米子事件

捜査当局の経過報告並びに調査団の現地調査の結果を総合すれば、放火の疑は充分であるが、その背後関係についてはさきに述べた捜査線上に浮んでいる者がさしあたり問題となる。当局の今後における徹底的捜査に期待する。調査団としては、捜査当局が捜査遅延の原因を解消して速やかに捜査の実効をあげんことを切望するものである。

第六　結　論

一　背後関係ないし関連性

裏日本におけるこれらの四事件全体に通ずる統一的背後関係の存在はともかくとして、少くとも福井県下における武生、今立、福井の三事件は封建的暴力分子の強力な推進にもとづくものであることは、さきに詳しく述べた諸情況に徴しても明らかであると思う。

なお、共産党地区委員との関係については、さきに背後関係の項において述べた程度であつて、現地調査の現段階においては、これら事件に関係ありと断定することはできない。

二　これら事件の類似性ないし共通点

（イ）場所的には、裏日本であり、且つ多数朝鮮人の居住地帯

であること
（ロ）時期的には昭和二十四年九月中旬から十月中旬の間に発生していること
（ハ）現に武生事件及び福井事件については朝鮮人の連累者を出していること
（ニ）暴力、破壊分子の協力ないしは結托の下に行われたものであること
（ホ）裁判所、検察庁、警察署、刑務所等の権力機関に起つた火災又は事件であること
（ヘ）従来その例を見ない新現象であること
（ト）捜査当局である自治警の腐敗、検察庁における若干の不正事件が、常に、つきまとつていること

三　治安対策について
（一）政府に対するもの
（イ）治安確保の障害となつている暴力、破壊分子が残存横行し、国内外の情勢変化に即応し、直ちに集団的暴力行為に訴えつつある現状にかんがみ、政府は速やかにその組織の実態を調査し、これが善導と徹底的取締策を実施すること
（ロ）不法入国密貿易が国家治安に重大な悪影響を及ぼしている現状にかんがみ、裏日本山陰北陸における海上保安を強化し、国民の協力を得て海陸警備諸機関の総合的不法入国密貿易対策を講ずること
（ハ）中小都市における自治警察とボス、暴力団との悪因縁は一般的傾向であるから、これを是正する抜本的方途を講ずること
（ニ）検察、国警、自治警、特別警察の協力体制を強化する立法措置を講ずること（現状はすこぶる非能率であり非協力的である。）
なお、検察職員の不正事件については、その後法務府は検事正、副検事及び検察事務官を罰俸処分等に付していることを附記しておく。又、武生市暴力団和田吉春に対し解散命令を発したことは前述の通りである。

（二）政府及び最高裁判所に対するもの
従来平穏な地方の中小都市における裁判所、検察庁庁舎に対する放火はわが司法史上前例のないところであり、しかも治安上人心に及ぼす影響も重大であるから、これら事件を契機として記録、証拠品及び庁舎の安全確保につき格段の注意と万全の施設整備を速やかに実施すること。
（三）地方自治体に対するもの
（イ）さきに政府にも要望した点であるが、中小都市の自治警と暴力団、ボスとの悪因縁は一般的傾向と認められるから、本件調査地の自治体は勿論、自治警の悪風の存在を強く認識し、これを徹底的に是正する方途を講ずること。
（ロ）武生事件に関する中間報告において当委員会は、福井県市民に対し市会の民主化、明朗化のため格段の努力を希望したのであるが、その後同市の青年及び婦人有志がこの要望にこたえて立上り、市会革新を目ざしてリコール署名運動を展開し、一月三十一日現地においてこの調査を進めていた当時すでにその署名数は法定数を超え、近く選挙人の投票に付せられることになつている事実をここに報告するとともに、今後の活躍を期待するものである。

別表一

暴力団調査表

暴力団の種類	親分の住居氏名年齢	名称	組織網	張勢力	備考
的屋	福井市御屋形町二〇 波木井啓光 三十六歳	波木井一家	露天商	福井県、石川県 六十名位	現在は隠居して、波木井啓光に、四代目を譲り居るも相当勢力を有す
博徒	福井市日之出元町 芳賀榮作 三代目	坂本組 常習賭博者	福井県、石川県	福井市及近郷、石川県山中町、山代町、金沢市 三十名位	
同	福井市栄町四三 津原雅也コト 岩佐政治 四十七歳	津原組	同	福井市及近郷、坂井郡芦原町 二十名位	
同	福井市花月上町一三 関東コト 板垣龍男 三十九歳	関東組	同	福井市及近郷、坂井郡芦原町 数名	
同	福井市館町二 窪田邁 四十三歳	同	同	福井市及近郷、坂井郡芦原町 十数名	
同	福井市田原町 辻本伊太郎 四十九歳	角七	同	同	

同	坂井郡春江町境 松澤こと 大澤響 五十一歳	岩雄	博徒及露店商をもつて組織	春江町坂井郡磯部村西部一円	十五名位
不良団	坂井郡春江町中庄 きいやこと 桑野繁一 十九歳	不良青少年	春江町坂井郡大名村南部吉田郡河合村北部一円		十名位
同	坂井郡春江町境 森山清松こと 佐野一雄 曹震 四十四歳	旧朝連系	春江町坂井郡磯部村西部森田町北部		十五名位
博徒	坂井郡丸岡町八幡 新本高士 三十六歳	近郷の徒輩	丸岡町一円		数名
的屋	坂井郡丸岡町巽 松尾捨吉 五十歳	同	坂井郡東部		十数名
博徒	坂井郡三国町喜宝 生田托生 五十七歳	一家	常習賭博者	坂井郡三国町芦原町	三十名位
同	坂井郡三国町滝本 松田和二吉 五十五歳	松田一家	同	三国町一円	三十名位
同	坂井郡三国町桜谷 柳原信	同	同		

同	坂井郡雄島村宿 松村 吾市 四十九歳	一家	同	近郷一円	三十名位
的の屋	坂井郡雄島村宿 永野順一 五十一歳		露天商	坂井郡三国町附近	数名
博徒	坂井郡雄島村米ヶ脇 谷川喜信		常習賭博者	近郷一円	三十名位
同	大野郡大野町寺 吉岡守 明治三年二月三日生		同	大野郡南部	十数名
的の屋	大野郡大野町寺 山本武志 大正元年八月五日生		露天商	大野郡一円	十数名
同	大野郡勝山町下後 小林喜一郎 明治四年八月六日生		同	同	数名
不良団	大野郡勝山町下元禄 松田登 大正九年八月三日生		不良徒輩		数名
的の屋	今立郡鯖江町西鯖江 舟津寮内 上坂忠		露天商	鯖江町一円	十名位
博徒	今立郡鯖江町東小路 佐々木勝治 四十七歳		常習賭博者	鯖江町及附近一円	十名位
的の屋	武生市蓬莱町 木下繁 五十二歳	橘一家	露天商	武生市	四十名位
博徒	武生市新町裏 和田善次 三十七歳	府中一家	常習賭博者	武生市丹生郡西田中今立郡鯖江町近郷	三十名位
不良団	武生市幸町二九 尹聖 三十六歳		元朝連系日本人不良徒輩	武生市内	十数名
博徒	丹生郡四ヶ浦町梅浦 越の海こと 山下榮三郎 三十三歳		常習賭博者	丹生郡四ヶ浦町	
不良団	大飯郡本郷村尾内 千葉昊 三十三歳		元朝連民青年部員	大飯郡本郷村近郷	七十名位

別表二

昭和二十四年中における犯罪事件の概要

名称及び被疑者（波木井一家）	送致官署	罪名	処分区別	裁判結果	備考
津崎谷一	福井市署	詐欺（賭博）	求公判	懲役五月	控訴中
原田治夫	〃	傷害	二四、三、一〇	金沢地検小松支部移送	
岩切孝雄	〃	〃	二四、三、九	嫌疑なし	
小林金吉	〃	賍物牙保	二四、九、二	判決	懲役八月罰金一万円三年間猶予
萩原和敏	〃	恐喝	二四、九、一三	判決	懲役六月
岩崎一馬	〃	〃	二四、七、九	求公判	
平松博	〃	〃	二四、七、九	嫌疑なし	
須山勇一	〃	詐欺	二四、七、二三	右同	
桑野好男	〃	恐喝	二四、七、九	起訴猶予	
森健二	〃	暴行恐喝	二四、一二、二三	嫌疑なし	
波木井豊	〃	詐欺	二四、一、五	求公判	罰金千円
（津原組）				高岡支部移送	
山口龍男	福井市署	賭博	二四、九、八	略式	罰金三千円
五十嵐勇	〃	賍物寄蔵恐喝	二四、六、二二	求公判	懲役八月罰金千円
矢部齊	〃	傷害	二四、一一、二	九判決	懲役一年六月
中島時男	〃	〃	二四、二、九	求公判	罰金一万円
飛坂義市	〃	傷害	二四、二、九	求公判	懲役八月三年間猶予
林照夫	〃	公務執行妨害	〃	〃	一〇、二七
岡田秀夫	〃	〃	〃	〃	懲役一年二月
（関東組）					懲役八月
板垣龍男	福井市署	賭博	二四、九、八	略式	罰金六千円
松川実	〃	公務執行妨害	二四、九、一四	求公判	審理中
浜本延吉	〃	〃	起訴猶予		
伊香賀久	〃	恐喝	二四、八、三	求公判	審理中
大久保新	〃	〃	〃	〃	審理中
高砂高造	〃	暴行	二四、九、二九	起訴猶予	
宇津野正幸	〃	窃盗	二四、一〇、一二		賍物運搬懲役十月三年間猶予
渡辺健次	〃	〃			控訴中
（窪田関係）					
窪田邁	福井市署	恐喝	求公判		審理中

川田高士	〃	賍物故買	二四、七、二判決　懲役十月罰金五千円三年間猶予
（角七関係）			
辻本伊太郎	福井市署	賭博	二四、七、三〇略式　罰金八千円
中野惠一	春江町署	傷害	二四、四、二一略式　罰金五千円
坪内基	〃	〃	〃　二四、一〇、七　懲役一年三年間執行猶予
奥平信	〃	恐喝	求公判　二四、一、四　懲役六月
山田正一	〃	恐喝	求公判
竹田正夫	〃	〃	二四、八、二三　嫌疑なし略式
笹原新左ェ門	〃	〃	
西畑栄二	〃	傷害	二四、二、一二求公判
松木義雄	〃	恐喝強盗（未遂）	二四、一〇、一七〃
山根辰雄	〃	傷害強盗（未遂）	二四、一〇、一七〃
桑野一繁	〃	〃	二四、一〇、三〇〃
高間教志	〃	強盗（未遂）	二四、一〇、三〇〃
坪井克己	〃	賍物牙保詐欺	〃
西畑栄二	〃	窃盗	余罪不処罪　二四、一二、五求公判
中島憲治	〃	〃	二四、四、二一〃
杉本誠	〃	〃	二四、三、一九起訴猶予
加藤勝	〃	強盗	〃
日下部義雄	〃	強盗	二四、三、一九起訴猶予　懲役一年三年間猶予
金木一郎	〃	強盗	〃　脅迫
柳正男	〃	〃	〃
草柳寛一	丸岡町署	恐喝	二四、八、五求公判　審理中
福島登	〃	傷害	二四、一一、二四起訴猶予
新本高士	〃	脅迫傷害	〃　控訴中
吉岡輝治	大野町署	傷害	求公判
鄭鐘南	〃	傷害公務執行妨害	〃　懲役二年
西村主計	〃	詐欺	起訴猶予
原栄男	〃	窃盗	〃
畑中七松	〃	暴行	求略式　罰金五百円
川島康昌	〃	暴行傷害	〃　罰金千円
松田龍雄	勝山町署	傷害恐喝	求公判　二四、一二、二八　懲役一年六月
伊藤宏	〃	〃	〃　二四、四、三〇　懲役十月

安田登	〃	〃	〃
松田勤	〃	恐喝	同未遂〃
松田登	〃	傷害詐欺恐喝	求公判
山本正男	武生署	窃盗	〃
小畑辰雄	〃	猥褻	〃
條田宝蔵	〃	賭博	〃
李喜雨	〃	傷害、放火	求公判
武田太平	〃	恐喝放火	〃
崔鎭亮	〃	傷害放火	〃
渡辺廣	〃	恐喝放火	〃
山口龍男	〃	横領、恐喝、放火	〃
浅井彦市	〃	住居侵入	二四、一〇、一七求公判
川西準市	〃	恐喝	〃　二四、一一、二　懲役一年
和田吉春	〃	〃	二四、一〇、二七〃　懲役四年
倉田榮治	〃	銃砲等所持禁止令違反、暴行恐喝器物毀棄	二四、一一、三〇　懲役十月
倉橋三郎	〃	恐喝未遂窃盗	二四、一〇、二四〃　上訴中
伊聖熙	〃	銃砲等所持禁止令違反、公務執行妨害傷害放火	二四、一一、一四求公判　二四、一一、二　懲役一年六月
車東守	〃	外国人登録令違反放火	〃　審理中
沢田仁美	〃	恐喝未遂放火	〃
武田勉	鯖江町署	詐欺、暴力行為等処罰に関する法律	〃
佐藤勇	〃	暴力行為等処罰に関する法律、放火	〃
矢部齋	〃	住居侵入暴行	二四、一〇、一七求公判　二四、一一、三〇　懲役十月五年間猶予
内山正栄	〃	恐喝並未遂	〃　二四、一一、三〇　懲役六月
坂詰三男	〃	〃	〃　二四、一二、三〇　懲役八月
神戸敬次郎	丹生地区	恐喝食糧緊急措置令違反	〃　二四、一〇、二八〃　二四、一二、三〇　懲役一年
山下栄三郎	署	〃	求公判　上訴申立　恐喝は無罪　罰金二万円

栃木県喜連川町における人権じゆうりん問題等に関する調査報告書

標記の件につき本委員会においては、委員派遣の承認を得て、法務委員北川定務君、松木弘君、石川金次郎君、上村進君を派遣して現地調査をするとともに本委員会に証人を喚問して調査したから、その経過並びに結果を別紙の通り報告する。

昭和二十五年三月二十日

法務委員長　花村　四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

目次

第一節　事件の発端
第二節　事件の全貌
第三節　証人の尋問
第四節　結　論
添附書面　四通

第一節　事件の発端

喜連川町は栃木県塩谷郡にある人口一万位の小さい町であるが、由来政争の激しい所である。この事件の発端は、喜連川町の前公安委員たる深尾法順が衆議院法務委員会に出頭して、この町に残る封建的残さいを指摘し、地方的ボスのため人権じゆうりん事件もあり、不正行為も少くないことを陳述し、殊に深尾法順、手塚鉄平がひ免されたので、これを不法処分として、両人は栃木県知事に訴願してその救済を求めたところ、知事より法律上の根拠なしとて受理されなかつた。やむなく地方自治庁に陳情したところ、これ又その権限事項に非ずとして受理されなかつた。遂に両人は、この事件の全貌をひれきしてその法律的解釈を当法務委員会に求めたことにある。

当法務委員会は昨年科学的捜査問題の調査以来、自治警察と公安委員会との関係は、それ自体に問題があり、これがために市町村民の受ける被害ははなはだしいことを認めたのみでなく、この種の事件は、漸次全国的に発生しており、又今後発生する可能性のあることを認めたのである。すでに栃木県下においても喜連川町、石橋町、矢板町において発生しているので、この中喜連川町事件をとり上げて調査することになり、北川定務君、松木弘君、石川金次郎君、上村進君の四委員が派遣された次第である。

現地派遣団は調査目的を次のように定めた。

第一に、町民に被害ありや、殊に人権じゆうりんの事実ありや。この際ボス側と警察官による被害、犯罪、不正行為等を町民の側から調査する。

第二に、警察署内の二派対立の原因及び状況を調査する。この際警察官対立の状況及びその原因を警察官の不正行為及びボス側の支配力の方面から調査する。

第三に、町会議員、警察幹部に犯罪、不正行為なきやを調査する。この際ボス側から町会議員、警察幹部等に対する裏面からの操じゆうの事実の有無を吟味する。

第四に、ボスの政治的活動の有無を調査する。これがため前述調査の結果を集約してボスの政治的活動の全貌をまとめ上げる。この際追放者がはいつており、又旧ボスといわれる笹沼一家及び新ボスがあれば、それにも着目する。

第五に、公安委員の訴願事項を調査する。これがため深尾、手塚両公安委員等のひ免事情を調査する。これもボスの町内政治に干渉する一面として調査する。

右の目的をもつて現地派遣団は二月十七日、十八日、十九日の三日間にわたり、現地において大草町長始め三十余人について調査したのである。

第二節　事件の全貌

喜連川町事件の全貌を一口にいうと、小さい喜連川町に旧ボスとこれに対する革新勢力とが対立抗争し、これが自治警察署、公安委員、町会議員等にそれぞれ気脈を通じ、互に対立し、そのために町民側は多大の被害を受け、人権じゆうりんの事件もあり、不正行為も少なくないという状態である。以下に調査目的の順序に従つて述べると次の通りである。

第一　町民の被害の状況及び犯罪の概況

(イ)　中里牛乳店の放火事件

昭和二十二年一月四日午前一時頃、中里一雄方の牛舎一棟が全焼して牛一頭が焼死した。同所は全く火気のないところで、しかも焼死した牛のいたところはコンクリートで、敷わら等を入れてなかつたが、焼跡には、わらが残つていたといわれている。笹沼清一方にやとわれていた澁江等について調査したところ、火災のあつた数日前に、同じくやとわれていた伊藤茂から硫酸銅を牛に呑ましたら死ぬかと問われたことがあるということであつた。町内で福田武がそそのかされて放火したという噂もあつたので、福田につき調査したところ、福田は放火したことはない。当日は自分の家にいたと否認していた。佐藤義雄という馬方が福田の真実の事を知つているというものもあるので、現地で佐藤を調査したところ、火災当時附近の者は火事場にかけつけたのに、福田武はかえつて自分の家に馳けこんだと本人が語つていたと証言していた。

かくてこの事件は迷宮入りとなつていたが、今回の調査においても真相は判明しなかつた。この外羽黒坪にも昨年二月数軒の家が焼け、その原因も不明であつて、怪火といわれている事件がある。

(ロ)　笹沼清一の肥料やみ取引事件

笹沼清一は肥料供給店を営んでいるが、昭和二十三年八月から十二月までの間に硫安百二十袋をやみ取引して百万円以上の超過額で取引したといわれる事件がある。

この事件につき小口警察署長代理は当時清一から「肥料のやみ取引事件は調べないことになつているのに、何故江面巡査に調べさせるのか。」と詰問されたが、これを拒否したと述べている。この事件は目下宇都宮検察庁にて取調中である。巷間あるいは肥料統制の解除をまつて事件の審理を延期しているのであると噂するものもあつた。それで派遣団は宇都宮地検で調査したところ、特別の遅延はなく、近く起訴か、不起訴かのいずれかに決定される段階にあることが判明した。

やみ取引といわれる原因は、硫安の数量不足であるが、小口署長代理は十貫から十一貫足りないといい、これに対し笹沼清一は硫安の換算率は一貫目は六百三十匁でよいと申立てている。小口署長代理は派遣団の調査において硫安の換算率を知らないと答えている。いずれが正か、邪か、これは肥料統制法規が手許にないから判らないが、近く宇都宮地方検察庁で一応明らかになるであろう。

(ハ)　笹沼清一の葉たばこ窃盗事件

この事件は、第三節証人の尋問のところで主要題目となつているからそこに書くことにする。

(ニ)　農地改革における不正行為

農地委員であり町議である小口豊は、佐野荘司所有の山林一町余を開墾予定地になつていると偽り、その山林を安く買上げ、親族関係にある者に売り渡したという者がある。しかし小口豊は佐野の希望で譲り受けたものであつて詐欺の事実はないと答弁している。又同黒田市郎にも不正行為ありという者があるが、本人は隠田等の不正事件はないと否認している。又同大野三壽は山林解放を強要したという者もあるが、山林の買受は平塚の希望によると申している。しかしこれがため小島弘がリコール運動を起して大野町議の責任を追究せんとしたが、過半数の賛成を得ないで、リコール運動は遂に失敗に終つた。

(ホ)　窃盗事件の頻発

近年窃盗事件が多い割に検挙が少くない。喜連川町警察署の統計によると検挙率は三四％となつているが、証人により一日一件といい、あるいは二、三日に一件というが、人口一万位の町としては少

ない方ではない。無警察状態でもないが、警察精神の弛緩は歴然たるものである。（添附書面三参照）

第一の二　人権じゅうりん事件

（イ）　笹沼一家は鈴木藤一郎と同町内であるが、一は民政系で他は政友系であつたので、事毎に対立し、ために鈴木を「町内はぶき」と称して、鈴木家の門に「この家の者と遊んではいけない。」との趣旨の立札を立てた。又当時その父が死亡したときは、隣り近所の者でも笹沼家を恐れて葬式に参加しなかつたといわれている。

（ロ）　夏祭りの御輿の中止

昭和二十二年七月二十七日から二十八日にかけ夏祭がある。この際御輿をかついだ青年達が、勢余つて笹沼家のガラスを破つたところ、笹沼多三郎は警察署長をして御輿かつぎを中止せしめた。これは年中行事であり、町民の楽みであつただけに、非常に青年層の不満を招いた。

（ハ）　町の人々は笹沼一家にさからえば損である。公けの立場だけでなく、私の生活にも影響がある。青年層として不満であるが、家に帰つて老人になだめられて我慢している。笹沼多三郎も清一も町の警察力の及ばない人々であるから、侮辱や心理的圧迫があつても警察署に届出でないと、申している。これは青年層の大野幸吉や小鳥弘等の証言による。

第二　警察署内の対立及び抗争

1　昨年の七月十二日喜連川町自治警察の森島署長は刀剣の横領即ち供出された刀剣を領得していた廉により、銃砲等所持禁止令により検挙せられて辞職するのやむなきに至つたので、その代理として公安委員は込山巡査部長を推薦した。推薦すると同時に三公安委員も辞職した。

2　元来同署の込山巡査部長と小口巡査部長とは犬猿もただならぬ仲であつた。その原因は昨年二月木炭のやみ事件があつたが、これは東京の木炭屋が四百俵の木炭を積んで東京に運ぶ途中過つて田の中に落ち込んだところを喜連川町警察署員に取調べられた事件である。その木炭屋が当時の経済主任であつた小口部長に金二万円を贈賄したと速断した司法主任の込山部長は、部下の刑事をしてこれを取調べさせた。これが原因となつて双方は以後事毎に抗争することとなつた。たまたま森島署長の辞任により小口部長が署長代理になれるものと考えていたところ、込山部長が森島署長の推薦により署長代理になつたから、署内の内紛は表面化するに至つた。

3　森島前署長は、笹沼多三郎方に常に出入していたので、同人等と相当の交渉があり、次で同人の辞任以来署長代理となつた込山部長もまた笹沼一家の支持を受けていたといわれている。

4　前の公安委員が辞任してから、新しく福田、深尾、平塚の三公安委員が任命されたが、これらの公安委員は昨年九月七日小口巡査部長を署長代理に任命した。しかして署長代理更迭の理由については、福田公安委員長は、込山部長がやめたいといい、小口部長が署長代理になりたいといつたので、申請したのであると証言している。

5　小口部長が署長代理となつたが、小口は笹沼一家とは仲がよくない。込山部長はまもなく小口署長代理の排斥を始めた。即ち署員八名と相談して小口署長代理の非行をあばいた陳情書（添附書面二参照）を作成して、これを町長は町政関与者に送達して、以後じめ排斥運動を続けた。その陳情書は込山部長以下八名が町内の「魚義」というところで、町長も出席した席上で作成せられたのである。かくの如く自治警察署で僅か十余名しか職員がいないのに、そのうち九名の巡査達が署名して自己の署長代理を排斥する運動をすることは、それ自体が警察署内の綱紀びん乱を物語るものである。これらの内紛が放火事件の迷宮入りや、瀕発する窃盗事件の検挙率の悪い原因となつている。

6　昨年十二月初め各新聞社は一斉に警察署内の紛争を取り上げた。そして警察の内紛の背景には町の新旧勢力の対立を指摘し、更に自治警察の在り方についても論議した。

一方公安委員は小口を署長代理から二階級を進めて、署長にせんとしたが、込山部長外八名の巡査は小口を署長にするならば、九名は総辞職するといきまいて、紛争はいよいよ拡大して、遂に十二月十六日町民大会を開いて小口部長の署長昇格に反対した。翌日十七日には福田公安委員長も辞任して、手塚公安委員が委員長となつた。なお右町民大会は込山派の者の大会であつて、小口部長等一派の者は参加しなかつたと言つている。

7　一方手塚、深尾公安委員は、大草町長と計つて、込山、小口両部長を指揮することのできる手腕を有する署長を外部に求めるために、県公安委員長や国警警察隊長等を訪れた。ある警部を高塩三郎代議士が推薦したところ、大草町長は「アッチ」即ち笹沼の方が駄目だというので、外部からの署長の推薦も、暗礁に乗り上げてしまつた。

8　次で、本年一月十二日緊急町議会を招集して、大草町長はへき頭深尾、手塚の公安委員をひ免し、新たな、公安委員によつて警察問題を解決したいと提議したが、ここにもいわゆるボス勢力が影響しているといわれている。これがためひ免の議案は十五対三で可決して、遂に両委員をひ免することになつた。ここにおいて両委員はそのひ免を拒否し、遂に知事に訴願することになつたのである。

9　更に新たに三人の公安委員が任命せられて、本年二月一日には、小口部長は、署長代理をひ免せられ、その代りに込山部長が再び署長代理に任命せられたが、小口部長はそのひ免を拒否した。そして小口部長は込山その他の巡査の非行を指摘して懲戒を求めた。更に国会における証人の喚問後には、小口、江面両人の停職問題がおきている。（添附書面四参照）

第三　町会議員等の不正行為

1　警察の内紛に伴い、ボスをとりまく町会議員が暗躍し、農地改革に際して、農地委員たる町議が、不正手段をもつて山林や解放農地をみずから領得し又は他人に取得せしめた事件がある。これらの事件は前に書いた通りである。三町議は否認しているが、嫌疑は濃厚なものがある。

2　闇清と綽名せられた笹沼清一が他人を使つて他派の町議の立候補を妨害した事件もあるという。もつとも笹沼清一はこれを否認している。

3　ロボットといわれる大草町長の椅子をねらい、小森谷町会議長が小口巡査部長と画策したという者もある。

4　ボスの政治活動

旧ボスといわれる笹沼多三郎及びその甥笹沼清一は多年喜連川町の政治や財政に最も大きな勢力を及ぼしている。笹沼一家で肥料、繊維製品、葉たばこ等の販売や運搬をその業としている。

特に多三郎は学校庭にその報徳碑が建立されている位であるから、町政に多大の寄与をしていることは何人も否定できない。しかし現在は追放人物であつて、その政治活動は禁止されているのである。それにもかかわらず、政治活動をしている。その実例を挙げれば、（イ）森島署長の後任人事につき干渉して、町長の提議を挫折せしめている。（ロ）新制高校の落成式に出席して新民主主義を批難し

たり、(ハ)加藤助役の行動を難詰したり、(ニ)小口署長代理に向つて、署長代理を辞職せよと迫つているが如きである。

5　公安委員のひ免問題

先にも一言したように、大草町長は町議会の同意を得て梁尾、手塚両公安委員をひ免した。しかしひ免するには、警察法上一定の理由がなければならない。又町議会の同意は形式上あるけれども、手続上理由の説明のないひ免決議であるから、その法律的効力に異論がある。両公安委員は行政訴訟によつてその救済を求めるといつている。(添附書面一参照)

以上が現地調査の概要である。調査団は最後に団長談として現地において次の通り発表した。

北川団長談

今回の調査により痛感することは、まず第一に、町の治安はその自治警察の手によりては一向保たれていないということ、町には「平均毎日一件位の」窃盗事件等が頻々と発生しているが、ほとんど検挙せられていない。実にひどいことである。喜連川自治署は、署内一致協力、この際町の不当勢力あるいは一切の情実等に煩わさるること無く、誠心誠意この治安の維持に邁進せねばならない。

第二に、調査項目の内の町に起きた幾多の不正事件、人権じゅうりん事件等につきては、関係証人の証言必ずしも一致しない点もあるので、更に国会において再調査し、その真否を追及し度いと思う。

第三に、町の有力者に関する事件等にて検挙せられざるもの、あるいは検挙取調べを受けたが、その処分定まらざるものもあるようであるが、これも充分調査したい。

第四に、喜連川町の富豪笹沼一家の伝統的経済並びに社会的勢力は町の行政その他の面に今日もなお相当の影響を及ぼしていることを認める。以上

第三節　証人の尋問

一　尋問の方針

すでに二月中旬三日間にわたつて喜連川町の現地において調査したけれども、関係参考人の証言は必ずしも一致せず、食違つているところも少なくないし、又関係当局において取調べのままあいまいのうちに終了し、当然告発されてよいと思われる事件であつて、告発されないものもあつたので、遂に三月十日衆議院において法務委員会を開き、八人の証人を喚問し、全委員から特定事件について尋問することにした。この尋問においては次のような方針を採用することにした。

即ち、先に喜連川町事件の全般に関する詳細なる調査を一応終了しているので、この日はたばこ窃盗容疑事件について不正事件があるかどうかを四人の証人について厳重に調査する。この点を究明して、もつてこの紛糾した事件の正邪に対する法律的判定を終るようにする。

その他の証人については現地における参考人としての陳述内容を再確認し、かねて同町の今後の振興に資する目的をもつて、町政の刷新策や町内の治安改善策を問答する機会を与えるようにするということであつた。以下に八人の証人に対する尋問事項と答弁事項とを書くことにする。

二　澁江等

栃木県喜連川町台町三六

五〇、農業、四十歳

1　法務委員の尋問事項

(イ)　昭和二十一年喜連川町煙草専売所倉庫から葉たばこを笹沼清一の倉庫に運搬したと述べているが、その通りか。

(ロ)　葉たばこは何俵か。十俵か、十六俵か。運搬具は何か。タクシーか、リヤカーか。何回に運搬したか。時価はいくらか。

(ハ)　運搬、搬入は主人の笹沼清一の命令によるのか。どんな言葉であつたか。自分の意思によるのか。これを窃盗と認めるか。

(ニ)　煙草専売所はこれにつきどんな調査をしたか。警察署で調査したか。

(ホ)　同年矢板町専売所倉庫からも盗み出し、運搬中矢板警察署から取調べを受けたが、遂にウヤムヤに終つた事件を聞いているか等。

2　澁江等の答弁内容

昭和二十一年六月、七月、八月にかけて四、五回にわたつて自分一人で八俵運搬した。伊藤茂と一緒に一回だけ四、五俵運搬した。自分だけで十二俵ほど運んだ。伊藤茂は別に数俵運んでいると思う。運搬器具はリヤカーである。笹沼清一所有のリヤカーである。十二俵の時価はわからない。一俵は六貫位で、大体十数万円かとも思う。自分は当時笹沼清一のやとい人であつたから、笹沼清一の命令によつて運搬したものである。

当時笹沼多三郎が丸通関係の運送をしており、政府所有のたばこを喜連川町から氏家町に廻送するのがその仕事であつて、笹沼清一はその仕事の事実上の指揮をしていたのである。

同年七月某日　清一は澁江のところに来て「一緒に行つて煙草専売所の倉庫から自分のところに持つてきてくれ」といつた。それで清一と一緒に自分は専売所のひさしの前に積んであつた葉たばこを笹沼の倉庫の第四号に搬入した。当時たばこの廻送中であつたから、廻送分の不足分を暫時笹沼倉庫に入れておくのかと自分は思つた。そこで政府所有のたばこを個人の倉庫に搬入することが問題となる。

戦前専売所の倉庫が一杯になつた特別の場合に、笹沼の倉庫に搬入したことはあつた。しかし戦後にかかることはなかつた。笹沼は倉庫業者でないから、二十一年以後は政府所有のたばこを自分の倉庫に保管することはおかしい。もつとも清一は丸通関係で運搬を喜連川町と氏家町との間をしていたから、専売所倉庫から、荷札をつけて運搬することは正当な仕事であつた。通常廻送で運搬するときは、笹沼家から車引きを四人位頼み、一度に十俵位運んだ。笹沼家のやとい人が運搬することはなかつた。澁江等は通常運搬に参加しなかつた。

しかるに前に申上げた時期に、自分は頼まれて笹沼の倉庫に搬入したのでこれは変だと思つた。正当の預かりものと思われない。政府所有のたばこを正式に運搬するときは搬出票が要る。搬出票には俵数や車夫の名前などを書き、これを倉庫の守衛に見せて運ぶ、それなのに自分のときは、搬出票はなかつた。当時は廻送用の積込不足の分を運搬し、一時笹沼倉庫に入れるのかと思つていたが、度重なるうち遂にこれは窃盗であると思うようになつた。

戦前の笹沼倉庫搬入の中にも窃盗があつたのでないかと疑つている。

矢板町でもたばこ窃盗事件があつたと聞いた。しかし自分は見ていないから犯人は誰か、笹沼家と関係あるのか、そんなことは知らない。

後に根本煙草専売所長が取調べに来た。そして運搬したのは廻送不足のもので立証できるとか言つて帰つた。

喜連川警察署は町内でたばこ窃盗事件が評判になつているのに一回も取調べをしなかつた。

三　伊藤茂

栃木県喜連川町、日傭業、三十九歳

1　法務委員の尋問事項

(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)前に澁江等の尋問事項と同じ。

2　伊藤茂の答弁内容

尋問の通り運搬したことがある。私一人のときは一回で、そのときは四、五俵運んだ。他の一回は澁江等と運んだ。その時は笹沼清一と一緒であつた。私一人のときは、清一の命令であつて、間違いなし。時期は七月頃で時間は正午近くの朝であつた。煙草専売所には常夫がいた。当時清一の話では氏家から廻送のたばこが四、五俵足りないという電話があつたらしく、その分を笹沼の倉庫に搬入したのである。倉庫に入れたのち二、三日預かつていた。その後どこへ運んだかそれは知らぬ。

当時專売所の「わに」という常夫は、あとで四、五俵足りぬから直ぐ送るといつていたし、看守人も別に咎めないので、窃盗とは思わなかつた。窃盗かと気がついたのは大分たつてからであつた。

現在は盗ませたのかと思つている。共犯になるかと思う。

矢板のたばこ窃盗事件も笹沼の肥料部と関係があると聞いた。盗んだという感じがしている。間違いなし。

後に根本專売所長から笹沼倉庫搬入のたばこについて事情を聞かれた。聞いただけで帰つていつた。別にあれは廻送不足のものとはいわなかつた。

四　根本　彦

栃木県河内郡姿川村字鶴田、日本專売公社宇都宮地方局内、前喜連川所長、現在專売公社員、五四歳

1

法務委員の尋問事項

（イ）昭和二十一年喜連川町のたばこの保管状況はどうか、又廻送状況はどうか。

（ロ）廻送、運搬する場合の命令、書類、車両、労務等の手続はどうなつていたか。

（ハ）笹沼清一の使用人たる澁江と伊藤はたばこを窃盗したと申しているが、被害はなかつたか、倉庫内のたばこの数量不足はなかつたか。

（ニ）在庫品につき紛失、盗難等の異状はなかつたか。

2

根本彦の答弁内容

喜連川町倉庫は六棟あり、その敷地は六百坪ある。葉煙草の保管は月二万俵程度である。一俵は二十五キロであつて、時価一万円位であつた。

農民の耕作した葉たばこを集荷した後はこれを煙草專売所倉庫に保管する。個人の倉庫に保管させることはできない。たばこの廻送は丸通にやらせており、これは各本局の命令によるものである。たばこの在庫品の検査は毎月しているが、会計検査は毎年一回である。しかし地方局中心であつて喜連川町出張所にはほとんど会計検査に来なかつた。喜連川出張所の出納官吏は某であつた。

御尋ねの件については笹沼清一がやとい人を連れてきて無断で專売所倉庫から笹沼倉庫に運搬したことはない。当時私は病気欠勤中であつた。廻送を笹沼に托してあるので、前日トラックで大部分を送り、その積み切れなかつたものを後で運搬したことをつきとめた。たばこ窃盗事件は澁江等が投書したものらしく、町内でも評判になつた。そこで私は昭和二十二年十月頃取調べた。会計検査の菊地某につき事情を調査した。その結果葉たばこの在庫品につき不足はなく噂は全く澁江等の誤解に基くことをつきとめた。在庫品と帳簿とは一致している。当時原料不足であつたから不足であれば直ちに判明する筈である。結局たばこについて被害はない。

もつとも澁江が運搬したのは六俵である。これはたしかに笹沼倉庫に運んだ。十二俵ではないと思う。伊藤が運搬したことは知らない。六俵運搬してもそれは笹沼廻送代理店に引き渡したたばこであるから專売所に関係はない。積み残しの六俵を後から笹沼倉庫に搬入したのであつて、專売所の倉庫に不足もなければ不正もない。この調査は事件のあつた

とはありません。

笹沼清一は否認するけれども、何故に数年間使つた澁江、伊藤両人が主人の命で窃盗したと思うと申し立てるのであるか。それは私の家で使い方がひどく、給料は一日五円位であつたが、個人的反感をもつ理由はないと思う。恐らく町の一部の者にそそのかされてそんなことを申立てるのであると思う。そそのかしている者は、例えば深尾法順、小口巡査部長、中里町会議員、小森谷町議長などであると思う。彼等は政治上の敵である。

六　澁江等、伊藤茂、笹沼清一、根本彦の対決

澁江の申立　正直な廻送用の運搬ならば搬出票があつて専売所員が立会う。二十一年七月頃私達の運搬は搬出票もなく、専売所員の立会いでばこの引渡しを受けたものでは絶対にない。無断で持ち出したものである。但し、笹沼倉庫に一旦入れたばこをどうしたか、それは知らぬ。

笹沼の抗弁　葉たばこの積みこみ不足の場合は搬出票はいらぬ。預かるときは要る。搬出票といつても専売所員から受けて自分で書きこむのである。

根本の抗弁　搬出票は要るのかと問われれば、通常いる。しかし実際の取扱は知らぬが、帳簿の上で書く。そして専売所の葉たばこを倉庫が一杯であるとかいつて、個人の倉庫に入れておくことは不当ではないかと問われれば、正式にはあつてはならぬことで全く便宜のためである。

澁江の申立　個人の倉庫に預けるときは、専売所の倉庫から出すとき搬出票が要つた。

根本の抗弁　五日間位取調べたが、被害はなし、窃盗の噂はデマである。

澁江の申立　タクシーの後ろに入れたのをみた。

七　大草寛

栃木県喜連川町町長

1　法務委員の尋問事項

（イ）町政に追放者の政治活動の影響はないか。

（ロ）深尾、手塚両公安委員のひ免の事情はどうか。

（ハ）非行の内容を詳しく述べよ。

（ニ）今後の町政の刷新策如何。

2　大草寛の答弁内容

追放者の威圧を受けて町政をしているとは思わぬ。もつとも加藤助役などは追放者から叱られたことがある。両公安委員に非行はなく、涙を呑んでひ免した。公安委員としてふさわしくない非行を強いていえば「道徳的でない。」ということ位である。町議会ではひ免の理由も開陳しないで直ちに採決してもらい、ひ免の同意を得た、それで両公安委員をひ免した。

町議会の休会中のことはここではいえない。深尾公安委員とは、同委員が込山等を告発するという。それでは泥試合になるから待つてくれといつたのに、告発した。それ以来感情がうまくゆかない。小口署長代理の昇格に反対して何回いつても町長のいうことを聞かない。深尾委員は道徳的に香しくないと思つた。

公安委員のひ免につき他人の指図を受けないが、特別の信念があつたわけでもない。

今後の町政の刷新策としては、新警察署長を迎えたい、そして町民に安心感を与えたい。自分は不徳を詫びる。

八　小口徳重

栃木県喜連川町警察巡査部長

1　法務委員の尋問事項

（イ）込山等署名の陳情書の事実を認めるか、認めないとすれば何故かかる陳情をしたと思うか。

（ロ）町の犯罪人の検挙率も悪く、署内対立によつて町民に治安不良感を与えているのをどう思うか。

2　小口徳重の答弁内容

陳情書に書かれた事実を全く認めない。笹沼一派は自分を刑事事件に付しようと小口の非行を集めよと森島前署長が情報係を設けて情報を集めている。

笹沼一家にはやみ肥料事件や食管法違反の事件がある。後者は処罰済みであるが、前者は検挙したが事件は宇都宮地方検察庁にてまだ処理されていない。

犯罪の検挙率は低下している。本年に入り十八件中一、二件しか検挙されていない。これは込山署長等が小口の非行摘発その他に没頭しているためである。町民に心配かけて申訳がない。

九　込山不知夫

栃木県喜連川町警察署内署長代理

1　法務委員の尋問事項

（イ）小口徳重に関する陳情書を提出した理由は何か。

（ロ）町の犯罪人の検挙率も悪く、署内対立によつて町民に治安不良感を与えているのをどう思うか。

2　込山不知夫の答弁内容

小口徳重に関する陳情書を出したのは、小口が一党一派に偏して警察の運営を誤つていることを指摘するためであつた。小口は笹沼家の悪事摘発を口にするだけでなく、一派の人々と結託している。即ち深尾法順や高橋博の家でそれらの人々と会合している。

犯罪の検挙率は高くあるいは低くなる。近時特別に悪いとは思わぬ。喜連川町で検挙したのは十件中二件位であるが、他町で検挙したのを合すると約半数を検挙した。一日一件位あるが、七十一万円の被害金額中六万円分しか検挙されていない。東京で五割から七割まで検挙しているというが、小都市と比較できぬ。否、小さい都市だから東京よりも検挙率がよいのが常識でないかとの問に答えず。検挙率の悪いのは新刑事訴訟法のためである。

小口の陳情書を提出して排斥したけれども、自分は警察署内にあつれきがあるとは思わぬ。治安不良もそれほど悪いとは思わぬ。

十　深尾法順

栃木県喜連川町、龍光園内住職、元公安委員

1　法務委員の尋問事項

（イ）公安委員をひ免された事情はどうか。

（ロ）訴願の経過を問う。

（ハ）行政訴訟を提起する意思があるか。

（ニ）今後の町の治安工作をどう思うか。

2　深尾法順の答弁内容

ひ免の理由は明示されなかつた。町会でも発表されず、速記録にも書いてない。自分は日本一の公安委員になりたいと真面目に勤めたつもりである。

訴願をしたが、栃木県知事から自治体に監督権をもつていないとて却下された。上京して地方自治庁に陳情したけれどもその管轄権がないといわれた。衆議院法務委員会の報告書ができるのをまつて行政訴訟を提起するつもりである。町内で寺をあずかり、五百余の檀家もあるから不名誉の挽回のため少しでも早く公安委員に復職して町を明朗にしたい。

町内でボスといえば笹沼多三郎と仲右エ門と清一であるが、生存中のものは多三郎と清一とである。警察署と結託していると、町内で専ら噂している。

第四節　結論

衆議院法務委員会は栃木県喜連川町事件につき左の通り結論とする。

第一　行政的措置

一　封建的残さいのある市町村における人権擁護は、住民の長いものに巻かれよという従来の慣習を、住民の手によつて打破する必要があり、その実践面の開拓が必要である。

二　追放者の政治活動は特にその裏面活動に着目して、これを厳重に禁止しなければならぬ。

第二　立法的措置

自治警察は小都市においては再検討の必要がある。差し当りその補強策として国家地方警察との人事的交流、自治警察を監督する新機構、訴願法の改正等の必要がある。しからざれば地方的ボスが警察、公安委

員、町村会議員、町村役場等の公共機関の大部分と気脈を通じて一般住民に多大の被害を與えるのを遮断することは困難であると思料する。

第三　人事的処置は左の通りである。

一　笹沼多三郎については、いわゆる追放令違反の事実を認める。即ち昭和二十二年勅令第一号（公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令）第十五條第二項に違反して政治活動したる事実を認める。右の事実に対しては法務庁特別審査局において適当の処置を採る必要があると認める。すでに告発済（三月一日特審二発第二一三号送検済）であるから、相当の処分があるものと期待している。

二　鈴木藤一郎につき人権じゅうりんの事実を認める。被害者は鈴木藤一郎であり、加害者は、笹沼一家及びその影響を受けた附近の町民である。右の事実に対し法務庁人権擁護局において適当の処置を採る必要がある。すでに同局においてこれを認定していると申していてるから、相当の処置があるものと期待している。

三　笹沼清一につき

第一に、葉たばこの窃盗の容疑が濃厚であるから、その刑事責任の追究において検察権の発動を期待している。

第二に、葉たばこ事件につき委員会において虚偽の陳述をした容疑が濃厚であるから、衆議院法務委員会は、なお検討の上偽証罪の故をもつて告発するや否や適当の処置を講じたい。

四　根本彦（前喜連川町煙草専売所長）につき旧煙草専売法に照らして官吏の業務上の義務違反があることを認め、その行政上の責任を追究する必要を認める。但し、同人は現在公社員であるから、日本専売公社が適当の処置をとることを期待している。

五　深尾法順、手塚鉄平につき公安委員のひ免は警察法第二十二條第四項に違反して行われているので、不当であると思料する。何となれば、両人につき心身の故障、業務上の義務違反、又はその他の公安委員たるに適しない非行は全く認められないのみならず、町議会におけるその承諾も適法ではないと思料するからである。

六　小口徳重、込山不知夫、両警察署長代理とも犯罪検挙率は極めて低く、署内対立のため、町民に対し治安につき多大の不安感を與えている。執務上において込山には重大なる過失があり、小口にも軽度の過失がある。殊に込山は委員会において偽証をなした容疑があるので、適当の処置を講じたい。結局両人共警察署長として適格性を欠いていると認める。よつて喜連川町警察基本條例第八條、同警察基本規程第六十一條、第八十三條等により適当に処置する必要があると思料する。

七　小口、江面その他証言のため左遷された者

第一に、憲法第六十二條による国政調査のため各議院において真実の陳述をした者は、仮令上司の意を害してもこれがため、左遷されてはならぬし、不利益を受けてはならぬ。この方針は、横浜地検問題以来法務委員会が一貫して採用する方針である。

第二に、証言後行われた小口、江面両人の職務停止などは妥当でない。国政調査の進行中又は終了後において右の方針に反して左遷又は職務停止などの不利益を與えることがあつてはならない。

八　大草寛につき、警察署問題、公安委員ひ免問題などの処理は適切でなく、町政はこれらの点につき円滑に進捗していないと思料する。

九　小森谷義男につき、町議会において公安委員のひ免に対する同意は、議事手続において瑕疵あるものと思料する。

（添附書面の一）

訴願書

訴願人　深尾　法順
手塚　鉄平

訴願申立

塩谷郡喜連川町大字喜連川四、三一七番地
訴願人　僧侶　公安委員　深尾　法順
明治三十四年十二月十一日生
同郡同町大字阜乙女三〇四番地
訴願人　農　公安委員　手塚　鉄平
明治二十五年五月二十日生
右両名訴願代理人
宇都宮市花房町一九〇一番地
弁護士　岩渕　彰郎
同　代理人
同市花房町一、八四七番地
弁護士　赤羽　熙

訴願趣旨

栃木県塩谷郡喜連川町長大草寛ハ昭和二十五年一月十二日付訴願人両名ニ対シ通告シタル公安委員罷免処分ハ之レヲ取消ストノ裁決ヲ求ムニアリ

訴願理由

一、訴願人両名ハ昭和二十四年八月一日付ニテ喜連川町福田玉吉ト共ニ喜連川町長大草寛ヨリ同町自治警察ノ公安委員ニ任命サレ爾来誠実ニ警察管理ニ献身的努力ヲシテ参リマシタ

先ニ本年一月十二日付ニテ突然大草町長ヨリ公安委員罷免ノ通告ヲ受ケタノデアリマス其ノ理由何辺ニアルヤ訴願人両名ノ実ニ怪我ニ堪エヌ所デアリマス

惟フニ之レハ過般来喜連川自治警察ノ署長任命問題ニ関シ署長代理タル小口巡査部長ト同署内高野巡査外数名間ノ抗争関係ニ関連シ公安委員タル訴願人両名ガ其ノ責任アリトシテ町会ヲ開催シ其ノ同意ヲ得テ罷免ヲ決行シタルモノト推定サルルノデアリマス然レドモ訴願人両名ハ警察ニ於ケル抗争ニ付テハ之レガ円満解決ニ最善ノ努力コソスレ何等其ノ責任ヲ負フベキ理由ハアリマセン

二、市町村公安委員ハ警察法ニ基キ公正忠実ニ法令ノ趣旨ニ則リ警察管理其他全般ノ公安事項ヲ遂行スルコト当然ニシテ其ノ職責ヤ重且大ニシテ軽卒ニ其ノ進退ヲ決スベキモノデアリマセン若シ之レガ一部宣伝者又ハ一時ノ感情ヨリ其ノ罷免権ヲ有スル市町村長ガ之レヲ乱用スルニ於テハ其ノ影響大ニシテ公安委員ノ職責遂行ハ到底出来マセン其ノ波及スル所単ニ喜連川町ニ限ラス他町村公安委員全般ノ問題ト存ジマス

三、警察法第二十四條第二項、第四十四條ニ於テモ公安委員ノ罷免ニ付テハ「委員ガ心身ノ故障ノタメ職務執行ガデキナイト認メル場合又ハ公安委員ニ職務上ノ義務違反其ノ他委員タルニ適シナイ非行ガアルト認メル場合ニ於テハ市町村議会ノ同意ヲ経テコレヲ罷免スルコトガ出来ル」ト明記シアリ町長ガ罷免権ヲ行使スルニハ其ノ何レカノ條項ニ拠ラネバナリマセン

然ラバ訴願人両名ニ於テ果シテ同條項ニ該当スル事実アリタルヤ大草町長ハ本年一月十二日喜連川臨時町議会ヲ召集シ訴願人両名ヲ罷免スル第一議案ヲ提出シ同町会ニ於テ形式的ニ其ノ同意ヲ得居ルコトハ事実デアリマス

然レドモ添付証第一号同町決議案ヲ審査スルニ同町会ニ於テ右罷免理由ハ更ニ説明シテ居リマセン又提案者タル町長ニ提案理由ノ説明ヲ求メタルニ黒澤國松議員ヨリ休会ニシテ説明ヲ聞クコトニナリタルコトハ記載シアリ又牛田和平議員ヨリ「休会中ニ各議員トモ真剣ニ討論シ研究シタノデアルカラ討論打切ノ動議ヲ提案シ公案委員ハ町長ガ推薦シテ議会ガ同意シタモノデアルカラ今日町長ガ現公安委員ヲ罷免スル場合之レニ同意スル」ト賛成意見ガアリ採択ノ結果

多数議員ノ同意ヲ得タコトガ窺ハレマス
休会中如何ナル話合アリタルヤ不明ナルモ之レハ秘密会ニ非ズ委員会ニ非ズ又議事ノ延長ニモ非ズ本議会デアリマセンカラ如何ナル話合アリタルニセヨ之レハ單ニ私議ニ過ギズ法的ニ観察シ本議会デ検討サレザル以上何等ノ説明モ検討モシタモノトハ認ムルコトガ出来マセン
要スルニ右議案ハ提案理由モ説明モセズ又議員ニ於テ検討モナサズ漫然多数議員ノ同意ヲ得タト云フニ過ギズシテ斯クノ如キ議決ハ当然無効ト見ルノガ妥当デアリマス
之レヲシテ正当ノ議決トセバ議会ノ横暴無責任之レヨリ甚ダシキモノハアリマセン
四、殊ニ右議決録ニハ記載シナキモ添付証第二号小森谷友輝中里一雄等議員ノ証明書ニ依レバ右休会中ニ於ケル論議ノ真相モ大草町長ハ其ノ提案理由トシテ町民大会決議文ト公安委員宣誓書ヲ朗読シ以上ノ主旨ニ相反シ訴願人両名ハ円満解決ノ意思ガナイカラ罷免ニ同意ヲ願フト説明シタト云フコトデス
町民大会決議文モ添付証第三号トシテ出シマスガ之レニ依ツテモ何等訴願人両名ヲ罷免スル根拠トナルベキ事実ハアリマセン
玆ニ証第四号トシテ公安委員宣誓書並証第五号第一号議案モ参考ノ為添付イタシマス
尚右中里議員ノ証明ニ依レバ大草町長ハ提案者トシテ以上ノ外訴願人両名ノ罷免理由ニ付何等ノ具体的事実ニ付説明ヲナサズ一部ノ者ノ宣伝又ハ感情上ヨリ其ノ提案ヲナスニ至ツタコトガ窺知サルルノデアリマス
五、訴願人両名ノ最モ遺憾トスルトコロハ訴願人ニ於テ前掲警察法第二十四條第二項第四十四條ノ指示スル何等罷免理由ナイノニ拘ラズ其ノ理由アリトシテ罷免シタコトデアリマス之レハ全然事実ヲ強フルモノデス若シ其理由アリトセバ大草町長ハ之レヲ説明シ訴願人ノ納得スベキ方法ヲ講ズベキモノナルニ独断的ニ其ノ理由アリトシタル其底意何辺ニアルヤ了解ニ苦シムトコロデアリマス
故ニ訴願人両名ハ本年一月十三日罷免通告書ヲ拒否シ其ノ通告書ヲ返還致シマシタ其ノ拒否書ニハ「警察法第二十四條並第四十四條ニ該当スル事実ガナイカラ之レヲ拒否ス」ト書イテアリマス
訴願人両名ハ同法條ニ指示スル(イ)心身故障ノタメ職務ノ執行ガ出来ナイト云フコトハアリマセン(ロ)職務上ノ義務違反ヲシタコトモアリマセン(ハ)其ノ他委員タルニ適シナイ非行ガアルト認メラルル事実モアリマセン
此等事由ナイニ拘ラズ突然罷免ノ告知ヲ受ケ名誉ヲ毀損サレタルノミナラズ実ニ之レ以上ノ侮辱ハナイノデス
六、以上要スルニ一乃至五ニ説明シタル如ク(一)訴願人両名ヲ罷免スルニ付町会同意ヲ形式上得居ルモ前述ノ如ク右同意ハ此種議案審議ノ性質上何等法的効果ナク無効ト観察スルガ妥当ニシテ結局町長ハ町会ノ同意ヲ経ズシテ罷免シタト同一ニ帰シ其ノ罷免ハ不法デアリマス(二)殊ニ訴願人両名ハ警察法ニ挙示スル罷免事実ナキニ拘ラズ之レアリトシテ罷免シタルハ根本的ニ不法デアリマス
而シテ右罷免ハ自治警察ノ公安委員ニ対スル身分上ノ処置ナルヲ以テ訴願法第一條第一項第六号ノ所謂地方警察ニ関スル事件トシテ訴願ヲナシタルモノナルヲ以テ右(一)及(二)ノ理由ニヨリ訴願趣旨通リ大草町長ノ本年一月十二日付罷免処分ハ之レヲ取消ストノ裁決ヲ求ムル次第デス
尚訴願法第十二條ニ依レバ上級行政庁ハ其ノ職権ニ依リ又訴願人ノ願ニ依リ其ノ必要ニ応ジ不法ナル行政処分ノ執行ヲ停止スルコトヲ得ルコトニナリ居リマスカラ大草町長ノ罷免処分ノ執行ハ之レヲ停止スル旨ノ裁決モ要請致シマス
七、追テ訴願書ニハ証拠書類ノ外下級行政庁ノ裁決書ヲ添付スルコトニナリ居ルモ其ノ裁決書ハ大草町長ニ返還シアリマセンカラ其ノ写ヲ提出シマス尚証拠トシテ第一号乃至第六号ヲ添付致シマシタ
右訴願提起イタシマス
昭和二十五年一月二十日
右訴願人両名代理人
弁護士　岩淵　彰郎
同　赤羽　熙
栃木県知事小平重吉殿
証第一号　昭和二十五年第一回臨時町議会会議録写
一月十二日開会
午前十一時開議
議長小森谷義男曰く　只今から本年第一回臨時町議会を開会致します
出席十八名欠席二名で法定数に達して居りますから直ちに議事に入ります。議事に先立ちまして会議録署名人を選任したいと思いますが例により私から指名しても御異議ありませんか
異議なし〳〵
議長曰く　どなたも御異議ないものと認め指名致します
十一番篠田良一　十三番福田清の両議員を指名致します。御異議ありませんか
異議なし〳〵
議長曰く　御異議ないものと認め只今の二議員を署名人に決定致しました
議長及び議員の出席は次の通りである
議長　小森谷義男
議員　二番小口　豊　三番永井彌一郎　四番大野　三壽
五番小森谷友輝　六番塩野トミ　九番中里誠一　一〇番中里　一雄　一一番篠田良一　一三番福田　清
一四番黒澤　國松　一五番福田　勇作　一六番岡田正　一七番半田　和平　一八番轟部　弘　一九番黒田　市郎　二一番大久保勝正　二二番紫山　英夫
町長より本会に対し提出した議案は左の通りである
第一号議案　公安委員に関する件
書記議案及議案目次を配付する
議長曰く　本日の議案は第一号議案公安委員に関する件であります
第一号議案を上程致します
書記議案を朗読する
議長曰く　提案者町長の説明を求めたいと思いますが如何でしようか
異議なし〳〵
十四番黒澤國松曰く　休会にして説明をきくことにしてはどうでしようか
賛成〳〵
議長曰く　それでは多数賛成と認め休会致します
時に十一時四分
十一時三十五分再会
議長曰く　再会致します、では第一号議案公安委員に関する件を附議致します
一七番　半田和平曰く　本案につきましては休会中に各議員とも真剣に討論し研究したのであるから、私はここに討論打切りの動議を提案すると共に公安委員は町長が推薦して議会が同意したものであるから、これが円満解決には今日町長が現公安委員を不適当と認め罷免する場合私はこれに同意するものであります
一〇番　中里一雄曰く　私は当面の警察問題の解決は当面の公安委員がその責任に於て解決すべき問題であると思いますが故に、現在の公安委員によつて速かにこの問題を解決して貰い、若し辞めて貰う点があるならばその後適当なる時期に辞めて貰つてよいのではないでしようか、私は手塚深尾両公安委員の罷免に対して反対するものであります
一八番　轟部弘曰く　私は一七番半田議員に同意するものであります

す。中里君の意見も一理はあるが、あの二十日二十一日の行動を見ても現公安委員は適当でない、町長に一任した以上町長が罷免するならば私はこれに同意するものであります

五番　小森谷友輝曰く　私は休会中に述べた通り何等の非行もない現公安委員を罷免することに対して反対致します。もしこれを議会に於て同意し罷免するならば町政は虚脱状態に落ち入り、最早注射も何も効きめがなくなつてしまつた様な感が致します

これが円満解決には町長もやめ、議会も解散し、然る後に公安委員もやめて貰うべきである。

私は一〇番中里議員に賛成致します

二番　小口豊曰く　私は十七番半田議員に賛成致します

議長曰く　只今十七番半田議員と十番中里議員から賛成と反対の二つの意見がでましたが、会議規則により第一号議案公安委員に関する件の採決を致します

五番　小森谷友輝曰く　私は退場致します

十一時三十八分　五番小森谷友輝退場

議長曰く　先ず反対者の御起立を願います

十一時三十九分　一〇番中里一雄退場

起　立　一名（一一番篠田良一）

不起立　一四名

議長曰く　それでは原案に同意する方の御起立を願います

起　立　一四名

不起立　一名（一一番篠田良一）

議長曰く　採決の結果原案賛成多数と認め第一号議案公安委員に関する件を可決し手塚、深尾両公安委員の罷免に同意決定しました

ではこれを以て本日の臨時町会を閉会致します

時に十一時四十分

喜連川町議会議長
町会議員
会議録署名人
町会議員
同

証第三号

決　議　写

新憲法治下に於ける警察行政は飽迄明朗にして公正且つ無私でなくてはならない

然るに当喜連川町自治警察署の現状は日々各新聞紙上に報道され居るが如く醜状全く唾棄すべきものがあり町民の迷惑はもとより町の不名誉此の上なし

我々町民は関係方面に於ける速かにして最も適切なる解決を期待し居りたるも未だ之が朗報を聞かず依つて玆に町民大会を開催し町民絶対多数を以て左の如く決議す

一、正しき民主警察本来の目的確立を念願す

一、現任喜連川町自治警察署員中何に人と云えども警察長及署長に昇格するを拒否す

一、喜連川町自治警察警察長及署長には他方面より強き正しき適格者を迎え明朗なる民主喜連川町警察の再建を期す

右決議す

昭和二十四年十二月十六日

喜連川町民大会

議長　小林清之丞㊞

証第四号

宣　誓　写

私は喜連川町公安委員会の委員に任命せられた事を心から光栄とし日本国憲法及び法律を忠実に擁護し命令條例及び規則を遵守し何者にも捉われず何者をも恐れず何者をも憎まず良心のみに従つて公正に職務を遂行することを厳粛に誓います

昭和二十四年八月一日

喜連川町公安委員会委員
深尾　法順○
手塚　鉄平○
福田　玉吉○

証第五号

第一号議案

公安委員に関する件

左記本町公安委員を罷免するものとす

仍て議会の同意を求める

昭和二十五年一月十二日提出

喜連川町長　大草　寛

一、罷免する公安委員の氏名

手塚　鉄平

深尾　法順

証第六号ノ一

昭和二十五年一月十二日

喜連川町長　大草　寛㊞

公安委員深尾法順殿

公安委員罷免に関する通知

町議会の同意を得たので公安委員を一月十二日付罷免したから通知する

証第六号ノ二

昭和二十五年一月十二日

喜連川町長　大草　寛㊞

公安委員手塚鉄平殿

公安委員罷免に関する通知

町議会の同意を得たので公安委員を一月十二日付罷免したから通知する

（添附書面の二）

陳情書

小口巡査部長の署長昇格に吾々が反対する理由の一端をあげれば次に列挙する事実があり小口氏の誤まれる行き方と吾々が日本国憲法及法律を忠実に擁護し命令を遵守して公正に警察職務を遂行せんとする不動の方針とは根本的に相容れない。

いまや小口氏によつて警察権は汚濁され恐るべき方面にまさに濫用されつつあるを見て吾々は断乎之を排除せんとする以外に、一部町民間に流布せられ居るが如き醜くき個人的感情から出発した問題では断じてないのである。

吾々は警察権の擁護と全国警察官の威信を保持せんとする大乗的見地から断然立つたもので要は何れが是か何れが非なるかを正しく御判断願い一刻も早く問題解決を希望する。

記

その一

小口氏は署員に対しこれからの自治警察の行き方は時の流れに乗つて、うまくやつて行けばよいのだ。町会議員も数名を除いて全員俺を支持している筈は過去に於て悪いことをして来たのだから警察が笹屋をやつつけることは町民大部分の者が喜んでくれることだ。

1　小森谷議長は笹屋に公民権を奪われた

2　中里牛乳屋の怪火事件も笹屋が火つけしたのだ

3　深尾公安委員の硫酸事件も笹屋がやつたのだ

4　俺も何をやられるかわからないが覚悟の上で署長になるのだ

今は笹屋を徹底的にやつつけるのだと語つた。

右小口氏の言動は笹屋を目標に公正なるべき警察の職権を濫用せんと企図したるものにして何ものにもとらわれず何ものをも恐れず何ものをも憎まず良心のみに従つて公正に警察職務の遂行に当ることを厳粛に誓つた宣誓に違背するのみならず警察に職を奉ずる者にあるまじき洵に寒心に堪えない言動と言わざるを得ない。

その二

小口氏は署員に対し「いまに笹屋を菜畑にしてみせる」と洩らした。

右言動は明かに笹沼氏を徹底的に打倒せんとするものと思推さる偏見なる個人感情に支配され公人たるの立場を弁えず斯の如き言辞を弄し実行に移さんとしたるは危険極まる大なる陰謀である。

その三

小口氏は外資導入については絶対反対論を唱え外資導入は「日本を搾取し植民地化するアメリカの陰謀なり」と誹謗し当時さかんに外資導入絶対反対を繰り返し居りたる為署員は小口氏を指して外資導入と陰の称号を呈した。

又税金のことについて談ずれば「税金は強く取り立てそしてアメリカへ持つて行つてしまうのだ」と連合軍を誹謗し小口氏の言動は思想的にも疑わざるを得ない点が多々存する。

その四

公安委員会が合法的に與えたところの営業許可を小口氏は署員に対し取消方を迫つたが法規を逸脱した行為なり」との見解のもとに署員は断乎之を拒否した。

斯の如く法規を無視して迄感情的に警察行政を執行せんとする小口氏は署長たるの地位にふさわしからぬ人物と断定す

その五

小口氏は警察学校入校中自己と行動を共にする江面巡査を駐在所を空けて出署せしめ自己の事務を処理せしめた。

江面氏は正規に駕宿駐在詰のもので長期に亘る間宇民に対し不便と不安を與へたるは卒直に之を認めざるを得まい。

その六

署長会議に署員に祕して駐在巡査の江面氏を出席せしめた。

小口氏事故ありとせば署内には順次上級者を以て代理として出席せしむるが通例であろう。目下江面巡査を除く全署員は絶対小口氏の署長昇格には反対の意を表明し居るも公務は全力をあげて遂行し居るもので即ち署長会議なるものは公的のもので署内員であつても何等支障あるまい、斯の如く小口氏の人事は無軌道そのものて吾々常識を以ては到底了解に苦しむものである。

吾々は謹ねて申す一部の勢力と結び警察権を濫用するものでは、断じてない偏することなく町民全体に奉仕せんとするものである。

昭和二十四年十二月十三日

右巡査部長　込山不知夫㊞
巡査　高野　信造㊞
巡査　高橋　イ㊞
巡査　奥山　光義㊞
巡査　佐藤　昌夫㊞
巡査　津田　忠次㊞
巡査　佐藤　幸作㊞
巡査　平山　軍二㊞
巡査　関口　敏夫㊞

喜連川町公安委員会殿

（添附書面の三）

喜司第号外

昭和二十四年十二月十六日

喜連川町警察署長

喜連川町公安委員会殿

昭和二十四年度司法関係統計報告

標記について本年度に於けるところの犯罪発生件数並びに検挙件数及び被害高、回復高等の統計詳細を別紙の通り調査致しましたから報告する。

上半期（一月～六月）

犯罪発生総件数	五〇件	犯罪発生総件数	四四件
犯罪の種別	内訳	犯罪の種別	内訳
検挙件数	二件	検挙件数	五件
強力犯	二件	強力犯	五件
盗犯	四三件	盗犯	三七件
智能犯	一〇件	智能犯	九件
其の他諸法違反	一	其の他諸法違反	二件
検挙率	五件	検挙率	一
総被害高	三四％	総被害高	三四％
回復高	八一万六千三百円	回復高	三七万一千三百七十七円
回復率	六万三千六百五十円	回復率	一三万六千四百七十円
	七、八％		三六、七％

喜連川町警察署長

喜経防第三、四〇二号

昭和二十四年十二月二十一日

喜連川町公安委員会御中

経済関係取締検挙成績について

当署に於て昭和二十四年一月より十一月末日迄経済取締検挙状況及成績は別表の通りであるから報告する。

昭和二十四年一月より六月迄の経済取締検挙表

物資	数量	人員数	金額
精米	七五九瓩三〇〇瓦	二八名	二五、九四八円〇〇銭
精麦	二六、〇〇〇〃	三〃	八六三、二〇〃
干麺	九貫八〇〇匁	一〃	一、四四九、四〇〃
木炭	四四二俵	四〃	四六、一四七、〇〇〃

計	主食	八一〇瓩九〇〇瓦	三一〃
	木炭	四四二俵	四〃

昭和二十四年七月より十一月末日迄の経済取締検挙表

物資	数量	人員数	金額
精米	一、六二三瓩七〇〇瓦	六一名	六一、三五三円八六銭
精麦	三一、〇〇〇〃	二〃	一、〇九〇、三二〃
干麺	一一貫五〇〇匁	二〃	一、九〇二、七七〃
小麦粉	一一六瓩四〇〇瓦	四〃	三、八七三、三〇〃
大豆	三五、〇〇〇〃	三〃	一、二四一、一〇〃
小豆	二一、六〇〇〃	三〃	七六五、八九〃
硫安	二三〇俵	一〇〃	七四二、〇〇〇、〇〇〃
硝安	一〇〃	二〃	三五、〇〇〇、〇〇〃
計（主食	一、八五八瓩九〇〇瓦	七五〃	七〇、二二七、一五〃
計（肥料	二四〇俵	一二〃	七七七、〇〇〇、〇〇〃

昭和二十四年一月より十一月末日迄の経済取締検挙表

主食	二、六六九瓩八〇〇瓦	一〇七名	九八、四八七円七五銭
	（四四俵二斗）		
木炭	四四二俵	四名	四六、一四七円〇〇銭
肥料	二四〇俵	一二名	七七七、〇〇〇円〇〇銭
計	七二六俵二斗	一二三名	九二一、六三五円七五銭

経済事犯表

昭和二十五年一月

主食	六〇一瓩五〇〇瓦
人員	一九名

司法関係事犯表

昭和二十五年一月より二月

犯罪発生件数	拾件（盗犯）
検挙件数	三件（五名）

（添附書面の四）

昭和二十五年三月十三日

喜連川町警察署懲戒
委員会
委員長　七久保清彦

巡査部長小口徳重殿

懲戒委員会の審理について

貴殿に対する別紙申立の件につき喜連川町警察基本規程第九十二條により通知する。

記

一、審理の期日　昭和二十五年三月二十九日午後二時

一、審理の場所　喜連川町警察署
喜連川町警察署勤務
巡査部長　小口　徳重

右の者別紙申立書のような規律違反があるから審理せられたい。

昭和二十五年三月八日

喜連川町警察長代理
巡査部長　込山不和夫

喜連川町警察署懲戒委員会
委員長七久保清彦殿

申立書

小口部長には左記のような規律違反があるから申立をする。

左記

一、小口部長は署長代理であつた当時の昭和二十四年九月末頃喜連川町大字早乙女字羽黒五十九番地喜連川町農地委員会書記二片喜代蔵氏方留守中を訪づれ同人妻サダ当四十三年に対し農地委員会の書記は悪いことばかりしている何か貰へものがあるだろう俺の小作料は未だに永いこと来ていない、これは委員や書記に何かよいことがあるに違いない警察の方ではいろ〳〵世間話を聞えて書き上げてあると脅迫した事実

二、更に同人は昭和二十四年十月頃片岡村大字鯉畑地内で大韓民国居留民団片岡支部団長宋再萬当四十六年の闇米を三斗を取押へ喜連川町大字鷲宿食糧公団代位配給所植木森平方に一旦引渡したが江面巡査と謀り違反物資を宋に返還不明に付し不当な処分をなした事実

三、更に同人は昭和二十四年十二月上旬頃窃盗容疑のため取調べ中の喜連川町大字早乙女三百四十七番地高塩泰二当四十五年に対し不当な取調べだから告訴しろと唆かし、自らも第三者にこのことを発表し部下署員を陥入れようと企てた事実

四、更に同人は昭和二十五年一月二十一日現公安委員が就任挨拶のため警察署の自動車で宇都宮市へ出発の際運転者の荒牧雇に対しエンヂンをかけるなとかエンコさせろと命じたが之に応じなかつた為妨害の目的を果さなかつた事実

五、更に同人は昭和二十五年一月二十四日、五日頃荒牧雇に対して至急ガソリンの現在量を調査するよう命じ其際俺が二十リットル使用するのだから帳簿外にして置くよう命じ同月二十七日荒牧雇に対し明日新公安委員が宇都宮へでかけるから其の時に話して置いた署のガソリン二十リットルを自動車に積込むよう俺は署員に内証で汽車で行くそして県庁の前で渡してくれと命じた該二十リットルのガソリンは携行罐に詰めて荒牧雇が自動車に積込み打合せた場外で待合せたが小口部長が来なかつたので其儘持返した尚このガソリンは後日前公安委員手塚鉄平氏の名刺を使用して氏家町のガソリン委託先から密かに引取らうとしたが断わられ目的を果さなかつた事実

六、更に同人は本年一月三十日塩原町に於ける署長会議を欠席し前公委の県訴願問題の参考人に呼ばれたと日誌記載方を命じ公務出張として旅費を受領したが右出頭の事実がない

以上

閉会中審査に関する報告書

人権じうりんに関する件等閉会中審査報告書

一　人権じうりんに関する件
二　刑事訴訟法の運用に関する件
三　鉄道犯罪及び鉄道公安官の法制化に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和二十五年七月十一日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長幣原喜重郎殿

外務委員会報告書

〔第九号参照〕

国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、かつて国が有償で民間に譲渡した物件が、昭和二十一年内務省令第二十五号（略奪品の没収及び報告に関する件）に基いて、略奪品として没収された場合、政府は、当該物件を国から有償で取得し、且つ、没収された者に対して、国が当該物件の対価として収納した代金に相当する額の金銭の支拂いをしようとするものである。

二、議案の可決理由

本法案は、国が有償で譲渡した物件が、後に略奪品として没収された場合、政府が被没収者に対し、譲渡による国の収納した代金を拂戻すということは、妥当且つ適宜の措置であると認め、これを可決すべきものと議決した。

三、法案施行に要する費用

本法案施行に要する費用は、昭和二十四年度において六百万円余を、又昭和二十五年度においては一千四百万円余を、それぞれすでに予算に計上済みである。

右報告する。

昭和二十五年三月十四日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十二号参照〕

海外移住組合法の廃止に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

海外移住組合法は、日本人の海外移住助成を目的として、昭和二年法律第二十五号をもつて制定され、各府県に移住組合が設立されて諸事業を行つてきたが、組合は現在ほとんどすべてが本来の活動を停止している実情にあるので、この際海外移住組合法を廃止し、且つ、同法の廃止に伴う所要の規定を設けようとするものである。

二、議案の可決理由

海外移住組合がほとんどその機能を停止している現状にかんがみ、又将来わが国民に海外移住を許されるような場合には、あらためて事態に応じた新しい構想の下に発足するため、この際海外移住組合法を廃止することは、現下の情勢において極めて妥当なる措置と認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年三月二十四日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する條約、関税表刊行のための国際事務局を設立する條約の実施規則及び署名調書を修正する議定書を承認することについて承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

関税表刊行のための国際連合の設立に関する條約、関税表刊行のための国際事務局を設立する條約の実施規則及び署名調書は、一八九〇年（明治二十三年）七月五日ブラッセルで署名され、一八九一年（明治二十四年）四月一日に効力を発生したものであるが、わが国は同年二月二日これに加入した。この修正議定書は、一九四九年（昭和二十四年）十二月ブラッセルで開かれた條約加盟国の会議によつて作成されたもので、その内容は、貨幣価値の変動その他の理由により、関税表国際事務局の

資金が不足を告げるにいたったので、その増額を計るため各国の分担金を増加することを目的として、前記の條約、実施規則及び署名調書にその趣旨の修正を施したものである。

政府としては、本件修正議定書に対するわが国の承認書を送付することといたしたい。よつて本件について承認されたいというのである。

二、本件の議決理由

わが国の貿易促進のためには、各国関税表に関する最新の情報を定期的に入手することが最も必要と認め、本件は承認を與えるべきものと議決した次第である。

三、費用

本件承認に要する費用は、わが国分担金として年額一〇、九五〇金フラン即ち邦貨一、三一四、〇〇〇円（一二〇円替）余りである。

右報告する。

昭和二十五年三月二十四日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十四号参照〕

日本政府在外事務所設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、海外において、通商貿易の振興上必要な調査、情報に関する事務を処理し、あわせて、在留邦人の身分及び財産に関する事務を処理するため、日本政府在外事務所を設置し、その所掌事務並びにこれに置かれる職員及びその給與について規定を設けようとするものである。

二、議案の可決理由

日本政府在外事務所の設置は、貿易振興及び在留邦人保護の重要性にもかんがみ、わが国にとり、誠によろこぶべきことであり、且つ日本の国際社会復帰への第一歩を印するものとして、本法案は極めて意義あるものと認め、これを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費

本案施行のために要する経費は、一億二千三百四十万円余であつて、昭和二十五年度一般会計予算に計上の大蔵省所管海外出張その他海外拂関係諸費より移し替えることになつている。

右報告する。

昭和二十五年四月五日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

請願に関する報告書

〔第十七号参照〕

外蒙ウランバートルの残留邦人帰還促進の請願（請願者静岡市栄町四丁目十番地矢部ふみ子）（松谷天光光君紹介）（第三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

外蒙ウランバートルの邦人は一部帰国したが残留の一般邦人十二名中五名は未だ健在でショルンに残されている。我が夫、我が子の帰りを一るの望みとして、困苦、窮乏にたえている親族の願いは、ただ一日も早く帰還を許されて無事な顔を見ることである。ついては、この五名が外蒙より無事帰国できるよう取計らわれたいというのである。

二、請願の議決理由

未帰還邦人の引揚完了は全国民の切実な要望であつて、ひたすら帰国を待ちわびている家族の心情誠に同情に堪えないものがあるので、政府においては本請願の主旨達成のためこの上とも最善の措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年三月八日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

在外同胞引揚促進の請願（請願者岐阜市真砂町十丁目八番地上野文一×佐々木盛雄君外二名紹介×第三九四号）及び同（請願者栃木県下都賀郡壬生町大字壬生町甲千二百五十四番地高田弘一外二百二十二名×小平久雄君外一名紹介）（第八九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後五年の長きにわたり、なお多数の捕虜及び抑留者がソ連その他において強制労役に服せしめられており、多数の留守家族をして傷心、焦慮、骨肉の情に堪えなくせしめ、さらにその生活を破壊しつつあることは、世界平和と人道上よりも黙視し得ないところである。ついては、最終段階に入つた、海外の残留同胞とその留守家族の労苦を察せられて、すみやかに完全に引揚げられるよう努力されたいというのである。

二、請願の議決理由

全国民がひとしく切望している同胞の引揚は、今なお完了するにいたらず、長年月異郷にある抑留者の困苦及びその帰還を待ちわびている留守家族の窮状を思いやるとき、誠に同情に堪えざるものがあるので、政府においてはさらに最善の措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年三月八日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

在外同胞引揚促進並びに留守家族の援護に関する請願（請願者茨城県会議長島津三郎外八名）（中山マサ君紹介）（第一〇〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後五箇年を経過するのに、なお三十数万の在外同胞がその生否を陰ぺいされたまま放置され、多数の留守家族を絶望のどん底におとしいれ、その生活を破壊しつつあることは、世界平和と人道上からも忍びえないことである。ついては、在ソ同胞数の徹底的究明と、その引揚の続行、中共地区の引揚促進及び留守家族の援護につき適切な対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

三十数万に上る在外同胞実態の究明とその引揚完遂については、留守家族はもちろんのこと全国民の熱望するところであつて、本請願の趣旨達成のためには政府は引続き最善の措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年三月八日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十七号参照〕

在外資産の補償に関する請願外二件（請願者神戸市生田区元町通四丁目六十三番地　広瀬渉外三十六名）×受田新吉君紹介×第九九八七号）、同（請願者山口市中河原十二番地山口市更生会長岩光文雄×青柳一郎君紹介×第九八八号）、同（請願者愛媛県八幡浜市愛媛県海外引揚者更生会八幡浜支部長長尾高義外八十一名×高橋英吉君紹介×第一〇一二号）、同（請願者兵庫県飾磨郡谷外村豊国五百四十九番地千谷義夫外十一名）（米窪満亮君紹介×第一〇一三号）、同（請願者山口県吉敷郡仁保村渡辺與一郎外三名×佐藤榮作君紹介×第一〇一四号）、同外一件（請願者兵庫県加西郡北條町吉田署外三百八十七名×岡田五郎君紹介×第一〇一五号）、同（請願者布施市荒川一丁目五十番地海外引揚者

大阪府更生連盟布施支部長津下信義ノ松永佛骨君紹介ノ第一〇一六号）、同（請願者大阪市東淀川区役所内海外引揚者大阪府厚生連盟東淀川支部長吉田治郎吉ノ井上良二君紹介ノ第一〇五七号）、同（請願者前橋市曲輪町群馬県海外引揚者同盟理事長柴田彦平ノ中曾根康弘君紹介ノ第一〇五八号）、同（請願者広島市南段原町二丁目六百六十四番地只左京一外二十名ノ佐竹新市君紹介）（第一〇五九号）、同外一件（請願者愛媛県周桑郡丹原町海外引揚者更生会周桑支部丹原分会長今井新助外百二十二名）（村瀬宣親君紹介）（第一〇六〇号）、同（請願者今治市愛媛県海外引揚者更生会今治支部野間房義ノ越智茂君紹介ノ第一〇九二号）、同（請願者兵庫県加東郡河合村下複井佐藤六郎外五十名）（岡田五郎君紹介）（第一〇九三号）、同（請願者大阪市港区夕凪町一丁目十九番地海外引揚者大阪府厚生連盟港支部長市村八郎外十六名ノ松永佛骨君紹介ノ第一〇九四号）、同（請願者大阪市生野区林寺町四丁目百四十八番地海外引揚者大阪府厚生連盟生野支部長松岡政吉ノ淺香忠雄君紹介ノ第一〇九五号）、同（請願者兵庫県飾磨郡曾左村西坂二千三百三十七番地ノ二坂口利一外八名ノ松澤兼人君紹介ノ第一〇九六号）、同（請願者青森市大字新町五十九番地青森県引揚同胞連盟須藤全治）（山崎岩男君紹介）（第一〇九七号）、同（請願者吳市広町一万三百七十九番地庄島辰吉外二十名ノ前田榮之助君紹介ノ第一一二七号）、同（請願者山口県吉敷郡秋穂町大字秋穂河野梅治外百九名ノ佐藤榮作君紹介ノ第一一五二号）、同（請願者広島県佐伯郡地御前村堀之町則本保男外二十名ノ佐竹新市君紹介ノ第一一七八号）、同（請願者愛媛県東宇和郡卯之町愛媛県海外引揚者更生会東宇和郡支部長宇都宮和夫）（中村純一君紹介）（第一一七九号）、同（請願者山口県熊毛郡大野村園田片山登外七名ノ青柳一郎君紹介ノ第一一八〇号）、同（請願者宮崎市田吉区二千七百二十八番地濱津秀盛外六十名ノ淵通義君紹介ノ第一一八一号）、同（請願者山口県熊毛郡佐賀村大字佐今島東山義一外五十名ノ佐藤榮作君紹介ノ第一二一二号）、同外一件（請願者兵庫県宍粟郡神野村田井三百九十二番地山口一男外三百二十五名ノ岡田五郎君紹介ノ第一二一三号）、同（請願者山口県玖珂郡柳井町在外財産対策推進会委員長神田纖治外二十五名ノ三木武夫君紹介）（第一二三五号）、同（請願者福山市手城町九百十六番地橋本寅之助外二十名ノ平川篤雄君紹介）（第一二三六号）、同（請願者高槻市相生町九百八十五番地海外引揚者大阪府厚生連盟三木熊次郎ノ井上良二君紹介ノ第一二三七号）、同（請願者宮崎県東諸県郡綾町大字入野二千九百五十七番地中野正外十二名ノ瀬戸山三男君紹介ノ第一二三八号）、同（請願者山口県阿武郡生雲村大字生雲中五百四番地更生会長岡村博外一名ノ吉武惠市君紹介ノ第一二六七号）、同（請願者広島県双三郡三次町千九百二十三番地八木德郎外二十名）（森戸辰男君紹介）（第一二六八号）、同（請願者兵庫県飾磨郡花田村高木百七十一番地鹿野寅之助外九名ノ木下榮君紹介ノ第一二六九号）、同（請願者兵庫県氷上郡沼貫村渡邊晋造外二十五名ノ有田喜一君紹介ノ第一二七〇号）、同（請願者山口県厚狭郡吉部村岡本艶子外十四名ノ坂本實君紹介ノ第一二八九号）、同（請願者海外引揚者大阪府厚生連盟關屋悌藏）（前田種男君紹介）（第一三八二号）、同外二件（請願者山口県玖珂郡由宇町在外財産推進会委員長島谷篤外六十二名ノ今澄勇君紹介ノ第一四〇九号）、同（請願者愛媛県周桑郡庄内村引揚者更生会分会長高橋佐右ヱ門外十七名ノ小西英雄君紹介）（第一四三二号）、同（請願者長野市東鶴賀町みすず寮長野県厚生協会長命保外四名ノ小坂善太郎君紹介ノ第一五三二号）、同外一件（請願者山口県吉敷郡仁保村在外財産対策推進会員行武正明外八十四名ノ佐藤榮作君紹介ノ第一五三三号）、同（請願者兵庫県宍粟郡千種村千草藤村勝己外六十五名ノ堀川恭平君紹介ノ第一五三四号）、同（請願者広島市榎町七十五番地石倉義雄外二十名ノ山本久雄君紹介ノ第一五三五号）、同（請願者宮城県玉造郡鳴子町上鳴子十五番地）宮城県引揚者団体鳴子支部長岩淵雄七郎ノ角田幸吉君紹介ノ第一五三六号）、同（請願者宮城県栗原郡鳥矢崎村海外引揚者更生会板宮政見ノ大石武一君紹介ノ第一五三七号）、同（請願者宮城県栗原郡高清水町字新町三十二番地德江平内外六十名ノ内海安吉君紹介ノ第一五三八号）、同（請願者宮城県志田郡荒雄村引揚者更生連盟支部青沼孝一ノ庄司一郎君紹介）（第一五三九号）、同（請願者兵庫県城崎郡城崎駅前海外引揚連盟北但支部辻辰藏外二十八名）（佐々木盛雄君紹介）（第一五四〇号）、同（請願者山口県玖珂郡和木村在外財産対策推進会村木梅雄外百二十七名）（青柳一郎君紹介）（第一五四一号）、同（請願者下関市長府町亀甲千七百八十二番地若林武雄）（周東英雄君紹介）（第一五四二号）、同（請願者兵庫県飾磨郡糸引村東山七百六十番地山本萬治外五十九名ノ大山司君紹介ノ第一五四三号）、同（請願者下関市新町四丁目下関市役所構内下関市更生会長肥塚茂ノ坂本實君紹介ノ第一五四四号）、同（請願者山口県厚狭郡船木町岡ノ坂平山巖外百五名）（吉武惠市君紹介）（第一五四五号）、同（請願者広島市庚午北町九丁目百五十番地伊藤正意外二十名ノ佐竹新市君紹介ノ第一五四六号）、同（請願者兵庫県飾磨郡八木村八家千二百二十七番地山崎久吉外十九名）（河本敏夫君紹介）（第一五四七号）、同（請願者宮崎市橘道四丁目二十八番地文化ストリート三十三号瀬戸竹二郎外四十一名）（佐藤重遠君紹介）（第一五四八号）、同（請願者宮崎市高松通り三丁目六十一番地宮本喜三外六十六名ノ淵通義君紹介ノ第一五四九号）、同（請願者宮崎県兒湯郡新田村大字新田平野藤雄外二百五名ノ川野芳滿君紹介ノ第一五五〇号）、同（請願者兵庫県飾磨郡谷内村山崎四百三十八番地阿竹賢治外十名）（木下榮君紹介ノ第一五七一号）、同（請願者兵庫県美方郡浜坂町浜坂海外引揚者連盟北但支部木村弁次郎外二十七名ノ有田喜一君紹介ノ第一六四七号）、同（請願者高松市勅使町高松市海外引揚者同胞会中北繁外六百六十九名ノ成田知巳君紹介）（第一六七〇号）、同（請願者香川県仲多度郡榎井村國重忠雄外四十七名ノ田万廣文君紹介ノ第一六七一号）、同（請願者鳥取市二階町四丁目四番地鳥取県海外引揚者更生協会長仲市実外二千六百二十名ノ足鹿覺君紹介ノ第一六七二号）、同（請願者高松市西瓦町二十五番地菅良平外七百六十二名ノ玉置實君紹介ノ第一六九五号）、同（請願者佐賀県神埼郡背振村東鹿路内村松一外二十三名ノ北川定務君紹介ノ第一六九六号）、同（請願者佐賀県三養基郡鳥栖町仁田幸一外二十三名）（三池信君紹介）（第一六九七号）、同（請願者佐賀県神埼郡城田村下板千二百七番地德永績外二十名ノ保利茂君

紹介〇第一六九八号）、同（請願者佐賀県神埼郡神埼町駅通島禮次郎外二十一名〇中村又一君紹介〇第一六九九号）、同（請願者香川県綾歌郡玉越村山畑二郎外三十三名〇福田繁芳君紹介〇第一七〇〇号）、同（請願者香川県小豆郡草壁町八木茂次郎外八名〇大西禎夫君紹介〇第一七一九号）、同外一件（請願者香川県綾歌郡玉越村泉端嘉衛次外四百三十三名〇島田末信君紹介〇第一七二〇号）、同（請願者香川県小豆郡内海村九百七十二番地北幸明〇玉置實君紹介〇第一七二一号）、同（請願者兵庫県飾磨郡花田村小川後藤淺吉外十五名〇河本敏夫君紹介〇第一七二二号）、同（請願者兵庫県城崎郡豊岡町豊田三番地吉岡謙三外二十三名〇有田喜一君紹介〇第一七二三号）、同（請願者兵庫県城崎郡日高町岩中中野唯喜外二十五名〇佐々木盛雄君紹介〇第一七二四号）、同（請願者山口県阿武郡大井村在外資産対策推進会支部長德丸金造外百四十八名〇周東英雄君紹介〇第一七二五号）、同（請願者山口県玖珂郡本郷村更生会長安本浜一外五十二名）（青柳一郎君紹介）（第一七二六号）、同（請願者山口市湯田角下市湯田在外財産対策推進会竹中昇外七十九名）（佐藤榮作君紹介〇第一七二七号）、同（請願者香川県綾歌郡山田村大字東分三島政信外九十四名〇福田繁芳君紹介〇第一七二八号）、同（請願者佐賀県西松浦郡有田町字泉山弦巻滿好外三十四名〇中村又一君紹介〇第一七二九号）、同（請願者佐賀県佐賀郡巨勢村牛島池田壽平外七十五名〇永井英修君紹介〇第一七三〇号）、同（請願者佐賀県三養基郡鳥栖町今泉二千五百六十一番地ノ三牟田三二外五十六名〇保利茂君紹介〇第一七三一号）、同（請願者宮城県兒湯郡新田村竹淵竹石重治外百二十六名〇川野芳滿君紹介〇第一七三二号）、同（請願者宮崎県西臼杵郡岩戸村山裏三千六百二十五番地德山清實外百十四名）（佐藤重遠君紹介）（第一七三三号）、同（請願者宮崎市別府町更生会館内宮崎県更生事業推進会長境大和外九十一名〇淵通義君紹介〇第一七三四号）、同（請願者佐賀市松原町七十二番地神苑内千住勝子外十四名〇北川定務君紹介〇第一七三五号）、同（請願者広島県安佐郡龜山村大王寺沖野五六外七十一名〇山本久雄君紹介〇第一七三六名）、同（請願者佐賀県神埼郡蓮池町大字古賀字柴尾藤崎一郎外三十七名）（三池信君紹介）（第一七三七号）、同（請願者山口県佐波郡和田村更生会長河村直壹外三十三名）（受田新吉君紹介）（第一七三八号）、同（請願者香川県三豊郡仁尾町仁尾町海外引揚同胞会三崎良隆外八十三名〇田万廣文君紹介〇第一七三九号）、同（請願者香川県木田郡林村林村海外引揚同胞会田淵一夫外五十五名）（成田知巳君紹介）（第一七三八号）、同（請願者下松市大字末武上千二百三十一番地の一佐藤健二外二十五名）（受田新吉君紹介）（第一七九九号）、同（請願者山口県阿武郡嘉年村嘉年佐久間ユキ外二十一名〇今澄勇君紹介〇第一八〇〇号）、同（請願者香川県仲多度郡榎井村榎井海外引揚同胞会山下好太郎外七十四名〇田万廣文君紹介〇第一八〇一号）、同（請願者佐賀県西松浦郡波多津村塚部秀雄外三十二名〇保利茂君紹介）（第一八三七号）、同（請願者香川県大川郡石田村大字石田西石田村海外引揚同胞会河田辰雄外十二名〇大西禎夫君紹介〇第一八三八号）、同（請願者仙台市六條通四十八番地ノ七林源之助〇庄司一郎君紹介〇第一八三九号）、同（請願者高松市天神前九十九番地の一海外引揚同胞連合会山下好太郎外九十七名〇玉置實君紹介〇第一八四〇号）、同（請願者宮城県桃生郡雄勝町宮城県桃生郡雄勝町宮城県引揚者団体連合会雄勝支部杉山源之助〇内海安吉君紹介〇第一八四一号）、同（請願者佐賀県西松浦郡伊万里町元町岸川榮藏外四十三名〇北川定務君紹介〇第一八四二号）、同（請願者佐賀県西松浦郡伊万里町元町力武德雄外三十五名〇永井英修君紹介〇第一八四三号）、同（請願者仙台市宮城県庁内宮城県引揚者連盟金城支部鈴木次郎）（本間俊一君紹介〇第一八四四号）、同（請願者坂出市文明町千八百十四番地綾歌郡海外引揚同胞連合会長小川正男外七十五名〇島田末信君紹介〇第一八四五号）、同（請願者香川県三豊郡伊吹村海外引揚同胞会三好正雄外二十名〇福田繁芳君紹介）（第一八四六号）、同（請願者佐賀県西松浦郡伊万里町元町甲百六十一番地岩崎久治外三十七名）（中村又一君紹介）（第一八四七号）、同（請願者宮城県志田郡高倉村尾崎龍治外十七名〇千葉三郎君紹介〇第一八四八号）、同（請願者山口県阿武郡見島村更生会長井上清麿〇今澄勇君紹介〇第一八七六号）、同（請願者愛媛県海外引揚人更生会周桑郡支部石根村分会長日野磯吉外六十一名〇村瀬宣親君紹介〇第一八七七号）、同（請願者熊本市大江町九品寺小室興外三十名〇坂口主稅君紹介〇第一八七八号）、同（請願者熊本県天草郡本渡二千六百五十五番地山本義一外二十七名）（吉田安君紹介〇第一八七九号）、同（請願者水俣市浜二千九百二十二番地谷口喜藏外三十六名〇園田直君紹介〇第一八八〇号）、同（請願者宮城県刈田郡越河村海外引揚者団体連合会越河支部米澤正進）（佐々木更三君紹介）（第一九一三号）、同（請願者宮城県海外引揚者団体連合会蓬隈村綛代南條靜外六十八名〇安部俊吾君紹介）（第一九一四号）、同（請願者山口県都濃郡富田町千三百九十二番地在外資産対策推進会委員長藤本近三外二百四十五名〇佐藤榮作君紹介）（第一九一五号）、同（請願者山口県阿武郡奈古町更生会長小野了作外百十二名）（吉武惠市君紹介）（第一九一六号）、同（請願者宮城県栗原郡畑岡村字上畑岡爽穴百十六番地ノ五宮城県引揚者団体連合会畑岡支部支部長遠藤清助〇角田幸吉君紹介〇第一九一七号）、同（請願者山口市大字佐山千八百五十八番地更生会長德永幹次〇青柳一郎君紹介〇第一九一八号）、同（請願者佐賀県佐賀郡中川副村早津江鍵山藤次外九十四名〇永井英修君紹介〇第一九一九号）、同（請願者水俣市丸島二千二百五十四番地田中彌一郎外三十一名〇吉田安君紹介〇第一九二〇号）、同（請願者佐賀県西松浦郡東有田町有田駅前浦川峰雄外七十二名〇中村又一君紹介〇第一九二一号）、同（請願者水俣市陳内德富邦雄外三十六名〇園田直君紹介〇第一九二二号）、同（請願者水俣市浜千七百四十二番地淵上重藤外三十五名〇北川定務君紹介〇第一九二三号）、同（請願者佐賀県杵島郡江北村物領分岸川辰吾外五十名〇三池信君紹介〇第一九二四号）、同（請願者佐賀県藤津郡鹿島町松浦一外九十九名〇保利茂君紹介〇第一九二二号）、同外一件（請願者水俣市栄町七百三十五番地紫垣清律外七十三名）（坂田道太君紹介）（第一九二六号）、同外一件（請願者（水俣市浜八十八番地上原文太郎外七十二名）（原田雪松君紹介）（第一九二七号）、同外一件（請願者水俣市浜二千五百五十一番地栗巣市次外七十五名〇福永一臣君紹介〇第一九二

八号）、同（請願者川口県厚狭郡吉部村伊佐地東孝衛外十六名）（受田新吉君紹介）（第一九五一号）、同（請願者広島市旭町千八百四十四番地若狭久子外二十名ノ佐竹新市君紹介ノ第一九七五号）、同（請願者川口県大島郡蒲野村西三蒲千三百八十七番地更生会長河本卯一外七十四名）（受田新吉君紹介）（第二〇〇八号）、同（請願者水俣市石坂川石飛渕本貞雄外四十名ノ坂田道太君紹介ノ第二〇〇九号）、同（請願者佐賀県三養基郡甚山町天野くに子外六十七名ノ永井英修君紹介ノ第二〇一〇号）、同（請願者佐賀県小城郡牛津町天満町加藤平八郎外百十八名ノ保利茂君紹介ノ第二〇一一号）、同（請願者佐賀県三養基郡北茂安村大字中津隈佐藤芳人外七十名ノ三池信君紹介）（第二〇一二号）、同（請願者佐賀県三養基郡鳥栖大正町七百九十五番地宮崎トミ外六十名ノ北川定務君紹介ノ第二〇一三号）、同（請願者佐賀県杵島郡江北村上小田二千二百四十七番地久原要外五十名ノ中村又一君紹介）（第二〇一四号）、同（請願者水俣市古賀窪田勲一外三十五名ノ園田直君紹介ノ第二〇一五号）、同（請願者山口県都濃郡中須村在外財産対策推進会高橋一雄外二十五名ノ受田新吉君紹介ノ第二〇三二号）、同（請願者北海道虻田郡洞爺湖温泉町外地引揚者温泉町同志会長七戸福松外三名ノ小平忠君紹介ノ第二〇七七号）、同（請願者佐賀県東松浦郡浜崎町西市丸照雄外三十四名）（中村又一君紹介）（第二〇七八号）、同外一件（請願者佐賀県杵島郡江北村五北羽衣町四九六舎山下勇一外百二名ノ保利茂君紹介ノ第二〇七九号）、同外一件（請願者唐津市双子町第一松濤寮三ヶ島八郎外九十七名ノ永井英修君紹介ノ第二〇八〇号）、同外一件（請願者唐津市大島港町四丁目庄島作蔵外百十三名ノ三池信君紹介ノ第二〇八一号）、同外一件（請願者唐津市双子町第二松濤寮下川ッル外九十七名ノ北川定務君紹介ノ第二〇八二号）、同（請願者山口県都濃郡富田町千三百九十二番地藤本近三外百二十八名ノ受田新吉君紹介ノ第二一〇三号）、同（請願者兵庫県加古郡高砂町猟師町八百五十番地兵庫県海外引揚者連盟加印支部新井茂三ノ川西清君紹介ノ第二一〇四号）、同（請願者兵庫県川辺郡長尾村西池兵庫県海外引揚者連盟長尾支部水本善三外二百八十名ノ原健三郎君紹介ノ第二一〇五号）、同（請願者兵庫県朝来郡生野町口銀谷五百七番地河野鷲太郎外百七十六名ノ岡田五郎君紹介ノ第二一〇六号）、同（請願者佐賀県東松浦郡厳木村木山二百七十二番地寺田一道外四十五名ノ永井英修君紹介ノ第二一〇七号）、同（請願者佐賀県三養基郡基里村姫方三百五十九番地白水松次外六十九名ノ保利茂君紹介ノ第二一〇八号）、同（請願者唐津市双子町五千百五十七番地ノ一原祥博外五十一名）（北川定務君紹介ノ第二一〇九号）、同（請願者佐賀市寺町三十六番地佐久間繁雄外三十三名ノ三池信君紹介ノ第二一一〇号）、同外一件（請願者唐津市妙見西町増本友作外八十一名）（中村又一君紹介）（第二一一一号）、同（請願者小樽市銭函町十四番地小樽引揚者団体銭函支部河田啓次郎外一名ノ宇野秀次郎君紹介ノ第二一一五一号）、同（請願者北海道釧路郡釧路村別保番外地山根龍蔵外二名ノ伊藤郷一君紹介ノ第二一一五二号）、同（請願者札幌市道庁入植課内北海道開拓民自興会長唐木田貞外四名ノ苫米地英俊君紹介ノ第二一五三号）、同（請願者広島県比婆郡西城町五百八十二番地南里安英外四十八名）（宇田恒君紹介）（第二一一五四号）、同（請願者佐賀県東松浦郡浜崎町伊藤留次郎外四十七名）（中村又一君紹介）（第二一一五五号）、同（請願者佐賀県東松浦郡厳木村新屋敷炭坑今井二郎外四十八名ノ永井英修君紹介ノ第二一一五六号）、同（請願者佐賀県東松浦郡鬼塚村山本井上慶之助外三十名ノ保利茂君紹介ノ第二一一五七号）、同（請願者佐賀県東松浦郡玉島村大字五反田小形富之助外三十七名ノ三池信君紹介ノ第二一一五八号）、同（請願者佐賀県藤津郡鹿島町東島四郎外六十名ノ北川定務君紹介ノ第二一一五九号）、同（請願者岐阜市加納桜田町三丁目八番地小川要次外三百二十二名ノ田中啓一君紹介）（第二一一八二号）、同（請願者岐阜市小柳町十二番地羽土俊一外四十三名ノ武藤嘉一君紹介）（第二一一八三号）、同（請願者岐阜市長良雄総二百二十七番地吉田正一外二百八十八名ノ木村公平君紹介ノ第二一一八四号）、同（請願者岐阜県稲葉郡鏡島村鏡島杉山太郎外六百三十二名ノ大野伴睦君紹介ノ第二一一八五号）、同（請願者岐阜県可児郡帷子村菅七百六十六番地玉置金男外七百九十四名ノ平野三郎君紹介ノ第二一一八六号）、同（請願者札幌市豊平三條三丁目十二番地札幌樺太引揚者更生会井田良三外八十四名ノ小川原政信君紹介ノ第二一二〇九号）、同（請願者佐賀県東松浦郡玉島村字南山桃崎福実外四十六名ノ永井英修君紹介ノ第二一二一〇号）、同（請願者佐賀県佐賀郡久保泉村大字上和泉副島国一外六十八名ノ北川定務君紹介）（第二一二一一号）、同（請願者唐津市魚屋町二千二百二番地酒井竹市外五十名ノ三池信君紹介）（第二一二一二号）、同（請願者佐賀県佐賀郡高木瀬村協楽園内桂寮三号室齋藤明外六十五名ノ中村又一君紹介ノ第二一二一三号）、同（請願者佐賀県東松浦郡名護屋村安部善四郎外五十三名ノ保利茂君紹介ノ第二一二一四号）、同（請願者山口県美禰郡東厚保村厚生会長田中今一ノ足立篤郎君紹介ノ第二一二四二号）、同（請願者兵庫県城崎郡香住町一日市二百七十一番地兵庫県海外引揚者連盟北但支部西村計重外二十五名ノ有田喜一君紹介ノ第二一二四三号）、同（請願者兵庫県出石郡出石町柳五十八番地兵庫県海外引揚者連盟北但支部門間堅一外二十一名ノ佐々木盛雄君紹介ノ第二一二四四号）、同（請願者長野県北佐久郡南御牧村矢島金井太六外百八十六名ノ黒澤富次郎君紹介ノ第二一二四五号）、同（請願者長野県北佐久郡布施村佐藤作一外百七十二名ノ小林運美君紹介ノ第二一二四六号）、同（請願者佐賀県佐賀郡高木瀬村協楽園西寮四十三前田静雄外五十二名ノ中村又一君紹介ノ第二一二四七号）、同（請願者唐津市弓鷹町千四百六番地福島愛子外五十一名ノ北川定務君紹介ノ第二一二四八号）、同（請願者佐賀県三養基郡中原村中島秀一外五十一名ノ保利茂君紹介ノ第二一二四九号）、同（請願者佐賀県三養基郡北茂安村石具服部次郎外五十七名ノ三池信君紹介ノ第二一二五〇号）、同（請願者佐賀県三養基郡基山町安永甚八外四十七名）（永井英修君紹介）（第二一二五一号）、同（請願者飯田市大横町千百八十一番地川上行雄外八十三名）（今村忠助君紹介）（第二一二五二号）、同（請願者岐阜県海津郡今尾町大字平原七十番地大倉秀雄外百九十名ノ田中啓一君紹介ノ第二一二五三号）、同（請願者岐阜市神田町十丁目ハルピン街安藤泰次外四百六十一名ノ武藤嘉一君紹介ノ第二一二五四号）、同（請願者岐阜県稲葉郡那加町長谷川正人外百四十名）（大野伴睦君紹介）（第二一二五五

号）、同（請願者岐阜市青柳町一番地国定喜一外六百四十一名）（木村公平君紹介）（第二二五六号）、同（請願者長野県北安曇郡大町千百三十八番地下平信外五百三十七名）（降旗徳弥君紹介）（第二二五七号）、同（請願者岡谷市新屋敷五千四百九十八番地中澤七郎外百十名〆小川平二君紹介）（第二二五八号）、同（請願者北海道網走郡女満別栄町富岡武雄外六十三名〆高倉定助君紹介）（第二二五九号）、同（請願者長野市東鶴賀町いすず寮上倉藤一外五百四十五名〆田中重彌君紹介）（第二二六〇号）、同（請願者北海道勇拂郡鵡川村鵡川三区野原正男外二十四名〆小平忠君紹介）（第二二六一号）、同（請願者横浜市中区桜木町一丁目一番地神奈川県更生同盟横浜市中区支部小松九二七外四十五名〆松尾トシ子君紹介）（第二二八五号）、同（請願者横浜市鶴見区鶴見町三百十五番地神奈川県更生同盟鶴見支部田中貞治外百十四名〆門司亮君紹介）（第二二八六号）、同（請願者長野県下高井郡穂波村中元義博外十三名〆小坂善太郎君紹介）（第二二八七号）、同（請願者長野県諏訪郡下諏訪町久保六千百六番地波國光外九十一名〆今村忠助君紹介）（第二二八八号）、同（請願者鎌倉市台千五百二十八番地神奈川県更生同盟大船支部安田昌外五十九名〆永井要造君紹介）（第二二八九号）、同（請願者横浜市西区藤棚町一丁目六十五番地神奈川県更生同盟西区支部村田平八外三十七名〆三浦寅之助君紹介）（第二二九〇号）、同（請願者岐阜県北安曇郡大町千百三十八番地下平信外五百三十七名）（降旗徳弥君紹介）（第二二五七号）、同（請願者岡谷市新屋敷五千四百九十八番地中澤七郎外百十名〆小川平二君紹介）（第二二五八号）、同（請願者北海道網走郡女満別栄町富岡武雄外六十三名〆高倉定助君紹介）（第二二五九号）、同（請願者長野市東鶴賀町いすず寮上倉藤一外五百四十五名〆田中重彌君紹介）（第二二六〇号）、同（請願者北海道勇拂郡鵡川村鵡川三区野原正男外二十四名〆小平忠君紹介）（第二二六一号）、同（請願者横浜市中区桜木町一丁目一番地神奈川県更生同盟横浜市中区支部小松九二七外四十五名〆松尾トシ子君紹介）（第二二八五号）、同（請願者横浜市鶴見区鶴見町三百十五番地神奈川県更生同盟鶴見支部田中貞治外百十四名〆門司亮君紹介）（第二二八六号）、同（請願者長野県下高井郡穂波村中元義博外十三名〆小坂善太郎君紹介）（第二二八七号）、同（請願者長野県諏訪郡下諏訪町久保六千百六番地波國光外九十一名〆今村忠助君紹介）（第二二八八号）、同（請願者鎌倉市台千五百二十八番地神奈川県更生同盟大船支部安田昌外五十九名〆永井要造君紹介）（第二二八九号）、同（請願者横浜市西区藤

更生同盟西区支部村田平八外三十七名〆三浦寅之助君紹介）（第二二九〇号）、同（請願者山口県玖珂郡由宇町高本清一外二百九十五名〆受田新吉君紹介）（第二三一号）、同（請願者札幌市北十七條西五丁目門所茂光外二百四十三名〆苫米地英俊君紹介）（第二三七二号）、同（請願者神奈川県足柄下郡下雪林村谷津六百二十二番地神奈川県更生同盟足柄下支部下雪林分会土屋計作外二十二名〆小金義照君紹介）（第二三七三号）、同（請願者北海道紋別郡紋別町五区芝岡正一外百九十三名〆高倉定助君紹介）（第二三七四号）、同（請願者神奈川県更生同盟鶴見支部竹中泰造外四十名〆門司亮君紹介）（第二三七五号）、同（請願者北海道網走郡美幌町新町三丁目齋藤德重外三十四名〆伊藤郷一君紹介）（第二三七六号）、同（請願者横浜市港北区中山町中山連合分会荒井福治外八十九名）（三浦寅之助君紹介）（第二三七七号）、同（請願者熊本県天草郡高浜村諏訪池田隆外百二十二名）（坂田道太君紹介）（第二三七八号）、同（請願者岡谷市今井区九百二十七番地今井住宅五味ヲミ外二百八名〆小川平二君紹介）（第二三七九号）、同外一件（請願者岐阜市高屋町一番地岩崎長子外三百六十名〆田中啓一君紹介）（第二三八〇号）、同（請願者岐阜市花沢町二丁目後藤豊吉外三百一名〆大野伴睦君紹介）（第二三八一号）、同（請願者熊本県天草郡富岡町十三番

助会代表者亀島留治外五百十八名）（岡田春夫君紹介）（第二二二〇号）、同（請願者山口県玖珂郡由宇町高本清一外二百九十五名〆受田新吉君紹介）（第二三一号）、同（請願者札幌市北十七條西五丁目門所茂光外二百四十三名〆苫米地英俊君紹介）（第二三七二号）、同（請願者神奈川県足柄下郡下雪林村谷津六百二十二番地神奈川県更生同盟足柄下支部下雪林分会土屋計作外二十二名〆小金義照君紹介）（第二三七三号）、同（請願者北海道紋別郡紋別町五区芝岡正一外百九十三名〆高倉定助君紹介）（第二三七四号）、同（請願者神奈川県更生同盟鶴見支部竹中泰造外四十名〆門司亮君紹介）（第二三七五号）、同（請願者北海道網走郡美幌町新町三丁目齋藤德重外三十四名〆伊藤郷一君紹介）（第二三七六号）、同（請願者横浜市港北区中山町中山連合分会荒井福治外八十九名）（三浦寅之助君紹介）（第二三七七号）、同（請願者熊本県天草郡高浜村諏訪池田隆外百二十二名）（坂田道太君紹介）（第二三七八号）、同（請願者岡谷市今井区九百二十七番地今井住宅五味ヲミ外二百八名〆小川平二君紹介）（第二三七九号）、同外一件（請願者岐阜市高屋町一番地岩崎長子外三百六十名〆田中啓一君紹介）（第二三八〇号）、同（請願者岐阜市花沢町二丁目後藤豊吉外三百一名〆大野伴睦君紹介）（第二三八一号）、同（請願者熊本県天草郡富岡町十三番

地横山須矣外五百五十一名〆園田直君紹介）（第二四〇九号）、同（請願者熊本県八代郡横手町百九十八番地岡村猛男外九十名）（吉田安君紹介）（第二四一〇号）、同（請願者横浜市西区霞ヶ丘五十四番地神奈川県更生同盟西区支部鈴木重正外五名〆三浦寅之助君紹介）（第二四四八号）、同（請願者兵庫県多可郡黒田庄村大伏横山八郎外二百八十名）（佐々木盛雄君紹介）（第二四四九号）、同（請願者神奈川県三浦郡三崎町東岡三千五百六十四番地神奈川県更生同盟三浦支部杉川信雄外百九名〆永井要造君紹介）（第二四五〇号）、同（請願者広島市南三條町千二百八十二番地村上薫外四十三名〆川本久雄君紹介）（第二五三二号）、同（請願者北海道枝幸郡枝幸町幸町中川友吉外百二十名〆松田鐵藏君紹介）（第二五三三号）、同（請願者山口県大津郡日置市沖村忠雄外八百四十名〆吉武惠市君紹介）（第二五三四号）、同（請願者神奈川県座間郡座間町三千二十七番地神奈川県更生同盟北相支部金田道德外十五名〆小金義照君紹介）（第二五三五号）、同（請願者横浜市西区石崎町三丁目五十番地神奈川県更生同盟西区支部佐々木喜八郎外四十二名〆三浦寅之助君紹介）（第二五三六号）、同（請願者旭川市十條通九丁目右三号三木秀次外八百四十名〆玉置信一君紹介）（第二五三七号）、同（請願者岐阜県山県郡高富町本町一丁目山口三喜雄外四百六十二名）〆武藤

嘉一君紹介）（第二五三八号）、同（請願者長野県東筑摩郡上川手村降幡勝十外七百六十三名〆降旗徳弥君紹介）（第二五三九号）、同（請願者岡谷市四千九百三十八番地林謹一外九十名〆吉川久衛君紹介）（第二五四号）、同外一件（請願者横浜市港北区篠原町千八百三十一番地神奈川県更生同盟篠原分会木下昌美外百四十一名〆三浦寅之助君紹介）（第二六二九号）、同外六件（請願者神奈川県厚木町七百九十番地神奈川県更生同盟愛甲郡支部米山耕造外九十二名〆小金義照君紹介）（第二六三〇名）、同（請願者神奈川県高座郡相模原町上鶴間五百三番地神奈川県更生同盟相模原支部岩本直通外五十八名）（岩本信行君紹介）（第二六三九号）、同（請願者横浜市金沢区町屋町二百十五番地神奈川県更生同盟金沢支部津田光信外九十七名〆三浦寅之助君紹介）（第二六四〇号）、同外十一件（請願者横須賀市平作町三千六百十番地小林完次郎外二百十七名〆永井要造君紹介）（第二六四一号）、同（請願者山口県玖珂郡由宇町中野宗一外百九十五名〆受田新吉君紹介）（第二七〇八号）、同（請願者長浜市宮町堤又藏外十名）（坪内八郎君紹介）（第二七〇九号）、同外一件（請願者大阪市旭区古市大通四丁目五十二番地拵義彦外四百名）（押谷富三君紹介）（第二七一一号）、同外一件（請願者茨木市新庄町七百三十八番地山田熊吉外二百四十一

名）〔淺香忠雄君紹介〕〔第二七一二号〕、同（請願者布施市御厨十六番地山口奈良一外二百名）〔松永佛骨君紹介〕〔第二七一三号〕、同（請願者堺市北三国ヶ丘七丁目二百七番地坂口慶三郎外二百名）〔小西寅松君紹介〕〔第二七一四号〕、同（請願者大阪市住吉区安立町十丁目四十三番地橋本直之外二百名）（有田二郎君紹介）（第二七一五号）、同（請願者兵庫県加古郡高砂町西畑鐘紡五寮大富一重外二百名）〔岡田五郎君紹介〕〔第二七一六号〕、同（請願者高槻市北園町百八十二番地東弘之助外二百名）〔井上良二君紹介〕（第二七一八号）、同外一件（請願者大阪市東淀川区塚本町一丁目八十一番地田中正儀外四百二十二名）〔前田種男君紹介〕〔第二七一九号〕、同（請願者大阪市西成区鶴見橋通四丁目四番地岩田市治郎外二百名）（大矢省三君紹介）（第二七二〇号）、同外一件（請願者枚方市中宮千九十四番地西村國雄外二百名）〔井上良二君紹介〕〔第二八〇六号〕、同（請願者東京都中央区本町一丁目九番地日本鉱綿工業株式会社内東京天津会総代亀沢有朔外二十名）〔野村專太郎君紹介〕（第二八七二号）、同（請願者岐阜県本巣郡生沢村生沢棚橋民外百九十七名）（木村公平君紹介）（第二八七五号）、同（請願者小樽市汐見台町五十三番地中本利一外六百五十六名）〔小川原政信君紹介〕〔第二八七六号〕、同（請願者長野県下伊那郡座光寺村棚田光吉外二百六十九名）〔今村忠助君紹介〕〔第二八七七号〕、同（請願者岐阜市矢島町一丁目二十一番地中川泰外四百三十名）（大野伴睦君紹介）（第二八七八号）、同（請願者小樽市入舟町三丁目十番地谷内孝人外六百五十六名）（宇野秀次郎君紹介）（第二八七九号）、同（請願者上田市柳町飯島広吉外二百二十一名）（小林運美君紹介）〔第二八八〇号〕、同（請願者佐賀市與賀町新地二十九番地陳内正外百十名）（中村又一君紹介）〔第二八八二号〕、同（請願者上田市鷹匠町田中志太郎外二百十名）〔小坂善太郎君紹介〕〔第二八八三号〕、同（請願者高山市大彰町四百二十番地瀬ノ上茂外四百三十名）〔平野三郎君紹介〕〔第二八八四号〕、同（請願者佐賀県佐賀郡松梅村松瀬森田正義外二百六名）〔三池信君紹介〕〔第二八八五号〕、同（請願者佐賀県三養基郡麓村大字立石西村忠三外百名）〔保利茂君紹介〕〔第二八八六号〕、同（請願者西宮市津内佳江町七番地木下英男外二百名）〔原健三郎君紹介〕〔第二八八八号〕、同（請願者佐賀市西田代町三十九番地西光寺偈外百十名）〔永井英修君紹介〕（第二八八九号）、同外一件（請願者佐賀県三養基郡田代町永吉戸寅太外二百名）〔北川定務君紹介〕〔第二八九〇号〕及び同外一件（請願者大阪府北河内郡住道町三箇八百八十七番地ノ一沢畑捨次郎外四百名）〔井上良二君紹介〕〔第二八九一号〕に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

これらの請願の要旨は、在外同胞が多年にわたり蓄積した外地財産は今次の敗戦によりことごとく喪失するの結果となり、以来既に四年半余を経過しておるのに、今なお未解決のまま放置されている実情であるが、ポツダム宣言中の基本的人権尊重の宣明の上からも、また国際慣例からいうも、あるいはまた憲法に明定されている財産権不侵害の原則から見るも、喪失在外財産に対しては、政府は当然補償すべきものであつて、政府及び国会は緊急左記のような措置をとられたいというのである。

記

1　在外財産中の喪失せしめられた部分に対しては、国家が補償する義務あることを宣明すること。

2　政府はすみやかに在外財産補償のための調査並びにこれが審査のため強力なる機関を設置すること。

3　在外財産補償のために、引揚者団体全国連合会及びその下部機構たる各都道府県連合会をして予備審査をなさしめること。

右予備審査のための経費は予算に計上すること。

4　財産権保障の原則を内外に宣明し、将来に備え以て民生を安定せしめる適当な措置を講ずること。

このため基本的人権は尊重せらるべきである旨の決議を国会にて議決し、また政府はこれに関しての声明を発すること。

5　米国の一九四八年ウォアー・クレイムズ法は基本的人権をじゆうりんし財産権を侵害するものにつき、これが撤廃または改正せられるよう請願のこと。

二、請願の議決理由

本請願の審議に当り紹介議員の説明によれば、各請願中の第二の点即ち在外資産補償機関設置の項は『政府においても既に適当の措置をとつておられると思うが、漏れているものも多いし、またその後帰還した人人も多数あるので、今後とも充分に措置せられたい』という意味であり、また第三点即ち在外資産補償予備審査機関設置の項は『現地の事情に最も明るいところの引揚者団体全国連合会等で今後引揚者より正確な資料を提供せしめ、記憶の新しい内にこれを整理することは、将来、政府の調査を円滑ならしめるものであるから、政府としてもこれに反対するものではないと解釈する、なお予算計上云々は必ずしもこれを固執するものではない』という趣旨であつた。

よつて本請願中右二項目のみについては、その趣旨はいずれも妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は、議院において採択の上は、これを内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

阿波丸の代船建造に関する請願（請願者東京都千代田区丸の内二丁目二十番地の一日本郵船株式会社淺尾新甫）〔星島二郎君外一名紹介〕〔第二八〇九号〕に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年四月成立した「阿波丸請求権の処理のための日本国政府及び米国政府間の協定」において、阿波丸の所有者である日本郵船株式会社に対し、見舞金の支給による適当な待遇が與えられることが規定せられ、昭和二十五年度予算中に計上されるというが、同社としては阿波丸損害の代償としては、あくまでも阿波丸の代船の獲得を希望している、しかし今日阿波丸に相当する代船を取得することは、事実上不可能に近いと思われるので、せめて現在許されている限度の遠洋航路用貨物船一隻を代船として建造できるよう、早急に適当の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本件請願者の要望はきわめて妥当にして、政府においては本請願の主旨達成のため最善の措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

在外同胞引揚促進の請願（請願者埼玉県南埼玉郡久喜町在外同胞引揚促進連盟久喜支部瀬田喜藤治外百四十一名ノ青木正君外一名紹介ノ第二二四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争が終つて最早五年、待ちわびている父、夫、兄は異国にあつて生死の程も知れず、留守家族一同は生活苦と骨身を削る悲しみに追い詰められ、困窮の極に達している。よつて生存者死亡者名の発表、戦犯の内地服役等について適当の措置を講ぜらるるとともに、一日も早く帰還出来るよう盡されたいというのである。

二、請願の議決理由

未帰還同胞の内地家族の心情を思うとき、誠に同情に堪えないところであり、かつ本請願の趣旨は国民の等しく切望するところであるから、政府においてはこの上とも最善の措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

在外同胞引揚促進並びに留守家族の援護に関する請願（請願者茨城県庁内引揚促進実行委員会宮田市太郎ノ金塚孝君紹介ノ第二七四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後既に五年、なお多数の同胞が異郷にあつて抑留生活に苦しんでいることは、悲痛極まる問題であり、いまだ帰らざる同胞の安否に心痛する留守家族の心情を思うとき、断腸の念に堪えず、よつて未引揚者の生死状況の発表、戦犯の内地服役及び全員引揚完了並びに留守家族援護強化に善処せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨達成については、政府は、あらゆる措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

外務委員長　岡崎　勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

閉会中審査に関する報告書

国際経済に関する件等閉会中審査報告書

一、国際経済に関する件

（一）講和條約前における対外経済調整の具体策

（二）我国の経済自立のための緊急貿易政策

二、講和会議に関する件

（一）講和会議開催に処する諸般の緊急重要事項

（二）賠償指定工場の稼働状態と日本の産業水準との関係

（三）講和條約を前にして密入国、密出国、密貿易等治安に関する問題

右各件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和二十五年七月十一日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

大蔵委員会報告書

〔第一号参照〕

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

薪炭需給調節特別会計には昭和二十三年度以前に生じた損失額が約三十四億円あり、これに残務の整理によつて生ずることが予想される現物の不足並びに手持薪炭の値引、減耗損を加えると大体五十五億円の赤字が清算結了時において発生する。従つてこの会計の残務整理を促進させる必要上その債務の支拂財源に充てるため、一般会計から五十四億七千万円を限り、この会計に繰入金をすることができる途を開こうとするものである。

二、議案の可決理由

審議の結果、薪炭需給特別会計が清算結了時において生ずる約五十五億円の赤字はやむを得ないものであり、この債務の支拂財源に充てるため、一般会計から五十四億七千万円を限り繰り入れることは必要なる措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十四年十二月十五日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第九号参照〕

臨時通貨法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

臨時通貨法の一部を改正して、臨時補助貨幣として現在製造している五円と一円の外に十円を加えんとするもので、これは経済取引の実状に応じ補助貨幣の系列を整備するためである。

二、議案の可決理由

経済取引の実状に照し、適切なる措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年二月四日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十一号参照〕

大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年度における歳入不足三億二千三百二十六万七千円を補てんするため、一般会計から同金額の繰入をして同会計の運営を円滑にしようとするものである。

二、議案の可決理由

総合均衡予算の建前から、本会計における歳入不足額は、一般会計からの繰入金をもつて補てんすることを適当と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年二月九日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十六号参照〕

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

農業共済再保険特別会計農業勘定においては、昭和二十五年度予算において差引九億一千五百二十万六千円の歳入不足を生ずるので、この不足額を一般会計からの繰入金をもつて補てんしようとするものである。

二、議案の可決理由

この歳入不足額は、昭和二十五年度において異常災害が発生した場合に備えて十二億五千四百五十四万一千円の予備費を歳出に計上したために生じたものであるから、そのような事態の発生した場合に、一般会計からする繰入金をもつて、これを補てんすることは適当と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年二月十六日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

失業保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
失業保険特別会計は、昭和二十五年度予算において失業保険金月額十億円を計上しているが、この外更に、不測の事態発生に備えて、年間十万人分四十億円を予備費として計上し、その財源として、この会計の積立金を一部とりくずし使用できるようにしようとするものである。

二、議案の可決理由
審議の結果、現下の情勢において必要にして適切な措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十五年二月十六日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
開拓者資金融通法による開拓者に対する貸付金の財源は、従来、本特別会計の負担で発行する公債又は借入金によつて調達して来たが、昭和二十四年度より一般会計からの繰入金をもつて、その財源に充てることとした。
二十五年度においても、営農資金及び共同施設資金として貸付を計画している十一億八千九百八十万円について、一般会計からの繰入金をもつて、その財源に充てようとするものである。

二、議案の可決理由
健全財政の見地から、貸付金の財源に一般会計からの繰入金をもつて充てることが適切妥当であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十五年二月十六日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
従来、国有林野事業特別会計に所属していた林業試験場は、企業的な運営をするこの会計に所属させておくことは必ずしも適当でないので、昭和二十五年度からこれを一般会計の所属とし、この会計の事業の範囲から林業試験場の業務に属する事項を削除しようとするものである。

二、議案の可決理由
林業試験場の機能が有効に発揮されるため必要にして適切な措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十五年二月十六日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

国民金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
国民金融公庫の資本金は現在十八億円であるが、最近の金融情勢において国民金融公庫に対する資金需要は極めて多額に上るので、昭和二十五年度予算においては、公庫に対す、る出資金として十二億円を予定し、これに伴い公庫の資本金を三十億円に増加しようとするものである。

二、議案の可決理由
資金難に喘ぐ国民大衆に資金を供給し、その生活再建を図ることは、民生の安定と経済の復興とに欠くべからざることであり、今回の資本金増加はこの目的に沿つた必要適切な措置であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十五年二月十六日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
第一に、新たに設置を予定されている住宅金融公庫及び商船管理委員会に対し、他の政府関係機関と同様に、この法律を適用すること。
第二に、公団等の予算が成立したときは、手続として内閣が各公団等にこれを通知すること。
第三に、従来政府関係機関の予算の執行については、「予算の移用、流用」についてのみ法律で統制を加えて来たが、新たに支出負担行為及び支拂の計画の統制を行い、必要ある場合は大蔵大臣が主務大臣に協議して、予算執行に関し国に準ずる統制を行いうるようにすること。
以上三点について改正しているものである。

二、議案の可決理由
住宅金融公庫及び商船管理委員会が政府関係機関である建前からこの法律を適用することは当然であり、又政府関係機関の予算の執行について、これら機関の経理の適正を期するために今回の改正は、適切妥当な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十五年二月十六日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十七号参照〕

昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
政府は、昭和二十一年度において、一般会計終戰処理費の財源に充てるために百億円、帝国鉄道会計の収益勘定における経費支弁及び歳入不足補てんのために四十二億四百六十万円、通信事業特別会計の業務勘定における経費支弁のために十五億三千万円合計百五十七億三千四百六十万円の借入金をしたが、その償還期限が昭和二十四年度末と定められ、この償還期限までに償還することは困難と認められるので、この期限を昭和二十七年度まで延期できるようにしようとするものである。

二、議案の可決理由
国の財政状況にかんがみ、昭和二十七年度まで延期することは必要なる措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十五年二月二十日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
アルコール専売事業特別会計においては、昭和二十五年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額が昭和二十四年度末における当該資産の価額の合計額より約一億四千三百万円減少する見込であるが、この金額を昭和二十五年度においてこの会計から一般会計の歳入に納付し、その納付金額に相当する金額だけこの会計の固有資本の額を減少しようとするものである。

二、議案の可決理由
現在この特別会計においては、一般会計の歳入に納付することとなつているのは毎会計年度の決算上の益金であるから、今回の措置は特例をもつて定めることを必要と認め、本案はこれを可決すべきものと議決し

た次第である。
右報告する。
昭和二十五年二月二十日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
最近指定生産資材の割当統制が大部分の品目について解除された結果、従来割当申請者及び割当物資譲受人から徴収していた申請手数料及び割当料を徴収することが適当でなくなつたので、この法律を廃止しようとするものである。
二　議案の可決理由
指定生産資材の割当統制が大部分解除された今日、手数料等の徴収に関する法律を廃止することは適当と認められるので、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年二月二十日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所属替又は所管換の無償整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
国有財産法においては、異なる会計間の国有財産の所属替又は所管換については、原則として有償をもつて整理しなければならないが、医療の用に供するために一般会計と国立病院特別会計相互の間で所属替又は所管換をする場合については、国有財産法の特例として昭和二十五年度に限り、無償をもつて整理しようとするものである。
二　議案の可決理由
国立病院特別会計の経理の実情にかんがみ、国有財産の所属替又は所管換を無償をもつて整理する特例を設けることは必要なる措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年二月二十日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十八号参照〕

連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する者及び公共事業費又は米国対日援助見返資金による公共事業に使用される労務者に対する賃金の支拂を迅速且つ確実ならしめるため、特に必要あるときは大蔵大臣の定めるところによつて、日本銀行以外の市中銀行に支拂事務の一部を委託して取り扱わせることができる特例を設けようとするものである。
二　議案の可決理由
所管官庁において直接現金支拂をすることは、施設場所その他の諸点から著しい困難を伴い、各種の事故発生の原因となるおそれもあるので、今回の特例を設けることは必要にして適切なる措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年二月二十一日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十号参照〕

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
食糧管理特別会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる二十六億九千二百一万一千円を限り、一般会計から食糧管理特別会計に繰り入れることができることとして、この会計に生ずる歳入不足を補てんしようとするものである。
二　議案の可決理由
農業災害補償法第十二條の規定によれば、農業共済組合の組合員が支拂うべき農作物共済に係る共済掛金の一部はこの会計において負担し、更にこの負担金は食糧消費者が負担するよう食糧の売渡価格に織り込むことになつているが、食糧消費者価格の値上りに伴う家計費に及ぼす影響等を考慮して、昭和二十二年度から引続きこの負担金を食糧消費者に転嫁させないよう臨時的措置を講じて来たのであつて、今回の歳入不足はかかる臨時措置を継続することに伴つて生ずるものであり、これを一般会計からする繰入金をもつて補てんすることは適切妥当な措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年二月二十五日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十一号参照〕

酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
極力酒類の増石による増収を図るとともに、地方税たる酒消費税を酒税に統合し、各種酒類間の権衡等を考慮して、若干税率を引き上げんとするものである。
二　議案の可決理由
国家財政の現状にかんがみ、若干税率の引上げもやむを得ないものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年三月十一日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

有価証券移転税法を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
有価証券移転税は、従来から有価証券の流通を阻害するとの非難が多かつたが、今回取引高税及び不動産取得税の廃止等を考え合せ、有価証券の流通を円滑にするため、これを全廃するものである。
二　議案の可決理由
極めて時宜に適した措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年三月十一日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
従来のわが国の法人税制度は、法人を個人から独立した課税主体を考えるドイツ法の思想を採り入れていたが、今回法人は事業遂行のための個人たる株主の集団であるとするイギリス法の思想を採用し、法人税と所得税とが二重課税となることを排除し、法人の租税負担を軽減して事業投資、資本蓄積を図ることを改正の基本原則としている。
1　超過所得及び清算所得に対する法人税を廃止し、あらたに積立金の増加額に対する課税（原則として年百分の二）を行い、普通所得に対する法人税の税率は百分の三十五（現行一般法人百分の三十五、特別法人百分の二十五）とする。
2　公益法人の収益事業に対する課税、他の法人から受ける配当等の益金不算入、損金の繰越繰戻、減資益等の益金不算入、棚卸資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法の撰択制、貸倒準備金の損金算入等について規定している。
二　議案の可決理由
本案は、法人の租税負担を軽減し、資本蓄積を図る上に適切妥当で

あると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年三月十一日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
所得税を租税収入の根幹として形成するとともに、所得税負担の軽減適正化を図り、控除及び税率を次のように改める。
基礎控除　年二万五千円（現行一万五千円）
扶養控除　所得控除年一万二千円（現行税額控除一千八百円）
勤労控除　百分の十五、最高三万円（現行百分の二十五、最高三万七千五百円）
税率　五万円以下の金額百分の二十より五十万円を超える金額に対し百分の五十五まで累進税率をかける。
その他　扶養親族の範囲の拡張、所得合算制の縮少、不具者、医療費及び雑損の特別控除、譲渡所得の計算方法の改正、変動所得に対する平均課税、損益通算及び損失の繰越し、繰戻し、配当所得に対する課税方法、申告及び納期の改正等新たに規定を設け又は改正を行つたものである。

二、議案の可決理由
所得税負担の軽減適正化を図るために、現状においてはこの程度の改正が適切妥当であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年三月十一日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

富裕税法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
高額所得者に対する税負担の適正合理化を図るため、所得税の補完税として創設されたものである。
（一）国又は地方公共団体において公用又は公共の用に供する土地、家屋及び物件、国宝、重要美術品等、生活に通常必要な家具什器、衣服その他の動産は非課税とする。
（二）免税点、課税価格五百万円以下は課税しない。
税率　最低五百万円を超える金額に対し千分の五から最高五千万円を超える金額に対し千分の三十に至る超過累進税率によること。
（三）毎年十二月三十一日を課税時期とし、翌年二月一日から二月末日までに申告納税するものとする。

二、議案の可決理由
慎重審議を重ねた結果、所得税の補完税として高額所得者に対する税負担の適正合理化を図る意味において極めて適切妥当であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年三月十一日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

通行税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
奢侈的性質の少い三等乗客に対する課税を全廃するとともに、他面、一、二等乗客に対しては普通運賃に対しても急行、寝台料金と同様百分の二十の税率をもつて課税するものである。

二、議案の可決理由
船の二等は汽車の三等に相当するものであるから、これに対する二〇％課税は不適当であるとの意見もあつたが、今回はこの程度の改正を適当と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年三月十一日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

資産再評価法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
企業をして適正妥当な減価償却を可能ならしめ、企業経理の合理化を図るとともに、資産の譲渡等の場合、法人及び個人を通じてインフレーションによつて生じた単に名目的な所得に対して所得税又は法人税が課税されるという不合理を是正して譲渡所得についての課税を適正ならしめるために、資産の再評価を行うものである。
1　再評価差額に対し百分の六の税率により再評価税を課する。
2　事業用資産についての再評価は任意とする。
3　再評価税の納付を困難とする者については延納の特例を認める。

二、議案の可決理由
事業用資産についての再評価を任意としたこと、再評価差額に対し六％課税することについては種々議論があつたが、各企業がそれぞれ適正妥当な再評価を行うことにより、資本の維持、経理の合理化が達成され、日本経済の健全な発展に寄与するとともに、合理的税制の樹立に貢献するものであつて、本法案は極めて適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年三月十一日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

相続税法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
被相続人又は贈与者の財産について総合して課税する現行制度を根本的に改正して、相続及び贈与に因る財産の取得者に対し、取得者ごとに分割して、その一生を通ずる取得財産の累積額を標準として課税するものである。
1　相続税負担の軽減を図るため控除及び税率を次のように改める。
基礎控除　十五万円（現行五万円）
少額控除　年三万円（現行年三千円）
税率　二十万円以下の金額百分の二十五から五千万円を超える金額百分の九十まで
2　あらたに配偶者二分の一控除、未成年者控除等を設ける外、公益事業等に対する寄附について原則として非課税とする。

二、議案の可決理由
従来相続税とこれを補完する贈与税との二本建であつたものを今回相続税の一本建とし、財産を取得した者に担税力があるものと認めて、取得財産の累積額を標準として課税することとなり、相続税の負担は従来と著しく異なつて極めて合理的になるとともに、負担の軽減となるものであつて、本法案は適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年三月十一日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
従来、特別の法令において所得税及び法人税を課さない旨の規定を設けているものが相当あるが、今回これらの規定をそれぞれ所得税法及び法人税法において規定することとなり、これに伴つて、関係法令の規定を整理しようとするものである。

二、議案の可決理由
所得税法等の改正に伴つて関係法令の規定を整理することは適当な措置と認め、これを可決すべきものと

議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年三月十一日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十三号参照〕

財政法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
各省各庁の長に対し予算を配賦する場合、歳出予算については「目」を、更に「節」に区分することになつているが、この「節」の区分を廃止することとし、又支出負担行為について大蔵大臣の承認を経るために作成する計画書類は、現在支出負担行為担当官ごとに作成することになつているのを、各省各庁一本建で作成することに改めるものである。

二、議案の可決理由
予算執行の現状、特に本年度当初から実施された支出負担行為制度の実績をみると、歳出予算を「節」までの区分によつて執行することは手続を煩わしくし、かえつて予算統制の実績を挙げる上に妨げとなつている実情なので、本案は実情に則した適当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年三月十五日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

証券取引法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
先ず第一号として、証券業者は営業用純資本として最低額五十万円を常に維持しなければならないこと、証券業者の過当な数量の売買取引等に対し証券取引委員会がこれを制限しあるいは不良資産を償却する等の命令をなし得ること、証券業者の営業年度を六箇月より一年に改正すること、登録取消の処分を受けた証券会社の役員は五年間証券会社の役員に就任できないこと
第二点として、貸借対照表、損益計算書等の財務書類の用語、様式及び作成方法に関する権限を証券取引委員会に與えること、又これらの財務書類は公認会計士の監査証明を受けねばならないこと
第三点は、有価証券の募集又は売出に関する届出免除範囲を五百万円より千万円に引き上げること
第四点は、新聞、雑誌等の記事に関する取締規定を設けること
第五点は、証券業協会については事業者団体法の適用をしないこと
第六点は、証券取引委員会の委員長及び委員は特別職とすること等を規定しているものである。

二、議案の可決理由
本案は、証券取引法の目的たる有価証券の取引の公正と、その流通の円滑を図り、又投資者保護のために一段と積極的施策を織り込んだもので、極めて適切妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年三月十五日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

造幣庁特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
第一に、製造済補助貨幣の発行高に相当する金額を発行済補助貨幣の回収のための準備資金として積み立て、大蔵省預金部に預け入れることができることとする。
第二に、補助貨幣の製造に要する経費は一般会計が負担する。
第三に、この会計の資本は固有資本、減価償却引当金及び借入資本の三積とする。
第四に、一時借入金をすることができることとする。
その他決算上の利益及び損失の処理、この会計の予算及び決算の作成及び提出に関する手続等について規定している。

二、議案の可決理由
造幣庁の事業を企業的に運営、その健全な発達に資する目的をもつて、従前の特別会計を廃止して新たにこの特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することは適切妥当であると認め、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年三月十五日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十六号参照〕

解散団体財産収入金特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令に基き、国庫に帰属した財産に関する収入金については、これらの財産に伴う債務の支拂に充てる外、外国貿易特別会計に繰入れて、貿易のために使用することとなつていたが、今回債務の支拂及び特に政令で定める経費に充てる外は、一般会計に繰り入れることにしたので、現行の外国貿易特別円資金特別会計を廃止して、新たに解散団体財産収入金特別会計を設置して、その経理を明確にしようとするものである。

二、議案の可決理由
解散団体の財産で国庫に帰属した現金及び現金以外の財産の処分等による収入金につき、経理方法を改めたので、本案は当然なすべき適当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年三月十八日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
日本専売公社のたばこ製造能力の復旧に伴い、製造たばこの定価の引下げ、価格表の整備等を行うものである。
すなわち、第一に、従来価格表になかつた光、富貴煙、アストリヤ及び桃山について標準規格及び最高価格を定め、その最高価格を光一〇本当り四〇円、桃山五〇瓦当り二〇〇円にそれぞれ引き下げる。
第二に、他の製造たばこについてもその標準規格を一部変更し、最高価格を一〇本当りピース五〇円、いこい三〇円、ハッピー二〇円、新生二〇円、日光四〇瓦当り八〇円にそれぞれ引き下げる。
第三に、日本専売公社は、商況及び好に応じて試製した製造たばこを、他の製造たばこの小売定価に準じた小売定価で、概ね六箇月の期間を限つて販売できるものとしている。

二、議案の可決理由
全面的な国民生活の安定と実質賃金の向上を目途とする政策の一環として、製造たばこの定価の引き下げを行うのは適切妥当な措置であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年三月十八日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十七号参照〕

保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
保険業法、外国保険事業者に関する法律及び損害保険料率算出団体に

関する法律の三法律の一部を改正するものであつて、改正の主な点は次の三点である。

第一は、保険会社の株式所有につき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外を認め、保険会社については、他の会社の株式総数の百分の十までは株式を所有し、又は貸付の担保として株式を受け入れることを認める。

第二に、損害保険会社について設立後三年未満で、且つ最終の事業年度において利益を計上していない会社は、外国会社については日本市場への進出を、日本会社については外国における営業を禁止する。

第三は、損害保険料率算定会は、その算出しようとする保険料率について公聴会を開き、保険料率の公正な算出を保障しようとしている。

二、議案の可決理由

本案は、適切妥当なものであると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十八号参照〕

米国対日援助物資等処理特別会計法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

米国対日援助物資の取得及び処分等の処理に関する政府の経理を一層明確にするため、従来貿易特別会計の援助物資勘定において行つていた経理方法を廃止して、新たに独立の特別会計として本会計を設置するものである。

この会計の歳入は援助物資の売拂代金、一般会計からの繰入金等とし、歳出は見返資金特別会計への繰入金、事務取扱費等とし、この会計の予算及び決算の作成及び提出に関する手続規定等を設けている。

二、議案の可決理由

本案は、米国対日援助物資の取得及び処分等の処理に関する政府の経理を一層明確にするため、適切妥当な措置であることと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十三日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

第一に、見返資金の運用又は使用に関する規定を改正し、この資金を、連合国最高司令官、総司令部民間情報教育部の指導により行われる国又は地方公共団体の民間情報教育事業に使用することができることとし、第二に、歳出予算における支出残額を順次翌年度に繰越使用できることとし、第三に、援助資金の私企業に対する運用の事務を円滑にする等のため大蔵大臣の指定する金融機関にもその事務を取り扱わせることができることとし、且つ日本銀行及び指定金融機関に、援助資金の運用に必要な資金を交付しうることとしている。

二、議案の可決理由

見返資金の運用につき、弾力性が與えられ、教育事業にも使用できることは適切な措置であると認められ、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十三日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

国庫出納金等端数計算法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

最近の経済情勢にかんがみ、国庫等の出納金額、国税及び地方税の課税標準額の計算事務を簡素にし、その能率の増進を図ることを目的として、国及び公団等における収入金又は支拂金については、原則として、その金額に五十銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数を一円として計算し、その金額の全額が一円未満の場合は、収入金についてはその全額を切り捨て、支拂金については一円として計算し、又国又は公団等の相互の間の支拂金については、その金額の全額が一円未満の場合は、その全額を切り捨てることとしているものである。

二、議案の可決理由

最近の経済情勢にかんがみて、本案は適切妥当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十三日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

政府又は公団等の退職職員に対する「失業者の退職手当」の支給が今般公共職業安定所で行われるようになるので、その支給財源に充てるため、各特別会計又は公団等の負担額を、予算の定めるところにより一般会計へ繰入れ又は納付する途を開くものである。

二、議案の可決理由

一般会計が退職手当の支給財源を各特別会計及び公団等から受け入れて精算の結果、過不足が生じた場合、その調整の措置が設けられており、本案は適切妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十三日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十九号参照〕

日本勧業銀行法等を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

今般「銀行等の債券発行等に関する法律」によつて銀行一般に金融債の発行が認められることとなるので、本年四月一日をもつて日本勧業銀行法、北海道拓殖銀行法及び日本興業銀行法の三特別銀行法を廃止し、これに関連して旧農工銀行関係の四法律及び興業債券の発行限度の特例に関する法律をも併せて廃止するものである。

二、議案の可決理由

勧銀、拓銀、興銀等の特別銀行法の改廃は、かねてから問題となつていたが、殊に一昨年の金融機関の再建整備以来、これらの三銀行はその業務内容において必ずしもその基礎法規と一致しなくなつたので、この際これら特別銀行法を廃止することは適切妥当な措置であると認められるので、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十四日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

銀行等の債券発行等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

経済復興のため最も緊急とされる長期資金の円滑な供給を図る目的をもつて、銀行並びに農林中金、商工中金に対し債券の発行について特例を設けるものである。すなわち銀行等は自己資本の二十倍に相当する金額から預金と債券との合計額を控除した残額の債券を発行することができるものとし、この金融債の発行に資するため銀行等は、援助資金をもつて引受けられる場合に限り、この法律による特殊の優先株式又は優先

出資を発行することができるものとしている。

二、議案の可決理由

本案の施行による金融債の発行可能額は、昭和二十五年度中において、概ね五百二十億円に上るものと予想され、これが長期資金の供給を飛躍的に増加させ、経済復興のため多大な寄與をなすものと認め、本案をこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十四日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

薪炭需給調節特別会計法の廃止等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

昭和二十五年四月一日をもつて薪炭需給調節特別会計を廃止することとしたのであるが、清算事務が進捗せず、年度末においてなお若干の収入未済債権、年度内償還不能の薪炭証券、その他の支拂未済債務が残るので、昭和二十四年度において、この会計の借換証券の償還財源に充てるための証券を発行することができることとし、この会計に属する資産及び負債の一切を一般会計に引き継ぐこととするものである。

二、議案の可決理由

今国会当初において、この会計の債務の支拂財源に充てるため、五十四億七千万円を一般会計から繰入金をする等の措置を講じたのであるが、年度末において、なお収入未済債権、償還不能の薪炭証券その他の支拂未済債務が残ることは遺憾である。しかし本案は、やむを得ない措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十四日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第四十二号参照〕

国税犯則取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

間接税に関する犯則につき、従来は通告後七日を経過してなお履行されないときは告発することとなつているのを、この期間を二十日に延長し、その他刑事訴訟法の改正に対応し、収税官吏が物件を領置した場合の処理手続及びその効果を差押の場合と同様とし、また女子の身体を捜索する場合には成年の女子の立会人を要することとする等の改正を行うものである。

二、議案の可決理由

国税に関する犯則者の取締強化に伴い、一層その執行の適正を期するとともに、納税者の正当な権利利益を保護することを必要と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十九日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

国税の延滞金等の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

今回の税法改正により本年四月からは従来の国税に対する延滞金及び加算税に関する制度を合理化し、その日歩を軽減することになつているが、更に最近の経済情勢にかんがみ、本年一月一日に遡つてその日歩を軽減しようとするものである。

即ち、本年一月一日から三月三十一日までの期間に対する延滞金は従来の日歩二十銭を八銭に改め、また所得税、法人税、相続税及び通行税の同期間に対する加算税は日歩十銭を四銭に改めることとする。

二、議案の可決理由

従来の延滞金及び加算税の日歩はかなり重いものと考えられるので、本案は、適切妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十九日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

今回の税制改正に関連して所得税法、相続税法、富裕税法等の災害減免に関する規定を整備するもので、比較的所得金額の少額な者が住宅又は家財について甚大な被害を受けた場合には、本法律による簡易な災害減免の方途が講ぜられ、即ち所得税の軽減又は免除を受ける者の範囲を従来の所得金額十五万円より三十万円に引き上げ、所得金額十五万円以下のときは、所得税額の全額を免除し、十五万円を超えるときは、半額を軽減するものである。

二、議案の可決理由

改正所得税法においても震災、風水害、火災その他の災害に際して、損失を受けた場合、所得金額から控除する規定があるが、納税者は所得税法による控除規定と本案による災害減免に関する規定とのいずれかを撰択することができるのであつて、納税者の立場を考慮した適切な措置であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十九日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

国税徴収法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現下の困難な経済諸情勢のため、最近国税の滞納は著しく増加し、国税徴収法による滞納処分を要する場合も相当増加しているが、その施行の実情にかんがみ、延滞金制度の合理化及び差押禁止物件の範囲の拡張を図るとともに、地方税の重要性の増大に基き国税と地方税の徴収上の順位を改正する等の改正を加えようとするものである。

二、議案の可決理由

国税と地方税とは原則として同順位で徴収することとしたこと、従来日歩二十銭の割合で徴収することとなつていた延滞金を、延滞加算税額に改めるとともに、その額を日歩四銭の割合に軽減したこと、更に差押禁止物件を追加し、滞納者の受ける給與所得のうち七十五％相当額の部分はこれを差押えることができないものとしたこと等すべて時宜に適した妥当な措置であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十九日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

昨年十二月一日公布された外国為替及び外国貿易管理法の施行期日が、各規定につき政令で定められることになつており、その期間は本年三月三十一日までとなつているのを、本年六月三十日までに改めようとするものである。

二、議案の可決理由

外国人の本邦内事業活動等に関して、なお愼重考慮を要する点があつて、外国為替の集中、渉外債権、債務の統制等に関する政令を制定するに至つていないために、施行期日を延期しなければならないので、本案は、妥当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十九日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第四十三号参照〕

輸出信用保険特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
この特別会計は通商産業大臣が管理し、その資本は、予算の定めるところにより一般会計より繰り入れ、その歳入は一般会計よりの繰入金、保険料及び附属雑収入とし、その歳出は、保険金、事務取扱費その他の諸費とし、損益計算上の利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理することとしている。

二、議案の可決理由
輸出信用保険法によつて輸出信用保険制度が実施された場合、新たに輸出信用保険特別会計を設けて一般会計と区分し、その経理状況を明確にすることは必要な措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十五年三月三十日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第四十四号参照〕

公認会計士法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
公認会計士制度の高い水準を維持し、あわせてその運用を円滑にする目的をもつて、公認会計士管理委員会を設け、公認会計士でない者が報酬を得て財務書類の監査証明の業務を営むことを禁止していた規定を廃止し、更に計理士に関する取扱いについても従来の規定を緩和しているものである。

二、議案の可決理由
公認会計士制度は全く新しい制度であつたため、その運用について、なお考慮の余地が少くなかつたので、今般一部を改正して実情に沿うように改めたことは、適切な処置であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十五年三月三十一日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第四十五号参照〕

株式の名義書換に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
株式の名義書換の現状にかんがみ、その手続を簡易迅速にする目的をもつて、株式の名義書換は会社の本店で行う外、会社の支店又は名義書換代理人もこれを行うことができることとし、名義書換代理人は、株式の名義書換を代行する外、総会招集の手続、配当金支拂の通知等の附随業務をも行いうることとしている。

二、議案の可決理由
名義書換代理人の制度は新しい制度であるが、その信用を保持するために、資本金百万円以上の会社で、証券取引委員会の登録を受けた者のみが行いうることとしているので、本案は適切妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十五年四月六日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第四十六号参照〕

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税関監視署及び税関支署監視署の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的
最近における密貿易のすう勢に対応し、監視取締行政の萬全を期し、監視署の配置転換を行うため、横浜税関平塚監視署外十四監視署を廃止して、新たに横浜税関鶴監視署外十四監視署を設置しようとするものである。

二、本件の承認理由
本件は、適切な措置であると認め、これに承認を與うべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十五年四月七日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第四十七号参照〕

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
配炭公団の損失は目下のところ百十九億四千五百万円と予想されるが、この補てん財源にまず昭和二十三年度以降の国庫に納付すべき未拂剰余金七十五億八千八百万円を充て、なお不足する四十三億五千七百万円については、同額を限り、昭和二十五年度において一般会計から同公団に交付しようとするものである。

又食料品配給公団、飼料配給公団の損失は、目下のところそれぞれ一億一千六百五十万七千円及び五千一百九十八万一千円を予想され、これらの補てん財源に、昭和二十四年度以降の国庫に納付すべき剰余金をそれぞれ充当しようとするものである。

二、議案の修正議決理由
配炭公団の損失金については種々論議もあつたが、公団が国庫に納付すべき剰余金をもつてしても、なお不足する四十三億五千七百万円については、一般会計から同公団に交付することもやむをえないものと認め、ただ附則において「この法律は昭和二十五年四月一日から施行する」とあるのを「この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する」と修正することとし、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十五年四月八日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿
（小字ッビ――は修正）

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案の一部を次のように修正ずる。

附　則
この法律は、○公布の日から施行し、○昭和二十五年四月一日から施行する。

〔第四十八号参照〕

旧軍港市転換法案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

旧軍港のあつた横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市を転換して平和産業港湾都市とし、もつて戦争を放棄して恒久の平和を実現しようとする日本国民の意思を世界に明らかにするとともに、国有財産たる旧軍用財産等を広くこれに活用する途をひらこうとするものである。

二、議案の可決理由

旧軍港市の現状にかんがみ、旧軍用財産を有効に活用することが必要なので、本案は適切な措置であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月十日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第五十号参照〕

関税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令は本年六月三十日をもつて廃止されるが、この政令中に規定してある旅客の携帯品に関する事項を関税法に織り込み、又近時密貿易事件が増加しつつある情勢に対応するため、犯則事件の調査処分及び罰則上、所要の改正を行うものである。

二、議案の可決理由

旅客の携帯品に関する事項は、取締上これを存続させる必要があり、近時密貿易も漸次悪質化しているので、罰則を強化することも必要であり、本案は適切必要な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月十二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第五十二号参照〕

国家公務員等の旅費に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

従来の内国旅費規則及び外国旅費規則を統合して一本建の法律とし、旅費定額を改訂するとともに、旅行に関する手続に所要の改正を加え、旅行命令等に関する規定を設けるものである。

二、議案の可決理由

最近の宿泊料金等の実情からみて、この程度の定額引上をすることは必要であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月十四日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第五十六号参照〕

昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

災害が地方公共団体の財政に過重な負担を與えることを防止する目的をもつて、差当り昭和二十五年度に限り、地方公共団体が施行する災害復旧事業の費用を全額国庫負担とすることができるものとする等の措置を講じている。

二、議案の修正議決理由

本案は、適切妥当な措置であるが、更に地方公共団体の財政負担を軽減するために、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

（災害復旧事業に対する全額国庫負担等）

第二條　国は、昭和二十五年度に限り、法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属する左に掲げる施設のうち公共的土木施設の部分に関する災害の災害復旧事業で、当該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、他の法令の規定にかかわらず、その事業費の全額（前條第三項に規定する事業については、当該事業の事業費が、当該施設を原形に復旧するものとした場合に要する金額をこえる場合においては、原形に復旧するものとした場合に要する金額に相当する金額（○にその○にこえる金額の三分の二に相当する金額を加えた金額）を負担することができる。

一　河川

二　海岸堤防

三　砂防設備

四　道路（道路法（大正八年法律第五十八号）第一條の道路をいう。）

五　港湾

2　国は、昭和二十五年度に限り、前項に規定する施設に関する災害に対し国が施行する災害復旧事業で、地方公共団体がその費用の全部又は一部を負担するものについては、他の法令の規定にかかわらず、その負担金の全部又は一部を免除することができる。

附　則

この法律は、○公布の日から施行し、○昭和二十五年四月一日から遡用施行する。

昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

今回の所得税法の改正は、画期的な改正であり、申告納税に際して改正所得税法の趣旨の一層の周知徹底を図る必要があるので、本年に限り、所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期に関し特例を設け、それぞれ一箇月繰り延べて、七月一日から同月三十一日までとするものである。

二、議案の可決理由

諸種の事情を考慮し、本年に限り、それぞれ一箇月繰り延べることは必要やむを得ない措置であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第五十七号参照〕

国家公務員共済組合法の一部を改正ずる法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

共済組合の長期給付における既給年金受給者は、恩給受給者と同様概ね三、七〇〇円水準まで引き上げられ現在に至つているが、これを昭和二十五年一月分以降六、三〇〇円水準まで引き上げて、年金額を増額しようとするものである。

又組合の設置区分につき若干の改正を加え、組合が行う事業に対する非課税の範囲を若干拡張する等の改正を行うのである。

二、議案の可決理由

既給年金受給者の生活の実情等を勘案し、今回の改正は時宜に適した適切妥当な措置であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第五十八号参照〕

米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

米国対日援助見返資金を電信電話等の建設改良費、国有林野事業にお

ける施設費、造林費並びに国有鉄道の建設改良費の財源に充てるため、それぞれ電気通信事業特別会計へ百二十億円、国有林野事業特別会計へ三十億円繰入れ、日本国有鉄道へ四十億円を交付し、それに関する法的措置をするものである。

二、本案の修正議決理由

見返資金の性質上、日本国有鉄道に対する四十億円の交付金については、相当議論があつたが、「政府事業に対する見返資金からの繰入又は交付は無償交付であり、かかる交付金は見返資金に出資権その他の債権を設定するものではない。」との総司令部の確言があつたので、これを諒承し、ただ附則において「この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。」となつているので、これを「この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。」と修正することとし、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十四日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案の一部を次のように修正する。

附　則

この法律は、○公布の日から施行○昭和二十五年四月一日から施行する。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

日本経済の復興と健全な発展のために外資又は外国技術の導入が緊急不可欠であるので、外資又は外国技術の導入を必要とする重要産業を営む法人又は外資の導入が促進されることとなる事業を営む法人に勤務する者に対し所得税課税上の特例を設けるものである。すなわちわが国に一年以上居所を有してはいるが、住所を有していないものの昭和三十年分までの給与所得又は退職所得につき三百五十万円を限度として、その収入金額から五割控除して所得税を課税するものである。その他弁護士、公認会計士等の自由職業を営む者、新制高校以上の教員及び牧師等にもこの特例を適用する。

二、議案の可決理由

外資と外国技術の適正な導入を図るために、特定の個人に対し優遇措置を講ずることは必要であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十四日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第六十号参照〕

船主相互保険組合法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現在保険事業を営むことのできる者は、株式会社又は相互会社に限られているが、危険率の高い木船の保険は、保険会社が引受けることを好まず、又大型鋼船船主が船舶の運航に伴つて負担する費用及び責任については、船舶海上保険約款では担保されない範囲が少からずあるので、船舶所有者の間において相互扶助の精神で船主相互保険組合を設立しようとするものである。

二、議案の可決理由

この法案は、船主相互保険組合の行う相互保険たる損害保険事業の健全な経営を確保し、その組合員及び組合の一般債権者の利益を保護しようとするもので、現状において適当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第六十一号参照〕

予算執行職員等の責任に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

従来から現金又は物品の出納保管を掌る出納官吏については、会計法上、弁償責任が規定せられていたが、予算執行職員の不当行為に関しても弁償責任制度を確立することが急務となつたので、故意又は重大な過失により法令又は予算等に違反して支出等の行為をしたために国に損害を與えた場合には、当該職員は弁償責任を負うものとするものである。

二、議案の修正議決理由

終戦後の予算執行の状況にかんがみると、職員の非違行為に基く損害の発生が積年増加し、国民の租税を主たる財源とする国家財政において、かくの如き不当経理の多いことは放置し得ないので、本案は時宜に適した妥当な措置であると認めるが、本案中第七條の規定については、この規定があるときは、予算執行職員が責任を免れるためにことごとく事前審査を要求することとなり、そのため事務が澁滯し、支出等の行為が遅延するおそれがあるため、これを削り、なおこれに伴い関係條文の整理を行うのを妥当と認め、別紙のごとくこれを議決修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

予算執行職員等の責任に関する法律案の一部を次のように修正する。

（事前審査）

第七條　会計検査院は、予算執行職員が会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十七條第二項の規定に基き、支出等の行為に関し疑義のある事項についてあらかじめ書面をもつて意見を求め、これに対し表示された意見に従つて支出等の行為をしたときは、当該支出等の行為については有責任の検定をし、又は懲戒処分の要求をすることができない。

2　会計検査院が会計検査院法第三十七條第二項の規定に基き、予算執行職員に対し意見を表示する場合は、あらかじめその表示する意見を大蔵大臣に通知しなければならない。

3　大蔵大臣は、前項の通知を受けた場合において、法令又は予算に定める事項の解釈について会計検査院の意見と異なる意見があるときは、その意見を会計検査院に表示することができる。

（弁償責任の減免）

第八條　第四條第一項本文（第五條第五項において準用する場合を含む。）の規定による弁償責任は、国会の議決に基かなければ減免されない。

（予算執行職員の弁償責任の転嫁）

第九條　予算執行職員は、その上司から第三條第一項の規定に違反すると認められる支出等の行為をすることの要求を受けたときは、書面をもつてその理由を明らかにし、当該上司を経て任命権者（当該上司が任命権者（外局の長であるものを除く。）である場合にあつては直ちに任命権者、当該上司が外局の長である任命権者である場合にあつては各省各庁の長）にその支出等の行為をすることができない旨の意見を表示しなければならない。但し、予算執行職員が第二條第一項第七号に規定する者である場合にあつては、直ちにその事務を委任した各省各庁の長に、同項第八号に規定する者で都道府県又は特別市の職員であるものである場合にあつては、その事務の一部を処理することを命じた職員に、その支出等の行為をすることができない旨の意見を表示するものとする。

2　予算執行職員が前項の規定によつて意見の表示をしたにもかかわらず、更に、上司（前項但書の場合にあつては、その事務を委任した各省各庁の長又はその事務の一部を処理することを命じた職員）が当該職員に対し同一の支出等の行為をすべき旨の要求をしたときは、その支出等の行為に基く弁償責任は、その要求をした上司が負うものとする。

3　第四条第一項及び第二項、第五条並びに前条の規定は、前項の場合に準用する。

（公団等の予算執行職員に対する準用）

第十九条　法令による公団、連合国軍人等住宅公社、日本専売公社、日本国有鉄道、復興金融金庫、国民金融公庫、住宅金融公庫、商船管理委員会、持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会及び証券処理調整協議会（以下「公団等」という。）の総裁、理事長、委員長又は議長（以下「公団等の長」という。）から公団等の予算執行の職務を行う者として指定された者（以下「公団等予算執行職員」という。）は、公団等の経理に関する事務を処理するための法律及び命令の規定、公団等の定款並びに公団等の経理に関する規程（以下「公団等に関する法令」という。）に準拠し、且つ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、公団等において行う第二条第三項に規定する支出等の行為に相当する行為（以下「公団等の支出等の行為」という。）をしなければならない。

2　第三条第二項及び第三項、第四条から第六条まで、第八条並びに前条の規定は、前項の公団等予算執行職員について準用する。但し、国家公務員法の適用を受けない公団等予算執行職員については、第六条第二項の規定及び第三項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、この限りでない。

3　前項の場合において、同項に掲げる準用規定中「予算執行職員」とあるのは「公団等予算執行職員」と、「法令」とあるのは「公団等に関する法令」と、「国」とあるのは「公団等」と、「支出等の行為」とあるのは「公団等の支出等の行為」と、「各省各庁の長」とあるのは「公団等の長」と、「任命権者」とあるのは「公団等の長又は公団等の職員の任免を行う権限を有する者」と、「懲戒処分」とあるのは、公団等予算執行職員で国家公務員法その他の法律による懲戒処分の規定の適用を受けないものにあつては「公団等の長の行う懲戒処分に相当する処分」と、第四条第四項中「大蔵大臣」とあるのは「主務大臣、大蔵大臣」と読み替えるものとする。

4　公団等の長は、公団等予算執行職員を指定したときは、遅滞なく、主務大臣、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

5　公団等予算執行職員がその職務の執行に関し疑義のある事項について会計検査院に意見を求めたときは、会計検査院は、これに対し意見を表示しなければならない。

6　第七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により会計検査院が意見を表示する場合に準用する。この場合において「法令」とあるのは「公団等に関する法令」と読み替えるものとする。

7　会計検査院は、公団等予算執行職員が前項の規定に基き、公団等の支出等の行為についてあらかじめ書面をもつて意見を求め、これに対し表示された意見に従つて公団等の支出等の行為をしたときは、当該行為については有責任の検定をし、又は懲戒処分若しくは懲戒処分に相当する処分の要求をすることができない。

（公団等の出納職員の弁償責任）

第二十条　公団等（日本国有鉄道を除く。以下本条中同じ。）において、公団等の長（日本国有鉄道総裁を除く。以下本条中同じ。）又はその委任を受けた者から現金又は物品の出納保管をつかさどることを命ぜられた職員（以下「公団等の出納職員」という。）は、公団等に関する法令の定めるところにより、現金又は物品を出納保管しなければならない。

2　公団等の出納職員が、その保管に係る現金又は物品を亡失し、損した場合において、善良な管理者の注意を怠つたときは、公団等に対し弁償の責を免かれることができない。但し、公団等に関する法令により公団等の職員の使用に供した物品の亡失き損について、合規の監督を怠らなかつたことを証明した場合は、その責に任じない。

3　会計法第四十一条第二項、第四十二条、第四十三条及び会計検査院法第三十二条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、当該準用規定中「出納官吏」とあるのは「公団等の出納職員」と、「各省各庁の長」とあるのは「公団等の長」と、「大蔵大臣」とあるのは「主務大臣、大蔵大臣」と、「国」とあるのは「公団等」と、「本属長官」とあるのは「公団等の長」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　会計検査院法の一部を次のように改正する。

第十一条第五号及び第六号を次のように改める。

五　第三十一条及び政府契約の支拂遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十三条第二項の規定（同法第十四条において準用する場合を含む。）並びに予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第　号）第六条第一項及び第九条第四項の規定（同法第十条第二項において準用する場合を含む。）による処分の要求に関する事項

六　第三十二条（予算執行職員等の責任に関する法律第十一条第三項において準用する場合を含む。）及び日本国有鉄道法第四十八条の二第二項並びに予算執行職員等の責任に関する法律第四条第一項及び同法第五条（同法第九条第三項及び同法第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検定及び再検定

第三十二条第三項中「恩赦によらなければ」を「国会の議決に基かなければ」に改める。

3　経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律（昭和二十四年法律第百七十六号）」を「国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律（昭和二十四年法律第百七十六号）」に改める。

第十一条第九号中「第三十七条」の下に「及び予算執行職員等の責任に関する法律第十九条第五項」を加える。

第二十九条第五号中「第三十一条」の下に「及び政府契約の支拂遅延防止等に関する法律第十三条第二項（同法第十四条において準用する場合を含む。）並びに予算執行職員等の責任に関する法律第六条第一項（同法第十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第六号を次のように改める。

六　第三十二条（予算執行職員等の責任に関する法律第十一条第三項において準用する場合を含む。）及び日本国有鉄道法第四十八条の二第二項並びに予算執行職員等の責任に関する法律第四条第一項及び同法第五条（同法第九条第三項及び同法第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検定及び再検定

第三十二条第三項中「恩赦によらなければ」を「国会の議決に基かなければ」に改める。

つむぎ等の輸入税を免除する法律案（根本龍太郎君外四名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

沖縄、大島等から輸入されるつむぎ及び上布に対する輸入税は、現在従価十割の輸入税が課せられているため、輸入不可能の状態であるから、昭和二十六年十二月三十一日までこれを免除するものである。

二、議案の可決理由

輸入を円滑にするため、本案は適当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第六十二号参照〕

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

この法律を廃止するとともに、同法中政府雇ようの連合国軍関係労務者及び公共事業関係労務者に対する賃金支拂に関する規定及びこれに関連する一般職種別賃金額の告示に関する規定を、なお当分の間効力を有するものとするものである。

二、議案の可決理由

最近の相次ぐ統制額の撤廃によつて、この法律の存在を必要としなくなつたので、これを廃止することは適当であると認められるので、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長幣原喜重郎殿

相続税法の一部を改正する法律案（川野芳満君外三名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

政治資金規正法の改正に伴い、公職の候補者に対する贈與についての非課税に関する規定を整理するものである。

二、議案の可決理由

今回公職選挙法の公布によつて当然改正すべき必要な措置であるので、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第六十三号参照〕

特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

特別未帰還者のうち、外地官公署の職員であつた者に対して俸給及び扶養手当以外の他の給與、即ち帰郷旅費、療養、障害一時金及び遺骨埋葬費を支給することを明らかにするものである。

二、議案の可決理由

本案は妥当適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長幣原喜重郎殿

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

行政整理により退職した国家公務員等に対する退職手当を、本年度においても昨年度同様、一般退職者よりも有利に支給することができるものとする。

二、議案の可決理由

退職者の処遇に公平を期するために、前年度と同様の退職手当を支給することは、必要な措置であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長幣原喜重郎殿

請願に関する報告書

〔第六十四号参照〕

食紅等に対する物品税撤廃の請願（請願者東京都中央区日本橋室町一丁目八番地全国食用着色料協会連合会代表者清水清）（河原伊三郎君紹介）（第八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食用着色料は、厚生省ならびに地方庁の衛生試験所の検査を受け合格品のみ封かんして販売しているが、同名同色の染色用染料が一般薬種染料店で市販されておる。しかるに、染色用染料には食用着色料のように衛生試験手数料もいらず、課税もないので、従つて低廉、有害な染料を使用する業者が多くなりつつあることは、公衆衛生上まことに危険であるとともに食用着色料業者の営業を不振に陥れているのにかんがみて、すみやかに食紅等に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

食紅に対する物品税は既に撤廃されているので、本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長幣原喜重郎殿

手すき紙に対する物品税撤廃の請願（請願者東京都中央区日本橋人形町三丁目二番地森沢武馬外八十名）（田中角榮君紹介）（第一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

手すき紙は、古くから山間地方の農家の副業として広く全国に普及し、また国民生活必需品であるとともに世界に比類のない特殊な紙として海外でもその特質を高く評価され、今後の輸出増大に期待されている。しかるに、近来手すき紙の原料事情が窮迫しつつあるのに、原料の統制が解除されたため、原料の価格は紙価に反して騰貴し、そのため現在紙価は製造原価を下回り、消費者の支拂うべき物品税二十パーセントは事実上製造業者の負担となり、業者は破滅の直前にある現状である。ついては、すみやかに、手すき紙に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

手すき紙に対する物品税は既に撤廃になつているので本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長幣原喜重郎殿

電気照明器具に対する物品税改正の請願（請願者東京都港区新橋一丁目八番地岩崎常喜）（天野公義君紹介）（第一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電気照明器具は、国民の文化生活上必要かくことのできない必需品であるにもかかわらず、ぜいたく品と同様三割の物品税が課せられているが、現在ミシン及び電気配線器具に対して二割の課税が行われているのに較べて、極めて不均衡であり、そのため品質の不良化、輸出貿易等に及ぼす影響は大きい。ついては、電気照明器具に対する物品税を一割以内に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の文化生活の充実、向上を計る意味において本請願の主旨はきわめて適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

徴税上における目標割当制廃止の請願（請願者東京都千代田区代官町二番地全国財務労働組合杉村鉄夫ノ門司亮君紹介ノ第六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
第一線の下級税務官吏は、天下り的な徴税目標額に苦しんでいる。シヤウプ勧告にもあるように、この天下り割当制を廃止するとともに、公正な徴収業務を遂行したいのであるが、いまだなんらの措置も行われずにおる。ついては、すみやかにこの目標割当制を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨はきわめて切実な要望であつて、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

楽器類に対する物品税減免の請願（請願者東京都港区芝新桜田町一番地全国楽器協会）（岩川與助君紹介）（第一四六号）、同（請願者東京都千代田区二番町三番地加藤成之外十六名）（高木章君外一名紹介）（第三〇五号）及び同（請願者浜松市中沢町川上嘉市外十三名）（野原正勝君紹介ノ第一四四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
楽器類に対し現在五割ないし八割の高率物品税が課せられているが、これでは、文化の大きな要素である音楽を閉め出し、器楽教育の家庭における実習を不可能とし、輸出を妨げるなど多大の影響をもたらしている。ついては、楽器類に対する物品税を撤廃されたいが、もし実施困難なるときは、最低限の課税をし、この場合差別課税の撤廃、免税範囲の拡大を要望するというのである。

二、請願の議決理由
国民の情操教育を助長する意味において妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

甘しよ水あめに対する物品税撤廃の請願（請願者岐阜市美園町四丁目三十三番地佐藤潔外四名）（丹羽彪吉君紹介ノ第一五七号）及び同（請願者岐阜市美園町四丁目三十三番地岐阜県水飴商工業協同組合理事渡邊高通外五名）（武藤嘉一君紹介ノ第三〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
甘しよ水あめ製造者の大部分は零細農家が農村不況時に備え農閑期を利用して副業的に製造しておるが、原料はくず甘しよを使用しているため、歩止りも悪く、大部分が規格外品として取扱われ、販売価格も格安である。しかるに物品税は、規格品外の甘しよ水あめをでん粉あめ、並あめと同率に取扱われていることは、まことに不合理である。ついては、農産物の加工奨励と零細農家救済のため、同品物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
課税上の不合理を是正する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

織物消費税廃止施行期日繰上げの請願（請願者東京都中央区日本橋本町三丁目九番地日本繊維協議会堀文平）（小金義照君紹介ノ第二〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
織物消費税撤廃の実施期が昭和二十五年に持ち越されれば、高率の税金を拂つて物品の受渡しをするものなく、政府もまた予期の税収入を得ることは不可能である。生産業者は金融ひつ迫の年末を控え、多額の製品をかかえて休業を余儀なくされる等業界に與える影響はじん大である。ついては、織物消費税の撤廃は、昭和二十四年の十二月一日から実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
本年一月から織物消費税は廃止になつており、また既に本請願の要望している期日も経過しているので、本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

ガス器具に対する物品税撤廃の請願（請願者日本ガス協会山脇正次外一名）（天野公義君紹介ノ第二八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
ガスは工業用、家庭用、商業用いずれの分野においてももつとも優れた燃料で、戦前の都市熱源はその過半数がガスを以てまかなわれていた。幸い石炭事情の好転からガスの使用も自由になるので、公共事業としての面目を取り戻すことができるが、それには低廉優秀なガス器具の普及が大切である。ついては、ガス器具の普及を阻む高率の物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
ガス器具は国民生活上の必需品であり、本請願の主旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

かみそり類等に対する物品税撤廃の請願（請願者東京都利器工匠具工業協同組合伊藤房太郎外五名）（天野公義君紹介ノ第二八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
かみそり類及び安全剃刀に対する三〇％の物品税は、伝統を誇る日本双物輸出品中もつとも重要なるかみそり類世界市場を失う危機に直面する事になるし、業者としても死活問題である。ついては、輸出保護振興の国家的見地より、ぜひ共かみそり類に対する物品税を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨はきわめて切実な要望であるからすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

児童乗物類に対する物品税の免税点設定に関する請願（請願者東京都荒川区南千住五丁目百三十七番地阪上虎太郎ノ天野公義君紹介ノ第二九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
乳母車類は、母体保護上に、また幼児の体位向上に欠くことのできない生活必需品であり、三輪車類は児童の福祉上及び体位向上に効果をあげているから、次のように免税点を設定されたいというのである。乳母車、二千円。ゆりかご、一千円。遊戯具（三輪車類を含む）、八百円。
二、請願の議決理由
幼児の体位向上を図る意味において、本請願の要旨は大体において適切なものと認め、本請願は、これを院議の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

山林関係の税制改革に関する請願（請願者東京都港区芝新橋六丁目十二番地中央林業懇談会長西垣晋作ノ野原正勝君紹介ノ第三〇九号）及び同（請願者奈良県森林組合連合会岡橋清左衛門外一名）（前田正男君紹介）（第四五〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
シャウプ税制勧告に基く、山林に関する税制改革に当つて、税制はわが国山林の特性が十分考慮されて、公共福祉に貢献し得るように改革された。とくに、山林が造成せられるまでの期間は山林は税の対象とされず、また山林関係の税の納税のために、山林自体を伐採処分することを余儀なくされるようなことのないように、山林関係の諸税は、山林の造成を促進するように合理化されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の主旨はいずれも山林の育成助長の見地より適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

ラジオ受信機に対する物品税撤廃の請願（請願者鳥取県知事西尾愛治）（足鹿覺君紹介）（第三七七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
文化国家建設、民主化促進のため、一戸に一つのラジオを備えることが望ましいのであるが、現在最低廉の受信機でさえ四千円以上もするという状態である。今後ラジオを必要とする階層は、経済的に余り余裕のない階層であることを考えると、ラジオの普及のためには受信機を低廉にする必要がある。ついては、普及型ラジオ受信機の物品税を撤廃されたいというのである。
二、請願の議決理由
今日普及型ラジオ受信機はむしろ国民の生活必需品であり、本請願の主旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

運動用品に対する物品税撤廃の請願（請願者財団法人日本体育協会長東龍太郎ノ川野芳滿君紹介ノ第三九三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
昭和二十四年度からは新制高校をはじめ新制大学も、スポーツを正課として取上げることとなり、一部遊閑階級のみの感のあつたスポーツが、今や生活に密着したスポーツとなつてきた。しかるに、運動具が未だに二割の物品税を課されていることは、スポーツを根底から苅りとるものであるから、国民生活に直接影響のある運動用具には免税されたいというのである。
二、請願の議決理由
国民の健全娯楽を育成しあわせて国民の体位向上を計るという見地よりして、本請願の主旨は適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

い（藺）製品に対する物品税免除の請願（請願者福岡県三潴郡木佐木村島辰生）（甲木保君紹介ノ第四一一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
昨年より非課税となつたござ（莫蓙）のうち染色い（藺）草を織込んだござは、花むしろとみなされ課税されている。同い（藺）製品は県下の農家が副業として足踏織機で自家生産によるもので、価格も花むしろより安く取引され、い（藺）製品としては下級の品であるから、花むしろより除外して課税を免除されたいというのである。
二、請願の議決理由
課税上の不均衡を是正する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

土建労働者に対する税法改正に関する請願（請願者東京都杉並区馬橋二丁目八十五番地関谷亀之助外三名ノ堀川恭平君外七名紹介ノ第四六六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
土建労働者に対する課税率は勤労者中でもことに重く、あらゆる法規、または実態よりしても営業者でないにもかかわらず営業所得として課税され、その上地方税として所得の約二割の事業税さえも課税されている。最近土建労務への就業難はなはだしくほとんど半失業者の状態であるから、すみやかに営業所得を勤労所得として課税され、また完全な失業者として失業救済事業に働く土建労働者には課税を撤廃されたいというのである。
二、請願の議決理由
きわめて適切な要望であり、課税上の不均衡を是正する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

雪害地方に対する課税軽減に関する請願（請願者長岡市長松田弘俊）（塚田十一郎君外一名紹介ノ第五八一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
雪害地方は、毎年雪害による経済的支出をよぎなくされており、それだけ雪害のない地方住民に比して所得が少ないにもかかわらず、課税の面において何等の考慮がなされていないのははなはだ当を得ないものである。ついては、国民負担の均衡を期する上からも、雪害地方に対しては課税軽減の措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由
適切な要望であるからすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

てん茶に対する物品税撤廃の請願（請願者愛知県幡豆郡西尾町上町七番地本田明治外七十名）（三宅則義君紹介）（第五八三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
てん茶と緑茶とは同一の生葉から製したものであるが戰時中より緑茶よりわかれて、てん茶に三割の課税がなされている。單に、製法の相違のみで、てん茶は緑茶に比して飲み易くしたに過ぎないものであるから、緑茶と同じように物品税を撤廃されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の主旨はきわめて切実な要望であるから、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

色紙等に対する物品税減免の請願（請願者東京都千代田区神田東松下町三十番地東京紙工品工業協同組合井上智惠吉）（三宅則義君紹介）（第五八五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
色紙、短冊、集印帳等は、中学校及び新制高校の学用品として和歌、俳句の実習用品であり、修学旅行用品であつて、きわめて零細な手工業として行われている事業である。しかるに現在、物品税が原紙として一割、製品にて三割課税されているのは実情を無視したものであるから、他の学用品同様物品税を免除されたい、もし不可能の場合は免税点を設ける等物品税の軽減をされたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の主旨はきわめて切実な要望であるからすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

つり用具類に対する物品税減免の請願（請願者東京都品川区荏原小山町七丁目四百八十九番地堀田正昭）（守島伍郎君外一名紹介）（第六〇八号）及び同（請願者東京都品川区荏原小山町七丁目四百八十九番地日本釣魚会連盟堀田正昭）（北沢直吉君紹介）（第一一三二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
近時つり魚趣味が健全娯楽、国民保健の意味において大衆に認識されているにもかかわらず、つりざおを始め一般つり用具が五割の物品税を課せられ、しやし品の取扱いを受けていることは不合理である。少くとも運動具並みの取扱いを受けるべきであり、とくに大衆性の強い低額品は免税されてよい。ついては、つり用具に対する物品税を減免されたいというのである。
二、請願の議決理由
大衆性の強いものには、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

中小企業者の税制改革に関する請願（請願者名古屋市昭和区島退町三丁目四番地愛知民主商工協会玉暉彰外二名）（石野久男君紹介）（第六二五号）及び同（請願者名古屋市昭和区島退町三丁目四番地愛知県民主商工協会鈴木正明外一名）（田島ひで君外一名紹介）（第六二六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛知県下の中小商工業者、すなわち郷土産業である金属関係、木材、繊維、陶器業者は、不当な割当課税のために今や破産の危機にひんしている。一方労働者は給料の遅拂、欠拂のため購買力がなく、商品は売れないため業者は四苦八苦の実状であるから、担税能力に応じた納税のできるよう、税制を改革し、中小商工企業者を破滅から救われたいというのである。
二、請願の議決理由
本主旨はきわめて切実な要望であり、政府においてすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

紙に対する物品税撤廃促進の請願（請願者東京都千代田区丸ノ内二丁目十紙生産者団体及消費者団体代表田村文吉外七名）（亘四郎君紹介）（第七二七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
紙に対する物品税は、第六回臨時議会においても全廃に至らず、已類に編入されて一割の税が存置された事は遺憾に堪えない。紙は文化材であり国民生活の必需物資であつて、絶対しやし品でなく、物品税の対象となるべき性質のものではない。ついては、紙の製造業者はもちろん、消費者側も熱望する処であるから、昭和二十五年度より、紙に対する物品税を全面的に撤廃されたいというのである。
二、請願の議決理由
本主旨は切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

税制改革に関する請願（請願者東京都澁谷区向山町五十三番地日本電気通信工業連合会長渡邊斌衡）（宮幡靖君紹介）（第七六五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
シャウプ勧告による税制改革は、わが国税制の理想を指示するものとして異論はないのであるが、これを直ちにそのまま実施されるときは、かえつて産業の再建を阻害し、ひいては国家経済を混乱におとしいれるおそれがある。とくに赤字経営になやむ電気通信工業界においては、この度の税制改革中、資産再評価税、固定資産税、附加価値税の如き収益に相応しない外形的標準による税負担を、一挙に賦課されることは、企業を破滅におとしいれるものである。ついては、税率の低減、納税延期等業界の実情に即した特別の措置

を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本主旨はきわめて切実な要望であり、かつ適切な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

ガラ紡績業者に対する適正課税の請願（請願者岡崎市康生町岡崎市商工会議所田口宗平外二百七十一名ノ三宅則義君紹介ノ第八七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年度のガラ紡績業者に対する事業所得税は、一台当り平均三十万円となつているが、ガラ紡績業者の一年間の所得額は一台当り七万一千六百八十円であるから、平均三十万円の課税は過大である。なお、ガラ紡績業者の内、五割は純然たる下請加工業者であり、五割は販売をかねる業者であるにかかわらず、一率課税されている。加うるに、昭和二十四年十月の大暴落のため、五割の値下げを見るに至つたが、岡崎税務署の調査は九月までを標準にしているので、かかる高額の納税は困難である。ついては同地方人口の三割五分をしめる同業者に対して、適正な課税を配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

本主旨はきわめて適切な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

陶磁器製タイルに対する物品税撤廃の請願（請願者名古屋市東区布池町三十二番地日本陶業連盟会長佐治博ノ塩田賀四郎君紹介ノ第八八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

陶磁器製タイルは、建築用、衛生上の必需品であるにもかかわらず、三割という高率の物品税を課せられ、そのために企業が危機に直面し、その半数が転廃業するに至つた。ついては、陶磁器製タイルに対する物品税を撤廃するよう、物品税法による課税物品表を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本主旨は切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

ビジブルレコーダー等に対する物品税撤廃の請願（請願者東京都中央区室町一丁目二番地日本事務用機械協議会柳田良作ノ島村一郎君紹介）（第一〇〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般の物品税法の一部を改正する法律によつて、事務用機械器具の大部分は、その物品税が廃止されることになつたが、ビジブルレコーダー、パーチカルカイドキャビネット及びファイリングキャビネットは、家具と誤解され、課税対象となるようであるが、同三品は多数口座の帳簿に代る記帳器であり、文書整理器であつて、明らかに事務処理用器具である。その証拠として、同三品目に対しては、通産省通商機械局から事務用機械として資材割当をうけている実例もあり、他の家具と区分しうるから、同三品目に対して、物品税を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

本主旨は切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

身辺用細貨類等に対する物品税課税方法改正に関する請願（請願者東京都台東区南稲荷町百十九番地越村暁久ノ天野公義君紹介ノ第一〇〇四号）及び同（請願者東京都台東区南稲荷町百十九番地全国身辺細貨物品税法改正期成会長越村暁久ノ若林義孝君外二名紹介ノ第一五〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小規模の家内工業製品である金属、皮革、木竹、貴石、ぞうげ、さんご等をもつて製造した身辺細貨または、喫煙用具、美術工業細貨、貴石、半貴石、ぞうげ、さんご等の製品、さらにメッキ製品に対する物品税は、現行は庫出税として、源泉に課せられ、本来消費税であるべき物品税を高率に製造業者の一方的な負担において支拂われている。このために製造業者の利潤は減少し、中小企業者を破滅せしめ、輸出の振興を阻害する。ついては、今回の税制改革に当り、これら商品の物品税は現行の庫出税（源泉課税）を廃し、小売課税に改正せられたいというのである。

二、請願の議決理由

課税上の不均衡を是正する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

児童乗物類に対する物品税減免の請願（請願者東京都荒川区南千住五丁目百三十七番地阪上虎太郎ノ天野公義君紹介ノ第一〇〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

乳母車、三輪車、ゆりかご、遊戯具類に対しては物品税の改正を期待していたが、現行税率三割のすえおきとなつた。乳母車類は生活必需品であり、三輪車類が児童の福祉上及び体育上必需品となつているから、同品目に対して、物品税を撤廃または減免されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は適切妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

がん具花火に対する物品税の免税額設定に関する請願（請願者岡崎市中町字瓦屋敷二十二番地ノ三愛知県煙火製造販売組合竹内榮太郎外二名ノ三宅則義君紹介ノ第一〇三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

がん具花火は、児童に科学知識を普及するのにきわめて適切なものであり、一般玩具に比して安価で、大衆的なが ん具である。その製造は、平易な手仕事であるから、困窮家庭

の婦女子や引揚者、失業者等が内職としており、がん具屋、だ菓子屋で販売される零細な企業であるから、がん具花火に対する物品税の免税点を二十円とされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

ソリューションに対する物品税軽減の請願（請願者東京都新宿区戸塚町三丁目三百七番地東京都ソリューション商工業協同組合理事長高津一郎外二名）（山口シヅエ君紹介）（第一〇六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ソリューションは、パーマネントウエーヴを得るには不可欠の美容業専用化粧品である。しかるに、その物品税は、クリーム、ポマード等さえ三〇％の低率に切下げられているのに、ソリューションのみ放置され、しやし化粧品として最高率の物品税を課せられているのは不合理である。ついては、ソリューションに対する物品税を無税とするか、若しくは、最低率に軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は適切妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

かみそり類に対する物品税軽減又は免税額設定の請願（請願者東京都荒川区全国地区利器工匠具工業協同組合伊藤房太郎）（天野公義君紹介）（第一一三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

かみそり類及び安全剃刀に対する三〇％の物品税は、伝統を誇る日本双物輸出品中もつとも重要なかみそり類の世界的市場を失う危機に直面する事になるし、業者としても死活問題である。ついては、輸出保護振興の国家的見地より、ぜひともかみそり類に対する物品税を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は適切であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

輸出麻真田用セロフアンに対する物品税免除の請願（請願者豊橋市向山町輸出麻真田同業会長磯村定一）（福井勇君紹介）（第一一六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

輸出麻真田用セロフアンは、麻真田製造上、原麻に次ぐ主原料であり、同麻真田製品が重要輸出品であることから、免税の特典を與えられていた。今般物品税の改正により、麻真田が課税の対象から除外されたので、麻真田用セロフアンは課税されることになるようであるが、もし、そうなれば同産業に及ぼす影響はきわめて重大である。ついては、輸出産業振興の見地から、輸出麻真田用セロフアンに対し、従来通り物品税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は適切妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

輪島漆器に対する物品税軽減に関する請願（請願者石川県輪島町輪島漆器商工業協同組合田中田吉外二千八十八名）（益谷秀次君外一名紹介）（第一一二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

輪島漆器は、他産地の漆器に比して、堅ろうかつ優美なため有名である。しかるに、物品税の設定以来、他産地漆器に比し割高となる結果、免税点なく、購買力の減退とともに業界不振を来すようになつたので、陳情の結果今回の改正となつた。この免税点引上げは、他産地漆器に対しては恩恵を與えたが、輪島漆器にはかえつて打撃を受け、ますます高価となり、廃業、休業が続出する結果となつた。同町の盛衰に関する問題であり、また輸出産業振興の意味においても、輪島漆器に対する物品税の免税点引上げ及び税率改正をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は適切なものであり、善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

協同組合に対する課税免除若しくは軽減に関する請願（請願者東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル内全国指導農業協同組合連合会会長島村軍次外六名）（田中啓一君紹介）（第一二四五号）、同外六件（請願者広島県賀茂郡西條町吉土実農業協同組合柿谷偉二外七名）（中川俊思君紹介）（第二六三二号）、（同請願者広島県高品郡岩谷村農業協同組合豕賀重男外五名）（高橋等君紹介）（第二六三三号）、同外二件（請願者広島県安芸郡昭和村昭和農業協同組合富永養爾外二名）（宮原幸三郎君紹介）（第二六五七号）、同（請願者広島県豊田郡豊栄町農業協同組合潮春美）（中川俊思君紹介）（第二六五八号）、同（請願者広島県安佐郡古市町農業協同組合西宮税外五名）（山本久雄君紹介）（第二七〇〇号）、同（請願者広島県双三郡三次町三次町農業協同組合長三浦正外七名）（船越弘君紹介）（第二七〇一号）、同外一件（請願者広島県賀茂郡熊野跡村熊野跡村農業協同組合中上初夫外一名）（宮原幸三郎君紹介）（第二七二四号）、同（請願者広島県安芸郡中野村農業協同組合組合長井上章）（宮原幸三郎君紹介）（第二七二五号）、同外七件（請願者広島県神石郡小野村井原新太郎外七名）（森戸辰男君紹介）（第二七八一号）及び同（請願者広島県安芸郡下蒲刈島村三之瀬下蒲刈農業協同組合理事長大心池正一郎）（宮原幸三郎君紹介）（第二八六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

協同組合は、その非営利的本質からも、現情勢下における社会的見地からも、当然非課税とすべきものであるが、わが国財政の現状にかんがみ、新税法においては、やむをえない措置として左記の事項等を実施さ

れたいというのである。（一）協同組合は特別法人として、現行税率の二五パーセントにすること、（二）協同組合においては、再評価税は、二％乃至三％の低率とし、納税期間は五箇年乃至十箇年とすること、（三）協同組合は特別法人として、附加価値税率は、一般法人の半分以下とすること。

二、請願の議決理由

本主旨は切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

山中漆器に対する物品税軽減に関する請願（請願者石川県江沼郡山中町議会議長北中英夫ノ坂田英一君紹介）（第一三一一号）及び同（請願者石川県江沼郡山中町長吉本久七外二千百十六名）（坂田英一君紹介）（第一四六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山中漆器は、従来から堅ろうと低廉とを特長とする、一般大衆向きの生活必需品であつて、いわゆる金まき絵物といわれ高級品ではない。しかるに、先般改正された、免税点百円では、ひとしく課税の対象となるため、いちじるしく販路を阻害されている。ついては、免税点を三百円に引上げられ、税率は価格の百分の十に軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は適切なものであり善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

アルバムに対する物品税減免の請願（請願者東京都台東区浅草向柳原二丁目一番地全国アルバム物品税撤廃期成同盟木村貞一外十名ノ三宅則義君紹介ノ第一三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

アルバムに対する物品税は、今回の改正案によると三割課税されるようであるが、従来原紙において二割課税され、その上に製品に対し三割課税されていた。アルバムの製作は、きわめて零細な仕事であつて、その用途は大半、中、小学校の卒業用または海外輸出用として使用され、文化及び情操教育上必要なものである。ついては、零細、微弱なアルバム製造業を、擁護するため、アルバムの物品税を撤廃するか、若しくは、その税率を一割に軽減せられたい。これが不可能の場合には、二百五十円の免税点を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は適切であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

土地台帳改訂に関する請願（請願者山口市議会議長長井秋穂外一名）（青柳一郎君外一名紹介）（第一四二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の土地台帳は、明治二十六年調査に基く幼稚、かつ非科学的なものであり、実態にはその後幾多の変動があるにもかかわらず、諸統計においてはそのままの面積を計上するため、山林原野は、台帳面積に対して、数倍の実面積を有する実例はしばしばある。耕地にあつても、実面積との間に多大の差違があり、政府の割当面積は、常に実面積を上まわり、保有米の確保はおろか、裸供出をやむなくされ、一般消費者同様、あるいは以下の配給を受けつつある。これがため、農家経済は破たんし、生産意欲の減退となり、耕作放棄を続出させるのである。ついては、政府をして、関係機関を動員し、山林、原野、耕地の全面的一勢調査を実施して、実面積を把握し、公正な農林行政を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は時宜を得たものですみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

理容業者に対する所得税課税標準の適正統一化に関する請願（請願者東京都澁谷区千駄谷五丁目八百五十六番地全国理容連盟池田重吉外一名ノ青柳一郎君紹介）（第一四二六号）及び同（請願者東京都澁谷区千駄谷五丁目八百五十六番地日本美容師会会長宮前ちよ子外一名ノ高間松吉君紹介）（第二四七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

理容師の業務が、一般商工業者と異る点は、法律によつて定められた、免許登録制の下に資格を要し、その業務は、企業性をもたず、人体に対する施術の報酬である。この意味において、現行理容師に対する、所得税課税の決定方法は妥当でなく、必要経費の決定に対しても、全国各地でまちまちである。ついては公正妥当な、課税標準の決定を統一されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望であり政府においてすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

清涼飲料及び嗜好飲料に対する物品税撤廃の請願（請願者東京都中央区日本橋堀留町一丁目四番地全国清涼飲料水製造業者代表西田儀八ノ塚田十一郎君紹介）（第一四五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

清涼飲料及び嗜好飲料の物品税は、昭和二十四年末に改正されて、幾分減税にはなつたが、まだ他の類似品と比較して不均衡である。すなわち、氷菓子や菓子等の類似品は、総て無税であるのに、清涼飲料水は、税による価格の高騰が生じ、需要を阻み、産業の発展を阻害している。大衆の嗜好品であり、また人工甘味品のような原料に課税されていて、二重課税となつているから、同物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は適切であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

蓄音機及び同部分品に対する物品税軽減の請願（請願者東京都中央区築地一丁目二十番地日本蓄音機レコード協会長武藤與市ノ塚田十一郎君紹介ノ第一四六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
蓄音機は、ピアノ、アコーデオン等の楽器にくらべて、性質、用途、文化的使命等はほとんど差異がなく、かえつて諸楽器にくらべて、はるかに大衆的なものであるが、これ等の楽器の物品税の税率が五割であるのに、蓄音機の同税が、改正されて六割課税されているのは不当である。また、蓄音機とレコードは、二者併せ使用して始めて演奏可能なもので、その性質上全く不可分のものであるのに、その物品税が差別されているのは実情にそわない。ついては、蓄音機及びレコード等同部分品に対する物品税を、五割に統一、軽減せられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨はいずれもきわめて切実な要望であるからすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

揮発油税軽減に関する請願（請願者東京都中央区木挽町一丁目二日本トラック協会副会長花房金三郎外二名ノ井手光治君外二名紹介）（第一五二〇号）、同（請願者奈良市三條通奈良県貨物自動車協会長河崎正司外五名ノ前田正男君外三名紹介ノ第一八四九号）、同（請願者宮城県刈田郡白石町大字白石字不澄ケ池七十一番地鈴木松雄外一名ノ庄司一郎君紹介ノ第一八五〇号）、同（請願者浦和市高砂町埼東貨物自動車株式会社長黒田綠郎外一名）（佐瀬昌三君紹介）（第一八五一号）、同（請願者札幌市南三條西五丁目北海道トラック協会専務理事森本保治ノ小川原政信君紹介）（第一八九九号）、同（請願者福岡市露切町二十五番地西日本トラック運送株式会社長山崎正次郎外一名ノ荒木萬壽夫君外一名紹介ノ第一九四九号）、同（請願者西宮市大塚町百四十一番地西宮貨物自動車運送株式会社西尾益一外一名）（米窪滿亮君紹介）（第一九九四号）、同（請願者神戸市長田区北町一丁目日貨自動車運送株式会社平野百介）（松澤兼人君紹介ノ第一九九五号）、同（請願者西宮市津門大箇町九十二番地阪神統貨運輸株式会社鴻池勝治）（原健三郎君紹介）（第一九九六号）、同（請願者長野市北石堂町千四百三十番地長野県貨物自動車組合井口運兵ノ黒澤富次郎君紹介）（第一九九七号）、同（請願者大阪市東区北浜二丁目七十七番地大阪府貨物自動車協会奥野正信）（有田二郎君紹介）（第一九九八号）、同（請願者神戸市長田区梅ケ香町二丁目七番地の二神戸貨物自動車株式会社吉田榮一）（有田喜一君紹介）（第一九九九号）、同（請願者兵庫県加古郡加古川町寺家町五十七番地ノ一播州貨物株式会社大橋実次）（岡田五郎君紹介）（第二〇三三号）、同（請願者名古屋市中区下茶屋町五十七番地愛知県貨物自動車協会専務理事本川辰巳ノ辻寛一君紹介ノ第二〇三四号）、同（請願者神戸市兵庫区出在家町二十番地神港運輸株式会社長小西喜代治ノ首藤新八君紹介）（第二〇三五号）、同（請願者尼崎市杭瀬字西九番地尼崎自動車運送株式会社森本栄太郎外一名）（川西清君紹介）（第二〇三六号）、同（請願者神戸市長田区五番町六丁目八番地神戸統貨運輸株式会社堀田之孝）（木下榮君紹介）（第二〇三七号）、同（請願者大阪市東区北浜二丁目七十七番地大阪府貨物自動車協会長築山慶次）（押谷富三君紹介ノ第二〇三八号）、同（請願者前橋市国領町二百五番地前橋運送株式会社長吉沢富三郎外三名）（小淵光平君紹介）（第二〇七五号）、同（請願者尼崎市神田中通六丁目二百二十番地尼崎交通株式会社宮崎安吉外一名ノ吉田吉太郎君紹介）（第二一二三号）、同（請願者京都市上京区西洞院丸太町上ル夷川町三百九十四番地ノ四京都府貨物自動車運送協会長高田新吉ノ前尾繁三郎君紹介）（第二一二四号）、同（請願者神戸市生田区山手通三丁目六十五番地神戸霊柩自動車株式会社長川島房雄）（堀川恭平君紹介）（第二一二五号）、同（請願者神戸市葺合区琴緒町四丁目三和自動車運送株式会社神戸支店中村武夫ノ吉田省三君紹介ノ第二一二六号）、同（請願者宮崎県富島町富島運送株式会社大野巖ノ瀬戸山三男君紹介ノ第二四七五号）、同（請願者旭川市大町四丁目北海道郵便運送株式会社長黒田岩吉ノ佐々木秀世君紹介）（第二五七〇号）及び同（請願者宮崎市南広島通一丁目一番地宮崎県トラック協会小笠原光政ノ田中不破三君紹介ノ第二七八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十五年度国家予算案によれば、揮発油税収入は五十一億を計上しているが、昭和二十五年度揮発油供給量五十一万キロリットルの税収入は、八十六億円を予想され、現行の揮発油税率十割に引下げの余地は充分にありうると思考せられる。ついては、揮発油税率十割によつて担税能力をはるかに超えている、自動車運送業者の窮状を察して、これが税率を十割より五割以下に軽減の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
課税上の不均衡を是正する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

会津漆器に対する物品税軽減に関する請願（請願者若松市長横山武外二名）（菅家喜六君紹介）（第一五九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
会津漆器は、従来から堅ろうと低廉とを特徴とする一般大衆向の生活必需品であるが、これに対する物品税の免税点百円は、現在の物価水準では、大衆向製品まで、ほとんど課税の対象となるため、その販路が阻止されている。ついては、会津漆器に対する物品税の免税点を、五百円に引上げて、その税率を一割に軽減せられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨はきわめて切実な要望であるから、すみやかに善処すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

内地糖に対する砂糖消費税撤廃の請願（請願者高知県安芸郡馬ノ上村長野崎利光）（薬師神岩太郎君紹介）（第一六一一号）及び同（請願者東京都中央区築地一丁目五番地全国内糖協同組合連合会準備委員長〆降旗徳弥君紹介）（第一七〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

シャウプ勧告により、織物消費税、取引高税等の間接税は、逐次廃止されているのは、実に喜びに堪えないが、暖地農業の生命である、砂糖の消費税が、いまだその廃止を見ないのは遺憾である。ついては、すみやかに、同税を、廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望であるからすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

蓄音器針に対する物品税撤廃の請願（請願者東京都豊島区高田南町三丁目七百七十八番地全国蓄音機針協会長中島政太郎外十五名〆天野公義君紹介〆第一六四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

蓄音器針は、戦時中は、不急不要品として圧迫されて生産を中止していたが、戦後はようやくその文化的本質が認められ、大衆的娯楽品としてのみでなく、教育文化財としても、文部省及び通産省よりも指導を受けて生産している。しかるに、同蓄針には、ひじように高率な物品税が課せられていて、同事業の運営を極度に阻害し、その本質的な文化的使命の達成を不可能にし、また、輸出振興の上にも大きい障害となつている。ついては、すみやかに、この高率な物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望であるからすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

植木苗木等栽培業者に対する所得税軽減の請願（請願者埼玉県北足立郡安行村安行中田實外四十四名〆大泉寛三君紹介〆第一六七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

植木苗木等の経営は、大部分農家の副業で、循環の遅い永年作物の栽培者である。したがつて、その生産所得は、自然、環境に支配されて、年年所得がいちじるしく増加するようなことは、とうてい期せられないのである。しかるに、昭和二十四年度の所得税確定申告にあたり、川口税務署は、一方的な見解のもとに、か酷な更正決定をした。これは、植木苗木等の栽培事業を、破たんにおいこむものである。ついては、植木苗木等栽培業者に対する、所得税を軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望であるから、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

冷蔵器に対する物品税減免の請願（請願者関東信越冷蔵器事業協同組合理事長山田広三郎外百名）（田中萬逸君紹介）（第一七五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在冷蔵器に対する物品税は、五割の税率をもつて課税しているが、冷蔵器は食品衛生法の規定によつて、必備を強制されているものであり、国民保健衛生上重大使命を有するものであるから、六十立方尺以上のものに対する物品税は無税とし、それ未満のものは二割程度とされたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の保健衛生上の見地より、妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

生活協同組合に対する課税免除の請願（請願者東京都豊島区高田南町三丁目八百三番地日本協同組合同盟藤田逸男〆岡良一君外三名紹介）（第一七七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生活協同組合は、非営利を原則とする法人であるから、戦前においては、同組合はの課税対象とされず、戦時中、臨時税として特別法人税を課せられた時でも、一般法人に比べて税率を低くし、かつ営業税、営業収益税を免除されて来たのである。今回の税制改革では、同組合に対する非課税の原則が顧慮されないばかりでなく、特別法人としての差別をも撤廃され、一般の営利法人と同一に取扱われるというが、これは生活協同組合の本質をわきまえないものであり、特に附加価値税に至つては、不合理きわまるという外はない。生活協同組合は、まだ育成期にあるから、法人税、附加価値税、固定資産税、住民税等々の国税、地方税を、全面的に免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望であるからすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

時計類に対する物品税軽減に関する請願（請願者東京都千代田区大手町二丁目二番地日本時計協会服部正次〆小金義照君外二名紹介）（第一八六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

時計は、大衆の生活にも、社会組織の規制の上にも、欠くことのできない必需品であるが、現在物品税課税品目中、丁種に属し、三割の税率が課せられているため、高価格となつて、大衆の購買力から隔絶し、時計生産工業は危機にひんしている。輸出産業育成の意味においても、中小企業である時計業界救済のためにも、時計類に対する物品税を、一割に軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

時計は、大衆の生活にも欠くことの出来ないものであつて、本請願の主旨は適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

生活協同組合及び労働組合に対する課税免除の請願（請願者東京都港区芝新橋七丁目十二番地全日本産業別労働組合会議長吉田賚治外四名×松岡駒吉君外一名紹介）（第一九四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
生活協同組合ならびに労働組合は、他の営利を目的とする法人と全く性質をことにしているため、従来免税または、税率の軽減がなされていた。しかるに、今回の税制改正によると、その差別を全く廃止して、その活動を営利行為とみなし、営利法人なみに取り扱うことにした。とくに、附加価値税のごときが課税されるときは、非営利を原則とする労働組合の厚生活動は、事実上不可能になり、経営基礎の弱い生活協同組合は根本的に破壊されることになる。ついては、生活協同組合及び労働組合に対する、国税、地方税を全面的に免除されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨はきわめて切実な要望であるからすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

窓掛類及び敷物類に対する物品税軽減に関する請願（請願者名古屋市中区不二見町二番地日本室内装飾文化協会東海支部岸芳太郎外二十五名）（辻寛一君外二名紹介）（第二〇一七号）、同（請願者大阪市東区平野町五丁目一番地谷風六蔵外四十九名）（岡野清豪君外二名紹介）（第二〇一八号）及び同（請願者東京都中央区銀座四丁目一番地日本室内装飾文化協会富沢明治郎外四十五名）（清水逸平君紹介）（第二五六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
室内装飾工業は、保安、厚生、保険衛生の面から見ても、文化生活上重要不可欠であるが、新税により何等減免の対象にならなかつたのは遺憾である。ついては、窓掛、卓子掛、椅子掛、リノリウーム、リノタイル、リンラバーのみについても、物品税を廃止されるか、従来の三割及び二割を一割課税に改訂されるか、または、せめて免税点を一平方メートル当り、窓掛は七百円、卓子掛、椅子カバーは千三百円に引上げられいたというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨はきわめて切実な要望であるからすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

農業協同組合に対する課税免除若しくは軽減に関する請願（請願者津　市羽　所町六十九番地三重県農業協同組合長会長小林慧文×中村清君外一名紹介×第二〇二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
農業協同組合は、一般営利企業とは全くその性格を異にしているから、同組合に対する課税は、一般法人と同一にすることは不合理である。ついては、同組合に対する課税に対し左記特別軽減若しくは免除の措置を講ぜられたいというのである。法人税につき、(一)特別法人として現行税率の据置、(二)法律の強制による内部留保金に対する利子附加税の免除、経済事業を行わない組合の課税免除。附加価値税につき、(一)附加価値税の税率を一般法人の半分以下に軽減、(二)非出資組合の非経済事業に対し附加価値税の免除等。

二、請願の議決理由
本請願の主旨はいずれも適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

養鶏業者に対する課税軽減の請願（請願者愛知県碧海郡安城町大字今天野　総松）（千賀康治君紹介×第二〇二七号）、同（請願者岐阜県武儀郡南武芸村養鶏組合尾川彦一）（武藤嘉一君紹介）（第二一六五号）、同（請願者山口県大島郡安下庄町　清水清丸）（田中堯平君紹介）（第二五九六号）及び同（請願者岐阜県益田郡萩原町　萩原町　農業協同組合小林源雄）（岡村利右衛門君紹介×第二七二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
養鶏は、わが国農業の特質からみて、合理的な有畜農業であり、小資本で経営の出来る副業として理想的であるが、現行の畜産税はあまりにか酷であるから、とうてい経営が成り立たない。すなわち、一箇年間産卵した鶏に課税するのが原則であるのに、まだ卵も産まない若鶏にまで課税され、しかも一羽につき七百円乃至四百円という実状を無視した更生決定をされるのである。ついては、養鶏業者に対する課税を軽減し、納得のゆく課税を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨はきわめて切実な要望であるから、政府においてすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

ガス器具に対する物品税軽減に関する請願（請願者東京都港区琴平町日本瓦斯協会会長山脇正治外一名×天野公義君紹介×第二一二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十四年十二月一日、ガスの全面的使用制限解除により、同ガス器具の需要はますます増大し、また都市生活必需品として国策上大いに奨励せらるべきものであるにかかわらず、ガス器具の内、高能率器具には五〇%の高率課税がなされている。これはガスの普及と利用とを阻害するから、当然撤廃さるべきものである。ついては、現行物品税の軽減及び免税点の設定をされたいというのである。

二、請願の議決理由
ガス器具は今日国民の必需品であり、本請願の主旨は適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

勤労学生の所得中一定額を学資金として非課税とする請願（請願者東京都千代田区代官町一番地学徒援護会内学生アルバイ

ト対策協議会大山興隆ノ木村公平君外一名紹介）（第二一三五号）、同（請願者全関西大学高専二部学生協議会松下義雄ノ大矢省三君紹介）（第二四四四号）及び同（請願者全関西大学高専二部学生協議会上保益造ノ世耕弘一君紹介）（第二四四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、勤労学生は、全学生の約七割に及んでいる。保護者の仕送りのみで学費を支弁している学生に対しては、扶養親族として、年額一万二千円を控除されているに対し、学業との調整に悩みながら、学費を自ら支出している勤労学生に対しては、納税義務者として、扶養控除の特典にあずかっていない。このことは、負担の不均衡であるから、勤労学生の所得中一万二千円にあたる部分について、所得税法中の学資金非課税の規定を適用されるよう、措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望であるからすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長幣原喜重郎殿

照明器具に対する物品税軽減に関する請願（請願者東京都千代田区神田小川町一ノ六宝ビル日本照明器具製造工業会岩崎常喜ノ天野公義君紹介）（第二一六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

経済九原則の実施により、諸企業は税金に苦しめられているが、照明器具製造業者もまたその例に漏れない。すなわち、照明器具に対しては、三割の高率課税がなされ、同企業の小規模性及び多くの伏在業者によつてひじような苦境に立つている。ついては、価格千円以下の照明器具に対する免税及び物品税を一割以下に引下げられたい、もし不可能の場合には、生産者に対する課税から小売業者への課税に移行せられたいというのである。

二、請願の議決理由

課税上の不合理を是正する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長幣原喜重郎殿

写真機用ケース及び同三脚袋に対する物品税減免の請願（請願者東京都台東区浅草小島町一丁目十九番地東京光学機械具工業協同組合奈良虎雄外五名ノ並木芳雄君紹介）（第二一九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

写真機用ケースは、カメラのようにしやし品ではなく、単なる携帯品であるが、本年より物品税の改訂により、六割の税率となつた。これは、他の皮革製品に比して余程の高率であるから、かばん、トランク類と同じく、三割に引下げられたい。なお、三脚袋は、カメラ附属品の三脚の入れ物であつて、ズック製品であるから、非課税にされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は切実な要望にして、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長幣原喜重郎殿

輸入食糧の関税永久無税反対に関する請願（請願者東京都千代田区丸の内三丁目一番地帝農ビル全国官庁労働組合連合会佐藤安政ノ玉井祐吉君紹介）（第二二一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

輸入食糧の関税を永久に無税にするということが実行されるとするならば、現在すでに一部の地方で米のやみ値が公定価格を下廻り、災害による供出減免を辞退する農家さえ現われている日本農業にとつて、きわめて重大な問題であり、ますます価格の低下しつつある輸入食糧によつて、国内市場が独占され、日本農業が深刻な危機に立たされることは明白である。ついては、輸入食糧の関税永久無税に対して、あくまで反対するというのである。

二、請願の議決理由

本主旨は適切妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長幣原喜重郎殿

自転車用発電ランプに対する物品税免除の請願（請願者東京都中央区新川二丁目二番地発電ランプ懇談会井植歳雄ノ前尾繁三郎君紹介）（第二三二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自転車用発電ランプは、理想的、経済的な燈火として、大衆に使用され、そのメーカーは全国にあつて、通産省の後援のもとに製品技術の向上、輸出増進に努力をしている。しかるに、現在、自転車は大量生産による価格下落の状態であるのに、同ランプに対する物品税は、逆に増税となつている有様で、業者は苦境に立つている。ついては、自転車用ランプはぜいたく品でなく実用必需品であり、わが国雑電気製品中の輸出品として好個のものであるから、同ランプに対する物品税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望であるから、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳満

衆議院議長幣原喜重郎殿

色紙等に対する物品税撤廃の請願（請願者東京都台東区浅草三筋町二丁目四番地東京紙工品工業協同組合片野郁三外三十四名ノ三宅正一君外一名紹介）（第二三二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

色紙、短ざく、アルバム、集印帖、画帖、芳名簿に対する物品税は、未だに減税さえもなかつたが、撤廃または減免となつた他の文房具に比して、その撤廃の理由と根拠の点は何等そん色はない。これら文房具はいずれも零細な手工業によつて製作され、物品税を消費者に転嫁されない実状にある今日、業者は破産の一歩手前に直面している。ついては、これら商品に対し、物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望であるから、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを

議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

九谷焼に対する物品税軽減に関する請願（請願者小松市飴屋町二番地石川県陶磁器商工業協同組合理事長木田榮松外六名ノ坂田英一君外一名紹介ノ第二三五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
石川県特産品九谷焼は、創業以来四百有余年、品質の堅牢優美と価格低廉とにより、一般大衆向生活必需品および貿易品としていん盛を極めていたが、戦後その免税点の余りに低いため、大部分課税の対象となり、販路は縮少し休廃業者が続出している。ついては、現行物品税率及び免税点を次の如く改訂されたいというのである。
（一）丁類四十七号を価格の百分の十にし、陶磁器価格一個につき三百円に満たざる物を除く。
（二）丙類二十九号を価格の百分の二十にし、陶磁器価格一個につき五百円に満たざるものを除く。

二、請願の議決理由
本請願の主旨はいずれも適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

黄板紙に対する物品税免除の請願（請願者東京都中央区日本橋人形町三丁目二番地板紙連合会会長神山広ノ橋本龍伍君外一名紹介ノ第二四〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
黄板紙は、わら、空俵を原料として生産され、価格はきわめて低廉で、包装容器類、表紙、鉄道車票などに使用せられているが、大衆的必需品として昭和二十三年五月まで免税品としての取扱いを受けてきた。しかるに、今回の物品税の改正により、当然免税と思われていた同板紙が、依然已類に編入されたため、生産業者は経営困難におち入っている状態である。ついては、ボンド十五円程度以下の板紙を、免税品に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
課税上の不合理を是正する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

たばこ民営問題の早急決定に関する請願（請願者栃木県芳賀郡須藤村坂井羽石菴外一万二千名）（佐藤親弘君紹介）（第三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今回たばこ官営を廃止し、民営にするやに聞くが、民営となれば、優秀な外国葉たばこの輸入によつて、内地産たばこは重大な打撃を受けること必至である。現在政府が企図しておるたばこ事業の民営化は、外資を導入し、五社程度の企業経済を認めようとするもので、これでは、独占企業を許容することになる。しかるに、現行の専売制度は、近代的公営企業形態に移つてから、なお日浅いのであるから、今しばらく現制度の継続を要望するが、いずれにせよ、たばこ民営問題は、耕作者にとつて死活の重大事であるから、それが早急に決定されるよう図られたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨は適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月二日
大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

たばこ民営反対に関する請願（請願者福岡県糸島郡たばこ耕作組合連合会長中村隆介外九百五十九名）（中村寅太君外一名紹介）（第四〇号）、同（請願者福岡県たばこ耕作組合連合会副会長中島一之外五千九百四名）（寺崎覺君外一名紹介）（第四一号）、同（請願者岡山県煙草耕作組合連合会長島村軍次）（若林義孝君紹介ノ第四二号）、同（請願者広島市皆実町二丁目日本専売公社広島地方局幸原春一）（木村榮君紹介）（第四三号）、同外一件（請願者青森県中津軽郡裾野村松尾節三外六百八十名奈良治二君紹介）（第五六号）、同（請願者山形県北村山郡東根町太田徹）（志田義信君外一名紹介）（第五七号）、同（請願者山形市香澄町大宝寺太田徹外三千名）（國司安正君外一名紹介）（第五八号）、同（請願者秋田県鹿角郡柴平村秋田県たばこ耕作組合連合協議会佐藤榮藏外九千六百名）（飯塚定輔君紹介）（第五九号）、同（請願者秋田県たばこ耕作組合連合協議会石田四郎兵衞）（飯塚定輔君外四名紹介）（第六〇号）、同（請願者岩手県岩手郡沼宮内町府金留之助外二万五千四百三十一名ノ淺利三朗君紹介ノ第六一号）、同（請願者盛岡市上田岩手県たばこ耕作組合連合協議会高野俊治ノ淺利三朗君外七名紹介）（第六二号）、同（請願者徳島県名西郡鬼籠野村森寅一外一名）（生田和平君紹介）（第一〇三号）、同（請願者仙台市原町小田原字折沢石田四郎兵衞）（庄司一郎君紹介ノ第一〇四号）、同（請願者福岡県朝倉浮羽郡煙草耕作組合連合会井上貢外三千六百五十名ノ中島茂喜君外一名紹介ノ第二七二号）、同（請願者奈良県北葛城郡王寺町奈良県たばこ耕作組合連合会上田熊三外三百一名）（竹村奈良一君外三名紹介）（第二七三号）、同（請願者鳥取市東品治町小倉益雄）（足鹿覺君紹介）（第三二七号）、同（請願者熊本県議会議長大久保勢輔ノ原田雪松君外九名紹介ノ第五一二号）、同（請願者兵庫県たばこ耕作組合連合会長田中源三郎ノ有田喜一君紹介ノ第五一三号）、同（請願者大阪府たばこ耕作組合連合会長中谷藤吉外九百七十五名ノ小西寅松君外二名紹介）（第五一四号）、同（請願者栃木県上都賀郡北押原村津布久利一郎外五万七千名ノ高塩三郎君外九名紹介）（第五七九号）、同（請願者佐賀県東松浦たばこ耕作組合連合会長宮口虎英外千七十二名）（保利茂君紹介）（第五八〇号）、同（請願者磐田市静岡県煙草耕作組合連合会長森田豊壽外一万七千名ノ遠藤三郎君外三名紹介ノ第六九二号）、同外三十六件（請願者愛知県濃美郡伊良湖岬村煙草耕作組合小久保治二外千二百名ノ早稲田柳右エ門君紹介ノ第九二一号）、同（請願者宮城県柴田郡船岡町大字船岡字袋町二十八番地本郷長男）（佐々木更三君紹介ノ第一〇一七号）、同（請願者三重県たばこ耕作組合連合会長小切間重三郎外二千五百九十九名）（中村清君紹介）（第一一二五号）、同（請願者山梨県北巨摩郡津金村山梨県煙草耕作組合連合会相吉豊外二十四名ノ鈴木正

文君紹介）（第一二六五号）、同（請願者島根県たばこ耕作組合連合会長松本美行外千三百三十一名）（山本利壽君紹介）（第一二九二号）、同（請願者宮城県刈田郡丹田村大字平沢字山ノ入二十三番地佐藤省三外千葉三郎君紹介）（第一四五七号）、同（請願者水戸市梅香茨城県煙草耕作組合連合会代表野口政吉）（橘本登美三郎君外七名紹介）（第一五二四号）、同（請願者鹿児島市小川町百二十六番地鹿児島県たばこ耕作連合会会長大磯廉外一万二千八十五名）（井上知治君紹介）（第一六四一号）、同外六件（請願者島原市東堀端島原たばこ耕作組合連合会長内村民一郎外八十四名）（岡延右ェ門君外五名紹介）（第一六六四号）及び同（請願者神奈川県中郡秦野町曾谷二千百七十一番地神奈川県たばこ耕作組合連合会椿守正雄外八千五百四十三名）（河野謙三君紹介）（第二八六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回たばこの製造と販売とを民営にし、耕作は従前通り公営にすると聞くが、たばこ耕作者は一貫公営であつてこそ安んじて耕作に従事し得るのであつて、一部民営になれば全国五万町歩のたばこ耕作面積をそのまま堅持することは不可能である。また民営になつても、現在のたばこ益金千二百億円の外に、なお相当の利益を確保しなければならぬため、たばこの値下げになるとも考えられず、その徴税方法も至難である。外国葉たばこが輸入されれば、内地産たばこは重大な打撃を受けること必至である。ついては、現行の專売法の存続を要望し、たばこ民営に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望であるからすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

金山町外二箇村の葉たばこ耕作復活に関する請願（請願者宮城県伊具郡金山町原靜外七十名）（庄司一郎君紹介）（第一〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本專売公社仙台地方局から昭和二十四年九月二十九日付で、宮城県伊具郡金山、大内、小齋三箇町村の葉たばこ耕作廃止の指令があつたが、廃止理由も薄弱であり、同事業が同地方の農家経済をうるおす唯一の副業として養蚕業にも比すべき重要性を持つものであるから、廃止によつて農家経済のこうむる打撃は、はなはだ大きい。ついては、すみやかに前記の三箇町村に葉たばこ耕作の復活を要望するというのである。

二、請願の議決理由

本主旨はきわめて切実な要望であり、善処すべきことを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

大阪市高速度鉄道建設工事に見返資金融資の請願（請願者大阪市会議長浅利弘次郎）（押谷富三君外六名紹介）（第二二〇号）及び同（請願者大阪市西区土佐堀通二丁目十九番地金正米吉）（前田種男君外一名紹介）（第四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪市は戦後、同市の周辺部と都心部との交通量は、いちじるしく増加し、同市高速度鉄道の既設線たる第一号線、第三号線の交通量は一日二十七万人にも達している。それで同鉄道の延長は早くから要望され、すでに道路を開設した部分もあつてそのままで放置されないので、失業救済事業をもかねて同延長工事を施行したい。ついては、見返資金の一部を同建設工事に融通されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望であるから、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

国家公務員共済組合法の一部改正に関する請願外二件（請願者東京都目黒区大岡山三千百五十五番地太田末次郎外十九名）（伊藤憲一君外一名紹介）（第三一三号）、同外一件（請願者大宮市桜木町一丁目五百七十八番地坂本輝雄外三名）（稻葉修君紹介）（第三一四号）、同（請願者東京都品川区大崎本町三丁目六百二十番地三田幸太郎外三名）（土橋一吉君外一名紹介）（第三一五号）、同（請願者藤沢市藤沢五百九十九番地鈴木三男外二名）（中西伊之助君外一名紹介）（第三一六号）、同（請願者横浜市港北区南綱島町四百番地吉野清外五名）（今野武雄君外一名紹介）（第三一七号）、同（請願者東京都目黒区大岡山四十八番地中島照一外十九名）（土橋一吉君外一名紹介）（第五七七号）、同（請願者東京都目黒区緑ヶ丘二千三百七十三番地上野茂樹外六名）（伊藤憲一君外一名紹介）（第五七八号）及び同（請願者東京都中野区鷺宮二丁目七百八十二番地森本清吾外八百四十名）（柳澤義男君紹介）（第一九三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年五月の国家公務員共済組合法の改訂によつて、国家公務員中の雇用人は新たに退職手当等を対象とせる「長期給付」のための掛金として俸給の千分の四十五を徴収されることになり従来の三倍弱の値上げとなつた。これは最低生活さえ保証されぬ下級職員にとつては経済上重大な打撃であるから、同法第六十九條の第一号及び第二号における国庫負担率を増加し、公務員の負担を軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

本主旨はきわめて切実な要望であり、すみやかに善処すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

たばこ民営反対並びにたばこ値下げに関する請願（請願者栃木県塩谷郡喜連川町大字喜連川小森谷義男外二千七百八十五名）（高塩三郎君紹介）（第五一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

たばこ耕作者は一貫公営であつてこそ安んじて耕作に従事しうるのであつて、一部民営になれば全国五万町歩のたばこ耕作面積をそのまま堅持することは不可能である。また民営になつても、現在のたばこ益金千二百億円の外に、なお相当の利益を確保しなければならぬため、たばこの値下げになるとも考えられず、そ

の徴税方法も至難である。外国はたばこが輸入されれば、内地産たばこは重大な打撃を受けること必至である。ついては、現行の專売法の存続を要望し、たばこ民営に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて適切妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

中小企業設備資金に見返資金融資促進の請願（請願者東京都港区芝南佐久間町一丁目五十五番地中小企業振興会長　松澤隼人）（塚田十一郎君紹介）（第六〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業は全国企業者の九十九％、その生産高は六十三％を占め、わが国経済復興上きわめて重要な役割を果たしている。しかるに、企業体のぜい弱、融資採算上の不利からいび縮少し、金詰りのための工場閉鎖、休業も続出し、わが国経済再建に大きい支障をきたしている。幸に政府において見返資金運用による国債買上分の中から、二十億円を中小企業設備資金として地方銀行を通じて融資することになつた。ついては、同資金を確実に急速に中小企業者に流通せしめるよう万全の策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業の育成助長の見地より、適切な要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

無盡会社の金融活用に関する請願（請願者東京都千代田区神田一ッ橋二丁目三番地全国無盡協会　松島準吉）（小峯柳多君紹介）（第六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の金詰りによる中小企業金融の不円滑、日本勧業銀行の業務転換による不動産金融の欠如、終戦後の住宅金融を打開するため、政府は中小企業金融のためには日本銀行の別わくによる融資額を計ると共に、さらに今般見返資金からその融資の道を講じ、不動産金融並びに住宅資金についてもおのおの特別の措置を設けようとしている。無盡会社が、右三件の金融について活動して来たことは統計によつて明らかであるにもかかわらず、今回の中小企業金融のための日本銀行の別わく融資の取扱機関からもれ、見返資金の融資についても除外されていることは、不合理である。ついては、中小企業、住宅、不動産金融機関の設置に当つては、無盡会社を資金取扱機関として加えられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望であるから、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

綿、スフ織物復元業者に対する復金融資に関する請願（請願者堺市踞尾宮本町中村幸孝）（小西寅松君外二名紹介）（第七五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦時中企業整備のため廃業し、終戦後復元した綿、スフ織物業者に対する設備資金として、関係業者は昨年度においては約八億円の融資を受けたが、その後経済状勢の変動のため、業者はいちじるしく操業に困難を来し、このまま推移すれば復元への元金返済はもとより、利子さえ支拂うことができず、遂には自滅せざるをえないこととなる。ついては、これが借入金返済期を一年間延期するとともに、元金支拂を十年分割拂に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望でありすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

恩給等受給療養者に未復員者給與法適用の請願（請願者廣島県加茂郡西條町国立廣島療養所高橋信雄外六百十名）（山本久雄君紹介）（第八六九号）、同（請願者福岡市野多目町五百九十五番地全医労筑紫支部長岡部修造外二百名）（福田昌子君紹介）（第一一五五号）、同外二件（請願者小倉市瑞穂町三丁目加藤政太郎外千二百八十三名）（池見茂隆君紹介）（第一六四四号）、同（請願者仙台市原ノ町国立仙台病院患者自治会新貝源郎外九千百三名）（庄司一郎君紹介）（第二三三六号）、同（請願者石川県江沼郡山中町国立山中病院患者自治会長浅野敏雄外五百三十九名）（岡良一君紹介）（第二三三七号）、同外五件（請願者土浦市下高津町七百六十番地国立霞ヶ浦病院小野一郎外百六十一名）（北澤直吉君紹介）（第二四三六号）、同（請願者石川県江沼郡山中町国立山中病院患者自治会長浅野敏雄外五百三十九名）（岡良一君紹介）（第二四三七号）、同（請願者群馬県利根郡沼田町国立沼田病院患者代表戸丸美代外九十九名）（藤枝泉介君紹介）（第二四七一号）、同（請願者山口県熊毛郡伊保庄村国立療養所柳井病院中谷道明外百八十二名）（青柳一郎君紹介）（第二四七二号）、同（請願者長崎県大村市上久原国立大村病院患者療友会松本安治郎外百十名）（岡延右エ門君外一名紹介）（第二四七三号）、同（請願者群馬県澁川町国立澁川病院内坂井鉄男外二十名）（小峯柳多君紹介）（第二四七四号）、同外一件（請願者山口県玖珂郡桑根村字根笠山本保綱外八百九十五名）（青柳一郎君紹介）（第二五五一号）、同（請願者高崎市高松町一番地国立高崎病院内三好正男外百四十一名）（小峯柳多君紹介）（第二五五二号）、同（請願者奈良市高畑町国立奈良病院内森岡敏男外四十一名）（前田正男君外三名紹介）（第二五五三号）、同（請願者高知市朝倉戊国立高知病院患者会中村小八郎外百四名）（大西正男君紹介）（第二六一五号）及び同（請願者松本市旭町国立松本病院患者自治会代表水野雅司外百四十五名）（小林運美君紹介）（第二六一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

未復員者給與法が改正されて、その療養者に対する適用が一箇年延長されたが、同じ公務に基因して発病したものでも恩給または一時賜金等を受けて居るものは、未復員者給與法の適用を受けられないで、不安な療養生活を続けている。ことに長期の療養を必要とする結核患者の、精神的、経済的苦悩は言語に絶するものがある。ついては、恩給等受給療養者にも、未復員者給與法を適用せられるよう同法を改正されたいとい

うのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望であり、政府においては、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方公共団体が公共施設として利用する普通国有財産を国の行政財産に変更の請願（請願者高田市長関威雄ノ塚田十一郎君紹介ノ第八九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後国内各地に旧軍用の土地建物があつて、これらを引揚者、戦災者等の住宅として、所在市町村があつせんしたが、これらの土地建物は、普通財産のため、地方公共団体が使用料及び火災保険料を負担しなければならぬ。これは、地方財政の窮迫の折柄財政上これら施設の維持経営を持続することができない現況である。ついては、これらの公共施設は、当然国が任ずべき行政事務の一部と考えられるから、国の経営に移しもつて地方財政の健全化を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

本主旨はきわめて切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

専売公社職員に対し行政機関職員定員法適用除外等に関する請願（請願者東京都品川区大井立会町五百六十五番地全専売労働組合平林剛）（前田種男君紹介）（第一〇六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本専売公社は、行政機関職員定員法の適用を受けた結果、労働強化を招来したが、専売益金と国民の需給製造数量確保のために、定員以外に多数の臨時職員を使用している。これは、業務遂行上、これだけの人員が絶対必要であることを証明するものである。ついては、かかる実情を無視した定員法から除外して、臨時職員を本職員に切替え、これに必要な予算的措置を講ぜられたいというのである。次に、公共企業体である日本専売公社の従業員は、職務の性質上、特殊條件におかれている関係上、とくに災害保障について法的措置を必要とする。ついては、すみやかに、公共企業体職員災害補償法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望であるから、政府において善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

沿岸漁業設備資金に見返資金融資の請願（請願者東京都千代田区大手町二丁目八番地の一全国漁業協同組合連合会会長田中信義ノ鈴木善幸君紹介ノ第一一七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

沿岸漁業の生産力を発展させ、漁民の生活を安定させるためには、漁船の機関換装、製氷冷凍冷蔵施設、代船の建造、輸出水産物振興施設、北海道漁田開発、沿岸公共施設等の設備における新設、または補修が全く差しせまつた事情にあることは明らかである。これに要する資金は、その性質上、長期資金でなければならぬが、現下の経済事情では、この資金の調達は困難であるから、見返資金を融資されたいというのである。

二、請願の議決理由

蛋白資源確保の見地より、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

船岡町所在元第一海軍火薬しよう敷地並びに営造物拂下げ促進の請願（請願者宮城県柴田郡船岡町広小路四十三番地船岡町長代理助役柴田倫之助外一名ノ庄司一郎君紹介）（第一三五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県柴田郡船岡町外一町一箇村の山林、原野、田畑約四百町歩は、戦争中、軍に強制買収され、第一海軍火薬しようが設置されたのであるが、その存在理由を失つた現在、同敷地及び営造物を、それぞれ食糧増産に、また平和産業施設に利用するため、地元町村では工場誘致同盟を作つて、国家再建、地方産業開発に資するよう努力している。ついては、すみやかに、同敷地及び営造物を、地元町村に拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

平和産業振興の見地より適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

佐賀県に国民金融公庫支所設置の請願（請願者佐賀県知事沖森源一ノ永井英修君紹介ノ第一三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県における戦災者、引揚者数は二十万を越え、さらにソ連及び中共地区からの引揚が続行されている。これら戦災者、引揚者及び生活困窮者に対しては、資金の融資こそ唯一の厚生施策であるが、その取扱機関である国民金融公庫が、遠く福岡市に支所を有するのみで、同県には何等の機関がなく、貸付、償還に多大の支障を来し、県民の不利不便はかり知れない。ついては、佐賀県に国民金融公庫の支所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望であり、政府においてもすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

徳山市所在元第三海軍燃料しよう転用促進に関する請願（請願者徳山市長長谷川藤七ノ佐藤栄作君紹介ノ第一四六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳山市は天然の良港であり、大

阪、神戸にも劣らぬ貿易商港としての條件を備えていたが、明治三十七年以来、海軍の独占するところとなり、第三海軍燃料しようの所在地として繁栄したが、二回にわたる爆撃で、全市焦土と化してしまつた。終戦後四箇年を経過した今日、同燃料しよう跡地が爆撃当時のまま、保全管理工場となつていることは、まことに忍び難いことである。同市再興のため、同跡地の更生転用を、一日も早く決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

日本経済再建の見地より、適切でありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

松尾寺駅から大波地区に至る旧軍用鉄道引込線を国鉄に移管運営並びに新駅設置に関する請願（請願者舞鶴市長柳田秀一）（大石ヨシエ君紹介）（第一七〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

舞鶴市の伸展は、有力諸会社による、朝来、大波地区のぼう大な旧軍用施設の転用開発如何にかかつている。ついては、前記地区開発上もつとも重要な交通機関である、松尾寺駅から大波地区元第三火薬しように至る鉄道引込線を、国鉄に移管運営するとともに、物資輸送と交通の万全を期するため、適当な地点に新駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業振興の見地より、適宜なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

日本銀行帯広事務所を支店に昇格の請願（請願者帯広市西三條南八丁目帯広商工会議所会頭中島武市外二名）（志田義信君紹介）（第一八一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

十勝平野は、北海道本島の東南部に位いする大富源地帯であるが、これらの資源を利用する商工業は、年年発達し、帯広市はその中心都市となつている。しかるに、金融機関は、はなはだ弱体であり、とくに中心となる日本銀行支店が、札幌にある関係上、時間的無駄と、同地方に対する事情に精通を欠き、そのために不利不便をこうむつて、産業開発上に重大な支障になつている。ついては、同市の日本銀行帯広事務所を支店に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の金融事情にかんがみ、適切妥当な処置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

石灰工業に米国対日援助見返資金融資に関する請願（請願者東京都港区芝虎の門町八番地城南ビル内石灰協会溝井雅治）（小金義照君紹介）（第一九八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年米国対日援助見返資金が、土地改良事業に十九億円融資されることとなり、「酸性土じようりき」正事業資金取扱要領」に基いて、一般農地及び開拓地等に融資されることになつたが、融資は炭酸カルシウム肥料工業に対してのみ行われ、わが国古くから使いなれている生石灰、消石灰工業に対しては除外されている。昭和二十四年度農業用石灰の生産は五十万トンに達し、炭酸カルシウムの四倍強の生産をあげ、また安価であり、生産地が各地に散在する関係上、運賃値上りの今日、価格に及ぼす影響は大きい。ついては、石灰工業に対しても、炭酸カルシウム同様見返資金を融資されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は適切であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

矢吹原国営開拓事業に見返資金割当の請願（請願者福島県西白河郡矢吹町長仲西正次外三十六名）（圓谷光衞君紹介）（第二一三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県西白河郡矢吹原開墾事業は、国営、県営、民営により着手されたが、国営工事は、すでに完成予定期に至つているにもかかわらず、僅かに一割の進ちよくを示しているにすぎない。水田経営を前提としての開拓事業であるにもかかわらず、基本となるべき水源工事が遅れていることは、県営、民営の同事業の進ちよくを阻害している。ついては、水源地羽鳥ダム工事を始め、全般の事業を完成するために、見返資金を優先的に割当てられたいというのである。

二、請願の議決理由

経済再建の見地より政府においてすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

恩給等受給療養者に未復員者給與法適用等の請願（請願者島根県八束郡乃木村国立松江病院患者自治会門脇徳十外百十九名）（木村榮君紹介）（第二一二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公務に基因して発病したものでも、恩給並びに一時金の受給者に対しては、未復員者給與法第八條の二の適用がなく、自費にて乏しい医療をしているから、恩給等受給療養者にも、未復員者給與法を適用されて、安心して加療せしめられたい。なおまた、疾患を持つて復員したものについては、医療の点については保障されているが、日常費は総て個人の負担で困窮しているから、入院加療中のものには、手当金を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望であり、政府においてすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

国設宿舎料値上げ反対に関する請願（請願者清水市折戸千番地商船大学職員組合大石勝二外二百二名）（岡田春夫君外二名紹介）（第二一二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　商船大学職員は、国家公務員の一員として、船員教育にたずさわっているが、その特殊性により、学生を全寮制度によって、指導しているから、職員もまた大学内の国設宿舎に居住しなければ、職務の遂行が望めない條件にある。今般国家公務員の国設宿舎料は、政府において、政令により、全国平均坪当り約百円に改正しようと準備されておるというが、六千三百七円ベースの給與により破局に追い込まれているとき、一般国民の賃貸料よりも上廻る宿舎料を必要とするならば、とうてい職務遂行は不可能である。ついては、安んじて職務遂行に專念できるよう、善処されたいというのである。
二、請願の議決理由
　本請願の主旨はきわめて切実な要望であるから、政府において善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年五月二日
　　大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

未復員者給與法の一部改正に関する請願（請願者東京都目黒区大原町千二百二十四番地国立東京第二病院内村上健吾外二名）（青柳一郎君紹介）（第二四三八号）、同（請願者東京都目黒区大原町千二百二十四番地国立東京第二病院内全国国立病院患者同盟小田島健二郎外二名）（山口好一君紹介）（第二六一九号）及び同（請願者東京都目黒区大原町千二百二十四番地国立東京第二病院内全国々立病院患者同盟小泉錠次）（渡部義通君外一名紹介）（第二七五八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　未復員者給與法によれば、傷病恩給や一時賜金を下附せられたものの入院費用は、すべて自己の負担で、これは患者にとつては過重であるから、傷病恩給または一時賜金下附者に対しても、未復員者給與法を適用されたい。なお、現在未復員者の給料は安きに過ぎるから、これを賃金ベースの五割支給に改訂され、さらに死歿者の遺族補償の引上げ、その他各種補償をも現在の貨幣価値に換算して、算定されたいというのである。
二、請願の議決理由
　本請願の主旨はきわめて切実な要望であり、政府においてすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年五月二日
　　大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

未復員者給與法の一部改正等に関する請願（請願者岐阜市長森野一色国立岐阜病院患者互助会堀一雄外百六十六名）（加藤鐐造君紹介）（第二四七〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　結核療養患者の完全治癒には、多くの日月を要するから、未復員者給與法、恩給法を、次のように改正されたいというのである。（一）未復員給與期間を患者の全治までとする。（二）未復員者給與法入院患者に月額最低千五百円の支給をする。（三）恩給の全面的増額。（四）全治退院後二箇年間の免税、入院中の鉄道無賃等。
二、請願の議決理由
　本請願の主旨はいずれも適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
右報告する。
　昭和二十五年五月二日
　　大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

提灯類に対する物品税撤廃の請願（請願者名古屋中区南呉服町愛知県提灯協同組合平松正太郎）（橋本金一君紹介）（第二四八三号）、同（請願者岐阜市小熊町岐阜県提灯協同組合尾関次七）（加藤鐐造君紹介）（第二四八四号）、同（請願者福岡市下新川端町五十七番地福岡県提灯協同組合門田辰生）（松本七郎君紹介）（第二四八五号）、同（請願者東京都新宿区柏木一丁目東京都提灯協同組合理事長鴨下丑五郎）（野村專太郎君紹介）（第二四八六号）及び同（請願者水戸市袴塚町茨城県提灯協同組合鈴木茂兵衛）（山崎猛君紹介）（第二七二一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　提灯及びあんどんは、一部に納涼用または装飾、広告用等に使用されているが、大半はわが国古来の美風である祖先崇拜の表現として、神仏霊前用に供され、一般家庭の必需品となつている。生活必需物品は、当然課税対象外におかれるべきであるから、業者の窮状打開のためにも、提灯及びあんどんに対する物品税を撤廃されたいというのである。
二、請願の議決理由
　本請願の主旨はきわめて切実な要望であるから、すみやかに善処すべきことを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年五月二日
　　大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

農業協同組合の醸造事業認可に関する請願（請願者東京都中央区銀座西三丁目一番地菊正ビル内全国農業協同組合代表者会議実行委員会黒田新一郎）（田中啓一君外三名紹介）（第二五〇二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　政府の戰前戰後を通じる無定見な食糧政策の犠牲となり、せつかく増産されたいも類の処置に関して、農民は多大の迷惑をこうむつているが、いも類の加工利用は、窮迫せる農家経済の維持方策として重大な意義を有するものであるから、農業協同組合に、焼ちゅう、アルコール、合成酒、果実酒等の醸造事業の認可を與えられたいというのである。
二、請願の議決理由
　食糧政策の見地より、善処すべきを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年五月二日
　　大蔵委員長　川野　芳滿
衆議院議長幣原喜重郎殿

農業協同組合事業資金の特別融資に関する請願（請願者東京都中央区銀座西三丁目一番地菊正ビル内全国農業協同組合代表者会議実行委員会黒田新一郎）（田中啓一君外三名紹介）（第二五〇七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　農民の自主的組織による農業協同組合も設立以来三年を迎えたが、経済界の変動に伴い、その事業は困難性を増して来た。すなわち、信用、購買の面はもちろん、中でも販売事業において、代金の未收激増と、集荷資金の枯渇のために、農民に及ぼす影響は深刻を加え、組合の存立すらおびやかされる現状である。ついては、同組合の事業資金を低利、長期において融資されたいというのである。
二、請願の議決理由
　本請願の主旨は切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認

め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

家具に対する物品税撤廃の請願（請願者東京都文京区湯島天神町一丁目百五番地全日本家具協会長岡本柳太郎ノ西村直巳君外一名紹介）（第二五六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生活必需品である家具は、疊や建具と同様物品税の課税対象より除外すべきものであるにかかわらず、現行では三割の高率な税を課しているのは不合理である。しかもそのため需要者も苦しみ、家具業界は崩壊にひんしている。ついては、家具に対する物品税を撤廃せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は切実な要望であるから、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

巧芸画に対する物品税免除の請願（請願者東京都中央区日本橋通三丁目一番地大塚巧芸社大塚稔ノ富永格五郎君紹介ノ第二五六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

巧芸画は、過去三十余年の苦心と努力により、古今の名筆になる書画を原本そのままに、色彩風いんを伝えた、精巧をきわめて複製品であつて、これによつて従来鑑賞の機会に恵まれなかつた巨匠の書画を大衆に親しみ易いものとし、美術愛好家の間に絶讃を博している。また近年諸外国にもその価値を認められ、わが国文化の海外紹介に役立ち、単なる営利的目的でなく、文化的意義も重大であるから、巧芸画に対する物品税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望であるからすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

革手袋に対する物品税免除の請願（請願者東京都台東区永住町五十五番地東京革手袋協同組合橋谷平八郎）（天野公義君紹介）（第二五六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

革手袋製造は、零細かつ季節的な家内工業で、業者は少数であるが、他の皮革製品業者の副業的に従事する潜在性が多く、従つて源泉を捕えることは至難であるから、税の転嫁は行われず、すべて正業者の一方的負担になつておる。また、同手袋は大部分は羊革を用いるもので、牛馬革のように重要かつしやし的資材でないから、同手袋のうち、大衆的な商品に対しては、物品税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

中小企業に対する税制改革に関する請願（請願者東京都港区芝田町一丁目十二番地森永ビル内日本中小企業連盟豊田雅孝ノ多田勇君紹介ノ第二六〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回、政府はシャウプ勧告に基き税制の改革を企図しているが、中小企業者の意のあるところを勘案して、所得税については、税率を百万円超に対し百分の五十五とし、基礎控除は、十二万円に引上げ、かつ零細なものに対しては、勤労控除と同様の控除特典を與え、また法人税については、中小企業による事業協同組合は、一般法人よりその税率を軽減し、物品税については、納期をさらに一箇月延長して、庫出後三箇月以内に納税することとし、附加価値税については、従来の事業税のような収益税とし、その徴収は一年延期し、少くとも十二万円以上の免税点を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の諸点は、いずれも適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

青色申告制度の普及徹底並びに中小企業の経理改善に関する請願（請願者東京都港区芝田町一の十二番地森永ビル内日本中小企業連盟豊田雅孝ノ多田勇君紹介）（第二六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青色申告制度に伴う中小企業簿記要領は、難解であつて、企業の経理主任者がとくに設けられるのでなければ処理し得ない程であるから、中小企業の経理の現状を考えて実情に適するように改められたい。また、昨年十二月十五日以降、日本中小企業連盟及び、日本商工会議所の、同制度の全国普及についてその自主的運動に協力的措置を講じられたい。さらに日本中小企業の経理の未熟を補うため、同経理改善に関する指導機構を設け、また、会計、経理を一般国民に修得せしめる要があるので、義務教育の最終一箇年を、会計経理に関する教育を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の徴税状況の見地より適当な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

恩給等受給療養者に未復員者給與法適用等に関する請願（請願者長崎県東彼杵郡川棚町国立川棚病院患者自治会傷員患者代表小林博外十一名ノ北村徳太郎君紹介ノ第二六一七号）及び同（請願者宇都宮市戸祭町国立栃木病院患者自治会長吉野松五郎外三百七十四名）（山口好一君紹介）（第二六一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

恩給等受給療養者に対し左記の事項を実施されたいというのである。

（一）傷病恩給並びに傷害一時金を受領したものでも、実際に社会復帰が許されず療養中のものに、未復員者給與法を適用すること、（二）恩給及び傷害一時金を増額すること、（三）未復員者給與法で療養中の期間は、傷害手当金を給與すること。

二、請願の議決理由

本請願の主旨はきわめて切実な要望であり、政府においてすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

阿倍野税務署管内業者の所得税軽減に関する請願（請願者大阪市阿倍野区阪南町西二丁目二十六番地天羽敏展外十三名ノ有田二郎君紹介）（第二六三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪市阿倍野地区業者に対する、阿倍野税務署よりの所得税決定は、いわゆる期待倍数を業者に呈示する方法で、各業者に対し法外な更生決定が送達されているが、昭和二十四年度の業者の売上益は、金融難、物価下落等の種々なる悪條件により減少しており、税務署が示す前年度の二倍などの増加は無い。従つて、業者中廃業するものも多く、中には病死したものもあり、苦悩のどん底に陥入つている。ついては、同区の特別事情を調査され、公正なる立場より判断されて、所得税の軽減を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

課税均衡上、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

水あめ及びぶどう糖に対する物品税撤廃の請願（請願者札幌市北一條東二丁目北海道水飴ぶどう糖物品税全廃期成同盟会小林榮三郎ノ小川原政信君外三名紹介）（第二六五九号）及び同（請願者東京都千代田区内幸町二丁目三番地幸ビル内水あめぶどう糖物品税全廃期成同盟委員長久米武外二十一名ノ川端佳夫君紹介）（第二六六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水あめ、ぶどう糖製造業者は、酒造界、甘味品界と不可分の関係にある重要産業であり、また、現在の輸入砂糖は無税であるのに、ぶどう糖には百斤、千五百円という高率課税されるのは妥当でない。また、水あめ、ぶどう糖の主要原料たるでん粉も、現在の製品価格では完全消化できず、北海道農業の基盤に影響を與え、また価格低廉にならねば有効需要は促進されない状態であるから、右水あめ、ぶどう糖に対する物品税を、全廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

他の物品と均衡上考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

勤労者に対する課税軽減に関する請願（請願者多治見市矢場町三十三番地岐阜県製陶労働組合連合会吉田歳一ノ加藤鎌造君紹介）（第二六九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

税金は、国の台所を賄うために不可欠のものではあるが、勤労者にとつては大きい負担となつているのは遺憾である。とくに現在失業者に対して、前年度の所得が加税されることはとうてい堪え得られぬところである。ついては、失業者に対しては、就職のできるまで税の軽減の措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は切実な要望であるから、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

鞄類に対する物品税撤廃の請願（請願者東京都台東区浅草三筋町一丁目四番地東京大阪連合税制研究会堀川栄一ノ川野芳滿君紹介）（第二七二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民生活並びに輸出に実績を収めている鞄に対する三割の高率課税は、研究向上の余地を失わしめ、小企業者に打撃を與えている。物品税制改正により、ランドセルは無税に、その他の鞄類は最低課税額一千円となつたが、環境の変化によつて、業者は窮境に陥つている。九分九厘まで零細な業者であり、税収見込み一億に充たない鞄業界は、物品税対象には不適当であり、これの擁護は免税以外になく、また、輸入日用品類への対策と、輸出力の培養のため、物品税の撤廃をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

畜産課税の適正化に関する請願（請願者岐阜市岐阜県庁農産課内岐阜県販売農業協同組合連合会荘加寛治外八名ノ岡村利右衞門君紹介）（第二七二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国農業の安定と発達のため、多角的の総合経営を確立し、その経営方式として、有畜農業が提唱され、家畜も増加し、着々と実績が顯われてきた。しかるに、畜産課税により、畜産振興が阻まれ、家畜を飼育することが農家にとつて最大負担となつている。すなわち、家畜の多くは、自家消費のためのものであり、収入はほとんど認められないから、家畜の実態に基いて、適正な課税をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

金庫に対する物品税撤廃若しくは免税額設定に関する請願（請願者東京都中央区西八丁堀二丁目五番地全国金庫業連合会佐川笥飯次外一名）（角田幸吉君紹介）（第二七六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第五国会に金庫、手提金庫に対する物品税の撤廃方を請願したが、第六国会において丁類に編入され、税率五割より三割に減額された。金庫、手提金庫は、社会、経済、生活、文化等の各方面に絶対必需品であ

り、また生活日用品となり、過去において年間数万の輸出実績を持つているにもかかわらず、金銭登録機、書類箱には無税で、金庫、手提金庫に物品税を課すのは不合理であり不公平である。ついては、右課税の全面的撤廃、または、金庫一台に付四万円、手提金庫一個に付二千五百円の免税額を設定せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

課税軽減に関する請願（請願者栃木県芳賀郡益子町法師人清治外二百四十四名）（佐藤親弘君紹介）（第二八〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪市東成区は、終戦後一時繁栄を極めた事実があるが、中央部復興とともに、今日では貧困な町工場と、小売業者が取り残されている。しかしながら、租税面では、終戦後における実態に基いて、倍率課税され、昭和二十二年度において、末端税務当局が割当課税を無條件受諾したことが実績となり、同区重税の因をなしている。同区の地方税及び公課を含めた所得税は、大阪市二十二区において、地域全体として不適正であつて、同区の中小商工業者は自滅の外はないから、実状調査の上、是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

課税均衡上すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

今井町所在物納家屋居住者の保護に関する請願（請願者千葉市今井町千百番地日興工業社宅栗原清外二名）（竹村奈良一君紹介）（第二八五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉市今井町にある元日興工業株式会社々宅約四百戸の居住者は、社宅が日興工業株式会社の前身日立航空機株式会社の戦時補償の代りに物納され、昨秋来大蔵省から居住者に拂下げるという問題が起つているが、拂下価格は坪平均二千五百円で本年三月末日までに全額納入という條件である。これによると、一戸当りの価格は二万五千円から三万四千円となり、居住者の大部分は右のような金額を一時に揃えることはとうてい不可能であるから、物納家屋の処分に対して、特例を設け、少くとも五年以上の分割拂いか、適正家賃による賃貸借を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

東成区における適正課税に関する請願（請願者大阪市東成区深江中二丁目二番地東成適正納税協議会池内大蔵外二十一名）（押谷富三君外六名紹介）（第二八九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県芳賀郡益子町の中小商工業者は、農村の購買力低下のため、売行不振と、回収不能、手持商品、材料の下落等のため、日増しに営業困難となり、とくに、特産である製陶事業は休業を続け、その結果、従業員その他関係業者を失業せしめ、益子町自体の死活問題となつている。しかるに、税金のみは五割、あるものは三倍ないし五倍の決定を受け、このままでは業者はほとんど廃業に至ることは明らかである。ついては、中小商工業者の苦境に対して、適正な課税方法を採用されたいというのである。

二、請願の議決理由

課税均衡上、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

調査に関する報告書

徴税及び納税に関する実情調査報告書

本年三月二十三日附をもつて、委員派遣の承認を得た徴税及び納税に関する実情調査について、別紙の通り報告する。

昭和二十五年四月二十八日

大蔵委員長　川野　芳滿

衆議院議長幣原喜重郎殿

一　調査の目的

徴税及び納税に関する実情調査

二　調査の経過

(1)　派遣委員

(イ)　群馬地方　川野芳滿　三宅則義　河田賢治

(ロ)　阪神地方　島村一郎　西村直巳　宮腰喜助

(ハ)　山梨地方　北澤直吉　小峯柳多　川島金次

(2)　調査の期間

昭和二十五年四月一日より五日間

(3)　調査の対象

(イ)　群馬地方

(a)　税務署

前橋税務署　桐生税務署　高崎税務署

(b)　民間団体

（前橋税務署管下）前橋青果物小売商業協同組合外八団体

（桐生税務署管下）織物製造業者等十数団体

（高崎税務署管下）各町村商工会、農業協同組合等十数団体

(ロ)　阪神地方

(a)　税務署

（大阪市）大阪国税局北税務署　東税務署

東成税務署　西成税務署

（神戸市）神戸税務署　灘税務署

（京都市）上京税務署　中京税務署

(b)　民間団体

（大阪市）大阪証券業協会　大阪文房具紙製品生産者連合会

大阪文具紙製品卸商組合　大阪家具協同組合　大阪東成区納税協会

（神戸市）神戸商工会議所　神戸納税協会　神戸証券業協会

神戸商店街同盟　神戸家具商工協同組合　社団法人日本燐火工業会　神戸製鋼株式会社　兼松株式会社　川崎造船株式会社

（八）山梨地方

(a) 税務署

大月税務署　甲府税務署　鰍澤税務署　韮崎税務署　加納岩税務署

(b) 民間団体

大月税務署管下民間団体　甲府商工会議所　吉田織物等協同組合

三　結論

今回徴税及び納税に関する実情を調査した結果、納税者側は納税の苦しみを訴え、徴税者側は徴税の苦心を述べている実情を現実に見聞することができた。納税者側の苦しみに対しても同情すべき点が多々あるが、徴税者側の苦心についても誠に同情すべきものがある。

右のような実情であるから、差当り次のような措置を講ずる必要があると考える。

（一）納税者が納得して納税できるような機構を作ること

例えば

(1) 納税者が気楽に納税相談のできるような納税相談所を設ける。

(2) 税務代理士の手数料を安くするようにある程度の補助を與える。

(3) 苦情相談所を各税務署に置く。

(4) 協議団を速やかに設置して、その能率的運営を計る。

（二）税務署員の優秀化を計ること

例えば

(1) 相当学歴のあるものを採用する。

(2) 特別の待遇を考慮する。

(3) 各署内に養成専門の適任者を置き、養成に適する場所を作る。

(4) 時々国税庁又は国税局より養成適任者を派遣する。

（三）反税運動に対して適当な対策を講ずること

例えば

(1) 反税運動の趣旨を充分検討して、徴税面に改善を加える。

(2) 悪質な反税運動に対しては、反税運動団体に所属してあれば納税減免の特典でもあるような錯覚を懐かせぬよう、税法に即した徴税を行う。

（四）経済激動期においては、徴税面のみならず金融面、財政面をも考慮すること

例えば、中小企業金融、住宅金融、不動産金融等について適宜な措置を講ずる。

（群馬地方）

派遣委員

大蔵委員長　川野　芳滿

大蔵委員　三宅　則義

同　調査員　河田　賢治

随行　調査員　末松　経正

群馬地方は、最近徴税の強行によつて各地に不穏の空気があり、市民大会、反税デモ等によつて騒じよう事件を惹起し事態が相当険悪化しているので、衆議院より徴税及び納税状況に関する実情調査のために、大蔵委員長川野芳滿、大蔵委員三宅則義、同河田賢治、随行調査員末松経正を派遣することとなり、四月一日より同五日まで五日間にわたり前橋、桐生、高崎の三市において徴税者及び納税者の双方よりそれぞれ意見を聽取して実情を調査した。

左に各市における調査結果を報告する。

四月二日（午後一時より前橋商工会議所において）前橋の民間代表として前橋商工会議所副会頭小林武四郎、同渓町牧太氏外各業種代表十数氏が参集して懇談会を催した。

業者側の発言内容、要望事項等は次の通りである。

一　山藤菊治氏（前橋青果物小売商業協同組合）

青果物に関しては、昭和二十三年と二十四年とを比較してみるに、物価は三割五分値下りの状況であるのに業者は三倍に増えている（昭和二十三年度九八人昭和二十四年度二一八人）。しかるに税務署は実地調査を十軒しか見ていないで、前年度より最高五倍、最低一・五倍の課税をしている。これでは所得との均衡がとれず全くづさんな調査である。

二　大島茂氏（前橋魚介小売商業協同組合理事長）

税務署と接衝に当る者を反税運動であると責められ、中間更正決定でも本更正決定でも懲罰的にやられるので困る。業者の七〇％までは話合いで納得して貰つた。

三　山上陶氏（前橋酒類小売商業協同組合理事長）

酒類は統制であつたがごまかしの出来ない商売であつて、これに対しては必要経費を認めて貰いたい。税務署は始め協力的であつたが最後は拔打的にやられた。組合員六六名の中七、八名がなかなか納得しなかつた。

四　悴田寅壽氏（前橋商工会議所事務局長）

昨年六月頃税務署では希望倍数というのを示して各業種ごとに前年度より二割ないし十二割増の予定申告をするように指導した。その後お知らせという通知状をもつて税務署の一方的判断によつて申告を強要するので皆これを脅迫状といつておる。調査表を出せという時は協力を要望するが後で拔打的にやられる。

五　平方貞雄氏（前橋木材林産協同組合理事長）

課税の決定の仕方に問題がある。前年決定と本年決定とをよく比較して貰いたい。税務署の希望数字通りに申告した者はそのままであつたが、下げて申告した者は皆二、三割方盲数字を上げて決定された。

又一年に三回位係員が変るので困るから少くとも二年位係員は同じ人にして貰いたい。現在專任一人であるが、これも二人位必要であると思う。

六　木村國治郎氏（前橋飲食店組合長）

組合加盟者は二五〇軒、更正決定を受けた者三〇軒位、二十二年、二十三年は裏口営業で税金はどうやら納めて来たが、二十四年政令解除されてからは滯納者増え、八割位滯納している。遊興飲食税は八月以降はほとんど滯納している。一箇月一〇万ないし十五万の遊興飲食税を課せられ、国税とともに業者は二重の苦しみにあえいでいる。

七　高坂信太郎氏（農業協同組合勢多支部長）

農業所得は二、三年前は闇所得があつたが、今はなくなつた。しかも勢多郡の三月更正決定の総額は一億数千万円に達している。二十四年度は一般に収入減じているのに、支出は減じない状況である。農機具は前年度一個当り八七五円の消却をみていたが、二十四年度は六九九円しか認めなかつた。野菜の如きも一貫匁三六円位に下落し、農家野菜の大部分は三六円以下、平均二六円である。

又災害が三年続き、昨年の風水害で耕地が荒廃しているので、災害関係の考慮を願いたい。農家経済の特殊性にかんがみ、毎年の修理経費を生産費に見込んで貰いたい。超過供出に対しては相当費用もかかつているから、なるべく全部を所得に入れないようにして貰いたい。

八　樋田道賢氏（大成堂書店主民主納税会連合会長）

段々世知辛くなつて所得が少くなつているにかかわらず、赤城山麓の薪取りや花売りにも最高十五万から最低五万の更正決定が来ている。税務署は充分実態を調査して課税して貰いたい。まだ割当課税をしているが自主申告を認めてほしい。

又組合幹部が税務署と結託して独善的割当、押付けをするので平組合員が困つている。

九　河野孝氏（前橋撚糸工業協同組合理事長）

一昨年は問題があつたが、昭和二十四年度は大体円満に解決した。生糸が盛んでないので、企業が成り立たなくなつた。国民の負担権衡上成り立たない企業に対しては税率を改正して貰いたい。現在八六％の税率で、二〇〇万円以上所得者は一〇〇％の税率であるから、企業の成り立つ税率を決められたい。

以上各業者代表の質問、要望事項に対し川野委員長、三宅、河田両委員よりそれぞれ応答があつて、前橋税務署管下の実情はあくまに有益であつた。

四月三日

前橋税務署

署長室において署長以下課長、係長より資料の提出を求めて徴税状況を調査したが、収入見込と実際収入とは次表の如くであつた。

23年度(単位千円)

	局収入見込	収入済	%
源泉所得	112,764	163,931	145.4
申告所得	438,374	374,830	85.5
法人	43,352	64,819	145.4
その他	222,153	253,009	113.8
総計	816,643	856,583	104.9

24年度(単位千円)

	署収入見込	収入済	%
源泉所得	277,826	328,608	118.3
申告所得	654,225	356,258	54.5
法人	107,949	96,644	89.5
その他	278,805	280,781	100.7
総計	1,318,805	1,060,291	80.4

右表に示すごとく、たとえば源泉所得については二十四年度一一八％以上の収入があつたが、申告所得については三月末日現在五四％五の収入で、これは収入見込を実情よりも上廻つて決めた結果であろうと思われる。

確定申告　二四、八一六人
更正決定した人員　一四、三六二人
異議申請者　三、五五三人
納得納税者　一〇、八〇九人
簡易訂正　八九四人

畫食時川野委員長より全署員に対し、適正なる課税をなすべく努力するとともに、納税者に理解あり親しまれる税務署員として国家の徴税面を担当して貰いたいと激励した。

群馬県庁

伊能芳雄知事及び副知事始め各課長列席の上、地方税の改正につき種種意見を交換した。

ことに電源開発地帯があり、その資産の関係上、固定資産税につき意見の開陳があり、

又群馬県は主として山間部が多いため、県税たる入場税遊興飲食税等は都市以外は関係薄く、農村との平均がうまくとれないと思うとの意見であつた。

四月四日

桐生民間代表懇談会（桐生クラブにおいて）

桐生は機業地のことて桐生全市の大部分は織維若しくはこれに関連する業態であつて、この織維が昭和二十四年一月一日の棚卸値段と、同年末十二月三十一日の値段とでは三分の一以下に下落している状態である。たとえば銘仙一反二千円のものが六百円見当に下落している。昨年九月シャウプ勧告により、織物消費税は昭和二十五年一月一日より廃止されるとの決定に従つて下落の一途をたどつて来たのであるが、これが救済には政府の英断に待つ所多大である。

桐生クラブにおける業者代表の要望事項を摘記すれば次の如くである。

一　早川常吉（織物製造業）

織機一台平均三万円の所得を四割増の四万二千円で申告して貰いたいと税務署からいつて来たが、実際は昨年十二月は三月頃よりも四割の値下りであつた。

広巾織機は一台十万円位となつているが七万円位にして貰いたい。

戦時中織機の七五％を供出したので、戦後四千台の織機を新設してこれを補充したのであるが、これはもうけがあつた訳ではなく、借金によつたものである。

二　田中良作（織物製造業）

織機一台四万二千円（広巾織機は十万円）の査定は高過ぎる。

織屑で座布団を作つた人に対し一枚につき二千円ないし三千円の所得に見積られたが、これはひどすぎる。

三　川部良雄（同右）

輸出人絹マフラーの製造であるが、朝は五時から夜は十時まで家族と従業者二人雇い、二部制でやつている。税務署では一枚当り十円に査定しているが、実際は七円五〇銭の割合の生産しかないのである。

実際は十八万円位の所得であるのに、一月の更正決定で二十六万円、二月の確定で三十八万円にされた。

四　近藤清（生花商）

三十三万円の更正決定が来たために家内はヒステリーを起し、子供は神経衰弱となり、日夜風波が絶えない。

実情を調べて貰えばこんな無茶な更正決定はなし得ない筈である。

五　渡辺明家（時計商）

桐生は総括的に課税が高過ぎる。税務署の言うなりに判を押した人も押さない人も、よく一様に調べて、直して貰いたい。

六　信田健司（飲食店）

税金が高いので家を売つた人も出て来た。一五〇軒あつた料飲店も現在は六〇軒に減少した。

七　清水忠雄（自転車商）

二千二、二十三年度はタイヤの闇があつたので多少やつてゆけたが、今はそうはゆかない。平均所得十五万円位と思う。八十四万円の査定を受けた人が騒いで交渉した結果五十万円に下げてくれたが、こんないい加減の決定では皆が迷惑するではないか、全く悪代官式である。

八　広瀬忠雄（金物商商店連盟代表）

桐生は織物によつて生きているので、金物商もじん大な打撃を受けている。金物について課税の実態を足利と比較してみると

	二十四年度	二十三年度	二十二年度
桐生	万円	万円	万円
足利	一五	一五	一〇
	五〇	五〇	

という状況であるが、これは誠に不公平であると思う。

九　小山敏雄（鉄工業）

資本力がないために、二十三年十二月末二〇〇軒あつたのが、百軒余り脱落し、露店、金魚屋、袋はり等をやつている。

十　林泰次郎

更正決定の根拠を税務署は回答できないのであるから、いい加減

なものであると判断せざるを得ない。

十一　荒井市会議員

現署長は歴代署長と考え方が違う、市も組合の幹部も最後の土たん場で背負投げを食つた。

桐生は三度水害をこうむつたが、税務署はこれを考慮してくれない。桐生の銀行を調査したところ、総預金一〇億、貸出一八億であり、桐生の全織機設備一万一千台あつて、一台について七万八千円の負債を持つている勘定になるので、金融業者としては桐生の機業者には金は貸せないといつている。

以上各代表者よりの熱心なる要望質疑等に答えて三宅委員は是非青色申告の記帳をすること、三箇月以内に再調査ができること、国税局に審査の請求ができること、国税局では新たに協議団を設けて、実情に即した決定をするよう制度が改まつたこと等を述べられた。

最後に桐生市長より全部白紙に還して税務当局が決定をやり直すよう希望の開陳があつた。

桐生税務署

署長以下を集めて事情を聴取した。

当地は民主納税運動の盛んな所で、今まで既に八回のデモがあり、その都度署長は吊し上げされた由である。丁度当日は翌五日の休電日を四日に繰り上げて市民大会が開かれ、大会終了後午後二時頃群衆は赤旗を先頭に税務署前に到り、代表は調査団に面会を申し込み、川野委員長、三宅河田両委員はこれに応対してその陳情を聴取した。代表は決議文を朗読して陳情に及んだが、その内容は一部もつともな点もあつたが、又無理な注文も多かつた。

午後四時頃署内は騒然として調査続行も不可能に陥つたので、やむなく署長以下前橋税務署に移つて調査を続行した。

署長は多少法律の規定に偏し過ぎる虞があるので、再調査を求めた人に対しては白紙に還つて適当に善処するよう要望したるところ、必ず善処することを誓つた。

四月五日

高崎民間代表との懇談会（高崎商工会議所において）各代表の発言内容、要望事項を摘記すれば次の通りである。

一　天田瀧治氏（群馬県納税協力会長瀧川村長）

この人は村長で実情をよく知つているが

（イ）超過供出に対しては必要経費を五割以上みて、三割位を所得として貰いたい。

（ロ）税務署は、法律は衆議院が決めたのだから悪い点があつたら代議士へ話して呉れといつているが、これは誠に不真面目な議論であつて、法の精神を冒とくするものである。もつとまじめに調査して貰いたい。

（ハ）家を建てた者は、多年の所得が蓄積されて建てたものであるから、一年の所得として決定されては困る。

（ニ）農家は三人で七反五畝耕している、必要経費を認めて貰いたい。

（ホ）米の値段一反一万円、畑は一反一万三千円と決定しているようだが、不穏当である。

（ヘ）外国から食糧が来るようになるので、小所得はいよいよ困難になる。農業者は特に保護して貰いたい。

（ト）適正課税について農業者はほとんど全部再調査を願つている。

（チ）税務職員はもつと素質のいい人にやつて貰いたい。

二　秋山友吉氏（碓氷郡商工連合会会長）

（イ）適正課税ならもつと早く納めたいと思うが、今のように全財産をあげても納まらないような税金では困る。

（ロ）高崎税務署員の頭の切替をやつて貰わねば困る。

三　篠原英一氏（澁川商工会長）

（イ）鮮魚六割増、繊維は十割増をいつて来たが、税務署はでたらめである。

（ロ）外見や聞き込みで勝手に決められては困る。帳簿はなくても実態を調査して適正に決めて欲しい。

（ハ）統制解除になつて現金取引が少くなつた。問屋に借金ができて納税者も苦しい。

（ニ）統制品の値上りのときは価格差益金を拂つているが、これは二重課税のようなものであると思う。

（ホ）所得税、地方税を合せると大きいから、必要経費をもつとみて欲しい。

三　山木宮治氏（箕輪商工会）

（イ）人口六千位の農村小都市であるから、高崎と違つて品物を安く売らねばならぬが、運賃がかかつて余計高くつくので困つている。

（ロ）どうしても雑貨屋になるから品物が寝てしまうので困る。

（ハ）農村では地下足袋、衣類が高いので、衣料費がかかる。

（ニ）商業者も二十三年度の七割増位にして貰いたい。たとえば手がかりのあつた人には十万円のものが八万円に直つた人もあるが、皆がそんな訳にはゆかない。正直者が生きてゆける税法に改正して欲しい。

四　齋藤忠三郎氏（商工会議所副会頭）

（イ）問屋業をやつているが、小売屋に品物を貸さねばやつてゆけぬ。

（ロ）金融が困るから銀行に借りねばやつてゆけぬ。

（ハ）税金は納められない状況だが、異議の申請をした場合にも調査に来てくれない。

（ニ）昔のように所得税調査員のような協力機関を作つて貰いたい。

（ホ）国税庁は差押えをするというし、大蔵大臣は差押えは延期するといい、同じ政府の言明で不統一もはなはだしい。

五　田中稜治氏（農協組合長）

（イ）所得標準率の作成内容の根拠が納税者に示されない。

（ロ）町村長、協同組合長に了解してから決定して貰いたい。

（ハ）内容なく、見込課税は止めて貰いたい。

（ニ）農村には地力差があるから、町村別に地力差を示してほしい。

（ホ）農業代表者の意見を聞いて貰いたい。

（ヘ）米の価格査定は四等米を標準にして査定して貰いたい。米価は石五、五〇〇円としてかかつているが、四、三〇〇円

（ト）雑穀も標準を作つて欲しい。

（チ）過小農家の保有米は税金をかけないように。

（リ）そ菜の如きも市場の値段で決められては困る。庭先値段にして貰いたい。畑も二三、六〇〇円ということであるが、その半分位にしてほしい。

（ヌ）災害があつた場合は共済組合の保険料は引いてほしい。

（ル）豚一頭当り標準率八、〇〇〇円となつているが、五、〇〇〇円位にしてほしい。

（オ）公工場は協同組合でやつているから、豚は全部組合へ出してしまう。従つて一頭もごまかせないので、税金が非常にかかる。闇で売つた人だけもうけている。

以上の要望、質疑に対し川野委員長、三宅委員より青色申告について、又今国会を通過した災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律の趣旨を説明した。

なお医療費の如きも十万円までは当然差引くから、この法律の適用を受けられるようにと要望した。

高崎税務署

全職員に対して委員長より各税務署におけると同様激励のあいさつを述べた。

二十三年度及び二十四年度徴収額調べは次表の通りである。

23年度徴収額調（単位千円）

税目	徴収すべき額	徴収額
源泉所得税	164,740	220,482
申告所得税	475,030	396,400
法人税	39,060	65,065
酒税	210,730	264,957
遊興飲食物消費税	11,440	10,921
物品税	54,240	58,965
取引高税	14,523	25,100
入場税	14,738	18,444
その他	26,982	29,090
計	1,011,483	1,089,424

24年度徴収額調（単位千円）

税目	徴収すべき額	徴収額
源泉所得税	380,717	372,466
申告所得税	813,251	347,658
法人税	162,199	191,621
酒税	431,864	409,000
遊興飲食物消費税	6,290	7,032
物品税	68,343	73,402
取引高税	84,710	77,132
その他	45,834	37,895
計	1,993,208	1,516,206

右表に示す如く、二十三年度の申告納税は三億九千六百万円に対し、二十四年度は八億一千三百万円を見込んでいるのであるから、比率は七割増どころではない。二十割以上になつている訳であるから、これが満足に納められるはずがない。はなはだ行き過ぎといわねばならぬ。

署長は、農村等においても特別の所得を加算したために、多少行き過ぎの点あるを認め、今後異議申請のあつた者に対しては、全面的に合理的な課税に直すよう、ことに国税局よりも数十人の増員を得て調査をすることを誓われた。

結　論

今回群馬県下の各税務署を廻り、又業者代表と懇談して具さにその実態を調査した結果、次の諸点について深じんなる考慮を拂うべきものと思われた。

（一）法律に適合している故をもつて納税者に対する課税がややもすると越権にわたり、権力の濫用が見られる。

（二）税務職員の平均年令は大体二十三、四才であり、経験年数も二年半ないし三年位のものが多かつた。

（三）一人の職員において所得の決定を五百軒以上千軒位受け持つている。

（四）実額調査はいずれもその一割弱であるが、これも帳簿が完全でないために、役人の推定がかなりあるものと思われる。

（五）納税者も過去においては相当闇所得等があつたが、統制が外れ、正常経済に復帰する段階にある現在、手持商品の値下りもしくは金融難等によつて納税が困難となつたことは事実であると思われる。

（六）個人の所得計算においても棚卸計算は法人と同様著しく値段の下つたものは、期首値段でなく期末の時価主義、すなわち下つた値段の時は下つた値段を標準として、棚卸計算をなし、事業と納税が実情に即するようにしなければならぬと思われる。

（七）税務署に対しては国税局より監督していることと思うが、署員の知識の向上、課税技術の練ま、納税者の実情等をは握する官吏の養成が急務であると思う。

（八）所得の決定は税務署の一方的権限によることなく、むしろ地方の町村長なり協同組合長なり、あるいは業者団体の代表者等の意見を参しやくして、更に実情をよく調べて決める制度がよろしいと思う。

（九）納税者自身も今までのように無秩序にただ税金が高いというのみではよくない。むしろ青色申告によつて真の実情を帳簿に記載するようにいたしたい。

（十）為政者は、この経済の激動期においては、単に徴税面のみならず、金融面、財政面に意を注ぎ、たとえば中小企業金融、住宅金融、あるいは不動産に関する金融の途を講ずる等、官民一体となつてこの危機を乗り切る必要があると思う。

〔阪神地方〕

一　派遣委員及び随行者氏名

委員　島村一郎
西村直巳
宮腰喜助
専門員　椎木文也

一　調査年月日

自昭和二十五年四月一日
至昭和二十五年四月五日

一　調査税務署名

（大阪市）大阪国税局、北税務署、東税務署、東成税務署、西成税務署
（神戸市）神戸税務署、灘税務署
（京都市）上京税務署、中京税務署

一　調査民間団体名

（大阪市）大阪証券業協会、大阪文具紙製品生産者職合会、大阪文具紙製品卸商組合、大阪家具協同組合、大阪東成区納税協会
（神戸市）神戸商工会議所、神戸商工納税協議会、神戸証券業協会、神戸商店街同盟、神戸家具商工業協同組合、杜団法人日本燐火工業会、神戸製鋼株式会社、兼松株式会社、川崎造船株式会社

一　主要調査項目

徴税及び納税問題は経済再建の成否のかぎを握る重大問題であり、特に昭和二十四年度租税収入予算五千六十三億六千九万円及び本年度租税収入予算四千三百七十億九千九百万円の税収は、いわゆるドッジラインの要求による均衡予算の建前上、是非とも確保せねばならぬ緊急且つ重大な財政問題であるが、時あたかも終戦以来のインフレーションが収束し、経済安定期に入るとともに、一部には有効需要の減退、金づまりといつた派生的な現象が起り、果して前記の如き巨額な税収が確保しうるや否やが重大な関心事となつている。しかしてなかんずく、中小企業者層の営業不振、金づまり等が相当深刻なために、これら階層を納税者とする国税、すなわち申告所得税の納税成績が極めて悪く、税収を確保せんとする税務当局との間に幾多のあつれきを起している現状である。そこで当調査団は主として申告所得税に重点を置き、徴税、納税両面における実態をは握することに努めた次第である。

一　調査方法

許された調査期間が極めて短か

つたためと、調査地域が、大阪、神戸、京都の三大都市にわたつていたために、もとより充分な調査は不可能であつたけれども、各方面とも徴税者側たる国税局、税務署の実地調査を行い、あるいは実情を聽取し、各種資料の提出を求め、あるいは現地にて民間業者より聽取した事実等を照合するため、署長以下末端署員にまで質問を行つた。又一方納税側たる各種民間団体と数回に及ぶ懇談会を開き、全然税務当局者の立入りを遠慮の上、自由に各方面の意見及び実情を聽取し、又資料を入手した。以下調査の概要を述べることにする。

(1) (一) 大阪市

民間団体、関係調査

大阪における民間団体との懇談の結果、次の如き実情の説明及び意見の開陳があつた。

(イ) 割当課税

徴税目標制度は廃止されたのにもかかわらず、依然として各税務署において税収予想額を立て、それを国税局における署長会議によつて調整し、そこで決定した納税見込額を完遂せんと立案しているのは、結局事実上の割当課税である(全団体よりの実情説明)

(ロ) 昭和二十四年度申告所得税の更正決定額は極めて高くである。

これは民間業者として誰でも訴えるものであるので、参考として大阪各種民間団体よりの提出資料を次表の如く示して置く。又税務署調査によつて得られた資料も後述する。

団体名	組合員数(24.3.15現在)	昭和23年度所得決定総額	昭和24年度予定申告額	昭和24年度修正勧告額	昭和24年度確定申告額	昭和23年度24年度の確定申告額の比較
	円	円	円	円	円	倍
大阪府浴場商業協同組合布施支部	51	11,373,000	14,225,660	34,240,000	24,019,000	2.12
大阪府木材林産組合中河内支部	20	但シ組合員数17名 3,298,000	3,982,000	7,658,000	5,366,040	1.38
板金加工組合	14	1,655,000	1,565,000	2,975,000	2,530,000	1.66
布施助産婦会	37	2,918,100	3,844,260	5,957,000	4,582,000	1.57
大阪府クリーニング協同組合	準組合員 7	885,000	1,110,000	2,010,000	交渉中	
大阪府小運搬商業協同組合布施支部	49	但シ組合員数59名 5,673,380	6,619,015	6,059,000	6,059,000	1.29
大阪府小間物化粧店商業協同組合布施支部	28	但シ組合員数31名 5,244,200	7,626,000	7,815,000	7,815,000	1.65
布施旅館組合	34	但シ組合員数32名 7,084,400	9,928,800	11,030,000	11,030,000	1.47

(ハ) 税務署によつて課税にはなはだしい不公平がある。

税務署別による不公平な課税の一例として業者は次の如き事実を示している。

(第一例)

業種	規模	所轄税務署	昭和24年度確定申告額	差額	倍率
洗濯業	主人1人 洗濯機 1馬力	八尾税務署 (A)	140,000円	(B)—(A) 160,000円	(B)/(A) 約2.1倍
同上	同上	布施税務署 (B)	300,000円		
洗濯業	主人1人 職人1人 (半月) 小僧1人 (半月) 洗濯機 2馬力	布施税務署 (A′)	500,000円	(A′)—(B′) 240,000円	(A′)/(B′) 約1.9倍
同上	主人1人 職人1人 息子1人 洗濯機 1馬力	城東税務署 (B′)	260,000円		

同じ一業種、同じ一規模であつても、税務署の相違によつて、更正決定額が約二倍となるというのである。

(第二例)

表にも示す如く、大阪東成区は、人口、共同募金額、昭和二十三年度徴税額等いずれも第八位なのにかかわらず、課税額のみは第三位であり、明らかに不公平である。(東成納税協会提出資料に依る。)

大阪市各区の担税力比較表 (東成区納税協会提出)

区名	人口数	所得税による事業税令審数	割当所得税課税額	徴収額	割合	共同募金額
	人		千円	千円	%	千円
北区	62,160	14,419	168,560	69,400	40	3,731
都島区	44,229	4,438	20,740	10,590		1,000
福島区	74,788	11,029	83,480	36,220		1,940
此花区	39,631	2,660	33,330	19,180		887
東区	34,344	6,936	119,350	67,310	56	3,500
西区	40,314	7,993	90,670	45,120		1,729
港区	36,935	2,977	28,240	13,950		635
大正区	57,592	5,544	41,880	20,500		1,405
天王寺区		6,411	40,040	14,330		1,253
南区	49,534	13,899	122,860	44,190	30	2,250
浪速区	37,973	5,165	33,030	16,060		870
大淀区	41,056	4,165	37,170	18,990		943
西淀川区	76,425	5,999	37,590	17,820		1,378
東淀川区	159,396	13,942	85,840	38,620	44	2,698
東成区	116,131	16,432	128,430	43,010	30	2,511
生野区	176,993	23,074	138,660	37,570		3,203
旭区	98,283	10,645	35,090	16,900	55	1,758
城東区	117,394	9,475	65,990	31,910	50	2,077
阿倍野区	134,531	13,446	84,970	31,980	38	3,007
住吉区	144,566	12,561	57,420	28,920	50	2,681
東住吉区	157,118	11,922	51,500	29,020	56	2,478
西成区	141,972	17,621	119,980	46,680	40	2,792

（ニ）税務署の職権濫用

税務署がさ細な事にも納税者を呼び出すため、事業上非常に支障を来たすことが多々ある。業者として非常に迷惑であるから、是非とも必要やむを得ざる場合以外は遠慮して欲しいとの要望があつた。

（ホ）団体交渉

大阪においては、生活擁護連盟等の団体に入会すれば、団体の威力をもつて税務署に交渉ができるため、比較的減額される実情であるので、業者の中には、おぼれる者はわらをもつかむという心理にて、最近入会する者が多い、（大阪にては西成区に特に多い）従つてかかる団体に属せざる者にも団体交渉を認められたいとの要望があつた。

（ヘ）青色申告制度

新税法によつて採用される青色申告制度は、その方法の煩さのために、利用せんとする者極めて少なく（例、大阪文具紙製品業者団体にては採用者約五％）、事実上、中小企業者には採用不可能であるとの意見が多かつた。又この制度を採用する業者は、最小限度専任の事務員一名を要するため、弱小業者には到底負担に堪えないという意見もあつた。又この青色申告制度の採用により、大多数の青色申告を利用せぬ業者は、益々税務署の天下り的更正決定を受けるのではないかと危惧する者が多かつた。

大体以上の点が民間団体よりの意見又は実情の説明の要旨である。

(1)〔2〕

税務署

北税務署

（イ）管轄地域

大阪市北区全部

（ロ）特に取り立てていう問題はなかつたが、税務署提出の次表にも示す如く、今年の申告所得税の確定申告額は昨年度の約七五％増であり、又注目すべきは、署長の予想によると今年度末（昭和二十五年五月三十一日）までの同税徴収見込額は、決定額の約五五％が精一ぱいであるとの言があつた。

（ハ）申告所得税において、当初の徴収予定額は一人当り三十五万八千円であつたが、確定申告額は一人当り三十一万円にて、すなわち徴収予定額（国税局における署長会議の決定額）の約九〇％である。

北税務署　回答事項

調査事項

一、署員経験年数　経験年数四年二箇月
一、署員平均年令　二十四歳
一、平均給料　六、三五六円
一、教育情況　時々職場研究会を開催し専門常識の涵養に努めるとともに、官紀粛正のために訓辞をなし又時々事務の打合せを開催し処置の迅速正確を図る。
一、更正決定の比例　不明
一、交渉上紛争の生じた件数　なし
一、署長の命令を無視する者の人員　なし
一、署員の犯罪として処罰された件数　不明
一、差押件数、競売件数金額　なし
一、滞納情況　差押件数　九、八二八件　税額　六二八、三四四千円
公売件数　二九五件　金額　七、二二〇千円
一、その他特殊事項　昭和二十三年度以前のもの　九、六四五件　税額　二九五、五三三千円
同二十四年度のもの　一九、五五二件　同　九九一、七二六千円
なし

主要種目の更正決定状況調　（北税務署）

種目	前年決定額 人員	前年決定額 (イ)訂正額 千円	前年決定額 (ロ)1人当 千円	本年調査額 人員	本年調査額 (ハ)所得金額 千円	本年調査額 (ニ)1人当 千円	(イ)対(ハ) %	(ロ)対(ニ) %	前年あり本年ありのもの 人員	前年 所得 千円	前年 1人当 千円	本年 所得 千円	本年 1人当 千円	割合 %
繊維工業	132	33,043	250	124	44,940	362	136	144	84	23,762	282	32,494	386	136
雑貨	281	56,821	202	205	62,037	302	109	147	157	32,110	204	50,027	318	155
飲食	401	73,974	184	697	220,463	316	298	173	351	62,971	179	130,089	399	206
旅館	280	50,574	180	309	92,516	299	182	166	214	37,205	173	71,601	334	195
計	98	31,931	325	111	60,218	542	188	166	94	29,268	311	53,783	572	183

（北税務署）

昭和23.24年分所得税更正決定状況調

（A）昭和23年度分累積課税額　（B）昭和24年度分当初課税額

区分	人員	所得金額 千円	税額 千円	一人当所得金額 千円	一人当得税額 千円	人員	所得金額 千円	税額 千円	一人当所得金額 千円	一人当得税額 千円	A/B 人員 %	A/B 所得金額 %	A/B 税額 %	A/B 一人当所得金額 %	A/B 一人当得税額 %
業	人	千円	千円	千円	千円	人	千円	千円	千円	千円	%	%	%	%	%
鉱業	6,216	1,246,119	466,291	200	6,785	2,048,557	849,122	301	1.09	1.62	1.82	1.50			
その他事業	550	72,087	21,156	131	外 4 650	133,436	44,877	205	1.18	1.85	2.11	1.56			
その他	外 321 229	32,056	5,489	107	外1396 1,457	299,617	27,756	205	4.85	9.03	5.05	1.91			
計	外 321 7,065	1,350,253	492,936	191	外1400 8,889	2,481,610	921,755	279	1.25	1.83	1.86	1.46			

（Ⅰ）東税務署

（イ）管轄地域

大阪市東区全部

（ロ）申告所得税の昭和二十四年度納税状況

納税人員	五、〇八名
申告人員	約四、〇〇〇名
無申告人員	約一、〇〇〇名
申告是認人員	約三、〇〇〇名
更正決定人員	約三、〇〇〇名

昭和二十五年度の確定申告額と昨年度との比較

約七〇％増

国税局よりの参考指示額に対する確定申告額の割合

約八五％

（ハ）外に特に取り立てていう問題はなかつた。なお、東税務署よりの提出資料は次表の如くである。

昭和二十五年四月八日

大阪国税局管内

東税務署長

衆議院委員部大蔵委員長殿

四月四日宮腰委員御来署のみぎり御指示のありました件左の通り御回答申上げます。

一、署員の経験年数　三年

同　平均年齢　二五年

同　平均給料

四、六八一円

二、署員の教育施設状況

イ　税務講習所主催税務通信教育によりほとんど全員受講又これを補助向上せしめるため主要科目については特に外部より講師を招き実地指導を受ける

ロ　各係別に機動的に各々担当事務につき短期説明講習会を開く

ハ　署員の質問等に応答解説するため指導員を設けこれに当らせる

ニ　新規の通牒等ある場合時々説明会を開き重大なる件については署長より訓辞する

ホ　現在計画中のもの（新庁舎に移転を機に）図書室の設置、教養を向上せしめるための礼法作法、その他趣味の習得の実施（例生花、茶、等）

三、所得税更正決定人員の申告人員に対する割合

六一％

納税人員に対する割合

四六％

四、交渉の際紛議を生じたる例

該当の件なし

五、二十四年度の課税収入状況（三月末現在）

税種	徴収決定済額	収納済額	収入額
源泉所得税	三、〇八五、一三五千円	三、〇〇五、五九八千円	二、八六〇、〇〇〇千円
申告〃	六〇九、八六一	二六九、七五六	三〇〇、〇〇〇
法人税	二、三一七、七五六	二、一四五、九九八	一、五〇〇、〇〇〇
取引高税	一、七五九、三〇五	一、七三八、八二二	一八七、三〇八
酒税	二八五、二八六	二八五、二八六	九九、八八六
物品税	一九二、一八九	一六八、〇一五	

六、二十五年度の見込

税種	決定額	収入額
源泉所得税	二、八六〇、〇〇〇千円	二、八六〇、〇〇〇千円
申告〃	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
法人税	一、五〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
酒税	一八七、三〇八	一八七、三〇八
物品税	一一三、八八六	九九、八八六

七、署員にして上司の命令を無視したる例

該当なし

八、署員にして刑法上の処罰を受けたもの

該当なし

九、差押え、公売の状況

年度	種別	件数	金額
二二	差押	一、三四六	一三四、九〇八千円
〃	公売	—	—
二三	差押	二、七四八	三四七、二五七
〃	公売	一四	三二六
二四	差押	七、九四五	八九六、九七八
〃	公売	四六	一、三〇四

一〇、各税滞納状況（三月末現在）

税種	金額
源泉所得税	五六、三六四千円
申告〃	三四五、七三七
法人税	一四九、六〇三
取引高税	二〇、二三〇
酒税	—
物品税	二四、三八二

（Ⅱ）東成税務署

（イ）管轄地域

大阪市東成区全部

（ロ）昭和二十四年度申告所得税納税状況

納税人員	
申告人員	約一一、〇〇〇名
無申告人員	八、二九九名
約	二、七〇〇名
申告是認人員	一、一四二名
更正決定人員	七、七八五名

二、本年度の決定額と昨年度との比較　六〇―七〇％増

三、国税局よりの参考指示額に対する決定額の割合約　九〇％

（ハ）本署管轄区内は比較的零細業者が多いため帳簿等完備する者少く、その結果更正決定に当つてはやむを得ず標準率をもつて課税せざるを得ない状態で、相当各種納税団体との摩擦がある模様である。税務署別による不平等課税の項にて述べた、第二例の如く、若しこの東成区納税協会の示した数字が正しいとするならば、比較的零細業者の多い本区としては、明らかに重税の傾向があると思われる。特に国税局よりの指示額の約九〇％に相当する金額を確定申告額としているのは、割合としては本署が最高（最低は神戸税務署七一％）であり、この点も注目すべき点であると思われる。但し、特に非合法的な紛争事件は発生している模様である。なお東成税務署よりの提出資料は次表の如くである。

昭和二十五年四月　日

東成税務署長

衆議院大蔵委員長殿

先般当署に於て御下問のあつた事項につき左記の通り御報告します

記

一、署員の事務経験年数及平均年齢調

〇事務経験年数（署長、課長、備

人を除く）
平均　十三年一箇月
○平均年齢（同右）
平均　二十五歳
二、署員の平均給料（昭和二五、三下半期、傭人を除く）
平均　四、三六三円（本俸）
三、署員に対する教育状況
税務講習所主催にかかる通信教育を受講せしめている外税法改革時における臨時教育を施している程度である。
四、署員中上司の命に従わざる者の所属の課及氏名現在において皆無
五、昭和二十三年、二十四年中の署員の汚職件数及びその概要公金横領費消事件
該当事項なし
六、昭和二十四年度法人税、所得税等の徴収状況（二五、三、末現在）

税目	徴収決定済額	収納額	残額
源泉所得税	二四三、五五七	二一三、七二七	二九、八七〇
申告所得税	九五六、六九九	二〇〇、〇七四	欠八四一 七五五、七八四
計	一、一〇〇、二九六	四一三、八〇一	欠八四一 七八五、六五四
法人税	二九五、三八一	一八九、九六〇	一〇五、四二一
相続税	四、四四七	二、七五三	一、六九四
物品税	一六〇、三一四	一一〇、七〇四	四九、六一〇
取引高税	一一三、一四三	八八、六三九	二四、五〇四
その他	七六、九七四	七四、二二九	二、七四五
合計	一、八五〇、五五五	八八〇、〇八六	欠八四一 九六九、六二八

七、昭和二十五年度の税目別徴収見込

税目	三月末現在収納済額	四月中収納見込額	二五年度中収納見込額	摘要
源泉徴収分	二一七、五二二	三〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	
申告納税分	二五七、九四一	一八〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	
計	四七五、四六三	二一〇、〇〇〇	五一〇、〇〇〇	
法人税	一九九、四九七	三六、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	
相続税	二、七八五	五〇〇	—	
酒税	六四、四二七	—	五四、〇〇〇	
物品税	一一七、九五七	一二、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
取引高税	一〇二、一六六	七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
その他	一〇、四五〇	—	一、〇〇〇	
合計	九七二、七四五	二六五、五〇〇	八七五、〇〇〇	

八、昭和二十三年度昭和二十四年度の差押件数及び税額（二五、四、九調査）

年度	差押件数	同上税額
二三	五、四六八	四三八、二三七千円
二四	七、三九一	七一七、六〇四

九、各税目別滞納状況調（二五、三末）

税目	件数	税額
源泉所得	二四三	三六、八八千円
申告所得	三三、六四三	九〇五、七五四
計	三三、八八六	九三三、五四四
法人税	八九〇	一〇五、八五一
酒税	一	一〇
物品税	一、一〇五	四四、四〇九
取引高税	八五五	一四、五六二
その他	一、五四四	三三、一一一
合計	三六、三六二	一、一〇九、六六二

一〇、営業種目別申告人員に対する更正決定人員の割合

	申告人員	更正決定人員	割合
	八、二九九	七、七八五	九三八

一一、団体指導途上において紛争を生じた事例
該当事項なし
（Ⅳ）
西成税務署
（イ）管轄地域
大阪市西成区全部
（ロ）徴税状況（署長談）
本税務署関係の納税者は、皮革業者（全体の八割―密殺が多い。）、古着商、接待婦（飛田遊廓―昨年度税額九千万円完納）等、特殊のものが多く、実態の把握がなかなか困難である。
反税運動は極めて盛んで、署長としては命がけの職務と心得ている。署員も滞納処分に行くときには、一人で行つては危険である。
反税運動をしている生活擁護同盟等は、近頃では「納税者大会」の名義で決議文などを持ち込んで来る。
納税者に対しては、署内で一対一の面談を行い、公平と親切を期し、混雑を防ぐこととしている。
（ハ）署内は極めてよく整とんされていて、納税者と署員とが、一対一で静かに面談している実情を見た。
なお西成税務署よりの提出資料は次表の如くである。

署員経験年数

経験年数	令	署員
事務官	3年3月	1年9月
庶務課	〃	〃
直税課	5年4月	1年10月
〃	〃	〃
間税課	5年1月	1年8月
〃	〃	〃
計	4年5月	1年9月
〃	〃	〃

一、平均給料

官吏	給	4,303.12
雇員	給	3,429.40
傭員	給	3,380.29
1人当平均		3,980.81

一、教育状況
直税課（土曜日）、間税課（金曜日）、総務課（水曜日）の各課とも毎週一回署長又は課長講師となり、税務研究会を開催してきたが、最近の租税収入確保や所得税及び取引高税の審査処理事務等に忙殺されたため現在は中止している。
一、交渉の上紛争を生じた件数
なし

経験年数	令	署員
事務官	1年9月	23.2歳
〃	〃	〃
庶務課	〃	〃
〃	〃	〃
直税課	1年9月	22.2歳
〃	〃	〃
間税課	〃	〃
〃	〃	〃
計	1年9月	23.2歳
〃	〃	〃

官吏	給	96名
雇員	給	48名
傭員	給	7名
1人当平均		151名

一、署長の命令を無視する者の人数（署員）
なし
一、署員の犯罪として処罰された件数（退職者）（24、1、1、以降現在まで）
三十四名
一、差押件数、競売件数、金額

差押件数	一八、三九二件	
公売件数	一、五六三件	
公売収入	六、三五四、〇〇〇円	

備考　昭和二十四年度中のもの

一、滞納状況調
―一般会計　（　）内は過年度分　（　）外は過年度を含む本年度分

税目	税額	件数
源泉	(2,782,000.00	54)
所得	31,430,600.00	490

税目	徴収決定済額	収入済額	収入歩合	決定見込	収入見込額	収入見込歩合
	千	千		千	千	
源泉申告法人	289,567	258,074	0.891	200,000	180,000	0.90
	1,216,000	344,902	0.283	465,000	255,750	0.55
相続	188,197	137,424	0.730	130,000	97,500	0.75
物品	5,655	3,517	0.621	2,940	2,205	0.75
現引高	86,326	76,090	0.881	27,000	22,950	0.85
酒	145,352	95,625	0.658	500	350	0.70
その他	52,977	52,881	0.998	55,000	55,000	1.00
合計	30,328	5,994	0.197	—	—	—
	2,014,402	974,437	0.483	880,440	613,755	0.69

備考
24年度分については3月末現在による状況を示す　尚過年度繰越分を含む（単位は千円）

25年度見込については過年度繰越分を含まず（単位は千円）

税目	徴収決定済額	収入済額	収入歩合	決定見込件数	収入見込額	収入見込歩合
	千	千			千	
申告所得	792,033,000.00	(141,609,000.00	6,790	22,503	6,790	
法人	(8,112,000.00	22,503		109)		
酒	56,229,000.00	437		437		
	(0	0)		0)		
物品	22,000.00	3		3		
現引高	(916,000.00	41)		41)		
	9,161,000.00	214		214		
その他	(16,152,000.00	3,615)		3,615)		
	37,256,000.00	6,118		6,118		
特別会計	(3,115,000.00	205)		205)		
	4,641,000.00	282		282		
税目	（）内は過年度分		（）外は過年度を含む本年度分			
	税額	件数				
財産	(3,329,000.00	60)				
	6,586,000.00	105				
戦時補	(3,262,000.00	22)				
	4,577,000.00	25				

一、二十四年度法人税、所得税、間接税徴収状況及二十五年度の見込

（24年度分徴収状況）　（25年度分の見込）

〔二〕　神戸市

(1)　民間団体

神戸税務署は、大蔵委員会にても問題となつた、松永署長リコール問題の発生した土地にて、四十六団体より成る神戸税務署管内納税協議会と神戸税務署との間に相当深刻な対立が発生しているのであるが、要するに問題の焦点は、昭和二十四年の申告所得税更生決定額が極めてかくであるという点である。前記納税協議会（非共産系）の幹部の言によれば、口に民主的課税を唱える松永署長は、昭和二十四年度申告所得税の更正決定に際し、全業者に帳簿を持参せしめて、市内松尾タンス店に集合させ、実際は極めて非民主的に、半ば脅迫的に、一方的更正決定を強いたというのである。しかしてその天下り的決定額は、昨年度の二―三倍の高額で到底負担に堪え得ぬとの言であつた。

この問題に対する調査団の判断は、後記の如く神戸税務署の項にて述べることにするが、前述の松尾タンス店における更正決定方法について一言すると、税法によれば、必ずしも全納税者の帳簿を検査する必要なく、税務署長の権限にて、更正決定しうるわけであるが、この場合の如く全業者に帳簿を持参せしめて、一人々々更正決定を行つた方法は「見極めて民主的課税方法といえる。しかしながら、神戸税務署直税課長の言によれば、担当署員一人当り一日の帳簿検査更正決定は平均十七件であつたとの由、従つて比較的弱年者にて且つ経験年数の少なき署員が、一日に十七件もの更正決定を下すこと自体が無理であつたのではないかと思う。そのために民間団体のいうが如く、帳簿もほとんど検査せず、ただ一方的に更正決定を強いたという事態も中には発生したことも容易に想像しうることである。署員としては連日の疲労もあり、時には言葉も荒くなつた点もあると思う。しかし納税者としては重大問題であるので、充分話も聞いてくれぬ署員の態度に悪感情を懐いたこともまたやむを得ざることである。以上の松尾タンス店における更正決定方法は、税務署側としては、民主的課税の方途として採用した、極めて良心的な方法であつたが、結果として納税者を刺戟する悪結果を招いたものと思う。

なお、この際社団法人日本燐火工業会よりマッチ物品税について次の如き要望があつた。すなわちマッチに対する物品税は、第六回国会における物品税改正により、千本当り六円の税率が二円に下つたのであるが、現在全国の業者の物品税滞納額は一億三千万円に上り、到底年度末（五月三十一日）までに完納することは不可能である。そこで業者としては支拂計画書を作製して、その計画によつて完納するつもりであるので、滞納金の延納を若干期間認めてほしいという言があつた。

なお、このマッチ物品税の徴収予定額は、昭和二十四年度は三億六千万円であるが、業者の言によると、国税庁は業者代表に対し、昭和二十四年度マッチ物品税の徴収予定額は十億円であると言明している由、若しこの国税庁の言明が事実であるとするなら、明らかに水増し課税であり厳重に調査する必要があると思う。

(2)　神戸税務署

（イ）　管轄地域

神戸市生田区、葺合区

（ロ）　昭和二十四年度申告所得税徴税納税状況

納税人員	約九、七〇〇名
申告人員	約九、五〇〇名
申告総人員	約二、五〇〇名
更正決定人員	約七、〇〇〇名

昭和二十四年の決定額と昨年度との比較　約四七％増

国税局よりの指示額に対する決定額の割合　約七一％

以上の数字が示す如く、税務署の資料によれば、昭和二十四年度の確定申告額は、昨年度の四七％増であり、この増加割合は他の大阪、京都等に比較すれば、極めて低く（調査税務署中最低）且つこれを裏付けるものとして、前記の如く、国税局の指示額に対する更正決定額の割合も七一％にて、これまた調査税務署中最低であり、従つて民間団体のいう如く、昨年度の二―三倍の決定額であつたというのは事実でないと思われる。

なお、大阪国税局より査察官五名が来署して、本署管内の申告所得税四六件を調査した結果、内三一件は是認、五件は更に追加決定、残り一〇件のみが訂正であり、しかして、四六件総額、二一、三四一、三四二円の中、訂正により減額した金額はわずかに二八九、〇三〇円であつた（松永署長談―資料調査済）。

以上の如く、本神戸税務署の昭

和二十四年度申告所得税の更正決定額は決して高いとは思われないが、何故四十六団体よりなる神戸税務署管内納税協議会との間に深刻な対立をひき起したかというと、調査団の見解によれば、昭和二十三年まで団体交渉が認められていたので、団体の幹部は比較的安い課税にて済んでいたのが、二十四年度より団体交渉が認められなくなり、その結果として、かかる幹部達に対する課税が他の納税者と同様になり、税額が激増したために、幹部達の不満が爆発して、かかる対立紛争を起したものと思われる。すなわち調査団の直接調査した税務署の台帳に依れば、幹部達の決定額は次表の如く、二十四年度は二十三年度の二―三倍となつている。

神戸税務署管内納税協議会幹部更正決定額表

業種	氏名	昭和二十三年度	昭和二十四年度	倍率	団体内の地位
古物商	米田文三郎	七五〇、〇〇〇円	一、五〇〇、〇〇〇円	二倍	役員
料飲業	武田二郎	一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〃	〃
〃	内田恒三	四〇〇、〇〇〇	六六〇、〇〇〇	一、七倍	〃
陸運業	幡戸三三	七四、六〇〇	三五〇、〇〇〇	四、七倍	支部長
家具	山本鏡三	一五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	二、三三倍	組合長
時計商	稲岡政雄	一〇〇、〇〇〇	一九五、〇〇〇	一、九五倍	役員
理髪	錦織年郎	三一七、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、一五倍	組合長
パーマネント	吉田美津江	二九八、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、二五倍	組合長
〃	細野スズ	七八一、五八〇	二、九〇〇、〇〇〇	三、六二倍	役員

しかして、前にも述べた通り、本署の昭和二十四年度の申告所得税更生決定額は、二十三年度の約四七%増であるので、今回の神戸税務署の紛争は、かかる幹部連の不満が爆発してひき起された事件であると判断される。

(3) 難税務署

(イ) 管轄地域

神戸市灘区

(ロ) 昭和二十四年度申告所得税徴収及び納税状況

納税人員　約四、七〇〇名
申告人員　約三、七〇〇名
申告是認人員　一、一一六名
更生決定人員　約二、三〇〇名

昭和二十四年度の決定額は、二十三年度の約五〇%増である。

しかして昨年度の申告所得税の徴収額は、更生決定額の約七〇%であつたが、本年度は三月三十一日現在にて決定額の四三%であり、年度末（五月三十一日）までに徴収しうる見込は、最大限約六〇%であるとの署長の言があつた。

(ハ) 職員平均年令　二五才

職員平均経験年数　三年

なお、神戸税務署の各種調査資料は次の通りである。

一、職員数、年均年令、平均経験年数、平均給料

区分	人員	平均年令	平均経験年数	平均給料(月額)
公務官	一二七	二五・〇九	五年六箇月	六、三九三円
雇	八〇	二一・〇七	一年八箇月	三、九七二
備員	一〇	三一・一一一	二年五箇月	四、一九五
計	二一七	二三・八〇	三年一〇箇月	五、四三五

二、昭和二十四年中犯罪により処罰された件数

事務官	二名	取引高税係員
雇	二名	

三、昭和二十四年分所得決定状況（主要種目）

種目	全年 前年 一人当所得 人員	全年 前年 所得	全年 本年 一人当所得 人員	全年 本年 所得	一人当所得倍数
物食	122	23,830,682	109	32,455,000	157
飲社交喫茶	641	118,480,050	621	147,373,260	128
喫アイスキャンデー	63	14,479,600	95	32,888,000	151
金物	390	67,163,800	271	73,278,900	157
家具建具	53	10,703,119	38	12,640,000	143
蒲鉾	42	8,477,831	32	7,752,000	120
靴文房具	104	16,382,607	112	30,979,660	175
機械工具	64	10,301,536	71	25,755,000	225
化粧品小間物	273	30,396,538	328	48,419,364	148
自転車	32	8,528,198	18	5,067,500	133
木材	94	17,891,809	92	23,472,059	105
呉服雑貨	94	14,029,513	77	15,278,000	124
生魚	54	13,733,496	33	12,865,000	153
乾物食料品	152	39,701,468	109	48,401,800	389,848
菓子	125	20,561,255	102	31,177,000	444,053
肉類	296	56,149,819	295	76,587,009	170
雑誌	195	25,488,000	298	44,380,403	305,656
雑貨	30	6,899,375	33	11,951,500	253,006
時計眼鏡	87	11,640,900	63	13,845,000	133
履物	92	15,193,491	82	19,749,550	172,617
古書	42	5,268,000	59	9,728,000	132
薬種薬品	133	30,130,620	58	21,871,040	362,233
洋服	62	13,172,800	55	16,335,000	157
酒醤油	137	23,536,004	139	33,250,100	219,700
	120	8,689,611	117	24,873,540	162
		72,413		212,594	145
		161,100		239,200	164,881
		212,464		297,000	131
		226,600		377,000	166
		125,428		164,881	140
		134,900		240,843	148
		165,146		219,700	293
		229,979		362,233	
		130,707		172,617	
		189,695		253,006	
		164,490		305,656	
		201,940		332,630	
		201,853		242,250	
		157,525		276,604	
		160,960		362,700	
		111,342		148,482	
		266,506		281,527	
		190,338		255,130	
		159,888		198,415	
		254,324		389,848	
		261,193		444,053	
		164,490		305,656	
		189,695		253,006	
		130,707		172,617	
		229,979		362,233	
		134,900		219,700	
		165,146		240,843	
		125,428		164,881	
		226,600		377,000	
		212,464		297,000	
		161,100		239,200	
		72,413		212,594	

道具	165	27,181,114	160,734	205	47,666,000	263,443	159
鉄工	53	14,083,705	265,730	42	12,238,200	291,385	109
土木建築	101	22,572,096	223,486	57	19,710,000	345,789	154
悉皆	27	3,237,400	119,900	33	6,341,700	182,182	151
精米精粉	21	2,272,843	108,440	24	4,044,000	178,500	164
パンスシうどん加工	91	14,528,725	159,651	92	22,358,370	243,025	152
陸上小運搬	96	13,051,561	130,561	77	17,623,918	230,180	176
印刷	33	5,916,000	179,100	36	11,733,000	325,900	165
質	34	6,908,300	203,176	65	17,835,500	267,469	131
料理仕出し	48	17,884,100	372,585	38	19,560,500	514,750	138
旅人宿	79	17,774,400	224,900	78	29,630,600	379,800	168
理髪	103	13,563,747	131,686	118	25,445,400	215,638	163
美容	90	11,870,844	131,898	93	23,483,000	252,505	191
湯屋	26	4,999,470	192,287	37	12,415,000	335,540	174
普通医	115	26,477,000	229,973	124	49,117,000	396,185	172
歯科医	72	12,871,000	178,708	79	26,577,000	336,417	188
大工左官	217	27,304,400	125,826	170	30,662,000	180,364	143
弁護士	44	7,740,000	175,909	51	15,230,000	298,639	170
その他	55,98	904,928,903	161,652	4,393	1,045,744,122	238,047	147
総計	10,510	1,765,995,300	168,030	9,119	2,252,438,595	247,005	147

四、二十四年度中差押並びに件数

税目別	区分 / 年度	税額	件数
所得税 源泉分	過年度	—	—
	本年度	141	5
所得税 申告分	過年度	24,950	577
	本年度	26,811	454
法人税	過年度	241	2
	本年度	55,457	11
酒税	過年度	—	—
	本年度	—	—
織物消費税	過年度	—	—
	本年度	—	—
物品税	過年度	2,157	7
	本年度	532	4
取引高税 現金収入	過年度	281	34
	本年度	—	—
その他	過年度	5,362	38
	本年度	—	—
財産税	過年度	714	3
	本年度	—	—
戦補税	過年度	3,361	3
	本年度	—	—
合計	過年度	37,066	654
	本年度	82,941	474

五、昭和二十四年度滞納状況表（25.3.31 日現在）

税目		A. 25. 4. 10 現在徴収決定済額	B. 25.4.10 現在収納済歳入額累計	B/A %	C. 24.4.10 収納済歳入額累計	C/B %	
所得税	源泉徴収分 内	6,963	2,909	41.7			
		2,787,673	2,688,271	96.4	1,158,026	43.	2,969件
	申告納税分	514,227	136,146				
		1,376,309	386,285	28.	243,309	63.	9,953
	小計	521,190	139,055	26.6			
		4.163,982	3,074,556	73.8	1,401,335	45.5	
法人税		32,418	20,026	61.7			
		1,264,922	1.106,958	87.5	491,545	44.4	2,724
相続税		4,011	1,741	43.4			
		21,243	10,974	51.6	4,494	40.9	
酒税		64	19	29.6			
		232,088	226,832	97,7	243,759	108	4
清涼飲料税		729	198	27.1			
		8,285	6,632	71.0	7,582	114	
砂糖消費税		1,015	1,105	100			
		12,031	12,031	100	52,016	432	3
織物消費税		14,791	14,791	100			
		346,890	346,834	99.9	92.274	26.6	57
揮発油税		0	0	0			
		127	127	100	0		2
物品税		3,090	830	26.8			
		32,993	26,368	79.9	54,900	20.8	244
取引高税		31,129	17,884	57.4			
		422,413	390,911	92.5	60,860	15.5	9,853
有価証券移転税		0	0				
		19,496	19,496	100	12,976	66.5	
通行税		0	0				
		41,090	41,090	100	20,002	66.5	50,290,797
その他		16,297	1,358	8.3			
		16,297	1,358	8.3	57,279	421	
印紙収入		0	0				
		5,845	5,845	100	3,920	67	
租税印紙収入計		624,736	196,955	31.5			
		6,587,702	5,270,013	79.9	2,502,942	47.4	
財産税			4,118				
			4,813				
戦時補償特別税			5,485				
			103,692				
			9,603				
			108,505				
総計		624,736	206,558	33.0			
		6,587,702	5,378,518	81.6	2,502,942		

六、昭和二十五年三月末日現在申告所得税、法人税収納状況

区分	徴収決定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	の収入済額割合%
申告所得税	円	円	円	円	
法人税	円	円	—	円	

（三）　京都市

京都は当初調査の予定ではなかつたが、大阪にて京都の反税運動は相当深刻であり、一部には不穏な空気もあるとの情報を聞いたので、実情調査のため、上京、中京の二税務署を調査した。しかし調査時間が極めて短かつたためと、又民間側の調査もできなかつたために、適確な実情をは握し得なかつた点もあるが、調査の概要は次の通りである。

(1)　上京税務署

（イ）　管轄地域

京都市上京区

（ロ）　昭和二十四年度申告所得税徴税納税状況

納税人員　約二三、五〇〇名
申告人員　一六、五六〇名
申告是認人員　約三、二〇〇名
更正決定人員　残数全部

昭和二十四年度決定額は昨年度の約四〇％増である。

国税局の参考指示額に対する決定額の割合は約八〇％である。

徴収見込額は年度末（五月三十一日）に決定額の約五五％であり、三月三十一日現在の徴収額は約三五％である。

（ハ）　反税運動

別紙の税務提出の資料が示す如く、この種運動は極めて活発であり、三月に入つてすでに三回、集団デモが来襲し、又署員が納税者宅を調査のため訪問すると、あるいは数十人の集団となつて署員をつるし上げ、あるいは居留守を使う等、極めて巧妙なる反税運動を行いつつある。前記の反税団体はいずれも「生活を守る会」「京都商工擁護同盟」という団体にて、昨年は約七〇〇名位の会員であつたが、本年度は約三、〇〇〇名位に増大している。（但し上京区における人員のみ）

一、署員の平均経験年数及び平均年令

（イ）　平均経験年数

課別	官雇	一年未満	一―二	二―三	三―五	五―一〇	一〇―一五	一五―二〇	二〇―二五	二五―	計	備考
総務課	官	5	6	11	16	5	3			2	48	署長を含む
	雇	4	19	4	2	1					30	
直税課	官	7	7	12	17	9	4	2	1		59	
	雇	3	12	3							18	
間税課	官	1	7	8	5	6	3				30	
	雇	2	10								12	
計	官	13	20	31	38	20	10	2	3		137	
	雇	9	41	7	2	1					60	

平均経験年数　三年九箇月

（ロ）　平均年令

課別	年令別	未満	一八	一九	二〇	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一―三五	三六―四〇	四一―四五	四六―五〇	五一―	計	備考
総務課	官				3	3	3	3	7	9	4	2	3	1	3		1	2	48	
	雇			1	1	5	3	3	4	3	3		2	1		1			30	
直税課	官						1	1	6	6	10	5	4	4	7	1	3	1	59	
	雇					3	1	3	1	2	1	4	1	1					18	
間税課	官					2	4	2	6	2		4	1		2	1	2		30	
	雇					3	1	2	2						1				12	
計	官				3	6	8	11	19	21	9	10	8	8	6	5	5	6	137	
	雇			1	1	4	3	2	2	2									60	

平均年令　二三・五年

二、署員平均給與

(1)　俸給　六、四一五円（勤務地手当　扶養手当を含む）

(2)　超勤手当　七五三円

三、署員の教育状況（現在までにこれに要した時間及び効果）

区分	訓練内容	回数	人員	実際時間	効果
服務	公務員としての態度品格の保持改善に関する訓練指導	一五	一九〇	一九	回を加えるごとに改善されている
法人税	税法の説明	二	一〇	三	調査の実体補促と事務能率の増進
	調査法の説明	一五	一〇〇	一五	
	取扱方の説明	三	一〇	三	
所得税	税法の説明	二	三〇	三	納税者に対する要領の改善事務能率の増進誤謬の減少を来した
	調査法の説明	二	三〇	五	
	取扱方の説明	二〇	三〇	二〇	
簿記	簿記の説明	一	五二	一〇	調査能率の充実
取引高税	修正追加申告指導方法について	三	二三	一〇	一応行詰つていた案件が打開され略々計画通り進捗した
物品税	思想関係業者に対する検査方法を署員が経験した事例によつて指示訓示した	七	三〇	一四	公務執行防害罪により告発一件を見てから検査の困難性が緩和した
国税徴収法	内外事務分離の統一と整理方法について	三	五四	九	著しく整理を促進し好成績を収む
	徴収簿兼台帳の調査方法について	五	七五	二五	同右
所得税法	税法の研究	三	六〇	一五	税法に精通し事務能率を増進す
国税徴収法	滞納処分の促進について	六	一五〇	二四	滞納処分事績を著しく向上す
	滞納処分に関する法規の研究	五	一二五	二〇	徴収法規に精通し滞納処分能率を増進す

四、反税運動等集団陳情の回数

管内の上京生活を守る会員は日ごとに増加しつつあり、現在約三千名に達し、同会本部は学区ごとにある同二十支部に対し反減税的な指令を発し、所得税の審査及び滞納処分等において相当活発に反税的運動を展開しつつあり、本年一月より現在まで集団陳情のため来署せる回数は次の通りである。

月日	時間	組織団体	人員	要求事項
三月十三日	自午前一〇時至午後〇時三〇分	上京生活を守る会	一〇〇名	(1)(2) 更生決定の根拠を示せ差押えは納得のゆくように
三月十八日	自午前一〇時三〇分至午後一時三〇分	上京生活を守る会	三〇〇名	(1) 団体交渉権をあたえよ (2) 取引高税更正決定の根拠を示せ
三月二十五日	自午前一〇時三〇分至午後二時三〇分	上京生活を守る会	一〇〇名	(1)(2) これからの徴収方法は署の自然増収は団体諸間はいかなる基準で行うか (3) 更生決定はでたらめと認めてよいか (4)

六、七、二十四年度徴収見込及び二十三年度諸税の現在までの収入状況

税目	徴収想定額	収入済額（二、三）	内二十三年分	収入歩合％	備考
源泉所得税	四七七、〇一八	四八一、五三三	二九三	一〇〇・九	
申告所得税	八一九、四二八	四八五、五一五	八五、八七二	五九・二	
法人税	一〇二、二二四	九二、七七六	一、四三四	九〇・七	
相続税	一三、二六三	一、七〇五	九三	八八・二	
清涼飲料税	三、七二四	三、七二四	〇	一〇〇・〇	
織物消費税	二九八、一二九	二九六、九三七	一四五	九九・六	
物品税	二三、九九〇	二三、五一五	一、六二三	九八・〇	
取引高税	一一二、五八三	九六、六一〇	四、四〇三	八五・七	
有価証券移転税	二九一	二八九	〇	九九・三	

(2) 中京税務署

(イ) 管轄地域

京都市中京区

(ロ) 反税運動状況

本税務署管内の反税団体も、やはり「生活を守る会」「京都商工擁護同盟」であつて、その活動は極めて活発であり、且つ税法、政令等は勿論、一般の者の知り得ないはずの部内限の各種通ちよう等までもよく知つており、たとえば、更正決定の異議申請中には、差押えはできても、審査請求を納税者が取り下げない限り公売をし得ないため（国税庁通達）、これを知つている彼らは、絶対に、審査請求を取り下げず、そのため公売できないという事実が多い。

又四月三日「京都商工擁護同盟」は四條の大宮での大会後約三百名にて来署し、重税のために死亡したと称して、「宮脇新三郎」「村尾幸枝」という俗名の位はい二箇を本署に持ち込み、署長、直税課長宛に決議文をつきつけるとともに、前記位はいを署内に安置して、めい福を祈るように要求して来た。税務署にてはやむを得ず、前記位はいを預つているが、かかるいわゆる嫌がらせを各種行つている現状である。

又、審査請求の件に関して、日時を指定して署員の出張調査を要求し、当日調査しなかつた場合は、納税者の要求を認めたものとみなす旨の葉書を配達証明にて税務署に送付し来る者も多い。

以上は中京署長より聴取した反税運動の一端であるが、若し全面的に署長の言が事実であるならば相当由々しき問題であり、何らかの対策を必要とするものと思われる。

（山梨地方）

派遣委員　大蔵委員　北澤　直吉
〃　〃　小峯　柳多
〃　川島　金次
随行　調査主事　田中巳代治

三月三十日午後一時三十分大月着

大月税務署にて徴税状況並びに特に最近起つた問題について説明を聴取

大月町長始め民間業者と懇談

四月一日（甲府）

十時県庁知事室にて吉江知事より県下の最近状況を聴取

十時半甲府商工会議所にて民間団体と懇談

十一時半甲府税務署にて管下の徴税状況等について説明を聴取

一時半鰍澤税務署にて徴税状況及び町内を視察

四月二日（甲府）

十時半韮崎税務署にて徴税状況等について説明聴取

午後二時より署長及び間税課長の案内で市内の酒造場を見学

四月三日

午前十時半より甲府税務署長室にて各新聞社の記者と会見

十一時加納岩税務署にて二十四年度分の徴税状況について説明を聴取

四月四日

吉田町の織物等の企業視察

午後各業者と懇談

各税務署の要望事項

一　署長、課長等の公舎建設及び庁舎の拡張等

一　実額調査を確実に行うために調査費、旅費の増額及び人員の増加

一　職員の超過勤務手当の完全支給

通行税　四四、二一八　四五、六六五　〇　一〇三・二

その他　一六三、一四〇　一六三、二五八　六　一〇〇・一

計　二、〇五八、〇〇八　一、七〇一、五二七　一〇三、八六九　八二・六

八、上司の命に復さない職員の氏名及び所属

氏名	級号	所属	備考
上岡　豊	税三の六	直税課所得税係	昭和二十三年十一月十九日より法七九條第二項により休職
平木　竹雄	税三の三	総務課徴収二係	昭和二十三年四月二十三日より法七九條第二項により休職

九、署員の犯罪によつて処罰された人数及び件数（懲戒免官を含む。）

該当事項なし

一〇、昭和二十二年、二十三年、二十四年度の差押件数公売件数及び金額

年度別	年度末差押未処理件数	公売件数	金額	備考
二十二年度	三五八	八	三八、二〇六〇〇	
二十三年度	三、七五七	四三三	四、七八二、四〇〇〇	
二十四年度	五五三	一、六一九	七、〇七一、〇〇〇〇	

一一、昭和二十二年、二十三年、二十四年度滞納状況

年度別	滞納額	件数	備考
二十二年度	九、六三三千円	一、二一八	
二十三年度	一二八、七八九	八、一三四	
二十四年度	九九二、七〇一	三八、五〇一	

一　大月管内は甲府より物価三割高で勤務地手当がない。

一　中央より直税関係の積極的な指導を要望

一　税法改正で税額控除がなくなり、事務処理上非常に便利になつたが、今少し納税者に理解しやすい税法が必要である

大月税務署　職員九十八名

課税人員

一二、〇八一　農業　四、六六五
　　営業　五、五六八
　　その他　一、八四八

一人当り平均所得

二十三年度　農業　四四千円
　　営業　一〇二千円

二十四年度　農業　五七千円
　　営業　一三九千円

徴税決定額に対する収入率は七二％（三、三一現在）

現在約三〇％に対して更正決定を出す予定で各町村へ二名ずつ実額調査をした。

農業所得者は大部分諒承した。

農業所得

六月の指導の際は前年度の三割増程度

一月の確定で平均三割五六分で決定した。

標準率では異議の申立は無いが、副業の合算で多少問題はあつた。

営業所得

六月指導では料理屋等は平均二倍（最大）一般は三―四割、織物業は三割程度

十月実額調査の結果、六月の指導の線であつた。

二月中旬頃東京国税局直税部所得税課の佐藤事務官を班長とする三名が大月管内の吉田町へ来て書籍、文具、医者、洋品店等を一日一、五件の割で実際調査を四日間行つた。

調査の際税務署の権衡簿を資料として一〇件調査した。

この調査の目的は主として各店の収支調査であるが、結果は税務署の算出と約三倍の開きがあつた。

ある店は明細な仕入帳を完備しながら他の売上帳等の記帳が行われてなく、これら資料を要求しても提出がなかつた。

青色申告提出数　四九八件

滞納額

個人　三九三
法人　一〇五（三、六現在）

申告　五二、〇六四千円
その他　八、三三五千円

甲府税務署　職員百六十二名

課税人員

二四、七八四　農業　一一、五四二
　　営業　一〇、三五二
　　その他　二、八九〇

二十四年度本更正件数　六、八四三件

右に対する審査請求件数　八三四件

内処理　三〇〇件

一人当り平均所得

二十三年度　農業　一〇三千円
　　営業　七四千円

二十四年度　農業　一二八千円
　　営業　九〇千円

滞納額

申告　一八一、四〇八千円
その他　一四四、三九三千円

税法改正で控除失格数　八、四七三

税額　四二八、〇二三千円

甲府民間団体と懇談（商工会議所において）

一、憶測査定で現在なお割当的な課税が行われている実情である。

生活保護を受けている農家（一反一畝）に対して六千円の税金を課している。

前の調査員制度のような民間審査機関を確立して欲しい。

一、青色申告に対して税務署の協力がなく不親切である。

税務官吏が年令が若いために感情に走り、世情実情をよく知らないで絶えず納税者とまさつを起している。

一、個人企業を法人に改組する場合、特に同族会社の営業権の評価について規則に明記するか、又は各国税局間の権衡を考慮して欲しい。

一、差損金に対しても特別に考慮が必要である。

一、源泉所得税の追徴税を過去にさく及して徴収せられることを特に考慮して欲しい。

鰍沢税務署　職員八十二名

青色申告提出数　五九、四八〇件

一人当り平均所得

二十三年度　農業　三、四八二
　　営業　三、八〇四
　　その他　二、一九四

二十四年度　農業　七三千円
　　営業　五五千円

滞納額

申告　八一千円
その他　一〇三千円

本更正決定件数　七、一〇五件

審査請求件数

仮更正に対する分　八二一件

本更正に対する分　五四五件

徴収決定額に対する収入率

申告七〇・九％
その他　一六、八七五千円

滞納額

申告　一二、四三八千円
その他　四、四三七千円

青色申告提出数

個人　七二
法人　七四

超過供出分はほとんど申告してない。

零細農家が多く徴収は非常に困難。

今回の税法改正で半数失格する。

韮崎税務署　職員七十四名

確定件数

農業　九、〇〇四件
営業　二、二〇七件
その他　一、八六六件

一人当り平均所得

二十三年度　農業　五二千円
　　営業　七一千円

二十四年度　農業　八六千円
　　営業　九五千円

本更正決定件数　四、一二〇件

審査請求件数

総受理件数　一、九九二件

実際の審査　四八六件

滞納額

申告　二〇、二七〇千円
その他　一六、九七三千円
　　三、二九七千円

青色申告提出数　二六三
　　六〇

加納岩税務署　職員八十三名

確定件数

農業　一五、九一一件
営業　一、七二二
その他　三、三二七
　　八六二

一人当り平均所得

二十三年度　農業　五五千円
　　営業　八三千円

二十四年度　農業　八九千円
　　営業　一〇七千円

仮更正決定件数　二、四五二件

本更正決定件数　一二、九七九件……

審査請求件数（合算を含む。）

一、仮更正決定に対する分　六五七件

一、本更正決定に対する分　一、四三七件

……二、〇〇〇件になる見込

三〇、〇〇〇千円

在では一〇一、三％

青色申告提出数

二六八　個人　一八七
　　法人　八一

滞納額

収入状況は申告分で三月三十日現

前年度にもれていた綜合所得が多くなつた結果更正決定が多い。たとえばコンニヤク玉等の副業がある。

三月三十一日管内塩山村長始め二百五十名が来署して更正決定通知書七十通返上した。

閉会中審査に関する報告書

徴税及び納税状況に関する件等

閉会中審査報告書

一　徴税及び納税状況に関する件

一　金融状況に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和二十五年七月十一日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

文部委員会報告書

〔第六号参照〕

日本学術会議法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、日本学術会議法の第七條の

一部と第十七條の一部を改正しようとするものであつて、その要旨は、日本学術会議の会員が国会議員を兼職できるように規定するとともに、日本学術会議の会員の選挙権及び被選挙権の資格の基準を明らかにしようとするものである。

二、議案の可決理由

文化国家の基礎をなす科学の向上発達をはかるため、日本学術会議の会員に、わが国科学者の内外に対する代表機関たるにふさわしい人材を得て、その権威を高からしめ、同会議本来の機能をますます発揮する必要があることを認め、本案はこれを原案通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年二月二十三日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第九号参照〕

公立大学に置かれた文部事務官等の身分上の措置に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、公立大学高等専門学校に勤務する事務職員、技術職員の身分を地方公共団体の職員に切り換えようとするものである。

二、議案の可決理由

本案は、教育行政上当然の措置であると認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年三月十六日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十三号参照〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、国立学校設置法施行後一年間の実態にかんがみ、その設備及び組織等の統合改廃を行おうとするものである。

二、議案の修正議決理由

本案は、教育の実施上、適切なものと認められるが、東京水産大学又は商船大学職員の身分上の措置に関する條項に欠けているので、これを別紙の通り修正議決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年三月二十八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

国立学校設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十五項を次のように改める。（削り、附則第十一項の次に次の二項を加える。）

12　第四章に規定する国立の各種学校は、東京教育大学に附置されて昭和二十六年三月三十一日まで存続するものとし、当該各種学校に置かれる職員の定員は、東京教育大学の職員の定員に含まれるものとする。

13　昭和二十五年三月三十一日現在において、東京水産大学又は商船大学の職員である者は、別に辞令を発せられないときは、昭和二十五年四月一日に文部大臣によつて、それぞれ同一の職務の級及び俸給の号をもつて当該大学に置かれる相当官職に任命されたものとする。

教育委員会法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十三年七月十五日公布施行された教育委員会法のうち左の諸点について改正しようとするものである。

第一　いわゆる地方委員会の設置の時期につき、市と特別区に設けられる教育委員会は昭和二十五年度又は昭和二十七年度に設置しうるものとし、町村の地域に設けられるものは、地域的規模や委員会の組織権限等に関して、なお多くの研究問題を有しているので、その設置を昭和二十七年度まで延期する。

第二　教育委員会の職務権限の明確化をはかつた点で、学校その他の教育機関の建築営繕の実施に関する教育委員会の責任及びその実施方法を明らかにするとともに、学校の保健計画に関する権限を明らかにし、教育事務に関する収入の命令権を有するようにすること等の規定を設ける。

第三　教育委員会と教育長との関係につき、教育長の職務の特殊性を明らかにして、両者本来の機能を明確にする。

二、議案の修正議決理由

教育委員会制度の健全な発展をはかるために本法案の趣旨は適切妥当なものと認められるが、ただ、教育委員会の委員の選挙に関しては、すべて公職選挙法の規定によることになり、公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案の第四條において教育委員会法の一部を改正しているので、これと本法案の改正部分と競合する部分を技術的に調整する必要があることを認め、本法案はこれを別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

教育委員会法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第八條第二項に次の但書を加える。

但し、委員の任期満了の日以前に通常選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

第十五條　委員の選挙は、衆議院議員選挙人名簿及び補充選挙人名簿又はその抄本により、これを行う。

2　市町村の選挙管理委員会は、教育委員会の委員の選挙を行う場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十六條第二項に規定する補充選挙人名簿を調製しなければならない。

第十六條第二項中「六十人以上」の下に「百人以下」を加える。

第二十一條第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第二十七條中「委員の選挙の選挙運動に、」を「都道府県及び同法第百五十五條第二項の市の教育委員会の委員の選挙の選挙運動に、」に、「同條第三項」を「同法第七十二條第三項」に改め、同條但書を次のように改める。

但し、同法第七十二條第一項において準用する衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号）第百四十條第四項中「都道府県ノ選挙管理委員会」とあるのは、地方自治法第百五十五條第二項の市の教育委員会の委員の選挙については、「当該市の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

同條に次の一項を加える。

2　地方自治法第七十二條第一項において準用する衆議院議員選挙法第九十條但書の規定は、前項の規定にかかわらず、同項の市の教育委員会の委員の選挙の選挙運動については、これを準用しない。

第二十八條中「地方自治法に定める」を削る。

第二十九條第二項中「前項」を「選挙による委員」に改め、○同條に次の一項を加える。○「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、

3　第七條第三項の規定による委員の解職の請求に関しては、地方自治法に定める同法第八十八條第二項に規定する委員の解職の請求の例による。

〔第十六号参照〕

学校教育法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的

本案は、学校教育法のうちに大学の名誉教授に関する規定を新設し、又高等学校の定時制の課程及び各種学校に関する規定を整備する等の必要により、学校教育法の一部について所

要の改正を行おうとするものである。

二、議案の要旨

本案の要旨は大要次の通りである。

1　大学の名誉教授に関しては、従来官公立の学校についてのみ勅令で定められていたが、日本国憲法の施行されている現在、はなはだ不適切と考えられるので、この際栄誉的性質をもつ称号として、国立私立の大学を問わず一定の要件に該当する者に対し、当該大学の定めるところに従い授与できることにしている。

2　高等学校の定時制課程について、その定義を明確単純化するとともに、従来三年以上と定められていた修業年限を、教育上保健上の考慮により四年以上とし、又必要に応じて高等学校に養護教諭、助教諭、及び技術職員を置くことができるようにしている。

3　各種学校の定義を明確にするとともに、従来認可を受けていない事実上の各種学校に対しては、これを学校教育法の規定によらせるようにしている。

三、議案の可決理由

学校教育制度の確立は文化国家の建設には必須の要件であることにかんがみ、本法案の趣旨は教育制度の充実をもたらすために極めて妥当なものであることを認めて、これを原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

図書館法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的

本法案の目的は、社会教育法の精神に基いて、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営に関して必要な規定を設けようとするものである。

二、議案の要旨

内容のおもなるものは次の四点である。

1　国民に対する図書館奉仕の理念を明らかにして、社会教育機関としての図書館の活動面を強調している。

2　図書館の職員制度の確立を図つている。

3　地方財政の過重な負担を避けるため、地方公共団体に対して図書館設置の義務を課さず、他方、一定基準に達した公立図書館に対し国庫補助をなしうるようにしている。

4　私立図書館の自主性を確保するために、これに対し不当な干渉を加えてはならないようにしている。

三、議案の可決理由

教育基本法の示す通り、わが国の社会教育を振興するためには、図書館の普及と充実とが現下の急務とされている。かかる見地より本案は適切妥当なものと認め、これを原案通り可決すべきものと議決した次第である。

四、費用

二十一万四千円

右報告する。

昭和二十五年四月七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十号参照〕

教育職員免許法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、教育職員免許法施行法の一部を改正する法律の制定により、同法第七條の規定の有効期間の制限による旧免許状所有者の不利を除去しようとするものである。

二、議案の可決理由

本案は、教育行政上妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十四日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、教育職員免許法施行法第七條の規定の有効期間を明定し、その他第二條の従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授與についての不均こうを是正しようとするものである。

二、議案の可決理由

本案は、教育職員の素質向上のため妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十四日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十六号参照〕

文化財保護法案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

従来文化財に対する保護措置を法律で規定し実施されてきたものには、国宝保存法、重要美術品等の保存に関する法律及び史跡名勝天然記念物保存法があつたのだが、本法案はこれらの諸法律を統一整備並びに補足して従来の保護行政上の欠陥を是正し、且つ文化財の保護と保存にあたつては、政府及び国民の両者の責任と良心に基いてなされなければならぬことを強調しているものである。

かくて国民の文化活動の歴史的所産ともいうべき重要文化財等の社会公共性を明瞭にして、国民の文化に対する価値観をたかめ、もつて国民の文化的教養を培養して世界文化に貢献することを目的としている。

内容の主要な点は左の通りである。

第一　文化財保護行政機構を委員会制度とした。

第二　この法律によつて保護されるべき文化財を有形文化財、無形文化財、史跡名勝天然記念物、埋蔵文化財とに分けて規定している。

第三　文化財保存上必要である環境保全に関する規定を設けている。

第四　文化財所有者の意思と所有権を尊重して聽聞規定等を設けている。

二、議案の修正議決理由

本法案の趣旨及び目的は、極めて妥当にして、本院においても当委員会を中心として全く同一趣旨と目的をもつて文化財保護に関する法律案を立案作成したのであるが、参議院提出による本法案は、本院の案を全面的にとりいれてここに一本化されて提出されたものであるので、この法案が制定されるために技術上生ずる不備な点を別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

（――は修正）

文化財保護法案の一部を次のように修正する。

目次

第一章　総則（第一條―第四條）

第二章　文化財保護委員会

第一節　総則（第五條―第十五條）

第二節　事務局（第十六條―第十九條）

第三節　附属機関及び事務局出張所（第二十條―第二十四條）

第四節　職員（第二十五條・第二十六條）

第三章　有形文化財

第一節　重要文化財（第二十七條―第五十六條）

第一款　指定（第二十七條―第二十九條）

第二款　管理（第三十條―第三十四條）
第三款　保護（第三十五條―第四十七條）
第四款　公開（第四十八條―第五十三條）
第五款　調査（第五十四條・第五十五條）
第六款　雑則（第五十六條）
第二節　重要文化財以外の有形文化財（第五十七條―第六十六條）
第一款　埋蔵文化財（第五十七條―第六十五條）
第二款　有形文化財に関する技術的指導（第六十六條）
第四章　無形文化財（第六十七條・第六十八條）
第五章　史跡名勝天然記念物（第六十九條―第八十四條）
第六章　補則（第八十五條―第百五條）
第七章　罰則（第百六條―第百十二條）
附則（第百十三條―第百三十一條）
（地方税法の一部改正）
第百三十一條　地方税法（昭和二十五年法律第　号）の一部を次のように改正する。
第三百四十八條第二項第七号を次のように改める。
七　文化財保護法（昭和二十五年法律第　号）の規定によつて国宝若しくは重要文化財、特別史跡若しくは史跡又は特別名勝若しくは名勝として指定され、若しくは仮指定され、又は重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）第二條第一項の規定によつて認定された家屋及びその敷地たる土地

請願に関する報告書

〔第二十五号参照〕

六・三制校舎建設予算増額の請願（請願者仙台市原町若竹鹿島下十三番地遠藤安吉外十五万五千七百九十名）（庄司一郎君紹介）（第五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新制中学校の校舎建築、小学校舎の増築、教職員の定数増加、教職員の給與等は看過できない重大問題である。とくに、一般平衡交付金設定による財政制度の変更は、父兄に寄付金の負担をますます重からしめるとともに授業に重大な支障をもたらすものであるから、すみやかに六・三制校舎建設予算を増額せられたいというのである。

二、請願の議決理由
六・三制義務教育の完全実施を図るため、校舎建築予算確保の措置を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

教育予算増額並びに定員定額制廃止に関する請願（請願者千葉県香取郡新島村新堀正外三万三千三百三十四名）（山村新治郎君紹介）（第一一号）、同（請願者群馬県伊勢崎市上植木本町二千五百三十九番地山宮定次郎外三千四百名）（松井豊吉君紹介）（第一二号）、同（請願者大分市荷揚町大分県教育委員会長松本文雄）（金光義邦君外六名紹介）（第三七号）、同（請願者福岡市議会議長高丘稔外六名）（田代文久君紹介）（第三八号）同、（請願者川越市大字松郷四十五番地水村善太郎外四名）（川島金次君紹介）（第五五号）、同（請願者岡谷市六千八百十番地増澤政喜外四十五万九千百十四名）（小坂善太郎君外九名紹介）（第六三号）、同（請願者群馬県勢多郡粕川村田一ノ四伴内金市外一万二千六十名）（金子與重郎君外一名紹介）（第六四号）、同（請願者東京都教職員組合世田谷支部森田キミ外三千八百八名）（高木章君紹介）（第六五号）、同（請願者群馬県伊勢崎市上植木町二千五百三十九番地山宮定次郎外五名）（松井豊吉君紹介）（第九七号）、同（請願者鹿児島県鹿屋市南小学校分会平嶺薫外八十名）（岩川與助君紹介）（第九八号）、同（請願者山口県阿武郡江崎町福場文子外七十六名）（吉武恵市君紹介）（第九九号）、同（請願者アジヤ婦人会議準備会醍口喜美子）（渡部義通君外一名紹介）（第二九五号）、同（請願者千葉県成東町成東花澤滿外五千二百五十五名）（片岡伊三郎君紹介）（第三二八号）、同外六件（請願者東京都港区日吉町四百十九番地田中ハル外千七百六十七名）（森戸辰男君紹介）（第三二九号）、同外七件（請願者東京都新宿区西落合二丁目三百七十三番地高村泰正外千七百七十二名）（松本七郎君紹介）（第三三〇号）、同外七件（請願者東京都澁谷区代々木西原町九百七十五番地佐々隼太外五千六百五十四名）（受田新吉君紹介）（第三三一号）、同（請願者光市立浅江小学校高橋俊介外二十三名）（田中堯平君外二名紹介）（第五〇七号）、同（請願者香川県香川郡直島中学校坂東数利外十二名）（谷口善太郎君外一名紹介）（第六一〇号）、同（請願者福岡県糸島郡周船寺小学校三苫重臣）（田代文久君外二名紹介）（第七三五号）及び同（請願者北海道空知郡奈井江村立奈井江中学校藤井義継）（今野武雄君外二名紹介）（第七四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新学制が実施されて三年になるが、地方財政の窮迫と国庫補助費削減のため、校舎の建築はゆき悩みの状態にあるとともに他面定員定額制によつて、教員は地方の実状から見て、はなはだしい不足をきたしているのにかんがみて、すみやかに教育予算を大幅に増額し、定員定額制を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由
義務教育の完全なる実施を図るため、義務教育費予算の確保に関する適切なる措置を講ずべき必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

六・三制校舎建設予算増額の請願（請願者福島県耶麻郡関柴村長神山虎彦外百五十名）（大和田義榮君紹介）（第一〇〇号）、同外二件（請願者長野県南安曇郡有明村長赤沼義外三百名）（降旗徳弥君紹介）（第一〇一号）、同外四件（請願者兵庫県西宮市教育委員会教育長中川新吾外三十名）（塩田賀四郎君紹介）（第一〇二号）及び同（請願者長野県南安曇郡小倉村長布山茂嘉外百二十四名）（降旗徳弥君紹介）（第二〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
六・三制新教育の完全実施に伴う校舎建設の緊急の要件であるにもかかわらず、同予算は削減され、起債の途もとざされたため、新教育制度は、重大なる困難に直面している現状にかんがみ、同予算を増額計上されたいというのである。

二、請願の議決理由
六・三制義務教育の完全実施を図るため、充分な予算措置を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、

これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

法隆寺金堂壁画の写真原板保存等に関する請願（請願者東京都中野区城山町三十一番地中村竹四郎ノ水谷昇君外一名紹介）（第一二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
法隆寺の壁画は焼失したが、その名残を留めるものとして、武田伍一博士が同寺保存工事事務所長時代に、京都便利堂技師佐藤濱次郎が苦心して作製した壁画の原寸大写真並びに原色版写真が保存されている。ついては、同原板は少しの損壊もなく現存しているから、この貴重なる資料の完全な保存方法を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
焼失した法隆寺金堂壁画の参考資料として、佐藤濱次郎所有にかかる写真原版について、その保存価値を調査研究の上、適当な措置を講ずべき必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

科学研究費増額の請願（請願者東京都千代田区二番町二理学会連合委員長村越司外三名ノ根本龍太郎君紹介ノ第一九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
文化国家の建設は国を富ませねばならぬ。国を富ますのには切りつめた経費の下に能率を極度にあげるより外に道はない。そのためには科学的研究を完遂せねばならぬ。しかるに二十五年度においては科学研究援助費として僅か五億円を計上するのみで、これでは一人当り平均二万円強で、毎月十数枚の写真代にしか当らない、戦前とちがつて他に全然財源がないから、政府予算の増額を緊急に計られたいというのである。
二、請願の議決理由
科学研究の振興を図るために、科学研究費の増額に関し、予算的措置を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

東北文化研究所設置の請願（請願者宮城県知事佐々木家壽治外二名ノ庄司一郎君紹介ノ第二四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北大学には大正十四年五月齋藤報恩会の補助によつて奥羽史料調査部が設けられ、その後日本学術振興会による東北人文研究の小委員会が同大学に設置された。たまたま昭和二十三年秋来朝した米国人文科学使節団の賛意もあり、東北七県の社会経済及び文化の特質を綜合的に調査研究する東北文化研究所を東北大学内に設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
東北地方人文研究の発達を促すため、東北大学内に東北文化研究所を設置することの妥当なことを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

六・三制経費金額国庫負担の請願外二件（請願者奈良県高市郡金橋村森家新司外千三百名）（竹村奈良一君外二名紹介ノ第二九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新学制が実施されて三年になるが、地方財政の窮迫と国庫補助費削減のため、校舎の建築はゆき悩みの状態にあるとともに他面定員定額制によつて、教員は地方の実状から見て、はなはだしい不足をきたしているのにかんがみて、すみやかに教育予算を大幅に増額し、定員定額制を廃止されたいというのである。
二、請願の議決理由
六・三制義務教育完全実施のため、校舎建築費及び教育職員の充実につき予算措置を講ずべきことの必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

育英資金増額の請願（請願者東京都北多摩郡府中町東京農工大学農学部学生会代表萩原昭二外十三名）（風早八十二君外一名紹介ノ第三一八号）、同（請願者名古屋市中区南外堀町六丁目一番地名古屋大学内藤木基治ノ赤松勇君紹介）（第四二八号）、同（請願者東京農工大学農学部学生会阿部端）（並木芳雄君紹介ノ第五一五号）、同（請願者中央大学学生自治会中央委員長平松昭二）（谷口善太郎君外一名紹介ノ第五一六号）、同（請願者全日本学生自治会総連合中央執行委員長武井昭夫）（米原昶君外一名紹介ノ第五一七号）、同（請願者東京都北多摩郡府中町東京農工大学農学部学生会代表岩路昌之外六名）（植原悦二郎君紹介ノ第六三七号）及び同（請願者東京都北多摩郡府中町東京農工大学農学部大川義篤外十三名）（松本七郎君紹介ノ第九〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
日本育英会は学資に恵まれない学生に対し勉学の光明を投げかけているが、その予算額は僅少で、貸与を受けている学生は、全国大学高専学生総数五十万の中僅かに三万六千人で、同校出願者三十六名中八名のみが採用になつたにすぎない。有為の学生が貧窮のために学業をなげうつことは重大な社会問題であるから、昭和二十五年度の育英資金予算として、七十一億八千四百八十万円をぜひ計上されたいというのである。
二、請願の議決理由
育英制度強化のため、予算的措置を講ずべきことの必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

旧制高校卒業生の進学問題に関する請願（請願者浦和高校文科三年生保坂道彦ノ今野武雄君紹介ノ第三四九号）、同（請願者川崎市木月住吉町千九百十一番地木村祐二郎）（渡部義通君紹介ノ第三五〇号）、同（請願者東京都北多摩郡三鷹町牟礼三百七十九番地飯山邦夫ノ松谷天光光君紹介ノ第三五一号）、同（請願者岡山市国富本町開原眞弓外八十名ノ大村清一君外二名紹介ノ第五七三号）、同外二件（請願者東京都新宿区戸塚一丁目五百二十五番地高柳敦外二名）（渡部義通君外二名紹介）（第五七四号）、（同外二件）（請願者

東京都杉並区天沼一丁目二百五十五番地鈴木正之外二名）（谷口善太郎君外一名紹介）（第五七五号）、同（請願者東京都北多摩郡三鷹町新川長岡仙三外百三十五名）（土橋一吉君外二名紹介）（第五七六号）、同（請願者東京都杉並区善福寺町三百十四番地畑野逸興）（圓谷光衛君紹介）（第六八六号）、同（請願者東京都文京区本富士町一丁目全日本学生自治会総連合武井昭夫）（今野武雄君外三名紹介）（第七〇二号）及び同（請願者東京都世田谷区上北沢三丁目八百七十七番地高見幸郎外四名）（松本七郎君紹介）（第八九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大学入試の競争率は年々に激化し、旧高校卒業の白線浪人（入試不合格者）は増加するばかりである。ついては、新旧大学の予算を増額して旧制大学（とくに東大）募集人員を大幅に増員し、二十六年度にも引続き募集されたい。また、新制東大の第二、三学年への編入を許可し、貧困学生のために新旧大学に夜間部をつくられたいというのである。

二、請願の議決理由

旧制高等学校の卒業生であつて、本年四月大学入学が不可能となつた者については、この救済方法を考慮すべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

教員の待遇改善に関する請願（請願者名古屋市東区裏筒井町一丁目二十六番地伊藤一夫外八百五名）（田島ひで君外一名紹介）（第四二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

私立学校教職員は現在の収入が余りにも低額のため教職員としての責任と義務の遂行はおろか日常の生活さえ困難である。ついては、左記事項の実施により、教員の待遇改善を計られたいというのである。（一）賃金ベース平均九千七百円支給、（二）人事院勧告による七千八百円ベースを十二月から支給、交通費全額国庫負担、（三）越年賞金一、五月分支給、（四）級別号俸の頭打を是正、（五）勤労所得税の基礎控除を六千三百円ベースに改訂し昭和二十四年より実施、（六）共済組合家族診療費全額国庫負担。

二、請願の議決理由

私立学校教職員の待遇改善に関しては、その特殊性にかんがみ、それぞれの主務機関において、適当な措置を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

国宝瑠巌寺修理工事費国庫補助の請願（請願者宮城県知事佐々木家壽治外三名）（安部俊吾君外五名紹介）（第四五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県宮城郡松島町にある国宝瑠巌寺は、各所の腐しよく破損がはなはだしくすみやかに全面的修理をしなければ国宝建造物としての保存は期せられない。よつて、関係官民一丸となりこれが修理事業達成を企図したのであるが、巨額の負担には堪えられないから、修理工事を実施にあたりぜひとも工事費総額三千六百二十万円に対する最低八割の国庫補助をせられたいというのである。

二、請願の議決理由

瑠巌寺の破損状況は調査の上、これが修理費を補助すべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

大学院特別研究生の給与改善に関する請願（請願者福岡市箱崎町九州大学大学院中村正夫外九十五名）（福田昌子君紹介）（第四七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九州大学教職員組合連合会は、給与ベース改訂及び越年賞金一万円の支給方を学長を通じて関係各方面に請願中であるが、大学院特別研究生もその経済的窮迫は全く同じである。ついては、教職員の給与ベース及び越年賞金に準じて特別研究生にもぜひ自動的に同額同時に支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

大学院特別研究生の給与の改善につき、適切な措置を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

宮村の新制中学校建設費国庫補助の請願（請願者宮城県刈田郡宮村長佐藤清四郎）（庄司一郎君紹介）（第四九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県刈田郡宮村の宮地区及び刈田地区に新制中学校校舎、同附属建物の新築の必要に迫られ、財産処分、金融機関よりの融資により二校を新築したが落成を目前に控えて不足建築資金に困つている。ついては、同建設費の国庫補助をせられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県宮村新制中学校建設費については、その特殊事情にかんがみ、六、三制建築予算中において、その補助につき考慮を加える必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

群書類従原版保管に関する請願（請願者東京都渋谷区氷川町四番地温故学会齊藤茂三郎）（岡延右エ門君紹介）（第五八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

検校塙保己一の四十年間の労苦によつて収集せられた群書類従は、巻数六百六十六冊、原版は両面刻一万七千二百四十四枚であつて、学界における国宝的貴重物である。この世界に誇るべき文化財を腐朽から救い、永久に保存するため、原版の保管費を国庫によつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

群書類従原版は重要なる文化資料であると思われるので、その実状を調査の上これが保存に関し適切なる措置を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

教育予算増額の請願（請願者札幌市南一條西九丁目北海道労働組合会議長山田長吉外十三名）（柄澤せき子君外二名紹介）（第六二一号）、同外一件（請願者香川県仲多度郡南部小学校P・T・A会長高橋正一外二十九名）（今野武雄君外一名紹介）（第六二二号）、同（請願者香川県三豊郡比地小学校長山本新三郎外八名）（谷口善太郎君外一名紹介）（第六二三号）及び同（請願者千葉県教職員組合銚子支部長勝又理夫外九千三百五十六名）（仲内憲治君紹介）（第二〇五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在の新学制は、予算額が少ないため、教員、教室の不足等により、その実施の上に多大の支障をきたしている。今までがりなりにも継続してこられたのは、地方財政とPTA会等の寄附金に依存していたからであるが、もはや、地方財政の困窮と、大衆生活の貧困は、これを不可能としている。ついては、教育の危機を打開するため、校舎建築費、義務教育費国庫負担金、定時制高校補助金等の補正予算を計上増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
義務教育の完全な実施を図るため、義務教育費確保の予算措置を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

大学研究機関拡充に関する請願（請願者京都市左京区吉田京都大学職員組合松井清）（谷口善太郎君外二名紹介）（第六五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
文化国家建設は日本の重要な任務であるにもかかわらず、文教に対する実質的配慮がほとんどなされていない。大学研究機関は従来も荒廃せる研究設備、乏しい研究費で、耐乏生活を続けてきたが、国立学校設置法や、現在の予算の下では、辛じて続けてきた研究も教育も不可能となつた。文教の飛躍的振興のため、大学研究機関の急速な拡充と、研究者の生活の安定とを講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
大学研究機関の拡充策と研究者の生活安定に関して考慮すべき必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

早稲田大学第一学生寮確保に関する請願（請願者東京都北多摩郡保谷町保谷早稲田大学第一学生寮胡谷増生）（松谷天光光君紹介）（第六六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
早稲田大学は、富士産業株式会社より四つの寮を借受けてきたが、中でも第一学生寮は戦前から同校学生を収容していた。今後富士産業武蔵工場が、資産整理を理由に学校側にこの寮の買取りを交渉しており、学校財政上、これを放棄しなければならないこととなり、退寮準備をすすめている。現在の困難な学生生活の中でかつ入寮希望者が殺到している時、この措置は学生を学校から追出すことになる。ついては、早稲田大学当局が第一学生寮を確保しうるよう何等かの財政的処置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
戦災のため、学生の住居もはなはだしく制限せられているが、私学における学生の住居については私立学校貸付金あるいはその他の予算的措置により、これが緩和を図るべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

私学に対する国庫補助並びに貸付に関する請願（請願者東京都新宿区戸塚町早稲田大学学生自治会堀越稔）（松谷天光光君紹介）（第六六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
「私学振興のための金融機関設立に関する決議案」がたな上げになつたのは、文部大臣の十一月二十六日の衆議院文部委員会の答弁において、「同法案は憲法第八十九條とは全く関係なく、単に財政的な理由で実現不可能になつたものである」とあるので、憲法第八十九條との関連において、私学法を必要とするという政府側の答弁をくつがえすものである。従つて、左の理由から官僚統制のない国庫補助金並びに貸付を交付されたいというのである。（一）父兄の経済的破たんに伴う学生生活の危機、学生生活の危機に根ざす学校経営の破たん、（二）教職員の生活の低下は、教育内容、事務能力の低下をもたらし、また研究設備、図書館も荒廃している。（三）厚生施設の不備、（四）学生寮の経営困難。

二、請願の議決理由
私学振興の隘路が財政面の窮乏化にある現状にかんがみ、これが助成に関しては、適切な予算的措置を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

教職員の給與改訂等に関する請願外九十五件（請願者和歌山県西牟婁郡上秋津村畔田幸右ヱ門外千二百十二名）（早川崇君紹介）（第六八一号）、同外四件（請願者和歌山県東牟婁郡本宮小学校須川善一外六名）（田中織之進君外一名紹介）（第六八二号）及び同外七件（請願者和歌山県那賀郡東野上町下佐々六百四十八番地橘本常市外九名）（田中織之進君紹介）（第六八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教職員の生計は現在の給與ベースでは到底維持することができない。これでは後顧の憂えなく子弟の教育活動に没頭し、教育の安定を計ることは困難である。ついては、すみやかに教職員の給與を改訂しかつ目前の年末を控えて苦慮する状態であるから、この実情を察せられて最低二箇月分の越年資金を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方教育公務員の給與に関しては、その特殊性にかんがみ、それぞれの主務機関において、これが改善のため適当なる措置を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

山口大学農学部獣医科存続に関する請願（請願者山口県小郡局内新町山口県獣医師協会長近藤憲一）（田中堯平君外二名紹介）（第七三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次戦争以来獣医師が急増した結果、その素質の低下等を理由として農学部獣医科の全国的統合整理が考えられているようであるが、これは農業政策の大計より考え、今後大陸家畜の輸入等を予想する時当を得たものではない。かかる意味からも山口大学農学部獣医科は、地理的にも好適の位置にあり、関係各方面の協力の下に着々多大の費用を投じて新設中であるから、ぜひとも同科を存続せしめられるよう取り計らわれたいというのである。

二、請願の議決理由

山口大学はその立地状況その他の点で、獣医科存続に相応した特殊性があるので、本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

私学に対する国庫補助の請願（請願者東京都文京区本富士町一丁目全日本学生自治会総連合武井昭夫）（今野武雄君外三名紹介）（第七三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦災による戦後の資金難によつて、私学経営者はその財源難を授業料の値上に求めたが、学生は、その父兄の生活の窮乏化に伴い、学生生活が一層窮乏し、アルバイトの不足、育英資金の制限等により、血を売つてまで生活を支えている状態である。一方学校側としては授業料未納学生の大量退学処分、経営難を理由とする有能教授の強制退職等を行つている事実もある。ついてはその独自の教育方針によつて、わが国教育史上に多くの貢献をなしてきた、私学の救済と健全な発展のため充分な国庫補助を與えられたいというのである。

二、請願の議決理由

私学振興のため、予算的措置を講ずべきであることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

教員の定員増加並びに待遇改善に関する請願（請願者高知市朝倉丙一番地ノ七引田早喜）（今野武雄君外一名紹介）（第七四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教員の定員定額制を、一律に事情を異にする各県に実施することは実情を無視したものである。高知県の如く交通不便の地方では自然小校分散となり、学校数も他県に比しいちじるしく多い。かかる状態で、定員による教育の完全を期することはおろか、現在の病欠職員等の補欠さえもできない状態であり、またその待遇はかろうじて日常生活を維持する程度であるから、教育の発展は到底望むことができない。ついては、教員の定員を増加して、その待遇改善を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育職員の定員数を地方の実情に応じて配置しうるよう弾力性を付與するとともに、その待遇に関し、将来一般公務員給與ベースとの関連において適当な措置を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

六・三制校舎建設予算増額並びに教員の待遇改善に関する請願（請願者香川県仲多度郡広島中村池田政信外七名）（谷口善太郎君外一名紹介）（第七四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新日本の建設は新しい教育の力にまたねばならない。そして新教育建設の基盤は教育費の増額にある。ついては六・三建築予算の増額、教職員俸給の基本給増額、教員旅費の増額、教職員健康障害者に対する救済対策の拡充等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育の充実を図るため及び六・三制建築予算の確保、並びに地方教育公務員待遇改善等につき、考慮する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

教育、研究の危機打開に関する請願（請願者東京都目黒区衾町東京都立大学職員寮内寺澤恒信外四名）（今野武雄君外一名紹介）（第七八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大学は戦後荒廃のままに放置された研究設備と、乏しい教育、研究費により、苦しい生活の中で辛うじて最低限の研究、教育の機能の保持に努力してきた。しかるに、経済九原則、ドッジラインの実施以来予算は極度に縮少せられ、このままでは全面的な崩壊をまぬがれない状態になつている。ついては、研究、教育に必要な設備、資材及び人員の確保、教職員、研究者、学生の研究継続に必要な最低生活の保証等、必要な予算、立法の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

学術及び教育振興のため、充分なる施策を講ずべき必要があることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

新制中学校建設費国庫補助増額の請願（請願者東海市議会議長会長中西竹太）（江崎真澄君紹介）（第八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

六・三制実施にあたり、新制中学校の建設に対する予算が地方に配分されるときは少額となり、ことにその進ちょく度のいかんに左右される現況である。地元民の一時立替等によつてすでに着工されているものもあるが、国庫補助が少額に過ぎるときは、地方財政の破たんをきたす結果となる。ついては、国庫補助の増額を計り早急に完成せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

六・三制教育の充実を図るため校舎建築費の確保に関しては、これが予算措置を講ずることの必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

五倫文庫設立に関する請願（請願者千葉県夷隅郡御宿町久保二千六十番地田辺恒之〔若林義孝君外一名紹介〕）（第一〇四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県夷隅郡御宿町所在の五倫文庫は、小・中学校における初等教育を正しく指向して行くために、国内はもとより、世界中の初等教科書をまとめつつあり、また今後まとめて行こうとする特異な性格をもつ文庫である。しかし本事業は、本来地方の一小学校同窓会の事業でありえないのであつて、国家的規模において設立運営されなければならぬものである。ついては、同文庫の設立運営に対して、国庫より具体的な支援を賜りたいというのである。

二、請願の議決理由

五倫文庫は初等教育研究の資料として有用なものと思われるが、これが保存活用につき適切な措置を講ずべき必要があることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

小学校における家庭科存置に関する請願（請願者岡山県都窪郡早島町河合文子外十八名〔若林義孝君外十八名紹介〕）（第一二〇一号）、同（請願者神奈川県足柄上郡相和村赤田百六十三番地夏苅ムメ子）（小金義照君紹介）（第一三八三号）、同（請願者東京都小学校家庭科研究会江東区地区責任者込谷百代外二十一名）（高木章君紹介）（第一三八四号）、同（請願者宇都宮市河原町千百四番地笹島しげ子）（大澤嘉平治君外一名紹介）（第一四一一号）、同（請願者徳島県徳島市蔵本町三丁目十九番地石川千代子外五名）（庄司一郎君紹介）（第二二五四号）及び同（請願者岸和田市春木中町百三十八番地岸和田市中学校家庭科研究会代表船勢勝子外十一名〔安部俊吾君紹介〕）（第二五四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校教育法第十八條に「小学校における教育目標は、日常生活に必要な衣、食、住、産業等について基礎的な理解と技術を養うこと」とあるが、家庭科を除いた他の教科においては、この方面の教育の目的を十分に達することはできない。またわが国の民主化は、家庭の民主化をその基盤におかなければならぬが、民主的家庭生活のあり方を体得させるため、小学校においては、家庭科は最も重要な役割を果す教科であるから、近く決定される、学校教育基準法制定に際して、小学校教育において、家庭科を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

小学校家庭科存置に関し、充分に研究考慮を加える必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

大学院学生の研究並びに生活條件改善に関する請願（請願者東京都文京区森川町百十五番地東京大学農学部大学院学生御園喜博外五十九名〔若林義孝君外一名紹介〕）（第一二八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

経済生活の窮迫に際して、大学院学生の生活状況はきわめて苦しく、大半はアルバイトをし、現在アルバイトしていなくても、アルバイトを希望する者が多い。将来研究者として、わが国学術の振興に寄與し、日本再建の礎となるべき大学院学生が、このような劣悪な條件にさいなまれて、その使命とする研究が圧迫されていることは、国家のためにも憂慮さるべき問題である。ついては、大学院学生に対する、育英資金を増額し、採用人員を増加し、授業料を免除をされたい。また、大学院学生及び特研生に対して、学生定期券、学割の適用を中止しようとする動きがあると聞くが、上記にかんがみ、同定期券及び学割の適用を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

大学院学生の研究並びに生活條件の改善につき、その施策を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

小学校及び中学校における家庭科存置に関する請願（請願者東京都世田谷区廻沢町六百十四番地世教家庭科対策委員会準備会森田キミ外四千四百二十三名）（田島ひで君紹介）（第一三二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後の新教育は、家庭の民主化をめざして、家庭科を単独教科としてとりあげ、嘗々その効果をあげ得た。しかるに、今回中学校では、同科を職業科と統合して、職業家庭科となし、小学校では、これを社会科の中に統合しようとしている。重大を使命をもつ家庭科を、このように統合することは、両科ともその目的とする意義を失い、徹底せぬことになるから、現在どおり、小学校にも中学校にも、家庭科を単独教科として、存続せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

小学校及び中学校の家庭科存置に関し、充分なる研究考慮を加える必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

青山小学校増築費国庫補助の請願外一件（請願者盛岡市青山町十一番地青山小学校増築促進委員会新田秀一郎）（鈴木善幸君紹介）（第一三五四号）及び同（請願者盛岡市青山町青山小学校森山正子外一名）（山本猛夫君紹介）（第二五八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

盛岡市にある青山小学校は、昭和二十三年四月開設されたが、児童数の激増がはなはだしく、開校当初より、二部授業を施し、厨川中学の一部校舎、市所有建物等を仮教室として使用するなど、三箇所に分散して、ようやく授業をしてきた。この対策として、昭和二十四年度において、八教室の増築が決定され、目下工事中であるが、これが完成しても、とうてい全児童を収容することができず、教育上大きい支障をきたしている。ついては、昭和二十五年度において、六教室及び雨天体操場を増築するために、国庫補助せられたいというのである。

二、請願の議決理由

青山小学校の特殊事情にかんがみ、実情調査の上、これが国庫補助につき考慮すべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

国庫負担による専任社会教育主事設置の請願（請願者北海道由仁村長北海道社会教育大会代表者多田了介）（浦口鉄男君紹介）（第一四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会教育法の施行に伴い、市町村はその責任においてこれを行う義務を課せられたのであるが、現在の貧弱な地方財政では、とうていその負担に堪えられない。ついては、社会教育の活発な展開のために、学校教育給与についての国庫負担の趣旨にもとづき、すみやかに、国庫負担による専任社会教育主事職員を設置し、諸種の社会教育施設の拡充強化のために、強力な助成の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

社会教育振興のため、専任の社会教育主事の設置について考慮すべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

標準教育費法制定に関する請願（請願者山形市香澄町木の実小路山形県教員組合田中新治）（上林與市郎君外三名紹介）（第一四八六号）、同（請願者茨城県筑波郡大穂村茨城県教職員組合筑波支部中島覚四郎外十名）（北澤直吉君紹介）（第一八五七号）、同（請願者東京都千代田区麹町二丁目六十六番地麹町小学校内全国連合小学校長会長佐口安治）（園谷光衛君紹介）（第一九五八号）、同（請願者東京都文京区竹早町百十二番地全日本中学校長協会真下鶴次外十七名）（園谷光衛君外六名紹介）（第一九八〇号）、同（請願者水戸市立三ノ丸小学校長関博外四百十六名）（塚原俊郎君紹介）（第二一二一号）、同（請願者東京都豊島区椎名町四丁目二千百三十番地名倉愛吉外四十一名）（高木章君外五名紹介）（第二二〇一号）、同（請願者高知県安芸郡北川村久武小雪外六十三名）（長野長廣君紹介）（第二二八三号）、同（請願者福岡県京都郡行橋町長川原豊三郎外三千二百二十名）（田代文久君紹介）（第二四〇八号）、同（請願者福岡県京都郡行橋町下正路町長川原豊三郎外千二百五十六名）（松本七郎君紹介）（第二四四二号）、同（請願者千葉県海上郡PTA連合会長加藤義雄）（寺島隆太郎君紹介）（第二四六七号）、同（請願者栃木県小学校長会長鈴木湊外三名）（山口好一君紹介）、第二六二五号）、同（請願者宇都宮市西原町二千八百三十九番地の一小平藤十郎外四万三千二百名）（山口好一君外二名紹介）（第二七五二号）及び同（請願者神奈川県高座郡藤谷町高倉百九番地塚越正治外六万二千六百七十名）（河野謙三君紹介）（第二八七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

シャウプ勧告に基く平衡交付金制度は、地方自治の精神からみて正しいことであるが、そのためには、地方自治の機構と機能が相当の程度進歩していることを前提とする。日本の現状は、平衡交付金制度を、完全な姿で実施するには危ぐがあるから、教育費の地方町村負担当時の、苦い経験を想起し、次の諸点の実現をはかられたいというのである。（一）標準教育費法の制定、（二）標準教育費支出の義務規定を明記すること、（三）適用範囲を、義務教育のみならず、高校までにすること、（四）児童生徒一人当りの単価を充分にすること、（五）この法律に定める標準は、最低を意味することを明記すること。

二、請願の議決理由

標準教育費確保に関する法律案につき考慮すべき必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

教職員再教育費増額に関する請願（請願者豊中市新免八百八十九番地荒木正三郎外五十一名）（松本七郎君紹介）（第一四八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教職員免許法実施に伴い、現職教員は施行法によつて、上級免許状を取得しなければならぬが、その基礎資格を有する者は、教員総数の九十％、約四十七万人を数えるのに、昭和二十五年度現職教育予算は、ひじように削減されたため、該当者の約五・三％しか再教育をうけられない。このようなことは、教育公務員特例法に示す教職員研修の義務を怠り、教職員の教育に対する希望と熱意を失わしめるものである。ついては、本年度十八万一千人の講習実施のために、四億九千三百三十万五千円の教育費予算を計上されたい。また上級免許状取得のための通信教育費予算二千万円を、受講者五万人から十五万人に殖やし、二億七千六百万円の予算に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

教職員再教育の充実と促進のため、それぞれの主務機関において受講者の経費に対し応分の補助を與える必要があることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請

願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

白河関を史蹟に指定の請願（請願者白河市長田中伸三外十三名紹介）（第一五五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
白河関は、上古並びに中世の陸奥開拓交通史上、重要な意義を持つものであり、しかもその遺蹟が顕然としているにもかかわらず、史蹟として指定せられないために、何等の保護も受けていないのは、はなはだ遺憾である。ついては、白河関を史蹟に指定せられたいというのである。
二、請願の議決理由
白河関はわが国文化史上、由緒あるものであるが、現存のその史蹟につき調査の上、保護施設につき適当な措置を講ずべき必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

遠刈田小学校雨天体操場建設費国庫補助の請願（請願者宮城県刈田郡宮村長佐藤清四郎外一名）（庄司一郎君紹介）（第一七〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県刈田郡宮村は、地勢、産業、行政上、宮地区と遠刈田地区とにそれぞれ独立の小学校及び中学校を存置しなければならなかつた。遠刈田小学校は、長年校舎の狭いために苦しんでいたが、本年一月、村民の努力によつて中学校校舎を新築したが、まだ十分とはいえない。寒冷地帯である同地方は、一箇年の中、五箇月は吹雪と雪にとざされて、屋外運動ができず、児童の体位向上のために憂慮すべき問題であるが、同村の財政を以つてしては、雨天体操場の建設はとうてい不可能であるから、恵まれない同地方の青少年のため、雨天体操場建設費を国庫で助成されたいというのである。
二、請願の議決理由
宮城県刈田郡遠刈田小学校雨天体操場建築に関し、寒冷地帯である特殊性にかんがみ、その実状を調査の上、これが国庫補助につき考慮を加える必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

玉泉寺を史蹟に指定の請願（請願者静岡県賀茂郡浜崎村長田中長之助外二十二名）（畠山鶴吉君紹介）（第一八九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県賀茂郡浜崎村にある曹洞宗玉泉寺は、安政三年米国初代総領事ハリスが領事館として使用し、その後安政六年七月までの約三年間、領事館として用いられた。その間、同寺院において下田條約が締結され、日米国交に寄与するところ多く、史蹟として多大の価値を有している。ついては、同寺を史蹟に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
静岡県賀茂郡所在の玉泉寺は歴史的に特殊の意義を有するが、調査の上、史蹟として指定することにつき考究する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

ラフカデオ・ハーン生誕百年記念事業に関する請願（請願者松江市長小林誠一外一名）（山本利壽君外四名紹介）（第一九四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
ラフカデオ・ハーンは、文筆をもつて日本を始めて世界に紹介した国際的文豪であり、また英語圏に対する日本の代弁者として偉大な足跡を残した。ハーンの生誕百年の記念される年に当り松江市に、ハーンに関する総合的、永久的記念施設をしその偉業を顕彰するため、国家的事業として左記を実施されたいというのである。(一)ハーン文化会館の建設、(二)ハーン・スタヂアムの建設、(三)ハーン図書館の建設、(四)ハーン旧居の保存、(五)ハーン奨学資金設定。
二、請願の議決理由
ラフカデオ・ハーンの業績を保存するため、適当な措置を講ずべき必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

国宝飛騨国分寺本堂保存修理費国庫補助の請願（請願者高山市総和町一丁目八十三番地国分寺住職北原探道外十名）（岡村利右衛門君紹介）（第二〇六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千二百年前、聖武天皇の諸国分立の一であつた、飛騨国分寺は、国宝、本尊薬師如来、聖観世音菩薩及び小鳥丸の太刀を有し、七重大塔礎石は史跡に指定せられ、同本堂は、明治四十二年四月、特別保護建造物に指定せられている。しかるに、大正初期、国庫により銅板製屋根を改修されたのみで、近時本堂は東南に傾斜し、すみやかに土台の修理及び傾斜の復元をする必要があり、また民家との間に、鉄骨の防火壁の建設も急を要する。ついては、同寺は無だん徒寺であつて微力であるから、修理費三百万円を国庫補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
飛騨国分寺修理費については、その実状を調査の上、応分の国庫補助を行う必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十九日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

国宝金剛峯寺の建造物移転並びに修理費国庫補助の請願（請願者和歌山県伊都郡高野村高野山真言宗総本山金剛峯寺主管者和田性海）（星島二郎君外五名紹介）（第二〇八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高野山真言宗総本山金剛峯寺の所管である。国宝建造物指定の薬師堂並びに位牌堂は、近時荒廃はなはだしく根本的な大修理を要する。かつまた、同建造物現在の所在地は、管理、参拝等に不便であるから、他に移転して保護の万全を期したい。ついては、その予算千二百五十万円は、同寺としてはとうてい負担に堪えないから、その中の一千万円を国

庫より補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

金剛峯寺の修理に関しては、その実状を調査の上、これが対策を講ずべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

本郷、岡田両村組合立中学校新設費国庫補助に関する請願（請願者長野県東筑摩郡本郷村長宇留賀政実外一名）（降旗徳弥君外一名紹介）（第二〇九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県東筑摩郡本郷村及び岡田村組合立新制中学校は、小学校と同一敷地内にあり、教室不足のため混合で使用している場合もあり、教育上支障が多い。本郷小中学校では、普通教室四、特別教室も少くとも四教室は新築を要し、明治時代の校舎も改築の時期が来ている。岡田小中学校では、明治十八年建築の校舎で危険であり、改築をせまられている。ついては、両村中学校を合併して、両村境に校舎を建築したいが、全額一千万円は窮迫した村財政では不可能であるから、国庫による大幅の補助を與えられたいというのである。

二、請願の議決理由

長野県本郷村及び岡田村組合立新制中学校建築費に関し、その特殊事情にかんがみ実状調整の上、国庫補助につき考慮を加える必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

功山寺仏殿の保存修理に関する請願（請願者下関市長府町功山寺神田高顯外四百二十五名）（受田新吉君外一名紹介）（第二一六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

下関市にある功山寺仏殿は、鎌倉円覚寺舎利殿とともに純唐様で、今より六百三十年前の本邦稀有の芸術的重要建築物であるが、大正六年以後未修理のため朽廃がはなはだしい、また防火設備もなく、保護、修理に万全を期し得ないから、すみやかに再調査の上保護、修理の対策を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

功山寺仏殿につき、その破損状況を調査の上、保護修理を必要とする場合は、適当な措置をなすべき必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

国分寺第一小学校における二部制授業撤廃に関する請願（請願者東京都北多摩郡国分寺町逓信住宅ほ一号国分寺町主婦の会酒井千鶴子外三十二名）（松本七郎君紹介）（第二一九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国分寺町は、教育予算と施設が貧弱な上、戦中戦後をかけて人口が増加したので、小学校は二部制の授業をしている。学童は、早番、遅番と別れているため、時間が不規則で、それにつれて各家庭の生活も時間的に乱れて、保護者達も焦慮している。二部制のために、児童の教育程度も目に見えて低下してきたように思われ、これでは落着いて本当の勉強も至難であるから、教育予算を増額されて、同町の二部制を解除されたいというのである。

二、請願の議決理由

国分寺第一小学校に対し、その特殊事情にかんがみ、その改善につき適当な予算措置を講ずべき必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

教職員免許法による認定講習受講者旅費国庫補助の請願（請願者宮崎県議会議長日高弥一）（川野芳満君外五名紹介）（第二五七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育職員免許法による、上級免許状取得認定講習は、教育職員の資質保持向上のため、もつとも重要ではあるが、この受講のためには多額の費用を要し、とくに宮崎県のようにへき地に学校が点在するところでは、受講者の負担加重となり、ひいては受講を断念する始末である。ついては、国において、認定講習に要する諸経費とくに受講者の旅費について補助をせられたいというのである。

二、請願の議決理由

教育職員の資質向上を図るため、その受講費については、適当な措置を講ずべき必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

宮崎県下教職員の定員定額基準引上げに関する請願（請願者宮崎県議会議長日高弥一）（川野芳満君外五名紹介）（第二五八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

義務教育に従事する教員の定員定額算定の基礎は、定員については法定仮定学級数に対し、小学校一・三五、中学校一・七を乗じた数とし、定額については小学校五千三百十二円、中学校六千百九十四円となつている。宮崎県では、単級もしくは複式の学校が多く、小学校では一学級一人の教員を、中学校では学科目数に相当する教員を確保し得ない現状である。定額についても、九州各県の平均給與を下廻り、教職員の資質を低下せしめている。ついては標準義務教育費の確保に関する基準法制定の場合には、宮崎県の特殊事情を十分考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮崎県の特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨はもつともと考えられるので、可能な措置をなすべき必要があると認め、本請願は、これを義院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

高田竹山の書画を国宝に指定の請願（請願者東京都世田谷区上馬町一丁目五百七十番地井出万重）（井出一太郎君紹介）（第二六〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

故高田竹山は、本名忠周、号竹山、文久元年東京牛込に生まれ、說文学の著述により、大正八年、帝国学士院賞を受け、著書十余種がある。書

家單山の弟子で、明治十八年内閣印刷局に入り、紙幣、公債の書写を担任し、現通用の十円、百円紙幣の文字は竹山の書である、書道ではない（楷）、行、草に至る十体文字をよくし、中国朝野に有名であり、画道においても、文人画としてすぐれている。ついては、竹山の書画の中四点を国宝に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨にはもつともと考えられるものがあるが、その文化財としての価値について調査の上、これが妥当と思われる場合は適当な措置を講ずべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

元号存置に関する請願（請願者京都市東山区山科御陵東鳥向町二十番地宗教法人天社土御門神道本庁藤田義男外一名）（若林義孝君紹介）（第二六三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元号廃止の儀があるが、わが国元号はわが民族の生活に深く直結、浸透しており、次の理由と相まつてはなはだ重要なことであるから、従来どおり元号は存置されたいというのである。（一）わが国元号は、すでに千三百年の伝統を持つている、（二）世界を通じて独自の元号を持つものは、日本唯一国である、（三）元号は、王道政治の徳政の連続の象徴である、（五）西暦を採用しても、国の宗教的行事の上には元号は必要であるから、私の元号を用いるようになる、これは廃止された太陰暦が公然と共用されているのと同様である、（六）改元は執政者の政治の基本をたてる表徴で、また為政者の反省の機会である、（七）元号には宗教的意義が含まれている等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨にもきわめて妥当な点があると考えられるので、元号存廃いずれかの措置を講ずる際には参考資料として用うべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

視覚教育振興に関する請願（請願者東京都世田谷区議会議長染野愛）（廣川弘禪君外一名紹介）（第二七五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児童の教育法は、従来のような教育法であつてはならず、実証的、具体的な方法をとらねばならぬ、それは視覚教育である。この心理的合理性は、子供らしい感覚感情に強く訴え、児童に標準語の発音をなれさせるものである。東京都世田谷区は、四十台の十六ミリトーキー映写機と、二百四巻の教材用フイルムとを備え、実践の一歩を踏み出し効果を上げている。しかしそれは経費が多くかかるためなかなか進ちよくせぬから、伸びようとしているこの教育に対して、財源的にも積極的な処置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

教育効果の振興に視聴覚教育は重要な基礎要件であつて、これが具体的方策としての実施に当つては研究調査の上、適当な措置をなすべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

豪雪地小中学校除雪費国庫負担に関する請願（請願者新潟県南魚沼郡町村会星野享一外一名）丸山直友君紹介）（第二七七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県その他年間降雪量七十尺より百尺に及ぶ地方においては、越多のための生活はきわめて困難であり、なおかつ、家屋税、地方税等により疲労困ぱいを極めている。しかるに、小中学校の除雪に要する経費は、ばく大にのぼりしかも冗費といつて過言でない。ついては、同地方の子弟の教育のために、右除雪費の国家負担の件を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

豪雪寒冷地の教育はその土地の特殊性を充分考慮する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

学生会館増設及び同施設改善に関する請願（請願者東京都千代田区代官町東京学生会館自治委員会西原留太郎）（若林義孝君紹介（第二八三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京学生会館は昭和二十一年発足、都下大学、高専六十余校の学生六百名を収容する宿舎であるが、戦後の幾多の困難な事態をのりこえ、学生の自治組織の下に発展して来たが、旧兵舎に若干の改修を加えたのみで、補修が加えられないため、次第に荒廃し、学徒の宿舎としては不適当であり、しかもなお入館希望者を収容しきれない現状である。ついては、左の事項を実現されたいというのである。（一）全国主要学都に学生会館の新設、（二）既設学生会館設備の改善、（三）学生アルバイト対策の強化、（四）育英会奨学生の増加、（五）学生会館在館学生に対するララ物資の給與。

二、請願の議決理由

学生会館に在館する学生は皆貧窮せる学生であつて、これ等の学生を育英する事業に関しては、益々充実拡張して、教育の効果を最大に挙げるべきであつて、そのためには諸般の実情を考え、大いに研究調査して、処置を講ずべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

閉会中審査に関する報告書

六・三制義務教育に関する法律案起草の件等閉会中審査報告書

一　六・三制義務教育に関する法律案起草の件

二　宗教法人に関する法律案起草の件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和二十五年七月十一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

厚生委員会報告書

〔第五号参照〕

医療法の一部を改正する法律案（丸山直友君外三名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
　現在医業に関する広告事項として認められている診療科名は、従来医師が実際に取扱つて来た診療科目に適合しない点があつて、公衆が医療を求めるに際し、不便を来たしている向があるので、診療科名に神経科、呼吸器科、消化器科（又は胃腸科）循環器科、性病科、こう門科の六科名を追加して、実情に即せしめようとするのが本法案の目的である。
二、議案の可決理由
　医業に関する広告事項として認められている診療科名に実情に即し必要な科名を追加して、医療を求める公衆に、便宜を與えることは、時宜に適した措置と認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した。
　右報告する。
　昭和二十五年二月十五日
　　厚生委員長　堀川　恭平
　衆議院議長幣原喜重郎殿
「備考」本改正法案は予算に関係ない。

〔第十一号参照〕

栄養士法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
　現在栄養士の資格を得るためには、厚生大臣の指定した、栄養士養成施設において一年以上栄養士たるに必要な知識及び技能を修得するか又は一年以上栄養士の実務の見習をしたのち厚生大臣の行う栄養士試験に合格しなければならないのであるが、国民栄養の重要性にかんがみいよいよ栄養士の資格向上を図る必要が認められるとともに栄養士試験の公正を期する必要があるので、栄養士養成施設の修業年限及び栄養士試験の資格としての見習期間をそれぞれ二年以上に延長し、且つ栄養士試験審査会の規定を設けようとするのが本法案の目的である。
二、議案の可決理由
　国民栄養の問題がいよいよ重視せられる現情において、その指導の立場にある栄養士の資質を向上せしめることは、時宜に適した措置と認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した。
三、本法案施行に要する経費
　栄養士法施行に要する経費は、昭和二十五年度予算に二三四、〇〇〇円計上している。なお試験審査会に要する経費は九、八〇六円である。
　右報告する。
　昭和二十五年三月九日
　　厚生委員長　堀川　恭平
　衆議院議長幣原喜重郎殿

性病予防法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
　昭和二十二年の保健所法の改正により地方第一線の公衆衛生行政事務は保健所が中心となつて実施せられることとなり、都道府県知事の衛生事務に関する権限の一部は政令で定める市の市長に委任せられることとなつたが、その委任の範囲は厚生次官通牒で示されている関係上、行政事務を行う吏員の身分、権限委任に伴う費用負担の関係等について種々の不便があるので、性病予防法外十四件の衛生関係法律に市長の権限を規定し、それらの関係を明確にしようとするのが本法案の目的である。
二、議案の可決理由
　地方第一線における公衆衛生行政事務の運営を円滑ならしむるため時宜に適するものと認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した。
　右報告する。
　昭和二十五年三月九日
　　厚生委員長　堀川　恭平
　衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十三号参照〕

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
　麻薬及び大麻の取締は、各都道府県の吏員の中から厚生大臣が任命した「麻薬取締員」に司法警察権を與えて実施しているのであるが、麻薬取締員の身分関係は都道府県知事に属し、捜査の指揮の権限は厚生大臣に属している関係上、国の一貫した取締行政の実施に困難な事情があるので麻薬取締員を官吏とし、国の取締行政の徹底を図ろうとするのが本法案の目的である。
二、議案の可決理由
　麻薬取締員の身分関係と捜査の指揮の権限を一元化して麻薬及び大麻に関する国の取締の徹底を期することは、現下の情勢にかんがみ時宜に適した措置と認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した。
三、本法案施行に要する経費
　三、四〇〇万円
　右報告する。
　昭和二十五年三月十四日
　　厚生委員長　堀川　恭平
　衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十五号参照〕

厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
　本法案は、
1　厚生年金保険の保険料について、現在のところ事業主並びに被保険者の負担能力を考慮して、臨時の低い保険料率を設けて徴収していることに照応し、従来資格條件の関係で、該当者がなかつた任意継続被保険者に対しても、新たに暫定料率を設けるとともに、
2　旧退職積立金及び退職手当法の適用者は、昭和十九年同法廃止とともに退職と看做されながら、その支拂については、なお実際の退職を條件とする制限があるが、現在事業主の保管する金額も僅かであり、他面事業主並びに被保険者からも強い精算の要望があるので、この際、一切を精算させようとするものである。
二、議案の可決理由
　本法案の内容は、厚生年金の任意継続被保険者に対する暫定料率の設定と、旧退職積立金及び退職手当法関係の精算であつて、時宜に適する措置と認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した。
　右報告する。
　昭和二十五年三月二十二日
　　厚生委員長　堀川　恭平
　衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十七号参照〕

精神衛生法案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
　現在わが国における精神衛生行政は、明治三十三年に制定せられた精神病者監護法と大正八年に制定せられた精神病院法とに基いて運営せられているのであるが、現在精神医学の進歩等に伴い治療及び保護の対象が増加し、従来の法律ではこれが治療及び保護の万全を期し難いので、精神障害者全般を対象とする精神衛生法を新たに制定し、精神障害者に適正なる収容保護並びに治療を加えるとともに、各種の指導保護の措置を講じ精神衛生行政の推進を図り健全なる社会の達成を期せんとするのが本法案の目的である。
　その内容の主なるものは次の通りである。
（一）正常なる社会生活を破壊する危険のある精神障害者を対象とし、従来の狭義の精神病者だけでなく、精神薄弱者及び精神病質者おも加えたこと。
（二）従来の座敷牢による私宅監置の制度を廃して、長期にわたつて自由を拘束する必要のある精神病者は、精神病院又は精神病室に収容することを原則とし、都道府県

に精神病院の設置義務を負わせ、且つ入院を要する者で、経済的能力のない者については、都道府県において入院措置を講ずることとしたこと。

(三)　医療及び保護の必要な精神障害者については、警察官、検察官、刑務所その他の矯正保護施設の長の如く、職務上、精神障害者を取り扱うことの多いものに対して通報義務を負わせるとともに、医療保護の必要な精神障害者に対する保護の徹底を期するため、一般人は誰でも精神障害者又はその疑ある者の診察及び保護を都道府県知事に申請することができることとしたこと。

(四)　疾病以外の動機による身体の拘束を防止するため精神衛生鑑定医制度を設けるとともに、仮入院、仮退院の制度を設け、又遠隔地にあつて病院収容不能の場合の臨時措置として、知事の許可を條件とした保護拘束制度を認めたこと。

(五)　自宅療養の精神障害者に対して巡回指導の方途を講ずるとともに、精神衛生相談所を設けて誤つた療養による弊害を防止し、更に進んで精神衛生に関する知識の普及に努めることにしたこと。

(六)　精神衛生行政の推進とその改善を図るため精神衛生審議会を厚生省の附属機関として設置し、関係行政庁及び専門家の協力を得ることとしたこと。

二、議案の可決理由

現在の精神衛生行政の対象者の範囲を精神障害者全般に広め、その治療及び収容保護の施設の拡充強化を図り、私宅監置制度を廃して適正なる収容保護並びに治療をなすとともに、指導保護の措置を講ずる等、精神衛生行政に刷新を加え、その万全を期することは時宜に適するものと認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した。

三、本法施行に要する経費

一〇一、〇九三、〇〇〇円

右報告する。

昭和二十五年四月十四日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十九号参照〕

生活保護法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現行の生活保護法は、昭和二十一年十月一日施行以来いわゆる公的扶助制度の根本法として、重大且つ効果的な役割を果して来たが、本制度は終戦直後の国内情勢の極めて混乱している際に、急きよ制度化したものであるため、昨年以来特にし烈になつて来た未亡人母子援護、遺族援護等の諸問題の処理に当つて、各種の欠陥が指摘せられたこと並びにわが国現下の社会経済情勢上、本制度による要保護者の数の増加が将来予想せられるため、本制度の拡充強化が強く要望せられるとともに、社会保障制度審議会から現行生活保護制度の改善強化に関する勧告もあつたので、現行生活保護制度を廃止し、新たに憲法第二十五條に定める理念に相応しい生活保護制度を樹立しようとするものである。

その内容の主なるものは次のとおりである。

1　一定要件の下に国民が本法律による保護を受ける権利がある旨を明らかにして、生活保護の制度を憲法第二十五條の規定に盛られた国民の生存権保障の理念を具現するに相応しいものとしたこと。

2　本法律による保護に対して不服申立の途をひらいたこと。

3　本法律の実施に当つては、市町村長の下に有給専門の職員たる社会福祉主事を置き、民生委員はこれに協力するものたることを明らかにしたこと。

4　現行の生活扶助、生業扶助、医療扶助、出産扶助、葬祭扶助の五種類の扶助の外に、教育扶助及び住宅扶助の制度を創設したこと。

5　医療機関について指定制度を設け、その診療方針及び診療報酬は社会保険に準ずることを明らかにするとともに、監査制度を実施し、濫診、濫療をなからしめようとしたこと。

二、議案の修正議決理由

本法案は従来の生活保護制度の在り方に根本的刷新を加え、新たに憲法の理念に相応しい生活保護制度を樹立して、当面の緊迫せる情勢に対応せんとするもので、その内容は概ね妥当と認められるが、

1　医療機関の指定取消しの場合に、取消処分を受けたものに対して弁明の機会を與える規定を設けること。

2　都道府県知事が診療報酬の額を決定するに当つては、権威ある機関の意見を聞くべき旨の規定を設けること。

3　市町村長が一時繰替支弁する場合の補足規定を設けること。

4　違反行為に対する罰則について、いわゆる両罰主義を採り、行為者を使用する者をも処罰する規定を設けること。

5　本法施行期日を五月一日に改めること。

6　本法における医療扶助の実施に関して社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する規定をおくこと。

等の修正を必要と認めたので、本案を別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費

一五、二五三、七〇三、〇〇〇円

右報告する。

昭和二十五年四月十九日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

生活保護法案の一部を次のように修正する。

（指定の辞退及び取消）

第五十一條　指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2　指定医療機関が、前條の規定に違反したときは、厚生大臣の指定した医療機関については厚生大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消すことができる。

3　厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者又は本人に対して弁明の機会を與えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

（医療費審査）

第五十三條　都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前條の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

2　指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支拂基金法（昭和二十三年法律第二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で厚生省令で定めるものの意見を聴かなければならない。

（繰替支弁）

第七十二條　市町村は、政令の定めるところにより、その区域内に所在する保護施設又は指定医療機関○その他これらに準ずる施設で厚生大臣の指定するもの○に対し、他の市町村が支弁する保護費の及び保護施設事務費を、一時繰替支弁しなければならない。

2　第十九條第三項の規定による保護が行われた場合においては、被保護者の居住地の市町村が保護費、保護施設事務費及び委託事務費を支弁し、現在地の市町村が一時これを繰替支弁しなければならない。

第八十四條　第四十四條第一項、第五十四條第一項若しくは第七十四條第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十八條第一項、第四十四條第一項若しくは第五十四條第一項の規定

による当該吏員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても前項の刑を科する。但し、法人の役員（理事、取締役その他これに準ずべき者をいう。）又は人（人が無能力者であるときは、その法定代理人とする。）がその法人又は人の代理人又は使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため相当の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（生活保護法の廃止）

2　生活保護法（昭和二十一年法律第十七号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過規定）

3　この法律の施行前においてされた保護の決定は、この法律に基いてされたものとみなす。

4　この法律の施行前において、都道府県の設置した保護施設及び旧法第七條の規定により認可された市町村又は公益法人の設置した保護施設は、この法律に基いて設置され、又は認可された保護施設とみなす。

5　市町村及び公益法人以外の者で、この法律の施行の際現に旧法第七條第二項の規定による認可を受けて保護施設を経営する者が、この法律の施行後引き続きその保護施設を経営するときは、この法律の施行後三月間は、その保護施設は、この法律に基いて認可された保護施設とみなす。

6　この法律の施行前において、生活保護法施行令（昭和二十一年勅令第四百三十八号）第六條又は第七條の規定により厚生大臣の指定した医療施設並びに市町村長の指定した医師、歯科医師、薬剤師及び助産婦は、この法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事の指定した医療機関及び助産機関とみなす。

7　この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（社会保険診療報酬支拂基金法の一部改正）

8　社会保険診療報酬支拂基金法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項を次のように改める。

3　基金は、前二項の業務を行う場合には、定款の定めるところにより各保険者（前項の場合においては都道府県知事）とそれぞれ契約を締結するものとする。

第十三條第一項の次に次の一項を加える。

2　基金は、前項に定める義務の外、生活保護法（昭和二十五年法律第　号）第五十三條第三項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額の決定について意見を述べることができる。

第十四條第一項中「前條第一項第三号」の下に「及び第二項」を加える。

第十四條の三第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項において診療担当者とあるのは、第十三條第二項の規定において指定医療機関の提出する診療報酬請求書に関する場合においては、当該指定医療機関とする。

第十九條中「各保険者」の下に「（第十三條第二項の場合においては都道府県知事）」を加える。

（登録税法の一部改正）

9　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第十四号の次に次の一号を加える。

十四ノ二　生活保護法ニヨル保護施設ノ経営ヲ目的トスル法人ガ保護施設ノ用ニ供スル土地及ビ建物ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（読替規定）

10　他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各〻この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

医療法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

総ての国民に必要な最低限度の医療を確保するためには、医療機関特に、病院の急速な普及整備をはかる必要があるので、医療法人の章を追加し、医療事業の経営主体に対して、法人取得の途を開いて、病院、診療所の普及整備を促進しようとするのが、本法案の目的である。

二　議案の可決理由

医療事業の普及整備をはかることは、最も時宜に適するものと認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月十九日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

健康保険、船員保険及び厚生年金保険における保険料等の滞納による延滞金の割合は大体国税徴収法に準じているので、国税徴収法の一部改正に伴い、同一歩調をとるため、延滞金の割合を「二十銭」より「八銭」に引下げるとともに、この際徴収金額の一部納付の場合における延滞金の取扱について明確に規定しようとするのが、本法案の要旨及び目的である。

二　議案の可決理由

健康保険等の保険料の延滞金の割合に対し、国税徴収法の改正に即応した措置を講じ、延滞金の取扱を明確にすることは時宜に適するものと認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月十九日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十三号参照〕

予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

地方財政平衡交付金法の施行に伴い、厚生省所管の法律中、地方財政平衡交付金に繰り入れられる国庫及び都道府県の負担に関する規定について、その適用を停止する等の必要を生じたため、本法を改正せんとするものである。

二、議案の修正議決理由

本法案は、地方財政平衡交付金法の施行に伴い、同一歩調をとるため必要の措置と認めるが、附則を「この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する」と改めることに修正議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律案の一部を次のように修正する。

附　則

この法律は、○公布の日から施行し、○昭和二十五年四月一日から施行する。

児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

児童福祉法は、昭和二十三年一月より施行せられ、昭和二十四年六月一部改正が行われたのであるが、今回新たに地方財政平衡交付金制度が制定せられたので、これに伴い必要なる措置を講ずるとともに、本法施行後の経験にかんがみ必要なる改正を行おうとするのが本法案の目的である。

その内容の主なるものは次のとおりである。

1　療養施設を虚弱児施設と、し体不自由児施設とに分け、それぞれの目的を明確にしたこと。

2　里親に委託せられた児童の健全な成育を保障するため、現在厚生省で定めている児童福祉施設の最低基準を里親の養育についても拡

充するとともに、里親に対し、これに伴う必要な報告をさせ、又関係官公吏の監督の権限を規定したこと。

3　地方財政平衡交付金によつて交付せられることとなつた、児童福祉施設入所者及び里親委託児の保護費は、定められた最低基準維持に足るものでなければならないこととし、且つ児童保護費の確保と経費支弁の適正を期するため実地調査の規定を設けたこと。

4　従来都道府知事が本人又はその扶養義務者から徴収することにしていた、一時保護に要する費用は今後徴収しないこととしたこと。

二、議案の修正議決理由

本法案は、地方財政平衡交付金制度に伴う措置を講じ児童保護費の確保と支弁の適正を期する等児童福祉の万全を図らんとするもので、その内容は適当と認めるが、施行期日についていは、附則を「この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。」と改めることに修正議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

児童福祉法の一部を改正する法律案

の一部を次のように修正する。

附　則

この法律は、○公布の日から施行し、○昭和二十五年四月一日から、――適用施行する。

〔第三十四号参照〕

クリーニング業法案（大石武一君外七名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

従来クリーニング業に対しては、取締指導を行う法令がなく、自由に放任されていたのであるが、クリーニング業務が直接身体に接触するものを取扱うことが多く、国民の健康並びに衛生に及ぼす影響の甚大なるにかんがみ、公衆衛生上の見地から必要な指導及び取締を行い、その経営を公共の施設に適合させようとするのが、本法案の目的である。

その要旨は、

1　ドライクリーニング師の免許制度を創設したこと。

2　営業者に対し、その施設及び洗濯物の取扱いについて公衆衛生上、必要な措置を行うことを要求し、十名以上の従業者を使用するドライクリーニングの営業者に対しては、試験に合格して免許を有するドライクリーニング師を少くとも一名採用すること。

3　クリーニング業に対する行政監督は、原則として、都道府県知事及び一部大都市においては市長とし、公衆衛生上の監督指導の徹底を期したこと。

がその大要である。

二、議案の可決理由

クリーニング業に対し、公衆衛生上必要な指導取締を行い、公共の施設に適合させることは時宜に適する措置と認め、本法案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

公衆浴場法の一部を改正する法律案（青柳一郎君外四名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

公衆浴場の配置を適正ならしめ、国民大衆の利用に便宜を與えるとともに濫立を調節することにより、その経営の健全化を図る必要があるので、浴場の設置の場所について距離制限等の行政処分をなしうる規定を明確にしようとするのが本法案の目的である。

二、議案の可決理由

公衆浴場は、国民大衆の日常生活に極めて密接な関係があるので、これが濫立、偏在を防止し、その利用価値を高め、且つ経営の健全化を図ることは時宜に適するものと認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

社会福祉主事の設置に関する法律案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等の実施に当る第一線機関として、専任職員を設置するとともに、その資格等に関する事項を規定し、福祉関係諸立法の運用を円滑適正ならしめんとするのが本法案の目的である。

その内容の主なものは次の通りである。

1　専任職員の名称を社会福祉主事とし、その任務は生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に関する事務につき第一線のケースワーカーとして活動することを明記したこと。

2　都道府県及び市町村に対し、社会福祉主事を設置すべき義務を負わせたこと。

3　社会福祉主事の資格として年齢、素質、知識、技能等についての要件を規定したこと。

二、議案の可決理由

社会福祉に関する法律の実施に当らしめるため、訓練された有給専門職員の制度を置き、法の執行における公の責任を明確にして救済福祉の募金を期することは時宜に適した措置と認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

請願に関する報告書

〔第八号参照〕

旧海軍共済組合年金受給者の年金増額に関する請願（請願者横須賀市公郷町二千六百十七番地加藤善哉外十二名、前田榮之助君外四名紹介）（第五九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧海軍共済組合は、勅令に基いて旧海軍部内の工員、用人、雇員等によつて組織されていたもので、昭和二十三年法律第六十九号「国家公務員共済組合法」中にあるいわゆる「旧組合」と同種のものである。昭和二十四年五月法律第百十八号による同法の一部改正により、従前この旧組合から退職年金、廃疾年金、遺族年金等を受けていたものに対しては、昭和二十三年十月分から、国庫の負担でこれらの年金が、新給與ベース（三千七百円）に応じて増額するように改定された。ついては、二万五千余人の旧海軍共済組合の年金受給者に対しても、同様の取扱いをされたいというのである。

二、請願の議決理由

旧海軍共済組合は従前いわゆる官業組合の一つであつたが、昭和二十二年十一月勅令第六八八号により海軍省の廃止とともに解散し、以来「財団法人共済協会」を設立して、組合権利義務一切を引継いで各種年金、その他の給付支拂の事務を続けておるが、その受給者の年金受給率は低く、昭和二十三年六月、法律第六十九号「国家公務員共済組合」第八十七條の規定による旧組合年金受給者と全く同一の事情に在りながら実に不遇であるので、すみやかに国家公務員共済組合法に準ずる措置を講ずる必要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年二月二十七日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

遺族の援護対策確立に関する請願（請願者山口市八幡馬場十九番地吉富幸助外四万一千二百三十名）（青柳一郎君紹介）（第四四号）、同（請願者熊本県守富村平江義雄外四千八百五十四名）（坂口主税君外二名紹介）（第四五号）、同（請願者長崎県長崎市高平町六九番地岡部實外百九十七名）（岡延右ェ門君外六名紹介）（第八七号）、同（請願者旭川市役所社会課内藤田敦）（浦口鉄男君紹介）（第八八号）、同（請願者盛岡市本町二十九番地梅津松夫外一万一千六百四十五名）（志賀健次郎君紹介）（第九〇号）、同（請願者金澤市十間町一番地寺田照代外五千五百九十六名）（足鹿覺君紹介）（第二七四号）、同（請願者福井市豊島下町八十七番地渡邊捨吉外七千四百十一名）（坪川信三君紹介）（第四三四号）、同（請願者大津市境川町五十番地竹内角左衛門外一万八千百五十八名）（堤ツルヨ君紹介）（第四三五号）、同（請願者福岡県糟屋郡香椎町中尾光造外十万五百二十八名）（池見茂隆君紹介）（第四三六号）、同（請願者岡山県勝田郡豊並村大字馬乗原田勇外十名）（逢澤寛君紹介）（第七〇六号）、同（請願者岡山県笠岡町浜田二千百五十五番地川田篤一外一名）（逢澤寛君紹介）（第七五七号）、同（請願者津山市上之町二百五十二番地小枝嘉男外八十四名）（大村清一君紹介）（第七六七号）、同（請願者静岡県磐田郡長野村草崎千二百八十五番地山内総一外百十七名）（西村直巳君紹介）（第八二六号）、同（請願者岡山県後月郡県主村大字西方佐藤李次郎外四十一名）（苅田アサノ君紹介）（第八二七号）、同（請願者岡山県小田郡山田村大字里山田二千百二十一番地池田芳五郎外八十二名）（星島二郎君紹介）（第八二八号）、同（請願者岡山県和気郡本荘村大字大中山国友秀夫外二百十六名）（橋本龍伍君外六名紹介）（第八二九号）、同（請願者岡山県勝田郡河辺村大字瓜生原森峯子外二名）（大村清一君紹介）（第八五七号）、同（請願者岡山県和気郡本荘村大字大中山國友幸重外八十二名）（星島二郎君外五名紹介）（第九二四号）、同（請願者岡山県英田郡土居町大字白水谷口源次郎外百三名）（大村清一君紹介）（第一〇八三号）、同外一件（請願者岡山県吉備郡二万村上二万野口安次郎外二十七名）（犬養健君外一名紹介）（第四三三号）、同外一件（請願者岡山県真庭郡美川村森本亀雄外百九十三名）（若林義孝君紹介）（第八五八号）、同外一件（請願者岡山県都窪郡妹尾町大字箕島大橋春枝外六百四十七名）（橋本龍伍君紹介）（第一〇二六号）、同外二件（請願者岡山県和気郡伊部町大字浦伊部吉田勝治外四十五名）（近藤鶴代君紹介）（第五三六号）、同外三件（請願者岡山県吉備郡二万村坪田守屋幾久惠外五十一名）（星島二郎君外一名紹介）（第六一二号）、同外三件（請願者岡山県勝田郡豊並村大字西原野々上類一郎外三十五名）（大村清一君紹介）（第七〇五号）、同外三件（請願者岡山県小田郡白石島村天野佐敏外六百五十六名）（犬養健君紹介）（第八三〇号）、同外四件（請願者岡山県川上郡松原村大字松岡松平敏子外九名）（橋本龍伍君紹介）（第九二三号）、同外五件（請願者岡山県都窪郡清音村大字古地吉澤壽二外百三十一名）（逢澤寛君紹介）（第六八七号）、同外五件（請願者岡山県邑久郡国府村大字磯上小幡平外四十八名）（逢澤寛君紹介）（第七七九号）、同外五件（請願者岡山市国富八百九番地仲崎常太郎外千五百十二名）（逢澤寛君紹介）（第一〇五〇号）、同外七件（請願者岡山県吉備郡箭田村小野孝惠外四百五十名）（犬養健君外一名紹介）（第五三八号）、同外七件（請願者岡山市遺族厚生連盟弘西学区会長河合一二外千六十七名）（逢澤寛君紹介）（第九二二号）、同外八件（請願者神奈川県高座郡寒川町田端八百四十七番地佐藤信外五十一名）（青柳一郎君紹介）（第八九号）及び同外八件（請願者岡山県邑久郡笠加村大字上笠加二百六十四番地赤木朝志外二百名）（逢澤寛君紹介）（第五三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

遺族援護のため、年金制度の確立、税及び食糧供出の軽減、遺児の育英措置等を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

遺族の援護は、真に緊要であり、本院においても、第五国会において「遺族援護に関する決議」を通過して、関係当局を督励し、援護対策の促進を図つて来たのであるが、現下の情勢にかんがみ、なお一層これが促進を図る必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年二月二十七日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

遺族年金支給に関する請願（請願者岡山県後月郡高屋町藤井小春外九名）（橋本龍伍君紹介）（第七〇七号）及び同（請願者岡山県後月郡高屋町藤井丈市外百三十六名）（星島二郎君紹介）（第七〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次の戦争による最大の犠牲者は、戦病死その他の遺族であり、その中でも子女を擁する未亡人と老父母である。しかるに、それらは社会からは冷遇され、弱い女子でまた老いの身で、きびしい生活苦と戦つてきたが、今ではどうする事もできぬ処まで追い詰められてしまつている。ついては、それらの遺族に年金を支給されて、一日もすみやかに立直れるよう救済されたいというのである。

二、請願の議決理由

遺族の窮状にかんがみ、これが精神的に物質的に救済を図るため、すみやかに年金支給の措置を講ずる必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年二月二十七日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

遺族年金制度創設の請願（請願者茨城県筑波郡田井村大字神郡二番地石井定吉外七百五十名）（北澤直吉君紹介）（第八〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次の戦争による最大の犠牲者は、戦病死その他の遺族であり、その中でも子女を擁する未亡人と老父母である。しかるに、それらは社会からは冷遇され、弱い女子でまた老いの身で、きびしい生活苦と戦つてきたが、今ではどうする事もできぬ処まで追い詰められてしまつている。ついては、それらの遺族に年金を支給されて、一日もすみやかに立直れるよう救済されたいというのである。

二、請願の議決理由

遺族の窮状にかんがみ、これが精神的に物質的に救済を図るため、すみやかに年金支給の措置を講ずる必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年二月二十七日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

戦ぼつ者遺族の福祉増進に関する請願（請願者大阪府泉北郡高石町山口かず外八十八名）（堀川恭平君紹介）（第三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
全国の未亡人および遺族は、戦争によって一家の支柱を失い、働くに職なく、住むに家なく、最低の生活にも窮し、心身ともに筆舌につくし得ない苦労をなめている。ついては、すみやかに遺族援護福祉増進につき適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
一家の支柱を失った遺族は惨たんたる境遇にあるが、これに対し各般の方途を講じ援護福祉の増進を図るは喫緊の要務と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、すみやかに遺族援護福祉増進について、一般公民と同様、遺族が肩身の狭い思いをしないような措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
戦ぼつ者の慰霊行事を一般文民同様の取扱いにして精神的慰藉の途を開くことは喫緊の要務と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年二月二十七日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

戦ぼつ者の慰霊行事に関する請願（請願者岡山県浅口郡長尾町字後狩野昇瑞外五名）（犬養健君外一名紹介）（第六七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戦ぼつ者の葬儀その他の慰霊行事について、一般公民と同様、遺族が肩身の狭い思いをしないような措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
戦ぼつ者の慰霊行事を一般文民同様の取扱いにして精神的慰藉の途を開くことは喫緊の要務と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年二月二十七日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

留守家族に越冬資金支給の請願（請願者諏訪市諏訪地方事務所内島立廣次）（小川平二君外一名紹介）（第六一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
在外同胞の留守家族は、いちじるしい生活苦にあえいでおり、このまま何らかの援護方策を樹立しなければ、自棄から堕落への途をたどるは必至である。ついては、留守家族に対し越冬資金を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由
留守家族は生活苦にあえぎつつ未復員者の引揚を待望しておるが、これに対し越冬資金支給等の援護措置を講ずることは急速を要するものありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年二月二十七日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十四号参照〕

遺族の援護対策確立に関する請願（請願者岡山県苫田郡奥津村大字奥津川西三十九番地石原寛外八十七名）（若林義孝君外四名紹介）（第一一七六号）、同（請願者岡山県真庭郡川原村大字古見八十五番地松尾武一外十二名）（黒田壽男君紹介）（第一一七七号）、同（請願者神奈川県高座郡寒川町田端佐藤信外五名）（逢澤寛君紹介）（第一四〇八号）、同（請願者山口県豊浦郡川棚村内山須一外百二十一名）（青柳一郎君紹介）（第一五七〇号）、同（請願者茨城県会議長島津三郎）（原彪君紹介）（第一六〇〇号）、同（請願者山口市八幡馬場十九番地吉富幸助外一万二千六百二十三名）（青柳一郎君紹介）（第一七七四号）、同（請願者高知市本丁筋四十番地若林清重外二万八千四百三十六名）（佐竹晴記君紹介）（第一七七五号）、同（請願者福岡県粕屋郡香椎町四百七十一番地中尾光造外一万八千七百四十七名）（池見茂隆君紹介）（第一八〇六号）、同（請願者桑名市大字江場千五百九十二番地水谷喜郎外十一万七千二百八十一名）（足立梅市君外八名紹介）（第一九〇一号）、同（請願者岡山県赤磐郡仁堀村小林麒一外七十五名）（逢澤寛君紹介）（第一九〇二号）、同（請願者金沢市堅町百十一番地丹羽源助外八千七十六名）（坂田英一君外二名紹介）（第一九五三号）、同（請願者石川県江沼郡西谷村山田重次外四千七百九十六名）（坂田英一君外一名紹介）（第二三六四号）、同（請願者小松市役所内小松市遺族会大喜要蔵外四千五百九名）（坂田英一君紹介）（第二四六号）、同（請願者山口市八幡馬十九番地吉富幸助外二千三百名）（青柳一郎君紹介）（第二五四号）、同（請願者宮崎県議会議長日高弥一）（川野芳滿君外五名紹介）（第二五八〇号）、同（請願者石川県石川郡旭村字相木宮川時雄外八千八十一名）（堤ツルヨ君外一名紹介）（第二六五六号）、同（請願者群馬県多野郡美土里村大字篠塚三十三番地神田重治）（中曾根康弘君外一名紹介）（第二七四四号）、同（請願者伊東市玖須美元竹之内二十番地の三伊東市遺族会長神戸善則）（小林勇次君紹介）（第二七六〇号）、同（請願者大津市境川町五十番地竹内角左衞門外一万八千百五十八名）（河原伊三郎君紹介）（第二八六九号）、同（請願者京都府熊野郡神野村字浦明稲本亀吉）（大石ヨシエ君紹介）（第一六九四号）、同外一件（請願者岡山県真庭郡川東村大字赤野三百五番地武村團直外四十九名）（苅田アサノ君紹介）（第一二三一号）、同外一件（請願者大分県宇佐郡両川村大字北山高窪貞利外百三十八名）（永田節君紹介）（第一五二二号）、同外一件（請願者岡山県浅口郡黒崎村百十七番地渡辺夫美子外八名）（近藤鶴代君紹介）（第一六四二号）、同一件（請願者高知市本丁筋四十番地若林清重外八十六名）（逢澤寛君紹介）（第一八〇五号）、同外二件（請願者岡山県真庭郡川東村大字西原三十ノ一番地岡本光男外七十九名）（犬養健君紹介）（第一二九五号）、同外二件（請願者岡山県浅口郡黒崎村三千九十六番地岡部貞市外二十一名）（中原健次君紹介）（第一七三三号）、同外四件（請願者岡山市下石井二百八十六番地羅川文次外一万三千八百四十六名）（逢澤寛君紹介）（第二八七〇号）、同外四件（請願者岡山県上房郡下竹荘村大字黒土千八百九十三番地土居壽次外五十名）（橋本龍伍君紹介）（第一七一五号）、同外九件（請願者岡山県上房郡中井村刀脇龍太郎外六百七十名）（逢澤寛君紹介）（第二一〇〇号）、同外十三件（請願者京都市下京区西九條島町岩崎五八外三千十四名）（小川半次君紹介）（第一六九三号）、同外十七件（請願者京都府竹野郡網野町野村政五郎外四千九百三十四名）（前尾繁三郎君紹介）（第一八二九号）及び同外二十一件（請願者京都市上京区五辻通大宮西入伊藤末治郎外六千五百九十五名）

（高木吉之助君紹介）（第二二〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

遺族援護のため、年金制度の確立、税及び食糧供出の軽減、遺児の育英措置等を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

遺族の援護は真に緊要であり、本院においても第五国会において「遺族援護に関する決議」を通過して関係当局を督励し援護対策の促進を図つて来たのであるが、現下の情勢にかんがみ、なお一層これが促進を図る必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十五号参照〕

公衆浴場法の一部改正に関する請願（請願者東京都千代田区神田豊島町四番地全国浴場組合連合会坂下卯三郎ノ刈田アサノ君外一名紹介ノ第一四二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公衆浴場法の、第二條第一項の冒頭にある「業として」をけずることは、現在既に厚生省が、法務庁の解釈に従い実施しているところであり、また同條第二項中の、設置場所の適、不適の解釈について、多くの疑義を生じるものであるから、これを左記の如く改正せられたいというのである。（一）同法第二條第一項中「業として」をけずること。（二）同法第二條第二項中「場所」をけずり、その次に「位置が配置の適正を欠き」を加えること。

二、請願の議決理由

本院においては、第七国会に公衆浴場法の一部を改正する法律案が提出され、その通過をみておるので、本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

クリーニング法案に関する請願（請願者大阪市天王寺区東平野町三丁目十六番地大阪府衣服洗染商工業協同組合理事長矢追房次郎ノ首藤新八君紹介ノ第一九七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

クリーニング法案によると、衣服を原型のまま洗たくする洋洗には、公衆衛生上の取締や業者の資格を制限して、和洗のごとく、解体した衣服を洗たくする者には、その要がないとしている。しかしながら洋洗も和洗も等しく衣服の洗たく調整であるのに、かような差別を設けることは、はなはだ不当である。ついては、同法案に対し、クリーニング法を洗たく業法と改め、また、クリーニング師を洗たく師と修正して、全洗たく業者に適用し、業界の向上、発展に資するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本院においては、第七国会に、クリーニング法案が提出され、その通過をみておるので、本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

生活保護法案撤回に関する請願（請願者東京都南多摩郡多摩村厚生荘療養所内藤田鶴夫外百六十一名ノ渡部義通君外一名紹介ノ第二三九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般生活保護法案が上程されようとしている由であるが、同法が実施されれば、一部負担金の増加、医療扶助打切り等により、長期療養者の退所を余儀なくされ、いきおい、再発悪化等の悪循環を招来し、結核病をますますこう進させる結果となる。ついては、このような法案を撤回されたいというのである。

二、請願の議決理由

本院においては、第七国会に生活保護法案が提出され、その通過をみておるので、本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

精神衛生法制定に関する請願（請願者東京都新宿区下落合一丁目四百五十六番地精神厚生会内村祐之外四名ノ丸山直友君外二名紹介ノ第二四二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

精神病、精神薄弱、精神病質等の精神障害者の、医療及び保護に関する現行法令は、昭和二十三年制定の精神病者監護法及び大正八年制定の精神病院法の二法令であつて、その制定以来相当の年月を経ており、現在の社会情勢や、医学の進歩にそわない所が多く、その改正に関しては年来要望の声が高い。ついては、わが国において、もつとも遅れているとされている方面の一つである精神衛生的の方策の推進、合理化、施設の発展等をもたらすために、精神衛生法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本院においては、第七国会に精神衛生法案が提出され、その通過をみておるので、本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

生活保護法案の一部修正に関する請願（請願者東京都練馬区谷原町一丁目五百六十二番地静風荘療養所内小倉国一ノ石田一松君紹介ノ第二三九二号）、同（請願者東京都練馬区谷原町一丁目五百六十二番地静風荘療養所内武藤長外五十名ノ神山茂夫君外二名紹介ノ第二三九三号）、同請願者東京都北多摩郡清瀬村上宮教会清瀬療園患者自治会長岡廣外九十六名ノ亘四郎君紹介ノ第二三九四号）、同外一件（請願者東京都世田谷区経堂町二百二十三番地兒玉経堂病院内川村進外百七十七名ノ堤ツルヨ君紹介）（第二四六九号）、同（請願者東京都中野区江古田三丁目千百九十八番地武蔵野療園菊地猛二外百六十名ノ神山茂夫君外一名紹介ノ第二五一四号）、同（請願者東京都葛飾区新宿町四丁目千六十番地柴又病院内患者自治新生会委員長宮本二郎外百十二名）亘四郎君紹介ノ第二六五三号）及び同（請願者東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟星實外三万名ノ刈田アサノ君外一名紹介）（第二七四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の生活保護法の改正案の内、第五十二條の診療方針及び診療報酬は、国民保険並みと改正されるというが、国民健康保険並みになると、現診療費が半減されることになる。現行の制度をもつてしても、充分な治療効果をあげることができず、ストレプトマイシンその他一般注射の制限があり、一方栄養にしても、必要量たる三千カロリーすら摂取できない状態であるから、改正案が可決されるならば、長期療養を必要とする患者は、死を宣告されたも同然である。ついては、生活保護法案を修正し、少くとも、診療方針及び報酬を社会保険並みにされたいというの

である。

二、請願の議決理由

本院においては、第七国会に生活保護法案が提出され、その通過をみておるので、本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

生活保護法改正に関する請願（請願者貝塚市名越町千百九十一番地国立療養所貝塚千石荘内植野郁夫外二百七十八名）（松永佛骨君紹介）（第二六二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近各市区町村から、結核療養所入所中の生活保護法適用患者に対し、一斉調査が行われ、医療券の打切り、一部負担が行われているが、これらの患者は貧困をきわめ、帰えるに家なく、働くに充分な体力もなく、療養半ばに退院を強制されたとしても、病状の悪化は必然的があつて、各所に結核菌をまき散らし、国民保健上恐るべき結果を招来することは明らかである。ついては、入所患者に対し、完全に恢復するまでの医療券の交付と、入院費用の全額国庫負担及び後保護施設を建設されたい。またこの線に沿つて、生活保護法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本院においては、第七国会に生活保護法案が提出され、その通過をみておるので、本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

旧海軍共済組合年金受給者の年金増額に関する請願（請願者横須賀市田浦千百二十六番地鈴木三五郎外十一名）（土井直作君紹介）（第一二六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧海軍共済組合は、勅令に基いて旧海軍部内の工員、用人、雇員等によつて組織されていたもので、昭和二十三年法律第六十九号「国家公務員共済組合法」中にあるいわゆる「旧組合」と同種のものである。昭和二十四年五月法律第百十八号による同法の一部改正により、後前この旧組合から退職年金、廃疾年金、遺族年金等を受けていたものに対しては、昭和二十三年十月分から、国庫の負担でこれらの年金が、新給與ベース（三千七百円）に応じて増額するように改定された。ついては、二万五千余人の旧海軍共済組合の年金受給者に対しても、同様の取扱いをされたいというのである。

二、請願の議決理由

旧海軍共済組合は従前いわゆる官業組合の一つであつたが、昭和二十二年十一月勅令第六八八号により海軍省の廃止と共に解散以来「財団法人共済協会」を設立して、組合権利義務一切を引継いで各種年金、その他の給付支拂の事務を続けておるが、その受給者の年金受給率は低く、昭和二十三年六月法律第六十九号「国家公務員共済組合」第八十七條の規定による旧組合年金受給者と全く同一の事情に在りながら、実に不遇であるのですみやかに国家公務員の共済組合法に準ずる措置を講ずる必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

健康保険法改正に関する請願（請願者奈良市三條町奈良県商工会議所会頭越智岩太郎外二名）（竹村奈良一君外一名紹介）（第五〇六号）及び同（請願者奈良県全労働組合執行委員長中谷繁男外二名）（前田正男君外二名紹介）（第一〇八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

健康保険制度は、社会保障の根幹をなすものでありきわめて重要な役割を持つている。しかるに最近の情勢は利用者の急増に反し保険料の収納悪く保険経済は危機にひんしている。ついては、保険料率の引下、国民負担保険料金と同額以上の国庫補助、被保険者の一部負担並びに診療制限強化を廃止して医療内容の向上、保険医の保険医療收入に対する課税撤廃等、健康保険法の改正を行い同法運営の円滑を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の社会情勢下、所要の如き改善を図ることは適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

健康保険法及び厚生年金保険法の一部改正に関する請願（請願者東京都港区芝三田四国町二丁目六番地全国進駐軍労働組合同盟山田節男）（堤ツルヨ君紹介）（第九六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

勤労階級生活のでん落と、窮乏を救うため、健康保険法及び厚生年金保険法を、左記のように改正されたいというのである。健康保険法について、（一）事業主、被保険者おのおの二分の一の保険料負担制度を、国庫、事業主、被保険者おのおの三分の一負担とすること、（二）同法第四十三條の二による一部負担金制度の廃止、（三）健康保険組合連合会役員選出の不平等撤廃、（四）医療制度の画期的改革の立法化。厚生年金保険法について、（一）養老年金、遺族年金の受給資格條件の期間を十五年に短縮、（二）進駐軍労務者に対する脱退手当金受給資格條件の期間を、六月に短縮、（三）責任準備金を、厚生資金として貸與の立法化。

二、請願の議決理由

現在の社会経済情勢下、所要の如き改善を行うことは適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

身体障害者福祉法の一部改正に関する請願（請願者東京都目黒区大原町千二百二十四番地国立東京第二病院内全国々立病院患者同盟村上健吾外二名）（青柳一郎君紹介）（第二四三四号）、同（請願者東京都目黒区大原町千二百二十四番地国立東京第二病院内全国々立病院患者同盟小泉錠治外十一名）（門司亮君紹介）（第二四三五号）、同（請願者東京都目黒区大原町千二百二十四番地国立東京第一病院内全国国立病院患者同盟代表小田島健二郎）（山口好一君紹介）（第二六二二号）及び同（請願者島根県浜田市国立浜田病院内鶴谷幸徳外百九名）（山本利壽君紹介）（第二六二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

四月一日から実施される身体障害者福祉法は、幾多の改正の余地がある。ついては、次の諸点に関し、同法を改正されたいというのである。（一）社会経済人として、生活能力の劣つている身体障害者の経済生活保護のため、各種税金の全面的控除、（二）外科的障害者のみならず、内部疾患によつて入院している者に対して、入院生活の援護と更生をはかること、（三）更生訓練所を設け、現有授産場を強化すること、（四）生業資

金の特別貸付の実施、(五)手帳交付者に対し、鉄道運賃の減額並びに、重度傷い者で特別収入のない者には全額無賃とすること、(六)生活困窮者に対し、住宅の保証、あつ旋。

二、請願の議決理由

現下の社会経済情勢下、医学の実地修練制度に対し改善をなすことはきわめて緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

学生健康保険法制定に関する請願（請願者東京都文京区本富士町一丁目全日本学生自治会総連合武井昭夫ノ谷口善太郎君外三名紹介ノ第七三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

経済的危機の深化、国民生活の窮乏に伴つて、現在大部分の学生は激しい労働によつて辛じて生活を支えている。そのため過労及び栄養障害を来し、種々の疾病、とくに結核に侵され、休、退学者が増加している。今や全学生の二割以上が結核に侵されていると推察されるが文部省、厚生省等の責任官庁には学生の健康状態に関する資料さえなく、全国大学高専校当局の大部分は年一度の定期検診さえおこたつている。ついては学生全員を被保険者とし、その積立金と、国庫支出の基本金による、学生の保険に関する法案を制定し、また、学校における定期的検診の実施、医療施設の完備、七割引による治療の実施を国庫にて負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

学生を被保険者とし、健康保険法を制定することは時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

療術師法制定促進の請願（請願者東京都千代田区内幸町一丁目二番地大蔵省別館四百六号全国療術協会組合書記長　松枝　良作）（内海安吉君紹介ノ第五五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

療術は一般医療に比して施術が簡単で料金が低廉であり、服薬、注射、切開手術等によらず、手技または器具を使用して患者の好感のうちに施術されるもので、過去二十箇年間厳重な取締のもとに苦難をしのいで研究発達してきたものである。しかも有効無害で一般民衆から大きい支持を受けてきており、政府からも昭和五年以来認許されてきているから、すみやかに療術師法を設定されたいというものである。

二、請願の議決理由

療術師法の制定については相当考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

医療法第十三條改正に関する請願（請願者千葉市医師会代表和田平武外八名）（金塚孝君紹介ノ第二六六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医師法第十三條には、診療所管理者は、同一患者を四十八時間以上収容してはならない、と規定してあるが、現行医療法によれば、入院治療を要する患者は、病院（最少限病床二十箇以上、医師三人以上、薬剤師一人以上、看護婦五人以上及び一定の規格を備えることを要する）に入院して治療を受けねばならないが、現在日本の病院には、すべてこの程度の施設があるという訳ではない。また、診療所を病院に変更することも、資金難、経営難により不可能であるから、診療所の患者収容時間の制限を撤廃するか、少くとも科目専門毎にその設備あるものには、患者収容時間の制限を解除せられたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の社会情勢下、医療法第十三條の改正については考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

理容師法の一部改正に関する請願（請願者京都市下京区東九條石田町二十五番地西日本理容学校連盟理事長竹原富三外二十八名ノ甲木保君外三名紹介ノ第二〇七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年法律第一八一号により、理容師養成について、試験制度が廃止され、厚生省指定の理容師養成施設において、一年以上の修業の後、さらに一年の実地修練を要することと規定されている。しかるに、当時は養成施設が僅少であつたため、過渡的に試験制度が認められて、現在に及んでいるが、この試験制度は、強制的訓練と情実が多く、理容師の粗製濫造の原因となり、技術低下で危険を伴うこともある。ついては、過渡的な試験制度を廃し、正規の理容教育を修了するよう、理容師法第二十一條中の「昭和二十八年六月三十日」を「昭和二十五年十二月三十一日」と改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

理容師養成については考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

放射線技師法制定に関する請願（請願者東京都千代田区神田三崎町財団法人結核予防会内日本放射技師会長滝内政治郎ノ岡良一君紹介）（第一七一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医療従事員は、その技術能力が直接人命に影響するから、すべて国家試験を課し、その従事資格が限定されているが、ひとりレントゲン技術者だけには、いまだ法の制定をみない。ついては、レントゲン技術者についても、国法を以てその従業資格に制限を加え、「エックス」線の医学的応用技術の向上を期し、国民が信頼して「エックス」線検査が受けられるようにするため、すみやかに、放射線技師法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

放射線技術者は医療従事者として重要であるから、その資格法を制定することは適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

社会保険の危機打開に関する請願（請願者大阪市北区樽屋町十八番地可兒一郎ノ岡良一君外二名紹介ノ第五六七号）、同（請願者大阪市東淀川区十三西之町三丁目六番地桑原康則ノ川上貫一君外一名紹介）（第五六八号）、同（請願者大阪市天王寺区上本町三丁目大阪府医師会会長井関健夫外一名ノ松永佛骨君紹介ノ第一四四七号）及び同（請願者岐阜

市千歳町五番地東海保険歯科医大会事務所河合等〇田中元君紹介）（第一九八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会保険制度は、勤労大衆の唯一の医療保障としてますます重要性を帯びて来ているが、受診率の上昇に反し保険料徴集は極度に不振となつて保険経済の收支ははなはだしく均衡を失い、重大危機に直面している。しかるに当局は、被保険者、保険医にその負担を強化して表面の收支の均衡を図ることにのみ腐心している。ついては、国庫補助によつて、被保険者の負担軽減、保険医に対する生活の保証、診療内容の充実等根本的施策を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保険制度は国民経済事情を反映し、その利用の増加により收支の均衡を失し、きわめて財政窮迫の状態におかれているので、国庫の保障により社会保険事業の万全を期することは現下の社会経済情勢からいつて最も適切なる措置であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

社会保険行政職員の身分を地方自治体に切替の請願外二件（請願者東京都千代田区丸の内三丁目一番地東京都庁内全国自治団体労働組合協議会委員長占部秀男外五千八百名）（門司亮君紹介）（第一〇二七号）、同外五件（請願者東京都千代田区丸の内三丁目一番地東京都庁内全国自治団体労働組合協議会委員長占部秀男外一万二千五十名〇青柳一郎君紹介〇第一〇二八号）、同（請願者東京都千代田区丸の内三ノ一東京都庁内占部秀男外二千名）〇堀川恭平君紹介〇第一〇五四号）、同（請願者東京都千代田区丸の内三丁目一番地東京都庁内全国自治団体労働組合協議会委員長占部秀男外六百九十七名〇渡部義通君外一名紹介〇第一〇八四号）及び同（請願者東京都千代田区丸の内三丁目一番地東京都庁内全国自治団体労働組合協議会委員長占部秀男外二千百六十名〇川崎秀二君紹介〇第一〇八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治体の職員中、社会保険事務に従事する職員の多数は、地方事務官として知事の指揮、命令、監督を受けているにもかかわらず身分が官吏であるため、待遇諸條件にきわめて不利をこうむつている。これは、同一自治体内での差別待遇よりくる勤労意欲の低下となり、社会保険の事業運営に一大支障をきたしている。ついては、すみやかに社会保険行政職員の身分を、地方自治体に切替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方自治体内職員の待遇問題として考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

健康保険による入院料増額の請願（請願者東京都北多摩郡村山町野口九十六番地加藤峯三郎）（青柳一郎君外一名紹介）（第一一一号）及び同（請願者東京都中野区新井町六百七十九番地日本私立結核療養所協会理事長田澤鐐二〇丸山直友君紹介〇第二〇九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

健康保険診療報酬は、昨年十月以来据置きのままであるが、物価の高騰によつて、人件費その他経費は膨脹して大幅の経営費の増加となり、入院以外の診療報酬をほとんど期待できない私設結核療養所においては、病療設備はおろか人件費さえも支拂い困難の現情である。その上、医療法の実施により、所定の設備と人員を要することとなつたから、極度の経営難に陥つている。ついては、健康保険による入院料を適正増額して、病療施設運営に遺憾なきを期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

入院治療の給費は現下の経済事情と医療法実施の諸條件により相当高額を要するので現在の健康保険診療報酬についても考慮する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

健康保険制度改善並びに外来結核患者の保護に関する請願（請願者東京都北区稻付出井頭千八百番地東京自由病院内杉浦昌夫外五十二名）（神山茂夫君紹介）（第七八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

健康保険経済は破たんにひんし、患者、医師、並びに一般被保険者の生活に深刻な影響を與えているにもかかわらず、政府はその根本的解決をしていない。また外来結核患者は、入院患者に比べ社会的保護を受ける機会がほとんどない状態である。ついては、一、保健所における健康保険の適用、二、健康保険の赤字全額国庫負担、三、制限診療の撤廃等、健康保険制度を改善し、外来結核患者に対しては療養加配米並びに栄養物資の配給等保護措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

健康保険制度は社会保障制度の一環として真に重要であるが健康保険は、その財政の窮迫により運営上において幾多の支障を来たしている現状にかんがみ、健康保険財政を国庫が保障し医療保障の万全を期することは、きわめて緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

日雇労務者に健康保険法適用等の請願（請願者東京都杉並区馬橋二丁目八十五番地関谷亀之助外三名）（堀川恭平君外七名紹介）（第四六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日雇労務者は労働者中もつとも恵まれない階級であるが、ひとたび疾病負傷等にあえば、ただちに收入を失いまたは医療費等に困窮する状態である。しかるに労災法、労基法も適用される場合はきわめて少なく、健康保険法の適用範囲も制限されている。ついては、日雇労務者の特殊性を考え、社会保障制度として、健康保険法、労災法の全面的適用、失業保険法の改正措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

日雇労務者は、経済的余裕が全くなく、かつ就業も不安定でありながら、医療保障にも恵まれていないので、適切な方途を考究しすみやかに措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきもの

と認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

結核患者の健康保険医療給付期間延長の請願（請願者東京都北多摩郡清瀬村下清戸日本療養所患者同盟星實〇伊藤憲一君外二名紹介〇第三一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
健康保険医療給付は結核の場合二箇年となつているが、胸かく成形術、合成樹脂充てん術等の最近の外科的療法にしても快復期間は最低三箇年以上は必要であり、療養半ばにおいて給付を打切られることは患者にとつては一大脅威である。ついては、過渡的要請として、結核患者に対する医療給付の期限を現行の二箇年より三箇年に延長するように、健康保険法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
長期療養を要する結核患者に対する医療給付期間の問題は十分考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

財団法人日本製鉄八幡共済組合年金受給者の年金増額に関する請願（請願者八幡市上津役市の瀬亀田猛外七名〇西村榮一君紹介〇第八八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十四年五月、国家公務員共済組合法の一部が改正せられ、現存の現業庁共済組合の年金は、昭和二十三年十月以降国庫の負担で従前の年金の二十四倍に増額された。ついては、財団法人日本製鉄八幡共済組合も、昭和九年一月三十一日までは官業共済組合であつた事実にかんがみ、同組合年金受給者についても左のように増額されたいというのである。（一）昭和九年一月三十一日以前にすでに年金受給資格の発生した者に対しては、国家公務員と同一の水準まで増額、（二）昭和九年二月一日以降に年金受給資格発生の者に対しては、昭和九年一月三十一日以前の官業共済組合加入期間に応じて、それぞれ年金額を増額。

二、請願の議決理由
従前のいわゆる官業共済組合と同一事情にあつた、財団法人日本製鉄八幡共済組合年金受給者は現在真に不遇な立場にあるので、すみやかに国家公務員共済組合に準ずる措置を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

厚生年金保険に関する請願外二件（請願者東京都千代田区丸の内都庁内賃上共闘全国労組懇談会和田健次外二名〇松谷天光光君紹介）（第一八五九号）、同外一件（請願者東京都千代田区丸の内都庁内賃上共闘全国労組懇談会全日本自動車産業労働組合大阪支部長今田喜義外一名〇高倉定助君紹介）（第二〇九七号）及び同外二件（請願者東京都千代田区丸の内都庁内賃上共闘全国労組懇談会産別会議長吉田資治外二名〇渡部義通君外一名紹介〇第二七四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
厚生年金保険制度は、戦時中戦費調達の役割をもつて創設され、昭和十七年以後強制的に適用され、現在五百七十万の労働者が、毎月の賃金の中から、少くとも一・五％ないし一・七五％の料金を徴収されている。しかるに、同年金のうち養老年金は、二十年も掛けなければ支給されず、またその支給額も月三百円という死物化したものである。ついては、厚生年金保険積立金を、即時労働者の福祉厚生施設融資に活用され、その掛金の労働者負担を、国家資本家の負担に切り換えられ、さらに同保険の標準報酬の最高ベース八千円を引き上げられることを中止し、保険料率をさらに引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由
厚生年金保険積立金を労働者の福祉、厚生施設融資に活用し保険料率の引下げ等の措置を講ずることは緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

健康保険制度の統一化並びに同診療報酬支拂促進に関する請願（請願者千葉市医師会代表和田平武外九名〇金塚孝君紹介〇第二六六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行の健康保険制度は、政府管掌、組合管掌、政府共済、船員保険等に分れ、さらに国民健康保険、労働災害保険もあり、医師は毎月初めには前月分の診療報酬請求明細書の作成に追われ、その請求先も繁雑である。また支拂は遅延し、医師の生活は窮迫している。ついては、労働災害保険の指定医となるには、健康保険と同様、願書提出者には全部許可されたい。また、このような多種多様な健康保険制度を一本にまとめて、事務の簡素化をはかり、診療報酬の支拂を迅速にされたいというのである。

二、請願の議決理由
現下社会経済事情にかんがみ各種健康保険制度を統一し迅速なる事務の簡素化と診療報酬支拂の迅速化を図ることはとくに緊急を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

進駐軍労務者の健康保険料政府負担額増額に関する請願（請願者東京都中央区宝町一丁目二番地連合国軍要員健康保険組合伊部実外十四名）（青柳一郎君紹介）（第二七三四号）、同（請願者東京都杉並区高円寺七丁目九百六十八番地丹部節雄外九名〇前田種男君外三名紹介〇第二七九七号）、同（請願者東京都中央区宝町一丁目二番地連合国軍要員健康保険組合山内快雄外十四名）（渡部義通君外一名紹介〇第二七九八号）、同（請願者東京都中央区宝町一丁目二番地連合国軍要員健康保険組合木原行雄外十四名〇丸山直友君外一名紹介〇第二七九九号）、同（請願者東京都中央区宝町一丁目二番地連合国軍要員健康保険組合原新太郎外十三名〇金子與重郎君紹介〇第二八〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

連合軍要員健康保険組合は、昭和二十四年八月事業主及び被保険者間の保険料負担割合を、現行の一対一より三対一に変更しようと、その認可を厚生大臣に申請したが、事業主たる日本政府から承認されない。とくに大蔵省は、事業主が政府である組合の保険料負担割合は、すべて一対一の同率を固執しているが、これは、国家公務員と同様である連合国軍要員二十数万その家族四十万人の、社会保障の見地から遺憾である。ついては、右事項を即時実施され、同保険料負担額を三対一に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

進駐軍労務者の健康保険料に対しては、その業務の特殊性にかんがみ、これを軽減し事業主の負担とすることが現下諸般の情勢よりして妥当であるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

国民健康保険制度改善に関する請願（請願者神奈川県中郡大田村長中村良平外千四百三十六名）（岩本信行君紹介）（第二七七号）、同（請願者佐賀市松原町五十番地鶴初太郎外保利茂君紹介）（第三九六号）、同（請願者秋田県庁保険課内小畑勇二郎外石田博英君紹介）（第三九七号）、同（請願者福岡県庁保険課内守田道隆外淵上房太郎君紹介）（第三九八号）、同（請願者和歌山県国民健康保険団体連合会理事長小野信治外田淵光一君紹介）（第三九九号）、同（請願者岐阜県国民健康保険団体連合会長武藤嘉門外木村公平君紹介）（第四〇〇号）、同（請願者北海道国民健康保険団体連合会理事長西田信一外篠田弘作君紹介）（第四〇一号）、同（請願者新潟県国民健康保険団体連合会理事長吉澤仁太郎外渡邊良夫君紹介）（第四〇二号）、同（請願者高知県国民健康保険団体連合会理事長林壽良）（高橋英吉君紹介）（第四〇三号）、同（請願者鳥取県国民健康保険団体連合会理事長牧田春太郎外稲田直道君紹介）（第四〇四号）、同（請願者鹿児島県国民健康保険団体連合会理事長重成格外上林山榮吉君紹介）（第四〇五号）、同（請願者石川県国民健康保険団体連合会理事長柴野和喜夫外岡良一君紹介）（第四〇六号）、同（請願者香川県国民健康保険団体連合会理事長高橋完三）（玉置實君紹介）（第四〇七号）、同（請願者山形県国民健康保険団体連合会理事長松本長兵衛外池田正之輔君紹介）（第四〇八号）、同（請願者群馬県国民健康保険団体連合会理事長前原一治外青柳一郎君紹介）（第四〇九号）、同（請願者徳島県国民健康保険団体連合会理事長朝桐將平外三木武夫君紹介）（第四一〇号）、同（請願者福井県庁民生部保険課内小幡治和外坪川信三君紹介）（第四一一号）、同（請願者茨城県国民健康保険団体連合会理事長宮田重文外山崎猛君外三名紹介）（第四一二号）、同（請願者岡山県国民健康保険団体連合会理事長橋本龍伍外橋本龍伍君紹介）（第四一三号）、同（請願者熊本市南千反畑町一丁目井上健三郎外原田雪松君外三名紹介）（第五一九号）、同（請願者青森県庁保険課内青森県国民健康保険団体連合会福士永一郎外小笠原八十美君外一名紹介）（第五四〇号）、同（請願者佐賀市佐賀県国民健康保険団体連合会理事長鶴初太郎外百七名外保利茂君紹介）（第六八八号）、同（請願者広島県庁保険課内広島県国民健康保険団体連合会理事長永岡退蔵外森戸辰男君紹介）（第八六三号）、同（請願者東京都千代田区丸ノ内三丁目一番地東京都経済局内東京都国民健康保険団体連合会理事長木崎茂男外栗山長次郎君紹介）（第八六四号）、同（請願者山口市山口県庁保険課内山口県国民健康保険団体連合会理事長青柳一郎外青柳一郎君紹介）（第八六五号）、同（請願者静岡県庁内静岡県国民健康保険団体連合会理事長谷川正孝外畠山鶴吉君紹介）（第八六六号）、同（請願者大津市東浦一滋賀県国民健康保険団体連合会理事長服部岩吉外河原伊三郎君外一名紹介）（第八六七号）、同（請願者横浜市中区桜木町二丁目二番地神奈川県国民健康保険団体連合会理事長重田朝光外白井佐吉君紹介）（第八六八号）、同（請願者富山県庁保険課内富山県国民健康保険団体連合会理事長高原耕造外内藤隆君紹介）（第九一〇号）、同（請願者栃木県庁保険課内栃木県国民健康保険団体連合会理事長小平重吉外尾関義一君外一名紹介）（第九一一号）、同（請願者宮城県国民健康保険団体連合会理事長鈴木耕三郎外一万九千五百九十九名）（赤松勇君紹介）（第二七〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行国民健康保険法中左の点を改正してその拡充強化を図られたいというのである。（一）同保険は市町村の必要事務として強制設立すること、（二）同保険料は独立の市町村税として徴収できるようにすること、（三）同保険に要する費用は、事務費は全額、保険給付費は十七％三、同施設費は五十％国庫負担とすること、（四）国民健康保険団体中央会を法認団体とすること等。

二、請願の議決理由

社会保障制度の重要な一環として国民保険制度は不可欠のものであるが、利用者の激増と市町村財政の窮乏とにより、その運営上において幾多の支障を来たしている現状にかんがみ、所要の如き措置を講ずることは、きわめて緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

国民健康保険事業費全額国庫負担の請願（請願者長野県南安曇郡西穂高村長古幡秋光外百五十名〆降旗徳弥君紹介〆第一〇五号）、同（請願者長野県南安曇郡安曇村長川上榮外百九名〆降旗徳弥君紹介〆第二〇五号）及び同（請願者埼玉県比企郡菅谷村会議員松浦高義外二十一名〆高田富之君外二名紹介〆第二九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国民健康保険事業の事務費並びに保健婦施設費は全額を国庫負担にされたいというのである。

二、請願の議決理由
社会保障制度の重要な一環として国民保険制度は不可欠のものであるが、利用者の激増と市町村財政の窮乏により、その運営上において幾多の支障を来たしている現状にかんがみ、所要の如き措置を講ずることはきわめて緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

国民健康保険制度強化に関する請願（請願者長崎県議会議長岡本直行〆本多市郎君外六名紹介〆第二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国民健康保険事業は、市町村公営に移管されたが、医療費の高騰と保険診療の増加により、市町村民の自力のみでは、この事業の目的は達成できない。ついては、公営市町村に低利融資されるか、健康保険と同様に保険料源泉徴収を許可されるか、または国庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
社会保障制度の重要な一環として国民保険制度は不可欠のものであるが、利用者の激増と市町村財政の窮乏とによりその運営上において幾多の支障を来たしている現状にかんがみ、所要の如き措置を講ずることは極めて緊要なものと認め、本請願は、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

豊中市の国民健康保険事業助成に関する請願（請願者豊中市長藤井広太郎）（井上良二君紹介）（第六六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大阪府下豊中市の国民健康保険利用者は、最近増加し、毎月五千人ないし七千五百人になつたが、医療施設は実に貧弱で一般患者の入院できる病院は豊中市民病院のみで僅か三十床を有しているにすぎない。ついては、市営国民健康保険の発展を期するために総合病院を建設し、また無医村である旧小曾根村及び南豊島村地域に国民健康保険直営診療所を設置したいから、国庫補助を交付されたいというのである。なお国民健康保険財政の赤字に関して、保険料の増徴はかえつて滞納者を増すことになるから、療養給付費の三割を国庫より補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
市町村財政窮乏の現状にかんがみ、診療施設の設置費並びに保険財政の赤字に対しては国庫補助の措置を講ずるの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

今庄村の国民健康保険直営病院建設費国庫補助増額に関する請願（請願者福井県南條郡今庄村福島伊平外一名）（福田一君紹介〆第一一八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福井県南條郡今庄村では、昭和二十三年十月から、国民健康保険を村営として実施したが、年間受診率百二十％の利用状況で、その運営は困難をきわめている。今庄村には、附近四箇村を合せて、開業医がただ一人あるのみで、経済的、時間的にはもちろん保健上の不安は多大であり、五箇村共通の要望として、診療施設設置の必要が、緊急を要する問題となつている。現在組合立中学校も準備中のこととて、村民の負担が過重となつているから、国民健康保険今庄村立病院の設立費には、国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
市町村財政窮乏の現状にかんがみ、診療施設の設置費に対しては国庫補助の措置を講ずるの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

新潟県下のつつが虫病予防組合事業費国庫補助に関する請願（請願者新潟県恙虫病予防組合長長岡市長松田弘俊外七名〆丸山直友君紹介）（第一一五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県特有の風土病であるつつが虫病のため、毎年相当の犠牲者を出している。このため、新潟県つつが虫病予防組合は同虫の予防と開墾事業にまい進して、人命の保護と、食糧の増産に寄与するよう努力しているが、同組合は関係市町村の一部農耕者により組織されたものであるため、経済的に行詰り、事業遂行に行悩んでいる状態である。ついては、同組合の事業費に対し、国庫補助せられたいというのである。

二、請願の議決理由
市町村財政の窮迫せる現状にかんがみ、つつが虫病予防事業費に対し国庫補助をすることは妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

津久見港に検疫所設置の請願（請願者大分県大分県庁内大分県議会議長安部雅也〆金光義邦君外六名紹介）（第一七四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
津久見町は、豊富な石灰石を埋蔵し、これを原料とするセメント、石灰、炭酸カルシューム等年産百三十万トン余の移輸入あり、六月一日から開港場として世界市場に登場した。開港後、すでに十一隻の外国船が出入し、台湾並びに中国向けとして、セメントの輸出をしている。ついては、外国船船検疫はもちろん、町内衛生取締等衛生施策の必要上、津久見港に検疫所を至急設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
開港場は悪疫の媒介地であり、防疫に関しては万全を期する必要があ

るので津久見港に検疫所を設置することは緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

水道事業に対する国庫補助増額に関する請願（請願者東海市議会議長会長松本一郎ノ紹介ノ神田博君外七名紹介ノ第二八二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上下水道事業は、国民の保健衛生上、また火災防止等の上において、重要国策の一であり、市町村の集団家屋の存する場所には、広く施設を奨励すべきであるが、中小都市においては、予算不足のため、本事業は徹底していない。しかるに昭和二十五年度の上下水道事業に対する国庫補助予定額は一億円と聞くが、これでは全国要望額の百分の一にも到達しない額である。ついては、同国庫補助額を、最少限五十億円に増額せられたいというのである。

二、請願の議決理由

上・下水道は国民の保健衛生上きわめて重要なもので、これが国庫補助額の増額は緊急を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

結核予防対策費補助金交付の請願（請願者東海市議会議長会長中西竹太ノ江崎真澄君紹介ノ第八四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核予防対策の重点は、都市に置かれなければならない現状にあるから、少くとも結核予防指定の市に対しては、ぜひ共予防対策費の補助金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核予防対策の緊要性にかんがみ、国庫補助を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

結核自宅療養者の保護に関する請願（請願者東京都北多摩郡清瀬村日本療養所患者同盟代表星實）（苅田アサノ君外二名紹介）（第六四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核療養所の床数は全国約六万床にすぎず、入院の不可能の患者はやむなく自宅療養を行い、保健所に行つて診療を受けなければならない。療養所の患者には病院給食の実施により加配米一合、調味料、ララ物資の配給等あり、医療面では外科手術、ストレプト・マイシン等の実施を受けられるが、自宅療養者並びに退院者には全然その保障がない。ついては、結核対策の一つとして、自宅療養者並びに退所者に対し、加配米一合並びに栄養物資の実費配給並びに結核患者用病床の拡充を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核患者の療養上、本件措置の急速なる実施が必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

結核回復者後保護施設建設費国庫補助の請願（請願者東京都北多摩郡清瀬村上宮教会清瀬療園内小島貞夫）（青柳一郎君紹介）（第一四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核回復者の大半は、健康人に比していちじるしく作業能力が劣つておるにもかかわらず、後保護施設のないため、無理を知りつつ、療養所を自らあるいは半強制的に退所している状態で、この人達の大半は再び回復することのできない重症者となつて再入院するか、または不幸な運命をたどつている。ついては、これらの人々の後保護施設として、東京都に法人のコロニー厚生寮を建設したいから、その費用に対し国庫から補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核回復者後保護施設は結核予防対策上必要な施設であるからその建設費に対する国庫補助は時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

サントニン原薬草「みぶよもぎ」栽培奨励に関する請願（請願者東京都練馬区下石神井三丁目千七百十五番地東京本草協会栗原広三ノ笹山茂太郎君紹介ノ第二一七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

寄生虫の中もつとも多いかい虫の駆除薬として、サントニンは微量で効果が適確であるが、ソヴイエット領土の特産物であり、わが国では京都市日本新薬株式会社がこの栽培に成功し、「みぶよもぎ」と称して、特許をとり、政府もこれに補助を與えている。しかるに、その製造量は千二百キログラムで、需要量の五分の一にすぎない。寄生虫駆除の需要量をみたすため、「みぶよもぎ」の種苗を普及させ、希望者に配給して、その栽培を解放されたい。たとい製品化されなくても、自家用として服用すれば効果があるから、「みぶよもぎ」栽培奨励のために、適当な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

寄生虫駆除の必要性にかんがみ「みぶよもぎ」の一般栽培も充分考究する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

佐世保九十九島等を国立公園に指定の請願（請願者長崎県知事杉山宗次郎外二名ノ岡西明貞君外六名紹介）（第一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県大村湾、佐世保九十九島、北松沿岸、平戸、五島、壱岐、対馬の諸島群は、永らく要塞地帯のベールにおおわれていた処女地帯であるが、優れた風光、観光資源をもつており、国際都市長崎と貿易港佐世保、雲仙国立公園に連結する一大観光ルートになるから、同地域を国立公園として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地域は風光雄美にして景勝に富み、観光的條件にも恵まれており、国民保健上外客誘致上よりも、これを国立公園に指定するを適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議

に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

芸北公園を準国立公園に指定の請願（請願者広島県山県郡加計町加計朋吉外八名ノ山本久雄君紹介）（第一〇四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県立芸北公園は、広島市の西北部太田川の上流部に位し、断がい絶壁、奇岩と、うつそうたる森林美の調和した景勝地であり、また中国一のスキー場として有名な八幡高原あり、とくに秋の紅葉期の絶景は、中国地方唯一の名勝の地であつて、大自然の風光は探勝者をして感嘆おく能わしめないものがある。ついては、同公園を準国立公園に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地帯は天与の風光を具備した景勝地であり、これを準国立公園に指定するを適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

妙高戸隠地帯を国立公園に指定の請願（請願者高田市長関威雄）（塚田十一郎君紹介）（第一二四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

妙高戸隠一帯は、その風致、その規模、科学的資料において、もつとも豊かな優れた景勝地であると同時に、国際的スキー場でもあつて、天恵的大公園である。ついては、国民保健と外客誘致のため、同地区を国立公園に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地帯は天与の風光を具備しており、国民保健上よりもまた、外客誘致上よりもこれを国立公園に指定するを適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊豆七島及び伊豆半島一帯の区域を海洋国立公園に指定の請願（請願者静岡県賀茂郡下田町長森一外十九名）（畠山鶴吉君紹介）（第一七七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊豆七島は風光明びで、熱帯、亜熱帯植物が豊富であり、展望も雄大である。また伊豆半島は、天城の天然林を背景として海洋の変化に富み、気候は冬暖かく、夏涼しく、温泉が至るところにわきでている。ついては、伊豆七島と伊豆半島を結び、文化施設を完備して、東京から富士、箱根、伊豆半島及び伊豆七島を通じて、陸海にわたる海洋国立公園を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

伊豆七島は景観雄大でありかつ熱帯、亜熱帯植物の分布に富み、また伊豆半島は史蹟景勝に恵まれた温泉地帯であつて国民保健並びに観光地として古くから知られているので該地域一帯を海洋国立公園に指定するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

須賀の山を国立公園に指定の請願（請願者鳥取県八頭郡若櫻町大字春米四十六番地山根辰治ノ稲田直道君紹介）（第一九八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県と兵庫県との境にそびえる山岳地帯の主峯である須賀の山は、コニーデ式の火山で、頂上には古い爆発火口を有している第三紀層及び古生層と安山岩集塊岩から成り、白山火山脈に噴出して、中国第二の高峯である。こけも、いわかがみ等の高山植物、ぶな、もみじ、なら、とち等の落葉、かつ葉樹の大森林と、草原の原始境であり、東に白山、西に大山を望み、厳多の樹氷の奇観等、得がたい景勝地であるから、国立公園として指定し、保護されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地帯は天与の風光を具備し、高山植物の分布に富み、得がたい景勝地であり、国民保健上からも、これを国立公園に指定するを適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

帝釈峡と道後山及び比婆山を結ぶ地域を準国立公園に指定の請願（請願者広島県神石郡永渡村長赤木穣外三十名ノ中川俊思君紹介ノ第二四六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現県立公園帝釈峡は、地質学上、植物学上、世界稀有の地であり、同じく現県立公園道後山は国際スキー場となり、比婆山は、伊邪那美神の神陵があり、そのふもとには英国ロックスロイのダムとともに近代土木学の粋を集めた人造大湖水がある。ついては、これ等を連絡する地を、準国立公園に指定せられれば、その学術的、科学的の保存に利便であるから、同地を公園法第十一條の二により準国立公園に指定せられたいというのである。

二、請願の議決理由

該地帯は風光雄大であるとともに、その地質、植物分布は学術的に得がたい地であるので学術的見地からも、これを準国立公園に指定するを適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

木花村、都井岬間海岸地帯を準国立公園に指定の請願（請願者宮崎県議会議長日高弥一ノ川野芳満君外五名紹介ノ第二五七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県海岸七十余里の中、木花村から都井岬に至る二十余里にわたる海岸線は、千変万化の奇勝に富み、南国的妙趣と太平洋の怒とうが岩をかむ景観は豪放無類のものとして、宮崎県が誇る観光地帯である。このような風光は、霧島国立公園の順路として大きく観光資源として取上げなければならない。この意味において、木花村、都井岬間海岸地帯を準国立公園に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地帯は天与の景観に恵まれかつ南国的妙趣に富んでおり、国民保健上外客誘致上からも、これを準国立公園に指定するを適当なものと認

め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

皇居前広場に新憲法記念平和の鐘楼建立敷地借用に関する請願（請願者東京都杉並区久我山二丁目六百番地平和の鐘楼建立会代表仁木三良ノ水谷昇君外二名紹介ノ第一二七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

世界に比類のない、戦争放棄の新憲法を、永遠に記念し、あわせて世界平和に寄与する目的を以て、皇居前の国民広場に、平和日本のシンボルとして、国民の平和への熱情を結集した、平和の鐘楼を建立し、これが完成の上は、国家に献納しようとするものである。ついては、ぜひとも、この建立に要する敷地を貸与せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本件は適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

皇居前における観光ホテルの建設敷地変更に関する請願（請願者東京都中央区銀座六丁目四番地交詢ビル二百十九号皇居前保存協会岩隈虎雄ノ石田一松君外六名紹介）（第二四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

皇居前に観光ホテルが建てられるという新聞記事が掲載され、土地の拂下げ手続も終つたと伝えられているが、歴史的に由緒ある美しい皇居前に、商業建築物が建ち、そこを拠点に一帯が商業的に発展することを考えると、将来に禍根を残す危険がある。戦後日本に残された唯一の美しい、歴史的地域は、観光的な意味においても、日本独自の姿で保存されるべきであつて、商業的意味で汚されてはならない。ついては、観光ホテルの敷地を他に選定されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地域は歴史的に由緒ある点にかんがみ、観光ホテル建設敷地は、他に選定するを適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

西医学健康原理研究に関する請願（請願者東京都足立区梅島町千九百六十二番地田中宗太郎）（竹山祐太郎君紹介）（第二四八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

西勝造氏創始にかかる、西医学健康原理は、四十余年の歴史を有し、公開二十四年、現今ではその内容の偉大性を認められてきているが、医科大学を始め、医学研究機関に面目や伝統にわずらわされて、九州大学以外は多く黙殺的消極的態度を持している。しかし、この原理と応用が医学界に受け入れられれば、わが国医学は、世界の医学に対して名誉ある地位を築くことができるから、医科大学を始め、医学研究機関に対して、研究方を促し、すみやかに西医学健康原理に対する認否、採否の態度を決するよう、適切なあつ旋方法を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

国民保健上これが適否を明らかにすることは真に必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

市立荒尾病院を国立に移管の請願（請願者荒尾市長寺田佐平）（寺本齋君外二名紹介）（第二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

荒尾市の医療機関利用者は、その半数が鉱山関係の病院診療所を利用し、残りが市立病院及び一般開業医を利用しておるが、同市は市民生活の安定と福利増進のため、さきに国有財産の貸与を受け、本年四月から綜合病院として発足したのであつたが、その経営は、貧弱なる市財政では、とうてい維持が困難となつたから、荒尾病院を国立に移管されたいというのである。

二、請願の議決理由

医療機関の重要性にかんがみ、国立移管を考慮する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立相模原病院の入院患者援護に関する請願（請願者神奈川県高座郡相模原町国立相模原病院内植木得重ノ伊藤憲一君外一名紹介ノ第一六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立相模原病院には八百名の入院患者があるが、その中二肢切断、せきずい損傷、カリエス、結核等で起床できない者百三十を数える。これら療養者の経済状態はまことに悲惨を極め、療養上必要な配給品さえも辞退するか、他に転売するかの窮乏生活をしている。この百三十名の救助対策としては比較的軽患者のアルバイトによる寄附金などに仰いでいるが、これとても問題にならない。ついては、すみやかに同患者援助のための措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の社会経済情勢においては国立病院、療養所入院（入所）患者の療養生活に対しては、なお考慮を要するものがあると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立高崎病院施設拡充の請願（請願者高崎市長小島弘一外十四名ノ中曾根康弘君紹介ノ第六三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県高崎市の国立高崎病院は、高崎市を中心に近郊群馬、碓氷、多野、北甘楽の各郡はもちろん埼玉県児玉郡からも利用する患者が増加し、旧来の施設では不便を来たし、到底充分な診療をすることができない。ついては、外来診療病舎を増築、整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

国の医療機関としてきわめて重要な役割を受持つものであるから、施設その他の不完全な点はすみやかにこれが改善を図り、もつて国民医療に遺憾なきを期するの要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

国立病院患者の給食改善に関する請願（請願者香川県仲多度郡善通寺町国立善通寺病院伏見分院岡崎貞雄外百十三名〆苅田アサノ君外一名紹介）（第一一四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国立病院入院患者の食事費は、健康保険診療報酬点数表によると一日十点であるが、実際支給されている食費は五、六点程度である。このような食事費では、結核患者等医薬よりも重視される栄養の補給も困難で、患者の病気回復をますます阻害している。ついては、すみやかに、国立病院患者の給食を改善されたいというのである。

二、請願の議決理由
病気回復期における栄養補給の重要性にかんがみ、国立病院入院患者の給食改善は緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

国立秋田病院の焼失病とう復旧に関する請願（請願者秋田市国立秋田病院長栗木定治郎〆飯塚定輔君紹介）（第一二二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国立秋田病院は、昭和二十四年十月三日の落雷によつて伝染病舎の大半を焼失した。同病舎は、急性伝染病と開放性結核患者とを収容しており、焼失後は、内科病舎の一部を無理にあけて収容しているため、一般患者に近接し、防疫上適正を欠いている実状である。また秋田市を中心とする各町村には、完全な伝染病または結核の病院がなく、同病院の存在意義は、絶対的であるから、同焼失病舎の復旧を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
国の医療機関として重要であるから、焼失病とうの復旧をすみやかに図り、もつて医療に遺憾なきを期するの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

国立病院勤務医師の待遇改善に関する請願（請願者東京都新宿区戸山町一番地国立東京第一病院国立病院長協議会長坂口康蔵外九名〔青柳一郎君外一名紹介〕）（第一八一七号）及び同（請願者神奈川県中郡東秦野村落合五百番地全国々立療養所々課長会上島三郎外百六十一名〆丸山直友君紹介）（第二三四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国立病院に勤務する医師の待遇は、その重要な使命に比し、きわめて劣悪である。このため医師の日常生活も困難となつて、有為の人材も次第に離れ、今後その補充もできないような状態となつている。医師は、国家公務員であり、とくに、社会奉仕者であるという任務を自覚して今まで、忍んできたのであるが、このままに放置することは、国民保険の将来にも、重大な影響を與えるものである。ついては、すみやかに、国立病院勤務医師の待遇を改善されたいというのである。

二、請願の議決理由
現下の社会経済情勢下、国立病院勤務医師の待遇が一般に比し劣悪であるため、欠員の補充もできないような状態であることは、国民の医療保健上重大な影響があるから、これが改善を行うことは最も時宜に適する措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

国立富山病院の施設拡充に関する請願（請願者富山市国立富山病院長今堀肇）（内藤隆君紹介）（第一九九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国立富山病院は、戰災により大半の施設を焼失したが、昭和二十三年度において診療とう及び自動車庫が建築され、同二十四年度において病とう工事の実施を見、一応患者収容の施設が整つたのは実に喜ばしい。しかしながら、戰災の被害がいちじるしいため、国立病院としての機能発揮にはまだ道遠く、とくに事務本館がないため、病院運営に事欠き、かつ診療にも支障を来している。ついては、目下の急務として事務本館を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由
国の医療機関として重要な役割を受持つものであるから、施設の整備を図り、もつて国民医療に遺憾なきを期するの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

国立療養所患者の食費増額に関する請願（請願者岩手県一関市山目町泥田山下四十八番地国立岩手療養所患者自治会菊池希孝外四百七名）（淺利三朗君紹介）（第一八二一号）、同（請願者兵庫県有馬郡三輪町大原国立療養所春霞園患者自治会常本有志男外五百七十三名〆井之口政雄君外一名紹介）（第一八八四号）及び同（請願者神戸市須磨区多井畑黒ヶ谷十番地国立神戸療養所患者自治会山田義晴外二百二十四名〆立花敏男君外一名紹介）〆（第二七四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
結核に対する科学的治療方法は進歩したが、国立療養所患者の悩みは、粗食から来るところの栄養不足のため、せつかくのかい復も遅延することである。栄養補給は、この病気には不可欠の條件であるため、あらゆる犠牲を拂つて努力していることはいうまでもないが、何分長期にわたる病気であるから、売るべきものを売りつくし、困窮患者にとつては、食費の増額以外に方法がない。ついては、国立療養所の食費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
国立療養所における結核患者に対し、適当なる栄養を支給するため、患者食費の引上げを行うことは現下の状勢にかんがみ、緊急の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
厚生委員長　堀川　恭平
衆議院議長幣原喜重郎殿

国立療養所患者の食費増額等に関する請願（請願者北海道亀田郡七飯村国立北海道第一療養所岡部武外五百七十八名〆柄澤ゼ子君外一名紹介〆第二三九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立療養所患者には、栄養補給は不可欠の條件であるが、現在の国立療養所の食費一日六十五円では、規準カロリーはおろか絶対量も不足するから、食費を増額されたい。なお、生活扶助料四百五十円の三分の二は補食費に充当するから、これを千円に引き上げられ、さらに、断層撮影装置の整備、施設修繕費予算の増額、医師、看護婦の増員並に待遇改善等につき、適当なる措置をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

国立療養所における患者食費の引上げ施設の整備職員の増員、待遇改善等につき適切な措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立北海道第二療養所の施設改善に関する請願（請願者札幌市国立北海道第二療養所内菅原三郎〆苅田アサノ君紹介〆第一六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立北海道第二療養所は、戦時中建設したバラック療舎で、多期中水道に凍り、硝子は壊れはなはだしく荒廃しており、設備としても注射器の消毒器も、断層レントゲン写真機も、職員住宅もないため一病棟が職員住宅に使用されている状態である。ついては、結核対策確立のため、同療養所の施設を改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

国の医療保護機関として重要な役割を受持つものであるから、施設の整備改善を図りもつて医療保護の遺憾なきを期するの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

釧路市に国立結核療養所設置の請願（請願者釧路市長佐熊宏平）（伊藤郷一君紹介〆第一九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

釧路市は北海道東部の中核地で産業経済の要枢地であるが、結核患数千八百名を算し、その死亡者数は逐年増加の一途をたどつていて憂慮に堪えない。ついては、東部北海道には結核療養所は至つて少いから、昭和二十五年度までに同市に国立結核療養所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

釧路市に国立結核療養所を設置することは地理的にもまた結核予防対策上も最も適切な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立原療養所の施設拡充に関する請願（請願者広島県佐伯郡原村国立原療養所内中川渉外四十五名〆苅田アサノ君紹介〆第二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立原療養所は、開設後約一年を経過するが、予算が少いため、三病棟の中一病棟しか使用せず、定員二百名のうち、現患者数は五十名に過ぎない。また、入院期間に制限があり、支給食糧も貧弱で看護婦の人数が少いため、患者及び看護婦の負担が大きく療養上はなはだ憂うべき状態にある。ついては、生保、健保の拡充改善、予算増加による支給食糧改善、看護婦の増員、病床の増設等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

結核撲滅上遺憾なきを期するため、前掲の如き措置を講ずる等改善を図ることはきわめて緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立大阪療養所の施設拡充並びに同職員の待遇改善に関する請願（請願者国立大阪療養所内患者代表廣岡幸雄外五百名〆松永佛骨君紹介〆第一六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

八千万国民中三百万を越える者が結核症に犯かされているにもかかわらず、現在わが国における同病床はわずかに六万床程度に過ぎず、かくては国民は、結核の好しとなり、憂うべき状態となるは必至である。とくに大阪国立療養所においては、戦後の悪條件の下に急速に施設荒廃し、医師看護婦の不足により現在六百床が活用されているに過ぎず、まことに憂慮にたえない。ついては、国立大阪療養所の施設を拡充するとともに、職員の待遇を改善し、また職員の増員を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

国の医療機関としてきわめて重要なものであるから、施設その他の整備を図るとともに、同職員の待遇を改善することは最も時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立療養所大日向荘施設の整備拡充に関する請願（請願者群馬県町村長会長生方誠外五十四名〆中曾根康弘君紹介〆第七一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立療養所大日向荘は、完成病床わずかに二百二十床で、同県の結核り病者数約三万名に対してあまりにも僅少である。ついては、同療養所が、未完成病床三百二十とその附属施設を擁しながら、いたずらに雨露にさらされているのは、国家的の損失であるばかりでなく、結核予防対策上寒心に堪えぬから、未完成病床及びその附属施設を整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核病床不足の現状にかんがみ、国立療養所の未完成病床をすみやかに完備するの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立福島療養所内の民主化促進に関する請願（請願者福島県岩瀬郡須賀川町国立福島療養所入所者自治会代表吉野貞次郎外三百九十九名）（首藤喜六君紹介）（第二六九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立福島療養所に入所加療中の患者は、最近続発した種々の不明朗な事件のため、日々の療養生活に多大の不安と支障を来している。例えば、一月の第十病とうの火災、ストレプトマイシン七百本の盗難、火災見舞金の流用、その地某医官に対する不当整理、再入所の拒絶等であつて、所長をはじめ、医務課長、婦長を含めた所当局者の非民主的圧制的な態度は、幾多の医官、看護婦の退職の因となり、入所患者の療養生活に大きな不安と動揺とを與えている。ついては、同療養所が安心して療養のできる、明るい民主的な療養所となるために盡力されたいというのである。

二、請願の議決理由

療養所の明朗化は必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立中野療養所の病床増設に関する請願（請願者東京都中野区江古田中野療養所内谷口二郎）（並木芳雄君紹介）（第二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都の結核患者数は約十五万に及んでいるが、病床が少ないため、中野療養所では、入院申込から一年ないし一年半を経なければ、入院できない状態にあつて、このため少い病床を回転させ、多くの患者を收容するために、未だ療養を必要とする患者を、退所または地方施設への転送を余儀なくしている現情である。ついては、その根本対策としてすみやかに同療養所の病床増設を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

結核病床のいちじるしい、不足の現状にかんがみ、すみやかに、これが増設拡充を図るの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立療養所菊地恵楓園患者に被服等支給の請願（請願者国立療養所菊地恵楓園増重文〇床次徳二君紹介）（第二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

同園入所患者は、戰時中はあらゆる欠乏に堪え、衣料等も持つた者が持たない者に譲り、家庭よりの仕送りを頼みとしてかろうじて肌をさらさずに過してきたが、家庭の仕送りも減少し、若干の支給物も消耗しつくし、昭和二十三年九月以後の新入所患者には被服の支給はない。ついては、聞く処によると厚生省より被服資材の割当配布があつた由であるから、早速に被服類を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の社会経済情勢下において、国民ひとしく衣料に苦しむもののいい療養所入所者に対しては、その特殊事情にかんがみ、早急に被服類を支給するの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本願願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

美幌療養所を旧美幌海軍航空隊庁舎跡に移転の請願（請願者北海道網走郡美幌町東一條三丁目二番地高橋義実〇飯田義茂君紹介）（第三二号）及び同（請願者北海道美幌町議会議長高橋石松）（高倉定助君外一名紹介）（第六二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立美幌療養所は美幌町市街地の中心にあつて、その位置が結核療養所として不適当であるばかりでなく、建物、設備等の不完全なため、運営上多大の支障をきたしている。ついては、すみやかに同療養所を好適の立地條件を有する元美幌海軍航空隊庁舎跡に移転されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立療養所を好適地に移転し、施設の拡充強化を図ることは妥当な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立福島療養所の火災による災害者救済に関する請願（請願者福島県岩瀬郡須賀川町国立福島療養所入所者自治会災害対策委員会吉野貞次郎〇圓谷光衛君紹介）（第一二七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年一月十六日、国立福島療養所第十病とうは、火災により全焼した。耐火設備の不備と、消火設備がなかつたため、手の施しようもなく、四十二名の患者は、所有品のほとんど総てを焼失してしまつた。これらの患者は、医療券、健康保険等社会保障制により療養している者で、療養生活上、経済上多大の支障をこうむり、日用品にさえことを欠く実状である。ついては、すみやかに、これらり災者の救護策並びに、焼失病とうの復興、防火設備の増設等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

火災により全燃した福島療養所のり災者に対し救護をなす等医療に遺憾なきようすみやかに復旧することは時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立療養所湊病院の看護婦増員並びに患者給食改善に関する請願（請願者静岡県賀茂郡竹麻村湊国立療養所湊病院患者自治会藤井博治外三百九名〇砂間一良君外一名紹介）（第二五一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立療養所湊病院の患者は、現在二百五十名で、これに要する看護婦の定員は、五十四名と定められているのに、現在では、わずかに二十八名である。また入寮の療養患者、結核患者は、一日二千六百カロリーの栄養価を必要とするにもかかわらず、現在は、コッペパンや、いも等のまじる栄養価の低いものであり、とうてい療養の目的を達することができない。ついては、次の四項目を実施されたいというのである。（一）看護婦を、定員通り即時五十四名に増員すること、（二）さらに看護婦定員のわくを拡げて四十五名増員すること、（三）其糧配給は、原則として米

とし、やむを得ない場合は麦、いもやパンは配給しないこと、（四）給食費を最低一人一日八十円とし、実質二千六百カロリーとすること。

二、請願の議決理由

結核患者の療養を完からしめるため前掲の如き措置を講ずる等これが改善を図ることはきわめて緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立岩手療養所災害復興に関する請願（請願者盛岡市下廚川国立盛岡病院内岩手県国立病院療養所患者同盟岡田恒明外二千百十五名）（浅利三朗君紹介）（第一八二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年十二月二十三日の火災により、国立岩手療養所は本館治療とう等の枢要機関を焼失し、目下療養所としての機能まひの状態にあるため、入所患者はもとより、外来者にとつても重大な脅威となつている。ついては、すみやかに同療養所の倍旧の施設復興を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

国の医療機関として重要であるから、焼失病とうの復旧をすみやかに図り、もつて医療に遺憾なきを期するの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立療養所内のストレプトマイシン使用範囲拡大に関する請願（請願者貝塚市橋本国立大阪療養所内紹谷輝男外千四百六十六名）（松永佛骨君紹介）（第二六一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年来、ストレプトマイシンが国立療養所に配給され、その顕著な効果に驚異の眼を見張つているのであるが、現在ストレプトマイシンは、生活保護法による入院患者には適用範囲が制限されて、結核性脳膜炎、粟粒結核以外には使用できず、これがためにせつかく治療し得るものも、経済が許さないために利用できず苦しんでいる状態である。しかも、ストレプトマイシンは腸結核、こう頭結核にも効果があり、生活保護法を受けている者が全入院患者の半ばを占めている状況であるから、同保護法入院患者の、ストレプトマイシン使用適用範囲を、医師が指示する病状まで速急に拡大せられたいというのである。

二、請願の議決理由

生活保護法による入院患者にはストレプトマイシンの適用範囲の制限が厳しいのでこれを緩和拡大することは時宜に適する措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立岩手・秋田・福島三療養所火災による災者救援等に関する請願（請願者東京都北多摩郡清瀬村日本療養所患者同盟沢田栄一）（園谷光衛君紹介）（第二一三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立療養所の内、昨年十二月に岩手療養所が、一月に秋田療養所及び福島療養所が相継いで火災を発生しただ。結核患者の病床不足が叫ばれている時、今回の焼失ははなはだ遺憾である。ことに福島四十二名、秋田五十五名の直接り災患者は、生活的に困窮をつづけ、医療面にも支障を来している。今回の火災がこのような被害を与えた原因は、防火設備の不備にあるから、前記三療養所のり災患者の救援施設、医療設備の復旧及び防火設備の強化を至急実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害を受けた療養所の医療施設をすみやかに復旧し、罹災患者を初め入所者の療養生活の万全を期しかつ防火設備の強化を図るは緊要なことと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立大阪病院白浜分院を田辺市に移転反対の請願（請願者田辺市東本町紀南保健協会長杉原忠雄外十一名）（青柳一郎君紹介）（第一八一五号）と関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県田辺市は、昭和二十四年西牟婁郡白浜町にある大阪国立病院白浜分院を、田辺市に移転するため、千二百万円を起債し、国庫に寄附する案を可決し、同病院の移転に努力されているが、田辺市には総合病院として完備した紀南病院が現存し、数箇所に分院診療所を設け、西牟婁郡内町村国保組合を主体として、これに農業協同組合の資本を仰ぎ、一貫した総合的方針の下に運営されている。同市のような小地域に、二つの総合病院をもつことは、不用でありかえつて、国保事業の健全な発展に支障を来すものであるから、白浜分院の田辺市移転を中止し、総合病院の適正な配置を考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

田辺市の地理的実状を考慮し適正な配置を行うことは時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

結核療養所の病床増加に関する請願（請願者東京都北多摩郡清瀬村日本療養所内星實（並木芳雄君紹介）（第七五号）及び同（請願者夕張市鹿島緑町四丁目十一番地栃木政治外三名）（柄澤きよ子君外一名紹介）（第九八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核患者は全国に二百万を数えているのに、これが療養のため収容できる病床は、僅か六万床程度であり、東京都下では申込みから入院までには、一年余もかかる実情である。病床の少きため根治せぬ患者を退院せしめ、代りに新患者を収容し、ただ内外に患者を交流させている現状である。ついては、結核根絶の対策も実施するため、病床十五万をすみやかに増設せられたいというのである。

二、請願の議決理由

結核病床のいちじるしい、不足の現状にかんがみ、すみやかに、これが増設拡充を図るの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

結核療養所医師の待遇改善に関する請願（請願者岡山県都窪郡早島町大字早島四千六十六番地国立岡山療養所丸山暢夫外三百九十五名〆苅田アサノ君外一名紹介〆第六四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核患者は全国に三百万人といわれているが、全国療養所施設は五万に足りぬ収容能力しかない。この療養所においてもつとも痛切な問題は医師の不足である。この医師たちは少い給料で、医療器具の不備な悪條件の中で一人、百人以上の患者を受持ち、結核に対する苦しい闘争を続けているのである。ついては、医師の増加の根本問題である待遇を改善し、充分な研究設備と時間とを與えられたいというのである。

二、請願の議決理由

療養所医師の待遇改善は治療対策上緊切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

立川郊外元進駐軍兵舎を結核療養所に移管促進の請願（請願者東京都北多摩郡清瀬村日本療養所患者同盟澤田榮一〆土橋一吉君外一名紹介）（第二一六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

立川郊外にある元進駐軍兵舎は、今度日本政府に移管になつたが、同建物は結核療養所としてひじように適当であり、また、現今二百万人といわれる結核患者収容は急を要する問題であり、同元兵舎は六百名位の收容は可能であるから、ぜひ同元兵舎に、結核療養所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核り病者に対し收容施設は少な過ぎる現状であるから、元進駐軍兵舎を結核療養所に移管することは、結核予防対策上も適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

貝塚市母子寮を大阪府下結核後保護施設として拂下げの請願（請願者国立大阪療養所内紹谷輝男外千六百名〆松永佛骨君紹介〆第二六一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の結核行政は予防治療体系においては整備されているが、後保護についてはほとんど顧みられていない。そのため結核療養所退所者の約半数は再発または死亡している状態で、結核行政の完成には、後保護施設の設置が必要である。ついては、貝塚市貝塚療養所内の母子寮の売却に際しては、大阪府下結核後保護用として拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

結核患者の後保護施設のため、不要施設の転換利用は妥当なる措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

医師の国家試験制度改善に関する請願（請願者東京都文京区本富士町一番地東大附属医院内宮澤修〆丸山直友君紹介〆第一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医師の水準確保のための国家試験制度も、多数の不合格者を出し、医師制限の選抜試験だとも評されているから、同試験制度の次の諸項を改善されたいというのである。（一）国庫負担により医学教育機関を充実して卒業試験を以て国家試験にかえられたい。（二）国家試験を実地修練の前に行われたい。（三）試験採点者の主観的判断の入らぬようにされたい。（四）同試験の日附を一定し、試験場を増設し、試験費用を国庫で負担されたい。（五）不合格者には以後の不合格課目のみの單位制とされたい。

二、請願の議決理由

医師の水準確保のため国家試験制度を改善することは時宜に適する措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

引揚医師の国家試験受験回数制限緩和に関する請願（請願者堺市金岡町二千百九十四番地上原英三外二十一名〆大野伴睦君紹介）（第一〇七一号）、同（請願者北海道空知郡芦別町字野花南外地引揚医師同志会多賀谷須三外三名）（中山マサ君外二名紹介〆第二一一二号）、同（請願者高知県土佐郡地蔵村川村順慶）（佐竹晴記君紹介）（第二一七八号）、同（請願者高知県高岡郡浦門村藤井幸長）（大西正男君紹介〆第二一七九号）、同（請願者兵庫県飾磨郡四郷村福永勉〆河本敏夫君紹介〆第二一八〇号）、同外一件（請願者北海道枝幸郡歌登村字本幌別二宮円次郎外四十二名〆足立篤郎君紹介〆第二二〇六号）及び同（請願者栃木県河内郡篠井村字萱場堀川弘政）（船田享二君紹介）（第二二三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

外地免許引揚医師に対する、内地においての医師資格取得のための、特別国家試験は、昭和二十二年以来施行されているが、受験回数は二回と制限されている。外地において開業し、戰争のために身を以て引き揚げてきた引揚医師は、生活に労しつつ受験準備をするのは言語に絶するものがあり、しかもわずか二回の受験に失格すれば、医師として追放される運命にあるのは過酷である。ついては、同試験において、受験回数二回の制限をぜひ撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

長く外地で開業して来た引揚医師にとつては医師国家試験は相当な負担であり、これが受験回数が現在のように二回に制限されているのでは、国家試験通過不可能なものも少くない現状にかんがみ、制限を撤廃することは適宜の措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

医学の実地修練制度改善に関する請願（請願者東京都文京区本富士町一番地東大附属医院内宮澤修〆丸山直友君紹介〆第一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医師の素質向上のための実地修練制度が実施されて三年になるが、敗戰の混迷期に生まれ、悪化した社会、経済上の事情のために多くの矛盾をはらんでいる。ついては、右是正のため次のことを考慮されたいと

いうのである。（一）修練生を施設において職員として取扱う。（二）修練指導拡充の対策をたてる。（三）通勤パス購入手続を簡素にする。（四）修練生の採用を民主的にする。

二、請願の議決理由

現下の社会情勢下、医学の実地修練制度に対し改善をなすことはきわめて緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

インターン制度及び医師国家試験制度改善に関する請願外一件（請願者東京都大田区入新井五丁目三百四十七番地安田寛基）（渡部義通君外一名紹介）（第二九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医学の実地修練制度及び医師国家試験制度に関して次のように改善されたいというのである。（一）第二次、第三次のインターン採用は抽選制度にされたい。（二）採用に際しては思想調査を止められたい。（三）法定数通り採用されたい。（四）修練生の身分の確立と生活の保障をされたい。（五）国家試験には基礎学科、臨床学科に分けられたい。（六）卒業試験を国家試験にかえられたい。（七）国家試験所を増設されたい。

二、請願の議決理由

医学の実地修練制度及び医師国家試験制度に関して、改善をなすことは時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

看護婦資格既得権者に国家試験の特例設定に関する請願（請願者東京都文京区本富士町東京大学医学部附属医院橋本マサ外三十名）（吉田省三君紹介）（第一二一六号）、同（請願者東京都中野区新井町五百十四番地全日本国立医療労働組合委員長小野木貞久）（岡良一君外四名紹介）（第一三三六号）、同（請願者広島県賀茂郡中黒瀬局区内国立療養所賀茂病院藤原芳枝外六十四名）（苅田アサノ君外一名紹介）（第一五六四号）、同（請願者大阪市福島区堂島浜通り三丁目一番地大阪大学附属病院林友子外二千名）（吉田省三君紹介）（第二二二〇号）、同外一件（請願者千葉大学医学部附属病院総婦長淡路きん外百七十一名）（青柳一郎君紹介）（第二四一八号）及び同外二十五件（請願者京都市上京区千本丸太町上ル中川清子外千八百二十四名）（岡良一君外二名紹介）（第二三三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行保健婦助産婦看護婦法により、現在の看護婦資格既得権者は、甲種看護婦の国家試験を受ける資格を與えられ、甲種看護婦学校の卒業者とともに、受験することになるのであるが、これら既得権者は、甲種看護婦学校の看護技術面の指導者であり、熟練した技術者でもあるから、これを学校卒業者と同様に、短時日の制限された試験を受けさせることは不合理である。ついては、現在の既得権者に対する国家試験にかえ、徹底的な再教育をもつて、厚生省の看護婦名簿に登録するよう特例を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

既得権者に対する国家試験の免除については法律制定当時よりしばしば要望されているが、現在における実状にかんがみ相当考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

保健婦等の既得権者に対する国家試験制度廃止に関する請願（請願者東京都中野区新井町五百十四番地全日本国立医療労働組合委員長小野木貞久）（岡良一君外四名紹介）（第一〇六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

保健婦、助産婦、看護婦等既得権者に対する国家試験制度は、形式的なものであるから、実質的な向上を図るため、これを廃止して、それに代る補習教育制度を設け、国家の責任において、計画実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

既得権者に対する国家試験の免除については、本法制定当時よりしばしば要望されているが、現在における実状にかんがみ、相当考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

保健婦助産婦看護婦法の一部改正に関する請願（請願者東京都澁谷区原宿三丁目二百六十六番地日本助産婦、看護婦、保健婦協会河村郁外千四百十二名）（青柳一郎君紹介）（第二八六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

保健婦、助産婦、看護婦法によれば、看護婦に甲と乙との別があり、乙は急性かつ重症の傷病者並びによく婦の看護に従事することができないことになつているが、重症軽症の決定は容易にできるものでなく、また甲種看護婦のもとに乙種看護婦が就業するということは、乙種をして卑屈感をもたせ、看護業務の円満な向上を妨げるものである。ついては、甲種乙種の別なく、甲種看護婦と同等の教育内容を有する者のみを看護婦と認められたい。なお既得資格者に対しては試験の適用なしに甲種と同等の内容を持つものと認められたいというのである。

二、請願の議決理由

保健婦助産婦法中における看護婦の甲、乙二種制の一本化及び資格既得看護婦に対する国家試験の免除については、本法制定当時よりしばしば要望されておるところであるが、現在における看護婦その地の実情にかんがみ相当考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

外地引揚歯科医師免許に関する請願（請願者長崎県南高来郡加津佐町丙千五百六十九番地林田義富）（岡良一君紹介）（第二八一七号）、同（請願者門司市大字伊川千百十番地白石菊治）（門脇勝太郎君紹介）（第二八一八号）、同（請願者熊本県玉名郡鍋村上鍋九百番地谷口健太郎）（坂口主税君紹介）（第二八二〇号）、同（請願者東京都世田谷区世田谷三丁目二千三百九十八番地野原宇一）（田中元君紹介）（第二八九九号）、同外一件（請願者北海道山越郡八雲町曙町野坂良知外一名）（渡部義通君外一名紹介）（第

二八一九号）及び同外一件（請願者島原市上鉄砲町下新町二千四百五十九番地池田亀男外一名）（青柳一郎君紹介）（第二八二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

外地引揚現地歯科医師の国内免許下附法律は、昭和二十三年制定され、その後同二十三年度改正では、せん衡に基く取扱いが、日本学閥関係引揚現地歯科医師のみに限定し、それ以外の引揚歯科医師は、せん衡取扱に含まれなかつた。試験科目も、学閥関係者は実地試験のみ、その他の医師は実地と学科試験を受験せしめた。外地引揚歯科医師には経験のある高齢者が多く、転業不可能な者たちであつて、特殊技能である生業を奪うことは、基本的人権の侵害である。ついては、国民医療法施行特例中第一條中に「日本領事館、日本軍、米国、英国領土政庁、その他同等とみなされる全世界各国」と追加し、第二條中の「但し二回を越えて受験することを得ず」を抹消されたいというのである。

二、請願の議決理由

外地で長く開業して来た引揚歯科医師にとつては国家試験は相当な負担であり、試験通過不可能なものも少くない現状にかんがみ、前掲の如き措置を講ずることは適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

らい患者の待遇改善に関する請願（請願者国立らい療養所長島愛生園佐々木清一ノ大村清一君紹介）（第二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

骨肉を絶して不治の病苦にしん吟し、悲命におう悩し、限られた地域にその一生を終える宿命付けられたらい患者の療養生活向上のために、左の事項の実現を計られたいというのである。（一）作業謝金五割増額、（二）慰安費五割増額、（三）夫婦舎新築、（四）らいと結核の食糧費差別撤廃。

二、請願の議決理由

現時の社会経済情勢下にか酷な生活と病苦と闘うらい患者に対して前掲の如き措置を講ずる等これが待遇改善を図ることはきわめて緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

らい療養所病床増設等の請願（請願者東京都北多摩郡東村山町国立らい療養所多摩全生園原田嘉悦）（土橋一吉君外一名紹介）（第六六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

らい患者は最低の衣食にあえぎながら療養所で闘病生活をしているのであるが、なお療養所に収容しきれないで世間から白眼視されながらしん吟する多くの患者があり、らい病に関する施設は余りにも閑却されている。ついては、すみやかに、療養所の病床増設、らい研究所の設立、療養所食費の増額等を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

らい療養所施設の拡充、らい研究所の設置、らい患者の食費増額等を図るはすこぶる緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

医療法第十三條の施行延期に関する請願（請願者東京都中野区議会議長伊東幸吉ノ花村四郎君外一名紹介）（第一四一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年七月三十日公布の、医療法第十三條によれば、診療所は、原則として患者を収容することを禁止しており、現在十九床以下の入院施設があつても入院不可能となつているが、このような規定は、現社会の実情に即応しないものであり、将来本法規定の病院が多数整備せられた時期において、始めて施行せらるべきものである。ついては、同法第十三條の施行を延期されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の社会情勢下、医療法第十三條の規定は行われ難いから、将来本法規定の病院の整備が行われうる時期まで延期することは時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

あん摩術営業法案反対に関する請願（請願者富山市富山県庁内板屋與三次郎ノ鍛冶良作君紹介）（第二六一号）、同（請願者京都市上京区千本北大路京都府立盲学校内あん摩単行法反対西日本対策委員会上田市太郎ノ田中伊三次君紹介）（第二三一〇号）及び同（請願者舞鶴鍼灸あん摩、マッサージ師会舞鶴盲人協会千代留治）（大石ヨシエ君紹介）（第二六五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近く提出されようとしている「あん摩術営業法案に対し富山県盲人協会が、次の理由により反対決議をしている。（一）修業年限の引下げはあん摩の質を低下し、劣悪な技術の有資格者を激増させる。（二）「あん摩は疾病治療をしてはならない」とあるが治療、慰安の限界はあいまいであつて違反者が続出する。（三）あん摩の既得権者は簡単な試験でマッサージの資格を與えられるがマッサージ術の低下を来たし、あん摩、マッサージの全面的禁止も可能性がある。ついては、現行法通り「あん摩は修業年限を二箇年とし、マッサージは年限を、はりきゆう同様四年以上とする」と修正されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会衛生上相当考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

あん摩術営業法案反対に関する請願（請願者千葉県東葛飾郡田中村花野井三百五十八番地千葉県鍼灸按マッサージ師会東葛中央支部ノ松谷天光光君紹介ノ第一七七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近く提出されようとするあん摩営業法案は、あん摩術の本質を誤まり、施術者はもとより、被施術者に不利不便を與え、社会衛生上悪影響を與えるものである。千葉県はり、きゅう、あん、マッサージ師会東葛中央支部盲人会は、次の理由で同案に反対するというのである。（一）あん摩の目的が「疲労恢復」となつているが、

これでは治療行為の範囲に入つていない、(一)修業年限が二箇年で試験制度が除外されていることは、従来の盲人施術者の苦難にみちた修業をふみにじり、正眼者の進出を来たし、盲人の生活権を奪うものである、(三)あん摩の施術範囲を、「治療の目的で施術してはならない」ということは、あん摩の本質をはずれている、(四)現行法であん摩、マッサージの分離が不可能なら、あえてその分離を主張しない。

二、請願の議決理由

社会衛生上相当考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

消費生活協同組合に対する緊急融資及び消費生活協同組合中央金庫設置の請願（請願者日本協同組合同盟賀川豊彦ノ岡良一君紹介ノ第三八〇号）及び同（請願者福島市新町四十八番地福島県生活協同組合連合会理事長櫛原巌ノ八百板正君紹介ノ第一一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第二国会において消費生活協同組合法が制定され、昭和二十四年十月末日においては六百八十四の同組合が設立され、出資総額は一億一千万円、二百万余の組合員を擁している。しかるに、組合活動に必要な資金的措置が全然確立されておらず、最近の一般市中金融機関の無理解な融資引締めによつて、組合の経営はきわめて困難な段階に当面している。ついては、同組合に対する当面の緊急措置と特殊金融機関の設置とを講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

消費生活協同組合事業の拡充強化を図ることは勤労者の消費生活を維持するために、もつとも緊要であり、これがため必要な金融措置を講ずることは充分の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

生活協同組合助成に関する請願（請願者多治見市矢場町三十三番地岐阜県製陶労働組合連合会古田歳一ノ加藤鎌造君紹介ノ第二六九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県製陶労働組合連合会では、最近続出する失業者の救済を目的として、製陶労働失業者大会を開催し、その議決として、各地域とも生活協同組合設置を強く要望しているが、新設、既設ともに資金の面で行詰つているから、助成金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

消費生活協同組合は勤労者の消費生活を守り、その合理化を図るものとして真に緊要な事業であり、これに対し資金援助の方途を講じ、その助長発展を期することは現下の社会経済状勢下において充分考究の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

生活保護法による生活扶助基準額引上げの請願（請願者東京都北多摩郡清瀬村下清戸日本療養所患者同盟会長代理星實ノ伊藤憲一君外二名紹介）（第三一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第十次改訂による生活扶助基準額は被保護者標準五人世帯平均五千二百円程度となつているが、これは今日の勤労者家計調査の実状から考えてもあまりに低きに過ぎることは明らかである。この五千二百円という基準に対しては、医療扶助無料医療券が交付されるが、療養中に医療扶助打切又は高額な一部本人負担となるならば、患者の家族の悲惨は多大なものである。ついては、この生活保護法の生活扶助費基準額、最低生活費認定基準を直ちに引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

生活保護法による生活扶助基準額の引上げは、現下の経済情勢下においては、なお考慮の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

生活保護法の適用範囲拡大に関する請願（請願者多治見市矢場町三十三番地岐阜県製陶労働組合連合会古田歳一ノ加藤鎌造君紹介ノ第二六九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

続出する製陶業者の失業者救済のため、現今施行せられている生活保護法の範囲を拡大し、失業者に対しても就職の機会を得るまで、生活擁護上、同法を適用せられたいというのである。

二、請願の議決理由

失業のため、生活に困窮する者に対しては必要に応じ、生活保護法を適用しているのであるが、なおこれが適用範囲の拡大については十分考慮の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

新宮市の母子寮建設促進に関する請願（請願者新宮市御幸町七十五番地玉置きさよ外百九十二名ノ世耕弘一君紹介ノ第二二二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新宮市における未亡人世帯は、五百世帯を数え、生活保護法による被保護者三百世帯の中、定住の家なく、かり住居で遠慮気兼の生活の中で、極貧にあえいでいる者は六〇％に達している。未亡人会では救済策として、ミシン、模造真じゆ等の職業補導を計画しているが、適当な家屋入手が困難のためざ折している。ついては、兒童福祉法制定により、新宮市における母子寮建設計画は完了しているにもかかわらず、許可のないためいまだに実施に至らないから、同母子寮建設を許可しこれが促進をされたいというのである。

二、請願の議決理由

母子家族の住宅対策の一環として母子寮の設置は適切な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

本渡町母子寮建設促進に関する請願（請願者熊本県天草郡本渡町長大谷秀彦外六名〆原田雪松君紹介）（第二八九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県天草郡中の母子世帯は約二千三百五十世帯もあり、その救済のための天草郡本渡町における母子寮建設計画は、昭和二十四年度において樹立されたのであるが、予算の都合上厚生省の認可がなく、そのために途方にくれ、どん底生活に困窮している母子世帯は、二十三世帯の多きに達している。もし母子寮の設置をみれば、同町母子世帯はもとより近村の母子世帯も恩典が得られるから、同町計画中の母子寮建設を認可されたいというのでる。

二、請願の議決理由

母子家族の住宅対策の一環として母子寮の設置は適切な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

沼部村授産場の施設拡充に関する請願（請願者宮城県遠田郡沼部村長只野直助外一名〆庄司一郎君紹介）（第九〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

同授産場は昭和二十三年に新設され、努力の結果収支決算においては好成績をあげたが、統制解除の今日に至つては、製品のデフレに伴い販売価格の競争となり、どうしても農閑期利用の家内工業者には太刀打ちができぬし、年收にばく大な差額金を生じ運営困難であるから、事業を動力化して拡張し、運営を円滑にしたいから助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

ひろく授産場がその本来の使命を達成するためには、地方財政のひつ迫せる現状においては、これが設備に対し相当の国庫助成を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

老人の福祉に関する法律制定の請願（請願者東京都杉並区上高井戸三丁目八百四十八番地全国養老事業協会長中川望〆中川俊思君紹介）（第九九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰後社会状態の急激な変化により老人の生活はなはだしく困難となつている。すでにわが国には、兒童には兒童福祉法があり、身体障害者にもそれぞれ福祉法があるが、ひとり老人に対する福祉の施策が講ぜられていない現状にかんがみ、すみやかに老人の福祉に関する法律を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の社会経済状勢下においては、老人の福祉に関する特別立法措置の促進を図るの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

広瀬村における引揚者及び戰災者住宅建設費国庫補助の請願（請願者宮城県宮城郡広瀬村長庄子長吉外一名〆庄司一郎君紹介）（第一一六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県宮城郡広瀬村は、戰災者、一般海外引揚者、樺太よりの無縁故引揚者等が多数入り込み、間借、寮生活等による非衞生的な不健全な家庭生活に苦慮している。村民の和合、保健衞生、健全生活等各面より、これらの人のために、すみやかに、住宅を附與する必要がある。ついては、これら住宅建設費に対し、国庫補助せられたいというのである。

二、請願の議決理由

戰災者、一般海外引揚者等の住宅困窮者に対する援護措置を講じ、民生安定を期するは現下の情勢上、きわめて緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

民生委員の機能充実に関する請願（請願者東京都澁谷区原宿三丁目二百六十六番地全日本民生委員聯盟会長原泰一〆青柳一郎君紹介）（第一九四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民生委員は、生活保護法の運用につき、従来市町村長の補助機関として、要保護者の発見及び援護補導につくして来たのであるが、より適正、妥当な方式によつて、民生委員の積極的協力を求める必要がある。ついては、生活実情の調査、保護の申請の介助、保護の方法と程度に関し、意見の具申並びに内容について審議、保護開始後の生活指導等につき、民生委員の機能を充実する、明確な方針を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生委員は公的扶助の実施に関し、重要な役割を果しており、生活保護法の全面的改正の機会において民生委員の機能充実に関する明確な方針を確定することは頗る緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

小浜町に総合社会施設設置に関する請願（請願者福井県議会議員杉山孝二外二十五名〆奥村又十郎君紹介）（第二五七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県における生活困窮者等の收容施設は、越前地区においては完備されているが、若狹地区は收容社会施設は皆無の状態にあるのは実に遺憾である。よつて今般遊休設備である、小浜町所在の芝浦製作所小浜工場元工員宿舎・講堂・同浴場等を買收し、ここに生活困窮者を收容して、社会援護の一端に資したい計画である。ついては、これが施設の実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

生活困窮者に対する收容保護施設の必要性が重視せられているとき、遊休施設の転用を図り総合社会施設を設置することは時宜に適した措置であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

引揚者の援護に関する請願（請願者東京都台東区上野御徒町婦人連盟引揚ホーム内　上井祐信）（野坂參三君紹介）（第四六二号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

引揚者は希望と喜びにみちて帰郷したのであるが、僅かの旅費と被服を與えられたのみである。これでは家族達の長い間売食い生活により着がえの被服もなく、職もない引揚者、家族の生活は全く餓死寸前におかれている。ついては、帰還旅費の増額、越冬資金、越多被服の支給、職業、住宅の優先的世話、生業資金及び資材の保証等最少限の援護を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

引揚者の援護施策の拡充強化を図るとともに更生の機会を與えることは緊要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、請願の要旨及び目的

福岡市在住引揚者等の住宅附店舗建設資金融資に関する請願（請願者福岡市役所内福岡市海外引揚者更生会員原牧蔵外二十五名ノ池見茂隆君紹介）（第二六三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡市では終戦後、引揚者七十余名の露店市場を開設し、相当の発展を見たが、昨年九月、食品衛生法により閉鎖を命ぜられ、無断不法建築と都市計画にふれる故をもつて、強制立退きを命ぜられた。営業者は営業場所を失い、四散休業のやむなきに至つたので、福岡市海外引揚者更生会は、同市在住引揚者、戦争犠牲者のために、近代式住宅付マーケット建設を企画したが、建設資金に困窮しているので、生業資金融資中、特別のわくを設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

引揚者等の更生意欲の助長を図り、生業の確立を期せしめることは現下喫緊の要務であり、本件は考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、請願の要旨及び目的

引揚者の援護に関する請願（請願者武蔵野市吉祥寺四十一番地B十六松原松彦外四十三名ノ竹村奈良一君外一名紹介）（第二七四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次戦争の犠牲者たる引揚者は、ほとんど就職難、生活費に苦しんでおり、今後の生活をいかにすればよいか迷つている状態であるから、（一）電気料金を百円以下とし、生活保護を受けている者には全免とする、（二）生活扶助金の不合理な差引きを中止すること、（三）六十八世帯に布団二十四組の配給というような不合理な援護物資の配給を是正され、（四）就職あつ旋、生業資金を増額せられたいというのである。

二、請願の議決理由

引揚者の定着援護施策の拡充、強化を図り、これ等に更生の機会を與えることは喫緊の要務であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、請願の要旨及び目的

東京都下赤羽町にある日の基社会事業団SSG寮に住む三百名は、すべて引揚者、または戦災者であるが、その居住状態は、十疊敷の部屋に九人、十人が天井も疊もない所にごろ寝という有様である。また、配給量以下の食事で、栄養失調、結核に侵される者もあり、さらに生活保護費の問題で寮長に帳簿を公開するよう交渉したが、かえつて六人に退寮を通告してきた。ついては、同寮居住者が人間なみの生活ができるよう取計らわれたいというのである。

一、請願の要旨及び目的

引揚者等の援護に関する請願（請願者東京都台東区赤羽町五丁目千三百二十番地日の基社会事業団SSG寮生中村實外百六十一名ノ神山茂夫君外一名紹介）（第二一六七号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都下赤羽町にある日の基社会事業団SSG寮に住む三百名は、すべて引揚者、または戦災者であるが、その居住状態は、十疊敷の部屋に九人、十人が天井も疊もない所にごろ寝という有様である。また、配給量以下の食事で、栄養失調、結核に侵される者もあり、さらに生活保護費の問題で寮長に帳簿を公開するよう交渉したが、かえつて六人に退寮を通告してきた。ついては、同寮居住者が人間なみの生活ができるよう取計らわれたいというのである。

二、請願の議決理由

収容者の生活保護の適正を期するは現下の状勢にかんがみ緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

調査に関する報告書

癩療養所内の療養状況及び秩序に関する実地調査並びに対策樹立に関する報告書

標記の件につき本委員会においては委員派遣の承認を得て、委員丸山直友君、田中重彌君及び岡良一君を派遣し、一応の調査を終了したから、その経過並びに結果を別紙のとおり報告する。

昭和二十五年三月十七日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

第一　調査の目的

昭和二十五年一月十六日国立療養所栗生楽泉園において患者ぼく殺の不祥事をじやつ起したので、当委員会においては、この種事件発生の未然防止に資せんがため、癩療養所内の療養状況及び秩序に関する実地調査を行い、これが対策の樹立をなさんとするものである。

第二　調査の方法

当委員会においては、委員丸山直友君、田中重彌君、岡良一君を現地に派遣し、専門員引地亮太郎君、調査主事神田洗君を同行せしめた。

調査団は、三月七日から十日までの期間において、楽泉園、前橋地方検察庁中之條支所、国家地方警察群馬吾妻地区警察署、草津町（自治）警察署において職員、患者、副検事、警察官、自治警察公安委員長等を喚問し、又は事情の説明を求めるとともに、療養所における、医師、看護婦、その他職員の活動状況、患者の療養生活の状況、並びに諸施設をつぶさに観察して真相の究明に努めた。

第三　療養状況

一　栗生楽泉園の特殊性

草津は古くより温泉地として、又歓楽郷として有名であつたが、明治二年の大火の後、復興に急なるあまり、草津の湯は性病はもとより、癩病にも特効があると宣伝したため、全国から温泉を慕い集つた癩患者によつて、草津町の湯の沢渓谷に一部落を形成し、逐年人口の増加を来たして、遂に六百名に達するに至つた。該地域は健康者居住地とも極めて接近し、患者は朝夕これに往復し、癩予防上放置しておけない状態になつたので、湯之沢部落収容の使命を帯びて、昭和七年、本園は開所されたのである。当時患者収容定員はわずかに一五人であつたが、その後、漸次施設は拡充されて、収容定員は昭和八年に一一五名、昭和十五年には九七五名となり、昭和十七年には遂に湯之沢部落解消の目的を果したのである。現在は定員一〇五〇名、敷地総面積は二十二万

二千三百四坪、総棟数四六八棟となつたのであるが、敷地の境界には柵もなく、最初より大療養所として設計されたものでない上に戦争等の悪條件中に拡充に拡充を重ねた結果、本館、診療棟、病舎等の配置は運営上不便な点が少くなく、殊に盲者、四肢不自由者が診療を受くるに不都合な点が多いのである。

なお本園は、海抜千二百米の高原に位し、三料離れた源泉より温泉を引き患者用の沿場二箇所を設け、西に、白根、南に浅間の秀峰を仰ぎ、空気清澄、風光雄大で他にその類をみないのであるが、一年の半は冬期に属しているので、寒さにより悪影響を受ける癩の治療場所としては適当とは認められない。

二　職員の充足状況

医師六名（定員九名）

欠員三名の補充は待遇その他の関係で困難である。なお現在員六名中には七〇歳以上の高齢者が二名いる。

薬剤師二名（定員三名）

欠員一名の補充も困難である。

看護婦一七名、看護手四名計二十一名（定員三十一名）

近く附属看護婦養成所生徒の卒業を待つて欠員補充の見込であるが、昭和二十六年度には附属看護婦養成所が廃止されるので、その後においては看護婦の採用は益々困難となるものと思われる。

事務官九名（定員九名）

雇よう人八〇名（定員八〇名）

職員数合計一一八名

上述の如く医療要員、殊に医師、歯科医師、薬剤師の補充困難なる理由の主なるものは次の如くである。

医療要員たる国家公務員が、私立の医療機関に勤務する者に比し、俸給においてはなはだしく低額であり、往診その他による副収入はなく、他の公務員に比し嫌悪すべき業務に従事するにかかわらず、特殊勤務手当はわずかに医師に対して一号ないし五号（園長は二号）、看護婦、四号ないし六号、その他の職員、三号ないし五号であり、不健康業務加算は医師及び任官している看護婦（八）のみに一年に付、六箇月あるのみであつて、その他の職員は全然これを受けることはできないのである。

当地は一年を通じその半は冬期に属し、最低気温は零下十七、八度に達する寒冷地であるにかかわらず、寒冷地手当は群馬県一円を一単位とし、同一の取扱を受け、わずかに寒冷地手当としては最低の二割を受けているに過ぎないのである。

なお当地は交通不便で、冬期においてはしばしば降雪のため交通はと絶する高原の人口わずかに八千の一小都市であるばかりでなく、温泉地、歓楽郷としていわゆる一般の浴客を相手とする関係上、物価も高く、それに勤務地手当もないのであるから、仮に癩ぼく滅に学問的興味を持つ者も、研究施設の貧弱と研究費の少額に驚き、永続する者少なく、又宗教的信念に燃えて救癩事業に従事する者も、子女が新制高等学校に進学するに至れば、他の都市に下宿を求め勉学しなければならない関係上、高額な学資の負担に耐えず、他に転出を余儀なくされる状況である。

三　診療状況

二月末日現在における収容患者

病型別に見れば

結節癩　男　三八四名　女　一九一名　計　五七五名

神経癩　男　一七一名　女　一四五名　計　三一六名

斑紋癩　男　五二名　女　七二名　計　一二四名

であつて、結節癩に重症者が多い。

重症患者は八〇名で、重症病棟のベットで診療・看護を受けている。

不自由者（盲その他）で看護を要する者　一二〇名

気管切開せる者　約一〇〇名

四肢切断者　七〇名

その他は比較的軽度の者であつて軽作業をなしつつ療養生活を送つているのである。

診療を受くる患者の数は、一日平均六〇〇ないし七〇〇名でその内訳は左のとおりである。

内科診療　一〇名　投薬　一〇〇名

外科診察、手術　二〇名　ほう帯交換　二五〇名

歯科治療　四〇名

眼科診察、手術　三〇名　洗眼　八〇名

耳鼻科診察、手術　二〇名　処置　五〇名

産婦人科、皮膚科診察、手術　三名　処置　一〇名

理学診療科診察　一〇名　処置　五〇名

右の外癩に対する特殊療法を受ける者の数は左のとおりである。

プロミン注射　三五〇名

ダイアゾン　二〇名

プロミゾール　二〇名

大楓子油注射　一三〇ないし一五〇名

（但し、大楓子油は寒冷なる時期においては溶解せざるが故に四月以降、温暖の候を待つて行う。）

これが診療に当る医師の分担は左のとおりである。

所長（通常園長という。以下同じ。）　一名

内科　一名

（七〇歳以上の高齢者）　一名

外科　一名

耳鼻科　一名

眼科、産婦人科、皮膚科　一名

理学診療科、検査　一名

（七〇歳以上の高齢者）

右の如く患者数が多いにもかかわらず、医療陣営が貧弱であるため、プロミン注射の如きは少くとも一日二回、分割注射する方が効果良好であるにもかかわらず一日一回しか注射ができない状態である。

わが国の癩療養所は浮浪癩の収容から始まつた関係上、治療に当るべき医療陣営が貧弱であるが、従前行われなかつたプロミンの注射療法を行う今日においては、その感が特に強い。

本園においては、少くとも患者定員一〇〇に対し医師一名、すなわち園長一名、医務課長一名、内科二名、外科二名、耳鼻科一名、眼科一名、産婦人科一名、理学診療科一名、計十名の医師と、歯科一名にするよう定員の増加を希望している。看護婦一名に対する患者数は国立結核療養所においては六名であるのに、本癩療養所においては三十四名の多きに達しているので、本園の看護婦は単に診療の助手をすることに追われて、看護婦の職責たる病床における看護はほとんど行われ難い状態である。なお、現在の看護婦数では、医師の診療の補助さえも充分になすことができないので、軽症患者を看護婦の助手となしつつあるが、これは治療の権威を失し、治療材料を乱費することとなる恐れ無しとしないのである。

従つて本園職員としては、結核療養所と同程度に看護婦の増員を希望している。

患者総代その他患者の幹部は、医師の待遇を改善し、研究費、図書費を増額し、研究設備を整備して医師を充員するとともに、看護婦の定員を増加し、過労に苦しむ

医師、看護婦の負担を軽減して、治療の完璧を期することと、癩療養所の医師が、癩治療状況視察のため海外に派遣されることを希望している。

四　資材並びに予算関係

（一）薬剤

薬剤は目下のところ不自由を感じていない。

（二）治療材料

終戦時軍の放出資材を貰い受けたため、治療に支障を来たすことはなかつたが、最近ほう帯材料はストックなくなり、不自由を感じ始めている。

（三）ゴム製品

下駄を履くことのできない患者が多い上に、一年の半ば雪又は霜柱、霜解による泥ねいのため、健康者もゴム靴を必要とする状態であるから患者用ゴム靴の増配を熱望している。

（四）衣料

癩患者のほとんど総てが親、子、兄弟に迷惑のかかることを恐れて家庭と縁を絶つて入所している関係上、被服、寝具等を家庭から送つて来る望みはない状況であるにもかかわらず、戦争中より衣料の配給は極めて少く、二十四年度における一人一年間の予算はわずかに六〇〇円に過ぎないので、被服、寝具の補修にも事欠く状態である。

来年度予算では衣料費が一人二八一〇円に増額されることとなつているが、蒲団及び被服には補修不可能で、新品と取換えなければならないものも相当あるので、園としては一人当一万円を希望している。

（五）食費

食費は充分ではないが職員の努力とララ物資等により、大体年間を通じて平均二五七〇カロリーを支給している状態である。

（六）患者慰安費

慰安費の月額二〇〇円は余りにも少額であるから、患者は四〇〇円に増額されることを望んでいる。

（七）温泉

草津温泉は結節癩の潰よう及び皮膚病に効果はあるが、腐蝕性が強いために湯を引くに金属管を用いることができないので比較的抵抗の強い木管を用いている。しかし湯元から遠いので木管の腐蝕その他による故障のためこれが維持管理には多額の費用と異常な努力とが拂われている。

五　保育所

親子とも癩患者である場合は、揃つて療養所に入所すればよいのであるが、親が癩患者で子供が癩患者でない場合にはなかなか入所する決心がつかないのである。かかる場合親が安んじて療養所に入所できるように、癩患者の子弟で発病していない者を収容するために保育所が本園の無菌地帯に設けてある。現在六三名の児童が収容されており、最年少者は三歳であるが、時に、生後直ちに入所する場合もあるのではなはだしく手数がかかるものである。しかるに入所者数と全職員との割合は療養所の場合と同率であるから、現在十三名の職員が勤務しているに過ぎないのである。園としては、その構内に保育所があるため保育所の児童は、癩患者の子弟なることが明瞭なので、義務教育終了後の就職にも支障あるばかりでなく、病舎と比較的近き故、職員の眼を盗んで親子が相互に訪問し、惹いては感染の危険もあるので、癩療養所と無関係で児童の就職に便利な都市に保育所を移転することと、保育所の職員を増加することを望んでいる。

第四　秩序に関する事項

一　傷害事件の概要

朝鮮人連盟支部が解散され、新たに園内の朝鮮人癩患者六十名が協親会をつくつたとき、同会の役員になつた者が旧連盟支部時代の幹部宮竹守録大山一郎等に対して旧連盟時代の会計帳簿を焼却したことは何か会計上の不正があつたのではないかと詰問したことから本件は始つたものである。

宮竹、大山等は偶々昨年十一月十八日、東京都より送致されて来た「やくざ」者の中岡哲夫（朝鮮人）、多原利夫（奄美大島出身）の両名と、十二月二十七日入園して来た、同じく「やくざ」大和博（日本人）を抱き込んで十二月二十九日、協親会長星政治宅において、本人及び妻を殴打負傷せしめ、器物を破壊する等の乱暴を働いたので、園よりの要請により草津町警察署員三名が来園し、園長、患者係、患者代表、立会の上、事情を聴取したが、席上中岡等は陳謝した。

その後一月五日頃に至つて、不穏の情勢が窺われたので草津署に連絡し、五、六、七日の三日間、園内の警備のため、警官二名ずつ徹夜警戒に当つたのである。一方園長は患者側、総和会からの要望もあつたので、園内の保安維持に善処する対策樹立のため、厚生省に出頭、打合せの結果、熊本の菊地恵楓園に、前記不良患者、中岡、多原の二名を転送することに決定し、本人達も承知したので、長原駅に対し患者輸送の配車を懇請、一月十九日を期し園を出発することになつていたのである。

しかるに一月十三日、上毛新聞に、「兇暴ならい患者、手をやく楽泉園」の報道記事を見てから、園長に対し、転送は不承知だと言い出し、さんざん手古づらしたが、一応園長の説得に承服した。しかし楽泉園から転送されることは、日頃いがみ合つている協親会役員等の背後関係があるものと解し、心中治まらぬものがあつたが、遂に一月十六日午後八時三十分中岡、多原、大和、柳、石垣、大山等は園内病棟において飲酒し、中岡哲夫、大和博、多原利夫の三名は協親会事務所に突入、短刀を「こたつ」の上にあつた湯タンポに突きたて、「皆をバラしてやる」とおどかしたので、い合わせた星会長、大竹、石山、青山、城田、定山の五名が激昂し、中岡の短刀を奪いとるため大乱闘となつたのである。

このことを当夜の宿直者、加藤事務官（分館長）に連絡があつたので、加藤事務官は事件発生を園長に報告するとともに、現場に赴く途中、前記中岡に逢い分館に連行した。その間、園長、医務課長は急きよ登庁、全職員を非常召集し、事件の鎮圧及び警戒に当らしめるとともに、午後九時十分、電話で草津町警察署に警察官の派遣を要請した。一方、事件の発生を知つた在園患者は、スピーカーで非常に備えて患者で組織する消防団出動の放送をなすとともに、非常サイレンを鳴らした。他方朝鮮人団約二十名は園内天理教道場に共謀者三名のいることをつきとめたところ、共謀者の一名多原は朝鮮人団の一名にジヤックナイフをもつて頭部、その他数箇所に重傷を負わしたので、朝鮮人等はこれに応戦、多原に危害を加えた後、手に手にスコップ、木棒、杖等を持ち、分館を包囲して「中岡を外に出して呉れ。」と迫つて来た。園長以下職員は極力、慰撫、鎮圧に努めるとともに、警察署に実情を報告し、再三再四警察官の急派方を督促した。分館を包囲した集団は益々激昂し、園長と集団と押問答すること約一時間三十分、遂に十時五十分頃、十数名が分館に突入、中岡を発見し、引き出そうとしたが、中岡は動かうとしなかつたので、群集は益々激昂した。この時、園長及び職員は激昂せる朝鮮人団を一旦分館外に退出せしめ、且つ、中岡をして群衆に陳謝せしむるとともに、群集に暴行を

戒め、間もなく来園するであろう警察官に、中岡を引渡すことを説示した。しかるに十一時頃、園長及び職員は数名の怒れる朝鮮人団に屋外に引出され、地の十数名の群集は身を挺して制止する園長の言を聞かず、分館内に乱入し、中岡を乱打して、午後十一時十分遂に死に至らしめたのである。午後十一時三十分漸く草津町警察署より、清塚部長以下三名の警察官が来園した。

中岡を死に至らしめた集団は、既述の天理教道場を再び襲撃し、隠れた大和博を乱打し、十一時五十分死に至らしめた。又前の襲撃によつて負傷した多原利夫は、一旦血路を開いて逃走したが、患者売店付近で襲撃され、昏倒しているのを職員が発見し、診療所に運搬、治療を加えたのであるが、激昂せる集団は再び、多原を拉致し、乱ぼくして十七日午前二時頃遂に死に至らしめたのである。

被害者三名と従来行動を同じくしていた大山一郎、宮竹守録の二人は逃亡したが、目下それぞれ多摩全生園、駿河療養所に収容されている。

二　事件発生の原因

今次不祥事発生の直接の原因は、至極単純であるが、その遠因はわが国に最初に癩療養所ができた時に胚胎し、施設及び法の不備と癩患者で法を犯すものに対し、刑罰を課することなく一般患者として療養所に入所さすこと等に基因するものである。

（一）直接の原因

本件発生前より患者の所有品の窃盗、園所有の治療材料の窃盗、患者間の賭博等しばしば行われており、更に被害者等が入院して以来暴行、傷害、脅迫等の事件は再三、再四行われたのであるが、草津町警察署では届出を受けたにもかかわらず、職員及び患者が満足するような措置を講じなかつたので、患者は警察に対する不信頼の気持を持つようになり、被害者等が今後われわれに横暴な振舞をするときは、彼等を徹底的に叩きのめし、再び立つことのできないようにしてしまわなければ、われわれが殺されてしまうと考えるに至り、険悪な気運が充満していたという。このように被害者に対する憎悪がその極に達していたとき、被害者が一月十六日午後八時三十分頃、協親会事務所になぐり込みを行つたので、遂に惨事をじやつ起するに至つたものである。

（二）制度の不備

癩患者には体力及び智能においてほとんど常人と異らない者から不自由者及び重症で常時看護を要する者まで、種々病症の程度を異にするものがあるのであるが、皆、同様に、癩予防法第三條により、病毒伝播の虞れあるものとして癩療養所に収容されるのであるから、癩療養所は普通の病院あるいは、結核療養所の如く入所者の治療をなす所であると同時に退院するという希望を失つた気の毒な人々がその一生を送る特殊な生活集団でもあるのである。

従つて癩患者の中には全治する希望を失つた一種の絶望感と、社会的偏見を持つものが少くないので、反社会的行動に出るものの比率は一般人に比しはるかに高いと見られるのである。

しかるに世人は癩に無理解で、天刑病、業病又は遺伝病と称し、その伝染病なることを知らないものがあるかと思えば、他方においては伝染力の極めて強い疾病であるとして極端に恐れるものもあるのであるが、そのいずれを問わず容貌、形態の変化のために、これを嫌忌するのである。検察当局等もまた癩の犯罪者に対しては、病症嫌忌と、これを取扱い収容する施設を欠くために、期せずして、その検索と課刑とを回避する結果となり、ために彼等の多くのものは故なく法網を免れ、その罪状の重いものすら、大半不起訴、又は執行猶予、若しくは執行停止等の処分を受け、一般患者として療養所に送致されているという実情である。

かかる慣行が彼等をして、いつしか治外法権的な特権意識を持たせるに至つて、療養所内は固より一般社会の秩序がこのためにはなはだしく脅威を受け、就中療養所内の善良なる患者は安んじて療養に専念することができないという悲痛な叫びを発するに至つたのである。

癩療養所長（当時府県立五箇所）は昭和三年連名で時の内務大臣に対し、重犯罪を不起訴処分に附して療養所に収容を命ぜらるることは社会の不安の除去、療養所内の安寧秩序の維持のために支障があるので、相当な司法処分に附せらるるよう司法当局へ交渉されたいと要請し（別紙（一）参照）、昭和十二年（国立及び府県立癩療養所八箇所）以降継続三年にわたつて、司法省に対し癩刑務所の設置方を要請するとともに、厚生省に対しては所長（現在は国立療養所一〇箇所）会議のあるごとに前記要請の早急実現方を繰り返し要望しているのである。厚生省においてもその必要性を痛感し、法務府（庁）等に対し数次にわたり癩刑務所設置の要請を反覆し、その実現に努めてきたが、財政その他の都合によつて不幸にも未だその実現を見るに至つていないのである。

国立及び公立療養所においては、やむを得ず癩予防法に基く、療養所患者懲戒検束規程を適用して、辛うじて所内最少限度の秩序を維持するに懸命の努力を続けたのであるが、狂暴性の患者の取扱に困却し、昭和十三年楽泉園内に定員十二名の特別病室を、寄附金により建設して、全国の癩療養所から悪質患者で個々の療養所内の処置に困惑するものを送つて、収容したため、多少の行き過ぎはあつたが、悪質なる患者に対して警告的効果を與え、全国的に懲戒事犯の激減を招来したのである。昭和二十二年人権じゅうりんに関し、国会における質問及び調査団の派遣等により、その後特別病室が廃棄されたばかりでなく、癩予防法に基く監禁処分も憲法違反であるとの見解が強いので、これが適用を廃止するに至つたのである。

本園においては今回の事件関係者の他に執行停止になつた者で本園を逃走した者三名、窃盗で懲役六年を申し渡され仮出獄により入園中本園を逃走した者一名、現に入園中のものに不起訴又は起訴猶予となつた者二名、執行猶予になつた者二名と罰金刑を受けた者一名がある。悪事を働き罪を犯した者が癩患者なるが故に法網を免れて本園に入所する者の多くは偽名を有し、且つ送致して来た府県又は警察署等よりも本人の素行、前科につきほとんど通知がないので、本人よりなん等かの機会に告白されない限り判明しない場合が多いものであるから、実際には前記以外にも調査漏れがありうることは容易に想像されるところである。右の外癩予防法施行規則第五條の二に該当する者は本園開所以来一二六名（別紙（四）参照）である。

前記の如く、癩患者が法を犯すも、癩刑務所等の施設なきために刑罰を受けることなく、癩療養所に送られること、療養所においては癩予防法に基く懲戒

検束規程が空文化され、園内で暴行をなす者があつても、園長としては警察に連絡すること、他の療養所（今度は菊池恵楓園）に転送することを努力する以外いかんともなし得ない状態に放置されていたこと、及び警察署においてもこれを拘置する施設がないこと等が本件発生の根本原因であると思料せられる。

三　本件に対する措置

（一）園長のとつた処置

一月十六日午後八時三十分頃被害者中岡哲夫が短刀を持つて協親会事務所になぐり込みに行つたことを加藤分館主任より報告を受けた矢島園長は、職員を非常召集して園内の警備、暴徒の鎮撫に当らせる一方、草津町警察署に事件の発生を急報し、警察官の派遣を依頼した。

園長は終始陣頭に立ち、全職員を指揮して激昂せる協親会員の鎮撫に努めたが、事態は益々悪化するばかりであり、一方草津町警察署に再三電話で警察官の急派方を要請しても、来援は待てども容易に来ないので、午後十時三十分長野原警察署（国家地方警察）に応援派遣を依頼した。しかし警察官が到着しないうちに同十一時十分頃、分館内で被害者中岡哲夫が殺害され、同十一時三十分、行政警備主任清塚部長外二名の巡査が到着、多原、大和の二名を護衛したにもかかわらず、警官の面前においても二名は遂に殺害されたのであつて、園長以下職員のとりたる処置は、万全を期し、手落はなかつたものと思われる。

（二）草津町警察署のとつた処置

当夜、楽泉園より事件の発生連絡と、警察官の派遣依頼を電話で受理した当直の巡査は、直ちに佐藤署長に報告するとともに、その命を受けて全署員を非常召集した。本署は署長以下九名の小さな自治体警察である上に、当日、司法主任と刑事一名は東京へ出張、刑事一名は警察学校に入校中で、計三名は不在であつた。署長はみずから陣頭指揮をなさず、清塚部長及び二名の巡査を派遣したのであるが、白晝五十分で到着できる道を、警察が電話を受けてから到着までに約二時間半を要したこと、警官の面前で二名を惨殺されたことは遺憾である。以前にも被害者が暴行、傷害、脅迫等の事件を再三行つているのであるから、草津警察署が適正なる処理をなしていたならば、本件は未然に防ぐことができたのではないかと思われる。

なお、当署は交通の便悪く、最も近き隣接警察署も山道三里を距てており、費用の点においても捜査の予算は年額わずかに二万円で、事件発生のための応援要請が容易にできない状態にあることは将来園の保安維持のため寒心に堪えない次第である。

（三）国家地方警察署のとつた処置

応援要請を受けた吾妻地区警察署松井署長は、事件概要を県本部警察隊長に報告するとともに、現地応援には国警長野原警部補派出所、小井戸警部補外巡査部長一名、巡査三名、計五名を急派し、一行は十七日午前八時到着した。県本部より十七夕、森田刑事部長外三名が現地に到着、草津警察署において捜査会議を開き、捜査方針を決定したという。

なお、本件は、前橋地方検察庁高崎支所の副検事の手で身柄を拘束することなく取調中である。

四　秩序維持に関する関係者の要望並びに意見

（一）職員

一部不良の徒が刑罰を免れることによつて善良なる患者に不安を與え、園の平和を乱されることは診療に專念すべき園長以下職員の最も困る問題であるので、左記事項の速かなる実現を要望している。

(1) 癩予防法に基く療養所患者の懲戒検束規程を、合法的に認めること。

(2) 監禁室を改修し、法的措置を講じて代用刑務所とし、警察官によつて癩患者で軽犯罪を犯した者を逮捕し、留置するとともに監視を行い、療養所長において治療に当るようにすること。

(3) 監禁室に癩患者で罪を犯した者の取調をすることのできる施設を併置し、特別法廷とすること。

(4) 全国に一、二箇所の特別刑務所を、癩療養所に近接して設け、重犯罪を犯せる者を収容し、刑務所長が監視の責を負い、療養所長において治療に当ること。

(5) 特別刑務所に特別療養所を併設し、特に感化を要する者、及び重犯罪者で刑を終えた者を收容し、一定期間感化指導して後、初めて普通の癩療養所に收容すること。

（二）患者

(1) 総和会（藤田総代外六名出席）

（イ）癩予防法に基く懲戒検束規程を復活されたい。

（ロ）現在の警察官は、悪いことをする癩患者の人権を尊重するが、正しき者の人権を守る努力をせず、生命の危険を脅かされても放置している。癩患者でも犯罪を犯すものは正式に裁判をなし、一般と同様に罪に服せしめるようされたい。

(2) 協親会（在日朝鮮人文化団体）（星会長以下十名出席）

（イ）惨事を起した事は残念である。

（ロ）療養所においても一般社会と同一の法律のもとで生活し、悪い者は罰するようされたい。

（ハ）所長の懲戒検束権を復活されたい。

（ニ）治療を主とする特別刑務所を設置されたい。

（ホ）在日朝鮮人中には文化、教育程度の低いものが多いので、趣味を向上するため朝鮮民謡のレコード及び朝鮮楽器を與えられたい。

（ヘ）居留民団本部より生活援助、書籍その他の物資を配給するよう取計らわれたい。

（ト）朝鮮本国に帰還し、朝鮮の療養所において療養できるよう取計らわれたい。

（三）前橋地方検察庁中之條支所

副検事　青木　淳美

国警吾妻地区警察署　警部補　古井戸秋蔵

草津町警察署長　佐藤高十郎外一名

草津町公安委員長　布施　廣雄

(1) いずれも癩予防法に基く懲戒検束規程の復活と、療養所の監禁室を代用刑務所に指定するよう法的措置を講ずること、及び癩患者のための特別刑務所の設置を要望した。

(2) 今度の如き惨事の再発を防止するため、必要ある場合は不良癩患者を草津警察署の留置場（二房）に留置し、消毒は楽泉園にて責任をもつて行うことを諒承した。

(3) 布施公安委員長から草津は国際観光地となつたのであるから、楽泉園の周囲に柵を繞らし、患者が療養所から町に出ることがないようにされたいとの要望があつた。

第五　結論

一　療養状況について

関係職員は園長の指導のもとに誠意と責任をもつて、療養の実を挙げるよう努めている。しかしながらこの努力を万全ならしむるためには、政府は特に次のような改善をなすべきである。

（一）従前行われていなかつたプロミン療法が盛に行われるようになつた結果、医師看護婦はその注射施行のみならず、副作用に対する処置のため、業務は急速に加重されているのに医療要員が不足であると認められるから、急速に欠員の補充をなすの外に、なお少くとも医師十名、看護婦は病床二〇に対し一名となるように定員を増すべきである。

このためには研究設備を充実し、研究費及び図書費を増額するとともに、特殊勤務手当、寒冷地手当、勤務地手当、不健康業務加算等についても実態に即するよう、特別の考慮を拂うこと。

（二）予算の配布に当つては、本園の如く年間六箇月は雪に見舞われ気温も極めて低く、寒気の厳しい地域にあるものに対しては、特に被服、寝具、燃料等について費用を増額すること。

（三）現在の患者慰安費月二〇〇円では、常人に比し衣服を汚染し勝ちであるにかかわらず、石鹸その他を購入するにこと欠き、俗界と離れて生活している関係上新聞、雑誌を欲し、詩歌、俳句等によりみずから慰めようとしても雑誌、原稿用紙等を買うことができないので少くとも四〇〇円程度に増額すること。

（四）積雪、霜解期の道路はトラックの車輪、その他のために道路に極めて深き溝を作り、健康者といえども歩行に難渋する程であるから、不自由者は歩行し得ない実情にあるので主要道路を鋪装、その他によつて整備し、且つゴム靴の増配並びに冬期除雪等についても適当なる措置を講ずること。

二　秩序維持について

（一）癩予防法に基く監禁処分が、形式的な法理論のもとに癩療養所の特殊事情を無視して、憲法違反であるとして空文に帰せられていたので、園内における秩序保持の責任者たる園長の権限が拘束され、自主的な保全措置を講ずることのできなかつたにもかかわらず、矢島園長は終始陣頭に立つて、職員を指揮し、職員また一致協力して事件処理に万全を期し、手落ちはなかつたものと思われる。

（二）今次不祥事件の発端ともいうべき被害者、中岡哲夫その他の児暴なる言動については、楽泉園より警察署に連絡し、警察官を派遣して調査しているにかかわらず、草津町警察署においては事前に適当な防犯的措置を講じなかつたこと、事件発生当夜においても、警察官が園より派遣依頼を電話で受理してから現場到着に三粁の道を、約二時間半を要し、且つ現場到着後においてもぼく殺が続けられたことははなはだ遺憾である。

（三）事件に関係せる患者は自粛自戒しているのと、極端な不良分子が一部はぼく殺され、一部は他園に収容されたため、直ちに事件が続発する懸念はないと思われる。

（四）園内の秩序を保つためには次の対策を必要とする。

（イ）適当なる柵を作り患者が自由に外出できないようにすること。

（ロ）癩療養所入所患者に対する懲戒検束の執行については、本事件発生後昭和二十五年二月二十七日厚生省医務局長、同公衆衛生局長連名をもつて、管下施設に通牒（別紙（五））されたので、所長の懲戒権は一応回復したのであるが、検察当局等では所長の行う監察処分は憲法違反であるという見解も強いので、最高検察庁、及び法務府等においてもこれに対する明快なる解釈をなし、即刻管下施設に通牒すること。

（ハ）療養所内の監禁室は、採光、換気、温度、保温等に留意し、民主的な施設に速やかに改造するとともに、代用刑務所となすよう法的措置を講ずること。この場合、治療は療養所長においてなすも、監視は警察官これを行うこと。

（ニ）万人は法の前に平等であるという原則に立つて、司法権の発動は、癩患者に対しても仮借なく適用すること。

従つて必要なる取調、拘束等は躊躇することなく行わるべきであり、その結果起訴され、正規の判決を受けたものは、刑務所に収容されねばならない。このために、癩療養所に隣接して特別刑務所を一、二箇所設置すべきであるが、患者の治療については、療養所長においてこれをなさしめるよう措置すること。

（ホ）刑余者、あるいは特に教化を必要とする癩患者に対しては、特別の療養所を設置すること。

（ト）朝鮮人癩患者は風俗、習慣が異なり、言語の理解不充分のためしばしば意思のそ通を欠くことがあるのと、帰国希望者も相当あるので可及的速やかに本国において療養できるよう措置すること。

別紙（一）

上　申　書

癩患者ニシテ刑罰ニ触レタル場合ニ於テハ国法ニ依リ相当処分相成ルヘキハ勿論ニ候処司法当局ハ稍ゝモスレハ癩患者ナルガ故ニ不起訴処分ニ附スル傾キアルヤニ聞及ヒ候其実例トシテ本月九日夕刻目黒町慰癈園ニ収容セル癩患者片桐鐵也事山田徳市ナル者同園収容中ノ同病女患者目黒ナヲエヲ痴情関係ノ結果殺害セントテ出刃庖丁ヲ以テ重傷セシメタリ同人ハ大正十年九月以降東京大阪ノ間ヲ浮浪シテ性質兇暴且思想ニ於テモ左傾的気分ヲ有シ癩療養所収容中ハ常ニ職員ノ命ニ服セス全生病院収容中事務所分室ニ侵入シ金品ヲ窃取シ懲戒処分ヲ執行中監禁室ヲ破壊シ逃走シタルコトアリ嘗テ大正十一年ノ頃ト覚エ沼津御用邸附近ニピストルヲ懐ニシテ徘徊静岡県ニ於テ拘留セラレタルコトアリ爾後各所ニ於テ金品ノ強請窃盗ヲナスコト再三ニ及ベドモ常ニ刑罰ヲ免カルルヲ以テ益々兇暴ヲ逞ウシ今回ノ事件ヲ惹起スルニ至リタルト思料セラル然ルニ検事局ニ於テハ同患者ヲ警視庁ニ引渡ノ上同庁ヨリ全生病院ヘ収容セラレタキ旨照会有之候斯ノ如キ患者ヲ此ノ儘収容スルニ於テハ癩患者ハ如何ナル罪悪ヲ犯スモ罪セラレスト思惟シ将来社会ニ於テ如何ナル悪事ヲ為スヤモ計ラレス延テハ一般社会ノ安寧秩序ヲ紊乱スルノミナラス若シ警察官庁ノ要求ニ応シ療養所ニ収容スルトキハ療養所内ノ患者取締上ニ悪影響ヲ及ホス虞有之候ニ付所長ノ権限ニ依リ一旦収容ヲ拒絶致候右ハ一例ニ過ギス候ヘ共今回ノ事件ハ軽々ニ附スヘキ問題ニ無之今後如此犯罪ヲ不起訴処分ニ附シ強テ療養所ニ収容ヲ命セラルルニ於テハ社会ノ不安ヲ醸スノミナラス全国療養所ハ悉ク所内ノ安寧秩序ヲ維持スル能ハサルニ至リ支障不尠ト存セラレ候ニ付、此際相当司法処分ニ附セラレ様司法当局ヘ御交渉相成候様御配慮相煩度各療養所長ノ決議ヲ経テ此段及上申候也。

昭和参年十月十二日

第一区府県立
全生病院長　光田　健輔

第二区北部保養院長	中條　養俊	
第三区府県立外島保養院長	村田　正太	
第四区大島療養所長	小林和三郎	
第五区九州療養所長	河村　正之	

内務大臣望月圭介殿

別紙㈣

癩予防法施行規則第五條の二該当者調査書（自開所以来―至昭和二十五年二月十日）

事故内容	件数	
浮浪癖	四	一
無断外出	一二	二
賭博	二二	二
窃盗逃走癖	二	一
浮浪金品强要	一	一
無断外出、飲酒、喧噪	三	一
逃走官給品売却	四	一
賭博居室提供	二	一
殺人嫌疑	一	一
光明寺部落役員	四	一
全生園騒擾	二	一
逃走癖	三一	一
窃盗	一七	一
詐欺	二	一
金銭詐取	一一	一
贓品販売	三	一
窃盗、放火、逃走	一	一
官品隠匿	三	一
放火	一	一
園内不穏分子	五	一
相愛更生会幹部	四	一
新生園不穏分子	四	一
計	一二六	一二

別紙㈤

医発第一二二号ノ二

昭和二十五年二月二十七日

厚生省医務局長

厚生省公衆衛生局長

法務府検務局長

検事総長殿

療養所入所患者に対する癩予防法に基く懲戒検束の執行について

去る本月十六日本省より癩予防法に基く患者の懲戒検束の執行に関し、口頭をもつて照会した件につき、貴見に基き別紙写の通り関係施設等に対し通牒周知させましたから御了承願います。

なお今後とも癩予防事業の遂行に関し御協力を煩わしたく特に御依頼申上げます。

癩予防法第四條ノ二に定める懲戒検束に関する最高検察庁及び法務府の見解について

昭和二十五年二月十六日左記関係者はそれぞれ標記両庁を訪問し、標記の規定に基く懲戒権の執行が憲法に違反するや否や並びに自今従前の通りこれを適用運用することの可否について意見を求めると共に、最近における国立癩療養所間の治安状態について説明を試みたところ最高検察庁においては岡本検事より法務府においては高橋検務局長よりそれぞれ両庁合議の結果として右は憲法又はその他の法令に抵触するものではないのみならず、公共の福祉のため已むを得ない措置であつて、今後必要に応じ合規の手続によつて運用実施することは何等支障ないことを明言する旨一致の回答を口頭をもつて接受した。同時に可及的速かに癩予防法等の即時代的改正及び癩患者たる犯罪者収容のための刑務所又は代用刑務所の設置方についても十分その必要を認めるから、厚生省に協力して全面的にその達成を期する旨の附言があつた。

記

本省側

厚生技官　玉村　孝三印

厚生事務官　大塚　弘印

国立療養所

長島愛生園長　光田　健輔印

邑久光明園長　神宮　良一印

松丘保養園長　阿部　秀直印

東北新生園長　上川　豊印

栗生楽泉園長　矢島　良一印

大島青松園　野島　泰治印

星塚敬愛園長　塩沼英之助印

菊池恵楓園長　志賀　一親印

国立駿河療養所長　高島　重孝印

熱海大火による罹災状況調査報告書

標記の件につき本委員会は委員派遣の承認を得て、四月十九日委員長堀川恭平君、委員金塚孝君は現地に赴き、調査を行つた。その概要を別紙の通り報告する。

昭和二十五年四月二十八日

厚生委員長　堀川　恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

熱海大火による罹災状況調査報告書

一、被害の状況

昭和二十五年四月十三日午後五時三十分海岸埋立地東端から発生した火災は、折柄の强風に煽られて延焼を続け、熱海銀座、浜町を始め十一箇町に及ぶ繁華街と市庁舎、公会堂、警察署、消防署等の公共建造物を焼盡し、午後十二時に至つて漸く鎮火した。

その被害状況は左の通りである。

一	消失家屋	一一七一戸（概数）
一	罹災世帯	一四六五世帯
一	罹災人員	五、七四五人
一	軽傷者	九六三人
一	重傷者	一六人
一	行方不明死者	無し
一	損害額	五四億（推定）

二、応急救助の実施状況

静岡県では、災害救助法（昭和二十二年十月十八日法律第十八号）に基き静岡県災害対策協議会を組織し、これが実施機関として知事を隊長とする災害救助隊を編成し、不時の災害に備えているが、今回の災禍発生と同時に災害救助法を発動し、鋭意罹災者の救助につとめた。

また、熱海市では災害救助対策本部を設置し、県と緊密な協力の下に市理事者、市議会総動員で応急救助に当つた。次にその実施状況を述べる。

1　救助物資

県では災害救助法に基き、左表の物資を購入、罹災者に配給した。なお、厚生省からはララ物資トラック二台分、衣料品四八梱（約五〇〇〇点）、厨房用品一九箱を現地に急送した。隣接市町村からも多数の救援物資が見舞品の名でおくられた。

県から配給した救援物資

品名	数量	品名	数量
鍋	七五	白生地	三、〇〇〇ヤール
釜	七五	箸	五、〇〇〇
下駄	三、〇〇〇	マッチ	一、〇〇〇
杓子	一、五〇〇	石けん	一〇、〇〇〇
鉋丁	一、五〇〇	歯磨粉	一、〇〇〇
バケツ	一、五〇〇	ろうそく	五、〇〇〇
ふとん	二、〇〇七	茶椀	五、〇〇〇
毛布	二、八六〇	コンロ	一、五〇〇
作業衣	二、〇〇七	地下足袋	五〇〇
手拭	二、〇〇〇	和傘	一、五〇〇
肌着	二、五六七	縫針	一〇、〇〇〇
縫糸	一、〇〇〇	塵紙	一、〇〇〇
兒童服	一、三六三	薪	九六五
軍手	二、〇〇〇	炭	九六五

2　収容施設

罹災者の大部分は親戚、知人等縁故を求めて避難し、学校、寺院等九箇所の避難所に収容されたものは災害当日から十九日まで毎日三、四百名の間を往来している。なお無料託兒所二箇所を急設し、約二百名の幼兒を世話している。

3　医療

日赤、国立病院、保健所、県市立病院等の公的医療機関から二八班、延七六二名の医師看護婦が出動、二〇箇所の救護所を開設して活動した。負傷者が意外に多いがその大部分は塵と煙で眼を傷めたものと擦過傷で、これらはすぐ回復し、十九日現在で三名の入院患者があるだけである。

4　防疫

災害につきもの伝染病を防止するため罹災者収容所、焼失地帯にD・D・T、石灰、ベンゾール等を撒布した。なお十六日から全市民に腸パラの予防接種を励行している。現在のところ伝染病の発生はみられない。

5　見舞金の供與

熱海市ではとりあえず罹災者一

世帯五千円、別に家族一人五百円の割で約一千万円の見舞金をおくつた。なお、当市の焼失地帯は比較的民度高く、要保護世帯はなかつたが、今回の災害による各種の困窮を予想して、民生委員が、相談所を開設した。しかし現在までのところ災害救助法によつて救助しているので、生活保護法を発動する段階に至つていないが、今後生活保護法による救助者が出る可能性がないとはいえない。

三、災害救助法に関する問題

災害救助法の命ずるところによつて静岡県災害救助対策協議会が置かれている（会長県知事、事務局長副知事）。さらにこれが実行機関として災害救助隊（隊長県知事）をもつている。災害救助隊は地方事務所及び市に支隊、町村に分隊を置いている。その長は、地方事務所長、市長、町村長となつている。そして各級の災害救助隊は総務厚生部、経理部、公安部、情報部、消防部、報道部、衛生部、経済部、技術部、輸送部、協力部に分れている。

都道府県は災害救助法第三十七條によつて五百万円以上の救助基金を積立てることになつており、同県は毎年百万円ずつ積立て、現在二百万円の基金をもつている。知事は救助を行うため特に必要がある場合は医療、土木、建築、輸送等の関係者に従事命令、協力命令を発し、また病院、診療所、旅館等を管理し、必要な物資を收用する権限が災害救助法によつて與えられているが、今回はこのような強制権の発動はなかつた。

同県の災害救助法施行細則によると、火災の場合は十五戸以上の罹災に災害救助法を発動している。なお給與の基準は次の如くである。

一	收容施設費	一人一日 三円（十日限度）
一	炊出し	一人一日 二六円五〇銭（三日限度）
一	食品給與	一人一日 二六円五〇銭（六日限度）
一	被服寢具	一戸に付 〔夏期（四月―八月）六、八一〇円 冬期（九月―三月）一一、一六〇円〕
一	生活必需品	一戸に付 一、二七〇円
一	医療	一人 二、〇〇〇円（二週間限度）
一	学用品の給與	学童一人 二七五円

右の基準額は低きに失して実情に即さないので、現地では基準額を引上げてほしいといつている。また現物給與でなく現金の支給を希望している。なお、被服寢具の給與の場合夏期と冬期で著しく差異があり、これも実情に合わないので、四季に分けることが合理的であるという声が高い。同県では十九日までに約一千二百万円の救助費を支出している。これは輸送費、人夫賃、医療費を含まない額で、これらを合算すると一千五百万円位になるのではないかと思う。

災害救助法によると都道府県が支出した費用が当該都道府県の前年度における地租、家屋税及び営業税の合計額の百分の五を超過する時は、その超過額に対して次の区分で国庫が補助することとなつている。

1　百分の五を超え百分の五十以下の部分の金額については、その金額の百分の五十

2　百分の五十を超え百分の百以下の部分の金額については、その金額の百分の八十

3　百分の百を超える部分の金額については、その金額の百分の九十

今度の場合静岡県の前年度における地租、家屋税、営業税の合計額の百分の五は約五百万円であるから相当の国庫補助が行われることになるが、補助の基準を引上げてほしいという要請があつた。

四、結論

熱海国際観光温泉文化都市建設法案が国会に提出せられ、健康にして文化的な泉都の建設に邁進しようとした矢先、かかる大火にあつて市街地の三分の一以上を焼失したことは、同市にとつて大きな打撃であるが、これを機会に街路を拡げ、緑地帯を設け、上水道、下水道を完備して真に健康的な文化都市に生れ変ることができれば、禍を転じて福とすることができると思う。厚生委員会の立場からすれば是非そうありたいものと思う。

焼失家屋は相当の数に上つたが、幸に救援物資も急速に行き渡り、医療も遺憾なく行われ、衛生状態も良く、応急援助の情況は概して良好であるといえる。しかし時日の経過につれて住居、職業、生活の面で問題が発生する懸念もないとはいえず、県市当局の善処方を要請して置いた。

右報告する。

閉会審査に関する報告書

一　生活保護、結核対策、医療制度、社会保険、社会事業、水道事業に関する件等閉会中審査報告書

二　その他厚生行政全般に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和二十五年七月十一日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

農林委員会報告書

〔第六号参照〕

家畜保健衛生所法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

家畜衛生に関する学理と技術を積極的に応用普及して、損耗防止、生産増強を図る見地から、昭和二十三年度より家畜保健衛生施設の設置を助成してきたが、その機構確立と行政機関の防疫を全うするため、これに法的根拠を與え、もつて有畜農業の推進と食生活改善に資したいというのである。その主要な内容は

1　実畜伝染病予防のため、技術の普及、防疫態勢の整備、じん速なる処理等を実施しうる施設と組織と機構の確立を図る。

2　寄生虫、骨軟症その他の疾病予防のため検査を行い、発生を未然に防止する。

3　生産衛生技術の普及向上を図り、人工授精の利用、繁殖障害除去のための診断、管理衛生の指導等を推進する。

4　家畜衛生のサービス、センターとして、衛生思想の普及を図り、広く公共団体の技術者、開業獣医師等に施設を公開し、実畜衛生行政の協力態勢を促進する。

等である。

二、議案の可決理由

家畜保健衛生施設を設置して、効率的科学的に畜産振興を図り、もつて有畜農業の確立、食生活の改善に寄與することは時宜に適した措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三、本法施行に要する経費

本法施行に要する経費は、昭和二十五年度一般会計予算において、家畜保健衛生施設費として、三千二百八十六万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十五年二月十五日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十号参照〕

農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

農業災害補償制度は農業経営の安定を図り、農業生産の発展に資

興せんとするものであるが、最近における災害のひん発と農村経済窮迫の実状にかんがみ、本制度の合理的拡充を図り、もつてその目的を全からしめようとするものである。

その内容の主なる点は次のようである。

1　新たに共済対象として、農作物共済の共済事故に虫害及び鳥獣害を加える。

2　蚕繭共済の共済事故に蚕児の風水害、地震、噴火、虫害及び桑葉の病虫害を加える。

3　都道府県知事に新たに農業共済組合連合会に対する業務報告の徴収、会計検査等に関する監督上の権限を加える。

二、議案の可決理由

農業災害補償制度に、新たに農作物共済に虫害、鳥獣害を、蚕繭共済に蚕児に対する風水病虫害等を加え、知事に監督上の権限を加えることは、本制度の拡充並びに合理的運営をもたらすものであり、且つ、現在の農村経済の実状よりみて、時宜に適した措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三、費用

本案施行に要する経費は約三千万円であつて、昭和二十五年度農業共済再保険特別会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和二十五年三月一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

食糧管理特別会計が農業災害補償法第十二條第三項の規定により負担する農作物共済の共済掛金に係る負担金は、昭和二十三年度以来価格政策上特例を設けて、一般会計からの繰入金によることとし、食糧の売渡価格に算入しないこととして来たが、昭和二十五年度においても同様な特例の措置を講じたいというのである。

二、議案の可決理由

物価安定政策及び賃金安定政策上、主要食糧の消費者価格に農作物共済の共済掛金の一部を算入しないことにして、これを一般会計より負担することは時宜に適した措置であるから、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する経費

昭和二十五年度一般会計予算に二十六億九千二百一万一千円を計上し食糧管理特別会計に繰り入れることにしている。

右報告する。

昭和二十五年三月一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十一号参照〕

農産種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

農産種苗の品質の維持改善を図り、且つ優良新品種種苗の育成を奨励して行くために、種苗の検査及び取締り、新品種の登録事業等を合理的に推進して、農業生産力の増強に資したいというのである。その主要なる内容は次の通りである。

1　優良新品種種苗登録の対象とする種苗は、取締りのため保証票を添附する種苗より範囲を拡大して、花類その他にも及ぼし、保証票を添付すべきものは特にこれを指定して「保証種苗」とする。

2　保証票の種苗の生産地には、市町村名まで記載する現行法の規定を簡略にして、都道府県名だけを記載することにした。

3　新品種種苗登録の出願及び登録に際して、無料であつたものを一定の手数料を徴収することにした。

4　新民法による均分相続の例に基いて、優良新品種又は新系統の種苗を育成した者の権利の承継関係を明かに規定した。

5　農林大臣が登録の取消を行う場合は、利害関係人の弁明且つ証拠提出の機会を與え、公開の聽聞会を開くことにした。

二、議案の可決理由

健全なる農産種苗と、優良品種を確信するために、種苗の検査取締の励行、優良品種の育成助長、登録事業の推進等種苗行政の完ぺきを期し、もつて農業生産の増強に資することは至当なる措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年三月二日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十三号参照〕

農業改良助長法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

農業に関する試験研究に対する助成資金を試験研究のため必要な建物等にも使用できることとし、且つ協同農業普及事業に対する都道府県への助成資金の配分基準を改正する等の措置を講じて、農業に関する合理的な科学技術の発達及び成果の普及を図り、農業生産の増大及び農民生活の改善に資したいというのである。その主なる内容は次の通りである。

1　試験研究資金の流用禁止規定を試験研究用の土地又は建物の購入、借入等に対して、資金の交付又は使用ができるように改めた。

2　協同農業普及事業に対する補助金の割当基準については、大部分が改良普及員の設置費であり、且つ各都道府県の農業人口、耕地面積の割合に応じて配分されていたものを、実状に即応させるため配分基準の一として市町村数に対する適正化を図り、都道府県の特殊事情の比重を高めて補助金の割当を行うよう改めた。

3　協同農業普及事業の資金を有効に使用するため、その事業の実施状況が不良である場合は、補助金の交付等を停止できるように改めた。

4　補助金の割当又は交付をしない場合に不要額となつた補助金を他の都道府県に交付替えできるようにした。

二、議案の可決理由

現在とられている健全財政の下において、限られた補助金を有効且つ能率的に配分、使用するために、明確な規定を加えようとする本案は、時宜に適した措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月六日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十六号参照〕

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

昭和二十二年に成立した開拓者資金融通法に基いて、開拓者の営農資金、住宅資金及び共同施設資金を貸付けていたが、昭和二十五年度からはその一部が据置期間を経過して、共同施設資金の第一回の年賦償還が行われる。これは米価の変動に応じて年賦金額を増減することになつているが、開拓者の現状より年賦金の増額は至当でないから、開拓者の経済状態に即応した適切な運用をなしうるように規定を改正し、更に現行法で設置してある中央開拓審議会を廃止する等所要の措置を講じたいとい

うのである。

二、議案の可決理由

経済情勢の変動に伴つて、開拓者の支拂能力が低下し、且つ開拓事業の適正化を図るために貸付資金年賦償還の増額を抑え、中央開拓審議会を廃止する等の措置は時宜に適したものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十五年三月二十二日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十号参照〕

食糧管理法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

わが国経済の推移並びに食糧事情の好転に照応して、食糧管理法の一部を次のように改正したいというのである。即ち、

(1)　いも類の政府取扱方式の改正

食糧事情の好転に伴つて、いも類の嚴格な統制は必ずしも必要としない段階に達し、すでに昨年十二月一日から生産者の供出完了後における自由販売を認め、本年産いも類についても原則として従前の統制管理は廃止するのが適策と考えられる。しかしながら、いも作農家の実状にかんがみ、一挙にいも類を自由に放任することは農家に打撃を與え且つ、輸入食糧も計画通り確保できるとは限らない現状を考慮して、この際、食糧確保臨時措置法の適用からこれを除外し、食糧管理法の上においても米麦とは分離し、政府買入の予定数量を指示して、その範囲内での売渡の申込のあつたものは必ず政府が買入れることとし、買入価格については、米麦等の政府買入価格並びにいも類の需給事情をしん酌して決定する。また、いも切干及びいも紛については、公団手持品等の処理上暫定的に主要食糧として政府及び公団で売買する。

(2)　食糧配給公団関係の改正

経済事情並びに食糧事情の変化に伴い、公団の一手買取販売方式については、その機構の簡素能率化を図り、国家財政の負担を軽減し、民間事業の自主性を回復して消費者の利便を増大することが要請されるに至つた。そこで食糧配給公団の存続期間を一年延長して明年四月一日とし、その間小売乃至卸売業者を設定して配給計画の実施を都道府県知事から指示させ、その販売には購入券制度を適用し、更に公団役職員の関係企業の株式取得の禁止事項に新たに販売業を加えて非違の防止等の措置を講ずる。また一年延長する公団の存続期間中、現在不足している什器、備品、運搬具等の取得のため基本金を九千万円増額して、二億七千万円の基本金とする。

二、議案の可決理由

食糧事情の好転に伴つて、いも類を統制から外し、予算内において一定の政府買入数量を設定し、その範囲内において買上を行う等の措置は、農家経済の現況並びに消費者の要望にかんがみ妥当と考えられる。また、食糧管理特別会計の健全化、総合配給の合理化に貢献し、更に輸入食糧の現況及びわが国農業の健全な発展上、完全な自由放任を避けて、農村保護の一端に資せんとするものである。また、食糧配給公団について、その存続期間を一年延長し、その間に配給統制の業務を漸次民間企業に移行して、公正な競争を促進し、より消費者の利便に供せんとする公団機構の変革等はそれぞれ時宜に適した措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は食糧配給公団基本金増額分として、昭和二十五年度一般会計予算に九千万円計上されている。

右報告する。

昭和二十五年三月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

油糧配給公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

食料品配給公団法並びに油糧配給公団法はそれぞれ本年四月一日をもつて失効することになつている。しかるに食料品配給公団の取扱つている砂糖と油糧配給公団の扱つている油脂及びその原料は輸入に俟つものであり、且ついまだ供給不足となつているから、その需給調整を必要とする上から、油糧配給公団法の効力を一年間延長して「油糧砂糖配給公団」と改め、これに油糧及び砂糖を取り扱わせ、食料品配給公団はこれを解散せんとするものである。

二、議案の可決理由

食糧事情の好転に伴つて、みそ、しようゆ、乳製品等の食料品は統制を必要としない段階に達し、輸入による砂糖、油糧等はなお需給が改善しないから、その見通しのつくときまでは統制継続の必要があるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

戰時戰後における森林のらん伐により、その環境の変化に伴つて松くい虫が全国的にまん延し、わが国森林資源に重大なる支障を及ぼしつつある。その理由としては、充分な駆除事業の効果を挙げ得なかつたこと、その他で、害虫発生の早期発見、被害調査、防除計画、その実施等一連の組織が明確でなく、又森林法に基く害虫駆除自体に不備欠陥があり行政的にも有効適切な処分がなされず、森林所有者にも積極的防除意識が低かつたこと等である。そこで強力な措置を徹底的に講じて、防除の促進を図り、制度及び組織を確立して、森林生産の増強に資したいというのである。その主なる内容は次の通りである。

1　森林害虫の防除は、従来は、森林法に基いて森林のみがその対象となつていたが、これを街路樹、公園の樹木、土地から分離した伐採木等にも適用しうるよう対象を拡げるとともに駆除措置を明確にした。

2　従来の森林害虫の防除はそれぞれの実状に応じて都道府県知事が講じていた。これを害虫の種類あるいは発生状況によつて国全体の利益に係るときは農林大臣が必要な防除措置を講じうるようにした。

3　農林大臣又は都道府県知事の行う防除措置に対して森林所有者等に対し、防除命令の不服申立の機会を與え、且つこの命令による損失については、一定基準の補償金を交付する等の救済制度を設けた。

二、議案の可決理由

治山治水並びに農業経営の上から、あるいはわが国林業の発展の上からも森林資源の確保は不可欠の要件であり、このために最近急激にまん延して森林をくい荒らす松くい虫等の森林病害虫は緊急に駆除する必要がある。よつて本案は時宜に適する措置として可決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和二十五年度一般会計予算に森林害虫駆除費として、二億四千四百二十万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十五年三月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十一号参照〕

肥料配給公団令の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

肥料の需要と供給の現状にかんがみ、次の二点を改正したいというのである。

(1) 肥料配給公団の存続期間を一年延長して、昭和二十六年四月一日とする。

(2) 什器、備品購入資金として公団基本金を五百万円増額する。

二、議案の可決理由

経済事情の変化に伴つて、肥料の需給事情も著しく好転し、公団方式による統制についてもその緩和ないて廃止を行つて自由企業に委ねることが適策と考えられるが、現に春肥の配給途上にあるから、今公団機構の改革を行うことは混乱を招くおそれがあるので、その業務の完了後可及的速やかに公団を廃止することを目途として、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、公団基本金増額分として、昭和二十五年度一般会計予算に五百万円計上されている。

右報告する。

昭和二十五年三月二十八日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十三号参照〕

牧野法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現行牧野法は、昭和六年に施行され、牧野の改良が国によつて促進されてきたのであるが、牧野用施設に関して改良事業を行う強制設立、強制加入制度の牧野組合がその骨子となつており、現下の農業協同組合の整備等新情勢に即応しえないものとなつた。そこで畜産振興上更に一層牧野の生産性を向上し、牧野経営を合理化し、国土保全の上からも牧野の緑化を図る等、現行法はこれを廃止し、実状に即応せるものにしたいというのである。その主なる内容は次の通りである。

(1) 地方公共団体の管理する牧野については、牧野管理規程を作成する義務を負わせ、これによつて牧野の効率的利用を図る。また河川及び堤防において牧野として利用するものにもこれを適用する。

(2) 畜産の用に供する牧野で地方公共団体の管理する以外のものについては、保護牧野の制度を設け、保全上、障害のあるものに対して都道府県知事は保全及び改良に関する必要な措置の指示を行う。

(3) 国は、牧野の保全及び改良事業を行う者に対し、奨励措置として、資金の融通、資材の供給等必要な措置を講ずる。

(4) 都道府県知事は牧野の害虫の駆除を命ずる権限その他必要な報告徴収等の権限を有する。

(5) 現行牧野法は廃止し、牧野組合は解散せしめる。

二、議案の可決理由

畜産の振興によつて、国民の食生活の改善並びに農業経営の安定を図るためには飼料源としての牧野を有効適切に利用することが目下の急務である。しかるに現行牧野法は戦時的色彩をおび、現下の態勢に即応しない点が多いので、これを廃止し、現状に即応する本案は時宜に適する措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三、本法施行に要する経費

本法施行に要する経費は、昭和二十五年度一般会計予算に三百八十一万六千六百円計上されている。

右報告する。

昭和二十五年四月三日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十七号参照〕

造林臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

わが国の森林は、戦時戦後の過伐らん伐によつて森林資源は著しく減少し、民有林についても造林未済地が百二十万町歩も累積している。このような森林の現状は国土保全、林産物需給に重大な支障をきたす虞があるから、これら民有林の植伐の均衡を回復して、森林資源の長期維持の確保を期することが肝要である。このためには特に森林所有者の造林意欲を緊急に喚起せしめる必要がある。これが本案の目的とするところであり、その主なる内容は次の通りである。

1　本法施行の時から五箇年間現在する伐採跡地、無立木地又は散生地の森林原野にして急速に造林を必要とするものについて造林計画を定め、これによつて造林地の指定を行う。

2　造林地の所有者又は使用収益権者が造林計画による植栽を行う意見があるときは一定期日までに申し出る。この申し出がないときは別に造林者を指定し、その者が代つて造林を行う。また造林計画による一定期限までに植栽を終らないときは別の造林者を指定する。

3　指定造林者は、造林計画による一定期限までに植栽を行うために、造林地の所有者に対し、造林地の地上権設定の協議を求めることができる。協議不成立のときは都道府県知事が裁定する。また指定造林者の植栽した林木は、地上権設定のとき定めた割合で共有とする。

4　自作農創設特別措置法により開拓適地として指定され又は未墾地若しくは牧野として買収されたものは、造林地の指定を行わず、造林地については自作農創設特別措置法による指定又は買収の処分ができないよう農林地の調整を明確にした。

二、議案の可決理由

戦時戦後を通ずるらん伐は森林資源の異常なる涸渇をもたらしたのみでなく、災害じやく起の原因ともなり、ひいては国民経済に多大の影響を与えている。これが回復には、強力な措置を要するとともに、現下行われている国土緑化運動と相俟つて緊急に造林を実施し、もつて森林資源の確保かん養と国土保全を図る必要があると認められる。よつて本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十八号参照〕

農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現行法は昭和二十二年制定され、これに基く農業協同組合の設立も一応完了し、戦後農村経済の安定確立に貢献してきたが、最近の経済事情の変化に伴つて、農業協同組合においても深刻な影響をこうむり、その運営に支障をきたしている。よつて、農村経済建設に重要な地位を占める農業協同組合の健全な発展を図るために所要の改正を行いたいというのである。その主なる内容は次のとおりである。

1　農業協同組合連合会の兼営制限を規定する。すなわち教育指導事業を行う農業協同組合連合会は、その事業に直接関連する事業以外の他の事業の兼営を禁止し、都道府県の区域をこえる地区のものにあつては、関連事業として行う場合を除いて購買事業及び販売事業を行うものはそれぞれ独立して経営する。

2　農業協同組合の組合員の利益を守り、組合の信用を高めるためにその財務を適正に処理するための基準を政令で定め、更に行政庁は組合の運営並びに経理状況等に関

し、資料の提出を求め又は検査を行う等の監督権の規定を設けた。

二、議案の可決理由

経済事情の変化に伴つて農業協同組合の不況は深刻なものがあり、これが打開策として、本改正による連合会の統合、行政庁による放慢なる経理の監査等を行う措置は農業協同組合の運営を合理化し、且つその信用を高められるから、その再建整備に資するものと認められる。よつて本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月十二日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

家畜改良増殖法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

農業経営を合理化し、農業生産力を増強して、わが国農業経済の安定を図る上に、畜産の振興は重要な意義をもつている。これが振興のためには種畜の確保とその利用を図る必要がある。この目的達成のために昭和二十三年種畜法を制定、その施策を推進してきたが、既往の経験にかんがみ、改正の要があり、且つ最近急激に普及している家畜の人工授精についても、健全なる発達を図る上から現行種畜法を廃止して、新たに本案を提出したいというのである。その主な内容は次の通りである。

1　現行種畜法による種畜検査はすべて、農林大臣が行うことになつているが、臨時検査の一部は都道府県知事に行わせて、機動的に種畜補充をなしうる方途を開いた。

2　家畜人工授精の発達を図るため、家畜人工授精師並びに家畜人工授精所を免許又は許可制にするとともに、家畜人工授精の実施に必要な規制を加える。

3　現行種畜法による家畜登録協会を廃止し、この協会を民間の創意により民主的運営に委ねる。

4　家畜事情の好転に伴つて、家畜の移動又は殺の制限を解き、これに関する農林大臣の権限を廃止する。

二、議案の可決理由

農業経営の安定並びに動物性食糧生産の増強上、畜産の振興は極めて重要であるが、これがためには品種の改良、増殖を積極的に促進する必要がある。本案は、かかる現下の要請を具体化したものであるから、時宜に適した措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行の経費

本案施行に要する経費は、昭和二十五年度一般会計予算に畜産改良及び増殖費として約八千三百万円計上してある。

右報告する。

昭和二十五年四月十二日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十九号参照〕

肥料取締法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現在の肥料取締は、明治三十二年制定の肥料取締法と戦後公布された臨時物資需給調整法によつているが、前者は現在の経済事情に副わない点があり、後者もまた臨時的なもので不安定であるから、この際両者を統合し、現下の諸情勢に適応するよう立法したいというのである。その主なる内容は次の通りである。

1　肥料の公定規格を設定し、生産業及び輸入業については農林大臣又は都道府県知事の登録制とし、新肥料については仮登録制を設ける。更に販売業は都道府県知事に届出ることのみとし、現行法に基く農林大臣又は知事の免許制による自由裁量の余地を削減して、手続の簡素化を図る。

2　業者の虚偽の宣伝、品質低下の異物混入を禁止し、肥料の施用上の注意事項を表示させる。更に登録又は仮登録ないしその取消の場合は、その番号、名称、保証成分量、業者の住所氏名等を公表して農業生産者を擁護する。

3　現行法の罰則を強化して、体刑を加え、且つ体刑、罰金刑をも併科しうることにして、肥料の生産、販売の公正を期する。

二、議案の修正議決理由

肥料の需給が著しく好転して本年七月末には統制廃止が見透されるに至つた現在、本法によつて肥料の規格の公定、登録、検査等を行い、それによつて肥料の品質の保全を図り、公正な取引を確保し、もつて農業生産力の維持増進を図ることは時宜に適するものと認めるが、一部農林省設置法に基く所管事務の権限上、について、本案と関連する箇所を修正する必要があるから、別紙の如く修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月十三日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字は修正）

肥料取締法案の一部を次のように修正する。

附　則

（施行期日）

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において、政令で定める。但し、第四條、第五條、第十七條から第二十條まで、第二十七條及び第二十八條の規定の施行期日は、昭和二十五年八月一日とする。

（現に肥料業者である者の届出）

2　この法律施行の際現に特殊肥料の生産業者又はその輸入業者である者が、その現に営んでいる生産又は輸入の事業について第二十二條第一項の規定によりなすべき届出については、同條同項中「その事業を開始する二週間前まで」とあるのは「この法律施行後三十日以内」と、この法律施行の際現に販売業務を営んでいる生産業者、輸入業者又は販売業者が、当該販売業務について第二十三條第一項の規定によりなすべき届出については、同條同項中「当該事業場において販売業務を開始した後二週間以内」とあるのは「この法律施行後三十日以内」と、それぞれ読み替える。

3　肥料取締法（明治四十一年法律第五十一号。以下「旧法」という。）は、廃止する。但し、同法第四條、同條に係る罰則及び第八條の規定は、昭和二十五年七月三十一日まで、なおその効力を有する。

4　この法律施行前（旧法第四條の規定による保証票の添附については、同條の失効前）にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後（同條の規定による保証票の添附については、同條の失効後）でも、なお従前の例による。

（農林省設置法の改正）

5　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第二十二号を次のように改める。

二十三　農業、農産種苗及び肥料の登録並びに肥料の仮登録を行うこと。

〔第三十三号参照〕

競馬法の一部を改正する法律案（江崎真澄君十五名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現行競馬法における国営競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、横浜、京都、阪神、小倉及び宮崎の十一箇所であるが、名古屋市を中心とするいわゆる中京地区には、これがない。よつて、新たに中京競馬場を設置して、勝馬投票券の売得金額の増大を図り、政府収入の増加に資したいというのである。

二、議案の可決理由

本案は、第五回国会において早稲田柳右エ門君外十五名提出として審査された同一趣旨の議案であつて、当時競馬場設置の候補地が明確に決定されず、継続審査を行つたが、結局審査未了となつたものである。しかしながらその間候補地においてもようやく決定の運びとなり、且つま

た、中京地区に国営競馬場もないから、競馬による国家財政への寄與及び畜産振興に貢献するものとの見地より、本案は妥当なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十四号参照〕

植物防疫法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

輸出入植物及び国内植物を検疫し、植物に有害な動植物並びに病害虫を駆除し、又はそのまん延を防止し、更に必要に応じ緊急防除をも実施しうるようにして農作物、果樹等の生産の保護助長を図ることは、農家経済の安定上緊要な措置である。それ故、明治二十九年制定の害虫駆除予防法並びに昭和二十三年実施の輸出入植物検疫法を整理統合して、検疫制度の改善強化を図りたいというのである。その主なる点は次のとおりである。

1　輸出入植物の検疫については、輸入品は検査証明書添附のものでなければ輸入してはならないように輸入の制限規定を設け、また輸出するときは、動植物検疫所で検査したものでなければ輸出できないこととする。

2　国内産種苗による病害虫のまん延のおそれあるときは、指定種苗は検査して、合格しなければ他府県に移動できない。

3　新たに国内に侵入した病害虫がまん延のおそれあるときは、国で防除計画をたてて行い、地方団体、農業団体にも協力させることができる。特に緊急を要する場合は、告示しないで植物防疫官に防除させる。

4　森林害虫について、特に他の法律の規定によつて防除を行う場合は、本法を適用しない。

5　病害虫がまん延するおそれあるときは、都道府県でも必要な防除措置がとれる。

二、議案の可決理由

農業生産力の発展、農家経済安定の上から、植物に有害な動植物並びに病害虫は徹底的にこれを駆除する必要がある。特に海外貿易が盛んとなるにつれて一段の検疫が実施されねばならない。本案はかかる要請に応えるものと認められ、時宜に適した措置であるから、これを可決すべきものと議決した次第である。

三、本法施行に要する経費

昭和二十五年度予算に本省関係三千九百九十六万四千円、検疫所関係五千九十三万七千円計上されている。

右報告する。

昭和二十五年四月二十二日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農林物資規格法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

重要農林物資について、全国的な統一規格を定め、普及させることによつて、これら農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の公正、消費の合理化を図ることができる。これがため、規格統一と検査の制度が存在し、昭和二十三年以降は指定農林物資検査法に承継された。しかしながら同法は強制検査を行うことになつていて、統制撤廃過程にある現在の経済事情には適合しない点があるのでこれを廃止し、これに代つて規格の統一と都道府県の格付を規定したいというのである。その内容の要点は次のとおりである。

1　農林大臣が重要な農林物資について、農林物資規格調査会の議を経て日本農林規格を制定する。

2　調査会の審議は公正な手続で行い、且つ利害関係人の意向を反映させるため公聴会を開催する。

3　都道府県が日本農林規格に基いて格付を行うときは、その品質を保証するため日本農林規格に該当する旨の証票を付する。

4　都道府県が日本農林規格に基く格付を行うかどうかはその自由意思による。

5　日本農林規格を定めた物資については、都道府県でこれと異る規格を制定することを制限するが、都道府県その他の利害関係人から日本農林規格を制定するよう申出のあつたときは、調査会にはかつて必要なものについては日本農林規格を定めることができる。

二、議案の可決理由

現行統制経済は緩和ないしは撤廃の過程にあるから、強制検査を建前とする現行の指定農林物資検査法は、今日の実状に適しなくなつたので、これを廃止し、これに代つて、都道府県の自主的実施を建前とする本法案によつて、重要農林物資の規格の統一、品質の保証を図ることは、それらの生産並びに消費の合理化、大量取引の促進に役立つ妥当の措置と認められる。よつて本案は可決すべきものと議決した次第である。

三、本法施行に要する経費

昭和二十五年度予算に輸出農林物資検査費として、七百九十三万二千円計上されている。

右報告する。

昭和二十五年四月二十二日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、動植物検疫所の出張所設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

輸出入植物検疫については、戦前は二十三箇所検疫所を設置して、主要港や飛行場においてこの検疫を行つていたが、終戦後は十二箇所に減少し現在に至つている。しかるに最近の貿易振興に伴つて、輸出入植物が急激に増加し、また羽田飛行場における空路輸出入も増大してきたので、著しく所管事務が増大したため現状においては検疫の万全が期待できなくなつた。一方かかる現状より関係官民の検疫機関の増設の要請が強いので、この際横須賀、清水、羽田、四日市、広島、舞鶴、下関及び佐世保の八箇所に検疫出張所を設置して、病害虫の侵入を阻止し、植物の輸出入を円滑にしたいというのである。

二、本件の承認理由

輸出入動植物検疫所の出張所を増設して、病害虫の侵入を防除し、植物の輸出入を円滑に行うことは時宜に適する措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三、本件実施に要する経費

本件実施の経費は、昭和二十三年度予算に、七箇所の経費として二百四十二万四千八百八十円、昭和二十五年度予算に、一箇所（羽田飛行場）四十六万四千四百円、計二百八十八万九千二百八十円を動植物検疫費のうちにそれぞれ計上されている。

右報告する。

昭和二十五年四月二十二日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十六号参照〕

自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

農地改革事業は、農地及び牧野の買収並びに売渡を完了し、目下登記事務の促進を図つており、概ね所期の目的を達成し得た。よつてかかる改革の成果を恒久的に保持する方策を樹立する必要があるから、これに関係ある自作農創設特別措置法、農地調整法及び食糧確保臨時措置法の三法律につき所要の改正を加えんとするものである。その主なる内容は次の通りである。

1　昭和二十五年二月十一日以後に

自作農創設特別措置法の規定に該当する小作地が生じた場合政府の買收は行わない。但し、同日前に買收漏れとなつていたものは政府の買收を続ける。

2　昭和二十五年二月十一日以後政府買收に該当する小作地が生じたときは、農地委員会又は農業委員会の定める計画により、土地所有者より耕作者に強制讓渡をなさしめる。またこれがために新たに農地証券は発行しない。

3　土地取得者に対し政府の資金供給の方途を講ずる。

4　認定買收、宅地建物等の買收は現行法の買收すべきものを除き将来は行わない。

5　市町村における農地委員会と、農業調整委員会を合体して、新たに農業委員会を設け、農業各般の問題を処理させる。この場合一号階層(小作)五名、二号階層(自作)十名、計十五名とする。

6　小作料及び農地価格は、原則としてその時における公定価格によつて定める。

7　食糧確保臨時措置法の市町村農業調整委員会とあるのを農業委員会に改める。

二、議案の修正議決理由

農地改革の目的は、ほぼ達成され、その成果を恒久的に維持するため農地法を管理的性格に改めることは時宜に適した改正であると認める。しかし公職選挙法が成立したので、新たに農業委員会委員の改選にはそれを準用する必要があるから、別紙の如く修正議決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は昭和二十五年度予算に本省約二十九億九千万円、農地事務局約七千四十七万円を計上し、農地委員会(農業委員会)補助金は、一委員会約二十二万円である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十五日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案の一部を次のように修正する。

（自作農創設特別措置法の一部改正）

第一條　自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に改める。

第三條第一項本文に次の但書を加える。

但し、昭和二十五年二月十一日以後これに該当するに至つたものは、この限りでない。

第三條第五項本文に次の但書を加える。

但し、昭和二十五年二月十一日以後買收するものは、同年二月十日現在においても左に掲げる農地に該当していたものに限る。

第六條第三項中「(農地調整法第六條ノ三第一項の規定により都道府県知事の定めた率があるときは、その率)」、「(同條同項の規定により都道府県知事の定めた率があるときは、その率)」及び「(同條同項の規定により都道府県知事の定めた額があるときは、その額)」を削り、同條に次の一項を加える。

第三項の土地台帳法による賃貸価格及びその有無は、昭和二十五年二月十一日以後買收する農地については、同年二月十日現在によつて定める。

第十五條第一項本文に次の但書を加え、同項本文中○「同條」を「次條」に、○「若しくは第十六條第一項の命令で定める農地」とあるのを「、第二十三條の規定による交換に因つて取得した農地及び第四十三條の二第一項の決定のあつた農地」に、第四項中「農地の時価」を「農地につき定められている第六條第三項の額」に改める。

但し、第二号に掲げる牧野、宅地又は建物については、昭和二十五年六月二十日までに申請があつたものに限る。

第十六條第一項中「及び政府の所有に属する農地で命令で定めるもの」を「、第二十三條の規定による交換に因つて取得した農地及び第四十三條の二第一項の決定のあつた農地」に改める。

第二十二條第一項及び第二項中「第十六條第一項の命令で定める農地」を「次條の規定による交換に因つて取得した農地又は第四十三條の二第一項の決定のあつた農地」に○、第一項中「同條」を「第十六條」に○改める。

第二十六條の二第一項中「農地の対価又は第二十三條の規定による農地の交換により生ずる交換差金の徴收」に改め、第三項及び第四項中「対価」の下に「又は交換差金」を加える。

第二十七條第一項中「一定の割合を超えるとき」の下に「、災害に因り当該農地につき著しい損壞を生じたときその他特に必要があると認めるとき」を加える。

第二十八條を次のように改める。

第二十八條　削除

第二十九條第一項中「命令で定めるものを買い受け」を「第四十三條の二第一項の決定のあつたものを買い受け」に、第二項中「命令で定めるもの」を「第四十三條の二第一項の決定のあつたもの」に、「、第二十六條の二及び前條」を「及び第二十六條の二」に改める。

第二十九條の二中「命令で定めるもの」を「第四十三條の二第一項の決定のあつたもの」に改める。

第三十一條第三項を次のように改め、同條第四項中「前條」を「第三十條」に改める。

前項の対価は、中央農地委員会議が時価を参酌して決定する基準に従つて定める。

第三十六條第三項を次のように改める。

第一項の場合には、第三十一條第三項及び第三十三條第四項の規定を準用する。

第三十八條第一項中「第三十一條第一項の規定にかかわらず、」の下に「命令で定める手続に従い」を加え、第二項中「第三十一條第二項第三項前段第四項」を、「第三十一條第二項乃至第四項」に改める。

第四十條の二第一項本文に次の但書を加える。

但し、昭和二十五年二月十一日以後これに該当するに至つたものは、この限りでない。

第四十條の二第四項本文に次の但書を加える。

但し、昭和二十五年二月十一日以後買收するものは、同年二月十日現在においても左に掲げる牧野に該当していたものに限る。

第四十條の四第三項中「農地の時価」を「農地につき定められている第六條第三項の額」に改める。

第四十條の六第一項中「牧野で都道府県農地委員会が、省令の定めるところにより、」を「牧野若しくはその上にある立木、建物その他の工作物又は牧野の利用上必要な農業用施設若しくは水の使用に関する権利で都道府県農地委員会が、省令の定めるところにより、農地の開発又は開発後における土地の利用に供すべきものとして」に、第三項中「第十六條第一項の命令で定める農地」を「次條の規定による交換に因つて取得した農地又は第四十三條の二第一項の決定のあつた農地」に、「第四十一條第一項第二号に掲げる牧野」を「第四十一條第一項第三号に掲げる土地物件又は権利」に改める。

第四十一條第一項中「政府は、」の下に「命令の定めるところにより、」を加え、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　第四十三條の二第一項の決定のあつた政府の所有に属する土地物件で、都道府県農地委員会が、省令の定めるところにより、農地の開発又は開発後における土地の利用に供すべきものとして指定したもの

三　第四十三條の二第一項の決定

のあつた政府の所有に属する牧野若しくはその上にある立木、建物その他の工作物又は牧野の利用上必要な農業用施設若しくは水の使用に関する権利で、前号に掲げるもの以外のもの

第四十一條第二項中「第十七條、第十八條第一項乃至第三項第五項、第二十條、第二十一條」を「第十七條乃至第二十一條、第二十六條」に改め、「第十七條及び第十八條第一項」の下に「第四項」を加え、「と読み替へるものとする。」を「と、第十八條第四項中「十日」とあるのは、「二十日」と読み替へるものとする。」に改める。

第四十一條第三項中「、第十八條第四項及び第十九條」を削り、第四項を次のように改める。

第一項の規定により同項に規定する土地を売り渡す場合には、前二項において準用する規定の外、第二十七條の規定を準用する。

第四十一條第五項中「第十六條第一項の命令で定める農地」を「次條の規定による交換に因つて取得した農地又は第四十三條の二第一項の決定のあつた農地」に、「第四十一條第一項第二号に掲げる牧野」を「第四十一條第一項第三号に掲げる土地物件又は権利」に改める。

第四十一條の二第一項中「第三号」を「第二号」に第三項中「第三号の決定」を「第二号の指定」に改める。

第四十一條の三第一項中「本條」の下に「及び次條」を加え、「、命令の定めるところにより、第三十七條第一項に掲げる者に売り渡し、若しくは賃貸すべきものと決定されたもの」を「第四十三條の二第二項の決定のあつたもの」に改め、同條の次に次の二條を加える。

第四十一條の四　第四十一條第一項各号に掲げる土地、権利又は立木、工作物その他の物件を同項の規定により売り渡す場合又は前條第一項に掲げる土地を同項の規定により売り渡す場合における当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の対価は、左に掲げる額を基準として、これを定める。

一　第三十條、第三十三條第二項（第四十條の五第一項において準用する場合を含む。）、第三十六條、第三十七條又は第四十條の二の規定により買収した土地、権利又は立木、工作物その他の物件にあつては、当該買収における当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の対価（第三十四條第一項又は第四十條の五第一項において準用する第十二條第一項の規定による権利の消滅に対し、第三十九條第一項又は第四十條の五第二項の規定により交付した補償金を含む。以下本條において同じ。）

二　第四十一條第一項第二号若しくは第三号に掲げる土地、権利若しくは立木、工作物その他の物件又は第四十三條の二第二項の決定のあつた土地にあつては、当該決定のあつた当時における類似の土地、権利又は立木、工作物その他の物件の買収の対価に相当する額

三　第四十一條第一項第四号に掲げる土地にあつては、公有水面埋立法第二十二條の規定による竣功認可を受けた当時における近傍類似の土地の買収の対価に相当する額

四　第四十一條第一項各号に掲げる土地で、政府又は農地開発営団が昭和二十三年三月三十一日までに開墾を完了したものにあつては、前各号の規定にかかわらず、同日現在における近傍類似の農地につき定められた第六條第三項の額

第四十一條の五　第四十一條第一項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる土地（第四十條の二の規定により買収した牧野であつて第四十條の六第一項の規定により農地の開発又は開発後における土地の利用に供すべきものとして指定された牧野以外のものを除く。）の売渡を受けた者若しくはその者から当該土地の所有権を承継した者が当該土地を農地の開発その他当該土地の売渡の目的以外の目的に供しようとするとき、又はその者が当該土地の売渡に際して政府の附した条件に違反したときは、政府は、命令で定める場合を除いて、その者に対して当該土地を買い取るべきことを申し入れなければならない。

前項の申入があつたときは、その時にその申入において定めた条件によつて当該土地の売買が成立する。この場合における当該土地の対価は、前條第一号乃至第三号に掲げる土地にあつてはその売渡の額とし、同條第四号に掲げる農地にあつては、当該農地の売渡の日後十年以内に同項の申入をした場合にあつては、申入の時における農地調整法第六條ノ二の額からその売渡の額を差し引いた額の十分の一に相当する額に売渡の日以後の経過年数（一年に満たない端数は、一年とする。）を乗じて得た額をその売渡の額に加算した額とし、当該農地の売渡の日以後十年を経過した後に同項の申入をした場合にあつては、申入の時における同法第六條ノ二の額とする。但し、売渡後造成された農地にあつては、近傍類似の農地の価格とする。

政府は、前項の規定により土地を取得したときは、遅滞なく第四十一條第一項に規定する者に当該土地を売り渡さなければならない。この場合における当該土地の対価は、中央農地委員会議が時価を参酌して決定する基準に従つて定める。

第一項の規定による買取については、第十四條の規定を、前項の規定による売渡については、第四十一條第二項乃至第四項の規定を準用する。

第三項の規定により売り渡した土地については、前四項の規定を準用する。

第四十三條の次に次の二條を加える。

第四十三條の二　市町村農業委員会（省令で定める場合にあつては、都道府県農地委員会）は、政府の所有に属する土地、権利又は立木、工作物その他の物件について、これを自作農創設の目的に供することを相当とする旨の決定をすることができる。

都道府県農地委員会は、政府の所有に属する土地について、これを第三十七條第一項に掲げる者に売り渡し、又は賃貸することを相当とする旨の決定をすることができる。

第一項の市町村農業委員会の決定は、都道府県農地委員会の承認を、前二項の都道府県農地委員会の決定は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

都道府県農地委員会又は都道府県知事は、前項の承認又は認可をするには、当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の所管大臣の認可を受けなければならない。

第四十三條の三　行政財産たる土地、権利又は立木、工作物その他の物件につき前條第三項の承認又は認可があつたときは、当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の所管大臣は、農林大臣に対して当該土地、権利又は立木、工作物その他の物

件の所管換をしなければならない。

農林大臣は、前二項の規定により所管換を受けたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

第一項又は第二項の所管換の対価は、当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件につき前條第一項の決定のあつた当時における類似の土地、権利又は立木、工作物その他の物件の買收の対価に相当する額の範囲内とする。

第二項の土地が普通地方公共団体において管理の費用を負担した道路、河川、水路、港湾、堤、みぞ又はため池でそれらの用途を廃止したものであるときは、前項の対価は、その負担した費用の額の範囲内において、当該普通地方公共団体に交付する。

第四十四條中「第十六條（第二十八條第四項第五項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第二十八條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四十一條（第二十九條第二項において準用する場合を含む。）」を「第十六條（第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四十一條、第四十一條の三若しくは第四十一條の五第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）」に、「第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）」を「第四十一條の三第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十四條の二中「第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）」を「第四十一條の五第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十四條の三第一項中「第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）」を「第四十一條の五第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十四條の三第一項中「第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）」を「第四十一條の五第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十四條の四第一項中「第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）」を「第四十一條の五第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）」に、「第十六條（第二十八條第四項第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）」を「第十六條（第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四十一條第一項若しくは第四十一條の五第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十四條の四第一項中「第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）」を「第四十一條の五第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）」に、「第十六條（第二十八條第四項第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）」を「第十六條（第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四十一條第一項若しくは第四十一條の五第三項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十四條の四第一項中「第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）」を「第四十一條の五第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）」に、「第十六條（第二十八條第四項第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）」を「第十六條（第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四十一條第一項若しくは第四十一條の五第三項（同條第五

当権ノ設定ニ係ル場合ヲ除ク

第四條第二項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号但書中「認可ヲ受ケタル場合」を「認可ヲ受ケ当該面積ニ達セザルモ当該権利ノ取得ヲ相当ト認メタル場合」に改め、同号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号中「（耕作、採草又ハ家畜ノ放牧ヲ目的トセザル権利ヲ除ク以下本項ニ於テ同ジ）」を削り、同号を第二号とし、第一号及び第七号として次の二号を加える。

一　小作地、小作採草地又ハ小作放牧地ノ小作農以外ノ者ガ当該土地ノ所有権ヲ取得セントスル場合但シ当該土地ノ小作農ガ当該権利ノ取得ニ応ゼザル場合ニシテ市町村農地委員会ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ証シタル場合ヲ除ク

七　第五條ノ二各号ニ掲グル農地、採草地若ハ放牧地、又ハ第五條ノ十四第一項（第五條ノ十六第六項○第七号及第五條ノ十七第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ譲渡セラレタル農地、採草地若ハ放牧地並ニ自作農創設特別措置法第十六條（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、同法第四十一條の五第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ譲渡シタル土地ニ付前項ニ掲グル権利ヲ設定シ又ハ移転セントスル場合但シ政令ヲ以テ定ムル特別ノ事由アル場合ヲ除ク

第四條第三項中「取得セントスルトキ」の下に「（同一ノ事業ノ目的ニ供セラルル農地ノ面積ノ合計が五千坪ヲ超ユル場合ヲ含ム）」を加え、同條第六項を次のように改める。

第二項第三号但書ノ規定ノ適用ニ付テハ当該権利ヲ取得セントスル者ガ当該権利ヲ取得スルモ仍土地ニ就キ効率的ニ耕作シ、採草シ又ハ家畜ヲ放牧スル為ノ充分ナル自家労力ヲ有スル場合ニハ其ノ者ノ営ム耕作又ハ蚕畜ノ業務ハ之ヲ適正ナルモノトス

第四條第六項の次に次の一項を加える。

第一項、第二項、第四項及第五項ノ規定ハ第五條ノ十四第一項（第五條ノ十六第六項○第七号及第五條ノ十七第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ譲渡セラレタル土地（第一項ノ土地ヲ除ク）又ハ自作農創設特別措置法第十六條（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、同法第四十一條第一項若ハ同法第四十一條の五第三項（同條第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ政府ノ売渡シタル土地（第一項ノ土地ヲ除ク）又ハ建物ニ付之ヲ準用ス

第五條第一号を削リ、同條第二号中「又ハ都道府県」を削り、同号を第一号とし、第三号○中「第六項」を「第七項」に改め、同号を第二号とし、第三号として次の一号を加える。

三　第五條ノ十四（第五條ノ十六及第五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ所有権ヲ移転スル場合

第五條の次に次の二十條を加える。

第五條ノ二　昭和二十五年二月十一日以後左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタル農地、採草地又ハ放牧地ノ所有者ハ次條乃至第五條ノ十五ノ規定ニ従ヒ当該土地ヲ譲渡スルコトヲ要ス

一　農地ノ所有者ガ其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域（自作農創設特別措置法第三條第一項第一号ノ規定ニ依リ当該市町村ノ区域ニ準ズルモノトシテ指定シタル地域アル場合ニ至リテハ当該地域ヲ含ム次号及次條ニ於テ同ジ）外ニ於テ所有スル小作地

二　農地ノ所有者ガ其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域内ニ於テ自作農創設特別措置法第三條第一項第二号ニ規定スル面積（同條第三項ノ規定ニ依リ当該面積ニ代ルベキ面積ノ定ムル場合ニ在リテハ其ノ面積）ヲ超ユル小作地ヲ所有スル場合ニ於テ当該面積ヲ超ユル面積ノ当該区域内ノ小作地

三　採草地又ハ放牧地ノ所有者ガ其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域（其ノ隣接市町村ノ区域ヲ含ム次号及次條ニ於テ同ジ）外ニ於テ所有スル小作採草地又ハ小作放牧地

四　採草地又ハ放牧地ノ所有者ガ其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域内ニ於テ自作農創設特別措置法第四十條の二第一項第二号ニ規定スル面積（同條第二項ニ於テ準用スル第三條第三項ノ規定ニ依リ当該面積ニ代ルベキ面積ノ定アル場合ニ在リテハ其ノ面積）ヲ超ユル小作採草地又ハ小作放牧地ヲ所有スル場合ニ於テ当該面積ヲ超ユル面積ノ当該区域内ノ小作採草地又ハ小作放牧地

第五條ノ三　前條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域内ニ於テ農地、採草地又ハ放牧地ヲ所有スル者ガ左ニ掲グル事由ニ因リ当該区域内ニ住所ヲ有セザルニ至リタルトキハ之ヲ当該区域内ニ住所ヲ有スル者ト看做ス

一　疾病

二　就学

三　選挙ニ依ル公務就任其ノ他ノ事由ニシテ市町村農業委員会ガ一時同居セザルコトヲ已ムヲ得ザラシメタル事由ト認メ都道府県農地委員会ノ承認ヲ受ケタルモノ

前條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域内ニ於テ自作地、自作採草地又ハ自作放牧地ヲ所有スル者ガ前項各号ニ掲グル事由以外ノ正当ノ事由ニ因リ当該区域内ニ住所ヲ有セザルニ至リタル場合ニ於テ其ノ者ト同居シ居リタル親族又ハ其ノ配偶者ガ引続キ当該土地ニ就キ耕作又ハ蚕畜ノ業務ヲ営ミ且市町村農業委員会其ノ者ガ当該区域内ニ住所ヲ有スルニ至ル見込アリト認ムルトキハ其ノ者ハ当該区域内ニ住所ヲ有スルモノト看做ス

前條ノ規定ノ適用ニ付テハ農地、採草地又ハ放牧地ノ所有者ノ同居ノ親族又ハ其ノ配偶者（第一項ニ掲グル事由ニ因リ同居セザルニ至リタル親族又ハ其ノ配偶者ヲ含ム）ガ当該所有者ノ住所ノ在ル市町村ノ区域内ニ於テ所有スル農地、採草地又ハ放牧地ハ之ヲ当該所有者ノ所有スルモノト看做ス前項ノ規定ニ依リ市町村ノ区域内ニ住所ヲ有スルモノト看做サレタル者ノ所有スル農地、採草地又ハ放牧地ニ付亦同ジ

第五條ノ八第三号乃至第五号ニ掲グル農地、採草地又ハ放牧地（命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ノ面積ハ之ヲ前條ニ規定スル小作地、小作採草地又ハ小作放牧地ノ面積ニ算入セズ

前條ノ規定ノ適用ニ付テハ小作地、小作採草地及小作放牧地以外ノ農地、採草地又ハ放牧地ニシテ其ノ所有者並ニ其ノ同居ノ親族及其ノ配偶者以外ノ者ガ耕作又ハ蚕畜ノ業務ノ目的ニ供スルモノハ之ヲ小作地、小作採草地又ハ小作放牧地ト看做ス

第五條ノ四　市町村農業委員会ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第五條ノ二ノ所有者ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ公示シ且当該所有者及其ノ者ノ所有スル農地、採草地又ハ放牧地ニ就キ耕作又ハ蚕畜ノ業務ヲ営ム総テノ小作農ニ対シ之ヲ通知スベシ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ小作農タリシ者ガ前條第一項ニ掲グル事由ニ因リ小作地、小作採草地又ハ小作放牧地ニ就キ自ラ耕作又ハ蚕畜ノ業務ヲ営ムコト能ハザル為貸借又ハ使用貸借ニ因リ一時当該土地ヲ他人ノ耕作又ハ蚕畜ノ業務ノ目的ニ供シタル場合ニ市町村農業委員会ニ於テ当該小作農タリシ者ガ近ク当該土地ニ就キ耕作又ハ蚕畜ノ業務ヲ営ムモノト認メ且之ヲ相当ト認ムルトキハ其ノ者ヲ当

該土地ニ就キ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム小作農ト看做ス自作農以外ノ者ニシテ前條第五項ノ規定ニ依リ小作地、小作採草地又ハ小作放牧地ト看做サルル土地ニ就キ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム者亦同ジ

第五條ノ五　前條ノ小作農ハ市町村農業委員会ニ対シ自ラ耕作又ハ養畜ノ業務ノ目的ニ供スル農地、採草地又ハ放牧地ニシテ第五條ノ二各号ノ一ニ該当スルモノニ付譲渡計画ヲ作成スベキ旨ヲ申請スルコトヲ得但シ前條第一項ノ公示ノ日ヨリ二月ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五條ノ六　市町村農業委員会ハ前條但書ノ期間満了後遅滞ナク同條ノ申請ニ係ル第五條ノ二各号ニ掲グル農地、採草地又ハ放牧地ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ申請ヲ為シタル小作農ニシテ農業ニ精進スル見込アル命令ヲ以テ定ムル者ニ対スル譲渡計画ヲ定ムルコトヲ要ス

前項ノ譲渡計画ニ於テハ譲渡スベキ土地、譲受クベキ者、対価並ニ対価授受ノ方法ヲ定ムルコトヲ要ス

第一項ノ譲渡計画ニ係ル農地ノ対価ハ第六條ノ二ノ規定ニ従ヒ、採草地及放牧地ノ対価ハ中央農地委員会議ガ時価ヲ参酌シテ決定スル基準ニ従ヒ之ヲ定ム

市町村農業委員会ハ第一項ノ譲渡計画ヲ定メタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ遅滞ナク其ノ旨ヲ公示シ且第五條ノ四第一項ニ掲グル者ニ対シ当該譲渡計画書ノ写ヲ送付スベシ但シ送付ヲ為スコト能ハザルトキハ当該譲渡計画書ノ写ヲ公示シ送付ニ代フルコトヲ得

第五條ノ七　市町村農業委員会ハ第五條ノ二各号ニ掲グル農地、採草地又ハ放牧地ノ全部又ハ一部ニ付第五條ノ五但書ノ期間内ニ同條ノ申請ナキトキ又ハ申請ヲ為シタル小作農ガ前條第一項ノ命令ヲ以テ定ムル者ニ該当セザルモノト認ムルトキハ当該土地ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ対スル譲渡計画ヲ定ムルコトヲ要ス

前條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條ノ八　前二條ノ譲渡計画ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル農地、採草地又ハ放牧地ニ付テハ之ヲ定ムルコトヲ得ズ

一　昭和二十五年二月十日現在ニ於テ自作農創設特別措置法第五條第四号ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ指定シタル区域内ニアル土地

二　近ク土地使用ノ目的ノ変更ヲ相当トスル農地、採草地又ハ放牧地ニシテ市町村農業委員会ガ都道府県農地委員会ノ承認ヲ得テ指定シ、又ハ都道府県農地委員会ノ指定シタルモノ

三　自作農ガ疾病其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ其ノ自作地、自作採草地又ハ自作放牧地ニ就キ自ラ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ムコト能ハザル為賃貸借又ハ使用貸借ニ依リ一時当該土地ヲ他人ノ耕作又ハ養畜ノ業務ノ目的ニ供シ市町村農業委員会当該自作農ガ近ク自作スルモノト認メ且其ノ自作ヲ相当ト認メタル場合ニ於ケル当該土地

四　採草地又ハ放牧地（小作採草地及小作放牧地ヲ除ク）ニ就キ第十四條ノ三又ハ第十四條ノ四ノ規定ニ依リ使用権設定セラレタル場合ニ於ケル当該土地

五　新開墾地、焼畑、切替畑等收穫著シク不定ナル農地其ノ他命令ヲ以テ定ムル農地ニシテ市町村農業委員会ガ都道府県農地委員会ノ承認ヲ得テ譲渡計画ヲ定ムルコトヲ不相当ト認ムルモノ

第五條ノ九　第五條ノ四第一項ニ掲グル者第五條ノ六又ハ第五條ノ七ノ譲渡計画ニ付異議アルトキハ市町村農業委員会ニ対シ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得但シ第五條ノ六第四項（第五條ノ七第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ公示ノ日ヨリ三十日ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

市町村農業委員会前項ノ異議ノ申立ヲ受理シタルトキハ前項但書ノ期間満了後二十日内ニ決定スルコトヲ要ス

前項ノ決定ニ対シ不服アル者ハ都道府県農地委員会ニ訴願スルコトヲ得但シ同項ノ期間満了後二十日ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

都道府県農地委員会前項ノ訴願ヲ受理シタルトキハ同項但書ノ期間満了後三十日内ニ裁決スルコトヲ要ス

第五條ノ十　第五條ノ六又ハ第五條ノ七ノ規定ニ依ル譲渡計画ニ付前條第一項但書ノ期間内ニ同項ノ規定ニ依ル異議ノ申立ナキトキ、同項ノ規定ニ依ル異議ノ申立アリタル場合ニ於テ同條第二項ノ規定ニ依ル決定アリ且同條第三項但書ノ期間内ニ訴願ノ提起ナキトキ又ハ同項ノ規定ニ依ル訴願ノ提起アリタル場合ニ於テ同條第四項ノ規定ニ依ル裁決アリタルトキハ市町村農業委員会ハ遅滞ナク都道府県農地委員会ニ対シ当該譲渡計画ノ承認ヲ申請スベシ

前項ノ申請アリタルトキハ都道府県農地委員会ハ当該譲渡計画ガ法令ニ違反スル場合ヲ除キ遅滞ナク之ヲ承認スベシ

第五條ノ十一　前條第二項ノ承認アリタルトキハ都道府県知事ハ命令ノ定ムル所ニ依リ遅滞ナク当該承認ニ係ル譲渡計画ニ依リ当該計画ニ係ル農地、採草地又ハ放牧地ノ所有者ニ対シテハ譲渡令書ヲ、当該土地ヲ譲受クベキ者ニ対シテハ譲渡令書ノ副本ヲ交付スベシ但シ令書又ハ其ノ副本ヲ交付スルコト能ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ次項各号ニ掲グル事項ヲ公告シ交付ニ代フルコトヲ得

令書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一　譲渡スベキ農地、採草地又ハ放牧地ノ所有者ノ氏名又ハ名称及住所

二　譲渡スベキ農地、採草地又ハ放牧地ヲ譲受クベキ者ノ氏名及住所

三　譲渡スベキ農地、採草地又ハ放牧地ノ所在、地番、地目（土地台帳ノ地目現況ト異ナルトキハ土地台帳ノ地目及現況ニ依ル地目）及面積

四　対価並ニ対価授受ノ方法

五　譲渡ノ時期

六　其ノ他必要ナル事項

第五條ノ十二　第五條ノ二及前條ノ規定ノ適用ニ付テハ農地、採草地又ハ放牧地ノ面積ハ土地台帳ニ登録セラレタル当該農地、採草地又ハ放牧地ノ地積ニ依ル但シ市町村農業委員会当該農地、採草地又ハ放牧地ニ付土地台帳ニ登録セラレタル地積ヲ以テ其ノ面積トスルコトヲ著シク不相当ト認メ別段ノ面積ヲ定メタルトキハ其ノ面積ニ依ル

第五條ノ十三　第五條ノ二乃至第五條ノ十一ノ規定ニ依リ為シタル手続其ノ他ノ行為ハ第五條ノ二各号ニ掲グル農地、採草地又ハ放牧地ノ所有者其ノ他之ニ関シ権利ヲ有スル者ノ承継人ニ対シテモ其ノ効力ヲ有ス

第五條ノ十四　都道府県知事第五條ノ十一ニ依ル手続ヲ為シタル場合ニ於テ譲受クベキ者令書ニ記載シ又ハ同條第一項但書ノ規定ニ依リ公告シタル譲渡ノ時期迄ニ対価ノ全部ノ支拂ヒ又ハ供託シタルトキハ当該譲渡ノ時期ニ当該農地、採草地又ハ放牧地ノ所有権ハ譲受クベキ者ニ移転ス

譲受クベキ者令書ニ定ムル譲渡ノ時期迄ニ対価ノ全部ノ支拂又ハ供託ヲ為サザルトキハ令書ハ其ノ効力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テ譲受クベキ者宥恕スベキ事由ナキニ拘ラズ対価ヲ支拂ハザルモノト認ムルトキハ都道府県知事ハ其ノ者ニ係ル譲渡計画ヲ取消スコトヲ得

第五條ノ十五　市町村農業委員会第五條ノ四第一項ノ規定ニ依ル公示ヲ為サザルトキ又ハ第五條ノ五ノ申請アルモ第五條ノ六第一項ノ規定ニ依ル譲渡計画ヲ定メザルトキハ第五條ノ二各号ニ掲グル農地、採草地又ハ放牧地ノ小作農ハ当該市町村農業委員会ニ対シ第五條ノ四第一項ノ公示ヲ為シ又ハ第五條ノ六第一項ノ譲渡計画ヲ定ムベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

市町村農業委員会前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ十日内ニ当該請求ニ係ル公示ヲ為サズ又ハ譲渡計画ヲ定メザル場合ニ於テ同項ノ請求ヲ為シタル者都道府県農地委員会ニ対シ当該市町村農業委員会ニ第五條ノ四第一項ノ公示ヲ為シ又ハ第五條ノ六第一項ノ譲渡計画ヲ定ムベキ旨ヲ指示スベシ

第五條ノ十六　第五條ノ十四ノ規定ニ依リ農地、採草地又ハ放牧地ノ所有権ヲ譲受ケタル者、第五條ノ二十一第一項ノ資金ノ貸付ヲ受ケ農地ヲ取得シタル者又ハ此等ノ者ノ相続人其ノ他省令ヲ以テ定ムル承継人ガ当該土地ヲ自ラ耕作又ハ養畜ノ業務ノ目的ニ供スルコトヲ止メタルトキハ此等ノ者ハ市町村農業委員会ノ定ムル譲渡計画ニ基キ当該土地ヲ農業ニ精進スル見込アル者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ譲渡スル旨ヲ農地委員会ニ申出ツベシ

前項ノ規定ハ自作農創設特別措置法第十六條（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ売渡シタル土地（宅地ヲ除ク）、同法第四十條ノ二ノ規定ニ依リ買収シ同法第四十一條第一項第一号ノ規定ニ依リ売渡シタル牧野（同法第四十條の六第一項ノ規定ニ依リ農地ノ開発又ハ開発後ニ於ケル土地ノ利用ニ供スベキモノトシテ指定セラレタル牧野ヲ除ク）若ハ同法第四十一條第一項第三号ノ規定ニ依リ売渡シタル牧野ノ売渡ヲ受ケタル者、同法第十六條第二項（第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ省令ヲ以テ定ムル団体ヨリ土地ノ売渡ヲ受ケタル者又ハ此等ノ者ノ相続人其ノ他省令ヲ以テ定ムル承継人ガ当該土地ヲ自ラ耕作又ハ養畜ノ業務ノ目的ニ供スルコトヲ止メタルトキニ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニハ市町村農業委員会ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前二項ニ規定スル土地ノ所有者ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ公示スベシ

第一項○ニ規定スル農業ニ精進スル見込アル者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ市町村農業委員会ニ対シ第一項又ハ第二項ニ規定スル土地ニ付譲渡計画ヲ作成スベキ旨ヲ申請スルコトヲ得但シ前項ノ公示ノ日ヨリ二月ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

市町村農業委員会ハ前項但書ノ期間満了後遅滞ナク同項ノ申請ニ係ル第一項又ハ第二項ニ規定スル土地ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ申請ヲ為シタル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ対スル譲渡計画ヲ定ムルコトヲ要ス

第五條ノ六第二項乃至第四項、第五條ノ七及第五條ノ九乃至前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第五條ノ六第四項○及第五條ノ九第一項中「第五條ノ四第一項ニ掲グル者」トアルハ「第五條ノ十六第一項又ハ第二項ニ規定スル土地ノ所有者及同條第四項ノ申請ヲ為シタル者」ト、第五條ノ七第一項、第五條ノ十三及前條第一項中「第五條ノ二各号ニ掲グル農地、採草地又ハ放牧地」トアルハ「第五條ノ十六第一項又ハ第二項ニ規定スル土地」ト、第五條ノ七第一項中「申請ヲ為シタル小作農」トアルハ「申請ヲ為シタル者」ト、前條第一項中「小作農」トアルハ「第五條ノ十六第四項ノ譲渡ノ申請ヲ為スコトヲ得ル者」トス

前六項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル第五條ノ十四ノ規定ニ依リ譲渡セラレタル土地ニ付之ヲ準用ス

第二項ノ場合ニ於テ当該土地ノ売渡ヲ受ケタル後十年ニ満タザル期間内ニ同項ニ於テ準用スル第一項ノ規定ニ依リ当該土地ヲ譲渡スル場合ニ在リテハ第五項ノ譲渡計画ニハ附録ニ定ムル算式ニ依リ算出セラルル政府ニ支拂フベキ額ヲ併セ定メ第六項ニ於テ準用スル第五條ノ十一第一項ノ譲渡令書ニハ当該額ヲ併セ記載スルヲ要ス

前項ノ令書ニ記載セラレタル譲渡人ハ当該令書ニ記載セラレタル政府ニ支拂フベキ額ヲ政令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ支拂フコトヲ要ス

第五條ノ十七　政府ハ第五條ノ十四（前條第六項○及第七項○ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ譲受ケタル農地、採草地又ハ放牧地ニ付農業ニ精進スル見込アル者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ買受ノ申請アルトキハ市町村農業委員会ノ定ムル譲渡計画ニ基キ之ヲ当該申請者ニ譲渡スルコトヲ得

第五條ノ六第二項乃至第四項及第五條ノ九乃至前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條ノ十八　第五條ノ四第一項若ハ第五條ノ十六第三項ノ規定ニ依ル公示アリタルトキハ当該公示ニ係ル土地ニ関シ権利ヲ有スル者ハ譲渡計画ニ依ル譲渡ニ支障ヲ及ボス虞ナキ場合ヲ除クノ外都道府県知事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ当該土地ニ付権利ヲ設定シ又ハ当該土地ノ形質ヲ変更スルコトヲ得ズ

第五條ノ十九　第五條ノ十四（第五條ノ十六及第五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル所有権ノ移転ニ関スル登記ニ付テハ政令ヲ以テ不動産登記法ノ特例ヲ定ムルコトヲ得

第五條ノ二十　都道府県知事ハ第五條ノ十四（第五條ノ十六及第五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル所有権ノ移転ニ関シ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ土地所有者又ハ質権者若ハ地上権者ニ代リ土地台帳法ニ依ル申告ヲ為スコトヲ得

第五條ノ二十一　政府ハ左ノ資金ニ付貸付又ハ其ノ斡旋ヲ為スコトヲ得

一　耕作ノ業務ヲ営ム者ガ農地ノ所有権ヲ取得スルニ必要ナル資金

二　耕作ノ業務ヲ営ム者ガ農地ヲ相続スルニ必要ナル資金

三　耕作ノ業務ヲ営ム者ガ農地ノ所有権ヲ維持スルニ必要ナル資金

前項ノ貸付又ハ其ノ斡旋ニ関スル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條第一項中「農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他権原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者其ノ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルトキ」ヲ「農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル者」ニ改め、同條に次の一項を加える。

第一項（前項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ許可ヲ受ケズシテ農地ヲ耕作以外ノ用ニ供セントスル者アルトキハ農林大臣又ハ都道府県知事ハ其ノ者ニ対シ当該農地ヲ耕作以外ノ用ニ供スルコトヲ禁止シ又ハ停止スル為必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第六條ノ二を次のように改める。

第六條ノ二　農地ノ価格ハ農地ヲ取得スル自作農ノ経営ヲ安定セシムルコトヲ旨トシ主務大臣ガ中央農地委員会議ニ諮問シテ定ムル基準ニ従ヒ市町村農業委員会ガ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ認可ヲ受ケテ決定シタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ譲渡人又ハ譲受人ニ於テ都道府県知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

主務大臣前項ノ基準ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

都道府県知事第一項ノ認可ヲ為サントスルトキハ都道府県農地委員会ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

市町村農業委員会第一項ノ決定ヲ為シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示スベシ

市町村農業委員会ハ都道府県知事ノ認可ヲ受ケ第一項ノ額ヲ変更スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第三項及前項ノ規定ヲ準用ス

主務大臣ハ中央農地委員会議ニ諮問シ第一項ノ基準ヲ変更スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二項ノ規定ヲ準用ス

前項ニ於テ準用スル第二項ノ規定ニ依ル告示アリタルトキハ第一項ノ額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該告示ニ係ル基準ノ従前ノ基準ニ対スル比率ニ応ジテ変更セラレタルモノト看做ス

第五項又ハ前項ノ規定ニ依リ変更セラレタル額ハ第一項ノ額ト看做ス

第一項ノ農地ノ価格ハ当該農地ニ付存スル永小作権、地上権其ノ他命令ヲ以テ定ムル権利ニ価格アル場合ニ於テハ此等ノ価格ヲ含ムモノトス

第一項乃至第八項ノ規定ハ前項ニ掲グル権利ノ価格ニ付之ヲ準用ス

第一項（前項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ハ第二項（第六項及前項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル告示又ハ第四項（第五項及前項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル公示アリタル際現ニ農地ニ関シ存スル譲渡契約ニシテ当該農地ニ関シ既ニ譲受人ノ当該契約ニ係ル権利ニ関スル登記アリタルモノ又ハ当該農地ノ引渡（民法第百八十三條及第百八十四條ニ規定スル引渡ヲ除ク）ヲ完了シタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第六條ノ三及び第六條ノ四を削る。

第九條ノ二第二項中「又ハ減免條件（金銭ニ換算セラレタルモノガ第九條ノ三第一項各号ニ掲グル小作料ノ額又ハ減免條件ニ比シ農地ノ賃借人又ハ永小作権者ニ不利ナル場合ニ在リテハ同條各号ニ掲グル小作料ノ額及減免條件）」を削る。

第九條ノ三を次のように改める。

第九條ノ三　小作料ハ小作農ノ経営ヲ安定セシムルコトヲ旨トシ主務大臣ガ中央農地委員会議ニ諮問シテ定ムル基準ニ従ヒ市町村農業委員会ガ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ認可ヲ受ケ決定シタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ農地ノ所有者又ハ賃貸人ガ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六條ノ二第二項乃至第八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條ノ四から第九條ノ七までを次のように改める。

第九條ノ四乃至第九條ノ六　削除

第九條ノ七　修繕費及用排水費ノ負担並ニ農地ノ賃貸借若ハ永小作又ハ此等ニ附随スル契約ノ條件（小作料ノ額ヲ除ク）ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ之ヲ当該農地ニ付従前ニ比シ賃借人又ハ永小作権者ニ不利トナル如ク設定シ又ハ変更スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ当該農地ノ所有者若ハ賃貸人又ハ賃借人若ハ永小作権者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條ノ九中「、第六條ノ四第二項又ハ」を「（同條第十項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、」に、「若ハ第九條ノ三（第九條ノ七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を「、第九條ノ三第一項又ハ第九條ノ七」に改める。

第十四條ノ六中「承認ヲ申請シタル場合」を「承認又ハ同條第三項ノ裁定ヲ申請シタル場合」に、「同項ノ承認」を「第十四條ノ三第一項ノ承認又ハ第十四條ノ四ノ裁定」に改める。

第十四條ノ八第三項及び第四項を削る。

第十四條ノ八の次に次の一條を加える。

第十四條ノ九　耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル団体其ノ耕作ノ業務ノ目的ニ供スル農地ノ利用上必要ナル農業用施設、水ノ使用ニ関スル権利又ハ立木ニ付賃借権ヲ取得スルノ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村農業委員会ノ承認ヲ受ケ当該農業用施設、水ノ使用ニ関スル権利又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ関ス権利ヲ有スル者ニ対シ賃借権ノ設定ニ関スル協議ヲ求ムルコトヲ得

第十四條ノ三第三項、第十四條ノ四第一項乃至第五項、第七項、第八項、第十四項ノ六乃至前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第十四條ノ三第三項、第十四條ノ四第一項第二項第五項及第十四項ノ七中「土地又ハ立木」トアルハ「農業用施設、水ノ使用ニ関スル権利又ハ立木」ト、第十四條ノ三第三項、第十四條ノ四第五項第一号及第十四條ノ七中「使用権」トアルハ「賃借権」ト、第十四條ノ七中「当該土地若ハ立木ニ付権利ヲ設定シ、当該土地ノ形質ヲ変更シ又ハ立木」トアルハ「当該農業用施設、水ノ使用ニ関スル権利若ハ立木ニ付権利ヲ設定シ若ハ移転シ又ハ当該農業用施設若ハ立木」トス

第十五條ノ二第一項中「会長及」を削り、同條第二項中「会長ハ」を「市町村農業委員会ニ会長ヲ置キ」に、「第十三項」を「第十一項」に改め、同條第三項から第五項までを次のように改める。

委員ハ左ノ各号ノ区分ニ属シ被選挙権ヲ有スル者ニ就キ当該区分ニ属シ選挙権ヲ有スル者ノ選挙シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　耕作ノ業務ヲ営ム者（其ノ所有スル小作地ノ面積ガ二反歩ヲ超ユル者ヲ除ク）ニシテ左ニ掲グルモノ

(イ)　其ノ耕作ノ業務ヲ営ム小作地ノ面積ガ自作地ノ面積ヲ超ユル者

(ロ)　二反歩ヲ超ユル面積ノ小作地ニ就キ耕作ノ業務ヲ営ミ其ノ耕作ノ業務ヲ営ム農地ノ面積ガ北海道ニ在リテハ四町歩、都府県ニ在リテハ農林大臣ガ都府県別ニ定ムル面積ヲ超エザル者

二　耕作ノ業務ヲ営ム者ニシテ前号ニ該当セザルモノ

前項第一号(ロ)ニ規定スル都府県別ノ面積ハ其ノ平均面積ガ概ネ一町歩トナル如ク之ヲ定ムルコトヲ要ス

都道府県知事必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ当該都道府県ノ区域ヲ二以上ノ区域ニ分チ各区域別ニ第三項第一号(ロ)ノ都道府県別ノ面積ニ代ルベキ面積ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ各区域別ノ面積ハ其ノ平均面積ガ概ネ同号(ロ)ノ当該都道府県別ノ面積トナル如ク之ヲ定ムルコトヲ要ス

第十五條ノ二第八項中「第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ」の下に「耕作ノ業務ヲ営ム者ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者又ハ耕作ノ業務ヲ営ム者ノ親族若ハ其ノ配偶者ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザルニ至リタルモノノ所有スル農地ハ之ヲ当該耕作ノ業務ヲ営ム者ノ所有スル農地ト看做シ」を加える。

第十五條ノ二第九項中「及第四項」を削り、同條第十項本文を次のように改める。

選挙権又ハ被選挙権ヲ有スル者ノ第三項各号ノ区分ハ市町村農業委員会委員選挙人名簿ノ登載区分ニ依リ定マルモノトス

第十五條ノ二第十一項及び第十二項を次のように改める。

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ選挙人名簿確定ノ期日ニ於テ年齢二十年ニ達セザル為選挙人名簿ニ登載セラレザル者ニシテ選挙ノ期日迄ニ年齢二十年ニ達シタルモノハ之ヲ選挙人名簿ニ登載セラレザル者ニシテ選挙人名簿ニ登載セラルベキモノト看做ス

第三項ノ規定ニ依リ選挙セラルベキ委員ノ定数ハ同項第一号ノ区分ニ属スル者ニ在リテハ五人、同項第二号ノ区分ニ属スル者ニ在リテハ十人トス

第十五條ノ二第十四項中「総委員」を「同項各号ノ区分ニ属スル委員ノ定数ノ夫々三分ノ二」に改め、同條第六項及び第七項を削る。

第十五條ノ三を次のように改める。

第十五條ノ三　左ニ掲グル者ハ市町村農業委員会ノ委員ノ選挙権及被選挙権ヲ有ス

一　市町村ノ区域内ニ住所ヲ有シ命令ヲ以テ定ムル面積ノ農地ニ就キ耕作ノ業務ヲ営ム者ニシテ年齢二十年以上ノモノ

二　前号ニ掲グル者ノ同居ノ親族又ハ其ノ配偶者ニシテ年齢二十年以上ノモノ但シ其ノ耕作ニ従事スル日数ガ省令ヲ以テ定ムル一定日数ニ達セザルモノト市町村農業委員会ノ認メタル者ヲ除ク

前條第七項ノ規定ハ前項ノ農地ノ面積ニ付之ヲ準用ス

選挙管理委員会ノ委員及職員、投票管理者、開票管理者及選挙長並ニ選挙事務ニ関係アル官吏及吏員ハ在職中其ノ関係区域内ニ於テ市町村農業委員会ノ委員ノ候補者トナルコトヲ得ズ

裁判官、検察官、会計検査官、収税官吏、警察官、公安委員会ノ委員並ニ警察吏員ハ在職中市町村農業委員会ノ委員ノ候補者ト為ルコトヲ得ズ

第十五條ノ五第四項中「其ノ者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ営ム農地又ハ其ノ者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ営ム小作地（第十五條ノ三第二項ニ於テ準用スル第十五條ノ二第五項ノ規定ニ依リ其ノ者ノ所有スル農地ト看做サレタル農地ヲ含ム）」を「其ノ者ノ自作地、耕作ノ業務ヲ営ム小作地及所有スル小作地」に、第五項中「第六項、第七項及第九項」を「第七項」に改める。

第十五條ノ六を次のように改める。

第十五條ノ六　削除

第十五條ノ八を次のように改める。

第十五條ノ八　公職選挙法第十條第二項、第十一條第一項、第十八條、第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十六條、第三十七條、第三十八條、第三十九條、第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十七條、第四十八條、第四十九條、第五十條、第五十一條、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十五條、第五十六條、第五十七條、第五十八條、第五十九條、第六十條、第六十一條、第六十二條、第六十三條、第六十四條、第六十五條、第六十六條、第六十七條、第六十八條、第六十九條、第七十條、第七十一條、第七十二條、第七十三條、第七十四條、第七十五條、第七十六條、第七十七條、第七十八條、第七十九條、第八十條、第八十一條、第八十二條、第八十三條、第八十四條、第八十五條、第八十六條、第八十七條、第八十八條、第八十九條、第九十條、第九十一條、第九十二條、第九十三條、第九十四條、第九十五條、第九十六條、第九十七條、第九十八條、第九十九條、第百條、第百一條、第百二條、第百三條、第百四條、第百五條、第百六條、第百七條、第百八條、第百九條、第百十條、第百十一條、第百十二條、第百十三條、第百十四條、第百十五條、第百十六條、第百十七條、第百十八條、第百十九條乃至第百二十一條、第百二十二條、第百二十三條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十六條、第百二十七條、第百二十八條、第百二十九條、第百三十條、第百三十一條、第百三十二條、第百三十三條、第百三十四條、第百三十五條、第百三十六條、第百三十七條、第百三十八條、第百三十九條、第百四十條、第百四十一條、第百四十二條、第百四十三條、第百四十四條、第百四十五條、第百四十六條、第百四十七條、第百四十八條、第百四十九條、第百五十條、第百五十一條、第百五十二條、第百五十三條、第百五十四條、第百五十五條、第百五十六條、第百五十七條、第百五十八條、第百五十九條、第百六十條、第百六十一條、第百六十二條、第百六十三條、第百六十四條、第百六十五條、第百六十六條、第百六十七條、第百六十八條、第百六十九條、第百七十條、第百七十一條、第百七十二條、第百七十三條、第百七十四條、第百七十五條、第百七十六條、第百七十七條、第百七十八條、第百七十九條、第百八十條、第百八十一條、第百八十二條、第百八十三條、第百八十四條、第百八十五條、第百八十六條、第百八十七條、第百八十八條、第百八十九條、第百九十條、第百九十一條、第百九十二條、第百九十三條、第百九十四條、第百九十五條、第百九十六條、第百九十七條、第百九十八條、第百九十九條、第二百條、第二百一條、第二百二條、第二百三條、第二百四條、第二百五條、第二百六條、第二百七條、第二百八條、第二百九條、第二百十條、第二百十一條、第二百十二條、第二百十三條、第二百十四條、第二百十五條、第二百十六條、第二百十七條、第二百十八條、第二百十九條、第二百二十條、第二百二十一條、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十七條、第二百二十八條、第二百二十九條、第二百三十條、第二百三十一條、第二百三十二條、第二百三十三條、第二百三十四條、第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十七條、第二百三十八條、第二百三十九條、第二百四十條、第二百四十一條、第二百四十二條、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十五條、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十八條、第二百四十九條、第二百五十條、第二百五十一條、第二百五十二條、第二百五十三條、第二百五十四條、第二百五十五條、第二百五十六條、第二百五十七條、第二百五十八條、第二百五十九條、第二百六十條、第二百六十一條、第二百六十二條、第二百六十三條、第二百六十四條、第二百六十五條、第二百六十六條、第二百六十七條、第二百六十八條、第二百六十九條、第二百七十條、第二百七十一條、第二百七十二條、第二百七十三條、第二百七十四條、第二百七十五條、第二百七十六條、第二百七十七條、第二百七十八條、第二百七十九條、第二百八十條、第二百八十一條、第二百八十二條、第二百八十三條、第二百八十四條、第二百八十五條、第二百八十六條、第二百八十七條、第二百八十八條、第二百八十九條、第二百九十條、第二百九十一條、第二百九十二條、第二百九十三條、第二百九十四條、第二百九十五條、第二百九十六條、第二百九十七條、第二百九十八條、第二百九十九條、第三百條、第三百一條、第三百二條、第三百三條、第三百四條、第三百五條、第三百六條、第三百七條、第三百八條、第三百九條、第三百十條、第三百十一條、第三百十二條、第三百十三條、第三百十四條、第三百十五條、第三百十六條、第三百十七條、第三百十八條、第三百十九條、第三百二十條、第三百二十一條、第三百二十二條、第三百二十三條、第三百二十四條、第三百二十五條、第三百二十六條、第三百二十七條、第三百二十八條、第三百二十九條、第三百三十條、第三百三十一條、第三百三十二條、第三百三十三條、第三百三十四條、第三百三十五條、第三百三十六條、第三百三十七條、第三百三十八條、第三百三十九條、第三百四十條、第三百四十一條、第三百四十二條、第三百四十三條、第三百四十四條、第三百四十五條、第三百四十六條、第三百四十七條、第三百四十八條、第三百四十九條、第三百五十條、第三百五十一條、第三百五十二條、第三百五十三條、第三百五十四條、第三百五十五條、第三百五十六條、第三百五十七條、第三百五十八條、第三百五十九條、第三百六十條、第三百六十一條、第三百六十二條、第三百六十三條、第三百六十四條、第三百六十五條、第三百六十六條、第三百六十七條、第三百六十八條、第三百六十九條、第三百七十條、第三百七十一條、第三百七十二條、第三百七十三條、第三百七十四條、第三百七十五條、第三百七十六條、第三百七十七條、第三百七十八條、第三百七十九條、第三百八十條、第三百八十一條、第三百八十二條、第三百八十三條、第三百八十四條、第三百八十五條、第三百八十六條、第三百八十七條、第三百八十八條、第三百八十九條、第三百九十條、第三百九十一條、第三百九十二條、第三百九十三條、第三百九十四條、第三百九十五條、第三百九十六條、第三百九十七條、第三百九十八條、第三百九十九條、第四百條、第四百一條、第四百二條、第四百三條、第四百四條、第四百五條、第四百六條、第四百七條、第四百八條、第四百九條、第四百十條、第四百十一條、第四百十二條、第四百十三條、第四百十四條、第四百十五條、第四百十六條、第四百十七條、第四百十八條、第四百十九條、第四百二十條、第四百二十一條、第四百二十二條、第四百二十三條、第四百二十四條、第四百二十五條、第四百二十六條、第四百二十七條、第四百二十八條、第四百二十九條、第四百三十條、第四百三十一條、第四百三十二條、第四百三十三條、第四百三十四條、第四百三十五條、第四百三十六條、第四百三十七條、第四百三十八條、第四百三十九條、第四百四十條、第四百四十一條、第四百四十二條、第四百四十三條、第四百四十四條、第四百四十五條、第四百四十六條、第四百四十七條、第四百四十八條、第四百四十九條、第四百五十條、第四百五十一條、第四百五十二條、第四百五十三條、第四百五十四條、第四百五十五條、第四百五十六條、第四百五十七條、第四百五十八條、第四百五十九條、第四百六十條、第四百六十一條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十四條、第四百六十五條、第四百六十六條、第四百六十七條、第四百六十八條、第四百六十九條、第四百七十條、第四百七十一條、第四百七十二條、第四百七十三條、第四百七十四條、第四百七十五條、第四百七十六條、第四百七十七條、第四百七十八條、第四百七十九條、第四百八十條、第四百八十一條、第四百八十二條、第四百八十三條、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百八十六條、第四百八十七條、第四百八十八條、第四百八十九條、第四百九十條、第四百九十一條、第四百九十二條、第四百九十三條、第四百九十四條、第四百九十五條、第四百九十六條、第四百九十七條、第四百九十八條、第四百九十九條、第五百條、第五百一條、第五百二條、第五百三條、第五百四條、第五百五條、第五百六條、第五百七條、第五百八條、第五百九條、第五百十條、第五百十一條、第五百十二條、第五百十三條、第五百十四條、第五百十五條、第五百十六條、第五百十七條、第五百十八條、第五百十九條、第五百二十條、第五百二十一條、第五百二十二條、第五百二十三條、第五百二十四條、第五百二十五條、第五百二十六條、第五百二十七條、第五百二十八條、第五百二十九條、第五百三十條、第五百三十一條、第五百三十二條、第五百三十三條、第五百三十四條、第五百三十五條、第五百三十六條、第五百三十七條、第五百三十八條、第五百三十九條、第五百四十條、第五百四十一條、第五百四十二條、第五百四十三條、第五百四十四條、第五百四十五條、第五百四十六條、第五百四十七條、第五百四十八條、第五百四十九條、第五百五十條、第五百五十一條、第五百五十二條、第五百五十三條、第五百五十四條、第五百五十五條、第五百五十六條、第五百五十七條、第五百五十八條、第五百五十九條、第五百六十條、第五百六十一條、第五百六十二條、第五百六十三條、第五百六十四條、第五百六十五條、第五百六十六條、第五百六十七條、第五百六十八條、第五百六十九條、第五百七十條、第五百七十一條、第五百七十二條、第五百七十三條、第五百七十四條、第五百七十五條、第五百七十六條、第五百七十七條、第五百七十八條、第五百七十九條、第五百八十條、第五百八十一條、第五百八十二條、第五百八十三條、第五百八十四條、第五百八十五條、第五百八十六條、第五百八十七條、第五百八十八條、第五百八十九條、第五百九十條、第五百九十一條、第五百九十二條、第五百九十三條、第五百九十四條、第五百九十五條、第五百九十六條、第五百九十七條、第五百九十八條、第五百九十九條、第六百條、第六百一條、第六百二條、第六百三條、第六百四條、第六百五條、第六百六條、第六百七條、第六百八條、第六百九條、第六百十條、第六百十一條、第六百十二條、第六百十三條、第六百十四條、第六百十五條、第六百十六條、第六百十七條、第六百十八條、第六百十九條、第六百二十條、第六百二十一條、第六百二十二條、第六百二十三條、第六百二十四條、第六百二十五條、第六百二十六條、第六百二十七條、第六百二十八條、第六百二十九條、第六百三十條、第六百三十一條、第六百三十二條、第六百三十三條、第六百三十四條、第六百三十五條、第六百三十六條、第六百三十七條、第六百三十八條、第六百三十九條、第六百四十條、第六百四十一條、第六百四十二條、第六百四十三條、第六百四十四條、第六百四十五條、第六百四十六條、第六百四十七條、第六百四十八條、第六百四十九條、第六百五十條、第六百五十一條、第六百五十二條、第六百五十三條、第六百五十四條、第六百五十五條、第六百五十六條、第六百五十七條、第六百五十八條、第六百五十九條、第六百六十條、第六百六十一條、第六百六十二條、第六百六十三條、第六百六十四條、第六百六十五條、第六百六十六條、第六百六十七條、第六百六十八條、第六百六十九條、第六百七十條、第六百七十一條、第六百七十二條、第六百七十三條、第六百七十四條、第六百七十五條、第六百七十六條、第六百七十七條、第六百七十八條、第六百七十九條、第六百八十條、第六百八十一條、第六百八十二條、第六百八十三條、第六百八十四條、第六百八十五條、第六百八十六條、第六百八十七條、第六百八十八條、第六百八十九條、第六百九十條、第六百九十一條、第六百九十二條、第六百九十三條、第六百九十四條、第六百九十五條、第六百九十六條、第六百九十七條、第六百九十八條、第六百九十九條、第七百條、第七百一條、第七百二條、第七百三條、第七百四條、第七百五條、第七百六條、第七百七條、第七百八條、第七百九條、第七百十條、第七百十一條、第七百十二條、第七百十三條、第七百十四條、第七百十五條、第七百十六條、第七百十七條、第七百十八條、第七百十九條、第七百二十條、第七百二十一條、第七百二十二條、第七百二十三條、第七百二十四條、第七百二十五條、第七百二十六條、第七百二十七條、第七百二十八條、第七百二十九條、第七百三十條、第七百三十一條、第七百三十二條、第七百三十三條、第七百三十四條、第七百三十五條、第七百三十六條、第七百三十七條、第七百三十八條、第七百三十九條、第七百四十條、第七百四十一條、第七百四十二條、第七百四十三條、第七百四十四條、第七百四十五條、第七百四十六條、第七百四十七條、第七百四十八條、第七百四十九條、第七百五十條、第七百五十一條、第七百五十二條、第七百五十三條、第七百五十四條、第七百五十五條、第七百五十六條、第七百五十七條、第七百五十八條、第七百五十九條、第七百六十條、第七百六十一條、第七百六十二條、第七百六十三條、第七百六十四條、第七百六十五條、第七百六十六條、第七百六十七條、第七百六十八條、第七百六十九條、第七百七十條、第七百七十一條、第七百七十二條、第七百七十三條、第七百七十四條、第七百七十五條、第七百七十六條、第七百七十七條、第七百七十八條、第七百七十九條、第七百八十條、第七百八十一條、第七百八十二條、第七百八十三條、第七百八十四條、第七百八十五條、第七百八十六條、第七百八十七條、第七百八十八條、第七百八十九條、第七百九十條、第七百九十一條、第七百九十二條、第七百九十三條、第七百九十四條、第七百九十五條、第七百九十六條、第七百九十七條、第七百九十八條、第七百九十九條、第八百條、第八百一條、第八百二條、第八百三條、第八百四條、第八百五條、第八百六條、第八百七條、第八百八條、第八百九條、第八百十條、第八百十一條、第八百十二條、第八百十三條、第八百十四條、第八百十五條、第八百十六條、第八百十七條、第八百十八條、第八百十九條、第八百二十條、第八百二十一條、第八百二十二條、第八百二十三條、第八百二十四條、第八百二十五條、第八百二十六條、第八百二十七條、第八百二十八條、第八百二十九條、第八百三十條、第八百三十一條、第八百三十二條、第八百三十三條、第八百三十四條、第八百三十五條、第八百三十六條、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百三十九條、第八百四十條、第八百四十一條、第八百四十二條、第八百四十三條、第八百四十四條、第八百四十五條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百四十八條、第八百四十九條、第八百五十條、第八百五十一條、第八百五十二條、第八百五十三條、第八百五十四條、第八百五十五條、第八百五十六條、第八百五十七條、第八百五十八條、第八百五十九條、第八百六十條、第八百六十一條、第八百六十二條、第八百六十三條、第八百六十四條、第八百六十五條、第八百六十六條、第八百六十七條、第八百六十八條、第八百六十九條、第八百七十條、第八百七十一條、第八百七十二條、第八百七十三條、第八百七十四條、第八百七十五條、第八百七十六條、第八百七十七條、第八百七十八條、第八百七十九條、第八百八十條、第八百八十一條、第八百八十二條、第八百八十三條、第八百八十四條、第八百八十五條、第八百八十六條、第八百八十七條、第八百八十八條、第八百八十九條、第八百九十條、第八百九十一條、第八百九十二條、第八百九十三條、第八百九十四條、第八百九十五條、第八百九十六條、第八百九十七條、第八百九十八條、第八百九十九條、第九百條、第九百一條、第九百二條、第九百三條、第九百四條、第九百五條、第九百六條、第九百七條、第九百八條、第九百九條、第九百十條、第九百十一條、第九百十二條、第九百十三條、第九百十四條、第九百十五條、第九百十六條、第九百十七條、第九百十八條、第九百十九條、第九百二十條、第九百二十一條、第九百二十二條、第九百二十三條、第九百二十四條、第九百二十五條、第九百二十六條、第九百二十七條、第九百二十八條、第九百二十九條、第九百三十條、第九百三十一條、第九百三十二條、第九百三十三條、第九百三十四條、第九百三十五條、第九百三十六條、第九百三十七條、第九百三十八條、第九百三十九條、第九百四十條、第九百四十一條、第九百四十二條、第九百四十三條、第九百四十四條、第九百四十五條、第九百四十六條、第九百四十七條、第九百四十八條、第九百四十九條、第九百五十條、第九百五十一條、第九百五十二條、第九百五十三條、第九百五十四條、第九百五十五條、第九百五十六條、第九百五十七條、第九百五十八條、第九百五十九條、第九百六十條、第九百六十一條、第九百六十二條、第九百六十三條、第九百六十四條、第九百六十五條、第九百六十六條、第九百六十七條、第九百六十八條、第九百六十九條、第九百七十條、第九百七十一條、第九百七十二條、第九百七十三條、第九百七十四條、第九百七十五條、第九百七十六條、第九百七十七條、第九百七十八條、第九百七十九條、第九百八十條、第九百八十一條、第九百八十二條、第九百八十三條、第九百八十四條、第九百八十五條、第九百八十六條、第九百八十七條、第九百八十八條、第九百八十九條、第九百九十條、第九百九十一條、第九百九十二條、第九百九十三條、第九百九十四條、第九百九十五條、第九百九十六條、第九百九十七條、第九百九十八條、第九百九十九條、第一千條、第一千一條、第一千二條、第一千三條、第一千四條、第一千五條、第一千六條、第一千七條、第一千八條、第一千九條、第一千十條、第一千十一條、第一千十二條、第一千十三條、第一千十四條、第一千十五條、第一千十六條、第一千十七條、第一千十八條、第一千十九條、第一千二十條、第一千二十一條、第一千二十二條、第一千二十三條、第一千二十四條、第一千二十五條、第一千二十六條、第一千二十七條、第一千二十八條、第一千二十九條、第一千三十條、第一千三十一條、第一千三十二條、第一千三十三條、第一千三十四條、第一千三十五條、第一千三十六條、第一千三十七條、第一千三十八條、第一千三十九條、第一千四十條、第一千四十一條、第一千四十二條、第一千四十三條、第一千四十四條、第一千四十五條、第一千四十六條、第一千四十七條、第一千四十八條、第一千四十九條、第一千五十條、第一千五十一條、第一千五十二條、第一千五十三條、第一千五十四條、第一千五十五條、第一千五十六條、第一千五十七條、第一千五十八條、第一千五十九條、第一千六十條、第一千六十一條、第一千六十二條、第一千六十三條、第一千六十四條、第一千六十五條、第一千六十六條、第一千六十七條、第一千六十八條、第一千六十九條、第一千七十條、第一千七十一條、第一千七十二條、第一千七十三條、第一千七十四條、第一千七十五條、第一千七十六條、第一千七十七條、第一千七十八條、第一千七十九條、第一千八十條、第一千八十一條、第一千八十二條、第一千八十三條、第一千八十四條、第一千八十五條、第一千八十六條、第一千八十七條、第一千八十八條、第一千八十九條、第一千九十條、第一千九十一條、第一千九十二條、第一千九十三條、第一千九十四條、第一千九十五條、第一千九十六條、第一千九十七條、第一千九十八條、第一千九十九條、第二千條、第二千一條、第二千二條、第二千三條、第二千四條、第二千五條、第二千六條、第二千七條、第二千八條、第二千九條、第二千十條、第二千十一條、第二千十二條、第二千十三條、第二千十四條、第二千十五條、第二千十六條、第二千十七條、第二千十八條、第二千十九條、第二千二十條、第二千二十一條、第二千二十二條、第二千二十三條、第二千二十四條、第二千二十五條、第二千二十六條、第二千二十七條、第二千二十八條、第二千二十九條、第二千三十條、第二千三十一條、第二千三十二條、第二千三十三條、第二千三十四條、第二千三十五條、第二千三十六條、第二千三十七條、第二千三十八條、第二千三十九條、第二千四十條、第二千四十一條、第二千四十二條、第二千四十三條、第二千四十四條、第二千四十五條、第二千四十六條、第二千四十七條、第二千四十八條、第二千四十九條、第二千五十條、第二千五十一條、第二千五十二條、第二千五十三條、第二千五十四條、第二千五十五條、第二千五十六條、第二千五十七條、第二千五十八條、第二千五十九條、第二千六十條、第二千六十一條、第二千六十二條、第二千六十三條、第二千六十四條、第二千六十五條、第二千六十六條、第二千六十七條、第二千六十八條、第二千六十九條、第二千七十條、第二千七十一條、第二千七十二條、第二千七十三條、第二千七十四條、第二千七十五條、第二千七十六條、第二千七十七條、第二千七十八條、第二千七十九條、第二千八十條、第二千八十一條、第二千八十二條、第二千八十三條、第二千八十四條、第二千八十五條、第二千八十六條、第二千八十七條、第二千八十八條、第二千八十九條、第二千九十條、第二千九十一條、第二千九十二條、第二千九十三條、第二千九十四條、第二千九十五條、第二千九十六條、第二千九十七條、第二千九十八條、第二千九十九條、第三千條、第三千一條、第三千二條、第三千三條、第三千四條、第三千五條、第三千六條、第三千七條、第三千八條、第三千九條、第三千十條、第三千十一條、第三千十二條、第三千十三條、第三千十四條、第三千十五條、第三千十六條、第三千十七條、第三千十八條、第三千十九條、第三千二十條、第三千二十一條、第三千二十二條、第三千二十三條、第三千二十四條、第三千二十五條、第三千二十六條、第三千二十七條、第三千二十八條、第三千二十九條、第三千三十條、第三千三十一條、第三千三十二條、第三千三十三條、第三千三十四條、第三千三十五條、第三千三十六條、第三千三十七條、第三千三十八條、第三千三十九條、第三千四十條、第三千四十一條、第三千四十二條、第三千四十三條、第三千四十四條、第三千四十五條、第三千四十六條、第三千四十七條、第三千四十八條、第三千四十九條、第三千五十條、第三千五十一條、第三千五十二條、第三千五十三條、第三千五十四條、第三千五十五條、第三千五十六條、第三千五十七條、第三千五十八條、第三千五十九條、第三千六十條、第三千六十一條、第三千六十二條、第三千六十三條、第三千六十四條、第三千六十五條、第三千六十六條、第三千六十七條、第三千六十八條、第三千六十九條、第三千七十條、第三千七十一條、第三千七十二條、第三千七十三條、第三千七十四條、第三千七十五條、第三千七十六條、第三千七十七條、第三千七十八條、第三千七十九條、第三千八十條、第三千八十一條、第三千八十二條、第三千八十三條、第三千八十四條、第三千八十五條、第三千八十六條、第三千八十七條、第三千八十八條、第三千八十九條、第三千九十條、第三千九十一條、第三千九十二條、第三千九十三條、第三千九十四條、第三千九十五條、第三千九十六條、第三千九十七條、第三千九十八條、第三千九十九條、第四千條、第四千一條、第四千二條、第四千三條、第四千四條、第四千五條、第四千六條、第四千七條、第四千八條、第四千九條、第四千十條、第四千十一條、第四千十二條、第四千十三條、第四千十四條、第四千十五條、第四千十六條、第四千十七條、第四千十八條、第四千十九條、第四千二十條、第四千二十一條、第四千二十二條、第四千二十三條、第四千二十四條、第四千二十五條、第四千二十六條、第四千二十七條、第四千二十八條、第四千二十九條、第四千三十條、第四千三十一條、第四千三十二條、第四千三十三條、第四千三十四條、第四千三十五條、第四千三十六條、第四千三十七條、第四千三十八條、第四千三十九條、第四千四十條、第四千四十一條、第四千四十二條、第四千四十三條、第四千四十四條、第四千四十五條、第四千四十六條、第四千四十七條、第四千四十八條、第四千四十九條、第四千五十條、第四千五十一條、第四千五十二條、第四千五十三條、第四千五十四條、第四千五十五條、第四千五十六條、第四千五十七條、第四千五十八條、第四千五十九條、第四千六十條、第四千六十一條、第四千六十二條、第四千六十三條、第四千六十四條、第四千六十五條、第四千六十六條、第四千六十七條、第四千六十八條、第四千六十九條、第四千七十條、第四千七十一條、第四千七十二條、第四千七十三條、第四千七十四條、第四千七十五條、第四千七十六條、第四千七十七條、第四千七十八條、第四千七十九條、第四千八十條、第四千八十一條、第四千八十二條、第四千八十三條、第四千八十四條、第四千八十五條、第四千八十六條、第四千八十七條、第四千八十八條、第四千八十九條、第四千九十條、第四千九十一條、第四千九十二條、第四千九十三條、第四千九十四條、第四千九十五條、第四千九十六條、第四千九十七條、第四千九十八條、第四千九十九條、第五千條、第五千一條、第五千二條、第五千三條、第五千四條、第五千五條、第五千六條、第五千七條、第五千八條、第五千九條、第五千十條、第五千十一條、第五千十二條、第五千十三條、第五千十四條、第五千十五條、第五千十六條、第五千十七條、第五千十八條、第五千十九條、第五千二十條、第五千二十一條、第五千二十二條、第五千二十三條、第五千二十四條、第五千二十五條、第五千二十六條、第五千二十七條、第五千二十八條、第五千二十九條、第五千三十條、第五千三十一條、第五千三十二條、第五千三十三條、第五千三十四條、第五千三十五條、第五千三十六條、第五千三十七條、第五千三十八條、第五千三十九條、第五千四十條、第五千四十一條、第五千四十二條、第五千四十三條、第五千四十四條、第五千四十五條、第五千四十六條、第五千四十七條、第五千四十八條、第五千四十九條、第五千五十條、第五千五十一條、第五千五十二條、第五千五十三條、第五千五十四條、第五千五十五條、第五千五十六條、第五千五十七條、第五千五十八條、第五千五十九條、第五千六十條、第五千六十一條、第五千六十二條、第五千六十三條、第五千六十四條、第五千六十五條、第五千六十六條、第五千六十七條、第五千六十八條、第五千六十九條、第五千七十條、第五千七十一條、第五千七十二條、第五千七十三條、第五千七十四條、第五千七十五條、第五千七十六條、第五千七十七條、第五千七十八條、第五千七十九條、第五千八十條、第五千八十一條、第五千八十二條、第五千八十三條、第五千八十四條、第五千八十五條、第五千八十六條、第五千八十七條、第五千八十八條、第五千八十九條、第五千九十條、第五千九十一條、第五千九十二條、第五千九十三條、第五千九十四條、第五千九十五條、第五千九十六條、第五千九十七條、第五千九十八條、第五千九十九條、第六千條、第六千一條、第六千二條、第六千三條、第六千四條、第六千五條、第六千六條、第六千七條、第六千八條、第六千九條、第六千十條、第六千十一條、第六千十二條、第六千十三條、第六千十四條、第六千十五條、第六千十六條、第六千十七條、第六千十八條、第六千十九條、第六千二十條、第六千二十一條、第六千二十二條、第六千二十三條、第六千二十四條、第六千二十五條、第六千二十六條、第六千二十七條、第六千二十八條、第六千二十九條、第六千三十條、第六千三十一條、第六千三十二條、第六千三十三條、第六千三十四條、第六千三十五條、第六千三十六條、第六千三十七條、第六千三十八條、第六千三十九條、第六千四十條、第六千四十一條、第六千四十二條、第六千四十三條、第六千四十四條、第六千四十五條、第六千四十六條、第六千四十七條、第六千四十八條、第六千四十九條、第六千五十條、第六千五十一條、第六千五十二條、第六千五十三條、第六千五十四條、第六千五十五條、第六千五十六條、第六千五十七條、第六千五十八條、第六千五十九條、第六千六十條、第六千六十一條、第六千六十二條、第六千六十三條、第六千六十四條、第六千六十五條、第六千六十六條、第六千六十七條、第六千六十八條、第六千六十九條、第六千七十條、第六千七十一條、第六千七十二條、第六千七十三條、第六千七十四條、第六千七十五條、第六千七十六條、第六千七十七條、第六千七十八條、第六千七十九條、第六千八十條、第六千八十一條、第六千八十二條、第六千八十三條、第六千八十四條、第六千八十五條、第六千八十六條、第六千八十七條、第六千八十八條、第六千八十九條、第六千九十條、第六千九十一條、第六千九十二條、第六千九十三條、第六千九十四條、第六千九十五條、第六千九十六條、第六千九十七條、第六千九十八條、第六千九十九條、第七千條、第七千一條、第七千二條、第七千三條、第七千四條、第七千五條、第七千六條、第七千七條、第七千八條、第七千九條、第七千十條、第七千十一條、第七千十二條、第七千十三條、第七千十四條、第七千十五條、第七千十六條、第七千十七條、第七千十八條、第七千十九條、第七千二十條、第七千二十一條、第七千二十二條、第七千二十三條、第七千二十四條、第七千二十五條、第七千二十六條、第七千二十七條、第七千二十八條、第七千二十九條、第七千三十條、第七千三十一條、第七千三十二條、第七千三十三條、第七千三十四條、第七千三十五條、第七千三十六條、第七千三十七條、第七千三十八條、第七千三十九條、第七千四十條、第七千四十一條、第七千四十二條、第七千四十三條、第七千四十四條、第七千四十五條、第七千四十六條、第七千四十七條、第七千四十八條、第七千四十九條、第七千五十條、第七千五十一條、第七千五十二條、第七千五十三條、第七千五十四條、第七千五十五條、第七千五十六條、第七千五十七條、第七千五十八條、第七千五十九條、第七千六十條、第七千六十一條、第七千六十二條、第七千六十三條、第七千六十四條、第七千六十五條、第七千六十六條、第七千六十七條、第七千六十八條、第七千六十九條、第七千七十條、第七千七十一條、第七千七十二條、第七千七十三條、第七千七十四條、第七千七十五條、第七千七十六條、第七千七十七條、第七千七十八條、第七千七十九條、第七千八十條、第七千八十一條、第七千八十二條、第七千八十三條、第七千八十四條、第七千八十五條、第七千八十六條、第七千八十七條、第七千八十八條、第七千八十九條、第七千九十條、第七千九十一條、第七千九十二條、第七千九十三條、第七千九十四條、第七千九十五條、第七千九十六條、第七千九十七條、第七千九十八條、第七千九十九條、第八千條、第八千一條、第八千二條、第八千三條、第八千四條、第八千五條、第八千六條、第八千七條、第八千八條、第八千九條、第八千十條、第八千十一條、第八千十二條、第八千十三條、第八千十四條、第八千十五條、第八千十六條、第八千十七條、第八千十八條、第八千十九條、第八千二十條、第八千二十一條、第八千二十二條、第八千二十三條、第八千二十四條、第八千二十五條、第八千二十六條、第八千二十七條、第八千二十八條、第八千二十九條、第八千三十條、第八千三十一條、第八千三十二條、第八千三十三條、第八千三十四條、第八千三十五條、第八千三十六條、第八千三十七條、第八千三十八條、第八千三十九條、第八千四十條、第八千四十一條、第八千四十二條、第八千四十三條、第八千四十四條、第八千四十五條、第八千四十六條、第八千四十七條、第八千四十八條、第八千四十九條、第八千五十條、第八千五十一條、第八千五十二條、第八千五十三條、第八千五十四條、第八千五十五條、第八千五十六條、第八千五十七條、第八千五十八條、第八千五十九條、第八千六十條、第八千六十一條、第八千六十二條、第八千六十三條、第八千六十四條、第八千六十五條、第八千六十六條、第八千六十七條、第八千六十八條、第八千六十九條、第八千七十條、第八千七十一條、第八千七十二條、第八千七十三條、第八千七十四條、第八千七十五條、第八千七十六條、第八千七十七條、第八千七十八條、第八千七十九條、第八千八十條、第八千八十一條、第八千八十二條、第八千八十三條、第八千八十四條、第八千八十五條、第八千八十六條、第八千八十七條、第八千八十八條、第八千八十九條、第八千九十條、第八千九十一條、第八千九十二條、第八千九十三條、第八千九十四條、第八千九十五條、第八千九十六條、第八千九十七條、第八千九十八條、第八千九十九條、第九千條、第九千一條、第九千二條、第九千三條、第九千四條、第九千五條、第九千六條、第九千七條、第九千八條、第九千九條、第九千十條、第九千十一條、第九千十二條、第九千十三條、第九千十四條、第九千十五條、第九千十六條、第九千十七條、第九千十八條、第九千十九條、第九千二十條、第九千二十一條、第九千二十二條、第九千二十三條、第九千二十四條、第九千二十五條、第九千二十六條、第九千二十七條、第九千二十八條、第九千二十九條、第九千三十條、第九千三十一條、第九千三十二條、第九千三十三條、第九千三十四條、第九千三十五條、第九千三十六條、第九千三十七條、第九千三十八條、第九千三十九條、第九千四十條、第九千四十一條、第九千四十二條、第九千四十三條、第九千四十四條、第九千四十五條、第九千四十六條、第九千四十七條、第九千四十八條、第九千四十九條、第九千五十條、第九千五十一條、第九千五十二條、第九千五十三條、第九千五十四條、第九千五十五條、第九千五十六條、第九千五十七條、第九千五十八條、第九千五十九條、第九千六十條、第九千六十一條、第九千六十二條、第九千六十三條、第九千六十四條、第九千六十五條、第九千六十六條、第九千六十七條、第九千六十八條、第九千六十九條、第九千七十條、第九千七十一條、第九千七十二條、第九千七十三條、第九千七十四條、第九千七十五條、第九千七十六條、第九千七十七條、第九千七十八條、第九千七十九條、第九千八十條、第九千八十一條、第九千八十二條、第九千八十三條、第九千八十四條、第九千八十五條、第九千八十六條、第九千八十七條、第九千八十八條、第九千八十九條、第九千九十條、第九千九十一條、第九千九十二條、第九千九十三條、第九千九十四條、第九千九十五條、第九千九十六條、第九千九十七條、第九千九十八條、第九千九十九條、第一万條、第一万一條、第一万二條、第一万三條、第一万四條、第一万五條、第一万六條、第一万七條、第一万八條、第一万九條、第二万條、第二万一條、第二万二條、第二万三條、第二万四條、第二万五條、第二万六條、第二万七條、第二万八條、第二万九條、第三万條、第三万一條、第三万二條、第三万三條、第三万四條、第三万五條、第三万六條、第三万七條、第三万八條、第三万九條、第四万條、第四万一條、第四万二條、第四万三條、第四万四條、第四万五條、第四万六條、第四万七條、第四万八條、第四万九條、第五万條、第五万一條、第五万二條、第五万三條、第五万四條、

第二百四十一條第二号	第百三十五條又は第百三十六條	農地調整法第十五條ノ八において準用する第百三十五條又は第百三十六條
第二百五十一條第一項第二百五十四條	本章に掲げる罪（第二百四十五條、第二百四十六條第二号から第九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪を除く。）	農地調整法第十五條ノ八において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五條の罪を除く。）
第二百五十二條第一項	本章に掲げる罪（第二百四十五條、第二百四十六條、第二百四十四條及び第二百四十五條の罪を除く。）	市町村農業委員会又は都道府県農地委員会の委員の選挙に関し農地調整法第十五條ノ八において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十條、第二百四十二條及び第二百四十五條の罪を除く。）
第三十條	十人	五人
第四十一條第一項第三号	候補者でない者	当該区分の候補者でない者又は候補者で其の属する区分と異なる区分に届出をしたもの
第五十三條第三項第五十五條第一項第五十八條第一項第五十九條第三項第六十一條第二項第六十二條第一項第一号及第四号	議員の定数	農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分に属する委員の定数
第六十二條第三項但書	その定数	候補者で農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分ごとに有効投票の最多数を得た者を以て当該区分の当選人とする
第五十五條第一項	有効投票の最多数を得た者を以て当選人とする	
第五十六條第三項	事由が、第六十條第一項の期限前に生じた場合において前條第一項但書の得票者若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき、又はその期限経過後に生じた場合において前條第一項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき	事由が生じた場合において前條第一項但書の得票者があるとき
第五十八條第一項	投票は、これを行わない	当該区分についての投票は、これを行わない
第六十條第三項	第九十二條若しくは第百四十一條	農地調整法第十五條ノ二十一
第六十二條第一項本文	第六十三條第一項にいう議員の欠員の数と通じて当該選挙区におけるは議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき	当該委員会の農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分に属する委員の欠員の数と通じて当該区分の委員の定数の五分の一を超えるに至つたとき

第六十二條第三項但書	三分の二
第六十二條第四項	第六十三條第一項にいう普通地方公共団体の議会の議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えなくてもその区域において普通地方公共団体の他の選挙が行われるとき
第六十三條第一項本文	その欠員の数が前條第一項にいう当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき
第六十三條第二項	第六十條第一項の期限前に普通地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合 当選人とならなかつた者があるとき又はその期限経過後にこれらの事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつた者があるとき
第六十四條第一項	議員又は当選人がすべてないとき
第七十二條第一項	第十章及び第十一章並びに第百四十條第二項
夫々二分の一	当該委員会の農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分に属する委員の欠員の数と通じて当該区分の委員の定数の五分の一を超えなくてもその区域において当該区分以外の区分の委員の選挙が行われるとき
	市町村農業委員会の農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分に属する委員の欠員の数が当選人の不足数と通じて当該区分の委員の定数の五分の一を超えるに至つたとき
	農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分を通じて委員又は当選人がすべてないとき
	第十章及び第百四十條第二項

第十五條ノ十一第一項中「第十三項」を「第十一項」に改め、同條に次の一項を加える。

第十五條ノ三第三項及第四項ノ規定ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ十二第二項を次のように改める。

前項ノ選挙区及当該選挙区ニ於テ選挙スベキ第十五條ノ十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二第三項各号ノ委員ノ数ハ都道府県ノ選挙管理委員会都道府県知事ノ同意ヲ得テ定メ之ヲ告示ス

第十五條ノ十四第一項中「第十五條ノ十七ニ於テ準用スル」を「市町村農業委員会委員ノ属スル項ル」に、「選挙区」を「投票区」に改め、同條第三項中「第一項第三項前段」を削る。

第十五條ノ十七中「第十三項第十四項」を「第十一項及第十二項」に改め、「及第十五條ノ六」を削る。

第十五條ノ十八を次のように改める。

第十五條ノ十八　公職選挙法第二十九條、第三十條、第三十三條、第三十四條、第六章（第四十條及第五十七條第二項ノ規定ヲ除ク）、第七章、第八章、第八十六條、第八十七條、第九十條、第九十一條、第十章、第百十條乃至第百十三條、第百十五條、第百二十條乃至第百三十八條、第百六十一條第一項第二號及第三號並ニ第二項、第百六十二條、第百六十三條、第百六十四條、第百六十五條、第百六十六條、第百七十條、第百七十一條第一項第二號及第三號並ニ第二項、第百七十二條、第百七十三條、第百七十四條、第百七十五條、第百七十六條、第百七十七條、第百七十八條、第百七十九條、第百八十條、第百八十一條、第百八十二條、第百八十三條、第百八十四條、第百八十五條、第百八十六條、第百八十七條、第百八十八條、第百八十九條、第百九十條、第百九十一條、第百九十二條、第百九十三條、第百九十四條、第百九十五條、第百九十六條、第百九十七條、第百九十八條、第百九十九條、第二百條、第二百一條、第二百二條、第二百三條、第二百四條、第二百五條、第二百六條、第二百七條、第二百八條、第二百九條、第二百十條、第二百十一條、第二百十二條、第二百十三條、第二百十四條、第二百十五條、第二百十六條、第二百十七條、第二百十八條、第二百十九條、第二百二十條、第二百二十一條、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十七條、第二百二十八條、第二百二十九條、第二百三十條、第二百三十一條、第二百三十二條、第二百三十三條、第二百三十四條、第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十七條、第二百三十八條、第二百三十九條、第二百四十條、第二百四十一條、第二百四十二條、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十五條、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十八條、第二百四十九條、第二百五十條、第二百五十一條、第二百五十二條、第二百五十三條、第二百五十四條、第二百五十五條、第二百五十六條、第二百五十七條、第二百五十八條、第二百五十九條、第二百六十條、第二百六十一條、第二百六十二條、第二百六十三條、第二百六十四條、第二百六十五條、第二百六十六條、第二百六十七條、第二百六十八條、第二百六十九條、第二百七十條、第二百七十一條、第二百七十二條、第二百七十三條、第二百七十四條、第二百七十五條、第二百七十六條、第二百七十七條、第二百七十八條、第二百七十九條、第二百八十條、第二百八十一條、第二百八十二條、第二百八十三條、第二百八十四條、第二百八十五條、第二百八十六條、第二百八十七條、第二百八十八條、第二百八十九條、第二百九十條、第二百九十一條、第二百九十二條、第二百九十三條、第二百九十四條、第二百九十五條、第二百九十六條、第二百九十七條、第二百九十八條、第二百九十九條、第三百條、第三百一條、第三百二條、第三百三條、第三百四條、第三百五條、第三百六條、第三百七條、第三百八條、第三百九條、第三百十條、第三百十一條、第三百十二條、第三百十三條、第三百十四條、第三百十五條、第三百十六條、第三百十七條、第三百十八條、第三百十九條、第三百二十條、第三百二十一條、第三百二十二條、第三百二十三條、第三百二十四條、第三百二十五條、第三百二十六條、第三百二十七條、第三百二十八條、第三百二十九條、第三百三十條、第三百三十一條、第三百三十二條、第三百三十三條、第三百三十四條、第三百三十五條、第三百三十六條、第三百三十七條、第三百三十八條、第三百三十九條、第三百四十條、第三百四十一條、第三百四十二條、第三百四十三條、第三百四十四條、第三百四十五條、第三百四十六條、第三百四十七條、第三百四十八條、第三百四十九條、第三百五十條、第三百五十一條、第三百五十二條、第三百五十三條、第三百五十四條、第三百五十五條、第三百五十六條、第三百五十七條、第三百五十八條、第三百五十九條、第三百六十條、第三百六十一條、第三百六十二條、第三百六十三條、第三百六十四條、第三百六十五條、第三百六十六條、第三百六十七條、第三百六十八條、第三百六十九條、第三百七十條、第三百七十一條、第三百七十二條、第三百七十三條、第三百七十四條、第三百七十五條、第三百七十六條、第三百七十七條、第三百七十八條、第三百七十九條、第三百八十條、第三百八十一條、第三百八十二條、第三百八十三條、第三百八十四條、第三百八十五條、第三百八十六條、第三百八十七條、第三百八十八條、第三百八十九條、第三百九十條、第三百九十一條、第三百九十二條、第三百九十三條、第三百九十四條、第三百九十五條、第三百九十六條、第三百九十七條、第三百九十八條、第三百九十九條、第四百條、第四百一條、第四百二條、第四百三條、第四百四條、第四百五條、第四百六條、第四百七條、第四百八條、第四百九條、第四百十條、第四百十一條、第四百十二條、第四百十三條、第四百十四條、第四百十五條、第四百十六條、第四百十七條、第四百十八條、第四百十九條、第四百二十條、第四百二十一條、第四百二十二條、第四百二十三條、第四百二十四條、第四百二十五條、第四百二十六條、第四百二十七條、第四百二十八條、第四百二十九條、第四百三十條、第四百三十一條、第四百三十二條、第四百三十三條、第四百三十四條、第四百三十五條、第四百三十六條、第四百三十七條、第四百三十八條、第四百三十九條、第四百四十條、第四百四十一條、第四百四十二條、第四百四十三條、第四百四十四條、第四百四十五條、第四百四十六條、第四百四十七條、第四百四十八條、第四百四十九條、第四百五十條、第四百五十一條、第四百五十二條、第四百五十三條、第四百五十四條、第四百五十五條、第四百五十六條、第四百五十七條、第四百五十八條、第四百五十九條、第四百六十條、第四百六十一條、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十四條、第四百六十五條、第四百六十六條、第四百六十七條、第四百六十八條、第四百六十九條、第四百七十條、第四百七十一條、第四百七十二條、第四百七十三條、第四百七十四條、第四百七十五條、第四百七十六條、第四百七十七條、第四百七十八條、第四百七十九條、第四百八十條、第四百八十一條、第四百八十二條、第四百八十三條、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百八十六條、第四百八十七條、第四百八十八條、第四百八十九條、第四百九十條、第四百九十一條、第四百九十二條、第四百九十三條、第四百九十四條、第四百九十五條、第四百九十六條、第四百九十七條、第四百九十八條、第四百九十九條、第五百條、第五百一條、第五百二條、第五百三條、第五百四條、第五百五條、第五百六條、第五百七條、第五百八條、第五百九條、第五百十條、第五百十一條、第五百十二條、第五百十三條、第五百十四條、第五百十五條、第五百十六條、第五百十七條、第五百十八條、第五百十九條、第五百二十條、第五百二十一條、第五百二十二條、第五百二十三條、第五百二十四條、第五百二十五條、第五百二十六條、第五百二十七條、第五百二十八條、第五百二十九條、第五百三十條、第五百三十一條、第五百三十二條、第五百三十三條、第五百三十四條、第五百三十五條、第五百三十六條、第五百三十七條、第五百三十八條、第五百三十九條、第五百四十條、第五百四十一條、第五百四十二條、第五百四十三條、第五百四十四條、第五百四十五條、第五百四十六條、第五百四十七條、第五百四十八條、第五百四十九條、第五百五十條、第五百五十一條、第五百五十二條、第五百五十三條、第五百五十四條、第五百五十五條、第五百五十六條、第五百五十七條、第五百五十八條、第五百五十九條、第五百六十條、第五百六十一條、第五百六十二條、第五百六十三條、第五百六十四條、第五百六十五條、第五百六十六條、第五百六十七條、第五百六十八條、第五百六十九條、第五百七十條、第五百七十一條、第五百七十二條、第五百七十三條、第五百七十四條、第五百七十五條、第五百七十六條、第五百七十七條、第五百七十八條、第五百七十九條、第五百八十條、第五百八十一條、第五百八十二條、第五百八十三條、第五百八十四條、第五百八十五條、第五百八十六條、第五百八十七條、第五百八十八條、第五百八十九條、第五百九十條、第五百九十一條、第五百九十二條、第五百九十三條、第五百九十四條、第五百九十五條、第五百九十六條、第五百九十七條、第五百九十八條、第五百九十九條、第六百條、第六百一條、第六百二條、第六百三條、第六百四條、第六百五條、第六百六條、第六百七條、第六百八條、第六百九條、第六百十條、第六百十一條、第六百十二條、第六百十三條、第六百十四條、第六百十五條、第六百十六條、第六百十七條、第六百十八條、第六百十九條、第六百二十條、第六百二十一條、第六百二十二條、第六百二十三條、第六百二十四條、第六百二十五條、第六百二十六條、第六百二十七條、第六百二十八條、第六百二十九條、第六百三十條、第六百三十一條、第六百三十二條、第六百三十三條、第六百三十四條、第六百三十五條、第六百三十六條、第六百三十七條、第六百三十八條、第六百三十九條、第六百四十條、第六百四十一條、第六百四十二條、第六百四十三條、第六百四十四條、第六百四十五條、第六百四十六條、第六百四十七條、第六百四十八條、第六百四十九條、第六百五十條、第六百五十一條、第六百五十二條、第六百五十三條、第六百五十四條、第六百五十五條、第六百五十六條、第六百五十七條、第六百五十八條、第六百五十九條、第六百六十條、第六百六十一條、第六百六十二條、第六百六十三條、第六百六十四條、第六百六十五條、第六百六十六條、第六百六十七條、第六百六十八條、第六百六十九條、第六百七十條、第六百七十一條、第六百七十二條、第六百七十三條、第六百七十四條、第六百七十五條、第六百七十六條、第六百七十七條、第六百七十八條、第六百七十九條、第六百八十條、第六百八十一條、第六百八十二條、第六百八十三條、第六百八十四條、第六百八十五條、第六百八十六條、第六百八十七條、第六百八十八條、第六百八十九條、第六百九十條、第六百九十一條、第六百九十二條、第六百九十三條、第六百九十四條、第六百九十五條、第六百九十六條、第六百九十七條、第六百九十八條、第六百九十九條、第七百條、第七百一條、第七百二條、第七百三條、第七百四條、第七百五條、第七百六條、第七百七條、第七百八條、第七百九條、第七百十條、第七百十一條、第七百十二條、第七百十三條、第七百十四條、第七百十五條、第七百十六條、第七百十七條、第七百十八條、第七百十九條、第七百二十條、第七百二十一條、第七百二十二條、第七百二十三條、第七百二十四條、第七百二十五條、第七百二十六條、第七百二十七條、第七百二十八條、第七百二十九條、第七百三十條、第七百三十一條、第七百三十二條、第七百三十三條、第七百三十四條、第七百三十五條、第七百三十六條、第七百三十七條、第七百三十八條、第七百三十九條、第七百四十條、第七百四十一條、第七百四十二條、第七百四十三條、第七百四十四條、第七百四十五條、第七百四十六條、第七百四十七條、第七百四十八條、第七百四十九條、第七百五十條、第七百五十一條、第七百五十二條、第七百五十三條、第七百五十四條、第七百五十五條、第七百五十六條、第七百五十七條、第七百五十八條、第七百五十九條、第七百六十條、第七百六十一條、第七百六十二條、第七百六十三條、第七百六十四條、第七百六十五條、第七百六十六條、第七百六十七條、第七百六十八條、第七百六十九條、第七百七十條、第七百七十一條、第七百七十二條、第七百七十三條、第七百七十四條、第七百七十五條、第七百七十六條、第七百七十七條、第七百七十八條、第七百七十九條、第七百八十條、第七百八十一條、第七百八十二條、第七百八十三條、第七百八十四條、第七百八十五條、第七百八十六條、第七百八十七條、第七百八十八條、第七百八十九條、第七百九十條、第七百九十一條、第七百九十二條、第七百九十三條、第七百九十四條、第七百九十五條、第七百九十六條、第七百九十七條、第七百九十八條、第七百九十九條、第八百條、第八百一條、第八百二條、第八百三條、第八百四條、第八百五條、第八百六條、第八百七條、第八百八條、第八百九條、第八百十條、第八百十一條、第八百十二條、第八百十三條、第八百十四條、第八百十五條、第八百十六條、第八百十七條、第八百十八條、第八百十九條、第八百二十條、第八百二十一條、第八百二十二條、第八百二十三條、第八百二十四條、第八百二十五條、第八百二十六條、第八百二十七條、第八百二十八條、第八百二十九條、第八百三十條、第八百三十一條、第八百三十二條、第八百三十三條、第八百三十四條、第八百三十五條、第八百三十六條、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百三十九條、第八百四十條、第八百四十一條、第八百四十二條、第八百四十三條、第八百四十四條、第八百四十五條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百四十八條、第八百四十九條、第八百五十條、第八百五十一條、第八百五十二條、第八百五十三條、第八百五十四條、第八百五十五條、第八百五十六條、第八百五十七條、第八百五十八條、第八百五十九條、第八百六十條、第八百六十一條、第八百六十二條、第八百六十三條、第八百六十四條、第八百六十五條、第八百六十六條、第八百六十七條、第八百六十八條、第八百六十九條、第八百七十條、第八百七十一條、第八百七十二條、第八百七十三條、第八百七十四條、第八百七十五條、第八百七十六條、第八百七十七條、第八百七十八條、第八百七十九條、第八百八十條、第八百八十一條、第八百八十二條、第八百八十三條、第八百八十四條、第八百八十五條、第八百八十六條、第八百八十七條、第八百八十八條、第八百八十九條、第八百九十條、第八百九十一條、第八百九十二條、第八百九十三條、第八百九十四條、第八百九十五條、第八百九十六條、第八百九十七條、第八百九十八條、第八百九十九條、第九百條、第九百一條、第九百二條、第九百三條、第九百四條、第九百五條、第九百六條、第九百七條、第九百八條、第九百九條、第九百十條、第九百十一條、第九百十二條、第九百十三條、第九百十四條、第九百十五條、第九百十六條、第九百十七條、第九百十八條、第九百十九條、第九百二十條、第九百二十一條、第九百二十二條、第九百二十三條、第九百二十四條、第九百二十五條、第九百二十六條、第九百二十七條、第九百二十八條、第九百二十九條、第九百三十條、第九百三十一條、第九百三十二條、第九百三十三條、第九百三十四條、第九百三十五條、第九百三十六條、第九百三十七條、第九百三十八條、第九百三十九條、第九百四十條、第九百四十一條、第九百四十二條、第九百四十三條、第九百四十四條、第九百四十五條、第九百四十六條、第九百四十七條、第九百四十八條、第九百四十九條、第九百五十條、第九百五十一條、第九百五十二條、第九百五十三條、第九百五十四條、第九百五十五條、第九百五十六條、第九百五十七條、第九百五十八條、第九百五十九條、第九百六十條、第九百六十一條、第九百六十二條、第九百六十三條、第九百六十四條、第九百六十五條、第九百六十六條、第九百六十七條、第九百六十八條、第九百六十九條、第九百七十條、第九百七十一條、第九百七十二條、第九百七十三條、第九百七十四條、第九百七十五條、第九百七十六條、第九百七十七條、第九百七十八條、第九百七十九條、第九百八十條、第九百八十一條、第九百八十二條、第九百八十三條、第九百八十四條、第九百八十五條、第九百八十六條、第九百八十七條、第九百八十八條、第九百八十九條、第九百九十條、第九百九十一條、第九百九十二條、第九百九十三條、第九百九十四條、第九百九十五條、第九百九十六條、第九百九十七條、第九百九十八條、第九百九十九條、第千條、第千一條、第千二條、第千三條、第千四條、第千五條、第千六條、第千七條、第千八條、第千九條、第千十條、第千十一條、第千十二條、第千十三條、第千十四條、第千十五條、第千十六條、第千十七條、第千十八條、第千十九條、第千二十條、第千二十一條、第千二十二條、第千二十三條、第千二十四條、第千二十五條、第千二十六條、第千二十七條、第千二十八條、第千二十九條、第千三十條、第千三十一條、第千三十二條、第千三十三條、第千三十四條、第千三十五條、第千三十六條、第千三十七條、第千三十八條、第千三十九條、第千四十條、第千四十一條、第千四十二條、第千四十三條、第千四十四條、第千四十五條、第千四十六條、第千四十七條、第千四十八條、第千四十九條、第千五十條、第千五十一條、第千五十二條、第千五十三條、第千五十四條、第千五十五條、第千五十六條、第千五十七條、第千五十八條、第千五十九條、第千六十條、第千六十一條、第千六十二條、第千六十三條、第千六十四條、第千六十五條、第千六十六條、第千六十七條、第千六十八條、第千六十九條、第千七十條、第千七十一條、第千七十二條、第千七十三條、第千七十四條、第千七十五條、第千七十六條、第千七十七條、第千七十八條、第千七十九條、第千八十條、第千八十一條、第千八十二條、第千八十三條、第千八十四條、第千八十五條、第千八十六條、第千八十七條、第千八十八條、第千八十九條、第千九十條、第千九十一條、第千九十二條、第千九十三條、第千九十四條、第千九十五條、第千九十六條、第千九十七條、第千九十八條、第千九十九條、第千百條、第千百一條、第千百二條、第千百三條、第千百四條、第千百五條、第千百六條、第千百七條、第千百八條、第千百九條、第千百十條、第千百十一條、第千百十二條、第千百十三條、第千百十四條、第千百十五條、第千百十六條、第千百十七條、第千百十八條、第千百十九條、第千百二十條、第千百二十一條、第千百二十二條、第千百二十三條、第千百二十四條、第千百二十五條、第千百二十六條、第千百二十七條、第千百二十八條、第千百二十九條、第千百三十條、第千百三十一條、第千百三十二條、第千百三十三條、第千百三十四條、第千百三十五條、第千百三十六條、第千百三十七條、第千百三十八條、第千百三十九條、第千百四十條、第千百四十一條、第千百四十二條、第千百四十三條、第千百四十四條、第千百四十五條、第千百四十六條、第千百四十七條、第千百四十八條、第千百四十九條、第千百五十條、第千百五十一條、第千百五十二條、第千百五十三條、第千百五十四條、第千百五十五條、第千百五十六條、第千百五十七條、第千百五十八條、第千百五十九條、第千百六十條、第千百六十一條、第千百六十二條、第千百六十三條、第千百六十四條、第千百六十五條、第千百六十六條、第千百六十七條、第千百六十八條、第千百六十九條、第千百七十條、第千百七十一條、第千百七十二條、第千百七十三條、第千百七十四條、第千百七十五條、第千百七十六條、第千百七十七條、第千百七十八條、第千百七十九條、第千百八十條、第千百八十一條、第千百八十二條、第千百八十三條、第千百八十四條、第千百八十五條、第千百八十六條、第千百八十七條、第千百八十八條、第千百八十九條、第千百九十條、第千百九十一條、第千百九十二條、第千百九十三條、第千百九十四條、第千百九十五條、第千百九十六條、第千百九十七條、第千百九十八條、第千百九十九條、第千二百條、第千二百一條、第千二百二條、第千二百三條、第千二百四條、第千二百五條、第千二百六條、第千二百七條、第千二百八條、第千二百九條、第千二百十條、第千二百十一條、第千二百十二條、第千二百十三條、第千二百十四條、第千二百十五條、第千二百十六條、第千二百十七條、第千二百十八條、第千二百十九條、第千二百二十條、第千二百二十一條、第千二百二十二條、第千二百二十三條、第千二百二十四條、第千二百二十五條、第千二百二十六條、第千二百二十七條、第千二百二十八條、第千二百二十九條、第千二百三十條、第千二百三十一條、第千二百三十二條、第千二百三十三條、第千二百三十四條、第千二百三十五條、第千二百三十六條、第千二百三十七條、第千二百三十八條、第千二百三十九條、第千二百四十條、第千二百四十一條、第千二百四十二條、第千二百四十三條、第千二百四十四條、第千二百四十五條、第千二百四十六條、第千二百四十七條、第千二百四十八條、第千二百四十九條、第千二百五十條、第千二百五十一條、第千二百五十二條、第千二百五十三條、第千二百五十四條、第千二百五十五條、第千二百五十六條、第千二百五十七條、第千二百五十八條、第千二百五十九條、第千二百六十條、第千二百六十一條、第千二百六十二條、第千二百六十三條、第千二百六十四條、第千二百六十五條、第千二百六十六條、第千二百六十七條、第千二百六十八條、第千二百六十九條、第千二百七十條、第千二百七十一條、第千二百七十二條、第千二百七十三條、第千二百七十四條、第千二百七十五條、第千二百七十六條、第千二百七十七條、第千二百七十八條、第千二百七十九條、第千二百八十條、第千二百八十一條、第千二百八十二條、第千二百八十三條、第千二百八十四條、第千二百八十五條、第千二百八十六條、第千二百八十七條、第千二百八十八條、第千二百八十九條、第千二百九十條、第千二百九十一條、第千二百九十二條、第千二百九十三條、第千二百九十四條、第千二百九十五條、第千二百九十六條、第千二百九十七條、第千二百九十八條、第千二百九十九條、第千三百條、第千三百一條、第千三百二條、第千三百三條、第千三百四條、第千三百五條、第千三百六條、第千三百七條、第千三百八條、第千三百九條、第千三百十條、第千三百十一條、第千三百十二條、第千三百十三條、第千三百十四條、第千三百十五條、第千三百十六條、第千三百十七條、第千三百十八條、第千三百十九條、第千三百二十條、第千三百二十一條、第千三百二十二條、第千三百二十三條、第千三百二十四條、第千三百二十五條、第千三百二十六條、第千三百二十七條、第千三百二十八條、第千三百二十九條、第千三百三十條、第千三百三十一條、第千三百三十二條、第千三百三十三條、第千三百三十四條、第千三百三十五條、第千三百三十六條、第千三百三十七條、第千三百三十八條、第千三百三十九條、第千三百四十條、第千三百四十一條、第千三百四十二條、第千三百四十三條、第千三百四十四條、第千三百四十五條、第千三百四十六條、第千三百四十七條、第千三百四十八條、第千三百四十九條、第千三百五十條、第千三百五十一條、第千三百五十二條、第千三百五十三條、第千三百五十四條、第千三百五十五條、第千三百五十六條、第千三百五十七條、第千三百五十八條、第千三百五十九條、第千三百六十條、第千三百六十一條、第千三百六十二條、第千三百六十三條、第千三百六十四條、第千三百六十五條、第千三百六十六條、第千三百六十七條、第千三百六十八條、第千三百六十九條、第千三百七十條、第千三百七十一條、第千三百七十二條、第千三百七十三條、第千三百七十四條、第千三百七十五條、第千三百七十六條、第千三百七十七條、第千三百七十八條、第千三百七十九條、第千三百八十條、第千三百八十一條、第千三百八十二條、第千三百八十三條、第千三百八十四條、第千三百八十五條、第千三百八十六條、第千三百八十七條、第千三百八十八條、第千三百八十九條、第千三百九十條、第千三百九十一條、第千三百九十二條、第千三百九十三條、第千三百九十四條、第千三百九十五條、第千三百九十六條、第千三百九十七條、第千三百九十八條、第千三百九十九條、第千四百條、第千四百一條、第千四百二條、第千四百三條、第千四百四條、第千四百五條、第千四百六條、第千四百七條、第千四百八條、第千四百九條、第千四百十條、第千四百十一條、第千四百十二條、第千四百十三條、第千四百十四條、第千四百十五條、第千四百十六條、第千四百十七條、第千四百十八條、第千四百十九條、第千四百二十條、第千四百二十一條、第千四百二十二條、第千四百二十三條、第千四百二十四條、第千四百二十五條、第千四百二十六條、第千四百二十七條、第千四百二十八條、第千四百二十九條、第千四百三十條、第千四百三十一條、第千四百三十二條、第千四百三十三條、第千四百三十四條、第千四百三十五條、第千四百三十六條、第千四百三十七條、第千四百三十八條、第千四百三十九條、第千四百四十條、第千四百四十一條、第千四百四十二條、第千四百四十三條、第千四百四十四條、第千四百四十五條、第千四百四十六條、第千四百四十七條、第千四百四十八條、第千四百四十九條、第千四百五十條、第千四百五十一條、第千四百五十二條、第千四百五十三條、第千四百五十四條、第千四百五十五條、第千四百五十六條、第千四百五十七條、第千四百五十八條、第千四百五十九條、第千四百六十條、第千四百六十一條、第千四百六十二條、第千四百六十三條、第千四百六十四條、第千四百六十五條、第千四百六十六條、第千四百六十七條、第千四百六十八條、第千四百六十九條、第千四百七十條、第千四百七十一條、第千四百七十二條、第千四百七十三條、第千四百七十四條、第千四百七十五條、第千四百七十六條、第千四百七十七條、第千四百七十八條、第千四百七十九條、第千四百八十條、第千四百八十一條、第千四百八十二條、第千四百八十三條、第千四百八十四條、第千四百八十五條、第千四百八十六條、第千四百八十七條、第千四百八十八條、第千四百八十九條、第千四百九十條、第千四百九十一條、第千四百九十二條、第千四百九十三條、第千四百九十四條、第千四百九十五條、第千四百九十六條、第千四百九十七條、第千四百九十八條、第千四百九十九條、第千五百條、第千五百一條、第千五百二條、第千五百三條、第千五百四條、第千五百五條、第千五百六條、第千五百七條、第千五百八條、第千五百九條、第千五百十條、第千五百十一條、第千五百十二條、第千五百十三條、第千五百十四條、第千五百十五條、第千五百十六條、第千五百十七條、第千五百十八條、第千五百十九條、第千五百二十條、第千五百二十一條、第千五百二十二條、第千五百二十三條、第千五百二十四條、第千五百二十五條、第千五百二十六條、第千五百二十七條、第千五百二十八條、第千五百二十九條、第千五百三十條、第千五百三十一條、第千五百三十二條、第千五百三十三條、第千五百三十四條、第千五百三十五條、第千五百三十六條、第千五百三十七條、第千五百三十八條、第千五百三十九條、第千五百四十條、第千五百四十一條、第千五百四十二條、第千五百四十三條、第千五百四十四條、第千五百四十五條、第千五百四十六條、第千五百四十七條、第千五百四十八條、第千五百四十九條、第千五百五十條、第千五百五十一條、第千五百五十二條、第千五百五十三條、第千五百五十四條、第千五百五十五條、第千五百五十六條、第千五百五十七條、第千五百五十八條、第千五百五十九條、第千五百六十條、第千五百六十一條、第千五百六十二條、第千五百六十三條、第千五百六十四條、第千五百六十五條、第千五百六十六條、第千五百六十七條、第千五百六十八條、第千五百六十九條、第千五百七十條、第千五百七十一條、第千五百七十二條、第千五百七十三條、第千五百七十四條、第千五百七十五條、第千五百七十六條、第千五百七十七條、第千五百七十八條、第千五百七十九條、第千五百八十條、第千五百八十一條、第千五百八十二條、第千五百八十三條、第千五百八十四條、第千五百八十五條、第千五百八十六條、第千五百八十七條、第千五百八十八條、第千五百八十九條、第千五百九十條、第千五百九十一條、第千五百九十二條、第千五百九十三條、第千五百九十四條、第千五百九十五條、第千五百九十六條、第千五百九十七條、第千五百九十八條、第千五百九十九條、第千六百條、第千六百一條、第千六百二條、第千六百三條、第千六百四條、第千六百五條、第千六百六條、第千六百七條、第千六百八條、第千六百九條、第千六百十條、第千六百十一條、第千六百十二條、第千六百十三條、第千六百十四條、第千六百十五條、第千六百十六條、第千六百十七條、第千六百十八條、第千六百十九條、第千六百二十條、第千六百二十一條、第千六百二十二條、第千六百二十三條、第千六百二十四條、第千六百二十五條、第千六百二十六條、第千六百二十七條、第千六百二十八條、第千六百二十九條、第千六百三十條、第千六百三十一條、第千六百三十二條、第千六百三十三條、第千六百三十四條、第千六百三十五條、第千六百三十六條、第千六百三十七條、第千六百三十八條、第千六百三十九條、第千六百四十條、第千六百四十一條、第千六百四十二條、第千六百四十三條、第千六百四十四條、第千六百四十五條、第千六百四十六條、第千六百四十七條、第千六百四十八條、第千六百四十九條、第千六百五十條、第千六百五十一條、第千六百五十二條、第千六百五十三條、第千六百五十四條、第千六百五十五條、第千六百五十六條、第千六百五十七條、第千六百五十八條、第千六百五十九條、第千六百六十條、第千六百六十一條、第千六百六十二條、第千六百六十三條、第千六百六十四條、第千六百六十五條、第千六百六十六條、第千六百六十七條、第千六百六十八條、第千六百六十九條、第千六百七十條、第千六百七十一條、第千六百七十二條、第千六百七十三條、第千六百七十四條、第千六百七十五條、第千六百七十六條、第千六百七十七條、第千六百七十八條、第千六百七十九條、第千六百八十條、第千六百八十一條、第千六百八十二條、第千六百八十三條、第千六百八十四條、第千六百八十五條、第千六百八十六條、第千六百八十七條、第千六百八十八條、第千六百八十九條、第千六百九十條、第千六百九十一條、第千六百九十二條、第千六百九十三條、第千六百九十四條、第千六百九十五條、第千六百九十六條、第千六百九十七條、第千六百九十八條、第千六百九十九條、第千七百條、第千七百一條、第千七百二條、第千七百三條、第千七百四條、第千七百五條、第千七百六條、第千七百七條、第千七百八條、第千七百九條、第千七百十條、第千七百十一條、第千七百十二條、第千七百十三條、第千七百十四條、第千七百十五條、第千七百十六條、第千七百十七條、第千七百十八條、第千七百十九條、第千七百二十條、第千七百二十一條、第千七百二十二條、第千七百二十三條、第千七百二十四條、第千七百二十五條、第千七百二十六條、第千七百二十七條、第千七百二十八條、第千七百二十九條、第千七百三十條、第千七百三十一條、第千七百三十二條、第千七百三十三條、第千七百三十四條、第千七百三十五條、第千七百三十六條、第千七百三十七條、第千七百三十八條、第千七百三十九條、第千七百四十條、第千七百四十一條、第千七百四十二條、第千七百四十三條、第千七百四十四條、第千七百四十五條、第千七百四十六條、第千七百四十七條、第千七百四十八條、第千七百四十九條、第千七百五十條、第千七百五十一條、第千七百五十二條、第千七百五十三條、第千七百五十四條、第千七百五十五條、第千七百五十六條、第千七百五十七條、第千七百五十八條、第千七百五十九條、第千七百六十條、第千七百六十一條、第千七百六十二條、第千七百六十三條、第千七百六十四條、第千七百六十五條、第千七百六十六條、第千七百六十七條、第千七百六十八條、第千七百六十九條、第千七百七十條、第千七百七十一條、第千七百七十二條、第千七百七十三條、第千七百七十四條、第千七百七十五條、第千七百七十六條、第千七百七十七條、第千七百七十八條、第千七百七十九條、第千七百八十條、第千七百八十一條、第千七百八十二條、第千七百八十三條、第千七百八十四條、第千七百八十五條、第千七百八十六條、第千七百八十七條、第千七百八十八條、第千七百八十九條、第千七百九十條、第千七百九十一條、第千七百九十二條、第千七百九十三條、第千七百九十四條、第千七百九十五條、第千七百九十六條、第千七百九十七條、第千七百九十八條、第千七百九十九條、第千八百條、第千八百一條、第千八百二條、第千八百三條、第千八百四條、第千八百五條、第千八百六條、第千八百七條、第千八百八條、第千八百九條、第千八百十條、第千八百十一條、第千八百十二條、第千八百十三條、第千八百十四條、第千八百十五條、第千八百十六條、第千八百十七條、第千八百十八條、第千八百十九條、第千八百二十條、第千八百二十一條、第千八百二十二條、第千八百二十三條、第千八百二十四條、第千八百二十五條、第千八百二十六條、第千八百二十七條、第千八百二十八條、第千八百二十九條、第千八百三十條、第千八百三十一條、第千八百三十二條、第千八百三十三條、第千八百三十四條、第千八百三十五條、第千八百三十六條、第千八百三十七條、第千八百三十八條、第千八百三十九條、第千八百四十條、第千八百四十一條、第千八百四十二條、第千八百四十三條、第千八百四十四條、第千八百四十五條、第千八百四十六條、第千八百四十七條、第千八百四十八條、第千八百四十九條、第千八百五十條、第千八百五十一條、第千八百五十二條、第千八百五十三條、第千八百五十四條、第千八百五十五條、第千八百五十六條、第千八百五十七條、第千八百五十八條、第千八百五十九條、第千八百六十條、第千八百六十一條、第千八百六十二條、第千八百六十三條、第千八百六十四條、第千八百六十五條、第千八百六十六條、第千八百六十七條、第千八百六十八條、第千八百六十九條、第千八百七十條、第千八百七十一條、第千八百七十二條、第千八百七十三條、第千八百七十四條、第千八百七十五條、第千八百七十六條、第千八百七十七條、第千八百七十八條、第千八百七十九條、第千八百八十條、第千八百八十一條、第千八百八十二條、第千八百八十三條、第千八百八十四條、第千八百八十五條、第千八百八十六條、第千八百八十七條、第千八百八十八條、第千八百八十九條、第千八百九十條、第千八百九十一條、第千八百九十二條、第千八百九十三條、第千八百九十四條、第千八百九十五條、第千八百九十六條、第千八百九十七條、第千八百九十八條、第千八百九十九條、第千九百條、第千九百一條、第千九百二條、第千九百三條、第千九百四條、第千九百五條、第千九百六條、第千九百七條、第千九百八條、第千九百九條、第千九百十條、第千九百十一條、第千九百十二條、第千九百十三條、第千九百十四條、第千九百十五條、第千九百十六條、第千九百十七條、第千九百十八條、第千九百十九條、第千九百二十條、第千九百二十一條、第千九百二十二條、第千九百二十三條、第千九百二十四條、第千九百二十五條、第千九百二十六條、第千九百二十七條、第千九百二十八條、第千九百二十九條、第千九百三十條、第千九百三十一條、第千九百三十二條、第千九百三十三條、第千九百三十四條、第千九百三十五條、第千九百三十六條、第千九百三十七條、第千九百三十八條、第千九百三十九條、第千九百四十條、第千九百四十一條、第千九百四十二條、第千九百四十三條、第千九百四十四條、第千九百四十五條、第千九百四十六條、第千九百四十七條、第千九百四十八條、第千九百四十九條、第千九百五十條、第千九百五十一條、第千九百五十二條、第千九百五十三條、第千九百五十四條、第千九百五十五條、第千九百五十六條、第千九百五十七條、第千九百五十八條、第千九百五十九條、第千九百六十條、第千九百六十一條、第千九百六十二條、第千九百六十三條、第千九百六十四條、第千九百六十五條、第千九百六十六條、第千九百六十七條、第千九百六十八條、第千九百六十九條、第千九百七十條、第千九百七十一條、第千九百七十二條、第千九百七十三條、第千九百七十四條、第千九百七十五條、第千九百七十六條、第千九百七十七條、第千九百七十八條、第千九百七十九條、第千九百八十條、第千九百八十一條、第千九百八十二條、第千九百八十三條、第千九百八十四條、第千九百八十五條、第千九百八十六條、第千九百八十七條、第千九百八十八條、第千九百八十九條、第千九百九十條、第千九百九十一條、第千九百九十二條、第千九百九十三條、第千九百九十四條、第千九百九十五條、第千九百九十六條、第千九百九十七條、第千九百九十八條、第千九百九十九條、第二千條、第二千一條、第二千二條、第二千三條、第二千四條、第二千五條、第二千六條、第二千七條、第二千八條、第二千九條、第二千十條、第二千十一條、第二千十二條、第二千十三條、第二千十四條、第二千十五條、第二千十六條、第二千十七條、第二千十八條、第二千十九條、第二千二十條、第二千二十一條、第二千二十二條、第二千二十三條、第二千二十四條、第二千二十五條、第二千二十六條、第二千二十七條、第二千二十八條、第二千二十九條、第二千三十條、第二千三十一條、第二千三十二條、第二千三十三條、第二千三十四條、第二千三十五條、第二千三十六條、第二千三十七條、第二千三十八條、第二千三十九條、第二千四十條、第二千四十一條、第二千四十二條、第二千四十三條、第二千四十四條、第二千四十五條、第二千四十六條、第二千四十七條、第二千四十八條、第二千四十九條、第二千五十條、第二千五十一條、第二千五十二條、第二千五十三條、第二千五十四條、第二千五十五條、第二千五十六條、第二千五十七條、第二千五十八條、第二千五十九條、第二千六十條、第二千六十一條、第二千六十二條、第二千六十三條、第二千六十四條、第二千六十五條、第二千六十六條、第二千六十七條、第二千六十八條、第二千六十九條、第二千七十條、第二千七十一條、第二千七十二條、第二千七十三條、第二千七十四條、第二千七十五條、第二千七十六條、第二千七十七條、第二千七十八條、第二千七十九條、第二千八十條、第二千八十一條、第二千八十二條、第二千八十三條、第二千八十四條、第二千八十五條、第二千八十六條、第二千八十七條、第二千八十八條、第二千八十九條、第二千九十條、第二千九十一條、第二千九十二條、第二千九十三條、第二千九十四條、第二千九十五條、第二千九十六條、第二千九十七條、第二千九十八條、第二千九十九條、第三千條、第三千一條、第三千二條、第三千三條、第三千四條、第三千五條、第三千六條、第三千七條、第三千八條、第三千九條、第三千十條、第三千十一條、第三千十二條、第三千十三條、第三千十四條、第三千十五條、第三千十六條、第三千十七條、第三千十八條、第三千十九條、第三千二十條、第三千二十一條、第三千二十二條、第三千二十三條、第三千二十四條、第三千二十五條、第三千二十六條、第三千二十七條、第三千二十八條、第三千二十九條、第三千三十條、第三千三十一條、第三千三十二條、第三千三十三條、第三千三十四條、第三千三十五條、第三千三十六條、第三千三十七條、第三千三十八條、第三千三十九條、第三千四十條、第三千四十一條、第三千四十二條、第三千四十三條、第三千四十四條、第三千四十五條、第三千四十六條、第三千四十七條、第三千四十八條、第三千四十九條、第三千五十條、第三千五十一條、第三千五十二

第二十七條第一項 第二十九條第一項 第三十九條第一項 第六十六條第二項 及第八項	市町村の選挙管理委員会	都道府県の選挙管理委員会
第三十條	選挙人名簿	市町村農業委員会委員選挙人名簿
	十人	五人
第二十九條第一項 及第三項 第三十九條第一項 及第三項 第四十五條第一項 及第三項	選挙権	市町村農業委員会の委員の選挙権
第三十四條	投票区の在る郡市の区域外（選挙に関係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外）	投票区の区域外
第四十一條第一項 第三号	候補者でない者	当該区分の候補者でない者又は候補者でその属する区分と異る区分に届出をしたもの
第五十三條第二項	選挙人名簿	市町村農業委員会委員選挙人名簿
第五十三條第三項 第五十五條第一項 第五十八條第一項 第六十一條第二項 第六十二條第二項 第一号及第四号	議員の定数	農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項各号の区分に属する委員の定数
第五十五條第一項	有効投票の最多数を得た者を以て当選人とする	候補者で農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項各号の区分ごとに有効投票の最多数を得た者を以て当選人とする
第六十二條第三項	その定数	農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項各号の区分に属する委員の定数
第五十六條第三項	事由が、第六十條第一項の期限前に生じた場合において前條第一項但書の得票者若しくは第六十五條第一項の規定の適用を受けた得票者があるとき、又はその期限経過後に生じた場合において前條第一項の規定の適用を受けた得票者があるとき	事由が生じた場合において前條第一項但書の得票者があるとき

	後に生じた場合において前條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき	
第五十八條第一項	投票は、これを行わない	当該区分についての投票は、これを行わない。
第五十八條第三項	市町村の選挙管理委員会を経、市町村の選挙にあつては自ら、直ちに	直ちに
第六十條第三項	第九十二條若しくは第百四十一條	農地調整法第十五條ノ二十一
第六十二條第一項 本文	第六十三條第一項にいう議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき	当該委員会の農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項各号の区分に属する委員の欠員の数と通じて当該選挙区における当該区分の委員の定数の五分の一を超えるに至つたとき
第六十二條第三項 但書	三分の二	夫々二分の一
第六十二條第四項	第六十三條第一項にいう普通地方公共団体の議会の議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えなくてもその区域において普通地方公共団体の他の選挙が行われるとき	当該委員会の農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項各号の区分に属する委員の欠員の数と通じて当該選挙区における当該区分の委員の定数の五分の一を超えなくてもその区域において当該区分以外の区分の委員の選挙が行われるとき
第六十三條第一項 本文	その欠員の数が前條第一項にいう当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき	都道府県農地委員会の委員に欠員を生じた場合
	第六十條第一項の期限前に普通地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合	
	当選人とならなかつた者があるとき、又はその期限経過後にこれらの事由を生じた場合	

第六十三條第二項　十五條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた場合に於ける投票者で当選人とならなかつた者があるときは　当選人とならなかつた者があるときは

第六十四條第一項　議員又は当選人がすべてないとき　農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項各号の区分を通じて委員又は当選人がすべてないとき

第六十六條第二項　都道府県の選挙管理委員会　全国選挙管理委員会

第六十六條第四項　第一項の規定による都道府県の選挙管理委員会の決定又は第二項の規定による裁決　第二項の規定による裁決

第七十二條第一項　第十章及び第十一章並びに第百四十條第二項　第十章及び第百四十條第二項

第四十四條ニ於テ準用スル衆議院議員選挙法第五十三條　市町村ノ選挙管理委員会

第四十四條ニ於テ準用スル衆議院議員選挙法第五十四條第二項　都道府県ノ選挙管理委員会

第十五條ノ十九第一項及び第二項中「省令」を「政令」に、第三項中「都道府県知事及都道府県農地委員会又ハ市町村農業委員会」を「都道府県ニ在リテハ都道府県知事及都道府県農地委員会ニ、市町村ニ在リテハ都道府県知事、市町村長及市町村農業委員会」に、第四項及び第五項中「第一項及第二項」を「第一項又ハ第二項」に改め、第五項に次の但書を加える。

但シ第十五條ノ八及前條ニ於テ準用スル地方自治法（公職選挙法第百四條第四項）第五十八條第五項ノ規定ニ依リ当選人ト為リタル者ニ係ル第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル委員ノ解任ノ請求ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條ノ十九第六項を次のように改める。

第一項及第二項ノ二分ノ一ノ数ハ第十五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ調製セラレタル選挙人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登載セラレタル者ノ二分ノ一トシ都道府県ノ選挙管理委員会又ハ市町村ノ選挙管理委員会ニ於テ選挙人名簿確定後直ニ之ヲ告示スベシ

第十五條ノ十九に次の一項を加える。

第一項乃至第四項ノ規定ニ依ル解任ノ効力ニ関シテハ地方自治法（公職選挙法第二百二條第一項第三項、第二百三條、第二百十三條乃至第二百十六條第一項乃至第四項第七項、第二百十九條及第二百二十條第八項、第百二十八條及第二百五十六條ノ規定ニ依リ当該選挙ニ関しては選挙の日、当該選挙ニ関しては第五十九條第二項又は第四項の告示）トアルハ「農地調整法第十五條ノ十九第三項の規定による告示○」トシ、都道府県農地委員会ノ委員ノ解任ノ場合ニハ同法第六十六條第二項及第八項中「市町村の選挙管理委員会」トアルハ「都道府県の選挙管理委員会」ト、同條第二項中「○都道府県の選挙管理委員会」トアルハ「全国選挙管理委員会」ト、同法第四項中「○第一項の規定による都道府県の選挙管理委員会の決定又は第二項の規定による裁決○」トアルハ「農地調整法第十五條ノ十九第三項の規定による裁決○」ト、同法第百二十八條第二項中「○第一項の規定による都道府県の選挙管理委員会の決定又は第二項の規定による裁決○」トアルハ「農地調整法第十五條ノ十九第三項の規定による裁決○」ト読替ユルモノトス

第十五條ノ二十二第一項に次の但書を加える。

但シ第十五條ノ十九ノ規定ニ依ル委員ノ解任及第十五條ノ三十ノ規定ニ依ル委員会ノ解散ノ場合ヲ除キ後任者就任スル迄ハ任期満了後モ仍其ノ職務ヲ行フ

第十五條ノ二十二第二項中「第十三項」を「第十一項」に、第三項中「第十四項」を「第十二項」に、「但シ総委員トアルハ総委員ノ過半数トス」を「但シ同項各号ノ区分ニ属スル委員ノ定数ノ夫々三分ノ二トアルハ「総委員ノ過半数トス」に改め、同條第四項に次の但書を加える。

但シ同條第四項中「議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員」トアルハ「農地調整法第十五條ノ二第十一項（同法第十五條の十七において準用する場合を含む。）の規定により選任された委員及び同法第十七條ノ二第一項の規定により都道府県知事の設けた特例により委員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された委員」トス

第十五條ノ二十二第一項の次に次の一項を加える。

委員ハ非常勤トス

第十五條ノ二十三第一項及び第三項中「市町村農業委員会」の下に「又ハ都道府県農地委員会」を加える。

第十五條ノ二十六に次の但書を加える。

但シ同法第百二十七條第三項中「第百十七條」トアルハ「農地調整法第十五條ノ二十四」トス

第十五條ノ二十七第一項中「第十四條ノ四又ハ」を「第五條ノ九第二項ニ規定スル決定又ハ第十四條ノ四若ハ」に、「二月」を「六月」に改める。

第十五條ノ二十八第一項中「一月」を「三月」に改める。

第十七條ノ二第一項を次のように改め、○同條第二項中「本法」を「他ノ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本法其ノ他ノ法律ニ」に改める。

都道府県知事必要アリト認ムルトキハ市町村農業委員会ノ委員ノ定数ニ関シ政令ノ定ムル所ニ依リ特例ヲ設クルコトヲ得

第十七條ノ二第四項中「地区農地委員会」ヲ「地区農業委員会」に改め、同項に次の後段を加える。

此ノ場合ニ於テ「市町村ノ区域」トアルハ「地区農業委員会ノ設置セラレタル地区」ト、「隣接市町村ノ区域又ハ他ノ地区農業委員会ノ設置セラレタル地区ニシテ当該地区ニ隣接スル地区」トス

第十七條ノ三中「又ハ都道府県知事」、「又ハ其ノ知事」、「又ハ市町村長」、「又ハ特別区ノ区長」、「又ハ区長」、「又ハ行政区ノ区長」及び「又ハ組合管理者」を削る。

第十七條ノ四中「第六條ノ二第一項」の下に「（同條第十項○ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加え、「第六條ノ四第二項」を削り、「若ハ第九條ノ三（第九條ノ七ニ於テ準用スル

場合ヲ含ム）」を「、第九條ノ三第一項、第九條ノ七」に改める。

第十七條ノ五各号を一号ずつ繰下げ、第一号として次の一号を加える。

一　第五條ノ十八ノ規定ニ違反シタル者

第十七條ノ六中「若ハ第四号前段」を「第四号若ハ第五号前段」に改める。

附録ノ末尾に次のように加える。

附録

$$P-\left\{P'+\frac{n}{10}(P-P')\right\}$$

P　ハ農地調整法第五條ノ十六第六項ニ於テ準用スル第五條ノ十一第二項ノ規定ニ依リ令書ニ記載セラレタル対価

P'　ハ自作農創設特別措置法第十六條（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ同法第四十一條ノ規定ニ依ル売渡ノ対価

n　ハ自作農創設特別措置法第十六條（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ同法第四十一條ノ規定ニ依ル売渡後譲渡迄ノ経過年数（一年ニ満タザル端数ハ一年トス）

第四條　改正前の自作農創設特別措置法第二十八條第三項（同條第五項、同法第二十九條第二項及び同法第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定により売り渡した土地は、農地調整法第四條の規定の適用については、同法第五條ノ二各号に掲げる土地とみなす。

（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定により売り渡した土地は、農地調整法第五條の十六第二項の規定の適用については、自作農創設特別措置法第十六條の規定により売り渡した土地とみなす。

2　この法律施行の際現に農地につき存する改正前の農地調整法第六條ノ二第一項の額（この法律施行の際同項の額の定のない農地及びこの法律施行後新たに農地となるものにあつては、都道府県知事が近傍類似の農地の価格を参酌して指定する額）は、当該農地につき同法第六條ノ二第一項の規定による決定があるまでは、同項の規定により決定され、同條第四項の規定により公示された額とみなす。

3　この法律施行の際現に農地につき存する改正前の第九條ノ三第一項各号に掲げる額は、当該農地につき同法第九條ノ三第一項の規定による決定があるまでは、同項の規定により決定され、同條第二項において準用する第六條ノ二第四項の規定により公示された額とみなす。

4　第七項に規定する総選挙の期日において現に都道府県農地委員会の委員である者は、改正前の農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項第一号の規定により選挙された委員にあつては、改正後の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項第一号の規定により選挙されたものとみなし、改正前の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項第二号及び第三号の規定により選挙された委員にあつては、改正後の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項第二号の規定により選挙されたものとみなし、改正前の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第十三項の規定により選任された委員にあつては、改正後の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第十三項の規定により選任されたものとみなす。

5　前項の都道府県農地委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

6　第四項に規定する者は、農地調整法第十五條ノ三の改正規定により被選挙権を有しなくなつた場合でも、任期満了後最初に行われる総選挙の日までは、なお同條の規定により被選挙権を有するものとみなす。

7　この法律施行後最初に行われる市町村農業委員会及び地区農業委員会の委員の総選挙の期日は、政令で定める。但し、この法律の公布の日から起算して六箇月以内でなければならない。

8　前項の総選挙に用いる市町村農業委員会委員選挙人名簿及び地区農業委員会委員選挙人名簿の調製、縦覧、修正の申立及び決定並びに確定に関する期日及び期間等は、農地調整法第十五條ノ五及び第十五條ノ七の規定にかかわらず、政令で定める。

9　前項の選挙人名簿は、農地調整法第十五條ノ七の規定にかかわらず、昭和二十七年三月四日まで据え置くものとする。

10　昭和二十五年においては、農地調整法第十五條ノ五の規定にかかわらず、市町村農業委員会委員選挙人名簿は、調製しない。

11　前四項に規定するものの外、第七項の総選挙に関し必要な事項は、政令で定める。

12　農地調整法第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十八において準用する公職選挙法第六十二条、七十六条、地方自治法第三十條（同法第四十條及び同法第四十七條において準用する場合を含む。）に規定する立会人については、政令で定める期日までは、農地調整法第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十八の表の下欄中「五人」とあるのは、「三人」と読み替えるものとする。

（食糧確保臨時措置法の一部改正）

第六條　食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

「市町村農業調整委員会」を「市町村農業委員会」に改める。

第五條第一項中「市町村農業委員会」を「農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）第十五條の規定による市町村農業委員会（以下「市町村農業委員会」という。）」に改める。

第十二條から第十五條までを次のように改める。

（市町村農業委員会に対する監督）

第十二條　市町村農業委員会は、この法律によりその権限に属させた事項を処理する場合には、市町村長の監督にも属する。

第十三條から第十五條まで　削除

第十六條中「第十二條第二項に規定する事項」を「この法律によりその権限に属させた事項」に改める。

第十七條第一項中「市町村長は、」の下に「この法律による」を加える。

第十八條中「市町村農業委員会」の上に「農業計画及びその実施に要する」を加える。

第十九條及び第二十條を次のように改める。

（事務処理の特例）

第十九條　農地調整法第十七條ノ二第二項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、この法律により市町村農業委員会の権限に属させた事項は、市町村長がこれを処理する。

2　この法律中市町村農業委員会に関する規定は、前項の規定を除いて、農地調整法第十七條ノ二第三項の規定による地区農業委員会にこれを準用する。この場合において、第十一條及び第十六條中「市町村の区域内」とあるのは「地区農業委員会の地区内」と読み替えるものとする。

第二十條　削除

（第三項中「第十三條第二項の規定により選挙された」を「その選挙区内の市町村に設置された」に改め、同條第二十一條ノ二第五項を次のように改める。

5　都道府県知事は、前項の委員を選任するには、第三項の規定により互選された委員の過半数の同意を得なければならない。

第二十三條の次に次の一條を加える。

（委任規定）

第二十三條の二　この法律に定めるものの外、都道府県農業調整委員会及びその委員に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十四條中「及び第二十條」及び「第十二條第二項」とあるのは「第二

十一條第二項」と、」を削る。
第二十五條第四項中「第十三條第三項の規定（第十九條第三項において準用する場合を含む。）により」を削り、「二人」を「一人」に改める。
第二十六條中「第二十條、」及び「第十二條第二項」とあるのは「第二十五條第一項」と、」を削り、「第五項及び第二十三條」を「第五項、第二十三條及び第二十三條の二」に改める。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、輸出農林水産物検査所の出張所設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的
輸出品の声価の向上及び品質の改善を図り、輸出貿易の健全な発達を期するため昨年三月十五日から輸出品取締法に基く検査を実施することとし、昨年はとりあえず本所を東京に、支所又は出張所を小樽、横浜、清水、名古屋、神戸及び岡山の六箇所に設置したが、貿易制限の緩和に伴つて、輸出数量が増大し、特に門司港の航行が自由となつたので、九州産の農林水産物資が大量に門司を通じて輸出されることが予想されるが、九州地区には検査所の設置がないから門司市に同検査所の出張所を設置したいというのである。
二、本件の承認理由
輸出貿易の検査業務の円滑な遂行を図るため、輸出農林水産物検査所の出張所を門司市に設置することは、該地区における農林水産物の輸出振興上適切な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
三、本件実施に要する経費
昭和二十五年度予算に輸出農林水産物検査所の費用として、四千三百三十一万八千円計上し、そのうち約二百万円程度が門司出張所の分となる。
右報告する。
昭和二十五年四月二十五日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十七号参照〕

競馬法の一部を改正する法律案（上林山榮吉君外十七名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
競馬法に基き、内閣総理大臣の指定する災害市町村は年二回以内競馬を開催することができるが、この場合その区域内に競馬場を有する指定市は、他の指定市に比して競馬場の維持管理等の経費を多額に要するから、他の指定市町村より競馬開催回数を増加し、その収入の増加を図つて、市財政の拡充に資したいというのである。
二、議案の可決理由
競馬の開催できる市町村のうち、競馬場の施設を有する市において、その開催回数を年四回以内に増加することは至当な措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十九号参照〕

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
わが国は、自然的條件によつて極めて災害が多く、加えて戦時戦後を通ずる治山治水対策の不備等に基き、近時は災害が相ついで頻発し、その損害は巨額に達している。
そこでかかる災害を速やかに復旧するために最大限の予算的措置をとる必要があるから、従来の実施の基準となつていた補助要綱を法制化し、補助の対象、基準内容等を明確にして、災害復旧の促進を図り、民生安定に資したいというのである。
その主な点は次の通りである。
1　国は予算の範囲内において補助を行い、その補助率の基準を明確にした。
2　補助金を受け、その年度の事業費に剰余金を生じたときは国に返還される。
3　経済効果の小なるもの、維持工事、設計不備又は工事施行の粗漏より生じた災害に係るもの、その他一定の災害復旧事業については適用しない。
4　都道府県知事は、補助金の交付を受けて工事を行う者に対し、調査を行い、報告を求め、必要な指示をすることができる。
二、議案の可決理由
農林水産業施設の受ける災害は、年々ばく大なるものがあり、これが復旧の経費は国庫より補助することが必要である。そこでこれが補助の対象及び基準を明確にし、且つ円滑なる復旧工事を運営しうるよう法制化することは、農業経営の安定並びに民生安定を図る上に極めて適切なる措置である。よつて、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第四十一号参照〕

狩猟法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
鳥獣に対する国民の不認識と、森林の過濫伐による生育條件の欠除等により、近時著しくその数を減じ、他面森林害虫、野鼠等の有害動物の繁殖と相まつて農林水産業に大なる影響を與えている。かかる事態に対応して、有益鳥獣捕獲の制限のみでは不充分であるから、積極的にその保護繁殖を図つて農林水産業等の発展に寄與したいというのである。その主なる点は次の如くである。
1　現行法による鳥獣の保護鳥獣と狩猟鳥獣の区別及び狩猟鳥獣を法定猟具で捕獲する場合の都道府県知事の許可規定を拡大して、狩猟鳥獣一般の捕獲について農林大臣又は都道府県知事は適時適切に禁止又は制限する。
2　空気銃を銃器の免許の対象から除外して、簡易な狩猟登録制度に改める。
3　現行法の猟期について、必要のあるときは農林大臣はこれを限定しうることとし、更に猟期外に法定猟具以外のものを使用して捕獲することを禁止する。
4　狩猟免許及び狩猟登録を受けるときは、五百円以内の省令に定める額の手数料を納付させ、更に違反行為による罰金以上の刑に処せられた者の狩猟免許を受けられない期間を一年から二年に引上げる。
5　鳥獣の積極的な保護繁殖を図るため、農林大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区を設け、その区内には営巣、給餌、給水等の保護施設を設けるとともに、繁殖と生育に支障のある水面の埋立、干拓、立木林の伐採、工作物の設置等は農林大臣又は知事の許可制をとり、これによつて起る損害には補償を與える。
6　狩猟鳥獣の種類の決定、捕獲の禁止又は制限、又は鳥獣保護区の設定には、公聽会を開いて利害関係人及び学識経験者の意見をきいて愼重且つ民主的に行うようにする。
7　保護鳥獣を捕獲して飼養することが一部に行われているが、これに飼養許可証を発行して、許可によらないで捕獲したものとの区別を明確にして取締の簡易と保護を図る。
8　きじ、やまどりはその数が少いから捕獲数を制限し、且つ販売をも禁止する。
9　鳥獣の輸出入については適法に捕獲された旨の証明書を添附せしめる。

10　検査、報告徴収の規定を整備するとともに、罰則を強化して体刑をも科しうるようにした。

二、議案の可決理由

有益鳥獣類の近年における異常なる減少状態にかんがみ、これが保護生育を積極的に図るとともに、有害鳥獣の繁殖を防止する措置は農林業の生産に好影響をもたらすものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

請願に関する報告書

〔第三十七号参照〕

鳥川岳国有林一部借地に関する請願（請願者宮城県刈田郡七ヶ宿村大字渡瀬字追見渡部照信外六十名）（庄司一郎君紹介）（第一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県刈田郡七ヶ宿村字追見の部落民は、採草地が狭いため、かや、堆肥及び飼料にこと欠き、そのため屋根のふき替え、木炭俵の製作、有畜農業並びにらく農経営上重大なる支障をきたしているから、鳥川岳国有林の一部を借地いたしたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営の安定を図るため、国有林の一部を解放して効率的な山林利用をなさしめることは至当な措置と認められるから、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

山林関係予算増額に関する請願（請願者鹿児島県肝属郡高山町野村不二外四名）（井上知治君紹介）（第七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山林の荒廃は、災害の根源をなすものであり、これが復興を急速に実現しなければ、国土の保全は期することができないから、山林関係予算を増額されたい。また治山治水は、森林の管理経営と分離しては、その効果を発揮することができないので、治山事業は現状のように農林省の所管とされたいというのである。

二、請願の議決理由

森林資源の確保並びに国土の保全を期するため、これが予算を増額して、造林及び治山事業を緊急に行う必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業協同組合のこうじ製造事業に関する請願（請願者千葉市本千葉町五十九番地駒崎洋外二十二名）（山村新治郎君外一名紹介）（第一一四号）及び同（請願者東京都中央区銀座西三丁目一番地菊正ビル内全国農業協同組合代表者会議実行委員会黒田新一郎）（田中啓一君外三名紹介）（第二五〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回酒税法の施行により、農業協同組合の利用事業として自家用こうじの製造が休止の止むなきに至つた。元来農業協同組合は、生活に必要な物資の供給又は共同利用施設事業を行うことができるので、とうぜん自家のみそ、しょう油を製造するためのこうじ製造は可能であるが、同法により禁止されては、農業経営の合理化は望めず農業協同組合事業の趣旨にも反するものであるから、なんらかの便法を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農村経済並びに農業協同組合の不況なる現状より、これが打開の一策として、農業協同組合の専業にこうじ製造を認めることは、妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採決すべきものと議決した、なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

小松島町の塩害耕地復旧対策に関する請願外一件（請願者徳島県小松島町長西岡喜平）（生田和平君紹介）（第一二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小松島町は、昭和二十一年の震災による地盤沈下のため、ほなはだしい塩害をこうむり、その地区は収穫皆無となり関係農民は困窮している。これら災害全地区の完全な塩害防除対策を考えているが、その地域広はんであり、地盤が満潮時海面から約一メートルも低くなるので、その工法と経費の負担に苦慮している。ついては、被害地に対する適切な防除設計と応分の補助金について援助されたいというのである。

二、請願の議決理由

四国地方における昭和二十一年の地震による地盤沈下は大なる影響を与えている。これが救済援助を行う意味から、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

十津川、紀の川総合開発事業施行促進の請願（請願者奈良県大和高田市長名倉仙蔵外五十二名）（前田正男君外三名紹介）（第一二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大和平野は降雨量少なく、その上農業用水に乏しいので、しばしばかん害を起している。これが救済対策として水源きわめて豊富なる十津川並びに紀の川の総合開発により解決せられるものであり、既に政府当局においては、事業実施の要領及び基本方式も結論を得ているのであるから、予算と事業を承認し昭和二十五年度において着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

干害地帯の農業生産力の増強及び民生安定のために、総合的開発事業を行つて、これが解決を図ることは妥当な要請である。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採決すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

菓子原料用砂糖割当増加の請願（請願者東京都台東区竹町十番地八幡早助）（木村公平君紹介）（第一四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年は砂糖の世界的大豊作と聞くが、輸入量も、さきに主食の代替として配給されたのを、調味料として配給されるように改善された。ついては、今一歩を進めて輸入量をさらに増加し、国民体位向上のため必要な菓子原料にも相当量を割当られたいというのである。

二、請願の議決理由

今日の状態より更に砂糖の輸入量を増加して国民の体位向上をはからんとするのは適切な要請である。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

富山県下の農村救済に関する請願（請願者富山市表町四番地富山県農業協同組合長関口秀雄外六十四名）（内藤友明君紹介）（第一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県の農作は、悪天候と病虫害の発生のため大凶作となり、四十九万余石の大減収と、二十二億五千万円余の農家収入減が予想される。昨年度の九億円に及ぶ農業手形の借入金の返済期も迫つている現在、次の救済対策を講ぜられたいというのである。（一）農業共済保険金を即時支拂うこと、もし即時支拂困難な場合は、金融機関からの借入れに要する利子は政府の負担とすること。（二）低利長期の特別融資を緊急に行うこと。

二、請願の議決理由

不時の災害のため大凶作となり、減収により多大の損害をうけた農民に対しては方途を盡くして特別の救済対策を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採決すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農林中央金庫の融資わく拡大並びに長崎出張所昇格の請願（請願者長崎県議会議長岡本直行）（岡西明貞君紹介）（第一五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県下における農家経済は、生活費と公租公課の二費目で全支出の平均七十四％を示し、残り二十六％で農業生産資金に充てている。農家経済のこのような不健全化は農業の拡張再生産を阻害し、農業協同組合もまた組合員の少額の出資又は貯金だけではとうてい足りないことは明らかである。漁業共済基金制度並びに漁業手形制度の実施においてもこれ又組合員の零細な積立金だけをもつてしては、万全を期することができないことは同様である。ついては、現在農林金融において大きな役割を果している農林中央金庫の融資わくを増大せられるとともに、農林中央金庫長崎出張所の機構の拡充をはかるため、支所に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の窮迫化しつつある農家経済を健全ならしめ、農業生産の拡張をはかるに当り、農林中央金庫はこのために最高度に利用されるべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

一部保有農家の保有米等に関する請願（請願者浜松市曳馬加藤照雄外千九十四名）（中村幸八君紹介）（第一七一号）及び同（請願者浜松市三島町二百三十九番地浜松市一部保有農家生活擁護連合会長野中泰次郎外四名）（砂間一良君外三名紹介）（第一二四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一部保有農家の消費量は完全保有農家の消費と差別取扱いをされているが、一部保有農家の中には麦、甘しよその他を供出している者もある現状であるから、收穫量保有期間中は完全保有農家と同一の取扱いをされたい。また、田單作農家の配給開始後は一般消費者と同一の取扱いをし、畑單作農家の麦、甘しよの米交換の実施期日は、收穫と同時に施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

一部保有農家または單作地帯農家の供出並びに配給制度についてこれを合理化する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手川口、藪川国有林間に森林開発鉄道敷設促進の請願（請願者岩手県岩手郡川口村長瀬川清十郎外七百四十三名）（野原正勝君紹介）（第一七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県丹藤川流域は、広大な官、民有林を擁し、その資源蓄積量はわが国の首位を占め、ことに藪川国有林は原始林であつて、その開発に流送と不備な車馬道に依存していては、とうてい所期の目的を達成することができない。ついては、山林奥地の資源開発促進と沿道の農産物輸送のため、岩手川口駅から藪川国有林まで鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

広大な原始林の資源を開発し、あわせて農産物の輸送をはかるため、速かに該地域に近代的な交通施設を設ける必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

パンの品質改善並びに配給機構改革に関する請願（請願者東京都世田谷区北沢五丁目八百五十番地満田タキ外十八名）（野村專太郎君外一名紹介）（第一七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全東京都婦人団体消費者協議会は家庭婦人の立場から次の決議案を実施されたいというのである。（一）現在の配給粉を白く戰前のようにすること。（二）パン、うどん、ビスケット粉等の引換を消費者の自由選択制にすること。（三）雑穀の統制廃止。

（四）人造バター配給方法の改善。（五）家庭パン普及運動の実施。（六）とうもろこし粉の家庭配給廃止。（七）学童給食のララ配給活用によるパン食普及並びに学童完全給食への推進。（八）粉食消費者審議会の設置。

二、請願の議決理由

国民食生活の合理化、家庭婦人の仕事の能率化をはかるため、粉食については現在の状態より更に種々の改善を考慮する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

北海道の土地改良事業に関する請願（請願者札幌市北四條西一丁目岡村文四郎外一名）（小川原政信君紹介）（第一九四号）及び同（請願者北海道農耕地改良協会三浦満吉外一名）（浦口鉄男君紹介）（第二七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道は農耕地八十二万五千町歩を有しているが、全道ことごとく、冷温地帯で、加えてその半分が泥炭地、重粘土地、湿地及び火山灰地である。この不良地を改良しなければ、食糧増産の効果をあげることができない。ついては、同土地改良のための排水とくに暗きょ排水、客土が酸性土壌改良等の事業施行に助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道の広大な農耕地に土地改良事業を行い、その生産力を高めることは当該地帯の農家経済の安定に資すること多大であるのみならず、わが国食糧自給の高度化に寄与するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

蚕糸業振興対策に関する請願（請願者福島市福島県農業協同連合会佐川廣外十三名）（大和田義榮君外十三名紹介）（第二〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は輸出産業の王座を占める蚕糸業をすみやかに復興せしむるために、昨年連合軍司令部の好意に基き蚕糸復興五箇年実施計画を策定したが、二十四年為替レートが三六〇円に決定され、続いて蚕糸の統制が撤廃されたので、蚕糸業は大打撃をこうむり、蚕糸価格はいちじるしく変動し、養蚕製糸企業を不安に陥らしめている。ついては、政府は繭糸価安定施設の方策その他をすみやかに確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

蚕糸業を復興せしめ、輸出の振興をはかるため、すみやかに繭糸価の変動を抑え恒久的な安定の方策をとる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

兒島湾干拓事業費国庫補助増額の請願（請願者岡山県議会議長小野泰次郎）（大村清一君紹介）（第二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県兒島湾干拓事業は、国内においてもまれに見る大事業で、完成後は千九百余町の豊よくなる県下の新穀倉地が出現するわけである。しかるに本年度建設事業費の割当は、八千百六十九万円で、既成工事の維持費にも足らず、このままでは、完成までには今後なお十箇年を要し、食糧増産並びに入植者の営農上にも寒心に堪えない。ついては、国庫予算の増額と既定計画の早期完遂を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

新たな農耕地を獲得するため、現在進行中の干拓事業はできうる限り速かにこれを完遂せしめなければならぬ。よつてこれに対し国庫をもつて推進する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

細江村かんがい用水路施設費国庫補助の請願（請願者岐阜県吉城郡細江村長柚村千代造）（岡村利右衛門君紹介）（第二一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県吉城郡細江村大字数河地内の未墾地六十余町歩を水田として食糧増産に資するため、隣村坂上村大字種村の水源を利用しトンネルを以て用水を取入れたい。ついては、同かんがい用水路施設事業に対し国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

未墾地を開発し、水田とすることは食糧増産に資すること大であるから、このための水利事業は国庫をもつて補助する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

いも類の完全利用工業化に関する請願（請願者東京都目黒区衾町千四百八番地加藤淳一外三名）（八木一郎君紹介）（第二三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の特産であるいもを、粉食資源として化学的に処理し、ほとんど小麦粉、米粉と同じ程度の利用価値をもたせる「日本粉」の製造工業の飛躍的発展に助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧の自給度を高めるためいも類はこれをできうる限り完全に利用する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

主食配給価格引下げの請願（請願者埼玉県秩父郡原谷村堀口猪作外一名）（高田富之君紹介）（第二五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

金融引締りのため、一般に消費者や零細農家の生活は行き詰つており、主食は現行価格でも現金買いのできないものが相当ある状態であるから、主食の配給価格は、現行より引き下げて、一般の経済状態と併行した価格に改訂されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般国民や零細農家の生活窮迫の今日、主食の配給価格は引下げの考慮を拂うべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請

願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

肥料配給改善に関する請願（請願者栃木県議会議長高際徳治）（小平久雄君紹介）（第二八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
終戦後わが国の肥料産業界は、政府の価格差補給金の支給並びに諸資材の優先配給等の保護助成によつて大体戦前の水準まで到達するに至つた。ついては、配給公団を即時廃止し、配給業務は元売、卸売、小売の指定取扱業者に行わせ、さらに価格統制は継続し、肥料別に一本建価格を設定され、なお配給統制は継続するものとし、配給割当は現行方式を地域的消費実態に即応されたいというのである。
二、請願の議決理由
今日の肥料産業界の実情にかんがみ、肥料の配給制度はすみやかに現状に即応するよう改善する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

買収林野の開墾等に関する請願（請願者東京都港区芝新橋六丁目十二番地中央林業製話会長西垣晋作）（野原正勝君紹介）（第三一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
買収林野について次の諸項を実施されたいというのである。（一）開墾不適地及び開墾放棄地は買収価格にて旧所有者に返戻されたい、（二）買収された幼令林に対しては、同土木の期望価を基礎とした対価によつて補償せられたい、（三）買収決定地の立木収去は開墾の進ちょくに併行して伐採し、過早の伐採をしないようにされたい、（四）既買収地の開墾に全力を傾注して、新規は後廻しにされたい、（五）適地選定基準を厳密にし、土地の経済効果を十分考慮されたい、等。
二、請願の議決理由
買収林野の開墾、立木伐採等に対しては綿密なる考慮を拂い、林野を効果的能率的に利用すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

山崎せき改修工事施行の請願（請願者長野県小県郡泉田村長石井正外十四名）（小林運美君紹介）（第三一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長野県小県郡浦里村字越戸地先より源を発し同村福田区に至る山崎せきは、流域耕地三九〇町歩のかんがい用水として重大な役割を演じているが、同せきの破損がいちじるしいため、夏期においては水量枯渇の日が多く、流域は毎年かん害をこうむり、かつ病虫害発生し農作物に多大の被害を與えている。ついては、山崎せきの改修工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
かんがいによる農作物被害を予防するため農業水利事業は早急に行うべきであるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

食糧事務所職員の定員増加に関する請願（請願者静岡県周智郡森町農業協同組合長藤江喜重外五名）（足立篤郎君紹介）（第三三九号）、同（請願者名古屋市中区南大津通三丁目十二番地岩井産業株式会社名古屋支店中村敏治郎外十三名）（千賀康治君紹介）（第一九八八号）、同（請願者千葉市本町三丁目十九番地千葉県精麦工業協同組合理事長伊原清三郎外七名）（小林運美君紹介）（第二一四三号）、同（請願者山口県吉敷郡町村長会長田中貞光外八名）（青柳一郎君紹介）（第二三八九号）及び同（請願者千葉市本町三丁目十九番地千葉県精麦工業協同組合伊原清三郎外七名）（竹尾弌君紹介）（第二六四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新集荷制度による供出食糧の買上実施により、食糧事務所の業務は複雑化したにもかかわらず、行政整理によつて所員が削減されたのは遺憾である。しかも今後シャウプ勧告による供出代金の源泉課税が実施されることになれば現在の人員では到底業務遂行不可能である。ついては、食糧事務所の定員を増加されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧供出の新制度特に検査制度の厳格な実施に当り、関係事務の遂行を期するため、必要なる人員は、当然整備されなければならない。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

東経百三十度以東機船底曳網漁業者に対する労務用主食配給基準量改正の請願（請願者島根県機船底曳網漁業連合会宮崎勝造）（井之口政雄君外一名紹介）（第三四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十二年一月末、東経百三十度以東機船底曳網漁業者に対し、加配基準量として定量加配一人一日当り一四〇瓦、リンク加配、出荷数量百貫当り五六〇瓦と規定されたが、これによると受配最高量四五五瓦に要する漁獲高は一人一日当り、五六貫二五〇匁である。これは従来の実績の実に五・六倍であつて、また従来の漁獲実績にすれば僅かに一九六瓦配給される計算になる。ついては、右改訂以来いちじるしく勤労意慾が低下しているから、配給基準量一人一日当り八〇五瓦の漁業米制に改正されたいというのである。
二、請願の議決理由
漁業者の勤労意慾を高め、漁業高を確保するため、これに対する労務用主食配給基準量の不合理はすみやかに是正する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

消費生活協同組合の主食配給取扱に関する請願（請願者東京都豊島区高田南町三丁目八百三番地賀川豊彦）（岡良一君紹介）（第三七九号）、及び同（請願者福島市新町四十八番地福島県生活協同組合連合会理事長榊原巌）（八百板正君紹介）（第一一〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　食糧事情が漸次緩和されつつある今日、戦時中と同じく現在の食糧配給公団の独占的配給形態と非能率その他の点について、国民の間にも種々異論があり複数制を要望する消費者が増大している。消費協同組合が民主的配給機関として生活必需物資の殆んどの配給権を認められているのに、ひとり肝心の主食配給権だけ認められないのはあまりにも実情にそぐはないものである。ついては、食糧配給公団による独占的主食配給方式をやめ、主食配給のあらゆる段階を複数制として、その配給機関に消費生活協同組合を加えられたいというのである。
二、請願の議決理由
　食糧事情および統制が緩和されつつある現在、配給方式についてもできうる限り、合理的、能率的に改める必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

西春村外四箇村の用排水路改修に関する請願（請願者愛知県西春日井郡西春村長長谷川照外四名）（多武良哲三君紹介）（第三九五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　同地区は愛知県西春日井郡西春村、山田村、春日村、新川町及び清州町の五箇町村にまたがり、その用排水路は流域千九百余町歩に関係しているが、排水が悪く降雨の際にはたちまち田面上に尺余の湛水を見、あたかも一面湖水の如く数日間その状態が続く有様である。近年庄内川が改修され、新川の水底が低下したから、同地区周辺を流れる五條川をせきとめて用水を取入れ、地区東西の高台地に幹線用水路を設け用水を補給する計画を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
　水害かんがいを防止し、地元民の不安を除くため用排水路改修等の水利事業計画はすみやかに実施する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

浦野館村所在の上野せき改修工事費国庫補助の請願（請願者青森県上北郡浦野館村長蛯名鐵一郎外十一名）（小笠原八十美君紹介）（第四一二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　青森県上北郡浦野館村関係耕地四百余町歩にかんがいしている上野せきは、同耕地唯一の取入れせきであるが、腐朽破壊して用水取入れに困難をきたしているばかりでなく取水のために年々多額の経費を投じている。これを改修し根本的固定せきを設置し用水の確保を計る必要があるが、自力をもってしてはその負担に耐え得ない。ついては、同せきの改修工事費を国庫補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
　用水を確保し食糧増産に資するため用水路の改修等に対しては国庫をもって補助する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

競馬賞金に対する課税控除率引下げの請願（請願者青森軽種馬生産農業協同組合廣澤春彦）（小笠原八十美君紹介）（第四一三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　現行競馬法による競馬に対する課税控除は高率に過ぎ、そのため勝馬投票の的中者に対し交付する拂戻金は必然的に減額され、昨年以来開設された課税控除の低率な競輪のために圧倒されている現況である。このまま推移すれば競馬界は不振となり、畜産業の振興上憂慮されるから、競馬法第八條規定の課税控除の率を引下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
　畜産業及び地方財政の振興のため、課税控除率の引下げを講じて競馬の不振を防ぐ必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

五郷村外三箇村用水改良事業助成の請願（請願者青森県南津軽郡五郷村小倉豊）（小笠原八十美君紹介）（第四一四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　青森県南津軽郡五郷村外三箇村関係耕地三百二十町は、同県の穀倉地帯の一部であるが、用水源としてはほとんど見るべきものなく、代かき、植付はもちろんかん天時には直ちに用水不足を来し、引水のためにする農民の困苦は見るにしのびない。ついては、ため池を設置し用水源の確保をしたいから、国庫助成されたいというのである。
二、請願の議決理由
　用水不足のための農民の困苦を除去し、且つ農業生産の維持増強を図るため、用水改良事業はこれを国庫をもって助成する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

土地改良法施行令第五十三條の適用に関する請願（請願者岩手県紫波郡志和村長阿部長藏）（山本猛夫君紹介）（第四一八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　水利組合の組合員の負担額は、工事施行の始めから納入しなくともよいという土地改良法施行令第五十三條の特典について、農地開発営団より引継いだ国営農業水利改良事業に対してもその恩典を與えられたい。また公布後日時がないので、本年度中に土地改良区に改変する手続が不可能であっても、すべて二十四年度からこの恩典に浴せしめられたいというのである。
二、請願の議決理由
　農業の基礎的事業たる水利事業に対しては、種々の特典を與えこれを助長せしめる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

島原半島の開拓道路開設に関する請願（請願者長崎県南高来郡愛野町長市村英作外二名）（坪内八郎君紹介）（第四五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は島原半島の開拓道路事業を計画実施されているのであるが、計画開拓道路中、北部線は島原市と愛野町との中間にある西郷村を終点としているため、西郷村より愛野町一帯にわたる地味豊かな開拓地の多大の効用が失われてしまう。終点地たる西郷村より愛野町愛野港及び千々石町、赤溜へと延長することは、本道路の真価を増大するものであり、僅かの里程でこれを海岸線に結び、南高来郡北部山腹の循環道路を開設する等することにより、その各般にわたる利益は計り知れない。ついては、同開拓道路のすみやかに開設実施を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓地の豊かな資源の輸送のための道路開設は、これによりえられる各般の利益を考え、許す限り規模を大にする必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

肥料配給公団廃止の請願（請願者熊本県議会議長大久保勢輔）（原田雪松君外九名紹介）（第五四二号）及び同（請願者宮崎市宮崎県庁内宮崎県議会議長甲斐善平）（淵通義君外四名紹介）（第八五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

肥料の配給は、官僚的に運営されているので、能率は阻害され、中間経費はかさみ、集荷配給も農村の実情に即せず行われているので一般農民のえんさの的となつている。しかも、肥料産業は価格差補給金の支給や諸資材の優先配給等をうけて復興し、戦前の消費実績に等しい生産量をあげている。ついては、すみやかに肥料配給公団を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

肥料産業が復興した今日、肥料の配給方式は、すみやかに改善し、農村の実情に即せしめる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

繭価の安定施策樹立等に関する請願（請願者福島県田村郡養蚕農業協同組合連合会伊藤勝泰）（大和田義榮君外三名紹介）（第五四六号）、同外一件（請願者宮城県刈田郡養蚕販売農業協同組合連合会長戒沢国吉外二名）（庄司一郎君紹介）（第八〇九号）、同（請願者広島県農産農業協同組合連合会長中西高美外二千五百名）（平川篤雄君外一名紹介）（第八五五号）、同（請願者立川市曙町東京都養蚕販売農業協同組合連合会長細野甚太郎外四千五百名）（並木芳雄君紹介）（第九四五号）、同（請願者奈良市登大路町八番地奈良県販売農業協同組合連合会長上田熊三外百二十四名）（竹村奈良一君紹介）（第九四六号）、同（請願者高松市香川県養蚕販売農業協同組合連合会長田淵一夫外千三百名）（玉置實君紹介）（第九四七号）、同（請願者岡山市岡山県養蚕販売農業協同組合連合会長友保知外九百五十名）（大養健君外九名紹介）（第九四八号）、同（請願者宇都宮市栃木県蚕蛾販売農業協同組合連合会長猪瀬親二外千五百名）（小平久雄君紹介）（第九四九号）、同（請願者松山市愛媛県蚕蛾販売農業協同組合連合会長矢野誠外三千七百名）（中村純一君紹介）（第九五〇号）、同（請願者大分市大分県蚕蛾販売農業協同組合連合会長中尾利雄外一万六千名）（福田喜東君外一名紹介）（第九五一号）、同（請願者仙台市宮城県蚕蛾販売農業協同組合連合会長岡崎祐吾外三万八百六十八名）（庄司一郎君外二名紹介）（第九五二号）、同（請願者京都市京都府蚕蛾販売農業協同組合連合会長小林良雄外九千八百名）（前尾繁三郎君紹介）（第九五三号）、同（請願者浦和市蚕蛾農業協同組合連合会長野原明治外四万三千名）（高間松吉君外五名紹介）（第九五四号）、同（請願者津市三重県蚕蛾販売農業協同組合連合会長田中政郎外二万九千六百十六名）（松本一郎君外一名紹介）（第九五五号）、同（請願者大津市滋賀県生産農業協同組合連合会長佐野眞次郎外三千二十四名）（河原伊三郎君紹介）（第九五六号）、同（請願者静岡市静岡県蚕蛾販売農業協同組合連合会長金原陸奥平外七千六百十六名）（遠藤三郎君外一名紹介）（第九五七号）、同（請願者松江市島根県蚕蛾販売農業協同組合連合会長佐藤定吉外一万一千五百七名）（大橋武夫君紹介）（第九五八号）、同（請願者愛知県渥美郡田原町田原町蚕蛾農業協同組合連合会長大橋清作外二万千五十名）（八木一郎君外二名紹介）（第九五九号）、同（請願者前橋市群馬県蚕蛾販売農業協同組合連合会長小金沢喜興治外三万四百六十四名）（小淵光平君外二名紹介）（第九六〇号）、同（請願者岐阜市岐阜県蚕蛾販売農業協同組合連合会長鷲見浩平外四万九千六十六名）（武藤嘉一君外一名紹介）（第九六一号）、同（請願者福島市福島県蚕蛾販売農業協同組合連合会長佐藤善太外六万三千名）（關内正一君外八名紹介）（第九六二号）、同（請願者全長野県蚕蛾販売農業協同組合連合会長奥村利雄外三千八百三十八名）（中村寅太君紹介）（第一一一九号）、同（請願者神奈川県蚕蛾販売農業協同組合連合会長甘利正外四千百十五名）（河野謙三君紹介）（第一一二〇号）、同（請願者山形県蚕蛾販売農業協同組合連合会長安部多門外一万四千三十名）（松浦東介君外二名紹介）（第一一二一号）、同（請願者徳島県蚕蛾販売農業協同組合連合会長安友三次外一万千六百十三名）（生田和平君紹介）（第一一二二号）、同（請願者鳥取県蚕蛾販売農業協同組合連合会小松哲元外一万二千七十五名）（稲田直道君紹介）（第一一二三号）、同外一件（請願者兵庫県蚕蛾販売農業協同組合連合会長浜香三外二万三百四十六名）（原健三郎君紹介）（第一一

二四号）、同（請願者新潟県北蒲原郡新発田町役場内大平寅一外一万三千二十七名）（松木弘君外二名紹介）（第一一五四号）、同（請願者熊本市南千反畑町三十三番地熊本県蚕糸業協同組合連合会長堀川光記）（原田雪松君外二名紹介）（第一二〇八号）、同（請願者浦和市仲町二丁目九十一番地埼玉県指導農業協同組合連合会長武正総一郎）（青木正君紹介）（第一六二三号）及び同（請願者岩手県蚕糸販売農業協同組合連合会長佐川広）（淺利三朗君紹介）（第一七六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は糸価安定のみでなく、さらに繭価安定のために施策されたい。そのために、弱少蚕糸家に乾繭保管設備等に簡易な金融の道を講ぜられたい。さらに蚕糸統制撤廃後の蚕糸技術員の身分はきわめて不安定であり、平均五千二百円ベースで生活と苦闘しているから、国策的見地から同技術員の身分安定を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

繭糸価格安定の見地から、本請願の趣旨は至当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

森林組合の強化に関する請願（請願者宮崎県森林組合連合会長井戸川一外五十七名）（淵通義君外一名紹介）（第五四九号）及び同（請願者長崎県森林組合連合会長池松林一外七十名）（野原正勝君紹介）（第五五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府においては、森林法の改正とともに、緊急造林法案、造林資金融通措置法案を立案中ときくが、これ等の林業問題を強力に推進するためには、森林組合への義務加入の制度が必要である。ついては、同法案に森林組合への義務加入と、それの代償としての国家的援助と保護とを立案されたいというのである。

二、請願の議決理由

治山治水を強力に推進せしめるため、森林組合を強化し且つこれに援助と保護を與える必要がある。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

大江川用本改良事業費増額の請願（請願者愛知県中島郡大里村伊藤半逸）（江崎真澄君紹介）（第五五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県大江川は受益地七千五百四十町歩、延長二万五百五十六メートルの長流であるが、昭和二十四年度の改修予算は僅かに七百万円であつて、これでは今後十数年を経なければ改修は完成しないことになる。しかるに二十五年度の改修予算は全然計上されていない由であるが、これは無謀もはなはだしく下流農民の納得のできぬ事で、また増産意欲を減退させ供米にも影響する所が大きい。ついては、すみやかに調査の上、同事業完成を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

広大なる受益地を有する河川の用水改良事業はその及ぼす影響を考慮して、すみやかに完成せしめるよう促進する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

森林組合の強化等に関する請願（請願者熊本市京町一丁目二十番地熊本県森林組合連合会会長山野萬平）（原田雪松君外三名紹介）（第五九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府においては、森林法の改正とともに、緊急造林法案、造林資金融通措置法案を立案中ときくが、これ等の林業問題を強力に推進するためには、森林組合への義務加入の制度が必要である。ついては、同法案に森林組合への義務加入と、それの代償としての国家的援助と保護とを立案されたいというのである。

二、請願の議決理由

治山治水を強力に推進せしめるため、森林組合を強化し且つこれに援助と保護を與える必要がある。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

羽合用水路改良事業施行の請願（請願者鳥取県東伯郡長瀬村長故島賢市外十名）（門脇勝太郎君紹介）（第六三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県下長瀬村他五箇町村約五千の農家は天神川河口羽合六百町歩を耕作しているが、かんがい用水の形体は三つの水利系統より成りおのおのその本せきと別個の用水路を持つて引水している。しかるに、いずれも全地域的な計画性と適切な引水技術に乏しいため、毎用水期には水量不足とかんがい用水の地域的不均衡から耕作者間のまさつを起し、食糧増産の面に大きい支障を及ぼしている。ついては、すみやかに羽合用水路の根本的改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

用排水事業の施行によつて、農業経営の安定並びに食糧増産は一層期待しうる。特に羽合用水路の特性にかんがみ、国費の補助をもつて本事業を実施する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業改良事業に関する請願（請願者松江市松江地区農業改良委員会長梅幸雄）（木村榮君外三名紹介）（第六五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業改良事業は施行以来約一年になるが、農業改良事業の機能を充分に発揮するためには、改良普及員を一市町村一名以上全額国庫負担をもつて設置されまた地区農業改良委員会に対し国費を以て助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の農業改良普及員は一人で数ケ村をかけ持ちしている。これでは普及事業の合理的推進もなしえないから、これが増員をなす必要がある。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付す

べきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

山林樹苗養成事業助成の請願（請願者栃木県下都賀郡桑村栃木県山林種苗林産組合長菅沼良太ノ（小平久雄君紹介）（第七二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
水害の主なる原因である、山林の荒廃を克服すべきものは、造林事業である。しかるに造林事業が不振であるのは、優良苗木の不足が重大な原因をなしている。造林事業の完成にはまず苗木の増産を計らねばならない。しかるに蓄苗に対する助成金は昭和二十五年度の予算には計上至難の由であるが、樹苗生産者は普通三箇年後にならなければ収入をあげ得ない状態であつて経済的に困窮しているから、造林完了に至るまで補助金を継続下附せられたいというのである。

二、請願の議決理由
農山村経済の安定の上からも、治山治水の上からも造林事業は強く要請されている。よつて苗木不足の今日、これが育成に国庫補助をもつて助成することは適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

長代地区開拓事業費国庫補助増額の請願（請願者岡山県上房郡有漢村長新山巍外二十八名ノ（橋本龍伍君紹介）（第七六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県上房郡長代地区の開拓建設事業は、その完成の暁には、長代池にたたえる豊富な水量により、開拓地はもとよりその余水は下流四箇村の水田数百町をうるおし、年々の増産は多大なものとなるが、同工事着工以来四年目になつたが事業は遅々として進展をしない。昭和二十五年度から特殊地区に認定されたが、事業費額が総事業に対してあまりにも少額であるから、事業額を増額し、すみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由
農業生産の増強に資すること多大である本用水事業の施行はその特殊性にかんがみ、至当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

岡山食糧事務所職員の定員増加に関する請願（請願者岡山食糧事務所長関幸夫外一名）（大村清一君紹介）（第七六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
定員法の実施により、岡山食糧事務所職員九百十五名中百一名が整理され八百十四名となり、作物報告事務所、農地事務局等から借定員二十九名、その外は臨時職員をもつて、間に合せている。しかるに、整理前の定員でさえ、一人当り一週平均六十時間を超えており、業務の複雑化と共に事務分量は増大する一方で、現在の定員では到底処理し得ない段階に至つた。ついては、現在勤務中の臨時職員及び借定員を本定員にすると共に、食糧事務所の増員を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
食糧管理制度の現状にかんがみ、末端食糧事務所は所管事務も多端である。特に最近の検査制度の厳正な実施は一層これに拍車を加えている。よつて本請願は、これを議院の会議に対して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

林業金庫設置に関する請願（請願者群馬県議会議長高山和助）（小峯柳多君紹介）（第七七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近時森林の蓄積量は年々減少し、治山治水上に多大の危険を生じ、地方財政上にも悪影響を及ぼしている。その根本的な原因の一つとして、林業が長期にわたる事業であるにもかかわらず、長期低利の金融の途がなかつたことがあげられる。ついては、林業界振興のため林業金庫を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
造林事業の実施は農山村経済の安定並びに治山治水の上からも緊急を要し、これが資金の確保のために林業金庫の設置は適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

北海道のかんがい揚水経費全額国庫負担の請願（請願者札幌市南一條西一丁目北海道土功組合連合会内森下友平外七名ノ北二郎君紹介ノ（第八〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道の低湿地帯における水田耕作者は、そのかんがい用水を揚水機に依存している関係上、今回の電力料金値上は大きな負担となり、生産費に満たない米価で供出を強制される結果、その農業経営は破たんにひんしている。ついては、かんがい揚水経費を全額国庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道の農業者の生活安定と生産増強上必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

中根村外二箇町村用水改良事業費増額の請願（請願者千葉県夷隅郡中根村長伊藤義男外十九名ノ（森暁君紹介）（第八〇五号）関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県夷隅郡中根村外二箇町村は、用水不足によりかん害になやまされていたが、今回町村民の熱望により、夷隅川に潮止せきを設置し、海水侵入を防止し、大貯水池とすることによつて用水源の確立をはかるための用水事業実施の認可が与えられた。かくて揚水施設は完成し、幹線水路も一部を残して大部分開通したが、公共事業費の削減に伴つて、完成の一歩手前で中止に至つたから、同事業を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
土地改良事業によつて食糧の自給度は向上するが、現下の農村経済の不況にかんがみ本事業は国庫補助をもつて保進する要があると認め、本

請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

蚕業技術員の身分安定に関する請願（請願者宮城県蚕糸販売農業協同組合連合会会長岡崎祐吾外二名）（庄司一郎君外二名紹介）（第八一〇号）、同（請願者山形市香澄町山形県蚕糸販売農業協同組合連合会会長安部多門外二万六千四百名）（松浦東介君外二名紹介）（第一〇三〇号）、同（請願者高知県蚕糸販売農業協同組合連合会会長坂本栄龍外二千七百六名）（長野長廣君紹介）（第一一一四号）及び同（請願者宮城県柴田郡蚕糸販売農業協同組合連合会会長青野幸吉外八百十三名）（内海安吉君紹介）（第一二三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

蚕業技術員設置費は、繭の統制撤廃後は実質上蚕糸家の負担となり、支出が非常に困難な実情にあるため、技術員の身分を不安にさせている。ついては、繭の生産指導に支障をきたさないよう、蚕業技術員の身分安定のため、措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

蚕糸向上のため、技術員の養成並びに身分の保証を確立する必要があり、これが助成の措置を講ずべきである。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

豊橋市に繭糸取引所設置の請願（請願者豊橋市花田町稗田九十一番地豊橋繭糸取引所設立発起人総代清水壽一外二十二名）（八木一郎君紹介）（第八八九号）及び同（請願者豊橋市議会議長河合源三郎）（八木一郎君外一名紹介）（第二七二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

経済九原則による単一為替レートの設定、蚕糸業の全面的統制撤廃は、蚕糸業界の大混乱を招来した。ついては、これらの混乱を防止し、繭糸類の増産意慾を振興し、蚕糸業の飛躍的発展を図るため、すみやかに、豊橋市に繭糸取引所を設置し、蚕糸業者の公共機関として、公正なる取引を公開し、適切なる相場の公示によつて繭糸類および資金の流通の円滑化を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

輸出の大宗たる蚕糸の生産増強を期するために、現下の混乱せる実状を收拾安定せしめる諸施策を実施する必要がある。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

尾崎村の農業水利改良事業に関する請願（請願者兵庫県津名郡尾崎村耕地整理組合長高木次右エ門）（塩田賀四郎君紹介）（第八九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大規模な農業水利改良事業を、強力、急速に促進して、既耕地の生産力を高度化し、主要食糧の増産を図ることは、わが国現下の絶対不可欠な要件である。この見地から、兵庫県津名郡尾崎村のトンネル工事のすみやかなる完成と、枯木川治水砂防工事の施行を、ぜひとも昭和二十五年度において実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産並びに農業経営安定のために、水利改良事業の施行を国庫補助によつて助成する必要がある。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

土地改良費及び災害復旧費予算増額等に関する請願（請願者新潟県西蒲原郡上郷水害予防組合管理者岩田一郎）（高田富之君外一名紹介）（第九八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西蒲原郡は、重粘土質の濕田が多く、積雪多雨の気候條件のため、土地改良費、水利組合費等多額の経費を要する。しかるに、現在の低米価では均衡をかき、さらに土地改良施設費の所得税が、耐用年数によつて原価償却計算をもつて算出し、これを農家の必要経費として取扱うようでは農民はとうてい負担に耐えられない。ついては、土地改良、災害復旧に対する予算を最大限に増額し、全額国庫負担とするとともに、耕地整理費、水利組合費等の賦課額は全額必要経費として認められたいというのである。

二、請願の議決理由

窮迫せる農家経済の安定と、将来における農業生産の発展を期するため土地改良及び災害復旧の事業に対しては、特に予算上の措置を講じてこれを促進せしむべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩川町周辺の国営山林砂防工事継続施行に関する請願（請願者鹿児島県囎唹郡岩川町長吉瀬寛外一名）（岩川與助君紹介）（第九九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県囎唹郡岩川町田川は、雨水、地下水、河川流水等による水害が多く、とくに菱田川流域においてはなはだしく、山林の崩壊、耕地の流失等じん大な被害をこうむつている。これがため、さきに農林省直轄による砂防工事を実施されることになり、順調に工事の進ちよくを見ていた。しかるに、昭和二十四年六月デラ台風のため、施行中の工事に大被害を與え、今後工事の施行は経費の関係上憂慮すべき状態におちいつた。ついては、右事情を考慮されて同工事を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

水害を防止し、山林耕地を被害より守るための砂防工事はすみやかに完成するよう施行を継続する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手県下の国有林一部拂下げ促進に関する請願（請願者岩手県紫波郡水分村長鷹木嘉右エ門外七名）（野原正勝君紹介）（第一〇〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　第四、第五国会において採択になつたのであるが、岩手県の国有林矢櫃山は、藩政以来水分村外七箇村の住民の炊料並びに草苅山として入会林野であり、関係村に開放されていたが、明治の初期調査判断の誤りから、同山林は第三種官林に編入され、以来同村民は長年利用できた生活必需物資の入手の途を絶たれ、薪炭、家屋補修材、家畜飼料、堆肥の補給に多大の困窮を忍んでいる。ついては、国有林矢櫃山を関係各村に拂下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
　森林地はその中に木林、飼料、肥料等の物資を求める地元民に広く利用されるべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　　農林委員長　小笠原八十美
　衆議院議長幣原喜重郎殿

農業災害補償事業強化に関する請願（請願者仙台市北一番丁百九番地宮城県農業共済組合連合会小野寺誠毅ノ本間俊一君外五名紹介ノ第一〇〇六号）、同（請願者高松市北浜町六十五番地の一西日本農業共済組合連合会長会議長飛多宇市外十九名ノ原田雪松君外十九名紹介ノ第一二五三号）、同（請願者山形市七日町東前六百十番地の三柏倉九左衛門外五名ノ松浦東介君外二十六名紹介）（第一六五五号）、及び同（請願者金沢市広坂通七十八番地石川県農業共済組合連合会長奥村忠次外四名ノ坂田英一君外十九名紹介）（第一六六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　農業災害補償制度は、なお、重要な問題が残されている。宮城県農業共済組合大会では左の諸点に対して要望している。（一）共済掛金及び賦課金は現物をもつて行うよう法的措置を講じ、超過供出の価格で買上げ、かつ課税しないこと、（二）水稲単作地帯の農作物の最高補償限度を、現行五〇％から八〇％以上に引上げ、共済掛金の増額分は国庫負担とする。また同地帯の農作物事故補償の最低限度を現行の三割から二割に引下げること、（三）団体の事務費全額国庫負担、（四）耕地の災害を国家補償とするよう法的措置をとること、（五）災害防除の強化の徹底、（六）借入金に対する政府による金融的措置、（七）共済事故に虫害を加えること、（八）農業共済団体に対する県税及び市町村税の免除。
二、請願の議決理由
　農業災害補償事業に対しては、現在更に法的、財政的措置を講じてこれを保護助成し強化を図るべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　　農林委員長　小笠原八十美
　衆議院議長幣原喜重郎殿

国有林の管理経営地方移譲に関する請願（請願者北海道網走支庁管内町村会長近野吉次外七十九名ノ松田鐵藏君紹介ノ第一〇三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　北海道網走支庁管内各町村は、地域はきわめて広大であり、しかもその地域内には、広大な国有林を包含しているから、農耕地は少く財政的にも恵まれていない。しかも、国有林所在町村交付金はきわめて少額で、ますますその財政を困難ならしめている。ついては、国有林野の全部または一部は、その所在市町村が国の一定の監督のもとに管理経営し、その収益の一定率を国庫に納付するように、関係諸法規を改正されたいというのである。
二、請願の議決理由
　広大な国有林を抱えてしかも財政的に恵まれぬ地方の困難を除くため、国有林の管理経営の改善によつて地方も利益をうるよう法的措置を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　　農林委員長　小笠原八十美
　衆議院議長幣原喜重郎殿

官行しやく伐事業廃止に関する請願（請願者北海道網走支庁管内町村会長近野吉次外七十八名ノ松田鐵藏君紹介ノ第一〇四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　北海道網走支庁管内には、八箇町村において官行しやく（所）伐事業は盛大に実施されている。一方、同地方における民間しやく伐事業も逐年隆盛となり、躍進的な拡張を続けてきた。その結果、今後数年にして森林資源が枯渇し、林業は中止のやむなきに至るおそれがある。ついては、官行しやく伐事業を廃止され、もし必要ある場合は、民間業者をして実施せしめられ、現在官行しやく伐事業に使用中の森林軌道は、その所在町村に拂下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
　森林資源の枯渇を防止するため、官行しやく伐事業は、これを廃止して濫伐におちいらないよう図る必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　　農林委員長　小笠原八十美
　衆議院議長幣原喜重郎殿

荒川及び駒込川の毒水排除に関する請願（請願者青森県東津軽郡高田村長奥崎祐一ノ山崎岩男君紹介ノ第一一〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　青森市外七箇村は、耕作水田およそ二千三百九十六町歩を、荒川水系及び駒込川水系によつてかんがいされている。しかるに、荒川は昭和十五年秋から、駒込川は藩政時代から、いずれも水源地にわき出る硫化水素の悪水が、かんがい水に混入して、そのために土質が酸性化して、地力を弱らせ、ろう水はなはだしく、収穫は減少の一途をたどりつつある現状である。ついては、すみやかにこれが根本的対策を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
　かんがい用水に混入した毒水は収穫にはなはだしい悪影響を與えるをもつて、すみやかに根本的対策を講じて、毒水排除に努める必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　　農林委員長　小笠原八十美
　衆議院議長幣原喜重郎殿

競馬の課税控除率引下げの請願（請願者東京都千代田区内幸町一丁目二番地東京競馬場馬主協会内馬券控除率軽減期成同盟委員長鈴江繁一外一万五十六名）（小笠原八十美君外四名紹介）（第一〇四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　現行競馬法による競馬に対する課税控除は高率に過ぎ、そのため勝馬

投票の的中者に対し交付する拂戻金は必然的に減額され、昨年以来開設された課税控除の低率な競輪のために圧倒されている現況である。このまま推移すれば競馬界は不振となり、畜産業の振興上憂慮されるから、競馬法第八條規定の課税控除の率を引下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

畜産業及び地方財政の振興のため、課税控除率の引下げを講じて競馬の不振を防ぐ必要があるものと認め本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

膽澤地方の国有林野開放に関する請願（請願者岩手県膽澤郡水澤町北下幅字尻掛二十九番地の二下飯坂元）（小澤佐重喜君外一名紹介）（第一一六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県膽澤地方に所在する国有地内の、現に放牧採草用地として賃貸使用中のもの、または今後新に設定を要する放牧採草地等を、所属換して同地方農民の地位向上と、生活の安定に寄與するよう、同地方の国有林を解放し、水田單作地帶農民を救済されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在放牧採草用地として利用されている国有地は、更に地元民の生活の向上、安定に寄與するよう解放されるべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

国有牧野の開放に関する請願（請願者福島市福島県庁内東北六県国有牧野開放促進協議会長小泉一郎）（小笠原八十美君外一名紹介）（第一一六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農地改革の一環である牧野の開放は、自作農創設特別措置法の一部改正に伴い実施されることとなつたにかかわらず、法令施行後二年を経た今日、いまだ何らの実現を見ないのは実に遺憾である。ついては、農地改革の精神にのつとり、すみやかに、国有牧野の開放を実施するとともに、現価格による開放を要望するというのである。

二、請願の議決理由

農地改革による農地零細化の増大は、農業経営の不安定を招く虞があるから、開拓適地は可能な限り解放し増反する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

下忘山林道開設工事費増額の請願（請願者宮城県刈田郡白石町長麻生寛道外十名）（庄司一郎君外六名紹介）（第一一七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

蔵王山中最も森林資源の豊富である不忘山の資源開発のため、昭和十八年林道の開設が企画され、昭和二十三年十八キロの工事を終り余すところ二キロとなつた。しかるに予算の都合上、昭和二十四年度においては修理費のみに止められたので、第六回国会に継続予算の計上を請願して採択されたが、今回の予算を以てしては残工事の半ばを施行する程度で、とうていその完成を見ることは不可能である。ついては、本工事を完成しうるよう、予算を増額されたというのである。

二、請願の議決理由

森林資源の合理的な活用を図る上に、林道の開設は緊急を要する。これがために国庫助成による実施が適当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

中の湖、津田内湖干拓工事促進に関する請願（請願者滋賀県蒲生郡岡山村長松井秀二郎外千五百八十七名）（河原伊三郎君紹介）（第一一八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

琵琶湖干拓事業は、戰時中より緊急食糧増産対策の一環として実施され、水茎及び入江の両地区を除き八箇地区は完成し、水茎、入江両地区も昭和二十五年度に完成の見通しが確実となつている。ついては、一部の反対のため工事が停頓状態となつている、中の湖、津田内湖の干拓工事を、すみやかに施行完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

干拓事業による農地開発は資源不足のわが国としては、適策である。よつてこれが国庫の助成によつて完成する要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

めん羊購入資金並びに国産羊毛集荷処理資金の融資に関する請願（請願者盛岡市新山小路東北北海道緬羊協議会長岡健）（原田雪松君紹介）（第一一九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

寒冷地の農業経営上めん羊飼育は重大使命を持つているが、これを移輸入により購入するためには多額の資金を要し、また国産羊毛につき牧羊毛を羊毛工業原料として、商品価値を高めるため有利適切な処理を行うためにも大なる資金が必要である。めん羊改良増殖事業の成否は資金の融資如何にかかつている。ついては、めん羊購入資金及び国産羊毛集荷処理資金のじんそく、円滑な融資の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国の衣料資源確保並びに農業経営安定に役立つめん羊飼育を助長させるために、これに必要な資金の融通は、適策であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

三種川左岸普通水利組合幹線水路開設に関する請願（請願者秋田県山本郡下岩川村長近藤重太郎外十四名）（笹山茂太郎君紹介）（第一一九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県山本郡下岩川村は、かんがい用水の不足をつげ、年々被害をうけ、減收年五百石の多きを算する状態であつた。ために、昭和十七年から、県営事業として、下岩川村字外

の沢地区に貯水池工事を起し、同二十二年完成を見たが、同工事の最主要部である幹線水路工事が、予算の関係で中止せられ、そのままになつている。同工事費は二千余万円の巨額のため、貧窮せる農民のみでは負担しえないから、国庫補助により、県営事業として実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

土地改良事業を行つて食糧増産並びに農業経営の安定に資するため国庫補助による実施が適切である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

耕地整理地区の換地処分事務代理施行並びに同国庫補助増額の請願（請願者長崎県指導農業協同組合連合会内長崎県開拓協会長本多武夫）（岡延右ェ門君外一名紹介）（第一一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県では、農地改革促進のため、従来の耕地整理地区の換地処分計画が実施されることとなるが、換地処分事務の取扱いにおいて、確定測量の実施、確定各筆調書の作成、知事宛申請書の作成、賃貸価格配賦申請書の作成、登記申請書の作成等の耕地整理組合で行うべき事務は、政府自ら行うことなく、従来通り民間団体で自主的に施行させるように取計われたい。なお換地処分事業費に対する国庫補助金は、反当り二百五十円以上、面積千五百五十八町分交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

農地改革に伴う換地処分の事務を早急に完了させるため、これが民間団体えの移管と国庫助成は必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業薬剤貯備費国家補償に関する請願（請願者熊本県購買農業協同組合連合会平川仙吉）（坂田道太君外二名紹介）（第一二二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県における病虫害の被害は、めい虫だけで四億三千万円に達し、これが対策として、防除実践本部を組織し、県費一千三百万円を計上し、動力噴霧器、種もみの消毒器材、緊急農薬等を企画している。農業薬剤は、統制割当制であるため、割当確保の資金操作、並びに貯蔵中の損耗、越年のための有効成分低下補償等に対する負担等、種々困難があるが、これが金利の補償は、農民の負担に期すべきものでなく、国家が補償すべきである。ついては、農業薬剤貯備費補償として、一県二百万円、四十県最低八千万円を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

農作物の病虫害を未然に防止する処置は必要なことであり、これに助成する措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業手形の償還期日延長並びに農業融資に関する請願（請願者熊本県信用農業協同組合連合会堀川光記）（原田雪松君外二名紹介）（第一二二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県における昭和二十四年度産米は、三割乃至五割の減収であり、供出は二十四年度末はかろうじて六〇％となり、農業手形償還も困難な実状である。すなわち、農業手形利用六億九千万円の内、約五十七％は町村農協として事実上、償還不能の有様であるから、償還期を昭和二十五年二月末日まで延期されたい。生産統制、供出の強行、農産物低価格すえ置等により、農村は荒廃の一途をたどるのみであるから、農家経済を救うために、長期低利資金融通のみちを開かれたいというのである。

二、請願の議決理由

困窮せる農家経済の救済のため農業手形償還期日の延期、又は長期低利資金融通の途を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手郡下の国有牧野開放に関する請願（請願者岩手県岩手郡川口村長瀬川清十郎）（野原正勝君外一名紹介）（第一一四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県岩手郡は、反当収量が過少であつて、単作農業を主とする寒冷地帯である関係上、きゆう（厩）肥の取得、畜力利用及び有畜農業を平行しなければ、とうてい農業維持は困難であり、そのためには、どうしても農地と牧野との全面的解放が必要である。しかるに、現在までの過程を見ると、民有牧野はすでに一〇〇％開放されているが、国有林においては、僅か六％に過ぎない。ついては、同郡下国有林を即時開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

東北地方の如き、寒冷地農業の特殊性にかんがみ、営農合理化を図る上に国有林の解放は適切であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

猿島郡下の耕地整理組合費全額国庫負担等に関する請願（請願者茨城県猿島郡桜井村高野小沢雄次郎外三百五十五名）（池田峯雄君外三名紹介）（第一一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県猿島郡下長井戸沼、釈迦水海沼、大山沼等の干拓地耕作者は、昭和二十三年度は反当り一千二百円、同二十五年は電気料金の値上のため、一千三百二十四円の耕地整理組合費を負担し、一方利根川の不完全な治水工事のため、大正八年から三十三年間の内約半数の年は被害を受け、たえず浸水の不安におびえている。ついては、食糧増産のため、同干拓地耕作者に対し、耕地整理組合費を全額国庫負担にし、利根川完全治水対策を講じ、応急措置として、現在着工中の同郡新郷村大山地先の築堤工事の完成を促進し、それより下流も南岸と同じ高さとなるよう、一メートル量上工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

農村経済不況の今日、耕地整理組合に国庫補助をし、その目的を充分果させる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、

本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

永岡村北沢にため池築設の請願（請願者岩手県胆沢郡永岡村長代理松本與四太郎）（小澤佐重喜君紹介）（第一二七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県胆沢郡永岡村永栄部落の、水田二百九十町歩の中、百五十町歩は、冷たいかんがい水に依存しているので、刈取期には、一割減収の青枯れを生じている。反当り收量二石五斗を收穫し得る地力を持ちながら、三百石減收を繰返すことは、耕作者として忍び得ないところである。ついては、この冷害対策として、同村永栄部落の水源地北沢に、溫水ため池を築設されたいというのである。
二、請願の議決理由
東北農業の特性にかんがみ、本請願の趣旨は至当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

大形村用排水路築設費国庫補助の請願（請願者茨城県結城郡大形村大形開拓増反組合長野村茂外二百名）（鈴木明良君紹介）（第一三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
茨城県結城大形村では、昭和二年の鬼怒川治水工事の一環として、同地方を廃川としその敷地の耕地化事業を県営で行い、電力揚排水機を使用して、関係村の協力により、一時は農地開発営団の管理で継続していたが、現在再び県の所管として工事中である。しかしながら、用排水路の不完全なため、かん害、水害の被害多く、收穫は減少しているので、用排水路建設費、並びに残工業費を国庫にて補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
農村経済不況の現状にかんがみ、着手中の土地改良事業は国庫補助をもつて完了させる必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

上宝村食糧事務所職員の定員増加に関する請願（請願者岐阜県吉城郡上宝村長上野一郎）（岡村利右衞門君紹介）（第一三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国内食糧の買上機関たる食糧事務所職員をして、食糧増産と供出に対する指導、及び主要食糧の買入検査、並びに代金支拂等の事務の万全を期せしめることは、食糧行政上緊急を要するところである。しかるに、現在食糧事務所末端機関である出張所職員は、食糧事務所設置当時でも人員不足であつたのが、行政整理による人員縮少のため、一層不足を来し、岐阜県吉城郡上宝村においては、只一名の職員で、人口、面積ともに広大な村の食糧行政の重任を負わしめられているのである。ついては、同村の食糧事務所職員の増員を実現されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧事務所の繁忙は益々増大しており、且つ本出張所の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨は至当と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

松尾地区開拓事業に関する請願（請願者大村市木場郷二千三百番地の二松尾開拓農業協同組合長野口虎兒）（坪内八郎君紹介）（第一三九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
松尾開拓地は、昭和二十三年十二月二日の第一次買收、同二十四年七月二日の第二次買收により、総面積五十町歩となり、現在純粋入植二十一戸、増反入植六戸計二十七戸、四十五名をもつて、食糧増産のため奮闘している。組合としても、土地買收と同時に農地開発計画をたて、その実現に努力しているが、農林省の集団開墾地としての認証が、今日に至るも実現できないため、工事に着手できない状態であるから、集団開拓地認証を許可されたいというのである。
二、請願の議決理由
開拓地入植者を保護助成するために集団開拓地認証の許可を可及的すみやかに行う必要がある。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

生めんの配給実施に関する請願（請願者東京都新宿区歌舞伎町七百七十三番地東京都麺類委託加工業協同組合理事長舟橋繁一）（高木章君紹介）（第一四一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
うどん食は、パン食より経済的であると同時に、日本人のし好に適しており、かつ東京都民の、生めんを希望する声はきわめて大であるから、現在のパン券めん券を、生めん及び粉にも及ぼして、一般の希望する何れにでも自由に選択受配できるようにされたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧需給の好転に伴つて、消費者の自由選択による受配は適策と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

生井村外三箇村の耕地整理事業施行反対に関する請願（請願者栃木県下都賀郡生井村長嶋兼吉外四百一名）（佐々木更三君外一名紹介）（第一四二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県下都賀郡生井村外三箇村の、耕地整理事業の工事によつて、降雨の度に冠水する農地が約四百町歩に及び、農地不足の現在、農民がとうてい耐えられない現状である。同工事は、学良川改修を根本とするもので、地元負担は九百十五万円、負担区域は七百五十町に及ぶが、上流地方にはほとんど受益なく、負担額は大差がないため、組合内の紛きゆうがたえなかつた。ついては、農家経済の窮迫している今日、同村の耕地整理事業の工事を中止されたいというのである。
二、請願の議決理由
農家経済不況の現下における土

地改良事業の施行には国庫補助によることが適切であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業改良局統計調査部並びに作物報告事務所職員の定員増加に関する請願（請願者東京都港区芝新桜田町二十二番地農業改良局統計調査部内全農林労働組合作報中央支部委員分会萱野清市郎外百二十二名）（竹村奈良一君紹介）（第二四八〇号）等に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公平、正確な農林統計を作り、農村の民主化を計るためには、農業改良局統計調査部及び作物報告事務所の現在の機構では、職員の労働條件、人員資材、予算等においてははなはだ不備である。ついては、業務の完全を期するため、これら職員の定員を、増加せられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国農業事情の適確なる把握のために作物報告事務所の行う調査は重大なる任務であるが、これが円滑なる達成のために必要な人員の拡充は当然のことと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

矢本町外六箇町村用水路改修事業費国庫補助の請願（請願者宮城県遠田桃生牡鹿三郡及石巻市水利組合連合管理者塩谷未吉外十七名）（内海安吉君紹介）（第一四四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県下の矢本町、大塩村等六箇町村の、水田千五百九十町歩のかんがい地帯を、揚水機関により引水する水路は、はなはだしく荒廃して、水不足をきたし、耕作上多大の支障をきたしている。連年いちじるしい減収により、経済上疲弊している農民の力だけでは、とうてい同水路の改修をすることができないから、同水路改修事業施行のため、国庫補助せられたいというのである。

二、請願の議決理由

農村経済不況の現状における用水事業の施行は国庫補助によつて助成することが至当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

矢本町外六箇町村揚水機電化事業費国庫補助の請願（請願者宮城県遠田桃生牡鹿三郡及石巻市水利組合連合管理者塩谷未吉外十七名）（内海安吉君紹介）（第一四四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県遠田・桃生・牡鹿三郡の内矢本町、大塩村、北村、広淵村、前谷地村、通谷町、南郷村の二町五箇村で組織されている、水利組合連合地域内、水田二千七十町歩の揚水重油機関は、はなはだしく老朽し、かつ燃油不足のため、毎年多大の減収を来している。しかし、連年の減収により経済が疲弊している各村において、とうてい同機関の電化は困難である。ついては、国庫補助をもつて、同揚水機関電化事業を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

農村経済の不況の現状にかんがみ、用水施設の改善には国家の助成によつて、施行する必要がある。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

食糧検査員増員の請願（請願者岐阜県加茂郡上米田村長小栗平三郎）（岡村利右衛門君紹介）（第一四五四号）、同（請願者岐阜県山県郡富岡村駕見昇）（武藤嘉一君紹介）（第一九三六号）、同（請願者茨城県庁内茨城県会議長島津三郎）（橋本登美三郎君外一名紹介）（第二〇九六号）及び同外一件（請願者岐阜市大正町山本幸一外五名）（武藤嘉一君紹介）（第二一四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の経済復興のため、食糧の円滑、かつ公正な管理の完全を期するため、食糧検査官の増員は緊急を要するから、これが実現を要望するというのである。

二、請願の議決理由

食糧管理の現状より、これが円滑なる運営を期するため、食糧検査員の増員を図ることは至当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農林関係の地方公団廃止に関する請願（請願者長崎県北高来郡古賀村矢岳郷平瀬末雄）（岡延右エ門君外五名紹介）（第一四七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農村経済の窮迫は日々深刻の度を加え、これが打開の方策の一つとして、農業生産価格と、消費価格との開差を圧縮せしめることは、緊急を要することである。現在、各種公団の介在のため、中間経費は多額に上り、農業資材の購入価格と、農業生産物販売価格との不均衡を招来している。ついては、統制経済の最善の機能を果しえない、農林関係のこのような地方公団を全廃し、民間的な取扱機関に委譲され、必要あるものは中央機関のみ存置するよう、改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

経済統制廃止の過程にある今日、公団制度は既に農村の実状に即応しない、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

大高根村にため池築設の請願（請願者山形県北村山郡大高根村滝ノ沢溜池工事期成同盟会寺崎眞円外九名）（園司安正君紹介）（第一四七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡大高根村は、海外引揚者、復員者等により急に人口が増加したが、畑地ばかりで開田できる場所がほとんどない。しかし、同村の滝ノ沢地内には、深い谷川があるので、その一角に築堤すれば容易

に数十万坪のため池ができる。これによって三百町歩の新開田が得られ、同時に既耕地のかん害もまぬがれることができる。ついては、すみやかに、大高根村地内にため池を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の安定並びに食糧確保の上から、用水施設を設置することは至当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

二戸郡下の国有牧野開放に関する請願（請願者岩手県荒沢村二戸地方国有牧野開放促進協議会長尾澤清太郎外十六名）（野原正勝君紹介）（第一四九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県二戸地方は、有数の山林地帯で、その占める面積は全地積の八十九・八％であるが、その半数に当る四万三千町歩が国有牧野である。同地方は、古来から畜産業が主産業であり、そのためには、牧野の合理的経営及び所要面積の最低限度の確保が、必須の要件である。ついては、農地開放並びに未墾地の開放は、すでに飽和点に達しているから、六千八百町歩の国有牧野を新しく開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営合理化の上から国有林を排下げて、その効率化を図ることは至当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業協同組合の法的地位に関する請願（請願者長崎県北高来郡古賀村矢岳郷平瀬末雄）（岡延右エ門君外五名紹介）（第一五〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業協同組合は、同法第六條に示す通り、営利を目的とせず、ひたすら組合員に対し、最高のサービスをなすべき使命を有する点は、一般法人とその趣きを異にするものと思われるが、労働基準法、経済統制に関する諸法令、税法等においては、一般法人のように営利を目的とするものと同様の見解をもつて扱われることが多い。例えば利用料のように、一般業者の受ける賃料と同一の取扱いを受けているが、農業協同組合は、完備している帳簿を対象として取締られる結果、一般業者よりもきびしい制裁を受けることになる。ついては、農業協同組合の活動強化を必要とする今日、統制経済が協同組合の特別法人たる性質をゆがめることのないよう、戰前同様の取扱いをされたいというのである。

二、請願の議決理由

公共的性格を有する農業協同組合の活動については、最大限に活動ができるよう助成する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業生産確保に関する国策樹立の請願（請願者長崎県北高来郡古賀村矢岳郷平瀬末雄）（岡延右エ門君外五名紹介）（第一五〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農地改革と、帰農人口の増加とによつて、農家一戸当りの耕作反別は、戰前の一町七畝から現在の八反五畝と極度に零細化しており、農村経済も行き詰つているから、食糧生産の安全確保のために、災害の急速な復旧並びに既耕地の干害防止、排水施設の改良、農道の拡充、潮害防止等の施設費を大幅に国庫負担され、また、農作物病虫害防除経費の全額を、国庫にて負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

農村経済の行詰りを打開し、食糧の確保を図るため、災害防止、土地改良等の各部門についてすみやかに対策を樹立し、資金的援助を與えるべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

肥料の取引方法改善に関する請願（請願者長崎県北高来郡古賀村矢岳郷平瀬末雄）（岡延右エ門君外五名紹介）（第一五〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

肥料の取引方法は、すべて成分価によつて行われているため、多種多様の肥料を、いちいち標準成分に換算して取引がされているため、肥料の取扱機関においては、複雑な事務と、無益の冗費とを費し、取引の円滑を阻害している。ついては、肥料の成分率の規制等によつて、計算の簡素化を計るとともに、登録配給機関の取扱手数料を引上げる等、取引方法の改善を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

肥料の取引方法については、農民の便を図り、冗費を節約するため、能率化、簡素化に向つて改善を加える必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

米の保有率確保並びに配給の平均化に関する請願（請願者長崎県北高来郡古賀村矢岳郷平瀬末雄）（岡延右エ門君外五名紹介）（第一五〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県は農家一戸平均水田三反三畝、畑三反五畝であり、米の生産が少いため、甘しよ、麦類の生産供出に努めているしかるに、総合保有制となつてから、甘しよの保有量が、はなはだしく過重となり、季節によつては殆んど甘しよのみを常食としなければならない状態である。消費県であつても、供出に関しては極力義務を遂行している故、甘しよ単作農家でも、せめて消費者なみの米食のできるよう、全国標準保有率五十五％にまで引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

農民の供出意欲を阻害しないよう、米の保有率及び配給は、全国平均化の措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

肥料小運搬賃に全国プール制継続実施に関する請願（請願者長崎県議会議長岡本直行）（岡西明貞君紹介）（第一六一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
肥料の配給機構改革に伴い、県内における、肥料小運搬賃が全国プール制より除外される由であるが、かくては長崎県のように離島散在し、交通不便な地域においては、農民の負担は過重となり、農家経済に及ぼす影響も大きいから、肥料に関する統制が撤廃される時期までは、同県内小運搬賃についても、その全国プール制の継続実施を要望するというのである。
二、請願の議決理由
肥料の配給制度改革に当つては、地域的な不合理がないように適正を期する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

土地改良事業等に対する国庫補助増額に関する請願（請願者長崎県議会議長岡本直行）（岡西明貞君紹介）（第一六一三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
昭和二十五年度予算においては、土地改良事業、農道及び林道事業に対する国庫補助金を、大幅に削減し、しかも補助の地域的な特殊事情を考慮せず、もつぱら農業の企業性に重点を指向している由であるが、これでは、零細経営が主体を占める地域においては、その恩恵に浴するところなく、農業経営に重大な支障を来すから、前記事業に対する、国庫補助を増額するとともに、補助金交付に際しては、充分地域的特殊事情を考慮されたいというのである。
二、請願の議決理由
農業経営の安定を図る上に土地改良事業の施行には国庫助成が必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

肥料配給公団廃止に関する請願（請願者浦和市仲町二丁目九十一番地埼玉県指導農業協同組合連合会長武生総一郎外二十八名）（第一六二二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
肥料産業は、価格差補給金の支給や、諸資材の優先配給等によつて、急速に復興したが、その配給の面においては肥料公団は官僚的であるから、農民の意思を自由に反映せしめる、民主的配給機構を確立するため、次の措置をとられたいというのである。（一）肥料公団の即時撤廃、（二）配給事務は、元売、卸売、小売の指定取扱業者に行わせること、（三）価格統制は継続し、肥料別に一本建価格を設定すること、（四）配給割当は現行方式を地域的消費実態に即応するよう改善すること、（五）肥料審議会を改組し、価格並びに機構等に関する具体策を樹立すべきこと、（六）一月からの二〇％肥料消費者価格の引上げについては、バック・ペイ等によつて値上りを補償させること、（七）三月の三五％八月の七〇％の値上げは絶対行わないこと。
二、請願の議決理由
肥料事情の好転に伴つて、公団統制方式は改廃の期に至つているが、急激にこれを実施すると混乱を招く虞があるから合理的に切替える必要がある、よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

主食の供出制度改善に関する請願（請願者浦和市仲町二丁目九十一番地埼玉県指導農業協同組合連合会長武生総一郎外二十八名）（第一六二六号）及び同（請願者東京都中央区銀座西三丁目一番地菊正ビル内全国農業協同組合代表者会議実行委員会黒田新一郎）（田中啓一君外三名紹介）（第二五一一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
政府は不合理な供出制度を是正することなく、さらに食糧確保臨時措置法を一部改正し、追加供出を法制化せんとして国会で審議未了となるや、ポツダム政令の形で強行した。農業生産を増進し、供出の能率化をはかるため、左の事項を実現されたいというのである。（一）追加供出法制化を絶対に行わないこと、（二）正確な面積及び地力調査を基礎とする、供出割当の公平化をはかること、（三）適地適作農業計画を樹立すること、（四）総合供出制度を確立すること、（五）農家自家保有量の増量並びに優先確保をはかること、（六）一部保有農家の保有量を、完全保有農家と同量とすること、（七）供出農産物の農家配給価格を供出価格と同じくすること、（八）早場米並びにいも類の期別買上制限を撤廃すること、その他。
二、請願の議決理由
食糧事情の好転に伴う措置として、且つ農村保護の措置として、実状に即応する食糧政策を樹立する必要がある。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

早場米奨励金継続交付等に関する請願（請願者新潟県議会議長兒玉龍太郎外十九名）（吉川久衛君外一名紹介）（第一六三〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
東北信の積雪地帯の特殊性にかんがみ、左の事項を考慮されたいというのである。（一）早場米の奨励金は本年度も継続するとともに、政府買上米全部に及ぼし、将来は單作地米生産保償金に切換え、少くも基準米価の二割を附けること、（二）農業所得税の査定に当つては、反当り所得と、單作地の特殊生産費を十分考慮し、適当な基礎控除額を設定すること、（三）固定資産税の賦課に当つては、積雪地の特殊事情を考慮すること、（四）平衡交附金の交附に当つては、とくに窮乏している同地方のため、考慮すること等。
二、請願の議決理由
東北信地方の特殊な農業の実情に応ずる政策を樹立するために、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

胡麻高原開拓地区土地改良費国庫補助の請願（請願者京都府船井郡胡麻郷村字胡麻高原開拓農業協同組合長松岡勇）（谷口善太郎君紹介）（第一六三五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
京都府船井郡胡麻高原は、農地開発営団監理時代に、大貯水池を築設して、七十五町歩の水田を作るための開拓事業が計画されていたが、戰争のため貯水池築設工事も中止され、現在においては実現不可能とな

つてしまつた。このため開拓に努力していた農民は、水田として作つた耕地を、畑地に変更する必要を生じ、また長年放置されていた同地区にある農道、水路等を改修しなければならなくなつた。ついては、同開拓地の土地改良費に対し、国庫補助せられたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓地の農業経営を安定せしめる必要からこれが土地改良事業の施行に当つては国庫助成をなす必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

日光村地内林道開設工事促進の請願（請願者鳥取県日野郡日光村長内藤甚平外百九十七名）（稻田直道君紹介）（第一六六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県日野郡日光村は、山林在石数十万石と称せられる森源資源を有するが、これが開発の鍵である林道が発達していないため、いまだに放置されている。よつて同村において、伯備線伯耆駅を起点とする日光添谷線林道開設工事を企画しているが、現下の疲弊した村財政をもつては困難である。ついては、これが開設工事に対して高率に国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

森林資源の効率的利用を図るため、これに要する林道開設には国庫助成を行うことが妥当であると認め本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

放射線による米穀増收研究費国庫補助に関する請願（請願者千葉県長生郡豊岡村長倉持芳人外一名）（村上清治君紹介）（第一七五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近アメリカにおいては、放射線同位元素を農作物に使用して、いちじるしい増收を得ていることが報告されているが、もしわが国においてもその研究を完成し、米穀の増收を見たならば、現在の食糧事情はいちじるしく明朗化するは自明の理である。放射線増收普及会は、昭和二十二年からもみにエックス線を照射してその増收をはかることを研究し、千葉県長生郡豊田村において水稲に対し一割の増收を得た。ついては、これが研究費のうち四百五十万円を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国食糧の自給度を向上させるため、化学的な研究による食糧増産の方途はこれを助成する必要がある。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手県下の国有牧野開放に関する請願（請願者盛岡市内丸一番地岩手県国有牧野解放審議委員会長阿部千一外四万五千名）（野原正勝君紹介）（第一七五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県下の国有牧野解放は、山村農業の新設計の上から計画されなければならないにもかかわらず、村の立地的條件、国土の集約的利用の部面を考慮することなく、單に国有地の解放を最少限度に止めようとの意図のもとになされている。これは農業経営の合理化を計り、農家の生活安定向上を期する、同県の牧野計画樹立に大きな障害となつている。ついては、すみやかに、国有牧野を全面的に解放し、その土地価格は、従来の基準により処理されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営の合理的運営を行うために、国有牧野の解放は至当であると認め本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

水溶性マンガン肥料保証成分量引下げ等に関する請願（請願者山口県玖珂郡高森町防長マンガン肥料組合長中島勝一外一名）（山本猛夫君紹介）（第一七九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年二月七日農林省指令によつて、水溶性マンガン肥料が販売許可となつたが、その保証成分量は水溶性マンガン十％と定められ、また反当使用量を五貫以内とすると規定している。十％以上の水溶性マンガン肥料を製造するには、マンガン鉱石に多量の硫酸を混入しなければならないが、酸性化した土じょうに、かかる硫酸を注入するような肥料を與えることは、かえつて有害となる。また、実験上反当使用料を十貫とすることが、もつとも効果的である。ついては、水溶性マンガン肥料保証成分量を五％に引下げ、反当り使用量を十貫以内とするよう訂正されたいというのである。

二、請願の議決理由

水溶性マンガン肥料の効率的利用を図るために本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採決の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

鳥取県の農業改良事業費国庫補助増額等に関する請願（請願者鳥取県岩美郡倉田村字国安鳥取県農業団体協議会長西尾泰章）（足鹿覺君紹介）（第一八一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県の農業改良事業は、その地理的條件及び保守性等から考えて、現在のように、一人の改良普及員が三、四箇町村を担当するのではその目的は達成されない。また、国庫補助による農業改良事業費の九十五％は、人件費に充当されていて、これでは真に農業の振興発展を期することはできない。ついては、巡回指導施設費、青少年クラブ育成費、生活改善施設費等、純事業費に対する国庫補助を五百万円増額し、また、改良普及員の増加、国立山陰地方農業試験場の設置を、計られたいというのである。

二、請願の議決理由

農業改良普及事業を円滑に運営するために、諸施設の増置を行うことが必要と認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

米崎村開拓事業に関する請願（請願者岩手県気仙郡米崎村開拓農業協同組合長島村佐一外一名）（志賀健次郎君紹介）（第一八七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県気仙郡米崎村は、民有、国有合せて百二十町歩の山林解放を受け、政府の意図する健全農家の育成に努力中であるが、地区計画も樹立されているにもかかわらず、開拓事業としての認証がなく、過去三箇年にわたつて、政府の善処を渇望している。開拓民は、一切を事業遂行に傾注しているから、一日も早く事業に対して認承されたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓農家を健全農家に育成するために、開拓事業の認証は可及的すみやかに与えるべきである。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

提子井路改修の請願（請願者大分県大分郡谷村長佐藤義隆外一名）（金光義邦君外三名紹介）（第一八七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県提子井路は、大分川の支流芹川の下流字提子に発し、幹、支合せて十余キロに達し、東庄内村及び谷村の水田約四百町歩にかんがいして来たが、近年用水がいちじるしく減退し、加うるに森林伐採及び上流水路の補修等の原因で、取入量が半減し、かん害は年を追つて甚だしく、このまま放置すれば、提子井路は重大な危機に直面することは明らかである。ついては、このような実状を考慮され、提子井路の改修を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

森林の濫伐等により、近年用水の不足を来たしている地方が多くこれらの水路はすみやかに改修する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

白石北部用水改良事業促進に関する請願（請願者佐賀県杵島郡橘下村白石北部普通水利組合坂井靖治外九百二十六名）（永井英修君紹介）（第一八八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県白石北部用水改良事業は、昭和十五年度から着工し、すでに十箇年の時日を経過し、ほぼ完成に達しているが、昭和二十五年度予算は五千五百万円、昭和二十六年度額は二千五百万円で、二十五年度には一部配水し、二十六年度完了の予定になつている。二十五年度の予定額が削減されるならば、二十五年度一部かんがいも不可能になり、完成も延期されることになる。同事業地区と近接する、永池貯水池が台風被害のため、目下修理中であるから、白石北部用水の一部配水は絶対に重要性を増した訳であるから、本年度要望額はとくに認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業水利事業の重要性にかんがみ、すみやかにこれを完成して食糧増産に資すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

鳥居川にため池築設の請願（請願者長野県上水内郡柏原村長小林岱助外八名）（小坂善太郎君紹介）（第一八八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県上水内郡鳥居川附近千六百余町歩の耕地は、鳥居川を唯一の水源として耕作しているが、同河川流域は地形が急しゅんで、岩磐地帯が多いため、降雨時には一時にこう水となり、沿岸農地及公共施設を流失し、また降雨止めには急激にかん水して、年年うける被害は多大である。ついては、これらの災害を防止するため、同川にため池を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

水害、かん害の被害を緩和し、適当なる用水を確保維持するために必要なる工事はすみやかに行わなければならない。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

鹿又村用排水改良事業費国庫補助の請願（請願者宮城県牡鹿郡蛇田村嘉右衛門堀普通水利組合管理者富田泰雄外七名）（角田幸吉君紹介）（第一九四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県牡鹿郡蛇田村、桃生郡鹿又村、及び須江村の三箇村一帯は、北上川のはん濫により、毎年多大の被害をこうむつていた。これらの災害を防止するため、嘉右衛門堀、その他に排水施設をほどこし一応その目的を達したのであるが、近年北上川の河床はいちじるしく隆起し、これらの施設による自然排水が困難となつて、鹿又村一帯の耕地に多大の被害を与えている。ついては、鹿又村の用排水改良事業実施にあたり、国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

水害を防止し、耕地を守るための水利事業は農村の現状にかんがみ国庫をもつて補助を行う必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

本渡町地内用水路築設工事費国庫補助の請願（請願者熊本県天草郡本渡町長大谷秀彦外百八十六名）（園田直君外一名紹介）（第一九七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県天草郡本渡町大字本戸馬場、広瀬、本泉地区農地のかんがいは、従来より広瀬川の水量にのみ依存していたが、同川枯渇の際は用水不足してかん害になやまされていた。これが対策としてため池を築設したが、用水路は未着工のまま今日に至つている。導水路のないため、ため池の水を一応広瀬川へ落して、同川の取入せきから取水して間接かんがいをしている。ついては、今回ためいけひ管出口を起点として、コンクリート三方張水路幹線延長二千四百九十四メートルの用水路を築設したいから、国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

用水路を築設してかん害を防止し、用水を確保する重要な事業を行うに当り、この工事をすみやかに完成せしめるため国庫補助をなす必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと

議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

小塚沢林道開設促進の請願（請願者山形県北村山郡常盤村村議会議長西塚小之吉外三十六名）（國司安正君紹介）（第一九七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡常盤村鶴子の小塚沢林道建設については、村民の待望久しく、昭和二十四年度には着工に至ると期待していたが、予算の削減のためか未だ実施されていない。同林道は農事にまた木炭製造者に欠くべからざる重要性を持ち、村の発展に寄與すること多大である。林道建設用地には、村民所有の田畑もあるが、無償で提供するつもりであるから、昭和二十五年度こそは建設されたい。予算は、三キロで総工費百万円と推定されるが、差し当り二キロでも建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

林道を開設して森林資源を開発し、地元村の発展に寄與することは至当と認められる。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

夕張川ダム築設促進に関する請願（請願者北海道夕張郡栗山町役場内山田利忠外三名）（苫米地英俊君紹介）（第二〇八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の夕張川水系の中、由仁、角田、長沼、栗沢の四土功組合地域七千町歩は、昭和初頭から流水の減少を見、ことに戰時中の森林濫伐により激減し、かんがいに大支障を来し、四土功組合は番水制によつてかろうじてかんがいを継続して来たが、そのために收穫に影響するところ多大である。ついては、米田の維持増進のため、一面においては生産の基盤である電力増加のため、夕張川ダムを築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

かんがいを充分に行い收穫を維持するため、また電力を得て産業に寄與するためにダムを築設することは妥当な措置であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

海部郡水利組合排水機管理維持費全額国庫負担の請願（請願者愛知県海部郡鍋田町水利組合管理排水機連合会淺野登外九名）（江崎真澄君紹介）（第二一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

濃尾平野の穀倉と称せられる愛知県海部郡は、干拓地であるため地盤が海面より低く、僅かの降雨にも水害をおこす特殊な地帶である。現在八十六台の排水機を運転しているが、経営維持に要する費用は一億数千万円に達し、農家の負担にたえられない状態であつたが、昨年十二月の電力料金の値上りの結果、同地方農民の苦境は、さらに一層重加している。既にこの件に関しては、第五回国会において請願し、採択をえているが、未だ実現されていないので、同郡水利組合管理維持費に対して、全額国庫負担を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

干拓地の特殊事情により水利施設の維持が農家の負担にたえられない場合は、国庫をもつてこの苦境をすみやかに救済すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

水溶性マンガン肥料製造技術研究に補助金交付の請願（請願者山口県玖珂郡高森町防長マンガン肥料化学工業組合中島勝一）（山本猛夫君紹介）（第二一一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

マンガン肥料製造販売は、昭和二十三年一月許可されたが、それには水溶性一〇％以上という条件が附いている。この條件に合致する製品を得るには、マンガン粉末に硫酸を加える化学操作を必要とし、硫酸は高品位のマンガン粉末には容易に結合するが、低品位マンガンには結合不可能の場合が多く、ために肥料としてかえつて有害になる。無盡蔵といわれる低品位マンガンを利用して、水溶性マンガンを製造するための研究を完成することは、わが国食糧増産と輸出産業振興の見地から、重要なことである。ついては、水溶性マンガン肥料製造に関して補助金を交附されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊富な低品位マンガンを肥料として利用し、農業その他の産業に寄與するためこれが生産に、助成を行うべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

揖斐郡下のかんがい揚水用電力料金全額国庫負担の請願（請願者岐阜県揖斐郡大野町豊木村富秋村組合加納巖外四名）（武藤嘉一君紹介）（第二一三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県揖斐郡は、従来は揖斐川及びその支流によつてかんがいを充していたが、戰時中、水源地帶の木材乱伐と水田開発等により、用水不足となり、農民は供米完遂を期するため、地下水利用によつてかんがいを補つている。しかしながら、揚水用電力料金等は、ばく大な額に達し、農民は塗炭の苦しみにあえいでいる。ついては、揖斐郡下のかんがい揚水用電力料金を全額国庫負担にされたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営安定の上から用水施設の維持に対して国庫補助をなすことは、適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

一本木平及び米崎地区の開墾事業に関する請願（請願者岩手県気仙郡米崎村字糠塚沢三十四番地米崎村開拓農業協同組合島村佐一）（志賀健次郎君紹介）（第二一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県気仙郡一本木平及び米崎地区は、同郡高田町、米崎村、竹駒村の三箇町村にわたる一貫せる開墾地区で、同地区は、農地狭少で一戸当り五反余に過ぎないため、開墾による増反あるいは入植が絶対必要である。ついては、同地区を昭和二十五年度の開墾認証地区とし指定せられたいというのである。
二、請願の議決理由
健全農家育成を図るために、開拓事業の促進を図る必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

単作地帯における農家保有食糧確保に関する請願（請願者岡山県阿哲郡新郷村長長谷部與一）（橋本龍伍君紹介）（第二二〇〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新郷村は岡山県の西北端にあつて、積雪のため麦作のできない地帯であるが、食糧の総合保有制が強行せられ、自家食糧を完全に保有できる農家も、おのおの保有率を超える量は一たん供出し、保有麦量に相当する食糧は、別に還元的に配給を受けなければならない。このように米供出農家は、自己の所要食糧は完全に生産しながら、供出及び配給のために不必要な労力及び経費を徒費し、また保有食糧と配給食糧との間における量的の差と、品質の低下のため、不合理にして悲惨な事態に苦しんでいる。ついては、この不合理を除去するため、適正な食糧政策を樹立されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧事情好転に伴つて、合理的な食糧政策を樹立する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

池川町坂本部落に水田開拓に関する請願（請願者東京都港区芝桜田太左エ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第二二六八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
高知県池川町は、高知、愛媛の両県境にある山村で、人口一万余、米田が殆んどないため、とうもろこし、あわ、ひえを常食としているが、同町坂本部落に百町歩の林野があり、地味良好で、約一里離れた地点に水源地もあり、かんがい水を導けば美田百町歩をうることができる。ついては、国費をもつて、坂本部落に水田を開拓されたいというのである。
二、請願の議決理由
健全農家の育成並びに食糧増産の見地より、これが実施は必要である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

土佐長尾鶏の保存増殖に関する請願（請願者東京都港区芝桜田太左エ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第二二六九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
土佐長尾鶏は、旧土佐藩主山内氏歴代の努力によつて生まれた品種で、尾の長さ二丈二尺余に達し、世界に類例を見ない。しかるに、高知市の戦災で多数を失い、数十羽を残すのみで、その品種の中には二、三羽しか残存しないものもあり、断絶の危機にひんしている。最近ひな鶏の輸出も要望され、文部省では天然記念物に指定しているが、飼育上特別の技術者と資材を要するため、これが保護は急務となつている。現在この鶏の飼育は長岡郡大篠村に限られているが、輸出進展とともに一般に広めたいから、飼料、技術員等の費用を国庫で補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
天然記念物としての長尾鶏の保存乃至繁殖を図り、且つ、貿易にも貢献させるため、国庫補助の必要があると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

雑穀の統制撤廃に関する請願（請願者東京都台東区竹町十番地東京和生菓子商工業協同組合黒川武雄）（中村清君紹介）（第二二九八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
菓子は、酒類をたしなまない男子と、婦人及び子供にとつては、ほとんど欠かされない好品であるが、いまだに統制されているのは遺憾である。主食を材料にしている酒や、さらに主食の一〇％を占めるいも類すら自由販売されている現状であるから、米、麦の生産高の僅か一％にもすぎぬ雑穀（大豆を除く）全般の統制をすみやかに撤廃されたい。もしそれが不可能なれば、あんの材料である、小豆類の統制をまず撤廃されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧事情の好転に伴う措置として、雑穀の統制撤廃は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

北設楽郡下の国有林拂下げに関する請願（請願者愛知県北設楽郡田口町北設楽郡町村会長佐々木嘉一）（八木一郎君外二名紹介）（第二三〇五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛知県内の国有林は約一万一千町歩で、その内約九千町歩は北設楽郡内にあつて、土地肥え、森林造成上、最上の適地である。今回の税制改正に伴う市町村自治財政の確立は、地方自治の発展に及ぼすところきわめて大きいが、税財源に乏しい山間部町村では、財源を財産収入に求める外に途がないので、右の国有林を恒久性ある財源として地元県並びに町村に拂下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
困窮せる地方財政確立のため国有林を地方団体に拂下げこれが効果的利用を図ることは至当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

駒ヶ原、沖の平開拓道路開設に関する請願（請願者愛知県北設楽郡町村会長佐々木嘉一外十三名）（八木一郎君外二名紹介）（第二三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

満州よりの引揚開拓民が移住している、愛知県北設楽郡段嶺村地内の段戸山中の駒ヶ原及び沖の平両開拓事業区と、名倉村、稲武町の国有及び民有地の山林二千六千町歩の森林資源開発のため、開拓道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

森林資源開発と民生安定のために、開拓道路を開設することは妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩内、古宇両郡下国有林過伐防止に関する請願（請願者北海道岩内郡岩内町長　清水武夫外六名）（浦口鉄男君紹介）（第二三二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩内、古宇両郡は人口五万を有し、岩内郡は背後に道南唯一の米産地帯を擁しているが、近時岩内営林署所轄の国有林が、過度の抜伐により、その水源が枯渇し毎年かんばつの危機に見舞われ、農民はひじように困苦している。このため、両郡の郷土産業開発計画上、大きいくいちがいを来しているから、すみやかに同地域国有林の過伐防止につき、適正な措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

治山治水、民生安定の上から、造林事業の実施は緊急を要する。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

津田沼町所在国有農地を同町農地委員会に移管促進の請願（請願者千葉県千葉郡津田沼町農地委員金子仁助外三名）（多田勇君紹介）（第二三四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県千葉郡津田沼町では、農地改革完遂のため、国有地である旧手賀沼印旛沼干拓放水路用地を同町農地委員会に移管するよう申請し、同委員会は農民の切望を諒とした申請を承認された。津田沼町は水田少なく、同国有地は、農地として優秀であるから、食糧難の折柄、農地委員会移管の実施を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

土地生産力の増大に資するために国有地を地元民に移管して、その効率化を図ることは至当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

でん粉事業の保護育成に関する請願（請願者東京都中央区日本橋通り三丁目三番地の十八甘しよでん粉中央協会西阪信太郎）（田中啓一君紹介）（第二三四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国いも作経営にとつて、でん粉事業は不可欠の條件であり、いも作農家の救済は、でん粉事業の保護育成にかかつている。ついては、この政策遂行のために左記の項目を実現されたい。（一）購入資金融資あつ旋の確立、（二）でん粉保管倉庫の建設、（三）中小企業等協同組合法の改正、（四）事業団体法の改正、（五）外国産でん粉の輸入対策、（六）でん粉類の輸出促進対策。

二、請願の議決理由

いも作農家の安定を期するために、でん粉事業の保護育成を図ることは適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

東北地方国有林野特別措置法制定に関する請願（請願者岩手県知事国分謙吉外一万二千四百十名）（野原正勝君紹介）（第二四一四号）、同（請願者秋田県知事蓮池公俟外一万二千三百八名）（飯塚定輔君外一名紹介）（第二四一五号）、同（請願者青森県知事津島文治君外一万四千百八十一名）（小笠原八十美君外一名紹介）（第二四一六号）及び同（請願者福島県知事大竹作摩外一万四千三百九名）（圓谷光衛君外一名紹介）（第二四一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国林野面積中、国有林の占める比率は、三一・七％であるのに、東北地方（新潟県を含む）では四五・二％で、さらに森林蓄積に至つては、全国総蓄積に対し、国有林の占める比率は五五・四％であるが、東北地方の比率は七二・四％である。これは、東北地方の国有林野が、他地方に較べていちじるしく過大であることを明示するものである。さらに、森林経営上からいつても、現在農家の軒先に国有林があるというところでは、とくに部落民の利害と一致し、所有欲に添うことによつて、さらに有効適切な維持管理を推進することができる。ついては、同国有林が、東北地方に偏在する不合理を是正するため、「東北地方国有林野特別措置法」を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東北地方の国有林の実態にかんがみ、この合理的な管理を図るために、「東北地方国有林野特別措置法」を制定することは妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業恐慌対策に関する請願（請願者宇都宮市塩田町三百五十六番地栃木県農業協同組合協議会佐藤清一郎）（佐藤親弘君外五名紹介）（第二四五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国農業を取り巻く客観状勢は楽観を許さず、ますます深まりゆく農業恐慌に対応して、農民生活を防衛するため、農民の協同組織としての農業協同組合の機能を発揮できるよう左の事項を急速に施行されたいというのである。（一）栃木県今市震災による耕地、水路の復旧費に国庫補助、（二）土地の交換分合、土地改良、家畜の導入等農業経営改善に要する長期低利資金の導入、（三）配給物資の価格差損金の補償、（四）肥料値上げ反対、（五）農業用電力料金値上げ反対、（六）たばこ耕作組合の存続、（七）昭和二十四年度配給辞退の報奨物資に関する補償。

二、請願の議決理由
農業協同組合の健全な育成及び強化を図るための助成措置は緊急を必要とする。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

米麦包装規則改正反対に関する請願（請願者香川県議会議長大久保雅彦ノ玉置實君紹介ノ第二四六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十四年十一月改正、同二十五年度から実施される米麦包装規則は、漏出防止を目的とするが、もし漏出の事実があるとすれば、それは包装の不完全というよりも、輸送の取扱の不適正によるものと思われる。香川県では、包装の堅ろうであることは全国でも一、二を争つていた程で、今回の改正でその長い経験と技術を無駄にして、農民にのみ余分の資材と労力の負担を負わしめることは承服できない。ついては、米麦包装規則改正を撤回し、従前通りの規則に復元されたいというのである。

二、請願の議決理由
米麦包装規則については、諸般の事情を考慮して、合理的なものが必要である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

小野村外四箇村組合公有林野における官行造林契約解除に関する請願（請願者愛媛県温泉郡小野村組合長重信喬民外四名ノ川端佳夫君外二名紹介ノ第二四八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛県温泉郡小野村大字平井字小野谷地内の公有林二百八十町歩は、大正十二年、高知大森区署長成川房幸氏と、小野村外四箇村組合との間で国との地上権設定による公有林野官行造林契約を結んだが、契約した当時は、この山林に対して造林を全面的に施行されるものと期待して契約したのであるが、実際に施行されたのは四十町歩にすぎない。ついては、同組合が県編成の簡易施業案に編入し、民有林、組合有林とを一括して計画施業するから、契約を解除されたいというのである。

二、請願の議決理由
治山治水の見地より造林事業は規模を大に、しかも早急に行いうるように措置をとらなければならない。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

川井、門馬両村下の国有牧野開放に関する請願（請願者岩手県下閉伊郡川井村、小井村、門馬村組合国有牧野解放促進協議会管原長之助外七百七十二名ノ山本猛夫君紹介）（第二四九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十四年十月、青森営林局と岩手県との間に、国有牧野解放に関する協定細目が定められ、共同調査を実施した結果、解放予定地はとうてい岩手県下閉伊郡川井村、門馬両村の畜産計画を充すことは不可能であることが分つた。両村は、全国一の肉牛の産地であり、五箇年計画で五割の増殖を計画しているが、一頭当り三町歩の規準では、両村のような山岳地帯では放牧は困難であるから、五町歩は必要であり、必要面積は七千八百五十町歩となる。ついては、両村に前記必要面積の国有牧野を全面的に解放されたいというのである。

二、請願の議決理由
畜産振興のため、国有牧野は出来るだけ開放して最大限の利用を図る必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

農業会財産譲受資金の特別融資に関する請願（請願者東京都中央区銀座西三丁目一番地菊正ビル内全国農業協同組合代表者会議実行委員会黒田新一郎ノ田中啓一君外三名紹介ノ第二五〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
都道府県及び全国農業会の清算結了に伴う最終処理として、農業会資産を都道府県及び全国農業協同組合連合会は譲受しなければならないが、連合会は設立後日浅く自己資金も僅少で、これが引受は容易でなく、また農林中央金庫の融資を受けるには、その融資金利、貸出し期限がとうてい農業協同組合及び同連合会の実情に即しない。ついては、農業会財産譲受に対して、国家資金五十億円、金利国債並、十年償還の特別融資の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
農業において重要な役割を占める農業協同組合に対し、現在の資金上、経営上の困難を緩和するため特別の措置がとられるべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

農家報奨物資制度改善に関する請願（請願者東京都中央区銀座西三丁目一番地菊正ビル内全国農業協同組合代表者会議実行委員会黒田新一郎ノ田中啓一君外三名紹介）（第二五〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行の報奨物資制度は、供給数量の増加、価格の低下等により、全面的に再検討しなければならない段階に立ち至つているから、この際政府は現行制度を改正し、生産農民の期待に副うため、左記の事項等を実施されたいというのである。（一）米価等を引上げること、（二）肥料の一部を無償配給すること、（三）報奨物資の品目は、農家の希望する物資を厳選すること、（四）供出量のみに比例した従来の配給方法を改め、全耕作農民に可及的に配給すること、（五）品質並びに価格については、特別なる措置を講ずること、（六）配給方式を簡素化し、適期に配給するようにすること。

二、請願の議決理由
現在の産業界の状態より見て、農家報奨物資制度に対しては、物資の品質、種類、価格等に特別の改善を加える必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十七日
農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

国内農産物価格対策に関する請願（請願者東京都中央区銀座西三丁目一番地菊正ビル内全国農業協同組合代表者会議実行委員会黒田新一郎ノ田中啓一君外三名紹介）（第二五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

輸入食糧の増大による食糧事情は急転し、わが国農業は重大な転機に当面することになつた。この際、わが国農産物価に対する根本的対策が樹立されない限り、農業は破滅するから、左の事項を実施されたいというのである。（一）輸入農産物を最少限度にくいとめ、国内生産増強の措置をとること、（二）農産物の世界的低落に際し、わが国農産物のコスト引下げのための基本條件を作るよう、具体策を講じること、（三）供出外農産物全般に、まず支持価格制を実施するため、農業協同組合代表を含めた、価格政策委員会を政府内に設置すること。

二、請願の議決理由

今日重大な転換期に直面しているわが国農業に対し、先ず農産物価格の面において根本的対策を講ずる必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

食糧配給公団廃止後の措置に関する請願（請願者東京都中央区銀座西三丁目一番地菊正ビル内全国農業協同組合代表者会議実行委員会黒田新一郎ノ田中啓一君外三名紹介）（第二五一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧配給公団の廃止に伴う、主要食糧業務の民間委譲は欣快にたえないが、伝えられる処によれば、食糧配給公団関係者は、きわめて巧妙にその温存策を講じ、実質的に現機構をさらに拡大強化し、その後において民間機関として再編成しようとして、いたずらに消費者の自由登録の時期を遅らせているのは誠に不可解である。ついては、四月一日以降経過的措置として、委託小売販売制を実施する場合は、都道府県知事がその指定を行い、その指定に当つては、農業協同組合及び生活協同組合に対し、優先的な取扱いをなすとともに、小売段階の設定は、現に配給業務を実施しているか否かを問わず、受配実績を有する消費者の自由登録によつて小売販売業者の指定を完了するよう、措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧配給公団の廃止に伴い業務の民間委譲に際しては、あくまでも国民の利益を重んじ、配給を円滑に行いうるよう措置を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

長崎県下裸供出農家に対する飯米の還元配給に関する請願外一件（請願者長崎県議会議長岡本直行外一名ノ岡延右エ門君外五名紹介）（第二五一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県下に於ては、昭和二十四年度産米供出につき、農家の血の滲む努力により、二十一万六千三百石の完遂を見たのであるが、農民中には、明日からの飯米に困難を来すものもあるから、左の項につき特別の措置を講ぜられたいというのである。（一）供出のため飯米を割つて供出した農家に対しては、最低三万五千石の還元をすること、（二）現下農村の経済的情勢においては、供出価格の約五割強である、消費者価格による還元はか酷であるから、生産者価格にもつとも近い特別価格による還元処置を講ずること。

二、請願の議決理由

農家に対する還元配給は、農家の生産意欲の減退防止並びに現下の農村経済状態より見て、適正な措置をとるべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農作物の獣害防除対策に関する請願（請願者長崎県北高来郡森山村田尻名長崎県農民団体代表者大会実行委員会真崎今一郎外一名）（岡延右エ門君外五名紹介）（第二五四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県耕地のおおむね大部分は、山間部にあつて、近時いのししその他の獣類による食害がはなはだしく、このまま放任するときは、農家の生産意欲を低下せしめ、被害耕地の作付放棄も止むない状態であるから、同地農民に対し、農作物を食害する獣類捕獲の特例を設け、部落農業団体長等を責任者として、狩猟免許証を下附し、これに伴う狩猟法による一切の課税を免除し、農作物に対する食害獣類の捕獲は農民に限り許可されるよう特例法を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

農作物の獣害はその影響が大であり徹底的防除の対策が必要である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

肥料値上げ反対に関する請願（請願者長崎県北高来郡森山村田尻名長崎県農民団体代表者大会実行委員会真崎今一郎外一名）（岡延右エ門君外五名紹介）（第二五四二号）、同（請願者宮崎県議会議長日高弥一ノ淵通義君外五名紹介）（第二五七四号）及び同（請願者岐阜県大野郡大八賀村農業協同組合長川尻八郎次外七名）（岡村利右衛門君紹介）（第二六四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、肥料価格の七割値上げを実施しようとしているが、これは窮迫している農家経済をますます破局に導き、一方的に農民の犠牲を強いる措置である、ついては、このような措置に反対するとともに、もし値上げを実施する場合は、生産費を償うに足るよう農産物価を引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

肥料価格の値上りが窮迫せる農家経済並びに転換期にあるわが国農業の将来のため、悪影響を及ぼさないよう適切な措置を必要とすると認められる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

長崎県農家の米麦率引上げに関する請願（請願者長崎県北高来郡森山村田尻名長崎県農民団体代表者大会実行委員会真崎今一郎外一名）（岡延右エ門君外五名紹介）（第二五四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　長崎県における農業経営の実態は零細な畑作経営であり、農家の食事情は甘しよ、雑穀を主とし、法的には雑穀を含み四合保有米食率を認められていても、昭和二十四年度産米については、完全保有農家でさえ、三〇％に充たない現状で、全国でも最低率となつている。近時食糧事情の緩和により、消費者でも月、十五日程度の米食は保証されているのであるから、農業によつて生計を営む農民としては、このような低い米食率では、生産意欲にも影響するから、すみやかに同県における農家米食率を引上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
　零細経営農家の生活水準を引上げ、生産意欲を向上せしめるため米食率を高める措置を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

沖縄百号を二等甘しよに格上げの請願（請願者長崎県北高来郡森山村田尻名長崎県農民団体代表者大会実行委員会真崎今一郎外一名）（岡延右エ門君外五名紹介）（第二五四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　沖縄百号甘しよは、反当り生産力も高く、栽培容易で、貯蔵力も大きく、食味佳良であつて、長崎県民の沖縄百号に対する愛着は、他の一、二等優良品種に劣らない状況である。しかるに、本年度政府買上げ甘しよは、一、二等品に限定され、生産農家の受けた経済的打撃も大きかつた。ついては、ぜひ沖縄百号甘しよを二等品に格上げされたいというのである。
二、請願の議決理由
　いも作農家に対するいもの買上げに関しては、生産農家の経済的困窮を出来るだけ緩和するよう措置を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

種子麦拂下げに関する請願（請願者長崎県農民団体代表者大会実行委員会真崎今一郎外一名）（岡延右エ門君外五名紹介）（第二五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　食糧増産計画につき、優良品種の普及は重要であるが、政府の種子麦の拂下げ価格は余りに高く、生産地より消費地までの運賃、諸掛り等を加算すれば農家の負担は相当大きくなるから、政府は種子もみ価格に準じ、生産者価格に指定集荷業者の手数料、倉庫保管料を加算したものを拂下げ価格とし、同時に拂下げに要する事務手続を簡素化されたいというのである。
二、請願の議決理由
　政府拂下げの種子麦の価格はこれを適正価格にする必要がある。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

労働基準行政職員に労務加配米支給の請願（請願者東京都港区芝田町二丁目十三番地全基準労働組合城千尋）（春日正一君外一名紹介）（第二五五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　労働基準行政職員は、机上の業務ばかりでなく、平均一箇月の中、二十日以上は外勤で、小額な旅費予算にかかわらず、常に事業場を歩き廻つている。ついては、これら労働行政職員に対し、労務加配米を支給されたいというのである。
二、請願の議決理由
　食糧事情の好転に伴つて、過重な業務にたずさわる行政職員に労務加配米を支給することは、妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

宮崎県下裸供出農家に対する飯米の還元配給に関する請願（請願者宮崎県議会議長日高弥一）（淵通義君外五名紹介）（第二五八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　宮崎県は昭和二十四年の台風禍によつて夏作物は大被害をこうむり、ために農村経済は極度にひつ迫し、真に憂慮すべき状態にある。ことに米穀の供出については、裸供出のやむなき状態に追い込まれ、辛うじて完納はしたものの、このまま放置すればゆゆしい社会問題化するおそれがある。ついては、これが打開策として一般農家配給わくの増大と、併せて実情に即した特別還元米の価格と、配給基準量の増量について適正な措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
　被災害農村の保護救済には万全の施策を講ずる必要がある。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

林道飯田赤石線開設に関する請願（請願者飯田市長高田茂外三名）（吉川久衛君紹介）（第二六〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　長野県下伊那郡及び飯田市は、総面積十九万八千町歩の広大な地域であるが、耕地が狭く、僅かに一万四千町歩にすぎないが、山林面積は十七万五千町歩を有する林業地である。同郡における産業は蚕糸業の衰微とともに、林産木工業が重要な位置を占めるに至つた。しかも、赤石山ろくには、二万八千町歩の森林資源が眠り、この大資源は、林道、飯田赤石線の開設により、二十万郡民に経済、文化等各方面に與える利益は多大である。ついては、国有林、民有林の資源活用のため、林道、飯田赤石線を開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
　健全農家の育成並びに山村地方の資源開発のために、森林を効率的に利用する必要がある。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　　農林委員長　小笠原八十美
衆議院議長幣原喜重郎殿

小麦粉類の加工割当制度改善並びに同包装容器取扱に関する請願（請願者埼玉県北足立郡鴻巣町製粉懇談会小谷野常作外十一名）（石田博英君紹介）（第二六一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　現在小麦粉類の委託加工に当つて、中央割当工場群に対しては、優先的に所要量を割当され、残量をその他工場に振向けられる結果、前者には厚く、後者には薄い結果になつている。近い将来、原料の買取加工制が実施されるときは、中小企業は、県単位とする企業組合、もしくは加工株式会社等に切換えて、大企業と同様の受入態勢を準備しているから、小麦粉の生産割当においても、大企業と同様の比率で割当されたいというのである。まだ包装資材局廃止以後における、小麦粉等包装容器の取扱は、その売却方法、売却比率、売却価格等、関係業者と協議の上、成案を確定せられたいというのである。
二、請願の議決理由
　統制経済の緩和に当つては、本来の民間企業の育成助長を図り、このために公平な取引を奨励する必要がある。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　農林委員長　小笠原八十美
　衆議院議長幣原喜重郎殿

山家村地内国有林拂下げに関する請願（請願者京都府何鹿郡山家村長白波瀬喜太郎外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第二六四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　京都府何鹿郡山家村にある百十一町歩余の国有林は、先年の国有林地拂下げの際拂下げ漏れとなつているが、同村にある林地は、戦時中における濫伐によつて立木皆無の状態となり、従来よりの木炭製造業者は原料に不足を来し、新築を迫られている新制中学、小学校の建築資材も入手困難となつている状態であるから、同国有林の立木を拂下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
　国有林立木の経済的効果を増大しあわせて、民生安定を図るために、これを拂下げることは妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　農林委員長　小笠原八十美
　衆議院議長幣原喜重郎殿

作物報告事務所職員の定員増加に関する請願（請願者岐阜県作物報告事務所吉城西部出張所長塚本久平）（岡村利右衛門君紹介）（第二六七四号）及び同（請願者広島県御調郡重井村広島作物報告事務所重井出張所村上友美）（森戸辰男君紹介）（第二八〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　農林行政の基礎になる、もつとも正確な統計を作成するため、作物報告事務所は、農林省直属で最少限の経費で正確な資料を提供している。しかるに、同職員現在の定員では、過重負担になるので、今回の予算で八百九十三名の増員が認められたが、これさえも削減されるやに漏れ聞いた。ついては、作報職員の士気を喪させぬため、また正確な調査のため、作物報告事務所職員の定員を増加せしめられたいというのである。
二、請願の議決理由
　正確にして科学的な統計をうるために、作物報告事務所の定員はこれを増加することが妥当と認められる。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　農林委員長　小笠原八十美
　衆議院議長幣原喜重郎殿

油糧配給公団廃止に伴う北海道産大豆取扱に関する請願（請願者札幌市南五條東一丁目北海道実業株式会社岩間重吉）（伊藤郷一君紹介）（第二六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　北海道産大豆は、油脂原料として重要であり、従来油糧配給公団をして統制せられていたが、同公団が近く廃止されるに当り、廃止後においても、工業用資源として政府において統括処理の要がある。北海道実業株式会社は同大豆、雑穀類の配送保管には、長年の経験と信用を有しているから、政府においては同物資を統括処理される場合は、同社を活用されたいというのである。
二、請願の議決理由
　統制緩和に伴う油脂原料の取扱は、これに対する経験及び信用のある民間企業に漸次委ねることが妥当と認められる。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　農林委員長　小笠原八十美
　衆議院議長幣原喜重郎殿

パンの品質改善並びに配給機構改革に関する請願（請願者東京都千代田区有楽町三丁目五番地東京パン連盟工業協同組合高世勇司外四名）（田中啓一君紹介）（第二七二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　主要食糧としてのパン食を、国民に真に愛用せしめるために、次の事項を実施されたいというのである。
（一）原料小麦粉、副資材砂糖の割当を確保し、指定工場制によるパンの品質改善、（二）パンの価格の引下げ、（三）運転及び設備資金の確保による製パン企業の確立、（四）製造及び配給の一貫配給機構の整備、直ちに不可能な時は、暫定措置を講じること。
二、請願の議決理由
　食糧事情の好転に伴う措置として、特に粉食にあつては消費者本位に切替える必要がある。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　農林委員長　小笠原八十美
　衆議院議長幣原喜重郎殿

長篠村地内国有林拂下げに関する請願（請願者愛知県南設楽郡長篠村長丸山彰外五十名）（八木一郎君外一名紹介）（第二七二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　愛知県南設楽郡長篠村大字横川の国有林百三十町歩は、古来から自家用薪及び自給肥料の原料として認められていた。しかるに、明治四年御料林に編入せられて以来八十年間、立入一切を禁止されたために、地元民は、経済的に衰亡の一途をたどつている。ついては、地元一万数千人の熱望を容れられて、国土保全のため、また財政貧弱な同村の財源のため、同国有林を拂下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
　農業経営に不可欠な要素たる山林を解放して、民生安定を図る必要がある。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年四月二十七日
　農林委員長　小笠原八十美
　衆議院議長幣原喜重郎殿

農家報奨物資の価格引下げ等に関する請願（請願者立川市柴崎町三番地の七東京都購売農業協同組合連合会田中國太郎ノ並木芳雄君紹介ノ第二七二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年に、主食供出報奨物資として政府より配給されたものは、現下の状勢において、一般市販価格より三割以上も高価であり、受給辞退が続出している有様である。ついては、全数量につき五割価格を引下げられたい。また、配給辞退により、滞貨に悩んでいる農業協同組合に対して特別融資をせられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業協同組合の不況打開の一策として、滞貨は緊急に一掃する必要がある。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十五年度供出割当雑穀類全量政府買上げに関する請願（請願者北海道後志支庁内　松実菱三ノ小川原政信君紹介ノ第二七三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業生産物の事前割当供出については、終局においては町村長の責任に帰属するので、末端割当については細心の注意と努力を拂つて来たが、農家もまた肥料、資材にあらゆる苦難を克服して、完遂に努力を続けて来たのである。現在、農業政策の転換期に当り、昭和二十五年度雑穀類供出割当の全量を、政府で買上げの確約がなければ、安じて農家も責任を完遂することが不可能であるから、同買上げを確約されたいというのである。

二、請願の議決理由

農村経済の逼迫より、昭和二十五年産雑穀類の供出割当分については、急激な統制廃止は混乱を招く虞がある。よつてこれは漸進的になすべきが、妥当と考えられる。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

両総揚排水完成促進の請願（請願者千葉県長生郡栄村柵毛五百七十番地岩佐治郎左衛門ノ山村新治郎君外一名紹介ノ第二八〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県における両総揚排水の受益面積二万五千町歩は、肥よくな良田であるが、水不足のため、毎年かんばつに対し施す術がない。ついては、両総揚排水の完成をみれば、この良田を高度に活用し国家に益する所が多いから、すみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

用水施設を完備して、かん害防除をなし、もつて食糧増産並びに農村経済の確立に資するは妥当なものと認める。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

留辺蘂町所在森林軌道国有鉄移管に関する請願（請願者北海道常呂郡留辺蘂町長佐野準一郎外一名ノ松田鐵藏君紹介ノ第二八一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道常呂郡留辺蘂町内には豊富な森林資源があり、これを育成、伐採を企図し、大正八年から国鉄留辺蘂駅構内接続地を基点として、武華原野を縦断して、石狩国境に至る延長三十八キロに及ぶ森林軌道を敷設した。しかるに、この施設は野村鉱業の外、利用を許さず、前記素材輸送に専用し、しかも往路は單に空車のみで、不経済極まるものである。ついては、同森林軌道を国鉄に移管し、旅客及び一般貨物の運輸を緩和し、地方産業振興に寄與されたいというのである。

二、請願の議決理由

森林資源開発に資する森林軌道を、より効率的に利用するため、国鉄に移管することは適当と認められる。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

東山地区開拓事業費国庫補助に関する請願（請願者静岡県引佐郡都田村滝沢松本茂外百二十九名ノ金原舜二君紹介ノ第二八二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県引佐郡都田村東山地区開拓は、地元都田村の帰農者、ならびに地元農家子弟の熱望により、昭和二十年より開拓せられたが、地味すこぶる肥よくであり、また農村の飽和人口解決の鍵でもあるが、交通運搬の便悪く、大なる不便を感じている。同道路の開設こそ、同開拓地完成の重要点であるが、農村不況を前にしては、とうてい地元に負担力はないから、同東山地区開拓計画に対して国庫より補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓農民の経済的地位向上のために、道路の開設は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

小川国有林開発に関する請願（請願者和歌山県日高郡川上村大字川原河百五十四番地西川濱外六名ノ田淵光一君紹介ノ第二八三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県日高郡寒川村及び川上村は広大な面積を有しているが、その大部分は山林とけい流の山岳地帯で農耕地はほとんどなく、したがつて村民は生計に困難を来し、戦前は外地への林業出かせぎによつてその生計を立ててきたが、現在においてはそれもならず、人口の増加とともに村民は極度に疲へいし、絶命的生活難に陷つている。ついては、これが打開策として、寒川村地内小川国有林の伐採造林を政府事業として実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

山村経済の維持と民生安定のため国有林の植伐事業に農村余剰労力の使用を図ることは至当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

東北地域農業試験場完成促進に関する請願（請願者岩手県議会議長村上順平ノ浅利三朗君外二名紹介ノ第二八五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方の各種国立試験研究機関を整備統合して、今年四月発足しようとする東北地域農業試験場は、設立に要する昭和二十五年度当初の予算が事務当局案の一割未満にすぎないということであるが、全国的にきわめて低位にある東北農業今後の向上発展に対し、このような僅少な予算ではとうてい施設の完備は期待し得られない。ついては、同試験場の急速な完成のため、予算その他充分な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農作物の改良育成を図る研究機関には充分な予算的措置を講ずる必要がある。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

農林省畜産局の機構拡充に関する請願（請願者東京都千代田区代官町二番地日本獣医協会長島村虎猪ノ原田雪松君紹介ノ第二八九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の畜産業は、今後農業経営の基幹として、農業恐慌解決のためにも飛躍的振興を図るべきである。さらにまた、畜産五箇年計画により、家畜を大増産し、畜産物の流通、消費、輸出を拡充しなければならぬ。ついては、この施策の中枢的機関である農林省畜産局を、畜産庁に改組、拡充し、その政策的、並びに技術的指導を拡大し、種畜の確保、衛生施策、畜産経営対策等の強化を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

畜産の増産改良を図つて、農業経営の安定に資するため、これが行政機関たる農林省畜産局を畜産庁に改組拡充することは至当と認める。よつて、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

農林委員長　小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

閉会中審査に関する報告書

単作地帯における農業経営事情等に関する件等閉会中審査報告書

一　単作地帯における農業経営事情等に関する件

二　農業関係公団整理に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和二十五年七月十一日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

水産委員会報告書

〔第十九号参照〕

漁業法の一部を改正する法律案（田淵光一君外二十名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

紀伊水道は事実上相当の外洋性を帯びた港区であり、その漁業の方法も瀬戸内海とはいろいろ違つた点があるので、これを瀬戸内海の区域から除外せんとするものである。

その目的は、紀伊水道区域関係漁民を瀬戸内海区の制約から解放するにある。

二、議案の修正議決理由

本案は、紀伊水道を瀬戸内海の区域から分離するもので、その内容は概ね妥当と認められる点もあるが、紀伊水道は、瀬戸内海の区域から除外するのみでは難点があると思われるので、これを、内海から分離した特別海区とすることにし、新たに紀伊水道連合海区漁業調整委員会を設け該海区の漁業調整を図り、瀬戸内海漁業調整事務局を瀬戸内海、紀伊水道漁業調整事務局に改める等を適当と認められるので、別紙の通り修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月八日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁業法の一部を改正する法律案に対する修正案

漁業法の一部を改正する法律案の全部を次のように修正する。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第八十二條第二項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「及び紀伊水道連合海区漁業調整委員会」を加える。

第百九條を次のように改める。

（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会等）

第百九條　瀬戸内海に瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を、紀伊水道に紀伊水道連合海区漁業調整委員会を置く。

2　前項の規定において「瀬戸内海」とは、左に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面をいう。

一　和歌山県田倉崎から兵庫県淡路島生石崎に至る直線

二　徳島県大磯崎から兵庫県淡路島潮崎に至る直線

三　愛媛県佐田岬から大分県関崎燈台に至る直線

四　山口県火ノ山下船舶通航信号所から福岡県門司崎燈台に至る直線

3　第一項の規定において「紀伊水道」とは、左に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海面をいう。

一　和歌山県紀伊日の御岬燈台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田御岬に至る直線

二　和歌山県田倉崎から兵庫県淡路島生石崎に至る直線

三　徳島県大磯崎から兵庫県淡路島潮崎に至る直線

4　瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一　瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人

二　学識経験がある者の中から主務大臣が選任した者四人

5　紀伊水道連合海区漁業調整委員会の委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一　紀伊水道の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各二人

二　学識経験がある者の中から主務大臣が選任した者二人

6　海区漁業調整委員会の委員は、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会又は紀伊水道連合海区漁業調整委員会の委員となつたときは、その職を失う。

7　委員の任期は、二年とする。

8　補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

9　第百七條（連合海区漁業調整委員会の委員の任期及び解任）の規定は、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会及び紀伊水道連合海区漁業調整委員会には適用しない。

第百十條の見出しを「（瀬戸内海連合海区漁業調整委員会等の指示）」に改める。

第百十條中「瀬戸内海」の下に「又は紀伊水道」を加え、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」を「それぞれ瀬戸内海連合海区漁業調整委員会又は紀伊水道連合海区漁業調整委員会」に改める。

第百十一條中「第百九條第三項第二号の」を「第百九條第四項第二号の、紀

伊水道連合海区漁業調整委員会にあつては同條第五項第二号の」に、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては主務大臣」を「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会及び紀伊水道連合海区漁業調整委員会にあつては主務大臣」に、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会にあつては委員」に改める。

第百十六條第三項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「若しくは紀伊水道連合海区漁業調整委員会」を加える。

第百十七條中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「及び紀伊水道連合海区漁業調整委員会」を加える。

附則第十二項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、」の下に「紀伊水道連合海区漁業調整委員会、」を加え、「第百九條第五項」を「第百九條第七項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七條の六第一項中瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の項の次に次の一項を加える。

紀伊水道連合海区	紀伊水道における漁業調整
漁業調整委員会	を行うこと。

同條第二項中「及び瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」を、「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会及び紀伊水道連合海区漁業調整委員会」に改める。

第七條の七の見出しを「（瀬戸内海・紀伊水道漁業調整事務局）」に改める。

第七條の七中「瀬戸内海」の下に「及び紀伊水道」を加え、「瀬戸内海漁業調整事務局」を「瀬戸内海・紀伊水道漁業調整事務局」に改める。

第八條第一項中「瀬戸内海漁業調整事務局」を「瀬戸内海・紀伊水道漁業調整事務局」に改める。

〔第三十七号参照〕

鰻虎臘肭獣猟獲取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案の目的は、らつこ、おつとせいの猟獲取締に一層の徹底を期するにある。すなわち、従来のらつこ、おつとせいの猟獲の禁止又は制限に加え、獣皮又はその製品の製造若しくは加工、販売をも禁止又は制限することにし、それらの場合に利害関係人や学識経験者の意見を聴くために公聴会を開かなければならなぬことにしたものである。

二、議案の可決理由

この種の取締を強化することは適切妥当な処置であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する経費

昭和二十五年度において左の額が見積られている。

九百八十三万六千円

右報告する。

昭和二十五年四月二十五日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第四十号参照〕

水産資源枯渇防止法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、水産資源の枯渇を防止して、その恒久的保続を図ろうとするものである。すなわち

第一　農林大臣は水産資源の量、当該漁業を営む者の数、その他自然的及び社会経済的條件を総合的に勘案して、漁業の種類及び海域別に命令をもつて当該漁業に従事しうる漁船の隻数の最高限度を定めなければならないことになつている。

第二　許可の取消又は操業区域の変更によつて生ずる損失を被つた者には国が補償しなければならないことになつている。

第三　漁業の種類によつて水産資源枯渇のおそれがあると認めるときは、農林大臣は科学的調査を実施しなければならないことになつている。

二、議案の可決理由

本案は水産資源枯渇を防止して、漁業の合理的発展を図る上において妥当な処置と認めて、これを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費

昭和二十五年度において左の額が見積られている。

二千万円

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第四十一号参照〕

水産業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、水産業協同組合法施行後一箇年余の経験にかんがみ、その一部を改正して更に一層有効な活用を図ろうとするものである。すなわち

(一)一定規模以下の法人を准組合員として組合に加入することを認め

(二)主として法人加入に伴い独占禁止法との関係を規定する法第七條を改正して、独占禁止法の組合に対する適用を緩和し(三)組合役員の任期を最大限三年までに伸長するとともに、組合の事業と実質的に競争関係にある專業の関係者が組合の役員及び主要職員に就任することを禁止し(四)その他員外利用の制限に関する條項、総代会に関する條項、專用契約に関する條項、総会の代理議決に関する條項等を実情に即するようにしようとするものである。

二、議案の修正議決理由

本案の内容は概ね妥当と認められるが、

(一)　競業関係にある者の役員等への就任禁止の規定は明確を欠く点がある。

(二)　組合等の役員は一層專業的漁民をして当らしめるを適当と認められる。

(三)　水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十三号）において漁業権管理委員会に関する規定中委員の資格は明確を欠く点がある。

等の点で修正の必要を認め、別紙の通り本案を修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

水産業協同組合法の一部を改正する法律案を次のように修正する。

水産業協同組合法○の一部を改正する法律

第一條　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十八條第三項を次のように改める。

3　前二項に規定する者の外、組合は、定款の定めるところにより、左の者を組合員たる資格を有する者とすることができる。

一　水産加工業協同組合に加入していない水産加工業者（○又は工業場）であつて組合の地区内に住所○を有するもの

二　漁業生産組合及び漁業を営む漁業協同組合

三　第一項又は前項に規定する漁民以外の漁民

四　組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（漁業協同組合及び漁業生産組合を除く。）であつてその常時使用する従業者の数が三百人以下であり、且つ、使用漁船の合計トン数が三百トン以下であるもの

第二十四條第一項中「一年」を「二年」

に改める。

第三十四條第七項の次に次の一項を加える。

8　前項の組合員又は漁民は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十七條に規定する内水面において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合以外の組合にあつては、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて九十日以上である者でなければならない。

第三十五條第一項但書中「二年」を「三年」に改める。

（就業関係にある者の役員等への就任禁止）

第三十六條の二　組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業○（当該組合の組合員の営み又は従事する漁業及び当該○（当該事業を営み又は従事する者は、当該組合の所属する漁業協同組合連合会の行う事業を除く。）

になることができない。

第四十三條第一項中「貸借対照表」の下に「、損益計算書」を加える。

第四十八條第一項第六号中「貸借対照表、」の下に「損益計算書、」を加える。

第五十二條第一項中「二百人」を「百人」に改め、同條第三項を次のように改める。

3　総代の定数は、組合員（准組合員を除く。）の四分の一以上でなければならない。但し、組合員（准組合員を除く。）の総数が二百人をこえる組合にあつては、五十人以上であればよい。

第五十二條第五項の次に次の二項を加える。

6　総代会において既に議決した事項については、総代会の議決の日から三箇月以内に第三十八條又は第三十九條の規定に基いて開催された総会において、更にこれについて議決することができる。この場合総会において総代会と異なる議決をしたときは、以後その議決によるものとする。

7　組合は、第一項の規定により総代会を設けた場合においても、第三十八條の規定に基く通常総会を開催しなければならない。

第七十條第二項中「第三十四條第七項本文」の下に「及び第八項」を加える。

第八十六條第二項中「第三十三條から第四十一條まで」を「第三十三條、第三十四條第一項から第七項まで、第三十五條から第四十一條まで」に、同條第四項中「第七十條第二項において準用する」を「第七十條第二項中「第三十四條第七項本文及び第八項」とあるのは「第三十四條第七項本文」と、同項において準用する」に改める。

第八十七條第一項第八号中「法人たる所属員」を「会員」に、同條第三項但書中「所属員」を「所属員及び他の連合会の所属員」に改める。

第九十二條第三項中「と読み替えるものとする。」を「と、同條第八項中「組合員又は漁民」とあるのは「当該組合の組合員の営み又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会の行う事業を除く。」とあるのは「当該連合会の所属する連合会の行う事業を除く。」と読み替えるものとする。」に、同條第五項中「と読み替えるものとする。」を「と、第七十條第二項において準用する第三十四條第八項中「組合員又は漁民」とあるのは「所属員」と読み替えるものとする。」に改める。

第九十四條に次の一項を加える。

2　前項に規定する者の外、組合は、定款の定めるところにより、組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業を営む法人であつてその常時使用する従業員の数が四十人以下であるものを組合員たる資格を有する者とすることができる。

第九十六條第二項中「、第二十條、第二十一條第一項本文、第二項から第五項まで及び第二十二條」を「及び第二十條」に改め、同項の末尾に次のように加える。

この場合において第二十一條第一項但書中「第十八條第三項」とあるのは「第九十四條第二項」と、「本章及び第四章において」とあるのは「第九十六條において準用する各規定において」と読み替えるものとする。

同條第三項中「第三十二條から第五十八條まで」を「第三十二條、第三十三條、第三十四條第一項から第七項まで及び第三十五條から第五十八條まで」に改め、同項の末尾に次のように加える。

この場合において、第三十六條の二中「漁業」とあるのは「水産加工業」と、「漁業協同組合連合会」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と読み替えるものとする。

同條第五項中「と読み替えるものとする。」を「と、第七十條第二項中「第三十四條第七項本文及び第八項」とあるのは「第三十四條第七項本文」と読み替えるものとする。」に改める。

第九十七條第一項第七号中「法人たる所属員」を「会員」に改める。

第百條第三項中「第三十二條から第四十七條まで」を「第三十二條、第三十三條、第三十四條第一項から第七項まで及び第三十五條から第四十七條まで」に、「と読み替えるものとする。」を「と、第七十條第二項中「第三十四條第七項本文及び第八項」とあるのは「第三十四條第七項本文」と読み替えるものとする。」に改める。

第百三十條第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

第二條　水産業協同組合法の制定に伴う水産業協同組合の整理等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十三條の二第五項中「水産業協同組合法第十八條第一項に規定する漁民」を「水産業協同組合法第十條第二項に規定する漁民であつて当該漁業会の地区内に住所を有し、一年に三十日以上漁業を営み又はこれに従事するもの」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際現に水産業協同組合の理事、監事、参事又は会計主任である者については、○水産業協同組合法第三十六條の二の規定は、公布の日から起算して二箇月間は適用しない。

3　この法律施行の際現に漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の理事である者については、水産業協同組合法第三十四條第八項（同法第九十二條第三項において準用する場合を含む。）の改正規定は、その任期中は適用しない。

請願に関する報告書〔第三十八号参照〕

滞貨寒天買上げに関する請願（請願者長野県諏訪郡知野町宮本繁志外十三名）（小川平二君紹介）（第九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

寒天産業は、わが国国際收支の面に寄與するところが、大きかつたが、最近輸出不振と国内需要の減少により、多量の滞貨を有し、これをそのまま放置するときは、多年培養した国際市場の地位を喪失し、業者の破滅も免かれない。ついては、この危機を打開するため、滞貨寒天約二十二万貫を買上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、既に政府の措置によつてその目的が達せられているので、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

かれいの統制撤廃に関する請願（請願者兵庫県城崎郡香住町香住大西三造外一名）（佐々木盛雄君紹介）（第一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県におけるかれいの漁獲量は、全体の三一パーセントを占めるが、かれいの鮮魚出荷は公定価格がいちじるしく下廻り、さらに煉製品は統制品となつている。ついては、鮮魚としてのかれいを統制する意義が全くなくなつたから、これを統制から除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、既に政府の措置によつてその目的が達せられているので、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

対馬海域の漁区拡張の請願（請願者長崎県議会議長岡本直行）（西村久之君外六名紹介）（第二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

対馬西海岸は、かじき、ぶり、たい等の全国屈指の好漁場であるが、最近の実測により、同海域は政令第

三〇六号「漁船の操業区域に関する制限」にふれ、制限ラインの外にあることが判明した。ついては、これは水産業者の死活問題で国家的見地からも重大な問題であるから、現在規定されているラインを適当海域まで拡張するよう措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、既に政府の措置によつてその目的が達せられているので、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

沖泊部落接收に伴い沖泊漁港修築に関する請願（請願者島根県八束郡野波村長小川清志外三名）（山本利壽君紹介）（第六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県八束郡野波村大字沖泊部落地区が、今般占領軍の命により全耕地の七十五パーセントを接收されたため、部落民は生活困難に悩むものが続出しているから、同部落を純漁村として再出発させ、部落民の生活を安定させるためにすみやかに、漁業施設として東西防波堤、海産物干場、作業場等の施設を完備されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、既に政府の措置によつてその目的が達せられているので、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊勢湾内におけるばつち網使用禁止に関する請願外二十三件（請願者三重県津市津市漁業協同組合長尾崎荘右衞門外五十二名）（石原圓吉君紹介）（第一一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊勢湾は魚類の産卵場であり天然の養殖場であるが、同湾内で、禁止されている二艘曳底曳網と同様の漁具漁法を行うようなばつち網を使用したため、湾内漁族は減少し近年いちじるしい不漁となつている。ついては、このような乱獲の漁具は、即時禁止されるよう取計られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、おおむね妥当と認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

魚族資源の維持培養に関する請願（請願者東京都港区芝海岸通一丁目二十番地春日信市外六名）（小高熹郎君紹介）（第一八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の漁業不振と漁場の荒廃は、戰時、戰後を通じて、盲目的な糧増産により、漁業の危機を招来したが、その復興再建の基本的要件として、漁民生活の確保を図るとともに海産資源の国費による徹底的調査、発表及び魚族資源の維持培養について、法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨きわめて適切であると認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁業用資材に価格差補給金存続の請願（請願者東京都港区芝海岸通一丁目二十番地春日信市外六名）（小高熹郎君紹介）（第一八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産物の価格を現在のまま据置き、公定価格が維持されることを前提として、燃油、漁網、網糸等輸入資金の価格差補給金を廃止した場合、百パーセント輸入資材に依存している現在の漁業は成立しない。魚価の大幅値上によつて収支の均衡を計れという説もあるが、消費者大衆にこれ以上の犠牲を強いることは、最近の購買力低下の実状を知る者には不可能なことは明らかであるから、特例をもつて同補給金を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、さらに愼重な検討を要するものと認められるので、これを不採択とすべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁業金融に関する請願（請願者東京都港区芝海岸通一丁目二十番地春日信市外六名）（小高熹郎君紹介）（第一八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年七月八日農林省制定の漁業共済基金制度要綱並びに漁業手形つなぎ融資要綱につき、次の措置を講ぜられたいというのである。（一）この三段制による制度要綱の法制化を図ること。（二）共済基金に免税措置を講ずること。（三）事務手続の簡素化をはかること。（四）漁業金融のための独立の金融機関または特定の金融機関の設置をはかり漁民側の自主的行動を反映せしめるようにすること。

二、請願の議決理由

本請願は、必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁船法並びに漁船船員法制定に関する請願（請願者東京都港区芝海岸通一丁目二十番地春日信市外六名）（小高熹郎君紹介）（第一八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁船及び漁船乗務員に関する行政は、現行制度上多元的取扱を受け、水産行政の総合性も全然無視されている現状にかんがみ、新漁業制度と併行し、漁船法並びに漁船船員法をそれぞれ單行法として制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

旋網漁業許可方針確立に関する請願（請願者東京都港区芝海岸通一丁目二十番地春日信市外六名）（小高熹郎君紹介）（第一八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

動力付及び無動力の各種場操及び巾着網漁業等につき、次の事項を考慮し、すみやかに許可方針を確立されたいというのである。（一）総トン数十五トン以上の漁船を使用する場合は、農林大臣の許可とし、それ以下のものについては、都道府県知事の許可とすること。（二）主務大臣の

許可に当つては、漁業調整上可能なる範囲において大海区による操業区域を認めること。(三)資源維持ばい養及び入会操業秩序の見地から、技術的または科学的検討を加え、海区毎に許可制限を付すること。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨は、適当と認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

白糠漁港築設の請願（請願者北海道白糠郡白糠村長青木金吾）（伊藤郷一君紹介）（第一九二号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道白糠村の船入まは、国費補助をもつて昭和十年にしゆん工したが、同年の台風豪雨のため港内は土砂で埋没し、岩壁は倒壊し利用不能のまま今日に至り復旧もされない。同港は沖合漁業の根拠地としてまた避難港としても重要な地点にあるから、同村の船入まを国費をもつて改良拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由

白糠村の船入まを国費をもつて改良拡張の必要性は充分に認められるので本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

にしん、さばの公定価格改訂に関する請願（請願者東京都港区芝海岸通一丁目二十番地春日信市外六名）（田口長治郎君紹介）（第一九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行のにしん、さばに対する統制価格は、いちじるしく実情に即応していないため、業界は経済的に破滅の外ない状態にある。ついては、にしん、さばの統制価格を改訂されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、既に政府の措置によつてその目的が達せられているので、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

沖端漁港施設拡充の請願（請願者福岡県山門郡沖端村長三田村哲四郎外二十九名）（甲木保君外一名紹介）（第二四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県山門郡沖端漁港は、有明海に臨み、古い歴史を有していながら、漁港施設はなんら見るべきものがないため、その発展を阻害しているから、すみやかに、漁船、けい留場、荷揚場等を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、既に政府の措置によつてその目的が達せられているので、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

江口漁港修築費国庫補助の請願（請願者鹿児島県日置郡東市来町漁業協同組合浜田壽男外一名）（床次徳二君紹介）（第二九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

江口港は鹿児島県の中南地方沿岸漁業の中心地であるが、漁港基地としての設備不完全で昭和十九年に約百米の護岸工事が完成したが漁港としての域に達せず、あまつさえデラ並びにフエイ台風のために破壊された。ついては、一日も早く導流堤及び護岸工事を国庫補助により完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

江口漁港に対する修築費国庫補助の必要性が充分に認められるので本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

無許可トロール船の取締強化に関する請願（請願者兵庫県津名郡由良町由良漁業協同組合作田卯之助）（井之口政雄君外一名紹介）（第三四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡由良町近海は、無許可トロール船の密漁によつて荒される結果、地元漁民の漁獲はきわめて僅少となり漁業によつて生計を立てることができない状態に至つている。ついては、すみやかに無許可トロール船の取締を強化されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨は、妥当と認められるのでこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

初山別村豊岬に漁港築設の請願（請願者北海道苫前郡初山別村長前田広紀）（玉置信一君紹介）（第四四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡初山別村豊岬港に、天然の地形を利用して漁港を築設すれば、海産物は増加し、かつ港背の諸産物の積出及び沿岸航行の船泊り港として利用価値大である。さきに、道庁土木部港湾課及び留萌土木現業所で実測を了し、すでに設計書も完成せられている。ついては、同港築設をすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性が充分に認められるのでこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

増毛漁港拡張工事促進の請願（請願者北海道増毛郡増毛町長東尾淡逸外二名）（玉置信一君外一名紹介）（第四四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道増毛港は自然的、地理的好漁場であるが、施設が狭小なため、一朝荒天には多大の損害をこうむつて漁港としての使命が達成できない実状である。ついては、北海道開発の見地より、運輸省所管をもつて昭和二十五年度より早急着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

増毛漁港拡張工事の必要性が充分に認められるので本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

高浜漁港修築の請願（請願者熊本県天草郡高浜村長浜崎壽翁外十二名）（原田雪松君外一名紹介）（第六四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県天草郡高浜港は、林産物に恵まれ、また良質の陶石の産地であるが、港湾は高浜川の満潮時を利用する外、干潮時は港外は往々波高く利用出来ず、従つて漁業はふるわず、半農半漁の余命を保つているにすぎない。また同港は長崎、牛深間の汽船の寄港地であるが、西北風の強い期間には、寄港が不可能である。ついては、輸出品原料である陶石、近村の林産物の貨物の積出しを活発にし、漁業の進展をはかり避難港としての役目を果すため、高浜港を修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、修築の必要性が充分に認められるのでこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

大江漁港築設の請願（請願者熊本県天草郡大江村長岩崎明茂外十七名）（原田雪松君外三名紹介）（第八一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大江港は、熊本県下において牛深港に次ぐ水産要地であり、漁業域については長崎、熊本両県下を一連とする豊富なる漁区である。また天草西海岸の通商旅客運搬上の中間避難港として、近海漁業の中枢基地として最適の位置にあるのであるが、築港施設がないため、恵れた天然資源をあたら喪失しつつある現状である。ついては、すみやかに、同港の築設を実施せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、築設の必要性が、充分に認められるのでこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

香深村に北方新魚田開発策源地としての諸施設実現の請願（請願者北海道礼文郡香深村長野村太市外一名）（玉置信一君外一名紹介）（第八三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本邦北端の礼文島は、にしん、こんぶ、うに、いか等の漁業根拠地であるが、礼文島の西北方には、たら、ぶり、まぐろ、さば等の有望な魚田が未開発のまま残されている。香深村は、北方新魚田開発の要地であるから、有望な未開発魚田を開発するため、輸出加工用漁業施設等を同村に国費をもつて設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、きわめて妥当と認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

底びき網漁業許可に関する請願（請願者兵庫県津名郡由良町藤代甚吉外六名）（塩田賀四郎君紹介）（第八七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡由良町の漁業者は、戦時中から、小手繰網から小型機船底びき網にと改良を加え、相当の成績をあげてきたが、未だ正規の許可をえていない。小型機船底びき網漁業の刺激によつて、内海漁業の生産技術も進歩し、遠洋出漁へと発展しうるから、東経百三十度以東の底びき網漁業の許可を與えられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、さらに愼重な検討を要するものと認められるので、これを不採択とすべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

北洋漁業再開に関する請願外一件（請願者青森県三戸郡階上村大字道仏字二ノ窪三島守利勝外三十五名）（山口武秀君外三名紹介）（第九八〇号）及び同（請願者青森市新町八十一番地青森県北洋漁業労働組合委員長落合直文）（井之口政雄君紹介）（第一五六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦時中の無理と戦後におけるとくにトロール漁業の沿岸漁区への進出により、荒廃の極にある沿岸漁区の育成と保存のため、北洋漁業の再開は緊急を要する事柄である。ついては、北洋漁場に対する出漁雇ようを即時実施するとともに、遊休船のチヤーターその他による北洋漁場への出漁を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

北洋漁業再開の趣旨は、きわめて妥当と認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手県の水産用燃油割当量増加に関する請願（請願者岩手県漁業協同組合連合会長伊藤佐十郎）（鈴木善幸君紹介）（第九九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般農林省より、水産用石油製品の取引は、石油配給規則に基く割当公文書によるべきものであり、過去においてこの公文書によらず石油販売業者から前借りした数量は、今後の割当数量中からできうる限りすみやかに返済するよう指示があつた。しかし、業者がこれを実施することになれば、漁船は休業し、漁業の経営と生産に重大な影響を與えるから、寛大な措置と燃油の増加配給方を要望するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当と認められるのでこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

水産業協同組合法の一部改正に関する請願（請願者東京都千代田区大手町二丁目八番地ノ一全国漁業組合連合会会長会議田中信儀）（鈴木善幸君紹介）（第一一六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産業協同組合法第八十九條により、水産業協同組合は全国連合会を結成することが許されないが、同協同組合の円滑な発展を図るためには、より高次の連合組織を持つ必要がある。ついては、少くとも指導、教育、連絡、情報等を事業内容とする全国連合会だけでも、法的に許容せられるよう、関係法令の改正等所要の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、きわめて適切なものと認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁業用燃油の増配に関する請願（請願者東京都千代田区大手町二丁目八番地ノ一全国漁業組合連合会会長会議長田中信儀ノ鈴木善幸君紹介）（第一一七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年における漁船馬力総数の増加と、漁業用燃油の配給量とは不均衡を来している上に、沿岸漁業における漁況のいちじるしい変化によつて、予想以上航走しなければならない場合が多く、ために漁業用燃料の必要量にいちじるしく不足している。かくては、漁業経営を困難に陥らしめ、ひいては国民生活上唯一の動物性蛋白源である魚類確保に、重大な影響を来すことになる。ついては、漁業用燃油を増配されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当と認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

尾札部漁港拡張工事施行の請願（請願者北海道茅部郡尾札部村長杉谷梅一外十二名ノ川村善八郎君紹介）（第一二〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道茅部郡尾札部港は、昭和九年国費をもつて漁港として築設されたが、年を逐うてその利用が増大し、近年恵山岬から噴火湾の沖合を中心とした魚田には、各方面の漁船が集り同港を利用するため、その混雑はげしく、地元の漁船も利用できず生産と輸送を阻害しているから、同港の拡張工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、その必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊浜船だまり築設工事費国庫補助の請願（請願者静岡県賀茂郡三浜村長保田廣雄外五名ノ小松勇次君紹介）（第一二〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県賀茂郡伊浜村は、伊豆の南端に位置し、常時漁獲豊富で、てんぐさ、のり等の収獲も多く、かつ背後には林産資源を有しているが、これら生産物の搬出には、海上交通は風浪高く困難であるため、四キロのけわしい山道を利用せねばならず、その不便と不利は大である。よつて、海上交通を整備し、前記資源の活路を拓くため、船だまり築設工事を実施中であるが、諸般の事情により経費がかさみ工事の続行は困難となつた。ついては、国庫補助をもつて伊浜船だまり築設工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、その必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

為石に避難港築設の請願（請願者長崎県西彼杵郡為石村長濱邊眞平外六名ノ岡延右エ門君外五名紹介）（第一三二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県西彼杵郡為石港附近は、日本有数の漁場であり、また、交通の要路で、漁船の集結、往来のはげしいところであるが、避難設備がないため、長崎県はじめ熊本、鹿児島方面からの出漁船の遭難数はおびただしい数に達している。しかるに、避難港は、同所より、四、五里はなれた脇岬、茂木の両港という不便なところにあるため、かかる惨事をおこしている現状である。ついては、すみやかに、為石に、避難港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、その必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

大津漁港修築の請願（請願者北海道十勝郡大津村長水澤一郎）（高倉定助君紹介）（第一五二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道大津港は、広尾港とともに十勝における漁業根拠地として、また十勝、釧路、日高方面における避難港として同地方の漁業振興上欠くことのできない漁港である。当局においてもその必要性を認め、昭和七年より二箇年間継続的に同港修築工事を施行したが、波浪により破壊されたため、現在は荒天に際しても避難することができず、沖合漁業が不可能となつた。ついては、同港の重要性を認識されて、修築工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

大津漁港に対する修築工事施行の必要性が充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

釜石漁港修築工事促進の請願（請願者釜石市長澤田權左エ門外八百二十五名ノ鈴木善幸君紹介）（第一六五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

過般のアイオン台風により、釜石市の釜石漁港は、じん大な被害を受けたので、近年これが復旧工事を施行し、被害箇所十箇所中六箇所の復旧を見たが、漁民が要望する施設から見ると全く微々たるものであり、ために、毎年周期的に来る台風や水害の都度、破船、沈没、漁具の流失等重大な損害をこうむつている。ついては、天與の好漁場を有する同漁港の重要性を考慮し、修築工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

釜石漁港修築工事施行の重要性が充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

田老漁港修築の請願（請願者岩手県下閉伊郡田老町長久保利七外二名）（鈴木善幸君紹介）（第一六五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県下閉伊郡田老漁港は、明治二十九年と昭和八年のつなみにより、漁港原型が破壊されて以来、外来船のてい泊はもちろん、地元動力船も減少し、漁港として重大な危機に直面している。しかし同湾口を主要漁場とするまぐろ、するめいか釣漁業は沿岸随一の漁場であり、もし同港に防波堤とけい船場とを築設すれば、これら漁業は同港を根拠地として、生産は幾倍加するは必定である。ついては、同漁港の築設工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の目的は、既に政府の措置によつて達せられているので、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手県下の漁港災害復旧工事促進に関する請願（請願者盛岡市内丸二番地岩手県漁港協会長鈴木善幸）（鈴木善幸君紹介）（第一六五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
積年の天災によつて、極度にぜい弱化している、岩手県下被害漁港は、その復旧に急を要する実情にかんがみ、この際特別にこの復旧工事費を全額計上し、昭和二十五年度において、工事を完了されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、妥当と認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

青森漁港修築工事促進の請願（請願者青森市長横山實）（山崎岩男君紹介）（第一七四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森漁港は、北海道近海の豊漁海域を有し、わが国の宝庫である北海道の、海産資源を主とする輸送に重大な役割を果しているが、同港修築工事に関しては、昭和十二年に着工して以来、導水堤の完成と防波堤護岸、岩壁の基礎捨石の一部を完成したのみで、ほとんどの部分が未完成のままとなつており、漁港としての利用に多大の不便を来している。ついては、同港修築工事をすみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由
青森漁港修築工事促進の重要性が充分に認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

漁船保険制度改善に関する請願（請願者下関市大和町三十番地山口県遠洋漁船保険組合細川良平）（坂本實君紹介）（第一七九〇号）、同（請願者鶴岡市馬場町十日町ロ五ノ一番地山形県漁船保険組合長尾形六郎兵衛）（志田義信君紹介）（第一七九一号）、同（請願者函館市元町一番地渡島漁船保険組合長原田英一）（富永格五郎君紹介）（第一九四二号）、同（請願者北海道岩内郡岩内町南後志漁船保険組合長谷川岩松）（富永格五郎君外二名紹介）（第二〇四五号）、同（請願者山口市大字上宇野令第二千八百十一番地山口県漁船保険組合長岡本武男）（坂本實君紹介）（第二〇四六号）、同（請願者高知市中島町百十五番地高知県漁船保険組合長堀部虎猪）（林讓治君紹介）（第二二七八号）、同（請願者網走市北六條西三丁目北見漁船保険組合理事佐藤銀治郎）（林好次君紹介）（第二三一二号）、同（請願者富山県漁船保険組合角谷龜次郎）（内藤友明君紹介）（第二四〇五号）、同（請願者青森市長鳴町一番地青森県漁船保険組合渡辺廣治）（夏堀源三郎君紹介）（第二六八一号）及び同（請願者平市搦槌小路十九番地福島県漁船保険組合鈴木賢一）（高木松吉君紹介）（第二六八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
漁船保険法による漁船保険制度は、全国的に普及したが、その実績は所期の成果を納めず、漁船保険組合は収支の均衡を失つているから、同制度の新運営方法として左記の施策を講ぜられたいというのである。
（一）漁船再保険特別会計に、一般会計より繰入金を支出すること、（二）政府は、漁船保険組合を通ずる漁業金融制度を確立して、組合員に貸付の途を開くこと、（三）漁船保険法に、漁船保険運営委員会の規定を設けること、（四）漁船保険の附加再保険料廃止、並びに漁船保険組合の事務費を国庫負担とすること、（五）漁船の遭難救助施設を充実すること。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、極めて、適切であると認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

垣生村漁港修築工事費国庫補助の請願（請願者愛媛県新居郡垣生村長園部衛一）（小西英雄君外一名紹介）（第一七九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛県新居郡垣生村漁港は、昭和二十一年十二月の南海大地震による地盤沈下で、既設の防波堤が沈下したため、土砂が多量に港内に浸入し、また周辺の護岸その他の設備も破損して、漁船の出入が全く不可能となつている。このため、漁船は沿岸砂浜に揚陸している状態で、漁民の出漁、漁獲量に多大の影響をおよぼしている。ついては、同漁港の修築工事に対し、国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、その必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

船泊漁港拡張工事施行の請願（請願者北海道礼文郡船泊村長釣部義雄）（玉置信一君外一名紹介）（第一七九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道礼文郡船泊村の船泊漁港の船入まは、昭和六年に小型漁船のけい留を目的として築設されたのであるが、その後漁業が機械船による沖合漁業によつてなされ、船数も増加したため、風波時の漁船の収容能力は十二、三隻しかけい留することができず、漁船に多大の不安をもたらして、漁業の発展を阻害している。ついては、すみやかに同村船泊漁港

の拡張工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

大川河口帆之港修築の請願（請願者鹿兒島県日置郡日置村長安山親之外三名）（石原登君外一名紹介）（第一九三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島県日置郡日置村の大川河口にある帆之港は、徳川時代から貿易、漁業の中心として繁栄を誇つたが、上流から流れて来る土砂のために川底が浅くなり、なお北西の強風によつて白砂が推積して河口が移動し、船舶の出入がほとんど不可能となつて、近年は衰微の一路をたどつている。これがために漁業の発展にも支障を来している。ついては、漁民の福利増進のため、河口の両岸約四百メートルに護岸工事をなし、河口を真直にして、川水の定流を計るよう、改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、その必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

安宅新町附近漁場の旧海軍施設の障害物除去に関する請願（請願者小松市安宅新町イ百二十四番地安宅新漁業協同組合長川田喜郎外五十三名）（坂田英一君外一名紹介）（第一九七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小松市安宅新町附近の漁場は、旧海軍が飛行基地を新設するために、海中に枕木付レール及び金網等を投入したままとなつて、現在に至るも、これらの障害物は除去されていない。海流によつて、これらの障害物が海面に現れ、漁業に多大の支障を来している。町民は総力をあげて、その引揚作業を始めたのであるが、町民の貧弱な経費ではとうてい作業は完遂できない。ついては、障害物除去に対し国庫助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、きわめて、妥当であると認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

高浜漁港に防波堤築設の請願（請願者長崎県下県郡鷄知町長枌谷勇藏）（田口長治郎君紹介）（第二〇一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

対馬下県郡鷄知町大字鷄知部落は、漁業を専業とする部落で、高浜港は対馬の中央部に位い、荒天の日を除き年間作業に従事できる多種豊富な漁場であり、港内も広く、諸施設も新設されたが、防波堤がないため、荒天の際には安全地帯までの廻航に数時間を費し、漁業の発展を阻害している。ついては、国費をもつて高浜漁港に防波堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

久慈漁港修築促進に関する請願（請願者茨城県久慈郡久慈町長三代利七外二名）（塚原俊郎君紹介）（第二〇二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

久慈漁港の修築工事は、関係各位の配慮により昭和二十一年起工以来、二十一年度三十万円、二十二年度百九十万円、二十三年度七百万円、同二十四年度は千七百万円の工事費をもつて、着々その工を急いでいる。ついては、昭和二十五年度は昨年度以上相当額の予算をもつて、ぜひ、同港工事を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

本趣旨は、その必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

引揚者等新規漁業者に対する漁網資材配給割当増加に関する請願（請願者福岡県庁民生部社会課内九州地方更生団体連合会長島崎辰美）（甲木保君外二名紹介）（第二〇七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

引揚者、復員者にして、過去の漁業実績、経験を有するものの約三十五％は着業できたが、残りの六十五％の新規着業希望者には、漁網資材の配給がないため、着業不能の状態である。昨年末に割当られた四四半期の配給が、別わくの指示なく、単なる通ちようであつたから、末端において配給実施不可能となつている。ついては、計画的に適確な方法で、漁網資材が末端で新規着業者に配給されるよう、処置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当と認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

兒島湾淡水化に伴う漁業上の損失補償に関する請願（請願者岡山県兒島郡八浜町漁業協同組合藤原朝則外二十七名）（橋本龍伍君外五名紹介）（第二一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府によつて企図されている兒島湾淡水化は、兒島湾漁業者の生業を完全に失わしめるので、農地造成の計画遂行にあえて反対するものではないが、それによつて損害をこうむる漁業者に対する、完全補償及び次の要望を容れられたいというのである。(一)湖水と兒島湾との間に、漁船の通行できうる施設をすること、(二)湖水内外に船だまりを築設すること、(三)湖水内における一切の漁業権を関係地域内の漁業者に與えること、(四)湖水内養殖施設に対し、助成金を交付されたいこと、(五)漁業者を優先的に造成農地に入植せしめること等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、漁業者にとつて

きわめて重要性があると認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

九十九里浜太東岬に漁港築設の請願（請願者千葉県長生郡太東村漁業協同組合長久我東二外九名）（田中豊君紹介）（第二一三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

打ち続く不漁のため、九十九里浜の漁業者は、離職、転落へと生活苦にあえいでいるが、加うるに、米軍の実弾射撃演習のため、出漁の時間を制限され、多大の打撃をこうむつている。ついては、演習による単なる金銭的補償ではなく、わが国水産業の発展の見地において、九十九里浜沿岸の一部太東岬に、漁港を築設し、沿岸漁民の原始的漁業を拡大発展されたいというのである。これによつて、演習による漁民の犠牲を最少限に食いとめることができるというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

小伊津漁港修築の請願（請願者島根県嫁川郡佐香村長山岡繁一外二名）（大橋武夫君紹介）（第二二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小伊津漁港は、島根県下有数の好漁場で、たい、甘たい、その他各種海草等水産物は豊富である。しかるに、船だまりが狭あいで、五トン以上の漁船は入港できない状況であるから、同漁港に少くとも二十トン級の漁船を繋留しうるように、修築されたい。同港は、地理的條件に恵まれ、小島による天然の防風、防波堤もあるから、船だまりの修築さえできれば、同郡恵曇港へ漁船をえい航する必要もなく、立派な避難港にもなるというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、その必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

根法華村に避難港築設の請願（請願者北海道亀田郡**根**法華長村松坂幹太郎外三十六名）（富永格五郎君外二名紹介）（第二三〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

根法華村は、北海道渡島半島の東南に位し、わが国唯一の豊庫恵山漁場をひかえている。しかるに、同港の船入まは、昭和十五年の台風以後は利用価値ほとんどなく、一度荒天ともなれば、沖合漁船は函館あるいは室蘭港に避難している有様である。ついては、現在の同港船入まを復旧して、さらに延長百十四メートルの防波堤と、百三十メートルの防砂堤の増設ならびに埋立地を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、その必要性が認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

磯浜海岸船だまり災害復旧工事施行の請願（請願者宮城県亘理郡坂元村長富田佐吉外一名）（庄司一郎君紹介）（第二三五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県亘理郡坂元村は、漁業によつて生活し、同村の中心地である磯浜海岸は昭和八年防波堤第一期工事を了え、同十七年第二期工事を完成し、続いて第三期工事の施行により漁船の出入、けいりゆうの利便に供する計画であつたが、予算の関係で実現されず、今日に及んだ。しかるに昨年九月のキテイ台風のために、防波堤に多大の被害をうけ、漁業者に不便と損害とを與えている。ついては、磯浜海岸船だまりの災害復旧工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

富岡漁港築設に関する請願（請願者福島県双葉郡富岡町長半谷六郎外三百七十四名）（今泉貞雄君外一名紹介）（第二四二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡富岡町は同郡の中央に位し、たい、ひらめ、かれい、あいなめ、たらがら等の豊富な魚類に恵まれているが、漁港の施設がなく、附近二十里に及ぶ海浜にも、漁港、避難港は皆無という状態である。漁港築設は、昭和二十四年度から県営事業として、総経費六千万円で着手されることになつたが、不幸にして公共事業費の削減のため、実現に至らなかつた。ついては、同町大字小浜字会沢は、輸送にも便利な地点であるから、昭和二十六年度から国庫補助により、漁港築設工事を着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

香川県下漁業者の漁場転換対策に関する請願（請願者香川県議会議長大久保雅彦）（玉置實君紹介）（第二四六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

瀬戸内海における漁業は、漁業者の激増と濫獲の結果、行詰りの状況であり、とくに瀬戸内海中央に位する香川県の影響は大きく、漁獲の減少と資材価格のこう騰から経営困難に陥つている。ついては、この救済のための融資の途を講ぜられ、漁場転換対策としての、内海外海区への入漁に必要な資材や燃油の配給など、すみやかに援助の措置を講ぜられたいのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当と認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

霞ヶ浦湖畔に淡水区水産研究所設置の請願（請願者茨城県新治郡佐賀村志戸崎漁業協同組合長嵜沢通之助外十二名）（橋本登美三郎君外二名紹介）（第二四八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
全国八地区に水産研究所が設置されたが、淡水区は全国に一区で東京に本所を置かれるということである。しかし、肝心の本所が資源に離れた場所にあることは、不便である。ついては、霞ヶ浦、北浦は、わが国第二の大湖であり、淡水魚の種類も多く、本庁との連絡も便利であり、旧海軍敷地及建物も残存し、船舶のけい留魚類の蓄養にも好都合であるから、現在東京都に設置されている淡水区水産研究所を、同湖畔に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、その必要性を充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

頓別漁港施設拡充に関する請願（請願者北海道枝幸郡頓別村長佐々木熊吉外一名）（佐々木秀世君紹介）（第二五六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道北部の、推定五億トン余の良質石炭及び五千万石を擁する処女林の開発には、陸送のみに依存することは不可能であり、また、頓別川口の閉そくと水害を除去し、土地開発に寄与するために、北海道枝幸郡頓別村地先の頓別漁港を、漁湾として指定の上、港湾施設を完備されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、その必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

須江漁港修築費国庫補助の請願（請願者和歌山県須江漁業協同組合長田中芳太郎）（世耕弘一君紹介）（第二六七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県東牟婁郡大島村須江港は、紀伊半島大島の南方尖端にあり、かつお、まぐろ、たい、いわし等の豊富な漁場として有名である。暴風直前、海洋に集る漁類を目的として、「ケンケンつり」の方法を利用しているが、これがためには、避難場を必要とし、須江港の現在の設備では不完全であり、毎年数隻の犠牲者を出している。ついては、港湾の入口に突堤を作り、港内の船揚場を拡張するため、国庫補助を仰ぎたいから、緊急施設として、昭和二十五年度予算に計上されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、その必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

波崎漁港修築費国庫補助の請願（請願者茨城県議会議長島津三郎）（橋本登美三郎君外二名紹介）（第二六七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
茨城県波崎港は、国庫補助により魚揚岸壁一千二十メートルが築造され、以来同港の水産業は急速な発展を遂げている。しかるに、この岸壁前面の同港てい泊地は、対岸距離八百メートルにわたる利根川水域で、何等のしゃへい物もないため、荒天や台風の際は激浪にさらされ、漁船のこうむる影響はじん大である。ついては、これが防止のため、五百メートルの防波堤を築造したいから、同事業費五千万円を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の目的は、既に政府の措置によつて達せられているので、本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

九十九里浜沿岸漁業の遠洋漁業転換資金融資に関する請願（請願者千葉県長生郡一松村丙四千一百三十六番地石井亀吉外五名）（田中豊君外一名紹介）（第二六八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
九十九里浜沿岸漁業は、近年慢性的に不況であり、さらに米進駐軍の実弾射撃により、日曜、土曜以外は午後出漁を行うことができない状態で、漁業経営者及び漁夫は、きわめて困難な状況下にある。これが打開の策として、沿岸漁業から遠洋漁業に転換したい。ついてはそのばく大な資金融通として、農林中央金庫より沿岸漁業者に長期融資をせられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、その必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

大樹漁港築設の請願（請願者北海道広尾郡大樹村長高橋新市外八十八名）（高倉定助君紹介）（第二七八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道広尾郡大樹村は、太平洋沿岸に面し、十勝水産物の揚陸地として広尾、大津とともに三大漁場として十勝産業の振興に協力してきたが、港湾の施設なきため、小規模の漁舟のみで操業してきたが、けい留場が施設があれば、動力船の活動により、漁獲は十数倍に増加することは明らかである。ついては、同村長年の懸案である漁港施設築設を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、その必要性が充分に認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日
水産委員長　石原　圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

底びき漁業取締緩和に関する請願（請願者宮城県水産全体会議前実行委員長門馬重作外四名）（内海安吉君紹介）（第二八二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行漁業取締法は、明治、大正時代の本邦水産漁獲物の生産過剰の時に定められたもので、むしろ生産制限のための取締法であつて現代とその状態を異にしている。今日沿岸漁業と底びき漁業とは同一漁場であるから摩擦が起るのであり、そのために多期間の国民栄養たん白源が欠亡する事は忍び得ない。ついては、沿

岸漁業も底びき漁業も協力一体となり、ただし底びき漁業は、沖合延繩底刺網漁業との期間漁区を別にし、また、本邦漁業を沿岸漁業と公海漁業との二種とし、沿岸漁業は距岸三マイル以内、公海漁業は三マイル沖と改正せられ底びき漁業に対する取締を緩和されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はさらに愼重な検討を要するものと認められるので、これを不採択とすべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁船保険事業強化に関する請願（請願者東京都中央区月島十一丁目七番地漁業保険協会長大濱喜一郎）（鈴木善幸君紹介）（第二八九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第千七百九十号と同趣旨のものであるが、さらに次の諸点につき特別の考慮を拂われたいというのである。（一）漁船定期保険制度を設置すること、（二）漁船保険に強制加入制の採用、（三）小型船保険料の一部を国庫負担とすること、（四）漁船保険事業に対する指導方針を明示すること、（五）漁船保険協会の拡充強化をはかること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、きわめて適切であると認められるので、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

水産委員長　石原　圓吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

閉会中審査に関する報告書

漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書

一　漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第五号）

二　（一）水産市場機構に関する件

（二）水産金融、漁業経営並びに漁民経済状態に関する件

（三）荒廃漁場復旧に関する件

（四）水産資源保護育成に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和二十五年七月十一日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

通商産業委員会報告書

〔第九号参照〕

産業復興公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

産業復興公団は、同法第三條第三項の規定により、その運営資金の借入れの途を復興金融金庫に限られていたのであるが、最近復興金融金庫がその貸出業務を停止するに至つた結果、公団の借入れの途は閉される状態となつた。

よつて運営資金の融資の方途を講ぜられたいというのが目的である、その主なる趣旨は次の通りである。

（一）産業復興公団の復興金融金庫からの借入金は、その使途が固定化されて直ちに回収することが困難なため、返済の途がないこと。

（二）公団の昭和二十五年度予算は、収入総額三十三億五千万円になつており、年間の收支は償い得るのであるが

イ　支拂経費は価格差益金の納付

ロ　引取物品代の支拂

等が上半期中に集中される。

よつて收支と支出との時期的な食い違いを生じ、上半期中に短期的な運転資金が不足となる見込である。

以上により、新たに借入金を必要とする事態が生じた際は大蔵省預金部より新たに運営資金を借り入れる途を開きたいというのである。

二、議案の可決理由

公団設立以来経済界に貢献せし業績は多とすべきものあり、又今後も重要な役割の地位にあつて、活動するものと考慮せられる。よつて本案は、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年二月十五日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十六号参照〕

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、電気試験所熊本支所設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

年々増加の傾向にある、電気計器の検定箇数に対し、現存能力では処理困難となり、特に九州では、この傾向がはなはだしく、福岡支所の処理能力を著しく超過している。当該地区の計器検定に不便なからしめ、又広く電気に関する研究、調査及び技術指導を行つて、電気事業の発展のため寄與せんとする目的をもつて、熊本市に支所を設置したいというのである。

二、本件の議決理由

現在の電気事情の急迫、特に九州におけるその著しい電力不足を緩和するには、電力使用の合理化によるところが極めて大であり、それに要する電気計器の検定を便ならしめんとする本件の趣旨は、極めて適切なるものと認め承認を與えるべきものと議決した次第である。

一、費用

本支所設置に要する費用は千八百五十六万六千四百四十円で、昭和二十五年度一般会計予算に計上している。

右報告する。

昭和二十五年三月六日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の支所設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

日用品検査所の業務が昭和二十四年三月発足以来月平均三百五十件前後、本年一月までの総検査件数は三千六百五十件に及び、その半数は大なり小なり事故があつた実情である。

しかるに昭和二十五年度から機械、玩具、竹製品等の検査品目を加えれば、その検査品総額は雑貨総輸出額の八〇%を超えるものと推定せられる。

ことに近時東京、大阪地区以外の各地、特に中京地区及び九州一円の雑貨輸出品は活潑となり、中京地区の生産工場は百九十二、九州地方百七工場を算する現状である。

両地方の検査回数は今後月平均中京地区二百件、九州地方六十乃至七十件に及ぶものと推定される。

従つてこの地区の検査は東京、大阪両日用品検査所からの出張によつて実施せられておつたのであるが、その人件費、旅費等の経費の関係上、検査も極めて稀にしか実施し得ない状態である。

ことに昨年十二月一日からの新しい輸出手続による輸出について、その情報入手が困難になつたため、両地方に対する輸出検査はいよいよ困

難となるに至つたのである。

よつて昭和二十五年度から検査所の七十六名の現在定員を百名とするとともに、東京日用品検査所の支所を名古屋市に、大阪日用品検査所の支所を福岡市に設置して輸出日用品雑貨の検査を一層充実し、もつて輸出振興に寄与せんとするのである。

一、本件の議決理由

最近クレームが激増している現況にかんがみ、これが対策の一つとして名古屋地区、九州地区に支所を設置することは妥当と認め、承認を考えるべきものと議決した次第である。

一、費用

本支所設置に要する費用は約三百五十万円であつて、昭和二十五年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和二十五年三月六日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十三号参照〕

帝国石油株式会社法を廃止する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

帝国石油株式会社（以下帝石と略称する。）の設立、役員、営業、帝国石油債券、監督及び助成等について規定した帝石法を廃止し、帝石の特殊会社としての性格を変更し、過度経済力集中排除法に基く措置の終了したのにかんがみ、商法による会社として存続させようとするものである。

二、議案の可決理由

現下の経済状態において、本法律案は、極めて時宜を得たものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十三日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現行不正競争防止法は、国内法制の欠陥を充すためよりも、工業所有権保護同盟条約のヘーグ改正条約に加入する準備として昭和九年に制定せられたものであつて、条約に基く最小限の義務を規定しているに過ぎない状況であるから、今後貿易の振興を図り、事業者の公正健全な活動と国際的信用を確保するためには、この法律を現状に即して改正することが望ましいのである。

従つて、不正競争防止の範囲の拡大を計り、善意とみなされる行為者にはその行為の差し止めを請求し得るのみとし、故意又は過失の場合においてのみ損害賠償の請求をなしうるとともに、特に不正競争の目的をもつてする行為者に対する制裁を強化し、国内において、商品の販売もしくは拡布する場合のみでなく、商品を輸出した仕向地において、誤認をおこす場合を追加して今後の外国貿易において一層国際的信用を確保することによつて、今後貿易の振興に寄与せんとするのが本案の要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

本改正案は、国際情勢にますます密接且つ緊要度を増しつつあるわが国経済の現状にかんがみ、必要にして妥当と認められるので、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十三日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

小型自動車競走法案（栗山長次郎君外四十一名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

小型自動車の海外宣伝に資するとともに、小型自動車性能の向上、品質の改善で小型自動車工業の振興に寄与し、本法施行による収益を地方財政の改善に資せんとするものである。

本案の内容の主なる点は、

1　都道府県で議会の議決にて施行し得る。

2　売上金額の配分については、勝者投票券の売上額の百分の七十五を車券購入者の賞金とし、残り百分の二十五のうち百分の三は国庫収入、更に百分の五を超えない範囲内の金額を小型自動車競走会に交付し、残余百分の十七をもつてその他の経費及び競走施行者たる地方自治体の収入に充当する。

3　国庫収入の金額は自動車工業の広汎な外国市場の開拓による輸出全般の伸展に振り向ける。

二、議案の修正議決理由

本法律案の主旨及び内容は妥当であるが、これら都道府県と実質上財政的には同等と認められる地区にも主催権を与えるべしとの修正を妥当と認め、本法案は、これを別紙の通り修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十三日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

小型自動車競走法案の一部を次のように修正する。

（小型自動車競走の施行）

第三条　都道府県○並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市（以下小型自動車競走施行者という。）○は、その議会の議決を経て、この法律により、小型自動車競走を行うことができる。

2　小型自動車競走施行者以外の者は、勝車投票券その他これに類似するものを発売して、小型自動車競走を行つてはならない。

（小型自動車競走の実施の委任）

第四条　小型自動車競走施行者都道府県は、小型自動車競走の実施を当該都道府県に設立する小型自動車競走会に委任することができる。

（入場料）

第九条　小型自動車競走施行者都道府県は、小型自動車競走を開催するときは、入場者から入場料を徴収しなければならない。

（勝車投票券）

第十条　小型自動車競走施行者都道府県は、一口金二十円以下の勝車投票券を券面金額で発売することができる。

（拂戻金）

第十二条　小型自動車競走施行者都道府県は、勝車投票の的中者に対し、その小型自動車競走についての勝車投票券の売上金（勝車投票券の発売金額から第十四条の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ。）の額の百分の七十五に相当する金額の拂戻金を当該勝車に対する各勝車投票券にあん分して交付する。

2　勝車投票の的中者がない場合における売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額を、当該競走における勝車以外の出走した小型自動車に投票した者に対し、各勝車投票券にあん分して拂戻金として交付する。

3　前二項の規定により勝車投票の的中者又は勝車投票券を購入した者に交付すべき金額の算出方法及びその交付については、省令で定める。

第十三条　前条の規定により拂戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

2　前項の端数切捨によつて生じた金額は、小型自動車競走施行者都道府県の収入とする。

（投票の無効）

第十四条　勝車投票券を発売した後、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その投票は、無効とする。

一　出走すべき小型自動車がなくなり、又は一車のみとなつたこと。

二　小型自動車競走が成立しなかつたこと。

三　小型自動車競走に勝車がなかつたこと。

四　発売した勝車投票券に表示された車が出走しなかつた場合は、その車（第一着及び第二着となつた車をその順位で一組として勝車とする勝車投票法（以下連勝式勝車投票法という。）にあつてはその車の属する組）に対する投票は、無効とする。連勝式勝車投票法において同一の連勝式番号をつけられた車を一組とした場合において、表示された車のうちいずれか一車のみが出走したときは、その組に対する投票についても、同様である。

2　前項の場合においては、当該勝車投票券を所有する者は、小型自動車競走施行者都道府県に対してその券面金額の返還を請求することができる。

（小型自動車競走施行者都道府県の収入）

第十六条　小型自動車競走施行者都道府県は、勝車投票券の売上金額の百分の二十五に相当する金額を自己の収入とするものとする。

（国庫納付金）

第十七条　小型自動車競走施行者都道府県は、前条の規定により自己の収入とすべき金額の中から、勝車投票券の売上金額の百分の五に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

（小型自動車競走会への交付金）

第十八条　小型自動車競走施行者都道府県は、小型自動車競走会に小型自動車競走の実施を委任したときは、第十六条の規定により自己の収入とすべき金額の中から、勝車投票券の売上金額の百分の五を超えない金額を当該小型自動車競走会に交付しなければならない。

（都道府県の負担する実施に要する費用）

第十九条　小型自動車競走施行者都道府県は、第十六条の規定により自己の収入とすべき金額から前二条の規定により支出すべき金額を差し引いた残額の一部をもつて、小型自動車競走の実施につき小型自動車競走会に委任しない事項に関する経費に充てなければならない。

（小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会）

第二十条　小型自動車競走会は、都道府県内に各一箇を限り設立するものとする。

2　すべての小型自動車競走会は、国内において一箇の全国小型自動車競走会連合会を設立し、その会員となるものとし、各会員は、一箇の平等の表決権を有し、多数決をもつて全国小型自動車競走会連合会の総会の議事を議決する。

3　小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立される法人とする。

4　小型自動車競走会は、小型自動車競走の実施を、全国小型自動車競走会連合会は、小型自動車競走場、選手及び小型自動車の登録、各都道府県における競走日程の作成その他の小型自動車競走の実施の調整並びに小型自動車に関する事項の振興を目的とする。

（勝車投票券の発売の停止等）

第二十一条　都道府県、小型自動車競走施行者又は全国小型自動車競走会連合会がこの法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基いてする処分に違反した場合には、通商産業大臣は、当該都道府県、小型自動車競走施行者、小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会に対し、あらかじめ戒告をした上、勝車投票券の発売の停止その他必要な措置を命ずることができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定により戒告以外の処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、当該都道府県、小型自動車競走施行者、小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会に対し公開による聴聞をしなければならない。但し、急速を要する場合は、事後に聴聞をすることができる。

（届出又は報告）

第二十二条　通商産業大臣は、都道府県、小型自動車競走施行者から小型自動車競走の開催、終了及び会計その他必要があると認める事項について届出又は報告を求めることができる。

〔第二十四号参照〕

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

中小企業等協同組合法は中小企業の協同組織に関する基本法である。この法律によつて、旧市街地信用組合は、本年八月末日までに本法の信用協同組合は組織変更をしなければならないのであるが、最近の中小企業金融の現状にかんがみ、組織変更は早速に行わねばならぬ実状にある。

しかるに現行法は、組合運営上は勿論、信用協同組合への移行すら困難である。よつて現行法の総代は総会において選挙することになつているのを、地区別の選挙方法とか定款に定めることによらしめ、総代の定数に関しては、一定の基準時点を明確にするとともに、総代の任期を役員のそれと歩調を合わせ最長三年とするのが妥当であるというのが要旨及び目的である。

二、議案の可決理由

現今の中小企業金融の実情にかんがみ、必要にして妥当と認められるので、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十四日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十六号参照〕

輸出信用保険法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

今日の対外取引は、国際情勢の変動等に伴い、経済上及び政治上の諸制約を受けている。しかるに輸出業者は、取引上の不安にさらされつつ輸出契約の締結、並びに輸出品の生産、集荷等に当らなければならぬ現状である。

従つて、金融機関の輸出業者に対する資金の融通も、おのずから極めて消極的とならざるを得ないため、輸出伸長に著しい障害を與えておるのである。

よつて、これら輸出貿易に伴う海外の特殊な危険を保険する制度を実施することによつて、輸出貿易の危険をある程度補償し、金融上生ずる不安を除去し、輸出業者並びに関係生産業者の取引を活潑に行わしめる体制を確立せしめるものである。

次に、本法律案の内容であるが、貿易契約が成立すれば、直ちにこれを保険の対象となしうるのであつて、輸出業者は民間保険会社と保険契約をむすび、政府がこれを全額再保険するものであり、輸出業者が受ける損失を補てんする損害保険であつて、通常の保険により、救済することの不能な危険を補償する制度を確立するのである。

なお、損失補償の額は契約額の百分の八十以下の範囲内とし、業者が保険を希望する場合に納める保険料率は保険期間三箇月千分の六を基準としているのである。

二、議案の可決理由

貿易振興の基本的方途として妥当なものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三、本法施行に要する経費

本法施行に要する経費は、昭和二十五年度において、十一億四千八百万円であつて、これは昭和二十五年度輸出信用保険特別会計に計上されている。

右報告する。

昭和二十五年三月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十九号参照〕

電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

電源開発、電気事業の復興整備を促進するために、従来復興金融金庫及び米国対日援助見返資金より多額の融資が行われていたのであるが、これら国家資金による融資は、確実な担保をもつて、その債権の保全を図る必要がある。しかし、公共事業たる電気事業は、その資産について、政府の監督を受けているのであるから、債権保全のため、強いて特別担保の設定を必要とせず、電気事業法第十九條の規定により、社債権者に対し認められている一般担保の制度にしようというのである。

二、議案の可決理由

民意に副い、電気事業の性格よりして、その社債権者の権利を保全せんとする本案の趣旨は、妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月五日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十二号参照〕

火薬類取締法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保しようとするのである。

二、議案の要旨

本法案は、従来あつた銃砲火薬類取締法の全面的改正の性格をもつものである。すなわち

1　銃砲の取締を除いて、火薬類のみの取締を独立させたこと。

銃砲の取締と火薬類の取締とは、本来その性質を異にするものであるが、現行法令では警察取締の共通性のもとに、同一法によつて規制してきたのである。

しかし、戦後のわが国において、銃砲の取締については「ポツダム宣言受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」に基く「兵器、航空機等生産制限ニ関スル件」及び「銃砲等所持禁止令」によつて、それぞれ銃砲の製造及び所持が禁止せられておるから、銃砲の取締に関する規定を除いても別に支障はないのである。

2　新憲法下において新たな法体系の整備をしたこと。

現行法は旧憲法下の立法であり、特に勅令及び省令への委任が著しく多く、又行政裁量の余地を広汎に留保しており、且つ不当な行政処分に対する救済も認めてないので、このような点につき新たな法体系の整備をしたことである。

3　行政組織の変革に基く取締担当機関を明確化したこと。

内務省による警察取締としての基礎に立脚している現行法は、内務省の解体、地方自治態勢への移行及び警察制度の変更等のために、その取締機関は現在、通商産業省、都道府県であり、部分的には運輸省、警察が担当しているが細部に関する実際上の取締の面から、ややもすれば、解釈上疑義を招き易いので、現下の事態に最も適応する如く取締担当機関の権限、所掌事務の範囲を明らかにしたことである。

4　最近の技術的進歩に応ずるように、法内容の刷新を図つたこと。

技術的事項に関しては、明治以後の火薬業界の進歩は現行法が当初に予定しなかつた新たな火薬類の製造をみてをり、又現行法は火薬類製造所における製造作業上の細部に至るまで、ことごとく、これを省令によつて規制してをり、現在ではむしろ適切を欠き、不当な拘束と化している面も少くないので、一般的な技術上の基準についても、わが国の建築物の構造、地形等を考慮する外、製造作業の責任者たる作業主任者、貯蔵、消費上の取扱の責任者たる取扱主任者の資格、消費に関する技術的基準等について、法内容の刷新を図つたのである。

三、議案の可決理由

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため、現行銃砲火薬類取締法を全面的に改正することは、時宜を得たものと認め、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月十四日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十六号参照〕

臨時石炭鉱業管理法の廃止に関する法律案（星島二郎君外九名提出）に関する報告書

一、議案の目的

現下の経済事情よりみて、石炭鉱業の自主性を回復し、石炭行政制度を簡素化しようとするのである。

二、議案の要旨

臨時石炭鉱業管理法は、石炭の緊急増産のために、昭和二十二年十二月八日成立し、翌年四月一日に施行せられたのであるが、昨年夏以来石炭の需給状況は急速に緩和せられ、公団方式による買取統制の必要も消滅したため、昨年九月石炭統制は一部の銘柄を除き、価格、配給ともに、全面的に統制は解除されたのである。このような環境の下においては、本来石炭増産のため、臨時的に立法された本法は、すでにその意義を失うに至つたので、来年三月の本法失効の日をまたずして、早急に廃止しようとするのがその要旨である。

三、議案の可決理由

現下の経済事情にかんがみ、臨時石炭鉱業管理法の廃止は、時宜を得たものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十五日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十七号参照〕

特別鉱害復旧臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

戦時中の強行出炭に基因して、発生した特別の鉱害を急速且つ計画的に復旧することによつて、公共の福祉を確保し、あわせて石炭鉱業の健全な発達に資するを目的とする。

二、議案の要旨

1　特別鉱害の認定及び鉱業権者の指定については、通商産業大臣が鉱害対策審議会に諮問して、これが認定及び指定をすること。

2　復旧工事の施行者は原則としてこの指定をうけた鉱業権者であるが、他の法令に定めのある場合には、それによることとし、又復旧工事に要する費用の全部又は一部が、国の公共事業費によつて支弁される場合及びその他公共事業として施行される場合には主務大臣が定める者とする。

又復旧工事の施行者は、工事計画、工事の完了の時期並びに工事に要する費用及びその費用のうち特別鉱害復旧団の負担となる費用について、あらかじめ主務大臣の認可をうけなければならぬこと。

3　国及び地方公共団体の負担とならない復旧工事に要する費用の供給を確保し、石炭鉱業による特別鉱害の急速且つ計画的な復旧に資するため、この法律に基き特別鉱害復旧団という法人を設けてあり、復旧工事に要する費用は、国又は地方公共団体の負担となるも

のを除いては、原則として特別鉱害復旧団が負担する。

4　特別鉱害復旧団は、原則として石炭を目的とする鉱業権者より石炭一トンにつき二十円をこえない範囲内において、通商産業大臣が定める金額に、その出炭量を乗じて得た額の納付金を徴収し、工事施行者に、その復旧費のうち特別鉱害復旧団の負担すべき金額を支拂う規定を設けたこと。

5　本法の有効期間は五箇年とし、復旧費に要する費用は五十億円程度とし、差当り年間十億円程度を目途としている。

三、議案の修正議決理由

本法律案は、公共の福祉を確保し、石炭鉱業の健全なる発達に資する見地よりみて、ほぼ妥当と認められるが、特別鉱害の定義、特別鉱害復旧団の性格、納付義務者の範囲及び納付金並びに工事計画その他の認可、指示に関する諸問又は異議申立の規定等について、修正する必要を認め、別紙の通り修正議決した次第である。

四、法案施行に要する費用

なお、本案施行による経費は、特別鉱害復旧団の補助金約一千万円であつて本年度一般会計予算に計上されている。

右報告する

昭和二十五年四月二十六日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

特別鉱害復旧臨時措置法案の一部を次のように修正する。

目次

第一章　総則（第一條―第四條）
第二章　復旧工事の施行（第五條―第十二條）
第三章　特別鉱害復旧団（公社）（第十三條―第三十（〇四）〇條）
第四章　雜則（第三十一（〇五）條・第三十二（六）條）
第五章　罰則（第三十三（七）條―第三十四（八）條）
附則

（特別鉱害の認定及び鉱業権者の指定）

第三條　通商産業大臣は、主務大臣の請求又は地方公共団体若しくは利害関係人の申請に基き、左の各号に該当する鉱害を認定しなければならない。但し、その請求又は申請は、この法律施行の日から九十日以内にすることを要し、通商産業大臣は、その請求又は申請のあつた日から六箇月以内に左の各号に該当する鉱害であるかどうかを認定しなければならない。

一　昭和十六年十二月八日から昭和二十年八月十五日までの間において石炭鉱業を行うために、発生したもの。

二　太平洋戰争中戰争遂行のための緊急な国の要請に基く石炭増産の応急措置としてした通常の場合は鉱害の防止のため掘採しない箇所を掘採し、通常の場合は鉱害の防止のため掘採の方法を制限する箇所をその制限をしないで掘採し、その他鉱害の防止のため通常講ずべき措置を講じなかつたために発生したもの。

三　復旧工事を施行するのに適し、且つ、危害の防止、交通の確保、民生の安定その他公共の福祉を確保するために急速に復旧工事を施行する必要があるもの。

2　通商産業大臣は、特別鉱害について、特別鉱害の発生の時における当該鉱区の鉱業権者、特別鉱害の発生の時鉱業権が消滅しているときは、鉱業権消滅の時における当該鉱区の鉱業権者を指定しなければならない。

3　前項の場合において、特別鉱害が二以上の鉱区の鉱業権者の作業のうちいずれによつて生じたかを知ることができないときは、その全部の鉱業権者を指定しなければならない。

4　前二項の場合において、特別鉱害の発生の後鉱業権者がその鉱業権を譲渡したときは、特別鉱害の発生の時の鉱業権者及びその後の鉱業権者を指定しなければならない。

5　通商産業大臣は、第一項の規定による認定及び第二項から前項までの規定による指定をするときは、鉱害対策審議会に諮問しなければならない。

6　通商産業大臣は、第一項の規定により認定した特別鉱害及び第二項から第四項（前）までの規定により指定した鉱業権者又は鉱業権者であつた者（以下「被指定者」という。）を公告しなければならない。

（工事の施行者）

第五條　復旧工事の施行者は、他の法令に定のあるときは、それによるものとする。

2　前項に規定する場合の外、復旧工事に要する費用の全部又は一部が国の公共事業費によつて支弾されるときは、その復旧工事の施行者は、主務大臣が定める。

3　前二項に規定する場合の外、復旧工事の施行者は、その特別鉱害に関する被指定者（第三條第三項及び第四項の規定による被指定者の場合においては、その被指定者のうち通商産業大臣の定める者）とする。但し、農地及び上下水道の復旧工事の施行者については、主務大臣は、適当と認める者を選定し、その同意を得て、その者を復旧工事の施行者とすることができる。

4　前項の規定は、第二十五條第一項の認可を受けた者が同項の規定により復旧工事の施行者となることを妨げるものではない。

5　被指定者が工事施行の能力を欠くとき、その他特別の事由により工事を施行するのに適しないと認めるときは、（第三）前項本文の規定にかかわらず、通商産業大臣は、隣接地域における復旧工事の施行者その他適当と認める者を選定し、その同意を得て、その者を復旧工事の施行者とすることができる。

6　通商産業大臣は、前項の規定により適当な復旧工事の施行者を定めることができないときは、特別鉱害復旧公社を復旧工事の施行者とすることができる。

（工事計画等の認可）

第六條　復旧工事（主務大臣の自ら施行する工事を除く。）の施行者は、主務大臣の指示を受けたときは、その工事計画、工事の完了の時期並びに工事に要する費用及びその費用のうち特別鉱害復旧（公社）団の負担となる費用について、主務大臣の定める期間内に、その認可を申請しなければならない。

2　前項の認可を受けた者は、認可を受けた事項を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3　前二項の認可を申請するときは、その申請書に、その特別鉱害を現に受けている者であつて、その認可を申請する事項に利害関係を有している者の同意書を添附しなければならない。但し、その同意書を得ることができないときは、その事由を記載した書面を添附しなければならない。

4　主務大臣は、必要があると認めるときは、第一項若しくは第二項の認可をする場合においてその申請を変更して認可し、又は第一項若しくは第二項の認可をした事項を変更することができる。

5　主務大臣が自ら施行する工事の施行、第一項の指示、同項及び第二項の認可並びに前項の規定による認可事項の変更は、通商産業大臣が（主務大臣に協議）鉱害対策審議会に諮問して定める基準に従つて行わなければならない。

（復旧費の負担）

第十一條　復旧工事に要する費用は、国又は地方公共団体の負担となるもの〇を除いては、特別鉱害復旧（公社）団が（〇及び第二十五條一項の規定により同項の認可を受けた者の負担となるもの）負担する。但し、他の法令の定のある場合その他特別の事由のある場合において、団、地方公共団体及び第三條第二項から第四項までに規定する鉱業権者又は鉱業権者であつた者としての被指定者以外に、その費用の全部又は一部を負担する者のあらない。

るときは、その者の負担となる費用については、この限りでない。

2　前項の場合において、その復旧工事の施行の結果著しく利益を受ける者があるときは、主務大臣は、その利益を受ける限度において負担すべき工事に要する費用の額を定め、これを特別鉱害復旧団（公社）に納付させることができる。

3　第一項本文の規定による特別鉱害復旧団（公社）の負担は、第六條第一項若しくは第二項の認可を受けた特別鉱害復旧団（公社）の負担となる費用又は同條第四項の規定により変更された特別鉱害復旧団（公社）の負担となる費用の額の範囲内で行う。

第三章　特別鉱害復旧団（公社）

（目的及び法人格）

第十三條　特別鉱害復旧団（公社）（以下「復旧団（公社）」という。）は、国及び地方公共団体の負担とならない復旧工事に要する費用の供給を確保し、石炭鉱業による特別の鉱害の急速且つ計画的な復旧に資するためにこの法律に基き設立される○公法上の法人とする。

（事務所）

第十四條　復旧団（公社）は、主たる事務所を東京都（福岡市）に置く。

2　復旧団（公社）は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第十五條　復旧団（公社）は、定款をもつて左の事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　役員に関する事項

五　業務及びその執行に関する事項

六　会計に関する事項

七　公告の方法

2　定款は、通商産業大臣の認可を受けて、変更することができる。

（登記）

第十六條　復旧団（公社）は、その設立、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その他政令で定める事項について、政令で定める手続により、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（非課税）

第十七條　復旧団（公社）には、所得税及び法人税を課さない。

（民法の準用）

第十八條　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）、第五十條（法人の住所）、第五十四條（代表権の制限）及び第五十七條（法人と理事との利益が反する場合）の規定は、復旧公社に準用する。この場合においては、同法第五十七條中「此場合ニ於テハ前條ノ規定ニ依リテ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス」とあるのは「此場合ニ於テハ監事法人ヲ代表ス」と読み替えるものとする。

（役員）

第十九條　復旧団（公社）に、役員として、理事長一人並びに理事及び監事各一人以上を置く。

2　理事長は、復旧団（公社）を代表し、その業務を総理する。

3　理事は、定款の定めるところにより、復旧団（公社）を代表し、理事長を補佐して復旧団（公社）の業務を執行し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

4　監事は、復旧団（公社）の業務を監査する。

（役員の任命）

第二十條　理事長、理事及び監事は、通商産業大臣が任命する。

（代理人の選任）

第二十一條　理事長及び理事は、定款の定めるところにより、主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（業務）

第二十二條　復旧団（公社）は、第十三條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一　石炭を目的とする鉱業権者等の納付金の徴収

二　復旧工事の施行者に対する工事に要する費用の支拂

三　前二号の業務の外、石炭鉱業による特別の鉱害の復旧に必要な金銭の出納

四　復旧公社が復旧工事の施行者として定められた場合において、その復旧工事の施行

2　復旧団（公社）は、前項の業務の外、通商産業大臣の認可を受けて、その目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

（役員及び職員の地位）

第二十三條　復旧公社の役員及び職員（常時復旧公社に勤務して一定の報酬を受ける職員であつて、二箇月以内の期間を定めて雇用される者以外の者をいう。以下同じ。）は、国家公務員とする。

2　復旧公社の役員及び職員は、通商産業大臣が通商産業省の職員のうちから兼ねて任命することができる。

3　通商産業省の職員のうちから兼ねて任命された復旧公社の役員及び職員は、復旧公社から復旧公社の役員又は職員としての報酬を受けない。

（復旧団（公社）に対する納付金）

第二十二條の四　石炭を目的とする鉱業権○であつてその事業場の中に特別鉱害に係る事業場を有している者○特別鉱害が二以上の鉱区の二人以上の者に係る鉱業権の全部又は○鉱業権者の作業のうちいずれかによつて生じた部分が消滅しているときは、その特別鉱害に関する被指定者を含む。）は、復旧団（公社）がその業務を行うのに要する費用に充てるため、一定の金額を○通商産業大臣の定める期日までに復旧団（公社）に納付しなければならない。

2　前項の一定の金額は、第一号及び第二号の事業場を有する納付義務者については、石炭一トンにつき二十円をこえない範囲内において通商産業大臣が定める金額に、第一号及び第二号の事業場のみを有する納付義務者については、石炭一トンにつき二十円を合算した金額をこえない範囲内において通商産業大臣が定める金額に、第一号の事業場のみを有する納付義務者については、昭和二十四年九月十六日以降における一定期間ごとに納付義務者が掘採した石炭の数量を乗じて通商産業大臣が定めるものとする。但し、被指定者の鉱業権が消滅しているとき、被指定者が現に石炭を掘採していないとき、その他被指定者についてこの算定方法により同項の一定の金額を定めることが適当でないときは、通商産業大臣は、当該特別鉱害の復旧工事に要する費用の二分の一をこえない範囲内において、当該特別鉱害の発生原因、被指定者の資力その他の事情を考慮して、その額を定めることができる。

一　石炭一トンにつき二十円をこえない範囲内において通商産業大臣が定める金額に、納付義務者が昭和二十四年九月十六日以降における通商産業大臣の定める一定期間ごとに当該特別鉱害に係る事業場において掘採した石炭の数量を乗じて得た金額

二　石炭一トンにつき十円をこえない範囲内において通商産業大臣が定める金額に、納付義務者が昭和二十四年九月十六日以降における通商産業大臣の定める一定期間ごとに前号の事業場以外の事業場において掘採した石炭の数量を乗じて得た金額

3　掘採した石炭が低品位であるとき、その他特別の事情がある場合において、前二項の規定により一定の金額を納付させることが著しく不適当であるときは、通商産業大臣は、命令で定める基準に従い、第一項の規定する納付義務者に対し、同項の規定による納付義務を免除し、又は前二項の規定により納付する金額を減額することができる。

4　通商産業大臣は、第二項各号の規定により石炭一トン当りの金額を定め、又は同項但書の規定により第一項の一定の金額を定めたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（被指定者がその者の負担において復旧工事の施行者となる場合）

第二十五條　前條第一項に規定する納付義務者は、その者が同條第二項の規定により納付すべき金額の総額が、その者に係る特別鉱害の復旧工事に要する費用の総額から国及び地方公共団体の負担となる費用並びに第十一條第一項但書に規定する者の負担となるべき費用を控除した額に相当する金額をこえるときは、当該特別鉱害の復旧工事（国若しくは地方公共団体又は日本国有鉄道が復旧工事に要する費用の全部又は一部を負担すべき場合においては、その復旧工事を除く。）について、その工事計画及び工事の完了の時期につき通商産業大臣の認可を受け、その者の負担（第十一條第一項但書の規定により費用の全部又は一部を負担する者があるときは、その費用については、その者の負担）において、当該復旧工事の施行者となることができる。

2　前項の規定の適用については、納付義務者が前項第二項本文の規定により納付すべき金額の総額は、その者が、同項第一号の事業場又は同

項第二号の事業場において、それぞれ、昭和二十四年九月十六日からこの法律施行後五年を経過する時までに、その者が同項第一号の事業場又は同項第二号の事業場において昭和二十四年中に掘採した石炭の数量のそれぞれ五・五倍の数量の石炭を掘採するものとみなし、同項本文の規定を適用して算出した金額とする。

3　第一項の認可の申請は、当該納付義務者の納付すべき金額に係る前条第四項の規定による公告があつた日から六十日以内にしなければならない。

4　第六条第二項から第五項まで及び第七条から第九条までの規定は、第一項の認可の申請に関し準用する。この場合においては、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「通商産業大臣」と読み替えるものとする。

5　第一項の認可を受けた者については、その者に係る特別鉱害の復旧工事に要する費用から、国及び地方公共団体の負担となる費用、その者が同項の規定により施行する復旧工事に要すべき費用並びに第十一条第一項但書に規定する者の負担となるべき費用を控除した額に相当する金額をもつて、前条第一項の一定の金額とする。

6　第四項において準用する第八条第二項の規定による取消があつたときは、前項の規定は、その適用がなかつたものとみなす。この場合においては、当該施行者が既に支出し、又は支出すべき金額のうち、通商産業大臣が、第四項において準用する第八条第一項の規定に従つて施行された工事に要したものと認めた金額は、前条の規定により納付すべき金額から控除する。

7　第四項において準用する第九条の規定による工事の施行の承継があつたときは、その承継人は、当該工事に関し、被承継人の権利義務を承継する。

（復旧公社に対する寄附金）

第二十六条　復旧公社は、復旧公社の負担となる復旧工事に要する費用に充てるため、地方公共団体、石炭を目的とする鉱業権者その他の者から寄附金を受けることができる。

（復旧公社の復旧費の支拂義務）

第二十七条　復旧公社は、第六条第一項の認可を受けた復旧工事の施行者から、その復旧工事に要する費用のうち、通商産業大臣の定める毎一定期間内に施行する工事に要する費用であつて、第十一条第一項の規定により復旧公社の負担となるものにつき、支拂の請求があつたときは、その金額を支拂わなければならない。

（復旧公社に対する返納金）

第二十八条　第八条第二項の規定による取消があつたときは、当該施行者は、復旧公社から前条の規定により既に支拂を受けた金額のうち、主務大臣が第八条第一項の規定に従つて施行された工事に要したもの以外のものと認めた金額を復旧公社に返納しなければならない。

（強制徴収権）

第二十九条　第十一条第二項に規定する利益を受ける者が同項の規定により主務大臣の定める金額を納付しないとき、鉱業権者若しくは被指定者が第二十二条第一項の一定の金額を納付しないとき、又は前条に規定する復旧工事の施行者が同条の規定により返納すべき金額を返納しないときは、市町村（特別区のある地においては特別区。以下同じ。）は、復旧公社の請求により、地方税の滞納処分の例によつてこれを処分する。この場合は、復旧公社は、その徴収金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

2　市町村が前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、復旧公社は、地方税の滞納処分の例により、通商産業大臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

3　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、特別区税又は市町村税に次ぐものとし、その時効については、市町村税の例による。

（事業年度）

第三十条　復旧公社の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

（監督）

第三十一条　復旧公社は、通商産業大臣が監督する。

（財産目録等の承認）

第三十二条　復旧公社は、毎事業年度に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、当該事業年度経過後二箇月以内に、これを通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（監督命令）

第三十三条　通商産業大臣は、復旧公社に対し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十四条　通商産業大臣は、必要があると認めるときは、復旧公社から報告をさせ、又は当該職員に復旧公社の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2　前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第四章　雑則

（報告及び立入検査）

第三十五条　主務大臣は、特別鉱害の認定若しくは第三条第二項から第四項までの規定により鉱業権者若しくは鉱業権者であつた者の指定を行い、又は復旧工事の施行若しくは復旧工事に要する費用の負担の適正を図るため特に必要があると認めるときは、石炭を目的とする鉱業権者若しくは石炭を目的とする鉱業権者であつた者、復旧工事の施行者、特別鉱害を現に受けている者若しくは第十一条第二項に規定する利益を受ける者から報告をさせ、又は当該職員に左に掲げる場所に立ち入り、特別鉱害若しくは復旧工事の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

一　石炭鉱業の事業場

二　特別鉱害が発生している場所又は第三条第一項各号に該当する鉱害が発生していると認められる場所

三　復旧工事を施行している作業場若しくは復旧工事を施行しようとする作業場又はこれらの附属材料置場

四　石炭を目的とする鉱業権者、石炭を目的とする鉱業権者であつた者、復旧工事の施行者又は第十一条第二項に規定する利益を受ける者の事務所又は営業所

2　前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3　前条第二項の規定は、第一項の規定により立入検査をする職員に準用する。

（権限の委任）

第三十六条　通商産業大臣は、この法律による権限の一部を石炭局長に委任することができる。

2　この法律の規定による通商産業大臣その他の行政官庁の処分に不服のある者は、その不服の理由が事実問題であるとを問わず、その処分のあつた日から九十日以内に、裁判所に訴を提起することができる。

第五章　罰則

第三十七条　第六条第一項の規定に違反して、同項の主務大臣の定める期間内に認可を申請しなかつた者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十八条　第八条第一項（第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、工事計画に従わないで復旧工事を施行し、又は工事の完了の時期までに復旧工事を完了しなかつた者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十九条　左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第十条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十一条　左の場合においては、復

旧公社団の理事長、理事又は監事を一万円以下の過料に処する。

一　第二十一条に規定されていない業務を行つたとき。

二　第二十九条の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十八条（四十二）　左の場合においては、復旧公社団の理事長、理事又は監事を五千円以下の過料に処する。

一　この法律又はこの法律に基く政令に違反して、登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

二　第三十一（二十八）条の規定による書類は記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

附　則

1　この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令で定める。

2　この法律は、施行の日から五年を経過した時に、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用及び復旧公社団の清算に関しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

3　復旧公社団は、附則第十三項の規定による引渡の日前項の時に解散するものとし、その解散に関し必要な事項は、政令で定める。

4　通商産業大臣は、設立委員を命じ、復旧公社団の設立に関する事務を処理させる。

5　設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

6　前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を復旧公社団の理事長に引き継がなければならない。

7　理事長が前項の事務の引継を受けたときは、理事長、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

8　復旧公社団は、設立の登記をすることによつて成立する。

9　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「又ハ閉鎖機関整理委員会」を「、閉鎖機関整理委員会又ハ特別鉱害復旧公社団」に、「又ハ閉鎖機関整理委員会令」を「、閉鎖機関整理委員会令又ハ特別鉱害復旧臨時措置法」に改める。

10　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ八の次に次の一号を加える。

六ノ九　特別鉱害復旧公社団ノ業務ニ関シ発スル証書帳簿

11　経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二　特別鉱害復旧公社団

12　地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十三條第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　特別鉱害復旧公社団の事業

13　この法律の規定による復旧公社の義務は、昭和二十五年十二月三十一日又はそれより早い時に通商産業省に引き渡さなければならない。

〔第四十号参照〕

滅失鉱業原簿調製等臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

戦災その他戦災により、鉱業原簿等が滅失したため、不明確となつた鉱業又は砂鉱業に関する権利関係を確保しようとするのである。

二、議案の要旨

1　滅失した鉱業原簿の調製又は鉱業に関する願書等につき原則として申請によつて処理する。

2　権利関係を確定するために、一定の期間内に申請をしない者の当該権利を原則として消滅せしめる。

3　申請の事実が確認できないときは、通商産業局長は、これを却下することができることとし、この場合には当該申請人や利害関係人に出頭を求めて、公開による聴聞を行い、これらの者から証拠を提示し、又は意見を求める機会を與える。

4　却下処分又は調整した鉱業原簿の登録事項について、不服のある者は、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。この場合にも、却下の場合と同様に聴聞を行つた結果によつて異議の申立についての決定を行う。

5　経過規定として、昭和二十年商工省令第一号「滅失鉱業原簿調整規則」及び同第二号「滅失したる砂鉱原簿調整に関する件」の規定により、すでに調製の申請をし、またそれによつて調製されている鉱業原簿又は砂鉱原簿については、すべてこの法律によつてしたものとみなす。

三、議案の可決理由

滅失したため不明確となつた鉱業又は砂鉱業に関する権利関係を確立し、鉱業の円滑な発展に資する見地よりみて、本法案は極めて妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第四十一号参照〕

商工会議所法案（星島二郎君外八名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

商工会議所法は、昭和二年四月商工業の改善発達の目的をもつて公布せられ、各地に商工会議所が設立され、商工業に関する調査、あつ旋、仲裁その他の業務を行つて来たが、戦争ぼつ発に伴う統制経済の強化に伴い、従来の商工会議所は、その存在意義を失い、昭和十八年同法は廃止されたのである。

その際統制経済における行政機関の下部機構としての役割を果たさせるために、商工経済会法が制定公布されたのである。終戦後戦時統制的色彩の濃厚であつた同法は昭和二十一年九月に廃止され、そのまま現在に至つているのである。

しかるに同法廃止の後、各地において商工会議所が自然発生的に生じ、商工業の改善発達のため地域的推進団体として活動をしており、その数も全国約三百余に達している現況である。

そこでこの際、商工会議所の一層の改善発達を図るため、その基準となるべき法律を制定する必要を認めるに至つたのである。その主なる内容は次の通りである。

1　会員が任意に加入し、又脱退することができること。

2　商工会議所は伝統を持つているので、その社会的評価も高いから基礎を強固にするため、民法の公益法人の規定によつて設立されたものに統一し、単なる組合、団体等、法人でないものが商工会議所の伝統を辱かしめることがないようにしている。

3　商工会議所は、原則として市の区域に一箇に限り存立せしめ、商工の状況により、県又町及びそれらと合同して作るもの並びに全国的又は都道府県ごとの商工会議所の連合体を設立することを認めている。

4　事業者団体法の適用を受けるが、その事業の主要なものを列挙している。

5　この商工会議所としての要件を備えているものに対してのみ商工会議所という名称を使用させ、現存する商工会議所については、この法律の規定に適合するよう必要な措置をとるべき旨の経過規定を設け、設立まで施行後六箇月以内の期間があるようにしてある。

二、議案の可決理由

商工会議所は、現在各地区に乱立している状態であるので、それらを法的に強固な基盤の上におくことが目下の急務であるばかりでなく、商工業の育成発展を望むところ多大なものがある。

よつて現状に即応する本法案は、時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第四十三号参照〕

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、通商産業局石炭事務所及び鉱山保安監督部支部の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

本件は、石炭局廃止後の石炭行政の円滑な運営を図るとともに、平炭鉱保安監督部及び宇部炭鉱保安監督部廃止後の常磐、宇部及び山口各炭鉱地帯の保安を確保するため、所要の地に石炭事務所又は鉱山保安監督部の支部を設置せんとするものである。

二、本件の議決理由

臨時石炭鉱業管理法の廃止に伴つて、石炭行政の円滑な運営を図る点より妥当なものと認め、本件はこれを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

商品取引所法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、新たな経済事情に対応して、商品取引所の組織、商品市場における売買取引の管理等について定め、その健全な運営を確保することにより商品の価格の形成及び売買その他の取引を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にするため、従前の商品取引所法を廃止し、新たに商品取引所法を制定せんとするもので、その内容の主なる点は次の通りである。

1　取引所会員の構成は、株式会社組織でなく、会員組織によることとしている。

2　取引所の設立には、免許主義をやめ、登録主義によることとしている。

3　取引所において上場することのできる商品を法定している。商品は綿花、綿糸、綿布、乾繭、生糸、人絹糸、スフ糸、毛糸、ゴムである。

4　商品取引所の定義を明確にしたこと、他人の委託を受けて売買取引を行う者を商品仲買人として、特に厳重な規制を加えていること、取引所の取引についても従来と異り、かなり厳重な監督規定を設けたこと、定款、業務規程、受託契約準則の必要記載事項を明確にしたこと等である。

二、議案の可決理由

現今の経済事情が平常に回復しつつあるので、物価の安定を期する上に妥当なものと認め、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年五月二日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

請願に関する報告書

〔第四十二号参照〕

電力新規需要に対し島根県を電源地帯県として優先取扱の請願（請願者島根県議会議長恒松安夫ノ山本利壽君紹介）（第六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県は、大工業発展の有利な條件を備えながら、電力不足のため、産業の興隆を阻害している。しかるに、同県は年間発電量二億五千万キロワット時に対し、手間消費量は二億五千万キロワット時に過ぎず、その四割以上を県外に送出している供給県で、さらに電源開発事業も着々と進ちよくしておる現状であるから、島根県を電源地帯県として、電力新規需要に対し、優先取扱いをされたいというのである。

二、請願の議決理由

島根県における電力事情の特殊性にかんがみ、本請願の要旨は、妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

小丸川水系川原、石河内第二発電所復元の請願（請願者宮崎県議会議長甲斐善平ノ川野芳満君外五名紹介ノ第三四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は地理的関係上災害に見舞われること多く、これが根本的対策を講じなければ民力疲へいし、再建は望めない状態にある。さきに官民一丸となつて小丸川河水統制事業による総合開発事業を樹立し、川原、石河内第二発電所を完成したが、戦時中電力管理法によつて日発に統合されているため、着工中の石河内発電所及び渡川発電所と併せて四発電所の一貫県営は不可能となり、同事業の目的は達せられない状態にある。ついては、川原、石河内第二発電所を復元されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦時体制を解き、最初の所有者に発電所を復元し、その経営を合理化せしめることはきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

電力国家管理法即時廃止の請願（請願者宮崎県議会議長甲斐善平ノ川野芳満君外五名紹介ノ第三四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦時中施行された電力管理法によつて川原発電所及び石河内第二発電所は日発に統合されているため、明春三月発電する石河内発電所はこの管理法が存続する限りその企業性も自主的経営も困難であり、宮崎県民が絶大な犠牲を拂つて遂行した小丸川河水統制事業もその本来の目的を達しえない実情にある。ついては、小丸川の四発電所を県営をもつて一貫運営ができるよう、電力管理法を即時廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、真に妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

東北地方の電気事業確立に関する請願（請願者山形電力対策協議会長鈴木重屹外十一名ノ志田義信君外一名紹介）（第四一九号）、同（請願者新庄市長代理大

場一郎ノ志田義信君紹介ノ第七〇四号）、同（請願者塩釜市長櫻井辰治外一名）（安部俊吾君紹介ノ第七六〇号）、同（請願者塩釜市議会議長岩崎喜市ノ庄司一郎君紹介ノ第七九七号）、同（請願者釜石市長澤田權左ヱ門ノ山本猛夫君紹介）（第七九八号）、同外百六十七件（請願者山形県北村山郡東根町長齊藤三郎外三百三十三名）（志田義信君紹介）（第七九九号）、同（請願者山形県西村山郡北谷地町長安達治郎兵衞外八百名ノ池田正之輔君紹介）（第八〇〇号）、同外二十二件（請願者山形県西村山郡西根村長佐藤平作外四十五名ノ志田義信君紹介）（第八二二号）、同（請願者新庄市長代理助役大場一郎）（池田正之輔君外三名紹介ノ第一〇八二号）、同（請願者山形県西村山郡本郷町長佐藤信保外二百九十名ノ牧野寛索君外四名紹介ノ第一一二六号）及び同（請願者仙台市会議長佐伯満雄ノ安部俊吾君外二名紹介ノ第一九八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電力再編成七ブロック分割案が提示され、東北民の輿望に逆行して新潟県の全部と福島県の電源地帯が東北ブロックから除かれることは、産業の振興と東北の自主性とを完全喪失することになる。ついては、電力再編成は今迄通りの東北七県地帯全部の電源と配電とを合せた東北電気会社を設立されたいというのである。

二、請願の議決理由

日本経済再建のために、もつとも重大なものの一つである電気事業の再編成を実施するに当り、本請願の要旨は、妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

既設火力発電所の全負荷運転に関する請願（請願者日立市日本電気産業労働組合茨城県支部日立分会川島禮一郎ノ石野久男君紹介）（第五〇八号）、同外二件（請願者川崎市大山町三番地日本電気産業労働組合鶴見火力分会田口正志外二名ノ伊藤憲一君外三名紹介ノ第五〇九号）及び同（請願者東京都足立区千住桜木町三十五番地日本電気産業労働組合千住火力分会野口進ノ石野久男君紹介）（第一二〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

毎年渇水期における緊急停電は、国民大衆の生活にすくなからぬ不自由を與え、大小工場の生産に重大なる支障を及ぼしている。ついては、既設火力発電所の全負荷運転等によりこれら国民生活の安定と日本再建に必要なる積極的対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

電力不足緩和の見地よりして、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

元富山県営発電施設復元の請願（請願者富山県知事高辻武邦外一名）（土倉宗明君外三名紹介）（第六〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県は治水対策、産業の振興、県財政の救援という三大目的の下に、大正九年全国に先きがけて水力発電事業を県の公営事業として起して以来、多大の成果をおさめて来た。しかるに、昭和十六年支那事変に当つて、発電施設一切が日本発送電に接収せられ、その代償として五千九百万円の株式を交付せられたが、終戦後無配当のため発電事業県債の償還財源を失うこととなり、県財政に重圧を加えることとなつた。ついては、地方産業の振興に資し、県民の福祉増進に寄與するため、元県営発電施設を富山県へ復元されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦時体制を解き、発電設備を最初の所有者に復元し、これの経営を合理化せしめることは、妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

大淀川発電所及び送電線復元の請願（請願者東京都中央区新富町一丁目三番地電気化学工業株式会社長近藤銕次ノ小金義照君紹介ノ第六〇七号）及び同（請願者大牟田市新開町一番地電気化学工業株式会社大牟田工場労働組合組合長下原定彦ノ龍野喜一郎君紹介）（第一〇八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電気化学工業株式会社大牟田工場のカーバイト製造には、多量の電力を必要とするので、二つの大淀川発電所を設立して、自家開電をしていたが、昭和十四年、電力国家管理法により、日本発送電会社の設立と共に発電所工場間の送電線は強制出資せしめられ、同十六年にはさらに二つの発電所を共に強制出資させられた。終戦後、電力需給調整規則の実施によつて、工場への送電は極端に制限され、今回はさらに電気料金の改変によつてはなはだしい地域差料金が設定され、生産原価が高くなり、工場の経営が成り立たぬようになつた。時局下肥料生産の重要性にかんがみ、西日本唯一の石灰窒素製造工場である同工場の存立のため、二発電所並びに送電線を返還された。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

関東配電株式会社佐野変電所拡充に関する請願（請願者栃木県佐野市金屋仲町二千四百十一番地日本電気産業労働組合栃木県支部佐野分会中里有作ノ石野久男君紹介）（第六四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後五年間を通じて栃木県佐野地方の電力緊急停電は、一般大衆に多大の迷惑をかけ、工場に対しては連日の停電によつて生産の減少をもたらせた。ついては、日本再建、郷土産業の発展のために、停電解消対策の方法として、佐野変電所の設備容量を拡充するために、館林変電所からの送電線三万ボルトは現在のままにおき、野中給電所から六万ボルトの送電線を直接に新設し、佐野発電所を第二次変電所から第一次変電所に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦時中の体制を解いて、当初の所有者に発電設備を復元するという趣旨は妥当であり、とくに電力を原料とする産業の場合は、電力の及ぼす影響の大なるにかんがみ、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

二、請願の議決理由
　電力施設の増強と、「サービス」の向上は、きわめて重要なことであるから、本請願の要旨は妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

既設発電所設備改修の請願（請願者東京都港区芝新橋六丁目十六番地全国セメント労働組合協議会藤井英夫ノ風早八十二君外一名紹介ノ第六六七号）、同（請願者東京都台東区浅草橋一丁目一番地全国曹達工業労働組合協議会森榮一ノ川上貫一君外一名紹介ノ第六六八号）、同（請願者東京都文京区林町七十番地全国紙パルプ産業労働組合連合会谷口浩ノ園田直君紹介ノ第六六九号）及び同（請願者東京都港区赤坂青山南町五丁目九十三番地全国火薬労働組合連合会島村矢ノ前田榮之助君紹介ノ第六七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　既設発電所設備の腐朽は、その発電能力をいちじるしく削減させているが、この刷新改修は産業復興上ぜひとも必要なことである。ついては、すみやかに既設発電市設備の改修を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
　電力増強の見地よりして、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

電気資源開発促進の請願（請願者東京都港区芝新橋六丁目十八番地全国セメント労働組合協議会藤井英夫ノ風早八十二君外一名紹介ノ第六七一号）及び同（請願者東京都港区赤坂青山南町五丁目九十三番地全国火薬労働組合連合会島村矢）（園田直君紹介）（第六七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　電気資源の開発は産業興隆の基幹となるもので、とくに各化学産業にあつては電気資源の開発をまつて始めてその真価を発揮させることができる。ついては、すみやかに電気資源の開発計画を確立し、工事の完成を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由
　日本再建のために、わが国に残された唯一の資源である電源の開発は、きわめて重要なことであるにかんがみ、本請願の要旨は妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

元南那珂郡営電気事業復元の請願（請願者宮崎県南那珂郡飫肥町長松井良平外一名ノ瀬戸山三男君紹介）（第七二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　元宮崎県南那珂郡の十六箇町村組合費による電気事業は、大正二年郡営として発電並びに送配電の事業に着手し、無電灯部落を解消したが、昭和十七年電力管理法並びに配電統制により九州配電株式会社に強制統合された。ついては、地方自治体確立のため、また電気事業の民主化のため、九州配電株式会社の統合を解かれて、電気事業をもとのように同郡営に復元されたいというのである。

二、請願の議決理由
　戦時体制を解き、最初の所有者に電気事業を復元し、その経営を合理化せしめることは妥当なことと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

かんがい排水用電力料金に関する請願（請願者仙台市宮城県庁内かんがい排水用電力対策協議会会長佐々木省三ノ庄司一郎君紹介ノ第七二九号）、同（請願者東京都中央区銀座二丁目一番地灌漑排水機管理対策委員会石崎文吾）（江崎真澄君外七名紹介）（第七三〇号）、同（請願者仙台市勾当台通一番地宮城県庁内東北農地開発電気施設協議会長久保吉造ノ庄司一郎君紹介ノ第八五三号）、同（請願者鳥取県庁内鳥取県耕地協会長椋貞男ノ米原昶君紹介）（第一六〇四号）、同（請願者岡山市浦安東町浦田昌男外六千三百名ノ大村清一君紹介ノ第二三六二号）及び同（請願者滋賀県灌漑排水機管理対策協議会委員長丹波重蔵ノ今井耕君紹介）（第二七八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　東北地方農業は、電力依存によるかんがい排水という劣悪な立地條件の下に食糧増産に努力しているのであるが、電力料金の数度の値上げにより、生産費は極度に増大しているにもかかわらず、その供出価格は一般産米と同額でありいちじるしい不公平である。しかるにまた今回電力料金の値上げを行い、かん耕用電力三割引の特例をも廃止したことは、関係農民を一層苦境におとしいれるものである。ついては、かんがい排水用電力料金の値上を取止め、排水用機に要する電力等一切の費用を全額国庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由
　食糧増産及び農事電化普及促進の見地よりかんがい、本請願の要旨は、妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

南九州の電源開発に関する請願（請願者鹿児島市役所内鹿児島市議会議長岩切重秀）（上林山榮吉君外九名紹介）（第八一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　九州の電力事情は、きわめて貧弱であり、ことに南九州では今なお無燈火村落がある現状で、産業、文化の開発はとうてい期待することができない。ついては、電源開発の最適地たる鹿児島川内川上流部に、ダム工事を施行して、九州の電源開発に資し、薩摩地方振興の基盤となし、また鹿屋市高隈川のかんがいダム工事を施行して、大隈地方開発の根源となるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

電力増強が緊急に必要であるわが国の現状にかんがみ、本請願の要旨は真に妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

公共用電力割当量及び料金の改正に関する請願（請願者東海市議会議長会長中西竹太〇江崎真澄君紹介）（第八三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回公共用電力料金の改正に伴い、本年第四期以後は、過去の実績に対する七割五分を割当量とし、また電力料金においては標準料金の約十倍にあたる追加料金を支拂うことになつた。これが実施されれば、地方公共団体の上下水道等の維持費は増大し、やがては一般市民に多大の影響を與えることになる。ついては、割当量制度を改正して、標準料金で支拂のできるようにするとともに、農業用電力料金の計算方法についても短期需要の一般的取扱いから除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

電力料金及び電力割当量が、一般市民に及ぼす影響の大なのにかんがみ、本請願の要旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

冷凍事業に対する大口電力割当に関する請願（請願者東北地方冷凍事業協議会長滝澤巖〇安部俊吾君外三名紹介）（第九九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般電力需給調整規則中一部改正に伴い、従来の電力割当のわくが縮小され、かつ追加使用料金として大幅な負担を課せられたため、通常年間五千三百キロワットの受給を必要とする、東北冷凍事業に及ぼす影響はじん大で、根本的に冷凍原価の構成を破壊されざるをえない現実に直面し、業界の死活問題となつた。ついては、事業経営の健全性を維持し、一般消費者の負担を軽減する意味において、冷凍事業に対する大口電力割当は、実績所要量をそのわくとするようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

電力割当のわくの縮小が、冷凍事業に及ぼす影響の極めて大なのにかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

佐野変電所の施設拡充に関する請願（請願者佐野市日本電気産業労働組合栃本県支部佐野分会中里有作外二名〇大澤嘉平治君紹介〇第一〇六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後五年間を通じて、電力緊急停電は、一般大衆に迷惑をかけ、工場の生産を停滞せしめ、日本再建に大きい影響を與えている。ついては、停電防止のため、関東配電佐野変電所の電気容量を、六万ボルトに増量促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

電力施設の増強と、「サービス」の向上は、きわめて重要なことであるから、本請願の要旨は妥当なものであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

電気化学工業用自家発電設備復元に関する請願（請願者東京都中央区新富町一丁目三番地電気化学工業株式会社長近藤錬次外四名〇神田博君紹介〇第一〇七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電気化学工業は、多量かつ低廉な電力を生命とする関係上、自家発電所設備を有していたが、戦時中電力国家管理法により、日本発送電株式会社に弾制出資をさせられた。戦後当時のような、電力国家管理強行の事由が全く失われた、自由経済に移行しつつある現在、電気化学工業も、その本来の姿に復帰さるべきものである。ついては、すみやかに、これらの出資を命ぜられた発電設備を、それぞれの電気化学工業事業体に復元されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦時中の体制を解いて、最初の所有者に発電設備を復元し、その経営を合理化せしめることはきわめて必要であり、とくに電力を原料とする産業にありては、その産業に及ぼす影響の大なのにかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

元金沢市営電気事業復元の請願（請願者金沢市長井村重雄）（大森玉木君紹介）（第一一〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

金沢市営電気事業は、戦時中配電統制令により北陸配電株式会社に統合されたため、同市の大きな財源を失い、大打撃をこうむつた。終戦により、もはや、かかる非常措置は存在の意義を失つているにもかかわらず、これをそのまま一営利会社にゆだねておくことは不合理である。ついては、立法的措置により、北陸配電株式会社に統合された、金沢市の旧電気事業持分を、すみやかに、同市に復元されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦時体制を解いて、最初の電気事業所有者に復元し、その経営を合理化せしめることは、妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

雨龍村補水地区拡張並びに発電事業費国庫補助の請願（請願者北海道雨龍郡雨龍村長松実等）（篠田弘作君紹介）（第一三六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道道龍郡雨龍村は、豊富な埋

蔵資源を有し、農林業方面においては、開拓可能地適地千町歩、森林未利用地一万町歩を有しており、これが開発を図ることは日本再建上きわめて緊要なことである。よつて同村においては、水温上昇兼補水の施設を建設し、その水力を利用して発電事業を起工する計画を樹立したが、微弱な同村財力をもつてはその実現は不可能である。ついては、同村の前記計画に対し、国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

日本再建のために、未開拓地の開発は、きわめて重要なことであり、かつまた、農村電化普及促進の見地より、発電事業を起工する趣旨は、妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

元東田川郡営電気事業復元の請願（請願者山形県東田川郡大和村東田川郡町村組合長太田文助ノ志田義信君紹介ノ第一四一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

かんがい揚水事業と、農事電化及び家庭電化のため、山形県東田川郡においては、多大の困難と郡民の少なからぬ負担により電気事業を起工し、その完成に努力していたところ、今次戦争目的のため、配電会社に統合され現今に至つている。しかるに、戦争終結し、電力統制の主たる目的がすでに解消せられた今日においては、当然従前の経営者は返還されるべきであると信ずる。ついては、同電気事業を、東田川郡営に復元されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦時体制を解き、従前通り電気事業を、その所有者に復元し、経営の合理化を計ることは、きわめて重要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業用電力料金軽減に関する請願（請願者浦和市仲町二丁目九十一番地埼玉県指導農業協同組合連合会長武生総一郎外二十八名ノ青木正君紹介ノ第一六二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電力基準割当量並びに料金の改正は、農業電化を阻止し、農民経済を被壊せしめるものであるから、左記の通り改正されたいというのである。（一）農業用電力に対しては、特別の料金制を設け、とくに地域差を撤廃すること、（二）臨時供給料金規定に関しては、別表の如く運用すること、（三）農作業別電力割当を現状より多くすること、とくに電熱育苗に対する割当は、一KW当り六〇〇KWHとすること、（四）かんがい、排水用電力料金に関しては、従来通りの特別料金を認めること、（五）農事用新規施設及び開拓地等未点燈部落に対する施設工事に関しては、国庫助成をすること、（六）附加価値税の消費者への転嫁を行わないこと。

二、請願の議決理由

農民経済の確立、農村電化の普及促進の見地より、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

輸出工業用電力基準割当量増加に関する請願（請願者福島県伊達郡川俣町字鉄炮町四十七番地福島県絹織物協同組合理事長黒江義人外二十五名ノ今泉貞雄君紹介ノ第一六五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

輸出織物工業等の電力使用量は、従来も相当割当量を超過して、高額の超過料金のため、生産費を高めていたのであるが、新電力料金制度によると、超過料金はますます過大となり、生産費を高めて、輸出を阻害することになる。ついては、輸出工業用電力に対する基準割当量を、一馬力当り二百キロ乃至三百五十キロまで引上げ増加されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸出振興の見地よりして、輸出工業の発展を期するため、本請願の要旨はきわめて適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

病院用電力基準割当量増加に関する請願（請願者東京都品川区平塚六丁目東京都病院管理協議会上條秀介）（丸山直友君紹介）（第一六五四号）、同（請願者兵庫県有馬郡三輪町国立療養所春霞園常本有志男外八百四十八名ノ堀川恭平君紹介ノ第一八七二号）、同（請願者国立大阪療養所内日本患者同盟大阪支部長紹谷輝男外千六百二十三名ノ松永佛骨君紹介ノ第二三三九号）及び同（請願者兵庫県有馬郡三輪町国立療養所春霞園田中英之外九百七十二名ノ伊藤憲一君外一名紹介ノ第二四五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電気料金の改正によつて、従来の三倍余の高額電気料となつた結果、病院は予算の関係上支拂不能となり、合理的な経営が困難となつて、適正な診療をも放棄しなければならないような、事態まで生じるようになつた。これは、基準割当電力量が過少であることと、従来認めていた追加割当の廃止の結果である。ついては、過去の実績の大部分は、各病院の運営上不可欠の電力量であるから、すみやかに、病院用電力基準割当量を増加するとともに、昭和二十五年一月から数箇月間、当面の電力料金支拂に対し、緊急臨時措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

病院の特殊性と公共性にかんがみ、本請願は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

ふ（孵）化用電力基準割当量増加に関する請願（請願者愛知県愛知郡天白村字島田千三百九番地全日本孵卵連盟近藤鉄義ノ江崎真澄君外一名紹介ノ第一六五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ふ（孵）化用電力は、晝夜無休で、しかも一期三・四箇月連続使用であるから、設備容量に対する負荷は、製氷冷凍及びある種化学工業に類し、

本質的に高率であり、かつ晝夜間の負荷がほとんど平均し、一般需要に見る尖頭負荷がない等、ふ(瓲)化用電力は、配電の面から火力料金負担の範囲外である、しかも現行基準一四〇キロワット時制定の際に織込まれた使用実績は、終戦当時のもので、年々生産が向上している現在の仕事の分量とは大きな差がある。ついては、ふ(瓲)化用電力基準割当量を増加されたいというのである。

二、請願の議決理由

ふ化用に消費する電力の特殊性にかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は内閣に途付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

電気自動車充電用電力確保等に関する請願（請願者武蔵野市三鷹日本電気自動車振興会長中島市右衛門ノ川野芳満君外一名紹介ノ第一八九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電気自動車は、ガソリンを使用せず、電力の利用によつて運転される、国情に適した交通機関であるが、電力の問題及び物品税のためその普及発達が阻害されている。ついては、電気自動車充電用電力として、特定大口指定充電所用電力を、一箇月平均三百三十万キロワットアワーを水力電力により割当を確保し、今後の増車に対しても、車両別所要量を割当確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

電気自動車充電用電力の割当量を、適正にして、その普及発達を計ることは、石油資源の乏しいわが国にあつては、まことに妥当なものであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める、

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

神島村に海底電線による電力供給の請願（請願者三重県志摩郡神島村長薗原兵吉ノ石原圓吉君紹介ノ第二三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神島は三重県鳥羽を離れる海上五里の一孤島であるが、火力による自家用発電によつて電燈施設を見たが、生産に必要な燃料を電燈資源に充てるのは本意ではない。ついては、今後海底電線により水力電気の供給を受け、晝間線をも利用して、食糧事情の緩和のために、電力利用の加工をし、さらに厚生事業の確立のため、小型電動力を利用したいから、同送電を国費により運営されたいというのである。

二、請願の議決理由

離島における特殊な電力事情にかんがみ、本請願の主旨は妥当なりと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

自家用電気工作物施設法案に関する請願（請願者東京都千代田区丸の内三丁目四番地私鉄経営者協会村上義一ノ岡田五郎君紹介ノ第二三四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電気鉄道事業用電気施設は、運輸大臣並びに通商産業大臣の二重監督を受けており、事務的にきわめて繁雑となり、業者にとつては煩労に耐えないところである。同施設は、一般供給または生産事業用のものと性質を異にし、専ら列車の運転保安を目的とするものであり、これを所管する運輸大臣により一元的に監督されることが要望されている。ついては、国会に、自家用電気工作物施設法案が提出されるに当つて、電気鉄道事業者の要望をいれ、監督行政を運輸省に一元的に統一されたいというのである。

二、請願の議決理由

電気鉄道業者の事務手続の簡易化を計るため、本請願の要旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

朝日、丸山、内ヶ谷三発電所建設促進に関する請願（請願者岐阜県議会議長上野文一ノ木村公平君外一名紹介）（第二四九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県では木曾川筋の丸山、飛弾川筋の朝日、長良川筋の内ヶ谷及び庄川筋の成出等四発電所の建設を企画され、いずれも認証せられ、県民は着工の日を待ちわびていたが、実際に着工を見るに至つたのは、富山県境にある成出発電所一箇所にすぎなかつた。農山村の恐慌は日一日と迫り、亜炭採掘または林業の不況により、岐阜県各郡には失業者が生活苦にあえいでいるから、電源の開発による産業の振興と同時に失業者の救済をはかるため、朝日、丸山、内ヶ谷の三発電所建設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

電源の増強は、現下の急務であり、関連産業の振興と、工事開始による失業救済の見地より、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業用電力に関する請願（請願者中国地区農業電力緊急対策協議会三上唯雄）（平川篤雄君紹介ノ第二六五〇号）及び同（請願者滋賀県高島郡西庄村農業協同組合長青谷三郎外四名ノ江崎一治君紹介ノ第二八五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電気料金の改正の結果、中国地区には大幅な地域差がつき、各種産業に多大の影響を與えているが、とくに農業用特別料金の廃止及び取扱いの不合理は、料金値上げとともに、窮迫した農家経済に、さらに迫車をかけている。ついては、左記の事項を実施されたいというのである。

(一)農業用電力料金は全国一率とし、かつ特別料金制度を設けること、(二)農業用電力料金の臨時供給制度を改正すること、(三)町村に農電技術員の採用制度を設けること、(四)規定電圧を確実に維持すること、(五)農事用新規電力施設工事並びに開発地電燈施設工事に関しては国庫補助とすること等。

二、請願の議決理由

農事電化の普及促進の見地よりして、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に

付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

大牧発電所復元に関する請願（請願者東京都品川区北品川四丁目七百十八番地日本水力株式会社社長加藤金次郎）（猪俣浩三君紹介）（第二六五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
日本発送電株式会社は、政府の代行機関として、日本水力株式会社が投資し、着工以来満十四年に及ぶ富山県東礪波郡庄川水系利賀川筋の大牧発電所を、戦時中、軍需大臣の命令書を送付し、不法にも奪取して、今日に至るまで、何の補償もなく、その上社長の身体に危害を加えて不具者となし、今日もなお迫害を加えている。このように、日発は公共の福祉の美名の下に、独占企業の絶大な経済力をもつて、専横暴威をほしいままにしているから、憲法の保障する基本的人権擁護のため、同伴を調査し、日本発送電株式会社をして、大牧発電所を日本水力株式会社に返還せしめられたいというのである。
二、請願の議決理由
戦時体制を解き、最初の所有者に、電気施設を復元し、その経営を合理化せしめることは、妥当なことと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

只見川電源開発計画中尾瀬ヶ原保存に関する請願（請願者東京都新宿区新宿御苑事務所内尾瀬保存期成同盟代表本田正次外六名）（亘四郎君紹介）（第二七九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島、新潟、群馬三県にまたがる尾瀬ヶ原一帯は、水力電源開発計画によつて、まさに水底に没し去ろうとしているが、右尾瀬ヶ原は、日光国立公園の最重要部門を占め、地学動植物学等各分野にわたり、貴重な学術的資料を豊富に秘蔵する世界的存在であり、現在、全国の電源のうち七割の未開発電源地帯の中計画中のもの千七百二十一地点という状態であり、尾瀬ヶ原を破壊して無理に水底に没し去らしてまでこれを開発するのは不合理であるから、同地域の永久保存につき、適切なる処置を講じられたいというのである。
二、請願の議決理由
学術的な見地よりして、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、閣内に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

元苫小牧市営電気事業復元に関する請願（請願者苫小牧市長田中正太郎）（篠田弘作君紹介）（第二八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道苫小牧市は、大正二年から公営事業として電気供給事業を経営し、一般市民は低廉な電気による利便を享受していたが、昭和十七年十二月一日、配電統制令に基いて北海道配電株式会社に譲渡せられた。終戦により配置統制令は廃止せられ、同社も経済力集中排除法の指定会社として分割せられることになつたについては、電気事業を公営に移し、財源難に悩む同市の有力な財源とするため、統合前の経営者であり、譲渡当時からの株主である苫小牧市に譲渡されたいというのである。
二、請願の議決理由
戦時体制を解いて、電気事業を当初の所有者に復元し、これの経営を合理的に行う主旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

私鉄の電力料金値上げ反対に関する請願（請願者日本私鉄労働組合総連合会藤田藤太郎）（西村榮一君紹介）（第二八五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
従来地方鉄道、私鉄は、国鉄と同様中央の強い統制下にありながら、国鉄にはない多くの地方課税を持つていたにもかかわらず、さらに今般の電力料金値上げにより、私鉄会社の電力費は従来の二―三倍に上り、各私鉄の経営は危機にひんしているから、同電気料を先般の引上げ以前の水準に還元されたいというのである。
二、請願の議決理由
電力料金値上げの私鉄経営に及ぼす影響は、真に大であることと、地方鉄道、私鉄の公共性にかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する
昭和二十五年四月三十日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

離島における電気事情改善等に関する請願（請願者九州各県議会電気事業対策協議会野田貫造）（平井義一君紹介）（第二八八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
九州各県議会電気事業対策協議会は、次の事項を早急に解決されたいというのである。（一）九州各県の離島の電力事業は、本土に比較していちじるしく低く、発電端における一瓩当りの発電設備は事実上十五ワット以下になつていて、住民は新聞も読めず、ラジオも聞かれない状態である。このような電力事情を解消するために、九配を強力化、自家発電、未開発電源の開発等助成されたい、（二）農事用電力は、九州にあつてはとくに不当な圧迫をうけているから、具体策を設け、電力確保と料金の値上げを断行されたい、（三）電気工事の独善的非民主的傾向を排し、工事費の値下げを行うこと、（四）無電燈部落解消のために、具体策をたてること。
二、請願の議決理由
離島におけるひじように不利、不便な電力事情にかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

電気料金に地域差設定反対の請願（請願者岡山県議会議長小野泰次郎）（橋本龍伍君外四名紹介）（第二四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
中国地方は水力資源に乏しく火力

発電に依存する割合が多く、従つて電気料金に地域差を設けられる場合は、他地方に比していちじるしく高額となり、ために中国地方の産業の振興並びに、一般需要家庭に及ぼす影響はきわめて大きい、ついては、電気料金に地域差を設けるに反対するというのである。

二、請願の議決理由

中国地方の産業発達を阻止するが如き、電気料金が定められることは、真に重大なことであるので、本請願の要旨は妥当なものであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

電気料金値下げの請願（請願者東京都港区芝公園四号地全逓信労働組合本部上條昭三外百五十名）（松谷天光光君外一名紹介）（第九七八号）及び同（請願者横浜市野毛伊勢佐木町地区商工業者振吉忠雄）（春日正一君紹介）（第一三三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の電気料金の値上げは、諸物価を高騰させる結果、一般大衆の生活をますます困窮に陥れるものであるから、これが引下げを要望するというのである。

二、請願の議決理由

電気料金値上げの、一般大衆に及ぼす影響の大なるにかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

長野県における電気料金の適正改訂に関する請願（請願者長野県知事林虎雄外十七名）（吉川久衛君外十二名紹介）（第一一六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の電気料金改訂により、長野県における大口電燈料金及び小口電力量料金は、隣接の関東・北陸ブロックに比し、それぞれ一・二倍及び一・五倍、大口電力料金はそれぞれ平均一・二倍及び一・五倍となつたが、長野県の発電量は全国的優位を占め、その八十四％をも県外に送電しているのであつて、右料金は全く意外な高額料金であり、しかも石炭価格の高騰のための今回の石炭料金改訂は、水力発電の多い同県にとつて不合理な価格である。ついては、同県における電気料金の適正なる改訂を要望するというのである。

二、請願の議決理由

発電県たる長野の特殊性にかんがみ、本請願の要旨は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

電気料金値下げ並びに電力割当制是正に関する請願（請願者名古屋市中区南鍛冶屋町一丁目二番地全日本金属産業労働組合協議会東海支部小寺徳夫）（田島ひで君紹介）（第一三一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一般家庭の電気料金は、大企業の電気料金に比べて、大きい差額があつたが、さらに今回の値上げで、定額燈の場合は、約二・六倍近くになつた。この事は、一般勤労者に負担をかけ、ますます生活の困窮化に追いやることになる。また、各企業に対する電力割当も、大企業及び軍事的重工業にのみ有利で、平和産業、中小企業は圧殺されている状況である。ついては、電気料金を値下げ、また各企業に対する電力の割当を是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

電気料金値上げが、一般勤労者にもたらす負担を認めるとともに、各種産業に対する電力割当制適正化の重大性にかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

電気料金値上げ反対並びに集団住宅における電気料金制是正に関する請願外一件（請願者東京都大田区大森町二千百八十八番地上條経一外四百四十一名）（伊藤憲一君外二名紹介）（第一五六五号）、同外一件（請願者東京都大田区羽田三ノ二百五番地梅原朝男外百名）（伊藤憲一君外一名紹介）（第一六一六号）及び同（請願者全日本借家人組合中央本部書記長平岡平吉外五十名）（風早八十二君外一名紹介）（第二一七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電気料金の値上げは、実質賃金の値下げになるから反対である。またアパート、寮等集団住宅に対する電気料金が、一般住宅並に扱われると、料金がぼう大に高くなる。例えば、一戸建、三燈で、ラジオを併用しても、一箇月百二十円位であるのに、アパート等の場合、一燈だけで、ラジオ以外に使用しなくて、一箇月、百五十円になる。ついては、電気料金値上げを中止し、集団住宅における電気料金制を、是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

集団住宅における電気使用上の特殊性を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

電気料金に地域差設定反対等に関する請願外一件（請願者島根県大原郡日登村周藤惣悦外八百九十名）（伊藤憲一君外三名紹介）（第一五六九号）、同（請願者島根県仁多郡八川村大字八川小川貞一外九十七名）（風早八十二君外一名紹介）（第一六八八号）及び同（請願者島根県大原郡春殖村大東下分足立嘉市外二百五十一名）（伊藤憲一君外一名紹介）（第一六八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中国地方は水力資源に乏しく火力発電に依存する割合が多く、従つて電気料金に地域差を設けられる場合は、他地方に比していちじるしく高額となり、ために中国地方の産業の振興並びに、一般需要家庭に及ぼす影響はきわめて大きい、ついては、電気料金に地域差を設けるに反対するというのである。

二、請願の議決理由

中国地方の産業発達を阻止するが如き電気料金が定められることは真に重大なことであるので、本請願の要旨は妥当なものであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、

本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

電気料金に地域差設定反対の請願（請願者門司市長中野眞吾外九名）（青野武一君紹介）（第一六三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在の九配電会社を解体し、あらたに九ブロック会社を設立した場合、電力料金の地域差は、極力融通をしても、最低と最高との比は、一対四となる。しかし、電力融通会社が設定された場合には、原価の三パーセントの値上りに止まるというが、その点は技術上疑問である。ついては、九州産業の重要性と、九州の特殊な電力事情とにかんがみ、電気事業分断によつて、電気料金に地域差の生じぬよう、措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
電力料金の各産業に及ぼす影響の重大なことと、九州の特殊性にかんがみ、本請願の要旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十五年四月三十日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

電気料金改訂に関する請願（請願者仙台市東四番丁五番地日本電気産業労働組合宮城県支部佐藤正外四名）（高橋清治郎君紹介）（第一七一一号）、同（請願者仙台市南町通り五番地食糧配給公団労働組合宮城県支部高野信吉外七名）（風早八十二君紹介）（第二三一五号）及び同（請願者仙台市東四番丁五番地小沼武）（風早八十二君紹介）（第二五一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
電気事業再編成を前提として改訂された新電気料金制は、各種企業を経営難にし、農家及び一般需要家の負担力の限界点に達して、その産業、経済に及ぼす影響は多大である。また、電気事業経営上にも、未収金、不拂金等が増加している実情で、新電気料金制度は、完全に電気事業の公益性を失つたものである、ついては、すみやかに、新電気料金制度の全面的改訂を計られたいというのである。

二、請願の議決理由
電気事業の公共性と電気料金の産業、経済に及ぼす影響の重大なるにかんがみ、本請願の要旨は、妥当なものであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十五年四月三十日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

電気料金値下げ並びに同地域差撤廃の請願（請願者島根県美濃郡中西村長田村武治外四名）（木村榮君外一名紹介）（第一八八二号）、同外三件（請願者島根県美濃郡鎌手村農業協同組合長西坂久幸外四十六名）（木村榮君紹介）（第一九五四号）、同外二件（請願者島根県美濃郡鎌手村大浜漁業協同組合長佐々木彌三郎外二百四十八名）（木村榮君外一名紹介）（第二一四一号）及び同（請願者鳥取県日野郡江尾町福田岩雄外二十一名）（米原昶君外一名紹介）（第二八二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
島根県美濃郡中西村は、昭和二十一年から農村電化指定村となり、中国配電会社の協力をえて、村内八箇所に作業場を設置して、脱穀、精米、麦製粉作業を経営し、さらに耕地七十箇所にけい（蛍）光諸が（蛾）燈を設けて、害虫被害を防止するなど、食糧増産に努力していたが、今回の電気料金の二倍ないし三倍の値上りのため、電化施設利用の意欲を失い、再び原始作業に切替えようとする傾向さえ現われている。また電気料金の地域差によつて、電力不足のブロックは生産が低下し、文化が遅れ、農村の建設は阻止される。ついては、電気料金を値下げし、地域差料金を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
農村電化、食糧増産の見地より、本請願の要旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

笹ヶ谷銅山の鉱毒防除施設に関する請願（請願者島根県鹿足郡木部村長木村莊重外十二名）（木村榮君紹介）（第二九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
島根県笹ヶ谷銅山は、弘安年間より今次戰争終了まで租銅並びに亜比酸を産し、とくに戰時中の乱掘のため鉱脈絶え休山の止むなきに至つている。しかるに、廃鉱の毒素のため近隣三百町の草木は枯渇し、稻作は重大なる影響を受けている。ついては、毒素を沈でんさすために五箇所のダムを築造したいから国費を以て補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
鉱害の防止については、その技術的な方法について、全国の鉱山がその対策に苦慮している実状であるが、笹ヶ谷銅山のみをとり上げて、その鉱害防止措置を国庫で実施することは困難であると考えられるが、本請願の主旨は妥当であるから、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月三十日
通商産業委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

荒尾市における鉱害復旧費国庫補助の請願（請願者熊本県荒尾市増永九百四十三番地宮本未福外六百五十八名）（田代文久君外二名紹介）（第二九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
熊本県荒尾市における海岸堤防ならびに大島川堤防は、三池炭坑採掘のために一米以上の沈下をきたし、満潮時には二十五町歩の田地は水浸しになる。ついては、国庫の補助をもつて補強復旧をされたいというのである。

二、請願の議決理由
鉱害復旧について、特別鉱害に関しては今度特別鉱害復旧臨時措置法によつて、復旧されることとなり、一般鉱害に関しては従来より鉱業法により行われているので、全額国庫補助でまかなうことは現在の財政状態においては困難であると思われる。本請願の主旨は充分諒承せられるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十五年四月三十日
通商産業
委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

金属鉱山の危機打開のための鉱業政策に関する請願（請願者東京都港区三田功運町二十一番地原口幸隆ノ今澄勇君紹介）（第三八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
金属鉱山は銅補給金打切りなどによつて、空前の危機に陥り、鉱山労働者は困窮している。これらの危機を打開するには、産金奨励、貨物運賃の特別割引等、強力なる鉱業政策を確立せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由
現下金属鉱山の危機打開のための強力なる鉱業政策の確立を図りたいという本請願の主旨は、きわめて妥当なものと認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日
通商産業
委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

特別鉱害復旧臨時措置法案の修正に関する請願（請願者東京都中央区銀座二丁目三番地常盤炭鉱株式会社大越新外八十八名）（閣内正一君外十一名紹介）（第六一〇号）及び同（請願者小野田市大浜炭鉱株式会社長重盛五六外二十五名）（岩川與助君紹介）（第一二四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
特別鉱害は戦時中政府の要請により採炭を強行させられたための鉱害であるから、復旧に要する費用は当然国家が負担すべきものであり、現実には九州及び山口地方のみに発生したのであつて全く関係のない東部地方の石炭業者に負担を負わすことは意味がない。ついては、特別鉱害復旧臨時措置法案を、特別鉱害復旧の費用は国家と特別鉱害に関係のある石炭業者が負担するように、したがつて東部地方石炭鉱業者には無関係とするように修正されたいというのである。

二、請願の議決理由
特別鉱害復旧の費用を、国家と特別鉱害に関係ある石炭業者のみに負担せしめるという本請願の主旨は妥当と認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日
通商産業
委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

米代川流域諸鉱山の鉱害除去に関する請願（請願者秋田県北秋田郡大館町鉱害対策委員会櫻場文蔵ノ石田博英君紹介）（第二一七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
秋田県北秋田郡の米代川流域は、日本屈指の鉱山地帯であるが、戦時中の濫掘によりたい積した鉱さいや各鉱山の鉱内水が、昭和二十二年の大水害の際、耕地に流入し、鉱毒のため北秋田郡の美田千四百余町歩は荒廃に帰そうとしている。同郡鉱害対策委員会は、昨年、尾去沢、小坂、花岡等の大鉱山に交渉し、除害設備を要請したが、石灰処理が高価につくため、各鉱山は水田の注水期に若干の処理をするに止まり、毒物が公然と放出されている。ついては、本年の耕作期に先だち、関係鉱山に至急除害施設の完備を命ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
鉱毒防止については、各鉱山とも、種々その対策に苦慮している実状であるが、鉱毒の及ぼす影響きわめて深刻なものがあることは、十分認められるのである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日
通商産業
委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

特別鉱業復旧臨時措置法制定促進の請願（請願者熊本県荒尾市長寺田佐平ノ寺本齊君外一名紹介）（第二一九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
荒尾市は、北は福岡県大牟田市に接し、市内には三池鉱業所の四ツ山、万田両坑があるが、戦時中の乱掘と柱引きのため、地表が陥落し、道路、河川、海岸堤防はもちろん、一般住宅農耕地にもいちじるしい障害を與えている。とくに、海岸堤防は下部にき裂を生じ、満潮の際には漏水して、決潰寸前にある状態である。ついては、一日もすみやかに、特別鉱害臨時措置法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の主旨は妥当と認められるから、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日
通商産業
委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

ゼラチン産業の助成等に関する請願（請願者大阪市北区牛丸町六十五番地野口政夫ノ川上貫一君外一名紹介）（第三八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
化学産業の復興は、文化的生活確保上重要である。今回突然高感度写真用ゼラチンが多量輸入されることは、化学産業の重要部門たるゼラチン産業を破壊に導く結果となり、すべての産業に影響する処が大きい。ついては、自主貿易の促進、高感度ゼラチン原料輸入、ゼラチン産業への融資等ゼラチン産業に対し適正な政策を強力に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
ゼラチン産業に対する政策としては、すでに自主貿易の促進も着々実現をみており、原料資材は、本年一月三十一日付をもつて、価格統制は三月十一日附をもつてそれぞれ解除され、ゼラチン産業への融資も企業合理化のための設備資金、中小企業に対する見返資金並びに、正常なる運転資金の確保についても政府はこれがあつ旋に努力している実状である。しかして高感度ゼラチン原料の輸入についても需要とにらみ合して適当に調整している実状よりみて本請願の要旨はきわめて適切妥当であるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日
通商産業
委員長　大野　伴睦
衆議院議長幣原喜重郎殿

中小工業対策に関する請願（請願者東京都目黒区碑文谷一の千四百二十番地山口松三郎外千四百七十名）（風早八十二君紹介）（第三九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
最近の経営難と過重な税金のため、中小企業はいまや企業放棄の運命にあり、このまま放置して何らの対策を講じないならば、わが国全産業の崩壊を招来するは必至である。

ついては、これが対策として其の事項等を実施されたいというのである。(一)大企業への売掛金を即時支拂わせること、(二)政府で低利の手形割引を保証すること、(三)政府の支拂を即時実施すること、(四)税金の所得額に売掛金を除外すること等。

二、請願の議決理由

趣旨真に時宜を得たものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

中小企業等協同組合法による信用協同組合の設立に関する請願（請願者東京都港区芝南佐久間町一丁目五十五番地中小企業振興会長松澤隼人）（塚田十一郎君紹介）（第六〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年六月一日法律第百八十号をもつて公布せられ、同七月一日から施行されている中小企業等協同組合法中、信用協同組合は大蔵省の免許を要することになつているが、当局には免許の意思なく、設立希望者の内一人として許可を得たものがない。今日銀行は、特権階級の独裁的機関と化し、全国企業者の九十九％を占める中小企業は極度の金詰りのため崩壊の一歩手前に直面している。ついては、この窮状を打開するため、中小企業等協同組合法による信用協同組合設立の障害を除去されるよう急速な処置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業は極度の金詰りのように見受けられるも、なお、信用協同組合を設立させ、中小企業金融を円滑ならしめるは真に妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

中小企業救済に関する請願（請願者大阪府北河内郡門真町河北地区労働組合協議会細井功）（川上貫一君紹介）（第七八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現政府の政策は均衡予算、貿易振興を口実にした独占資本擁護の政策であるため、中小企業は集中生産の犠牲となつて倒壊するものが続出し、給料の遅欠拂、かく首、工場閉鎖等窮乏のどん底にあえいでいる。ついては、中小企業に対する資金、資材の確保、課税の軽減、労務者の待遇改善、勤労所得税の撤廃、社会保険制度の拡充、失業対策の確立等、中小企業の救済対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

現今の中小企業対策として考慮しうる点があり、妥当な処置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

中小企業金融金庫設置に関する請願（請願者東京都港区芝南佐久間町一丁目五十五番地中小企業振興会長松澤隼人）（塚田十一郎君外四名紹介）（第九三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国生産者の九十九パーセントを占める中小企業者は、デフレ経済の影響と、極度の金詰りに加えて税金攻勢のため致命的な打撃を受け、経営難となり、重大危局に立ちいたつている。これの根本解決のためには従来のような金融機関の在り方では、真に必要な中小企業者に金が円滑に流れないから、中小企業を専門とする金融金庫を、すみやかに設置して、中小企業の危機を打開されたいというのである。

二、請願の議決理由

その趣旨時期を得たものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

中小企業協同組合法の一部改正に関する請願（請願者東京都港区芝田町一丁目十二番地森永ビル内日本中小企業連盟豊田雅孝）（門脇勝太郎君紹介）（第一四〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業協同組合法は、その運営上、不便な点があるから、左の事項に関して改正されたいというのである。(一)組合の名称せん用者に対する制裁規定、(二)他の法律に基いて設立される協同組合の加入資格に関する事項、(三)剰戻し配当に関する事項、(四)総会における代理議決を三人まで認めること、(五)出資持口数の減少に関する事項、(六)企業組合設立手続の簡素化、(七)協同組合の経費分担等に関する事項、(八)定款の認証制の廃止、(九)員外理事の認可に関する事項、(十)役員及び総代の選挙に関する事項、(十一)参事及び会計主任の解任の規定、(十二)少数組合員の総会招集権を認めること、(十三)総代の定数に関する事項、(十四)総代会の権限の拡大、(十五)組合員の債務保証の制限の除去、(十六)信用協同組合の業務に関する事項、(十七)中小企業の損害保険加入に関する事項等。

二、請願の議決理由

中小企業の基本法である、中小企業等協同組合法に改正する点が多々あることは真に急をもつて改正するの処置妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

商工会議所法制定に関する請願（請願者山形市山形商工会議所会頭矢野善助）（志田義信君紹介）（第一八一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

商工会議所は、国民の実生活を直接担当する機関として、今日程重要な時期はない。現在、経済界の激浪に翻ろうされている商工業者の実体をつかみ、適切な計画を遅滞なく立てるためには、商工会議所を強力にし、活動させることが必要である。そのため、今次国会に提出されるよしである、商工会議所法案をぜひ通過させられたいというのである。

二、請願の議決理由

商工業者の育成発展を期す上に、妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十五年十一月八日印刷　昭和二十五年十一月九日発行　衆議院事務局　印刷者　印刷庁

戦争による転換工場の復元に関する請願（請願者愛知県中島郡萩原町大字串作千四百七十一番地佐藤伊三郎ノ河野金昇君紹介ノ第四六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

津島羊毛染工株式会社津島工場は、戦時中国家の要請により豊和重工業及び豊和工作機株式会社に対し戦後返還を條件として貸與せんとしたが、軍部、警察の彈圧により売買契約によつて譲渡せしめられた。戦争終了後豊和は名古屋商工局の承認により同工場を他に再転売したので、その復元について名古屋商工局に陳情したが、あるいは復元を約しまたは代工場を世話するといいながら、いたずらに遷延しまた民事訴訟等による提訴もしたがとうてい解決の見通しさえも立たない。ついては、同工場を元の所有者たる津島羊毛染工株式会社に復元せしめられるよう取計られたいというのである。

二、請願の議決理由

趣旨妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

中国、ソ連邦、朝鮮三国との貿易促進に関する請願（請願者名古屋市中区南鍛冶屋町一丁目二番地ノ四石川今市ノ田島ひで君外一名紹介ノ第四六八号）及び同（請願者名古屋市中区南鍛冶屋町二丁目二番地角田英雄ノ早稲田柳右エ門君紹介ノ第四六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在各企業にはいちじるしい滞貨があるがこれは全産業の重大問題であり、わが国産業再建に大きな支障となつている。滞貨の激増する一方受注減少により操業停止のやむなきに至つている企業も多数に上り、賃金遅拂、分割拂となつて労働者の生活を悪化させ、ひいては全国民の購買力低下となり経済不況をもたらしている。ついては、これらの滞貨を一掃しわが国産業を再建するために、積極的に中国、ソ連邦、朝鮮三国との貿易促進対策を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

戦前中国、ソ連邦、朝鮮等に対するわが国物資の流出はばく大な数字に達し、とくに雑貨関係は見るべき重要輸出品であり、これによつてわが国中小企業等は育成されていたのであるが、今日の国際的関係よりして貿易関係は僅少に限られている現状にかんがみ、わが国産業は衰弱しているというても過言ではない。よつて本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

日伯通商協定締結促進に関する請願（請願者東京都中央区築地一丁目五番地日伯経済文化協会西森久記ノ降旗徳弥君紹介ノ第一七〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近主要各国との通商協定が成立し、輸出が軌道に乗りつつあるが、将来もつとも海外貿易の重要脈路とされている、南米に対しては、昨年七月、対中南米協定が成立しているのみで、南米諸国中の大国であるブラジルに対しては、いまだに本格的には協定は成立していない現状である。ついては、日伯貿易に必要な諸体制を整えて、積極的に通商協定を締結することによつて、経済的、文化的活動の交流を期するよう、盡力されたいというのである。

二、請願の議決理由

実質的、具体的に協定の実行を切望する現実の貿易状態であるので妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

医療用変性アルコール配給に関する請願（請願者松本市和泉町一丁目十番地長野県医師会長松岡文七郎外四名ノ降旗徳弥君紹介ノ第一九三八号ノ及び同（請願者長野県東筑摩郡塩尻町医師会長田中泰重外一名ノ降旗徳弥君外一名紹介ノ第一九八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

アルコールは、医業に従事するものに欠くことのできない必需品であり、外科における手術時の使用はもとより、産婦人科、耳鼻いんこう科、眼科これにつぎ、内科、小児科でも、注射時には毎日のように使用することはいうまでもない。また吸入用としても近年はほとんど使用不可能であり、重税と経営難に苦しむ医者には、高価なアルコールを使用していては、とうてい経営が成立たない現状である。変性アルコールの原料は、長野県下の焼ちう製造所に相当量のストックがあるから、医療用に低廉なアルコールを配給されたい、また医化学実験用にも、昔日のようにアルコールを配給されたいというのである。

二、請願の議決理由

アルコールは医業に従事するものに欠くことのできない必需品であり、本請願の要旨は妥当であると認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

商工会議所法案に関する請願（請願者東京都千代田区丸ノ内東京青年商工会議所三輪善雄）（井手光治君紹介ノ第二〇三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近各地で設立されつつある青年商工会議所は、一定地域における青年の努力を結集して、社会の福祉、経済の発展に寄與することを目的として設立されたものであつて、その事業も一般の商工会議所と異り、社会奉仕を中心とするものであるから、構成並びに運営に関しても一般商工会議所と同一の法律で律することは不適当と考えられる。ついては、青年商工会議所に対して商工会議所法の適用を排除するよう、同法律案を修正されたいというのである。

二、請願の議決理由

妥当と認め、本請願は、これを議

院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

ゴム産業における人員整理及び工場閉鎖反対に関する請願（請願者東京都豊島区高田本町二丁目二十五番地全日本ゴム産業労働組合連合会若宮光三ノ赤松勇君紹介ノ第二一一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ゴム産業において、マグネシヤ、ゴム製品の価格低落によるダンピングと、売掛金、滞貨の増大による資金難に加えて税金の重圧のため、理研ゴム及び日本マグネでは、会社の危機打開策として、生産を縮少し、人員整理による合理化を行い、一部あるいは全工場の閉鎖を行うことになつた。しかしながら、人員整理による合理化は、決して合理化となり得ないから、ゴム産業における人員整理及び工場閉鎖に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は政治、経済情勢ともにらみ合せて研究することとし、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

舞鶴市に競輪場設置の請願（請願者舞鶴市長柳田秀一ノ大石ヨシエ君紹介ノ第二一一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧海軍鎮守府の所在地であつた舞鶴市は、終戦後軍港の閉鎖によつて財政面に大なる打撃をこうむつている。これが打開の一策として、競輪場を設置されたい。同競輪場は、北陸、山陰地方は京都、金沢、松江三市のみであり、その中間として同市は地理的好條件に恵まれているから、同市は調査の上競輪場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

人口状態、地理的に好條件を具備して居るので趣旨妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

中小企業救済緊急施策に関する請願（請願者東京都港区芝南佐久間町一ノ五十五番地中小企業振興会長松澤隼人ノ今澄勇君外十二名紹介ノ第二四九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

デフレ政策と独占資本支配確立政策により、購買力の極端な低下と金詰りを来たし、その上重税の徴収のため、目下中小企業は重大な危機に直面している。ついては、これが救済緊急施策として左の諸項を実施されたいというのである。（一）天降り的重税と、不合理な税制を廃止し、改正案を撤回すること、すなわち、更正決定の修正、加算、追徴、合算諸税の廃止、基礎控除の引上げ、自主申告制度の廃止等、（二）信用協同組合、無尽会社、国民公庫、及び商工組合中央金庫等を通じて、中小企業に緊急融資の途を講ずること等。

二、請願の議決理由

趣旨妥当と認め、本請願、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

木材防腐加工処理の法制化に関する請願（請願者東京都千代田区丸の内丸ビル内日本耐火防腐株式会社内防腐木材協会田中好一ノ有田喜一君外二名紹介ノ第二七八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦時中の乱伐による木材の国内資源の不足の対策として、治山治水、木材使用の合理化があげられるが、年々の消費木材六百数十万石に防腐加工が行われるときは、平均三倍以上の耐久年数を持つことができ経済的である。しかし現状を見ると、枕木、電柱の九十万石の防腐加工のみで、土木、建築、坑木用については防腐は行われていない。同協会の下に十七社、二十四工場が通産省の指導により防腐能力四百万石を消化し得るにもかかわらず、経済事情により十分工場設備を活用できない。ついては、木材防腐処理につき、金融及び法的措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

木材資源確保及び治山治水、木材使用の合理化の見地よりみて、本請願の要旨はきわめて妥当と認められるので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

中小企業の危機打開に関する請願（請願者大阪市北区堂島西町大阪商工会議所内関西産業復興会議金正米吉ノ前田種男君紹介ノ第二八三九号）及び同（請願者自由党川口支部大会委員長高橋八郎ノ大泉寛三君紹介ノ第二八四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

関西産業復興会議は三月二十五日、大阪地方中小企業危機突破対策委員会と共同で大阪地方中小企業危機突破大会を開き、左の決議を行つたから、その実現に努力されたいというのである。（一）中小企業の危機突破のため、政府をして、融資の具体策をたてしめること、（二）金融機関が、中小企業に貸出しをしぶつているから、金融機関の公共性を自覚させ、危機打開に協力されたいこと、（三）課税査定を是正させ、強制徴税を緩和せしめ、分納の実施、生産手段に対する強制競売の延期等、（四）大幅に大阪府の中小企業危機突破の資金を増額させること、（五）賃金遅拂工場への融資制度の拡充。

二、請願の議決理由

妥当なものと認め、本請願は、これを議院の議会に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

尼崎市に小型自動車競走場設置の請願（請願者兵庫県尼崎市長六島誠之助ノ吉田吉太郎君紹介ノ第二八五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

尼崎市は、戦前では全国有数の大工業都市であつたが、数度の戦災と、昭和十九、二十一年の大水害により大打撃を受け、現在着々復興を遂げつつあるとはいえ、市の財政は極度に窮迫し、一方出費の面におい

て、不可欠な大事業が山積し、財政の需要は膨張して、市民の負担能力の限度を超過している。今般小型自動車競技法案が立案されるというが、同法案によれば開催の指定は都道府県及び五大都市に限定されている模様であるが、同市内には好適の候補地があり、條件を具備しているから、同市の新規財源の事業として、同競走場設置を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財源及び地理的條件にかんがみ、趣旨妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

鶴岡繊維製品検査所川俣支所の昇格並びに小高支所設置の請願外一件（請願者福島県伊達郡川俣町長高橋利吉外十六名）（松本善壽君紹介）（第二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県は本邦屈指の絹織物の産地であり、輸出の振興に多大の寄与をしているが、なお今後業界の飛躍的海外発展には検査施設の整備充実を図る必要がある。ついては、鶴岡繊維製品検査所川俣支所を本所に昇格するとともに小高支所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸出の振興のため、妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

山梨県に繊維製品検査所支所設置の請願（請願者山梨県知事吉江勝保）（樋貝詮三君紹介）（第四九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県における絹人絹織物工業は戰前その設備産額ともに全国第七位を占めており、終戰後も急激に復興し、輸出品についても織物以外に縫製品、メリヤス等が相当量生産され年々増加の傾向にある。しかるにこれ等を検査する機関が昭和十六年に廃止され、引続いて検査員の駐在も昭和二十四年に停止され、業者はひじょうに不便をこうむつている。ついては、すみやかに同検査所支所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

繊維の生産高、とくに地理的條件からみて設置は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

岡山、福山両市に神戸繊維製品検査所支所設置の請願（請願者岡山市西中山下四十九番地岡山県繊物工業会姫井三亀男外二十一名）（星島二郎君外一名紹介）（第一〇七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年五月、通商産業省設置法中より、輸出繊維製品の国営検査所、支所、出張所が設置されることとなつたが、中国地区は岡山、広島等主要生産地をひかえているにもかかわらず、支所はもちろん、出張所さえもなく、輸出製品検査上多大の支障を来し、業界の振興上、一大阻因となつている。ついては、岡山県を管轄する岡山繊維製品検査所を、岡山市に、広島、山口両県下を管轄する広島繊維製品検査所を、福山市に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

設置妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

神戸繊維製品検査所福岡支所設置に関する請願（請願者福岡市博多福岡商工会議所博多繊工業協同組合水上作次）（池見茂隆君紹介）（第二二二一号）及び同（請願者福岡市福岡商工会議所福岡綿スフ織物工業協同組合理事長牛島猪之助）（守島伍郎君紹介）（第二二二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

法律第百二号通産省設置法第二十一條の省令で、新設されることになつていた検査所支所の中、一部の検査所が不承認になつたが、その中に輸出品取締法による検査機関である、通産省、神戸繊維製品検査所福岡支所が含まれている。このために、九州には、国営検査所が全然なく、すべて神戸繊維製品検査所の管下に属し、現在のように神戸から遠距離出張検査を受けるか、または、同福岡支所を新設して、福岡からの現地出張検査を受けるかの二つの中いずれかを選ばなければならなくなつた。ついては、九州繊維界のため、全九州を管区とする神戸繊維製品検査所福岡支所を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

釜石線治線開発に関する請願（請願者岩手県上閉伊郡遠野町長三浦栄外十名）（山本猛夫君紹介）（第二三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄釜石線中北上山系の遠野盆地の地域をなす上閉伊郡には多種多様の地下資源がある。これを開発して地方産業を振興し、東北唯一の貿易港である釜石港からの輸出品の生産を計ることは、国内産業の発展ひいては国家再建に寄与することが、大きい。ついては、同沿線の資源の利用開発について、政府の特別なる調査、指導、計画を樹立し、適切なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業を振興及び国内産業の発展の見地よりみて、本請願の要旨はきわめて、適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

津島市に小型自動車競走場設置の請願（請願者愛知県津島市長平野幸右ェ門）（江崎真澄君紹介）（第二八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

津島市は非戰災都市であるが、古

くより競馬競輪の適地として非公認の競走を年に数回実施しており、最近は全国オートバイ選手権大会を開催し斯業奨励に寄与している。については、都市財源ねん出のため、小型自動車競走法制定の場合は、とくに同市に小型自動車競走場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

設置の地理的、経済的立地條件からみて妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

帝国石油株式会社法廃止に伴い日本鉱業株式会社に石油鉱業権等返還に関する請願（請願者東京都中央区日本橋室町一丁目七番地日本鉱業株式会社長岡部楠男）（神田博君外二名紹介）（第一七六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本鉱業株式会社は、戦時中政府の命令で、石油鉱業部門の事業の一切を、帝国石油株式会社に譲渡し、終戦後、同社は引続き経営して今日に至つている。同事業は、日本鉱業株式会社が多年の調査を経て開発した石油鉱区であり、今般、帝国石油株式会社法の廃止に当つては、当然その旧所有者に返還されるべきものである。還付に当つては、当時の譲渡価格及び時価によつて、合理的な代価を支拂うから同石油鉱区の鉱業権及び附属物を、帝国石油から同社に返還されたいというのである。

一、請願の議決理由

本請願に係る旧所有石油鉱業権の返還については、帝石に対する譲渡が正当な法的手続を経て行われたのみならず、帝石に対する持株会社整理委員会の決定的意思表示によつても、帝石の現在利用している鉱区を旧所有者に返還して、実質的に帝石の現行企業を二分割し、石油鉱業を衰たいせしめる結果を招来するが如き意図を有しないことは明らかであるから、本請願の要旨は一応妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

通商産業委員長　大野　伴睦

衆議院議長幣原喜重郎殿

閉会中審査に関する報告書

電気事業及びガス事業に関する件等閉会中審査報告書

一　電気事業及びガス事業に関する件

二　中小企業振興対策樹立に関する件

三　貿易振興対策樹立に関する件

四　石炭鉱業の合理化並びに石油及び天然ガス増産対策樹立に関する件

五　金その他の鉱物増産対策樹立に関する件

六　基礎工業自立対策並びに化学工業振興対策樹立に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和二十五年七月十一日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

運輸委員会報告書

〔第六号参照〕

船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

船舶運営会が行う帰還輸送の一部が、昭和二十五年度に持越されることとなり、且つ又同会の船員の給與体系が新たに設定せられたため、これらに対応して所要の改正を加えようとするのが本法案の目的である。その内容の主なる点は(一)適用期間を一箇年延長するとともに、第一條中の「昭和二十四年度」という字句を削除すること(二)別表中の支給基準の表現を改めること等である。

二、議案の可決理由

本法案は、円滑な帰還輸送業務の遂行を図る等のため、有効且つ適切と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月六日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

水先法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、港内航行の安全を確保するため、水先人の免許の要件、以前水先人であつた者に対する取扱方及び水先区等を整備しようとするものであつて、その内容の主なる点は、(一)当該水先区において航海実歴を有する者を水先修業生に代え得るようにすること、(二)以前水先人であつた者から免許申請があつた場合の取扱いを、免許更新の際と同様にすること、(三)最近の実状に応じて、水先区を追加すること等である。

二、議案の可決理由

本法案は、船舶航行の安全を図るため有効且つ妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月六日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十号参照〕

水路業務法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現行の水路測量標條例は、明治二十三年に制定された法律であり、従つてその法令体制並びに内容が現情勢に適応しないので、これを全面的に刷新して、水路測量の成果その他海洋に関する科学的資料を整備し、もつて船舶航行の安全を期するためである。本法案を制定せんとするものである。その内容の主なる点は(一)水路業務の目的及びその業務の用語について定義を下したこと(二)水路測量に関して一定の基準を設けたこと(三)港湾施設の管理者に対し、港湾施設の状況について資料又は報告を求め得ることとしたこと(四)海上保安庁以外の者が、水路図誌を複製しようとするときは、海上保安庁長官の承認を、類似刊行物を発行しようとするときは、許可を受けなければならぬこと等である。

二、議案の修正議決理由

本法案の趣旨は、概ね妥当なるものと認めるが、(一)第八條中に前條とあるが、これは明らかに誤りと認められるので、これを第六條と改めること　(二)第十條中に港湾法が適用されているが、同法案はいまだ国会へ提出されぬため、これに代えて表現を改めること等に修正するを適当と認め、本法案は、これを別紙の通り修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月十六日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――に修正）

水路業務法案の一部を次のように修正する。

（水路測量の実施の公示）

第八條　海上保安庁長官は、水路測量を実施しようとするときは、あらかじめその区域、期間その他必要な事項を公示しなければならない。前條

の規定による許可をしたときも同様とする。
（資料又は報告の提出の要求）
第十條　海上保安庁長官は、特に必要があるときは、地方公共団体又は港湾施設の○その他港湾施設の○の状況について資料又は報告の提出を求めることができる。

〔第十五号参照〕

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本法案は、通行税法の一部改正によつて、三等旅客運賃料金が無税となるので、その税相当額を財源として、日本国有鉄道の旅客運賃を改訂しようとするもので、主なる内容は、
（一）一、二等旅客運賃の三等運賃に対する倍率を、一等は三等の四倍、二等は三等の二倍に改め、通行税が課せられている間は、通行税を含むものとすること。
（二）普通旅客運賃の遠距離逓減制を強化し、四地帯制に改め、五百キロメートルをこえる部分については、その賃率を引下げること。
（三）普通急行及び準急行について、新たに三百キロメートルまでの料金を設定すること。
（四）航路普通旅客運賃の一部を改正すること。
等である。
二、議案の可決理由
本法案は、国民負担の軽減を図るため適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年三月二十五日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十六号参照〕

倉庫業法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
現行法においては、規律の対象はもつぱら証券発行倉庫業に限られているが、非発券倉庫業に対しても、当該営業の公益性にかんがみ、最小限度の行政措置を講ずる必要があるので、現行法の一部を改正せんとするものである。その内容の主なる点は（一）倉庫営業者は、営業開始の日より三十日以内に所定の事項を主務大臣に届け出ずること（二）主務大臣は、倉庫営業者の事業計画及び営業規則等について一定の基準を設け、これに適合しないときは業務の休、廃止を命じ得ること（三）証券発行倉庫業者が法人格を変更した場合は、主務大臣の認可を受け、引続き証券を発行し得ること（四）罰金の額を適正化すること等である。
二、議案の可決理由
本法案は、倉庫業の健全なる発展を図る等のため、有効且つ適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年三月二十七日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十二号参照〕

造船法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本法案はわが国造船業の現状にかんがみ、造船技術の向上並びに造船施設の改善を図るため、これを制定せんとするものである。その内容の主なる点は、（一）船舶の造修施設の新設並びに造船事業等の開始あるいは休、廃止に対し届出制を定めたこと、（二）船舶の推進並びに船舶用機関について性能試験を行うこととしたこと、（三）造船業務の運営並びに造船技術に関して必要に応じて適切な勧告をなし得ること等である。
二、議案の可決理由
本法案は、造船技術の向上を図るとともに造船事業の円滑なる運営を期するため、有効且つ適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年四月十二日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十八号参照〕

海上運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本法案は、わが国海運界の現状に対応して、日本船の対外定期航路事業並びに外国海運業者の船舶運航事業に対し、適当な措置を講ずるとともに、船腹の需給に適正な調整を図ろうとするものである。その内容の主なる点は（1）対外定期航路事業に対して、免許制を届出制に改めること（2）外国海運業者に対しては、運送に関する協定等の規定以外は、本法を適用しないこと（3）外国船の購入並びに日本船の外国への売却について許可を要すること（4）外国船の裸傭船を一箇年に限り許可制とすること等である。
二、議案の可決理由
本法案は、わが国海運の健全な発展を図るため、有効且つ適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した。
右報告する。
昭和二十五年四月二十日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十九号参照〕

船員職業安定法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
現行法に規定されている特別地区船員職業安定審議会は、現情勢下においては、その設置の必要を認められないので、これを廃止しようとするのが本法案の目的である。その内容は、特別地区船員職業安定審議会の廃止に伴い関係條文を整備しようとするものである。
二、議案の可決理由
本法案は、実質上不必要な特別地区船員職業安定審議会を廃止しようとするもので、事情やむを得ざるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年四月二十二日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十一号参照〕

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
現行の日本国有鉄道法は、日本国有鉄道設立の際における資本金について定め、これが増加に関する規定がないのであるが、その資本金を政府出資によつて増加することができることとしようとするものである。
二、議案の修正理由
本法案は、日本国有鉄道における建設改良費の財源に使用するため、昭和二十五年度において、米国対日援助見返資金特別会計から日本国有鉄道に対して、必要な金額を交付することができることを規定する米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案第二條に対応するものであつて、日本国有鉄道における建設改良の促進具現に資するものと認め、施行期日を別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年四月二十六日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附　則

この法律は、○公布の日から施行し、○昭和二十五年四月一日から施行する。（遡及）

〔第三十四号参照〕

港湾法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、海上輸送の拠点である港湾の重要性にかんがみ、港湾の管理方式を確立し、併せて港湾の開発並びに発展を図ろうとするものである。その内容の主なる点は、（1）港湾管理者を設定する権能を、地方公共団体に與えること、（2）港湾管理者の設立方法、その業務、組織及び財務等について規定すること、（3）政府の監督規制を、国家的利益を確保するための必要最少限度に定めること、（4）一定の港湾工事に対し費用の負担あるいは補助をなし、港湾の修築並びに改良に助成策を講ずること等である。

二、議案の可決理由

本法案は、港湾の開発並びに利用の促進を図るため、有効且つ適切なるものと認めこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

現在運輸審議会の委員は運輸省設置法により内閣総理大臣が、又日本国有鉄道の監理委員会の委員は日本国有鉄道法により内閣が、それぞれ両議院の同意を得て任命することになつているが、委員の任期が満了し又は欠員を生じた場合において、国会が閉会中であるため、又は衆議院が解散されているため、後任者の任命について両議院の同意を得ることができないときは、任命権者が便宜、任命を行い、任命の後最初に召集される国会において承認を求め、承認が得られなかつたときは、当該委員を遅滞なく罷免することとしようとするものである。

二、議案の可決理由

本法案は、運輸審議会及び日本国有鉄道の監理委員会の円滑なる運営を図るため、必要且つ妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十五号参照〕

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、海上保安監部及び海上保安部の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的

本件は、海上保安庁法の一部改正に伴い、管区海上保安本部の事務の一部を分掌させるため、海上保安監部を大阪市に、海上保安部を函館市外三十八箇所に設置する必要があるので、その設置について承認を與えられたいというのである。

二、本件の承認理由

本件は、海上保安業務の運営に遺憾なきを期するため適切なるものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

請願に関する報告書

〔第三十六号参照〕

豊後中川駅から野矢駅に至る区間を鳥栖管理部に移管の請願（請願者大分県玖珠郡玖珠町玖珠地方事務所長藤枝克巳外二十九名ノ村上勇君紹介）（第一三九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

久留米、大分両市を結ぶ、久大線豊後中川駅から野矢駅に至る区間は、大分管理部の所属となつているが、同区間は、野矢駅附近にある水分峠により、文化、経済両方面とも、判然と東西に二分されている処である。しかるに、同区間は水分峠の急こう配のため、大分管理部からの貨車転入は、はなはだ困難で、要求の三分の一を満すに過ぎず、そのため大分管理部を経由して、門司鉄道局より鳥栖管理部に、配車を依頼している実情である。ついては、同区間を大分管理部から、鳥栖管理部に移されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送の円滑を図るため、地理的條件等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

国府津機関区存置に関する請願（請願者国鉄労組国府津支部国府津機関区分会勝安清美）（勝間田清一君紹介）（第二四九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄の企業合理化と独立採算制強化の下に、機関車長距離運転が強力に実施され、東海道線沼津以西の電化と相まつて、その中間に位する国府津機関区の廃止計画が進められている由であるが、これは、必ずしも経営合理化さらに独立採算の線に沿わず、また同機関区職員の犠牲のみを強要して何等の裏付けもないものである。ついては、国府津機関区を現在のまま存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、これを列車運転の実状に即して、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

山川、枕崎間鉄道敷設の請願（請願者鹿児島県川辺郡枕崎町長山之内梓外四名ノ井上知治君紹介）（第六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県山川、枕崎両港は、近海及び遠洋漁業の根拠地であり、該区間一帯は、農林産物に富み、保健及び観光地帯としても優れておるにかかわらず、輸送機関としては、僅かに国営バスが通つているばかりで、しかもその回数が少ないため、物資の輸送はもとより女子供達の、乗車に多大の困難をきたしておる現状である。ついては、前記両区間にすみやかに鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便等を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

納内、芦別間鉄道敷設の請願
（請願者北海道雨龍郡納内村長村上清孝）（林好次君紹介）（第二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道芦別炭鉱の無盡蔵ともいうべき豊富なる石炭を、道内主要工業都市、ひいては内地に輸送しようとするための納内、芦別間の鉄道敷設は未だに実施されない。同鉄道の通過地は、いずれも平たんで、工事が容易である上に開通後のわが国産業に及ぼす重大なる影響を考慮して、すみやかに同鉄道の敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
地下資源の開発、地方産業の振興に資するため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

石巻から飯野川、柳津を経て気仙沼に至る間に鉄道敷設の請願
（請願者石巻市長堀武志外二十三名）（角田幸吉君外一名紹介）（第一二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三陸沿岸を縦貫する鉄道を敷設するときは、従来の輸送難が完全に解決せられるばかりでなく最短経路となつて中央につながり、三陸地方の開発並びに東北地方の産業の振興が期待される。ついては、すみやかに、三陸鉄道予定線の内石巻から飯野川、柳津、志津川津谷を経て気仙沼に至る鉄道敷設を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
三陸地方の開発並びに東北地方の産業の振興を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

五條、新宮間鉄道敷設促進の請願
（請願者和歌山県五條町長井上潔外二十名）（前田正男君外二名紹介）（第一三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山線五條駅から新宮市に至る間は、いわゆる五新鉄道として着工されたが、戦争のため一時中止されて現在に及んでいる。同沿線は、吉野木材の産地であり、薪炭その他あらゆる重要地下資源を有する地であり、観光の好適地でもある。しかるに鉄道が敷設せられないため、現在これら資源の輸送並びに住民の交通は、僅かに自動車に依存している状態であるから、すみやかに同区間の鉄道敷設の残工事を実施せられたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

安城駅から碧南市に至る国鉄引込線敷設の請願（請願者愛知県碧南市議会議長奥谷市一郎外一名）千賀康治君外一名紹介）（第一五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県碧南市地方は、三河土器その他鉄工、醸造、織物、農産物等の生産地であり、なお商港としての新川港、漁港として大浜港がある。これら貨物の移出入はつねにひん繁で、名古屋鉄道三河線のみでは滞貨が多く支障をきたしている。ついては、国鉄安城駅から碧南市に至る引込線を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
貨物輸送の円滑を期するため、予算、資材等を勘案し並びに地方鉄道との関係を考慮して、請願区間の鉄道の敷設につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

辺富内線の路線一部変更並びに敷設工事再開の請願（請願者北海道日高支庁長川崎久輝外二十八名）（篠田弘作君外一名）（第一六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道日高本線鵡川駅から富内駅を経て根室本線御影駅または十勝清水駅に連絡する鉄道は、北海道東部地方と室蘭市並びに函館市を最短距離に結びかつ冬季雪害のない既定路線であるが、途中の難関である日振トンネル工事にほう着し遂に工事中止に至つた。ついては、この路線の一部を変更して、日高線富川駅を起点として日高に通じ、既定路線に連結する工事を再開されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道工事の再開につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

大糸線全通促進の請願（請願者長野県庁内林虎雄）（小川平二君紹介）（第一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大糸線は表日本と裏日本とを結ぶ最短距離であるが、戦争のため、わずか中土、小滝間十七キロを残したままとなつている。昭和二十二年度にその予算は計上されたが、諸種の事情より実施に至らなかつた。ついては、地元民の熱意を考慮せられ、すみやかに大糸線の全通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発並びに運輸系路上の見地より、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の全通につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

隼人、大泊間鉄道敷設促進の請願（請願者鹿児島県鹿屋市長田平藤一）（前田郁君紹介）（第二一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅地方は、全国有数の未開発宝庫として林産、農産、畜産、水産等の重要資源は無尽蔵である。ついては、同地方開発計画の先駆として、地方民の多年の要望であつた、日豊線隼人駅から古江線古江駅を接続する鉄道及び古江線高須駅から根占町川北経由佐多町大泊に通ずる鉄道の敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

川口、小本間鉄道敷設の請願（請願者岩手県岩手郡葛巻町長三浦藤兵衛外二千五百一名）（山本猛夫君紹介）（第二二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県岩手郡川口村から御堂村葛巻町等を経て、下閉伊郡小本村に至る区間には豊富なる重要資源があり、とくに小川村には石炭と耐火粘土とがあるが、鉄道の敷設がないためこれら資源も輸送難のため未開発のままとなつておる。ついては、すみやかに同区間に鉄道を敷設せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

大垣、赤坂間鉄道を揖斐郡久瀬村延長の請願（請願者岐阜県揖斐郡久瀬村長高橋定外十二名）（木村公平君紹介）（第二二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大垣、赤坂間鉄道を揖斐郡久瀬村まで延長すれば、地下埋蔵資源の開発、農林産物及び必需物資の運搬、遊覧客の誘致等沿線地方の利益は多大である。ついては、多年の要望である同鉄道の延長をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発、地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の延長を考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

荒屋新町駅から浄法寺町、御返地村を経て東北本線に接続する間に鉄道敷設の請願（請願者岩手県二戸郡浄法寺町長小田島勇三外四名）（山本猛夫君紹介）（第二三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

花輪線荒屋新町駅から東北線に接続する線は、大正五年以来の要望であるがいまだに実施されない。沿線は林産物、畜産物の資源地であるが、悪路のため物産輸送が意のようにならず、その他商工業企業も採算がとれぬ。ついては、同線約三十六キロの鉄道敷設を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設を考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

小本線延長工事促進の請願（請願者岩手県下閉伊郡岩泉町長中村半二郎外六名）（山本猛夫君紹介）（第二三四号）及び同（請願者岩手県下閉伊郡安家村長中村行作外八百一名）（淺利三朗君外五名紹介）（第一二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小本線の現在の終点である宇津野駅を基点としてさらに延長する工事は、諸般の事情のため起工半ばにして一時中止されているのは、まことに遺憾に堪えない。ついては、ほとんど無尽蔵ともいうべき沿線の地下資源及び林産資源開発のため、同線の延長工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の延長を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

二俣・佐久間間鉄道敷設促進の請願（請願者浜松市長坂田啓造外三名）（金原研二君紹介）（第二八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県磐田郡二俣町より同郡佐久間村に通ずる国有鉄道の敷設は、昭和十九年着工し、同二十三年完成の計画だつたが、戦争のために延期せられ全然未着手のまま今日に至つている。ついては、戦前七回に及ぶ両院への請願も採択され、さらに戦後第一回より第五回に至る衆参両院への請願も採択されているから、同線の工事をすみやかに着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

二俣、明知両駅間に鉄道敷設促進の請願（請願者愛知県北設楽郡田口町愛知県北設楽郡町村会長佐々木嘉一外十三名）（八木一郎君外二名紹介）（第二三〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県二俣町と、岐阜県明知駅とを交ぶ、国鉄掛川大井線の完成は、奥三河未開発地域二十万町歩の森林開発、及び天龍、天作川、豊川上流各地の大山岳美による外客誘致上、

大きい効果があるから、すみやかに同線の連絡完成を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発、外客誘致を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

日の影、豊後竹田両駅間に鉄道敷設の請願（請願者宮崎県西臼杵郡高千穂町長甲斐勝美外七名（佐藤重遠君紹介）（第三〇七号）、同（請願者大分県直入郡竹田町大字平田四千三百五十三番地酒井沢喜外五名）（羽田野次郎君外三名紹介）（第一一一一号）及び同（請願者延岡市長仲田又次郎外千百八十五名）（佐藤重遠君外二名紹介）（第一五九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日の影線日の影駅から豊肥線豊後竹田駅間は直距離僅かに三十二キロであり、沿道には豊富な林産物を始め、銅、錫、鉛、亜鉛等の有力な地下資源を蔵している。しかるに交通未開のため、その生産は微々たるものである。ついては、これら豊富な資源を開発するため、日の影線を延長し森林、鉱山鉄道を開通されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

小鳥谷駅、小本港間鉄道敷設の請願（請願者岩手県二戸郡小鳥谷村長高屋敷與五郎外十名）（山本猛夫君紹介）（第二三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県小鳥谷駅から小本港に至る区間は、沿岸と東北本線とを結ぶ重要路線で、良質の石炭、耐火粘土、大理石及び林産物の輸送並びに一般交通機関として、関係地方民は、大正末期から、前記区間の鉄道の敷設を要望しているが、小鳥谷駅から葛巻までの工程の約五割が進ちよくしているのに、そのままに放置されているのは、まことに遺憾である。ついては、三陸線と東北本線との連絡線として、同鉄道をすみやかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

深川、芦別間鉄道敷設促進の請願（請願者北海道雨龍郡深川町長香川兼吉外三十八名）（玉置信一君外一名紹介）（第三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道石狩国空知郡芦別町より同上川郡神居村並びに同空知郡音江村を経由、同雨龍郡深川町に至る約三十一キロの区間の鉄道は、昭和六年すでに実地測量を終えたまま、戦争によつて着工延期されている。ついては、北海道の資源宝庫開発のために、同鉄道敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩内、黒松内両駅間に鉄道敷設の請願（請願者北海道岩内郡岩内町長清水武夫）（浦口鉄男君紹介）（第三一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩内郡岩内駅から壽都郡壽都町を経て同郡黒松内駅に至る地区は、本道水産の宝庫であり、農・林・鉱産物の産出もまた大である。しかるに、本地区は交通不便のため海陸資源は需要都市及び集散市場に移出できず、関係住民及び旅客の不便は大きい。ついては、地方産業開発のためすみやかに岩内、黒松内間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

横須賀線を三崎町まで延長の請願（請願者神奈川県三浦郡三崎町松崎定治）（岩本信行君紹介）（第三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三浦半島は後方に大消費地たる京浜地区を擁し、生鮮食料品の生産地並びに観光地として重要であるが、交通機関に恵まれず僅かに自動車でその需要を満している状態で、同半島全般に大なる支障を與えている。ついては、すみやかに横須賀線を三崎町まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客貨物の円滑なる輸送を図るため、予算、資材等を勘案し並びに民間企業との関係を考慮して、請願区間の鉄道の敷設につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

築別、遠別間鉄道敷設促進の請願（請願者北海道留萌市長原田太八外二十三名）（玉置信一君外一名紹介）（第四四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道西北部開発上の重要線たる天塩沿岸鉄道は、昭和十六年末羽幌町より築別まで延長されたが、築別より遠別までの四十四キロの予定線は、昭和十三年度より五箇年計画を以て着手されたが、途中三箇年の延期となり、さらに戦争により全面的

に中絶されている。同線の開通によつて北海道輪週線が完成するのであり、沿線には森林、石炭、石油資源等が宝蔵されているから、同鉄道の完通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発、運輸系絡並びに拓殖上の見地より、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

長崎から茂木を経て喜々津に至る間に鉄道敷設促進の請願（請願者長崎県西彼杵郡茂木町長森田丈市外九名）（坪内八郎君紹介）（第四五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

運輸省は長崎から茂木を経由して喜々津に至る新路線を計画しているが、同計画は長崎市を中心とする南方貿易、観光事業及び附近町村の交通、産業開発上、大きい利便を與えるから緊急に実現されたい。とくに茂木港は長崎港の外港としてきわめて重要なる地点であるから、同計画実施に当つては茂木町を経由するようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

大牟田駅、三池港間に臨港鉄道敷設の請願（請願者 升金汽船株式会社松尾滋吉ノ甲木保君紹介ノ第五〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島原半島の中枢都市である島原市と大牟田市とを結ぶ航路は、北九州以東の地域から島原に至る最短経路であり、国立公園雲仙観光ルートの一環として重要な使命をもつている。しかるに、同航路の大牟田側発着所は三池港にあるため、国鉄大牟田駅から約二キロ、西鉄電車停留所から約一キロ離れ、交通不便なため船車連絡上多大の不便をこうむつている。ついては、大牟田駅から三池港に至る臨港鉄道を敷設して対岸、島原との交通の利便を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

士別から苫前及び滝の上に至る間に鉄道敷設促進の請願（請願者北海道上川郡上士別村長卯城重廣外十名）（河口陽一君紹介ノ第五〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宗谷本線天塩国士別駅を中心として、西は根別村、幌加内村、添牛内を経て、苫前駅に至り、東は士別村を経て滝の上駅に連絡して、紋別駅に至る間に鉄道を敷設すれば、沿線の広大な農耕地と豊富な鉱産資源が開発され、また東西両海岸を貫通して、日本海、オーツク海の漁獲物の集散は活発となり、焼尻、天売両島の漁田開発を促進する等地方の福祉を増進することは多大である。ついては、すみやかに右区間に横断線鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、敷設法予定線との関係をも検討の上、諸情勢の好転をまつて予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

北陸線中津幡、高岡間複線工事再開の請願（請願者石川県河北郡倶利伽羅村字竹橋小林健太郎）（南好雄君紹介）（第五五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争によつて工事を中止されている国鉄北陸線中津幡、高岡間の複線工事を再開されて、昭和十五年以来用地を買収され空しく複線列車の運行を空想している沿線住民の要望を入れられたい。また、倶利伽羅駅の位置が不便で採算がとれない由であるが、同駅を今千八百キロ津幡寄りの平たんに移転されて、同駅の利潤増収をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の複線工事の再開等を考慮するよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

西尾、岡崎間鉄道復旧に関する請願（請願者愛知県六ツ美村長伊奈増市ノ千賀康治君紹介ノ第五八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

名古屋鉄道株式会社経営の元西尾・岡崎線は、同地方の交通運輸と産業の開発に資するため地元民の犠牲的な協力によつて明治四十四年十月開通されて以来、地方鉄道としての重要性は益々加わつていたのであるが、戦時中、国策の名の下に撤去廃止され、その資材は他に転用されてしまつた。終戦後はすみやかに復旧されるものと期待していたが、未だその曙光さえ見えず不利不便は計り知れないものがある。ついては、すみやかに同鉄道の復旧開通を取計られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、会社の実情を調査の上、諸情勢の好転をまつて、資金、資材等を勘案して請願区間の鉄道の復旧につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

片上鉄道延長の請願（請願者岡山県英田郡林野町長水嶋計次郎外四十名ノ若林義孝君外五名紹介ノ第六〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

片上鉄道は岡山県和気郡片山町から、山陽本線和気に接続し、勝田郡飯岡村に至る地方鉄道で現在柵原まで開通しているが、飯岡駅から分岐して勝田郡飯岡村、英田郡福本村及び亘勢村、勝田郡公文村及び湯郷村を経て、姫新線に結ぶように延長されたいというのである。この延長によつて、従来鉄道の恩恵に乏しかつた美作地方の町村民の福祉と地方産業開発を増進し、山陰方面との物資の交流も開ける等、再建日本に寄与すること多大であるというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便並びに地方産業の開発を図るため、諸情勢の好転をまつて、資金、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の延長につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

福山線延長並びに松前線敷設促進の請願（請願者北海道松前郡大沢村長山本竹蔵外九名ノ冨永格五郎君外二名紹介ノ第七一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦時中北海道福山線並びに松前線の敷設が計画され、工事の大部分も完成し、福山線は大沢町まで開通したが、社会情勢の変化とともに同計画は中止されている。同地方は、すべて、いわし、ほつけ等の主要生産地として有名であり、また地下資源も無盡蔵であるから、これら生産物の輸送並びに地下資源の開発のためにも、福山線の未開通箇所並びに松前線の開通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに生産物の円滑なる輸送を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道工事の再開につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

山田線復旧促進の請願（請願者岩手県議会議長村上順平ノ山本猛夫君紹介ノ第七七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄岩手県山田線は、アイオン、ガザリン、キテイの各台風によつて破壊され、いまだに復旧全通を見ない。同線沿線より産出する林産物、鉱産物は膨大なものがあり、またその終点は世界的漁場三陸沿岸宮古市に通じ、同線はまさに岩手県の経済動脈である。この地帯における輸送力の停止滞貨はあらゆる方面に重大な支障を與えるから、すみやかに同線を復旧全通されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送の確保を期するため、予算、資材等を勘案し、請願線区の復旧全通につき努力せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

雫石、生保内両駅間に鉄道敷設の請願（請願者岩手県議会議長村上順平ノ山本猛夫君紹介ノ第七七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

盛岡駅を起点とする橋場線は、先年橋場駅まで完通したが、戦時中政府において橋場、雫石間の路線は撤収され放棄されている。雫石よりさらに生保内まで延長することは、いつそう未開発資源を開発することができ、また岩手、秋田両県民の福利増進に資することになり、さらに観光景勝上にも便利である。ついては、岩手県雫石駅から秋田県生保内駅を結ぶ橋場線を即時完通されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

三陸沿岸鉄道敷設促進の請願（請願者岩手県議会議長村上順平ノ山本猛夫君紹介ノ第七七七号）及び同（請願者青森県議会議長櫻田清芽外七名ノ千葉三郎君外四名紹介）（第九七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方とくに三陸沿岸地帯は、全国にその比を見ない交通不便の状態にあるため、海陸無盡の資源はいたずらに死蔵され、また風光明び景勝地もいまだ観光資源として何らの真価も発揮しえない状態にあるのははなはだ遺憾である。ついては、仙台市を起点とし、松島町より前谷地村、志津川町、岩手県釜石市、宮古市を経て久慈町に至り八戸線に結ぶ三陸縦貫鉄道並びに青森県から北海道を結ぶ路線を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

三陸沿岸鉄道敷設促進に関する請願（請願者盛岡市役所内盛岡市議会議長北太郎ノ淺利三朗君外三名紹介）（第二二七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸沿岸地方は鉄道の恩恵に浴さない地帯が多いが、未開発資源が豊富の上に、国立公園候補地として登場しているから、鉄道が敷設されるならば産業の発展はもとより、従来東北本線一本で輸送されていた物資のふくそうを緩和することは明らかである。ついては、仙台市から八戸市に至る沿岸の未開通地帯、すなわち、久慈、宮古間、釜石、盛岡及び宮城県気仙沼から津谷、志津川を経て前谷地に至る予定線を、気仙沼から津谷、志津川、柳津を経て石巻に至る線に改め、三陸海岸縦貫鉄道として敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

石巻起点三陸鉄道敷設促進の請願（請願者石巻市長堺武志外五十名）（内海安吉君外二名紹介）（第一三〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県三陸沿岸地方は、豊富な資源を有しているが、交通機関の不備によりいまだに未開発のまま放置されている。ついては、宮城、岩手、青森を結ぶ三陸鉄道の内、宮城県石巻を起点として飯野川、柳津、志津川、津谷を経て、気仙沼に至る区間に、鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

三江線三次、浜原間鉄道敷設促進の請願（請願者島根県邑智郡町村会長洲濱惇之助外二名）（山本利壽君外一名紹介）（第七八〇号）及び同（請願者広島県双三郡町村会長三浦正外十九名）（船越弘君外一名紹介）（第一三三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三江線三次、浜原間に鉄道を敷設することは、沿道二十数箇町村の農、畜、林産資源を開発し、国家経済力の増強に資するところきわめて大であり、しかも山陰、山陽を結ぶ最短路線としてその利用価値は大きく、また国立公園三瓶山の観光資源を充分発揮させる等、その利益は期して待つべきものがある。ついては、前記鉄道をすみやかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

沼宮内、一戸間鉄道路線切換促進に関する請願（請願者岩手県岩手郡沼宮内町長八角喜代治外十七名）（山本猛夫君紹介）（第八七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北本線沼宮内、一戸間奥中山駅附近は急こう配のためはなはだ輸送力を阻害していたのでこれを緩和するため、現在線路の東方二キロ半小鳥谷村字笹渡平糠部落へ迂回する新線の敷設が計画されていた。しかるに荒沢、福岡方面では、同区間に新線を通じて既定計画を変更しようとする運動がなされている。ついては、既定計画通り、奥中山、小繋の両駅だけを新線に切換えた布設工事のすみやかなる実施を計られたいというのである。

二、請願の議決理由
運送力の増強を期するため、請願区間の線区の改良につき調査研究の上、予算、資材等を勘案して、これが実現を図らしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

赤穂線敷設工事再開の請願（請願者岡山県知事西岡広吉外八名）（逢澤寛君紹介）（第九七〇号）、同（請願者岡山県上道郡西大寺町長家野猛之外六名）（若林義孝君外一名紹介）（第二二二九号）及び同（請願者岡山県議会議長生末近夫）（若林義孝君紹介）（第二八一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県相生駅から岡山県西大寺駅に至る赤穂線は、戦争以来、工事が休止されているが、全線にわたり、すでに難工事が完了しており、これが完成は、地方産業、文化興隆のため最も有利な経済開発線である。ついては、同線の工事を即時開始されたいが、岡山県片上町から邑久村を経て西大寺町に至る地域は、平たんで難工事がないため、着工に当つては、西大寺駅からもはじめ、必らず邑久村経由で施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方産業の振興並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、請願区間の鉄道敷設工事の再開につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

釧美線敷設促進の請願（請願者北海道網走郡津別町福田甚太郎）（松田鐵藏君紹介）（第一〇三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道北見相生線を延長し、釧路

市に至る釧美線の敷設については、しばしば要望してきたところであるが、その結果敷設予定線に編入されたに止まり、いまだに実現を見ないのは、まことに遺憾である。ついては、すみやかに釧美線の敷設工事に着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

長倉、大子間鉄道敷設促進の請願（請願者栃木県那須郡馬頭町長大森鉄之助外二十名ノ尾関義一君外二名紹介）（第一〇六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県那珂郡長倉村から、栃木県茂木町、鳥山町を経て、茨城県久慈郡大子町に至る長大線の延長は、かつて建設予定線として着工の予定の処、財界不況、支那事変さらに今次戦争のために全面的に中止となり、空しく放棄せられている。ついては、沿線の地方民の熱望をいれられ、両県民の福利増進と交通の円滑化のため、同線の敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

佐世保、相浦間鉄道路線変更並びに佐世保駅拡張の請願（請願者佐世保市長中田正輔外二名）（北村徳太郎君外一名紹介）（第一一〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐世保市の中央部を貫通する松浦線は、石炭等の物資の輸送上重要な線路であるが、佐世保、相浦間が大きく迂回し、急こう配のため、けん引車両数に制限されるのみでなく、時間的にもはなはだしく不経済である。ついては、佐世保駅から旧海軍工廠を経て、二箇所のトンネルを貫き、相浦駅に達する線路を敷設されたいというのである。なお、佐世保駅構内は狭あいであるから、現在の同駅を貨物駅とされ、他に旅客駅を新設されて、従来の貨客の煩雑を緩和されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強等を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の路線の変更並びに駅の移転につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

大間、大畑間鉄道敷設並びに大間港修築の請願（請願者青森県下北郡大間町長和田兵吉外六名ノ小笠原八十美君紹介）（第一一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本州と北海道との連絡は、青森、函館を結ぶ連絡航路一線あるのみであるが、本州、北海道の最短距離にある大間、函館の航路は、最も安全、かつ経済的要素を具備するものである。すなわち、青森、函館間が百十三キロに比し、大間、函館間は僅かに三十キロにすぎず、上野、札幌間所要時間を、青函経由と、大函経由とを比較すると、数時間の短縮となり、燃料の節約も多大なものである。しかしながら、大間には後方連絡がないから、青森県大畑以北大間に至る鉄道を完成するとともに、大間港の修築を、国営にて施行せられたいというのである。

二、請願の議決理由

運輸系統上の見地より、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

矢部線を矢部村まで延長の請願（請願者福岡県八女郡福島町長稲富大作外二十七名ノ高橋權六君外八名紹介）（第一一五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島本線羽犬塚駅から、八女郡を縦貫する矢部線は、昭和二十年十二月黒木町まで敷設されたが、その後工事が放任されている。八女郡は福岡県下最大の郡で、熊本、大分両県に通じる要地であり、沿線地帯は産物が豊富であるから、鉄道の敷設は目下の急務である。ついては、八女郡黒木町から、同郡矢部村にまで鉄道を延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

美深、北見枝幸両駅間に鉄道敷設の請願（請願者北海道中川郡美深町長西尾六七外二名ノ佐々木秀世君紹介）（第一二六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国有鉄道宗谷本線美深駅から分岐して、興浜北線の終端、北見枝幸駅に連絡する延長八十一キロ余の区間は、沿岸に豊富な林産、地下資源を有するにもかかわらず、交通不便のため、未開発のままとなつている。ついては、北海道総合開発の一環として、すみやかに、同区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

宝積寺、市塙両駅間に鉄道敷設促進の請願（請願者栃木県塩谷郡北高根沢村大字上高根沢二千三百九十三番地阿久津武義外八十七名ノ山口好一君紹介）（第一二七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線宝積寺駅から、旧陸軍航空工廠までの軍用鉄道を撤去して、

宝積寺と市塙間に鉄道を敷設する件は、昭和二十一年より五回にわたり、貴院の請願して採択されたが、いまだ実現されず、軌道は放置されたままになつており、一方地元民は通勤輸送に多大の困難を来している現状である。ついては、同工事を、すみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩国、日原両駅間に鉄道敷設の請願（請願者岩国市長津田弥吉外四十五名）（佐藤栄作君紹介）（第一三二七号）、同（請願者岩国市岩日鉄道期成同盟会津田弥吉外四十五名）（木村榮君外二名紹介）（第一四八二号）及び同（請願者島根県議会議長恒松安夫）（山本利壽君外二名紹介）（第二〇二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陽線岩国駅から、山口線日原駅に通ずる鉄道敷設は、昭和六年度から工事実施の運びとなつていたが、政府の更迭により、方針一変して、取り止めとなり現在に至つている。同線は、山陰、山陽、両本線をその重要部分において結ぶ幹線として、また沿線の豊富な林、鉱産資源開発線として、交通、文化、産業の発展に及ぼす利益は多大である。ついては、すみやかに、岩国、日原間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

頸城地方に縦貫鉄道敷設の請願（請願者新潟県東頸城郡振興会長佐藤安次外十六名）（塚田十一郎君紹介）（第一三三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在北陸地方から東京に至る経路は、信越、上越の二線があるが、前者は、碓氷峠の難関及び処々のスウツチバツク式停車場のため、後者は、米山トンネル附近の海岸線路の危険のため、いずれも輸送力が阻止されている。東頸城郡を縦貫する、北陸線並びに上越線を結ぶ鉄道新線の敷設に関しては、昭和二十二年より五回にわたつて請願しているように、現在の二線のいずれによるより、二時間以上の時間の短縮となり、豊富な農林産物の移出、発電事業の促進、沿線地帯の未開発資源の開拓はもちろん、文化的に遅れている四郡二十万の住民に恩恵を及ぼす等、その利益は計り知れないから、同線を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発、地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

札沼線復元に関する請願（請願者北海道雨龍郡雨龍村長松実等外四名）（篠田弘作君紹介）（第一三六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和十九年、戦時政策の影響により、北海道札沼線は一時解体されたが、その後逐次復元されつつある。しかるに、沼田、浦臼間に至る四十八キロメートルに依然そのままになつている。雨龍郡沼田町、北龍村、雨龍村及び樺戸郡新十津川村、浦臼村等は、何れも供出割当を完遂し、年間物資の移出総数量は三万余トンに達し、省営または民営の貨物自動車に依つているが、主食の輸送に至つては、積雪期に当るため、馬そりを使用している。これらの輸送額は、鉄道輸送に比較してはるかに高価である。ついては、物資輸送の改正及び地方民の福祉増進のため、同線の復元を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の復元につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

山川、枕崎両駅間に鉄道敷設の請願（請願者鹿児島県町村議会議長会長小幡兼重）（満尾君尭君紹介）（第一三八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

薩摩半島の東西を走る指宿線、南薩線の両線は、それぞれ半島の南端、山川、枕崎を終点とし、両地間は僅かに四十キロをへだてるのみである。この間を結ぶ鉄道の敷設については、同地方の豊富な水産、林産資源の開発と輸送に多大の貢献をなすはもちろん、同地方の文化、産業の向上、並びにわが国最南端の観光ルートの一環として益すること多大である。ついては、両線を結ぶ山川、枕崎間に鉄道を敷設せられたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

日光、足尾間鉄道敷設の請願（請願者栃木県上都賀郡足尾町長小林禮治外二名）（尾関義一君外六名紹介）（第一四三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県上都賀郡足尾町は、足尾銅山の所在地であるが、同事業に要する原料並びに資材の搬入、製造品の搬出をはじめ、全町民の食糧その他生活必需品の全部は、国鉄足尾線に依存している。しかしながら、足尾線は、物資の需要地、製造品の供給地域の関係上、遠くう回する不便がひじように大きく、また、渡良瀬川けい谷に沿つて敷設してあるため、しばしば水害にあい交通不能になるため、町民の生活上、産業開発上多

大の支障を生じている。ついては、日光、足尾間のわずか二十三キロを接続することにより、これらの不便を取り除くことができるから、同区間に、すみやかに、鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業の開発、地方交通の利便並びに観光事業の振興等を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

北見枝幸、雄武両駅間に鉄道敷設促進の請願（請願者北海道枝幸郡枝幸町長齋藤保外一名）（松田鐵藏君外一名紹介）（第一五六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

興浜北線北見枝幸駅と、興浜南線雄武駅間五十二キロ余に鉄道を敷設すれば、東北海道縦貫鉄道としての、使命を完成し、同道北部沿岸の豊富な漁田の開発となり、漁獲物の短期輸送によつて、国民の蛋白質給源に貢献する外、さらに休眠している海陸無限の資源を開発しうる等、その効果は大である。ついては、すみやかに前記両駅間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊豆半島循環鉄道敷設に関する請願（請願者静岡県田方郡土肥町長高橋爲助外百八名）（小松勇次君外一名紹介）（第一六〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊豆半島は、海陸にわたり豊富な生産物を擁し、地方資源等も無盡蔵であるが、今までは未開発のまま、利用されることが少なかつた。これらの宝庫を開拓し、文化を啓発するためには、同半島の循環鉄道を敷設することが、もつとも緊要である。ついて、同循環鉄道敷設工事を、東方を基点とする伊東の起工と併行して、西方を基点とする田方郡上狩野村より同時に起工して、東西両岸ともに、すみやかに敷設完成せられたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発、地方交通の利便、観光事業の振興等を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊豆半島循環鉄道敷設促進に関する請願（請願者伊東市長石川哲外十九名）（畠山鶴吉君紹介）（第一七六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

外貨獲得のため、観光事業の振興は焦眉の急務であるが、その代表的観光地である伊豆半島の交通整備については、再三請願採択されたにかかわらず、いまだにその実現を見ないのは実に遺憾である。ついては、すみやかに伊豆半島循環鉄道を敷設されたいが、その第一次工事として、伊東・下田間の鉄道路線の着工を至急実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発、地方交通の利便、観光事業の振興等を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

松前から江差を経て瀬棚に至る間に鉄道敷設の請願（請願者北海道檜山郡江差町北海道檜山支庁内田畑善作）（冨永格五郎君外二名紹介）（第一六〇七号）、同（請願者北海道檜山郡江差町長谷口太一外八名）（田中元君紹介）（第一六八四号）及び同（請願者北海道茅部郡森町川村善八郎）（川村善八郎君紹介）（第一八一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道松前郡松前町から、檜山郡江差町を経て、瀬棚郡瀬棚町に至る区間、すなわち既設国有鉄道福山線終点から、江差線終点を経て、瀬棚線の終点に至る延長約二百七十六キロメートルの鉄道敷設計画は、福山線の終点大沢駅から大島村に至る二十四キロメートルの間は、福山線の延長として、すでに決定のもので路床等の建設を終つたが、現在は中止となつている。同区域は、一部七郡十六箇町村にまたがり、水産、農業等において将来期待すべきものが多いにかかわらず、交通不便のためその発達を阻害している。ついては、北海道の総合開発上、道南西海岸運輸交通上の命脈である、同線の敷設を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発、地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

野岩羽鉄道全通促進の請願（請願者栃木県上都賀郡今市町長青木源吉外百五十八名）（尾関義一君外一名紹介）（第一六二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県今市から、福島県荒海、田島、若松、喜多方を経て、山形県米沢市を結ぶ野岩羽鉄道は、東京、青森間の最短鉄路であり、沿線には銅、硫化鉄の埋蔵あり、またぼう大な国有林の資源が眠つている。同鉄道の未完成部分は、わずかに今市、荒海間及び熱塩、米沢間であるから、文化の交流、資源の開発、交通の利便に資するため、全線の貫通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発、地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

倉吉、勝山間鉄道全通促進の請願（請願者鳥取県東伯郡町村会長中本覺藏外二千四百四十三名）（稲田直道君紹介）（第一六六二号）及び同（請願者岡山県議会議長生末近夫）（若林義孝君紹介）（第二八一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取県倉吉、岡山県勝山間鉄道予定線は、倉吉、関金温泉間はすでに開通を見、続いて山守村までの路面工事は殆んど終つているが、戰時中、中止となり今日に至つている。同沿線は、広大な岡山県奥地と、大山総合開発地帯とひかえ、鳥取県中部地域の山林と開墾地を有しているから、産業、文化の振興のため、同鉄道の全通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の全通につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

開発用鉄道建設促進に関する請願（請願者東京都中央区築地一丁目五番地西森久記）（降旗徳弥君紹介）（第一八八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
日本の経済復興のためには、国内資源の開発を積極的に行わねばならぬ。そのためには、鉄道の建設をあらゆる有効な手段をもつて積極的に実施されたい。すなわち、鉄道の独立採算維持のために、特定運賃を実施するもよし、資金の調達には政府の補助、見返資金の活用、鉄道債券の発行等の手段を講ずべきである。ついては、昭和二十五年度中に左記を実施されたいというのである。
（一）二月中に両院で決議すること、（二）差し当り簡易にできる線路を選び予算を編成すること、（三）鉄道債券発行の場合は、地元及び県の引受意思を予め表示すること、（四）地元の資材、労働力を提供させること。

二、請願の議決理由
諸般の情勢を検討し、請願の第二項以下について考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

隼人駅から川北を経て佐多町大泊に至る鉄道敷設促進の請願（請願者鹿屋市長田平勝一）（前田郁君紹介）（第一九六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県大隅地方はわが国有数の未開発宝庫として知られ、林・農・畜産等はもちろん、全国にその比を見ない亜熱帯的農業地帯であるが、鉄道の便がないため、その開発は期待する半ばの実効しかあがらない。ついては、南九州特定地域総合開発計画の先駆として、日豊線隼人駅から根占町、川北を経て佐多町大泊に至る鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
資源の開発、地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

宮古、久慈両駅間に鉄道敷設促進の請願（請願者岩手県宮古市長関口養隆外三十七名）（鈴木善幸君外六名紹介）（第一九九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県宮古、久慈間沿岸鉄道敷設に関しては、第五十七議会当時から懸案中であつたが、事変、戰争等の影響を受け、まだ実現に至つていない。同沿線は、太平洋岸に面し、景勝地として有名であるばかりでなく、世界三大漁場の一と称せられる漁場を有し、後方には、まだふえつの入らない大森林があり、金、銀、銅、マンガン、大理石等の鉱物も至るところに埋蔵せられ、三大資源の開発は、かかつて、宮古、久慈間の鉄道の建設にあるといつてもよい。ついては同線の敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
資源の開発を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

長崎、佐世保間及び長崎、喜々津間新鉄道路線敷設促進の請願（請願者長崎県西彼杵郡茂木町森田丈市）（岡西明貞君紹介）（第二〇六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長崎県西彼杵郡は、石炭をはじめ、農、水、林産物の産地として、また各都市への燃料供給地として、資源の豊富な郡であるが、交通不便のため、開発が立ち遅れている。運輸省新路線計画の目的もここにある。長崎、佐世保線は、道の尾から分岐して、早岐において旧線と連絡するのであるが、外海沿岸の大工業化、開拓等を企図されている。また長崎、喜々津線は、急こうばいも少く、旧路線に比べて三キロ短縮となり、茂木港を通じて長崎、天草方面の連絡上重要である。ついては、両線とも、ほぼ調査を完了しているので、九州地区産業開発路線として、敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
資源の開発並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

影野、吉野生間鉄道開通促進の請願（請願者東京都港区芝桜田太左エ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第二二六六号）及び同（請願者愛媛県議会議長立川明）（關谷勝利君外七名紹介）（第二六四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
土讃線影野、吉野生間は、すでに

大半の建設はできているが、未完場所があるために開通されないのはまことに遺憾である。ついては、四国全体の産業文化の開発のため、すみやかに同鉄道を開通せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

産業文化の開発を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

左沢、荒砥間鉄道敷設促進の請願（請願者山形県西村山郡寒河江町長渡辺彦吉外九十三名）（牧野寛索君外二名紹介）（第二三〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄左沢線と長井線の終点間を連絡する、わずか十数マイルの左荒線敷設工事は、支那事変により中止せられていたが、同沿線には木材、薪炭、米穀、蚕繭、果樹等の産出多く、たばこ、羊毛機械、酪農等の副業が盛んであり、また、朝日岳国立公園完備の促進ともなり、表裏北日本の交通運輸の円滑や、産業文化の向上等に大きい効果があるから、すみやかに同線の敷設を実現せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに運輸系路上の見地より、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

御殿場線谷峨駅に貨車線敷設の請願（請願者神奈川県足柄上郡清水村長細谷力蔵外三名）（小金義照君紹介）（第二三五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京浜工業地帯の復興條件として、中小商工業、貿易の振興、住宅の可及的急速な建設促進等は、急務中の急務であるが、これが欠くべからざる要素として、西円沢国有地の開発は重要である。同国有地は、神奈川県足柄上郡三保村にあつて、燃料は豊富であり、食糧、建設資材、鉱物、観光資源にも恵まれており、京浜地方との距離百キロ、行程わずかに二時間半であり、開発も成熟期に入つているから、同地谷峨駅に貨車線を敷設せられたいというのである。

二、請願の議決理由

京浜地帯との関連において、未開発地方の開発を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願路線敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

唐津市・呼子町間に鉄道敷設の請願（請願者唐津市長清水荘次郎外二名）（中村又一君紹介）（第二三八四号）同及び（請願者佐賀県東松浦郡打上村長坂本卯吉外二名）（保利茂君外三名紹介）（第二三八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

唐津市から佐賀県本松浦郡湊村及び打上村を経て、同郡呼子町に至る約二十キロの沿線は、わが国有数の大漁場で、また農産物も豊富であるが、とくに古来から海外との関係深く、名勝松浦潟の中枢地点として、昭和六年には国際観光路に編入されている。しかるに同沿線が、国鉄線からは除外されており、一営利会社のバスにのみ依存している現状は、同地方の発展をいちじるしく阻害しておる。ついては、唐津市から呼子町間二十キロに鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興、地方交通の利便等を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

石越から湯沢を経て羽後矢島に至る間に鉄道敷設の請願（請願者宮城県栗原郡岩ヶ崎町長佐藤武志外一名）（大石武一君外三名紹介）（第二四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方の交通機関は、従前より発達が遅れており、表裏日本を結ぶ横断鉄道に至つては、僅かに二三に過ぎない状態である。ついては、日本再建設のため、豊富な天然資源の開発、地方文化の向上、観光地の開発を目的とする、東北本線石越駅より、秋田県羽後矢島に至り、矢島を経て、羽後本荘に達し、日本海と直結する鉄道を、ぜひ敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

天然資源の開発、地方交通の利便等を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

北海道枝幸郡頓別村北方地域、上猿拂地域は、道北における最良質、推定埋蔵量五億トンの上猿拂炭田および頓別炭田を有し、さらに上猿拂原野約二千町歩の未開墾地、上猿拂処女林約五千万石の未開発林を有しているから、これが開発のため、地形的見地より見てもつとも建設容易であり工費を最少限度に止めることができる。上猿拂および頓別港間を直結する鉄道をすみやかに設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

頓別港から上猿拂に至る間に鉄道敷設の請願（請願者北海道枝幸郡頓別村長佐々木熊吉外一名）（佐々木秀世君紹介）（第二五六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

志布志線延長工事促進の請願（請願者宮崎県議会議長日高彌一）（田中不破三君外五名紹介）（第二五七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄志布志線は現在、日南市に隣接する北郷駅まで開通しているが、これから鵜戸村を経て、私鉄宮崎鉄道の終点内海まで約二十キロ開通すれば、日南市と宮崎市とは、鉄路一時間で直結することになる。戦時中工事中止となり、今日に至っているが、志布志線は、南九州総合開発計画の宮崎県における中心地であり、日南市地方は造船材の生産地であり、油津港は同線の産物を積出す貿易港として将来を約束されている等、鉄道貫通による産業経済上の利益は多大であるから、志布志線の延長工事実現を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩本、沼田両駅間上越線路線変更に関する請願（請願者群馬県利枝郡久呂保村長諸田一外六名）（藤枝泉介君紹介）（第二五一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上越線、岩本駅東北約二、三百米、現在地蔵トンネルの箇所は、大利根川およびその支流、片品川の合流点であり、昭和二十二年以来毎年出水により、国道、鉄道ともに破壊され、これがため利枝郡民は一時餓死に近き状態に陥入り、農林省指定の種馬鈴しよその他そ菜類は全部腐敗の余儀なきに至つた。もともと岩本駅の乗降客、産物は、主として久呂保村のものであるから、右水害予防対策および、新潟、群馬両県の利便のために、上越線を現在の地蔵トンネル地点より久呂保村に迂回されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送の確保を期するため、実状を検討し、予算、資材を勘案して、請願の趣旨にそうよう考慮せしむるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

岐阜市内東海道線の高架工事施行に関する請願（請願者岐阜市平河町五番地松原喜七外三十八名）（武藤嘉一君紹介）（第一三一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜市の中央部を、東西に貫通する東海道線のため、将来発展率のもつとも高い、市の南部の加納地区を切断せられ、僅かに西部を迂回する一本の二線橋の外、南北の連絡は、踏切りしや断をせられる数本の通路で、かろうじて往来している、状態である。ついては、同市民の日常生活に及ぼす不利不便は多大であるから、岐阜駅を含む、東海道線の高架工事を、すみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願線区の高架工事につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

筑豊電気鉄道建設に関する請願（請願者飯塚市商工会議所内筑豊電気鉄道建設促進期成会麻生太賀吉）（淵上房太郎君紹介）（第一六五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

筑豊電気鉄道株式会社を設立して、八幡市黒崎、博多間の北九州工業地区諸都市と、筑豊炭田地区都市と福岡市とを直結する電気鉄道建設計画がすすめられているが、同鉄道建設により、石炭、その他工業資源の開発を始めとして、各種産業の振興等、経済、社会に與える利益は計り知れないものがあり、北九州地区交通の画期的進展をもたらすものである。しかも、同会社は、西日本鉄道が、強力な推進力となつている基礎強固な会社である。ついては、筑豊電気鉄道の建設を、すみやかに、認可せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便増進を図る等のため、可及的速やかに調査の上、できうる限り請願の趣旨にそうよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

高崎線電化の請願（請願者埼玉県知事大澤雄一外一名）（阿左美廣治君紹介）（第一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高崎線電化は、電力需給の確定をみるまで、工事を延期する由であるが、同線は輸送並びに産業開発上、多大の支障を来している現状であるから、失業者救済のためにも、すみやかに同線の電化を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願線区の輸送力の増強上及びわが国石炭事情にかんがみ、石炭の節約、経営の合理化を図るため、予算、電源、資材等を勘案して、これが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

石巻、女川間鉄道電化の請願（請願者宮城県牡鹿郡女川町長木村主税外十一名）（角田幸吉君紹介）（第一五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県牡鹿郡女川町方面は最近水産業の振興目覚ましく、同地方と石巻市との関係はますます緊密化してきたので、現在の鉄道ではなはだしく不利不便となり、又石巻市及び桃生、牡鹿両郡における水産業の発展に伴い、同地方と京浜方面との連絡がいちじるしくひん繁となり、そのため石巻駅での乗換は多大の支障をもたらし、各駅に鮮魚が滞貨している現状である。ついては、石巻、女川間の鉄道を電化して仙石線に接続させ、かつ女川、仙台間を電車をもつて直通されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図るため、予算、資材及び電源等を勘案して、これが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採

択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

仙石線の複線化並びに石巻、女川間鉄道電化の請願（請願者宮城県牡鹿郡女川町長木村主税外二十六名紹介）（第一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石巻、女川間鉄道の電化並びに女川、仙台間の電車による直結は、牡鹿半島及び雄勝方面の水産物の輸送及びその京浜地方への連絡のため、又観光的見地からみても緊急を要する。それとともに、仙台市としては同様の意味において仙台、石巻両市並びに仙石線沿線地方の輸送力の増強産業の開発、京浜地方への水産物の輸送力の短縮のために、仙台、石巻間の複線化を併せて実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに地方産業の開発を図るため、予算、資材其の他諸般の情勢を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

甲府、長野間鉄道電化促進の請願（請願者長野県庁内林虎雄）（小川平二君紹介）（第一九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中央線甲府、長野間はトンネルきわめて多く、戦後炭質の悪化のためばい煙によるちつ息事故等も多く快適なる旅行を不可能ならしめており、その上に急こう配によつて石炭の使用量もばく大である。ついては、同地方は電源も十分にあるから、すみやかに同鉄道を電化されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図るため、予算、資材及び電源等を勘案して、これが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

中央線電化促進の請願（請願者山梨県議会議長平林太一）（樋貝詮三君外一名紹介）（第二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中央線電化は、昭和四年に八王子、甲府間に着工、同六年に開通を見たが、その後国内情勢の変化によつて甲府以西の電化は今日まで着工されていない。しかしながら、この区間は急こう配であり、トンネルも多く、列車回数も少く、運転にも長時間を要し、いちじるしく輸送力を減退しているから、中央線の電化を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図るため、予算、資材及び電源等を勘案して、これが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

高崎、横川間電化促進の請願（請願者群馬県碓氷郡磯部町長宇佐見勇外二十名）（武藤運十郎君外二名紹介）（第六六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信越線高崎、横川間は僅か二十九キロ余の短線であり、近く軽井沢も控えて、今後内外人の往復はさらにひん繁化そうとしている。また同沿線には重要な産業工場が多数あるが、これらのじん速な輸送は一に同線の電化にかかつている。なお、横川軽井沢間はすでに電化されているので、高崎線の電化と同時に、同線も電化することは電源関係からも、操車技術の面からも妥当であるから、ぜひとも同線の電化を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図るため、予算、資材及び電源等を勘案してこれが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

浜松、米原間鉄道電化促進の請願（請願者名古屋市中区大池町四丁目愛知県地方経済会復興会議事務局長伊藤長光外十三名）（辻寛一君外四名紹介）（第八九〇号）、同（請願者浜松市議会議長木全大孝外六名）（江崎真澄君紹介）（第一二六二号）及び同（請願者名古屋市中区大池町愛知県地方経済復興会議事務局長伊藤長光）（辻寛一君外三十二名紹介）（第一四七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東海道線を順次電化することは、輸送力を強大ならしめ、石炭の消費を節減し、かつ文化、産業、経済に及ぼす影響も大きい。ついては、予定計画に基き、ぜひ昭和二十五年度中に浜松、米原間の電化を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図るため、予算、資材及び電源等を勘案して、これが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

米原、姫路間鉄道電化促進の請願（請願者大阪市北区堂島西町大阪商工会議所内関西産業復興会議長金正米吉）（淺香忠雄君紹介）（第一〇四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府において立案計画中の電化路線中、東海道線米原、山陽線姫路間は、列車運転回数、乗客数、及び貨物輸送量ともに他の計画線に比べて最も多く、石炭節約の最大効果を発揮し得る区間である。ついては、国鉄の経営合理化のためにも、失業対策の見地からも、同区間の電化工事を、すみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図るため、予算、資材及び電源等を勘案して、これが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採

択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

浜松、姫路間鉄道電化促進の請願（請願者大津市東浦滋賀県議会議長堀江喜一外五名〆河原伊三郎君紹介〆第一二六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家再建、産業復興には鉄道の電化が、もつとも緊要であるが、国鉄浜松、姫路間の電化が、いまだに実現を見ないのは、はなはだ遺憾である。同区間には、東山、逢坂の大トンネルがあつて、ばい煙による乗客の苦痛は多大で、事故のおそれも多いところであるから、国鉄の合理化と、輸送力の増強のためにも、すみやかに、同区間の電化工事を、施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図るため、予算、資材及び電源等を勘案してこれが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

四條畷、長尾間電車化の請願（請願者大阪市北区堂島西町大阪商工会議所金正米吉〆淺香忠雄君紹介〆第一〇四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

片町線四條畷、長尾間は、かつてガソリンカーが一日十八回往復していたが、戦争末期より汽車運転となつたが、運転回数はわずか九回までにしか復活していない。沿線住民の不便と、通勤労働者の痛苦は、絶大なものがあり、産業の発展にも多大の支障を来しているから、前記区間を電車化されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図るため、予算、資材及び電源等を勘案して、これが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

東北地方の鉄道複線化並びに電化に関する請願（請願者仙台市議会議長佐伯満雄〆内海安吉君外八名紹介〆第一〇七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方は、従来開発振興の諸施設の貧困なため、産業、経済、文化すべての面において、全面的水準より立ち遅れていたが、豊富な食糧生産地帯であり、未開発の豊富な電源地帯であつて、これら資源を開発し、地方産業の振興をはかるためには、交通機関、とくに鉄道の改良発達をはかることが先決問題である。ついては、貧弱な東北地方の鉄道を複線化し、さらに電化して、東北産業振興の大動脈とせられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並び地方産業の開発を図るため、予算、資材其の他諸般の情勢を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

堀之内、御前崎間軌道電化に関する請願（請願者静岡県小笠郡堀之内町長沖野兼作外十五名）（竹山祐太郎君外一名紹介）（第一六三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

堀之内、御前崎間の県道は、附近の青果物、鮮魚等の輸送や人口の往来がきわめて激しい重要な交通路である。明治中期より大正末期にかけて、軽便軌道が施設されていたが廃止され、現在は、バス、トラックによつて輸送がなされている、このためますますひん繁の度を加える人員、物資の輸送に、多大の不便を与えている。ついては、すみやかに、同区間に電化軌道を敷設せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため諸般の情勢を勘案して、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

岐阜県下国鉄各線の電化促進に関する請願（請願者岐阜県知事武藤嘉門〆加藤鉄造君紹介〆第二三八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

経済再建の途上にあるわが国としては、天然資源である石炭を節約し、豊富な電力を活用することは、国民の義務である。ついては岐阜県下の産業経済の発達のため、国鉄東海道線浜松、米原間、中央線名古屋、坂下間、高山全線、大田全線をすみやかに電化されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図るため、予算、資材、電源等諸般の情勢を勘案して、これが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

山陰線電化促進に関する請願（請願者山陰線電化促進期成同盟会長鳥取県知事西尾愛治外八万三十六名〆稲田直道君外七名紹介〆第二四〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陰地方は、地理的環境上、交通運輸機関の恩恵を浴することが少なく、地方産業文化の振興も遅れているのであるが、これが打開の一策として山陰線電化の意義は大きい。すなわち、山陰線電化によつての貨物輸送力を増大し、日本一の鳥取砂丘、三朝温泉、出雲大社等の観光文化財利用に効果をあげ、全線二十四％のトンネルの弊害を除去して、保健衛生に役立たせる等、大きい意義があり、また多量の石炭節減等国鉄経営にも利便を供するから、すみやかにトンネル数全国第二位の、豊岡、鳥取間の電化を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図るため予算、資材及び電源等を勘案して、これが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

御殿場線電化に関する請願外一件（請願者静岡県知事小林武治）（勝間田清一君外二名紹介）（第二四九六号）同及び（請願者静岡県御殿場町婦人会外二十箇町村婦人会代表山崎幾久〆遠藤三郎君紹介〆第二六四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

観光日本の象徴である富士箱根の環状御殿場線は、全国有数の急こう配があつて、石炭の消費量もばく大であり、またトンネル内の煙害防止のため、同路線を電化し、その快速度と明朗性を加えて、景勝の地を広く中外に宣伝して外客誘致に努めることは、現下の急務である。ついては、すみやかにこれが実施を要望するというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図るため、予算、資材及び電源等を勘案して、これが電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

国営バス白棚線を松川まで延長の請願（請願者福島県棚倉町長山崎芳昌外八十名〆鈴木義男君紹介〆第五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県鮫川、竹貫、宮本三箇村は、農林鉱産資源に富みまた牧畜業も盛んであるが、前記三村間を連絡する運輸機関がないため、産業の発展を阻害しておる。ついては、隣接地棚倉町を終点とする国営バス白棚線を宮本村松川までさらに延長して、同沿線地域の交通運輸の便に供せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を図るため、予算、資材等を勘案して請願区間に国営自動車の運輸延長について、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

国営自動車高遠線延長の請願（請願者長野県上伊那郡高遠町長黒河内義夫外十五名〆今村忠助君紹介〆第一三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県美和村戸台口駅から大久保地籍に至る約五キロ、非持駅から三義村に至る約五キロ、伊那里駅から杉島部落に至る約二キロ及び高遠町から河南村を経て富県村新山に至る約五キロの四路線は、木材、薪炭等の重要搬出ルートであり、また茅野駅から諏訪市に至る約六キロも、物産輸送の重要路線であるとともに谿谷美を探勝する観光客が近来激増している現状にかんがみ、高遠線を延長して、前記五路線に国営自動車を運行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を図るため、予算資材等を勘案して請願区間に国営自動車の運輸延長について、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

国営自動車和田嶺線延長の請願（請願者長野県小県郡長久保新町長石合九郎兵衛外九名〆今村忠助君紹介〆第一三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国営自動車和田嶺線長久保駅御代田間は、旧中仙道であつて、昔は交通の幹線であつたが、現在は交通不便のため、沿道の資源の開発、住民の交通に多大の不利不便を与えておる。ついては、同線を左記区間に延長運転されたいというのである。

（一）長久保駅から国道第十四号線を経て信越線御代田駅に至る区間。（二）入大門駅から大門峠を経て茅野駅に至る区間。（三）武石駅から松本に至る区間。（四）丸子駅から別所温泉に至る区間。（五）丸子駅から上田駅に至る区間。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図るため、予算、資材等を勘案して、請願区間に国営自動車の運輸延長について、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

久慈、白山間及び久慈、玉の脇間国営バス運輸開始の請願（請願者岩手県九戸郡長内村長岩城惣一郎外一名）（山本猛夫君紹介〆第二二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県久慈町と長内村白山間は、約五キロで、人家ちよう密で、学校、郵便局、鉱山事務所等が所在し、下閉伊郡岩泉町に通ずる唯一の重要路線で通行者が多い。又久慈町と久慈港玉の脇間は約四キロで、人家ちよう密で、多数の官公署、小学校が所在している。一方久慈港は商港として荷物自動車が間断なく往復しているが、同港利用者及び通勤通学者バスがないため関係民は不便をこうむつている。ついては、久慈町から、前記の二路線に国営バスの運行を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、請願区間に、可及的速やかに国営自動車の運輸開始について考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

掛川、御前崎間国営自動車運輸開始の請願（請願者静岡県小笠郡掛川町長萬ヶ谷龍太郎〆水野彦治郎君紹介〆第三八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県小笠郡掛川町は小笠郡の行政の中心地で、池新田町方面との往来も多い。また近く御前崎港修築工事が開始されるが、若し掛川町より御前崎に至る間に国営自動車の運行を開始すれば、工事施行上の便はもとよりやがて同港完成の暁は関東、関西方面と直結することにより、沿線に産出する農、林、水産物の搬出にも多大なる便益を与えることとなる。ついては、前記区間に国営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を図るため、予算、資材及び民間運輸業者等の関係を勘案して、請願の趣旨について善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

瀬戸、明知間国営自動車運輸開始の請願（請願者愛知県西加茂郡小原村長加藤和一郎外十名）（三宅則義君紹介）（第八七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県西加茂郡小原村を中心とする藤岡村、岐阜県恵那郡吉田村、三濃村等の一帯の地域は、陶磁器の原料であるそうけい（藻硅）の産地であるが、運輸機関が整備していないため、同原料もいたずらに地下に死蔵せられている。優秀陶磁器の生産は、輸出品としても重要であるから、愛知県瀬戸駅から、岐阜県明知駅に通ずる国営自動車及び貨物自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図るため、予算、資材及び民間業者等の関係を勘案して、請願の趣旨について善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

国営自動車馬見原派出所の昇格並びに宇土、砥用線延長等に関する請願（請願者熊本県阿蘇郡馬見原町長工藤保蔵外十七名）（吉田安君外一名紹介）（第一一〇八号）及び同（請願者熊本県阿蘇郡馬見原町会議長山本正綱外十六名）（松野頼三君紹介）（第一六七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県阿蘇郡馬見原町を中心に、小峰、朝日、青尾、柏の各村及び宮崎県西臼杵郡三ヶ所、鞍岡の二村をふくむ地帯は、山林資源に恵まれ、一箇年の生産数量は五万一千トン、この物資を完全に輸送するには一日平均七十三両の自動車を必要とする。山間地帯であるため、鉄道の利便をうることなく、国営自動車より高率、かつ不便な貨物自動車に依存しているので、住民の損失は多大である。ついては、国鉄宇土自動車区八代支区馬見原駐在所を、馬見原自動車区に昇格するとともに、国営自動車宇土・砥用線を、砥用より馬見原町経由、三ヶ所村まで延長し、高森駅より馬見原町を経て、三ヶ所村及び鞍岡村間を運輸開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の完全な輸送を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨について善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

二俣・横須賀両町間、佐久間村・磐田市間及び二俣町・気多村間に国営自動車運輸開始の請願（請願者静岡県知事小林武治外百三十名）（金原舜二君紹介）（第一五一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

磐田市は、磐田郡の中心地で、多数の行政支庁等がある。したがつて、同市を中心として、北部山間地帯から南部海岸地帯の町村へ連絡する一貫した交通を計ることによつて、産業、文化の向上に多大の利便を与えるものである。ついては、磐田郡二俣町から磐田市を経て、小笠郡横須賀町に至る区間、磐田郡佐久間村、磐田市間及び磐田郡二俣町から周智郡気多村に至る区間に、すみやかに、国営自動車の運輸開始を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の発達を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

二俣、気田間に国営自動車運輸開始促進の請願（請願者静岡県磐田郡二俣町長梅田文男外十三名）（足立篤郎君外二名紹介）（第一五五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二俣、気田間の路線は、東海道の裏線で、将来県道気田千頭線が完成すれば、浜松、静岡両市を結ぶこととなり、産業、文化の開発、発展上、重要な路線である。このため、同区間に、国営自動車開通の必要が認められていたのであるが、同業者の了解を求めた上でないと実施が困難であるという理由で、いまだ実現の運びにいたらない。しかしながら、国営自動車を開通せざることは、民営を圧迫するものではなく、かえつて、より以上にその機能を発揮、改善させるものであるから、すみやかに、同区間に国営自動車の運輸開始を実施せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を図るため、民間業者を育成強化し、あるいは予算、資材等を勘案して、国営自動車の運輸開始を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

日の影、高森間に国営乗合自動車運輸開始の請願（請願者宮崎県西臼杵郡高千穂町長甲斐勝美外十五名）（佐藤重遠君外二名紹介）（第一九六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県高森駅と、宮崎県日の影駅間の鉄道開設については待望久しいものがあるが、その代行線として、国営自動車の運輸開始を要望したところ、その第一歩として、トラック輸送のみが実現し、すでに五年有半を経過している。延岡、宮崎方面並びに熊本方面への直通連絡輸送が不備のため、地方民の不便は実に多大である。ついては、直通連絡と円滑化と、観光的価値の面において、日の影、高森間に、国営乗合自動車の運輸開始を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨について善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

佐川駅、別府村間国営自動車を長者村まで延長の請願（請願者東京都港区芝桜田太左エ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第二二三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県では佐川を中心とした、池川、または尾川間の国営自動車がすでに運輸開始されているにもかかわらず、両線より早くに請願していた佐川、別府村間国営自動車の長者村まで延長が実現されていない。ついては、佐川駅から別府村入口橋りよう間に折返し運転中の国営自動車を長者村まで延長されたい。さし当り、別府村森は道路が改良されているから急速に開始されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便を図るため、予算、資材等を勘案して、請願区間に、国営自動車の運転延長を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

佐川駅起点黒岩村、越知町経由循環国営自動車運輸開始の請願（請願者東京都港区芝桜田太左エ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第二七七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
土讃線の高知県佐川駅から、高岡郡黒岩村を経て、越知町に出て、佐川駅に帰える循環国営自動車を開始されるならば、右三町村の外に、吾川郡横畠村、高岡郡加茂村の住民の利便は、はかり知れないものがあるから、同線の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便を図るため、予算、資材等を勘案して、請願区間に国営自動車運転開始を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

下諏訪、丸子間国営自動車を上田市まで延長の請願（請願者上田市長井上柳梧）（小林運美君紹介）（第二三二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
上田市は長野県東部唯一の商都として繁栄していたが、戦時中疎開工場の建設によつて、近年工業都市として面目を一新した。現在下諏訪、丸子間には国営自動車が通じているが、上田市と、諏訪方面との結びつきも近年ひん繁になり、嘗平、別所等観光地との直結も問題になつて来た。ついては、下諏訪、丸子間国営自動車を上田市まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便を図るため、民間業者を育成強化し、あるいは、予算、資材等を勘案して、国営自動車の運転延長を考慮せしめる等輸送力の増強を図るよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

国営自動車大栃線を岡内及び五王堂まで延長の請願（請願者東京都港区芝桜田太左エ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第二七七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
槇山村及び上韮生村は、森林、鉱物資源ならびに食糧、製紙原料等がきわめて豊かであり、その開発のために運輸交通の革新が急務である。その上奥地には人口の密集した村落が多く、その文化開発のためにも、国営自動車大栃線を、岡内及び五王堂まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発を図るため、予算、資材等を勘案して、請願区間に、国営自動車の運転延長について考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

小見川町、山倉村間国営自動車運輸開始促進の請願（請願者千葉県小見川町山本力三）（山村新治郎君紹介）（第二八六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千葉県小見川町より、同山倉村に通ずる道路に運輸開始の計画である国営自動車の業務がいまだに実現されず、両町村間を通行する人々および、農産物の輸送に多大の不便支障を来している。ついては、同道路の国営自動車開通を促進せられたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便を図るため、予算、資材その他諸般の情勢を勘案して、請願区間に国営自動車の運輸開始を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

国営自動車拂下げ反対の請願（請願者島根県議会議長恒松安夫）（山本利壽君紹介）（第九七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国営自動車を民間に拂下げる由であるが、島根県は鉄道の未発達な地方で、国営自動車は重要な役割を持ち、公益性を有しているから、国営として継続運転は絶対に必要である。また民間に国営自動車を拂下げようとしても、現在の地方財政経済として直ちに引受けて経営することが不可能であるから、従来通り、国営として運転せられたいというのである。

二、請願の議決理由
国営自動車路線の拂下げについては、政治経済情勢ともにらみあわせて、輸送力の増強等の見地からこれを研究せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稻田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

来之宮、多賀両駅間に小嵐駅設置の請願（請願者熱海市伊豆山五百七十九番地岩本市郎）（畠山鶴吉君紹介）（第五〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　来之宮、多賀間は四、八キロの距離があるが、その中間に駅がないため来遊浴客通勤者は非常な不便をこうむつている。同地域は飛躍的な人口増加と産業上の発展を期待される地帯であり、熱海市を中心とする国際的な観光都市とするためにも、駅を新設することによりその発展に資するところ計り知れないものがある。ついては、来之宮、多賀両駅間に小嵐駅を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方民並びに観光旅客の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して停車場設置につき考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年五月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
　衆議院議長幣原喜重郎殿

蘇我、誉田両駅間にガスカー停留場設置の請願（請願者千葉県千葉郡生浜町長鈴木衛外七百三十七名ノ多田勇紹介ノ第五八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　房総東線の蘇我、誉田間の距離は九キロで、房総線中第一に長く、この中間に近接する千葉郡生浜町鎌取、有吉等は交通不便のため、子女の教育、また一般人の通勤にも支障を来している状態である。また附近には国立病院の多数の設営もあり、椎名村、誉田村等の数部落も同様に不便を感じておる。ついては、蘇我駅、誉田駅間の生浜町有吉七百七十一番地にガスカーの停留場を新設されたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方民の利便を図る等のため、ガス動車運転実施に伴い、請願の停車場設置につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年五月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
　衆議院議長幣原喜重郎殿

下川沿村に停車場設置の請願（請願者秋田県北秋田郡下川沿村長小林市司外一名ノ石田博英君紹介）（第八一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　秋田県北秋田郡下川沿村は、秋田県北部に位し、奥羽本線に添い、大館町と早口町との中間にあつて、交通の要地である。停車場設置に関しては、明治時代から熱望し、大正十五年から昭和十八年までに七回にわたつて国会に請願し、採択を得ているが未だに実現に至つていない。づいては、同村を中心とする地域の産業開発、交通の利便、文化の向上のため、下川沿村に停車場を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方民の利便を図る等のため、予算、要員等を勘案し、請願の停車場設置につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年五月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
　衆議院議長幣原喜重郎殿

安中、磯部両駅間に停車場設置の請願（請願者群馬県碓水郡磯部町長宇佐美勇外五千四百七十二名ノ小峯柳多君紹介ノ第一三八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　群馬県碓水郡安中駅と、磯部駅間の距離は、七キロメートルであつて、安中町、原市町、後閑村、磯部町、東横野村等の住民二千五百名の鉄道利用者の不便は多大である。西部安中町には、県立安中蚕糸学校及び安中高等学校があり、沿線地帯は林産物も豊富であるから、安中、磯部の中間に一駅設置の必要が叫ばれていた。今回、高崎、横川間の電化が、昭和二十五年度事業として計画されるよしであるが、発着容易な長所を活用せられ、磯部町大字下磯部水口部落地先に、停車場を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方民の利便を図る等のため、本線列車運転状況とにらみ合せ予算、要員等を勘案し、請願停車場の設置につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年五月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
　衆議院議長幣原喜重郎殿

和田村に停車場設置の請願（請願者鳥取県西伯郡和田村長大西節夫外八名）（稲田直道君紹介）（第二一七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　鳥取県西伯郡和田村は、弓浜半島の弓ヶ浜、大篠津両駅の中央地帯にあり、桑園、棉花等工芸作物が広範囲に行われ、織機、でん粉工場も相ついで設立され、生産物の集散は活況を呈している。日の丸バス運行線中、この弓浜の外浜、内浜両線の利用客はもつとも多く、地元三箇村の利用客は一日六百名を下らぬ状況である。ついては、和田村はじめ近町村の要望により、和田村に停車場を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方民の利便を図る等のため、予算、要員等を勘案して、請願停車場の設置につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年五月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
　衆議院議長幣原喜重郎殿

永山、比布両駅間に停車場設置の請願（請願者北海道上川郡永山村齋藤亨外百四十三名ノ河口陽一君紹介）（第二一三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　北海道上川郡永山、当麻、比布、東鷹栖の四箇村民は、四キロないし八キロの距離にある遠き宗谷線永山、比布の両駅または石北線当麻駅を利用するが、農業期には多くの時間を費して不便この上もなく、また積雪中を旭川市に通学する生徒の苦悩は言語に絶するものがある。ついては、米、農、林産物、石灰石の輸送等のためにも、永山、比布両駅間の、永山村十五丁目地先に北永山駅を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方民の利便を図る等のため、予算、要員等を勘案して、請願停車場の設置につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年五月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
　衆議院議長幣原喜重郎殿

二宮、国府津両駅間に電車停車場設置の請願（請願者神奈川県足柄下郡下中村長川本米三外七名ノ小金義照君紹介ノ第二二七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東海道線二宮、国府津両駅間を中心とする神奈川県足柄上及下郡及び中郡の各関係市町村は、東、西、北三方を丘陵でかこまれ、二宮、国府津の中間に位する押切部落から松田方面に通ずる県道によつてのみ、二宮、国府津に出る以外に道なく、県道も中井村以北は未完成で、道路も狭く、不便を極めている。ついては、東海道線の電車運転区間が沼津、伊東に延長されたのを機会に、二宮、国府津間の、足柄下郡下中村中村原字下河原附近に停車場を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方民の利便を図る等のため、本線列車運転状況とにらみ合せ、予算、要員等を勘案して、議願停車場の設置につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

出雲高松駅在置の請願（請願者出雲市長森山繁樹外十九名）（木村小左衛門君紹介）（第一三〇七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
最近、出雲高松駅が、民間の委託経営となる由、新聞紙上に発表されたが、同駅がもし民間経営に移管されるとすれば、商業的営利主義に陥る結果、出雲市の衰微は免ぬかれえないところであり、また、同駅は現在、出雲市内にあつて市政運営上、欠くことのできぬ存在であるから、従前の通り存置されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の駅は、地方事情にかんがみこれを従前通り存置するよう措置せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

勝田駅舎移転の請願（請願者茨城県那珂郡勝田町長安義男外一名）（山崎猛君紹介）（第一一七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
常磐線勝田駅は、勝田町の表玄関として又那珂線と常磐線との接続駅として、日に一万の乗降客があるが、駅舎が狭いため、場内は混乱を極め、列車発着に際しては、危険さえ感ずる状態である。このため、同町は新駅舎の建設を予定した都市計画をたて、第一期計画を完成した。ついては、昭和二十五年度において、同駅舎の移転ができるよう取計られたいというのである。
二、請願の議決理由
旅客の利便、輸送の円滑を図る等のため、可及的速やかに請願駅の移転を実現せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

釜石線青笹駅の設置位置に関する請願（請願者岩手県上閉伊郡青笹村長沼里末吉外三百十八名）（山本猛夫君紹介）（第一七五三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
釜石線青笹駅設置に関して、青笹村の村意にもとづき、村民の乗降、貨物の出荷等その利用度のもつとも便利な位置に新駅を設置されるよう、鉄道当局に要望してきたのであるが、鉄道当局はこれらの要望を全く無視して、既設の二停留場を廃止し、その中間に新駅を設備しようとしている。これは全く民意と、実情を無視した官僚独善である。ついては、新青笹駅の設置位置に関し、村意を尊重せられ、もつとも適当な位置に設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願駅設置の位置については、地方的事情に対応し、善処せしむるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

札幌郡篠路村字釜谷臼宮西武五郎外百五十名）（宇野秀次郎君紹介）（第九〇七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
札沼線篠路駅と石狩太美駅間は、数百町歩にわたる荒廃地を有するが、両駅間は九キロを距り交通が不便であるため、開発が充分に行われないのは実に遺憾である。ついては、応急措置として前記区間の中央部は簡易昇降所を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方民の利便並びに地方の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案し、本請願の簡易昇降所設置につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

津ノ井、郡家両駅間のヤナイ谷に簡易停車場設置の請願（請願者鳥取県八頭郡上私都村長田中英男外二千五百三十八名）（稲田直道君紹介）（第一六二一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鳥取県八頭郡私都村、賀茂村等は、山間地帯で交通の便悪く、因美線津ノ井駅から四キロ二十メートル、郡家駅から一キロ二十メートルもあるので、主として鳥取、私都間のバスを利用し、七百町歩の耕地から生産される主要食糧及び果樹類、林産物は小運送で搬出されるため、多大の経費を要し、通学、通勤者の不便も大きい。ついては、津ノ井、郡家両駅間の賀茂村大宅稲荷字ヤナイ谷に、簡易停車場を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方民の利便並びに地方生産物搬出に便する等のため、予算、資材等を勘案して、請願の簡易停車場設置につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

下市、赤碕両駅間に簡易停車場設置の請願（請願者鳥取県東伯郡下中山村大字赤坂三十四番地の一林原福治郎外二千四百名）（稲田直道君紹介）（第二二七三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鳥取県東伯郡下中山村、上中山村及び安田村住民は、山陰線敷設当時から下中山村大字赤坂地内に停車場

設置を希望していたが、実現されず下市駅が設置され、また昭和十八年請願の結果採択されたにもかかわらず、戦争のため中止されるに至つた。終戦後、大山山ろくの開拓事業の発展、御崎港の発達と相まつて、住民の数は増大し、通勤、通学者は、赤碕、下市の両駅は不便であるからほとんど利用することなく、日の丸バスを利用している状態である。ついては、下市、赤碕両駅間に簡易停車場設置を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の簡易停車場設置につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

高屋信号所を簡易停車場に昇格の請願（請願者山形県最上郡古口村長今井紋蔵外六十五名〆志田義信君紹介〆第四四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

陸羽西線古口、清川間にある高屋信号所附近は風光に富み鉱泉もあり観光客も多い。また海外引揚者により一部落を形成し林野の開発に従事しているが、無限に産する国有林の木材加工搬出等も輸送不便のため支障を来している。なお、冬季間児童の通学は全く不可能となる状態で一部列車の停車を得て鉄道従業員、家族、学童に便宜を與えられている現状である。ついては、すみやかに、同信号所を簡易停車場に昇格せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

長鳥信号所を簡易停車場に昇格の請願（請願者新潟県刈羽郡北條村長佐藤稔外一名〆亘四郎君紹介〆第一一三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信越線塚山駅と越後広田駅間にある長鳥信号所は、地元民の負担により、木造ホームと待合室を設備して平均一日二百名の乗車人員があり、関係住民は利便をうけているのであるが、同信号所を簡易停車場として、毎列車の停車をみるときは、附近産業の開発はもちろん、関係住民の利用価値は多大となる。ついては、すみやかに、同信号所を、簡易停車場に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

海尻駅を一般駅に昇格の請願（請願者長野県南佐久郡南牧村長高見澤武人外九名〆黒澤富次郎君紹介〆第一五五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小海線海尻駅附近は、タンカルの集散地として、また蔬菜・木材・木炭の生産も多いが、当駅においては乗降のみの駅であるため、貨物はもちろん遠距離切符及び往復切符、小荷物類に至るまで、乗降前後両駅の取扱いを受けねばならず、その不便は大である。ついては、同駅を、駅員配置の一般駅に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

平原信号所を旅客駅に昇格促進の請願（請願者長野県北佐久郡南大井村長甘利惟美外二十七名〆黒澤富次郎君紹介〆第一五五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信越線小諸・御代田両駅間の平原信号所は、昭和二十一年四月一日から、簡易旅客の取扱いを開始し、地元民は多大の利便に感謝しているが、一般旅客駅でないため、外方運賃の関係上賃金が高く、関係住民は駅の昇格を熱烈に希求している。旅客運賃採算の上から云つても、同信号所はひじような実績をあげているから、すみやかに同信号所を一般旅客駅に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

熱海駅改築の請願（請願者熱海市長宗秋月外二名〆畠山鶴吉君紹介〆第四九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熱海駅は丹那トンネルが開通し、さらに伊東線が通じ、特別急行列車が停車する駅に飛躍したが、同駅は昭和の初め一温泉駅として新設されたもので、以後二十数年を経過している。ついては、同駅は経済上にも国鉄のドル箱的存在であり、さらに今後国際的観光駅としての使命を果す上にも現状のままでは余りにも貧弱で老朽しているから改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願駅の特殊事情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、駅の改築につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

丹波大山駅乗降場に待合室設置の請願（請願者兵庫県多紀郡味間村佐貫又藏〆佐々木盛雄君紹介〆第一四一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄福知山線丹波大山駅待合室は、戦時中鉄類回収のため撤去されたままとなつているが、同駅は地形

と設備配置に、特殊の様相を持つているため、上り列車入構後は、下り乗客は乗車、出場ができず、列車行違いの際は、上下とも乗車、出場ができない。このため、降雪雨等の場合における、乗降客は、多大の不便をこうむつている。ついては、すみやかに、同駅に待合室を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

松山駅復旧に関する請願（請願者松山市長安井雅一）（關谷勝利君紹介）（第一五〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

松山駅は、昭和二十年七月、戦災によつて焼失し、その後仮駅舎で、戦災復興に重大な役割を果してきた。しかし、駅の狭あいと不備は、乗客に多大の不便をもたらし、輸送力にも制限を加えて、同市一帯に大きい支障を與えている。ついては、近来松山港も拡張整備され、また私鉄伊予鉄道とも緊密な連絡を企図しているから、同駅の本建築復旧を、急速に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願駅の復旧を可及的速やかに実施せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

堀ノ内駅前広場舗装並びに中ホーム雨天施設設置の請願（請願者静岡県小笠郡堀之内町長沖野兼作外十五名）（竹山祐太郎君外一名紹介）（第一六三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東海道線堀ノ内駅は、静岡県小笠、榛原両郡南部の門戸であつて、戦後、その乗降客は激増しているが、同駅前広場は舗装されていないため、降雨のときは、乗降者に多大の不便を與えている。また、同駅中ホームは雨天の施設が無いため、利用者は多大の支障をこうむつている。ついては、同駅前広場を舗装改善し、また中ホームの雨天施設を設置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

東北本線こう配改良工事に伴う小鳥谷村内三駅の存置に関する請願（請願者岩手県二戸郡小鳥谷村長高屋敷與五郎外二十一名）（山本猛夫君紹介）（第八七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線御堂、一戸間のこう配改良工事が計画されているが、小鳥谷村にある小鳥谷、小繋、奥中山の三駅は、従来同村の文化、産業の発展に多大の利益をもたらした生命線の本処であるから、改良工事にあたつては、もつとも実状にそくした計画のもとに駅の改廃がなされなければならない。ついては、小鳥谷駅を現在地附近に存置し、小繋駅、奥中山駅をそれぞれ平糠地区、摺糠西方地区に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、改良工事に伴う駅の改廃については、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

古河、栗橋両駅間に設置予定の信号所を停車場に変更の請願（請願者茨城県議会議長島津三郎）（橘本登美三郎君外二名紹介）（第二六八四号）及び同（請願者茨城県猿島郡新郷村議会議長今泉源蔵外三十五名）（鈴木明良君紹介）（第二八〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線古河、栗橋間は、その距離約三里で、東京方面に通学通勤する者は三百有余名に達し、何れも二里、三里の行程を要し、一面猿島郡を中心とする広大なよく野から産出する農産物は、ばく大な数量であつて、これが輸送は遠く、う廻して常総線水海道駅を利用している状態である。ついては、猿島郡新郷村字中田新田に三箇年継続事業として建設予定の国鉄信号所は、その規模は普通の駅と大差ないものというから、これを停車場もしくは、旅客取扱いの駅に変更して設立されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算要員等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

東北本線海岸廻り線の西塩釜駅新設並びに同駅及び北塩釜駅の業務開始促進に関する請願（請願者塩釜市議会議長岩崎喜市）（庄司一郎君紹介）（第二七三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

塩釜は対米貿易港として国家計画のもとに実施中であり、本邦屈指の漁港であり、同市の発展により東北本線海岸廻り線の有する意義は大である。しかるに、塩釜市よりの客車は、東北本線及び常磐線に乗り換えねばならぬ現状である。ついては、昭和十九年開通以来五箇年を経ている同線の新設駅、北塩釜、新松島の事務開始と、同線にすみやかに西塩釜駅を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

平倉駅存置に関する請願（請願者岩手県上閉伊郡上郷村長荻野祐治郎外五百四十一名）（山本猛

夫君紹介）（第二七六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

釜石線平倉駅は、今般駅員無配置の決定を受けたが、同駅は、今秋釜石線全通に当つて、地元上郷村をはじめ、一町三箇村の有する、ばく大な森林資源、地下資源の搬出駅としてはもちろん、その他必需物資、一般乗降客等の発着駅として釜石西線中もつとも重要な駅であるから、駅員配置駅として存置し、一般貨物取扱事務もあわせて併置されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便並びに物資の搬出に便する等のため、予算要員等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

西鹿児島駅建設工事促進の請願（請願者鹿児島市議会議長岩切重秀）（上林山榮吉君紹介）（第一七六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

観光都市としての鹿児島市の都市計画は、将来、市の中心地を西鹿児島方面におき、西鹿児島駅が鹿児島市の表玄関として本駅になるよう計画されているが、西鹿児島駅の駅舎建設は、昨年第一期工事を終了したのみで、その後進行していない。鹿児島駅に対しては、昭和二十五年度に六百万円の予算が計上されているときくが、市民の要望にこたえて、鹿児島市発展のため、西鹿児島駅を、鹿児島市の本駅として実現するよう、工事を進行されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願都市の発展を期する等のため、都市計画に即応し、請願駅建設工事につき、予算、資材等を勘案して、これが促進を図るよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

串木野駅舎改築等に関する請願（請願者鹿児島県日置郡串木野町長橋口行彦外二名）（石原登君外二名紹介）（第一七五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島本線に沿う日置郡串木野町は、人口三万五千、全国屈指の三井串木野鉱山及び日本鉱業の荒川鉱山の二大鉱業所があり、今回両鉱山では、二億の融資を得て再開を急ぎつつあり、またわが国最大の漁港を有しているので、商工業の興隆、人口の増大、交通の発展は必至の状態である。ついては、左記の件を至急施行されたいというのである。（一）串木野駅舎改築、（二）串木野駅プラットホーム延長と上家建設、（三）串木野駅に急行列車停車、（四）串木野港、甑島間旅客貨物連帯輸送。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

宇島駅の施設拡充に関する請願（請願者福岡県築上郡八屋町長原田源三郎外四名）（平井義一君紹介）（第二一八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日豊線宇島駅は、明治三十年敷設されたものであるが、今日は貨客共に中津駅をしのぎ、ことに宇島港の改修による発展、宇島港を中心とする観光地帯としての将来性、日発築上火力発電所の再開、各種会社工場の拡充発展、それに伴う北九州工業地区への通勤者の激増等により、現在の駅の施設ではひじように不便を来すこととなつた。ついては、記載の第一案、及び第二案を調査され、こ線橋、フォーム上屋の新設、駅舎の塗装または改築を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

古河駅東口開設促進に関する請願（請願者茨城県猿島郡古河町長小池宗次郎外二名）（鈴木明良君紹介）（第二二七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

古河町駅東地域の整理事業は、昭和十七年以来着手され軌道に乗つてきたが、戦時中から放置せられたままになつている。その上、駅東地域には、昭和十九年以来引揚者、疎開者が激増し、また隣接各町村十万人も同駅を利用して、文化交通の交流地域となつており、昇降口及び荷物取扱所がないため、ひじように不便を感じている。ついては、駅東口の開設をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

仙台駅東昇降口の設置促進に関する請願（請願者仙台市表小路十番地仙台市会議長佐伯満雄）（安部俊吾君紹介）（第二三九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台市の復興再建上、同駅東部地方の激増する人口や、交通のふくそう緩和のため、また、同地方の発展のために、仙台駅東昇降口をすみやかに設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

辰野駅の飯田線乗降口閉鎖反対に関する請願（請願者長野県上伊那郡辰野町唐木沢松沢末治外千八百二十二名）（今村忠助君紹介）（第二七三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飯田線辰野駅電車昇降口は、昭和二十四年定員法による人員整理の理由で閉鎖されたが、これがため、同昇降口利用者は多大の不便をこうむり、またこの閉鎖により、辰野町の商工業者は客足の減少により、売上げはほとんど半減し、ひいては町財政にも悪影響を及ぼしている。これに関しては、度々の陳情の結果十月に再開されたが、同駅改修工事に伴い、本年一月再び閉鎖され町代表は駅長から、再開の見込なしとの解答を與えられている。ついては、町民の不便、不満を解決し、商工業者の生活権を守り、同町の発展のため、同乗降口を再開されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、事情を調査し要員その他を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

国分寺駅南側に改札口開設の請願（請願者東京都北多摩郡国分寺町逓信住宅互助会代表委員浅利貞男外一名）（坪川信三君紹介×第二八三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都下国分寺町の中枢部は、従来国分寺駅北側に位し、同駅南側にはわずかに農家等が点在するに過ぎなかつたため、改札口は北側にのみ設けられて今日に至つているが、過般の戦争以来同駅南口の人口は極度に増加し、現在は北側の乗降者数をしのいでいる状態である。ついては、同駅南側に改札口を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

沿線住民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願駅南側に改札口開設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

吹田駅北出口地下道開設工事促進の請願（請願者吹田市長岡本太郎外一名×淺香忠雄君外二名紹介）（第四六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国有鉄道東海道線吹田駅北口地下道掘さく工事は、その三分の二が完成されたが、戦時下中止となり現在に至つている。吹田市は広い官有地である鉄道線路で二分せられている関係上、駅東口横の地下道を唯一の通行路として利用しているが、幅員狭くおびただしい交通のため混雑し、また国鉄利用者としてもはなはだしい廻り路になり、地下道浸水等の事故も多く不便を極めている。ついては、同北口地下道を昭和二十五年度に完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の工事を可及的速やかに実現せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

会津若松駅構内踏切を地下道に切替の請願（請願者福島県河沼郡日橋村長直壁宗辰外四十四名×江花静君紹介×第一五一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

会津若松駅構内踏切は、会津若松から塩川、喜多方を経て米沢市方面に至る国道で、河沼郡堂島村、日橋村方面に至る県道も、同踏切から右折している重要な地点である。従つてその交通は実にひん繁であるが、列車の運転と、貨物列車の入換えの時は、通行者や車馬は、常時踏切両側に鉄道側の作業の終了を待たねばならぬ状態である。ついては、交通事故防止と産業発展のため、同踏切を地下道に切替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の工事につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

賃谷駅に車扱貨物施設設置促進の請願（請願者福島県田村郡滝根町長熊谷武夫外二名×関内正一君紹介）（第八八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県田村郡滝根町の磐越東線賃谷駅は、昭和二十三年十月から小荷物及び小口貨物の取扱を開始し、予想以上の実績をあげている。同駅は東洋一の埋蔵量を有する阿武隈山脈大滝根石炭山と、豊富な林産資源の開発上重大な使命を有し、地元には会社、工場等の設置計画を進められ、また国家的大事業である只見川発電工事の基礎資材となるセメント工場設立も計画中で、大量の車扱貨物の輸送が必要となるが、いまだに実現を見ないのは遺憾である。ついては、地元から寄附採納済の用地に、すみやかに車扱貨物施設工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方生産物の搬出に便する等のため、予算、資材、要員等を勘案して、諸情勢の好転をまつて、請願の施設の実施につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本願請は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

豊後中村駅貨物ホーム拡張の請願（請願者大分県玖珠郡野上村長佐藤元紀外三名×村上勇君紹介）（第八八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

久大線豊後中村駅は、準国立公園玖珠盆地の東玄関で、物資の集散が盛んである。貨物の年間集散量は、昭和十二年度の二倍半、年間乗降客は同昭和十二年度の三倍にもなつているが、現駅の規模は二十年前の開設当時そのままであつて、主要貨物は三、四箇月も滞貨するありさまである。ついては、同駅の貨物ホームを拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方生産物の搬出に便する等のため、予算、資材等を勘案して、請願駅の貨物ホーム拡張につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の

上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

大堀駅に貨物取扱開始の請願（請願者山形県最上郡西小国村長佐藤啓輔外三名）（志田義信君紹介）（第一七八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県最上郡西小国村は、積雪地帯の山村で昨年二月、旅客、手小荷物取扱を開始されたが、農産物、林産物の産額多く、生活必需物資等積降総量は年間数百車に及び、この諸物資は、すべてトラック及び荷馬車を利用しているため、鉄道運賃に比較しておびただしく高額となり、多期はさらに夏季の二倍三倍となつて、経済的、文化的な損失は多大である。ついては、大堀駅に貨物取扱を開始されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方生産物の搬出に便する等のため、予算、資材等を勘案して、請願駅における貨物取扱につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

八橋駅に貨物取扱開始の請願（請願者鳥取県東伯郡八橋町長押本勇平外一名）（稲田直道君紹介）（第一八一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山陰線八橋駅は、昭和十三年旅客駅として開設され、開設当時から貨物取扱いを切望しながら今日に至つているが、八橋町は製めん業が盛んであり、農産物及び加工品の産出多く、二十世紀梨は輸出品としても貴重となり、木柳製品、漁類、木材等いずれも急速な輸送を必要とするが、八橋駅に貨物取扱がないため、輸送時間と費用の浪費は多大である。ついては、八橋駅を昇格させ、貨物取扱の開始を実現されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方生産物の搬出に便する等のため、予算、資材等を勘案して、請願駅における貨物取扱につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

岩根橋駅の駅名変更の請願（請願者釜石市長澤田權左エ門外四百八十七名）（志賀健次郎君紹介）（第二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県上閉伊郡達曾部村の門戸に当る岩根橋駅は、地名も通倉と称し、岩根橋という駅名は、なんらの意味もなく、同駅利用者の九割までは達曾部村民である。ついては、同駅利用者にしばしば過誤をきたすことがあるから、駅名を達曾部駅に変更されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方事情に即し駅名変更について検討するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

湯の元駅に急行列車停車の請願（請願者鹿児島県東市来町長岩下方貞外五名）（床次徳二君紹介）（第二九八号）及び同（請願者鹿児島県日置郡東市来町議会議長上床廣）（岩川與助君紹介）（第九九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島本線湯の元駅は、天然の資源に恵まれた温泉地であるが、東京始発第一下り急行列車は鹿児島に二十時に到着するので、東土並びに北九州方面よりの旅客は、一応川内駅で下車し、第百七列車に乗換えさらに湯の元に一泊し、第百一列車にて鹿児島に着く実情である。ついては、鹿児島終点の急行列車を湯の元駅に停車せしめられたいというのである。
二、請願の議決理由
旅客の利便を図るため、列車運転状況を検討して、請願駅に急行列車停車せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

阿久根駅に急行列車停車の請願（請願者鹿児島県出水郡阿久根町長松田進）（尾崎末吉君紹介）（第一四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県出水郡阿久根町は、北薩における産業経済の中心地であり、総年産額は四億七千九百万円、県下第四位をしめ、農業、水産業は第三位、工業は第五位、林業は第三位でいずれも上位をしめている。また、同町は同県北部交通の要地であり、阿久根港完成後は、交通、観光の面も発達し、市制実施も遠くない状態であるが、鹿児島本線阿久根駅に、急行列車停車の実現していないことは、町民のもつとも不便とすることである。ついては、同町を中心とする近村十五万人のため、同駅に急行列車停車を実現されたいというのである。
二、請願の議決理由
旅客の利便を図るため、列車運転につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

山陰線淀江駅に準急列車停車の請願（請願者鳥取県西伯郡淀江町長安田広蔵外三名）（門脇勝太郎君紹介）（第八九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山陰線淀江駅は、上井、米子間における重要な地位をしめ、戦前には山陰線準急列車の停車駅として地方民の多大の便宜を與えていた。同地域は農産物の産額多く、和がさの産地として有名であり、乳牛の飼育に関しては郡の最高位をしめている等の理由により、淀江駅に準急列車を停車するよう許可されたいというのである。
二、請願の議決理由
旅客の利便を図るため、列車運転状況を検討して、請願駅に準急行列車停車につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

野幌駅に急行列車停車の請願
（請願者北海道空知郡江別村長古田島薫平外五名〆篠田弘作君紹介〆第二四二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
函館本線野幌駅は、夕張鉄道会社線との分岐点にあり、夕張方面に出張する、北海道炭鉱、三菱鉱業会社等の旅客者の乗降が多く、さらに背後に夕張市を始めとして十八万人の人口を擁しているにもかかわらず、急行列車の乗車には、岩見駅、札幌駅まで出向かねばならぬ現状であるから、急行列車の札幌駅停車時間を割愛し、野幌駅に急行列車を停車されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方旅客の利便を図るため、列車転状況を検討して、請願駅に急行列車停車につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

山陰本線に準急列車全通並びに広島始発東京間に急行列車運輸開始の請願（請願者山口県庁内山口県町村会長瀧口純〆田中堯平君外一名紹介）（第六五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山陰本線は、現在大社、大阪間に準急列車を運転しているが、全線の半ばを占める出雲、今市、下関間三百キロの間は普通列車のみで地元住民の不便はもとより、他地方よりの公私旅行者の不便は多大である。ついてはすみやかに、同本線に下関駅まで準急列車を延長運転されたいというのである。つぎに山陽本線より東京に至る急行列車は、いずれも九州を始発駅としているため、中国五県と四国四県の旅行者は長途の旅行をいつも座席なしで乗車しなければならない実情である。ついては、ぜひとも広島、東京間に広島駅を始発とする急行列車を運転されたいというのである。

二、請願の議決理由
旅客の利便を図るため、車両、要員等を勘案して、請願区間における準急及び急行列車運転につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

飯山線に通学列車運転の請願
（請願者長野県下水内郡飯山町藤井富二外三十五名〆倉石忠雄君紹介〆第八一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長野県下水内郡飯山町以北の青年学徒は、長野市に信州大学が設置されたが、通学列車が完備していないため、経費の点で勉学を断念しなければならぬ実状である。ついては、郡下青少年の教育の機会均等を計り、保護育成するため、十六時三十分前後に飯山駅発下り通学列車を運転されたいというのである。

二、請願の議決理由
学徒の通学に便するため、車輛、要員等を勘案して通学列車運転につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

名寄経由函館、網走間直通列車増発の請願（請願者北海道紋別郡紋別町紋別商工会議所会頭大野広太郎外十一名）（松田鐵藏君紹介〆第一〇三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
函館、網走間の直通列車は、一日二往復運行されているが、いずれも石北線廻りで、遠軽、名寄廻りは一本もない。遠軽、名寄線には四支線があり、沿線には紋別町をはじめとして、水産物その他の物資の集散地があるが、交通不便のため、商工業者は時間的にも、経済的にも多大の不利不便をこうむつている。ついては、すみやかに、名寄経由の函館、網走間直通列車を、一本増発運行されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方旅客の利便を図るため、車両、要員等を勘案して、請願区間に直通列車増発につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

飯田線に急行列車運転の請願
（請願者豊橋市長大竹藤知外五名〆金原舜二君外一名紹介〆第一五一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国有鉄道飯田線は、唯一の中部横断鉄道であり、沿線各地には重要な都市を有して、経済面、文化面に多大の役割を果している。これら経済、文化の交流は、その時間的に短縮によつて、より大なる成果をもたらすものである。ついては、同線に、急行列車を運転せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由
地方旅客の利便を図るため、車輛、要員、線路状態等を勘案して急行列車運転につき研究せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

特急つばめ又は急行銀河を神戸まで延長の請願（請願者神戸市長原口忠次郎外二名〆吉田吉太郎君紹介〆第二〇一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
神戸港は復興の機運みなぎり、外国船の出入多く、九州、四国各方面との船車連絡の要地として、交通量が最近激増したが、旅客輸送の根幹をなす国鉄は、戦前には神戸始発であつた特急、急行列車を、すべて大阪止めとし、神戸市と関東、東北方面の旅客に多大の不便をこうむらしめている。ついては、早急な恒久的延長は無理としても、さし当り、三月十五日から開らかれる神戸博覧会を中心として、旅客の殺到に備え、暫定案として、特急「つばめ」または急行「銀河」を臨時延長されたいというのである。

二、請願の議決理由
旅客の混雑緩和を図るため、列車運転状況を考究して請願の趣旨にそうよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

御茶の水、両国両駅間電車運転復活に関する請願（請願者東京都台東区浅草橋三丁目四番地野村商事株式会社内御茶の水駅両国駅間電車運転復活期成同盟松本一夫）（關谷勝利君外一名紹介）（第二四九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

総武線第一の乗降客ある浅草橋駅は、混雑はなはだしく、同駅を中心とする、日本橋、浅草方面の雑貨卸問屋に集まる中小商工業者は、仕入をしても運搬できない現状である。また一般都民とくに婦女子は雑とうのため乗降困難の有様であつて、これは浅草橋駅を中心とした、中小企業者の発展を阻害しているから、御茶の水、両国駅間に電車短距離運転を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の混雑緩和を図る等のため、車両、要員等を勘案して、請願の趣旨にそうよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

山陽本線宇部市通過に関する請願（請願者宇部市長西田文次）（吉武恵市君外五名紹介）（第七二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宇部市は、人口調査の結果では、全国二百二十八都市中の第四十三位を占め、石炭鉱業では日本における四大石炭地の一つであり、また工業生産額では全国都市中の第二十位に位する有数の鉱工業都市である。しかるに、同市に往来するものまた集散する物資は、年毎に増加するが、国鉄支線宇部線の輸送力ではこれを消化しきれず、きわめて不便をきたしている。ついては、現行山陽本線をして同市を通過せしめ、鉄道輸送の円滑な運営を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強を図る等のため、線路の状態、車両、要員等を勘案して、請願の趣旨につき研究せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

長野原、太子間に旅客列車運転の請願（請願者群馬県吾妻郡六合村長山本弟蔵外百一名）（小淵光平君紹介）（第二〇七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県吾妻郡六合村は、交通利便悪く、大部分徒歩によつて用を達しているが、この地方には鉱産物、林産物等の資源に富み、また観光地としても諸所に温泉あり、二キロはなれて草津温泉もある。昭和二十年、同村民の勤労奉仕により、長野原、太子間に鉄道が敷設されたが、日本鋼管への専用線であるため、地方民の乗車に不可能で、今日に至つている。ついては、この際、毎日定時に、緩急車一両にても連結され、同村民ならびに浴客、観光客の利便を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、現地事情を調査の上請願の趣旨につき研究せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

美禰、小野田両線直結に関する請願（請願者山口県小野田市長久野東一外五名）（周東英雄君外一名紹介）（第二二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県小野田市は、宇部市とともに山口炭田の中央に位し、石炭をはじめ、セメント、化学肥料等を生産し、中国地方第一の大鉱工業地帯であるが、今日の発展をもたらした原因は、無煙炭、石灰石等の原料供給地帯として、美禰線をひかえていたことも見逃すことができない。美禰線の貨客の殆んど全部は、小野田線に流入しているにもかかわらず、同線から出荷される貨物は、厚狭駅と小野田駅とで切換えられて、小野田線に入つており、この間数日、貨物が遅滞し、輸送の発展を阻害すること多大である。ついては、美禰線沿線の資源を開発、利用するため、美禰線を小野田線に直結されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発、地方交通の利便を図る等のため、諸施設の状態等を勘案して、請願の趣旨につき研究せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

指宿線にガソリンカー復活の請願（請願者鹿児島県揖宿郡指宿町長吉満敬勝外五名）（上林山榮吉君紹介）（第八七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

薩摩半島の一角に位する指宿地方一帯は、観光地区として、温泉地として、恵まれたところであるが、国鉄指宿線開通以来ガソリンカーによる交通の便により、外来客も増加の一途をたどり発展してきた。しかるに、終戦以来ガソリンカーが廃止されたままとなつて、長時間を要する混合列車により運転されていることは、観光客、その他関係民に多大の不便を與え、そのために次第に衰微しつつある現状である。ついては、同線にガソリンカーを復活運行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、燃料、車両、要員等を勘案してガソリンカーの復活又はその他につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

水郡線にガソリンカー運転の請願（請願者茨城県久慈郡大子町長武士松之介外十七名）（塚原俊郎君紹介）（第二〇二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県久慈郡から福島県下に通じる唯一の動脈である、水郡線の旅客列車の運転回数の不足のため、常に混雑をきわめ、通勤者はもとより、産業振興による旅客観光客の激増のため、沿線住民の不利不便は多大である。ついては、沿線四十万人の要望により、実現性のある案として、水郡線にガソリンカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、

燃料、車両、要員等を勘案して、ガソリンカー運転につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

仁堀航路の存続改善に関する請願（請願者呉市長鈴木衛外一名）（宮原幸三郎君紹介）（第二二九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中国地方と四国地方とを結ぶ仁堀航路は、昭和二十一年開航以来地方産業の発展に寄与してきたが、昭和二十四年二月から五月までの、ひん繁な突発的な欠航や、数回にわたる時間表の改正並びに貧弱な設備のために、一般利用者の信頼を失い、実績も減退の一途をたどり、同十一月より採算不能のため、一往復に縮少せられた。しかるに、その後も取扱小荷物の数は減少していないのは、同航路の価値を高く評価されるものであるから、二往復に還元し、設備を改善すれば、十分採算を期待し得るから、同航路を存続され、改善の対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、請願航路の改善につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

国鉄定期乗車券の購入手続簡素化に関する請願（請願者東京都杉並区西荻窪一丁目百四十六番地高橋秀雄ノ林百郎君外一名紹介ノ第五〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄定期乗車券購入に際して、身分証明書や通勤証明書の提出を要求されるが、これは旅客の重点輸送を行つた戦時中の惰性と戦後インフレ統制の時期における買出抑制の手段としたもので、事情の一変した今日いまだかかることが行われるのは無意味であるばかりでなく非常な浪費であり、労力の無駄である。ついては、料金割引のない一般定期乗車券の購入には、かかる制度は即時廃止して、誰でも自由に購入できるよう手続の簡易化を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

通勤定期乗車券利用者の利便を図るため、これが購入手続の簡素化を実施せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

義務教育通学生徒の鉄道運賃軽減に関する請願（請願者宮城県宮城郡広瀬村長庄子長吉外一名ノ庄司一郎君紹介ノ第一一六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

六・三制義務教育により、小学校卒業生は全部中学校に通学することになつたが、宮城県宮城郡広瀬村のごときは、全長十三里にわたる細長い地形のため、仙山線により中学校に列車通学しているが、交通費に困つて通学不能となるものが多い実情である。ついては、教育の機会均等、義務教育遂行のため、六・三制義務教育を受けるものに、普通旅客運賃の四分の一以下の金額にて通学できるよう、鉄道運賃を軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨については、義務教育の本質にかんがみ、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

新制中学校生徒通学定期券の割引率引上げに関する請願（請願者京都府北桑田郡周山中学校長井上経二）（水谷長三郎君紹介）（第二五一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府北桑田郡組合立周山中学校の生徒が支拂う通学費は、実に巨額に達して、予算を上廻つている。およそ学生生徒通学定期券に関する割引の趣旨は、教育を受けるについての経済的負担を、軽減する目的を持つものであつて、この義務教育を受けつつある新制中学生徒に対して、大学、高専生と同様の割引率であることは不合理であるから、義務制下にある新制中学生の通学定期券の割引率を、できる限り高率とされたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨については、義務教育の本質にかんがみ、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

山田中学校通学生徒の鉄道運賃軽減に関する請願（請願者岡山県和気郡山田村山田中学校管理者岩本三千男外二名ノ若林義孝君紹介ノ第八八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡山田中学校は、学区が広い関係上遠距離からの通学生徒が多いが、家庭の貧困な生徒は鉄道を利用できず非常な不便を忍んで通学している現状である。学校側としては再三鉄道会社に交渉したが容れられず、貴院に対しても鉄道運賃軽減の請願書を提出し、これが採択を得たが今なお実現に至らないのははなはだ残念である。ついては、義務教育は無償にするという憲法の精神をくみされ、通学生徒の鉄道運賃軽減の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨については、義務教育の本質にかんがみ、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

亜炭の鉄道運賃軽減の請願（請願者東京都港区新橋二丁目一小松炭鉱株式会社田代竹司外十名）（園司安正君紹介）（第二八号）及び同（請願者小松炭鉱株式会社田代竹司外十名ノ高橋清治郎君紹介ノ第七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自由市場価格の低下のために、亜

炭の生産コストは昨年十月統制撤廃当時に比べ、三十五パーセント以上も低められ、そのために生産者の手取り金額は、一千円にも満たない状況で、今般の運賃八割値上実費の負担力はとうていないから、亜炭の運賃等級を、現在の六級から三級以上降級し、俵詰めの亜炭は、薪炭と同等級に取扱われたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対応し、当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討して、これを考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

石灰の運賃等級引下げの請願（請願者関東地方石灰生産協議会湧井雅怡外七名）（木村公平君紹介）（第一三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石灰は農家をはじめとし、基礎産業等にも重要な資源であるが、今回国鉄貨物運賃が改訂され、九割値上げされようとしている。それのみでなく、一般購買力の減退は現在石灰の公定価格の二〇ないし二五パーセント安でなければ販売できぬ状態で、窮状はその極に達している。ついては、石灰運賃等級を最下位に改定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対応し、当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討して、これを考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

漆器の貨物運賃軽減の請願（請願者若松市大町三ノ町三十一番地会津漆器商工業協同組合理事長山田源次外二名）（菅家喜六君紹介）（第五八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漆器は生活必需品であるが、貨物運賃は雑工業品家具類に包含せられて五級品として取扱われ、小口扱の場合は二倍の運賃を課せられている。これは原価に対する負担過重となり価格高を招来して、消費者に転嫁することとなり、購買力の減少と相まつて生産にも悪影響を来すものである。ついては、漆器の貨物運賃小口扱の二倍運賃を、普通運賃に軽減せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対応し、当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討して、これを考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

木材の鉄道運賃軽減に関する請願（請願者宮崎市宮崎県庁内近藤良雄）（川野芳滿君外四名紹介）（第九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は、全国屈指の木材生産県であり、従つて木材産業が同県経済に及ぼす影響はきわめて重大なものがある。本年より実施された鉄道運賃値上げは、木材生産者の負担を大きくし、かつ購買力低下の今日においては、その価格の低下を余儀なくさせる等、同県下木材生産業三十四万人の生活を直接おびやかす結果となつている。ついては、以上の事情を審議されて木材の鉄道運賃を軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対応し、当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討して、これを考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

肥料用石灰の貨物運賃軽減に関する請願（請願者山口県美禰郡大嶺町山口県石灰工業協同組合江藤仙一）（田中堯平君外一名紹介）（第一四八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鉄道貨物運賃の値上げにより、肥料用石灰は、とうてい、その生産費をつぐないえないようになつた。同石灰が、耕作上、重要価値を有するものである点から、その生産低下及び価格の騰貴は食糧増産上重大影響を與えるものである。しかるに、同じ肥料である硫安とは、貨物運賃等級において二級の格差があり割高となつている。ついては、肥料用石灰の鉄道貨物運賃の等級を、硫安と同等級に格下げ軽減せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対応し、当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討して、これを考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

石炭、鉄屑及び砂利の貨物運賃軽減に関する請願（請願者浜松商工会議所会頭川上嘉市外一名）（中村幸八君紹介）（第一四五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

浜松市並びに近郊諸工業地帯の、工業原料並びに製品の県外入出荷はきわめて多く、増加の一途にある。すなわち石炭は、一箇月二千トン乃至三千トンの入荷、鉄屑は、一千トンの出荷、県下各河川の特産たる砂利は、昭和二十四年度中に、十四万トンの出荷を見ている。しかるに、今回の国鉄貨物運賃の値上げによつて、これらの需要者渡価格中、運賃の占める割合は、石炭は二〇%、鉄屑は一六%、砂利は六一%となり、石炭、鉄屑、砂利に依存する同地方特産工業は、製品コスト高による販路縮小の結果、大打撃となつている。ついては、石炭、鉄屑、砂利の運賃を、四割乃至三割引下げるか、あるいは各等級を、石炭は、現行六級を十級に、鉄屑は、七級を十一級に、砂利は、七級を十級に格下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対応し、当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討して、これを考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

瓦の貨物運賃等級引下げに関する請願（請願者愛知県碧海郡高浜町大字高浜字一色六番地愛知県赤瓦工業協同組合代表原定次郎外六名ノ尾崎末吉君紹介）（第二三五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年から、かわらに対して鉄道運賃が八割値上げになつたため、かわら価格に対する鉄道貨物運賃の負担率は十六％となり、鉄道の主要貨物の運賃負担率四・一％に比較して、実に四倍弱になる。このため、住宅建設に一大支障を来している。ついては、現下の住宅不足緩和のため、かわらの貨物運賃等級を引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対応し、当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討して、これを考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

陶管の貨物運賃等級引下げに関する請願（請願者愛知県碧海郡高浜町大字高浜字一色十三番地三河陶管協同組合鈴木太郎外五名ノ尾崎末吉君紹介）（第二三五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

陶管は、日本復興の基礎材として、下水道及び農耕地改良用として重要であるが、鉄道貨物運賃八割値上りにより、今までは青森、熊本方面にまで進出していた同地方陶管の販路がせばまれ、一地方の零細な需要を充たす程度に止まつている。ついては、貨物運賃の等級引下げによつて、同陶管を貨車輸送によつて、移出できるように措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対応し、当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討して、これを考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

炊事用粗陶器の貨物運賃等級引下げに関する請願（請願者碧南市籠田六十番地三河陶土器卸商業協同組合板倉彦松外四名）（第二三五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県下西三河一円において生産する、炊事用粗陶器は、全国的に、各家庭において日常欠くことのできぬ必需品で、戦前には朝鮮、満洲方面にも輸出されていた。しかるに、本年一月からの鉄道貨物運賃の値上りにより、採算上にも、各家庭に及ぼす影響より見ても、このままではとうてい生産を継続できず、まさに同地方業界死活の問題である。ついては、同炊事用粗陶器に対する貨物運賃等級を引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対応し、当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討して、これを考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

家畜及び畜産物の運賃等級引下げに関する請願（請願者東京都中央区銀座西三丁目一番地菊正ビル内全国農業協同組合代表者会議実行委員長黒田新一郎ノ田中啓一君外三名紹介）（第二五一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

畜産物の鉄道運賃は、わが国民の生活水準低位の時代に、一種のぜいたく品扱いとして等級を定められたのであるが、現在これらのものは全部国民の生活必需品であり、牛、馬、羊、豚等は有畜農業経営に重要なものである。ついては、家畜及び畜産物の運賃等級を、それぞれの品目に応じ、適当に引下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対応し、当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討して、これを考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

書籍の鉄道運賃等引下げに関する請願（請願者東京都千代田区神田駿河台中央大学図書館代表高富誠外四名）（坂本泰良君紹介）（第二七三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国私立大学図書館協会は、全国大会において、新刊書の価格を検討し、その価格形成の一因である輸送運賃の高率なことを認めた。ついては、わが国国民文化水準の向上発展のために、書籍の輸送運賃に特別賃率を適用して、国定教科書の輸送運賃と同額に引下げられ、また、郵便法による書籍の逓料をも引下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対応し、当該貨物の需給状況、運賃負担力等を検討して、これを考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

国鉄、社線連帯輸送の貨物運賃通算制還元の請願（請願者大阪市北区梅田町九十二番地森田彦二郎）（米窪満亮君紹介）（第五四号）及び同（請願者名古屋鉄道局管内小運送業組合長鈴木牛松）（江崎真澄君紹介）（第一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄と社線との連帯輸送に対する車扱貨物運賃の計算方法は、併算制が実施されておるが、これは、その計算方法が、各運輸機関ごとに、打切算出されるので、その負担額は、まことに大きい。この過大な負担額とそれにより生ずる諸経費の割高は、社線沿線の利用者に事業と生活の両面に多大の不利益をもたらしておる。ついては、現在の併算制を是正し、運賃通算制に還元されたいというのである。

二、請願の議決理由

実状に即し、請願の趣旨にそうよう措置せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

熱海、函南間の新丹那トンネル開設工事再開並びに国道の利用の請願（請願者熱海市長宗秋月）（畠山鶴吉君紹介）（第一七八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
熱海、函南間新丹那トンネルは、東海道本線の弾丸列車のため、十数年前から巨額の費用を計上して工事を継続したが、終戦の結果中止され、工程約半ばまで進み、工事費は総額の七割を要して廃坑となつている。ついては、この工事を続行して、トンネルを貫通させ、国道に利用して伊豆東海岸地帯と三島、田方、沼津方面との交通運輸に利用すれば、国家経済上ひじようなプラスとなり、国民に與える利便も多大である。ついては、同工事の復活を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
交通運輸の便を図るため、諸情勢の好転をまつて、新幹線鉄道計画と対応し、予算、資材等を勘案して、トンネル工事の再開及びこれが利用方につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

肥薩線分岐点を湯浦駅に設置の請願（請願者熊本県葦北郡湯浦村長鳥居正直外百五名）（福永一臣君外一名紹介）（第四一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
球磨川ダムを建設のため、肥薩線分岐点を、熊本県佐敷駅とする一説があるけれども、次の理由によつて鹿児島本線湯浦駅を分岐点と決定されたいというのである。（一）工事費が節減される、（二）佐敷は人口及び海産物が勝つているが湯浦は面積及び農産物、林産物にすぐれて居りまた温泉が湧出する、（三）天然の良港京泊港があつて海陸の交通運輸に至便である。

二、請願の議決理由
線路変更に当りては、現地の実状に即し善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

肥薩線分岐点を佐敷町に設置の請願外五件（請願者熊本県葦北郡佐敷町長山本岩男外二十三名）（福永一臣君紹介）（第六三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
球磨川の総合開発事業計画にもとづき、ダム建設のため肥薩線の一部変更が行われる由であるが、地勢上また経済、文化面の要地である熊本県葦北郡佐敷町にぜひとも同線の分岐点を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
線路変更に当りては、現地の実状に即し善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

墨田区綿糸町ドック埋立の請願（請願者東京都墨田区綿糸町二丁目二十七番地秋山定吉外千百六十七名）（淺沼稻次郎君紹介）（第四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都錦糸町駅北側にあるドックは平常木材が放流されたままであるため、先般のキティ台風襲来の際、流木が岸壁に衝突し、護岸の決壊による浸水のため、ドック附近一帯は、多大な被害を受け、住民は不安におびえている。ついては、すみやかに同ドックを埋立てられ、なお埋立後の貨物輸送上の対策もたてられておるから、これを実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害の防止を図るため、可及的速やかにドック岸壁の補強復旧工事を完成せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

保倉川改修に伴い大濱村地内信越線鉄橋拡張の請願（請願者新潟県中頸城郡大濱村長山田隆治外十四名）（塚田十一郎君紹介）（第八九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県中頸城郡大濱村地内を流れる保倉川の、改修工事が進められれば、関係地元民は多大の利益をこうむることになる。しかしこれが完成しても、同川の信越線鉄橋が狭いため、鉄道路線にさえぎられた水のはん濫により大濱、有田両村の部落民は、これまでと同様水害の危険にさらされている。ついては、保倉川改修工事に伴い、信越線鉄橋を拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害の防止を図るため、関係県庁と折衝の上、鉄道橋の拡張工事を実施せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

運輸省施設火災による類焼建物及び商品の損害賠償に関する請願（請願者長野県諏訪郡ちの町三千四百五十九番地矢崎豊治）（今村忠助君紹介）（第二八二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和十八年長野県諏訪郡ちの町三千四百五十九番地、矢崎武恵門氏所有の土地を名古屋鉄道局が、日本鉱管の鉱石運搬用自動車車庫建設用地として懇望し、再三の申込のため、持主が留守中にもかかわらず、兄、豊治氏が代つて交渉し、買収に応じた。その後、車庫は昭和十九年火災となり、隣家の同人所有のみそ倉庫二むね類焼し、当時の見積で四万八千円の損害をうけた。今日復旧するには多大の金額が必要であり、損害見積書を提出してあるにもかかわらず、いまだに何の回答もないから、火災による類焼建物及び商品の損害を賠償されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願については、これを過去の事例等に照らし善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

戦時中買収の運輸省用地拂下げに関する請願（請願者長野県諏訪郡ちの町三千四百五十九番地矢崎豊治）（今村忠助君紹介）（第二八二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　昭和十八年長野県諏訪郡ちの町三千四百五十九番地、矢崎武惠門氏所有の土地を、名古屋鉄道局が自動車車庫建設用地として懇望し、持主応召中にもかかわらず、戦争後には必らず返還するという堅い約束の下に、兄豊治氏が代つて交渉し、買収された。終戦となつて、土地返還を自動車区長を通じ申入れたが今日に至るも正式な回答がない。ついては、近く、この自動車区が官川村中河原に移転すべく、工事中とのことであるから、もと矢崎武惠門所有を、この際同人に拂下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
　本請願は、現地の実状に即し善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年五月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

草軽電気鉄道国営移管に関する請願（請願者東京都台東区永住町四十一番地日本私鉄労働組合関東地方連合会後藤甲吉外十名）（中曾根康弘君紹介）（第二六六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　草軽電気鉄道株式会社は、新軽井沢から草津間の営業路線の内新軽井沢から上州三原間の営業を廃止しようとしているが、これは地元の要望を無視したものであり、事実上全線撤廃に等しいものである。これは経営者の利潤追及と、資産再評価差益金課税を理由として施設の荒廃を見一部を撤廃することに決定した。同鉄道が、今後営業を継続するためには、四千万以上の設備費が必要であるとするが、今回の不況に立至つた原因は、国鉄長野原線及び草津行国営バス路線開通と、私鉄に対する補助金の廃止である。ついては、地元民の切実な要望を入れられて、同鉄道を国営に移管して存続されたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方交通の利便を図るため、実情を調査検討の上善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年五月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

草軽電気鉄道の営業路線縮少反対等に関する請願（請願者東京都台東区永住町四十一番地日本私鉄労働組合関東地方連合会後藤甲吉外十名）（田淵光一君紹介）（第六三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　草軽電気鉄道株式会社は、新軽井沢から草津間の営業路線の内新軽井沢から上州三原間の営業を廃止しようとしているが、これは地元の要望を無視したものであり、事実上全線撤廃に等しいものである。これは経営者の利潤追及と、資産再評価差益金課税を理由として施設の荒廃を見のがし、従業員の最低生活をも保証しないものである。ついては、同路線の縮少に反対され、交通税その他諸税の撤廃とそれに相当する鉄道運賃の引下、金融及び資材の支給、勤労所得税の控除率引上と税率引下等、私鉄企業に対する改善措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方交通の利便、民間企業の強化育成等を図るため、実情を調査、検討の上善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年五月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

地方鉄道豊州線買上げに関する請願（請願者大分市勢家千百三十七番地大分交通株式会社松岡能秀）（大野伴睦君外一名紹介）（第二八三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　豊州線は、明治四十五年資本金三十万円で設立され、昭和二十四年大分交通株式会社に吸収合併をされ、大分県の穀倉宇佐郡を縦断する唯一の交通機関であるが、軌道間二フィート六インチの簡易線で、しかも国鉄線に連結しないため、農産物の輸送等に大きい不便を感じている。ついては同豊州線の軌間を拡張され、並びに同鉄線乗入れのため、同線を買収されたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方交通の利便を図るため、実状を調査し善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年五月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

私鉄会社に対する石炭補給金復活に関する請願（請願者日本私鉄労働組合総連合会中央執行委員長藤田藤太郎）（西村榮一君紹介）（第二八六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　地方鉄道、私鉄は、公益事業として中央の統制下にありながら、多額の地方課税を負わされてきたが、今度の電力料金値上げにより、私鉄会社はいずれも危機にひんしている。しかも、経営者はこれが打開策として、運賃値上げ、人員整理等を考慮しているが、これでは根本的な解決策とならないから、石炭を動力とする私鉄会社に対しては、石炭補給費を復活せられて運営の困難を緩和せしめられたいというのである。
二、請願の議決理由
　民間企業の強化、育成を図るため、諸情勢とにらみ合せ本請願の趣旨につき研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
　昭和二十五年五月一日
　　運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

自動車行政の地方庁移譲反対に関する請願（請願者東京都千代田区丸の内三丁目四番地私鉄経営者協会会長村上義一）（岡田五郎君紹介）（第二六九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　自動車行政の運輸行政に占める比重は、ますます増加し、現在私鉄の大半は自動車事業を兼業し、運輸省の一元的な監督行政下において、輸送の万全を期しているが、自動車行政の地方公共団体の移行に伴い、指導監督の不統一を招き、合理的な輸送を推持することは不可能となる。また交通事業の活動地域は自動車事業においても、一つの地方公共団体の行政区域にのみ限られないから、各府県毎にそれぞれ異る行政監督を受けることは、輸送秩序を破壊するものである。ついては、自動車行政の地方庁移譲に反対するというのである。
二、請願の議決理由
　自動車事業の発展、輸送の万全を図るため、自動車行政の在り方につき研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

道路運送審議会委員の定員に関する請願（請願者東京都中央区木挽町一丁目二番地日本トラック協会副会長　森崎了三外一名）（畠山鶴吉君紹介）（第一四七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

道路運送審議会の委員の数が、各都府県一名に改められるようであるが、陸運行政の特異性からみて、商、工業、交通の発達した大都市並びにこれに類する都市を持つ府県、または、陸運局所在地の都府県等と、しからざる他の府県とを同一に取扱うのは、同審議会の運営上公正妥当でない。ついては、同委員の数を北海道においては最少五名とし、上述の特殊な都府県は、委員数を二名とし、他は一名とせられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、道路運送法の改正に当り考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

秋田、山形両県を仙台陸運局管轄に編入の請願（請願者仙台市東三番町二十一番地東北六県トラック協議会長斎原勝雄×庄司一郎君紹介）（第二〇六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北六県は共通な特異性をもち、政治、経済、社会事情等も同一条件下に、各行政組織が同一ブロックを形成し、地方自治体間の連繋もまた円滑に行われている。しかるに、昨年運輸法第五十二條により、秋田、山形両県が、新潟陸運局管轄区域に編入されたことは、連絡その他にいたずらに時間を浪費することになり、支障が大きい。仙台市へは短時間に往復できるものを、新潟市へでは二泊三日を要することになり、緊急を要する手続等は時機を失することとなる。ついては、ぜひ秋田、山形両県を、仙台陸運局の管轄に属せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方における諸事情に即応し、本請願の趣旨につき考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

熊本県農業協同組合の特定貨物自動車増車に関する請願（請願者熊本県販売農業協同組合連合会井村作太郎×原田雪松君外二名紹介）（第一二三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県は農産資源地として、農産物の輸送量は多く、農業協同組合の手で約四十万トン以上運ばなければならぬが、熊本県農協特免認可貨物自動車車両台数は八十三台、目下申請中の台数百五十六台となっている。ついては、毎月一台乃至二台宛の新規購入増設のできるよう、さしあたり、四十万トン程度を運ぶ、大型、小型を合せて二百台を限度として認められたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の事情に即応し、本請願の趣旨につき考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議協において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

自動車運送事業経営体の分割に関する請願（請願者新潟市流作場二千百十八番地新潟運輸株式会社社長佐藤齋外六名×亘四郎君外二名紹介）（第二三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の経済事情は統制の解除とともに、競争を激化させ、自動車運送企業を崩壊の危機に追い込んでいる。自動車運送業の現在の企業経営は、統合された当時すでに無理があり、ことに新潟県の如きは、地理的条件に不均衡があり、人事の刷新も不可能である。ついては、現在の企業経営体を分割することによって、経費を節約し、作業の能率及びサービスの向上をはかることができ、融資の面でもより容易になる等、同事業経営体の再建に益すること多大であるから、すみやかに分割を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車運送事業の発達を図るため、地方の実情に即し本請願の趣旨について考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

尾岐村、会津若松駅間の会津合同乗合自動車株式会社路線復元に関する請願（請願者福島県大沼郡尾岐村東尾岐村組合長長嶺直外二名×嵜家喜六君紹介×第二四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

尾岐村、会津若松間のバス事業は、故金田種継氏が経営し、私財を投じてその発展を図ってきたものであるが、大東亜戦に突入するや、会津合同乗合自動車株式会社に強制買収され、一方的利潤追求のための独占企業となったのである。今回郡民多数の熱烈なる支援により、尾岐村及び旧経営者金田誠一との共営バス計画をなし、村財政の一助となり、合せて地方発展のために、また、只見川電源開発の国家事業の一環を担いたいから、同共営旅客自動車運送事業を会津合同乗合自動車株式会社から復元のための措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の実情に即し、本請願の趣旨について考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

自動車燃料として亜炭及び亜炭ガス発生炉使用普及に関する請願（請願者東京都大田区馬込東町四丁目百二十四番地及川義夫×庄司一郎君紹介×第二八四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の自動車実在数は十八万四千余台であつて、これに対する配給燃料であるガソリンは五分の一程度にすぎず、不足分は薪炭及び各種代用液体燃料によっているが、自動車燃料に要する木材の消費は、一般家庭用薪炭と同量にまで達している。このような現状において、無盡蔵といわれる亜炭があり、亜炭ガス発生炉という画期的高性能を有するガス発生炉が考案され、これを使用すれば、費用は低廉であり走行能力また優秀であり、交通、運輸、産業に貢

献すること多大である。ついては、自動車燃料として、亜炭及び亜炭ガス発生炉の使用を普及されたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車運送事業の発展に資するため、本請願の趣旨につき考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

八丈島に燈台及び無線方位信号所設置の請願（請願者東京都八丈島末吉村長沖山徳一外八十五名）（菊池義郎君紹介）（第一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰後日本は広大な海域を失い、漁場な極度に圧縮され、遠洋漁業者は八丈島以南を漁場として操業している現状である。ついては、八丈島は遠洋漁船の目標としてその重要度を加えてきたから、航海の安全保障と、海洋資源の開発のため、燈台及び無線方位信号所を設置の計画をすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

航海の安全並びに海洋資源の開発を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

長崎町岬に航路標識燈台設置の請願（請願者銚子市長加瀬道之助外三名）（仲内憲治君紹介）（第九三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

銚子市長崎町岬は、日本の太平洋岸の最東端に突出して、無数の岩礁が散在している難所である。同岸上を航行する船舶は、同所から約千五百メートル離れた犬吠燈台を唯一の便りとして航行しているが、同燈台が高所にあるため、底地位の長崎岬の麓の個所が分らず、岩礁、暗礁により難破し、貴重な人命と物資を失うことがしばしばである。ついては、かかる災害を防止するため、長崎町岬に航路標識燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の地帶の現状にかんがみ、海難の防止を図るため、予算、資材等を勘案して、航路標識設置について考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

余部崎に燈台設置の請願（請願者兵庫県議会議長　山田平市郎）（佐々木盛雄君紹介）（第九三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡余部村一帶は、大小の漁港を有し、遠洋出漁の大型漁船を始め、小型船は九百余隻を算している。近年船型がいちじるしく増大するに従い、現在の標識ばかりでは、安全な航路を知ることができないで、しばしば針路を誤り海難事故が生じている。ことに、冬期間は西日本海独特の雪を伴う季節風に、難航を繰り返えしている。ついては、漁民の生命と財産を海難事故から救い、航海の安全を図るため、余部崎に経ヶ岬燈台と同格の二等燈台を設置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

海難事故の防止を図るため、予算、資材等を勘案して余部崎に燈台を設置するよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

掛塚燈台を五島海岸に移設の請願（請願者静岡県浜名郡五島村長大石滋夫外六名）（中村幸八君紹介）（第一四五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県浜名郡の東南部に位する、五島村は耕地の大半は、砂土であるため、遠州独特の空つ風のため、作物が埋没し、被害が多大なため砂防林を造り、飛砂、潮風の害を防除しうるに至つたが、掛塚燈台の光をさえぎるため伐木せよとの命令を受けた。天龍東岸にある掛塚燈台は、天龍川から流出する土砂堆積のため、西岸は年々一メートル位の南進を見、一千メートルも内陸しているため、遠州灘を東航する船舶は、五島村海岸に坐州してしまう状態で、燈台としての機能を失い、「魔の燈台」と呼ばれている。ついては、掛塚燈台の機能を最大に発揮せしめるため、また四百町歩の耕地を被害から救うためにも、同燈台を五島海岸へ移設されたいというのである。

二、請願の議決理由

燈台の機能を最高度に発揮せしめるため、諸般の実状を勘案して、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

鋸崎に燈台設置の請願（請願者福井県遠敷郡小浜町長田中信藏外三十七名）（奥村又十郎君紹介）（第一五九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県遠敷郡小浜町の小浜港は、日本海屈指の大漁業場である若狭湾を控えた天恵の良港であり、各種漁業の根拠地であるが、湾口の西側にある鋸崎が、海中にのび、岩礁が点在しているため、船舶の航行に不安を與えている。荒天、暗夜には沖合から認識しにくいため、これまでもたびたび事故をおこしている。ついては、鋸崎に五等回転式電気燈台を設置せられたい。また、設置までには日時を要することであるから、その完成までは、簡単な目標燈を設置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

鵜野尾崎に燈台及び濃霧信号所設置の請願（請願者福島県相馬郡中村町中村町漁業協同組合長菊地要重郎外十二名）（高木松吉君紹介）（第一八五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

松川港は、小名浜、塩釜両港の中間にある唯一の避難港であるが、同港口先の鵜野尾崎沖一海里ないし五海里附近には、芝垣根の暗礁があつて、船舶の航行及び漁船の操業に多大の危険を與えている。しかるに、

港口にわずか五百ワットの電燈二個があるだけであるため、しばしば遭難船を出している状態である。ついては、鵜野尾崎に燈台及び濃霧信号所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

海難事故の防止を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

広田湾口小赤磯に航路標識燈設置の請願（請願者岩手県気仙郡広田村長熊谷喜一郎外二名）（小澤佐重喜君紹介）（第二一九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広田港は、三陸沿岸中もつとも太平洋に突出し、漁業根拠地として、古来より名声が高く、昭和二十四年度中、同湾口航行並びに入港船舶一千五百余を数えているが、通称小赤磯という岩礁その他の岩石が点在し、航行船舶ならびに漁船に少からざる障害を與えている。ついては、国費をもつて、風浪時も、暗夜も難所を避け得られるよう、同湾口小赤磯に、標識燈を設置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を図るため、予算資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

日本漁船の不法だ捕に関する請願外四件（請願者下関市大和町下関水産物運搬船商業協同組合野上熊吉外四名）（坂本實君紹介）（第一一四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近支那東海、黄海の許された漁区内において、操業中の日本漁船をだ捕、抑留等の事実があり、水産業者の人的、物的損害は計り難いものがある。ついては、だ捕抑留船員、漁船、漁具並びに漁獲物の即時返還とともに、今後この種の不法だ捕の阻止はもちろん、漁場の安全保障につき、必要な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

漁場の安全を図るため、請願の趣旨に沿うよう適切な措置を講ずるよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

行方不明の漁船捜査に関する請願（請願者鳥取県西伯郡境町栄漁業協同組合長畠山常五郎）（奥村又十郎君紹介）（第一二八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯境港、境漁業協同組合所属の第二住吉丸は、昭和二十五年一月十四日境港を出船したまま、予定帰港日である、一月二十五日に至るも帰港せず、出航以来の天候状況からしては、難波したものとは思われない。あるいは、機関故障のため、韓国に漂流したのではないかと思考される。ついては、第二住吉丸の徹底的捜査を要望するというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は、もつともと認められるからこれに沿うよう極力適切な措置を講ずるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

瀬戸内海海区の機雷掃海に関する請願（請願者瀬戸内海国立公園及び観光事業促進協議会会長岸田幸雄）（塩田賀四郎君紹介）（第一四三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

瀬戸内海海区において、主要航路以外には、まだ、機雷掃海事業が完成していないようであるが、同内海が海上輸送の一大動脈であり、観光の一大源泉地であることから考えて、このような状態にあることは、はなはだ遺憾である。ついては、同内海を世界的公園として、また貿易の要路として内外船舶の運航を縦横に可能とするため、完全なる機雷掃海事業を施行し、すでに掃海を完了した主要航路に、外国船就航の促進を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を期するため、請願の海区の掃海能率の増進を図る必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

釧路港水先区設定に関する請願（請願者釧路市長佐藤宏平外二名）（伊藤郷一君紹介）（第八七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

釧路港は、戦後入港船舶が激増し、狭あいを感じている。加うるに港内潮流の関係、冬期結氷、流氷等の特殊事情と相まつて船舶航行は至難な状態におかれているため、港の実情を熟知した水先人がいなければ船舶の保全は期せられない。ついては、同港に水先区を設定し、同時に公認の水先人を常置されたいというのである。

二、請願の議決理由

釧路港内における航行の安全を確保するため、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

奈古町港を指定港湾に編入の請願（請願者山口県阿武郡奈古町長小野博盛外二名）（吉武恵市君紹介）（第一一一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県阿武郡奈古町港は、近海漁業の一基地として発展し、処在の製氷冷凍施設、耐火錬瓦製造工場等よりの製品輸送用大型船舶の出入が増加するにしたがい、港湾の改修、整備をなし、現在町港として管理維持しているが、その利用性と将来性にかんがみ、広く県産業開発振興の一環たらしめるため、同港を指定港に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

奈古町港の利用性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、

おいて採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

塩釜港修築費国庫補助増額等に関する請願（請願者宮城県知事佐々木家壽治外七名〆庄司一郎君紹介〆第二三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
塩釜港修築計画事業は、東北の宝庫開発の再建日本の国土計画による重大使命を帯びるものであるにかかわらず、工事費の国庫支出は二分の一で、残額を地元県民に負わせることは、その立地條件において、横浜港等国際港が全額国庫負担で修築されたことに照しても、実情に添わないものであるから、修築費を全額国庫負担とするか、八割を国で、残額を地方負担とされたい、また同港は、物資輸入港として利用されているが、その大部分は横浜港で通関手続をして回そうされているため、貿易実績があがらない実情にあるが、改正関税法によれば、一定額の貿易額に達しない開港は自動的に不開港となるから、塩釜港の輸入物資の通関手続は、同港税関支署で取扱うようにするとともに、種がきの積込船を同港に入港させるよう措置されたいというのである。
二、請願の議決理由
塩釜港の重要性にかんがみ、予算その他諸般の関係等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

塩釜港修築費国庫補助増額等に関する請願（請願者宮城県知事佐々木家壽治外七名〆庄司一郎君紹介〆第二三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
塩釜港はその重要性を認識されて、修築工事に着手しているが、昭和二十四年度予算の削減のため、その工事が遅延している。ついては、該港の重要性にかんがみ、昭和二十五年度においては、第一種重要港湾に編入の上、港内のしゅんせつ、防砂堤の高上復旧、航路標識の設置、上屋倉庫の建設及び臨港道路復旧工事を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
塩釜港の重要性にかんがみ、港格の再検討を図ると共に予算、資材等を勘案して、これが修築工事並びに施設整備の完成を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

福江港修築費国庫補助の請願（請願者長崎県南松浦郡福江町長鳥山豊吉外三名〆岡延右エ門君外一名紹介〆第一四九号）及び同（請願者長崎県知事杉山宗次郎〆西村久之君紹介〆第一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福江町は五島における政治、交通、文化、経済の中心であり、同島内外産業諸物資の集散地であつて、福江港は長崎県との連絡港であるが、港湾設備が不完全のため、物資の積み下し旅客の乗降に多大の不便を與え、一般商港としてまた連絡港としての使命を完うすることができない。ついては、同港湾の改修工事費を昭和二十五年度予算に計上されたいというのである。
二、請願の議決理由
福江港は、長崎県との連絡港として重要であるから、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

松川港拡張工事費全額国庫負担の請願（請願者福島県相馬郡中村町長三田四郎外二名〆高木松吉君外一名紹介）（第一八六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県相馬郡中村町にある松川港は、県費支弁港として、昭和十三年築設されたのであるが、築港以来同港を基地とする漁船は増加の一途をたどり、近年は金華山沖の漁場にもつとも近い関係上、遠洋漁業の基地として、大型漁船の多数出入の必要に迫られているが、港湾の規模が小さいため、大型漁船の出入に支障をきたしている。ついては、県費支弁港では、商船避難港に最適の港湾施設をすることはとうていできないから、同港拡張工事に対し、全額国庫負担せられたいというのである。
二、請願の議決理由
松川港の重要性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

京泊港施設拡充の請願（請願者熊本県葦北郡湯浦村長鳥居正直外九十七名〆福永一臣君外一名紹介〆第四一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
熊本県京泊港は、佐敷港の外港としてまた八代海を航行する船舶の待避港として重要なる地位を占めており、将来においては湯浦村の木材の移出港として、また同県南部の交通の中心地としての使命はいよいよ重大になつてくる。ついては、この使命達成のために、京泊港の防波堤並びに船舶碇泊場を、国庫補助により施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
京泊港は、当該地方開発上、又観光及び避難港として、重要と認められるから予算、資材等を勘案して、これが修築を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

釧路港修築促進の請願（請願者釧路市長佐熊宏平〆伊藤郷一君紹介〆第四九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
釧路港は東北海道における唯一の商港で、その勢力圏は北見、十勝、根室、釧路国一円に及んでいる。奥地の飛躍的な開発に伴い同港における輸移出入の貨物は増加の一途をたどり、小樽、函館、室蘭に次ぐ重要港湾となつている。しかるに港湾の修築工事は、戦時以来中絶されているから、副港（漁港）の修築、港内しゅんせつ、戦後第一次修築五箇年計画等を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
釧路港の重要性にかんがみ予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿

うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

八木港整備工事継続施行に関する請願（請願者岩手県九戸郡種市村長川崎甚太郎外二名）（鈴木善幸君外一名紹介）（第一三二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

八木港は、避難港として、昭和二十三年度から五箇年継続事業として着工されたが、今までの工事実績では、全体計画の第一歩をふみ出したに過ぎないのに、工事は放棄の状態にさらされている。これでは、避難港としての成果をあげることはとうてい不可能である。ついては、昭和二十五年度においても、継続事業として、同港の整備工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

八木港は、避難港として重要と認められるから、予算、資材等を勘案して請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

三石港拡張工事継続施行の請願（請願者北海道三石郡三石村長廣田時治）（篠田弘作君紹介）（第一三六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道三石郡三石港は、国庫補助により昭和九年に完成したが、その規模狭少なため、昭和十四年度から三箇年継続事業として、第一期拡張工事を施行し、今日に及んでいる。しかるに終戦後大型船が激増したため、さらに拡張を要し、昭和二十四年度において、第二期拡張工事を国費三百万円をもつて施行することになり、村民も多額の費用を投じ着工を始めた。ついては、指定港湾としての同港の使命達成のため、昭和二十五年継続事業として、全額国庫負担をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

三石港の利用状況にかんがみ、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

深浦港に防波堤築設の請願（請願者青森県西津軽郡深浦町長広田寛治）（奈良治二君外三名紹介）（第一七四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

深浦港は、青森県中、北海道と、本州日本海沿岸を結ぶ航路にもつとも近接した港であつて、同航路船舶の中継港、避難港として重要な位置にあるが、湾口に何等の防波施設がないため、せつかくの港も十分にその使命を果すことができないで、毎年災害をくり返えしている。ついては、同湾口前面に、西側八十メートル、東側百二十メートルの防波堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

深浦港は、中継港及び避難港として、重要と認められるから、予算、資材等を勘案して、防波堤の築設を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

青森港の施設整備拡張に関する請願（請願者青森市長横田実）（山崎岩男君紹介）（第一七五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森港は、その背後に豊富な農産地帯を持ち、水、陸交通の要衝として立派な立地條件を有しながら、十分に発展しないのは港湾施設が不備であるからである。貿易受入体制が整わない結果、豊富な青森県産品も民間貿易品として、他港から輸出されている実情である。ついては、青森港輸出入農産物検査機関の設置、保税運送の確保、水産資源開発に必要な機帆船燃料油の保有及び青森漁港のすみやかな築設等、港湾施設の整備拡張を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

青森港の重要性にかんがみ、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

江口港導流堤災害復旧工事実施促進の請願（請願者鹿兒島県日置郡東市来町長岩下方貞外一名）（上林山榮吉君外一名紹介）（第八三六号）及び同（請願者鹿兒島県日置郡東市来町議会議長上床廣次）（岩川與助君紹介）（第九九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島県日置郡東市来町の江口川河口の導流堤二百七十五メートルは、昭和二十四年七月十七日のフェイ台風により流失したので、現在船たまりもなく、漁獲高も減少している。これが復旧は緊急を要するので、さし当り百四十五メートルを昭和二十五年度第一・四半期工事として施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

江口港の現状にかんがみ、予算、資材等を勘案して、速やかにこれが復旧工事を実施するよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

師崎港修築の請願（請願者愛知県知多郡師崎町長大松逸郎外四十名）（久野忠治君紹介）（第二六〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡師崎港は、知多半島の尖端にある唯一の商港であつて、篠島、日間賀島に渡航する基地であることはもちろん、渥美半島、志摩半島に至る要港として近年その重要性を増大し、商港としての使命を加重されるに至つた。また、同港には六百有余の漁船を有し、漁港としての中心港であり、海産によつて生活する町民も多く、その使命は重大であるが、現状においては、設備不完全のため、港勢の発展を阻害している。ついては、師崎港を修築し、遭難を未然に防ぎ、利用の増大をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

師崎港の重要性にかんがみ、予算、資材等を勘案して、これが修築

を考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

小倉港修築に関する請願（請願者小倉市長浜田良祐外三十九名）（平井義一君紹介）（第二八二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小倉市は、急速な発展を遂げて来たが、港湾行政のみがいちじるしくたちおくれている。同市の代表港である砂津港は、外地向輸出入港として重要な役割を有しているが、同港の根本的な欠陥として航路の未設定と防波堤の不備がある。航路設定のために昭和二十三年度からしゅんせつ工事を施行中であるが、なお七万立方メートル以上の残土を有し、これを排除しなければならない。また防波堤不備のため、すでに百トン級以上の汽船が二十数隻沈没している。ついては、同港の航路の完べき並びに防波堤の築造等全額国庫負担をもつて、早急に着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

小倉港の重要性にかんがみ、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

東中浦村大島に避難港築設等に関する請願（請願者大分県南海部郡東中浦村長岡部記外二名）（村上勇君紹介）（第一七九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県南海部郡東中浦村附近一帯の海域は、豊後水道航行及び佐伯湾出入船舶の要路になつているが、浅瀬が無数に点在する難所である。このため航行船舶、漁船は、しばしば遭難の惨事をひきおこしている。ついては、同海域にもつとも近接している同村大島に避難港を築設し、また、航路標識として、政府管理の小型燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を期するため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

佐賀港修築の請願（請願者東京都港区芝桜田太左ェ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第二二六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県佐賀港は、すでに指定港であり、避難港としても、須崎、上川口の中間にあつて重要な位置を占め、また林産物の集散港としても同県屈指であるから、同港の修築を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

佐賀港は、避難港あるいは林産物集散港として重要であるから、予算資材等を勘案して、これが修築工事を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

音戸の瀬戸開さくに関する請願（請願者瀬戸内海国立公園及び観光事業促進協議会会長岸田幸雄）（塩田賀四郎君紹介）（第一四四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

音戸の瀬戸は、呉港南方海上五キロにある倉橋島と、呉市警固屋町との間にある狭あいな海峡で、もつともせまいところは、八十メートルの漏斗状をした海峡である。広島、呉の両港が、貿易港として、また、観光港として発展するためには、音戸の瀬戸の開さくが必要である。これによつて、大阪、九州間の船舶航行距離は短縮され、産業、観光上多大の利便をもたらすものである。ついては、音戸の瀬戸開さく事業に対し、国庫補助等適切なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

音戸の瀬戸の開さくは、広島、呉両港の発展上又は内海航路の開発上重要な工事であるから、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

堀川運河しゅんせつ工事施行に関する請願（請願者徳山市長長谷川藤七外一名）（佐藤榮作君紹介）（第一四六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳山、下松両港は、大島半島によつて区分され、両港の連繋をいちじるしく阻害されていたので、明治六年両港を直結する堀川運河を開いたのであるが、同運河に注ぐ小河川からの流入土砂および干潮による漂砂のため、干潮時には河底が露出し、航行が全く不能となる。このため、海上三十キロを迂回しなければならないので、時間的に、また、燃料、労力の空費は多大であつて、生産増強をいちじるしく阻害している。ついては、すみやかに、同運河のしゅんせつ工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

堀川運河の徳山、下松両港を直結する航路としての重要性にかんがみ、予算等を勘案して、これが浚渫工事を図るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

海士ヶ瀬暗礁開さくに関する請願（請願者山口県豊浦郡神田村第三千八百四十五番地中塚明外三百十九名）（坂本實君外三名紹介）（第二二二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

裏日本と北九州各港とを結ぶ山口県西北端航路の要衝である、山口県豊浦郡神田村と角島村との海峡に横たわる海士ヶ瀬暗礁は、古来から難所とされ、船舶が坐礁または難破することが多かつた。大部分の船舶は、一時間から二時間を浪費して、角島沖を迂回するため、時間と燃料はもちろん漁業上の損失は多大なものである。明治以来、この暗礁開さく工事が試みられたが、民間や地方自治団体では負担にたえられない。ついては、国庫をもつてこの暗

礁を長さ百メートル、幅三十メートル、干潮時水深七メートルから八メートル開さくする工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

海士ケ瀬暗礁の開さくは、船舶の海難防止を図る等のため必要であるから、予算資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

甲浦港口の暗礁除去促進に関する請願（請願者東京都港区芝桜田太左エ門町三番地　坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第二二三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県甲浦港港口には暗礁があるため、千トン級の船舶も港内に入り難い。昭和二十三年運輸大臣は、この暗礁除去につき声明されたが、諸般の事情のため、まだ実現されていない。すでに測量は終了しているから、国庫補助により急速に工事に着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

甲浦港口の暗礁除去は、船舶航行の安全を図るため必要であるから、予算を勘案して、請願の趣旨に沿うよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

富島町細島に公共船員職業安定所設置の請願（請願者宮崎県東臼井郡富島町長三尾良次郎外一名〇川野芳満君紹介〇第一三六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十二年七月、船員職業安定法の公布により、公共船員職業安定所が、九州地区にも設置されることになつたが、これが設置は北九州にのみ集約的に行われ、九州東岸の重要港で、先般貿易港として指定され飛躍的発展を遂げつつある細島港に、その設置を見ないのは意外である。ついては、宮崎県東臼杵郡宮島町細島に、公共船員職業安定所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

細島港の重要性にかんがみ、船員の需給状況並びに予算等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

宮崎県内に公共船員職業安定所設置の請願（請願者宮崎県議会議長甲斐善平）（川野芳満君紹介〇第一九三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十二年七月、船員職業安定法の公布により、同年十二月、公共船員職業安定所が九州地区にも設置せられ、船員の職業紹介、職業指導、補導、船員保険事務の遂行により、海上労働力の需要供給の調整を図られることになつたが、同安定所が九州海運局管内は北九州方面に偏在し、九州南部には設置がなかつたことは遺憾である。宮崎県下には細島港があり、県下にはこれに必要な多数の船員を有するから、宮崎県下に、公共船員職業安定所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船員需給の円滑を図るため、当該区域の実状並びに予算等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

日南市油津港に公共船員職業安定所設置の請願（請願者宮崎県日南市仮市長隅本熊被外二十二名〇田中不破三君紹介〇第二〇六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県日南市油津港は、東南九州中唯一の良港であり、日本最南端の対外交易港として、また全国的に名高いかつお、まぐろ漁港でもある。同港及びその外港に集散する大小船舶は、およそ二百隻、その船員数は四千名に達しようとしている。しかるに、それら船員の補導擁護に当るべき船員公共職業安定所は、宮崎県はもちろん、鹿児島、大分の両隣県にもなく、まことに不利不便であるから、ぜひとも公共船員職業安定所を同市に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船員需給の円滑を図るため、現地の状況並びに予算等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

福岡市に公共船員職業安定所設置の請願（請願者福岡市須崎裏町水産試験所内福岡県海洋会長杉本勝次外一名〇守島伍郎君外一名紹介）（第二二二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

海運業、水産業の発展のためには、優秀船員、漁船員の養成と、職業指導が必要であり、海上労働者をして、喜んでその天職につかしめるためには、公共船員職業安定所の設置が緊急な問題であることはいうまでもない。福岡市は、博多湾を擁する商漁港であり、在籍二百九十二隻、船員三千九百余名に達するが、いまだ同安定所の設置をみないから、博多港を根拠とする海運、水産の発展促進のため、公共船員職業安定所を福岡市に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船員需給の円滑を図るため、現地の状況並びに予算等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

地区機帆船に燃料油増配の請願（請願者熊本地区機帆船運送株式会社社長山本量造外七名〇原田雪松君外三名紹介）（第八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近汽船の集約輸送が実施されて、現在地区機帆船の航海燃料油の割当は半分以下に削減されたため、全船舶の一航海にも不足を生じる結果となつた。機帆船運賃の公定はすでに撤廃されたのであるが、自由公正な競争をするための燃料油が削減されたのでは、弱少事業を不当に虐

待することともなる。ついては、公定運賃撤廃表裏との関係にある、地区機帆船の航海用燃料の増配を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

地区機帆船の自由公正な競争を図るため、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

鹿児島港と大島、琉球間に定期航路開設の請願（請願者鹿児島県知事重成格外五名）（上林山榮吉君紹介）（第九四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元来鹿児島と大島琉球は、地域的に歴史的に密接な関係を有し、戦前においては食糧品、建築材料を移出していたが、今後貿易進展とともに、その緊密な連絡が必要となつてきた。ついては、鹿児島港と大島、琉球間に定期航路を開設されたい、もしその実現が困難ならば小型船舶の随時就航を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該航路の重要性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

広島港を塩輸入港に指定の請願（請願者広島県知事　楠瀬常猪外二名）（森戸辰男君外一名紹介）（第六七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島港は昭和二十三年一月一日を以て開港指定を受け国際貿易港として発足したが、わが国の貿易が管理貿易の性質上、自由なる発展を期することができないため、その実績は微々たるものである。このままの成績では切角の貿易港も開港閉鎖規定によつて不開港となる運命にあり、同市の発展も死命を制せられることになる。ついては、同港を塩の輸入指定港として活用されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島港の貿易港としての重要性にかんがみ、関係官庁と協議の上、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

輸入食糧仲継港として舞鶴港利用に関する請願（請願者舞鶴市長柳田秀一外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第一七〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の新聞紙の報道によれば、本年韓国より米六十万石を輸入するよしであるが、舞鶴港は、これら韓国より輸入する食糧の最大の消費地であり、かつ同国へ輸出する雑貨類の生産地と目される、京阪神近畿地方とは、日本海のいずれの港よりも近距離にあり、海陸輸送施設も完備している。しかも同港には、京都食糧事務所舞鶴支部が設置されており、また輸入食糧の收容施設も具備している。ついては、舞鶴港を韓国米輸入仲継港として指定利用されたいというのである。

二、請願の議決理由

舞鶴港の重要性にかんがみ、関係官庁と協議の上、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

輸入塩仲継港として舞鶴港利用に関する請願（請願者舞鶴市長柳田秀一）（大石ヨシエ君紹介）（第一七〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近韓国・中国・ジャバ・米国・エジプト・イタリー・スペイン・ペニス等の諸国から、塩の輸入を増加するとのことであるが、舞鶴港は、これら諸国から輸入する塩、その他食糧の最大の消費地であり、かつこれら諸国へ輸出する雑貨類の生産地と目される、京阪神近畿地方とは、日本海のいずれの港よりも近距離にあり、その港湾施設も整備され、日本海における国際貿易の大幹線港である。ついては、舞鶴港を輸入塩仲継港として指定利用され、なお日本専売公社舞鶴出張所の塩の供給地域を、現在の京都府の三郡ならびに福井県の西部、兵庫県の北部を編入拡大されたいというのである。

二、請願の議決理由

舞鶴港の重要性にかんがみ関係官庁と協議の上、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

油津、細島両港を沖縄向け輸出港に指定の請願（請願者宮崎県議会議長日高彌一）（川野芳滿君外五名紹介）（第二五八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

細島、油津の両港は、天然の良港であつて、南方諸地域との最短距離にあるため、将来南方貿易再開の場合には、わが国における有数の貿易港としての使命を果し得る諸條件を具備している。最近米第八軍による、沖縄建設資材の買付けが開始されようとして、沖縄地方との貿易が、さらに活發化しようとしているから、油津、細島両港を沖縄向け資材積出輸出港として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願港と南方との貿易の活發化を図るため、関係官庁と協議の上、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

九州海運局油津出張所昇格に関する請願（請願者宮崎県日南市長井戸川一外八名）（田中不破三君紹介）（第二〇七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日南市油津港は、北の富島と南の鹿児島との中間はあつて、いずれも六十カイリ以上の遠距離にあり、国内有数の遠洋漁業の基地である。同地は本年市制をしき、都市計画はもちろん、運河の増修、船舶給水施設は完成し、その他着々として市施策の具体化を計つているから、この際、九州海運局油津出張所を、支局または直轄出張所に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

油津港の実状にかんがみ、予算を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

東北海運局女川出張所を支局に昇格の請願（請願者宮城県牡鹿郡女川町長木村主税ノ外一名紹介）（第二六三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県の女川港は天然の良港であつて、運輸省、農林省両面よりの修築も一応、第一期工事を終り、港勢まさに躍進期に入らうとしている。すなわち同港は東北随一の石油類輸入港であり、捕鯨船九隻を持つ日本水産株式会社は、同港に製氷、かん詰の各種工場を設置しており、セメント、パルプ、石炭等の各種原材料の陸揚およびかつおの水揚地であり、その他日本水産捕鯨工場の設置とともに各観光資源の宣伝、促進等海運局の力に待つものが多い。ついては、現在の海運局出張所ではその機能を果し得ないから、すみやかに支局に昇格せられたいというのである。

二、請願の議決理由

女川港の実状にかんがみ、諸情勢並びに予算等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

気象官署拡充に関する請願（請願者東京都千代田区大手町一丁目七番地遠山明ノ門司亮君外六名紹介）（第六一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国は世界有数の気象災害国であり毎年このため多大の国費をついやしている。気象台はこれら災害の予知につき全力をあげて被害を最小限に食いとめることに努力しているが、予算の縮減により人員、機構の大幅な縮少、廃止を余儀なくされ、従来も困難であつた災害予知をさらに困難なものとなしている。これは災害を増大させるばかりでなく農業、漁業その他に及ぼす影響は大きく、産業復興に大きい支障を来している。ついては、気象官署の拡充を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は予算その他諸般の情勢を勘案して、その趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

北海道における気象官署職員の定員増加に関する請願（請願者北海道札幌管区気象台内全気象労働組合北海道支部串崎利兵衛ノ浦口鉄男君紹介）（第二四五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の気象事業は昨年の行政整理で半身不随の状態になつている。とくに、北海道における季節予報農業気象は、他地方よりも数歩進歩し、農業、漁業、林業において、大きな役割を果して来たのであるが、気象事業に従事する研究者は、過労により病気欠勤者が続出し、実働必要人員を割つている官署が多く、給与の低いために有能な技術者の辞職者がひん出している現状で、現定員の三割に当る人員を補充し、技術者を養成しておかなければ、近い将来において、気象業務は停止することは明らかである。ついては、北海道における気象官署職員の定員を増加されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、予算その他諸般の情勢を勘案して、その趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

気象関係職員の給与改善に関する請願（請願者福岡市大名町二百二十三番地ノ二十六福岡管区気象台内原田絹介ノ田代文久君外一名紹介）（第六八四号）、同外十三件（請願者京都市上京区紫野下鳥田町九番地伊藤勝外十五名ノ土橋一吉君紹介）（第六八五号）、同（請願者高松市四番町高松地方気象台内安松光男外八名ノ島田末信君紹介）（第七九六号）及び同（請願者高松市太田上町二百三番地合田勲外七名ノ成田知巳君紹介）（第一〇五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

気象関係職員の給与は、昭和二十四年七月以来生計費は増加するのに給与の改善については何らの措置も講ぜられていない。生計費は月々赤字を生じ、年末に及んでその極に達し、充分に仕事の能率をあげることもできない実情である。ついては、すみやかに給与を改訂し、超過手当の完全支給及び越年資金を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、諸般の情勢を勘案して、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稲田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

函館港を観光港に指定並びに道南地帯の観光施設整備に関する請願（請願者北海道函館港湾振興会長山崎松次郎ノ冨永格五郎君外二名紹介）（第一一三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

函館港は、北海道の表玄関であつて、米・亜通商の主要幹線である津軽海峡に面し、船舶交通の枢要地であるとともに、風趣に富んだ天与の良港である。かつまた背後には国立公園があり、諸外国並びに一般の観光客を対照とする寄港地として最適である。また風趣に富んだ、附近の道南地帯を一環とした景勝圏は、観光港また観光地として、優れた条件を備えている。ついては、同地帯の観光的施設は、まだ十分ではないから、ドライブウエー、ホテル、大衆娯楽設備等を、国費または地方費によつて実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

函館港並びに道南地帯の実状に即応し、諸般の情勢を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

瀬戸内海沿岸の観光港及びヨットハーバー整備に関する請願（請願者瀬戸内海国立公園及び観光事業促進協議会会長岸田幸雄）（塩田賀四郎君紹介）（第一四三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
瀬戸内海は、もつとも恵まれた観光地帯であるが、観光事業の基礎をなすものは港湾の整備充実にあるから、同沿岸のA級六、B級二十四、C級七十五の観光港及び五十三箇所のヨットハーバーを整備せられたいというのである。

二、請願の議決理由
観光事業の発達を図るため、予算、その他諸般の情勢を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

瀬戸内海沿岸地域に観光ホテル設置の請願（請願者瀬戸内海国立公園及び観光事業促進協議会会長岸田幸雄）（塩田賀四郎君紹介）（第一四三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
瀬戸内海は、すぐれた観光資源地帯で、今後外客の来訪が大いに期待されるのであるが、沿岸地域に国際的観光ホテルの設備がないため、せつかく、すぐれた観光地も十分に利用できない状態である。ついては、同海沿岸に四十五箇所の観光ホテルを設置せられたいというのである。

二、請願の議決理由
外客の誘致を図るため、予算その他諸般の情勢を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

熱海竹之沢に国際観光ホテル建設に関する請願（請願者熱海市熱海百一番地畠山鶴吉）（畠山鶴吉君紹介）（第一七八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
熱海温泉は、日本旅館の数と施設は整備しているが、外国人専用の国際観光ホテルは皆無であり、最近増加した外国人の宿泊者に不便と不満を與えている。ついては、熱海随一の景勝地竹之沢に国際観光ホテルを建設されたいというのである。

二、請願の議決理由
外客の誘致を図るため、予算その他諸般の情勢を勘案して、請願の地に国際観光ホテル建設について、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

熱海湾競船場設置に関する請願（請願者熱海市長宗秋月外六名）（畠山鶴吉君紹介）（第二八三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
熱海市の観光施設は従来、陸重海軽の感が深い。今後国際観光温泉文化都市として、最高度の発展を促す上には、競輪場、競馬場は、同市の地勢が山岳が多い関係上不適当である。ついては、熱海湾競船場の企画は、県当局の賛成を得ており、国際観光客を誘致するにも好適であるから、ぜひ同競船場の設置を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由
国際観光客を誘致するため、予算その他諸般の情勢を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

車両工業対策に関する請願（請願者東京都港区芝三田四国町二丁目六番地大隅梅太郎）（前田種男君紹介）（第四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十四年度均衡予算の実施にともない国有鉄道建設改良費が大幅に削減されたので、車両工業の打撃は関連産業と共に崩壊寸前の状態に至つた。ついては、二十五年度鉄道勘定中国有鉄道車両関係予算を百二十億円以上計上し、この発注については本年度中に見込生産の方法をとり、その支拂には日銀融資をもつて即時に支拂わしめる等の措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由
車両工場の振興に資するため、諸情勢を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

国有鉄道車両関係予算増額並びに浜松、米原間鉄道電化実現に関する請願（請願者東京都港区芝三田四国町二丁目六番地日本労働組合総同盟内車両産業労働組合協議会井上靖久）（前田種男君紹介）（第一三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国の車両産業は、九十％以上を国鉄の需要に依存していたが、昭和二十四年度における鉄道建設勘定は、当初四百六十六億円が百六十五億円に大幅に削減されたため、車両関係費は、全生産能力の五％に過ぎない微細な金額となつた。これは車両産業を、崩壊におとし入れる結果になるから、昭和二十五年度の国鉄の車両関係予算を、百二十億円計上され、なお、国鉄電化五箇年計画の一箇年分である、浜松――米原間の、電化に要する施設費を、見返り資金を活用して、昭和二十五年度中に着工せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由
車両工業の振興に資するため、諸情勢を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年五月一日
運輸委員長　稲田　直道
衆議院議長幣原喜重郎殿

電気機関車製作予算増額に関する請願（請願者茨城県那珂郡勝田町勝田町婦人会長有路きぬ外七百九十二名）（石野久男君紹介）（第一五五一号）及び同（請願者茨城県那珂郡勝田町日製水戸工場従業員家族代表河村喜代子）（山口武秀君外一名紹介）（第一九七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
茨城県那珂郡勝田町にある日立製作所水戸工場は、戦後三千人の従業員をもつて、電気機関車を製作していたが、昭和二十四年から国家の予算がなくなつたため、電気機関車の製作ができなくなつた。このため、工場従業員は失業状態となつて、日常生活にも困つており、下請の町工場は閉鎖され、せつかく発展していた同町も、次第にさびれてゆく計りである。ついては、すみやかに、国鉄の電化を計つて、電気機関車製作の予算を増額せられたいというのである。

二、請願の議決理由
国鉄電化の促進と関連して、予算その他諸般の情勢を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月一日

運輸委員長　稻田　直道

衆議院議長幣原喜重郎殿

閉会中審査に関する報告書

国鉄の経営合理化に関する件等

閉会中審査報告書

一　国鉄の経営合理化に関する件
二　鉄道の建設並びに電化に関する件
三　船舶（機帆船を含む）の運航体制に関する件
四　港湾の運営並びに修築に関する件
五　観光に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和二十五年七月十一日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

郵政委員会報告書

〔第三号参照〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的
本法律案は、加入者の保険的利益の拡大を期するため、現行法の一部を改正しようとするものである。

二、議案の要旨
本法律案の要旨は、
（一）保険金倍額支拂條項（現行法によれば、昭和二十四年六月一日以降に効力の発生した契約に限り適用）を昭和二十一年十月一日以降に締結された契約に溯及して適用することとしたこと。
（二）法定伝染病と同様、日本脳炎も保険金の削減をうけないこととしたこと。
（三）昭和二十一年十月一日以降に締結された契約について、保険契約の乗換制度を廃止することとしたこと。
（四）簡易生命保険郵便年金事業審議会を廃止し、郵便審議会に統合したこと。
等である。

三、議案の修正議決理由
本法律案の主旨並びに内容は、妥当であるが、諸般の事情から施行期日は、修正を要するものと認め、別紙の通り修正議決した。

右報告する。

昭和二十五年三月十四日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

附　則

1　この法律は、昭和二十五年三月一日から施行する。

2　昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約については、改正前の第四十五條の規定は、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

郵便年金法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的
本法律案は、最近における経済事情の推移にかんがみて、年金の最低制限額を引き下げようとするものである。

二、議案の要旨
本法律案の要旨は、
（一）年金の最低制限額「六千円」を「三千円」に改めること。
（二）簡易生命保険郵便年金事業審議会を郵政審議会に統合すること。
等である。

三、議案の修正議決理由
本法律案の主旨並びに内容は妥当であるが、諸般の事情から施行期日は、修正を要するものと認め、別紙の通り修正議決した。

右報告する。

昭和二十五年三月十四日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

附　則

この法律は、昭和二十五年三月一日から施行する。

〔第四号参照〕

郵便為替法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的
本法律案は、郵便為替の利用者の利益を保護するとともに、その不便を救済するため、規定の一部を改正しようとするものである。

二、議案の要旨
郵便為替証書の有効期間は、現在の規定では、特に交通不便の地域でない限り、すべて一律に二箇月となつているが、これを差出人又は受取人の責によらない事由によつて、拂渡又は拂もどしの有効期間を経過した場合においては、その事由により請求のできなかつた日数は、証書の有効期間に算入しないことに改めること。

三、議案の可決理由
本法律案の主旨並びに内容は、妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年三月二十四日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的
本法律案は、郵便貯金の預金者の利益を保護するために、郵便貯金の拂もどし証書の有効期間について必要な改正を行うとともに、土地改良法等の制定に伴う規定の整備を行おうとするものである。

二、議案の要旨
（一）郵便貯金の総額の適用を受けない法人又は団体の名称について次のとおり改正すること。
1　国については、現在解釈上当然のこととして、取扱つて、るのであるが、これを明文化すること。
2　水利組合、耕地整理組合、北海道土功組合については、土地改良法の制定、水利組合法の改正等によつて、その名称を読み替えること。
3　国家公務員法に基く職員組合その他の団体については、関係規定の改正によつて、これを労働組合とは別箇に規定すること。
4　孤児院は育児院と読み替えること。
（二）郵便貯金の拂もどし証書の有効期間は、現在の規定では、特に交通不便の地域でない限り、一律に二箇月となつているが、これを預金者の責に帰することのできな

い事由によつて、拂もどし証書の有効期間を経過した場合においては、その事由により請求することのできなかつた日数は、証書の有効期間に算入しないことに改めること。

等である。

三、議案の可決理由

本法律案の主旨並びに内容は妥当と認めこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年三月二十四日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的

本法律案は、郵便振替貯金の利用者の利益の保護と、事業経営の合理化を図るため、規定の一部を改正しようとするものである。

二、議案の要旨

(1)　郵便振替貯金の加入者の請求によつて、拂込書用紙を売り渡すことに改めること。

(2)　郵便振替貯金の拂出証書の有効期間は、現在の規定では、特に交通不便の地域でない限り、一律に二箇月となつているが、これを加入者又は受取人の責によらない事由によつて、拂出証書の有効期間を経過した場合においては、その事由によつて請求のできなかつた日数は、有効期間に算入しないことに改めること。

(3)　簡易生命保険料又は郵便年金の掛金を振替貯金から拂出す場合における料金は、現在の規定では、保険又は年金の契約者によつて納付することになつているが、これを簡易保険局において納付することに改めること。

(4)　国民金融公庫法の制定実施によつて、年金又は恩給の給與金は、現在では、恩給金庫へ振替預入することになつているが、これを国民金融公庫の口座へ振替預入することに改めること。

(5)　公金に関する郵便振替貯金の拂込料金は、現在の規定では二円であるが、これを五円に改めること。

等である。

三、議案の可決理由

本法律案の主旨並びに内容は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年三月二十四日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

請願に関する報告書

〔第五号参照〕

逓送業務一元化に関する請願（請願者東京都中野区上町四十番地岡田辰三外十九名）（土井直作君紹介）（第六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の複雑した逓送機構をもつては逓送の使命である敏速を期し難いから、郵便の業務を中心とした逓送総局（仮称）を郵政省に独立させて機構を一貫し、業務の簡素化と能率の増進を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の即時実施については、種種問題を生じ実現困難であるとしても、願意にはなお相当理由があり、政府において趣旨実現の可能性につきさらに一層慎重考究を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

川上町に特定郵便局設置の請願（請願者鹿児島市川上小学校川畑篤外二十六名）（上林山榮吉君紹介）（第二四三号）に関する報告書

一、請願の主旨及び目的

鹿児島市川上町は人口約一万を有し、中小企業の発展はいちじるしいが、同町には通信機関と金融機関が設置されていないため、地元民は約三里を距る鹿児島本局を利用している状態で、多大の不便を感じている。ついては、すみやかに同町に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配郵便局設置の條件を具備している、よつて将来適当の時期に郵便局を設置すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

藤井町に特定郵便局設置の請願（請願者松山市藤井町四十五番地近藤量外二十一名）（關谷勝利君紹介）（第五五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

松山市藤井町は松山市のいんこう部にあつて、松山市の台所として港湾をひかえていんしんを極めている。しかも人口二万を超え単独市制を布かんとしている状況で将来の発展は注目されている。しかるに、従来の郵便局が拡張されて町の東端の田の中に移動を見たので、同町の中心地全帯はひじように不便を感じている。ついては、同町の中心地に適当な候補地があるから、特定郵便局をぜひ開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は現在のところ無集配郵便局設置の條件を具備していないが、将来適当の時期に無集配局または簡易郵便局を設置して地方民の不便を救済する心要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

日暮里町七丁目に特定郵便局設置の請願（請願者東京都荒川区日暮里町七丁目七百十番地冠権四郎外十八名）（花村四郎君紹介）（第七六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰災のため焼失した東京都荒川区日暮里町九丁目渡辺町郵便局、日暮里七丁目郵便局及び日暮里駅前郵便局の三局はいまだに復活せず、関係住民は通信、納税及び貯金等に大きな不利不便を感じている。ついては、同区七丁目に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配郵便局設置の條件を具備している、よつて将来適当の時期に郵便局を設置すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立宮城療養所内に無集配郵便局設置の請願（請願者宮城県亘理郡山下村国立宮城療養所内畠山辰夫外九百十八名）（庄司一郎君紹介）（第八一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立宮城療養所には、現在約八百名の患者を收容しているが、郵便局ま

で四キロの行程があり、患者はもちろん療養所としてもこれを利用することができないので、毎日所員二名を連絡に当らせている。ついては、同療養所内に無集配郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は将来適当の時期に無集配郵便局を設置の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

落合村大字長畑地内に特定郵便局設置の請願（請願者栃木県上都賀郡落合村大字小倉百四十六番地伊藤粂廣外八百五十名）（高塩三郎君紹介）（第一三二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県上都賀郡落合村大字長畑を中心とする地内は、東武日光線明神駅を控え、約六百余戸の人家と、学校、事務所、製材、精粉工場等があり、大麻の産地として名をなしているところである。しかるに従来全く金融、通信の機関がないため、多大の不便をこうむつている。ついては、ぜひとも、同地内に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配郵便局設置の條件を具備している。よつて将来適当の時期に郵便局を設置すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

川内村小川字下小川に無集配郵便局設置の請願（請願者秋田県由利郡川内村字小川三船哲朗外十五名）（飯塚定輔君紹介）（第一一七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県由利郡川内村は鳥海山ろくの純農村で、戸数七百八十戸、人口四千八百二十人、耕地約六百町歩、農家約八割、副業あるいは専業として木炭業に従事する者約一割である。同村は大字が五つに分れ、郵便局は伏見に存在しているが、東西両端の部落から見た場合ひじように偏在しているため、中、小学校、農業倉庫、巡査駐在所の設置されている小川部に、電話架設の必要を痛感している。ついては、川内村小川字下小川に無集配郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は現在のところ無集配郵便局設置の條件を具備していないが、将来適当の時期に無集配局または簡易郵便局を設置して地方民の不便を救済する必要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

上高根沢に郵便局設置促進の請願（請願者栃木県塩谷郡北高根沢村二千三百九十三番地阿久津武義外三十九名）（山口好一君紹介）（第一一七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県塩谷郡北高根沢村大字上高根沢に、郵便局設置の件は、数回衆議院に請願し、採択され、逓信省においても実地調査をされた。今回、同地に栃木県塩谷郡北高根沢村農業協同組合の支所が設置され、倉庫の設営もあり、農業生産物の集散や、また金融の点からも、郵便局の設置が何よりも急務になつた。ついては、同地に郵便局の設置を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配郵便局設置の條件を具備している、よつて将来適当の時期に郵便局を設置すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

落合村大字長畑地内に特定郵便局設置の請願（請願者栃木県上都賀郡落合村長福田民一郎外一名）（高塩三郎君紹介）（第八七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県上都賀郡落合村大字長畑を中心とする地内は、東武日光線明神駅を控え、約六百余戸の人家と、学校、事務所、製材、精粉工場等があり、大麻の産地として名をなしているところである。しかるに、従来全く金融、通信の機関がないため、多大の不便をこうむつている。ついては、ぜひとも、同地内に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、取下げたいとの申出があつたからこれを許可すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

中山村字淵名に特定郵便局設置の請願（請願者徳島県美島郡中山村尾方徳太郎）（眞鍋勝君紹介）（第一三五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島県美島郡中山村字淵名には、小、中学校がありながら、郵便局なく、役場とも遠く離れて村民は事毎に不便を感じている。郵便局の設置とともに、電話の架設が許されるならば、役場との連絡、医師の回診、産業の発展にも多大の利益をもたらすから、中山村字淵名に、特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は現在のところ無集配郵便局設置の條件を具備していないが、将来適当の時期に無集配局または簡易郵便局を設置して地方民の不便を救済する必要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

大串村大字小迎に特定郵便局設置の請願（請願者長崎県西彼杵郡大串村長麻生昭義）（岡西明貞君紹介）（第一四二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県大村湾の入口にあたる、伊之浦、瀬戸間の架橋工事は、長崎、佐世保両市を結ぶ最短距離としての重要性を認められ、いよいよ本年度より起工することとなつた。しかるに、この架橋地点近傍に郵便局なく、遠く四キロ余を距る大串郵便局において用を便ずるの外ない現況で、地元の小迎、伊之浦、皆割石の各部落は、郵便通信、貯金、為替等に多大の不便を感じている。ついては、架橋地点である大串村字小迎に、特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は現在のところ無集

配郵便局設置の條件を具備していないが、将来適当の時期に無集配局または簡易郵便局を設置して地方民の不便を救済する必要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

東根温泉に郵便局設置の請願（請願者山形県北村山郡東根町長齋藤三郎外四名〆國司安正君紹介）（第一四三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東根温泉は、県下有数の温泉で、年間約二十万の浴客があるが、同地に郵便局がないため多大の不便を感じ、約三十町はなれた楯岡町郵便局及び約二十五町はなれた東根町郵便局にたよつているが、即刻の利用には間に合わないで、同温泉の繁栄にも大きな影響を與えている。この不便を除くため、温泉地の松岡清太郎が、自力で郵便局を設置する決意をしているから、同温泉に郵便局の設置を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は現在のところ、無集配郵便局設置の條件を具備していないが、将来適当の時期に無集配局または簡易郵便局を設置して地方民の不便を救済する必要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

此花郵便局復興促進の請願（請願者大阪市此花区長松本正治外二十二名〆前田種男君紹介〆第一四七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪市此花区は、重工業地帯として、多数の大会社、工場等があり、人口も嘗間は十万に近いのであるが、戦災により、同区内の此花郵便局が焼失してから、通信事務は隣区の福島郵便局に依存している。このため、商工業の発展を阻害し、また、区民に多大の不利不便を及ぼしている。ついては、再建に要する敷地は確保されているから、すみやかに、同区内に、二等郵便局を再建設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨はきわめて適切妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

鳥取市吉成に特定郵便局設置の請願（請願者鳥取市長森中豊治外十九名）（稲田直道君紹介）第一六一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取市南部の美保地区並びに鳥取県岩美郡倉田村の一部の地域は、鳥取市周辺においてもつとも産業企業の興隆いちじるしく、人口は逐年増加し、これに伴う金融経済及び通信郵便の業務は繁雑をきわめている。ついては、前記地域の中心地である、鳥取市吉成附近に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は現在のところ無集配郵便局設置の條件を具備していないが、将来適当の時期に無集配局または簡易郵便局を設置して地方民の不便を救済する必要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

陸合村に郵便局設置の請願（請願者秋田県平鹿郡陸合村議会議長信太吉治外四名〆飯塚定輔君紹介）（第一六八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県平鹿郡陸合村は、最寄の羽後植田局より三キロを隔て、電報すら普通便同様の不便な地である。ついては、戦時中資材不足のため中止されていた郵便局の設置を、すみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配郵便局設置の條件を具備している。よつて将来適当の時期に郵便局を設置すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

日暮里町八丁目に特定郵便局設置の請願（請願者東京都荒川区日暮里町八丁目二百二十八番地山内義久〆天野公義君紹介〆第一八九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来東京都荒川区日暮里町附近には、日暮里九丁目渡辺町郵便局、日暮里駅前郵便局及び日暮里七丁目（蛇塚）郵便局の三局があつたが、戦災焼失して現在にいたるも復旧していない。同地区の復興はいちじるしく、戸数三千数百となり、貯蓄、納税、通信その他について、郵便局の設置がないから、ひじように不便を感じている。ついては、調査の上、日暮里八丁目に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配郵便局設置の條件を具備している。よつて将来適当の時期に郵便局を設置すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日

郵政委員長　石原　登

衆議院議長幣原喜重郎殿

新川局と上市、滑川及び魚津各局間に郵便物直接逓送開始の請願（請願者富山県中新川郡新川村新川郵便局長本光勝太郎外十五名〆佐伯宗義君紹介〆第二〇六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県新川局は、中新川郡の中心地にあつて、県道の交さ点に位するばかりでなく、富山地方鉄道の富山市から魚津方面及び雄山町方面への分岐点に臨む交通の要地に当り、相の木、舟橋、新川三箇村の郵便集配を受持つているが、近年通信機関の利用が増加し、附近の上市、滑川、魚津への郵便の発着は、一たん富山局へ集中されるため、迅速を欠き、村政運営に不便をきたしている。ついては、新川局と前記上市、滑川、魚津各町局に、一日二回位の富山地方鉄道による郵便物直接逓送を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は相当の理由ありと認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日
郵政委員長　石原　登
衆議院議長幣原喜重郎殿

徳沢簡易郵便局取扱事務拡充の請願（請願者福島県河沼郡群岡村外二ヶ村組合長徳沢簡易郵便局受託者藤原肇外四名）（大和田義榮君紹介）（第二五四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県河沼郡群岡村は新潟県との物資の交流も多く人事の往来もひん繁であり、また国立公園に編入された飯豊山の登山口として、今後ますます地方産業開発および文化向上の中心点として発展する所であるが、昭和二十四年三月特定郵便局の設置を請願したが実現されず、幸い昭和二十四年六月簡易郵便局法が制定され、同二十五年一月より開局されたが、一般公衆は委託取扱事務の制限により不便を感じている。ついては徳沢郵便局に特定局窓口事務同様の措置、または特定局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

簡易郵便局の取扱事務範囲の拡張については相当考究の余地あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日
郵政委員長　石原　登
衆議院議長幣原喜重郎殿

色麻村清水字香木前に無集配郵便局設置の請願（請願者宮城県加美郡色麻村後藤みきを外百八十六名）（安部俊吾君紹介）（第二五八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県加美郡色麻村には四釜、王城寺の二郵便局があるが、王城寺局は戦時中、軍専用として使用され、終戦後民間に開放されたものであるが、同村の最東南端大村落にあつて村全体の利用価値は少ない。色麻村の西部地区は部落十七、人口五千、耕地田畑約五百町、山林二千町であり、農業、林業にも活発な動きを見せているが、この地域には電話の架設もなく、電報でさえも四キロメートルの遠距離に行かねばならない。ついては、同村清水字香木前九番地に無集配郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は現在のところ無集配郵便局設置の條件を具備していないが、将来適当の時期に無集配局または簡易郵便局を設置して地方民の不便を救済する必要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日
郵政委員長　石原　登
衆議院議長幣原喜重郎殿

大里村に特定郵便局設置の請願（請願者福島県岩瀬郡大里村字大里添田光郎）（圓谷光衛君紹介）（第二六七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県岩瀬郡大里村には昨秋簡易郵便局が設置されて便利になつたが、何分にも取扱事務が限定され、局舎も職員も協同組合により運営されており、また貯金事務は他村まで約七キロ以上往復する現状で、また電報等にもひじように困難をきわめている。ついては、同村に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

簡易郵便局の取扱事務範囲の拡張については相当考究の余地あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日
郵政委員長　石原　登
衆議院議長幣原喜重郎殿

久目郵便局に集配事務開始の請願（請願者富山県氷見郡久目村長松浦良正外三名）（橘直治君紹介）（第二七六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県氷見郡久目村は、山林資源に恵まれ、近年急速な発展を遂げ、数年前から県営ため池も築造中で多数の人夫が入り込んだりしているため、通信事務も混雑している。郵便局は、昭和二十二年無集配局久米郵便局が設置されたが、今日では不便を感じるようになつたから、久米局を昇格して、集配事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は相当の理由があるので将来適当の機会に集配事務を開始すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日
郵政委員長　石原　登
衆議院議長幣原喜重郎殿

簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願（請願者豊橋市長大竹藤知）（八木一郎君紹介）（第二三〇七号）、同（請願者上田市長井上柳梧）（小林運美君紹介）（第二三三一号）、同（請願者高山市長日下部礼一）（大野伴睦君外一名紹介）（第二四九三号）、同（請願者清水市長山本正治）（西村直巳君紹介）（第二五二九号）、同（請願者高田市長関威雄）（塚田十一郎君紹介）（第二五三〇号）、同（請願者岡崎市長竹内京治）（千賀康治君紹介）（第二五八九号）及び同（請願者名古屋市中区御幸本町名古屋郵政局内九鬼由松）（中村清君紹介）（第二八〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近における地方財政は、教育費、土木費、警察費、産業経済費等の緊急を要する事業費が増加し、歳入は税収より税外収入に多くを求めなければならぬため、起債によつて公共事業を遂行しなければならぬ実状にあるが、その起債も全額認可されるわけではなく、承認額を政府資金で借り入れるに当り、種々の不便がある。さきに第五回国会で簡易生命保険及び郵便年金積立金の郵政省による直接運用についての議案が可決されたが、未だ再開の実現に至つていない。ついては、簡易保険及び郵便年金積立金を、急速に地方資金として、郵政省から直接運用できるように、適当な措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の現状にかんがみ、簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用を、資金地方還元の趣旨によつて再開することは、地方財政の逼迫を救済するとともに、両事業の普及発達上緊急の必要事である。なお、両事業積立金の運用は、全面的に郵政大臣の管理下に置き、これと不可分の関係にある事業運営との総合的経営を図ることが、保険年金事業の本質上適当であると認める。よつて本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十七日
郵政委員長　石原　登
衆議院議長幣原喜重郎殿

閉会中審査に関する報告書

簡易生命保険及び郵便年金積立に関する件閉会中審査報告書

一、簡易生命保険及び郵便年金積立に関する件

右件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。
昭和二十五年七月十一日
郵政委員長　池田正之輔
衆議院議長幣原喜重郎殿

電気通信委員会報告書

（第十二号参照）

電波法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的
電波の規律に関する現行法たる無線電信法は、大正四年の制定にかかり、最近急速な発達を遂げた電波利用の関係を律するに適しないのみならず、同法は公衆電気通信事業経営上の規定をも含んでおり、法体系上も全面的改正を要し、且つ、国際電気通信條約に基く国内法制の整備、新憲法の要請による従来の命令委任事項の整理等の必要もあるので無線電信法を廃止し、新たに現在の電波利用状況に適応する法律を制定しようとするものである。

二、議案の要旨
本法律案は、第一章総則、第二章無線局の免許、第三章無線設備、第四章無線従事者、第五章運用、第六章監督、第七章聽聞及び訴訟、第八章雑則、第九章罰則の各章及び附則より成つている。その現行法と異なる主要な特色を挙げれば次のとおりである。

1　現行無線電信法においては、無線電信、無線電話は政府管掌を原則とし、特定の場合例外的に私設を認める建前をとつているが、本法律案においては、何人でも一定の條件の下に、電波監理委員会の認可をうけて、電波を利用し得ることとしたこと

2　現行法の公衆電気通信事業経営上の規定を除外し、專ら電波監督行政上の規定のみとしたこと

3　現行法の命令委任事項を整理し、国民の権利義務に関する事項はことごとくこれを法律をもつて規定したこと

4　無線局及び無線従事者の免許の有効期間に関する規定及び各種の免許、検査、検定等の手数料に関する規定を設けたこと

5　電波監理委員会規則を制定しようとするとき、無線局又は無線従事者の免許の取消の処分をしようとするとき、電波監理委員会の処分に対する異議の申立があつたとき等の場合聽聞を行うこととし、これに関する規定を設けたこと等である。

三、議案の修正議決理由
電波行政の基本法として、本法律案は、その規定するところ概ね妥当と認められるが、なお一部について内容を一層適切にするため、及び立法技術上の必要のため、委員会は、原案の一部を別紙の通り修正をすることを適当と認め、修正議決した。
右報告する。
昭和二十五年四月七日
電気通信委員長　辻　寛一
衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

電波法案の一部を次のように修正する。

（申請の審査）
第七條　電波監理委員会は、前條の申請書を受理したときは、○遅滞なく○その申請が左の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。
一　工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。
二　周波数の割当が可能であること。
三　当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。
四　前三号に掲げるものの外、電波監理委員会規則で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること。

2　電波監理委員会は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

（免許の附與）
第十二條　電波監理委員会は、第十條の規定による検査を行つた結果、その無線設備が第六條第一項第七号又は同條第二項第一号の工事設計（第九條の規定による変更があつたときは、変更があつたもの）に合致し、且つ、その無線従事者の資格及び員数が○第四十條及び○第五十條の規定に違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を與えなければならない。

（計器及び予備品の備えつけ）
第三十二條　船舶局の無線設備には、その操作のために必要な計器及び予備品であつて、電波監理委員会規則で定めるものを備えつけなければならない。

（非常燈、送話管等の備えつけ）
第三十三條　船舶局の通信室には、非常燈を備えつけなければならない。
2　船舶局の通信室が航海船橋以外の場所にあるときは、航海船橋との間に送話管若しくは電話又はこれらに代わる連絡設備を備えつけなければならない。

（船舶の義務無線電信の條件）
第三十三條　船舶安全法第四條の船舶に施設する無線電信（以下「義務無線電信」という。）の主送信装置は、五百キロサイクルの周波数において晝間百九十キロメートル以上の有効通達距離をもつものでなければならない。

2　電波監理委員会は、船舶安全法第四條第一項第三号（同法第十四條の規定に基く政令において準用する場合を含む。以下同じ。）の船舶に施設する無線電信については、前項の有効通達距離の特例を定めることができる。

第三十四條　義務無線電信には、左に掲げる條件に適合する補助装置を備えなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、電波監理委員会規則で定めるものについては、この限りでない。
一　独立の電源をもつこと。
二　連続して六時間以上使用できること。
三　送信装置は、五百キロサイクルの周波数において晝間九十五キロメートル（第五十條の第一種局については百五十キロメートル）以上の有効通達距離をもつこと。
四　受信装置は、五百キロサイクルの周波数を受信することができ、且つ、鉱石検波の方式によつても受信できること。
五　直ちに完全に操作できること。
2　前項の補助装置は、船舶の最高満載きつ水線上のなるべく高い安全な位置に装置することを要する。
3　送信又は受信の主装置が前二項の條件を具備するときは、その補助装置を備えることを要しない。

第三十五條　義務無線電信の通信室には、非常燈を備えつけなければならない。
2　義務無線電信の通信室が航海船橋以外の場所にあるときは、航海船橋との間に送話管又は電話を備えつけなければならない。

（免許の更新）
第四十五條　無線従事者は、同一の資格について免許の更新を申請することができる。
2　前項の申請をした者が、左の各号の一に該当するときは、電波監理委員会は、無線従事者国家試験を行わないでその免許の更新をしなければならない。
一　免許の有効期間中通算して二年六箇月以上当該免許に係る業務に従事し、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反しなかつた者
二　免許の有効期間中通算して一年六箇月以上及び申請前一年以内に従事し、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反しなかつた者
3　第一項の申請をした者が前項各号に該当しない場合であつても、電波監理委員会は、申請者の当該免許に係る業務の経歴及び成績によつて、

無線従事者国家試験の○全部又は一部を免除することができる。

4　免許の更新については、第四十二條及び第四十四條の規定を準用する。

（通信長の配置等）

第五十條　左の表の上欄に掲げる船舶無線電信局には、通信長（船舶通信士の長をいう。）としてそれぞれ下欄に掲げる無線通信士を配置しなければならない。

船舶無線電信局	無線通信士
第一種局（総トン数三千トン以上の旅客船及び総トン数五千五百トンをこえる旅客船以外の船舶の船舶無線電信局をいう。以下同じ。）	通信長となる前十○年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、且つ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
第二種局甲（船舶安全法第四條の船舶であつて総トン数三千トン未満五百トン以上の旅客船又は総トン数五千五百トン以下千六百トン以上の旅客船以外の船舶の船舶無線電信局をいう。以下同じ。）	通信長となる前十○年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、且つ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者
第二種局乙（旅客船以外の船舶の船舶無線電信局（第一種局及び第二種局甲に該当するものを除く。）であつて公衆通信業務を取り扱うもの又は旅客船の船舶無線電信局（第一種局及び第二種局甲に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。）	第一級無線通信士の免許を受けている者又は通信長となる前○年以内に船舶無線電信局若しくは海岸局において第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、且つ、現に第二級無線通信士の免許を受けている者

2　電波監理委員会は、前項に規定するものの外、必要があると認めるときは、電波監理委員会規則により、無線局に配置すべき無線従事者の資格別員数を定めることができる。

（周波数等の変更）

第七十一條　電波監理委員会は、○電波の混信の防止その他公益上必要があるときは、当該無線局の目的の遂行に支障を及ぼさず、且つ、その無線設備の変更を要しないか又は軽微な変更を要するにとどまる場合に限り、無線局の周波数又は空中線電力の指定を変更することができる。

2　国は、前項の規定による無線局の周波数又は空中線電力の指定の変更によつて生じた損失を当該免許人に対して補償しなければならない。

3　前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。

4　第二項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から三箇月以内に、訴をもつて、その増額を請求することができる。

5　前項の訴においては、国を被告とする。

第七十六條　電波監理委員会は、免許人が○放送法若しくは○これらの法律又はこれらに基く命令又は○この法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2　電波監理委員会は、免許人が左の各号の一に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一　正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。

二　不正な手段により無線局の免許若しくは第十七條の許可を受け、又は第十九條の規定による指定の変更を行わせたとき。

三　前項の規定による命令又は制限に従わないとき。

（聽聞の事案）

第八十三條　電波監理委員会は、左に掲げる場合は、この章に定めるところに従い聽聞を行わなければならない。

一　第四條○第一項但書（免許を要しない無線局）、第七條第一項第四号（無線局の開設の根本的基準）、第十三條第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五條（再免許の手続）、第二十八條（第百條第三項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九條（受信設備の條件）、第三十條（第百條第三項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一條（周波数測定装置の備えつけ）、第三十二條（計器及び予備品の備えつけ）、第三十四條（補助装置の備えつけ）、第三十七條（無線設備の機器の検定）、第三十八條（第百條第三項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十九條（無線設備の操作）、第四十條（特殊無線技士の従事範囲）、第四十九條（国家試験の細目等）、第五十條第二項（無線従事者の資格別員数の指定）、第五十二條第六号（目的外使用）、第五十五條（運用許容時間外運用）、第六十一條（通信方法等）、第六十四條第二項（第二沈黙時間）、第六十五條第二項（聽守義務）及び第百條第一項第二号（高周波利用設備）の規定による電波監理委員会規則を制定しようとするとき。

二　第七十六條第二項の規定による無線局の免許の取消又は第七十九條第一項の規定による無線従事者の免許の取消の処分をしようとするとき。

三　電波監理委員会の処分に対する異議の申立があつたとき。

2　電波監理委員会は、前項の場合の外、必要と認める事項について聽聞を行うことができる。

（手数料の徴収）

第百三條　左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める手数料を政令で定める期日に納めなければならない。

納めなければならない者	金額
一　第六條の規定による免許の申請をする者	三千円
二　第十條の規定による落成後の検査又は第七十三條第一項の規定による検査を受ける者	
イ　船舶局	
空中線電力五十ワット以下のもの	三千六百円
空中線電力二百ワット以下のもの	六千円
空中線電力二キロワット以下のもの	八千円
空中線電力二キロワットをこえるもの	一万三千円
ロ　放送をする無線局	
空中線電力五十ワット以下のもの	六千円
空中線電力五百ワット以下のもの	一万円
空中線電力十キロワット以下のもの	一万九千円
空中線電力十キロワットをこえるもの	二万二千円
ハ　その他の無線局	
空中線電力五十ワット以下のもの	四千円
空中線電力二百ワット以下のもの	七千円
空中線電力二キロワット以下のもの	九千円

空中線電力二キロワットをこえるもの　一万五千円

三　第十八條の規定による検査を受ける者（第七十一條○第一項○の規定に基く指定の変更を受けたため第十七條第一項の許可を受けた者を除く。）　五千円

四　第三十七條の規定による検定を受ける者　二万円

五　第四十一條の規定による無線従事者国家試験を受ける者　五百円

六　第四十五條第一項の規定による免許の更新を申請する者であつて同條第二項に該当するもの　百円

七　免許状又は第四十九條の規定による免許証の再交付を申請する者　百円

第百十條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第四條第一項の規定による免許がないのに、無線局を運用した者

二　第百條第一項の規定による許可がないのに、同條同項の設備を運用した者

三　第五十二條、第五十三條又は第五十五條の規定に違反して無線局を運用した者

四　第十八條の検査を受けないで規定に違反して無線設備を運用した者

五　第七十二條第一項又は第七十六條第一項（以上の各規定を第百條第三項において準用する場合を含む。）の規定によつて電波の発射又は運用を停止された無線局又は第百條第一項の設備を運用した者

六　第七十四條第一項の規定による処分に違反した者

第百十一條　第七十三條第一項若しくは第二項○（第百條第三項において準用する場合を含む。）又は第八十二條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百十二條　左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第六十二條第一項の規定に違反した者

二　第六十四條第一項の規定に違反した者

三　第七十六條第一項（第百條第三項において準用する場合を含む。）の規定による運用の制限に違反した者

四　第七十八條の規定に違反した者

五　第八十二條第一項（第百一條において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第百十三條　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第三十九條の規定に違反した者

二　第六十四條第一項の規定に違反した者

三　第七十八條の規定に違反した者

四　第七十九條第一項の規定により業務に従事することを停止されたのに、無線設備の操作を行つた者

五　第八十二條第一項（第百一條において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第百十四條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第百十條から第百十二條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。但し、その期日は、昭和二十五年四月二日以後であつてはならない。

（無線電信法の廃止）

2　無線電信法（大正四年法律第二十六号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（旧法の罰則の適用）

3　旧法第六條、第十五條、第十九條から第二十一條まで、第二十三條、第二十四條第一項、第二十五條、第二十六條及び第二十八條の規定は、公衆通信業務に関する法律が制定施行されるまでは、この法律施行後も、なおその効力を有する。

（無線従事者に関する経過規定）

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

5　この法律施行の際、現に無線通信士資格検定規則（昭和六年逓信省令第八号）の規定によつて第一級、第二級、第三級、電話級又は聽守員級の無線通信士の資格を有する者は、この法律施行の日に、それぞれこの法律の規定による第一級無線技術士、第二級無線通信士、第三級無線通信士、電話級無線通信士又は聽守員級無線通信士の免許を受けたものとみなす。

6　旧電気通信技術者資格検定規則（昭和十五年逓信省令第十三号）廃止の際（昭和二十四年六月一日）、現に同規則の規定によつて第一級若しくは第二級の電気通信技術者の資格又は第三級（無線）の電気通信技術者の資格を有していた者は、この法律施行の日に、それぞれこの法律の規定による第一級無線技術士又は第二級無線技術士の免許を受けたものとみなす。

7　前二項の規定により免許を受けたものとみなされた者は、この法律施行の日から一年以内に、この法律の規定による無線従事者免許証の交付を申請しなければ、不可抗力による場合を除く外、同期間の満了によつて、その免許は、効力を失う。

8　この法律施行の際、現に無線設備の技術操作に従事している者は、この法律施行後一年間は、第三十九條の規定にかかわらず、無線技術士の資格がなくても、無線設備の技術操作に従事することができる。

9　この法律施行後三年間は、第二級無線通信士は、第四十條の規定にかかわらず、東は東経百七十五度、西は東経百十三度、南は北緯二十一度、北は北緯六十三度の線によつて囲まれた区域内において、国際通信を行うため、船舶に施設する無線設備の通信操作を行うことができる。

（この法律の施行前になした処分等）

10　第五項又は第六項に規定するもの外、旧法又はこれに基く命令の規定に基く処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定があるときは、この法律によつてしたものとみなす。この場合において、無線局（船舶安全法第四條の船舶及び漁船の操業区域の制限に関する政令第五條の漁船の船舶無線電信局を除く。）の免許の有効期間は、第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から起算して一年以上三年以内において無線局の種別ごとに電波監理委員会規則で定める期間とする。

（既設の高周波利用設備の許可の申請）

11　この法律の施行の際、現に第百條第一項第二号の設備を設置している者は、この法律施行の日から一年以内に当該設備につき同條同項電波監理委員会の許可を受けなければならない。

12　第百條第二項及び第三項の規定は、前項の設備について準用する。

13　この法律施行の日から一箇月以内は、電波監理委員会は、第八十三條第一項第一号の規定にかかわらず、聽聞を行わないで同條同項同号の電波監理委員会規則を制定することができる。

14　前項の規定により制定された電波監理委員会規則は、この法律施行の日から六箇月を経過した日に、その効力を失う。

（船舶安全法等の改正）

15　船舶安全法の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「無線電信法」を「電波法」に改める。

著作権法（明治三十二年法律第三

十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條ノ五第二項中「無線電信法及之ニ基キ発スル命令ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル放送無線電話施設者」を「放送事業者」に改める。

放送法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

現在、放送は大正四年の制定にかかる無線電信法及びこれに基く命令によつて規律されているが、現行法令は最近画期的な技術的発達を遂げた放送関係の現状を律するに適せず、また電波法案の規定によれば、電波開放の原則の下に、同法によつて新たに設立される日本放送協会の外に、民間企業としての放送事業体も、電波監理委員会の免許を得て、これが設立を認められることになつた結果、放送に関する一般的規定、日本放送協会に関する規定及び一般放送事業者に関する規定等を設くるの必要を生じたため、新たに放送に関する特別法として本法律を制定しようとするものである。

二、議案の要旨

本法律案は、第一章総則、第二章日本放送協会、第三章一般放送事業者、第四章罰則の各章及び附則より成つている。その要点を挙げれば、

1　ぼう頭に放送の三大原則を掲げ、この原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることをもつてこの法律の目的としたこと。

2　放送番組は法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない旨を規定して、放送番組編集の自由を保障したこと。

3　放送事業者が真実でない事項の放送をした場合、当該事業者に訂正又は取消放送の義務を負わしめたこと。

4　国際放送は国際親善を害するものであつてはならない旨を規定したこと。

5　放送事業者は、同意を得なければ他の放送事業者の放送を受信してその再放送をしてはならない旨を規定したこと。

6　放送事業の経営形態を公共企業体たる日本放送協会による放送と、民間企業体たる一般放送事業者による放送との二本建としたこと。

7　日本放送協会は、放送法によつて設立される法人とし、あまねく日本全国において受信できるように放送を行うことをもつてその目的としたこと。

8　協会は経営方針を決定し、且つその業務の運営を指導統制する経営委員会と、業務執行機関たる会長、副会長、理事及び監査機関たる監事をもつて組織されること。

9　経営委員会の委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。この場合、文化、科学、産業その他の各分野が公平に代表されること及び全国を八分した各地区からそれぞれ一名ずつ任命されることを要すること。

10　協会は中波受信機を設置した者から受信料を徴収する権利を有する外、放送債券の発行、土地収用法の適用、法人税及び所得税免除の特権を與えられること。

11　協会の収支予算、事業計画及び資金計画については国会の承認、放送局の廃止及び休止については電波監理委員会の認可を要し、又協会は毎事業年度の業務報告書、ならびに財産目録、貸借対照表、及び損益計算書を電波監理委員会、内閣を経て国会に提出しなければならないこと。

12　協会の会計については、会計検査院が検査すること。

13　協会は他人の営業に関する広告の放送を禁止されること。

14　電波監理委員会は協会に対して国の負担において国際放送の実施を命じ得ること。

15　社団法人日本放送協会は解散し、その設備、人員及び権利義務は新協会に承継されること。

16　本法は電波法施行の日から施行すること。

等である。

三、議案の修正議決理由

放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図るためには、本法案は、その規定するところ概ね妥当と認めたが、なお一部について内容を一層適切にするため、及び立法技術上の必要のため、委員会は、原案の一部を別紙の通り修正することを適当と認め、修正議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月七日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

放送法案の一部を次のように修正する。

目次

第一章　総則（第一條―第六條）

第二章　日本放送協会（第七條―第五十條）

第三章　一般放送事業者（第五十一條・第五十二條）

第四章　罰則（第五十三條―第五十八條）

附則

（訂正放送等）

第四條　放送事業者（電波法（昭和　年法律第　号）の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）が真実でない事項の放送をした場合において、その放送により権利の侵害を受けた本人又は○直接関係人○の請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、同一の放送設備○と同等の放送設備○により、相当の方法で、その放送のあつた日から二週間以内に、その放送をした事項が真実でないことの訂正若しくは取消の放送をし、又は本人若しくは直接関係人に弁明の放送をさせなければならない。

2　放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

3　前二項の規定は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

（業務）

第九條　協会は、第七條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一　全国的及び地方的放送を行うため、放送局を設置し、維持し、及び運用すること。

二　国際放送を行うため、放送局を設置し、維持し、及び運用し、又は政府の施設を使用すること。

三　放送番組を編集すること。

四　放送の進歩発達に必要な研究施設を設置すること。但し、協会の研究活動は、○放送番組又は○放送技術に密接に関連するものに限る。

2　協会は、前項の業務の外、第七條の目的を達成するため、左の業務を行うことができる。

一　放送番組編集上必要な劇団、音楽団等を維持し、養成し、又は助成すること。

二　協会が放送することを主たる目的とする公開演奏会その他の催を主催し、又は後援すること。

三　放送の普及発達に必要な周知宣伝を行い、出版をし、及び放送の受信に関し公衆の相談に応ずること。

四　○放送番組編集上必要な○文芸、音楽、美術及び学術の著作権を取得し、使用し、又はその使用を承認すること。

五　○放送に必要な○特許権及び実用新案権並びにこれらの実施権を取得すること。

六　○放送番組編集のため、収集し、並びにこれを他人と交換し、又は他人に提供すること。○ニュース及び情報

七　委託により放送受信用機器を修理すること。

3　協会は、前二項の業務を行うに当つては、営利を目的としてはならない。

4　協会は、放送受信用機器若しくはその真空管又は部品を認定し、放送受信用機器の修理業者を指定し、その他いかなる名目でもつても、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれに干渉するような行為をしてはならない。

5　第二項第七号の放送受信用機器の修理業務は、電波監理委員会が、○○の定期的に行う調査により○○必要と認めて指定した場所に限り○○行うことができる。

（登記）

第十二條　協会は、その設立、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（委員の任命）

第十六條　委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。この場合において、その○教育、○文化、科学、産業その他の各分野が公平に代表されることを考慮しなければならない。

2　前項の任命に当つては、別表に定める地区に住所を有する者のうちから、各一人を任命しなければならない。

3　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

4　左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一　禁こ以上の刑に処せられた者

二　国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三　国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。）

四　政党の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

五　放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この條中同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

六　放送事業者若しくは新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員若しくは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

七　前二号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

5　委員の任命については、会長を含め五人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

第二十條　内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合において各議院は、○その院の定めるところにより、○当該委員に弁明の機会を與えなければならない。

2　内閣総理大臣は、委員及び会長のうち五人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が四人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

第二十一條　委員は、前二條の場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。

（受信契約及び受信料）

第三十二條　協会の標準放送（五百三十五キロサイクルから千六百五キロサイクルまでの周波數を使用する放送をいう。）を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。但し、放送の受信を目的としない受信設備を設置した者については、この限りでない。

2　協会が前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料は、月額三十五円とする。

3　協会は、あらかじめ電波監理委員会の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

4　協会は、第一項の契約の條項については、あらかじめ電波監理委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（收支予算、事業計画及び資金計画）

第三十七條　協会は、毎事業年度の收支予算、事業計画及び資金計画を作成し、電波監理委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　電波監理委員会が前項の收支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3　前項の收支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が附してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徴するものとする。

4　第三十二條第一項本文の規定により契約を締結した者から徴收する受信料の月額は、国会が、第一項の收支予算を承認することによつて、定める。

（放送債券）

第四十二條　協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、大蔵大臣の認可を受けて、放送債券を発行することができる。

2　前項の放送債券の発行額は、三十億円をこえることができない。

3　協会は、第一項の規定により放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償却額の十分の一に相当する額を償却積立金として積み立てなければならない。

4　協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金を充当することができる。

5　協会の放送債券の債権者は、協会の財産について他の債権者に先だち自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6　前項の先取特権の順位は、民法の一般の先取特権に次ぐものとする。

7　前六項に定めるものの外、放送債券に関し必要な事項については、政令の定めるところにより、商法○○及び○○○

二　政治的に公平であること。

三　報道は事実をまげないですること。

四　意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

三　音楽、文学、演芸、娯楽等の分野において、最善の内容を保持すること。

（候補者放送）

（政治的公平）

第四十五條　協会の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならない。

2　協会が公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、同一の放送設備により、同等な条件で同一時間の時刻において、同一時間の放送をさせなければならない。

（広告放送の禁止）

第四十六條　協会は、いかなる表現によるかを問わず、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

2　前項の規定は、放送番組について著作者の氏名又は名称を放送することを妨げるものではない。

（解散）

第五十條　協会の解散については、別に法律で定める。

2　協会が解散した場合においては、協会の残余財産は、国に帰属する。

（広告主及び広告放送の告知）

第五十一條　一般放送事業者（協会以外の放送事業者をいう。以下同じ。）が、対価を得て広告放送をするときは、広告主の氏名又は名称及び広告放送であることを放送によつて告知しなければならない。

（候補者放送）

第五十二條　一般放送事業者がその設備により又は他の放送事業者の設備を通じ、公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとしないとにかかわらず、同一の放送設備により、同等な条件で同一時間の時刻において、同一時間の放送をさせなければならない。

（第五十三條　第四十四條第三項の規定は、一般放送事業者に準用する。）

（放送番組の編集）

第四章　罰則

第五十三條　協会の役員又は職員がその職務に関して賄ろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2　協会の役員又は職員になろうとする者がその担当しようとする職務に関して請託を受けて賄ろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、協会の役員又は職員になつた場合において、前項と同様の刑に処する。

3　協会の役員又は職員であつた者がその在職中請託を受けて職務上不正の行為をなし、又は相当の行為をしなかつたことに関して賄ろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、第一項と同様の刑に処する。

4　前三項に規定する賄ろを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

5　第一項から第三項までの場合において、協会の役員又は職員が收受した賄ろは、没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その価額を追徴する。

第五十四條　左の場合においては、その違反行為をした協会の役員を十万円以下の罰金に処する。

一　第九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二　第十一條第二項、第三十二條第三項若しくは第四項、第四十二條第一項、第四十三條第一項又は第四十七條第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三　第三十條第一項、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條第一項の規定に違反したとき。

第五十五條　第四條第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪は、私事に係るときは、告訴をまつて論ずる。

第五十六條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同條の罰金刑を科する。

2　前項の場合において、当該行為者に対してした前條第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

第五十七條　協会の役員がこの法律又はこの法律に基く命令に違反して登記をすることを怠り、又は不実な登記をしたときは、一万円以下の過料に処する。

第五十八條　協会の役員が第四十三條第二項の規定に違反して届出をしないときは、三千円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、電波法施行の日から施行する。但し、附則第二項から第十項までの規定は、公布の日から施行する。

（協会の設立）

2　内閣総理大臣は、協会の設立前に第十六條の例により、協会の経営委員会の委員となるべき者を指名する。

3　前項の規定により指名された委員となるべき者は、協会の設立前に第二十七條第一項及び第二項の例により、社団法人日本放送協会の役員又は職員のうちから、協会の会長となるべき者を指名する。

4　第二項の規定により第十六條の例による場合において、同條第四項第六号中「放送事業者」とあるのは「社団法人日本放送協会」と読み替えるものとする。

5　第二項の規定により指名された委員となるべき者及び第三項の規定により指名された会長となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ協会の最初の経営委員会の委員又は会長に任命されたものとする。但し、その委員の任期は、第十七條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、三人については一年、三人については二年、二人については三年とする。

6　電気通信大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

7　電気通信大臣は、前項の規定により設立委員を命じたときは、社団法人日本放送協会に対し、その社員の出資した金額を社員に返還すべきことを命じなければならない。

8　社団法人日本放送協会は、前項の命令があつたときは、協会の成立の日までに社員の出資した金額を社員に返還しなければならない。

9　設立委員は、定款並びに最初の收支予算、事業計画及び資金計画を作成して、電気通信大臣の認可を受けなければならない。

10　前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を第三項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

11　第三項の規定により指名された会長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、○○政令の定めるところにより○○設立の登記をしなければならない。

12　協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

13　協会が成立したときは、その時において、社団法人日本放送協会は解散し、その一切の権利義務は、協会において承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

14　社団法人日本放送協会の解散の登記に関して必要な事項は、政令で定める。

15　協会成立の際社団法人日本放送協会に勤務する者は、協会成立の時に協会の職員となるものとする。

16　協会の最初の收支予算、事業計画及び資金計画については、第十四條及び第三十七條の規定は、適用しない。

17　協会が徴收する受信料は、第三十七條第四項の規定により国会が定めるまで、月額三十五円とする。

（登録税法の改正）

[1718]　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六條ノ三の次に次の一條を加える。

第六條ノ三ノ二　日本放送協会ガ放送債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムベシ

一　放送債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込　毎回拂込金額　千分ノ三

二　登記事項ノ変更、消滅又ハ廃止　毎一件　金千二百円

従タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各号ノ登記ヲ受クルトキハ毎一件金三百円ノ登録税ヲ納ムベシ

第十九條第七号中「法令ニ依ル公団、」の下に「日本放送協会、」を、「公団ニ関スル法令、」の下に「放送法、」を加える。

（地方税法の改正）

[1819]　地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十三條第十一号の次に次の一号を加え、同條第十三号中「大日本育英会」の下に「及び日本放送協会」を加える。

十一の二　放送受信用設備

第百十三條中「書籍」の下に「並びに放送」を加える。

（郵政省設置法の改正）

[1920]　郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「電気通信省から委託された業務」の下に「、日本放送協会から委託された事務」を加える。

別表

一	東京都	神奈川県	埼玉県	群馬県	千葉県	茨城県	
二	栃木県	山梨県	長野県	新潟県			
二	愛知県	三重県	静岡県	岐阜県	石川県	福井県	
二	富山県						
三	大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	滋賀県	和歌山県	
四	広島県	鳥取県	島根県	岡山県	山口県		
五	愛媛県	徳島県	香川県	高知県			
六	熊本県	長崎県	福岡県	大分県	佐賀県	宮崎県	
七	鹿児島県						
八	宮城県	福島県	岩手県	青森県	山形県	秋田県	
	北海道						

第八條第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　日本放送協会から委託された事務を処理すること。

（郵政事業特別会計法の改正）

[2021]　郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二條中「電気通信省から郵政省に委託された業務、」の下に「日本放送協会から郵政省に委託された事務、」を加える。

電波監理委員会設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の目的

本案の目的は、電波行政を司掌する機関として、電波監理委員会を設置するとともに、その所掌事務の範囲及び権限、この構成組織、会議手続等を定め、併せて、電波監理委員会の事務局たる電波監理総局に関する事項及び審理官に関する事項等を規定しようとするものである。

二、議案の要旨

本案の要点は

1　総理府の外局として電波監理委員会を設置すること

2　電波監理委員会は電波及び放送の監督行政を所掌し、これがため必要なる権限を有すること

3　電波監理委員会は、委員長一人及び委員六人をもつて組織し、委員長及び委員は、一定の欠格條件に該当する者を除き、公共の福祉に関し、公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し、その任期を六年とすること

4　電波監理委員会は、その所掌事務について法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、電波監理委員会規則を制定することができること

5　電波法の規定による聽聞を行うため、電波監理委員会に審理官五人以内を置くこと

6　電波監理委員会に事務局として電波監理長官を長とする電波監理総局を置くこと

7　本法は電波法施行の日から施行すること

等である。

三、議案の可決理由

電波行政の公正且つ能率的な運用を期するため、新たに独立の機関を設けて、これに現在電気通信省の所管に属している電波放送に関する監督行政を移管司掌せしむることは、極めて喫緊の必要であり、且つ本法律案の内容も概ね適切妥当と認め、これを可決すべきものと議決した。

四、議案の施行に要する経費

電波監理委員会の予算額は、平年度において、十一億八千五百七十万円である。

右報告する。

昭和二十五年四月七日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十三号参照〕

電信電話料金法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の目的

警察事務、消防事務、刑事訴訟事務及び日本国有鉄道の鉄道事業の用に供する市外専用電話の市外線専用料は、その施設の運用並びに維持に要する実費をはなはだしく下まわつているので、これを実費を償いうる程度まで引き上げ、收支の均衡をはかろうとするものである。

二、議案の要旨

現行の通話区域の距離による四段階の料金制を単一料金制に改め、その金額を概ね現行の二、三倍としている。

三、議案の可決理由

電気通信事業経営の合理化を図るため、その内容適切妥当と認め、本法律案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月十三日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

請願に関する報告書

〔第十四号参照〕

一、請願の要旨及び目的

下土井、下竹莊両局間に直通電話架設の請願（請願者岡山県御津郡長田村長石伊利雄外一名紹介）（第一五八号）に関する報告書

（若林義孝君外二名紹介）

岡山県御津郡と上房郡は隣接しており、人員、物資の交流ひん繁なる

にかかわらず、電話連絡には三中継を要し僅々一里の距離に一日を要する状態である。ついては下土井、下竹莊両局間に直通電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

東北地方の無線通信施設拡充整備の請願（請願者青森県議会議長櫻田清芽ノ苫米地義三君外一名紹介ノ第一六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方は、全国的な風水害、雪害により通信施設が損傷して、その影響するところは大である。これらの非常災害だけでなく常時にも無線通信施設の整備が必要である。ついては、青森、室蘭間、秋田、函館間、盛岡、山形間にそれぞれ常時連絡の無線施設を整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は既に政府の処理によって実現されている。よって本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手県岩手郡葛巻町並びに二戸郡田部村一帯は近来酪農及び林業が発展しました、需要交通路線になっているがその中間に位する葛巻、小田及び田部の各郵便局区間に、電信、電話が架設されていないためきわめて不便である。ついては該区間の電信電話事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、葛巻、田部の両郵便局においては、既に通話事務が開始されているがその他の点についても請願の趣旨は適切妥当と認め、本請願は、これを、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

電信従業員の宿舎改善及び増設に関する請願（請願者大阪市北区堂島西町全逓大阪中央電信局支部吉本利治ノ江崎一治君外四名紹介）（第三八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電信従業員の当面する住宅問題はきわめて深刻なものであるが、サービスの向上、能率の増進等電信事業に対する要請に応えるには、住宅問題の解決こそ喫緊不可欠の要事である。ついてはすみやかに宿舎の改善増設を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

電信従業員の宿舎改善及び増設に関する請願（請願者大阪市北区堂島西町全逓大阪中央電信局支部吉本利治ノ江崎一治君外四名紹介）（第四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

都城市は霧島平野の中心地であるが、通信施設はきわめて、不備で需要を充し得ないばかりでなく、台風の通過地点に当るため現在の架空線のみでは、通信と絶のおそれが多い。ついてはすみやかに同市と宮崎市間に地下ケーブルを敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

都城、宮崎間電話地下ケーブル敷設促進の請願（請願者都城市議会議長永井堅二ノ瀬戸山三男君外四名紹介）（第四二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府豊能郡歌垣村及び田尻村は、大阪府の極北に位し大阪市、京都市、池田市及び隣接町村との交通は、物資の運搬、商取引等産業の発展に伴い、きわめて盛んであるが、歌垣郵便局に電信電話事務がないため、両村産業の発達が阻害されることが多い。ついてはすみやかに、同局に、電信電話事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

歌垣郵便局に電信電話事務開始促進の請願（請願者大阪府豊能郡歌垣村長長谷嘉十郎外八名）（浅香忠雄君紹介ノ第四九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府豊能郡歌垣村及び田尻村は、大阪府の極北に位し大阪市、京都市、池田市及び隣接町村との交通は、物資の運搬、商取引等産業の発展に伴い、きわめて盛んであるが、歌垣郵便局に電信電話事務がないため、両村産業の発達が阻害されることが多い。ついてはすみやかに、同局に、電信電話事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

旭川、釧路間無装荷電話ケーブル敷設の請願（請願者釧路市長佐能宏平外一名ノ伊藤郷一君紹介）（第四九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

釧路市は終戦以来道東経済界の中心として取引関係も全国に及び、通信連絡も激増しつつあり、現在の電話回線ではとうていその需要を充し得ない。ついては、本年度中に敷設予定の旭川、帯広間の無装荷電話ケーブルを同市まで延長敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

門司電話局大里分局設置並びに自動方式切替促進の請願（請願者門司電話局拡張自動改式期成促進会長有馬彌満治外二十九名）（江田米斗吉君外一名紹介）（第五五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

門司市は戦前においては、市外電話料の金額は全国十都市中の一に数えられ、戦後もその利用者は福岡に次ぎ九州第二位を占めているが、その電話施設はなはだ恵まれずとくに大里は九州本土を結ぶ門司駅の所在地なるにかかわらず加入者罹災率きわめて高くとうてい門司、大里の

重要性と相容れない。ついては当局において計画ありと聴く門司電話局大里分局の設置、並びに自動式切替をすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

電線共架による遠隔地部落電話の普及拡充に関する請願（請願者新潟県浦佐郵便局長関芳朗）（降旗徳弥君紹介）（第一一六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豪雪地帯における冬季交通はきわめて困難で、遭難事故等の発生することもしばしばあるが、部落電話によつて交通量を減じ、これらの事故を回避することができる。ついては、電線共架による遠隔部落への電話を普及拡充されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

狙半内郵便局に電信電話事務開始の請願（請願者秋田県雄勝郡成瀬村狙半内佐々木長男外十名）（飯塚定輔君紹介）（第一一七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県雄勝郡西成瀬村狙半内には昭和十三年狙半内郵便局が開設されて以来、村民に多大の便宜を與えて来たが、電信電話の設備がないため、産業の復興、生活、文化の向上が遅々として進まない。ついては、同局に電信電話交換事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

出雲、掛合両局間に直通電話架設の請願（請願者島根県飯石郡三刀屋町長廣田力直外二十一名）（大橋武夫君紹介）（第一一九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県飯石郡と簸川郡は隣接し、両郡の中心地出雲市と掛合村は交渉ひん繁であるが出雲、掛合両郵便局間に直通電話回線がないため地方民は多大の不便をこうむつている。ついてはすみやかに両局間に直通電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

衣川村に電話架設の請願（請願者岩手県胆沢郡衣川村長千葉胤次外一名）（小澤佐重喜君外一名紹介）（第一二五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県胆沢郡衣川村は延長十五里にわたる山間部落で交通通信が不備であるため、豊富な農林産資源を持ちながら、その発展が阻害されている現状である。ついては、すみやかに同村に電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

十文字町を増田町市内通話区域に編入の請願（請願者秋田県平鹿郡増田町長石田理吉外一名）（飯塚定輔君紹介）（第一二七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県十文字町は、増田町と隣接し、古来から増田十文字と通称され両町合併の提唱さえあつたほど密接な関係にあるが終戦直前軍部の要請によつて、ケーブル資材を撤収され、市外通話区域に分離された。指呼の間にある両町間の通話が市外通話扱いを受けることは、煩雑に堪えず支障多大である。ついては、従前のとおり十文字町を増田町の市内通話区域に復旧されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

青笹村に電話架設の請願（請願者岩手県上閉伊郡青笹村長沼里末吉外十七名）（野原正勝君紹介）（第一四二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県上閉伊郡青笹村には昭和二十四年四月郵便局が開設されたが、その後村内に電話架設の要望強くその必要性も増大しているから、昭和二十五年度中にぜひとも電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

芳川局の電話を浜松局に変更の請願（請願者静岡県浜名郡芳川村金折須山幸次郎外十四名）（竹山祐太郎君紹介）（第一四九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

浜松市の東南部にある、芳川村、河輪村、五島村は著名な菜の温室栽培地であるが、取引連絡のほとんど全部が浜松を対象とするものであるにかかわらず浜松市内への通話に、半日以上も要する状態である。ついては芳川局電話を浜松局に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

仙台電話局に自動式電話機設置の請願（請願者仙台市表小路十番地仙台市議会議長佐伯満雄）（庄司一郎君紹介）（第一八六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台市の電話需要は市勢の飛躍的発展に伴つて激増の一途をたどつているが、その電話施設はまだ戦前にも及ばず発展する市勢の現状と懸絶することはなはだしい。ついては自動交換式に切替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

滑川町電話局の電話交換方式改善に関する請願（請願者富山県中新川郡滑川町長岩城外饅雄外二名）（内藤友明君紹介）（第一九八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県中新川郡滑川町電話局は、相当の年数を経た磁石式單式交換機を使用しているため通話の故障多く、ために商機の逸脱等の不利不便がはなはだしい。ついては同局の交換方式を共電式に改められたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

富山、新川間及び上市、新川間に直通電話架設の請願（請願者富山県中新川郡新川村新川郵便局長本光勝太郎外十五名）（佐伯宗義君紹介）（第二〇五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県新川郵便局は中新川郡の中心地にあつて、相の木、舟橋、新川三箇村の電話事務を取扱つているが、近年同地方が富山市をはじめ、上市、滑川、水橋及び雄山各町との交通がひん繁なるにかかわらず電話の利用のみ独りたち遅れている。ついては本年度中に富山、新川間及び上市、新川間の單独直通市外電話回線の新設と、各村中の比較的大きな部落への加入電話を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

尾鷲漁業無線電信局に無線電信周波数増設に関する請願（請願者三重県南牟婁郡北輪内村大字三木浦三鬼岩夫外八十七名）（石原圓吉君紹介）（第二〇七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県南部のかつお、まぐろ遠洋漁船約五十隻が通信の中枢としている尾鷲漁業無線電話局は、その無線電話が近接の小型漁船を対象とするもので遠洋の大型漁船とは十分な通信ができず、ひじような支障になつている。また三重県の遠洋漁船全部に対する通信量もさばききれない。ついては尾鷲漁業無線電話局に、電信周波数の増設を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

田島町から鬼怒川を経て今市町に至る間に電話架設の請願（請願者福島県南会津郡田島町長細井新吾外二名）（青家喜六君紹介）（第二二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県田島町から鬼怒川を経て今市町に至る間の電話架設は地元多年の要望であり、奥会津総合開発の問題としても重要である。またこの線は戦時中軍用線として使用されたもので、補修によつて直ちに開通できるものであるからすみやかに同線を開通せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は既に実現をみている。よつて本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

群岡村外二箇村組合に電話増設の請願（請願者福島県河沼郡群岡村群岡村外二箇村組合町徳沢簡易郵便局受託者藤原肇外三十四名）（大和田義榮君紹介）（第二五二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県河沼郡群岡村は、群岡、上野尻、宝坂三箇村の組合村で、福島新潟の県境に位し豊富な農林産物に恵まれており、これに関する事業家の往来もひん繁であるが同村の電話は村役場、農業協同組合外一箇所の三箇所しかない現状で、一般の要望も多いのですみやかに電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十一日

電気通信委員長　辻　寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

閉会中審査に関する報告書

電気通信事業の経営方式に関する件閉会中審査報告書

一、電気通信事業の経営方式に関する件

右件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和二十五年七月十一日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長幣原喜重郎殿

労働委員会報告書

〔第九号参照〕

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（内閣提出議決第二号）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（議決第二号）は、公共企業体仲裁委員会が、日本専売公社と全専売労働組合との間における賃金ベース改訂に関する紛争について下した裁定は、公共企業体労働関係法第十六條第一項に該当するので、同條第二項の規定により国会の議決を求めるため提出されたものである。

二、議案に対する審査の結果

本件の審査の途中政府より、公共企業体仲裁委員会の下した裁定を実

施するに必要な経費は、日本専売公社の予算上、資金上可能となつた旨の報告があつたので、委員会としては、本件は自然消滅したものとして、本会議の審議はこれを要しないものと認めるに決定した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十三日

労働委員長　倉石　忠雄

衆議院議長幣原喜重郎殿

夏時刻法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

夏時刻制度は日光活用による電力の節約その他国民生活の改善促進等所期の効果を収めているが、他方実生活において、早朝の未明又は寒冷時に起床を余儀なくされることに基く生活上の支障が、夏時刻の始まる四月において特に顕著であり、若しその始期を五月に改めるならば、その大部分は緩和されるので、夏時刻の現行開始時期たる四月第一土曜日を五月第一土曜日に改めることにしたものである。

二、議案の可決理由

本法律案は、夏時刻制の実施上、適切であると認め、これを可決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十三日

労働委員長　倉石　忠雄

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十号参照〕

労働組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

改正労働組合法施行の実績にかんがみ、北海道、大阪府及び福岡県の地方労働委員会については、その事務の円滑迅速な処理を図るため、その定数を現在の東京都と同様、使用者委員、労働者委員及び公益委員各七名に増加することにしたものである。

二、議案の可決理由

本法律案は、当該地方労働委員会の円滑迅速な処理を期するために、適切であると認め、これを可決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二十四日

労働委員長　倉石　忠雄

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十三号参照〕

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

1　国税滞納の場合における延滞金の率が引下げられることとなつたので、労働者災害補償保険及び失業保険の保険料滞納についても、延滞金の率を従来の日歩二十銭から日歩八銭に引下げようとするものである。

2　滞納保険料の一部を納入した場合の延滞金の徴収に関しては、便宜的にその残額に対して延滞金を徴収していたのであるが、今回この点を明確にするため、新たに規定を設けたものである。

二、議案の可決理由

本法律案は、労働者災害補償保険法及び失業保険法の運用上適切であると認め、これを可決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月十九日

労働委員長　倉石　忠雄

衆議院議長幣原喜重郎殿

閉会中審査に関する報告書

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件等閉会中審査報告書

一、公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（議決第三号）

二、失業対策その他労働事情に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和二十五年七月十一日

労働委員長　倉石　忠雄

衆議院議長幣原喜重郎殿

建設委員会報告書

〔第十七号参照〕

首都建設法案（井手光治君外三十七名提出）に関する報告書

一、議案に要旨及び目的

東京都をわが平和国家の首都として充分にその政治、経済、文化等についての機能を発揮しうるように計画し建設することを目的とし、その目的達成のため、総理府の外局に首都建設委員会を設置し、その実施の推進にあたらせることとしている。

更にその実施を容易ならしめるため、行政官庁が関係地方公共団体の同意を得て直接都市計画事業を執行しうることとし、又首都建設事業の用に供するため、その費用を負担する公共団体に普通財産を譲渡することができることとしている。

二、議案の可決理由

東京都が、わが平和国家の首都として、国際的な関連を有しており、交通施設、保健施設及び文化施設等において早急な整備を必要とし、更に本法の適正な運用は、地方自治を侵害しないものと認め、本法案はこれを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する費用

九千万円

右報告する。

昭和二十五年三月二十五日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十九号参照〕

連合国軍人等住宅公社法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

連合国占領軍の軍人及び連合国占領軍に附属し、又は随伴する連合国人並びにこれらの者の家族の使用する住宅を建設して連合国占領軍の需要に応ずるため、連合国軍人等住宅公社を設立し、これをして米国対日援助見返資金からの借入金で建設して、これを連合国軍人等に賃貸することとし、その公社の事務は特別調達庁の役職員をもつて兼ねさせんとするのが、この法律案の要旨及び目的である。

二、議案の修正議決理由

本法案は、連合国占領軍の需要に応ずるため必要且つ妥当と認められるが、法案中新地方税法に関する事項は別途同法案において修正することとし、同法案成立まで現行地方税法を適用する如く修正するを適当と認め、本法案を別紙の如く修正議決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する経費

約五十二億円

右報告する。

昭和二十五年三月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び＿＿は修正）

連合国軍人等住宅公社法案の一部を次のように修正する。

（非課税）

第七條　公社には、所得税及び法人税を課さない。

2　都道府県、市町村その他これらに準ずるものは、公社に対し地方税を課することができない。但し、鉱産税、入場税、酒消費税、電気ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割については、この限りでない。

（業務の範囲）

第十七條　公社は、第一條に掲げる目的を達成するため、連合国軍最高司令官の命令に基き内閣総理大臣の定める計画及び指示に従い、住宅の建設並びに該当住宅の連合国軍人等への賃貸及び賃貸料の徴収の業務を行う。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　特別調達庁長官は、公社の設立に関する準備事務を処理し、その事務を公社の理事長に引き継ぐものとする。

3　理事長が前項の引継を受けた日において、理事長、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

4　公社は、設立の登記をすることに

因り成立する。

5　特別調達庁は、公社が成立するまでは、公社のすべき住宅の建設に関する事務を行うことができる。

6　特別調達庁は、公社が成立したときは、前項の事務を、遅滞なく、公社に引き継がなければならない。

7　特別調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項に次の一号を加える。

四　連合国軍人等住宅公社から委託を受けた事務

8　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一号ノ二の次に次の一号を加える。

一ノ三　連合国軍人等住宅公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録

9　印紙税法（明治三十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ六ノ二を次のように改める。

六ノ六ノ二　連合国軍人等住宅公社ノ発スル証書帳簿

10　公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「法令による公団、」の下に「連合国軍人等住宅公社、」を加える。

11　地方税法（昭和二十五年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号中「住宅金融公庫、」の下に「連合国軍人等住宅公社、」を加える。

第二百九十六條中「日本国有鉄道、」の下に「連合国軍人等住宅公社、」を加える。

第三百四十八條第一項中「及び日本国有鉄道」を「、日本国有鉄道及び連合国軍人等住宅公社」に改める。

第七百四條中「及び日本国有鉄道」を「、日本国有鉄道及び連合国軍人等住宅公社」に改める。

〔第二十三号参照〕

建築士法案（田中角榮君外六名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もつて建築物の質の向上に寄與させることを目的としている。

内容は、一級建築士及び二級建築士を試験による免許制度とし、別の法律で定めるところにより、建築物で、その用途、構造、規模等により特に建築物としての質を確保する必要のあるものは、建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならないこととするものである。

二、議案の可決理由

建築士制度は欧米においては、すでに実施されているところであり、これをわが国の現状に適する方法で実施することは、建築技術の水準を高め、わが国の文化を推進するものと認め、本法案は可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する費用

六百三十万円

右報告する。

昭和二十五年四月八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十八号参照〕

熱海国際観光温泉文化都市建設法案（畠山鶴吉君外三十二名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

熱海市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とし、その建設事業に対し、国及び地方公共団体の関係諸機関ができる限りの援助を與えなければならないとし、更にその事業の用に供するため必要があると認めるときは、普通財産を譲與することができるとしている。なお、その他熱海市長及び事業執行者の責務、事業の報告等について規定している。

二、議案の可決理由

国際観光事業振興のため、伊東市を国際観光温泉文化都市として整備する必要を認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

三、費用

五十万円

右報告する。

昭和二十五年四月十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十二号参照〕

伊東国際観光温泉文化都市建設法案（畠山鶴吉君外三十一名提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

伊東市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とし、その建設事業に対し、国及び地方公共団体の関係諸機関ができる限りの援助を與えなければならないとし、更にその事業の用に供するため必要があると認めるときは、普通財産を譲與することができるとしている。なお、その他伊東市長及び事業執行者の責務、事業の報告等について規定している。

二、議案の可決理由

国際観光事業振興のため、伊東市を国際観光温泉文化都市として整備する必要を認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

三、費用

五十万円

右報告する。

昭和二十五年四月十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十二号参照〕

住宅金融公庫法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

国民大衆の住宅建設に必要な資金を長期低利に融資し、もつて現下の住宅不足に対処せんとするため全額政府出資による住宅金融公庫を設置せんとするものである。融資の対象となるものは、自ら居住する住宅を必要とするもの、住宅組合法による住宅組合及び賃貸住宅を建設する会社その他の法人で、貸付の限度は建設費の七分五厘までとなつている。

二、議案の修正議決理由

本案は、現下の住宅対策として適当なものと認め、第三十八條を法制的に整備するため、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三、本法案施行に要する費用

百五十億円（政府出資金並びに対日援助見返資金よりの交付金）

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

住宅金融公庫法案の一部を次のように修正する。

（訴願法の準用）

第三十八條　訴願法（明治二十三年法律第百五号）○及び行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）○は、政令で定めるところにより、公庫を国の行政機関とみなして、○政令で定めるところにより、これを

〔第三十四号参照〕

建築基準法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

建築物の敷地、構造、設備等に関する最低の基準を定めて建築物の改善及び災害の防止を図るため、「市街地建築物法」を廃止して、これに代る新たな建築物に関する基本法を制定せんとしたのである。旧法と異なる主要な点は、新憲法の趣旨に則り、国民の権利義務に関する事項を詳細に規定したこと、執行の責任を知事より能力ある市町村長に移譲したこと、認許可制度を確認制度に改め手続を簡易化したこと、建築物の構造設備に関する最小限の規定は全国的に適用すること及び市街地における防火の規定を整備拡充したこと等である。

二、議案の可決理由

本案は、地方自治の精神に合致し、手続の簡易化による国民の利便も多大であり、且つ災害の防止にも役立つものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三、費用

一千五百万円

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十五年十一月十四日印刷　昭和二十五年十一月十五日発行　衆議院事務局　印刷者　印刷庁

請願に関する報告書

〔第十一号参照〕

砂押川改修工事促進の請願（請願者宮城県宮城郡多賀城村長賀川邦雄外三名）（安部俊吾君外一名紹介）（第二四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県宮城郡多賀城村の中央部を貫流する砂押川は、流域の堤防が低いため、少量の降雨にもはん濫し附近の耕地、人家等に多大の被害を與えている。ついては、すみやかに同川の全面的改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地から、早急施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年二月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十三号参照〕

阿武隈川下流改修工事施行の請願（請願者宮城県伊具郡角田町長佐藤貞治外二十六名）（庄司一郎君外二名紹介）（第二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県伊具郡角田町民は、過去数十年間毎年阿武隈川のこう水に悩まされ、とくに昨年のアイオン台風によつて、浸水田畑四百町歩、損害四千五百万円に達した。しかるに、予算の関係で、改修工事が進まず、放置されている角田町台島橋から、同郡館矢間村境界に至る堤防並びに角田町から伊具郡桜村までの堤防の補強工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地よりとくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

佐世保市内の進駐軍用地買上げに関する請願（請願者佐世保市島地町百九番地延壽寺内古賀政一）（北村徳太郎君紹介）（第二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐世保市名切谷一帯の進駐軍用住宅の土地所有者は、負担税の半分位の地代で、金融上の、または納税の対象とすることも、土地を処分することもできず困却している。ついては、進駐軍用地を買収されるか、代地を付與されるか、または適正なる地代を支拂われたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

濱田、廣島両市間の県道を国道に編入の請願（請願者島根県議会議長恒松安夫）（山本利壽君外二名紹介）（第三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県濱田市から廣島市に至る県道は、山陰、山陽を結ぶ最短路線であるが、その幅員僅か三メートルないし五メートルで、屈曲多くこう配が急しゅんで、沿線にある林産宝庫からの建築材、枕木、その他薪炭類の輸送にはなはだ不便をきわめており、若し同県道が改修完成の暁には、これら森林資源の輸、移出港としての濱田港の利用度を高からしめるものである。ついては、すみやかに同県道を国道に編入の上、改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

災害復旧費増額の請願（請願者長野県南安曇郡北穂高村長高橋廣躬外百名）（降旗徳弥君紹介）（第一〇六号）及び同（請願者長野県南安曇郡小倉村長布山茂嘉外百五名）（降旗徳弥君紹介）（第二〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は昭和二十四年度において災害復旧費予算を減額したが、地方民生安定と産業の復興促進上災害復旧は一日もゆるがせにすることができない要務であるにかんがみ、災害復旧費の増額を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、とくに早急に施行の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

接収建築物に関する請願（請願者大阪建物株式会社長河井昇三郎外二十名）（岡野清豪君紹介）（第一〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

被接収建物の所有者は、企業の本拠を失い、その打撃と損失はまことに大きいが、一方極めて低れんな貸料であるにもかかわらず、公租公課は、逐年増徴され、とうていその負担にたえない。ついては、すみやかに実情にそくした賃貸料の改訂を実施し、使用解除財産処理法案の起草に当つては、同法案中の鑑定人に所有者の代表者を加える等民主的公正を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

接収住宅等の借上料増額に関する請願（請願者兵庫県川邊郡西谷村切畑長尾山岩本哲夫外十名）（苫米地義三君紹介）（第一〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

接収住宅の被接収者は長期接収のため、現在の仮居住も困難となり半永久的居住を他に求めなければならない現情に迫られているのに、その借上料は、はなはだ低れんであり、しかも普通の地租、家屋税が課せられ、庭園は荒れ、動産等の借上料も当初のまま、被接収者の物心両面の打撃は計り知れないものがある。ついては、接収住宅の借上料の大幅増額、その他特別の補償及び融資の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

海門橋架設の請願（請願者茨城県那珂郡那珂湊町長西野仁兵衛外十三名）（山崎猛君紹介）（第一一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県那珂郡那珂川に架せられていた海門橋及び関戸橋は、水産業の中心である平磯、湊両町と消費地とを連絡する重要橋りようであつたが、昭和十三年の災害によりともに流失し、その後渡船によつて、僅かに歩行者の連絡を保ち、自動車交通は、関戸橋の仮橋により、かろうじて維持している現状である。しかるに、同仮橋も過般の出水によつて橋脚に損失をうけ、交通上の不安はこの上もない。ついては、従来の海門橋と関戸橋とを合併した新海門橋を復旧せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

四日市、敦賀間道路開設の請願外一件（請願者岐阜県不破郡府中村長國枝利一外十二名）（田中啓一君紹介）（第一二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

四日市港と敦賀港を結ぶ通路の開設は、関係地方多年の懸案であるが、これが実現すれば太平洋と日本海とが連結せられ地方産業交通上かく期的利便をもたらすものであつて、その経過地としては四日市から桑名を経て多度山脈北麓に沿い関ヶ原に出て、国道十二号路線に接続させることが最適のものである。ついては、すみやかに同通路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

新旧北上川治水工事促進の請願（請願者石巻市長堺武志外十一名）（内海安吉君外一名紹介）（第一二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上流部の改修によつて出水の出足早く、新北上川では五割増、旧北上川では迫川、江合川の流入増加によつて約三倍の流量が流下し来り、とうてい現状のままでは一日も放置を許されない。ついては、一日も早く根本治水計画を決定し即時工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

阿武隈川下流改修工事施行の請願（請願者宮城県亘理郡荒浜町長菊地喜四郎外一名）（庄司一郎君紹介）（第一二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

阿武隈川下流荒浜町地区川口附近は、荒廃はなはだしく、水制は破壊し、河身の移動と河口の水深を浅くし、そのため、漁船の出入はもちろんこう水時の悪水排流を妨げ、関係住民は、不安におびえている。ついては、すみやかに同河川下流の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

女川、志津川間県道を国道に編入の請願（請願者石巻市長堺武志外十八名）（内海安吉君外一名紹介）（第一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県女川町から志津川町に至る県道の沿線地帯は、大部分交通不便の地であるが、豊富な漁業地として、又全国第一の優質玄昌石生産地として著名であり、国立公園の候補地ともなつている。ついては、三陸国道計画に際し、地理的に、生産増強上に又観光上女川町、志津川町間の県道を国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

庄野町、神辺村間の国道二号線開設工事促進の請願（請願者三重県鈴鹿郡亀山町長石川豊記外一名）（水谷昇君外一名紹介）（第一二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道二号線の新設工事は着々進捗しているが、同路線中鈴鹿市庄野町と鈴鹿郡神辺村間の約十三キロは、その工事が停とんしている。しかるに、同区間は、近来貨物自動車の往来とみに激増しているにかかわらず、幅員狭少かつ路面粗悪で、交通運輸上多大の支障をきたしている。ついては、失業対策の一環として、すみやかに同未完成区間の工事を実施せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の

上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

球磨郡下の災害復旧費国庫補助の請願（請願者熊本県球磨郡西村議会議長富永定外十九名）（福永一臣君紹介）（第一三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
熊本県球磨郡は中央部に球磨川その他多くの支流が貫流する大盆地であるが、デラ、フェイ台風、とくにジュディス台風の豪雨による河川のはん濫により多大なる被害をうけた。しかるにこれが復旧費は、巨額を要するが、地元民の自力をもつてしては、とうていその実施は困難である。ついては、すみやかに全額国庫補助をもつて、復旧工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

埼玉県下の国道四号線改良工事促進の請願（請願者浦和市埼玉県庁内高島熊次郎）（古島義英君紹介）（第一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国道四号線は京浜国道に次ぐ枢要の幹線道路であるが、埼玉県下の同路線は、幅員狭小しかも路面の損傷はなはだしく、そのため輸送能力の低下ないし人命に及ぼす影響等憂うべき状況にある。しかるに、昭和二十四年度から大澤町、宇都宮市間の国道改良工事が施行される由であつたが、予算削減のため、工事は停滞し、地元民の失望はなはだしい。ついては、同国道の重要性を認識し、埼玉県下の国道四号線の改良工事を五箇年内に完成されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

兵庫県下の河川改修工事施行の請願（請願者兵庫県庁内兵庫県河川協会々長原口忠次郎）（吉田吉太郎君紹介）（第一四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県には合計三百三十四河川があり、この内根本的改良工事を施行したものは、きわめて少く、現在改修工事中のものは建設省において施行中のもの三河川で、県事業としては十二河川あるのみで、他は、ほとんど原始河川である。それ故に昭和七年以降毎年災害をこうむり、その都度生命財産はもちろん運輸交通等に及ぼした被害は、まことに大きい。ついては、治水事業の促進のため、昭和二十五年度にこれが改修を実現されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

久慈川上流にダム築設の請願（請願者福島県東白川郡高城村長古張信二外四十九名）（圓谷光衛君紹介）（第一四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県東白川郡を流れる久慈川は、毎年出水して、沿岸七箇町村に多大の損害を與えておる。ついてはこれが根本対策として、すみやかに同河川上流にダムを築設されたいというのである。
二、請願の議決理由
治水その他総合効果のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

五條、新宮間県道を国道に編入の請願（請願者奈良県宇智郡五條町長井上潔外十名）（前田正男君外二名紹介）（第一四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
奈良県五條町から和歌山県新宮市に至る県道は、その沿線に名勝、旧蹟が多く、また森林資源、地下資源に富んでいるが、これら資源の搬出並びに民生物資の輸送は、同県道を利用する外十津川熊野川の水運に依存している。しかるに、同地方は雨量多く、そのため出水のつど、流送途上の木材を年々五万石流失している現状で、水運も一時と絶する状態であるから、この重要路線を国道に編入されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

細島港、椎葉間県道を国道に編入の請願（請願者延岡市長仲田又次郎）（川野芳滿君外四名紹介）（第一六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県東臼杵郡細島貿易港から同郡椎葉村に至る県道は、沿道に五箇所の発電所があり、また日向のチベットと称せらるる林産物の宝庫がある。しかるに経済的制約を受けて道路拡張工事も行われず、いたずらに奥地資源も空しく眠らせているが、本年六月細島港が貿易港として指定されたのは、この道路の将来性を物語つている。ついては、同県道を国道に編入されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

天龍川改修工事費国庫補助増額の請願（請願者静岡県浜名郡中瀬村長河合多三外十二名）（中村幸八君外三名紹介）（第一七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
天龍川改修工事は、大正十二年か

ら、十箇年継続事業として、着手されたが、戦争のため中止の止むなきに立ち至り、放置されていたため、荒廃の極に達し、一方水源地山林を、戦時中濫伐の結果、急激に増水はん濫して堤防決壊の惨害をひき起している現状で、現在工事再開されたが、本年度の改修割当額は二千九百五十万円の少額に過ぎないので、工事は遅々として進まず、関係民は憂慮に堪えない。ついては、すみやかに工事費を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

中村大字大沼地内の鬼怒川に架橋の請願（請願者栃木県芳賀郡真岡町長飯山貞三郎外二十七名）（小平久雄君外五名紹介）（第一七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県芳賀郡下の物資輸送には、河内郡平石村地内の鬼怒橋と茨城県結城郡絹川村地内の鬼怒橋を経由する外ないが、両橋りょう間は三十二キロ余も距っているため、芳賀郡中心部から県南の各市及び群馬方面に連絡するには四十八キロ余をう回せねばならず産業の振興文化の発達に與える影響は大きい。ついては、芳賀郡中村大字大沼地内に橋りょうを架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

藤内川改修の請願（請願者新潟県西蒲原郡弥彦村長牛間巌保外二名）（亘四郎君紹介）（第一八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

多宝山に源を発し、新潟県西蒲原郡弥彦村を貫流する藤内川は、急斜面をもつて平野に流入している上に近年の山林濫伐のため、一旦降雨の際はたちまち増水はん濫し、ことに上流弥彦山中腹の採石場の砕石が流出する結果、堆積により河筋は一雨毎に変更して耕地を埋没し、下流においては河床上昇して、水禍をさらに増大させる等流域の耕地、家屋等に與える損害は、まことに大なるものがある。ついては、藤内川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

愛知川総合開発事業促進の請願（請願者滋賀県神崎郡御園村大字妙法寺内服部岩吉外五十六名）（河原伊三郎君紹介）（第一八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県下愛知川沿岸地区は流域がはなはだしく低く、耕作用水はもちろん飲料水にも不足しているが、一方広大な沃土と未開発地を有している。しかるに戦時中、奥山林の乱伐によつて、毎年かん害と、大雨によるこう水をこうむり、多大の費用を投じて護岸、揚水工事を繰りかえしている現状にかんがみ、今回土地改良法の実施を見るに至り、被害地区民は蒲生、神崎、愛知三郡における愛知川筋の総合開発事業を計画したから、同事業を承認されたいというのである。

二、請願の議決理由

治水その他総合効果のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

高原川水系の砂防工事費増額の請願（請願者岐阜県吉城郡上宝村長上野一郎外二名）（岡村利右衛門君紹介）（第一八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本アルプスに源を発する高原川及び高原川の小支流は、上流山岳地帯の地層崩壊がいちじるしいため、年々河床上昇し、降雨のつど、河川がはん濫して流域一帯にじん大な被害を與えている。しかるに現在施行中の砂防工事は、被害地の広大なるに比し、その規模が僅少であるため、災禍を除去するに至らないから、工事費を増額し国営をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

江東区の災害復旧費国庫補助の請願（請願者東京都江東区北砂町八丁目百五十八番地眞鍋勝雄外千二百六十八名）（島村一郎君外一名紹介）（第一九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年のキティ台風により、東京都江東区の受けた災害は、海岸堤防並びに河川護岸の決壊四十余箇所、床上浸水十日間で損害二百億円である。東京都においてもこれの復旧強化のため予算的措置を講じたと聞くが、東京都のみではその目的を達することができないので、助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

庶路川及び茶路川改修工事費国庫負担の請願（請願者北海道白糠郡白糠村長青木金吾）（伊藤郷一君紹介）（第一九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道白糠村を南北に貫流する庶路川、茶路川の沿岸一帯は、広大なるよく野で、釧路支庁管内第一の穀倉と称せられている。しかるに同河川は治水設備なきため出水毎にその災害はなはだしく、この優良農村も半ばは欠壊にひんしている。放置することは資源開発をはばむから、国費をもつて改修されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

北海道の道路費国費予算増額の請願（請願者北海道庁内岩本政一外二名）（小川原政信君紹介）（第一九七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道は面積において九州、四国及び台湾を包含するほどの膨大なものであるが、道路の発達は、はなはだしく低く、東北六県にも及ばない状態である。ついては、北海道の急速な開発のために、道路費としての国費を増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

小屋畑川改修工事費国庫補助の請願（請願者岩手県九戸郡長内村長岩城惣一郎）（山本猛夫君紹介）（第二二三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岩手県九戸郡長内川支流の小屋畑川は、豪雨のはん濫により、附近の人家田畑の被害がはなはだしいため、中流に対し護岸工事が施行されたが、上流及び下流部が未施行の状態で放置されているため、一朝豪雨に際会すれば、上流及び下流ははん濫し、施行箇所も危険にひんする状況である。ついては、同河川の改修工事に対し国庫補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

見前村地内の北上川築堤工事促進の請願（請願者岩手県紫波郡見前村藤澤善右エ門外八名）（山本猛夫君紹介）（第二二四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岩手県紫波郡見前村地内の北上川は、堤防は無防備のため、毎年被害が大きいが、とくに松尾鉱山の鉱毒が流入するに至つて、農作物の被害は、まことにじん大である。なお、同村は、盛岡市の野菜供給地であつて、一度水害を被れば、盛岡市民の食生活に重大な影響を與えるのである。ついては、すみやかに同河川の築堤工事を実施せられたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

大澤田川砂防工事施行の請願（請願者岩手県九戸郡長内村長岸城惣一郎外一名）（山本猛夫君紹介）（第二二五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岩手県九戸郡長内村地内の大澤田川は、隔年又は数年毎に大はん濫を繰り返えし、流域一帯は人家の浸水、耕土の流出等多大なる被害を與えている。ついては、同河川に砂防工事を施行せられたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

大湯川改修の請願（請願者秋田県鹿角郡毛馬内町長伊藤良三外五百名）（石田博英君紹介）（第二二六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
大湯川の水源地は、多年にわたる小坂鉱山の煙害のため、森林が枯損し、また戦時中山林を乱伐した上、同河川の沿岸が無堤で、流域一帯が火山灰のため、流心が不定で屈曲多く、また山麓を洗い土砂を流失し、そのため下流の河床が隆起して、増水毎にはん濫する現状である。ついては、すみやかに同河川の砂防工事並びに護岸工事を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

流合川改修の請願（請願者熊本県天草郡宮地村大字小宮地九千七百十五番地竹田安太郎外百五十名）（原田雪松君外三名紹介）（第二二八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
熊本県天草郡宮地村を南北に縦断して不知火海に注ぐ流合川は、四百五十余町歩をかんがいする重要河川であるが、川幅狭きため毎年こう水はん濫し、また下流の海岸堤防と、とう門が狭いため満潮期には塩水とともに逆流しその被害は大きい。ついては、同河川の三キロに及ぶ堤防の拡張と樋門の増設を実施せられたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

北上川改修工事費増額の請願（請願者岩手県水害復興会議会長佐藤公一）（山本猛夫君紹介）（第二三二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
わが国大河川中北上川はひとり残された原始河川であり、流域住民は二箇年にわたる連続的水害により絶大なる惨禍をこうむつたにもかかわらず苦闘してきたのである。しかるに、今回政府は全面的改修の当初予算を削減しようとするようであるが、岩手県の盛衰は、北上川の改修いかんにあるというも過言でなく、県民は一日も早くその復旧を切望し

ているのであるから、できるだけ予算を増額し治川の実を挙げられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

因尾村災害復旧費国庫補助の請願（請願者大分県南海部郡因尾村長柳井泉外三名）（村上勇君紹介）（第二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県南海部郡因尾村は、當所川の上流にあるべき遠なる農山村で、昭和十八年九月の大災害に遭遇し、空前の災禍をこうむり、その後県費による災害復旧も昭和十九年以来累年の台風によつて全工事にさらに大被害をこうむつている。ついては、森林資源七千町歩の開発のためにも、同村の河川護岸及び道路崩壊の復旧費に対し国庫で補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

山川町の上水道改良拡張工事費国庫補助並びに起債に関する請願（請願者鹿兒島県揖宿郡山川町長伊佐丑之助）（上林山榮吉君紹介）（第二四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島県揖宿郡山川町は、地層が火山れき土であるため雨水は直ちに地下に滲透し、一荷の井水を求むるにも数時間を要する状態で、同町には二十年前敷設した小規模な上水道があるが、かつお漁期となれば、数百隻の漁船が出入し、多数のかつお節製造工場等及び漁船への給水が不可能となる現状である。しかるに窮迫した町財政では、とうてい上水道の拡張工事を実施できないから、これに対し国庫の補助並びに起債を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

濱田から加計を経て廣島に至る間の県道を国道に編入の請願外二件（請願者濱田市長岡本俊人外一万二千五百名）（大橋武夫君外四名紹介）（第二七九号）、同（請願者廣島市長濱井信三）（山本久雄君紹介）（第五〇三号）及び同（請願者廣島県山県郡安野村長齋藏靜外六名）（山本久雄君紹介）（第一〇四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県濱田市から廣島県加計町を経て廣島市に至る道路は、山陰、山陽を結ぶ最短路線であるが、その幅員わずかに三メートルないし五メートルに過ぎないで、その上屈曲多く、こう配急で、物資の輸送にはなはだ不便であり、利用度を減殺しているのは遺憾である。同路線の沿線には、豊富なる林産資源を有し、若し同道路が改修されれば、濱田港に陸揚される多量水産物を僅々三時間で廣島市に提供することができ、また廣島県側のかんきつ類、雑貨等を日本海方面に急速に送達され、林産資源の積出港としての濱田港の利用度もいちじるしく増大することとなるから、すみやかに同県道を国道に編入の上改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

荒尾市の戦災復興事業費国庫補助の請願（請願者熊本県荒尾市議会議長松岡喜男）（松野頼三君紹介）（第二八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県荒尾市は、戦災都市として昭和二十一年度から向う五箇年の継続事業として国庫補助による戦災復興事業を施行し来り、その工程も約四十五%進ちよくしている。しかるに、昭和二十五年以降は戦災都市から除外される由であるが、同市の財政においては今後復興事業を単独実施する事はできない。ついては、隣接の大牟田市が戦災都市として存置される以上は、同市も戦災都市として指定の上戦災復興事業費国庫補助を継続されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

荒砥川上流に護岸工事施行の請願（請願者群馬県勢多郡宮城村長前原英四郎外百十八名）（松井豊吉君紹介）（第三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県勢多郡宮城村地内の荒砥川、神沢橋北方約五六百米の地点は、こう水をひき起す危険が多く、キティ台風の際にも既設護岸の右岸は一部欠壊して危機にひんした程でまことに憂慮に堪えない。ついては、同地点が欠壊すれば、同村の耕地及び宅地の被害は多大であるから、すみやかに同川上流の護岸工事を国費をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

房総半島西部幹線道路改修工事促進並びに国道編入に関する請願（請願者千葉県君津郡湊町長藤井武外二十五名）（小高熹郎君紹介）（第三〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

房総半島の西部幹線は、昭和十八年に起工せられて以来、木更津市高柳より安房郡富崎村布良にいたる七十二キロの改良工事も着々進ちよくして、後は十数キロの未改良地区が残つているのみである。同路線の実質は、産業及び観光道路であるから、すみやかに残存地区の工事完成

を促進され、なお、千葉、館山間路線を国道として認定されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

大里、兒玉両郡下利根川改修の請願（請願者埼玉県大里郡深谷町長安部彦平外三万名ノ（高間松吉君外二名紹介）（第三二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里、兒玉両郡の利根川沿岸地帯は、現在最も危険を憂慮せられている地区である。従来往々地元一時立替金等により部分的な工事をなし、堤防決潰の危機を免れていたが、この結果かえつて他の部分の危険を誘致した例もあるから、すみやかにこの地区全域にわたつて完全な工事を実施して、同川を改修補強されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

金山峠の道路改修に関する請願（請願者北海道勇拂郡占冠村長中田菊太郎）（玉置信一君紹介）（第三三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旭川・浦河間の地方費道中の金山峠は、曲折いちじるしいため貨物輸送は不便を極め、地方産業振興の大きな隘路となつている。ついては、金山峠の道路を改修されたいというのである。

二、議願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

下関市道及び県道下関・萩線を国道に編入の請願（請願者下関市長松尾守治）ノ（周東英雄君外二名紹介）（第三三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

下関市印内川を起点とし、下関駅裏口鉄道第一引込線を終点とする路線は、下関漁港と下関商港の連絡道路としてきわめて重要な道路で港湾の機能発揮上欠く事のできない路線であるから、同路線を国道に編入されたい。また、同県日本海岸周辺に点在する萩市・三隅町・仙崎町・下関市等の沿岸漁港地帯を貫通する指定府県道萩・小串線・小串・下関線、山の田新駅線は、日本西端の要衝地帯を連絡する道路であり、日本再建上重大な使命を有するものであるから、国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

利根川の治水に関する請願（請願者東京都議会議長石原永明外百四十四名）ノ（島村一郎君外九名紹介）（第三三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

利根川治水の完ぺきを期するため、左記の事項等を実施されたいというのである。（一）利根川改修計画のために十箇年完成を目的とする年次計画を立案すること、（二）利根川改修計画の初年度工事費として最少限五十億を予算化すること、（三）昭和二十二・三両年度の災害復旧費六億円及び同二十四年度災害復旧費二億四千万円を予算化すること。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、とくに早急に施行の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

夏川左岸堤防補強工事施行の請願（請願者岩手県西磐井郡涌津村長嘗照篤逸外七名）ノ淺利三朗君外二名紹介）（第三三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県西磐井郡油島村より涌津村に至る夏川左岸堤防は、一昨年九月のカザリン台風により重要な地点が欠潰して全線がぜい弱化され、流域居住民の生命財産は常に危険にさらされている。ついては、生産の確保と民生安定のため、すみやかに右岸と同様に左岸堤防のこう置増強工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

前沢町地内の北上川護岸工事施行の請願（請願者岩手県胆沢郡前沢町長永井勝一外一名ノ淺利三朗君外二名紹介）（第三三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県胆沢郡前沢町地内の北上川流域は、昭和二十二、二十三両年において五回にわたる大水害をこうむつたが、いまだにこれが復旧工事の着手なく、しかも対岸の堤防修築はますます同町の被害を倍加しているため、居住民の不安は極度に高まりつつある。ついては、同町地内の北上川に護岸工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、とくに早急に施行の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

宮崎県下災害復旧費国庫補助の請願（請願者宮崎県議会議長甲斐善平）（川野芳満君外五名紹介）（第三四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は地理的関係から台風の通路に当り全国でももつともいちじるしい災害県である。とくに本年度においてはデラ、フエイ、ジユデイスと

相次ぐ台風に見舞われ、その上十一月にはアイリーン台風によつて徹底的打撃をうけ、もはや県の自力をもつては立上り難い状態にある。ついては、これが災害復旧費を国庫から補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

山野上、県主両村間町村道を県道に編入の請願（請願者岡山県後月郡西江原町長落合浩外十一名）（苅田アサノ君外一名紹介）（第三四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県後月郡山野上村を起点とし、同県主村を終点とする町村道は、往昔から川上郡八日市笠岡街道と称して人馬の交通ひん繁であつたが、戦中戦後を通じて荒廃している。ついては、同町村道を県道に認定されて改修を施こし地方開発を助長されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

国道十号線中吹浦地区改修の請願（請願者山形県飽海郡町村会長小野寺監吾）（池田正之輔君紹介）（第四一五号）及び同（請願者山形県飽海郡稲川村長石垣清三）（志田義信君紹介）（第七〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道十号線は、秋田、山形両県の海岸地帯を結ぶ唯一の路線であつて、交通上はもちろん両県産業の開発、経済の交流等に枢要な地位を占めている。しかるに、この国道中山形県飽海郡吹浦村字瀧の浦以北秋田県境までの四キロ間は、三崎峠の難所で今日に至るも未改修で放任されている。ついては、地方総合開発のため同路線を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

大淀川上流諸支川改修促進の請願（請願者都城市議会議長永井堅二）（瀬戸山三男君紹介）（第四二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県大淀川上流本川については、昭和二十四年度より直轄工事に着手されたが、これと同時に同地区における大淀川支流の諸支川とくに右支萩原川、年見川、高木川、東仙川、左支横市川、庄内川等の根本的改修工事をも速急に予算化されて着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

小平、幌加内両村間道路開設の請願（請願者北海道留萌郡小平村長太田照雄）（玉置信一君紹介）（第四四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道留萌郡小平村と雨龍郡幌加内村は、地形上密接な関係を有し、一帯は広大な国有林と埋蔵豊かな石炭資源とがある。ついては、これら産業の開発進展を計るため、両村間に国道を開設せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

天塩町の産業道路改修に関する請願（請願者北海道天塩郡天塩町長草刈直）（玉置信一君紹介）（第四四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡天塩町の三分の一を占める原野は、未開発地にて車馬の通行さえ困難な所があり、秋の収穫物はもちろん物資供給も馬背を利用しなければならないほど交通に恵まれない。同産業道路が改修されれば耕地の開発により数倍の増産も可能であり、住民の利便は多大である。ついては、同産業道路をトラック道路に改修せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

天塩、幌延間の天塩川に架橋の請願（請願者北海道天塩郡幌延村長赤松満太郎外一名）（玉置信一君紹介）（第四四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道地方費道札幌、稚内線は、本道の中央部より道北に通ずる陸路

唯一の交通路線であつて、その利用度はきわめて高く、北部天塩北見一帯の開発及び物資の輸送に重大な役割を果している。しかるに本路線中の天塩川にはまだ架橋されていないため、渡船をもつてその用を便じている状態で不利不便はまことに大きい。ついては、天塩、幌延間の天塩川に架橋されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

天塩川水系各河川の治水に関する請願（請願者北海道会議員渡邊秀次外十八名）（玉置信一君外一名紹介）（第四四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

天塩川本支流並びにこれに関連する諸河川の治水事業は、北海道拓植の一根幹をなすもので、この完成は多年関係地方民の熱願してやまない処である。その一部はすでに工事施行中であるが、これは応急的程度で、未だに災害防止の域に至らず真の根本的治水工事は講ぜられていない。ついては、過去幾度の大水害にかんがみ、流域居住民の不安をせん除し、食糧の増産その他産業、交通の進展を期するため、この際すみやかに同川系各河川の根本的治水工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

吉井川上流に護岸工事施行の請願（請願者岡山県苫田郡郷村長西村哲平外四名）（大村清一君紹介）（第四五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡郷村大字下原の住民は、しばしば吉井川出水はん濫により地天護岸を破壊せられ、数十町歩の耕地と生命財産を失い計りしれない災害を受けてきた。これまで災害の都度、当局により暫定的な復旧工事がなされたのであるが、現在の暫定護岸にては安心して生業を営むことができない。ついては、現在の護岸延長六百メートルを天位より二メートル高くし、危険区域護岸天位まで堅固な石垣またはセメント工事を施行せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

豊國村地内の梶並川堤防修築の請願（請願者岡山県勝田郡豊國村長安東友哉外九名）（大村清一君紹介）（第四五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県勝田郡豊國村の東端を南流し、英田郡楢原村と境界をなす梶並川は、右岸に完全なる堤防がないため、出水によつて護岸はいちじるしく荒廃し、大雨毎にはん濫して、耕地、住居等に多大の被害をうけている。楢原村側たる左岸は完全なる護岸工事がなされているのに、豊國村側の右岸は荒廃にまかせていることは、同村農業生産上、鉄道運輸上ゆゆしい事態を引き起すものである。ついては、左岸と併行して右岸堤防の根本的改修工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

三陸国道開設の請願（請願者盛岡市内丸九十九番地ノ一下飯坂元）（山本猛夫君紹介）（第四五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国一の広大なる面積を有する岩手県は、交通機関に恵まれずわずかに南北を縦貫する鉄道本線及び国道を有するの外二、三の短区間の鉄道を有するに過ぎず、豊富なる天然資源と三陸漁場よりの漁獲物の輸送等にひじような不便と損失をこうむつている。ついては、国土建設上の見地からも重要である青森・宮城・岩手の三県海岸に沿う三陸沿岸国道をすみやかに開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

滑川改修の請願（請願者福島県岩瀬郡白方村長高原喜一外二十七名）（圓谷光衛君外一名紹介）（第四九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滑川は福島県阿武隈川の上流支川であるが、同川下流の標高差は約百六十メートルあるので、豪雨毎に出水を起し、明治年間からの耕地の壊滅は八十町歩以上になつている。とくに昭和二十三年のアイオン台風によつては多大の被害をうけている。白方村は、米単作の農村で、同川は村民の生命線であるから、すみやかに国費をもつて同川を根本的に改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

サロベツ原野開発に関する請願（請願者北海道天塩郡豊富村長相馬物三郎外一名）（伊藤郷一君紹介）（第四九八号）及び同（請願者北海道天塩郡豊富村議会議長阿部健吉）（玉置信一君紹介）（第一一三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡豊富村サロベツ原野は、泥炭地として扱われていたが、サロベツ川永年にわたる出水の結果自然客土化しよく土であることが判明した。現にサロベツ川沿岸及サロベツ原野周辺の台地は開拓地となりその営農成績も相当の成果をあげている。しかるにサロベツ川は天塩川に連絡しているため緩流であり、曲折が多いからこれを日本海に切り替える必要がある。これにより天塩川の水量は四分の一となり、同原野約

七千町歩の入植地ができ、また附近部落との交易も非常に便利となる。ついては、すみやかにサロベツ川の切り替工事を国費を以て施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

治水その他総合効果のため、早急に施行の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

矢作川改修工事促進の請願（請願者岡崎市長竹内京治）（千賀康治君外二名紹介）（第五〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

矢作川改修工事は、昭和八年度より十九箇年継続事業として着工されたが現在全体計画の五割を残している状況である。水源地は風化花こう岩よりなり崩壊流出して年々河床は上昇し度々の出水による被害は甚大である。加うるに水源地の乱伐と数度の震災により堤体は弱化したため一度出水すれば破堤はん濫は必至の状態である。ついては、すみやかに矢作川改修工事を促進して治水の完べきを期し民心を安定せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

利根川及び荒川の治水に関する請願（請願者浦和市仲町二丁目九十一番地武正総一郎）（青木正君紹介）（第五四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉農協治水対策委員会が、第五回国会に請願した利根川、荒川関係の治水工事促進につき、利根川には昭和二十二、三年災害復旧費ならびに同二十五年度改修費と、キティ台風復旧費とを、荒川については、昭和二十四年度改修費、キティ台風復旧費と、昭和二十三年復旧費ならびに昭和二十五年度改修費とを、また入間川についても、昭和二十三年復旧費と同二十五年度改修費等とを、すみやかに予算化されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

小国吉舎、大見吉田両線道路改修の請願（請願者広島県双三郡吉舎町長小早川九郎外四名）（船越弘君紹介）（第五四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県双三郡吉舎町、八幡村、世羅郡大見村、津名村の四箇町村は、吉舎町を中心として三箇村において動く生産物資はきわめて多量であるが、以上四箇町村を結ぶ道路は県道ただ一本のみで不便を感じており、未開発資源を空しく眠らせている状況である。ついては、小国吉舎及び大見、吉田両線を開発して県重要路線に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

名古屋から上野、月瀬及び奈良を経て大阪に至る産業道路開設の請願（請願者奈良県議会議長辻本政律）（前田正男君外二名紹介）（第五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は「日本道路網維持修繕五箇年計画」によつて、名古屋市と大阪市とを結ぶ道路建設を立案中ときくが、奈良県月瀬並びに奈良市を経て大阪に至る路線には、林産物、亜炭、石材等の資源が豊富であるが輸送困難であり、かつまた月瀬には有名な梅林もあるが、交通不便でせつかくの景勝地も観光客の訪れが少い。ついては、同道路は産業、観光上重要でもあり、今般の政府計画に合致するから、国道再建計画中に同道路を採用されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊の浦瀬戸に架橋の請願（請願者長崎市長大橋博外二名）（岡西明貞君紹介）（第五五九号）及び同（請願者長崎県西彼杵郡茂木町西彼杵郡町村長会長森田丈市）（岡西明貞君紹介）（第一四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎をめぐり、長崎、佐世保両市の間にある長崎県西彼杵郡は、人口二十一万で地理的の諸條件に恵まれながら、大村湾唯一の出入口である伊の浦瀬戸によつて佐世保地区との交通が断たれ、離島としてあらゆる方面に不振でもつた。ついては、陸上交通の連絡を確保し、西彼杵郡のみでなく長崎、佐世保、東彼杵郡、大村市等の総合発展のために、同瀬戸に架橋されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

那珂川水害対策に関する請願（請願者茨城県那珂郡勝田村枝川小澤菊壽外十二名）（山崎猛君紹介）（第五六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県那珂川は、出水による被害は逐年はなはだしく、昭和十三年以降十年間に増水九メートル以上のもの五回を数え、土砂の沈でんによつて河床は高くなつているにもかかわらず見るべき堤防もなく全国でも水害対策を講ぜられなかつた代表的河川と思われる。しかるに、二十三年度事業として水府橋右岸より水戸市蔵前細谷の線に片側堤防構築の計画あるやに聞くが、片側堤防は一朝出水の際の対岸の被害は大きく部落民

の死活問題であるから、両岸同時に堤防を構築され、河床の土砂をしゅんせつされたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

簿川災害対策に関する請願（請願者栃木県野崎町長町井金一郎外二百五十七名）（高塩三郎君外四名紹介）（第五六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県簿川は塩原山に発して那珂川に合流する二十里に充たぬ急流であるが、古来より沿岸に水田一千五百町歩を拓き六万の生命を育くんできている。しかるに、近年上、中流の治山上の欠陥により出水多く、カザリン、アイオンを経てキテイ台風と次々に目を覆わしめる惨禍に見舞われてきた。ついては、すみやかに同川に対し、災害復旧、総合的治山治水策を樹立施工されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

県道島地、鹿野線改修工事促進の請願（請願者山口県佐波郡串村長田中吟祐外十四名）（青柳一郎君紹介）（第五六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県佐波郡串村は、海抜五百米の高原地で、同県下もつとも交通に恵まれていなかつた。しかるに、昭和十七年同村を縦貫する島地、鹿野線が県道に編入され、県において逐次改修され、同村役場前までは自動車の通行も可能になつた。同村役場前より鹿野町に通ずる約四キロの残余の中一・八キロは継続行事として目下施工中であるから、昭和二十五年度もこの工事を継続され、残り二・二キロの改修をすみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

東富士演習場使用に伴う損害補償に関する請願（請願者静岡県駿東郡玉穂村長塚本要外二名）（勝間田清一君紹介）（第五七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東富士演習場は、戦後地元所有者に返還され、それぞれ営農を実施していた。しかるに、進駐軍により全地域が接収されたため、その物心両面の損害は多大であつたが、一応昭和二十二年度においては損害の補償があつた、しかるに昭和二十三年度には補償制度が変更せられなん等の補償をも受けられない事となり、地元民の生活、村治運営上に大きい不安と動揺とを與えている。ついては、すみやかに補償制度を確立され、同地区の特殊性を考慮した再建計画にもとづく助成、指導の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

県道都井岬、福島線改修工事費国庫補助の請願（請願者宮崎県南那珂郡都井村長中村龍夫外八名）（瀬戸山三男君紹介）（第五八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県下の県道都井岬、福島線の内、都井、本城村区間には急こう配の花尾峠があり、大型車及び重量車の運行が激増しつつある現在、同峠はきわめて危険な実情にある。もし立宇津、黒井及び黒仁田を経由して花尾峠に約四十メートルのトンネルを開設するときは、輸送力は二十倍に増強され、沿道に豊富な漁獲物及び林産物の輸送に多大の貢献を與えることとなる。ついては、国庫補助をもつてぜひ共昭和二十五年度に同路線の改修工事を施行せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

準地方費道江差、岩内線改良に関する請願（請願者北海道岩内郡岩内町長清水武夫）（小川原政信君紹介）（第五八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩内郡の準地方費道江差、岩内線の一部、島野村大字敷島内村の当別川から、磯谷村大字尻別字東土場に通ずる道路には、難所雷電嶽があり、交通はと絶して今日ほとんど利用されていないため、地方産業並びに住民の福利増進を阻害している。ついては、現在の路線によらず、雷電道路を開さくして改良路線を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

黒崎川本流に砂防工事施行の請願（請願者青森県西津軽郡岩崎村長七戸小二郎外二名）（小笠原八十美君紹介）（第五九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県西津軽郡岩崎村大字黒崎部落の中央を流れる黒崎川砂防工事は、昭和二十三年に着工し昭和二十四年十月落成に至つたが、従来の施行個所はいずれも支流であつて、本流の計画は今後に残されている。ついては、同村の災害を防ぎ、食糧の増産をはかるため、黒崎川本流に砂防工事を完了されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択

の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

笹内川に砂防工事施行の請願（請願者青森県西津軽郡岩崎村長七戸小二郎外一名）（小笠原八十美君紹介）（第五九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森県西津軽郡岩崎村東端を流れる笹内川は、延長二十八キロで同村の郷倉地帯の中心部を流れかんがいの便きわめて大である。昭和十五年に一部の砂防工事を施行せられたが、所期の目的は達せられず、キテイ台風と加えてパトリシア台風により相当の被害をうけた。ついては、すみやかに同川の砂防施設を着工されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

接収家屋に関する請願（請願者兵庫県川邊郡西谷村切畑長尾山二番地岩本哲夫外十一名）（岡野清豪君紹介）（第五九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
進駐軍用として接収された家屋の所有者は、その自由意思は無視されての強制接収であり、民法上のいわゆる自由契約でもなく、安住の家を奪われ多大の不便と不自由と犠牲とを拂つている。進駐軍家屋は、国民全般の負担によつて建設されるべきで、接収家屋所有者のみが住居の侵害を甘受しなくてはならぬ理由はない。ついては、あらゆる角度より検討した適正妥当な補償を同家屋所有者に支拂われ、講和條約成立と同時に接収解除されるよう、さらにまた、接収解除家屋を接収前の原状に完全に回復して所有者に返還されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

南海地震による地盤沈下地帯の上水道敷設並びに下水道改修費国庫補助の請願（請願者愛媛県議会議長立川明）（川端佳夫君紹介）（第五九四号）、同（請願者愛媛県知事青木重臣）（高橋英吉君外七名紹介）（第五九五号）、同外三件（請願者愛媛県伊予郡上灘町長米岡伊太郎外三十三名）（高橋英吉君外七名紹介）（第一〇七八号）及び同外三件（請願者愛媛県南宇和郡町村会会長栭下宗一外三十七名）（高橋英吉君外七名紹介）（第一二二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十一年の南海地震に伴う地盤沈下の結果、最近に至り愛媛県海岸線一帯の地下水に異変を生じ、飲用井戸水に海水その他の不純物が浸入したり、また井戸水が枯渇して日常の飲水に支障をきたしており、瀬戸内海のある島では連日行列にて天水を分配している状態である。ついては、同県民の保健衛生の保全のため、また汚水、かんがい用水等の排水のために、飲料水被害地区の水道施設並びに下水道改修事業をすみやかに実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

南海地方の地盤変動による被害状況調査に関する請願（請願者愛媛県知事青木重臣）（高橋英吉君外七名紹介）（第五九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十一年十二月の南海大震災によつて飲用井戸に海水及び下水その他の有機物が浸透したものが、愛媛県において六十六箇市町村九十五箇所、被害戸数一万七千五百余戸で被害人口八万五千余名に及び、この対策として簡易上水道敷設費二億三千二百万円を要する見込で、この他地盤変動のため下水排除不能箇所も相当あり、被害は現在なお増加しているから、緊急に専門委員を派遣されて実情を調査されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

九州地方海岸堤防の管理及び修築に関する請願（請願者八代市長坂田昌亮）（坂田道太君外一名紹介）（第五九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
とくに干拓地帯の多い九州地方の海岸堤防については、毎年地元において巨額の負担をもつて維持、管理及び改修に努力してきたのであるが、築設後長年月を経過した今日、維持費はいよいよかさみ、根本的改修を要する箇所も殖えてきた。ついては、海岸堤防は国または県の管理に移し、改修に要する国庫予算を増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

津山市内の吉井川に護岸工事施行の請願（請願者津山市議会議長市場巳之助外二名）（大村清一君紹介）（第六〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在施行中の吉井川上流改修工事は、津山市街区を中心とする下流並びに上流方面を初期工事として進められている関係上市街、区を包む中央護岸は依然として荒廃のまま放置されているため、一朝出水すれば全市街地は濁流化するおそれがある。ついては、津山市内の吉井川に護岸工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択

の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

宮川の治水に関する請願（請願者津山市長和田義一外二名）（大村清一君紹介）（第六〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
中国山脈に源を発し、津山市内を貫流する宮川は、戦時における上流山林地帯の濫伐と、無統制な開墾のため、毎年出水の都度堤防の決潰、損傷等を随所に生じ、ことに河床の上昇いちじるしく地元民は水災の不安におののいている。ついては、同川の治水を図られたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

岡山県下の各河川に砂防工事施行の請願外二十件（請願者玉野市長太田尚衛外二百五十六名）（橋本龍伍君外二名紹介）（第六〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県下の河川、ことに支流は、水源地の荒廃と土砂の流失により、たびたびの豪雨で出水し、流域一帯に被害を及ぼしている。ついては、岡山県下の左記の各河川の支流に砂防工事を施行されたいというのである。（一）玉野市のけい流、（二）新本川、（三）杉谷川、（四）佐與谷川及び有漢川、（五）宮河内川及び則安、城谷川、（六）石谷川、（七）三谷川、（八）曲田川、（九）大滝川、（十）小松谷川、（十一）津々川、（十二）長屋川、（十三）井原川、（十四）上神代三光川、（十五）大井野川、（十六）大津川、（十七）田部川、（十八）木地山川、（十九）尾坂川、（二十）奥山川、（二十一）笹尾川及び中田井屋川。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

岡山県下の各河川に砂防工事施行の請願外十七件（請願者岡山県英田郡西栗倉村村長代理青木作太郎外三十四名）（大村清一君紹介）（第六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県下の塩谷川、尾路川、西屋川、西谷川、川上川、横野川、上森川、五石川、丸小川等各河川の出水、土砂崩潰等によつて農耕地その他に及ぼす被害は計り知れない。ついては、すみやかにこれら各河川に砂防工事を施行せられたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

五ヶ瀬川を国直轄河川に編入並びに改修工事促進の請願（請願者延岡市長仲田又次郎外二名）（佐藤重遠君紹介）（第六三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県下屈指の大河である五ヶ瀬川は、上流部は水力発電に通じ、河口附近は延岡港として利用せられる等利用価値は多大であるが、一朝出水に際会すれば暴威をたくましくし、年毎にひじような損害を與えている。その出水量、河相の複雑、工事の困難さ、影響の重要性等を考えられて、ぜひともすみやかに国直轄河川に編入され、国営工事として改修工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

延岡、富島間国道改修工事促進の請願（請願者宮崎県東臼杵郡富島町長三尾良次郎外七名）（佐藤重遠君紹介）（第六三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県延岡国道直轄改良工事の内、化学工業都市延岡と貿易港細島を結ぶ延岡、富島間、四十三・二キロが第一期工事となつているが、この区間の国道は交通事故がきわめて多く、道幅がせまく、幹線国道の改良工事は緊急を要する問題である。ついては、同路線の改修工事を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

高千穂峡に鉄橋架設の請願（請願者宮崎県西臼杵郡高千穂町安在重右衛門外八十五名）（佐藤重遠君外六名紹介）（第六三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県延岡市と熊本市とを結ぶ九州横断の県道は、西臼杵郡唯一の県道であり、あらゆる物資はこの県道によつて移出されるのであるが、高千穂町から一キロ余りの地点にある高千穂峡をこの県道が横断しているため、トラック、荷馬車等の積載量は半減せられ、地方民の損失は多大である。ついては、高千穂峡中もつとも幅員の狭い地点に鉄橋を架設し同郡の開発並びに文化の向上の実現をはかられたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

天龍川上流改修工事費増額の請願（請願者長野県下伊那郡川路村安藤長造）（吉川久衛君外三名紹介）（第六四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
天龍川改修工事は昭和二十二年度から直轄改修工事として着工された

のであるが、戦時中奥地の山林濫伐のため、本年は数度の台風におそわれ、大被害をうけた。長野県では小規模ながら土砂採集を経営させ河床隆起に備えなどしているが、とうてい流出する崩落土を防ぐことはできず、沿岸に湿地帯ができ、不生産的地域が拡つている。ついては、天龍川流域の現状を調査し、治山治水に関して抜本的計画をされ、これに要する予算を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

碁点橋下流最上川の川幅拡張並びに大石田、横山地帯築堤工事施行の請願（請願者山形県楯岡町長金森成満外九名）（志田義信君紹介）（第七一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最上川の上流は改修されているが、碁点橋下流は、川幅狭く、そのため上流に一度豪雨があれば増水し、流域百余町歩の全滅の状況にあるばかりでなく、支流白水川、野川、乱川の決壊をきたし、流域数百町歩に多大な災害を與える。ついては、これらの災禍を未然に防止するため、碁点橋下流の河幅を拡張し、さらに大石田町及び横山村地帯に築堤護岸工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

土合トンネル改修の請願（請願者山形県最上郡大蔵村長安彦藤兵衛外八名）（志田義信君紹介）（第七二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県最上郡大蔵村大字南山四箇村から、府県道新庄、肘折線に通ずる、二百二十七メートルの土合トンネルは、五、六年前から中間部が落盤し、かつ亀裂を生じ、亀裂から噴出する地下水のために、道路は全線にわたつて危険な状態におかれている。ついては、人馬の交通はもちろん重要物資の輸送に支障をきたすから、すみやかに同トンネルを改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

多胡橋架替の請願（請願者群馬県多野郡吉井町長松井金蔵外二十三名）（小峯柳多君紹介）（第七七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県の中央部、高崎市と多野、北甘楽二郡を結ぶ地点にあるつり橋多胡橋は、腐朽その極に達し、重量を制限しているが破損日に増大し、改修もその効がない。このまま放置するときは、災害は必至であり、産業、交通上に及ぼす影響もまた多大であるから、恒久的な橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

道路法の改正並びに東北地方東海岸に国道開設の請願（請願者岩手県議会議長村上順平）（山本猛夫君紹介）（第七七五号）及び同（請願者青森県議会議長櫻田清芽外七名）（高橋清治郎君外五名紹介）（第九七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

道路法を改正して、産業開発上重要な国道路線を設定せられたい。とくに、東北地方の三陸沿岸地帯は、全国にその比を見ない交通不便のまま放置せられ、海陸の無限の資源は死蔵され、風光明びの景勝地も空しく眠つているような状態であるから、国道六号線を延長し、三陸沿岸を経て、青森県三本木において国道四号線と結ぶ新路線を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

北上川上流こう水調整池工事促進の請願（請願者岩手県議会議長村上順平）（山本猛夫君紹介）（第七七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北上川上流の治水工事は、財政難のため遅々として進ちよくしないから、こう水による被害を半減する意味において、また利水による食糧増産を図る面においても、すみやかにこう水調整池の築設工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

治水その他総合効果のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

首都建設法制定に関する請願（請願者東京都議会議長石原永明）（小坂善太郎君紹介）（第七七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都が平和日本の首都として、将来永久に政治、経済、文化等について、十分な機能を発揮するためには、これが計画及び建設につき特別の立法措置を講ずる必要がある。ついては、左記事項等を実施されたいというのである。（一）首都建設法を制定すること、（二）同法は重要諸施設の総合調整を図る基本的計画を含むものとすること、（三）首都建設事業の実施に要する費用は国庫負担とすること、（四）同計画を実施するため、内閣に首都建設審議会を設置すること。

二、請願の議決理由

目的を達成せるものと認め、本請願は議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

淀川に護岸工事施行の請願（請願者大阪府北河内郡門真町河北地区労働組合協議会細井功ノ川上貫一君外一名紹介）（第七八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
淀川の護岸工事は全く放棄され、昭和二十四年夏のヘスター台風の際には淀川の危機が叫ばれ、沿岸住民は雨季ともなれば安心して生活できない現状である。一度決かいした時の人畜、耕地、産業、鉄道に及ぼす被害は、大阪の重要性を考える時おそるべきものがあるから、淀川堤防補強護岸工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

菅野村の災害復旧対策に関する請願（請願者兵庫県飾磨郡菅野村菅野農民組合福井豊之助外五百十五名）（井之口政雄君紹介）（第七九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県飾磨郡菅野村を襲つた昭和二十四年九月十九日の雷雨は、急激な出水をもたらし、耕地を埋没させ、用水池、道路、堤防を破壊し、人家に多大の損害を與えたばかりでなく、收穫前の稻作を流失させた。村民は無一文の状態となり、とうてい自力では回復できないから、復旧工事を国費をもつて実施し、国家費用を支弁できない工事に対しては融資の途を講ぜられたい。また村民の経済が回復するまで、一切の租税を免除すると共に、農民が保有米を確保できる程度に供出の補正、検査規格引下げを認められたいというのである。

二、請願の議決理由
民生安定のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

遠別川に砂防工事施行の請願（請願者岩手県九戸郡山形村長小原喜三治外一名）（山本猛夫君紹介）（第八〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
久慈川上流遠別川及び同支流沢内川は、たびたび大水害をこうむり、上流より土砂が流れ出て河水がはん濫し、耕地百余町歩を不毛の地と化せしめた。ついては、すみやかに同川の砂防工事を施行されたい。なお砂防工事のダム利用により、百キロの発電可能となり、無電燈村も解消するから、ぜひ右工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地から、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

内川改修費国庫補助の請願（請願者宮城県伊具郡角田町針生壽平ノ庄司一郎君紹介）（第八〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県伊具郡角田町の水利組合管理の排水路内川は、近年河床が土砂で埋まり、豪雨のときは悪水が附近一帯の低地に流れ、一大湖沼となつて耕作農地にはん濫する。同組合は、内川排水路の河床改修工事を予定し、県営工事として施行されることになつたから、災害復旧費として国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

明治村、津久見町間に道路開設の請願（請願者大分県南海部郡明治村長市野瀬善之外二名ノ村上勇君紹介）（第八一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
佐伯市から南海部郡明治村を経て北海部郡津久見町を通じ臼杵町に達する路線は、大分県道路網中の重要路線であるが、明治村と津久見町の間の僅か約六キロが開設しないために、せつかくの既設道路も完全にその機能を発揮することができず、大分県南部地区の進展に多大の支障と損失とを與えている。ついては、すみやかに、明治村、津久見町間の道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

戰災都市復興対策に関する請願（請願者鹿兒島市役所内鹿兒島市議会議長岩切重秀ノ上林山榮吉君外九名紹介）（第八二〇号）及び同（請願者福井市宝水上町福井土地区画整理委員会長奥村捨録ノ坪川信三君紹介）（第一二八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戰災都市財政の現状と、住民の戰災復興遅延による窮状とにかんがみ、六・三制に対する国庫補助率の引上、戰災復興都市計画事業費国庫補助率を八割に復元、昭和二十四年度補正予算公共事業費の全額起債の認可等、戰災都市復興対策のすみやかな完成を計られたいというのである。

二、請願の議決理由
民生安定のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

白口川に砂防工事施行の請願（請願者兵庫県朝来郡生野町長佐藤桂一郎）（有田喜一君紹介）（第八三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県朝来郡生野町を流れる白口川は、近年沿岸の樹木濫伐が原因で、少しの降雨にも出水し、護岸が

崩れるから、根本的な護岸安定策として、砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

中谷川上流に砂防工事施行の請願（請願者兵庫県多紀郡古市村長西山貫三郎）（有田喜一君紹介）（第八三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡古市村を流れる幹流武庫川に流入する中谷川は、急流であつて、上流山地には赤はげ地帯があり、豪雨の際には、重量の土石をも押し流して、本流の水をせきとめ、被害多大である。ついては、中谷川上流の砂防工事を、昭和二十五年度において施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

小枕川改修の請願（請願者兵庫県多紀郡城南村長小林隆一外一名）（有田喜一君紹介）（第八三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県有馬郡境三国山に源を発し篠山川に合併する小枕川は、出水都度沿岸に及ぼす災害大で、随所に堤防の欠潰及び耕地の荒廃を見ている現状である。ついては、小枕川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

小枕川砂防工事継続施行の請願（請願者兵庫県多紀郡城南村長小林隆一外一名）（有田喜一君紹介）（第八三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡城南村を流れる小枕川は、砂防工事が着工され、その完成を期待していたところ、昭和二十五年度において予算が削減された結果、全体工事の三割程度しか施行されないこととなつた。これでは今までの工事も水泡に帰し、工事中に堆積していた多量の土砂を下流に放出して、危険極りない状態となつている。ついては、すみやかに同川四千メートルの砂防工事を継続して、その完成を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

戦災都市区画整理による減歩土地の精算方法に関する請願（請願者東海市議会議長会長中西竹太）（江崎真澄君紹介）（第八三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年五月の特別都市計画法の改正により、区画整理地区の土地三割減歩の内一割五分に対し政府が補償金を支拂うべき制度が改正になつたため、整理執行前の評価価格の決定方法が、整理後の土地利用の増進率の決定方法に比し、地主の不利損害がはなはだしくなつた。ついては、合理的精算方法によつて処理されるよう要望するというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

愛知川改修の請願（請願者愛知県神崎郡能登川町長宮川多治郎外五名）（河原伊三郎君紹介）（第八五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県の農業の中心である湖東地区六箇町村を貫流する愛知川のうち、愛知川町御幸橋下流から河口に至る間は、堤防築造の不完全のため年々の出水により住民、農耕に及ぼす被害は計り知れない。ついては、すみやかに同区間の堤防改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

生駒山地すべり防止対策に関する請願（請願者奈良県生駒郡生駒町長広瀬幸三郎）（井上信貴男君紹介）（第八七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県生駒郡生駒町の生駒山地すべりに対し、これまで巨額の経費を投じて防止工事を進めてきたのであるが、未だ完成の域に達していない。昭和二十四年九月頃から京都大学に依嘱して実態調査がなされたが、それによると、生駒山上の土質は火こう岩のいちじるしく風化されたもので、はなはだ危険さわまりない状態にあり、関係民の生命財産は日夜おびやかされている。ついては、すみやかに、生駒山の地すべり防止工事の完成を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

住宅金融に関する請願（請願者静岡市東町五十一番地満鉄社友新生会静岡支部長長尾次郎）（足立篤郎君紹介）（第八七六号）、同外一件（請願者神戸市生田区楠町三丁目四十番地幅田將之外三十三名）（受田新吉君紹介）（第九二六号）、同（請願者千葉県印旛郡成田町成田二百九十八番地満鉄新生会千葉支部長竹達三）（足立篤郎君紹介）（第九二七号）、同

外一件（請願者神奈川県庁社会課分室内神奈川県更生同盟大瀧克己外一名）（門司亮君紹介）（第九二八号）、同（請願者東京都千代田区丸ノ内一丁目一番地日本国有鉄道内運輸調査局元満鉄引揚者会山口外二）（足立篤郎君紹介）（第九八九号）、同外一件（請願者山口市道場門前十二番地作間作朝外一名）（受田新吉君紹介）（第九九〇号）、同（請願者松山市愛媛県民生部社会課内愛媛県海外引揚者更生会会長山沢和三郎）（高橋英吉君紹介）（第一〇一八号）、同（請願者兵庫県加西郡北條町吉田馨外四十六名）（米窪満亮君紹介）（第一〇一九号）、同（請願者東京都千代田区丸の内一丁目の一番地日本国有鉄道内運輸調査局元鮮鉄引揚者会小沢弘）（廣川弘禪君紹介）（第一〇二〇号）、同（請願者山口県吉敷郡仁保村在外財産対策推進会吉富彰外十八名）（佐藤榮作君紹介）（第一〇二一号）、同（請願者大阪府南河内郡平尾村大字平尾海外引揚者大阪府厚生連盟南河内支部長山口四郎外十六名）（松永佛骨君紹介）（第一〇二二号）、同（請願者布施市荒川一丁目五十番地津下信義）（井上良二君紹介）（第一〇五五号）、同（請願者前橋市曲輪町群馬県海外引揚者同盟理事長柴田彦平）（中曾根康弘君紹介）（第一〇五六号）、同（請願者今治市愛媛県海外引揚者更生会今治支部長野間房義）（越智茂君紹介）（第一〇八六号）、同（請願者佐賀市役所内佐賀県更生会理事長石井龍猪）（北川定務君紹介）（第一〇八七号）、同（請願者宮崎市南広島通一丁目日向殖産興業株式会社内満鉄社友新生会宮崎県支部猪崎勇）（足立篤郎君紹介）（第一〇八八号）、同（請願者大阪市浪速区饂飩町二丁目四番地海外引揚者大阪府厚生連盟浪速支部越前長松）（松永佛骨君紹介）（第一〇八九号）、同（請願者泉佐野市地蔵町日根野谷佐吉方海外引揚者大阪府厚生連盟泉南支部山田幸久）（淺香忠雄君紹介）（第一〇九〇号）、同（請願者兵庫県飾磨郡花田村高木百七十一番地鹿野寅之助外九名）（松澤兼人君紹介）（第一〇九一号）、同外三件（請願者山口県佐波郡右田村在外財産対策推進会委員長貞永綠外百十六名）（佐藤榮作君紹介）（第一一五一号）、同外一件（請願者宇和島市丸ノ内愛媛県海外引揚者更生会宇和島支部長藤井藤平外九十六名）（村瀬宣親君紹介）（第一一八二号）、同（請願者山口県佐波郡富海村字朝日富海村更生会長津穐孝彦）（青柳一郎君紹介）（第一一八三号）、同（請願者愛媛県周桑郡中川村引揚更生会支部長黒川文夫外三十八名）（中村純一君紹介）（第一一八四号）、同（請願者広島市紙屋町一番地広島県引揚同胞更生会小坂登）（受田新吉君紹介）（第一一八五号）、同外一件（請願者小樽市花園町一丁目十七番地永田民武外十名）（岡田春夫君紹介）（第一一八六号）、同（請願者山口県熊毛郡曾根村更生会長淺井久作外一名）（佐藤榮作君紹介）（第一二一〇号）、同外一件（請願者兵庫県宍粟郡神野村田井三百九十二番地ノ二山口一男外三百九十八名）（岡田五郎君紹介）（第一二一一号）、同（請願者高槻市相生町九百八十五番地海外引揚者大阪府更生連盟高槻支部長三木熊次郎）（井上良二君紹介）（第一二三三号）、同（請願者山口県大島郡沖浦村大字日見更生会長奥彌輔外三名）（三木武夫君紹介）（第一二三四号）、同（請願者兵庫県飾磨郡谷外村豊国五百四十九番地千谷義夫外十一名）（木下榮君紹介）（第一二六四号）、同（請願者神奈川県庁社会課分室内神奈川県更生同盟理事長大瀧克己）（門司亮君紹介）（第一二八八号）、同（請願者大阪市東淀川区淡路東淀川区役所内海外引揚者大阪府更生連盟支部長吉田治郎君）（前田種男君紹介）（第一三八一号）、同外一件（請願者山口県玖珂郡柳井町在外財産対策推進会委員長神田繼治外二十六名）（今澄勇君紹介）（第一四一〇号）、同（請願者愛媛県周桑郡庄内村引揚者更生会分会長高橋佐右ヱ門外十七名）（小西英雄君紹介）（第一四三三号）、同（請願者兵庫県宍粟郡千種村千草藤村勝己外六十五名）（堀川恭平君紹介）（第一五二六号）、同（請願者山口市道場門前十二番地株式会社新日本技工団坂締役社長作間正朝外七名）（佐藤榮作君紹介）（第一五二七号）、同（請願者兵庫県飾磨郡糸引村東山七百六十番地山本鳥治外五十九名）（大上司君紹介）（第一五七二号）、同（請願者兵庫県飾磨郡八木村八家千二百二十七番地山崎久吉外十九名）（河本敏夫君紹介）（第一五七三号）、同（請願者兵庫県飾磨郡谷内村山崎四百三十八番地阿竹賢治外十名）（木下榮君紹介）（第一五七四号）、同（請願者山口県玖珂郡和木村海外引揚者更生会長喜屋伝外百二十七名）（青柳一郎君紹介）（第一五七五号）、同（請願者宮城県志田郡荒雄村更生連盟支部青沼孝一）（庄司一郎君紹介）（第一五七六号）、同（請願者宮城県玉造郡鳴子町上鳴子十五番地引揚者団体鳴子支部長岩淵雄七郎）（角田幸吉君紹介）（第一五七七号）、同（請願者兵庫県城崎郡城崎駅前海外引揚者連盟北但支部辻長蔵外二十八名）（佐々木盛雄君紹介）（第一五七八号）、同（請願者山口県玖珂郡通津村大字通津在外財産対策推進会賀屋文太郎外四十七名）（佐藤榮作君紹介）（第一五七九号）、同（請願者宮城県栗原郡鳥矢崎村引揚者更生会板宮政見）（大石武一君紹介）（第一五八〇号）、同（請願者宮城県栗原郡高清水町字新町三十二番地宮城県高清水引揚団体徳江平内外六十名）（内海安吉君紹介）（第一五八一号）、同（請願者兵庫県美方郡浜坂町浜坂海外引揚者連盟北但支部木村弁次郎外二十七名）（有田喜一君紹介）（第一六四六号）、同（請願者兵庫県城崎郡豊岡町豊田三番地吉岡謙三外二十三名）（有田喜一君紹介）（第一七三八号）、同（請願者愛媛県周桑郡三芳村山内馬造外三十名）（村瀬宣親君紹介）（第一七三九号）、同（請願者兵庫県飾磨郡花田村小川後藤淺吉外十五名）（河本敏夫君紹介）（第一七四〇号）、同（請願者山口県阿武郡大井村在外資産対策推進会支部長徳丸金造外百四十七名）（吉武恵市君紹介）（第一七四一号）、同（請願者岩国市大字今津字関所百番地ノ一岩国興業組合長久代求）（佐藤榮作君紹介）（第一七四二号）、同（請願者山口県玖珂郡本郷村更生会長安本浜一外一名）（青柳一郎君紹介）（第一七四三号）、同（請願者兵庫県城崎郡日高町岩木中野継喜外二十五名）（佐々木盛雄君紹介）（第一七四四号）、同（請願者山口県都濃郡中須村更生会長松村耕作外三十一名）（受田新吉君紹介）（第一七七二号）、同（請願者香川県仲多度郡十郷村大字十郷海外引揚同胞会森末佐太郎外九名）（成田知巳君紹介）（第一八〇二号）、同（請願者宮城県志田郡高倉村遠藤久司外十一名）（千葉三郎君紹介）（第一八三〇号）、同（請願者香川県三豊郡観音寺町千百七十七番地海外引揚同胞会熊本直次外十一名）（福田繁芳君紹介）（第一八三一号）、同（請願者高松市天神前九十九ノ一番地香川県海外引揚同胞連合会山下好太郎外八名）（玉置實

君紹介）（第一八三二号）、同（請願者宮城県　登米郡浅水村　字水越鮎川田百七十番地ノ二岩淵幸三郎）（大石武一君紹介）（第一八三三号）、同（請願者宮城県桃生郡雄勝町引揚者団体連合会支部杉山源之助）（内海安吉君紹介）（第一八三四号）、同（請願者香川県綾歌郡栗熊所村字朽木松所村海外引揚同胞会小野政行外六名）（島田末信君紹介）（第一八三五号）、同（請願者香川県大川郡志度町八百三十三番地ノ二海外引揚同胞会山本大吉外十四名）（大西禎夫君紹介）（第一八三六号）、同（請願者愛媛県周桑郡海外引揚者更生会支部石根村分会日野礒吉外六十一名）（村瀬宣親君紹介）（第一八七四号）、同（請願者熊本県球磨郡黒肥地村千六百二十六番地高田福弥外十名）（園田直君紹介）（第一八七五号）、同（請願者山口県都濃郡富田町千三百九十二番地更生会長内山正能）（佐藤榮作君紹介）（第一九〇三号）、同（請願者山口県阿武郡奈古町更生会長小野了作外百十二名）（吉武恵市君紹介）（第一九〇四号）、同（請願者山口市大字佐山千八百五十八番地更生会長徳永幹次）（青柳一郎君紹介）（第一九〇五号）、同（請願者宮城県栗原郡畑岡村字上畑岡夷六百十六番地ノ五宮城県引揚者団体連合会畑岡支部長遠藤清助）（角田幸吉君紹介）（第一九〇六号）、同（請願者宮城県海外引揚者団体連合会逢限村総代南條靜外六十八名）（安部俊吾君紹介）（第一九〇七号）、同（請願者宮城県　刈田郡越河村海外引揚者団体連合会越河支部半沢正進）（佐々木更三君紹介）（第一九〇八号）、同（請願者熊本県天草郡本渡町木村哲夫外二十名）（原田雪松君紹介）（第一九〇九号）、同（請願者熊本県球磨郡多良木町七百二十三番地松尾ウメノ外二十七名）（福永一臣君紹介）（第一九一〇号）、同（請願者熊本県　宇土郡三角町高橋音治外十六名）（坂田道太郎君紹介）（第一九一一号）、同（請願者熊本県鹿本郡山鹿町幸仁哉外十五名）（松野頼三君紹介）（第一九一二号）、同外一件（請願者山口市東物太夫三百六十番地の二山口県更生会長岡崎茂樹外七名）（受田新吉君紹介）（第一九五二号）、同外二件（請願者山口県玖珂郡由宇町在外財産対策推進会島谷篤外八十名）（受田新吉君紹介）（第二〇〇七号）、同（請願者山口県都濃郡中須村更生会長松本耕作）（受田新吉君紹介）（第二〇四七号）、同（請願者兵庫県川辺郡長尾村西池兵庫県海外引揚者連盟長尾支部水本善三外二百八十五名）（原健三郎君紹介）（第二一〇一号）、同（請願者兵庫県加古郡高砂町猟師町八百五十番地兵庫県海外引揚者連盟加印支部新井茂三）（川西清君紹介）（第二一〇二号）、同（請願者札幌市大通東七丁目引揚者団体北海道連合会外二名）（小川原政信君紹介）（第二二〇四号）、同（請願者熊本市本山町五百六十一番地石谷方満鉄社友新生会熊本支部長竹村勝清）（足立篤郎君紹介）（第二二三七号）、同（請願者兵庫県城崎郡香住町一日市二十七番地兵庫県海外引揚者連盟北但支部西村計重外二十五名）（有田喜一君紹介）（第二二三八号）、同（請願者兵庫県出石郡出石町柳五十八番地兵庫県海外引揚者連盟北但支部内間堅一外二十一名）（佐々木盛雄君紹介）（第二二三九号）、同（請願者札幌市中島公園拓殖館内飛鳥昇治外九十八名）（苫米地秀俊君紹介）（第二二四〇号）、同（請願者山口県玖珂郡由宇町高本清一外二百九十五名）（受田新吉君紹介）（第二三六五号）、同（請願者岐阜県本巣郡文珠村文珠富田稔外二百三十五名）（木村公平君紹介）（第二三六六号）、同（請願者岐阜県加納町中広江五十八番地在原正大郎外五百二十七名）（田中啓一君紹介）（第二三六七号）、同（請願者岐阜市加茂郡川辺町石神水野しま外九百二十八名）（大野伴睦君紹介）（第二三六八号）、同（請願者岐阜県加茂郡東白川村安江政一外三百四名）（平野三郎君紹介）（第二三六九号）、同（請願者熊本県天草郡坂瀬川村七百四十二番地錦戸照男外五百五十一名）（坂田道太君紹介）（第二三七〇号）、同（請願者熊本市黒髪町下立田三百四十一番地田中耕造外八十七名）（坂口主税君紹介）（第二四一一号）、同（請願者熊本県上益城郡飯野村三百五番地宮崎可祝外五十九名）（吉田安君紹介）（第二四一二号）、同（請願者熊本県上益城郡飯野村小池千二百九十番地北森亀齢外五十六名）（園田直君紹介）（第二四一三号）、同（請願者兵庫県多可郡中町中村町九十七番地原田岩吉外二百八十名）（佐々木盛雄君紹介）（第二四四七号）、同（請願者山口市大字嘉川村井岩人外二百十三名）（青柳一郎君紹介）（第二五三一号）、同（請願者兵庫県多可郡重春村高松美馬亮雄外八十一名）（佐々木盛雄君紹介）（第二六三八号）及び同（請願者山口県玖珂郡由宇町中野宗一外五十四名）（受田新吉君紹介）（第二七〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後、住宅建設が民生の安定、労働力の再編成の基礎條件としてもつとも重要であるとき、住宅金融公庫設立計画が具体化しつつあることは、引揚者はもとより戦災復興上からも誠に望ましいことである。ついては、すみやかに、住宅金融公庫法を成立せしめて、その融資については、引揚者団体またはその住宅組合に対して、昭和二十五年度において最少限一万戸以上の計画的融資をなし、一戸十万円を限度とする融資の確保等引揚者住宅金融対策を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

国道二号線中舟坂峠改修促進の請願（請願者岡山県和気郡三石町町議会議長末広時二外十五名）（逢澤寛君紹介）（第八八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道二号線中、岡山、兵庫両県境の舟坂峠の改修は、昭和二十六年度に延期せられたようであるが、同地は中国、近畿両地方をつなぐ唯一の交通の要地であり、三石町はろう石、耐火れん瓦の生産地であるにもかかわらず、急カーブで交通不便のため、産業の発達を阻害している。ついては、国道二号線中舟坂峠の改修を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

豊後中村駅、瀬の本間道路改修並びに一部路線変更の請願（請願者大分県玖珠郡野上村長佐藤元紀外三名）（村上勇君紹介）（第八八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戰後の日本が、国際観光施設の完備及び産業、貿易の振興を計ることは、平和的文化国家の建設にもつとも重要な要素であり、そのためには交通の整備と輸送の円滑とが基調になる。大分県玖珠郡の飯田、野上両地区は、従来交通不便のため、天然資源の開発も空しく放棄され、文化もはなはだ立ち遅れている状態である。ついては、県道瀬の本、森線中、久大線豊後中村駅から飯田村瀬の本に通ずる区間の道路改修及び十三曲の内一部路線を変更されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

三原、呉両市間県道を国道に編入の請願（請願者呉市長鈴木術外十二名）（宮原幸三郎君外一名紹介）（第九〇六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
三原、呉市間県道は、瀬戸内海沿岸の枢要地を縦貫し、十指に余る商工漁港を貫通し、これら各港は阪神及び九州を結ぶ商工基地として物資の集散地である。しかも三原市は、近時車両繊維化学等の諸工業勃興による、工業都市としての発展目覚ましく、これに基く需要物資移動による本路線の利用度はとみに加わつている。また呉市は、一大臨港産業都市としてその発展はいちじるしい。ついては、前記区間道路を国道に編入されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

高浜町地内海岸に護岸工事施行の請願（請願者新潟県刈羽郡高浜町長吉田市郎平外一名）（田中角榮君紹介）（第九〇八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新潟県刈羽郡高浜町は、数年前より日本海の暴風浪のため、陸上の浸しよくとともに海岸防波の護岸が破壊されて以来、地元民は激浪の浸入におのののいている状況である。ついては、同町地内海岸にコンクリート護岸工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

失業対策として建設事業振興の請願（請願者神奈川県庁内神奈川建築協会長林豪藏）（河野謙三君紹介）（第九三〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
失業救済事業の実施に当つて、建築事業は従来あまり顧りみられなかつたが、今後は建築方面を大いに重視する必要がある。ことに、都市における住宅建設などに力をそそぐことは、時局下最も緊要であるばかりでなく、その影響する処広範囲であるから、失業対策としても、はなはだ有効適切な措置である。ついては、失業対策として建築事業の振興を計られたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

建物の復興促進に関する請願（請願者神奈川県庁内神奈川県建築協会長林豪藏）（河野謙三君紹介）（第九三一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
経済再建、産業復興には、まず生産の本拠として不可欠の住居及び生産部門の建物の急速な復興にあるが、経済状態がひつぱくし、資金調達にすこぶる困難をしているため、建物の復興は遅々として進まない現状である。ついては、とくに、防火地区内の建築に対し助成、あるいは、貸付金を交付し、また各種災害防止対策として、公共建物ばかりでなく、民間建物に対しても、必要な構造補強及び改修等に対し助成の方途を講じられたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

増田、水沢間県道中一部改修の請願（請願者秋田県平鹿郡増田町長石田理吉外七名）（飯塚定輔君紹介）（第九三八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
増田、水沢間県道は、表裏日本を貫通する最短距離にあり、しかも豊富な林産、鉱産開発上の産業道路として重要な路線であるが、秋田県雄勝郡東成瀬村大字岩井川から岩手県境に達する区間は、荒廃不通の現状にあるため、充分その機能を発揮できないのは遺憾である。ついては、本路線中前記区間の改修工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

十勝川治水工事促進の請願（請願者北海道中郡豊頃村十勝川治水工事期成会長水沢一郎）（高倉定助君紹介）（第九六四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
十勝川の第一期治水工事として、上流部の帶広より豊頃村字茂岩までが完成されたが、それより下流の大津川口に至る約四里半の地域は、出水毎にはん濫し、流域住民のこうむる被害は多大であり、食糧増産上にも大きい支障をきたしている。ついては、すみやかに、第二期工事として、同区間に直線水路の掘さく等治水工事の完成を図られたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

豊頃、茂岩間の十勝川木橋架替に関する請願（請願者北海道中川郡豊頃村字茂岩番外地　大橋佐七外九百名）（高倉　定助君紹介）（第九六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道中川郡豊頃村の中枢機関がある、同村字茂岩と豊頃駅との中間を流れる十勝川には、一時的の木橋がかけられているが、同橋は、停車場に出る村民と、隣接大津村の大半が地理的関係で同駅を利用し、また浦幌村の諸輸送車のことごとくが、帯広市に物資を直送するために必ず通行する重要な橋であるが、目下施行中の利別川がこの川に合流することになれば、とうてい木橋では出水時の奔流にはたえ得ない。ついては、利別川の合流に先立つて、同橋を恒久橋に架替えられたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

国道十九号線中岡山、金川間幅員拡張及び舗装の請願（請願者岡山県御津郡横井村長林襄外四百三十四名）（逢澤寛君紹介）（第九六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国道十九線号中、岡山市から同県御津郡金川町にいたる延長二十一キロの区間は、諸車の交通きわめて繁激であるのに、現況をもつては路面の維持保全が困難であるばかりでなく、輸送能率がいちじるしく阻害されている。ついては、すみやかに同路線の幅員の拡張と舗装とを実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

津、木津及び大阪間道路を国道に編入の請願（請願者京都府議会議長岩本義徳）（中野武雄君外二名紹介）（第九九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県津市において国道第一号線より分岐し、上野市、京都府笠置町、木津町を経て大阪府守口市の国道第二号線に会合する路線は、伊勢湾と大阪湾とを直結し、京都府の産業、経済上はもちろん観光、文化の見地よりするも、その重要性はすでに高速度自動車道路策定に際して、本路線を採択されたことによつても明らかである。ついては、本路線の重要性を認識され、国道に編入されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

東北地方の道路整備改善に関する請願（請願者仙台市立町通九番地東北地方道路利用者会議会長清水源太郎）（内海安吉君外五名紹介）（第九九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国の道路は不安全で、荒廃いちじるしく産業復興に大なる支障を来している現状にかんがみ、政府は連合国軍最高司令官から発せられた覚書による五箇年計画にもとづいて、道路整備を実施中であるが、その関係予算があまりに僅少過ぎて計画の実施はとうてい不可能な状態にある。ついては、東北地方の道路につき、左の事項等に対し、すみやかに措置を講ぜられたいというのである。（一）覚書による五箇年計画の完全実施、（二）東北における特殊事情を考慮して恒久対策を講ずること、（三）各県相互の連絡道路は即時改修すること。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

長岡市戦災復興事業費国庫補助増額の請願（請願者長岡市坂之上町二丁目長岡復興土地区画整理委員会連合会長星野太一郎）（丸山直友君紹介）（第一〇〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長岡市の戦災復興事業は、起工以来すでに四箇年を経たが遅々として進まない。新に昭和二十五年度から二十九年度までの五箇年計画として再出発することとなつたが、今までのような状態を続けるならば、民心の不安は増大し、経済の復興もとうてい望まれない。ついては、右五箇年計画による予算を、昭和二十五年度において多額計上し、国庫補助率を八割に復活して、復興事業の完遂を図られたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

名取川改修工事継続施行の請願（請願者仙台市議会議長佐伯満雄）（内海安吉君外八名紹介）（第一〇七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
仙台市を貫流する名取川は、その流域に七千町歩の耕地を有し、昭和十六年以来改修工事に着手されているが、予算の関係上工事が遅々として進行せず、昭和二十四年度から工事が打ちきられ、多大の国費を無駄にするばかりでなく、工事半途のためかえつて出水の際には、耕地を埋没させ、沿岸の住宅及び工場に与える被害は従前に比し多大となることは必然である。ついては、昭和二十五年度予算には、名取川改修費を計

上して、同工事を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

七北田川改修工事促進の請願（請願者仙台市　議会議長佐伯満雄）（内海　安吉　君外八名紹介）（第一〇七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

七北田川改修工事は、昭和二十一年以来、連年継続施行せられていたが、工事費等の関係から遅々として進行せず、毎年の風水害により、河口は閉そくし、護岸、堤防等の崩壊多く、一朝出水になると流域耕地の被害は多大なものがある。とくに昭和二十三年秋の台風の際の被害は大きく、幸にして堤防の決潰をまぬがれたが、深さ、幅員共に相当な河口を開いた。ついては、従来の災害復旧工事を、急速に完成せられると共に、河口のみならず、昭和二十五年度の工事費の予算を確保し、最短期間に同川改修工事を完成せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

県道荻町笹津停車場線改修の請願（請願者岐阜県大野郡白川村長野谷平盛外二十二名）（岡村利右衛門君紹介）（第一一三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道荻町笹津停車場線は、県道とは名のみで幅員せまく、急こう配で、わずかに人馬が通れるにすぎない。同線は産業開発道路として重要路線であるにもかかわらず、ほとんど利用価値のないものとなつている。ついては、すみやかに、同路線の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

瀬田村に上水道敷設の請願（請願者熊本県菊池郡瀬田村長上村亀雄）（藤田義光君紹介）（第一一六〇号）及び同（請願者熊本県菊池郡瀬田村長上村亀雄）（松野頼三君紹介）（第一四七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県菊池郡瀬田村民は、白川の自然水を飲料としているが、それらの自然水は、上流部における温泉の汚水と、水洗式便所のふん尿及び日発ダムの掃除等により、終日濁水化し、不潔、不衛生きわまりなく、ひとたび伝染病が発生すれば、村全体に蔓延し、危険この上もない。ついては、同村に上水道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

作並温泉所在の接収元旅館を広瀬村に拂下げの請願（請願者宮城県宮城郡広瀬村長庄子長吉外一名）（庄司一郎君紹介）（第一一六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在接収家屋として使用されている、宮城県宮城郡広瀬村作並温泉地内にある元九長旅館が、接収解除になると聞きおよんでいる。同村は仙台市に近い景勝地であつて、作並温泉を中心として多数の観光客があるが、現在の旅館では収容しきれない状態であり、唯一の村財源地であるから、同旅館を村営として経営することが、村発展のためもつとも望ましいことである。ついては、同旅館をぜひとも広瀬村に拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

白石、米沢間県道を国道に編入の請願（請願者宮城県刈田郡白石町長麻生寛道外十名）（庄司一郎君外六名紹介）（第一一七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方は天然資源を豊富に有しながら、地勢上海陸とも交通の発達が遅れ、産業、文化の発達を阻害している。宮城県道白石、米沢線は、国道第四号線から分岐し、奥羽山脈を横断し、東日本の宮城県と、西日本の山形県を結ぶ重要な産業道路であり、東西物資の交流と、沿線各地の資源の輸送にかくべからざる幹線である。ついては、国土開発の意味において、県道白石、米沢線を国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

今市地方の震災復興対策に関する請願（請願者栃木県上都賀郡今市町大字今市蔵持榮外二十九名）（松井政吉君紹介）（第一一八八号）、同（請願者栃木県上都賀郡今市町大字千本木吉原勝一外二十七名）（船田享二君紹介）（第一一八九号）及び同（請願者栃木県上都賀郡今市町長青木源吉外二十六名）（池田峯雄君外二名紹介）（第一二九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年十二月二十六日栃木県上都賀郡今市町を中心として、二町九箇村にわたる大地震の、被害は多大であつて、終戦の虚脱状態より、ようやく立ち上つた住民は、重なる打撃の余りにも大きいため、とうてい自力では再起できない実情である。ついては、同地方の震災復興のため、低利資金の貸出し、農地、農道、用排水路の復旧費の全額国庫負担等の措置を、すみやかに、講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

大浦、富岡間道路及び合津、牛深間道路を国道に編入の請願（請願者熊本県天草郡町村会長井上健三郎外一名）（原田雪松君紹介）（第一一九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県天草郡は、交通機関に恵まれない九州本土の離島で、バス、自動車の運行により、ようやくその使命を果しているが、幅員が狭く、悪路のため多大の不便をこうむり、諸般の向上、発展を阻害している。ついては、島内の幹線道路である、大浦・富岡間及び合津・牛深間道路をすみやかに、国道に編入して、それぞれ観光道路、産業道路として整備、拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、請願の要旨及び目的

安倍川は、水源の山くずれのため、降雨毎に流出する土砂堆積によつて河床が上昇し、加うるに戦争以来の山林の濫伐のため、こう水の際の危険ははかり知れないものがある。静岡県下直轄河川の一つである安倍川改修に関しては、昭和二十四年度から着工されたが、静岡市田町一帯は、安倍川改修工事の成否によつて、生活に重大な影響を與えられる地域である。ついては、改修工事中止箇所延長約四百米並びに未着手箇所延長七百米の堤防工業を速かに着工され、住民からこう水の不安をとり除かれたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手県下の中小河川改修工事費国庫補助の請願（請願者盛岡市内丸県公会堂内岩手県水害復興会議会長佐藤公一外十二名）（山本猛夫君紹介）（第一二一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県下における水害は、まことにはなはだしいが、これは各河川が全く原始的型態から脱していず、中、小河川の改良工事が従来より等閑に附せられていたためである。沿川住民の生産意欲を向上させ、食糧増産を確保して、県民を水害の恐怖から解放させるためには、貧弱な地方財政のみではなしえられない。ついては、同県の中、小河川改修工事に対し、国庫補助せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

野登、山内両村間道路改修の請願（請願者鈴鹿市長杉本龍造外五十一名）（水谷昇君外一名紹介）（第一二一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県鈴鹿郡野登村から滋賀県甲賀郡山内村に通ずる道路は、古くから安楽越といつて、森林けい谷地帯を貫通する山道にすぎなかつたが、近時は林産物の搬出路として、利用度もはなはだ大である。しかるに、多額の工費を要するため、道路改修の運びにいたらなかつた。同道路は林産物搬出を主とし、他面三重、愛知両県と滋賀、京都の両府県を一貫する、産業、交通上の重要道路ともなるものであるから、すみやかに、同道路の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

兒島湾淡水湖北に伴う障害除去に関する請願（請願者岡山県邑久郡行幸村大字福岡八百十七番地邑久和気排水組合会議長小西静太外二十三名）（逢澤寛君外一名紹介）（第一二一〇号）及び同（請願者岡山県邑久郡笠加村長赤木朝忠外二十二名）（若林義孝君紹介）（第一二九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般政府において計画されている、岡山県兒島湾淡水湖化は、邑久、和気両郡内河川の唯一の排水路を封じ、また同湾が稚魚の育成海であるので、この海面をしや断することにより、附近漁業に一大暗影を投ずるものである。すなわち、この淡水湖化の計画中に、吉井川対策と、邑久郡地方の影響が考慮されていないために、かかる支障をきたすものである。ついては、この点につき、再調査の上障害を除去されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

米代川上流の砂防工事施行に関する請願（請願者秋田県北秋田郡大館町長櫻庭文蔵外三名）（石田博英君外一名紹介）（第一二四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県二戸郡田山村に源を発する米代川上流は、こう水毎に土砂の流失はなはだしく、下流の河床は年々高まり、平時は渇水してかんばつを起し、一朝増水となれば築堤を破壊し、耕地を流失する等じん大な被害を與える。ついては、同川上流の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

保倉川上流流域に治山治水事業施行の請願（請願者新潟県東頸城郡町村長会長佐藤安次外十名）（塚田十一郎君紹介）（第一二四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県下有数の荒廃林野をもつている保倉川は、過去において国営並びに県営をもつて治山事業が実施されていたが、昭和二十四年度より治山事業を主要河川に重点的に実施することになつた結果、保倉川の治山事業が縮少され、荒廃林野は拡大する一方となり、災害はさらに増大の傾向にある。ついては、同川上流流域の治山事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

姫路市における特別都市計画事業に関する請願（請願者姫路市西紺屋町姫路市復興都市計画五十米道路立退住民代表渡辺郁外六名）（大上司君紹介）（第一二四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

姫路市本町、西二階町、西呉服町、白銀町、西紺屋町、直蓑町の一部住民四百八十一戸は、昭和二十四年十一月二十日附及び十二月七日附をもつて、昭和二十五年二月二十七日及び同三月十五日までの各三箇月以内に現住宅から各自家屋をこわして立退くべき旨を、姫路市長から命令された。その理由は、同住宅が姫路市復興都市計画五十メートル道路の予定線上にあるためであるが、住民側にとつて約二千人の居住と生活権を奪われることになる。ついては、都市計画の一部である姫路駅または山陽電鉄の移転後の空地に集団移転したい。それまでは立退きを延期し、再建資金について自治体の援助を與えられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

愛知県下の開墾事業に伴う建設工事促進に関する請願（請願者愛知県碧海郡明治村沢田芳男外九名）（河野金昇君紹介）（第一二五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県下の開墾建設工事は、県で責任を負い、代行しているが、政府の予算が僅少なため、開墾作業の進度に比しておくれが見られ、営農上の支障となつている。同県における実績は、開墾作業は八割の進度であるが、建設工事は四割の実施状況にすぎない。せつかく開墾した耕地も、農産物を運搬するに道路なく、増産を確保する水利を欠くなど、産業開発上重大な問題となつている。ついては、昭和二十五年度の開墾建設工事費割当を増額し、工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

生産力促進のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

広戸川上流牧本村地内に貯水池築設の請願（請願者福島県岩瀬郡牧本村長鈴木勘八外三百六十三名）（員谷光衛君紹介）（第一二五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県岩瀬郡南部の広戸川は、長期の降雨や台風の度ごとに出水し、また、干天の場合は全く渇水する等沿岸三箇村の住民に多大の被害を與えている。ついては、これらの災害を防止する根本的解決策として、広戸川上流の水源地帯にある牧本村西方地内に、災害防止貯水池を、すみやかに築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

東郷湖尻の災害防止対策実施に関する請願（請願者鳥取県東伯郡淺津村長中井信治外八名）（門脇勝太郎君紹介）（第一二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡の東北にある東郷湖は、湖尻が土砂のため閉止されて、湖水が増水し、塩水が逆流して、沿岸の耕地、住宅、温泉のこうむる被害は多大である。このため、沿岸民の奉仕的労作によつて、しゆんせつし、ようやくその被害を最少限にくい止めている状態である。ついては、すみやかに、同湖の水位を一定化し、海水の逆流を防止する対策を、講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

新潟県下の地すべり防止対策実施に関する請願（請願者新潟県東頸城郡安塚村長佐藤安次外二十三名）（塚田十一郎君紹介）（第一二七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県は、全国においても屈指の地すべり被害地で、毎年被害町村は八十四箇町村を数え、昨年末の調べによれば、地すべり箇所は、六百五十九箇所で、百七十一町歩に及んでいる。しかるに、その防止工事も、最近は治水工事のみを実施し、局地的に散在する地すべりについては少しも顧みられていない。ついては、地すべりは、その精神的不安の点においては、地震、こう水等に比して勝るとも劣らぬものであるから、すみやかに地すべりの防止対策を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

戰災復興事業予算並びに同起債額増加に関する請願（請願者大阪市北区中之島一丁目四番地大阪市役所建築局内北浦純一）（紹介）（第一二七九号）及び同（請願者東京都中野区江古田四ノ千七百四十九番地戰災復興土地区画整理委員会全国連合会高野直治外七名）（高木章君紹介）（第一四一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰災復興土地区画整理事業は、「戰災復興計画基本方針」並びに「特別都市計画法」に基き、国庫補助を主とした財源で、五箇年計画をもつて着手されたが、四年を経た今日、約一割の進ちよく状況で、工事は遅々として進まず、関係市民に多大の苦痛を與え、憂慮すべき事態にある。ついては同事業予算を増額して、急速に事業を推進するとともに、地方財政窮乏の今日、起債わくの増額を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

江別、石狩厚田間の豊平川に架橋の請願（請願者北海道札幌郡篠路村長大沼三四郎外十四名）（宇野秀次郎君外七名紹介）（第一二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道札幌郡江別町と、石狩、厚田方面を結ぶ唯一の道路が、豊平川放水路切替えとともに、交通しや断された。そのため、車馬はすべて遠く歴来橋を廻せねばならぬ有様で、地元部落民の不便はもとより、馬の産地として知られ、数百町歩の未墾地を有する有望な篠路村の開発を阻む重大原因となつている。ついては、豊平川に国費をもつて架橋されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

松崎村地内猿ケ石川築堤工事延長施行の請願（請願者岩手県上閉伊郡松崎村長中居朝男）（山本猛夫君紹介）（第一二八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県上閉伊郡松崎村大字松崎の猿ケ石川沿岸は、一昨年九月アイオン台風の被害のため、家屋の流失、耕地の流失をこうむつたが、沿岸千二百メートルの築堤工事は、第一、二期工事として、八百メートルを施行したのみである。今後、一朝増水する時は、下流の人家三十余戸の流失、耕地の流失浸水、收穫の半減は明らかであるから、同工事の急速な完成を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

豊間根村地内津軽石川に災害防除工事施行の請願（請願岩岩手県下閉伊郡豊間根村長豊間根與左エ門）（山本猛夫君紹介）（第一二八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和十三年度から、昭和二十二年度に至る河川改良工事の一端として施行された、岩手県下閉伊郡豊間根村の津軽石川の工事は、約三割程度で打ちきられたので、県費をもつて、応急的土砂盛り護岸工事を施行したが、アイオン、キテーの両台風により、壊滅的打撃をうけ、荒原と化している。ついては、地方産業発展と、住民生活の安定のため、豊間村地内津軽石川の災害防除工事を、施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手県下各河川の災害防除工事費国庫補助の請願（請願者岩手県水害復興会議会長佐藤公一外十九名）（山本猛夫君紹介）（第一二八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県下各河川が、カザリン、アイオン両台風によつて受けた被害については、幾度か請願、陳情したが、未だ未着手の状態である。同河川の被害によつて、農民は致命的打撃を受け、再起不能のものさえあるが、県民は悲痛な決意の下に、自力更生に死力をつくしているから、左記河川に対し、災害防除予算を計上され、昭和二十五年度において着工されたいというのである。津軽石川、猿ケ石川、和賀川、広瀬川、北上川、長沢川、鵜住居川、夏油川、胆澤川、気仙川、雫石川。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

県道鹿野、倉吉線中一部拡張並びに改修工事施行の請願（請願者鳥取県東伯郡三徳村長岩本泰治）（門脇勝太郎君紹介）（第一二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県県道鹿野、倉吉線は、気高郡鹿野町から倉吉町に至る二七・九キロに及ぶ重要道路線であるが、気高郡小鷲川村大字河内から東伯郡三徳村大字片柴間一三・一キロ間の路線は幅員狭く、極度に偏曲している。昭和二十年拡張工事に着手せられたが、終戦と同時に工事中止となつた。同地方は倉吉打吹公園、三朝温泉、三徳山その他幾多の観光地を有し、倉吉、三朝間の定時バスも、三徳山まで延長されたが、路面の破損激しく、車馬の往来も不能に陥入る現状である。ついては、県道鹿野、倉吉線中前記箇所の拡張並びに改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

倉吉、津山間県道を国道に編入の請願（請願者鳥取県東伯郡竹田村長西村喜一外三名）（門脇勝太郎君紹介）（第一三〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取県倉吉、津山間県道は、山陰、山陽連絡の重要幹線であり、豊富な資源の運搬のために、国営自動車の開通も希望しておるが、同県の大動脈線としてその重要性を痛感している。ついては、道路法の改正に伴い、国営道路網の確立が企画されるに際して、倉吉、津山線を国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

天井川及び宇田川改修の請願（請願者鳥取県西伯郡宇田川村長長谷川治一）（門脇勝太郎君紹介）（第一三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取県西伯郡の県費支弁河川、天井川及び宇田川の両河川は、昭和九年の災害の際、十数箇所の決壊を招来し、三年有余の年月を費して復旧したが、それはいずれも上流部で、下流部は川幅狭少で、少量の降雨にも堤防が決壊する状態である。天井川は、この被害が多大であり、ことに昭和二十一年度以降は、堤防の崩壊箇所が相当数あるから、昭和二十五年度事業として、徹底的改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

天神川改修工事促進並びに天神橋架替の請願（請願者鳥取県東伯郡中北條村長加藤巖）（門脇勝太郎君紹介）（第一三〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
天神川は鳥取県下三大河川の一つであり、急流であるため、こう水及び災害の危険が多く、早くから改修工事に着手されたのであるが、下流地方は工事が遅々として進行していない。一朝出水の場合は、東伯郡四十二箇町村の供出米の三分の一を荷う、上井町をはじめ、六箇村に被害が及ぶのである。また、中北條村から、長瀬村に通じる山陰国道に架してある天神橋は、木造であるから、流失の危険がある。ついては、同川改修工事並びに天神橋架替工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

達曾部川上流に砂防工事施行の請願（請願者岩手県上閉伊郡達曾部村長佐々木辰五郎外百九十八名）（野原正勝君紹介）（第一三〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県上閉伊郡達曾部村は、昭和二十二年及び二十四年と相次ぐ大こう水により大きな被害を受けたが、これが原因は、戦時及び戦後の山林乱伐と、同村地質が、石灰岩、花こう岩の軟質の地質であるため、年々土砂の流失により河床が上昇したためである。ついては、これが防災対策として、達曾部川上流に、砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

上郷村の災害復旧工事促進の請願（請願者岩手県上閉伊郡上郷村長萩野祐次郎外十五名）（野原正勝君紹介）（第一三〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十三年、二十四年と、相続いたアイオン・キテイ台風による岩手県上郷村の災害は、本村開びやく以来のものであったが、いまだに一箇所の復旧工事をも施行していない状態である。この復旧工事は、同村独自の資力のみでは、とうてい施行しえない。ついては、すみやかに同村の災害復旧工事を、国庫補助により施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

名古屋、新潟間国道長野県通過に関する請願（請願者長野県下伊那郡清内路村二百四番地長野県下伊那道路改良期成同盟会長原貞治郎）（吉川久衛君外二名紹介）（第一三二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
名古屋、新潟間の国道通過地として、長野県伊那谷が予定されているが、一方位置決定の比較線として、岐阜県通過のものが予定されているように聞き及んでいる。長野県伊那

谷地方は、豊富な林産資源を持つているが、従来交通不便のため開発されず、わずかに輸送力の小さい電車線にたよつていた状態である。これに反し、岐阜県通過のものは、輸送力強大の中央本線が通じている。ついては、名古屋、新潟間国道線決定には、ぜひとも長野県を通過するよう、取り図らわれたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手県下各河川に砂防工事施行の請願（請願者岩手県水害復興会議会長佐藤公外二十一名）（山本猛夫君紹介）（第一三三〇号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県下の各河川の砂防工事は、ほとんど放置されたままであつて、他の府県に比べ、その進ちよくは遅遅としており、ことに、昭和二十二、三年の大水害後は、住民の生活に大きな不安を與え、まことに、寒心にたえない現状である。ついては、耕地造成、土地改良、耕地の安定、かんがい水の確保を期し、沿川住民の住宅安定保護のため、御山川、磐井川等三十一河川の全面的砂防工事を、昭和二十五年度に着工せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

建築士法案に関する請願（請願者東京都千代田区大手町一丁目八番地社団法人東京建築代理士会長清水錠次郎）（野村專太郎君紹介）（第一三五六号）に関する

報告書

一、請願の要旨及び目的

建築基準法案とともに、建築士法案が第七国会に上提されるよしであるが、建築士法案の附則において、建築士資格せん衡中、第五号を削除されたことは、永年建築業にたずさわつた経験者であつても、学歴において多少欠ける者等、一部の存在を無視された感があつて、はなはだ実情にそわないものである。ついては、同法案附則第三号の次に、第四号として「前号と同等以上の知識技能を有すると認められたるもので、建築に関し十二年以上の実務経験を有する者」と追加の上、原案第四号を、第五号として存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

目的を達成せるものと認め、本請願は議決を要しないもの と議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

県道下品野駄知線改修工事費国庫補助の請願（請願者愛知県東春日井郡品野町長柴田要助）（川本末治君紹介）（第一三五七号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県東春日井郡品野町から、岐阜県土岐郡鶴里村に通ずる県道下品野駄知線は、産業道路として、陶磁器の生産地である瀬戸市及び品野町と、東濃駄知、明知、陶町等を結ぶ重要路線で、原料、製品を輸送する唯一の道路であるため、交通は、いよいよひん繁となつている。このため同路線の改修は、必緊事となつているが、わずかに二百メートルの改修工事をしたのみで、放置されている実情である。ついては、すみやかに国庫補助により、同路線の改修工事を施行せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

雨龍、江部乙両村間の石狩川に架橋の請願（請願者北海道雨龍郡雨龍村長松実等）（篠田弘作君紹介）（第一三六四号）に関する

報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道雨龍郡雨龍村は、北海道の穀倉地帯である空知平野の北部に位しているが、同村より移出する食糧及び各種物資は、十キロをへだたる滝川町と、八キロ乃至十二キロをへだたる妹背牛村市街へ輸送する関係上、輸送費並びに必要資材の消耗は多大である。しかるに、雨龍村より江部乙村間の石狩川に架橋するならば、その距離はわずか四キロに短縮され、その利便は大である。ついては、雨龍、江部乙両村間の石狩川に橋りようを架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

広瀬川水系各河川を中小河川に編入並びに改修工事施行の請願（請願者鹿児島県肝属郡内之浦町長肥後保）（二階堂進君外一名紹介）（第一三九七号）に関する

報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県肝属郡内之浦町にある、広瀬川及びその支流である小田川、津房川は、昭和十三年十月の大風水害により、下流に岩石土砂をおし流して、田畑二百町歩以上を荒廃地と青笹村地内河内川及び中沢川に砂防工事施行の請願（請願者岩手県上閉伊郡青笹村長沼里末吉外一名）（山本猛夫君紹介）（第一三七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県上閉伊郡青笹村地内を貫流する河内川は、荒廃いちじるしく、昭和十三年より継続施行中の砂防工事も、昭和二十三年のアイオン台風により工事中止を余儀なくされ、その災害復旧も完成しない危険な状態にある。ついては、河内川及びその合流河川である中沢川に、砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

化せしめ、河床高まり、以来年々災害を及ぼし、田畑、家屋の流失、埋没等その被害は多大である。ついては、これらの災害を除去し、民生の安定を計る根本対策として、広瀬川、小田川、津房川を中小河川に編入して、その改修工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

城之下川外三河川に砂防工事施行の請願（請願者鹿兒島県肝属郡垂水町長宮原宏平外二階堂進君外一名紹介）（第一三九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島県肝属郡垂水町は、土質が火山灰質であるため、土砂の流出崩壊がはなはだしく、河川は川床が上昇して、こう水はん濫の被害は多大であつた。このため、昭和九年以来城之下川、北迫川、赤迫川の砂防工事を施行した結果、その被害を幾分防止することができた。しかし、これでも、まだ充分の効果を発揮することができない。ついては、すみやかに城之下川、北迫川、赤迫川の砂防工事を続行して、補足強化を計り、新たに、是井川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

災害復旧等の国庫補助金急速交付に関する請願（請願者鹿兒島県町村議会議長会長小幡兼重）（二階堂進君外一名紹介）（第一三九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方公共団体は、国庫補助金が確定することにより、その事業に着手するが、国庫補助金の現金が交付されるまでには、多数の日時を要するため、金融の面はもちろん、工事の進ちよくにも多大の支障を生じている実情である。ついては、災害復旧等の国庫補助金を、急速に交付されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

新湊、本江間海岸に護岸工事施行の請願（請願者高岡市長南慎一郎外三三名）（橘直治君外二名紹介）（第一四三〇号）及び同（請願者富山県射水郡堀岡村長広瀬與四郎外二名）（内藤隆君紹介）（第一四五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県高岡市新湊町本江村地先の、通称奈古浦に築設の護岸堤は、昭和十九、二十年の浪害で大災害をうけ、一時的応急対策によつてかろうじて危機を脱したが、デラ、キテイ両台風により、加速度的に弱体化し、その護岸復旧費は約二千万円余に達している。加うるに、富山湾一帯は潮流の浸しよくにより、年々海岸線が後退し、同護岸個所が直接激浪に向うため、海岸対策と相まつて、恒久的護岸の改修工事を、国費をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

東北振興決議の即時実現に関する請願（請願者新庄市金沢千三十九番地高井長次郎外三千六百五十四名）（圖司安正君紹介）（第一四三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第六国会において衆議院が可決した東北振興に関する決議は、すでに採択された請願の同趣旨のものでもあるが、特に次の諸点につき、即時実施されるよう措置されたいというのである。（一）災害復旧費、土地改良費、道路改修費等公共事業費に対する国庫補助率を高め、前渡金または適当な方法で、政府支拂時期を失わせないようにすること、（二）税制改革につき、降積雪期間の支出増、収入減を考慮し、必要経資の算定基準を明確化し、税率の軽減、その他特別措置を法制化すること、（三）地方財政の実情に即した平衡交付金の配付措置を講じること、（四）昭和二十一年度から、同二十三年度までにあげた、仙台財務局の国税目標超過額を、昭和二十四年度以降の減税額に充当すること、（五）東北地方の各種資源を積極的に開発すること。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

西彼杵郡総合開発事業促進に関する請願（請願者長崎県西彼杵郡茂木町西彼杵郡町村長会長森田丈市）（岡西明貞君紹介）（第一四四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県西彼杵郡は、石炭を始め、農、水、林産物等の生産地として、また長崎市、佐世保市を始めその他の炭田地等の各消費地に対する、食料及び燃料の供給郡として多大の使命を果しているばかりでなく、地下資源の埋蔵も豊富である。しかるに、交通きわめて不便であるため、これら重要資源は未開発のまま放置されているのは遺憾である。ついては、既設県道を中心とする道路を開発し、もつて同郡の総合開発計画の実施を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

時津、諫早間県道開設促進の請願（請願者長崎県西彼杵郡茂木町西彼杵郡町村長会長森田丈市）（岡西明貞君紹介）（第一四四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県西彼杵郡の時津村より、長

興、伊木刀、大草の大村湾に面する各村を通過し、喜々津村において国道二五号線と連絡し、諫早に至る県道は、沿線住民の熱望にかかわらず、断片的に工事が施行されたに止まり、何個所かの未改修地区を残していまだに貫通を見ないのは遺憾である。ついては、沿線住民の文化向上と、産業発達を図るため、同県道をすみやかに開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

西彼杵郡下災害復旧費国庫補助の請願（請願者長崎県西彼杵郡茂木町西彼杵郡町村長会長森田丈市）（岡西明貞君紹介）（第一四五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県西彼杵郡の、昭和二十三年度における県道、河川、港湾及び一般町村道の災害による被害額は、四千万円以上、翌二十四年度においては三千五百万円の復旧費を要するため、現在までの国庫補助、県費補助を合せても復旧費の半ばにすぎず、工事半ばにして再度の災害をこうむるなど、郡民の生産生活を阻害すること多大である。同郡が地方総合開発の一地区として指定されている今日、この種災害の復旧は放置できないから、災害復旧費国庫補助金を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

徳山市内国道二号線改修工事施行の請願（請願者徳山市長長谷川藤七）（佐藤栄作君紹介）（第一四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳山市内の国道二号線中、同市東部地区の字遠石、字久米間約三キロ、及び西部地区の字夜市、字戸田間約七キロは、林産その他の物資の搬入出が多量であり、交通量は激増しているが、幅員が狭く、悪路が多いため、時間的に、経済的に大きい支障となつている。ついては、すみやかに、同二区間の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

失業対策事業として泊町公園グランド拡張整備の請願（請願者富山県下新川郡泊町長草野孫右エ門）（内藤隆君紹介）（第一四六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県下新川郡泊町及び近郷の町村には、引揚者、戦災者、その他失業者が多く、情勢は非常に深刻化としている。ついては、緊急失業対策事業として、町営総合運動場の拡張工事を富山県知事に申請したから、これが実現を許可し国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

最上川の工事事務所における防寒作業用被服類の割当増並びに無償貸与に関する請願（請願者酒田市山居町五十八番地長谷部寛）（上林與市郎君紹介）（第一四七九号）及び同（請願者山形県東村山郡天童町大字天童二百五十四番地全建設省労働組合山形県地区協区協議会長眞島信吉外二名）（圖司安正君外五名紹介）（第一八〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最上川下流工事事務所においては、冬期風雪時は、とくに作業が困難であるが、昭和二十四年中における作業に対する被服類の割当数量が少ないため、作業の能率をいちじるしく阻害している。ついては、作業衣、長靴、手袋等、防寒作業用被服類の割当を増加するとともに、国鉄、全逓の例にならつて、これら被服類を、無償貸与せられたいというのである。

二、請願の議決理由

作業能率増進のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

十勝川上流地域治水工事施行の請願（請願者北海道上川郡清水町長松平信介外五名）（高倉定助君紹介）（第一四八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

十勝川は、北海道第二の大川であるが、毎年数度の大出水をみ、その度毎に河岸を欠潰し、耕地を流失し、住民の不安は多大である。帯広市地域の一部を起点とし、上流芽室町十勝川三十二号地先までの一万六千八百キロメートルについては、昭和二十三年度河川平面測量を終え、昭和二十四年度において計画測量隊が測量中である。ついては、引続き上流清水及び新得地域まで測量を延長し、昭和二十五年度においては、十勝川上流治水工事を着工できるよう計られたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

篠津原野開発に関する請願（請願者北海道石狩原野開発促進期成同盟会会長宮北三七郎外七十九名）（玉置信一君外三名紹介）（第一四九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の中心部にある石狩郡当別町、新篠津村等四箇町村にわたる、篠津原野は、同原野の開発を目的として開さくされた中央を流れる篠津運河が閉そくして、全く排水機能を失い、せつかくの開発事業もそのまま放置されている。ついては、すみやかに、同運河のしゅんせつを行い、排水路を開さくするとともに、小河川の改修、道路網の完成等、同原野開発に対し適切な施策を講ぜら

れたいというのである。

二、請願の議決理由

治水其の他総合効果のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

新篠津、北両村地先石狩川に架橋の請願（請願者北海道石狩郡当別町長近藤辰雄外三名）（篠田弘作君紹介）（第一四九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道石狩郡新篠津村と、同空知郡北村地先の石狩川に、架橋がないために、至近距離に岩見沢市を控えながら、人馬の往復や物資の移出入に、下流五里のところを迂回しており、また六千町歩の末開原野の開拓も遅々として進まない現状である。ついては、同地先石狩川に、北新橋を架橋の上、石狩川両岸の交通を図り、地方開拓を助長されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

柚崎、大高根間に開拓道路開設の請願（請願者山形県北村山郡柚崎村長高橋主外二十四名）（圖司安正君紹介）（第一四九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在最上川西方地区の開拓地及び既存部落の交通路は、大石田町から同県西村山那谷地町に至る西部街道のみしかなく、最上川を大う回して国道または鉄道に連絡している。中にも、河川近郷地区開拓地は、上記の道路も使用できず、小舟で交通しているありさまで、開拓地生産物はもちろん、末開発資源の輸送に、多大の不便と労力を費している。ついては、国道五号線に連絡して、柚崎駅から、最上川を横断し、横山村及び大高根村に至る、開拓道路を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

大阪府に対し住宅金融公庫より二十億円融資の請願（請願者大阪市役所内関西産業復興会議長金正米吉）（有田二郎君紹介）（第一四九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年来の経済不況は、大阪の住宅再建に深刻な影響を及ぼし、住宅建設戸数も急激に減少し、一方戦災による被害の復旧は遅れ、増加する流入人口の需要を満しえないことはいうまでもない。この時に当り、懸案中の住宅金融公庫が設立されることになつたが、現在程度の公庫の資金額では、根本的の解決は期待できないから、融資方法を全国的に配分することは、かえつて悪平等となる。限られた資金を最も効果的に融資するには、地区重点主義を採るべきである。この意味において、大阪府はわが国産業の一大中枢地区であり、産業労務者住宅並びに一般庶民住宅建設のためには、少くとも一万五千戸は必要であり、住宅融資額は二十億円を要するから、これが実現をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

建築代理士の登録資格に関する請願（請願者大阪市福島区玉川町四丁目三十番地近畿建築代理士連合会長　山内茂外三百十七名）（小川半次君外一名紹介）（第一五〇六号）及び同（請願者東京都千代田区大手町一丁目八番地日本建築代理士会連合会長清水錠次郎）（野村專太郎君紹介）（第一五九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

建築士法案において、建築士または建築工務士の登録資格の要件として、一定の学歴と一定の実務経験とを有するものとしているが、現に建築代理士の登録をうけて、それに従事しているものは、過去の実績よりみて、その質と量の面からも、実力と経験を有するものである。これを単に学歴という点からみて、その資格條件から除外することともなれば、はなはだ実情にそわないものである。ついては、建築代理士を、建築士または建築工務士としての登録資格要件を具備するものとして、明確な規定を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

目的を達成せるものと認め、本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

長久手村地内香流川上流にえん堤築設の請願（請願者愛知県愛知郡長久手村長　青山光外七名）（川本末治君紹介）（第一五一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県愛知郡長久手村の中央を流れる香流川は、二百町歩の水田をうるおす重要な河川であるが、同川の上流、水源地帯は、立木が濫伐され荒廃して、土砂の流出、崩壊により、下流にあるかんがい貯水池もその使命を失い、食糧増産上多大の支障をきたしている。この防止のための同村能張、茨廻間にえん堤の築設計画が、戦争のため放置されている。ついては、すみやかに、同川上流にえん堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

仙台、古川間国道四号線中一部改修並びに舗装工事施行の請願（請願者仙台市長岡崎榮松外四十六名）（本間俊一君紹介）（第一五一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道四号線仙台市、古川町間は、東北本線を離れた各地区にとつて唯一の交通機関であるが、近年貨物自動車、進駐軍の輸送量の増大等により、現在の道路のままでは、たえら

れない状態となつている。ことに仙台市、大衡村間二十五メートルは、舗装未完成であり、仙台市、富谷村間は幅員狭く、急カーブで、未改修の箇所が相当にある。ついては、仙台市、古川町間の急カーブ部の改修及び未舗装区間の舗装工事施行を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

日ヶ奥川に砂防工事施行の請願（請願者兵庫県永上郡春日部村長山口貞治外十七名）（佐々木盛雄君紹介）（第一五五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県永上郡春日部村内日ヶ奥川はその流水を水源として農耕に従事し、または村営として発電事業を興し村民ことに農民に多大の利便を與えていたが、従来あつた貯水池は決潰して、そこから流れ出る土砂と、同河川の荒廃とによつて、かんがい用水が十分に得られず、食糧増産上多大の支障をきたし、発電所は砂中に埋没破壊され関係者の努力にもかかわらず、その被害は年々増大し、村民の労苦は黙視できない。ついては、すみやかに日ヶ奥川に国費をもつて砂防工事を施行せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

生活協同組合住宅建設資金融資に関する請願（請願者東京都港区南佐久間町一丁目七番地全東京都生活協同組合住宅事業協会今井哲外二名）（上林與市郎君外二名紹介）第一六〇一号）、同（請願者東京都港区南佐久間町一丁目八番地全東京都生活協同組合住宅事業協会坂野武夫外一名）（中川俊思君紹介）（第一七五七号）、同外六件（請願者東京都世田谷区玉川野毛町三十九番地東京都厚生生活協同組合連合会理事長富士木鷹二）（上林與市郎君外二名紹介）（第一七五八号）、同（請願者東京都豊島区高田南町三丁目八百三番地日本協同組合同盟中央委員長藤田逸男）（上林與市郎君外二名紹介）（第一九四三号）及び同（請願者東京都港区南佐久間町一丁目八番地全東京都生活協同組合住宅事業協会田中整）（江崎真澄君紹介）（第二八五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

消費生活協同組合の使命は、国民生活の安定及びその改善にあるが、住生活がもつとも不安な状態にある現在、住宅建設の事業は、同組合に課せられた最大の責務である。しかしながら、住宅建設事業は、多額の資金を必要とするから、同事業の積極的な推進を計るために、ぜひとも、同組合に対し住宅建設資金の融資をせられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

失作川明治用水取入れ口、えん堤改築に関する請願（請願者愛知県西加茂郡擧母町長渡辺金吉外三十七名）（三宅則義君紹介）（第一六〇八号）及び同（請願者愛知県碧海郡安城町明治用水普通水利組合岡田庄太郎）（千賀康治君紹介）（第一七一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県西三河全体に関係を有する、失作川明治用水は、明治三十四年築造されたものであつて、大部分破損し、改築しなければとうてい保存できない。現在のえん堤は、矢作川の川底が二・五メートルの落差を生じているから、明治用水取入口、えん堤を三百メートル下流に改築されたい。というのは、当局の構想計画により、今の設置点より上流に建設するとなると、西加茂郡擧母町一体は水浸しとなり、安永川の水位が一尺以上も高まつて危険であるから、現在の位置より、下流に用水取入口、えん堤を改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

智頭町地内堤防復旧工事促進並びに千代川上流改修の請願（請願者鳥取県八頭郡智頭町建部邦雄外二百八十二名）（稲田直道君紹介）（第一六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和十八年以来の年々の出水と、同二十三年九月の出水によつて大打撃をうけた鳥取県八頭郡智頭町大字郷原の、災害復旧工事予算は、昭和二十三年の二千万円の予算が、同二十四年削減されたため、僅かの出水にも広大な耕地を被害から防ぐことができない不安な状態となつている。ついては、昭和二十五年度には、当初決定額通り施行されたいというのである。また千代川上流河川の四キロメートルにわたる地域は、荒廃をきわめているから、根本的改良工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

呉市の土地区画整理事業促進に関する請願（請願者呉市蔵本通十二丁目呉復興土地区画整理委員長佐藤正実）（前田榮之助君外一名紹介）（第一六二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

呉市の土地区画整理事業は、昭和二十一年度より施行されているが、いまだに十五％しか進んでいない。同事業が遅々として進まない理由は、同事業に対する国庫補助額が少ないためである。ついては、同事業はすでに換地予定地の指定も完了したから、障害となる建物の移転をすみやかに実施して、復興の促進を図るために、昭和二十五年度において、八千万円程度の国庫補助をせられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、こ

れを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

荒川放水路護岸工事中一部変更の請願（請願者東京都江東区南砂町七丁目五十一番地根本常二外八名ノ天野公義君紹介ノ第一六三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

キティ台風により破損した、荒川放水路の護岸工事がなされているが、すでに完成した一部の箇所をみると、今後台風等の緊急事態が発生した場合に、漁民が小舟を堤防上に引上げることができないような護岸工事がなされている。ついては、同護岸工事にあたり、局部的に平面コンクリート固めとして、小舟の引上げができるように変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

仙台市内広瀬川に護岸工事施行の請願（請願者仙台市表小路十番地仙台市議会議長佐伯満雄外十八名ノ庄司一郎君紹介ノ第一六五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台市内の広瀬川沿岸せき場附近は、毎年出水し、こう水のために、人命、財産はおびやかされ、多大の被害をこうむつている。同市では、その度に応急対策を講じてきたのであるが、災害防止の根本対策は、国・県営で防災工事を施行するより他に方法がない。ついては、すみやかに、同川沿岸せき場附近の護岸工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

三重県下災害河川砂防工事費国庫補助の請願（請願者三重県飯南郡波瀬村長田中敬一外十六名ノ水谷昇君外二名紹介ノ第一六五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年の水害は、戦時中の濫伐と土木事業の空白にあるは自明の事実である。よつてこの際、根本的災害防除の対策を講じ、民生の安定と食糧の増産を図るため、三重県下の揖斐川以下五十の各災害河川の砂防工事に対し、高率の国庫補助を要望するというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

安曇川上流に砂防工事施行の請願（請願者滋賀県高島郡朽木村長松浦熊次外八名ノ河原伊三郎君紹介ノ第一七六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県高島郡の大部分を潤す安曇川は、根本的治山治水計画に欠け、火災とかん害に悩まされてきたが、昨年のヘスター台風による被害は多大であつて、今尚応急的復旧工事すらできていない有様である。出水の度毎に河床は高くなり、沿岸の堤防は崩壊にひんし、水利施設は荒されるから、同川上流の山崩れと土砂の流下を防止するため、砂防工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊豆半島循環観光道路開設促進に関する請願（請願者伊東市長石川哲外十九名ノ畠山鶴吉君紹介ノ第一七六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊豆半島は、風光明び、気候温暖で、温泉が各所にある観光地であり、また、農林産物、海産物等に恵まれた地で、最近外来の自動車旅行者は多数に上つている。ついては、すみやかに、伊豆半島循環観光道路を開設整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

国家復興の一助として、本路線開設の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

小田原から熱海、伊東、稲取、下田、松崎、土肥及び修善寺を経て三島に至る県道を国道に編入の請願（請願者伊東市長石川哲外十九名）（畠山鶴吉君紹介）（第一七八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

丹那トンネルが貫通して、東海道本線が熱海線を通過するようになつてから、伊豆方面の交通量は急に増加したが、道路は昔のままの県道及び町道を使用していて、何等改善されないために、輸送機関の破損がはなはだしく、交通事故がひん発している。ついては、小田原から熱海、伊東、稲取、下田、松崎、土肥及び修善寺を経て三島に至る県道を、国道に、編入し、国道としての施設をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

熱海、箱根及び三島間道路の舗装に関する請願（請願者熱海市長宗秋月）（畠山鶴吉君紹介）（第一七八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熱海、箱根は、多数の外人客を招く重要観光地であるが、小田原、箱根間の道路は完成しているにもかかわらず、熱海、箱根及び三島間の道路は、箱根山、十国峠の山岳道路のため急こう配の危険な悪路である。ついては、すみやかに、熱海、箱根

及び三島間道路の舗装を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊東、下田間県道幅員拡張及び舗装に関する請願（請願者靜岡県田方郡対島村長池谷孫四郎外十九名）（畠山鶴吉君紹介）（第一七八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊東、下田間の県道は、伊豆東海岸の唯一の交通路線であるが、幅員がせまく、おうとつのはげしい悪路で、バス、トラック等の往復交換も困難で、輸送は渋滞し、交通上多大の支障をきたしている。とくに下田は、史跡として外人客の来訪も多く、また観光客の往来も多数にのぼつているから、このまま放置することはできない。ついては、すみやかに伊東、下田間県道の、幅員拡張及び舗装を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

熱海国際観光温泉文化都市建設に関する請願（請願者熱海市伊豆山六百四十四番地宗秋月外六名）（畠山鶴吉君紹介）（第一七八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熱海市は、首都から僅か二時間の至近の位置にあり、国際的観光ルートである富士、箱根国立公園、十国峠に直結する伊豆半島のいんこう部に当り、温泉地としてわが国有数の厚生保健地である。この地に訪れる内外の観光客は年間平均五百余万に達し、今次大戦後は、国民外交の一翼を担つて、国際親善に、国際文化の交流に重要な役割を果している。ついては、国際的観光温泉文化都市の体容を一層強化するため、「熱海国際観光温泉文化都市建設法案」をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

目的を達成せるものと認め、本請願は、議院の議決を要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

一俣村梨木にこう（閘）門築設促進に関する請願（請願者宮城県桃生郡大谷地村長宇都宮良策外五名）（内海安吉君紹介）（第一八一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡二俣村附近一町五箇村の水害防止の根本対策として、同村梨木にこう門を設置することは、同耕地三千五百余町歩の死活に関する重大、緊急事である。こう門設置に関し、たびたび請願したが、その重要性を認めて、第六回国会において採択されている。ついては、昭和二十五年度予算に計上の上、すみやかにこう門築設工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

釜石市特別都市計画による火防線街路の幅員縮少に関する請願（請願者釜石市長沢田権左ヱ門）（淺利三朗君外一名紹介）（第一八六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

釜石市は、三方が山、前面が海で、市内には甲子川が貫流するため、市域ははなはだ狭く、しかもこの内釜石製鉄所敷地として、市の約二分の一を占め、一般市民の利用できる土地はひじように少ない。今度釜石市特別都市計画により、幅員三十六メートルの火防線街道が設置されることになつているが、その設置個所は家屋が密集し、これら家屋の移転対策に多大の困難を生じている。右の計画道路を少し縮少しても、防火建築、常備消防署の設置により火防線の価値は失われるものではない。ついては、同市火防線街路の幅員を、三十メートルに縮少されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

膽澤川改良工事継続施行の請願（請願者岩手県膽澤郡金ヶ崎町長佐藤信一外四名）（志賀健次郎君紹介）（第一八六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県の膽澤川の改良工事は、昭和十一年着工以来、継続事業として進行して来たが、昭和二十二、同二十三年度の災害により、同川の左右両岸の堤防は崩壊し、耕地は流失または埋没し、ために改良工事は中止となつている。このまま放置されるならば、耕地の荒廃は必然であり、また災害は広範囲に拡大することは明らかであるから、岩手県営膽澤川改良工事を、継続実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

小田原、熱海及び伊東間県道を国道に編入並びに舗装整備促進に関する請願（請願者伊東市長石川哲外三十名）（畠山鶴吉君紹介）（第一九三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小田原、熱海、伊東間道路は、現在県道で幅員も狭く曲折多く、路面もおうとつ多く、ひじような悪路である。しかるに、この道路は伊豆東海岸及び伊東、熱海、湯ヶ原方面から、京浜に至る唯一の道路であり、近年自動車の往復を増加したいから、同道路を国道に編入の上、舗装整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

伊東国際観光温泉文化都市建設に関する請願（請願者伊東市長石川哲外三名）（畠山鶴吉君紹介）（第一九三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
伊東市は、保養遊覧地として目覚しい発展をとげ、訪れる沿客は年間百万余であり、近く国立公園の指定を予定される由にて、諸施設は着々と完備されつつあるが、欧米列国にそん色なき観光施設を期するためには、伊東市の財政では困難である。ついては、伊東市を国際観光温泉文化都市に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
目的を達成せるものと認め、本請願は議院の議決を要しないものと議決した。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

奈井江、浦臼両村間の石狩川に架橋促進の請願（請願者北海道空知郡奈井江村長梅津廣）（小平忠君紹介）（第一九三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道石狩川の左岸にある奈井江村、及び美唄町と、右岸の浦臼村及び新十津川村附近は、農、林産物、石炭、及び乳製品等の大生産地であり、その他物資の集散の要地である。しかるに、奈井江村の国道と、浦臼村の地方費道とを結ぶ橋りようがないため、石狩川を渡舟している状態である。そのため、多くの時間を要し、降雪時、増水期及び夜間の渡舟は不能となり、地方産業の発展を阻害し、住民のこうむる不便はこの上もない。ついては、すみやかに、奈井江村の国道と、浦臼村の地方費道とを結ぶ、石狩川に橋りようを架設されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

鈴鹿川水系諸河川上流に砂防工事施行の請願（請願者三重県鈴鹿郡川崎村長今村源吉外十一名）（水谷昇君紹介）（第一九四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県下の鈴鹿川は、その本流及び支流とも、上流奥地けい谷及び山腹の崩壊がはなはだしく、降雨ごとに多量の土砂を流出出水して、人畜、田畑に及ぼす被害は多大である。これらの大惨害を防止する根本対策は、山林の緑化とともに砂防工事の完全な実施にまたなければならない。ついては、もつとも緊急を要する鈴鹿川本、支流諸河川の上流地域に、すみやかに砂防工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

多西村管生地内鯉川砂防工事継続施行の請願（請願者東京都西多摩郡多西村長田中克三外七名）（並木芳雄君紹介）（第一九七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都西多摩郡多西村菅生地内を流れる鯉川の中流約千五百メートルの砂防工事は、昭和二十一年度から継続事業として施行されているが、同工事個所は河川に近接した道路がないため、工事材料の運搬等に多大の費用を要することから、工事の経続に難色をしめしているようである。このため同村では、道路を開設したが、砂防工事を継続しなければ、せつかくの道路も役にたたないことになる。ついては、昭和二十五年度においても、同砂防工事を継続実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

愛知県下の砂防工事助成に関する請願外一件（請願者愛知県西加茂郡三好村長鈴木安次郎）（千賀康治君紹介）（第二〇二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三河平野の中枢地を貫流する矢作川をはじめ、伊勢湾に注ぐ境川以下八河川の水源地域は、今次戦争以来の濫伐により荒廃し、砂防施設が崩壊し、土砂の流失は降雨の都度、沿線地域に惨害を与えている。ついては、同川沿岸の砂防工事につき、国庫より助成されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

岐阜から八幡を経て福井に至る県道を国道に編入並びに改修の請願（請願者岐阜県武儀郡美濃町長小坂孟雄外二十四名）（平野三郎君紹介）（第二〇六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜市を起点として、郡上郡八幡町を経て、福井市に通じる府県道四十一号線及び四十四号線は、重要幹線道路であるが、同路線には、越美南線が白鳥駅から、福井、大野間には省営バス、大野から福井間には民営バスが運行され、沿線一帯には無尽蔵の鉱、林産があり、開発は緊急を要する現状である。ついては、岐阜から八幡を経て福井に至る県道を、国道に編入するとともに、道路の改修を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

大雪山国立公園東旭川登山口観光自動車道路開設に関する請願（請願者北海道上川郡東旭川村長玉井健吉外一名）（佐々木秀世君紹介）（第二〇八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大雪山国立公園登山口は、現在四箇所あるが、東旭川村を通るペーパン道路は、最短距離であり、急坂も無く、自動車観光路線として最適であり、また、観光事業、農業、鉱業、林業等の発展にも大なる効果がある。ついては、精細なる調査の上、すみやかに同道路を、観光路線計画中に取入れ開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
総合効果のため、早急に施行の心要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

赤川下流改修工事促進の請願（請願者島根県大原郡海潮村長諏訪秀簡外六十六名）（大橋武夫君紹介）（第二〇八九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
赤川は、水源を島根県大原郡八雲山に発し、須賀川、金川等の支川を合流して、大原郡の中央部を縦貫すること十五キロ、簸川郡出西村地内で斐伊川本流に合流する、大原郡唯一の水系である。下流はこう配緩慢であるため、こう水の危険があり、斐伊川と赤川の落ち合う最下流附近では、両河川の河床の落差が二メートルにも及ぶので、一朝こう水になると、本流の水が赤川に逆流し、堤を破り、加茂町及び一帯の水田を没してしまうのである。ついては、赤川川尻の改修及び導流堤の延長強化により、下流地帯の被害を防止されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

浦野川にため池築設の請願（請願者長野県小県郡青木村長宮原榮吉外八名）（降旗徳弥君外一名紹介）（第二一一三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
浦野川は、長野県小県郡青木村から源を発し、青木、浦里、室賀、泉田、川辺の五箇村を貫流し、同地方の生命線ともいうべき最大の河川である。しかるに、二十数年前からこれが治水のために巨額の経費を投じて、植樹、砂防等に努力をつくして来たが、一度大雨があれば堤防を破壊し、耕地を流失する等、被害が大きい。ついては、災害防止のため、浦野川にため池を築設されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

上磯町、茂別村間及び茂別村地区内に海岸道路開設の請願（請願者北海道上磯郡上磯町長落合平三郎外三名）（川村善八郎君紹介）（第二一三三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道上磯郡上磯村は函館市から十キロ、茂別村は二十三キロの距離にあり、函館市への魚類、木材の供給と、一般消費物品の仕入先として、経済上密接の関係があるが、魚類取引には鮮度が問題であり、輸送の迅速、運搬費用の節減のためには、貨物自動車運送が望ましい。しかるに、地方費道函館福山線は貨物自動車道路としては不適当であり、多くのカーブや危険箇所があるから、上磯町、茂別村間及び茂別村地区内に、海岸道路を新たに開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

河内川下流改修の請願（請願者鳥取県気高郡鹿野町長松田甚蔵外二名）（稲田直道君紹介）（第二一三八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
河内川は、鳥取県気高郡小鷲河村に発し、日本海にそそぐ延々二十キロに及ぶ河川であるが、こう配が急なため、文化年間から昭和十八年に至る百二十有余年に、十二回の大こう水をこうむり、その都度多大の被害をもたらした。大正七年以降の復旧工事は国費をもつて改修されたが、下流八キロ三百メートルは未改修で、数度のはん濫による土砂がたい積して、僅かの降雨にも出水し、沿岸の農民は不安定な日々を送つている。ついては、同川下流の改修に施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

老朽不良住宅修理に関する請願（請願者東京都千代田区神田司町二丁目十一番地全日本借家人組合中央本部平岡平吉外五十一名）（砂間一良君紹介）（第二一六九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
わが国の家屋は平均約五年間の寿命しかなく、社会の実状は失業、低賃金、賃金の遅欠拂、重税、金づまり等により、国民の住宅修繕能力は枯渇しつくしておつて、国費による計画的修繕を行わなければ、自然倒壊するであろうことは、建設省公務員の常識とさえなつている。ついては、生命保護の立前から、危険な老朽不良住宅を計画的に調査して、国費によつて修繕されたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

小林町、須木村間県道中軍谷峠にトンネル開設の請願（請願者宮崎県西諸県郡小林町岡薗助左衛門外一名）（小山長規君外五名紹介）（第二一七五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
宮崎県西諸県郡須木村及び小林町間は、総面積十六方里の内約九五％は国有地帯であり、用材の産出高は四千万石を数え、木炭の製造量は県下においても首位をしめている。これら林産物の輸送は貨物自動車、荷馬車によるが、唯一の輸送路である

軍谷峠の難所を通過せねばならぬため、積載量を減少し、燃料、時間の空費となり、滞貨山積の状態である。ついては、この峠の下に六百メートルのトンネルを開設し、輸送の増進をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

国道東海道改良に関する請願（請願者愛知県知事青柳秀夫外二名）（江崎真澄君紹介）（第二一八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東海道はわが国第一の交通幹線であり、政治、経済、文化の中心がある東京、静岡、名古屋、京都、大阪、神戸を結ぶ一大縦貫線であるが、未改良区間も相当にあり、終戦以来急激に増加した自動車並びに大型車両の運行により、今や交通輸送のあい路となつている。ついては、国道東海道線を、見返資金によつて改良されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

木曾川改修事業促進に関する請願（請願者愛知県知事青柳秀夫外二名）（江崎真澄君紹介）（第二一九〇号）及び同（請願者愛知県葉栗郡木曾川町大字内割田甲四十九番地江崎富次郎外四名）（木村公平君外五名紹介）（第二二七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

木曾川上流改修工事は、大正十年から十箇村継続事業として着工されたが、戦争等により、着工以来二十九年を経過した今日、なお多くの未改修地域を残し、同下流補強工事も、昭和十一年から二十箇年継続事業として着工されたが、わずかに千三%の完成を見たのみである。戦後、昭和二十三年度から、改修計画を根本的に改訂し、同二十四年度から実施しているが、工事は遅々として進まず、出水の都度被害をうけている。ついては、今回の見返資金の融資によつて、木曾川改修事業完成を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

新荒川右岸堤防補強工事促進に関する請願（請願者東京都江東区深川白河町一丁目六番地武田富蔵）（天野公義君紹介）（第二一九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都江東区地先新荒川堤防のみは、他の江東区内の各河川の護岸及び砂町海岸堤防の復旧工事は進ちよくしているのに反し、独り放置せられている。このまま一度台風に襲われれば、堤体は欠潰し、海水は低地盤の江東地帯にはん濫し、目下工事中の各河川の護岸補強工事も、一朝にして水泡に帰する危険がある。ついては、新荒川右岸堤防の補強工事を、国費をもつて本年台風季節までに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

江東区内改良下水道本管敷設工事促進に関する請願（請願者東京都江東区深川白河町一丁目六番地武田富蔵）（天野公義君紹介）（第二一九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都江東区内の深川越中島地域には、下水道本管の敷設なく、汚水は高潮ごとに吐口から逆流し、浴水、衛生上放置できない。また、亀戸町、大島町、南砂町及び北砂町地域一帯にも、改良下水道の本管の敷設がなく、二十八箇所の排水ポンプ場にて汚水の処理をしている。ついては、江東区内深川越中島、亀戸町、大島町南砂町及び北砂町地域に、改良下水道本管の敷設工事の施行を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

利根川の治山治水対策確立に関する請願（請願者東京都議会議長石原永明外七名）（小平久雄君外九名紹介）（第二一九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

利根川の治山治水工事が、遅々として進まない現状にかんがみ、利根川治水同盟は大会を開いて決議したから、左の事項を実施されたいというのである。（一）利根川総合開発に関する単行法を実現すること、（二）尾瀬ケ原を利用して、治水並びに電力かんがいに寄与せしむること、（三）利根川の改訂計画は十箇年の継続事業として、初年度は五十億円の予算とすること、（四）政府、地方の利根川関係の災害復旧費の内、とくに緊急な工事費七十億円の予算化を実現すること、（五）明年度砂防事業費十二億円を計上すること、（六）利根川治水のため、緊急造林事業費十五億円ならびに山林施設費四十七億円を支出すること等。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

河辺村地内加茂川並びに吉井川左岸改修工事促進の請願（請願者岡山県勝田郡河辺村長山本方之助外九名）（大村清一君紹介）（第二二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

津山市を中心とする六箇町村にわたる加茂川及び吉井川改修工事は、昭和十三年度から起工されたが、戦争中中止となり、戦後その重要性を認められ着手されたのであるが、昭和二十年九月の大こう水で、家屋田畑の被害は多大であつた。津山市内の加茂川及び吉井川の右岸改修工事は完成しているが、戦時中の山林濫伐により、昭和二十年以上の水害の

危険は増大する一方で、村民は安心して生産に従事することが不可能である。ついては、さし当り勝田郡河辺村内兼田橋下手から大字国分寺を経て、大字日上字地蔵下に至る区間の、改修工事を急速に完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

県道大茅長浜線改修工事促進に関する請願（請願者愛媛県東宇和郡遊子川村長久保田英俊外六十六名）（高橋英吉君紹介）（第二二一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道大茅長浜線は、愛媛、高知の県境を中心に死蔵されている無尽蔵の山林資源を開発して、太平洋と内海を結ぶ文化物資交流の最短距離として重要道路であるが、昭和二十三年以来改修工事を続行し、余すところ僅かに三キロメートルとなつた。しかるに、既設道路中、起点から六キロメートルは、幅員が十一尺で、極度に狭いため、交通の激増とともに崩壊しているから、前改修工事と併行して、同箇所の幅員拡張工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

安芸郡下の水害復旧に関する請願（請願者東京都港区芝桜田太左ェ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第二二三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県安芸郡吉良川町、佐喜浜町、野根町は、二十四年度の数回の大こう水にて、堤防欠潰、山崩れ、橋りょう流失等の惨害を受けたから、とくに国費をもつてこの復旧を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

仁淀川下流に堤防築設の請願（請願者東京都港区芝桜田太左ェ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第二二三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県仁淀川川口両岸の堤防は漸時改修されているとはいえ、年々大こう水の不安があり、ことに地盤沈下も加つて、海潮による危険が増している。ついては、仁淀川東岸は仁西村西畑から甲殿港まで、西岸は高石新居及び宇佐町へかけての堤防及び防潮堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

柳瀬川治水工事促進の請願（請願者東京都港区芝桜田太左ェ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第二二六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仁淀川支流柳瀬川は、高知県高岡郡越知町、吾川郡横畠村、高岡郡黒岩村、佐川町の各町村に対し、治水工事の不完全のため、年々惨害を與えているから、柳瀬川の治水工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に対して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

仁淀川中流及び柳瀬川を直轄河川に編入の請願（請願者東京都港区芝桜田太左ェ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第二二六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県仁淀川川口両岸の堤防は漸時改修されているとはいえ、年々大こう水の不安があり、ことに地盤沈下も加つて、海潮による危険が増している。ついては、仁淀川東岸は仁西村西畑から甲殿港まで、西岸は高石新居及び宇佐町へかけての堤防及び防潮堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

佐川町から檮原村を経て宇和島に至る県道開設の請願（請願者東京都港区芝桜田太左ェ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第二二六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡檮原村は、資源豊富であるが、交通の便が悪いから、県道を開設して資源を開発されたい。ついては、佐川、檮原線は、直線コースであり、愛媛県宇和島港との連絡にも至便であるから、同県道を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

松葉川、檮原両村間県道改修の請願（請願者東京都港区芝桜田太左ェ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第二二六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

松葉川、檮原両村間の県道は、高知県の未開発資源の開拓に重要な路線であるが、一部未開通であるから、これが完通を促進せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

山口県営木屋川利水事業に関する請願（請願者山口県豊浦郡西市町能茶吾一ノ田中堯平君外一名紹介ノ第二二七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県営木屋川利水事業は、戦時中、下関市民の給水及び軍需工事建設のために行われたものであり、敗戦後中止せられていたが、今回国会にその予算を提出している。しかし、木屋川利水事業は利用価値少なく、県が政府に提出せる利用目的、利用価値の表示は、まつたく虚構であると思われるから、右予算を徹回されたい。もし国家社会の大局的見地から、絶対に必要とするならば、予め県において各種補償方法を講じ、官民相互の妥結の上改めて予算を編成するよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

治水その他総合効果のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

市之瀬川に砂防工事施行の請願（請願者愛知県北設楽郡名倉村長金田倭三郎外十名ノ八木一郎君紹介ノ第二三〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市之瀬川は、戦時中、水源地の碁盤石山の強制伐採のため、降雨毎に流出される土砂によつて河床が上昇し、ほとんど無堤の状態となり、毎年数回のこう水の被害は沿岸耕地に多大の被害を與えているから、市之瀬川の砂防工事費を増額し、すみやかに同工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

藤枝町附近新国道予定線変更に関する請願（請願者静岡県志太郡藤枝町長井口政右衛門外二名ノ西村直已君紹介ノ第二三六〇号）及び同（請願者静岡県志太郡藤枝町議会議長池谷貞一外一名ノ西村直已君紹介ノ第二六〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

藤枝町は明治年間に同町を距たる四キロの青島町に国鉄の駅を設置されたが、同町が国道一号線に沿つているため、志太郡の政治、経済、産業、文化の中心として依然重きをなしている。今回建設省による新国道の設定は、直接同町の死命を制するものであるから、予定線を次のように変更されたいというのである。――広幡村から藤枝農業高等学校附近を経過、静岡鉄道岡出山線に沿つて、瀬戸川を渡り、青島町において国道一号線と合致する路線――。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

野波、松江間県道改良に関する請願（請願者松江市長小林誠一外十一名ノ大橋武夫君紹介ノ第二四〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道野波、松江線は、島根県八束郡野波村を起点として、同郡加賀村、講武村等を経て松江市にいたる、島根半島を縦貫する同県主要路線の一つであるが、明治三十四年郡道として起工されて以来半世紀の間補修されず荒廃している。目下継続事業として施行中の、野波、加賀間八千メートルの新設貫通工事と併行して、同県道のこう配を緩和し、幅員拡張工事を実施され、まず第一期工事として、生馬、講武両村界の高田尾峠のしゆん坂除去と路線変更工事を完遂されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

掛川町地区国道改修工事促進の請願（請願者静岡県小笠郡掛川町長葛ヶ谷龍太郎外一名ノ西村直已君紹介）（第二四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県掛川町地区の国道第一号線は、道路の有効幅員はわずかに四メートル三十で、大型自動車はもちろん小型自動車のすれ違いもきわめて困難な状態で、そのため交通事故も多い。同地は、静岡、浜松間の交通、産業上の中心として、日毎におびただしい交通量があり、現状のままでは、両側の民家にもひじような障害を與えているから、すみやかに同町地内の国道を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

日光川河口に逆潮止び門築設の請願（請願者愛知県津島市長平野幸右ェ門外十八名ノ江崎真澄君紹介ノ第二四五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日光川は愛知県中央部を南北に縦貫し、海部郡飛鳥村南陽町地先で伊勢湾に注ぐ河川であるが、僅かの降雨にも、満潮時の逆潮には堤防をあふれ、昭和十九年以来、しばしば起つた地震による地盤変動の影響で堤防の沈下はおびただしく、年々堤防護岸の維持修理に多大の費用を投じているが、技術的に困難をきわめている。ついては、これが弊害を除くため、飛鳥村と南陽町との地先に、逆潮び門を国費をもつて設置し、災害を防止されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内

閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

建設省の砂防工事に従事する公務員の宿舎建設に関する請願（請願者富山市西長江百十六番地全建設省労働組合立山支部長浦井吉保外二名）（内海安吉君紹介）（第二四六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
建設省治下の砂防工事は、人里離れた所で行われる場合が多く、ことに東北、北陸地方積雪地帯の砂防工事の従業員は、ひじように不便な環境の中に従事している。一例を富山県、立山砂防工事に見ても、事務所長以下一般従業員まで同居、または間借の状態で、医療施設は徒歩で十八キロを要する距離にあるため、助かる命を失つた者もあるという状況であるから、かかる悪條件のもとに従業する公務員のため、すみやかに三箇所の宿舎設備、並びに厚生、娯楽設備を完備されたいというのである。
二、請願の議決理由
工事能率増進のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

国営土木工事予算の適季交付並びに請負金の前拂制度確立に関する請願（請願者札幌市道庁内北海道議会土木常任委員長岩本政一）（小川原政信君紹介）（第二四九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道は降雪、寒冷、積雪などがきびしく、それの土木事業に及ぼす影響も他の府県と異つているから、国営土木工事の予算措置について、適季に工事が実施できるように、また資金についても、能率的施行を確保できるよう、次の措置を講ぜられたいというのである。（一）予算の令達は、現行の四半期毎を改めて、年度当初に一回にまとめて令達すること、（二）請負工事費に対し、前渡金制度を確立すること。
二、請願の議決理由
工事能率増進のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

栃木県震災復旧促進に関する請願（請願者東京都中央区銀座西三丁目一番地菊正ビル内全国農業協同組合代表者会議実行委員会黒田新一郎）（田中啓一君外三名紹介）（第二五〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昨年十二月二十六日の栃木県今市地方の震災は、逐次復旧されつつあるが、被害総額三十億の巨額に達し、耕地の復旧、家屋の復旧、用水施設等緊急を要するにもかかわらず、被害地域民の負担ではとうてい実現不可能であるから、栃木県震災復旧費として、長期低利資金八千万円融資の途を講ぜられ、それとともに、震災地の砂防工事費を、国庫負担とされたいというのである。
二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

川口川砂防工事促進の請願（請願者東京都南多摩郡川口村長高野林七外二名）（福田篤泰君紹介）（第二五五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都南多摩郡の川口川は、延長十二キロメートルの河川であるが、戦時中、水源地帯の山林乱伐のために、毎年沿岸耕地、人家、公道に被害を與えている。昭和十四年度、都の単独工事費で千五百メートルの砂防工事を施行し、同施行箇所から下流の荒廃地域千三百メートルを昭和十八年度から同二十三年度に及んで国庫補助をえて施行し、同二十四年度も同様三分の二の国庫補助をもつて、延長二百十メートルを施行した。しかしながら、砂防工事は未施行部分延長千四百四十メートルを残しているので、昭和二十五年度も国庫補助をもつて施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

大淵、福島両橋を永久橋に架替促進の請願（請願者宮崎県議会議長日高弥一）（瀬戸山三男君外五名紹介）（第二五七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県を縦貫するもつとも主要な国道三号線に架せられている大淵、福島両橋は、木橋である関係上、毎年出水の都度流失を繰り返し、最近数年間の復旧費は一千万円の巨額に及んでいる。ついては、前記両橋を、現在架橋地点より上流部に位置を替え、永久橋に架替されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

高岡、七尾両市間県道を国道に編入の請願（請願者富山県氷見郡八代村長滝高政之外百十七名）（橘直治君外二名紹介）（第二五八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北日本の要港七尾市と、北陸線の要衝高岡市及び伏木港を結ぶ最短距離である高岡、七尾両市間県道を国道に編入すれば、七尾港で集散する貨物、奥能登地方のおびただしい生産物資が、軽運賃、短時日をもつて関東関西方面に輸送せられ、また沿道町村の産出の木材、石炭等の輸送が円滑化される等その益するところ大である。ついて、前記県道を国道に編入されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

今市地方の震災復興対策に関する請願（請願者栃木県上都賀郡今市町長青木源吉ノ井之口政雄君外一名紹介）（第二五九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十四年十二月の栃木県今市地方の震災復旧に関して、次の諸項を実施されたいというのである。
（一）町営造物及び公共施設復旧費について、特別平衡交付金を交付すること、（二）耕地及び農業公共施設復旧費に対する補助対象の制限を緩和引下げること、（三）砂防事業を急速に施工すること、（四）所得税の減免を、所得十五万円以上の納税者にも適用すること。

二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

杉田川改修の請願（請願者福島県安達郡杉田村長佐藤直治）（大内一郎君紹介）（第二五九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県安達郡にある、阿武隈川支流の杉田川の改修については、村民永年の要望であつたが、とくに終戦後杉田川の水源地域の安達太良山ろく一帯に約七百町歩にわたる入植開拓が実施されたため、従来の被害はさらに幾倍加される情況にある。すなわち、一度豪雨が襲来すれば河岸一帯の住家、耕地にばく大の被害を与える。ついては、根本的な河川調査を実施せられて、国庫により同川を改修せられたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

米沢から大峠、喜多方、若松、田島、山王峠、今市及び日光を経て宇都宮に至る間の県道を国道に編入の請願（請願者米沢市長高橋広吉外百二十七名）（大和田義榮君外五名紹介）（第二六〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
米沢から大峠、喜多方、若松、田島、山王峠、今市及び日光を経て宇都宮に至る間の県道は、日光国立公園と磐梯、吾妻、飯豊、旭嶽、出羽三山の国立公園候補地とを結ぶ重要な路線であり、かつ只見川電源開発上の資材運送及び沿線林産資源と鉱産資源の開発上貴重な産業道路である。ついては、前記県道を国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由
総合効果のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

豊富、浅茅野間産業道路改良工事継続施行の請願（請願者北海道天塩郡豊富村長相原惣三郎外二名ノ玉置信一君外一名紹介）（第二六〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道天塩郡豊富、浅茅野間産業道路は、昭和二十四年度より改良補助工事施行中であるが、同道路は沿道にある日曹炭、茅野炭、三菱豊富炭また約六十万石の木材搬出路となり、油田試掘道路の幹線、および約二千町歩の農耕地、約一千町歩の将来の開拓地、その他諸工場を沿道に有している重要道路である。ついては、これらの開発、振興はいずれも道路の改良如何にかかつているから、同道路の改良工事をさらに継続、完成せられたいというのである。

二、請願の議決理由
産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

焼山噴火に伴う早川上流砂防工事促進の請願（請願者新潟県西頸城郡早川郷上早川村長渡辺喜與松外二名）（田中角榮君紹介）（第二六四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県西頸城郡早川郷は総耕地三千町歩で、同郡の穀倉といわれているが、これをかんがいする用水は焼山、火打山を水源とする早川である。しかるに、焼山は昨年二月大爆発をおこし、その後数回にわたり大小爆発があり、爆発による溶岩石、泥流のため、飲料水を使用不可能にし、また、ヘスター、キテイの両台風の際には、溶岩石を押し流し、耕地を埋没し、橋りようを流失し、北山、早川の両発電所を破壊し、多大の被害を与えた。ついては、これが対策として、早川郷三村は、焼山対策協議委員会を設置したが、これが防ぎよ策として早川上流の砂防工事を待つより外ないから、同工事の実施を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

狩野川改修工事に伴い天野せき補強に関する請願（請願者静岡県田方郡江間村長佐々木秀哉）（遠藤三郎君紹介）（第二六六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県田方郡伊豆長岡町字天野地元の天野せきは、自然石を集積し、狩野川をせきとめたダム式のえん堤であつて、伊豆長岡町を経て約一里、江間村に至る用水路により、全村に配水、かんがいしている。しかるに狩野川改修工事の進行とともに、本流の水勢が倍加して、このえん堤が崩壊される危険が生じ、百数十町歩の用水枯渇と、農民生活の危機を招こうとしている。改修工事そのものには異議がないが、これに伴う災害と、生活権の破壊に対しては考慮されたい。ついては、同せきを国費をもつて、補強されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

小貝川下流切替工事促進に関する請願（請願者茨城県会議長島津三郎ノ橋本登美三郎君外一名紹介）（第二六八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県小貝川流末附替工事は、昭和二十四年度国庫予算により工事進行中であるが、現在工事が完成するまでには、まだ相当長期を必要とする見込で、その間にこう水が襲来すれば、現在の堤防では万全を期し得ない。ついては、この際見返資金を充当し、数年間に同工事完成を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

帯広市周辺の観光道路開設及び整備に関する請願（請願者北海道十勝国十勝支庁長寺田眞一外三名）（高倉定助君紹介）（第二六八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の景勝地十勝の真美を紹介するとともに、林産特、地下資源の開発、内外人の観光誘致による農産、水産、林産の加工工業の発展を期するため、次の三道路を開設されたいというのである。（一）帯広市を中心として、然別湖、山田温泉、糖平温泉を経て、鉄道に沿い、帯広市に帰着する周遊観光道路の完備、（二）前記道路の中途、糖平から分岐して、芽登温泉、足寄太を経て、野中温泉をう廻して、阿寒湖に通じる道路の開設、（三）糖平から、十勝三股を経て国立公園、層雲峡に通じる道路の開設。

二、請願の議決理由

総合効果のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

山国川改修工事に伴う農地被収用者に対する生活補償に関する請願（請願者中津市金谷上ノ丁二千二百十八番地上田睦蔵）（大石ヨシエ君紹介）（第二六八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県山国川改修工事は、第一期工事を終つているが、さらに下流に向つて、現在の堤防より高さ幅を拡張し、築堤上に貨物自動車二台が併走するにたる自動車道路を建設する計画で、この実施に必要な、家屋、宅地並びに農地を立退かせ収用をしようとしている。しかるに、同川のこう水は、高潮による海水逆流の場合が多く、堤防を高くするよりも、河口のしゅんせつが最大の急務で、第二期工事は改修の目的を逸脱していると思われる。ついては、同川の第二期工事については慎重に検討され、土地家屋収用の場合は、該当者の生活権を重視し、公正妥当な補償措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

目木川及び余川改修の請願（請願者岡山県真庭郡久世町長菱川忠義外五名）（大村清一君紹介）（第二七五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡旭川支流、目木川及び余川は、真庭郡の東部にあり、その流域は荒廃に帰している。さらに目下旭川ダムが計画されているが、このままでは右ダムに土砂を流出し、障害がひどくなるおそれが多いから、右目木川、余川の根本的改修を施し、失業救済、食糧増産等一石三鳥の効果を収めるようせられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

栃木県震災復旧促進に関する請願（請願者栃木県上都賀郡町村会長大森鼻外十三名）（森山欽司君外四名紹介）（第二七六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年十二月二十六日の栃木県上都賀郡今市町及びその周辺町村にわたる大地震の土木関係の被害は、予想外に大きく、国の査定及び県負担を合わせて一億余万円に達しており、道路の陥没、橋りようの崩落、河川の埋没は計百四十一箇所を数え、河川流域、黒川流域町村の被害はもつともはなはだしい。ついては、来るべき降雨期、台風期に各河川流域の惨害が憂慮されるから、復旧未着手二十一箇所の促進、砂防対策として行川上流五箇所、黒川上流三箇所並びに大芦川上流一箇所のえん堤の着工及びキティ台風に依る大芦川外六箇川の三十九箇所（計四千二百八十九万円）の被害復旧をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

西豊永村地内国道第二十三号線改良に関する請願（請願者東京都港区芝桜田太左ェ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第二七六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道第二十三号線中、高知県長岡郡西豊永村地内、豊永駅連絡道路起点から、同村字大砂子に至る道路は、坂路急こう配の難路で、最近字川戸附近一帯は山くずれの徴が見えるから、現在の路線を引下げ、山崩れを防ぐとともに、豊永駅との間に橋りようを架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月二十八日

建設委員長　淺利　三朗

衆議院議長幣原喜重郎殿

岡豊、一宮間国道第二十三号線改良に関する請願（請願者東京都港区芝桜田太左ェ門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第二七七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　岡豊村と高知市と一宮の間にある国道第二十三号線中、逢坂越は、難路であるが、これを路線位置の変更および切取作業によつて平たん路とすれば、同線を利用する者に大きい便益を與え、産業文化の向上に益すること大であるから、右路線の改良実現を期せられたいというのである。
二、請願の議決理由
　輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

大杉駅、川之江町間県道開設の請願（請願者東京都港区芝桜田太左エ門町三番地坪倉宗春ノ長野長廣君紹介）（第二七七一号）及び同（請願者愛媛県宇摩郡川之江町長猪川秋夫外二十四名）（越智茂君外一名紹介）（第二八四三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　美林地帯である高知県大杉村立川は、伐採利用、造林にいちじるしく実績を示しているが、交通機関に恵れないため放置されている。しかるに、愛媛県川の江町より立川北ろくまでの県道を延長し、一方高知県大杉駅より立川国境までの県道を改良するときは、連結した幹線となり、これから林道を派生して、森林資源、製紙原料、鉱物資源の開発をすることができる。ついては、すみやかに同県道を開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
　輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

仁淀川野老山地内にダム築設の請願（請願者東京都港区芝桜田太左エ門町三番地坪倉宗春ノ長野長廣君紹介）（第二七七二号）
一、請願の要旨及び目的
　仁淀川の治水と耕地開発の解決のために、野老山部落地内にダムを築設し、その水の一部を吾川郡横畠村地内の同川に切り落すならば、高岡郡越智町、佐川町、黒岩村及び横畠村の水害を防ぐとともに、その間の耕地を美田に化し、発電をもなしうる等、一石四鳥の効果を生むものであるから、調査の上実理されたいというのである。
二、請願の議決理由
　治水その他総合効果のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

豊永、大栃間道路開設の請願（請願者東京都港区芝桜田太左エ門町三番地坪倉宗春ノ長野長廣君紹介ノ第二七七三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　土讃線豊永駅より、東豊永村笹を越えて、大栃に至る間の道路を、国営バスの通行に差支ないように開設すれば、豊永駅と大栃駅は直結され、国営バスの全線開通によつて沿線一帯の資源の開発および徳島県との物産交流ができるから、同線開通を実現せられたいというのである。
二、請願の議決理由
　輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

幾春別川利水事業促進に関する請願（請願者岩見沢市長山本市英ノ篠田弘作君紹介ノ第二八四二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　幾春別川上流地点にせき堤を築設し、利水事業を起す計画は、昭和十年から始まり、昭和十三年北海道庁において庁議の決定をみたが、実現を見ずに今日に至つている。終戦後昭和二十三年以後数回にわたつて、経済安定本部その他諸官省の調査が行われ、この事業の実現が強く要望されている。この計画の実現により、三万キロワット余の電源を開発し、鉱工業用電力を確保し、農村電化を促進し、鉱工業用水及び上水道用水の確保、災害を防ぎ、新たに開田を得る等、その利便ははかり知れない。ついては、同事業を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
　総合効果のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

猿ヶ石川田瀬えん堤工事に伴う現住民の保護に関する請願（請願者岩手県議会議長村上順平）（淺利三朗君外七名紹介）（第二八五七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　岩手県五大ダム建設予定の一つである、和賀郡谷内村地内猿ヶ石川ダム工事は、近く再開せられるやに聞くが、同地域の住民は、戦時中種々なる理由により、立退き移転が困難であつたが、今回の再開にあたり、(一)営農に要する見返地及び家屋の全面的補償並びにあつ旋、(二)移転料離作の補償及び補償の増額、(三)砥森及び蛭川国有林の全面的解放、(四)補償金移転に伴う売却金移転家屋に対する不動産所得税等の減免、(五)漁業権を附與され電力を導入されたいというのである。
二、請願の議決理由
　民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年四月二十八日
建設委員長　淺利　三朗
衆議院議長幣原喜重郎殿

閉会中審査に関する報告書

国土計画及び地方計画に関する件等閉会中審査報告書
一　国土計画及び地方計画に関する件
二　都市計画及び住宅復興に関する件
三　道路及び治山治水事業に関する件
四　特別調達庁の営繕及び保有物資の調査等に関する件
五　その他建設行政に関する件
　右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。
昭和二十五年七月十一日
建設委員長　藥師神岩太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

経済安定委員会報告書

〔第十号参照〕

臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、現在の経済状勢にかんがみ、臨時物資需給調整法の有効期間を一年間延長する等必要があるというのである。

二、議案の可決理由

わが国産業及び国民生活の実状に照し、必要且つ適当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月十四日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十一号参照〕

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、飲食営業臨時規整法の有効期間を一年延長するとともに、飲食営業者が提供を制限されている指定主食から、食糧管理法又は同法に基く命令の規定により一般に自由に販売することができる主要食糧及びこれを調理加工したものを除く必要があるというのである。

二、議案の修正議決理由

本案の趣旨は、概ね妥当と認めるが、現下主要食糧の需給事情にかんがみ、旅館又は外食券食堂を営む者は、めん類の購入券を引換に食事を提供することができる等に修正するを適当と認め、本案は別紙のとおり修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十六日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

飲食営業臨時規整法の一部を次のように修正する。

第三条第一項第四号中「外食券と引換に」を「主要食糧」を「外食券又はめん類の購入券と引換に」に、同項第四号中「食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）同法に基く命令の規定による制限がなく、その販売について同法又は同法に基く命令の規定による制限のないもの及び飲食営業を営む者が同法又は同法に基く命令の規定により入手したもの並びにこれらを調理加工したものを除く。」に、同項第五号中「酒類以外の飲物」を「酒類その他の飲物」に改める。

第六条を次のように改める。

（指定主食に関する制限）

第六条　飲食営業を営む者は、指定主食を提供してはならない。

第七条を次のように改める。

第七条　旅館又は外食券食堂を営む者は、外食券と引換でなければ、めん類外食券食堂を営む者は、外食券又はめん類の購入券と引換でなければ、食事を提供してはならない。

第十条及び第十二条第二項中「外食券」の下に「又はめん類の購入券」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前にした違法行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔第二十四号参照〕

外資に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、日本経済の自立とその健全なる発展及び国際収支の改善に寄与する外国資本に限りその投下を認め、外国資本の投下に伴つて生ずる送金を確保し、且つ、これらの外国資本を保護する適切な措置を講じ、もつてわが国に対する外国資本の投下のため健全な基礎を作ろうとするものである。

二、議案の可決理由

外資導入と、これに伴う海外送金に対するわが国の方針、手続等を明らかにし、外資を保護するため必要且つ、妥当な措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十五号参照〕

外資委員会設置法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、外資委員会の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めようとするものである。

二、議案の可決理由

外資に関する法律の施行に伴い、外資委員会の組織、職務権限等を的確にするため、必要且つ妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月二十九日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十五号参照〕

国土総合開発法案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本法案は、国土の自然的條件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正を図り、あわせて社会福祉の向上に資せんとするものである。

二、議案の可決理由

わが国の人口と立地條件に照し、極めて適切なる措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

請願に関する報告書

〔第十五号参照〕

価格調整公団職員の不当解雇に関する請願（請願者東京都千代田区大手町一丁目六番地価格調整公団職員組合江夏美千穂）（土橋一吉君紹介）（第七九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

価格調整公団理事石井茂樹は、昭和二十四年一月三十一日、同年二月一日、流産で休養中の同公団職員永野菊江及び肋膜炎で病臥中の木村和子をそれぞれ強制退職させた。また同公団仙台石砂支部で、東北支部組合執行委員長をしていた武藤洋一並びに同氏と共に公団の不正事件摘発に協力していた桜井弘、大内淳の三人を、仙台石砂支部長高橋重義をして、何等正当な理由なく解雇せしめた。ついてはかかる一方的な不当解雇は取消されたいというのである。

二、請願の議決理由

諸般の事情にかんがみ、本請願は取下げたい旨、請願者より申出があつたので、本請願は、これを許可すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十六号参照〕

北海道の家庭暖房用炭に特別価格設定の請願（請願者札幌市南一條西九丁目北労会館山田長吉）（柄沢ヤス子君外一名紹介）

（第三七五号）及び同（請願者札幌市南二條斎藤純雄外六名紹介）（第三七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

冬期使用する暖、ちゆう房用石炭は北海道民の生活上、欠くことのできない、食糧と同じに重要なものである。したがつて石炭の価格が同道民の生活費に及ぼす影響はきわめて大きく、現在の一般価格では道民にとつてとうてい負担に耐えられず多くの悲惨な事態を起している。ついては、同道家庭用暖、ちゆう房炭に特別価格を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

石炭は既に統制が撤廃されているので、さらに特別価格を設定することは不適当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月十五日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

旅館宿泊料金に対する統制撤廃の請願（請願者東京都千代田区丸の内一丁目一番地全国旅館組合連合会長濱田次郎）（畠山鶴吉君外二名紹介）（第五五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旅館営業は、客室、建物、サービス等によつて幾多の段階を生ずるもので、これを無理に一定のわくに当てはめて宿泊料金に統制を設けることは不合理である。しかも、生鮮食料品並びに薪炭類に対する統制が撤廃されれば、これ等の資材に依存している旅館営業も当然その宿泊料金の統制を廃止される筈である。もし同統制が撤廃されても、旅客を自由に旅館を撰択することができるのであるから、旅館は合理的な料金によつて営業しなければ客を失うことになる。ついては、すみやかに同統制を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

需要者の自由撰択の原則から、旅館宿泊料金は、その適正化を期するため、すみやかに統制を撤廃する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月十五日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

旅館における主食取扱に関する請願（請願者東京都千代田区丸の内一丁目一番地全国旅館組合連合会長濱田次郎）（小笠原八十美君外二名紹介）（第五五七号）及び同（請願者京都市東山区三條通大橋東入二丁目五十六番地野村藤吉）（小川半次君紹介）（第一一五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旅館における主食の取扱については、飲食営業臨時規整法によつているが、同法施行後現在までの実績によると、旅行者は外食券等によりはなはだしく不便を感じており、業界においても多大の苦痛である。ついては、同法第五條を改正されて、携帯主食の旅館における委託加工を認められて、同法の目的とする国民生活の明朗化を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

主食の需給状況の好転とともに、携帯主食の旅館における依託加工を認めることは、国民生活の明朗化を計るために妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月十五日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

塗料の統制撤廃に関する請願（請願者東京都港区麻布富士見町十九番地日本塗料工業会松本十九）（佐藤榮作君紹介）（第九四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

経済界の混乱を防ぎ、重要物資の需給を調整するため、従来各般諸物資の統制が実施せられ、塗料もまたその生産資材の一に加えられていたが、現今においては重要産業部門の塗料需要が減退しているのに反し、中小企業にあつては塗料の入手を切実に希望しているというきわめて不合理な状態になつている。ついては、塗料の統制を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業振興のため必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月十五日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

国産油脂の統制撤廃に関する請願（請願者東京都港区麻布富士見町十九番地日本塗料工業会委員長松本十九）（佐藤榮作君紹介）（第一〇七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国産油脂の統制撤廃止が討議され、国産油脂の中数品目のみは統制を続行する方針と聞くが、部分的統制は統制の効果を減殺するのみで無意味である。統制を撤廃することにより、未利用油脂の増産、企業の合理化を促進せしめて、経済の自動調節による正常な生産、出荷が期待される。ついては、すみやかに国産油脂を全面的に統制撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

経済の正常化を計り、産業の復興を促進せしめるため必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月十五日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

生鮮水産物の統制撤廃に関する請願（請願者静岡県議会議長三上陽三）（小松勇次君外二名紹介）（第一一四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年四月以降より生鮮水産物の統制が行われてきたが、現今においてはヤミ魚も影をひそめ、生産量の増加と相まつて公価との差も僅少となつている。ついては、生鮮水産物の統制を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

生鮮水産物の統制は既に撤廃されているので、本請願は、これを議院の会議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年四月十五日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

労務者用配給物資に特別価格設定の請願（請願者名古屋市中区南鍛冶屋一丁目二番地の四全日本金属産業労働組合協議会東海支部小寺徳夫）（田島ひで君紹介）（第一三二一号）及び同（請願者横浜市中区山下町二百四十九番

地高木武三郎外四名〆門司亮君紹介〆第一八九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の給與制度では、労務者は、労務者用配給物資すら受けることができない者が多數にあり、また民間企業においては、福利施設の大幅な削減、厚生施設の打切り等により、実質賃金はますます低下しつつある。かかる窮状を打開し、生活安定の一助とするため、すみやかに労務者用配給物資に特別価格を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

労務者の生活安定を計ることは、経済の安定の上から必要なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月十五日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

労務用物資配給に関する請願（請願者東京都千代田区丸の内都庁経済局内日本自治団体労働組合総連合信近高雄〆春日正一君外一名紹介）（第一六三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

労務用物資は、労働者の実質賃金として、労働條件に従つて公平に分配されるべきものでその受配の権利は、労働者にある。しかるに、現在の扱い方は、報償的に、または滯貨整理の一手段として使われていることが多い。ついては、これらの不合理を除いて、実情に即した方法として、左記のとおり実施せられたいというのである。（一）労務用物資の特別価格の設定、（二）分配の公平並びに職種に適合した品種の割当、（三）労務用物資の増加、（四）労務用物資に関し民主的協議会の設置。

二、請願の議決理由

労務者の生活安定を計ることは、経済の安定上から必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月十五日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

家賃値上げ反対に関する請願（請願者東京都千代田区神田司町二丁目十一番地全日本借家組合中央本部平岡平吉外四十九名〆砂間一良君外二名紹介〆第二一六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在物価庁、建設省等において、現行家賃の三倍値上げを計画中との事であり、これは、物価庁長官の委任條項であるときくが、現今の如く、人員整理、低賃金、重税等により人民が塗炭の苦しみをなめ、家賃の支拂不能の者も出ているような時に、家賃値上げを一方的にきめることは不合理であるから、これを阻止されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民生活の安定と明朗化のために、高率の家賃値上げは不適当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月十五日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

発電用石油類増配に関する請願外一件（請願者北海道苫前郡天売村天売電気協同組合長戸田欽助外一名）（佐々木秀世君紹介）（第二三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡天売村では、沖合漁業の振興並びに交通の完備に伴い、文化施設、産業の増産を目的として、昨年十月村内一円の電燈及び電力の供給をすることができるようになつたが、離島であるため、内燃機による発電を行うので、重油を必要としている。しかるに、重油の割当は、必要量の三分の一にもみたず、夜間五時間の点燈にすぎず、産業増産、文化施設にも種々の影響を来たしている。ついては同村に発電用石油割当を増配されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道の離島である天売村の、文化上、産業上の特殊事情にかんがみ、考慮の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月十五日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第二十五号参照〕

労務用物資配給に関する請願（請願者札幌市南一條西九番地北海道労働組合会議議長川田長吉君外三名〆柄澤せき子君外一名紹介〆第二七七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

労務用物資は、労働者の実質賃金として、労働條件に従つて公平に分配されるべきものでその受配の権利は、労働者にある。しかるに、現在の扱い方は、報償的に、または滯貨整理の一手段として使われていることが多い。ついては、これらの不合理を除いて、実情に即した方法として、左記のとおり実施せられたいというのである。（一）労務用物資の特別価格の設定、（二）分配の公平並びに職種に適合した品種の割当、（三）労務用物資の増加、（四）労務用物資に関し民主的協議会の設置。

二、請願の議決理由

労務者の生活安定を計ることは、経済の安定上から必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

経済安定委員長　小野瀬忠兵衛

衆議院議長幣原喜重郎殿

輸入原皮拂下価格の適正化に関する請願（請願者東京都荒川区三河島町八丁目三百五番地三河島製革事業協同組合瀧澤武司）（天野公義君紹介）（第二七六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

通商産業省は、輸入原皮を鉱工品貿易公団を通じて製革業者に拂下げしつつあるが、拂下げ価格の不合理に起因して、滯貨原皮が増大し、また拂下げ原皮の品質の差異を参しゃくしない均一代金の徴収は無理が伴い、物価統制令制定の趣旨にも背はんしている。ついては、国内重要産業たる皮革産業の健全な発展を期するため不良原皮値引の断行、拂下げ価格の改訂、さらに物価庁通告の改訂等をなされたいというのである。

二、請願の議決理由

適正なる価格政策を行い、産業の健全なる発達を計る必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日
経済安定委員長　小野瀬忠兵衛
衆議院議長幣原喜重郎殿

閉会中審査に関する報告書

事業者団体法の一部を改正する法律案起草の件等閉会中審査報告書

一　事業者団体法の一部を改正する法律案起草の件
二　公団の実情調査に関する件
三　経済実体調査に関する件
四　国土総合開発計画に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和二十五年七月十一日
経済安定委員長　圖司　安正
衆議院議長幣原喜重郎殿

予算委員会報告書

〔第二十五号参照〕

昭和二十五年度一般会計予算に関する報告書

一、本予算の趣旨及び目的

昭和二十四年度当初予算は安定対策を主たる目的として成立したが、昭和二十五年度予算は、昭和二十四年度補正予算とともに、かかる安定の基礎を更に強化する一方、この基礎の上にわが国の自立態勢を整え、又、民生安定、地方自治強化、産業復興等各般の施策の充実強化を計らんとしている。

かかる意図に基く本予算の特色は次の如くである。

一　前年度の予算に比し財政規模が相当縮減されたこと。

二　総合予算の均衡を実現し、インフレの禍根の根絶する方策がとられていること。又かかる措置により、国民の耐乏生活が引続き要請されていること。

三　統制経済を漸次、自由経済へ復帰させるため、価格補給金の大幅削減又は公団の改廃が行われていること。

四　復興建設的支出が増加されていること。即ち、一般会計における公共事業費、失業対策費、住宅出資金が前年度に比し、大幅に増加計上されているのみならず、特別会計及び政府関係機関を通じて建設的経費は増加し復興を推進せしめている。

五　地方自治の確立のため地方財政を強化する諸措置がとられたこと。即ち

(1)　地方の税制を根本的に変革し、従来中央にれい属する傾向の強かつた税源を廃して確実にして、且つ、弾力性のある税源が考慮されたこと。

(2)　中央依存の財源即ち、配付税配付金制度及び複雑なる補助金制度を整理して、平衡交付金制度を創設したこと。

(3)　本年度災害分に対しては全額国庫負担としたこと。

六　中央、地方を通ずる根本的税制改革を行い、更に大規模な減税措置により国民負担軽減がはかられていること。

七　前年度に引続き、巨額の債務償還を行い、経済安定を促進せしめると同時に、これらの資金を再放出し、もつて資金蓄積の方途を講じていること。

八　インフレーション抑制、低物価政策維持、輸出増進等の見地から賃金水準及び米価は現行通り据置きとしたこと。

以上の如き特色を有する昭和二十五年度の一般会計予算総額は

歳出入とも、　六、六一四億円余

となり、前年度に比較し

歳入において、　七九九億円余

歳出において、　七九六〃

の減少であり、財政規模は前年度に比し八割九分強に当り、画期的な縮少をしめしている。

歳出の主なるものは次の通りである。

終戦処理関係経費　一一〇、九九五百余万円

うち終戦処理費　一〇九、〇六一〃
賠償施設処理費　七六八〃
特殊財産処理費　九九〇〃
解除物件処理費　一七五百万円

公共事業費　九九、〇三三百余万円

うち六、三制校舎建設費　四、五〇〇百万円
災害復旧費　四七、〇〇〇〃
その他　四七、五三三百余万円

前年度の公共事業費総額は六百二十五億円余であり、それが三百六十五億円余増加されている。小、中学校校舎の建築は二十四年度補正予算を含め合計六十億円となり、最低限度ではあるが、一応整備されるものといわれる。又災害復旧費のうち百億円は二十五年度中に発生を予想される災害分に対するものであり、更に本年度災害に対しては地方負担の軽減をはかるため全額国庫負担としている。以上の諸点は民生安定、地方自治強化という面に前年度に比し相当の考慮が拂われている。

政府出資及び投資関係経費　一一、四一三百余万円

うち開拓者資金融通特別会計へ繰入　一、三六五〃
国民金融公庫出資金　一、二〇〇百万円
住宅金融公庫出資金　五、〇〇〇〃
輸出信用保険特別会計へ繰入　五〇〇〃
造幣庁特別会計へ繰入　七六八百余万円
貴金属特別会計へ繰入　一、四八四〃
公団出資金　九五〃

本経費は前年度八百九十五億円余に対して大幅に減少している。その理由としては復興金融金庫、貿易特別会計の債務償還費がなくなつたこと、又公団出資金が大幅に減少したこと等のためである。

又住宅金融公庫、国民金融公庫、開拓者資金融通特別会計への繰入等民生安定経費への投資関係費の比重が重くなつていることがあげられる。

地方財政平衡交付金　一〇五、〇〇〇百余万円

地方自治強化のため各地方財政の不均衡を是正し、且つ財政を充実する目的を以てこれが新設されたことは予算の特色中に述べたところである。前年度地方配付金は六百六十六億円余、新たに本経費が設置されたため整理されることとなつた前年度補助金は三百四億円余であるので、差引七十八億円余が増額されることとなる。

農地改革費　三、〇六〇百余万円
食糧供出関係費　三、六八二〃
農業保険費　四、七〇〇〃
政府関係機関等損失補塡金　一〇、四一〇〃
うち大蔵省預金部特別会計へ繰入　三二三〃
配炭公団損失補塡金　四、三五七百万円
船舶運営会補助　一八一百余万円
商船管理委員会補助　四、二〇五〃
閉鎖機関損失補償金　一、三四三〃

価格調整関係経費
九〇、〇〇〇百万円
うち鉄鋼価格調整補給金
一五、九〇〇〃
肥料価格調整補給金
一七、六五〇〃
ソーダ価格調整補給金
八〇〇〃
輸入食糧価格調整補給金
四五、六五〇〃

昭和二十四年度当初予算額二千二十二億円余が計上されていたが、同補正予算において二百三十億円余を減少された。これに対し本年度の計上額は九百億円であるが、安定帯物資の補給金は本年度内には整理される予定である。かかる大幅な削減は、経済自立体制を達成するために必要な措置であり、又本年度における財政規模の縮少は本経費の削減によるもので、財政の健全化に資するとともに、本年度内に急速に価格体系を整備してわが国経済の不合理を是正せんとするものである。

更に本年度経費の特色は輸入食糧補給金が半額以上を占めているのであるが、国民の食生活の安定を期するための輸入食糧の増大によるもので賃金の安定に資するための方策の一となつている。

国債費
八四、七〇〇百余万円
うち国債償還
七一、六四六〃
借入金返済
六七一〃
国債利子
九、六二六〃
借入金利子
一、〇七三〃
一時借入金利子
二五五〃
大蔵省証券割引差額
一、四二三〃

債務償還費は七百二十三億円となつているが、更に見返資金より五百億円、その他特別会計五十二億円余、合計一千二百七十六億円余が予定されている。その特色については前述の通りであるが、一般会計のうち前年度剰余金が二百六億円あてられ、本年度地方起債の枠は三百億円、更に資金再放出が相当額にのぼるので、デフレ的影響をおこすことなく、経済安定と復興両面を担当せしめていることに本経費の特色がある。

以上主なる経費である。

次に歳入について主なるものは、

租税及び印紙収入
四四四、六〇〇百万円

本年度の予算規模の縮少に対応し、前年度に比較し
七一、三七〇〃
を減少しており、その内容は次のようになつている。

縮少の内訳は
所得税において
五一、一二八〃
法人税において
一一、四五八〃
物品税において
四、〇三一〃
通行税において
三、三〇八〃
織物消費税、取引高税及び清涼飲料税の廃止のため
四五、六八六〃
印紙収入において
二、一〇〇〃
その他
二、〇五六〃
合計
一一九、七六七〃

となつており、増加の内訳は
酒税において
二七、七六八〃
富裕税創設のため
二、〇二五〃
再評価税創設のため
一五、九三八〃
揮発油税において
一、四六六〃
関税及び噸税において
一、二〇〇〃
合計
四八、三九七〃

であり、差引き前記の縮少額となる。

今回の税制、税率改正は昭和二十四年度補正予算において、織物消費税及び清涼飲料税の廃止、物品税の大幅軽減、所得税の給与所得源泉徴収分についての軽減の暫定措置と相俟つて税制、税率の根本的改正であり、税制の簡素化、合理化を行い、国民負担の均衡をはかるとともに直接税中心の租税体系を確立したものである。なお、間接税の軽減は物価と賃金の安定施策と一連の関係にある。

又酒税は相当の増収を見込まれているが、主として増石によるもので、小売価格は大体現行通りに据置かれるものである。

官業益金
一二一、〇二四百余万円
うちたばこ専売益金
一二〇、〇〇〇百万円
しよう脳専売益金
二四百余万円
アルコール専売益金
一、〇〇〇〃

たばこ益金については生産数量の増加に伴い、売捌高が著増する見込であるので、自由販売品の大都分は十本当り十円の値下げが行われ、前年度同様の収入見込となつている。

その他の収入の主なるものは
復興金融金庫納付金
一八、七九五百万円
公団納付金
三、一四八百余万円
価格差益納付金
五、五一四〃
特別収入
六、二一七〃
前年度剰余金受入
二〇、六五一〃

を計上している。

以上が本予算の目的及び特色である。

二、本予算の可決理由

本予算は、昭和二十四年度予算より引続き戦後の悪性インフレを収束せしめ、わが国経済の自主、自立を目的とした復興をはかるにある。即ち、国民の耐乏を要請し、消費を抑えて、資本の蓄積をはかり、企業の合理化と製品コストの切下げを行つて、貿易振興による経済復興の方策を確立せんとするものである。その具体的措置として健全財政政策が堅持されており、特に補給金の削減に努力が拂われている。又近き将来予想されているところの米国資金の援助削減ないしは打切りに対してもわが国の経済に不当の混乱を招かないように考慮されている。

但し、現在のわが国経済の現況は、通貨安定の段階にあり、国際経済にも困難な状況が現われており、真の経済安定のため、金融面、その他各般にわたる積極的な施策を推進し、安定施策のためにおこる混乱を最少限度にとどめる必要があり、財政、金融及びその他施策の運用、実施に充分の考慮を拂い、デフレを発生せしめざるよう最善の注意を必要とする。

以上の理由により本予算を可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十五年三月九日

予算委員長　植原悦二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十五年度特別会計予算に関する報告書

一、本予算の趣旨及び目的

本予算は外国為替特別会計外二十九の特別会計に関するものである。

本年度より、地方配付税配付金特別会計及び薪炭需給調節特別会計の二特別会計を廃止し、米国対日援助物資等の処理のため従来の特別会計から分離して、新たに米国対日援助物資等処理特別会計を設置することとなる。以上三十の特別会計の歳入歳出総額は

歳入　一、七四〇、〇七二百余万円
歳出　一、六九七、六〇七〃
であり、前年度に比較し
歳入において　五九四、八二二百余万円
歳出において　六〇四、二三八〃
を減少している。
この減少の理由は二特別会計の廃止と国債整理基金特別会計において短期証券及び借入金の借換が減少したためである。
主なる特別会計の内容は次の通りである。

一　外国為替特別会計
本特別会計は援助物資及び二十四年度既契約の政府輸出をのぞく貿易一切に関する外国為替等の売拂代金、買取代金及び外国為替管理委員会に要する経費、その他外国為替に関する予算である。
その総額は歳入、歳出とも　三三〇、二四一百余万円
である。
主なる歳入をあげると
輸入為替等売拂収入　二一三、二七六〃
貿易外為替等売拂収入　二〇、六四二〃
預り金　二二、二八七〃
預け金及び貸付金償還　二四、〇〇〇〃
雑収入　三五〃
貿易特別会計より受入　五〇、〇〇〇〃
となつており、
主なる歳出については
輸出為替買取費　一二六、七一一〃
貿易外為替等買取費　四〇、九三九〃
預け金及び貸付金　二四、〇〇〇〃
預り金償還　一八、五七三〃
諸支出金　五〃
事務取扱費　五一〃
国債整理基金特別会計へ繰入　四三五〃
予備費　一九、五二六〃
となつている。以上の予算の内容については、
一　貿易計画は輸入、五九一百万弗　輸出、六三〇百万弗差引出超三八百万弗を見込んでいる。
二　貿易外受拂計画は支拂、五二百万弗　受取、一〇七百万弗差引受取超過五五百万弗を予定している。
三　以上により外国為替買超過九三百万弗円換算三三八億円の資金不足を生じている。この補塡は、貿易特別会計の清算の結果生ずる残金のうちから五百億円を繰り入れることになつている。
四　外国為替管理委員会の経費は為替買売差益により賄うことになつている。

二　貿易特別会計
政府貿易に関する予算であり、輸出については二十四年度中契約済みの分、輸入については二十四年度中に輸入された物資の売拂いの分が計上されている。
その総額は
歳入、歳出とも　九二、七九三百余万円
であり、
歳出の主なるものは次の通りである。
輸出代金支拂費　三〇、六五二〃
輸入諸掛支拂費　八〇三〃
外国為替特別会計へ繰入　五〇、〇〇〇〃
貿易運営事務取扱費　二五〃
予備費　一〇、四三六〃
歳入の主なるものは次の通りである。
輸入物資売拂収入　二七、八〇六〃
輸入諸掛収入　一、六〇七〃
外国為替売拂収入　一一、一四六〃
輸出物資売拂収入　二二、三二六〃
貿易公団関係収入　二九、九〇六〃

三　米国対日援助物資等処理特別会計
本年度より、米国からの援助物資に関する経理を本特別会計で行うことになり、わが国二十五年度貿易の全貌は、前述(一)及び(二)と本会計によりしめされるものである。なお、貿易繊維及び鉱工品公団が廃止されるので、本特別会計は八三二人の職員をもつて事務を処理することとなつている。
その総額は、
歳出入とも　一三七、〇八五百余万円
である。
歳入の主なるものは、
援助物資売拂等収入　八〇、八五一百万円
価格調整補給金受入　四九、五九八〃
輸入諸掛収入　六、六三五〃
となつている。
歳出の主なるものは
援助物資輸入諸掛費　六、五二二〃
米国対日援助見返資金特別会計へ繰入　一三〇、四四九〃
事務取扱費　一一四〃
となつており、国内物資（殊に食糧）の騰貴を防ぐため補給金を一般会計より受入れ計上している。

四　米国対日援助見返資金特別会計
前年度より本特別会計が設置され、わが国経済の安定、復興に資するため運用されるものである。
その総額は、
歳出入とも　一五八、一三二百余万円
である。
歳入の主なるものは
前年度乗余金受入　二三、八三〇〃
米国対日援助物資等処理特別会計より受入　一三〇、四四九〃
運用利殖金収入　三、八五三〃
となつている。
歳出の主なるものは
公企業投資　四〇、〇〇〇〃
私企業支出　四〇、〇〇〇〃
債務償還費　五〇、〇〇〇〃
経済再建及安定費　二八、一三二〃
となつている。
本年度における本特別会計の特色は、次の如きものである。
(1)　投資支出が増大している。即ち公企業投資において前年度より百三十億円増加し、又私企業投資も百億円を相当上廻り、更に予備費二百八十一億円が計上されている。
(2)　本資金の運用面の改善である。即ち、興業銀行、農林中央金庫、その他金融機関に優先株式を発行せしめ、本特別会計が引き受けることになつている。この措置は長、中期金融に活をいれるもので、資金効率は極めて大きくなるものと思われる。又商工中央金庫の増資に対しても優先株発行が認められ、又すでに市中銀行を通ずる中小事業へ融資の制度が発足して見返資金の融資に加えて市中銀行が貸出すので、中小事業の窮迫せる金融に資することが期待され

る。更に二十四年中本資金の放出が遅れていたことが各種の障害をひきおこして来たのであるが、その障害は漸次取除かれ、積極的な放出が望まれている。

五　大蔵省預金部特別会計

予算総額は、歳入、歳出とも

一二、四一〇百余万円

である。

歳入の主なるものは、次の通りである。

運用利殖金収入

一二、〇八五〃

一般会計より受入

三二四〃

歳入の主なるものは、次の通りである。

預金利子

六、一三七〃

他会計へ繰入

六、一二五〃

事務費

四七〃

本特別会計の特色は

（一）本資金活用の途がひらけたことである。即ち、前年度までは国家資金、地方資金のみに限られていたのであるが、金融機関の発行債券の引受が可能となつたため、長、中期資金調達が円滑となる見込みであり、更に昨年末、市中金融機関預託が行われ、本資金活用の途がこの面からもひらかれたこと。

（二）前年度は一般会計より三十七億円余を繰り入れる必要があつたのであるが、本年度は三億円にとどまつたこと。

（三）本年度の運用資金の増加は五百五十億円であるが、債務償還により、三分半利国債の買上げが行われるので、更に増加され、運用利廻りは上昇するものと見られるので、一般会計の繰入の減少ないしは不必要となることが予想されるが、更に本資金の性質にかんがみて地方債の利率引下、その他地方還元の政府の努力が要請される。

（四）前年度地方債の引受の枠は二百三十億円であつたが、本年度は三百億円を予定されている。

六　食糧管理特別会計

本特別会計の総額は、

歳入、歳出とも、

四八〇、三二四百余万円

となつている。

本予算の基礎となつている生産者価格は春作については農業パリテー一六四、夏作については、肥料補給金の削減による肥料消費者価格の騰貴を見込み一六八となつており、食糧消費者価格は年間を通じて現行を据置く建前として計算されている。

七　電気通信事業特別会計

本特別会計の総額は、

歳入、歳出とも、

五一、七四〇百余万円

となつている。

本予算の内訳は、

主なる歳入において

業務収入

五一、七四〇〃

米国対日援助資金特別会計より受入

一二、〇〇〇〃

設備負担金

二三一〃

歳出において

業務費

二四、〇〇一〃

建設改良費

一九、四七二〃

予備費

八九〇〃

となつている。

建設改良費については前年度とほぼ同額であり、又見返資金の受入についても同額となつている。

八　国有林野特別会計

本予算の総額は、

歳出入とも

一四、一〇〇百余万円

となつている。

本予算は、米国対日援助資金より三十億円を受入れ、且つ、荒廃林地復旧に対しては公共事業費より賄うこととなるため、経理上健全なものとなり、二十四年度より伐採量を減らし、売拂代が減少するにもかかわらず、造林面積は二十四年度七万町歩より本年度十八万七千町歩に増加し、復興五箇年計画の造林面積を上廻ることになる。

以上は主なる特別会計の概要である。

一、本予算の可決理由

一　本年度各事業の特別会計は、健全化を計り、前年度に比し、一般会計よりの赤字補塡経費及び出資及び投資関係費は著減している。

二　見返資金特別会計の投資関係費は増大し、又国有林野事業特別会計の投資の増大により造林面積は拡大し、公共事業経費の増大と相俟つて国土再建に貢献している。

三　見返資金及び預金部資金の運用面に新らしい途がひらかれ、長、中期金融、中小企業金融及び農業金融に対し、昨年来の資金調達難に打開の途がひらけてきたこと。

四　食糧管理特別会計の輸入食糧の増大と、米国対日援助物資等処理特別会計に一般会計より輸入食糧を主とする補給金の受入れにより、米穀の配給率の増加と消費者価格の据置き等の措置は、国民の食生活の安定、ひいては物価安定、賃金安定に資すること。

五　自立経済の前提たる貿易振興に対する各種施策がとられ、貿易計画は前年度に比し相当の増大を予想している。

以上の理由により、本案は可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十五年三月九日

予算委員長　植原悦二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十五年度政府関係機関予算に関する報告書

一、本予算の趣旨及び目的

政府関係機関の予算は、日本専売公社、日本国有鉄道、公団、復興金融金庫、国民金融公庫、船舶運営会、特殊会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会、証券処理調整協議会と、本年度新たに設置される住宅金融公庫及び商船管理委員会に関するものである。

以上の政府関係機関の収入支出総額は

収入

一、四一一、〇七一百余万円

支出

一、二九一、〇二七〃

となつており、前年度に比較して、

収入において

四〇九、〇〇八百余万円

支出において

四〇九、九七二〃

を減少している。

減少の理由は酒類配給公団及び石油配給公団が廃止されたこと、価格調整公団、飼料配給公団、食料品配給公団、鉱工品貿易公団、繊維貿易公団、船舶公団、配炭公団及び船舶運営会がそれぞれ本年度中に清算を完了する予定になつているためである。

主なる政府関係機関予算は次の通りである。

一　日本専売公社

たばこ事業、塩事業及びしょう脳事業に関する予算である。

予算額は

歳入

一七六、八三二百余万円

歳出

五六、七八七〃

差引歳入超過

一二〇、〇四五〃

となつている。そのうち、たばこ事業については、

歳入

一五八、五二七百余万円

歳出

三八、五二七〃

差引歳入超過

一二〇、〇〇〇〃

である。

塩事業については、
歳入、歳出とも、
一七、六六〇百余万円
である。
しよう脳事業については、
歳　入
六四四百余万円
歳　出
五九九〃
差引歳入超過
四四〃
となつている。
益金については、歳入超過額に資産増加額を加えて減価償却費を差引いたものである。専売事業のうち、たばこ益金は千二百四十七億円であるが、国庫納付金は千二百億円である。これは、国庫に納付し得る資金は確実な収入として計上されているものである。
なお、たばこの国庫納付金は前年度と同額であるが増産により自由販売品は十本当り十円の値下げを計算の基礎としている。

二　日本国有鉄道

予算額は
歳入、歳出とも、
一五八、〇七〇百余万円
である。
歳入の主なるものは、
営業収入
一三三、七五三百余万円
米国対日援助見返資金特別会計より受入
四、〇〇〇〃
工事資金繰入
一九、九九六〃
歳出の主なるものは、
営業費
一三二、五七四〃
建設改良費
一九、九九六〃
予備費
一、五〇〇〃
となつている。
本年度予算の特色は、
(一)　旅客収入の計算基礎は旅客において一割強増加を見込み増収策をたてていること。
(二)　前年度建設改良費百六十六億円、本年度は二百億円内に増加したこと。又これが車両その他関連産業に相当の好影響をもたらすものである。
(三)　前年度に比し節約の努力が続けられ、独立採算制に近づきつつあること。即ち営業費について鉄道、船舶の諸経費は相当圧縮され、ほぼ前年度同額となつていること。又前年度に比し改良事業費においては相当の増加にかかわらず見返資金よりの受入は八十億円減少し、経費勘定より受け入れて行つている。

三　復興金融金庫

予算額は
歳入、歳出とも、
二一、三〇七百余万円
となつている。
歳入の主なるものは、
事業収入
八、五一一〃
貸付回収金
一二、〇五五〃
前年度繰越金
七四〇〃
歳出の主なるものは、
事務費
二三〇〃
事業費
二、二二三〃
政府納付金
一八、七九五〃
となつている。
本年度予算の前年度に比して特色とするところは、
(一)　前年度において復金債券は全額償還が行われたので、本年度において行う必要はなくなつたこと。又これがため特別会計の出資金が大幅に減少されたこと。
(二)　前年度当初予算においては、若干の新規貸出が予定されていたのであるが、本年度においては貸付金の管理、回収のみにあたり、回収金の全額及び事業収入の一部は国庫へ納付されることになり、これを債務償還費に充当される予定となつている。

四　国民金融公庫

予算額は
歳入、歳出とも、
三、〇九一百余万円
となつている。
主なる収入は、
貸付回収金
一、〇七八百余万円
政府出資金
一、二〇〇〃
更生資金
五〇〇〃
事業益金
三〇八〃
主なる支出は、
普通小口貸付
一、八一三〃
更生資金貸付
九六七〃
事業損金
二八三〃
等となつている。
本年度予算は強力なる財政安定施策に伴い発生する困難な事態に対処し、一般金融機関から融資を受けることの困難な小口の事業資金を貸付けるものである。
貸付限度は一世帯当り五万円、又更生資金貸出限度は一世帯当り一万五千円となつており、普通小口貸付は前年度六億五千万円を本年度は十八億円に、更生資金貸付は五億円より九億六千万円に拡張し、又全国支所十箇所の増設が予定されている。

五　住宅金融公庫

一般の金融機関から融資を受けることの困難な住宅建設資金の供給を目的とする新設の予算である。
予算額は、
歳入、歳出とも
一五、四三八百余万円
となつている。
住宅建設資金は個人、住宅組合、会社等に標準建設費の五一八割を貸付けるものであるが、八万戸が予定されている。
貸出総額は、
一五、一五〇百余万円
である。これは次の収入、即ち
貸付回収金
一五〇百余万円
政府出資金
五、〇〇〇〃
米国対日援助見返資金特別会計交付金
一〇、〇〇〇〃
によつて賄われるものである。又事務費等は事業収入、雑収入をもつて賄われるものであるが、貸付及びその調査、管理、回収は一般の金融機関に委任することとなるので、役職員は僅かに一五〇人に止つている。
以上が主なる政府関係機関の予算の内容である。

二、本予算の可決理由

(一)　日本専売公社及び日本国有鉄道公社においては、相当の合理化が行われ、増産、増収策をたて、前者は前年度と同額の国庫納付を行い、製品のコスト引下げが行われ、後者は独立採算制への努力が拂われ、相当の改善がなされている。
(二)　公団の大幅な改廃を行い、統制経済の不経済を廃し、自由経済に復帰の途をひらいていること。
(三)　国民金融公庫及び住宅金融公庫における民生安定に資する経費が極めて増額されていること。
その他の政府関係機関に対する措置も適切であると認められ、可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十五年三月九日
予算委員長　植原悦二郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第三十一号参照〕

昭和二十五年度政府関係機関予算補正（機第1号）に関する報告書

一、本補正予算の趣旨及び目的

この補正予算は去る一月二十七日付連合軍最高司令官より日本政府に対する覚書「占領軍に従属する建物の附加に関する規定」により、連合国人等住宅二千戸を建設するための予算であつて、このため新たに「連合国軍人等住宅公社」を設立することとなつた。このため政府関係機関は合計二十二となる。

本補正予算は、

歳入、歳出とも　五、五七五百余万円

であつて、これを、昭和二十五年度政府関係機関予算額に加えると、

歳入において　一、四一六、六四六百余万円

歳出において　一、二九六、六〇二〃

となる。

この公社の歳入は、

事業収入　三一九百余万円

借入金　五、二五六百余万円

であつて、歳出は、

住宅建設費　五、二五六百余万円

米国対日援助見返資金特別会計へ繰入　三一九〃

となつている。

本予算の特色は、連合国軍人等の宿舎建設は従来終戦処理費により賄われていたのであるが、今回の措置は、新たに公社を設立し、これによつて建設するものである。その財源は米国対日援助見返資金特別会計より借り入れ、一方本住宅よりは賃貸料を徴収して、見返資金よりの借入金の利子の支拂及び元金の償還に充てることになつている。又住宅の維持費は昭和二十五年度予算の終戦処理費の節約によつて支出し、事務費は特別調達庁の既定予算から支出される。従つて公社の事務は総て特別調達庁が掌ることになつている。

二、本補正予算の可決理由

（一）本予算は、進駐軍人等の窮迫せる住宅事情を緩和するためのものである。

（二）本経費は、七月末までに見返資金の予備費より全額が支出されるので、わが国経済の現状において、通貨、失業、有効需要の喚起に役立つものである。

（三）賃貸料は弗により徴収され、この弗は外国為替委員会に売られるためにわが国の弗資金を増加するものである。

但し、見返資金の今後の使途については、積極的に、わが国経済の復興再建に直接効果をあげるよう政府は積極的に努力すべきである。

以上の理由により、本案は可決すべきものと議決した次第である。

昭和二十五年三月二十七日

予算委員長　植原悦二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

閉会中審査に関する報告書

予算制度に関する件等閉会中審査報告書

一　予算制度に関する件

二　予算の執行状況調査に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和二十五年七月十一日

予算委員長　小坂善太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

決算委員会報告書

〔第三号参照〕

昭和二十三年度一般会計予備費使用総調書（その2）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一、本件の趣旨

本件は、憲法及び財政法の規定により、国会の承諾を求めるために提出されたものである。昭和二十三年度一般会計予備費予算額は六十五億円、同年度使用額は六十二億七千七百六十一万余円であつて、この使用額のうち、第五回国会において、承諾済の五十一億千五百六十一万円を除いた十一億六千二百万余円は、昭和二十四年一月八日から同年三月二十八日までの間に衆議院議員総選挙に必要な経費、最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、超過勤務手当予算の不足を補うに必要な経費、衆議院議員総選挙取締に必要な経費、北陸地方震災応急措置に必要な経費等に使用したものである。

二、本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件は承諾を與うべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年二月十日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十四年度特別会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一、本件の趣旨

本件は、憲法及び財政法の規定により、国会の承諾を求めるために提出されたものであつて、昭和二十四年度各特別会計予備費の予算総額は二百億二千七百六十九万余円であり、このうち昭和二十四年六月十四日から同年十二月九日までの間厚生保険等の六特別会計において、三十億五千八百五十一万余円を使用している。

そのうち主な事項は、簡易生命保険及び郵便年金の新契約獲得に要する経費、失業保険の保険金給付に必要な経費、貿易特別会計外国為替資金繰入に必要な経費、外国為替等買取に伴い必要な経費等である。

二、本件の議決理由

委員会において審査の結果本件は承諾を與うべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年二月十日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十三年度特別会計予備費使用総調書（その2）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一、本件の趣旨

本件は、憲法及び財政法の規定により、国会の承諾を求めるために提出されたものであつて、昭和二十三年度各特別会計予備費の予算総額は百三十五億千九百七十六万余円、同年度使用総額は六十五億六千六百六十八万余円であり、この使用額のうち第五回国会において承諾済の二十二億八千六十五万余円を除いた四十二億八千六百二万余円は、昭和二十四年一月十日から同年三月三十一日までの間に、印刷庁等の九特別会計で使用したものである。

そのうち主な事項は、農業保険に必要な経費、鉄道共済組合交付金及び退官退職手当に必要な経費、通信事業特別会計の建設及び改良に必要な経費等である。

二、本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件は承諾を與うべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年二月十日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十三年度特別会計予備費使用総調書（承諾を求めるの件）に関する報告書

一、本件の趣旨

本件は、予備費に準じて国会の承諾を求めるために提出されたものであつて、昭和二十三年度特別会計予

算総則第四條の規定に基き、通信事業特別会計において、その収入の増加の一部を、事業量の増加に伴い必要な経費に十一億三千九百九十二万余円、借入金の償還に必要な経費に七千七百二十万円、合計十二億千七百十二万余円を逓信大臣が充当使用したものである。

二、本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件は承諾を與うべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年二月十日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第六号参照〕

昭和二十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十二年度特別会計歳入歳出決算に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、憲法第九十條、財政法第四十條の規定により、国会に提出されたものである。

昭和二十二年度一般会計歳入歳出決算は歳入二千百四十四億六千七百余万円、歳出二千五十八億四千百余万円であり、差引八十六億二千六百余万円の剰余金を生じたが、これは財政法第四十一條の規定によつて同二十三年度の歳入に繰り入れられている。

昭和二十二年度決算額を同年度の予算額に比較すると、歳入においては予算額二千百四十二億五千六百余万円に対し二億千百余万円を増加し、歳出においては予算額二千百四十二億五千五百余万円に対し八十四億千四百余万円を減少した。

歳出予算額に予算決定後前年度予算残額を本年度に繰り越した額十九億六千余万円を合せた予算現額は二千百六十二億千六百余万円で、支出済額二千五十八億四千百余万円、翌年度繰越額十七億千二百余万円、不用額八十六億六千三百余万円である。

予備費は予算額二十億円に対し十九億七千七百余万円を使用し、二千二百余万円を不用額とした。

国庫債務負担行為の本年度負担債務額は十七億七千六百余万円で、財政法附則第四條に基く繰越債務負担額六億五千三百余万円、債務総額二十四億二千九百余万円であるが、本年度支出その他の事由によつて七億三百余万円消滅したので、翌年度以降へ繰り越した債務額は十七億二千五百余万円である。

公債の本年度発行額は、戰時補償特別措置法第六十三條に基くもの等八億九千八百余万円であつて、これに既往年度からの繰越額千八百七十四億三千三百余万円及び本年度債務の消滅額十六億二千三百余万円を加除し、翌年度以降へ繰り越した債務負担額は千八百六十七億八百余万円となつている。

借入金は既往年度からの繰越額五百三十九億千七百余万円であるが、本年度百余万円の債務が消滅したので翌年度以降へ繰越した債務負担額は五百三十九億千六百余万円である。

昭和二十二年法律第四十二号第九條の規定による元臨時軍事費特別会計の借入金の繰越債務額は七十億円であつて、本年度償還したものはない。

大蔵省証券又は一時借入金の昭和二十二年度の発行限度額は四百億円であるが、大蔵省証券発行の最高額は三百九十億円、発行総額は七百二十三億円で本年度全額償還済である。

昭和二十二年度特別会計の数は二十六で、各特別会計歳入歳出決算の会計は歳入四千百九十一億千三百余万円、歳出三千七百二十五億余万円であり、一般特別両会計の決算額の総計は、歳入六千三百三十五億八千百余万円、歳出五千七百八十三億四千百余万円である。

なお元臨時軍事費特別会計所属の歳入七十万余円、歳出百六十五億六千九百余万円は本決算に附記されている。

二　議決の内容

第一　左記は祖税及び価格差益納付金の徴収、特殊物件等の処分並びに代金の徴収等いずれも歳入の徴収に関して、措置を得ないものである。政府は重ねて過誤を繰り返さぬよう適当の措置を講じ、特に多額の収納未済については、すみやかに収納の完了するよう努力せられたい。

法務庁主管

（一）　一般会計歳入第一部租税及び印紙収入、第三款印紙収入、第一項印紙収入、東京司法事務局で登録税の賦課当を得ないもの、一件（報告一二参照）

（二）　同歳入、第二部官業及び官有財産収入、第一款官業収入、第二項刑務所収入、大阪外八刑務所で刑務所収入の収納を遅延したもの、一件（同一四参照）

（三）　同歳入、同部、同款、同項、千葉及び旭川刑務所で作業賃金の徴収に当り措置当を得ないもの、二件（同一六、一七参照）

（四）　同歳入、第二部官業及び官有財産収入、第二項、官有物拂下代、京都刑務所で物件の売拂代金を保管し、これをほしいままに使用したもの、一件（同一五参照）

内閣主管（元内務省及び建設院の分を含む。）

（一）　一般会計歳入、第三部雑収入、第一款雑収入、第四項、公共団体工事費分担金、を高知県で治水事業費分担金の徴収を遅延したもの、一件（報告四八参照）

（二）　同歳入、同部、同款、第九項弁償及び返納金、大阪府で警察費連帯支弁金の返納に至らないもの、一件（同四七参照）

（三）　同歳入、同部、第二款、特別雑収入、第一項、価格差益納付金、物価庁外三箇所で、取扱の過誤により価格差益納付金の徴収不足をきたしたもの、十九件（同二五―四三参照）

（四）　同歳入、同部、同款、第二項、特殊物件収入、内務省、東京都、大阪府外二十三県で特殊物件（放出物件を含む。）の処分に関し、措置当を得ないもの、三十四件（同四十九―六三、六五―八三参照）

大蔵省主管

（一）　一般会計歳入、第一部租税及び印紙収入、第一款租税、第二款還付税収入及び財産税等収入金特別会計第一款租税、伏見外七十税務署で取扱の過誤により租税の徴収不足をきたしたもの、七十三件（報告一〇二―一七四参照）

（二）　同歳入、同部、同款、第一項所得税、川崎外十三税務署で源泉徴収所得税の未拂込に対する徴収当を得ないもの、十五件（同一七五―一八八、一九三参照）

（三）　同歳入、同部、同款、第十三項、通行税、熱田税務署で通行税の未拂込に対し徴収を遅延したもの、一件（同一九四参照）

（四）　同歳入、同部、同款、第一項所得税、尾道税務署及び日本橋税務署で源泉徴収の所得税、未拂込に対し徴収遅延したもの、二件（21報告六六―六七頁参照）

（五）　同歳入、同部、同款、第十四項入場税、京橋税務署で免税取消による入場税の収納に至らないもの、一件（同六五―六六頁参照）

（六）　同歳入、第三部雑収入、第二款特別雑収入、第二項特殊物件収入、佐賀県で放出物件の処分による収入金の国庫納付額少きに過ぎたもの、一件（同六七参照）

（七）　同歳入、同部、同款、同項、愛媛県で放出物件の処分による収入金を職員に対する謝

金、手当金等に充当したもの、一件（同六六頁参照）

（八）同歳入、第二部官業及び官有財産収入、第二款官有財産収入、第一項官有物貸下料、第二項官有物拂下代、東京外七財務局で国有物件の貸付料及び売拂代金の収入に当り措置当を得ないもの、一件（報告一九五参照）

（九）同歳入、第三部雑収入、第一款雑収入、第十三項雑入、北海道庁及び千葉、鹿児島両県で概算拂過渡額の徴収を遅延しているもの、三件（同二〇四―二〇六参照）

（一〇）印刷局特別会計歳入、（款）印刷局作業収入、（項）雑収入、印刷局で物品の売拂に当り措置当を得ないもの、一件（同二三七参照）

（一一）専売局特別会計歳入、（款）専売局作業収入、（項）雑収入、大阪地方専売局神戸支局で物品の売拂に当り措置当を得ないもの、一件（同二四〇参照）

支部省主管

（一）一般会計歳入、第三部雑収入、第一款雑収入、第八項病院収入、千葉医科大学で薬品の売拂代金を直ちに使用し、予算外に経理したもの、一件（21報告一〇三―一〇四頁参照）

厚生省主管

（一）一般会計歳入、第二部官業及び官有財産収入、第二款官有財産収入、第一項官有物貸下料、厚生省で自動車貸付料を徴収しなかつたもの、一件（報告二六九参照）

（二）同歳入、同部、同款、第二項官有物拂下代、国立療養所村松晴嵐荘で歳入歳出を混同したもの、一件（同二七一参照）

（三）同歳入、第三部雑収入、第一款雑収入、第八項病院収入、国立名古屋病院外七箇所で収入金を経費に一時使用したもの、一件（同二七〇参照）

（四）同歳入、同部、同款、第十三項雑入、厚生省で薬品売拂代金の徴収を遅延したもの、一件（同二六八参照）

農林省主管

（一）一般会計歳入、第三部雑収入、第一款雑収入、第九項弁償及び返納金、岡山県で補助金返納額の回収を遅延したもの、一件（報告三一三参照）

（二）薪炭需給調節特別会計歳入、（款）薪炭需給調節収入、（項）薪炭売拂代、東京木炭事務所で薪炭売拂代金の徴収を遅延したもの、一件（同三一五参照）

（三）開拓者資金融通特別会計歳入、（款）開拓者資金融通収入、（項）償還金収入、東京、熊本両農地事務局で償還金の徴収に当り措置当を得ないもの、二件（同三二六、三二七参照）

商工省主管

（一）一般会計歳入、第三部雑収入、第一款、雑収入、第十二項受託調査及び試験収入、工業技術庁地質調査所で受託調査経費として納入させた現金の経理当を得ないもの、一件（報告三三二参照）

（二）貿易資金特別会計歳入、（款）貿易運営収入、（項）雑収入、貿易庁で延滞利息の徴収に関し措置当を得ないもの、一件（同三四〇参照）

運輸省主管

（一）一般会計歳入、第三部雑収入、第二款特別雑収入、第二項特殊物件収入、運輸省鉄道総局で、特殊物件の処分に関し、措置当を得ないもの、一件（報告三四一参照）

（二）国有鉄道事業特別会計歳入、（款）事業収入、（項）事業収入、鉄道病院等の診療料金の低廉に失したもの、一件（同三四七参照）

逓信省主管

（一）一般会計歳入、第三部雑収入、第二款特別雑収入、第二項特殊物件収入、東京外七逓信局で特殊物件の処分に関し、措置当を得ないもの、一件（報告三六〇参照）

（二）通信事業特別会計歳入、（款）事業収入、（項）事業収入、逓信病院等の診療料金の低廉に失したもの、一件（同三六一参照）

第二　左記は工事の施行、物品の購入等に当り、予算を無視し、あるいは予算を超過して執行する等、予算の制をみだし、又は経費の年度区分をみだしたもので措置はなはだしく不当である。

これらは主として遵法精神の欠如に因るものと認められる。政府はよろしく反省し、禍根の一掃を期せられたい。

裁判所所管

（一）一般会計歳出、第三部裁判所費、第一款裁判所、第四項簡易裁判所、最高裁判所で経費の年度区分をみだしたもの、一件（報告一参照）

（二）同歳出、同部、第二款裁判所共通費、第一項営繕費、福島地方裁判所で経費の年度区分をみだしたもの、一件（同二参照）

（三）同歳出、第一部公共事業費、第一項公共事業費、熊本地方裁判所で経費の年度区分をみだしたもの、一件（同三参照）

法務庁所管

（一）一般会計歳出、第十一部公共事業費、第一款公共事業費、第一項公共事業費、河内少年院で経費の年度区分をみだしたもの、一件（報告一九参照）

（二）同歳出、第十四部行政共通費、第一款官庁営繕費、第一項新営費、山形地方検察庁で経費の年度区分をみだしたもの、一件（同二〇参照）

（三）同歳出、同部、同款、第二項補修費、福島地方検察庁で経費の年度区分をみだしたもの、一件（同二一参照）

裁判所及び法務庁所管

（一）名古屋高等裁判所及び名古屋高等検察庁外十箇所で寄附により庁舎を整備し予算の制をみだしたもの、八件（同四―一一参照）

内閣所管（元内務省及び建設院の分を含む。）

（一）一般会計歳出、第十一部公共事業費、第一款公共事業費、第一項公共事業費、関東地方建設局で予算を無視して工事を施行したもの、一件（報告八六参照）

（二）同歳出、同部、同款、同項、関東地方建設局で予算の使用当を得ないもの、一件（同八七参照）

（三）同歳出、同部、同款、同項、近畿地方建設局で予算を超過して契約をしたため年度区分をみだしたもの、一件（同八八参照）

（四）同歳出、第十二部価格調整費、第一項価格調整費、商工省管下各商工局で予算の使用当を得ないもの、一件（同四六参照）

大蔵省所管

（一）一般会計歳出、第十九部終戦処理費、第一款終戦処理費、第一項終戦処理費、工事の施行及び物件の調達等で予算を無視して契約した等のため予算超過の債務を負担したもの、一件（報告二四参照）

（二）同歳出、第二十一部賠償施設処理費、第一款賠償施設処理費、第一項賠償施設処理費、仙台財務局で予算の使用当を得ないもの、一件（同二二一参照）

（三）（昭和二十一年度）一般会計歳出、臨時部、第四款終戦処理費、第一項終戦処理費、仙台財務局で予算の使用当を得ないもの、一件（同二二二参照）

（四）造幣局特別会計歳出、（款）造幣局作業費、（項）作業費、造幣局、同東京支局、同広島支局

で経費の年度区分をみだしたもの、一件（同二三六参照）

（五）　印刷局特別会計歳出、（款）印刷局作業費、（項）作業費、印刷局で経費の年度区分をみだしたもの、二件（同二三八、二三九参照）

（六）　専売局特別会計歳出、（款）専売局作業費、（項）作業費、鹿児島地方専売局で経費の年度区分をみだしたもの、一件（同二四一参照）

文部省所管

（一）　一般会計歳出、第七部教育文化費、第六款国立総合大学費、第六項大阪大学、大阪大学で予算を超過して物品を購入し又は修理したもの、一件（報告二五三参照）

（二）　同歳出、第十一部公共事業費、第一款公共事業費、第一項公共事業費、文部省で経費の年度区分をみだしたもの、一件（同二五〇参照）

（三）　同歳出、同部、同款、同項、文部省で予算外に工事を施行したもの、一件（同二五一参照）

厚生省所管

（一）　一般会計歳出、第九部保健衛生費、第四款医療施設費、第一項国立病院、国立筑紫病院で経費の年度区分をみだしたもの、一件（報告二七三参照）

労働省所管

（一）　東京都外四県で寄附により庁舎を整備し予算の制をみだしたもの、五件（報告三〇八―三一二参照）

農林省所管

（一）　静岡種畜牧場で予算のない工事を施行したもの、一件（報告三一九参照）

（二）　食糧管理特別会計歳出、（款）食糧管理費、（項）事業費、食糧管理局で、予算の使用当を得ないもの、一件（同三二一参照）

（三）　国有林野事業特別会計歳出、（款）国有林野事業費、（項）管理費、東京、大阪両営林局で予算の使用当を得ないもの、二件（報告三二九、三三〇参照）

（四）　同歳出、（款）同、（項）同、北見営林局で予算を超過して工事を施行したもの、一件（同三三一参照）

商工省所管

（一）　一般会計歳出、第十三部物資及び物価調整事務取扱費、第一款物資及び物価調整事務取扱費、第一項物資及び物価調整事務取扱費、石炭庁で経費の年度区分をみだしたもの、一件（報告三三四参照）

（二）　同歳出、第十四部行政共通費、第一款官庁営繕費、第一項新営費、第二項補修費、商工省で経費の年度区分をみだしたもの、一件（同三三三参照）

運輸省所管

（一）　一般会計歳出、第十一部公共事業費、第一款公共事業費、第一項公共事業費、運輸省第二港湾建設部で予算の使用当を得ないもの、一件（報告三四三参照）

（二）　運輸省第二港湾建設部で借入金をもつて工事を施行したもの、一件（同三四四参照）

（三）　国有鉄道事業特別会計歳出、（款）建設改良費、（項）設備費、東京鉄道局で予算の使用当を得ないもの、一件（同三五一参照）

逓信省所管

（一）　通信事業特別会計歳出、（款）事業支出、（項）業務費、仙台逓信局で経費の年度区分をみだしたもの、一件（報告三六二参照）

（二）　同歳出、（款）事業支出、（項）建設改良費、名古屋、大阪両逓信局で経費の年度区分をみだしたもの、二件（同三六三、三六四参照）

（三）　同歳出、（款）同、（項）総係費、（項）業務費、逓信省で予算の使用当を得ないもの、一件同（三六五(1)(ロ)(3)参照）

（四）　同歳出、（款）同、（項）業務費、（項）建設改良費、札幌逓信局及び札幌電気通信工事局で、予算の使用当を得ないもの、一件（同三六六参照）

（五）　同歳出、（款）同、（項）業務費、逓信省総務局及び札幌逓信局で予算の目的外に経費を使用したもの、二件（同三六七―三六八参照）

（六）　歳出、（款）同、（項）建設改良費、長野逓信局で、予算を超過して工事を施行したもの、一件（同三七三参照）

第三　左記は、補助金の交付等に関し、措置当を得ないものである。

補助金の交付に当つては、査定の適正を期するとともに、補助の目的達成について留意工夫し、又補助金交付後指令どおりの事業が実施されていないものに対しては、すみやかに補助金の全部又は一部を返納させるなど、適当の措置を講ぜられたい。

内閣所管（元内務省及び建設院の分）

（一）　一般会計歳出、第十一部公共事業費、第一款公共事業費、第一項公共事業費、京都府外十一県で、補助金の交付に当り措置当を得ないもの、十二件（報告九〇―一〇一参照）

大蔵省所管

（一）　一般会計歳出第十九部終戦処理費、第一款終戦処理費、第一項終戦処理費、神奈川県及び終戦連絡京都事務局で、補助金の交付に当り措置当を得ないもの、二件（報告二二九、二三〇参照）

（二）　専売局特別会計歳出、（款）専売局作業費、（項）作業費、専売局及び高松地方専売局で製塩設備補助金の交付に関し措置当を得ないもの、七件（同二四二―二四八参照）

文部省所管

（一）　一般会計歳出、第七部教育文化費、第四款学制改革費、第二項学校費、北海道で補助金の交付に当り措置当を得ないもの、一件（報告二六七参照）

（二）　同歳出、第十一部公共事業費、第一款公共事業費、東京都、北海道外八府県で補助金の交付に当り措置当を得ないもの、十一件（同二七六―二八六参照）

厚生省所管

（一）　一般会計歳出、第八部社会及び労働施設費、第一款救済保護費、第一項生活保護費、北海道外十県で補助金の交付に関し措置当を得ないもの、十一件（報告二七九―二九参照）

（二）　同歳出、同部、同款、第三項災害救助費、東京都外四県で補助金の交付に関し措置当を得ないもの、五件（同二七四―二七八参照）

（三）　同歳出、同部、第三款社会保険費、第三項国民健康保険補助、東京都外三県で補助金の交付に関し措置当を得ないもの、四件（同二九〇―二九三参照）

（四）　同歳出、第十一部公共事業費、第一項公共事業費、静岡、宮崎両県で、補助金の交付に関し措置当を得ないもの、二件（同二九四―二九五参照）

（五）　（昭和二十一年度）一般会計歳出、臨時部、第二款民生安定施設費、第二項民生安定施設費、東京都、北海道外六県で補助金の交付に関し措置当を得ないもの、八件（同二九六―三〇三参照）

農林省所管

（一）　一般会計歳出、第十部産業経済費、第二款農業費、第八項技術及び経営指導費、農林省で補助金の使用承認当を得ないもの、一件（報告三一七参照）

（二）　同歳出、同部第四款水産

費、第六項漁業用資材及び施設費、農林省で補助金の交付に当り措置当を得ないもの、一件（同三一八参照）

商工省所管

（一）一般会計歳出、第十部産業経済費、第十款商工業費、第六項企業転換及び再建費、商工省で補助金の交付に当り措置当を得ないもの、一件（報告三三六参照）

（二）同歳出、同部、同款、第十二項物資需給調整費、商工省で補助金の交付に当り措置当を得ないもの、二件（同三三七―三三八参照）

第四　左記は予備費使用決定額の大半を大蔵大臣の承認を得ないで他の費途に流用したものなどいずれも措置当を得ないものである。

予備費の支出については、特に放漫に流れないよう厳重に警告する。

内閣所管

（一）一般会計歳出、第五部行政部費、第二款内閣及び各庁、第六項経済安定本部、経済安定本部で、予備費の支出当を得ないもの、一件（報告四五参照）

（二）同歳出、同部、同款、第十三項総理庁、総理庁で予備費の支出当を得ないもの、一件（同四四参照）

文部省所管

（一）一般会計歳出、第七部教育文化費、第六款国立総合大学費、第五項北海道大学、北海道大学で、予備費の支出当を得ないもの、一件（報告二五二参照）

（二）同歳出、同部、第八款直轄諸学校費、第六項工業専門学校、文部省で誤つて予備費使用を要求したもの、一件（21報告一〇四頁参照）

運輸省所管

（一）一般会計歳出、第五部行政部費、第十二款運輸本省及び各庁、第四項水路部、水路部で予備費の支出当を得ないもの、一件（報告三四二参照）

第五　左記は工事の施行、物品の購入保管、並びに代金の支拂等に当り、注意の周到を欠き国に不利を及ぼす等措置当を失したものである。

政府は将来このような事のないよう適切な方策を講ぜられたい。

法務庁所管

（一）一般会計歳出、第十一部公共事業費、第一款公共事業費、第一項公共事業費、法務庁で工事費の部分拂に当り措置当を得ないもの、二件（報告二二、二三参照）

（二）同歳出、同部、同款、同項、津地方検察庁で契約に当り措置当を得ないもの、一件（同二四参照）

内閣所管（元内務省及び建設院の分）

（一）一般会計歳出、第十一部公共事業費、第一款公共事業費、第一項公共事業費、近畿地方建設局で官給材料の取扱に関し措置当を得ないもの、一件（報告八九参照）

大蔵省所管

（一）（昭和二十一年度）一般会計歳出臨時部、第四款終戦処理費、第一項終戦処理費、山形県で電力供給設備工事の施行に当り計画当を得ないもの、一件（報告二〇八参照）

（二）一般会計歳出、第十九部終戦処理費、第一款終戦処理費、第一項終戦処理費、長崎県で給水工事の施行に当り計画当を得ないもの、一件（同二〇七参照）

（三）同歳出、同部、同款、同項、終戦連絡中央事務局、終戦連絡京都事務局外三県で工事費の支拂に当り措置当を得ないもの、五件（同二〇九―二一三参照）

（四）同歳出、同部、同款、同項、終戦連絡中央事務局及び内務省調査局で梱包用木材の購入及び保管に関し、措置当を得ないもの、一件（同二一四参照）

（五）同歳出、第二十一部賠償施設処理費、第一款賠償施設処理費、第一項賠償施設処理費、商工省賠償実施局で梱包用木材の購入及び保管に関し措置当を得ないもの、一件（同二一五参照）

（六）（昭和二十一年度）一般会計歳出、臨時部、第四款終戦処理費、第一項終戦処理費、第五款特別住宅建設資材費、第一項特別住宅建設資材費、戦災復興院特別建設局で木材集荷費の概算拂及び精算に当り措置当を得ないもの、一件（同二一六参照）

（七）一般会計歳出第十九部終戦処理費、第一款終戦処理費、第一項終戦処理費、戦災復興院特別建設局及び特別調達庁で保管料及び荷役料の決定に当り措置当を得ないもの、一件（同二一八参照）

（八）同歳出、同部、同款、同項、戦災復興院特別建設局及び特別調達庁で運賃を誤拂したもの、一件（同二一九参照）

（九）同歳出、同部、同款、同項、青森県で過誤拂金を返納することなく使用していたもの、一件（同二二三参照）

（一〇）（昭和二十一年度）一般会計歳出、臨時部、第四款終戦処理費、第一項終戦処理費、宮城県で概算拂金額に過大に失し、過拂額の回収に至らないもの、一件（同二二四参照）

（一一）一般会計歳出、第十九部終戦処理費、第一款終戦処理費、第一項終戦処理費、滋賀県で船舶の運航を請け負わせるに当り、代価の算定が当を得ないもの、一件（同二二五参照）

（一二）同歳出、同部、同款、同項、滋賀県で地代の支拂に当り誤拂をしたもの、一件（同二二六参照）

（一三）同歳出、同部、同款、同項、奈良県で家屋接収に伴う移転立退料の支拂に当り措置当を得ないもの、一件（同二二七参照）

（一四）同歳出、同部、同款、同項、宮城県で請負金額の積算過大に失したもの、一件（21報告七九―八一頁参照）

（一五）同歳出、同部、同款、同項、戦災復興院で競争契約に当り最低制限価格制度を採用したもの、一件（同八一―八二頁参照）

（一六）専売局特別会計歳出、（款）専売局作業費、（項）作業費、広島地方専売局で物品の購入に当り納入の事実がないのに代金を支拂つたもの、一件（報告二四九参照）

文部省所管

（一）一般会計歳出、第七部教育文化費、第六款国立総合大学費、第六項大阪大学、大阪大学で石炭を多量に購入したもの、一件（報告二五四参照）

（二）同歳出、第十四部行政共通費、第一款官庁営繕費、第二項補修費、大阪大学で工事の施行に当り措置当を得ないもの、一件（同二五五参照）

農林省所管

（一）一般会計歳出、第十一部公共事業費、第一款公共事業費、第一項公共事業費、農林省及び北海道で機械開墾用農機具類の購入に当り措置当を得ないもの、二件（報告三一四、三一五参照）

（二）同歳出、同部、同款、同項、農林省で干拓工事の施行に当り措置当を得ないもの、一件（同三一六参照）

（三）国有林野事業特別会計歳出、（款）国有林野事業費、（項）管理費、東京営林局で工事の施行に当り措置当を得ないもの、一件（同三一八参照）

商工省所管

（一）一般会計歳出、第十三部物資及び物価調整事務取扱費、第

一款物資及び物価調整事務取扱費、商工省で印刷代金が高価に失したもの、一件（報告三三五参照）

（二）アルコール専売事業特別会計歳出、（款）アルコール専売事業費、（項）事業費、東京商工局で過拂をした回送費の返納金をそのまま保管していたもの、一件（同三三九参照）

運輸省所管

（一）（昭和二十一年度）帝国鉄道特別会計、用品勘定歳出、第一款用品及び工作費、第一項用品及び工作費、大阪鉄道局で不用の物品を多量に購入したもの、一件（報告三五二参照）

逓信省所管

（一）通信事業特別会計歳出、（款）事業支出、（項）建設改良費、逓信省資材局で取扱の過誤により過拂をしたもの、一件（報告三六九参照）

（二）同歳出、（款）同、（項）業務費、逓信省電気試験所で物品を高価に借入し、且つ経費の年度区分をみだしたもの、一件（同三七〇参照）

（三）同歳出、（款）同、（項）総係費、（項）業務費、（項）建設改良費、東京逓信局で印刷製本の請負価格高価に失するなど措置当を得ないもの、一件（同三七一参照）

（四）同歳出、（款）同、（項）事務費、（項）建設改良費、東京逓信局で布団購入代金の支拂に当り過拂をしたもの、一件（同三七二参照）

（五）同歳出、（款）同、（項）業務費、（項）建設改良費、名古屋外三逓信局で旅費の過拂をなし返納に至らないもの、一件（同三七四参照）

第六　左記はいずれも職員の犯罪に因り国に損害を與たもので、この種犯罪の跡を絶たないのは極めて、遺憾である。政府は会計職員の指導監督につき更に一段の努力をなすべきものである。

法務庁所管

（一）一般会計歳入、第三部雑収入、第一款雑収入、第五項懲罰及び没収金、和歌山地方検察庁で職員の犯罪により国に損害を與えたもの、一件（報告一八参照）

大蔵省所管

（一）国有物件、大阪財務局京都地方部國部監理事務所で職員の犯罪により国に損害を與えたもの、一件（報告二〇三参照）

（二）（昭和二十一年度）一般会計歳出、臨時部、第四款終戦処理費、第一項終戦処理費、大阪府及び山口県で職員の犯罪により国に損害を與えたもの、二件（同二三三、二三四参照）

厚生省所管

（一）一般会計歳出、第五部行政部費、第三款復員費、第一項第一復員費、第一復員局で職員の犯罪により国に損害を與えたもの、一件（報告三〇五参照）

（二）同歳出、同部、同款、第二項第二復員費、第二復員局で職員の犯罪により国に損害を與えたもの、一件（同三〇七参照）

（三）（昭和二十一年度）一般会計歳出、臨時部、第三款復員諸費、第一項第一復員諸費、第一復員局で職員の犯罪により国に損害を與えたもの、一件（同三〇六参照）

逓信省所管

（一）通信事業特別会計歳出、（款）事業支出、（項）総係費、貯金局及び簡易保険局で欠損補てんしたもののうち職員の犯罪により国に損害を與えたもの

一、貯金局補てんの分十四件

二、簡易保険局補てんの分一件

（報告三七六参照）

（二）同歳出、（款）同、（項）業務費、函館電気通信工事局で職員の犯罪により国に損害を與えたもの、一件（同三七七参照）

第七　左記はいずれも固有物件の管理処分に関し措置当を得ないものである。政府の善処を要望する。

大蔵省所管

（一）東京財務局その他で国有財産の管理当を得ないもの、七件（報告一九六―二〇二参照）

（二）特別調達庁その他で官給木材の管理当を得たいもの、一件（同二三五参照）

農林省所管

（一）東京食糧事務所で主要食糧の管理当を得ないもの、一件（報告三二三参照）

運輸省所管

（一）大阪鉄道局高砂工機部で特殊物件の処分に関し、措置当を得ないもの、一件（報告三四六参照）

（二）運輸省で物品の処分に当り措置当を得ないもの、一件（同三五三参照）

（三）運輸省で貯蔵品の整理当を得ないもの、一件（同三五四参照）

第八　左記は会計処理その他に関し、措置当を得ないものである。政府は会計経理の適正を期するよう最善の努力をなすべきである。

内閣所管（元内務省及び建設院の分）

（一）一般会計歳出、第六部司法及警察費、第五款地方警察費、第一項地方警察費国庫負担金、京都府で警察費連帯支弁金の交付に当り措置当を得ないもの、一件（報告八五参照）

大蔵省所管

（一）一般会計歳出、第十九部終戦処理費、第一款終戦処理費、第一項終戦処理費、戦災復興院特別建設局、終戦連絡中央事務局及び特別調達庁で概算拂の整理著しく不良なもの、一件（報告二一七参照）

（二）同歳出、同部、同款、同項、長崎県で前渡資金の経理が不良なもの、一件（同二二八参照）

（三）同歳出、同部、同款、同項、埼玉県で小切手を詐取されたもの、一件（同二三一参照）

農林省所管

（一）食糧管理特別会計、食糧証券、食糧管理局で食糧証券の発行に当り措置当を得ないもの、一件（報告三二四参照）

商工省所管

（一）一般会計歳出、第十部産業経済費、第十二款鉱業費、第五項石炭増産対策費、石炭庁で債務の確定しない経費の支拂に充てるため出納官吏でないものに資金を交付したもの、一件（21報告一二三―一二四頁参照）

厚生省所管

（一）一般会計歳出、第五部行政部費、第三款復員費、第二項第二復員費、呉地方復員残務処理部で歳入歳出の混同をきたしたもの、一件（報告三〇四参照）

（二）同歳出、第八部社会及び労働施設費、第三款社会保険費、第二項社会保険費国庫負担金、厚生省で失業手当金の財源繰入に当り措置当を得ないもの、一件（同二七二参照）

運輸省所管

（一）歳入歳出外、運輸省で通行税の納付を遅延したもの、一件（21報告一四一―一四二頁参照）

（二）歳入歳出外、運輸省第二港湾建設部で電話工事費の取扱に当り措置当を得ないもの、一件（報告三四五参照）

（三）国有鉄道事業特別会計歳出、（款）総係費、（項）総係費、東京鉄道局電気部川崎派出所で会計経理がはなはだしく不良なもの、一件（同三四九参照）

（四）同歳出、（款）業務費、（項）業務費、東京外八鉄道局管内で亡失した官金を臨時出札手当で補てんしたもの、一件（同三五〇参照）

（五）国有鉄道事業特別会計、資金、運輸省で貯蔵品購入資金の使用当を得ないもの、二件（同

三五五、三五六参照）

（六）同資金、運輸省で受託調弁に関し措置当を得ないもの、一件（同三五七参照）

（七）同資金、運輸省で不当に売却差損を計上したもの、一件（同三五八参照）

（八）同資金、運輸省で年度末保有金が符合しないもの、一件（同三五九参照）

逓信省所管

（一）通信事業特別会計歳出、（款）事業支出、（項）総係費、（項）業務費、（項）建設改良費、逓信省管下各局所で給与の支給に当り所得税の源泉徴収をしなかつたもの、一件（報告三七五参照）

（二）通信事業特別会計、逓信省で歳入歳出決算の作成に当り金額の計上を誤つたもの、一件（同三七八参照）

第九　農林省所管薪炭需給調節特別会計昭和二十二年度損益計算において、同年度利益二万余円、前年度より繰越損一億四千百五十九万余円、差引一億四千百五十七万余円の欠損を翌年度に繰越して決算しているが、農林当局及び会計検査院の最近の調査によれば、二十二年度末までに、前掲欠損額の外に、なお、薪炭の亡失等による欠損があることが推知され、更に後年度損益計算上多額の欠損を生ずる見込である。

政府は、本会計終結までに更に厳正な調査を遂げ、すみやかに適当の措置を講じて、本会計の欠損を最小限度に止めるよう最善の努力をせられたい。

第十　決算のうち他の事項については異議がない。

（備考　括弧内の報告数は昭和二十二年度会計検査院検査報告番号を示し、括弧内の21報告員数は昭和二十一年度会計検査院検査報告員数を示すものとする。）

右報告する。

昭和二十五年三月二日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

持株会社整理委員会令第二十三條第六項の規定に基く、昭和二十三事業年度持株会社整理委員会経費収支計算書並びに譲受財産及び過度経済力集中排除法第七條第二項第五号の規定に基きその譲受けたる財産に関する財産目録及び収支計算書に関する報告書

一、本件の趣旨

本件は、持株会社整理委員会令第二十三條の規定に基き国会に提出されたものである。

持株会社整理委員会昭和二十三事業年度前期分経費の支出総額は八千七百九十八万余円で、これは国庫交付金二千六百三万余円、持株会社手数料八千百七十五万余円等で支弁されており、譲受財産については同期末現在額は四十七億千七十一万余円で、これに関する収支は収入支出ともに四十二億五千五百九十五万余円である。過度経済力集中排除法題記関係事項については今期もまた該当事項がない。

二、本件の議決理由

本件は、委員会において審査の結果、異議がないものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年三月二日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十一号参照〕

昭和二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一、本件の趣旨

本件は、昭和二十三年度において増加又は減少した国有財産総額及び同年度末国有財産現在額の報告で昭和二十三年法律第七十三号国有財産法第三十四條の規定に基き国会に提出されたものである。本年度中に増加として登録された国有財産は、一般会計並びに特別会計を通じ七百四十四億五千七百余万円、同じく減少した額は百八十八億四千七百余万円、この増加額と減少額との差引額（純増額）は五百五十六億千余万円、年度末現在額は千二百五十六億五千百余万円である。

二、本件の議決理由

委員会で慎重審査した結果、本計算書には昭和二十三年度末までに国が取得した国有財産中

(1)　終戦処理費支弁に係るもの

(2)　財産税法及び戦時補償特別措置法によつて物納に係るものでまだ計上されていないものが巨額にのぼつている事実があり、政府はこれにつき処理を促進し、昭和二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書に掲記することを言明したので、政府のこの言明を諒とし、本計算書は次の要望を附してこれを是認すべきものと議決した次第である。

政府は国有財産に関する事務を促進し将来、国有財産増減及び現在額総計算書の正確を期せられたい。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一、本件の趣旨

本件は、昭和二十三年度中における国有財産無償貸付の状況を表示した報告で、昭和二十三年法律第七十三号国有財産法第三十七條の規定に基き国会に提出されたものである。

本年度中貸付の増加額は一般会計並びに特別会計を通じ千百二万余円、同減少額は一億百二十八万余円、この増加額と減少額との差引額（純減額）は九千二十六万余円、年度末現在額は千二百三十五万余円である。この年度末現在額のうちその主な用途は公園四百十七万余円、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律第一條及び第四條に該当のものを併せて四百八十五万余円である。

二、本件の議決理由

委員会で慎重審査した結果、これを是認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

会計検査院法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、現行会計検査院法では検査官は両議院の同意を経て内閣が任命することに定められているが、その任命を要するとき、国会閉会中又は衆議院解散のため両議院の同意を経ることができないとき内閣は次の国会における承認を條件として検査官任命の途をひらき、会計検査院法の円滑な施行を計ろうとするものである。

二、議案の可決理由

本案は、検査官任命の場合における規定を整備しようとするものであり、その必要を認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年四月三十日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

調査に関する報告書

決算制度及び決算審議に関する調査報告書

本委員会は議長の承認を得て、決算制度及び決算審議に関する事項について、調査を進め、昭和二十五年三月八日、参考人の意見を聴取したので、その経過の概要をここに別紙の通り報告する。

昭和二十五年四月三十日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

決算制度及び決算審議に関する調査報告書

一、調査の目的

従来国の決算は、旧憲法下においては、会計検査院がこれを検査確定し、政府は各院別々に検査報告とともに、これを提出することとなつており、現在もこの慣行が引続いて行われている。すなわち決算は報告案件として取扱われ、国会の承認を必要とせず、これに対する各院の決議はその修正でも確定でもなく、批判、要望に留まるものであり、両院の意思の一致を必要としておらないのである。

これに対して新憲法の下における国会の地位にかんがみて、決算は国会の議決を要するものであるとの、意見が新たに提唱されるに至つている。これは国会の財政監督の地歩を強化し、会計経理の適正妥当な事務遂行に資せしめようとの見地から、国会としての単一意思を表示して、決算審議権の強化を図ろうとするものである。

従つて、決算は、国会への報告案件として取扱うものか、あるいは、両院交渉の議決案件として処理すべきものであろうかという点が目下論議の対象となつており、本委員会においては、この問題をとり上げて、その解釈及び取扱を確定せんとするものである。

二、調査の経過

本委員会は、昭和二十五年三月八日、参考人七名を招致して、右件に関し、その意見を聴取した。以下その概要を記述する。

（一）佐藤達夫君（法務府法制意見長官）

明治憲法第七十二條において、決算は報告書として扱われており、議案としては扱われておらない。従来からの決算審議の特徴を要約すると。

第一　決算は政府から両議院に同時に提出している。

第二　従つて、両院は各別にこれを審査して、両院交渉の扱い方をしておらない。

第三　決算が一つの会期に提出された場合、その会期中に結論が出ない場合においては、当然次の会期にこれを持ち越して、審査している。

以上につきるが、要するに、決算の扱いは今日まで報告書として扱われている。現行憲法、財政法には、提出された決算についての国会での取扱については何も触れていない。又国会法にも、これに関する條文はない。現行制度のもとにおいては、両議院は決算を審査する権能及び義務があるが、この審査の結果、必ず何らかの形の議決をせねばならぬというような拘束は積極的に定められておらないし、また審査の結果に対し、国会の意思として、両院一致の議決を要するとも定められていない。従つて現行制度は決して間違つたやり方ではないが、決算審査の結果、経理上の不都合が認められ、それについて、政府の責任を追究する場合現在の各院ばらばらのやり方では迫力がないというようなことが当然考えられる。これに迫力をもたせる方法として、次の四つを考えることができる。

第一は、大体の建前は従来通りにしておき、各院ばらばらの決議を国会一本として、まとめるようにする。これは現行法文上、差支えないと思われる。過般の阿波丸賠償抛棄決議の如き、両院ほとんど同じ内容である。

第二は、決算を国会に提出する窓口を一院にまとめて、審査する。その審査の結果の意思も国会として、決定されるようにする考え方である。従来一院の決算委員長が報告していた内容を「決算審査の結果に関する件」として一院で議決し、これを他の院に送付する。他の院がこれを可決すれば、国会の意思として、いわゆる「決算審査の結果に関する件」というものが成立するのである。

第三の考え方は、決算審査の結果を国会の必要的議決事項とする考え方であり、これは財政法等に改正を加え、国会は決算に対して、是認するか、あるいは、不当と認定するか、あるいはまた批難するかの議決をなすべきこととするのである。

第四は更に進んで、決算を予備金支出の場合に類するような、国会の承認事項にする。あるいはドイツあたりの立法例にあるが、決算について、政府は、国会に責任解除を求めるようにする考え方である。この行き方は、憲法第九十條があれておらぬところを法律でさらにつつ込んで、定めることになるわけで、必然的に憲法問題を生ずる。憲法が予定しておる財政についての国会の事後監督を強化するものでもつて、必ずしも憲法違反とはいえないかもしれないが、自分としては、憲法第八十七條、同第九十條、同第九十一條を通観して、憲法としては、国会の審査権を予定し、その批判の表明を予想しているが、それで、打ちどめというようなところであろうと感ずる。またこの事後承諾、責任解除の考え方を他の角度より反省すると、予備金支出の事後承諾、あるいは、責任解除というのは、本来ならば、事前に国会においての正規の手続をふむべきところを、それをしないで、政府限りでやつたことに対して、国会が事後にその追認をする場合である。然るに、決算は国会で定められた予算をそのままに執行した結末であるから、私としては決算について、このやり方をあてはめるのには、若干疑問を持つている。かりに現行制度を改めるとしたら第一案又は第二案、あるいは、それらを中心として、適当な組合せをすればよいと思う。

（二）大石義雄君（京都大学教授）

決算を議案として、取扱うべきものではない。決算は憲法上内閣の権限に属する行政事務であり、決算検査は、会計検査院の権限事務であつて、国会といえども、この権限を侵すことはできない。憲法上、国会は国権の最高機関であるが、この地位は憲法みずからの定めた限界内のものであつて、このことは、国会は、国権の最高機関であるが、司法権を行使し得ないことを思えば、きわめて明瞭である。決算の検査という、国家事務は会計検査院の検査によつて確定するものである。しかし、また一面、憲法は、決算は会計検査院の検査報告とともに、国会に提出すべきことを定め、決算についての国会の権限発動の機会を與えるものである。国会に決算が提出されたならば、国会はその決算について、計数上の当否は勿論、適法、違法、当、不当、の問題についても審査すべきものであるが、国会が決算審査の結果、何らかの意思表示をなすことは国会自身の裁量である。しかしこれによつて、会計検査院の決算検査の法的効果には影響ないのである。ただ国会は、国政調査権を発動するにおいては、国権の発動のいかなる方面においても、調査をなしうるもので、ひとり行政についてのみならず、司法についても、それが調査の範囲を越えない限り、国会の審査の対象となるもので、この意味で、決算について、国会が審査し

うる範囲は無制限である。

（三）　清宮四郎君（東北大学教授）

従来の決算審査のやり方は両院同時に提出し、各院それぞれに、決議をしており、国会一本の決議ではない。私はこれを憲法に逆行するものとは思わないが、その精神をよく生かしたものではないと思う。

新憲法によつて、国会の財政に関する権限が著しく強化され、国会は財政権についても最高の機関であり唯一の議決機関である。憲法のもとにおける財政は国会中心の財政でなければならぬ。この原則は国会における決算の審査にも及ぶものと考えるのが至当である。憲法第九十條により決算が国会に提出されるが、提出された決算を国会が審査し、審査の結果何らかの意思決定の議決をなすことは当然できることと思われる。憲法が議決をなすことを要求しておるかどうかは、幾分疑問の点があるが、少くとも憲法は、これを禁ずる意思はない。又憲法第八十三條の国の財政処理の権限は、国会の議決に基いて、行使すべきものとの原則的規定を押し進めれば、結局決算にも及ぶものであつて、国会がその議決によつて、予算を定め、そうして国会がみずから生んだものを決算の議決により跡始末する。予算の議決から決算の議決に至り首尾一貫する、これが憲法の精神を生かすゆえんと考えられる。すなわち決算は各院への報告ではなくて、議案として扱うのが、憲法の趣旨に合するものと思われる。又憲法第六十條に準じて、決算はまず、衆議院に提出し、後に参議院にかけるようにすべきである。これは憲法を改正しないでも、財政法その他の法律でやりうることではないかと考える。

決算を国会の議決行為とすると、その内容と効果如何。議決行為の内容は決算を承認するかどうかであり、承認すなわち政府の責任解除となるものと思う。議決の効果として、国会の議決は決算の成立要件ではなく、すでに大蔵大臣が作成し、内閣が閣議にはかつて、決定し、成立した決算の有効要件になるべきものと思われる。

更に会計経理関係者の責任の問題であるが、政府の責任者、あるいは、会計官吏の弾劾制度及び賠償責任制度を設けるべきで、従来出納官吏については弁償制度があつたが、更に、ひろく、予算執行の責任者にもこれを及ぼすべきものと思う。

又責任の追求について、いまの賠償責任、懲戒責任、あるいは一般の刑事責任とは別に、新たに特別の罰則を考える余地はないであろうか、又責任者が転退任しても責任を追求すべきものと思う。

なお決算については事柄の性質上、官報なり適当なところで公示する制度を設けたらよいと思う。

（四）　大西邦敏君（早稲田大学教授）

諸外国における決算審査制度をみるのに、イギリスでは、国会による会計監督が、最も効果的に行われている。国会と会計検査院とは極めて密接な関係に立ち、会計検査院長は国王により任命されるが、両院の議決によつてのみ国王によつて、罷免される。内閣に対して独立し、衆議院に対して責任を有する。決算も、会計検査院の検査報告も、衆議院にのみ提出される。衆議院決算委員会（十五名）は非常に重要視され、委員長は衆議院における反対党の一議員（通常は前大蔵省の政務次官）が選任され、現在の大蔵財政政務次官は必ず委員とたる慣習であり、秘密会であつて、その審査も、極めて厳重である。決算審査の結果が本会議において、議決案件として、取扱われているのか、どうか不明であるが、イギリスでは議決の如何は、重要視されず、決算委員会がふだんに、会計検査院と密接なる連絡をとつて、監視の目を光らせていることに重点がおかれている。

諸外国の憲法では、日本の憲法第九十條の如き例は少ない。政府の責任解除を求めるために、国会に提出する例の方が多い。旧帝制時代のドイツ及び同プロシヤ、ワイマール憲法、一九二〇年プロシヤ憲法、一九二一年及び一九三五年ポーランド憲法、一九四九年西ドイツのいわゆるボン憲法等これである。更にこれより多いのは、承認を求めるために国会に提出する例で現在のデンマーク憲法、帝政時代のスペイン憲法、中南米諸国憲法、一九四七年のイタリア憲法等これである。なおベルギーでは、決算は決算法案として議会に提出され、議会は、これに対して、議決をする制度をとつている。

要するに諸外国の多くは、決算は政府が報告として、議会に提出するのではなくて、議会の議決を求めるために、これを提出するという定めになつているのである。

（五）　小峰保榮君（会計検査院検査第四局長、会計検査院としての所見）

決算に対する議院の審査の結果なされる意思表示は（現在は、決議の形になつている。）決算に対しいかなる効果を有するかについて考えるに、

決算の内容となつている歳入歳出は、すでに、政府諸機関の収入支出の行為によつて、一段落ついており、会計検査院又は国会から批難されてもそれはすでになされた、収入支出の行為の効果には、何ら影響を及ぼさない。法律案、予算案に対する国会の議決は、法律又は予算の成立要件となつておるが、決算に対する国会の審査及び議決は、そのような効果はなく、予算執行の事後における会計経理の監督的作用であり、結局国政の大局からする予算執行上の政府の責任追求に帰着する。

以上のように考えると、国会の決算審議の手続についての形式が法律又は予算と同じように、議案の形式にぜひならなければならないという事由は見出しにくい。かりに議案の形式によつたとしても、結局非違事項の善後措置を要求し、責任を追求し、将来をいましめ、経費の節約等について、政府をべんたつする以上の効果は期待し難い。現在の形式による場合に較べて、加えうるものはなさそうである。

現在のように、衆議院、参議院、各別に提出、前後議の別なく、同時に行われておる場合には、両院の意思が合致しない場合を生じ、国会として不統一を来たし、歓迎すべきことではないが、監督をうける立場からいえば、一院で明確に批難された場合は当然責任を感ずる。

若し議案の形式によるときは、両院の議決が合致したものだけについて批難が成立するから自然批難事項が減少するおそれがあり、且つ決算の審査及び意思表示が現在よりもが促進されるものとも思えない。むしろ会期不継続の原則により再度議案の提出、説明審査等の手続が重複し、かえつて手戻りになるおそれがある。

現行憲法上も決算を議案となすことは疑問である。旧憲法の第七十二條はプロイセンの憲法第百四十四條をそのまま、真似をした法文であるが、プロインセンの憲法第百四十四條には「政府の責任の解除をうけるため」という字句があるが、日本の旧憲法第七十二條はそれを消しておる。現在の日本国憲法第九十條は旧憲法第七十二條をそのまま口語体に改めた程度であつて、「政府の責任解除」という効果を期待するとすれば、やはり憲法改正を必要とすると思う。

ただ旧憲法第七十二條には「会計検査院が決算を検査確定し」とあつたが、新憲法第九十條では、

「会計検査院が検査し」といつて、「確定」の文字を削つたが、これは決算の最終確定は、検査院の手を離れて、国会にうつつたということではない。現在の会計検査院法第二十一條では、確認という新語を用い、憲法第九十條の意味する広義の検査の最終段階たることを明らかにするとともに、決算は、会計検査院の検査によつて、不動のものとなる旨を明確にしたのである。

（六）　平井平治君（大蔵省主計局司計課長）

憲法第九十條は旧憲法第七十二條と、又財政法第四十條も旧会計法第二十三條といずれも実質的には変つておらないので、決算の取扱も従前通りの考え方でよろしいと思う。法律案、予算案に対する議決は、その成立要件であるが、決算の場合は議決すると否とにかかわらず、決算は決算であつて、その点で、議案とするには、本質的に適しない。決算に最も近い議案としては予備費の事後承諾案があるが、これは、予備費を使用したことの事後承諾を求めるもので、実際に使つたということも事後承諾の内容であるが、その他に、予備費の科目と金額、使う責任部局等を内閣が決定したということも事後承諾の内容となつている。従つて、実際に使用されておらない時、国会でそれを不当だと議決した場合その使用を中止し、あるいは、取消すこともできるわけで、この点決算審議と異るわけである。

また決算はすでに確定しておるものであるから、憲法第八十三條の財政の処理――将来なされるところの財政処理には当てはまらない。国会の議決の対象としても法律的には、いかような決議をしても効力がないのである。私としては、決算を議決の対象とすることは如何かと考えるが、ただ決算が予算に較べて、国会においても、軽視されがちであるので、これをどうしたら、重視されるかという点で、私は、憲法第八十三條による国会の議決にはいらないが、財政法あるいは、国会法に改正を加え、決算を国会の議決の対象とすることも、その一つの手段であると思う。

また決算委員会が財政監督的な立場から予算の執行の途中において、政府部内に入り込んで、監督をやり、あるいは、報告を徴するという手段によつて、決算に対する理解と協力を国民に求めることができると思う。そしてその方法が最も効果があり、手取り早い手段であると考える。

（七）　入江俊郎君（衆議院法制局長）

まず新憲法下における決算の性質について述べれば、決算は一会計年度の国の収入支出の現実の計算であるが、単に過去における、収入支出の事実だけであるのかということについて、二説あると思う。一つは（通説）決算は大蔵大臣が作成して、閣議決定を経た歳入歳出の現実の計算書につき、会計検査院が検査確認したものであるとする説である。ただこの説でも明治憲法第七十二條に検査確定とあつたものが新憲法では確定という字がなくなつておるのでこの点は今日としては、矢張り研究題目であると思う。

第二説は、国の決算として最終的に確定するのは、国会に提出されて国会の審査を終つたときであるとの説であるが、私は新憲法の解釈としてこの解釈をとるのが望ましいと考える。

次に、国会の決算審査の目的については、会計検査院が検査確認した決算（あるいは決算案）とその検査報告及びこれに対する政府の説明書を参考として、国会が独自の立場で検討を加えて、決算の内容が、収入支出を可能ならしめる実体法規に照らして、適法であるか否か、予算に対して、適正妥当なものであるか否かについて、批判して、財政処理に当つた政府の責任を明らかにして、もつて、国会としての行政監督権を行使することを目的とし、兼ねて将来における国会の予算審議の参考に資するものと考えるべきである。なお、決算は国会の審査を終了したとき国の決算として、最終的に確定するものであるとの説をとれば、国会における審査の目的は上述の目的に加えてなお国の決算を最終的に確定するという目的をも持つと考える。

次に、国会における決算審査の手続については、新憲法下においては決算はこれを両院交渉の議案として取扱い、国会における審査は両院の一致した議決をもつてなされるという建前を確立すべきである。従来は憲法第九十條の規定により決算を国会に提出するのは報告であると解していたが、やはりこれは、議決の客体として、国会としての意思を確立すべきである。

さらに、決算の審議及び議決は国会中心財政主義を確立した憲法第八十三條の規定から言つても、両院交渉の議案として扱うべきではないか、もしこの国会における財政監督権の発動としての議決が何ら法的効果を伴わない単なる政治的のものであるとしたら極めて弱いものになつて終う。

決算を両院交渉の議案とした場合に、如何にして、両院の意見を一致させるかという両院関係については、国会法第八十三條及び第八十七條があるが、国会法に両院関係の特別規定を設け「決算の審査については、後議の議院が、先議の議院の議決と異つた議決をし、両院協議会を開いても、意見が一致しない場合においては、両院の議決の一致したところをもつて、国会の議決とする」ということに定めるのも一つの方法と思う。これは両院対等の原則をあくまで維持しながら、両院の意見の一致を図る技術的方法であるからかような規定を設けることは、憲法上何ら差支えがないと考える。そこで両院の間に、一致を見ることができなかつた両院の意見は、それで消滅し、法律的には効力を持たせることはできないが、国会は一般に行政監督権をもつており、この行政監督権は必ずしも、両院一致の議決でなくとも、各院において、発動はなしうるからその限度における一つの意味を認めて、政府としてはできる限りこれを尊重する慣例をつくりたいと思う。

なお、両院一致の議決に対しては、政府はこれに対する見解及び措置について、一定の期間内に国会に報告をしなければならないという規定を財政法等において、明文化することが望ましい。又決算を両院交渉の議案とした場合、政府から国会に提出するにあたつては、実際の運用として予算に準じて衆議院を先議にするようにするか、特に財政法等にそのような規定をおくことがさらに望ましい。こうして、両院において、審査された決算は両院一致の議決に到達した部分たるとしからざる部分たるとを問わず、その審査の客体とせられた限度において、後議の議院でその審査を完了したときに、国の決算として、最終的に確定するようにいたしたい。

以上の参考人の意見に対して、金子委員、田中（角）委員、永田委員、川端委員、八百板委員から熱心な質疑が行われたが、決算委員会としては、さらに考究解決を要するものとして、この旨決算委員長から昭和二十二年度決算報告の際本会議に報告した。

調査に関する報告書

決算制度及び決算審議に関する調査報告書

本委員会は議長の承認を得て、決算制度及び決算審議に関する事項について、調査を進め、昭和二十五年三月八日、参考人の意見を聴取したので、その経過の概要をここに別紙の通り報告する。

昭和二十五年四月三十日

決算委員長　本間　俊一

衆議院議長幣原喜重郎殿

決算制度及び決算審議に関する調査報告書

一、調査の目的

従来国の決算は、旧憲法下においては、会計検査院がこれを検査確定し、政府は各院別々に検査報告とともに、これを提出することとなつており、現在もこの慣行が引続いて行われている。すなわち決算は報告案件として取扱われ、国会の承認を必要とせず、これに対する各院の決議はその修正でも確定でもなく、批判、要望に留まるものであり、両院の意思の一致を必要としておらないのである。

これに対して新憲法の下における国会の地位にかんがみて、決算は国会の議決を要するものであるとの、意見が新たに提唱されるに至つている。これは国会の財政監督の地歩を強化し、会計経理の適正妥当な事務遂行に資せしめようとの見地から、国会としての単一意思を表示して、決算審議権の強化を図ろうとするものである。

従つて、決算は、国会への報告案件として取扱うものか、あるいは、両院交渉の議決案件として処理すべきものであろうかという点が目下論議の対象となつており、本委員会においては、この問題をとり上げて、その解釈及び取扱を確定せんとするものである。

二、調査の経過

本委員会は、昭和二十五年三月八日、参考人七名を招致して、右件に関し、その意見を聴取した。以下その概要を記述する。

（一）佐藤達夫君（法務府法制意見長官）

明治憲法第七十二條において、決算は報告書として扱われており、議案としては扱われておらない。従来からの決算審議の特徴を要約すると。

第一　決算は政府から両議院に同時に提出している。

第二　従つて、両院は各別にこれを審査して、両院交渉の扱い方をしておらない。

第三　決算が一つの会期に提出された場合、その会期中に結論が出ない場合においては、当然次の会期にこれを持ち越して、審査している。

以上につきるが、要するに、決算の扱いは今日まで報告書として扱われている。現行憲法、財政法には、提出された決算についての国会での取扱については何も触れていない。又国会法にも、これに関する條文はない。現行制度のものにおいては、両議院は決算を審査する権能及び義務があるが、この審査の結果、必ず何らかの形の議決をせねばならぬというような拘束は積極的に定められておらないし、また審査の結果に対し、国会の意思として、両院一致の議決を要するとも定められていない。従つて現行制度は決して間違つたやり方ではないが、決算審査の結果、経理上の不都合が認められ、それについて、政府の責任を追究する場合現在の各院ばらばらのやり方では迫力がないというようなことが当然考えられる。これに迫力をもたせる方法として、次の四つを考えることができる。

第一は、大体の建前は従来通りにしておき、各院ばらばらの決議を国会一本として、まとめるようにする。これは現行法文上、差支えないと思われる。過般の阿波丸賠償抛棄決議の如き、両院ほとんど同じ内容である。

第二は、決算を国会に提出する窓口を一院にまとめて、審査する。その審査の結果の意思も国会として、決定されるようにする考え方である。従来一院の決算委員長が報告していた内容を「決算審査の結果に関する件」として一院で議決し、これを他の院に送付する。他の院がこれを可決すれば、国会の意思として、いわゆる「決算審査の結果に関する件」というものが成立するのである。

第三の考え方は、決算審査の結果を国会の必要的議決事項とする考え方であり、これは財政法等に改正を加え、国会は決算に対して、是認するか、あるいは、不当と認定するか、あるいはまた批難するかの議決をなすべきこととするのである。

第四は更に進んで、決算を予備金支出の場合に類するような、国会の承認事項にする。あるいはドイツあたりの立法例にあるが、決算について、政府は、国会に責任解除を求めるようにする考え方である。この行き方は、憲法第九十條がふれておらぬところを法律でさらにつつ込んで、定めることになるわけで、必然的に憲法問題を生ずる。憲法が予定しておる財政についての国会の事後監督を強化するものであつて、必ずしも憲法違反とはいえないかもしれないが、自分としては、憲法第八十七條、同第九十條、同第九十一條を通観して、憲法としては、国会の審査権を予定し、その批判の表明を予想しているが、それで、打ちどめというようなところであろうと感ずる。またこの事後承諾、責任解除の考え方を他の角度より反省すると、予備金支出の事後承諾、あるいは、責任解除というのは、本来ならば、事前に国会においての正規の手続をふむべきところを、それをしないで、政府限りでやつたことに対して、国会が事後にその追認をする場合である。然るに、決算は国会で定められた予算をそのままに執行した結末であるから、私としては決算について、このやり方をあてはめるのには、若干疑問を持つている。かりに現行制度を改めるとしたら第一案又は第二案、あるいは、それらを中心として、適当な組合せをすればよいと思う。

（二）大石義雄君（京都大学教授）

決算は議案として、取扱うべきものではない。決算は憲法上内閣の権限に属する行政事務であり、決算検査は、会計検査院の権限事務であつて、国会といえども、この権限を侵すことはできない。憲法上、国会は国権の最高機関であるが、この地位は憲法みずからの定めた限界内のものであつて、このことは、国会は、国権の最高機関であるが、司法権を行使し得ないことを思えば、きわめて明瞭である。決算の検査という、国家事務は会計検査院の検査によつて確定するものである。しかし、また一面、憲法は、決算は会計検査院の検査報告とともに、国会に提出すべきことを定め、決算について国会の権限発動の機会を與えるものである。国会に決算が提出されたならば、国会はその決算について、計数上の当否は勿論、適法、違法、当、不当、の問題についても審査すべきものであるが、国会が決算審査の結果、何らかの意思表示をなすことは国会自身の裁量である。しかしこれによつて、会計検査院の決算検査の法的効果には影響ないのである。ただ国会は、国政調査権を発動するにおいては、国権の発動のいかなる方面においても、調査をなしうるもので、ひとり行政についてのみならず、司法についても、それが調査の範囲を越えない限り、国会の審査の対象となるもので、この意味で、決算について、国会が審査しうる範囲は無制限である。

（三）清宮四郎君（東北大学教授）

従来の決算審査のやり方は両院同時に提出し、各院それぞれに、決議をしており、国会一本の決議

ではない。私はこれを憲法に逆行するものとは思わないが、その精神をよく生かしたものではないと思う。

新憲法によつて、国会の財政に関する権限が著しく強化され、国会は財政権についても最高の機関であり唯一の議決機関である。憲法のもとにおける財政は国会中心の財政でなければならぬ。この原則は国会における決算の審査にも及ぶものと考えるのが至当である。憲法第九十條により決算が国会に提出されるが、提出された決算を国会が審査し、審査の結果何らかの意思決定の議院をなすことは当然できることと思われる。憲法が議決をなすことを要求しておるかどうかは、幾分疑問の点があるが、少くとも憲法は、これを禁ずる意思はない。又憲法第八十三條の国の財政処理の権限は、国会の議決に基いて、行使すべきものとの原則的規定を押し進めれば、結局決算にも及ぶものであつて、国会がその議決によつて、予算を定め、そうして国会がみずから生んだものを決算の議決により跡始末する。予算の議決から決算の議決に至り首尾一貫する、これが憲法の精神を生かすゆえんと考えられる。すなわち決算は各院への報告ではなくて、議案として扱うのが、憲法の趣旨に合するものと思われる。又憲法第六十條に準じて、決算はまず、衆議院に提出し、後に参議院にかけるようにすべきである。これは憲法を改正しないでも、財政法その他の法律でやりうることではないかと考える。

決算を国会の議決行為とすると、その内容と効果如何。議決行為の内容は決算を承認するかどうかであり、承認すなわち政府の責任解除となるものと思う。議決の効果として、国会の議決は決算の成立要件ではなく、すでに大蔵大臣が作成し、内閣が閣議にはかつて、決定し、成立した決算の有効要件になるべきものと思われる。

更に会計経理関係者の責任の問題であるが、政府の責任者、あるいは、会計官吏の弾劾制度及び賠償責任制度を設けるべきで、従来出納官吏については弁償制度があつたが、更に、ひろく、予算執行の責任者にもこれを及ぼすべきものと思う。

又責任の追求について、いまの賠償責任、懲戒責任、あるいは一般の刑事責任とは別に、新たに特別の罰則を考える余地はないであろうか、又責任者が転退任しても責任を追求すべきものと思う。

なお決算については事柄の性質上、官報なり適当なところで公示する制度を設けたらよいと思う。

（四）　大西邦敏君（早稲田大学教授）

諸外国における決算審査制度をみるのに、イギリスでは、国会による会計監督が、最も効果的に行われている。国会と会計検査院とは極めて密接な関係に立ち、会計検査院長は国王により任命されるが、両院の議決によつてのみ国王によつて、罷免される。内閣に対して独立し、衆議院に対して責任を有する。決算も、会計検査院の検査報告も、衆議院にのみ提出される。衆議院決算委員会（十五名）は非常に重要視され、委員長は衆議院における反対党の一議員（通常は前大蔵省の政務次官）が選任され、現在の大蔵財政政務次官は必ず委員となる慣習であり、秘密会であつて、その審査も、極めて厳重である。決算審査の結果が本会議において、議決案件として、取扱われているのか、どうか不明であるが、イギリスでは議決の如何は、重要視されず、決算委員会がふだんに、会計検査院と密接なる連絡をとつて、監視の目を光らせていることに重点がおかれている。

諸外国の憲法では、日本の憲法第九十條の如き例は少ない。政府の責任解除を求めるために、国会に提出する例の方が多い。旧帝制時代のドイツ及び同プロシヤ、ワイマール憲法、一九二〇年プロシヤ憲法、一九二一年及び一九三五年ポーランド憲法、一九四九年西ドイツのいわゆるボン憲法等これである。更にこれより多いのは、承認を求めるために国会に提出する例で現在のデンマーク憲法、帝政時代のスペイン憲法、中南米諸国憲法、一九四七年のイタリア憲法等これである。なおベルギーでは、決算は決算法案として議会に提出され、議会は、これに対して、議決をする制度をとつている。

要するに諸外国の多くは、決算は政府が報告として、議会に提出するのではなくて、議会の議決を求めるために、これを提出するという定めになつているのである。

（五）　小峰保栄君（会計検査院検査第四局長、会計検査院としての所見）

決算に対する議院の審査の結果なされる意思表示は（現在は、決議の形になつている。）決算に対しいかなる効果を有するかについて考えるに、

決算の内容となつている歳入歳出は、すでに、政府諸機関の収入支出の行為によつて、一段落ついており、会計検査院又は国会から批難されてもそれはすでになされた、収入支出の行為の効果には、何ら影響を及ぼさない。法律案、予算案に対する国会の議決は、法律又は予算の成立要件となつておるが、決算に対する国会の審査及び議決は、そのような効果はなく、予算執行の事後における会計経理の監督的作用であり、結局国政の大局からする予算執行上の政府の責任追求に帰着する。

以上のように考えると、国会の決算審議の手続についての形式が法律又は予算と同じように、議案の形式にぜひならなければならないという事由は見出しにくい。かりに議案の形式によつたとしても、結局非違事項の善後措置を要求し、責任を追求し、将来をいましめ、経費の節約等について、政府をべんたつする以上の効果は期待し難い。現在の形式による場合に較べて、加えうるものはなさそうである。

現在のように、衆議院、参議院、各別に提出、前後議の別なく、同時に行われておる場合には、両院の意思が合致しない場合を生じ、国会として不統一を来たし、歓迎すべきことではないが、監督をうける立場からいえば、一院で明確に批難された場合は当然責任を感ずる。

若し議案の形式によるときは、両院の議決が合致したものだけについて批難が成立するから自然批難事項が減少するおそれがあり、且つ決算の審査及び意思表示が現在よりも促進されるものとも思えない。むしろ会期不継続の原則により再度議案の提出、説明審査等の手続が重複し、かえつて手戻りになるおそれがある。

現行憲法上も決算を議案となすことは疑問である。旧憲法の第七十二條はプロイセンの憲法第百四十四條をそのまま、真似をした法文であるが、プロイセンの憲法第百四十四條には「政府の責任の解除をうけるため」という字句があるが、日本の旧憲法第七十二條はそれを消しておる。現在の日本国憲法第九十條は旧憲法第七十二條をそのまま口語体に改めた程度であつて、「政府の責任解除」という効果を期待するとすれば、やはり憲法改正を必要とすると思う。

ただ旧憲法第七十二條には「会計検査院が決算を検査確定し」とあつたが、新憲法第九十條では、「会計検査院が検査し」といつて、「確定」の文字を削つたが、これは決算の最終確定は、検査院の手を離れて、国会にうつつたということではない。現在の会計検査院法第二十一條では、確認という新語を用い、憲法第九十條の意味する

広義の検査の最終段階たることを明らかにするとともに、決算は、会計検査院の検査によつて、不動のものとなる旨を明確にしたのである。

（六）　平井平治君（大蔵省主計局司計課長）

憲法第九十條は旧憲法第七十二條と、又財政法第四十條も旧会計法第二十三條といずれも実質的には変つておらないので、決算の取扱も従前通りの考え方でよろしいと思う。法律案、予算案に対する議決は、その成立要件であるが、決算の場合は議決すると否とにかかわらず、決算は決算であつて、その点で、議案とするには、本質的に適しない。決算に最も近い議案としては予備費の事後承諾案があるが、これは、予備費を使用したことの事後承諾を求めるもので、実際に使つたということも事後承諾の内容であるが、その他に、予備費の科目と金額、使う責任部局等を内閣が決定したということも事後承諾の内容となつている。従つて、実際に使用されておらない時、国会でそれを本当だと議決した場合その使用を中止し、あるいは、取消すこともできるわけで、この点決算審議と異るわけである。

また決算はすでに確定しておるものであるから、憲法第八十三條の財政の処理――将来なされるところの財政処理には当てはまらない。国会の議決の対象としても法律的には、いかような決議をしても、効力がないのである。私としては、決算を議決の対象とすることは如何かと考えるが、ただ決算が予算に較べて、国会において、軽視されがちであるので、これをどうしたら、重視されるかという点で、私は、憲法第八十三條による国会の議決にはいらないが、財政法あるいは、国会法に改正を加え、決算を国会の議決の対象とすることも、その一つの手段であると思う。

また決算委員会が財政監督的な立場から予算の執行の途中において、政府部内に入り込んで、監督をやり、あるいは、報告を徴するという手段によつて、決算に対する理解と協力を國民に求めることができると思う。そしてその方法が最も効果があり、手取り早い手段であると考える。

（七）　入江俊郎君（衆議院法制局長）

まず新憲法下における決算の性質について述べれば、決算は一会計年度の国の収入支出の現実の計算であるが、単に過去における、収入支出の事実だけであるのかということについて、二説あると思う。一つは（通説）決算は大蔵大臣が作成して、閣議決定を経た歳入歳出の現実の計算書につき、会計検査院が検査確認したものであるとする説である。ただこの説でも明治憲法第七十二條に検査確定とあつたものが新憲法では確定という字がなくなつておるのでこの点は今日としては、矢張り研究題目であると思う。

第二説は、国の決算として最終的に確定するのは、国会に提出されて国会の審査を終つたときでもるとの説であるが、私は新憲法の解釈としてこの解釈をとるのが望ましいと考える。

次に、国会の決算審査の目的については、会計検査院が検査確認した決算（あるいは決算案）とその検査報告及びこれに対する政府の説明書を参考として、国会が独自の立場で検討を加えて、決算の内容が、収入支出を可能ならしめる実体法規に照らして、適法であるか否か、予算に対して、適正妥当なものであるか否かについて、批判して、財政処理に当つた政府の責任を明らかにして、もつて、国会としての行政監督権を行使することを目的とし、兼ねて将来における国会の予算審議の参考に資するものと考えるべきである。なお、決算は国会の審査を終了したとき国の決算として、最終的に確定するものであるとの説をとれば、国会における審査の目的は上述の目的に加えてなお国の決算を最終的に確定するという目的をも持つと考える。

次に、国会における決算審査の手続については、新憲法下においては決算はこれを両院交渉の議案として取扱い、国会における審査は両院の一致した議決をもつて、なされるという建前を確立すべきである。従来は憲法第九十條の規定により決算を国会に提出するのは今日としては、矢張り研究題目であると解していたが、やはりこれは、議決の客体として、国会としての意思を確立すべきである。

さらに、決算の審議及び議決は国会中心財政主義を確立した憲法第八十三條の規定から言つても、両院交渉の議案として扱うべきではないか、もしこの国会における財政監督権の発動としての議決が何ら法的効果を伴わない単なる政治的のものであるとしたら極めて弱いものになつて終う。

決算を両院交渉の議案とした場合に、如何にして、両院の意見を一致させるかという両院関係については、国会法第八十三條及び第八十七條があるが、国会法に両院関係の特別規定を設け「決算の審査については、後議の議院が、先議の議院の議決と異つた議決をし、両院協議会を開いても、意見が一致しない場合においては、両院の議決の一致したところをもつて、国会の議決とする」ということに定めるのも一つの方法と思う。これは両院対等の原則をあくまで維持しながら、両院の意見の一致を図る技術的方法であるからかような規定を設けることは、憲法上何ら差支えがないと考える。そこで両院の間に、一致を見ることができなかつた両院の意見は、それで消滅し、法律的には効力を持たせることはできないが、国会は一般に行政監督権をもつており、この行政監督権は必ずしも、両院一致の議決でなくとも、各院において、発動はなしうるからその限度における一つの意味を認めて、政府としてはできる限りこれを尊重する慣例をつくりたいと思う。

なお、両院一致の議決に対しては、政府はこれに対する見解及び措置について、一定の期間内に国会に報告をしなければならないという規定を財政法等において、明文化することが望ましい。又決算を両院交渉の議案とした場合、政府から国会に提出するにあたつては、実際の運用として予算に準じて衆議院を先議にするようにするか、特に財政法等にそのような規定をおくことがさらに望ましい。こうして、両院において、審査された決算は両院一致の議決に到達した部分たるとしからざる部分たるとを問わず、その審査の客体とせられた限度において、後議の議院でその審査を完了したときに、国の決算として、最終的に確定するようにいたしたい。

以上の参考人の意見に対して、金子委員、田中（角）委員、永田委員、川端委員、八百板委員から熱心な質疑が行われたが、決算委員会としては、さらに考究解決を要するものとして、この旨決算委員長から昭和二十二年度決算報告の際本会議に報告した。

閉会中審査に関する報告書

昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算及び同年度特別会計歳入歳出決算等閉会中審査報告書

一　昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算及び同年度特別会計歳入歳出決算

二　決算制度及び決算審議に関する件

右各件は審査を終了するに至らな

かつた。
右報告する。
昭和二十五年七月十一日
決算委員長　菅家　喜六
衆議院議長幣原喜重郎殿

議院運営委員会報告書

〔第五十四号参照〕

裁判官彈劾法の一部を改正する法律案（古島義英君提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的
本案において改正を加えんとする主なる点は、(1)訴追委員会の名称の変更(2)訴追委員及び裁判員の辞任に関する規定の改正(3)委員長及び裁判長の開会中における職務雑費に関する規定の新設等である。

二、議案の修正議決理由
本案は、裁判官彈劾法運営の実績にかんがみ、その内容は概ね妥当と認められるが、なお、不備の箇所があると認められるので、これを別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年五月一日
議院運営委員長　大村　清一
衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

裁判官彈劾法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第三條見出し中○「彈劾裁判所」を「裁判官彈劾裁判所」に、○「訴追委員会」を「裁判官訴追委員会」に改める。
第三條中○「彈劾裁判所」を「裁判官彈劾裁判所（以下彈劾裁判所という。）」に、○「訴追委員会」を「裁判官訴追委員会（以下訴追委員会という。）」に改める。
第五條第一項中「訴追委員」を「裁判官訴追委員（以下訴追委員という。）」に改め、同條第五項を次のように改める。
訴追委員及びその予備員が辞職しようとするときは、訴追委員長を経由して、衆議院の許可を受けなければならない。但し、国会の閉会中は、訴追委員会の委員長を経由して、衆議院議長の許可を受けて辞職することができる。
第十六條第六項を次のように改める。
裁判員及びその予備員が辞職しようとするときは、彈劾裁判所長を経由して、その者の属する議院の許可を受けなければならない。但し、国会の閉会中は、彈劾裁判所の裁判長を経由して、その者の属する議院の議長の許可を受けて辞職することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第五條第九項及び第十六條第十項の改正規定は、昭和二十四年十一月三十日から、適用する。

2　国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百二十六條及び第百二十九條中「訴追委員会」を「裁判官訴追委員会」に、同法第百二十六條第一項、第二十七條及び第百二十八條中「訴追委員」を「裁判官訴追委員」に改める。

3　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一條、第三條、第四條、第五條の二、第六條、第三十三條、第三十七條及び第三十八條中「訴追委員会」を「裁判官訴追委員会」に改める。

閉会中審査に関する報告書

一　議員の福利施設に関する件等閉会中審査報告書
二　議員の退職金制度に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。
昭和二十五年七月十一日
議院運営委員長　大村　清一
衆議院議長幣原喜重郎殿

閉会中審査に関する報告書

一　議員の福利施設に関する件
右件に関しては、別紙の通りそれぞれ答申した。
右報告する。
昭和二十五年七月十一日
議院運営委員長　大村　清一
衆議院議長幣原喜重郎殿

閉会中審査に関する報告書

一　会期に関する件
第八回国会の会期は二週間とすること
一　議員の議席に関する件
第八回国会においても従前の通りとすること
一　議場内交渉係及び議事進行係に関する件
第八回国会においても従前の通りとすること

一　開会式の日取に関する件
第八回国会の開会式はこれを七月十三日に行うこと

図書館運営委員会報告書

閉会中審査に関する報告書

国立国会図書館運営に関する件
閉会中審査報告書
一　国立国会図書館運営に関する件
右件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。
昭和二十五年七月十一日
図書館運営委員長　東井三代次
衆議院議長幣原喜重郎殿

海外同胞引揚に関する特別委員会報告書

閉会中審査に関する報告書

在外同胞引揚促進に関する件等閉会中審査報告書
一　在外同胞引揚促進に関する件
引揚者定着援護に関する件
二　右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。
昭和二十五年七月十一日
海外同胞引揚に関する特別委員長　中山　マサ
衆議院議長幣原喜重郎殿

災害地対策特別委員会報告書

閉会中審査に関する報告書

災害防止、国土保全法案起草に関する件等閉会中審査報告書
一、災害防止、国土保全法案起草に関する件
二、既往の災害復旧状況に関する件
三、不時の災害による被害状況に関する件
右各件に審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。
昭和二十五年七月十一日
災害地対策特別委員長　大内　一郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

第七回国会衆議院内閣委員会議録第十九号中正誤

頁	段	行	誤	正
一	三	八	節	に、第一節
二	一	三	「高松財務部」	「高松財務部」
三	二・三		表中	臨時宅地
四	二	三	議ヲ経ル	議ヲ経テ
四	三	一	地方実地	地方宅地

第七回国会衆議院内閣委員会議録第二十号中正誤

頁	段	行	誤	正
二	五	六	決定すること。	決定をすること。
三	二	三	内閣総理大臣が	内閣総理大臣が、
三	三	四	委員は	委員は、
四	二	三	その他の	その他
四	五	三	第九号	第九條

第七回国会衆議院地方行政委員会議録第十二号中正誤

頁	段	行	誤	正
四	三	二	その他従業者	その他の従業者

第七回国会衆議院地方行政委員会議録第三十号中正誤

頁	段	表	誤	正
三	四・五	（三五行）	戦災に因る被災地の面積	戦争に因る被災地の面積

第七回国会衆議院地方行政委員会議録第三十一号中正誤

頁	段	行	誤	正
二	三	元	「別表に」	「別表」に

第七回国会衆議院大蔵委員会議録第十九号中正誤

頁	段	行	誤	正
三	一	三	団体員ノ	団体員
五	二	八	第一項第一号	第二項第一号
九	四	一四	又は納付すべき	納付すべき
二	四	三五	法人税額	法人税
三五	三	二	課額価格	課税価格、
三七	二	九	て、被相続人	て、当該被相続人

第七回国会衆議院大蔵委員会議録第二十五号中正誤

頁	段	行	誤	正
四四	四	三	事務所	事業所
四六	一	三	金額	金銭
五〇	一	六	申納書	申告書
同	三	二四	割合に	割合を
同	四	九	割合に	割合を

第七回国会衆議院大蔵委員会議録第四十号中正誤

頁	段	行	誤	正
二	五	六	サレタルトキヘ前項	サレタルトキ又ヘ前項

第七回国会衆議院大蔵委員会議録第四十五号中正誤

頁	段	行	誤	正
四	三	表	茨城県那珂郡湊町	茨城県那珂郡那珂湊町
同	三	表	大阪税関	舞鶴税関支署
九	三	三十一号	二十一号	
同	四	五	輸入の	輸入税の

第七回国会衆議院文部委員会議録第二十二号中正誤

頁	段	行	誤	正
六	五	三	又は七十條	又は第七十條
同	同	六	指定せられた	指定された
二	四	元	第五十五條	第五十六條
同	五	九	第五十六條	第五十一條

第七回国会衆議院通商産業委員会議録第四十三号中正誤

頁	段	行	誤	正
三	三	三	商品の商品	商品（資産上の要件）が入る
六	一	六	行と二十九行の間に見出しとして、	行と二十九行の間に見出しとして、
九	一	三	商品	商号
同	三	二	あるのは	あるのは、
同	四	一	若しくは及び	若しくは若しくは
三	三	三	第二百四十五條第二項	第二百四十五條第一項
同	同	三	所法第六十八條	所法第六十八條第一項

第七回国会衆議院通商産業委員会議録第四十三号中正誤

頁	段	行	誤	正
六	三	一〇	第百四十條	第百四十三條
同	五	一七	削るべきの誤	
同	同	三	十行の次に来るべきの誤	

同　同　三　2　前項　3　項　第一

同　同　三　3　項　前二　4　項及び前項　第一

同　同　三　4　項　第二　5　項　第三

第七回国会衆議院内閣、大蔵委員会連合審査会議録第一号中正誤

頁	段	行	誤	正
一	一	三	大蔵委員会委員名中、佐久間徹君の次に三宅則義君を加える。	

第七回国会衆議院選挙法改正に関する調査特別委員会議録附録中正誤

頁	段	行	誤	正
四	三	表外	第十六條第三項	第十六條第二項

昭和二十五年十一月二十日印刷　昭和二十五年十一月二十一日発行　衆議院事務局　印刷者　印刷庁